五　戦時補償打切りと企業再建整備

1　戦時補償と財産税の検討

(1)　司令部税制顧問チャーン氏及びシーガル氏との会見顛末

（第一回―第一〇回）（昭和二一年四月二三日―五月一五日）

チャーン氏トノ第一回会見顛末

目時　昭和二十一年四月二十三日午後三時ヨリ午後五時

場所　霞林ビル、マッカーサー司令部

出席者　司令部側　チャーン氏
　　バロン少佐
　　シュベル中尉
　当方　池田主税局長
　　木内終戦連絡部長
　　渡辺事務官
　　宮沢事務官
　　秋元終戦連絡官

一、チャーン氏ヨリ左ノ通リノ意見ノ開陳アリタリ

(イ)　法人財産税ノ実施ニ就イテハ多分ニ疑問アリ即チ先ツ第一ニ夫レガ生産ヲ阻害スル事ナキヤ、第二ニ他ノ方法ヲ以テ之ニ代ル措置ヲ考ヘ得ザル例ヘバ(イ)戦時所得ノ徴収(ロ)法人税ノ強化(ハ)社会保険特別課税

(ロ)　個人財産税ニツイテハ(イ)免税点ヲ少クトモ三万円ニ引上ゲ(ロ)累進税率ノ右ニ対スル政府ノ意見如何

当日ノ会議内容ヲ要約スレバ左ノ如シ

一、主税局側出席両子算ノ収支均衡ニ付論議アリ、チャーチル氏ノ現在ノ我国民問題ノ寮ロ此種階級ノ究底方酬貿力トシテ全ク回ノ結果ヲ意外ニ経済荻庁ヲシテ混乱ノ居点ニ在リ、次ニ税務官吏ノ調荘力ノ低中ノ財産増加税ノ免税点ヲ現状ノ国民財産四五〇〇億、国民所得一四〇〇億、財政収支四〇〇億、国債発行一〇〇億ヲ以テ見積ルモ尚ホ一般物価騰貴ノ懸念ナシトスル点ニ付テハ、税務官吏ノ説明ニ依レバ、財産税ハ課税価格ノ一〇分ノ一ヲ超エザル限リ物価ニ影響ナシトノ事ナリ

二、右ノ外ニ財産税ノ評価ニ関シ、税務官吏ヨリ左ノ如キ説明アリタリ

(一) 家族、戦災等ノ控除ニ関シテハ、共ニ寮ロ其ノ一家ノ主ト看做シ得ルヤ否ヤニ付テハ、税務官吏ハ之ヲ肯定シ得ル旨ヲ答ヘタリ

(二) 農地ニ付テハ、農地ハ其ノ収穫ノ一定倍数ヲ以テ評価スルコトトシ、其ノ評価ハ地方庁ニ設置セラルル委員会ニ於テ決定スル筈ナリ

(三) 農業用動産ニ付テハ、其ノ評価ハ一般動産ト同様ニ取扱フ筈ナリ

(四) 営業用財産ニ付テハ、営業ノ継続ヲ前提トシテ評価スルモノニシテ、営業ノ廃止ニ伴フ損失ハ之ヲ考慮セズ

(五) 営業用財産ノ評価ニ付テハ、営業ノ継続ヲ前提トシテ評価スルモノニシテ、営業ノ廃止ニ伴フ損失ハ之ヲ考慮セズ

(六) 営業用財産ノ評価ニ付テハ、営業ノ継続ヲ前提トシテ評価スルモノニシテ、営業ノ廃止ニ伴フ損失ハ之ヲ考慮セズ

(七) 営業用財産ノ評価ニ付テハ、営業ノ継続ヲ前提トシテ評価スルモノニシテ、営業ノ廃止ニ伴フ損失ハ之ヲ考慮セズ

(八) 営業用財産ノ評価ニ付テハ、営業ノ継続ヲ前提トシテ評価スルモノニシテ、営業ノ廃止ニ伴フ損失ハ之ヲ考慮セズ

(九) 営業用財産ノ評価ニ付テハ、営業ノ継続ヲ前提トシテ評価スルモノニシテ、営業ノ廃止ニ伴フ損失ハ之ヲ考慮セズ

(十) 営業用財産ノ評価ニ付テハ、営業ノ継続ヲ前提トシテ評価スルモノニシテ、営業ノ廃止ニ伴フ損失ハ之ヲ考慮セズ

(十一) 営業用財産ノ評価ニ付テハ、営業ノ継続ヲ前提トシテ評価スルモノニシテ、営業ノ廃止ニ伴フ損失ハ之ヲ考慮セズ

(十二) 営業用財産ノ評価ニ付テハ、営業ノ継続ヲ前提トシテ評価スルモノニシテ、営業ノ廃止ニ伴フ損失ハ之ヲ考慮セズ

(十三) 営業用財産ノ評価ニ付テハ、営業ノ継続ヲ前提トシテ評価スルモノニシテ、営業ノ廃止ニ伴フ損失ハ之ヲ考慮セズ

(十四) 営業用財産ノ評価ニ付テハ、営業ノ継続ヲ前提トシテ評価スルモノニシテ、営業ノ廃止ニ伴フ損失ハ之ヲ考慮セズ

(十五) 営業用財産ノ評価ニ付テハ、営業ノ継続ヲ前提トシテ評価スルモノニシテ、営業ノ廃止ニ伴フ損失ハ之ヲ考慮セズ

(十六) 営業用財産ノ評価ニ付テハ、営業ノ継続ヲ前提トシテ評価スルモノニシテ、営業ノ廃止ニ伴フ損失ハ之ヲ考慮セズ

(十七) 営業用財産ノ評価ニ付テハ、営業ノ継続ヲ前提トシテ評価スルモノニシテ、営業ノ廃止ニ伴フ損失ハ之ヲ考慮セズ

(十八) 営業用財産ノ評価ニ付テハ、営業ノ継続ヲ前提トシテ評価スルモノニシテ、営業ノ廃止ニ伴フ損失ハ之ヲ考慮セズ

(十九) 営業用財産ノ評価ニ付テハ、営業ノ継続ヲ前提トシテ評価スルモノニシテ、営業ノ廃止ニ伴フ損失ハ之ヲ考慮セズ

(二十) 営業用財産ノ評価ニ付テハ、営業ノ継続ヲ前提トシテ評価スルモノニシテ、営業ノ廃止ニ伴フ損失ハ之ヲ考慮セズ

(二十一) 営業用財産ノ評価ニ付テハ、営業ノ継続ヲ前提トシテ評価スルモノニシテ、営業ノ廃止ニ伴フ損失ハ之ヲ考慮セズ

(二十二) 営業用財産ノ評価ニ付テハ、営業ノ継続ヲ前提トシテ評価スルモノニシテ、営業ノ廃止ニ伴フ損失ハ之ヲ考慮セズ

(二十三) 営業用財産ノ評価ニ付テハ、営業ノ継続ヲ前提トシテ評価スルモノニシテ、営業ノ廃止ニ伴フ損失ハ之ヲ考慮セズ

(二十四) 営業用財産ノ評価ニ付テハ、営業ノ継続ヲ前提トシテ評価スルモノニシテ、営業ノ廃止ニ伴フ損失ハ之ヲ考慮セズ

(二十五) 営業用財産ノ評価ニ付テハ、営業ノ継続ヲ前提トシテ評価スルモノニシテ、営業ノ廃止ニ伴フ損失ハ之ヲ考慮セズ

(二十六) 営業用財産ノ評価ニ付テハ、営業ノ継続ヲ前提トシテ評価スルモノニシテ、営業ノ廃止ニ伴フ損失ハ之ヲ考慮セズ

(二十七) 営業用財産ノ評価ニ付テハ、営業ノ継続ヲ前提トシテ評価スルモノニシテ、営業ノ廃止ニ伴フ損失ハ之ヲ考慮セズ

(二十八) 営業用財産ノ評価ニ付テハ、営業ノ継続ヲ前提トシテ評価スルモノニシテ、営業ノ廃止ニ伴フ損失ハ之ヲ考慮セズ

(二十九) 営業用財産ノ評価ニ付テハ、営業ノ継続ヲ前提トシテ評価スルモノニシテ、営業ノ廃止ニ伴フ損失ハ之ヲ考慮セズ

(三十) 営業用財産ノ評価ニ付テハ、営業ノ継続ヲ前提トシテ評価スルモノニシテ、営業ノ廃止ニ伴フ損失ハ之ヲ考慮セズ

(三十一) 営業用財産ノ評価ニ付テハ、営業ノ継続ヲ前提トシテ評価スルモノニシテ、営業ノ廃止ニ伴フ損失ハ之ヲ考慮セズ

(三十二) 営業用財産ノ評価ニ付テハ、営業ノ継続ヲ前提トシテ評価スルモノニシテ、営業ノ廃止ニ伴フ損失ハ之ヲ考慮セズ

(三十三) 営業用財産ノ評価ニ付テハ、営業ノ継続ヲ前提トシテ評価スルモノニシテ、営業ノ廃止ニ伴フ損失ハ之ヲ考慮セズ

(三十四) 営業用財産ノ評価ニ付テハ、営業ノ継続ヲ前提トシテ評価スルモノニシテ、営業ノ廃止ニ伴フ損失ハ之ヲ考慮セズ

(三十五) 営業用財産ノ評価ニ付テハ、営業ノ継続ヲ前提トシテ評価スルモノニシテ、営業ノ廃止ニ伴フ損失ハ之ヲ考慮セズ

(三十六) 営業用財産ノ評価ニ付テハ、営業ノ継続ヲ前提トシテ評価スルモノニシテ、営業ノ廃止ニ伴フ損失ハ之ヲ考慮セズ

(三十七) 営業用財産ノ評価ニ付テハ、営業ノ継続ヲ前提トシテ評価スルモノニシテ、営業ノ廃止ニ伴フ損失ハ之ヲ考慮セズ

(三十八) 営業用財産ノ評価ニ付テハ、営業ノ継続ヲ前提トシテ評価スルモノニシテ、営業ノ廃止ニ伴フ損失ハ之ヲ考慮セズ

(三十九) 営業用財産ノ評価ニ付テハ、営業ノ継続ヲ前提トシテ評価スルモノニシテ、営業ノ廃止ニ伴フ損失ハ之ヲ考慮セズ

(四十) 営業用財産ノ評価ニ付テハ、営業ノ継続ヲ前提トシテ評価スルモノニシテ、営業ノ廃止ニ伴フ損失ハ之ヲ考慮セズ

(四十一) 営業用財産ノ評価ニ付テハ、営業ノ継続ヲ前提トシテ評価スルモノニシテ、営業ノ廃止ニ伴フ損失ハ之ヲ考慮セズ

(四十二) 営業用財産ノ評価ニ付テハ、営業ノ継続ヲ前提トシテ評価スルモノニシテ、営業ノ廃止ニ伴フ損失ハ之ヲ考慮セズ

(四十三) 営業用財産ノ評価ニ付テハ、営業ノ継続ヲ前提トシテ評価スルモノニシテ、営業ノ廃止ニ伴フ損失ハ之ヲ考慮セズ

(四十四) 営業用財産ノ評価ニ付テハ、営業ノ継続ヲ前提トシテ評価スルモノニシテ、営業ノ廃止ニ伴フ損失ハ之ヲ考慮セズ

(四十五) 営業用財産ノ評価ニ付テハ、営業ノ継続ヲ前提トシテ評価スルモノニシテ、営業ノ廃止ニ伴フ損失ハ之ヲ考慮セズ

(四十六) 営業用財産ノ評価ニ付テハ、営業ノ継続ヲ前提トシテ評価スルモノニシテ、営業ノ廃止ニ伴フ損失ハ之ヲ考慮セズ

(四十七) 営業用財産ノ評価ニ付テハ、営業ノ継続ヲ前提トシテ評価スルモノニシテ、営業ノ廃止ニ伴フ損失ハ之ヲ考慮セズ

(四十八) 営業用財産ノ評価ニ付テハ、営業ノ継続ヲ前提トシテ評価スルモノニシテ、営業ノ廃止ニ伴フ損失ハ之ヲ考慮セズ

(四十九) 営業用財産ノ評価ニ付テハ、営業ノ継続ヲ前提トシテ評価スルモノニシテ、営業ノ廃止ニ伴フ損失ハ之ヲ考慮セズ

(五十) 営業用財産ノ評価ニ付テハ、営業ノ継続ヲ前提トシテ評価スルモノニシテ、営業ノ廃止ニ伴フ損失ハ之ヲ考慮セズ

(五十一) 営業用財産ノ評価ニ付テハ、営業ノ継続ヲ前提トシテ評価スルモノニシテ、営業ノ廃止ニ伴フ損失ハ之ヲ考慮セズ

(五十二) 営業用財産ノ評価ニ付テハ、営業ノ継続ヲ前提トシテ評価スルモノニシテ、営業ノ廃止ニ伴フ損失ハ之ヲ考慮セズ

(五十三) 営業用財産ノ評価ニ付テハ、営業ノ継続ヲ前提トシテ評価スルモノニシテ、営業ノ廃止ニ伴フ損失ハ之ヲ考慮セズ

(五十四) 営業用財産ノ評価ニ付テハ、営業ノ継続ヲ前提トシテ評価スルモノニシテ、営業ノ廃止ニ伴フ損失ハ之ヲ考慮セズ

(五十五) 営業用財産ノ評価ニ付テハ、営業ノ継続ヲ前提トシテ評価スルモノニシテ、営業ノ廃止ニ伴フ損失ハ之ヲ考慮セズ

(五十六) 営業用財産ノ評価ニ付テハ、営業ノ継続ヲ前提トシテ評価スルモノニシテ、営業ノ廃止ニ伴フ損失ハ之ヲ考慮セズ

(五十七) 営業用財産ノ評価ニ付テハ、営業ノ継続ヲ前提トシテ評価スルモノニシテ、営業ノ廃止ニ伴フ損失ハ之ヲ考慮セズ

(五十八) 営業用財産ノ評価ニ付テハ、営業ノ継続ヲ前提トシテ評価スルモノニシテ、営業ノ廃止ニ伴フ損失ハ之ヲ考慮セズ

(五十九) 営業用財産ノ評価ニ付テハ、営業ノ継続ヲ前提トシテ評価スルモノニシテ、営業ノ廃止ニ伴フ損失ハ之ヲ考慮セズ

(六十) 営業用財産ノ評価ニ付テハ、営業ノ継続ヲ前提トシテ評価スルモノニシテ、営業ノ廃止ニ伴フ損失ハ之ヲ考慮セズ

(六十一) 営業用財産ノ評価ニ付テハ、営業ノ継続ヲ前提トシテ評価スルモノニシテ、営業ノ廃止ニ伴フ損失ハ之ヲ考慮セズ

(六十二) 営業用財産ノ評価ニ付テハ、営業ノ継続ヲ前提トシテ評価スルモノニシテ、営業ノ廃止ニ伴フ損失ハ之ヲ考慮セズ

(六十三) 営業用財産ノ評価ニ付テハ、営業ノ継続ヲ前提トシテ評価スルモノニシテ、営業ノ廃止ニ伴フ損失ハ之ヲ考慮セズ

(六十四) 営業用財産ノ評価ニ付テハ、営業ノ継続ヲ前提トシテ評価スルモノニシテ、営業ノ廃止ニ伴フ損失ハ之ヲ考慮セズ

(六十五) 営業用財産ノ評価ニ付テハ、営業ノ継続ヲ前提トシテ評価スルモノニシテ、営業ノ廃止ニ伴フ損失ハ之ヲ考慮セズ

(六十六) 営業用財産ノ評価ニ付テハ、営業ノ継続ヲ前提トシテ評価スルモノニシテ、営業ノ廃止ニ伴フ損失ハ之ヲ考慮セズ

(六十七) 営業用財産ノ評価ニ付テハ、営業ノ継続ヲ前提トシテ評価スルモノニシテ、営業ノ廃止ニ伴フ損失ハ之ヲ考慮セズ

(六十八) 営業用財産ノ評価ニ付テハ、営業ノ継続ヲ前提トシテ評価スルモノニシテ、営業ノ廃止ニ伴フ損失ハ之ヲ考慮セズ

(六十九) 営業用財産ノ評価ニ付テハ、営業ノ継続ヲ前提トシテ評価スルモノニシテ、営業ノ廃止ニ伴フ損失ハ之ヲ考慮セズ

(七十) 営業用財産ノ評価ニ付テハ、営業ノ継続ヲ前提トシテ評価スルモノニシテ、営業ノ廃止ニ伴フ損失ハ之ヲ考慮セズ

(七十一) 営業用財産ノ評価ニ付テハ、営業ノ継続ヲ前提トシテ評価スルモノニシテ、営業ノ廃止ニ伴フ損失ハ之ヲ考慮セズ

(七十二) 営業用財産ノ評価ニ付テハ、営業ノ継続ヲ前提トシテ評価スルモノニシテ、営業ノ廃止ニ伴フ損失ハ之ヲ考慮セズ

(七十三) 営業用財産ノ評価ニ付テハ、営業ノ継続ヲ前提トシテ評価スルモノニシテ、営業ノ廃止ニ伴フ損失ハ之ヲ考慮セズ

(七十四) 営業用財産ノ評価ニ付テハ、営業ノ継続ヲ前提トシテ評価スルモノニシテ、営業ノ廃止ニ伴フ損失ハ之ヲ考慮セズ

(七十五) 営業用財産ノ評価ニ付テハ、営業ノ継続ヲ前提トシテ評価スルモノニシテ、営業ノ廃止ニ伴フ損失ハ之ヲ考慮セズ

(七十六) 営業用財産ノ評価ニ付テハ、営業ノ継続ヲ前提トシテ評価スルモノニシテ、営業ノ廃止ニ伴フ損失ハ之ヲ考慮セズ

(七十七) 営業用財産ノ評価ニ付テハ、営業ノ継続ヲ前提トシテ評価スルモノニシテ、営業ノ廃止ニ伴フ損失ハ之ヲ考慮セズ

(七十八) 営業用財産ノ評価ニ付テハ、営業ノ継続ヲ前提トシテ評価スルモノニシテ、営業ノ廃止ニ伴フ損失ハ之ヲ考慮セズ

(七十九) 営業用財産ノ評価ニ付テハ、営業ノ継続ヲ前提トシテ評価スルモノニシテ、営業ノ廃止ニ伴フ損失ハ之ヲ考慮セズ

(八十) 営業用財産ノ評価ニ付テハ、営業ノ継続ヲ前提トシテ評価スルモノニシテ、営業ノ廃止ニ伴フ損失ハ之ヲ考慮セズ

(八十一) 営業用財産ノ評価ニ付テハ、営業ノ継続ヲ前提トシテ評価スルモノニシテ、営業ノ廃止ニ伴フ損失ハ之ヲ考慮セズ

(八十二) 営業用財産ノ評価ニ付テハ、営業ノ継続ヲ前提トシテ評価スルモノニシテ、営業ノ廃止ニ伴フ損失ハ之ヲ考慮セズ

(八十三) 営業用財産ノ評価ニ付テハ、営業ノ継続ヲ前提トシテ評価スルモノニシテ、営業ノ廃止ニ伴フ損失ハ之ヲ考慮セズ

(八十四) 営業用財産ノ評価ニ付テハ、営業ノ継続ヲ前提トシテ評価スルモノニシテ、営業ノ廃止ニ伴フ損失ハ之ヲ考慮セズ

(八十五) 営業用財産ノ評価ニ付テハ、営業ノ継続ヲ前提トシテ評価スルモノニシテ、営業ノ廃止ニ伴フ損失ハ之ヲ考慮セズ

(八十六) 営業用財産ノ評価ニ付テハ、営業ノ継続ヲ前提トシテ評価スルモノニシテ、営業ノ廃止ニ伴フ損失ハ之ヲ考慮セズ

(八十七) 営業用財産ノ評価ニ付テハ、営業ノ継続ヲ前提トシテ評価スルモノニシテ、営業ノ廃止ニ伴フ損失ハ之ヲ考慮セズ

(八十八) 営業用財産ノ評価ニ付テハ、営業ノ継続ヲ前提トシテ評価スルモノニシテ、営業ノ廃止ニ伴フ損失ハ之ヲ考慮セズ

(八十九) 営業用財産ノ評価ニ付テハ、営業ノ継続ヲ前提トシテ評価スルモノニシテ、営業ノ廃止ニ伴フ損失ハ之ヲ考慮セズ

(九十) 営業用財産ノ評価ニ付テハ、営業ノ継続ヲ前提トシテ評価スルモノニシテ、営業ノ廃止ニ伴フ損失ハ之ヲ考慮セズ

(九十一) 営業用財産ノ評価ニ付テハ、営業ノ継続ヲ前提トシテ評価スルモノニシテ、営業ノ廃止ニ伴フ損失ハ之ヲ考慮セズ

(九十二) 営業用財産ノ評価ニ付テハ、営業ノ継続ヲ前提トシテ評価スルモノニシテ、営業ノ廃止ニ伴フ損失ハ之ヲ考慮セズ

(九十三) 営業用財産ノ評価ニ付テハ、営業ノ継続ヲ前提トシテ評価スルモノニシテ、営業ノ廃止ニ伴フ損失ハ之ヲ考慮セズ

(九十四) 営業用財産ノ評価ニ付テハ、営業ノ継続ヲ前提トシテ評価スルモノニシテ、営業ノ廃止ニ伴フ損失ハ之ヲ考慮セズ

(九十五) 営業用財産ノ評価ニ付テハ、営業ノ継続ヲ前提トシテ評価スルモノニシテ、営業ノ廃止ニ伴フ損失ハ之ヲ考慮セズ

(九十六) 営業用財産ノ評価ニ付テハ、営業ノ継続ヲ前提トシテ評価スルモノニシテ、営業ノ廃止ニ伴フ損失ハ之ヲ考慮セズ

(九十七) 営業用財産ノ評価ニ付テハ、営業ノ継続ヲ前提トシテ評価スルモノニシテ、営業ノ廃止ニ伴フ損失ハ之ヲ考慮セズ

(九十八) 営業用財産ノ評価ニ付テハ、営業ノ継続ヲ前提トシテ評価スルモノニシテ、営業ノ廃止ニ伴フ損失ハ之ヲ考慮セズ

(九十九) 営業用財産ノ評価ニ付テハ、営業ノ継続ヲ前提トシテ評価スルモノニシテ、営業ノ廃止ニ伴フ損失ハ之ヲ考慮セズ

(百) 営業用財産ノ評価ニ付テハ、営業ノ継続ヲ前提トシテ評価スルモノニシテ、営業ノ廃止ニ伴フ損失ハ之ヲ考慮セズ

(百一) 営業用財産ノ評価ニ付テハ、営業ノ継続ヲ前提トシテ評価スルモノニシテ、営業ノ廃止ニ伴フ損失ハ之ヲ考慮セズ

(百二) 営業用財産ノ評価ニ付テハ、営業ノ継続ヲ前提トシテ評価スルモノニシテ、営業ノ廃止ニ伴フ損失ハ之ヲ考慮セズ

(百三) 営業用財産ノ評価ニ付テハ、営業ノ継続ヲ前提トシテ評価スルモノニシテ、営業ノ廃止ニ伴フ損失ハ之ヲ考慮セズ

(百四) 営業用財産ノ評価ニ付テハ、営業ノ継続ヲ前提トシテ評価スルモノニシテ、営業ノ廃止ニ伴フ損失ハ之ヲ考慮セズ

(百五) 営業用財産ノ評価ニ付テハ、営業ノ継続ヲ前提トシテ評価スルモノニシテ、営業ノ廃止ニ伴フ損失ハ之ヲ考慮セズ

(百六) 営業用財産ノ評価ニ付テハ、営業ノ継続ヲ前提トシテ評価スルモノニシテ、営業ノ廃止ニ伴フ損失ハ之ヲ考慮セズ

(百七) 営業用財産ノ評価ニ付テハ、営業ノ継続ヲ前提トシテ評価スルモノニシテ、営業ノ廃止ニ伴フ損失ハ之ヲ考慮セズ

(百八) 営業用財産ノ評価ニ付テハ、営業ノ継続ヲ前提トシテ評価スルモノニシテ、営業ノ廃止ニ伴フ損失ハ之ヲ考慮セズ

(百九) 営業用財産ノ評価ニ付テハ、営業ノ継続ヲ前提トシテ評価スルモノニシテ、営業ノ廃止ニ伴フ損失ハ之ヲ考慮セズ

(百十) 営業用財産ノ評価ニ付テハ、営業ノ継続ヲ前提トシテ評価スルモノニシテ、営業ノ廃止ニ伴フ損失ハ之ヲ考慮セズ

(百十一) 営業用財産ノ評価ニ付テハ、営業ノ継続ヲ前提トシテ評価スルモノニシテ、営業ノ廃止ニ伴フ損失ハ之ヲ考慮セズ

(百十二) 営業用財産ノ評価ニ付テハ、営業ノ継続ヲ前提トシテ評価スルモノニシテ、営業ノ廃止ニ伴フ損失ハ之ヲ考慮セズ

(百十三) 営業用財産ノ評価ニ付テハ、営業ノ継続ヲ前提トシテ評価スルモノニシテ、営業ノ廃止ニ伴フ損失ハ之ヲ考慮セズ

(百十四) 営業用財産ノ評価ニ付テハ、営業ノ継続ヲ前提トシテ評価スルモノニシテ、営業ノ廃止ニ伴フ損失ハ之ヲ考慮セズ

(百十五) 営業用財産ノ評価ニ付テハ、営業ノ継続ヲ前提トシテ評価スルモノニシテ、営業ノ廃止ニ伴フ損失ハ之ヲ考慮セズ

(百十六) 営業用財産ノ評価ニ付テハ、営業ノ継続ヲ前提トシテ評価スルモノニシテ、営業ノ廃止ニ伴フ損失ハ之ヲ考慮セズ

(百十七) 営業用財産ノ評価ニ付テハ、営業ノ継続ヲ前提トシテ評価スルモノニシテ、営業ノ廃止ニ伴フ損失ハ之ヲ考慮セズ

(百十八) 営業用財産ノ評価ニ付テハ、営業ノ継続ヲ前提トシテ評価スルモノニシテ、営業ノ廃止ニ伴フ損失ハ之ヲ考慮セズ

(百十九) 営業用財産ノ評価ニ付テハ、営業ノ継続ヲ前提トシテ評価スルモノニシテ、営業ノ廃止ニ伴フ損失ハ之ヲ考慮セズ

(百二十) 営業用財産ノ評価ニ付テハ、営業ノ継続ヲ前提トシテ評価スルモノニシテ、営業ノ廃止ニ伴フ損失ハ之ヲ考慮セズ

(百二十一) 営業用財産ノ評価ニ付テハ、営業ノ継続ヲ前提トシテ評価スルモノニシテ、営業ノ廃止ニ伴フ損失ハ之ヲ考慮セズ

(百二十二) 営業用財産ノ評価ニ付テハ、営業ノ継続ヲ前提トシテ評価スルモノニシテ、営業ノ廃止ニ伴フ損失ハ之ヲ考慮セズ

(百二十三) 営業用財産ノ評価ニ付テハ、営業ノ継続ヲ前提トシテ評価スルモノニシテ、営業ノ廃止ニ伴フ損失ハ之ヲ考慮セズ

(百二十四) 営業用財産ノ評価ニ付テハ、営業ノ継続ヲ前提トシテ評価スルモノニシテ、営業ノ廃止ニ伴フ損失ハ之ヲ考慮セズ

(百二十五) 営業用財産ノ評価ニ付テハ、営業ノ継続ヲ前提トシテ評価スルモノニシテ、営業ノ廃止ニ伴フ損失ハ之ヲ考慮セズ

(百二十六) 営業用財産ノ評価ニ付テハ、営業ノ継続ヲ前提トシテ評価スルモノニシテ、営業ノ廃止ニ伴フ損失ハ之ヲ考慮セズ

(百二十七) 営業用財産ノ評価ニ付テハ、営業ノ継続ヲ前提トシテ評価スルモノニシテ、営業ノ廃止ニ伴フ損失ハ之ヲ考慮セズ

(百二十八) 営業用財産ノ評価ニ付テハ、営業ノ継続ヲ前提トシテ評価スルモノニシテ、営業ノ廃止ニ伴フ損失ハ之ヲ考慮セズ

(百二十九) 営業用財産ノ評価ニ付テハ、営業ノ継続ヲ前提トシテ評価スルモノニシテ、営業ノ廃止ニ伴フ損失ハ之ヲ考慮セズ

(百三十) 営業用財産ノ評価ニ付テハ、営業ノ継続ヲ前提トシテ評価スルモノニシテ、営業ノ廃止ニ伴フ損失ハ之ヲ考慮セズ

(百三十一) 営業用財産ノ評価ニ付テハ、営業ノ継続ヲ前提トシテ評価スルモノニシテ、営業ノ廃止ニ伴フ損失ハ之ヲ考慮セズ

(百三十二) 営業用財産ノ評価ニ付テハ、営業ノ継続ヲ前提トシテ評価スルモノニシテ、営業ノ廃止ニ伴フ損失ハ之ヲ考慮セズ

(百三十三) 営業用財産ノ評価ニ付テハ、営業ノ継続ヲ前提トシテ評価スルモノニシテ、営業ノ廃止ニ伴フ損失ハ之ヲ考慮セズ

(百三十四) 営業用財産ノ評価ニ付テハ、営業ノ継続ヲ前提トシテ評価スルモノニシテ、営業ノ廃止ニ伴フ損失ハ之ヲ考慮セズ

(百三十五) 営業用財産ノ評価ニ付テハ、営業ノ継続ヲ前提トシテ評価スルモノニシテ、営業ノ廃止ニ伴フ損失ハ之ヲ考慮セズ

(百三十六) 営業用財産ノ評価ニ付テハ、営業ノ継続ヲ前提トシテ評価スルモノニシテ、営業ノ廃止ニ伴フ損失ハ之ヲ考慮セズ

(百三十七) 営業用財産ノ評価ニ付テハ、営業ノ継続ヲ前提トシテ評価スルモノニシテ、営業ノ廃止ニ伴フ損失ハ之ヲ考慮セズ

(百三十八) 営業用財産ノ評価ニ付テハ、営業ノ継続ヲ前提トシテ評価スルモノニシテ、営業ノ廃止ニ伴フ損失ハ之ヲ考慮セズ

(百三十九) 営業用財産ノ評価ニ付テハ、営業ノ継続ヲ前提トシテ評価スルモノニシテ、営業ノ廃止ニ伴フ損失ハ之ヲ考慮セズ

(百四十) 営業用財産ノ評価ニ付テハ、営業ノ継続ヲ前提トシテ評価スルモノニシテ、営業ノ廃止ニ伴フ損失ハ之ヲ考慮セズ

(百四十一) 営業用財産ノ評価ニ付テハ、営業ノ継続ヲ前提トシテ評価スルモノニシテ、営業ノ廃止ニ伴フ損失ハ之ヲ考慮セズ

(百四十二) 営業用財産ノ評価ニ付テハ、営業ノ継続ヲ前提トシテ評価スルモノニシテ、営業ノ廃止ニ伴フ損失ハ之ヲ考慮セズ

(百四十三) 営業用財産ノ評価ニ付テハ、営業ノ継続ヲ前提トシテ評価スルモノニシテ、営業ノ廃止ニ伴フ損失ハ之ヲ考慮セズ

(百四十四) 営業用財産ノ評価ニ付テハ、営業ノ継続ヲ前提トシテ評価スルモノニシテ、営業ノ廃止ニ伴フ損失ハ之ヲ考慮セズ

(百四十五) 営業用財産ノ評価ニ付テハ、営業ノ継続ヲ前提トシテ評価スルモノニシテ、営業ノ廃止ニ伴フ損失ハ之ヲ考慮セズ

(百四十六) 営業用財産ノ評価ニ付テハ、営業ノ継続ヲ前提トシテ評価スルモノニシテ、営業ノ廃止ニ伴フ損失ハ之ヲ考慮セズ

(百四十七) 営業用財産ノ評価ニ付テハ、営業ノ継続ヲ前提トシテ評価スルモノニシテ、営業ノ廃止ニ伴フ損失ハ之ヲ考慮セズ

(百四十八) 営業用財産ノ評価ニ付テハ、営業ノ継続ヲ前提トシテ評価スルモノニシテ、営業ノ廃止ニ伴フ損失ハ之ヲ考慮セズ

(百四十九) 営業用財産ノ評価ニ付テハ、営業ノ継続ヲ前提トシテ評価スルモノニシテ、営業ノ廃止ニ伴フ損失ハ之ヲ考慮セズ

(百五十) 営業用財産ノ評価ニ付テハ、営業ノ継続ヲ前提トシテ評価スルモノニシテ、営業ノ廃止ニ伴フ損失ハ之ヲ考慮セズ

(百五十一) 営業用財産ノ評価ニ付テハ、営業ノ継続ヲ前提トシテ評価スルモノニシテ、営業ノ廃止ニ伴フ損失ハ之ヲ考慮セズ

(百五十二) 営業用財産ノ評価ニ付テハ、営業ノ継続ヲ前提トシテ評価スルモノニシテ、営業ノ廃止ニ伴フ損失ハ之ヲ考慮セズ

(百五十三) 営業用財産ノ評価ニ付テハ、営業ノ継続ヲ前提トシテ評価スルモノニシテ、営業ノ廃止ニ伴フ損失ハ之ヲ考慮セズ

(百五十四) 営業用財産ノ評価ニ付テハ、営業ノ継続ヲ前提トシテ評価スルモノニシテ、営業ノ廃止ニ伴フ損失ハ之ヲ考慮セズ

(百五十五) 営業用財産ノ評価ニ付テハ、営業ノ継続ヲ前提トシテ評価スルモノニシテ、営業ノ廃止ニ伴フ損失ハ之ヲ考慮セズ

(百五十六) 営業用財産ノ評価ニ付テハ、営業ノ継続ヲ前提トシテ評価スルモノニシテ、営業ノ廃止ニ伴フ損失ハ之ヲ考慮セズ

(百五十七) 営業用財産ノ評価ニ付テハ、営業ノ継続ヲ前提トシテ評価スルモノニシテ、営業ノ廃止ニ伴フ損失ハ之ヲ考慮セズ

(百五十八) 営業用財産ノ評価ニ付テハ、営業ノ継続ヲ前提トシテ評価スルモノニシテ、営業ノ廃止ニ伴フ損失ハ之ヲ考慮セズ

(百五十九) 営業用財産ノ評価ニ付テハ、営業ノ継続ヲ前提トシテ評価スルモノニシテ、営業ノ廃止ニ伴フ損失ハ之ヲ考慮セズ

(百六十) 営業用財産ノ評価ニ付テハ、営業ノ継続ヲ前提トシテ評価スルモノニシテ、営業ノ廃止ニ伴フ損失ハ之ヲ考慮セズ

(百六十一) 営業用財産ノ評価ニ付テハ、営業ノ継続ヲ前提トシテ評価スルモノニシテ、営業ノ廃止ニ伴フ損失ハ之ヲ考慮セズ

(百六十二) 営業用財産ノ評価ニ付テハ、営業ノ継続ヲ前提トシテ評価スルモノニシテ、営業ノ廃止ニ伴フ損失ハ之ヲ考慮セズ

(百六十三) 営業用財産ノ評価ニ付テハ、営業ノ継続ヲ前提トシテ評価スルモノニシテ、営業ノ廃止ニ伴フ損失ハ之ヲ考慮セズ

(百六十四) 営業用財産ノ評価ニ付テハ、営業ノ継続ヲ前提トシテ評価スルモノニシテ、営業ノ廃止ニ伴フ損失ハ之ヲ考慮セズ

(百六十五) 営業用財産ノ評価ニ付テハ、営業ノ継続ヲ前提トシテ評価スルモノニシテ、営業ノ廃止ニ伴フ損失ハ之ヲ考慮セズ

(百六十六) 営業用財産ノ評価ニ付テハ、営業ノ継続ヲ前提トシテ評価スルモノニシテ、営業ノ廃止ニ伴フ損失ハ之ヲ考慮セズ

(百六十七) 営業用財産ノ評価ニ付テハ、営業ノ継続ヲ前提トシテ評価スルモノニシテ、営業ノ廃止ニ伴フ損失ハ之ヲ考慮セズ

(百六十八) 営業用財産ノ評価ニ付テハ、営業ノ継続ヲ前提トシテ評価スルモノニシテ、営業ノ廃止ニ伴フ損失ハ之ヲ考慮セズ

(百六十九) 営業用財産ノ評価ニ付テハ、営業ノ継続ヲ前提トシテ評価スルモノニシテ、営業ノ廃止ニ伴フ損失ハ之ヲ考慮セズ

(百七十) 営業用財産ノ評価ニ付テハ、営業ノ継続ヲ前提トシテ評価スルモノニシテ、営業ノ廃止ニ伴フ損失ハ之ヲ考慮セズ

(百七十一) 営業用財産ノ評価ニ付テハ、営業ノ継続ヲ前提トシテ評価スルモノニシテ、営業ノ廃止ニ伴フ損失ハ之ヲ考慮セズ

(百七十二) 営業用財産ノ評価ニ付テハ、営業ノ継続ヲ前提トシテ評価スルモノニシテ、営業ノ廃止ニ伴フ損失ハ之ヲ考慮セズ

(百七十三) 営業用財産ノ評価ニ付テハ、営業ノ継続ヲ前提トシテ評価スルモノニシテ、営業ノ廃止ニ伴フ損失ハ之ヲ考慮セズ

(百七十四) 営業用財産ノ評価ニ付テハ、営業ノ継続ヲ前提トシテ評価スルモノニシテ、営業ノ廃止ニ伴フ損失ハ之ヲ考慮セズ

(百七十五) 営業用財産ノ評価ニ付テハ、営業ノ継続ヲ前提トシテ評価スルモノニシテ、営業ノ廃止ニ伴フ損失ハ之ヲ考慮セズ

(百七十六) 営業用財産ノ評価ニ付テハ、営業ノ継続ヲ前提トシテ評価スルモノニシテ、営業ノ廃止ニ伴フ損失ハ之ヲ考慮セズ

(百七十七) 営業用財産ノ評価ニ付テハ、営業ノ継続ヲ前提トシテ評価スルモノニシテ、営業ノ廃止ニ伴フ損失ハ之ヲ考慮セズ

(百七十八) 営業用財産ノ評価ニ付テハ、営業ノ継続ヲ前提トシテ評価スルモノニシテ、営業ノ廃止ニ伴フ損失ハ之ヲ考慮セズ

(百七十九) 営業用財産ノ評価ニ付テハ、営業ノ継続ヲ前提トシテ評価スルモノニシテ、営業ノ廃止ニ伴フ損失ハ之ヲ考慮セズ

(百八十) 営業用財産ノ評価ニ付テハ、営業ノ継続ヲ前提トシテ評価スルモノニシテ、営業ノ廃止ニ伴フ損失ハ之ヲ考慮セズ

(百八十一) 営業用財産ノ評価ニ付テハ、営業ノ継続ヲ前提トシテ評価スルモノニシテ、営業ノ廃止ニ伴フ損失ハ之ヲ考慮セズ

(百八十二) 営業用財産ノ評価ニ付テハ、営業ノ継続ヲ前提トシテ評価スルモノニシテ、営業ノ廃止ニ伴フ損失ハ之ヲ考慮セズ

(百八十三) 営業用財産ノ評価ニ付テハ、営業ノ継続ヲ前提トシテ評価スルモノニシテ、営業ノ廃止ニ伴フ損失ハ之ヲ考慮セズ

(百八十四) 営業用財産ノ評価ニ付テハ、営業ノ継続ヲ前提トシテ評価スルモノニシテ、営業ノ廃止ニ伴フ損失ハ之ヲ考慮セズ

(百八十五) 営業用財産ノ評価ニ付テハ、営業ノ継続ヲ前提トシテ評価スルモノニシテ、営業ノ廃止ニ伴フ損失ハ之ヲ考慮セズ

(百八十六) 営業

年ト昭和二十一年ニ於ケル実質的国富並ニ国債償却金通貨ノ公ズ課税ノ対象トナラザル物価指数ヲ比較セル表ヲ提示ノ現在ノ国民経済ノ情勢ヲ実質的国富ニ比ジ国債等ヲ失ヒ、物価通貨面ヲ異常ニ膨脹ノ居ル此ノ為物ズ、究金問ニ著シキ均衡ヲ生ジツツアリ以テ早急ニ資産収ヲ行フ必要アリ、財産税ノ主要ナル目的ハ、チャーチル氏ノ意味ニ於ケル富ノ公平ナル分配ニアリ（ニ）本日ノ会議ニ於ケル論点ハ、（一）財産税ノ性格ニ関スル問題ト（二）税率ニ関スル問題トノ二点ニ帰着スルモノト思ハレル

第一章　財産税ノ性格

第一節　財産税ノ本質

財産税ハ、戦時ニ於ケル国民ノ犠牲ノ均衡ヲ図ルト共ニ、戦後ノ国民経済ノ再建ニ資スル為ニ、臨時ニ課セラルル税デアルト云ハレテヰルガ、ソノ本質ニ関シテハ、次ノ如キ諸説ガアル

一、財産税ハ、戦時利得ニ対スル課税デアルトスル説

二、財産税ハ、戦時ニ於ケル国民ノ犠牲ノ均衡ヲ図ルモノデアルトスル説

三、財産税ハ、戦時ニ於ケル国民ノ財産ノ喪失ヲ補償スルモノデアルトスル説

四、財産税ハ、戦後ノ財政ノ窮乏ヲ救フ為ニ課セラルルモノデアルトスル説

五、財産税ハ、戦後ノ社会政策ノ実現ノ為ニ課セラルルモノデアルトスル説

六、財産税ハ、戦後ノ経済ノ民主化ノ為ニ課セラルルモノデアルトスル説

七、財産税ハ、戦後ノ経済ノ安定ノ為ニ課セラルルモノデアルトスル説

八、財産税ハ、戦後ノ財政ノ窮乏ヲ救フ為ニ課セラルルモノデアルトスル説

九、財産税ハ、戦後ノ財政ノ窮乏ヲ救フ為ニ課セラルルモノデアルトスル説

十、財産税ハ、戦後ノ財政ノ窮乏ヲ救フ為ニ課セラルルモノデアルトスル説

十一、財産税ハ、戦後ノ財政ノ窮乏ヲ救フ為ニ課セラルルモノデアルトスル説

十二、財産税ハ、戦後ノ財政ノ窮乏ヲ救フ為ニ課セラルルモノデアルトスル説

十三、財産税ハ、戦後ノ財政ノ窮乏ヲ救フ為ニ課セラルルモノデアルトスル説

十四、財産税ハ、戦後ノ財政ノ窮乏ヲ救フ為ニ課セラルルモノデアルトスル説

十五、財産税ハ、戦後ノ財政ノ窮乏ヲ救フ為ニ課セラルルモノデアルトスル説

十六、財産税ハ、戦後ノ財政ノ窮乏ヲ救フ為ニ課セラルルモノデアルトスル説

十七、財産税ハ、戦後ノ財政ノ窮乏ヲ救フ為ニ課セラルルモノデアルトスル説

十八、財産税ハ、戦後ノ財政ノ窮乏ヲ救フ為ニ課セラルルモノデアルトスル説

十九、財産税ハ、戦後ノ財政ノ窮乏ヲ救フ為ニ課セラルルモノデアルトスル説

二十、財産税ハ、戦後ノ財政ノ窮乏ヲ救フ為ニ課セラルルモノデアルトスル説

二十一、財産税ハ、戦後ノ財政ノ窮乏ヲ救フ為ニ課セラルルモノデアルトスル説

二十二、財産税ハ、戦後ノ財政ノ窮乏ヲ救フ為ニ課セラルルモノデアルトスル説

二十三、財産税ハ、戦後ノ財政ノ窮乏ヲ救フ為ニ課セラルルモノデアルトスル説

二十四、財産税ハ、戦後ノ財政ノ窮乏ヲ救フ為ニ課セラルルモノデアルトスル説

二十五、財産税ハ、戦後ノ財政ノ窮乏ヲ救フ為ニ課セラルルモノデアルトスル説

二十六、財産税ハ、戦後ノ財政ノ窮乏ヲ救フ為ニ課セラルルモノデアルトスル説

二十七、財産税ハ、戦後ノ財政ノ窮乏ヲ救フ為ニ課セラルルモノデアルトスル説

二十八、財産税ハ、戦後ノ財政ノ窮乏ヲ救フ為ニ課セラルルモノデアルトスル説

二十九、財産税ハ、戦後ノ財政ノ窮乏ヲ救フ為ニ課セラルルモノデアルトスル説

三十、財産税ハ、戦後ノ財政ノ窮乏ヲ救フ為ニ課セラルルモノデアルトスル説

三十一、財産税ハ、戦後ノ財政ノ窮乏ヲ救フ為ニ課セラルルモノデアルトスル説

三十二、財産税ハ、戦後ノ財政ノ窮乏ヲ救フ為ニ課セラルルモノデアルトスル説

三十三、財産税ハ、戦後ノ財政ノ窮乏ヲ救フ為ニ課セラルルモノデアルトスル説

三十四、財産税ハ、戦後ノ財政ノ窮乏ヲ救フ為ニ課セラルルモノデアルトスル説

三十五、財産税ハ、戦後ノ財政ノ窮乏ヲ救フ為ニ課セラルルモノデアルトスル説

三十六、財産税ハ、戦後ノ財政ノ窮乏ヲ救フ為ニ課セラルルモノデアルトスル説

三十七、財産税ハ、戦後ノ財政ノ窮乏ヲ救フ為ニ課セラルルモノデアルトスル説

三十八、財産税ハ、戦後ノ財政ノ窮乏ヲ救フ為ニ課セラルルモノデアルトスル説

三十九、財産税ハ、戦後ノ財政ノ窮乏ヲ救フ為ニ課セラルルモノデアルトスル説

四十、財産税ハ、戦後ノ財政ノ窮乏ヲ救フ為ニ課セラルルモノデアルトスル説

四十一、財産税ハ、戦後ノ財政ノ窮乏ヲ救フ為ニ課セラルルモノデアルトスル説

四十二、財産税ハ、戦後ノ財政ノ窮乏ヲ救フ為ニ課セラルルモノデアルトスル説

四十三、財産税ハ、戦後ノ財政ノ窮乏ヲ救フ為ニ課セラルルモノデアルトスル説

四十四、財産税ハ、戦後ノ財政ノ窮乏ヲ救フ為ニ課セラルルモノデアルトスル説

四十五、財産税ハ、戦後ノ財政ノ窮乏ヲ救フ為ニ課セラルルモノデアルトスル説

四十六、財産税ハ、戦後ノ財政ノ窮乏ヲ救フ為ニ課セラルルモノデアルトスル説

四十七、財産税ハ、戦後ノ財政ノ窮乏ヲ救フ為ニ課セラルルモノデアルトスル説

四十八、財産税ハ、戦後ノ財政ノ窮乏ヲ救フ為ニ課セラルルモノデアルトスル説

四十九、財産税ハ、戦後ノ財政ノ窮乏ヲ救フ為ニ課セラルルモノデアルトスル説

五十、財産税ハ、戦後ノ財政ノ窮乏ヲ救フ為ニ課セラルルモノデアルトスル説

五十一、財産税ハ、戦後ノ財政ノ窮乏ヲ救フ為ニ課セラルルモノデアルトスル説

五十二、財産税ハ、戦後ノ財政ノ窮乏ヲ救フ為ニ課セラルルモノデアルトスル説

五十三、財産税ハ、戦後ノ財政ノ窮乏ヲ救フ為ニ課セラルルモノデアルトスル説

五十四、財産税ハ、戦後ノ財政ノ窮乏ヲ救フ為ニ課セラルルモノデアルトスル説

五十五、財産税ハ、戦後ノ財政ノ窮乏ヲ救フ為ニ課セラルルモノデアルトスル説

五十六、財産税ハ、戦後ノ財政ノ窮乏ヲ救フ為ニ課セラルルモノデアルトスル説

五十七、財産税ハ、戦後ノ財政ノ窮乏ヲ救フ為ニ課セラルルモノデアルトスル説

五十八、財産税ハ、戦後ノ財政ノ窮乏ヲ救フ為ニ課セラルルモノデアルトスル説

五十九、財産税ハ、戦後ノ財政ノ窮乏ヲ救フ為ニ課セラルルモノデアルトスル説

六十、財産税ハ、戦後ノ財政ノ窮乏ヲ救フ為ニ課セラルルモノデアルトスル説

六十一、財産税ハ、戦後ノ財政ノ窮乏ヲ救フ為ニ課セラルルモノデアルトスル説

六十二、財産税ハ、戦後ノ財政ノ窮乏ヲ救フ為ニ課セラルルモノデアルトスル説

六十三、財産税ハ、戦後ノ財政ノ窮乏ヲ救フ為ニ課セラルルモノデアルトスル説

六十四、財産税ハ、戦後ノ財政ノ窮乏ヲ救フ為ニ課セラルルモノデアルトスル説

六十五、財産税ハ、戦後ノ財政ノ窮乏ヲ救フ為ニ課セラルルモノデアルトスル説

六十六、財産税ハ、戦後ノ財政ノ窮乏ヲ救フ為ニ課セラルルモノデアルトスル説

六十七、財産税ハ、戦後ノ財政ノ窮乏ヲ救フ為ニ課セラルルモノデアルトスル説

六十八、財産税ハ、戦後ノ財政ノ窮乏ヲ救フ為ニ課セラルルモノデアルトスル説

六十九、財産税ハ、戦後ノ財政ノ窮乏ヲ救フ為ニ課セラルルモノデアルトスル説

七十、財産税ハ、戦後ノ財政ノ窮乏ヲ救フ為ニ課セラルルモノデアルトスル説

七十一、財産税ハ、戦後ノ財政ノ窮乏ヲ救フ為ニ課セラルルモノデアルトスル説

七十二、財産税ハ、戦後ノ財政ノ窮乏ヲ救フ為ニ課セラルルモノデアルトスル説

七十三、財産税ハ、戦後ノ財政ノ窮乏ヲ救フ為ニ課セラルルモノデアルトスル説

七十四、財産税ハ、戦後ノ財政ノ窮乏ヲ救フ為ニ課セラルルモノデアルトスル説

七十五、財産税ハ、戦後ノ財政ノ窮乏ヲ救フ為ニ課セラルルモノデアルトスル説

七十六、財産税ハ、戦後ノ財政ノ窮乏ヲ救フ為ニ課セラルルモノデアルトスル説

七十七、財産税ハ、戦後ノ財政ノ窮乏ヲ救フ為ニ課セラルルモノデアルトスル説

七十八、財産税ハ、戦後ノ財政ノ窮乏ヲ救フ為ニ課セラルルモノデアルトスル説

七十九、財産税ハ、戦後ノ財政ノ窮乏ヲ救フ為ニ課セラルルモノデアルトスル説

八十、財産税ハ、戦後ノ財政ノ窮乏ヲ救フ為ニ課セラルルモノデアルトスル説

八十一、財産税ハ、戦後ノ財政ノ窮乏ヲ救フ為ニ課セラルルモノデアルトスル説

八十二、財産税ハ、戦後ノ財政ノ窮乏ヲ救フ為ニ課セラルルモノデアルトスル説

八十三、財産税ハ、戦後ノ財政ノ窮乏ヲ救フ為ニ課セラルルモノデアルトスル説

八十四、財産税ハ、戦後ノ財政ノ窮乏ヲ救フ為ニ課セラルルモノデアルトスル説

八十五、財産税ハ、戦後ノ財政ノ窮乏ヲ救フ為ニ課セラルルモノデアルトスル説

八十六、財産税ハ、戦後ノ財政ノ窮乏ヲ救フ為ニ課セラルルモノデアルトスル説

八十七、財産税ハ、戦後ノ財政ノ窮乏ヲ救フ為ニ課セラルルモノデアルトスル説

八十八、財産税ハ、戦後ノ財政ノ窮乏ヲ救フ為ニ課セラルルモノデアルトスル説

八十九、財産税ハ、戦後ノ財政ノ窮乏ヲ救フ為ニ課セラルルモノデアルトスル説

九十、財産税ハ、戦後ノ財政ノ窮乏ヲ救フ為ニ課セラルルモノデアルトスル説

九十一、財産税ハ、戦後ノ財政ノ窮乏ヲ救フ為ニ課セラルルモノデアルトスル説

九十二、財産税ハ、戦後ノ財政ノ窮乏ヲ救フ為ニ課セラルルモノデアルトスル説

九十三、財産税ハ、戦後ノ財政ノ窮乏ヲ救フ為ニ課セラルルモノデアルトスル説

九十四、財産税ハ、戦後ノ財政ノ窮乏ヲ救フ為ニ課セラルルモノデアルトスル説

九十五、財産税ハ、戦後ノ財政ノ窮乏ヲ救フ為ニ課セラルルモノデアルトスル説

九十六、財産税ハ、戦後ノ財政ノ窮乏ヲ救フ為ニ課セラルルモノデアルトスル説

九十七、財産税ハ、戦後ノ財政ノ窮乏ヲ救フ為ニ課セラルルモノデアルトスル説

九十八、財産税ハ、戦後ノ財政ノ窮乏ヲ救フ為ニ課セラルルモノデアルトスル説

九十九、財産税ハ、戦後ノ財政ノ窮乏ヲ救フ為ニ課セラルルモノデアルトスル説

百、財産税ハ、戦後ノ財政ノ窮乏ヲ救フ為ニ課セラルルモノデアルトスル説

百一、財産税ハ、戦後ノ財政ノ窮乏ヲ救フ為ニ課セラルルモノデアルトスル説

百二、財産税ハ、戦後ノ財政ノ窮乏ヲ救フ為ニ課セラルルモノデアルトスル説

百三、財産税ハ、戦後ノ財政ノ窮乏ヲ救フ為ニ課セラルルモノデアルトスル説

百四、財産税ハ、戦後ノ財政ノ窮乏ヲ救フ為ニ課セラルルモノデアルトスル説

百五、財産税ハ、戦後ノ財政ノ窮乏ヲ救フ為ニ課セラルルモノデアルトスル説

百六、財産税ハ、戦後ノ財政ノ窮乏ヲ救フ為ニ課セラルルモノデアルトスル説

百七、財産税ハ、戦後ノ財政ノ窮乏ヲ救フ為ニ課セラルルモノデアルトスル説

百八、財産税ハ、戦後ノ財政ノ窮乏ヲ救フ為ニ課セラルルモノデアルトスル説

百九、財産税ハ、戦後ノ財政ノ窮乏ヲ救フ為ニ課セラルルモノデアルトスル説

百十、財産税ハ、戦後ノ財政ノ窮乏ヲ救フ為ニ課セラルルモノデアルトスル説

百十一、財産税ハ、戦後ノ財政ノ窮乏ヲ救フ為ニ課セラルルモノデアルトスル説

百十二、財産税ハ、戦後ノ財政ノ窮乏ヲ救フ為ニ課セラルルモノデアルトスル説

百十三、財産税ハ、戦後ノ財政ノ窮乏ヲ救フ為ニ課セラルルモノデアルトスル説

百十四、財産税ハ、戦後ノ財政ノ窮乏ヲ救フ為ニ課セラルルモノデアルトスル説

百十五、財産税ハ、戦後ノ財政ノ窮乏ヲ救フ為ニ課セラルルモノデアルトスル説

百十六、財産税ハ、戦後ノ財政ノ窮乏ヲ救フ為ニ課セラルルモノデアルトスル説

百十七、財産税ハ、戦後ノ財政ノ窮乏ヲ救フ為ニ課セラルルモノデアルトスル説

百十八、財産税ハ、戦後ノ財政ノ窮乏ヲ救フ為ニ課セラルルモノデアルトスル説

百十九、財産税ハ、戦後ノ財政ノ窮乏ヲ救フ為ニ課セラルルモノデアルトスル説

百二十、財産税ハ、戦後ノ財政ノ窮乏ヲ救フ為ニ課セラルルモノデアルトスル説

百二十一、財産税ハ、戦後ノ財政ノ窮乏ヲ救フ為ニ課セラルルモノデアルトスル説

百二十二、財産税ハ、戦後ノ財政ノ窮乏ヲ救フ為ニ課セラルルモノデアルトスル説

百二十三、財産税ハ、戦後ノ財政ノ窮乏ヲ救フ為ニ課セラルルモノデアルトスル説

百二十四、財産税ハ、戦後ノ財政ノ窮乏ヲ救フ為ニ課セラルルモノデアルトスル説

百二十五、財産税ハ、戦後ノ財政ノ窮乏ヲ救フ為ニ課セラルルモノデアルトスル説

百二十六、財産税ハ、戦後ノ財政ノ窮乏ヲ救フ為ニ課セラルルモノデアルトスル説

百二十七、財産税ハ、戦後ノ財政ノ窮乏ヲ救フ為ニ課セラルルモノデアルトスル説

百二十八、財産税ハ、戦後ノ財政ノ窮乏ヲ救フ為ニ課セラルルモノデアルトスル説

百二十九、財産税ハ、戦後ノ財政ノ窮乏ヲ救フ為ニ課セラルルモノデアルトスル説

百三十、財産税ハ、戦後ノ財政ノ窮乏ヲ救フ為ニ課セラルルモノデアルトスル説

百三十一、財産税ハ、戦後ノ財政ノ窮乏ヲ救フ為ニ課セラルルモノデアルトスル説

百三十二、財産税ハ、戦後ノ財政ノ窮乏ヲ救フ為ニ課セラルルモノデアルトスル説

百三十三、財産税ハ、戦後ノ財政ノ窮乏ヲ救フ為ニ課セラルルモノデアルトスル説

百三十四、財産税ハ、戦後ノ財政ノ窮乏ヲ救フ為ニ課セラルルモノデアルトスル説

百三十五、財産税ハ、戦後ノ財政ノ窮乏ヲ救フ為ニ課セラルルモノデアルトスル説

百三十六、財産税ハ、戦後ノ財政ノ窮乏ヲ救フ為ニ課セラルルモノデアルトスル説

百三十七、財産税ハ、戦後ノ財政ノ窮乏ヲ救フ為ニ課セラルルモノデアルトスル説

百三十八、財産税ハ、戦後ノ財政ノ窮乏ヲ救フ為ニ課セラルルモノデアルトスル説

百三十九、財産税ハ、戦後ノ財政ノ窮乏ヲ救フ為ニ課セラルルモノデアルトスル説

百四十、財産税ハ、戦後ノ財政ノ窮乏ヲ救フ為ニ課セラルルモノデアルトスル説

百四十一、財産税ハ、戦後ノ財政ノ窮乏ヲ救フ為ニ課セラルルモノデアルトスル説

百四十二、財産税ハ、戦後ノ財政ノ窮乏ヲ救フ為ニ課セラルルモノデアルトスル説

百四十三、財産税ハ、戦後ノ財政ノ窮乏ヲ救フ為ニ課セラルルモノデアルトスル説

百四十四、財産税ハ、戦後ノ財政ノ窮乏ヲ救フ為ニ課セラルルモノデアルトスル説

百四十五、財産税ハ、戦後ノ財政ノ窮乏ヲ救フ為ニ課セラルルモノデアルトスル説

百四十六、財産税ハ、戦後ノ財政ノ窮乏ヲ救フ為ニ課セラルルモノデアルトスル説

百四十七、財産税ハ、戦後ノ財政ノ窮乏ヲ救フ為ニ課セラルルモノデアルトスル説

百四十八、財産税ハ、戦後ノ財政ノ窮乏ヲ救フ為ニ課セラルルモノデアルトスル説

百四十九、財産税ハ、戦後ノ財政ノ窮乏ヲ救フ為ニ課セラルルモノデアルトスル説

百五十、財産税ハ、戦後ノ財政ノ窮乏ヲ救フ為ニ課セラルルモノデアルトスル説

百五十一、財産税ハ、戦後ノ財政ノ窮乏ヲ救フ為ニ課セラルルモノデアルトスル説

百五十二、財産税ハ、戦後ノ財政ノ窮乏ヲ救フ為ニ課セラルルモノデアルトスル説

百五十三、財産税ハ、戦後ノ財政ノ窮乏ヲ救フ為ニ課セラルルモノデアルトスル説

百五十四、財産税ハ、戦後ノ財政ノ窮乏ヲ救フ為ニ課セラルルモノデアルトスル説

百五十五、財産税ハ、戦後ノ財政ノ窮乏ヲ救フ為ニ課セラルルモノデアルトスル説

百五十六、財産税ハ、戦後ノ財政ノ窮乏ヲ救フ為ニ課セラルルモノデアルトスル説

百五十七、財産税ハ、戦後ノ財政ノ窮乏ヲ救フ為ニ課セラルルモノデアルトスル説

百五十八、財産税ハ、戦後ノ財政ノ窮乏ヲ救フ為ニ課セラルルモノデアルトスル説

百五十九、財産税ハ、戦後ノ財政ノ窮乏ヲ救フ為ニ課セラルルモノデアルトスル説

百六十、財産税ハ、戦後ノ財政ノ窮乏ヲ救フ為ニ課セラルルモノデアルトスル説

百六十一、財産税ハ、戦後ノ財政ノ窮乏ヲ救フ為ニ課セラルルモノデアルトスル説

百六十二、財産税ハ、戦後ノ財政ノ窮乏ヲ救フ為ニ課セラルルモノデアルトスル説

百六十三、財産税ハ、戦後ノ財政ノ窮乏ヲ救フ為ニ課セラルルモノデアルトスル説

百六十四、財産税ハ、戦後ノ財政ノ窮乏ヲ救フ為ニ課セラルルモノデアルトスル説

百六十五、財産税ハ、戦後ノ財政ノ窮乏ヲ救フ為ニ課セラルルモノデアルトスル説

百六十六、財産税ハ、戦後ノ財政ノ窮乏ヲ救フ為ニ課セラルルモノデアルトスル説

百六十七、財産税ハ、戦後ノ財政ノ窮乏ヲ救フ為ニ課セラルルモノデアルトスル説

百六十八、財産税ハ、戦後ノ財政ノ窮乏ヲ救フ為ニ課セラルルモノデアルトスル説

百六十九、財産税ハ、戦後ノ財政ノ窮乏ヲ救フ為ニ課セラルルモノデアルトスル説

百七十、財産税ハ、戦後ノ財政ノ窮乏ヲ救フ為ニ課セラルルモノデアルトスル説

百七十一、財産税ハ、戦後ノ財政ノ窮乏ヲ救フ為ニ課セラルルモノデアルトスル説

百七十二、財産税ハ、戦後ノ財政ノ窮乏ヲ救フ為ニ課セラルルモノデアルトスル説

百七十三、財産税ハ、戦後ノ財政ノ窮乏ヲ救フ為ニ課セラルルモノデアルトスル説

百七十四、財産税ハ、戦後ノ財政ノ窮乏ヲ救フ為ニ課セラルルモノデアルトスル説

百七十五、財産税ハ、戦後ノ財政ノ窮乏ヲ救フ為ニ課セラルルモノデアルトスル説

百七十六、財産税ハ、戦後ノ財政ノ窮乏ヲ救フ為ニ課セラルルモノデアルトスル説

百七十七、財産税ハ、戦後ノ財政ノ窮乏ヲ救フ為ニ課セラルルモノデアルトスル説

百七十八、財産税ハ、戦後ノ財政ノ窮乏ヲ救フ為ニ課セラルルモノデアルトスル説

百七十九、財産税ハ、戦後ノ財政ノ窮乏ヲ救フ為ニ課セラルルモノデアルトスル説

百八十、財産税ハ、戦後ノ財政ノ窮乏ヲ救フ為ニ課セラルルモノデアルトスル説

百八十一、財産税ハ、戦後ノ財政ノ窮乏ヲ救フ為ニ課セラルルモノデアルトスル説

百八十二、財産税ハ、戦後ノ財政ノ窮乏ヲ救フ為ニ課セラルルモノデアルトスル説

百八十三、財産税ハ、戦後ノ財政ノ窮乏ヲ救フ為ニ課セラルルモノデアルトスル説

百八十四、財産税ハ、戦後ノ財政ノ窮乏ヲ救フ為ニ課セラルルモノデアルトスル説

百八十五、財産税ハ、戦後ノ財政ノ窮乏ヲ救フ為ニ課セラルルモノデアルトスル説

百八十六、財産税ハ、戦後ノ財政ノ窮乏ヲ救フ為ニ課セラルルモノデアルトスル説

百八十七、財産税ハ、戦後ノ財政ノ窮乏ヲ救フ為ニ課セラルルモノデアルトスル説

百八十八、財産税ハ、戦後ノ財政ノ窮乏ヲ救フ為ニ課セラルルモノデアルトスル説

百八十九、財産税ハ、戦後ノ財政ノ窮乏ヲ救フ為ニ課セラルルモノデアルトスル説

百九十、財産税ハ、戦後ノ財政ノ窮乏ヲ救フ為ニ課セラルルモノデアルトスル説

百九十一、財産税ハ、戦後ノ財政ノ窮乏ヲ救フ為ニ課セラルルモノデアルトスル説

百九十二、財産税ハ、戦後ノ財政ノ窮乏ヲ救フ為ニ課セラルルモノデアルトスル説

百九十三、財産税ハ、戦後ノ財政ノ窮乏ヲ救フ為ニ課セラルルモノデアルトスル説

百九十四、財産税ハ、戦後ノ財政ノ窮乏ヲ救フ為ニ課セラルルモノデアルトスル説

百九十五、財産税ハ、戦後ノ財政ノ窮乏ヲ救フ為ニ課セラルルモノデアルトスル説

百九十六、財産税ハ、戦後ノ財政ノ窮乏ヲ救フ為ニ課セラルルモノデアルトスル説

百九十七、財産税ハ、戦後ノ財政ノ窮乏ヲ救フ為ニ課セラルルモノデアルトスル説

百九十八、財産税ハ、戦後ノ財政ノ窮乏ヲ救フ為ニ課セラルルモノデアルトスル説

百九十九、財産税ハ、戦後ノ財政ノ窮乏ヲ救フ為ニ課セラルルモノデアルトスル説

二百、財産税ハ、戦後ノ財政ノ窮乏ヲ救フ為ニ課セラルルモノデアルトスル説

二百一、財産税ハ、戦後ノ財政ノ窮乏ヲ救フ為ニ課セラルルモノデアルトスル説

二百二、財産税ハ、戦後ノ財政ノ窮乏ヲ救フ為ニ課セラルルモノデアルトスル説

二百三、財産税ハ、戦後ノ財政ノ窮乏ヲ救フ為ニ課セラルルモノデアルトスル説

二百四、財産税ハ、戦後ノ財政ノ窮乏ヲ救フ為ニ課セラルルモノデアルトスル説

二百五、財産税ハ、戦後ノ財政ノ窮乏ヲ救フ為ニ課セラルルモノデアルトスル説

二百六、財産税ハ、戦後ノ財政ノ窮乏ヲ救フ為ニ課セラルルモノデアルトスル説

二百七、財産税ハ、戦後ノ財政ノ窮乏ヲ救フ為ニ課セラルルモノデアルトスル説

二百八、財産税ハ、戦後ノ財政ノ窮乏ヲ救フ為ニ課セラルルモノデアルトスル説

二百九、財産税ハ、戦後ノ財政ノ窮乏ヲ救フ為ニ課セラルルモノデアルトスル説

二百十、財産税ハ、戦後ノ財政ノ窮乏ヲ救フ為ニ課セラルルモノデアルトスル説

二百十一、財産税ハ、戦後ノ財政ノ窮乏ヲ救フ為ニ課セラルルモノデアルトスル説

二百十二、財産税ハ、戦後ノ財政ノ窮乏ヲ救フ為ニ課セラルルモノデアルトスル説

二百十三、財産税ハ、戦後ノ財政ノ窮乏ヲ救フ為ニ課セラルルモノデアルトスル説

二百十四、財産税ハ、戦後ノ財政ノ窮乏ヲ救フ為ニ課セラルルモノデアルトスル説

二百十五、財産税ハ、戦後ノ財政ノ窮乏ヲ救フ為ニ課セラルルモノデアルトスル説

二百十六、財産税ハ、戦後ノ財政ノ窮乏ヲ救フ為ニ課セラルルモノデアルトスル説

二百十七、財産税ハ、戦後ノ財政ノ窮乏ヲ救フ為ニ課セラルルモノデアルトスル説

二百十八、財産税ハ、戦後ノ財政ノ窮乏ヲ救フ為ニ課セラルルモノデアルトスル説

二百十九、財産税ハ、戦後ノ財政ノ窮乏ヲ救フ為ニ課セラルルモノデアルトスル説

二百二十、財産税ハ、戦後ノ財政ノ窮乏ヲ救フ為ニ課セラルルモノデアルトスル説

二百二十一、財産税ハ、戦後ノ財政ノ窮乏ヲ救フ為ニ課セラルルモノデアルトスル説

二百二十二、財産税ハ、戦後ノ財政ノ窮乏ヲ救フ為ニ課セラルルモノデアルトスル説

二百二十三、財産税ハ、戦後ノ財政ノ窮乏ヲ救フ為ニ課セラルルモノデアルトスル説

二百二十四、財産税ハ、戦後ノ財政ノ窮乏ヲ救フ為ニ課セラルルモノデアルトスル説

二百二十五、財産税ハ、戦後ノ財政ノ窮乏ヲ救フ為ニ課セラルルモノデアルトスル説

二百二十六、財産税ハ、戦後ノ財政ノ窮乏ヲ救フ為ニ課セラルルモノデアルトスル説

二百二十七、財産税ハ、戦後ノ財政ノ窮乏ヲ救フ為ニ課セラルルモノデアルトスル説

二百二十八、財産税ハ、戦後ノ財政ノ窮乏ヲ救フ為ニ課セラルルモノデアルトスル説

二百二十九、財産税ハ、戦後ノ財政ノ窮乏ヲ救フ為ニ課セラルルモノデアルトスル説

二百三十、財産税ハ、戦後ノ財政ノ窮乏ヲ救フ為ニ課セラルルモノデアルトスル説

二百三十一、財産税ハ、戦後ノ財政ノ窮乏ヲ救フ為ニ課セラルルモノデアルトスル説

二百三十二、財産税ハ、戦後ノ財政ノ窮乏ヲ救フ為ニ課セラルルモノデアルトスル説

二百三十三、財産税ハ、戦後ノ財政ノ窮乏ヲ救フ為ニ課セラルルモノデアルトスル説

二百三十四、財産税ハ、戦後ノ財政ノ窮乏ヲ救フ為ニ課セラルルモノデアルトスル説

二百三十五、財産税ハ、戦後ノ財政ノ窮乏ヲ救フ為ニ課セラルルモノデアルトスル説

二百三十六、財産税ハ、戦後ノ財政ノ窮乏ヲ救フ為ニ課セラルルモノデアルトスル説

二百三十七、財産税ハ、戦後ノ財政ノ窮乏ヲ救フ為ニ課セラルルモノデアルトスル説

二百三十八、財産税ハ、戦後ノ財政ノ窮乏ヲ救フ為ニ課セラルルモノデアルトスル説

二百三十九、財産税ハ、戦後ノ財政ノ窮乏ヲ救フ為ニ課セラルルモノデアルトスル説

二百四十、財産税ハ、戦後ノ財政ノ窮乏ヲ救フ為ニ課セラルルモノデアルトスル説

二百四十一、財産税ハ、戦後ノ財政ノ窮乏ヲ救フ為ニ課セラルルモノデアルトスル説

二百四十二、財産税ハ、戦後ノ財政ノ窮乏ヲ救フ為ニ課セラルルモノデアルトスル説

二百四十三、財産税ハ、戦後ノ財政ノ窮乏ヲ救フ為ニ課セラルルモノデアルトスル説

二百四十四、財産税ハ、戦後ノ財政ノ窮乏ヲ救フ為ニ課セラルルモノデアルトスル説

二百四十五、財産税ハ、戦後ノ財政ノ窮乏ヲ救フ為ニ課セラルルモノデアルトスル説

二百四十六、財産税ハ、戦後ノ財政ノ窮乏ヲ救フ為ニ課セラルルモノデアルトスル説

二百四十七、財産税ハ、戦後ノ財政ノ窮乏ヲ救フ為ニ課セラルルモノデアルトスル説

二百四十八、財産税ハ、戦後ノ財政ノ窮乏ヲ救フ為ニ課セラルルモノデアルトスル説

二百四十九、財産税ハ、戦後ノ財政ノ窮乏ヲ救フ為ニ課セラルルモノデアルトスル説

二百五十、財産税ハ、戦後ノ財政ノ窮乏ヲ救フ為ニ課セラルルモノデアルトスル説

二百五十一、財産税ハ、戦後ノ財政ノ窮乏ヲ救フ為ニ課セラルルモノデアルトスル説

二百五十二、財産税ハ、戦後ノ財政ノ窮乏ヲ救フ為ニ課セラルルモノデアルトスル説

二百五十三、財産税ハ、戦後ノ財政ノ窮乏ヲ救フ為ニ課セラルルモノデアルトスル説

二百五十四、財産税ハ、戦後ノ財政ノ窮乏ヲ救フ為ニ課セラルルモノデアルトスル説

二百五十五、財産税ハ、戦後ノ財政ノ窮乏ヲ救フ為ニ課セラルルモノデアルトスル説

二百五十六、財産税ハ、戦後ノ財政ノ窮乏ヲ救フ為ニ課セラルルモノデアルトスル説

二百五十七、財産税ハ、戦後ノ財政ノ窮乏ヲ救フ為ニ課セラルルモノデアルトスル説

二百五十八、財産税ハ、戦後ノ財政ノ窮乏ヲ救フ為ニ課セラルルモノデアルトスル説

二百五十九、財産税ハ、戦後ノ財政ノ窮乏ヲ救フ為ニ課セラルルモノデアルトスル説

二百六十、財産税ハ、戦後ノ財政ノ窮乏ヲ救フ為ニ課セラルルモノデアルトスル説

二百六十一、財産税ハ、戦後ノ財政ノ窮乏ヲ救フ為ニ課セラルルモノデアルトスル説

二百六十二、財産税ハ、戦後ノ財政ノ窮乏ヲ救フ為ニ課セラルルモノデアルトスル説

二百六十三、財産税ハ、戦後ノ財政ノ窮乏ヲ救フ為ニ課セラルルモノデアルトスル説

二百六十四、財産税ハ、戦後ノ財政ノ窮乏ヲ救フ為ニ課セラルルモノデアルトスル説

二百六十五、財産税ハ、戦後ノ財政ノ窮乏ヲ救フ為ニ課セラルルモノデアルトスル説

二百六十六、財産税ハ、戦後ノ財政ノ窮乏ヲ救フ為ニ課セラルルモノデアルトスル説

二百六十七、財産税ハ、戦後ノ財政ノ窮乏ヲ救フ為ニ課セラルルモノデアルトスル説

二百六十八、財産税ハ、戦後ノ財政ノ窮乏ヲ救フ為ニ課セラルルモノデアルトスル説

二百六十九、財産税ハ、戦後ノ財政ノ窮乏ヲ救フ為ニ課セラルルモノデアルトスル説

二百七十、財産税ハ、戦後ノ財政ノ窮乏ヲ救フ為ニ課セラルルモノデアルトスル説

二百七十一、財産税ハ、戦後ノ財政ノ窮乏ヲ救フ為ニ課セラルルモノデアルトスル説

二百七十二、財産税ハ、戦後ノ財政ノ窮乏ヲ救フ為ニ課セラルルモノデアルトスル説

二百七十三、財産税ハ、戦後ノ財政ノ窮乏ヲ救フ為ニ課セラルルモノデアルトスル説

二百七十四、財産税ハ、戦後ノ財政ノ窮乏ヲ救フ為ニ課セラルルモノデアルトスル説

二百七十五、財産税ハ、戦後ノ財政ノ窮乏ヲ救フ為ニ課セラルルモノデアルトスル説

二百七十六、財産税ハ、戦後ノ財政ノ窮乏ヲ救フ為ニ課セラルルモノデアルトスル説

二百七十七、財産税ハ、戦後ノ財政ノ窮乏ヲ救フ為ニ課セラルルモノデアルトスル説

二百七十八、財産税ハ、戦後ノ財政ノ窮乏ヲ救フ為ニ課セラルルモノデアルトスル説

二百七十九、財産税ハ、戦後ノ財政ノ窮乏ヲ救フ為ニ課セラルルモノデアルトスル説

二百八十、財産税ハ、戦後ノ財政ノ窮乏ヲ救フ為ニ課セラルルモノデアルトスル説

二百八十一、財産税ハ、戦後ノ財政ノ窮乏ヲ救フ為ニ課セラルルモノデアルトスル説

二百八十二、財産税ハ、戦後ノ財政ノ窮乏ヲ救フ為ニ課セラルルモノデアルトスル説

二百八十三、財産税ハ、戦後ノ財政ノ窮乏ヲ救フ為ニ課セラルルモノデアルトスル説

二百八十四、財産税ハ、戦後ノ財政ノ窮乏ヲ救フ為ニ課セラルルモノデアルトスル説

二百八十五、財産税ハ、戦後ノ財政ノ窮乏ヲ救フ為ニ課セラルルモノデアルトスル説

二百八十六、財産税ハ、戦後ノ財政ノ窮乏ヲ救フ為ニ課セラルルモノデアルトスル説

二百八十七、財産税ハ、戦後ノ財政ノ窮乏ヲ救フ為ニ課セラルルモノデアルトスル説

二百八十八、財産税ハ、戦後ノ財政ノ窮乏ヲ救フ為ニ課セラルルモノデアルトスル説

二百八十九、財産税ハ、戦後ノ財政ノ窮乏ヲ救フ為ニ課セラルルモノデアルトスル説

二百九十、財産税ハ、戦後ノ財政ノ窮乏ヲ救フ為ニ課セラルルモノデアルトスル説

二百九十一、財産税ハ、戦後ノ財政ノ窮乏ヲ救フ為ニ課セラルルモノデアルトスル説

二百九十二、財産税ハ、戦後ノ財政ノ窮乏ヲ救フ為ニ課セラルルモノデアルトスル説

二百九十三、財産税ハ、戦後ノ財政ノ窮乏ヲ救フ為ニ課セラルルモノデアルトスル説

二百九十四、財産税ハ、戦後ノ財政ノ窮乏ヲ救フ為ニ課セラルルモノデアルトスル説

二百九十五、財産税ハ、戦後ノ財政ノ窮乏ヲ救フ

ノ内訳ヲ承知致シ度ク」

当方右ヲ承知シ次回会合ハ来週火曜日トス

日時　昭和二十一年四月三十日午前十時ヨリ十二時

場所　農林中金マッカーサー司令部

出席者　司令部側　チャーン氏
　　ショベル中尉
　　シーガル氏
　当方　池田主税局長
　　渡辺事務官
　　宮沢事務官

当日ノ会談内容ヲ要約スレバ左ノ如シ

一、法人財産税ニ対スルチャーン氏ノ見解左ノ如シ、法人財産税ノメモヲ見テ其ノ後研究ノ結果コレハ益々不要ナリトノ感ヲ懐クニ至ッタ、其ノ理由ハ次ノ通リデアル

(1)　(イ)日本政府ハ財産税ニ依リ九百億ノ税収ヲ挙ゲントシテ居ル、之ハ主トシテ軍需補償及ビ国債ノ償却ニ充テラルルモノデアルガ、一方ニ於テ軍需補償ヲ与ヘ、他方ニ於テ法人財産税ヲトリタテル事ハ無意味デアルカ又ハ矛盾スルト考ヘル

(ロ)前ニ屢々述ベタ通リ過去ノ経験ヨリシテモ日本ノ財産税ガ予期通リノ税収ヲ挙ゲ得ルカハ疑問デアル、外国ノ例ニ徴シテモ、オーストリヤニ於テハ実際ノ税収ハ見込額ノ五分ノ一ニ過ギナカッタ、従ッテ日本ニ於テモ此ノ程度ノ減少ガアルトスレバ余リ財産税ノ収入額ニ期待ヲ持ッテイナイ

(2)　日本政府ハ国債利子ヲ三分五厘ヨリ一分ニ引下ゲントシテ居ル、又軍需補償ニ付テハ自分ハ之ヲ打切ルベキデアルトノ私見ヲ持ッテ居ル、此ノ両者ガ実施サレルトスレバ五百数十億ノ歳出ノ節減ガ行ハルルガ此ノ点ヲ考フレバ財産税額ニ固執スル意義ハ少イモノト思フ

(3)　現在ノ法案ニヨレバ法人利得税見込額五十億円、法人財産税見込額一八〇億デ合計約二三〇億ノ税収ヲ見込ンデ居ル、軍需補償額中法人ニ対スル分ハ四五〇億デアリ、之ニ法人ノ所有スル国債ノ利払ヒ額其ノ他ヲ加フレバ此等ノ為政府ノ法人ニ対スル支出ハ約五九〇億ニ及ブモノト推定セラル、之ニ依レバ法人ニ対シテ与フルモノノ方ガ法人ヨリ受取ルモノヨリモ多クナル、而シテ若シ軍需補償ヲ打切レバ事実上財産税ハトレヌ事トナル、従ッテ法人財産税ハ結局政府ヨリ奪フヨリ多クヲ与ヘルカ、若クハ徴税ガ出来ヌカノ何レカニナル、カカルモノデアレバ自分ハ実施セヌ方ガ良イト考ヘル

然シ乍ラ法人デ戦災ヲ蒙ラヌモノ及軍需産業ニ携ッテ居ラナカッタモノ等ニ対シテハ何等カノ形式ニ依ッテ課税シナケレバナラヌガ之ハ個人ノ財産税及増加税ヲ通ジテ徴スル事ガ出来ルト思フ、即チ個人ノ所有スル株式中右ニ該当スルモノハ高ク評価セラルベキモノデアルガ故ニ之ニ課税スル事ニ依リ法人ニ対スル課税ニ代ル歳入ヲ挙ゲ得ル事トナル、此ノ際ノ株価ハ市場価格デナク、法人ヨリ提出シタ考課諸表ニ依リ再評価シタモノデアルベキデアリ其ノ限リニ於テ業績良好ノ法人ノ資産ハ事実上株価ニ表現セラレル

二、過去数回ニ亘リタル会談ノ中財産税ニ関スル総括トシテチャーン氏ハ次ノ如ク述ベリ

(1)　個人財産税ニ付テハ税率ヲ五%ヨリ八五%ニ至ル累進税トシ免税点ハ三万円ニ引上ゲルコト

(2)　全納税義務者ヲA、B、Cノ三階級ニ分ケルコト

(3)　A、B、Cノ何レノ階級ヨリモ申告ヲ行ハセ、財産調査ヲ行フ、但シ調査以前ニ申告ニ基キ納税セシムルコト

(4)　現法案ニ依レバ最終納期ハ昭和二十二年トナッテ居ルガA階級課税ハ法案通過後三十日以内、一般納税ハ遅クテモ法案通過後九十日以内トスルコト

(5)　B及Cニ属スル階級ヨリノ徴収ハA級ノ徴収ニ稍後レテ之ヲ為スコトトスルモ其ノ際B、Cヨリノ歳入ハ之ヲ別途保管シ次ニ述ベル状勢ニ依リ之ヲ返還シ又ハ向後ノ所得税ニ充当スルコト、A級ヲ徴収シテ所期ノ歳入ヲアゲ得タ場合B級ニ迄課税スルカ否カハ行政判断ニ依ッテ決定セラルルコトトス、又

(イ)　A級デ予期ノ歳入ヲ得ヌ時ハB級迄課税スル

(ロ)　B級ノ徴収ニ依リ充分ナレバC級ニ対シテハ課税セズ

(ハ)　AB級ノ税収ニテ目標歳入額ニ不充分ナルトキ始メテC級ニ対シテ課税スル

(6)　延納ニ付テハ物価指数（公定価格、闇価格ヲ含ム）ニ依リ延納額ヲ増額シテ決定スル、但シ個人財産税ヲ自己ノ資産ヲ売却シテ支払フ場合ニ於テ善意ノ公売ニ依ッテ得タ金額ガ政府ニ対シテ為サレタ申告額ト同ジ、又ハ之ヨリ低イ場合ニ於テハ、此ノ延納増額分ハ支払ノ要ハナイモノトス、但シ、爾後十年間公売財産ノ買戻シハ出来ヌコトトスル

資産ガ個人ニ依リ不当ニ低ク申告サレタトキ政府ハ之ヲ申告価格デ買取リ代金ヲ国債ヲ以テ支払フ事ガ出来ルコトトスル

尚個人ガ政府ノ評価ガ不当ニ高額ト考ヘタ場合ニ個人ハ政府評価ニ依ル額デ之ヲ政府ニ売却出来ルコトトスル

三、以上ノ補足トシテチャーン氏ノ述ベタル意見次ノ如シ

(1)　財産税法ニ於ケル生活必需品、家具家財ノ額ハ全財産ノタトヘバ十%以下又ハタトヘバ二万五千円以下ト限定シソノ少キ方ヲ執ルコト

右ニ依リ例ヘバ、現在一見非課税トナッテ居ル主食物ノ隠匿等ニ付テハ斯ル隠匿主要食糧ノ多クガ吐キ出サレルコトトナラウ

虚偽ノ申告ガ行ハレタ場合ソノ差額ニ対シテハ現在ノ市価ノ二倍ニ相当スル罰金的税額ヲ徴収スルコトトスル尚農家ニ対シテハ別ニ非課税主要食糧ノ限度ヲ定メ放出ヲ促進スル

(2)　個人ガ慈善団体等ニ対シテ贈与又ハ寄附ヲシタ場合、若シモ其後ニ於テ尚此等団体ニ対シテ持分ヲ持チ、或ハ此団体ノ役員ニ対スル任免権ヲ持ツ時ハ此ノ贈与ハ行ハレナカッタモノト看做スコト

即チ該個人ガ慈善団体ト完全ニ縁ヲ切ッタ時ニノミ斯ル財産ハ免税トナル

(3)　法律第八条但シ書ノ事項ハ命令ニ委任セズ法律中ニ此ノ事項ヲ明記スルコト

(4)　法律第十二条第三号、虚偽ノ債務ノ申告ニヨル財産税ノ逋脱防止ヲ明記スルコト

債務ハ債権者ニ付捕捉シ得ル時ニノミ之ヲ認メルコトトシ又債権者ガ免税点以下ナル場合ニハ債務者ノ有スル債務ノ控除ハ之ヲ認メザルコト

之ニ対シ渡辺事務官ヨリ、ベルギーニ於テハ債務者ハソノ債務ノ返済ノ場合之ヲ五%割引シテ返済シ得ルモ、カカル事例ハ此ノ場合考慮セラレアルヤト質問セラレタル処、チャーン氏ハ之ヲ研究スル旨回答セリ

(5)　第三十一条　学校、宗教団体ノ免税財産等ニ関シテハ更ニ厳密ニ規定スルコト

同条三号ノ補足規定ハ之ヲ法律面ニ更ニ具体化スル事ヲ要スル

(6)　第四十一条　本条ノ真意ヲ問ヒタル後適用ノ場合ヲ法文中ニ具体的ニ記述シ漠然タル命令委任ヲ排スベシトス

(7)　第四十七条ハ債務ノ項ニ入レルコト

(8)　第五章ハ全面的ニ申告納税ヲ行フ様ニ書キ改メルコト

(9)　第五十三条　調査会ノ規定中七日ノ期間ハ之ヲ更ニ延期スルコト

(10)　第八章　徴収ニ付テハA階級ヨリノ徴収ハ申告書提出後三十日以内トシ、順次B、C階級ヨリ徴収シ、全部ノ一部徴収ハ九十日以内ニ完了スル如ク之ヲ改メルコト

(11)　第十章　罰則中、未申告ノ課税財産ヲ発見シ之ヲ通知シタル者ニ対シテハ其ノ税収ノ¼ヲ報酬トシテ与ヘル規定ヲ設クルコト

当方ヨリ、カカル法規ハ現在何処ニ実施セラレアルヤヲ質問セシ処チャーン氏ヨリ之ハ現在アメリカ各州ニ於テ実施セラレアル（但シ報酬一〇%）旨ノ回答ヲ得タリ、更ニ当方ヨリ日本ニ於テハ税ノ申告ニ関シテ各

個人ノ財産額ハ秘密ニセラレアル為右ノ規定ノ実施ハ困難ナラント質問シタルニ対シチャーン氏ハ進ンデ日本ノ大蔵省ハ五十万円以上ノ資産ヲ所有スル者ニ付キ其ノ財産額及内容税額等ヲ記載セル表ヲ公表スベキナリトノ勧告ヲ行ヘリ

四、次回ノ会見ハ五月一日午前十時半トシ席上財産税ニ関スルチャーン氏提案ニ対スル当方ノ意見ヲ述ベ然ル後財産増加税ニ進ム旨定メタリ

チャーン氏トノ第五回会見顛末

日時　昭和二十一年五月一日午前十時ヨリ十二時

場所　農林中金マッカーサー司令部

出席者　司令部側　チャーン氏
　　シーガル氏
　　ショベル中尉
　当方　池田主税局長
　　渡辺事務官
　　木内参事官
　　宮沢事務官

当日ノ会談内容ヲ要約スレバ左ノ如シ

一、今日ノ会見ハ当初チャーン氏ノ来席遅レタル為シーガル氏ニ対シ当方ノ質疑ガ行ハレタリ、即チ先ヅ当方ヨリ本日ハ財産税ニ対シ当方ノ意見ヲ申述ブ可キ日ナルモ、先ヅ三種ニ関シ、チャーン氏ノ抱ク見解ヲ全部承知シテカラ之ヲ述ベル方ガ便ナリト申出デタル処右ヲ機会ニシーガル氏ハチャーン氏ガ法人戦時利得税ノ中止ヲ勧告スル筈ナル旨明ラカニセリ依而当方ヨリ之ハ法人資産ガ株価ニ正常ニ反映セザル現状ヨリシテ不合理ナルノミナラズ昨年度司令部ヨリ手交セラレタル覚書ニ於ケル「法人及個人ヲ含メ総ベテノ戦時利得ヲ排除スル」旨ノ条項ニ矛盾セザルヤヲ質シタルニ、シーガル氏ヨリ司令部ヨリノ覚書モ時勢ノ変化ニ応ジテ変化シ得ルモノナルガ故ニ此点ニ関シテハチャーン氏ニ一任セラレタキ旨ノ回答ヲ得タリ、尚株価反映ノ問題ハ後刻論ゼラレタリ

二、次ニ当方ヨリ、シーガル氏ニ対シ法人ニ課税スルハ二重課税トナル故ニ中止セヨトノ御意見ノ如キモ、アメリカニ於テ現在尚法人税ヲ所得税ト併課シ居ル理由如何ト質問シタル処シーガル氏ノ回答ニ依レバ此ノ問題ハアメリカニ於テモ二重課税問題トシテ異論多キモノニシテ、チャーン氏ハ反対論者ノ最タル一人タリ、尚実際問題トシテ現在ハ生産活況ヲ呈シ且国庫収入ノ必要上ヨリシテ当分ハ存置セラルルナランモ数年後国庫収入ノ必要減少シ且生産ガ沈滞シテ之ニ対シ何等カノ刺激ヲ与フル要ヲ生ジタル暁ニハ恐ラク本税ハ廃止セラルルニ至ラント

三、チャーン氏来席後当方ノ申出ニ従ヒチャーン氏ノ意見ヲ中心ニ財産増加税ニ関シ論議ガ進メラレタリ

先ヅチャーン氏ハ始期財産ノ調査ニ於テ戦災等ノ為ニ資料紛失セルモノ多シト思ハルルヲ以テ代案トシテ物価指数（公定価格及闇価格ヲ含ム）ニ依リ之ヲ推算スルノ外ナキモ一九四〇年ヨリ一九四六年ニ至ルカカル物価指数ヲ作成スル用意アリヤト質問セリ之ニ対シ当方ヨリ公定価格ニ依ル物価指数ハ日銀ノ調査ニヨル統計アルモ闇価格ヲ含ム指数ニ付テハウェートノ置キ方、抽出商品ノ選定等ノ技術的困難ノ為之ヲ作製シ難キ旨回答スルヤ、チャーン氏ハ之ニ対シ大蔵省ガカカル実際ノ物価趨勢ヲ知ル資料ヲ持タザルハ誠ニ驚クベキ事ナリトシ今ヨリ之ニ着手スルノ好機会ナリトノ意見ヲ述ベタリ

四、更ニ物価指数ニ付テ若干質議ガ行ハレタリ

先ヅ当方ヨリ、此問題ハ新税調査ノ際ノ評価ニ於テ公定価格ヲ使用スルヤ闇価格ヲ使用スルヤガ先決問題ニシテ当方ニ於テハ公定価格アルモノハ之ニ従ヒ無キモノニ対シテハ市場価格ヲ使用スル旨ナル事ヲ述ベタル処チャーン氏右ノ如ク取扱ヲ一ニセザルハ不合理ナルノミナラズ公定価格ハ物価指数ノ趨勢ニ比シソノ変動少ナキヲ常トスルガ故ニ、一九四〇年及一九四六年間ニ於ケル公定価格ノ騰貴ハ此期間ニ於ケル市場価格ノ騰貴ニ比シテ少キモノトナラン、然ラバ公定価格ニ依リテ財産増加税ノ評価ヲ行ハバ増加額ハ僅少ニナラザルヲ得ズト述ベリ、之ニ対シ当方ヨリ公定価格ニ対シテハ本年三月ニ於

ケル新物価体系ノ構成ニヨリ相当大巾ノ引上ヲ行ヒタルガ故ニ此ノ問題ハ少カラント回答セリ、更ニ当方ヨリ公定価格ニヨル日銀ノ物価指数ハ商品ノ指数ナルガ故ニ増加税ニ於テ家屋等ヲ含メタル物価指数ヲ使用センガ為ニハ新シキ物価指数ヲ使用スル要アル事ヲ述ベタルニチャーン氏ハ米、魚、煙草、土地、家賃、小麦粉、材木、肥料、瓦等ニ付一九四〇年ヨリ一九四六年ニ至ル物価指数ヲ次回迄ニ拝見シタシト希望セリ

五、次ニチャーン氏ハ増加税ニ関スル意見ヲ進メ、先ヅ個人財産税ニ付キ左ノ修正意見ヲ述ベタリ

㈠　第一種、第二種ノ区別ハ之ヲ廃止スルコト

㈡　基礎控除ヲ三万円ニ引上グルコト

㈢　税率ハ第一種税率ヲ採用スルコト

㈣　始期ヨリ終期迄引続キ所有スル財産ノ値上リハ株式ヲ除キ増加額ニ算入セザルコト

之ニ対シ当方ヨリ此ノ区別ヲ設ケタル立法趣旨ヲ説明シタルトコロ、チャーン氏ハ修正案ニ依レバインフレーションニ依リ財産増加ヲ来シタル富豪ヨリ増加税ヲ徴スルコトハ不能ナリト雖モ富豪ニ対シテハ個人財産税ニ依リテ課税スベキナル旨ノ説明ヲ行ヘリ

次ニ当方ヨリ右ニ依リ増加税ヲ実施セル場合、若シ始期日直後例ヘバ一九四〇年四月二日ニ自己ノ預金ヨリ家ヲ購入セル場合ハ此ノ家ニ対シテハ課税セラルルニ対シ、始期及終期ヲ通ジテ財産ヲ持チ続ケタル者ニ対シテハ課税セラレザルハ不公平ニ非ズヤト質シタルニチャーン氏ハ財産税及財産増加税ハ元来ガ悪税ナルガ故ニ多少ノ不公平ハ止ムヲ得ズ、更ニ前例ノ如キ場合ニ於テハ或ハインフレーションニ依ル増価ニ対シテ課税セラルルコトトナランモカカル不公平ハ基礎控除ヲ引上グル事ニヨリ緩和セラルベシト説明シ大蔵省案ニ於テモ此程度ノ欠点ハ包含セラレアルニ相違ナシト述ベタリ

六、更ニチャーン氏ハ増加税ニ対スル氏ノ意見ヲ進メ増加税ノ税額ハ財産税ノ場合財産額ヨリ控除セラルルガ故ニ右ニ述ベタル不公平ハ更ニ緩和セラルベシト述ベタリ、前述ノ方針ニ従ヒタル結果大蔵省案ニ於ケルインフレーションニ依ル増価緩和ノ為ニ設ケラレタル乗数ハ不必要ナル旨ヲ述ベリ、更ニ当方ヨリチャーン氏案ニ於ケル三万円ハ免税ノ意ナルヤ基礎控除ノ意ナリヤヲ質問セルニ対シ、基礎控除ナルベキ旨ヲ回答セリ

七、更ニチャーン氏ハ財産増加税ニ於ケル特例トシテ会社ノ株式ヲ所有スル者ハ之ヲ始期及終期ヲ通ジテ所有シタル者ニ対シテモ尚値上リ額ニ付課税スベキ旨ヲ述ベタリ、之ニ対シ当方ヨリ現在ノ株価ハ始期ニ比シ寧ロ低下シ居ルベキコトヲ述ベタルトコロチャーン氏ハ市場ガ再開セラレタル場合ニ於テハ打撃ヲ受ケザリシ平和産業ノ株価ハ他ニ比シ必ズ高価ニナラント云ヒ更ニ個人所有ノ株式ヲ正当ニ評価スルトキハ法人課税ノ要ハナシト主張ス、然ラバ此ノ評価ハ市場価格ニヨルベキナリヤ純資産ヲ株数ニテ除シタル額ニ依リテ評価スベキヤヲ質セルニチャーン氏ハ一九四〇年ニ於ケル会社ノ考課状アリヤヲ問ヒ、当方ヨリ純資産ヲ評価スルニ足ル考課状ハ無キ旨ヲ回答スルヤ、チャーン氏ハ純資産ヲ株数ニテ除シタル価格ト市場価格トノ高キニ従ッテ決スベシト述ベタリ

八、次回ノ会見ハ五月三日午前九時トシ、席上今回迄ノチャーン氏ノ提案ニ対スル当方ノ意見ヲ述ブル事ト定メタリ、尚チャーン氏ノ要求ニ依リ、次回ニ於テハチャーン氏提案ニ依リ増加税ヲ課シタル場合ト大蔵省案ニ依ル増加税ヲ課シタル場合ノ課税ノ結果ノ相違ヲ実例ニ依リ説明スベキ資料今回迄ニ把握セラレタルチャーン氏案ニ従ッタ場合ノ歳入長期預金ノ優遇ニ関シ之ヲ存続セル場合ト、廃止セル場合ノ財産税及増加税ノ税収ノ相異ヲ説明スベキ資料ヲ当方ニテ準備シ置ク旨ヲ約セリ

チャーン氏トノ第六回会見顛末

日時　昭和二十一年五月三日　午前九時―十二時及午後一時半―四時

場所　農林中金マッカーサー司令部

出席者　司令部側　チャーン氏
　　シーガル氏
　　ショベル中尉

当方　池田主税局長
渡辺事務官
木内参事官
宮沢事務官

当日ノ会談内容ヲ要約スレバ左ノ如シ

一、先ヅ当方ヨリ前回会見ニ於テ要求アリタル㈠チャーン氏ノ提案ニ依リ増加税ヲ課シタル場合ト大蔵省案ニ依リ増加税ヲ課シタル場合ノ課税ノ結果ノ相違ヲ説明スベキ資料㈡今日迄ニ披瀝セラレタルチャーン氏案ニ従ッタ場合ノ三税ノ歳入額ニ関スル資料㈢長期預金ノ優遇ヲ存続セル場合ト廃止セル場合ノ財産税及増加税ノ税収ノ相異ヲ説明スベキ資料及ビ㈣一九四〇年ヲ基準トセル東京卸及小売物価指数表ヲ提出シ、此等ヲ廻リ先方ヨリノ質疑ガ行レタリ、チャーン氏ハ歳入見積表ニ付キ、大蔵省ノ計算ハ正確ト思料スルモ、実際ノ行政ニ際シ予定通リノ歳入ヲ挙ゲウルヤ否ヤガ疑問ナリトシ、之ニ対シ当方ヨリ今日ニ至マデ大蔵省ノ税収見積中実収ガ見積額ニ達セザリシ例ハ未ダ無キ旨答フ、ショベル中尉ハ昨年度ニ於テ税収入ガ見積額ニ達セザルハ如何ト質シ、当方ヨリ昨年ハ戦災終戦等ノ情勢ノ急変ノ為止ムヲ得ザリシ事ヲ説明セリ

二、次デ当方ヨリ今日迄示サレタルチャーン氏ノ意見ニ対スル総括的回答ヲ行フ前提トシテ大蔵省トシテハ財産税ニ対シインフレ防止ト富ノ再分配ノ双方ヲ期待ハ致シ居ルモ二兎ヲ追ッテ共ニ失ハンヨリハ寧ロインフレ防止ニ重点ヲ置キ度キ気持ナリ然ルニチャーン氏ノ目途ハ富ノ再分配ヲ主トシ、インフレ防止ヲ従トセラレアル如クナルモ、現在ニ於ケルインフレ防止策ハ財産税ニ依ル以外ハ生産増強乃至経常税ノ増徴ニ依ラザルベカラズ、而モ生産増強ハ現在早急ニ之ヲ期待シ難ク経常税ノ増強モ大ナル効果ヲ期シ得ズ、更ニ若シ軍需補償ノ打切リヲ行ハバ生産ヲ阻害スルニ至ル惧ガカラズ、従ッテ此等ノ手段ニ大ナル期待ヲ為シ得ズトセバ結局財産税ニ頼ム所大ナラザル可カラズ、若シチャーン氏ニ於テ財産税ニ代ル可キ適当ナルインフレ防止策アラバ示サレヨト質問セルニ、チャーン氏ハ軍需補償打切リノ問題ヲ提示シ来リシニ依リ此ノ問題ハ之ヲ後ニ譲ルコトトシ今日迄ノチャーン氏提案ニ対スル当方ノ意見ヲ別紙ノ通リ開陳セリ、当方ノ提出セル意見ニ対シチャーン氏ハ以上ハ非常ニ剴切ナル意見ニシテ参考トスベキ処多シト述ベタル後、右ニ対スル氏ノ見解ヲ次ノ如ク披瀝セリ

三、先ヅ最初取リ上ゲラレタルチャーン氏案ガインフレ問題ヲ従トシ居ルト謂フ当方ノ見解ニ対シテハチャーン氏ハ然ラズトシ、氏ハ軍需補償打切リノ基点（未ダ私見ニ過ギザルモト註釈ス）ニ立ツガ故ニ、チャーン氏案ニ依ルモ大蔵省ノ推算ニ依レバ尚約七百億円ノ税収ヲ挙ゲウルモノトセバ九〇〇億ノ歳入ヲ得テ数百億ノ軍需補償ヲ為スト、補償ヲ為サザル建前ヲ以テ七〇〇億ノ歳入ヲ挙グルト何レガ有利ナリヤ更ニ国債利下ニ付テハ恐ラク次期内閣ハ之ニ着手スルニ非ズヤチャーン氏ノ画ク綜合施策ハ大蔵省当局ノソレヨリ遥ニインフレ阻止ニ貢献シ得ベシト述ベタリ、此処ニ於テ問題ハ軍需補償打切リヲ中心トシテ展開シ、当方ヨリ、若シ軍需補償打切リガ戦争保険ニ迄及ブモノトセバ預金ノ不払ヒ等ニ依リ延テハ個人財産税ノ歳入ヲ減ズルニ至ラント謂ヘルニ、チャーン氏ハ個人ノ戦争保険ハ定額迄（例ヘバ一万円迄）ハ之ヨリ除クガ適当ナラン、現在自己ノ抱ク補償打切ハ其ノ結果個人財産税ノ歳入ニ大ナル影響ヲ及ボスコト無キ見透シナリトス、更ニ池田局長ヨリ軍需補償ノ打切リハ結局数百億ノ債務ノ所有者タル金融機関ノ存立ヲ脅スニ至ラン、此際各個人ノ預金ヲ如何ニスベキヤト質シタルニチャーン氏ハ軍需補償ノ打切リハ同時ニ金融機構ノ改革ヲシ且ツ政府ハ預金者保護モ講ゼザル可カラズ、尚金融機関ノ融資ノ焦付ハ或程度ニ止ル可シ、現在ノ生産不振ハ補償打切気配ニ因ルヨリハ寧ロ政府ノ曖昧ナル態度ガ企業ノ見透シヲ困難ニシ居ルニ因ルコト多シト述ベ尚本提案ハ全クチャーン氏ノ私案ニシテ若シ補償ガ打切ラレザル場合ニハ新税ノ構想モ新ニスベキコトヲ附言セリ

四、次デチャーン氏ハ本論ニ進ミ当方ヨリ提出セル意見中法人税問題ニ対スル回答ヲ行ヘリ、先ヅ二重課税問題ニ関シテハ、氏ハ財産税ニ於ケル二重課税ハ所得税ニ於ケル二重課税トハ相違スルモノナリトシ法人ヨリ財産税ヲ徴セザル場合ト雖モ之ヲ永久ニ徴シ得ザルモノニ非ズ、将来所得税等ヲ通ジテ法人ノ担税力ヲ有スル部面ヨリハ必ズ徴収シ得ルモノナリト説明シ、更ニ続ケテ曰ク「之ニ対シ日本政府ハ或ハ将来ノ徴収ヨリモ現在ニ於ケル徴収ガ焦眉ノ問題ナリト主張スルナランモ、現在ニ於ケル法人ノ大部分ハ軍需補償ノ打切リガ行ハレレバ歳入ヲ期待シ得ザルノミナラズ災害ヲ受ケザリシ法人ヲ含メテ見ルモインフレノ原因ハ目下ノ処個人ニシテ法人ニ非ズ、従ヒテ法人財産税ニ固執スル必要更ニ無カラン」トス、此処ニ於テ池田局長ヨリ法人課税ノ代案ガ株主課税トスレバ株式ノミガ不当ニ高ク評価セラルルコトトナリ株主ニ対シ甚ダシク不当ナ取扱トナラン、法人ニ対スル課税ヲ株主ニ転嫁スルハ正鵠ヲ得タルモノニ非ズ、又実際上ハ清算価格ノ株式ヘノ完全ナル反映ハ容易ニハ行ハレ難カラント述ベタルニチャーン氏ハ素ヨリ自分ハ法人ノ未分配利益ヲ近キ将来ニ於テ株主ニ配当セシメ各株主ヨリ高税ヲ徴スル案ニ何等反対セズトシ、之ニ対シ当方ヨリ法人ノ含ミ利益ヲ分配シテ徴収セントヨリハ之ト同程度ノ積立金ニ課税スル方ガ可ナリ、而モ含ミ利益ノ分配ハ現金ニテハ行ヒ得ザルモノニ非ズヤト質シタルニチャーン氏論点ヲ変ジ、チャーン氏ノ法人財産税ニ反対スルハ右ノ理由ノミニ依ルモノニ非ズトシテ左ノ六項目ノ理由ヲ挙ゲテ法人課税ノ撤廃ヲ主張セリ、即チ

(1) 軍需補償ハ実質上打切リ又ハ打切ラルベキモノナルガ故ニ法人ニ課税スルモ大ナル徴収ハ期待シ得ズ
(2) 現下ノインフレノ原因ハ個人ニシテ法人ニ非ズ
(3) 法人ニ対スル課税ハ株主ヲ通ジテ之ヲ行フコトヲ得
(4) 法人ヨリ現在財産税ヲ徴収セヌ場合ト雖モ此ノ歳入ハ将来ニ於テ何等カノ方法ニ依リテ徴収シ得
(5) 従前ノ幾多財産税ノ経験ニ鑑ミルニ法人ニハ課税セザルヲ可トス
(6) 法人課税ニ伴フ諸種ノ困難ヲ考フルニ歳入額ト平衡シ得ズ

五、次ニ株ノ評価ノ問題ニ移ル、チャーン氏ニ依レバ大蔵省ハ清算価格ニ依ル評価ヲ実行シ難シトスルモ氏ハ日本政府ハ法人ニ対シテ其ノ現在発行シ居ル株ニ付キ清算価格及グッドウィル等ヲ含メタル価格ヲ評価セシメ之ヲ株主ニ通知スベキコトヲ命令スベキナリトシ、此ノ際法人ガ虚偽ノ通知ヲ行フヤモ知

レズトノ懸念ハ財産税徴収ノ場合ニ於ケルト同断ナリト説明セリ、之ニ対シ渡辺事務官ハ問題ハ清算価格ノ算定ノ可能性如何ニアラズシテ清算価格ト市場価格間ノ人為的ナ差違ニアリ、若シ政府ガ株式ヲ清算価格ニテ受納スルモ其ノ売却ニ際シテハ市場価格ニ依ラザルヲ得ズ、然ルニ市場価格ハ配当制限、利益制限等ノ為清算価格ヨリ低キヲ常トス、然ラバ政府ハ物納ニヨリテ歳入ヲ失フコトトナラント論ジタルモ、チャーン氏ハ財産税ハ特ニ其ノ物納ノ場合ニ於テ政府ガ損ヲ来スハ常ニ見ラルル処ナリトシ、之ヲ以テ財産税ノ悪税タル好例ナリト説明セリ、更ニ渡辺事務官ヨリ現在ニ於テ清算価格ト市場価格間ニ大ナル差アルコトガ問題ニシテ之ヲ即チ財産税ニ依リ徴収セントスルモノナリト説明シタルモチャーン氏ハ市場再開ノ場合ニハ夫レ程実力ノアル法人ナラバ市場価格ハ自然ニ昂騰シ此ノ両者ノ差ハ消失セント述ブ（但シ此ノ時チャーン氏トシーガル氏トハ清算価格ノ市場価格ヘノ反映ハ配当制限利益制限ガ行ハレ居ル際ハ円滑ニハ行カヌモノトナラント語リ合ヘ居レリ）、更ニ被害会社ト然ラザルモノトノ間ニハ課税上何等カノ差等ヲ附スル要ハ何レニシテモアル可シト述ベタルヲ以テ之ニ対シ渡辺事務官ヨリ法人財産税ハカカル為ニ設ケラレタルモノナリ他ニ之ニ代ルベキ方法アリヤト質シタル処チャーン氏ハカカル為ニ法人財産税ヲ設ケントスルハヤハリ賛成シ難シト答ヘ氏ニ於テモ直ニ代替スベキ方策無キ為ニ、三日中ニ之ヲ相互ニ於テ考慮シ置クベシト述ベタリ、続キテ池田局長ヨリ大日本麦酒会社ヲ例ニトリ清算価格ト市場価格トノ相違ニ付キ説明シタル処本例ハ当方ノ論拠ヲ明ラカニスル為相当効果アリタルモノノ如シ、株価評価ノ問題ハ之ヲ後ニ譲リ軍需補償ノ問題ニ進ミタリ

六、チャーン氏ハ国債ノ利下ゲ問題ニ付テハ氏ノ直接ニ関与セル処ニアラザルモ新内閣ハ之ヲ実施セント予想ス、然レドモ之ニ依リテ国庫負担ガサシテ軽減セラレズトノ大蔵省ノ意向ニハ同意ストノ見解ヲ披瀝セリ、更ニ軍需補償打切ノ暁ハ氏ハ前言ノ如ク大蔵当局ノ主張セル程之ガ生産ヲ阻害スルトハ認メ難シトス、之ニ対シ当方ヨリ現在産業界ニ於テハ五十億円程度ノ狭範囲ハ補償ハ之ヲ断念シ居ル如クナルモ戦争保険ニ対シテハ尚民間ハ之ヲ期待シ居ル

現状ニシテ現在生産サボタージュヲ実行シ居ルハカカル五十億円程度ノ範囲内ニ於テナリ、又軍需補償ノ打切リハ之ニ依リテ銀行ノ債権ガ焦付ク事ガ問題ナリト述ブルヤチャーン氏ハ此レ亦前言ノ如ク銀行ノ債権ハ或程度焦付ク事ヲ予想セラルルモ其ノ相当部分ハ回収シ得ベシ、又之ト共ニ銀行ノ改組ガ考慮セラルベキナリト回答セリ、更ニ当方ヨリ問題ハ貸付金ノ幾何ヲ回収シ得ルヤニアリ従ヒテ尚預金補償ニ付テハ財産税ノ歳入ニ期待スル要アリト認ムト述ブルヤチャーン氏ハ然ラバ実質的ニハ軍需補償ヲ予定セル大蔵省案ニ依ル九百億ノ税収ト之ヲ予定セザルチャーン氏案ニ依ル税収七百億トハ純歳入トシテ何レガ多キヤト反問セリ、次デ当方ヨリ軍需補償ノ打切リハ銀行ノモラトリアムヲ招来シ延テ債権債務全体ノ問題ニ至ラン更ニ新銀行ノ設置モ新円ガ集ラザル限リ之ヲ実施シ得ズト論ジタルニチャーン氏ハ現在明確ナル数字ヲ有セザルモ氏ハ之ニ依リテ大ナル金融恐慌ニ至ルトハ考ヘズ、此ノ負担ハ銀行ト会社ニテ負担スル事ニヨリ充分ナラン、ト述ベタリ、次デ当方ヨリ重而法人財産税ヲ課税セザルトセバ株主ノ負担ノ過重ナル事ガ問題ナリト謂ヘルニチャーン氏ハ本問題ニ付テハ数日中ニ法人財産税廃止ヲ前提トシテ対策ヲ研究スベシ貴方ニ於テモ考慮セラレ度キ旨回答セリ

七、次デC階級ノ課税問題ニ関シチャーン氏ハ氏ハC階級ノ課税ニ反対スルニ非ズ、C階級ニ課税セザル可能性ハ十分ノ一程度ニ過ギザラン、然ルニC階級ノ監視ノ点及A、B階級ノ物納セル財産ヲ政府ガ売却スル場合ノ購買力ノ源泉等ノ点ヨリA、B、Cノ順ニ課税スルコトヲ主張スルモノナリ、此処ニ肝要ナルハ大蔵省ガ数字ヲ作為セザルコトニシテ例ヘバ歳入見積ニ作為アリタル結果実際ハ見積ノAヨリ五〇%Bヨリ六〇%Cヨリ一三〇%ヲ徴スルガ如キ結果トナル事アラバ明カニ不可ナリトス、次ニ当方ヨリ当初チャーン氏ノ案ニテハBノ八〇%ニ達セザル時ハCニ及ブ云々ノ意見アリタルモ、今日ノ御話ニテハ一〇〇%ニ達セザル時ハCニ及ビ得ル如ク承リタルガ何レトスベキヤト質シタルニチャーン氏ハ先日ノ案ハ本案ニ改メ度ト述ベタリ

八、続イテチャーン氏ハ申告納税ニ付キ氏ノ考案セル要領ヲ説明セリ、即チ之ニ依レバ法案ノ議会通過後九十日以内（之ヲ短縮シ得バ更ニ可）ニ申告スルコトシAハ申告ノ最後ノ日ニ納税シ、BハAノ納税後三十日（或ハ六十日）以内ニ納税スルコトスルモノナリ、右ニ対シ当方ヨリ調査会ハ如何ニスルヤヲ質セルニチャーン氏ハ又調査会ノ成立ハ法案ノ議会通過直後ナル可キモ申告納税ハ調査会ノ調査前ニ行ハルルコトトナラン、調査ハ其ノ後数ケ月ヲ要ス可シト述ベリ、次デ池田局長ヨリ財産税ノ徴収ハ出来ルダケ早ク之ヲ実施スベキモ、尚当方ハ評価徴収ヲ原則ト致シ度モ如何ト問ヒタルモ、時間経過シ午后一時半ヨリ再開スベキ事ヲ約シテ休憩ニ入レリ

（午后ノ部）

一、午前ニ引続キチャーン氏ヨリ午前ノ質問ノ回答ガ行ハレタリ、即チ申告納税ノ問題ニ付テハチャーン氏ハ其後色々研究セル結果トシテ申告ト同時ニ納税ガ行ハルルヤ否ヤハサシテ重要ニアラズABCノ徴収ノ間ニ間隔ヲ置カバ徴収前ニ調査ヲ行ヒテモ可ナリト回答セリ、次デチャーン氏ハ当方ヨリノ質問ニ答ヘ、㈠財産増加税モ財産税ト同時ニ徴収セラルベキコト、㈡A、B、C級ノ別ハ終期財産ヲ基準トシテ定ムルコトヲ説明シタル後徴収ノ問題ニ関シテハ㈠A、B、Cノ徴収ニ間ヲ置クコト㈡少ク共申告ヨリ遅クナラザル時ニ於テA、B、C各階級ヨリノ歳入見込額ヲ公表スル事ヲ条件トスル以外細目ハ大蔵省ニ一任スル旨回答セリ

二、税率ノ問題ニ付キチャーン氏ハ大蔵省ニテハ五―八五%ノ税率ハ下ニ低ク上ニ高シト主張スル如クナルモ右主張ニハ次ノ如キ理由ニヨリ賛成シ難シト説明セリ即チ

低率ニ於テハ、C階級ニ出来得ル限リ購買力ヲ存置セントスルモノニシテ且控除点三万円附近ノ税率ガ高キ場合此限界ノ者達ハ脱税ノ為過小評価スル場合多カラン、高率ニ於テハ五千万円以上ハ極端ニ云ハバ全額徴収スルモ可ト思考ス、金持ハ徴収後ニ於テモ相対的ニハ金持ナルコトハ変化セザルガ故ニ高率ハ高キ程可ナリ

右ニ対シ池田局長ヨリ八五%ハ別ニ理屈ハ無キモ気持ノ上ヨリ稍高キニ過ギ五%ハ歳入ノ点ヨリ低キニ過グルト述ベタル処チャーン氏ハ歳入ガ欲シイノナラバ八五%ヲ八〇%ニ下グルハ理解シ難シト云フ、更ニ語ヲ改メ最高率ニ付テハ例之議会等ノ討議ニ依リ八五%ガ八〇%ニ変更セラルルハ止ムヲ得ザルモ五%ハ最低率飽迄保持シタキ旨ヲ回答セリ

三、五%カ十%カ、及ビ所得足切リヲ廻リ討議セラレタル処結局シーガル氏ノ提案ニ依リ、総テノ税額カラ三万円ノ十%（即チ三千円）ヲ控除スルコトヲ条件トシテ十%カラ税率ヲスタアトスルコトトシ新税率ヲ次ノ如クセリ

（税額ヨリ三千円控除）

三万円	―四万円　一〇%
四万円	―五万円　一五%
五万円	―六万円　二〇%
六万円	―七万円　二五%
七万円	―八万円　三〇%
八万円	―十万円　三五%
十万円	―二十万円　四〇%
二十万円	―三十五万円　四五%
三十五万円	―五十万円　五〇%
五十万円	―百万円　五五%
百万円	―二百万円　六〇%
二百万円	―五百万円　六五%
五百万円	―千万円　七〇%
千万円	―二千万円　七五%
二千万円	―五千万円　八〇%
五千万円超	八五%

（免税点三万円）

次デチャーン氏ハ次回会見迄ニ当方ニテ準備スベキ資料トシテ、一〇ノ代表的各種会社ノ株式ニ付キ㈠其ノ清算価格ニ依ル評価額（但シ会社資産ノ内訳トシテ払込資本額及留保額ヲ明カトス）㈡戦争中ニ支払ヒタル配当及配当率㈢戦時中毎年ノ平均市場価格ヲ要求セリ

四、次ニ物価指数ノ問題ニ関シテハチャーン氏自身回答ニナラザル回答ヲ行フト前言シ、㈠延納ノ結果、得ニナルヤウナ結果ヲ生ゼシメザルコト㈡物価ノ種類ニ付テハ公定価ニ依ル卸小売ノ他ニ闇価格ヲ加フルコト㈢ウェートヲ附スルコトヲ示唆セリ、之ニ対シ当方ヨリ種々ノ場合ヲ挙ゲ物価指数制ニ付検討シタル結果、チャーン氏ハ善意ノ公売ニ依ル場合ニハ指数ヲ適用セズ云々トノ過去ノ案ハ取消スコトトシ、如何ナル場合ニモ増額徴収スルコトトナリタリ

五、第一種第二種ノ区別ノ廃止ニ付テチャーン氏ハ之ハ簡易化ノ為ノミナラズスベテノ財産ヲ同一ニ取リ扱ハントスル趣旨ニ基クモノト説明ス、即チ氏ハ無体財産（預金ヲモ含ム）以外ニ於テ保持シ続ケタル財産ニ課税スルハ無理ナリト述ベ、無体財産ハ保持シ続ケタル場合ニ於テモ課税シ、有体財産ニハ課税セザルコトニ依リ両者ノ均衡ヲハカラントスル旨述ベタリ、之ニ対シ当方ヨリ株価ハ法人ノ資産ヲ反映シ居ルモ尚之ヲ保持シ続ケタル場合ニ於テモ課税セラレザルハ如何ト問ハバチャーン氏ハ然ラバ清算価格ニテ評価ノ場合ニハ保持シ続クルモ課税セザル事トスト述ベ、之ニ対シ渡辺事務官ハカクスレバ戦時利得税ハ捕捉出来難キニ非ズヤト質シタルニシーガル氏ハ財産税ニ於テハ市場価格及ビ清算価格ノ高キニ従ヒテ評価シ増加税ハ市場価格ニテ評価スベシト回答セリ、更ニ当方ヨリ株式ニシテ戦時中保持セラレタルモノニ対シテ課税セザルハ戦時利得ヲ見逃ス事トナラント質シタル処シーガル氏ハ然ラバ預金ハ別トシ株ノミハ保持シ続ケタルモノニ対シテモ課税シテハ如何ト回答セリ、但シ此ノ問題ハ株式ノ評価、法人課税トモ関係シ尚ホ今後ニ於テ決セラルベキ部分多シ、更ニ池田局長ヨリ財産増加税ハ戦時利得ヲ排除セントスル為ニ高率トセルモ、インフレニ依ル増価ニ同様ノ高率ヲ課スルハ不可ナリト問ヒタルニチャーン氏ハカカル理由ニ依リテ三万円ナル控除ヲ存置セリ、従ヒテ不合理ニ非ズト答ヘリ、更ニ局長ハ論ヲ進メ然ラバ始期百万円ノ預金ガ終期百万円ナル場合ニハ課税セラルルモ始期百万円ノ土地ヲ戦時中保持シ続ケタル者ハ現ニソレガ二百万円ニ増価セル場合ニモ尚課税セラレザルヤト質セバチャーン氏、然リ之所謂不動産ト動産トノ差迯ナリ、預金ニ付テ云ハバ始期百万円ノ預金ガ終期百万円ナリトスルモ此ノ間之ヲ放置シアリタ

ルニ非ズ、之ヲ利用シ種々ノ物件ヲ購入シタル場合大概ナラン、然ルガ故ニ無体財産ニハ課税セラルルナリ、ト謂ヘリ、次ニ当方ヨリ第二種増加税存置ノ理由トシテ、国内ニ於ケル戦災者、非戦災者ノ間ノ均衡ヲ図ラントスル為非戦災者ニ第二種増加税ヲ課シタキ旨ヲ説明スルヤチャーン氏ハ例ヲ挙ゲ二万五千円ノ家ガ一軒焼ケ一軒ハ残リタル場合焼ケヌ家ニ二種ヲ課シ、焼ケテ新ニ保険金ニ依リテ購入セル家ニ一種ヲ課スハ不公平ナリト指摘シ、保険金ハ持続財産トシテ免税スレバ可ナラン、尚ホ又結局三万円ノ基礎控除ハ斯ル場合クッションノ役ヲ為シ得ベシト結論ス

六、次回会見日時ハチャーン氏旅行ノ為、来週月曜日ニ決定スルコトト定メラレタリ

尚チャーン氏ヨリ本日ヲ以テ略々チャーン氏ノ意見ハ開陳セルモ、之ヲ司令部ヨリノ命令又ハ勧告トシテ大蔵省ニ交付シタル場合略々何日後法案ヲ議会ニ提出シ得ルヤヲ尋ネ当方ヨリ最小限約十日間ヲ要スベキ旨回答セリ

チャーン氏トノ第七回会見顛末

日時　昭和二十一年五月七日午後二時—四時

場所　農林中金マッカーサー司令部

出席者　司令部側　チャーン氏
シーガル氏
ショベル中尉
池田主税局長
渡辺事務官
宮沢事務官

当方

会談ニ先立チ代表十会社ノ資産内容、株価等ニ関スル資料ヲ提出シ株式ノ市場価格ト清算価格トノ乖離ヲ説明シ会談

一、先ヅ株価評価ノ問題ニ付キ質疑応答ガ行ハレタリ、最初シーガル氏ハ大蔵省原案ニ於テ財産税ニ付テハ株式ハ市場価格ニ依リ評価スルヲ原則トセルヤト質シ、当方然ル旨ヲ回答ス、氏ハ然ル場合大蔵省ガ先般提出セル国富ニ関スル資料ニ於テ一九四五年ノ株価ガ一九四〇年ノ株価ノ二倍ニ算定サレ居ル根拠ヲ質シ、当方ヨリ右ノ数字ハ払込金額ニ依リ算出シタル旨ヲ答フ、当方ヨリ提出セル数字ヲ中心トシテ株式ノ市場価格ト清算価格トノ乖離、会社資産ノ評価方法、戦時中ノ払込資本ノ増加等ニ付討議アリタル後結局チャーン氏側ニ於テ会社ノ経理担当者ヨリ実情聴取ノ上検討ヲ進メルコトトシ、明八日中ニ大日本麦酒、京成電軌、三菱銀行、及三越ノ経理担当者ヲシテ司令部ニ赴カシムル如ク当方ニテ斡旋スルコトト定メタリ

二、次デチャーン氏ハ話題ヲ転ジ、次期内閣ガ若シ社会党片山氏ヲ首班トシテ成立セル場合、此ノ内閣ノ施策ガ財産税ニ如何ナル影響ヲ及ボスト思料スルヤト問ヒ、池田局長ヨリ、社会党ハ総選挙ニ際シ免税点及最高税率ノ引上ヲ主張シ居リタルガ故ニ此二点ヲ社会主義的政策トシテ採ルニ至ラン、ト回答シ、チャーン氏ハ然ラバ之ニ対シテ池田局長ハ如何ナル態度ヲ執ルヤト問ヒタルニ局長ハ最高率引上ゲニ関シテハ異論無キモ免税点ノ引上ゲニ対シテハ反対セント回答セリ、更ニチャーン氏ハ然ラバ同内閣ハ免税点ヲドノ程度迄引上グルモノト予想スルヤト問ヒ、当方ヨリ、社会党ハ現ニ免税点七万円ヲ主張シ居ルモ実際問題トシテハ五万円程度ニ落着ケザルヲ得ザラント述ブ、チャーン氏ハ然ラバ別問題トシテチャーン氏提案ニ依ル免税点三万円ハ之ヲ受入ルル用意アリヤト尋ネ、当方ヨリ其ノ用意アル旨ヲ回答スルニチャーン氏ハ更ニ然ラバ当方ニテ二万円ヲ主張セル根拠如何ト問ヒ当方ヨリ昨年末ノ調査ニ於テ平均財産額ハ都市ニ於テハ一万五千円農村ニ於テハ一万八千円位ナリシ為（現在ハ平均二万六〜七千円）当時ハ二万円ヲ限界トスルヲ妥当ト認メタル旨ヲ回答セリ

三、続イテ法人財産税ノ問題ニ入ル、先ヅチャーン氏ハ前回双方ニ於テ考慮スルコトト定メラレタル法人間ノ不均衡除去ヲ法人財産税ニ依ラズシテ実施スル良案無キヤヲ問ヒ当方ヨリ適当ナル良案無シ若シ法人ヨリ徴収セントセバ個人ヲ通ジテ徴収スルカ或ハ直接法人ヨリ徴収スルノ他ナシ、而シテ個人ヨリハ市場価格ニ依リテ徴収セザルヲ得ズ、従ヒテ結局法人ヨリ直接徴収スルニ如カズ右ハ当方ニ於テ慎重検討ノ結果ノ最後案ナリト回答セリ、之ニ対シチャーン氏ハ然ラバ大蔵省ハ法人財産税ニ付キ何時頃ヨリ研究ヲ行ヒタルヤト問ヒ、当方ヨリ昨年十月頃ヨリ之ヲ行ヒ居ル旨ヲ回答、次ニ一般ニ大蔵省ハ株式ノ評価ヲ如何ニシテ定メ居ルヤヲ問ヒ当方ヨリ相続税ニ於ケル評価法ハ市場価格ヲ有スルモノハ之ニ依リ然ラザルモノハ清算価格ヲ中心ニ類似産業ノ株価等ヲモ勘案シテ決定スルヲ常トシ財産税ニ付テモ同様ノ予定ナル旨回答セリ、更ニチャーン氏ハ株式評価ニ於テ会社ノ将来性ハ之ヲ如何ニ考慮スルヤト問ヒ当方ヨリ会社ノ将来ノ形態配当率等ヲモ勘考シ居ル旨回答ヲ行ヘリ、又シーガル氏ハ営業権ハ評価ノ裡ニ含マルルヤト質シ当方ヨリ営業権ニシテ重要ナルモノハ之ヲ考慮シ然ラザルモノハ之ヲ無視スル旨ヲ回答セリ

四、此処ニ於テチャーン氏ハ法人財産税問題ニ対シ妥協案トシテ提案ヲ行ヒ法人財産税ハ次ノ如キ範囲内ニ於テ之ヲ実施スル事ハ認メ得ト述ベタリ、即チ法人ノ持ツ純資産（全資産ヨリ債務負債ヲ控除セルモノ）ヨリ其ノ法人ノ株式中其ノ法人以外ノ者ノ所有スル株式（現在発行サレ居ルスベテノ株式ヲ謂フ）ノ市場価格ヲ控除シタルモノヲ課税対象トシテ法人財産税ヲ課スルコトコレナリ

右ニ対シ当方ヨリ、若シ市場価格ガ払込額ヨリ低キ場合モ市場価格ヲ控除スルヤヲ質シタルニチャーン氏ハ控除ヲ行フ旨回答セリ、此処ニ於テ渡辺事務官ハ右提案ニ対スル回答ヲ行ヒ、本方法ハ一度税務協会案トシテ考慮セラレシ処実行問題トシテ技術的ニ困難多キ為現行ノ案ヲ採レルニ至リタルモ其ノ方法如何ニヨリテハ実行シ得ルモノト思考セラルルガ故ニ此点ニ付テ更ニ研究セント回答セリ、チャーン氏之ニ対シ然ラバ此ノ困難ナル原因如何ト質シ、当方ヨリ株式ノ市場価格ナキモノニ対シテハ法人ノ総財産ノ評価ヲ行フ要アルガ故ニ簡単ナル方法ヲ採ルニ至リタル故ヲ説明セリ

五、玆ニ於テチャーン氏ハ株価評価ノ問題ヲ総括シ株式ノ評価ハ次ノ二方法ノ何レカニ依ルベキナリト述ベタリ、即チ

㈠　個人ニ付テハ其ノ所有スル株式ヲ市場価格ニ依リテ評価ス、法人ニ付テハ法人ノ全資産ヨリ個人ノ所有ニ懸ル株ノ市場価格及ビ軍需補償ノ要求額ヲ控除シタル額ニ対シ課税ス

㈡　個人ニ付テハ株ノ純価格ニ依リ、法人ニ付テハソノ資産価格ヨリ個人ノ所有スル株ノ純価格ヲ控除シタル額ニ対シ課税ス

右ニ対シ当方ヨリ第一案ヲ採用シ度キ旨回答スルヤチャーン氏ハ之ニ関連シ次ノ三質問ヲ行ヘリ

(1)　右ノ方法ニ基キ法人財産税ノ創設及個人財産税ノ実施ヲ為ス用意アリヤ

(2)　軍需補償ヲ打切リタル場合尚カカル方法ニテ課税ヲ行フヤ

(3)　軍需補償打切リノ場合ニ於テ此ノ請求権ヲ持テル会社ト之ヲ持タザル会社ノ平衡ハ如何ニシテ可能ナリヤ

右ニ対シ当方ヨリ左ノ回答ヲ行ヘリ

(1)　本方法ヲ採用致シ度シ

(2)　軍需補償ヲ打切ルト打切ラザルニ不拘法人財産税ヲ課税ス

(3)　軍需補償ヲ受ケタル会社ハ補償額ノ三〇％ヲ課税セラレ、之ヲ受ケザレバ補償額丸々ノ損失ナレバ之ニヨリ其ノ限リニ於テ他会社トノ平衡ヲ保チ得ベシ

六、チャーン氏ハ此処ニ於テ問題ヲ改メ新税ニ関スル大蔵省案ニ於テハ大法人、中法人、小法人ノ区別ヲ設ケ居ラザルモ次ノ二点ヨリ之ヲ実行スベキナリト主張セリ

(1)　支払能力ニ応ジタル課税ヲ実施スベキコト

(2)　今後ノ日本経済ノ荷担者タルベキ中小法人ハ之ヲ保護スル必要ノアルコト

右ニ対シ当方ヨリ法人財産税ニ対シテハ法人ニ対スル課税ノ従来ノ慣例及ビ法人財産税ガ一回限リノ税ナルガ故ニ此ノ区別ヲ設ケザリシ旨ヲ説明セルニチャーン氏ハ所得税ニ付テハ斯ル顧慮ノ要ナキモ財産税ニ付テハ一回限リナラ尚更カカル区別ヲ設クベキナリト主張ス

（チャーン氏来客ノ為退席、爾後シーガル氏ヲ中心ニ討議ヲ進ム）

七、此処ニ於テシーガル氏ハ個人ニ於テA、B、Cノ三階級ヲ分チタルト同様ニ法人ニ対シテモ大中小三種ニ付キ別ノ税率ヲ適用スベキナリト主張シ、営利法

人、特別法人及公益法人ニ対シ税率ヲ異ニシタル事ニ対シ、公益法人ニ付テハ相当ノ免税ガ規定サレアルニ不拘、尚カカル区別ヲ設クルハ寧ロ公益法人ニ課税セザルニ若カズト主張シ、之ニ対シテ当方ヨリ公益法人ニハ公益性ノ厚キモノ及薄キモノアリ、之ヲ区別スルハ困難ナルガ故ニ公益法人ニ対シテモ課税ヲ行フ必要アリト説明スルヤシーガル氏ハ然ラバ特別法人ニ付テハ少ク共営利法人ト同様ニ取リ扱ハルベキナリト主張シ、之ニ対シ、渡辺事務官ヨリ(1)戦前ニハ特別法人ニ対シテハ所得税ヲ課セズ戦争中ハ低率ノ特別法人税ヲ課シタルコト(2)特別法人ハ小企業ノ集合体ナルガ故ニ之ヲ保護スル要アリト説明セリ、シーガル氏右ニハコレ以上拘泥セズ、次ニ積立金ヨリ成ル部分ト然ラザルモノト税率ヲ異ニスル点ニ関シ当方ヨリ積立金ハ過去ニ於テ既ニ税ヲ支払ヒタル部分アルガ故ニ低率ナル旨ヲ説明セル処シーガル氏ハ然レドモ法人財産税ガ前述セル如キ方法ヲ以テ課税セラルルナラバ斯ル区別ハ無意味ニシテ撤廃スベシト主張シ当方之ヲ承服ス

八、次デシーガル氏ハ大、中、小三法人区分ノ基準ニ進ミ先ヅ此ノ区分ヲ如何ニ大蔵当局ハ定ムルヤト問ヒ当方ヨリ会社ノ純資産（会社ノ純資産ニシテ個人所有ノ株式ヲ控除セザル以前ノモノ）五百万円ヲ超ユルモノヲ大法人五十万円ヲ超ユルモノヲ中法人五十万円以下ノモノヲ小法人ト定メテハ如何ト回答ス、シーガル氏ハ各種別ニ属スル会社数ヲ問ヒ当方ヨリ払込資本ニ依ル概数大法人約千、中法人約一万、小法人七万—九万（戦災セルモノヲ含ム）ニシテ小法人中三万円以下ノモノ約二万五千ヲ含ム旨説明ス、シーガル氏ハ右規準ヲ基礎トシ氏ノ試案トシテ税率　小法人二五%　中法人三五%　大法人四五%ヲ提唱セリ、之ニ対シ当方ヨリ大法人税率ガ高キニ失スル旨ヲ述ベ二〇、二五、三五ノ税率ヲ主張ス、シーガル氏ハ個人所有ノ株式ハ市場価格ニ依リ之ヲ課税財産ヨリ除去スルガ故ニ残留部分ハ少キ旨ヲ説明シ更ニ之ヲ累進ニセバ如何ト述ベタルモ当方ヨリ此ノ累進率適用ハ技術的ニ不可能ナル事ヲ説明スルヤ結局累進ニ依ル方法ハ之ヲ撤去スルコトトセラレタリ

九、次デシーガル氏ハ右ニ依リテ課税セル場合ノシーガル氏税率及大蔵省側税率ニ依ル歳入見積額ヲ調査スベキ事ヲ要求セリ、更ニ当方ヨリ戦時利得税ノ実施ハ如何ニスベキヤヲ質シタルニシーガル氏ハ法人戦時利得税ハ実績少ク、之ヲ中止スルニ如カズト論ジ、当方ヨリモ亦之ニ対シ、当方ニ於テ之ヲ立案シタルハ最高司令部ノ命令ナルガ故ニ行ヒタルモノナル旨ヲ説明セリ

次ニ当方ヨリシーガル氏ニ対シ法人財産税ニ於テ例ヘバ資本金六百万円ニシテ個人所有ノ株四百万円ヲ有スル場合ハ残余ノ二百万円ニ対シ大法人ナルヲ以テ四五%ノ課税ガ行ハルルニ対シ資本金四百万円ニシテ個人所有ノ株百万円ヲ有スル法人ハ残余三百万円ニ対シ中法人ナルヲ以テ三五%ノ課税ガ行ハルルハ不衡平ナラズヤト質シタルニシーガル氏ハ法人財産税ハ純資産額ニ依リテ捕捉セラルルガ合理的ナルガ故ニ不衡平ニアラズト思フト回答セリ

十、最后ニシーガル氏ハ日本ノ経常税ニ付テモ今後研究ヲ行フ要アル為現行税制ノ要約（税率、免税点、控除、課税対象等）ヲ当方ニテ来週月曜中ニ作製シ置クコトヲ要求セリ、尚次回会見ハ明後日（木）午后二時ノ予定ニシテ之ニ先立チ明日前述四会社経理担当者トノ面接ガ行ハルルコトト定メラレタリ

チャーン氏トノ第八回会見顛末

日時　昭和二十一年五月九日　午後二時—四時
場所　農林中金マッカーサー司令部
出席者　司令部側　チャーン氏
　　シーガル氏
　　ショベル中尉
　当方　渡辺事務官
　　宮沢事務官

当日ノ会談内容ヲ要約スレバ左ノ如シ

一、先ヅ当方ヨリ前回提唱セラレタル法人財産税案ニ付キシーガル氏提案ニ依ル税率（二五、三五、四五%）ト当方提案ニ依ル税率（二五、三〇、三五%）ニ依ル歳入見込額比較表ヲ提出シ、之ニ依リ法人財産税問題ニ付キ討議ガ進メラレタリ、チャーン氏ハ「法人ニ軍需補償ガ全然支払ハレズ既ニ支払ハレタルモノハ之ヲ返還セシメタル場合ノ戦時利得税収入見積如何」ト問ヒ当方

約二十億円ナラント答フ、次デチャーン氏ハ当方ヨリ提出セル資料ハ軍需補償四五〇億円ヲ実施スルモノトシテ二百億円ノ法人財産税歳入ヲ見積リ居ルモ若シ軍需補償打切ノ場合ニハ如何程ノ歳入ヲ期待シ得ルヤト問ヒ、当方カカル場合ハ約半分ノ歳入（百億）ヲ見積リ得ベシト回答スルヤチャーン氏ハ続イテ四五〇億ノ補償ガ支払ハレタ場合ニ二百億ノ歳入ヲ期シ得ルに対シ、之ヲ打切リタル場合尚百億ノ歳入ヲ見積ルハ高キニ失セザルヤト質シ、之ニ対シ当方、軍需補償ハ軍需会社ノ損失額ヲ補償スルモノニシテ、此ノ部分ハ債務ヲ減少セシムルモノニシテ所詮課税対象タリ得ズ、更ニ前回提案セラレタル評価法ニ依リ法人ノ所有スル個人ノ株価ヲ評価ヨリ控除セバ補償打切ノ場合ハ債務控除ノ関係上カカル会社ニハマイナスノ評価額ヲ示スモノ相当アラン、コレ軍需補償ヲ打切リタル場合ノ法人財産税歳入額ノ減少ノ少キ理由ナリト説明スレバチャーン氏コレハ成程自分ノ思ヒ違ヒナリトス、次ニチャーン氏ハ若シ軍需補償ガ打切ラレタル場合ニ於テ政府ハ尚法人戦時利得税及法人財産税ヲ実施セントスルヤト問ヒ之ニ対シ当方、共ニ実施セントス、然レ共戦時利得税ニ付テハ必ズシモ固執セズト回答ス

二、次デチャーン氏ハ若シ軍需補償ガ打切ラレタル場合尚法人ニ対シ利得税及財産税ヲ課スルハ将来ノ経済界ニ悪影響ヲ及ボサズヤト問フ、当方、軍需補償ノ打切リ其レ自体ガ経済界ニ悪影響ヲ及ボサン非ハ以前述ベタル如シ、然レ共若シ軍需補償ガ打切ラレタル場合、之ニ財産税及利得税ヲ課スルコトハ、之ヲ課セザル場合ニ比シテ著シキ差迯アルモノトハ思考セズ、更ニ法人財産税及戦時利得税ハ軍需補償ノ影響ノ大ナラザル部分ニ課セラルルガ故ニ此ノ弊害ハ少カルベシト答ヘ、結局、一般論トシテ租税ガ多少生産ヲ阻害スルハ事実ナランモ、現下ノインフレーション等ヲ勘案シ更ニ負担ノ均衡等ヨリ之ヲ実施スベキナリト結論セリ、チャーン氏ハ右ニ対シ、次ノ四点ヲ挙ゲテ法人課税ニ反対セリ、即チ

一、インフレーションノ原因ハ個人ニシテ法人ニ非ズ

二、軍需補償四五〇億円ヲ打切リ尚課税セバ、法人ノ負担ハ更ニ百億円ヲ増加シ、其ノ負担ハ五五〇億円、之ヲ以テ尚ホ生産ヲ阻害スルコトナシト云フカ、大蔵当局ハ軍需補償打切スラ生産ヲ阻害スト云フニ非ズヤ

三、軍需補償実施後ニ尚課税ヲ行フハ法人ニ対シ更ニ三十三%ノ打撃ヲ与フルニ至ル事ハ大蔵省ヨリ提出セラレシ資料ニヨリテ明カナリ、従ヒテ大蔵省ハ軍需補償ヲ実施スルニ非レバ法人課税ヲ実施シ得ズ

四、軍需補償ノ請求権アル会社ト之ヲ有セザル会社トノ均衡ノ問題ニ関シテハ、良キ会社ノ株ハ高ク評価セラルルガ故ニ此ノ間ノ不均衡ハ是正セラレン、ト

右ニ対シ当方ヨリ　一、軍需補償ヲ打切ラレタル会社ト財産税ヲ徴収スル会社トハ相異スル場合多キガ故ニ会社ニ対スル打撃ハ必ズシモ過重トナラズ、二、法人ニ対スル課税ヲ個人ヲ通ジテ実施スルコトノ困難ハ既ニ前回迄ニ屢々説明セシ処ニシテ、法人財産税ハ此ノ結果実施セラレントスルニ至リタルモノナリ

三、次デシーガル氏ハ法人評価ノ問題ニ移リ、シーガル氏ガ昨日会社経理担当者ト、今朝日興証券社長遠山氏ト会見シタル結果ニ依レバ会社ノ清算価格ト株式ノ市場価格トノ間ニハ大蔵省ノ考フル程ノ相違ハ無キコトヲ知リタリト謂ヒ、更ニチャーン氏ハ別ノ観点ヨリスル氏ノ観測ニ依レバ日本ノ会社ハ一般ニ赤字ヲ出来得ル限リ帳面ヨリ隠蔽セントスル傾向アリ、従ヒテ会社ノ記帳財産中ニハ紙上ノ財産ニ過ギザルモノ多カルベシ、若シ然ラズトスレバ現在程度ノ株式ノ相場ニテ之ヲ購買スル者ノ少キハ理解シ難シ、ト述ブ、当方之ニ対シ株式ノ相場ハ必ズシモ会社ノ将来性ニ支配セラレズ、之ハ一種ノ利附証券トシテ配当率及利益率ニヨリ支配セラルル場面多シ、而シテ現在ノ配当及利益ハ法律ニ依リ制限セラレアルガ故ニ現在ノ株相場モ低キナリト説明ス、此処デシーガル氏ハ三越ノ例ヲトリ三越ハ現在払込資本金二、一〇〇万円ニシテ積立金三、四〇〇万円ナリ、然ルニ三越ノ経理担当者ハ此資産ヲ現在ノ公正価格（闇ニ非ズ）ニテ評価セバ一億九千四百万円ニ達セント謂フモ更ニ若シ之ニ対シ二五%ノ課税ヲ行ハルレバ会社ハ耐ヘ難シト主張シタリ、カカル差額ハ何ニヨリテ生ジタルヤト問フ、当方恐ラク建築物ノ増価ニ依ルモノナラン、大蔵省ノ推算ハ之ヨリ稍低キモ、例ヘバ建物ヲ坪四、〇〇〇円

（不当ニ非ズ）ニテ評価シテモ含ミハ建物ダケデモ一億二千万円程アリト答フ

四、カクテ議論ハソノ焦点ヲ離レタルモ、シーガル氏ハ本論ニ戻リ、前述ノ理由ニヨリ法人ニ対スル課税ハ個人ヲ通ジテ個人所有ノ株ニ課税スルコトニ依リテ実施可能ナリ、又之ニヨリ軍需補償ヲ行ヒタル会社ト行ハザル会社ノ均衡ヲトルコトヲ得ベシト結論ス、当方ヨリ然ラバ株式ノ評価ハ何ヲ基準トスルヤト問フニチャーン氏ハ市場価格ヲ原則トシ之ノ定メ難キ場合又ハ若シ市場価格ガ甚ダシク不当ナル場合ハ現実価格（real value）（取引所再開シ株式ノ売買自由ナル時ニ於テ落着ク価格）ニ依ルベシト答フ、此処ニ於テ当方ヨリ再ビ、株式ハ一種ノ利附証券ナルガ故ニ必ズシモチャーン氏ノ謂ヘル如ク ニ非ズト述ベ例ヘバ設立旧キAナル会社ノ資本金ガ二千万円ニシテ現在ノ再生産価格一億二千万円ナルトキ設立新シキ資本金二千万円ニシテ現在ノ再生産価格同ジク二千万円ナル会社トノ株価ノ比ハ若シ両者ノ配当同ジク六分ナル場合ニ於テハ著シキ差ハ生ゼザラント説明ス、シーガル氏ハ再ビ三越ヲ例ニトリ三越ノ例ヘバ建物ヲ前述ノ市場相場ニテ之ヲ評価シタル時一体買手ガアルト思フカ、又更ニ之ヲ以テ物納ガ行ハレタル場合之ヲ政府ハ売却スル事ヲ得ルヤト問ヒ当方現在ハ実際上ハ買手ハ容易ニ無キ旨ヲ答フルヤシーガル氏ハカカル売却シ得ザルモノヲ評価シ課税スルハ意味ナシト論ズ、当方ヨリカカル場合ニ資本増加ニ依ル納税方法ヲ設ケラレ居ル旨答フ、シーガル氏ハ更ニ若シ資本増加ニ依リ納税セバ此ノ株ノ価格ハ低下スルニ至リ税収ヲ減ゼント述ベ論点ハ又モ株価評価ノ問題ヲ循環スルニ至ル、即チシーガル氏ハ結局個人ノ株式ニ個人財産税ニテ課税ノ上更ニ法人財産税ヲ課スル事ハ二重課税ナリトノ持論ヲ歪ゲズ、当方ヨリ若シチャーン氏案ニ依ル如ク個人ノ株式ヲ法人資産ヨリ控除セバ二重課税ノ問題ハ起ラズト説明スルモ、シーガル氏ハカカル場合ハ最早法人ニ課税スベキ余剰ノ課税物件ナシトシテ譲ラズ、遂ニ妥結ヲ見ルニ至ラズシテ散会ス

五、尚次回会見ハ当方ノ申出ニ依リ本日ノ結果ニ付キ局長、シーガル氏間ニ明十日午後二時ヨリ討議ガ行ハレルコトト定メラレタリ、尚ホチャーン氏ハ局長ト余トノ会談ノ必要アリトスルモソレハ「来週ノ月曜日以後」ナラント述ベ居リタリ

シーガル氏トノ第九回会見顚末

日時　昭和二十一年五月十日　午後二時―四時
場所　農林中金マッカーサー司令部
司令部側　シーガル氏
ショベル中尉
当方　池田主税局長
宮沢事務官

昨日ノ申入ニ依リ局長トシーガル氏間ニ会談行ハレタリ、チャーン氏ハ出席セズ

局長「昨日ノ会談ノ模様ニ依レバマ司令部ハ法人課税ニ付否定的態度ト承ル、現在ノ我国ノ諸事情ヨリシテ是非再考ヲ望ミ度シ」

シーガル氏「当方ニテハ未ダ方針ヲ最終的ニ決定シタル訳ニハ非ズ、然レ共従来ノ大蔵省ノ評価、業者ノ意見ヲ総合判断スルニ、大蔵省評価ト会社記帳価格ニハ甚シキ差違アリ、斯ル状態ヲ以テ課税スレバ税率大ナル丈ケ其ノ結果ハ軽視シ得ズ、会社ハ土地建物等ヲ物納スルカ、増資シテ株式ヲ以テ納付スル外ナカラン、此ノ結果ハ政府ガ企業ヲ所有スルカ或ハ株式ヲ更ニ売却スルトセバ増資ニ依ル値下リ、大量売却等ニ依リ高クハ売レズ結局実際ノ歳入ハ案外少額トナルカ孰レカノ一ニシテ好マシカラザル結果ナリ、加之、今後ノインフレーション防遏ノ為ナラバ其ノ最大ノ武器ハ生産ニシテ法人ニ斯ル巨大ナル負担ヲ荷スル事ハ生産ヲ阻害セズトハ如何ニスルモ考ヘ難シ」

当方之ニ対シ戦時中増大セル秘密留保等ニ付屢々説明シシーガル氏又日本ノ法人ハ屢々過大記帳ヲ為ス風アリト主張ス

シーガル氏「大蔵省評価ハ代表十会社ニ就テ見ルニ多クハ記帳価格ノ四倍乃至五倍ナリ、然ラバ税額ハ税率二十五%トシテ払込＋留保ノ合計額ト略々同ジキ程ノ巨額ナラン、然ルトキハ該法人ハ資本増加ヲ為ス以外ニ道無ク略々倍額増資ト云フ事ニナラン、其ノ結果ハ政府ハ之ヲ物納セシメレバ該法人ノ実際上ノ支配者トナル可ク（財閥会社等ニ付テハ財閥一家ヨリ個人税ニ依リ更ニ多額ノ株式ヲ徴収スル事ト思ヒ法令ヲ整ヘ示サレヨト要求ス、当方之ニ関連シ、株式ノ調査時期ヲ何月トスベキヤト問ヒ先方三月三日ハ不適当ナルベシ例之六月或ハ七月ノ或日ヲ中心トスル

前後一週間ト云ッタ風ニスベシト云フ

当方次ニ然ラバ其ノ頃迄ニ取引所ノ再開ヲ期待シ得ルヤト問ヘバ先方取引所閉鎖ノ儘ト仮定セント云フ、当方然ラバ市場価格トハ何ヲ云フヤト問ヘバ先方現在アル如キ気配相場ハ有力ナル拠リ所トナルベシ、之ニ加ヘ昨日遠山氏ノ述ベタル投資家ノ投資価基準（記録参照）等ヲモ勘案スベシ、漠然ト云ハバ「売リ度キ者買ヒ度キ者相互ノ間ニ於テ、其ノ時ノ諸状勢ヲ前提トシテ自然ニ成立ツ相場ヲ云フ可シ」トス

最後ニシーガル氏局長ニ対シ法人戦時利得税ヲ如何ニ考ヘラルヤヲ問ヒ局長「元来好マシキ税ニ非ズ、色々問題アリテ、当方トシテハ指令ノ関係上止ムナク立案シタリ」ト説明シ其ノ理由ヲ述ブ

シーガル氏既払ノ配当、賞与等ヲモ含メテ課税スル事トセバ如何ト問ヒ局長ソレハ負担能力ノ点ヨリ問題ニ非ズ、寧ロ法人財産税ニ其ノ役目ヲ負ハスベキナリトス

次回会見ハ目下ノ処予定ナシ

チャーン氏トノ第十回会見顚末

日時　昭和二十一年五月十五日
場所　農林中金マッカーサー司令部
出席者　司令部側　シーガル氏
ショベル中尉
当方　渡辺事務官
宮沢事務官

一、本日ハ前回迄ニ披瀝セラレタル司令部側意見ニ付其ノ具体的実施方法、論ヲ尽サザリシ部分ノ検討等ヲ目的トシテ意見ノ交換ガ行ハレタリ、先ヅ財産税不正申告者ヲ密告セル者ニ賞与金ヲ与フル問題ヨリ始マリ、当方ヨリ、アメリカニ於テハ此ノ制度ハ如何ニ行ハレ居ルヤヲ問フ

シーガル氏「納税義務者ノ財産ハ申告ト同時ニ公表セラレ之ニヨリ不正申告ヲ発見セル者ハ税務官庁ニ届出ヲ行フ、密告者ノ名前及其ノ内容ハ公表セラ

レズ、又爾後証人ニ呼バレルコトモ無シ、本制度ハ連邦税ニ付テモ行ハレ居リ相当ノ実績ヲ挙ゲ居ル処ナルモ、事ノ性質上秘密ニ付サレ詳細ハ知悉シ得ズ」

当方「賞与金ハ税務官吏ニ対シテモ支出セラルルヤ」

シーガル氏「支出サルルコトナシ」

渡辺事務官「申告納税ノ場合若シ後日ノ調査又ハ密告ニ依リテ其ノ不正又ハ虚偽ガ発見セラルレバ如何ニセラルルヤ」

シーガル氏「若シソレガ善意ノ誤謬ナルトキハ延滞利子ヲ附シテ不足額ヲ徴収シ、悪意ノ場合ソノ程度ガ低キトキハ十五%附加税ヲ加算徴収ス、又更ニ重キモノハ記憶ニ依レバ五年以下ノ懲役ニ処ス」

渡辺事務官「此ノ場合ノ延滞利子ハ市場ノ貸附利子ノ程度ナリヤ」

シーガル氏「之ヨリハ遥ニ高ク六%ノ法定利子ナリ、市場ノ貸附利子ハ、不動産ヲ担保トセル場合個人ハ四%大会社三%程ナリ」

二、

続イテ問題ハ調査ノ問題ニ入リ、アメリカノ所得税ニ付キ質議ガ行ハレタリ

渡辺事務官「米国ニモ調査委員会ナルモノアリヤ」

シーガル氏「カカルモノナシ、国税及州税ニ於テハ州政府自ラ調査ヲ行ヒ委員会ナシ、市ニハ之ヲ実施スルモノ間々アリ」

渡辺事務官「察スルニアメリカニ於テハ小企業ニテモ会計ノ記帳ガ行ハルル傾向アルガ故ニ財産ノ調査ヲ必要トセザルモ、我国ニ於テハ小企業ニシテ記帳ヲ行ハザルモノ相当アリ、従ヒテ調査委員ヲ必要トス」

シーガル氏「アメリカニ於テハ所得額ハ税務官庁ガ自己ノ権限ニテ決定シ納税義務者ニ反証ノ上ラザル限リ之ニ依リテ徴収ス従ヒテ納税義務者ノ心理トシテ記帳ヲ行フヲ有利トスル思想アリ」

渡辺事務官「アメリカノ所得税ノ徴収ハ申告ト同時ニ徴収セラルルヤ又ハ申告後ニ徴収セラルルヤ」

シーガル氏「アメリカノ所得税ハ予算課税ニシテ一年ノ予算収入ハ其年ノ三月ニ見積ル、例之個人企業ノ場合企業ノ使用人等ニ支払フ給料ニ付テハ源泉徴収ヲ為シ（支払調書ヲモ作成ス）見積ニ基ク所得税（綜合所得税）ハ四半期毎ニ支払ヲ行フ、其年ノ末迄ハ自己ノ見積ヲ訂正スル事ヲ得ル、翌年ノ三月ニ始メテ実績ニ基ク正確ナル申告ヲ行フ、若シ之ガ予算ヨリ少ナルトキハ差額ヲ返還シ、見積過少ニシテ其ノ差額ガ見積ノ二十五%以上ナル場合ハ罰金的ナル税率ヲ課ス、当期源泉徴収セル税額ハ綜合所得額ヨリ控除サレル」

渡辺事務官「日本ニ於テハ前年度ノ実収入ニ依リテ課税スルガ故ニ記帳ガ行ハレズ、従ヒテ調査委員会ヲ必要トス」

シーガル氏「然ラバ調査委員会ハ何ヲ基準トシテ評価スルヤ」

渡辺事務官「所謂〝勘〟ニ依ル」

シーガル氏「然ラバ忠告ス、今コソカカル旧套ヲ脱スル好機会ナリ」

三、

続イテ財産税評価ノ問題ニ入ル

渡辺事務官「所得税ノ議論ハ置キ今回ノ財産税ノ賦課ハ如何ニ行フヲ適当ト考フルヤ」

シーガル氏「評価ハ一応各納税義務者ノ見積ニ依ッテ申告セシメ其ノ後ニ於テ例ヘバ全国ノ土地ヲ個別シ各部門ノ土地ヲ、一エーカー当幾何ト定メ之ト申告トノ間ニ開キガアリタル場合若シ之ガ悪意ニ非ザレバ追加徴収ヲ行ヒ、悪意ニ基ク場合ニハ刑罰ヲ課ス、又、評価委員ハ法律ノ公布前ニ各土地ニ赴キ其ノ土地ノ評価基準ヲ事前ニ非公式ニ概定シ之ヲ以テ申告ヲ指導セバカカル弊ハ少カラン」

渡辺事務官「家具其他日常生活ニ必要ナル物品ハ課税対象ヨリ除外スルモ、家具類ニシテ奢侈品ニ属スルモノハ課税スベキト思考シ居レリ」

シーガル氏「之ハ課税物件トシテ申告スベキナリ、然レ共アメリカニ於テハ一応生活ニ必要ナル家具ハ免税点ヲ原則トシ、金持ノ場合ノミ例外トス、従ッテ一般ニハ之ヲ免税トスルモ可ナラン」

渡辺事務官「家具類ハソレヲ細目ニ亙リテ申告セシムル事不可能ニシテ又見込ヲツケル事モ困難ナリ、従ヒテ普通ノ家具ハ免税トスルノ他ナカラン、但シ問題ハ宝石、写真機等ノ貴重品ノ隠匿ナリ、之ニ対シテハ当方ニテモ頭ヲ悩マシ居ルモ名案ナシ、若シシーガル氏ニ於テ良案アラバ教示サレ度」

シーガル氏「当方ニテモ良案無シ、之ハ厳罰ニ依ルト密告ニ依ッテ防止スルノ他ナカラン」

四、

此処ニ於テ再ビ密告ノ問題ニ付キ質疑ヲ繰返ス

渡辺事務官「納税申告ガ提出サレ之ニ対シ密告ガ行ハレタル場合、若シ税務官庁ニ於テモ同時ニ此ノ事実ヲ探知シタルトキハ密告者ニ対スル賞金ハ支払ハルベキヤ」

シーガル氏「大蔵省ニ於テ密告前ニ之ヲ知リ居リタル場合ハ後日ニ対スル影響等ヲ考慮シテ行政上ノ判断ニ依リ適宜措置スベシ」

渡辺事務官「アメリカニ於テハ密告ノ制度ガ相当活用セラレ居ルヤ密告件数等如何」

シーガル氏「密告件数ハ相当多キモノト考ヘラルルモ件数等ハ不明ナリ」

渡辺事務官「密告ニ対スル報酬ハ予算ニ計上サレ居ルモノト思ハルルモ其ノ金額如何」

シーガル氏「右報酬ハ予算ニ之ヲ計上セズ」

渡辺事務官「日本ノ会計制度トシテ予算ニ基カザル支払ハ出来ズ、アメリカニテハ此ノ密告ノ賞金ハ如何ニシテ捻出シ居レルヤ」

シーガル氏「アメリカニテハ予算ニ計上セズ、密告ニ依ル徴収税額中ヨリ之ヲ支出シ残額ヲ歳入ニ繰入ルルコトトシ居レリ、若シ日本ニ於テモ現会計制度ヲ以テシテハ之ヲ不可能ナリトセバ特別条項ヲ設ケ密告ニ依ル収入カラ賞金ヲ控除シタモノヲ純歳入トスル如キ措置ヲ為スベキナリ」

此処ニテ問題ハ密告制度可否論ニ入ル

渡辺事務官「密告制度ニ付テハチャーン氏ヨリノ提案以来種々考究セシ処、逋脱防止ニハ良案ナル事ハ勿論ナレドモ、現在ノ日本ノ民度ヨリ考フルトキ悪影響ヲ避ケ難ク、賛成シ難シ、即チ密告制度ガ相互ノ生活ヲ監視シ、生活ヲ暗クスル懼レアリ」

シーガル氏「相互扶助ノ反面相互ニ監視シ合フハ寧ロ我々ノ望ム所ナリ、之ニ依リ始メテ金持ノ隠匿ヲ防止シ得ルモノナリ」

之ニ対シ当方ヨリ相互ノ監視（supervision）ハ動モスレバ相互ノ対立（hostility）トナルヲ憂フル述ブルヤ、

シーガル氏ハ対立ハ不可ナルモ之ハ結局言葉ノ問題ニシテ若シ密告制度ヲ採ラズトモ逋脱防止ノ為ニハ結局他ノ之ニ似タ制度ヲ採ルニ非レバ予期ノ歳入ヲ得ル事ハ困難ナリト答フ

渡辺事務官「日本ノ今日迄ノ取扱ハ、所得税等ニ付調査ニ従事シ個人ノ所得ヲ知悉シタル者ハ之ヲ洩漏シ得ヌ事トセラレ居レリ、今度ノ財産税ニ於テハ個人財産ノ公表ノ程度迄ハ差支ナカランモ、密告者ニ対シテ賞与ヲ与フルハアマリニ急進的ナル嫌ヒアリ、之ハ大蔵省ノ意見ノミナラズ其ノ他ノジャーナリスト等ノ意見ヲ徴スルモ同断ナリ」

シーガル氏「ソノ意見ハ金持ノ意見ナラズヤ」

当方「然ラズ、通常ノジャーナリストナリ」

シーガル氏「然シ乍ラ、財産ヲ公表スルモ、密告者ニ賞与ヲ与ヘザレバ密告ヲスル者ハ少カラン、自分ガ欧州ニテ研究シタル結果ニ依レバ欧州諸国ノ財産税ノ失敗ノ原因ハ其ノ発表ヨリ徴収迄ニ日時ヲ要スインフレノ昂進ニヨリ徴収ヲ無意味トナシタルカ、又ハ所有者ノ財産ノ隠匿ニ依リ予期ノ歳入ヲ得ザリシカノ何レカナリ、日本ニ於テモ財産税草案ノ発表ヨリ既ニ相当ノ月日ヲ閲シ財産隠匿ノ時間ヲ十分ニ与ヘ居リ若シ大蔵省ガ此ノ種制度ヲ採ラザレバ隠匿財産ノ摘発ハ殆ンド不可能ニ非ズヤ」

渡辺事務官「過去ノ経験ヨリシテ見積リ丈ケノ収入ヲ挙グルコトニ付テハ今回自信アリ、当方ノ心配スルトコロハ之ニ依リインフレガ防止シ得ルカ否カニアリ」

シーガル氏「大蔵省ガ三月三日ニ執リタル金融措置ハ当ヲ得タルモノニシテ日本ノ財産税ハ成功ノ可能性アリ、然シ乍ラ、若シ此ノ制度ヲ採用セザレバ画龍点晴ヲ欠ク嫌ヒアリ」

渡辺事務官「之ハ良案ニハ相違ナキモ、少シ薬ガ強過ギル嫌ヒアリ、而モ日本ノ一般感情が之ニ反対ナレバ司令部ヨリノ命令又ハ勧告ニ依ルニ非ザレバ議会ヲ通過セシムルコト困難ナラン」

シーガル氏「然ラバ問フ、若シ当方ヨリ仮ニ軍需補償ノ打切ヲ前提トシ財産税法ノ既ニ腹述セル諸改革ヲ求ムル命令若ハ勧告ガ為サレタル場合、大蔵省ハ之ヲソノママ受納スル用意アリヤ、或ハ之ヨリモ良キ薬アリトシテ受納セ

ザルヤ」

渡辺事務官「密告制度ニ付テハ之ニ代ルベキ良薬ハ目下探シツツアルモ之ヲ見付ケルハ困難ナルベシ」

シーガル氏「他ニ右ニ代ルベキ好キ方法アレバ可ナリ、代ルベキ方法ナクバ右ヲ採用スベキナリ」

五、次デA、B、C三階級ニ分ツ制度ニ付テ当方ヨリ質問セル処シーガル氏ハ司令部側ノ原案ハ当初ト変更ヲ来シタル旨ヲ述ベAB間ハ三十日BC間ハ九十日ノ間隔ヲ置クコトトシ、更ニ歳入見積ハA、B両階級ノミヨリ見積リ、之ニテ不充分ナル時Cニ及ブカ否カヲ決ス、従テ見積ガ正シキ場合ハCニ及ブコトナシトシ、更ニABニテ不足セル場合Cニ及ボスヤ否ヤハ行政判断ニ依ルモ若シCニ及ボストセバ其ノ税法ニ依リ定メラレタル全額ニ対シテ及ボシ返還又ハ事後ノ経常税ニ充当スルコトハナキコトトシタル旨説明ス、之ニ対シテ当方ヨリ賠償、軍需補償打切リノ問題等モアリ、A、B徴収後尚Cニ及ボスヤ否ヤ不明ナル時ハ如何ニスベキヤト質スニシーガル氏ハ「C徴収迄ハ相当期間ガアルガ故ニ其頃迄ニハ事態ハ恐ラク明カニナラン、又若シ尚不明ナレバソノトキノ情勢ニ依リ将来尚収入シ得ベキ額ヲ見積リ、右見積リノ結果ニ依リCヘノ課否ヲ決スベキモノト思フ」ト回答ス

六、最後ニ以上ノ総括トシテ

シーガル氏「今回迄ノ処ニ依リ何等カノ形ニ依リ日本政府ニ進言シタキモ、之ハ命令ニ依ルト勧告ニ依ルト何レガ可ナリヤ」

渡辺事務官「命令ニ依ルガ可ナラン、貴方ノ御説ハ理論トシテハ理解シ得ルモ日本ノ実情ヨリ見テアマリニ急変スルモノアリ、命令ニ依ラザレバ実行シ難キ部分多キガ故ナリ」

シーガル氏「然ラバ大蔵省ハ我々ノ提案ヲ可トスルモ之ヲ実行スル為ニ我々ノ手ニ依リ後押シヲ要望セラルルヤ」

渡辺事務官「或部分ハ御説ノ通リナリ、然シ乍ラ或ル部分ハ命令ニ依ラザレバ承諾シ難キモノアリ」

シーガル氏「例ヘバ大蔵省ハ母ガ病気ノ子ニ対スル如ク「ヒマシ油」ヲ子ニ呑マセタクナキモ、医者ノ勧告ニ依リテ止ムヲ得ズ之ヲ呑マセル如キ心組ミナリヤ」

当方「或ル場合ハ母ノ方ガ医者ヨリモ子ノ病状ヲ良ク知レルモノナリ、大蔵省ハ財産税ノ成功ニハ全力ヲ尽スモ司令部提案ニハ尚賛成シ難キ部分アリ」之レニ対シテシーガル氏ハ然ラバ如何ナル部分ガ了解シ難キカ具体的ニ指摘セラレヨト問ヒ渡辺事務官ハ貴方ノ提案中其ノ後変更セラレタル部分モアリ又当方トシテ尚研究ヲ要スル部分モアリテ今直チニ回答シ難シ、若シ司令部ノ命令又ハ勧告ノ原案ヲソノ送付前ニ当方ニ見セラルレバ何々ノ点ニ付キ回答セント申述ベタルトコロ、シーガル氏ハ之ガ可能ナルヤ否ヤハ不明ナルモ、一応チャーン氏ニ当方ノ意向ヲ通ジ置ク旨回答シ散会セリ

出所　大蔵省資料Z五〇七―四。

(2)　法人財産税課税についての企業及び証券界代表者とシーガル氏との会談記録（昭和二一年五月八日、九日）

代表会社経理担当者トマッカーサー司令部シーガル氏トノ会談内容

日時　昭和二十一年五月八日　午前十時ヨリ午後四時

場所　農林中金マッカーサー司令部

出席者　司令部側　シーガル氏
　　ショベル中尉

会社側　各別ニ
　午前十時―十一時　大日本麦酒
　山本取締役、近藤会計課長
　午前十一時―十二時　三菱銀行
　熊坂取締役、杉野経理部長
　他ニ宮沢事務官通訳トシテ出席

会談内容ハ四回ニ別レタルモ概ネ同一ノ形式ニ依ルシーガル氏ノ質問ニ会社側答弁スルノ方法ヲ以テ行ハル

シーガル氏ハ一九四六年現在ノ会社株数、払込額、払込資本、積立金額、記帳純資産等ヲ問ヒ、更ニ転ジテ一九四六年現在ノ会社純資産ノ清算価格ヲ如何程ト考フルヤヲ問フ、次ニ店頭売買ニ表レタル当該会社ノ株価ヲ如何ニ考フル、会社側ニ於テハ諸種ノ条件ヲ勘案シ如何程ヲ適当トスト考ヘルヤト問フ、最後ニ其ノ評価額（大蔵省ガ軍需補償、海外資産、戦争保険等ニ対スル請求権ヲモ含メテ評価シタル会社ノ純資産）ヲ以テ二十五%ノ税率ニ依リ財産税ヲ課サレタリトセバ会社ハ如何ニ考ヘルカヲ問ヒ会談ヲ終了スル形式ナリ

一、大日本麦酒ノ場合

山本氏ハ現在ノ会社純資産ノ清算価格如何トノ問ニ対シテハ容易ニハ答ヘ難シトス、シーガル氏「若シ自由経済ニ於テ全資産ガ売却セラレ得ルトセバ其ノ価格如何」山本氏「ソレハ純資産ノ記帳価格ノ三十倍、五十倍ト云フ様ナモノナルベキモ、ソレデハ到底買手ノ爾後ノ経営採算ハ採レザルベシ、大日本麦酒ヲ麦酒以外ノ事業ニ転用スルトセバ先ヅ記帳額ノ十倍位ニ評価スルト云ッタ所カ」シーガル氏「現在ノ株式気配ハ一〇〇円位ナリ之ヲ如何ニ考ヘラルルヤ」山本氏「安シ、少クトモ其ノ二倍位ニハナル可キナリ」シーガル氏「然ラバ何故サウナラヌノカ」山本氏「結局経済界全般ノ見透難ノ為ナルベシ」シーガル氏「仮ニ大日本麦酒資産ヲ四億七千二百万ト査定シ二十五%ノ税率ヲ以テ課税スルトセバ会社ノ態度如何」山本氏「余ノ考ヘニテハ現在ハインフレーションノ絶頂ニシテ之カラ物価線ハ下降スベシ、斯ル状勢ヲ前ニシテインフレ絶頂期ノ価格ヲ以テ評価セラルルハ承服シ難シ、若シ斯様ナ税ガ実施サレレバ会社ハ資産ヲ政府ヘ物納スルカ或ハ将来ノビイルノ価格ヲ甚ダシク高価ニ定メルカイヅレカノ方法ニ依ルニ非レバ負担ニ堪ヘ得ザル可シ、財産税其ノモノニハ反対ニ非ルモ、過当評価ハ素ヨリ避ク可キナリ」ト答ヘタリ

二、三菱銀行ノ場合

評価純資産ハ、海外資産、軍需補償等々ノ請求（直接、間接ノ）ガ満タサレレバ資本金ト積立金トノ合計額ニ更ニ一億五千万円位（含ミ）ヲ加算シタル程度ノモノタルベシ、但シ此等請求ノ成否ハ銀行トシテハ致命的問題ナリトス、株価気配五十八円ハ高キヤ安キヤト問ハレタルニ対シテハ前途ハ悲観スベキモノナルコトヲ考ヘレバ高キニ失ストス、然ラバ現下ノ不安定ナル状勢下ニ於テ如何程ヲ適当トスルヤノ問ニハ見込ツカズト答フ、最後ニシーガル氏「三菱銀行ノ純資産ヲ四億三千六百万円（大蔵省評価）トシ二十五%ノ課税アリタル場合右評価ハ適当ト思惟スルヤ」ト問フ、熊坂氏「海外資産、諸請求等ガ満タサルルトノ前提ナリトセバ右評価ハ不当ニ非ズ、但シ此等ノ条件ガ満タサレザレバ無論問題ニ非ズ」ト答ヘタリ

午后ノ部
　午后二時―三時　三越百貨店会計課長外
　午后三時―四時　京成電車支配人外

三、三越ノ場合

各地支店ノ分布状況罹災状況等ヲモ問ヒタル後現在ノ会社純資産ヲ幾何ト評価スルヤト問フ、三越側ハ固ニテ評価セバ二億五千万円程ナルベキモ適正価格（略々公定価格）ナラバ一億九千万円程度ナル可シト答フ、右見積ハ大蔵省見積ヲ上廻リ居リ、シーガル氏ハ払込資本ト積立金トノ合計ハ三千七百万円ニシテ、運転資本ニ比シ斯ノ如ク多額ノ純資産ヲ有スル理由如何ト問ヒ、三越側右ハ大部分建物、土地ノ評価ヨリ来ルモノニシテ（商品ハ九百万円ナリ）我社多年ノ伝統ニ依ル堅実経理ノ賜ニシテ大幅償却ノ結果ナリトス、現在ノ気配相場一株百円見当ヲ如何ニ考フルヤト問ヘバ三越側、今清算ノ報伝ハラバ株価ハ二百円又ハ三百円位ヲ唱ヘテモ不思議ナシト答ヘ此ノ乖離ハ結局我国株価形式ノ特質ナリト論ズ、シーガル氏問題ヲ転ジ然ラバ貴社見積資産二億円程ニ対シ二〇%ノ財産税ヲ課サレタトキ会社ノ反応如何ト問フ「其レハ到底払ヘヌ、四千万円ノ支払ヲスル為銀行ヨリ借入ヲ為サバ其ノ金利ヲ仮ニ二百万円トスルモ毎期ノ利益ハ配当支払ニ一杯ニシテ金利支弁ノ能力ナシ」

シーガル氏「貴下ハ財産税ノ本質ヲ弁ヘズ、財産税ハ素ヨリ所得ヲ以テ支払ヒ得ルモノニ非ズ」

三越「然ラバ物納セントスルモ、我社資産ハ確カニ前言ノ如キ時価アルモ何人モ之ヲ買ヒ得ルモノナカラン、商品全部ヲ売却スルモ公定価格九百万円ナリ、我社トシテハ政府ニ建物デモ物納スルヨリ他ナカラン」

シーガル氏「資本増加シテ株式ヲ物納シテハ如何」三越之ニハ答ヘズ「兎ニ角我社多年ノ蓄積ヲ、ソコラノ軍需会社等ト一様ナ意味デ吐キ出サセルノハ全ク不合理ナリ到底承服シ難シ」ト屢々陳弁シ、会談ヲ終ル

四、京成電車ノ場合

型ノ如ク質問アリテヨリ後シーガル氏、会社ノ純資産ヲ幾許ト評価スルヤヲ問フニ、京成側、鉄道軌道ノ清算価値ハ企業一体トシテ処分セラルルニ非レバ無ニ等シ等言ヲ左右ニシテ答ヘズ、然ラバ明日鉄道省ガ合併談ヲ持込ミタル場合幾許ナラバ之ニ応ズルヤ又結局幾ラ位ニ結着スルト思フヤ等、シーガル氏角度ヲ更メ色々質問スルモ評価ノ点ニ関シテハ終始牡蠣ノ如ク黙シテ語ラズ、最後ニシーガル氏、現在京成ノ株価ハ七十四円位ナリ此ノ値段ヲ適当ト考フルヤト問ヘバ、京成側（勢ノ趨ク所）適当ト考フト答ヘタリ

マッカーサー司令部シーガル氏ト日興証券社長トノ会談内容

日時　昭和二十一年五月九日　午後一時―二時

場所　農林中金マッカーサー司令部

出席者　司令部側　シーガル氏

ショベル中尉

日興証券　遠山社長

他ニ宮沢事務官通訳トシテ出席

シーガル氏ハ昨日ノ業界代表者トノ会見ガ明確ナル結論ヲ齎サザリシ為カ株式ノ清算価格ト市場価格トノ乖離ニ関シ意見ヲ徴スル為証券界代表者ヲ招致セリ

シーガル氏「以下伺ヒ度キ事ハ株式ノ清算価格ト市場価格トノ開キノ問題ナルモ現在ノ種々ノ悪材料、気迷ヒ商状等ヲ前提トシテ、清算ノ報ヲ入レタル場合尚ホ株価ハ現在ヨリ上廻ル可キヤ否ヤノ点ナリ」ト前提ス

遠山氏「玆ニテ、屢々引用セラルル三月三日相場ハ最モ悪材料ノ山積シタル際ノモノナリ、即チ財産税ノ施行接近、労働問題、賠償、軍需補償ノ不明確、マ司令部ノ対日経済政策ノ不鮮明、市場閉鎖ニ基ク取引市場ノ狭隘等々之ニシテ斯クテハ取引ハ弱気ニ陥ル以外無シ、現在ヲ当時ニ比較スルト此等ノ材料ハ依然解消セザルモ市況ハ三月上旬ニ比シ概ネ五〇％方恢復シ居レリ」ト概況ヲ説明ス

シーガル氏「前述ノ前提ニ基キ、大日本麦酒ノ株価ヲ如何ニ考フルヤ」

遠山氏「マヅマヅ良イ所カ、三月頃ニ比ベ業態ヲ相当買ハレテ居リ相当上昇シ来リ居リ将来モマダ伸ビル余地ハアランモ現在トシテハ此ノ程度ナラン」

シーガル氏「東京芝浦如何」

遠山氏「コレハ安過ギル」

シーガル氏「三越ハ」

遠山氏「三月ノ八五円程カラ一一五円ニナッテキル、現在ノ相場ハサシテ悪クナイ」

シーガル氏「三菱銀行ハ」

遠山氏「銀行ニ云ハセレバ五十何円ト云フ相場ニ表レタ楽観説ニ蔭イテキル、然シ解散スレバモウ少シハ出ルデセウ」

シーガル氏玆ニテ戦前ノ上場会社数、一日ノ出来高、現在ノ一日ノ出来高（遠山氏ハ客筋ノモ合セレバ一日九万株位ト答フ）、取引所再開セラレタル場合ノ予想上場会社数（遠山氏三〇〇位カト云フ）等々ヲ問ヒ、更ニ現在ノ売買客筋ハ如何ナル社会層カト問ヒ、遠山氏最近保険会社ガ有力株ヲ買ヒ出シテ居ル外ハ一般ニ一寸シタ闇等デ金ヲ儲ケタル者等ガ客筋ニ多シト答フ

最後ニ遠山氏特ニ発言ヲ求メ、市場価格ト清算価格トノ乖離ニ付論ズ

遠山氏「我国会社経理ノ現況デハ配当、賞与等ヲ利益一杯ニハセズ、可成ノ部分ヲ留保シテ将来ノ経済界ノ変動ニ備ヘテキル、一体客ガ投資スル時考ヘル事ハ会社ノ内容、経営者ノ人柄、会社ノ人気、配当率等ヲ考ヘルモノデアルガ、現在、一杯ニ買ヘナイノハ我国経済ノ将来ノ見透難、マ司令部ノ経済政策ノ不明確、労働問題、現在又ハ将来ノ見透シトシテノ資材難、更ニ投資資金ノ涸渇等ノ理由カラデアル、然ッ此等ヲ離レテ一般論トシテ株価ガ清算価格ニドノ辺迄近ヅクカト云フトソレハ数字デ単純ニ示サレル程ハ近寄ラヌ、仮ニ三越ガ解散スルトシテモ、清算税、退職諸給与、手仕舞ノ為ノ事務ニ要スル時間ソレニ伴フ失費等々ハ案外大ナルモノデアリ、清算ノ報ガ入ッテモ株価ノ昂騰率ハ一見スル程大ナルモノデハナイ」ト結論セリ

出所　大蔵省資料Z五〇七―四。

(3)　財産税・戦時利得税に対するチャーン氏修正案の概要

（昭和二一年五月主税局）

チャーン氏修正案ノ概要

一、法人財産税及法人戦時利得税ハ之ヲ中止シ、個人財産税及個人財産増加税ノ二税トスルコト

（理由）

(一)　法人課税ハ二重課税ナルコト……米国ニテ現在法人税ヲ課税シ居ル事実ヲ指摘シタルニ所得税ト財産税トハ其ノ程度ニ非常ニ差異アリ且所得税ニ付テスラ米国内ニモ議論対立シ居リ、チャーン氏ハ法人課税反対ノ最タルモノニシテ将来経済情勢ノ変化ト共ニ法人課税ハ廃止セラルベキ気運ニアルモノト考フト云フ

(二)　軍需補償打切リヲ前提トシテ考フルニ法人ハ資産ヲ時価ニテ評価シ課税セラレタル場合所詮増資シテ株式ヲ以テ納付スル外無カル可ク斯クテハ

(1)事実上ハ法人ニハ負担ヲ課セズ、(2)株主ニ不当ナ損失ヲ与ヘ、(3)政府ハ納税セラレタル株式ヲ処分セントセバ結局精々市場価格ニテ売却シ得ルカ或ハ大半手持スルカ何レカニシテ実質上大ナル歳入ヲ期待シ得ザルベシ、(4)尚納税後ハ製品価格ノ引上ヲ許サザレバ法人ハ爾後経営困難ニ陥ル可ク斯テハインフレーション防止策トシテノ目的ニ反スルコト……

（当方本点ハ徴収ノ実行方法如何ニ依ルベシ尚増資スルモ市場価格ニハ終局的ニハ大シタ変化ナク株主ニ不当ナル損失ハ与ヘザルベシトス）……現在ノ株価ニ対スル見解ノ相違大ナリ

(三)　生産ヲ阻害スル虞アルコト……軍需補償打切ガ生産ヲ阻害スルトハ大蔵省ノ主張スルトコロナリ、軍需補償打切ト併行シテ法人財産税ヲ課税スルトセバ少クモ課税分丈ケ生産ニ影響スル筈ナリ（二）ニ於テ先方ガ云ヘル如ク本税ガ法人ニ何等ノ打撃ヲ与ヘヌトスレバ斯カル主張ハ無意味ナリトス）

(四)　軍需補償ヲ廃止スレバ特ニ法人課税ヲ行フ要ナキコト、補償ヲ行ヒ法人税ヲ課スルハ無意味ナリ、補償ヲ行ハズトスレバ財産税ニソレ程大ナル歳入ヲ期待スル必要ナシ

(五)　法人ノ含ミ資産ハ此ノ際財産課税ヲ行ハズトスルモ終局的ニハ何レカノ時期ニ於テ法人税ノ課税対象トナルモノナルコト

二、個人財産税ニ付左ノ修正ヲ行フコト

(一)　納税者ヲA（財産五十万円超ノ者）、B（財産五十万円以下十万円超ノ者）、C（財産十万円以下ノ者）ノ三階級ニ区分シ、申告ハA、B、C、三階級ヨリ同時ニ之ヲ出スルコトトスルモ、歳入見積ハA、Bノミヲ対象トシテ之ヲ樹テA、Bヨリ所期ノ歳入ヲ挙ゲ得タルトキハCニハ及バズ、可成リノ歳入減ヲ生ジタルトキニノミ甫メテCニ及ブカ否カヲ行政判断ニ依リ決スルコト、課税ハA、B、C（若シ為ストセバ）ノ順ニ一定ノ間隔ヲ置キテ為スコト

（理由）

Cニ課税セザルハ財産税ノ機能ヲ富ノ再分配ニ求メントスルガ故ナリ即チ物納セシメタル財産ヲCニ買ハセ資産内容ノ充実及資金ノ吸収ヲ図ラントス、然モ尚斯ル含ミヲ残シタルハC階級（及ビB）ニ上位階級ガ過去数ケ月ニ亘リ為シタル財産ノ隠匿ヲ摘発監視セシメントノ目的ニ出ズ尚本措置ニ依ルトキハ調査ノ対象ハ激減シ周到ナル調査ノ実施ニ資シ得ベシトス

(二)　免税点ヲ三万円トスルコト……実質上ハCガ除外サレル結果十万円トナルベシ

(三)　税率ヲ一〇％乃至八五％トシ三千円ノ税額控除ヲ行フコト

(四)　申告納税ノ制度ヲ採用スルコト……A階級ヨリノ徴収ハ申告書提出ト同

時トン申告書提出期限後三十日以内ロB㎜ソ徴収、ソ後更ニ九十日後ニC（若シCロ㎜ソ徴収ノ必要アラバ）㎜ソ徴収スルコトヲ、全部ノ徴収ハ一二〇日ニテ終了スベク、調査ニ其ノ後ヲ継続シテ行ハレ、申告漏ニ付テハ悪意悪意ノ別ニ従ヒ利子又ハ割増徴収ヲ行フコト

(ロ)　延納税金ニ付テハ物価指数ニ依リ割増徴収ヲ行フコト

(ハ)　株式ノ評価ハ市場価格（又ハ之ニ準ズルモノ）ニ依ルコトヲ、三月三日現在ノ気配相場ニ適当ナラズト思ハレル、市場価格ハ六、七月頃ノ適当ナル時期ヲ選ビ、其ノ前後一週間位ノ平均気配相場ニ依ルヲ可トス

(ヒ)　五十万円以上ノ財産所有者ノ申告額ノ之ヲ公表ス来申告財産ヲ密告シタル者ニ対シテハ当レノ㎜ソ徴収額ノ二十五％ヲ報酬トシテ与フルノ制度ヲ設クルコト

財産ノ見積ニ関シ、政府ハ申告ニ際シテノ一財産ノ見積過少ナル看做シタルトキハ当該財産ヲ申告額ニテ買上グルコトヲ得、納税者ハ一財産ニ付テノ政府ノ決定ガ過大ナリト認メタルトキハ政府ニ対シ当該財産ヲ売渡ス旨ヲ請求スルコトヲ得ルコト

(ホ)　財産ノ評価ハ原則トシテ時価ニ依ルモ、時価ノ算定困難ナル場合ニ於テハ収益還元価格、再建築価格、類似財産ノ時価ト比較シ又ハ其ノ他適当ナル方法ニ依リ評価スルコト

(ヘ)　生命保険金等ニ付テハ一定ノ金額ヲ超ユル部分ニ対シテノミ課税スルコト

(ト)　単純ナル値上ヲハ財産増加ト看做サズ、又ハ値上ヲ得ルモ直ニ課税セザルコト

(チ)　財産ノ譲渡ニ因ル所得ニ対シテハ譲渡所得税ヲ課シ、財産ノ増加ニ因ル所得ニ対シテハ財産増加税ヲ課スルコト

(リ)　財産ノ増加ニ因ル所得ニ対シテハ財産増加税ヲ課スルコト

(ヌ)　財産ノ減少ニ因ル所得ニ対シテハ財産減少税ヲ課スルコト

(ル)　財産ノ譲渡ニ因ル所得ニ対シテハ財産譲渡税ヲ課スルコト

(ヲ)　財産ノ増加ニ因ル所得ニ対シテハ財産増加税ヲ課スルコト

(ワ)　財産ノ減少ニ因ル所得ニ対シテハ財産減少税ヲ課スルコト

(カ)　財産ノ譲渡ニ因ル所得ニ対シテハ財産譲渡税ヲ課スルコト

(ヨ)　財産ノ増加ニ因ル所得ニ対シテハ財産増加税ヲ課スルコト

(タ)　財産ノ減少ニ因ル所得ニ対シテハ財産減少税ヲ課スルコト

(レ)　財産ノ譲渡ニ因ル所得ニ対シテハ財産譲渡税ヲ課スルコト

(ソ)　財産ノ増加ニ因ル所得ニ対シテハ財産増加税ヲ課スルコト

(ツ)　財産ノ減少ニ因ル所得ニ対シテハ財産減少税ヲ課スルコト

(ネ)　財産ノ譲渡ニ因ル所得ニ対シテハ財産譲渡税ヲ課スルコト

(ナ)　財産ノ増加ニ因ル所得ニ対シテハ財産増加税ヲ課スルコト

(ラ)　財産ノ減少ニ因ル所得ニ対シテハ財産減少税ヲ課スルコト

(ム)　財産ノ譲渡ニ因ル所得ニ対シテハ財産譲渡税ヲ課スルコト

(ウ)　財産ノ増加ニ因ル所得ニ対シテハ財産増加税ヲ課スルコト

(ヰ)　財産ノ減少ニ因ル所得ニ対シテハ財産減少税ヲ課スルコト

(ノ)　財産ノ譲渡ニ因ル所得ニ対シテハ財産譲渡税ヲ課スルコト

(オ)　財産ノ増加ニ因ル所得ニ対シテハ財産増加税ヲ課スルコト

(ク)　財産ノ減少ニ因ル所得ニ対シテハ財産減少税ヲ課スルコト

(ヤ)　財産ノ譲渡ニ因ル所得ニ対シテハ財産譲渡税ヲ課スルコト

(マ)　財産ノ増加ニ因ル所得ニ対シテハ財産増加税ヲ課スルコト

(ケ)　財産ノ減少ニ因ル所得ニ対シテハ財産減少税ヲ課スルコト

(フ)　財産ノ譲渡ニ因ル所得ニ対シテハ財産譲渡税ヲ課スルコト

(コ)　財産ノ増加ニ因ル所得ニ対シテハ財産増加税ヲ課スルコト

(エ)　財産ノ減少ニ因ル所得ニ対シテハ財産減少税ヲ課スルコト

(テ)　財産ノ譲渡ニ因ル所得ニ対シテハ財産譲渡税ヲ課スルコト

(ア)　財産ノ増加ニ因ル所得ニ対シテハ財産増加税ヲ課スルコト

(サ)　財産ノ減少ニ因ル所得ニ対シテハ財産減少税ヲ課スルコト

(キ)　財産ノ譲渡ニ因ル所得ニ対シテハ財産譲渡税ヲ課スルコト

(ユ)　財産ノ増加ニ因ル所得ニ対シテハ財産増加税ヲ課スルコト

(メ)　財産ノ減少ニ因ル所得ニ対シテハ財産減少税ヲ課スルコト

(ミ)　財産ノ譲渡ニ因ル所得ニ対シテハ財産譲渡税ヲ課スルコト

(シ)　財産ノ増加ニ因ル所得ニ対シテハ財産増加税ヲ課スルコト

(ヱ)　財産ノ減少ニ因ル所得ニ対シテハ財産減少税ヲ課スルコト

(ヒ)　財産ノ譲渡ニ因ル所得ニ対シテハ財産譲渡税ヲ課スルコト

(モ)　財産ノ増加ニ因ル所得ニ対シテハ財産増加税ヲ課スルコト

(セ)　財産ノ減少ニ因ル所得ニ対シテハ財産減少税ヲ課スルコト

(ス)　財産ノ譲渡ニ因ル所得ニ対シテハ財産譲渡税ヲ課スルコト

(ン)　財産ノ増加ニ因ル所得ニ対シテハ財産増加税ヲ課スルコト

(ー)　財産ノ減少ニ因ル所得ニ対シテハ財産減少税ヲ課スルコト

(ヽ)　財産ノ譲渡ニ因ル所得ニ対シテハ財産譲渡税ヲ課スルコト

(ゝ)　財産ノ増加ニ因ル所得ニ対シテハ財産増加税ヲ課スルコト

(ゞ)　財産ノ減少ニ因ル所得ニ対シテハ財産減少税ヲ課スルコト

(ヾ)　財産ノ譲渡ニ因ル所得ニ対シテハ財産譲渡税ヲ課スルコト

(ヿ)　財産ノ増加ニ因ル所得ニ対シテハ財産増加税ヲ課スルコト

(ㄱ)　財産ノ減少ニ因ル所得ニ対シテハ財産減少税ヲ課スルコト

(ㄴ)　財産ノ譲渡ニ因ル所得ニ対シテハ財産譲渡税ヲ課スルコト

(ㄷ)　財産ノ増加ニ因ル所得ニ対シテハ財産増加税ヲ課スルコト

(ㄹ)　財産ノ減少ニ因ル所得ニ対シテハ財産減少税ヲ課スルコト

(ㅁ)　財産ノ譲渡ニ因ル所得ニ対シテハ財産譲渡税ヲ課スルコト

(ㅂ)　財産ノ増加ニ因ル所得ニ対シテハ財産増加税ヲ課スルコト

(ㅅ)　財産ノ減少ニ因ル所得ニ対シテハ財産減少税ヲ課スルコト

(ㅇ)　財産ノ譲渡ニ因ル所得ニ対シテハ財産譲渡税ヲ課スルコト

(ㅈ)　財産ノ増加ニ因ル所得ニ対シテハ財産増加税ヲ課スルコト

(ㅊ)　財産ノ減少ニ因ル所得ニ対シテハ財産減少税ヲ課スルコト

(ㅋ)　財産ノ譲渡ニ因ル所得ニ対シテハ財産譲渡税ヲ課スルコト

(ㅌ)　財産ノ増加ニ因ル所得ニ対シテハ財産増加税ヲ課スルコト

(ㅍ)　財産ノ減少ニ因ル所得ニ対シテハ財産減少税ヲ課スルコト

(ㅎ)　財産ノ譲渡ニ因ル所得ニ対シテハ財産譲渡税ヲ課スルコト

(ㅏ)　財産ノ増加ニ因ル所得ニ対シテハ財産増加税ヲ課スルコト

(ㅑ)　財産ノ減少ニ因ル所得ニ対シテハ財産減少税ヲ課スルコト

(ㅓ)　財産ノ譲渡ニ因ル所得ニ対シテハ財産譲渡税ヲ課スルコト

(ㅕ)　財産ノ増加ニ因ル所得ニ対シテハ財産増加税ヲ課スルコト

(ㅗ)　財産ノ減少ニ因ル所得ニ対シテハ財産減少税ヲ課スルコト

(ㅜ)　財産ノ譲渡ニ因ル所得ニ対シテハ財産譲渡税ヲ課スルコト

(ㅠ)　財産ノ増加ニ因ル所得ニ対シテハ財産増加税ヲ課スルコト

(ㅡ)　財産ノ減少ニ因ル所得ニ対シテハ財産減少税ヲ課スルコト

(ㅣ)　財産ノ譲渡ニ因ル所得ニ対シテハ財産譲渡税ヲ課スルコト

(ㅢ)　財産ノ増加ニ因ル所得ニ対シテハ財産増加税ヲ課スルコト

(ㅚ)　財産ノ減少ニ因ル所得ニ対シテハ財産減少税ヲ課スルコト

(ㅟ)　財産ノ譲渡ニ因ル所得ニ対シテハ財産譲渡税ヲ課スルコト

(ㅙ)　財産ノ増加ニ因ル所得ニ対シテハ財産増加税ヲ課スルコト

(ㅞ)　財産ノ減少ニ因ル所得ニ対シテハ財産減少税ヲ課スルコト

(ㅝ)　財産ノ譲渡ニ因ル所得ニ対シテハ財産譲渡税ヲ課スルコト

(ㅘ)　財産ノ増加ニ因ル所得ニ対シテハ財産増加税ヲ課スルコト

(ㅐ)　財産ノ減少ニ因ル所得ニ対シテハ財産減少税ヲ課スルコト

(ㅒ)　財産ノ譲渡ニ因ル所得ニ対シテハ財産譲渡税ヲ課スルコト

(ㅔ)　財産ノ増加ニ因ル所得ニ対シテハ財産増加税ヲ課スルコト

(ㅖ)　財産ノ減少ニ因ル所得ニ対シテハ財産減少税ヲ課スルコト

(ㅗㅣ)　財産ノ譲渡ニ因ル所得ニ対シテハ財産譲渡税ヲ課スルコト

(ㅘㅣ)　財産ノ増加ニ因ル所得ニ対シテハ財産増加税ヲ課スルコト

(ㅝㅣ)　財産ノ減少ニ因ル所得ニ対シテハ財産減少税ヲ課スルコト

(ㅞㅣ)　財産ノ譲渡ニ因ル所得ニ対シテハ財産譲渡税ヲ課スルコト

(ㅙㅣ)　財産ノ増加ニ因ル所得ニ対シテハ財産増加税ヲ課スルコト

(ㅚㅣ)　財産ノ減少ニ因ル所得ニ対シテハ財産減少税ヲ課スルコト

(ㅟㅣ)　財産ノ譲渡ニ因ル所得ニ対シテハ財産譲渡税ヲ課スルコト

(ㅢㅣ)　財産ノ増加ニ因ル所得ニ対シテハ財産増加税ヲ課スルコト

(ㅣㅣ)　財産ノ減少ニ因ル所得ニ対シテハ財産減少税ヲ課スルコト

(ㅑㅣ)　財産ノ譲渡ニ因ル所得ニ対シテハ財産譲渡税ヲ課スルコト

(ㅕㅣ)　財産ノ増加ニ因ル所得ニ対シテハ財産増加税ヲ課スルコト

(ㅗㅣ)　財産ノ減少ニ因ル所得ニ対シテハ財産減少税ヲ課スルコト

(ㅜㅣ)　財産ノ譲渡ニ因ル所得ニ対シテハ財産譲渡税ヲ課スルコト

(ㅠㅣ)　財産ノ増加ニ因ル所得ニ対シテハ財産増加税ヲ課スルコト

(ㅡㅣ)　財産ノ減少ニ因ル所得ニ対シテハ財産減少税ヲ課スルコト

(ㅣㅣ)　財産ノ譲渡ニ因ル所得ニ対シテハ財産譲渡税ヲ課スルコト

(ㅢㅣ)　財産ノ増加ニ因ル所得ニ対シテハ財産増加税ヲ課スルコト

(ㅚㅣ)　財産ノ減少ニ因ル所得ニ対シテハ財産減少税ヲ課スルコト

(ㅟㅣ)　財産ノ譲渡ニ因ル所得ニ対シテハ財産譲渡税ヲ課スルコト

(ㅙㅣ)　財産ノ増加ニ因ル所得ニ対シテハ財産増加税ヲ課スルコト

(ㅞㅣ)　財産ノ減少ニ因ル所得ニ対シテハ財産減少税ヲ課スルコト

(ㅝㅣ)　財産ノ譲渡ニ因ル所得ニ対シテハ財産譲渡税ヲ課スルコト

(ㅘㅣ)　財産ノ増加ニ因ル所得ニ対シテハ財産増加税ヲ課スルコト

(ㅐㅣ)　財産ノ減少ニ因ル所得ニ対シテハ財産減少税ヲ課スルコト

(ㅒㅣ)　財産ノ譲渡ニ因ル所得ニ対シテハ財産譲渡税ヲ課スルコト

(ㅔㅣ)　財産ノ増加ニ因ル所得ニ対シテハ財産増加税ヲ課スルコト

(ㅖㅣ)　財産ノ減少ニ因ル所得ニ対シテハ財産減少税ヲ課スルコト

(ㅗㅣㅣ)　財産ノ譲渡ニ因ル所得ニ対シテハ財産譲渡税ヲ課スルコト

(ㅘㅣㅣ)　財産ノ増加ニ因ル所得ニ対シテハ財産増加税ヲ課スルコト

(ㅝㅣㅣ)　財産ノ減少ニ因ル所得ニ対シテハ財産減少税ヲ課スルコト

(ㅞㅣㅣ)　財産ノ譲渡ニ因ル所得ニ対シテハ財産譲渡税ヲ課スルコト

(ㅙㅣㅣ)　財産ノ増加ニ因ル所得ニ対シテハ財産増加税ヲ課スルコト

(ㅚㅣㅣ)　財産ノ減少ニ因ル所得ニ対シテハ財産減少税ヲ課スルコト

(ㅟㅣㅣ)　財産ノ譲渡ニ因ル所得ニ対シテハ財産譲渡税ヲ課スルコト

(ㅢㅣㅣ)　財産ノ増加ニ因ル所得ニ対シテハ財産増加税ヲ課スルコト

(ㅣㅣㅣ)　財産ノ減少ニ因ル所得ニ対シテハ財産減少税ヲ課スルコト

(ㅑㅣㅣ)　財産ノ譲渡ニ因ル所得ニ対シテハ財産譲渡税ヲ課スルコト

(ㅕㅣㅣ)　財産ノ増加ニ因ル所得ニ対シテハ財産増加税ヲ課スルコト

(ㅗㅣㅣ)　財産ノ減少ニ因ル所得ニ対シテハ財産減少税ヲ課スルコト

(ㅜㅣㅣ)　財産ノ譲渡ニ因ル所得ニ対シテハ財産譲渡税ヲ課スルコト

(ㅠㅣㅣ)　財産ノ増加ニ因ル所得ニ対シテハ財産増加税ヲ課スルコト

(ㅡㅣㅣ)　財産ノ減少ニ因ル所得ニ対シテハ財産減少税ヲ課スルコト

(ㅣㅣㅣ)　財産ノ譲渡ニ因ル所得ニ対シテハ財産譲渡税ヲ課スルコト

(ㅢㅣㅣ)　財産ノ増加ニ因ル所得ニ対シテハ財産増加税ヲ課スルコト

(ㅚㅣㅣ)　財産ノ減少ニ因ル所得ニ対シテハ財産減少税ヲ課スルコト

(ㅟㅣㅣ)　財産ノ譲渡ニ因ル所得ニ対シテハ財産譲渡税ヲ課スルコト

(ㅙㅣㅣ)　財産ノ増加ニ因ル所得ニ対シテハ財産増加税ヲ課スルコト

(ㅞㅣㅣ)　財産ノ減少ニ因ル所得ニ対シテハ財産減少税ヲ課スルコト

(ㅝㅣㅣ)　財産ノ譲渡ニ因ル所得ニ対シテハ財産譲渡税ヲ課スルコト

(ㅘㅣㅣ)　財産ノ増加ニ因ル所得ニ対シテハ財産増加税ヲ課スルコト

(ㅐㅣㅣ)　財産ノ減少ニ因ル所得ニ対シテハ財産減少税ヲ課スルコト

(ㅒㅣㅣ)　財産ノ譲渡ニ因ル所得ニ対シテハ財産譲渡税ヲ課スルコト

(ㅔㅣㅣ)　財産ノ増加ニ因ル所得ニ対シテハ財産増加税ヲ課スルコト

(ㅖㅣㅣ)　財産ノ減少ニ因ル所得ニ対シテハ財産減少税ヲ課スルコト

(ㅗㅣㅣㅣ)　財産ノ譲渡ニ因ル所得ニ対シテハ財産譲渡税ヲ課スルコト

(ㅘㅣㅣㅣ)　財産ノ増加ニ因ル所得ニ対シテハ財産増加税ヲ課スルコト

(ㅝㅣㅣㅣ)　財産ノ減少ニ因ル所得ニ対シテハ財産減少税ヲ課スルコト

(ㅞㅣㅣㅣ)　財産ノ譲渡ニ因ル所得ニ対シテハ財産譲渡税ヲ課スルコト

(ㅙㅣㅣㅣ)　財産ノ増加ニ因ル所得ニ対シテハ財産増加税ヲ課スルコト

(ㅚㅣㅣㅣ)　財産ノ減少ニ因ル所得ニ対シテハ財産減少税ヲ課スルコト

(ㅟㅣㅣㅣ)　財産ノ譲渡ニ因ル所得ニ対シテハ財産譲渡税ヲ課スルコト

(ㅢㅣㅣㅣ)　財産ノ増加ニ因ル所得ニ対シテハ財産増加税ヲ課スルコト

(ㅣㅣㅣㅣ)　財産ノ減少ニ因ル所得ニ対シテハ財産減少税ヲ課スルコト

(ㅑㅣㅣㅣ)　財産ノ譲渡ニ因ル所得ニ対シテハ財産譲渡税ヲ課スルコト

(ㅕㅣㅣㅣ)　財産ノ増加ニ因ル所得ニ対シテハ財産増加税ヲ課スルコト

(ㅗㅣㅣㅣ)　財産ノ減少ニ因ル所得ニ対シテハ財産減少税ヲ課スルコト

(ㅜㅣㅣㅣ)　財産ノ譲渡ニ因ル所得ニ対シテハ財産譲渡税ヲ課スルコト

(ㅠㅣㅣㅣ)　財産ノ増加ニ因ル所得ニ対シテハ財産増加税ヲ課スルコト

(ㅡㅣㅣㅣ)　財産ノ減少ニ因ル所得ニ対シテハ財産減少税ヲ課スルコト

(ㅣㅣㅣㅣ)　財産ノ譲渡ニ因ル所得ニ対シテハ財産譲渡税ヲ課スルコト

(ㅢㅣㅣㅣ)　財産ノ増加ニ因ル所得ニ対シテハ財産増加税ヲ課スルコト

(ㅚㅣㅣㅣ)　財産ノ減少ニ因ル所得ニ対シテハ財産減少税ヲ課スルコト

(ㅟㅣㅣㅣ)　財産ノ譲渡ニ因ル所得ニ対シテハ財産譲渡税ヲ課スルコト

(ㅙㅣㅣㅣ)　財産ノ増加ニ因ル所得ニ対シテハ財産増加税ヲ課スルコト

(ㅞㅣㅣㅣ)　財産ノ減少ニ因ル所得ニ対シテハ財産減少税ヲ課スルコト

(ㅝㅣㅣㅣ)　財産ノ譲渡ニ因ル所得ニ対シテハ財産譲渡税ヲ課スルコト

(ㅘㅣㅣㅣ)　財産ノ増加ニ因ル所得ニ対シテハ財産増加税ヲ課スルコト

(ㅐㅣㅣㅣ)　財産ノ減少ニ因ル所得ニ対シテハ財産減少税ヲ課スルコト

(ㅒㅣㅣㅣ)　財産ノ譲渡ニ因ル所得ニ対シテハ財産譲渡税ヲ課スルコト

(ㅔㅣㅣㅣ)　財産ノ増加ニ因ル所得ニ対シテハ財産増加税ヲ課スルコト

(ㅖㅣㅣㅣ)　財産ノ減少ニ因ル所得ニ対シテハ財産減少税ヲ課スルコト

(ㅗㅣㅣㅣㅣ)　財産ノ譲渡ニ因ル所得ニ対シテハ財産譲渡税ヲ課スルコト

(ㅘㅣㅣㅣㅣ)　財産ノ増加ニ因ル所得ニ対シテハ財産増加税ヲ課スルコト

(ㅝㅣㅣㅣㅣ)　財産ノ減少ニ因ル所得ニ対シテハ財産減少税ヲ課スルコト

(ㅞㅣㅣㅣㅣ)　財産ノ譲渡ニ因ル所得ニ対シテハ財産譲渡税ヲ課スルコト

(ㅙㅣㅣㅣㅣ)　財産ノ増加ニ因ル所得ニ対シテハ財産増加税ヲ課スルコト

(ㅚㅣㅣㅣㅣ)　財産ノ減少ニ因ル所得ニ対シテハ財産減少税ヲ課スルコト

(ㅟㅣㅣㅣㅣ)　財産ノ譲渡ニ因ル所得ニ対シテハ財産譲渡税ヲ課スルコト

(ㅢㅣㅣㅣㅣ)　財産ノ増加ニ因ル所得ニ対シテハ財産増加税ヲ課スルコト

(ㅣㅣㅣㅣㅣ)　財産ノ減少ニ因ル所得ニ対シテハ財産減少税ヲ課スルコト

(ㅑㅣㅣㅣㅣ)　財産ノ譲渡ニ因ル所得ニ対シテハ財産譲渡税ヲ課スルコト

(ㅕㅣㅣㅣㅣ)　財産ノ増加ニ因ル所得ニ対シテハ財産増加税ヲ課スルコト

(ㅗㅣㅣㅣㅣ)　財産ノ減少ニ因ル所得ニ対シテハ財産減少税ヲ課スルコト

(ㅜㅣㅣㅣㅣ)　財産ノ譲渡ニ因ル所得ニ対シテハ財産譲渡税ヲ課スルコト

(ㅠㅣㅣㅣㅣ)　財産ノ増加ニ因ル所得ニ対シテハ財産増加税ヲ課スルコト

(ㅡㅣㅣㅣㅣ)　財産ノ減少ニ因ル所得ニ対シテハ財産減少税ヲ課スルコト

(ㅣㅣㅣㅣㅣ)　財産ノ譲渡ニ因ル所得ニ対シテハ財産譲渡税ヲ課スルコト

(ㅢㅣㅣㅣㅣ)　財産ノ増加ニ因ル所得ニ対シテハ財産増加税ヲ課スルコト

(ㅚㅣㅣㅣㅣ)　財産ノ減少ニ因ル所得ニ対シテハ財産減少税ヲ課スルコト

(ㅟㅣㅣㅣㅣ)　財産ノ譲渡ニ因ル所得ニ対シテハ財産譲渡税ヲ課スルコト

(ㅙㅣㅣㅣㅣ)　財産ノ増加ニ因ル所得ニ対シテハ財産増加税ヲ課スルコト

(ㅞㅣㅣㅣㅣ)　財産ノ減少ニ因ル所得ニ対シテハ財産減少税ヲ課スルコト

(ㅝㅣㅣㅣㅣ)　財産ノ譲渡ニ因ル所得ニ対シテハ財産譲渡税ヲ課スルコト

(ㅘㅣㅣㅣㅣ)　財産ノ増加ニ因ル所得ニ対シテハ財産増加税ヲ課スルコト

(ㅐㅣㅣㅣㅣ)　財産ノ減少ニ因ル所得ニ対シテハ財産減少税ヲ課スルコト

(ㅒㅣㅣㅣㅣ)　財産ノ譲渡ニ因ル所得ニ対シテハ財産譲渡税ヲ課スルコト

(ㅔㅣㅣㅣㅣ)　財産ノ増加ニ因ル所得ニ対シテハ財産増加税ヲ課スルコト

(ㅖㅣㅣㅣㅣ)　財産ノ減少ニ因ル所得ニ対シテハ財産減少税ヲ課スルコト

(ㅗㅣㅣㅣㅣㅣ)　財産ノ譲渡ニ因ル所得ニ対シテハ財産譲渡税ヲ課スルコト

(ㅘㅣㅣㅣㅣㅣ)　財産ノ増加ニ因ル所得ニ対シテハ財産増加税ヲ課スルコト

(ㅝㅣㅣㅣㅣㅣ)　財産ノ減少ニ因ル所得ニ対シテハ財産減少税ヲ課スルコト

(ㅞㅣㅣㅣㅣㅣ)　財産ノ譲渡ニ因ル所得ニ対シテハ財産譲渡税ヲ課スルコト

(ㅙㅣㅣㅣㅣㅣ)　財産ノ増加ニ因ル所得ニ対シテハ財産増加税ヲ課スルコト

(ㅚㅣㅣㅣㅣㅣ)　財産ノ減少ニ因ル所得ニ対シテハ財産減少税ヲ課スルコト

(ㅟㅣㅣㅣㅣㅣ)　財産ノ譲渡ニ因ル所得ニ対シテハ財産譲渡税ヲ課スルコト

(ㅢㅣㅣㅣㅣㅣ)　財産ノ増加ニ因ル所得ニ対シテハ財産増加税ヲ課スルコト

(ㅣㅣㅣㅣㅣㅣ)　財産ノ減少ニ因ル所得ニ対シテハ財産減少税ヲ課スルコト

(ㅑㅣㅣㅣㅣㅣ)　財産ノ譲渡ニ因ル所得ニ対シテハ財産譲渡税ヲ課スルコト

(ㅕㅣㅣㅣㅣㅣ)　財産ノ増加ニ因ル所得ニ対シテハ財産増加税ヲ課スルコト

(ㅗㅣㅣㅣㅣㅣ)　財産ノ減少ニ因ル所得ニ対シテハ財産減少税ヲ課スルコト

(ㅜㅣㅣㅣㅣㅣ)　財産ノ譲渡ニ因ル所得ニ対シテハ財産譲渡税ヲ課スルコト

(ㅠㅣㅣㅣㅣㅣ)　財産ノ増加ニ因ル所得ニ対シテハ財産増加税ヲ課スルコト

(ㅡㅣㅣㅣㅣㅣ)　財産ノ減少ニ因ル所得ニ対シテハ財産減少税ヲ課スルコト

(ㅣㅣㅣㅣㅣㅣ)　財産ノ譲渡ニ因ル所得ニ対シテハ財産譲渡税ヲ課スルコト

(ㅢㅣㅣㅣㅣㅣ)　財産ノ増加ニ因ル所得ニ対シテハ財産増加税ヲ課スルコト

(ㅚㅣㅣㅣㅣㅣ)　財産ノ減少ニ因ル所得ニ対シテハ財産減少税ヲ課スルコト

(ㅟㅣㅣㅣㅣㅣ)　財産ノ譲渡ニ因ル所得ニ対シテハ財産譲渡税ヲ課スルコト

(ㅙㅣㅣㅣㅣㅣ)　財産ノ増加ニ因ル所得ニ対シテハ財産増加税ヲ課スルコト

(ㅞㅣㅣㅣㅣㅣ)　財産ノ減少ニ因ル所得ニ対シテハ財産減少税ヲ課スルコト

(ㅝㅣㅣㅣㅣㅣ)　財産ノ譲渡ニ因ル所得ニ対シテハ財産譲渡税ヲ課スルコト

(ㅘㅣㅣㅣㅣㅣ)　財産ノ増加ニ因ル所得ニ対シテハ財産増加税ヲ課スルコト

(ㅐㅣㅣㅣㅣㅣ)　財産ノ減少ニ因ル所得ニ対シテハ財産減少税ヲ課スルコト

(ㅒㅣㅣㅣㅣㅣ)　財産ノ譲渡ニ因ル所得ニ対シテハ財産譲渡税ヲ課スルコト

(ㅔㅣㅣㅣㅣㅣ)　財産ノ増加ニ因ル所得ニ対シテハ財産増加税ヲ課スルコト

(ㅖㅣㅣㅣㅣㅣ)　財産ノ減少ニ因ル所得ニ対シテハ財産減少税ヲ課スルコト

(ㅗㅣㅣㅣㅣㅣㅣ)　財産ノ譲渡ニ因ル所得ニ対シテハ財産譲渡税ヲ課スルコト

(ㅘㅣㅣㅣㅣㅣㅣ)　財産ノ増加ニ因ル所得ニ対シテハ財産増加税ヲ課スルコト

(ㅝㅣㅣㅣㅣㅣㅣ)　財産ノ減少ニ因ル所得ニ対シテハ財産減少税ヲ課スルコト

(ㅞㅣㅣㅣㅣㅣㅣ)　財産ノ譲渡ニ因ル所得ニ対シテハ財産譲渡税ヲ課スルコト

(ㅙㅣㅣㅣㅣㅣㅣ)　財産ノ増加ニ因ル所得ニ対シテハ財産増加税ヲ課スルコト

(ㅚㅣㅣㅣㅣㅣㅣ)　財産ノ減少ニ因ル所得ニ対シテハ財産減少税ヲ課スルコト

(ㅟㅣㅣㅣㅣㅣㅣ)　財産ノ譲渡ニ因ル所得ニ対シテハ財産譲渡税ヲ課スルコト

(ㅢㅣㅣㅣㅣㅣㅣ)　財産ノ増加ニ因ル所得ニ対シテハ財産増加税ヲ課スルコト

(ㅣㅣㅣㅣㅣㅣㅣ)　財産ノ減少ニ因ル所得ニ対シテハ財産減少税ヲ課スルコト

(ㅑㅣㅣㅣㅣㅣㅣ)　財産ノ譲渡ニ因ル所得ニ対シテハ財産譲渡税ヲ課スルコト

(ㅕㅣㅣㅣㅣㅣㅣ)　財産ノ増加ニ因ル所得ニ対シテハ財産増加税ヲ課スルコト

(ㅗㅣㅣㅣㅣㅣㅣ)　財産ノ減少ニ因ル所得ニ対シテハ財産減少税ヲ課スルコト

(ㅜㅣㅣㅣㅣㅣㅣ)　財産ノ譲渡ニ因ル所得ニ対シテハ財産譲渡税ヲ課スルコト

(ㅠㅣㅣㅣㅣㅣㅣ)　財産ノ増加ニ因ル所得ニ対シテハ財産増加税ヲ課スルコト

(ㅡㅣㅣㅣㅣㅣㅣ)　財産ノ減少ニ因ル所得ニ対シテハ財産減少税ヲ課スルコト

(ㅣㅣㅣㅣㅣㅣㅣ)　財産ノ譲渡ニ因ル所得ニ対シテハ財産譲渡税ヲ課スルコト

(ㅢㅣㅣㅣㅣㅣㅣ)　財産ノ増加ニ因ル所得ニ対シテハ財産増加税ヲ課スルコト

(ㅚㅣㅣㅣㅣㅣㅣ)　財産ノ減少ニ因ル所得ニ対シテハ財産減少税ヲ課スルコト

(ㅟㅣㅣㅣㅣㅣㅣ)　財産ノ譲渡ニ因ル所得ニ対シテハ財産譲渡税ヲ課スルコト

(ㅙㅣㅣㅣㅣㅣㅣ)　財産ノ増加ニ因ル所得ニ対シテハ財産増加税ヲ課スルコト

(ㅞㅣㅣㅣㅣㅣㅣ)　財産ノ減少ニ因ル所得ニ対シテハ財産減少税ヲ課スルコト

(ㅝㅣㅣㅣㅣㅣㅣ)　財産ノ譲渡ニ因ル所得ニ対シテハ財産譲渡税ヲ課スルコト

(ㅘㅣㅣㅣㅣㅣㅣ)　財産ノ増加ニ因ル所得ニ対シテハ財産増加税ヲ課スルコト

(ㅐㅣㅣㅣㅣㅣㅣ)　財産ノ減少ニ因ル所得ニ対シテハ財産減少税ヲ課スルコト

(ㅒㅣㅣㅣㅣㅣㅣ)　財産ノ譲渡ニ因ル所得ニ対シテハ財産譲渡税ヲ課スルコト

(ㅔㅣㅣㅣㅣㅣㅣ)　財産ノ増加ニ因ル所得ニ対シテハ財産増加税ヲ課スルコト

(ㅖㅣㅣㅣㅣㅣㅣ)　財産ノ減少ニ因ル所得ニ対シテハ財産減少税ヲ課スルコト

(ㅗㅣㅣㅣㅣㅣㅣㅣ)　財産ノ譲渡ニ因ル所得ニ対シテハ財産譲渡税ヲ課スルコト

(ㅘㅣㅣㅣㅣㅣㅣㅣ)　財産ノ増加ニ因ル所得ニ対シテハ財産増加税ヲ課スルコト

(ㅝㅣㅣㅣㅣㅣㅣㅣ)　財産ノ減少ニ因ル所得ニ対シテハ財産減少税ヲ課スルコト

(ㅞㅣㅣㅣㅣㅣㅣㅣ)　財産ノ譲渡ニ因ル所得ニ対シテハ財産譲渡税ヲ課スルコト

(ㅙㅣㅣㅣㅣㅣㅣㅣ)　財産ノ増加ニ因ル所得ニ対シテハ財産増加税ヲ課スルコト

(ㅚㅣㅣㅣㅣㅣㅣㅣ)　財産ノ減少ニ因ル所得ニ対シテハ財産減少税ヲ課スルコト

(ㅟㅣㅣㅣㅣㅣㅣㅣ)　財産ノ譲渡ニ因ル所得ニ対シテハ財産譲渡税ヲ課スルコト

(ㅢㅣㅣㅣㅣㅣㅣㅣ)　財産ノ増加ニ因ル所得ニ対シテハ財産増加税ヲ課スルコト

(ㅣㅣㅣㅣㅣㅣㅣㅣ)　財産ノ減少ニ因ル所得ニ対シテハ財産減少税ヲ課スルコト

(ㅑㅣㅣㅣㅣㅣㅣㅣ)　財産ノ譲渡ニ因ル所得ニ対シテハ財産譲渡税ヲ課スルコト

(ㅕㅣㅣㅣㅣㅣㅣㅣ)　財産ノ増加ニ因ル所得ニ対シテハ財産増加税ヲ課スルコト

(ㅗㅣㅣㅣㅣㅣㅣㅣ)　財産ノ減少ニ因ル所得ニ対シテハ財産減少税ヲ課スルコト

(ㅜㅣㅣㅣㅣㅣㅣㅣ)　財産ノ譲渡ニ因ル所得ニ対シテハ財産譲渡税ヲ課スルコト

(ㅠㅣㅣㅣㅣㅣㅣㅣ)　財産ノ増加ニ因ル所得ニ対シテハ財産増加税ヲ課スルコト

(ㅡㅣㅣㅣㅣㅣㅣㅣ)　財産ノ減少ニ因ル所得ニ対シテハ財産減少税ヲ課スルコト

(ㅣㅣㅣㅣㅣㅣㅣㅣ)　財産ノ譲渡ニ因ル所得ニ対シテハ財産譲渡税ヲ課スルコト

(ㅢㅣㅣㅣㅣㅣㅣㅣ)　財産ノ増加ニ因ル所得ニ対シテハ財産増加税ヲ課スルコト

(ㅚㅣㅣㅣㅣㅣㅣㅣ)　財産ノ減少ニ因ル所得ニ対シテハ財産減少税ヲ課スルコト

(ㅟㅣㅣㅣㅣㅣㅣㅣ)　財産ノ譲渡ニ因ル所得ニ対シテハ財産譲渡税ヲ課スルコト

(ㅙㅣㅣㅣㅣㅣㅣㅣ)　財産ノ増加ニ因ル所得ニ対シテハ財産増加税ヲ課スルコト

(ㅞㅣㅣㅣㅣㅣㅣㅣ)　財産ノ減少ニ因ル所得ニ対シテハ財産減少税ヲ課スルコト

(ㅝㅣㅣㅣㅣㅣㅣㅣ)　財産ノ譲渡ニ因ル所得ニ対シテハ財産譲渡税ヲ課スルコト

(ㅘㅣㅣㅣㅣㅣㅣㅣ)　財産ノ増加ニ因ル所得ニ対シテハ財産増加税ヲ課スルコト

(ㅐㅣㅣㅣㅣㅣㅣㅣ)　財産ノ減少ニ因ル所得ニ対シテハ財産減少税ヲ課スルコト

(ㅒㅣㅣㅣㅣㅣㅣㅣ)　財産ノ譲渡ニ因ル所得ニ対シテハ財産譲渡税ヲ課スルコト

(ㅔㅣㅣㅣㅣㅣㅣㅣ)　財産ノ増加ニ因ル所得ニ対シテハ財産増加税ヲ課スルコト

(ㅖㅣㅣㅣㅣㅣㅣㅣ)　財産ノ減少ニ因ル所得ニ対シテハ財産減少税ヲ課スルコト

(ㅗㅣㅣㅣㅣㅣㅣㅣㅣ)　財産ノ譲渡ニ因ル所得ニ対シテハ財産譲渡税ヲ課スルコト

(ㅘㅣㅣㅣㅣㅣㅣㅣㅣ

待シ得ナイ、与ヘルモノハ与ヘ、負担サセルモノハ負担サセルトイフノガ最モ合理的ナ考ヘ方デ現在ノ考ヘ方ハ斯ル見地ニ立ッテキル、軍需補償打切、国債破棄ハ経済ノ大混乱ヲ予想サセル、従テ之ヲ公平ニ処理スルニハ財産税ノ外ナク、斯ル見地ヨリシテ相当多額ノ歳入ヲ必要トシ法人課税亦是非必要ト云ハナケレバナラナイ

二、個人財産税

(イ) A、B、C階級ニ区分課税スル方法

(1) 財産税ニイインフレ阻止ノ機能ヲ期待スル限リC階級ニ対スル課税ハ是非必要ナリ、而テ軍需補償打切、国債ノ利下又ハ破棄ガ決シテ簡単ナルモノニ非ル以上財産税ニ依ルイインフレ阻止ハ是非トモ必要ナリ、C階級ニ対シ課税スルトスルモC階級ハ日本ノ財産分布状況ヨリスレバ中産階級ニ属スルモノナルコトハ課税外世帯ガ八割以上ナル点ヨリ明ニシテ決シテ大衆課税トハ云ヒガタシ、而モ税率ノ点ニ於テハ充分ノ留意ヲ払イ政府案ニ於テモC階級ノ負担ハ財産総額ノ八%程度ナリ、C階級ノ人々モ之ニ依リイインフレヲ阻止シ得レバ甘ンジテ負担ニ任ズベシ(イインフレハ最モ不公平ナル大衆課税ナリ)

(2) Aニ対スルB及C、Bに対スルCノ監視機能ノ活用ハ確ニ一妙案ナルモ本案実施ハ申告納税ノ制度ト相関連シ、申告納税ノ実施ニハ㈠納税者ニ其ノ用意アルコト、㈡評価ガ納税者ニ依リ可能ナルコト、㈢税務代理士制度ガ発達シ居ルコトノ諸要件ヲ必要トスルモ現下ノ我ガ国ハ此等要件ヲ欠キ、従テ其ノ充分ナル活用ヲ期待シ得ルカ否カハ疑問ナリ、政府案ハ斯ル見地ヨリ概算決定ノ制度ヲ設ケタリ(A、B、C制度ハ歳入見積ニ大キナ責任ヲ有タスモ正確ナル見積ハ不能ナリ)

(3) 未申告財産ノ密告制度ニハ相当弊害ノ随伴スルコトヲ予想セラルルモ如何

(4) 五十万円以上ノ財産ノ公表ニ付テハ、米国ノ所得内容公開ハ一九二四年実施シタルモ非難多ク二年ニシテ中止シタリト聞クモ再ビ開始シタルモノナリヤ

(ロ) 免税点三万円ニハ異議ナシ

(ハ) 税率ハイインフレ阻止ノ見地ヨリハC階級ヨリ相当ノ資金吸収ノ要アリ、八五%ハ聊カ高キニ過ギル感アルヲ以テ現在ノ案ハ一〇%乃至七〇%トナリ居ル次第ナリ

(ニ) 延納税金ニ物価指数ニ依ル割増ヲ行フハ如何ナル物価指数ヲ用フベキ等ノ点ニ於テ疑問アリ

(ホ) 非課税ノ家具家財ニ関シテ原則的ニハ異議ナシ
虚偽申告ノ場合市価ノ二倍ニ相当スル罰金的税額ヲ徴収スベシトノ案ト逋税犯トノ関係如何

(ヘ) 寄附関係ニ付テハ法第十三条トノ関係如何、何時迄遡及スルヤ

(ト) 債務ニ付テ債権者ガ免税点以下ナルトキハ債務控除ヲ行ハズトスルハ不合理ナリ(一応ノ推定トシテハ可能)、有産者ガ無産者ヨリ預リ金ヲ為スコトモ予想セラル

三、個人財産増加税

(イ) 修正ヲ必要トスル理由如何、簡単化ノ為カ、更ニ他ニ理由アリヤ

(ロ) 戦時利得トインフレニ依ル価格値上リトヲ区別スル為物価調整ノ要アリト思フ、特ニ税率ガ現在ノ如ク高率ナル場合ニ於テ然リ

(ハ) 現在ノ第二種ハ財産税ノ補完的役割ノモノトシテ考慮シタルモノナリ

(ニ) 基礎控除三万円ハ稍高シ(財産税ノ免税点ヲ三万円トスレバ二万円位ヲ適当トスルカ?)——基礎控除二万円、但シ終期財産額三万円以下ノ場合ハ課税セズトスルモ一方法カ

出所　大蔵省資料Z五〇七—四。

(5) 軍需補償の処理について(昭和二一年五月一六日)

軍需補償の処理に付て(昭二一、五、一六)

一、今次の戦争中政府は国家総動員法、軍需会社法其の他の法令に基いて多数の軍需企業に対し生産設備の建設或は軍需品の生産等の命令を発して軍需生産の

増強を図り、同時に右の命令を実行した為企業が損失を蒙ることがあった場合には政府は法令の定むる所に従って其の損失を補償すべき旨を公約した。

二、然るに終戦と共に之等の命令に基いて建設された軍需生産設備の或るものは不用となり或は其の価格を減損し又軍需品の一部は半成品の儘生産を中止せられるの已むなきに至り、之に伴ひ軍需企業は夫々損失を受けるに至った。一方、敗戦後日本の経済力は著しく劣弱化し、国家財政も亦戦時中の尨大な国債負担等の関係もあり、非常に窮迫した事態に立至った。是に於て国家が斯の如き損失を補償する財政上の能力を有するであらうか、更に今後賠償の実行、在外財産の喪失に依る損失の処理の問題を考へるならば軍需補償を実行すべきであらうか、戦争の結果尨大な債務を負った国家が、公約とは云へ、之等の債務を忠実に履行したのでは到底国の財政は成り立つものではないと云ふ見解が現はれるに至り、軍需補償の取扱に関しては打切案、棚上案等各種の案が唱へられるに至った。

三、軍需補償の打切の結果が、軍需会社の倒産のみを以て終るならば、問題は簡単であり、軍需会社の倒産も亦已むを得ない所であらう。然し軍需補償打切の影響は単に之のみに止まるものではない。多数の軍需会社の倒産は、多数の外部の債権者の債権を回収不能に陥れ、其のことが更に軍需会社と取引関係のあった諸企業の倒産や経営困難に波及し、極めて広い範囲に亙って、国民経済の混乱破綻を導く惧のあることは明かである。かくては平和国家としての日本の再建の為に必要なる民需生産の再開の如きも当分の間到底望みなきに至る惧がある。

四、特に之等軍需企業に対して戦時中多額の融資を為してゐた日本の有力銀行は軍需補償の打切に依って其の融資の回収が不能となり、今後到底立ち行かなくなることは明かである。此の場合単に金融資本が打撃を受けると云ふことだけで済むならばそれも亦当然の結果として黙過すべきものと謂へるであらう。然し金融機関自体が斯の如き損失を負担し得る能力(全国金融機関の自己資本は二十七億円である)は其の融資損失に比して余りにも小額であり、従って金融機関破綻の影響は必然的に預金者に及ばなければならない。此の場合何等の対策を講ぜず、之を放置すると云ふことでは、預金者殊に小口預金者たる一般大衆に軍需補償の損失を転嫁することになるのであり、インフレーションに依る問題の解決と大して選ぶ所がないのであるから、補償を打切ったとしても、国家としては一般の小口預金者保護の為には何等かの対策を講じなくてはならぬ。

五、以上の様に単に補償を打切っただけでは問題は解決しない。即ち之に依って事業の性質上民需生産に転換し得ない企業資本、偶々軍需企業と何等かの取引関係を結んだ下請小企業者の如きもの、多額の軍需融資を有する金融機関(従来之等の金融機関は日本に於て最も安全確実であると一般に信ぜられてゐた)に預金してゐた経済知識に乏しい大衆等が不当に犠牲を強ひられるものであり、其の一方では今次の戦争に同じ様に、或はそれ以上に軍需生産に寄与したものでも、偶々事業の性質上他の民需生産に転換し得た企業資本や、戦時中に相当の利得を挙げ乍ら、偶々破綻を来した軍需会社と取引関係のなかった者、或は軍需融資に携はっていなかった金融機関の預金者等は仮令相当の資産を有する者であっても損失を負担しないと云ふ社会的に見て非常に不公平な結果を生ずるのであって斯の如き不公平は国家としては到底黙視し得ない所である。

六、勿論軍需補償の対象となるべき生産設備や半成品は終戦後の今日となっては国民経済上殆んど価値なきものであり、架空の名目的貨幣資産である。之に対して国が補償金を交付することは一見インフレーションを促進する効果しか有しない様に見えるかも知れない。今日国の負担している各種の債務の大部分のもの殊に国債や、軍需補償等は貨幣の裏付となるべき実体の既に消滅した貨幣請求権であり、又今日の金融機関の預金の相当部分も亦、其の背後の運用資産が国債であり、軍需融資である限りに於て、実体的資本の失はれた名目的貨幣債権である。一般国民が斯の如き水膨れの擬制資本が表面上宛も実体資本であるかの如き幻想に捉はれてゐる所に今日のインフレーションを招いた大なる潜在力があることは疑ない所である。従って斯る水膨れ貨幣資産を速かに償却し、国民経済が敗戦後の経済力の縮小に応じて整理せらるべきことは勿論である。

七、問題は斯の如き国民経済の架空の名目的資産を如何なる方法に依って、誰の

負担に於て実行するかにある。斯の如き架空の名目的貨幣請求権は既に現実に発生して居るものであり、現実の国民経済の規模はそれだけ縮小されているのであって、其の如何なる方法に依って損失負担を処理するとしても、結局確定的に日本国民の損失なのである。

八、右の如き国家の債務整理に当っては

(イ) 戦争遂行に最も協力した当面の直接損失者が第一次的に最も多額の損失を負担すべきであるとしても

(ロ) 其の間自ら資力のあるもの、負担能力のあるものがより多くを負担し、資力なき大衆は保護さるべきこと

(ハ) 国民の間でできるだけ公平に分担すること

(ニ) 成るべく無用の混乱を避けて、日本の平和的産業再建の速かに行はれること

等を方針として之を実行することが最も望ましいことと思ふ。

九、右の様な見地からして、政府は昨年以来取るべきは取り、支払ふべきは支払って合理的に国民経済の水膨れ資産の整理―償却―をすると云ふ方針の下に綜合的対策を樹て、連合国最高司令部の原則的容認の下に夫々準備して来たのである。即ち

(イ) 財産税を起すことに依って当面最も公平に国民中の資力のあるものから累進的に租税を徴収すること

(ロ) 右に依って得た財産税収入（概ね一千億円程度と見積った）を以て水膨れ資産―即ち、国債や軍需補償の様な国家に対する請求権の償却を行ふこと

(ハ) 之に依って国民経済の資産負債表中の左と右との項目を両者同時に勘定から落して整理を実行すること

としたのである。

而して軍需補償に付ては右の綜合的方針の下に

(イ) 財産税収入を財源として軍需補償は実行すること、但し

(ロ) 其の場合、企業、金融機関、国（一般国民）の三者が其の能力に応じて公平に損失を分担すること

(ハ) 多額の軍需融資等を有する為に金融上の便宜を欠き、切角民需生産に役立ち得べき設備や資材を擁し乍ら、生産を開始し得ない会社に付ては新会社を設立して、一応旧軍需会社から経理を独立して、生産に入らしめること

(ロ) 現在の各種不安定要素の為に特に普通の金融機関よりの融資が困難であるが然し国民経済再建の為には是非共必要な生産資金の供給を図る為に復興金融会社を設けること

(ハ) 軍需会社等の債務整理を円滑に行ひ国民経済に無用の混乱を起さない為に、企業界整理の為の特別手続を定めること

等を実行することとして夫々立案中である。

而して軍需補償に付ては本年二月以来中央地方の企業経理調査委員会を開き大体以上の様な方針の下に適正且厳格な審査を行ってゐる次第である。

一〇、戦争に因る国民経済的損失を社会的正義公平の見地から整理償却する為には真に負担能力ある者を捉へて、其の負担能力に応じて之を分担させることが最も妥当であり、以上述べた政府の考へ方は現状に於ても適当な策と信ずる。

若し軍需補償を打切って、其の後の過程を成るが儘に委せたとしても、少くとも金融機関の預金者殊に小口預金に付ては何等かの保護を必要とする（郵便貯金の如き庶民階級の預金と雖も預金部の運用資産の損失に依って影響は免れない）。又企業に付ても大株主と小株主とに付ては負担の程度を考慮しなければならない。かかる損失を大口預金者や、大株主がより多く負担することの方が、社会正義から云っても望ましいのであるが、其の場合何が大口預金であるか、何が大株主であるかは全預金、全株式を綜合して見なければ公正ではない。

而て預金は少額しか持たないが、他の動産、不動産を多額に所有する者が単に資産の一部たる預金のみに依って小口預金であるとして、保護されるに値するのであろうか。

種々考へると、国民経済的損失―水膨れの名目的貨幣請求権―を整理する最も妥当な方法は合理的な財産税の徴収に依って、之等の名目資産を償却するに

在ると思ふ。

重ねて述べれば、軍需補償や国債整理に於て考へられて居る貨幣的名目資産は既に其の実体は空になって居るのであり、其の損失は国民経済の損失として発生してゐるのである。唯誰が之を負担するかが決まってゐないだけであって、其の処理の方法に於て逸ふとしても結局誰かが負担すべきものである。

其の負担を最も公平に、其の過程が最も円滑に行はれることのみが軍需補償の処理に関する唯一の問題である。

出所　大蔵省資料Z五二六―一―四。

(6) 銀行等の根本的整理に関する件（二次案）

（昭和二一年五月二五日銀行局）

銀行等の根本的整理に関する件（二次）（銀、二一、五、二五）

第一　前提

一、条件

本件を実施するが為には次の諸条件が充たされることを必要とする。

(一) 各種の政府補償の処理及び国債の処理に関する方針が決定せられること。

(二) 企業の整理特に軍需企業の処理が徹底的に実行せられること。

(三) 財産税等三新税に根本的再検討を加へること。

(四) 金融緊急措置は少くとも本件整理が完了し且つ財産税等の徴収がなされるまでは之を解除しないこと。

(五) 金融制度の改善（銀行国営の問題をも含めて）に関する基本方針が決定せられ、急速処理を要するものに付いては本件整理の実施と併行して之を実行すること。

(六) 経済再建に関する諸施策が綜合的且つ強力に遂行せられること。

二、実施の時期

本件実施の時期は他の各般の施策の実施と綜合的に且つ同一の歩調に於て実施せられることを目標として決定せられるべきである。従って其の時期は右一、の(一)及び(二)の処理実行の時期の後とするか少くとも之等の処理実行の時期と同時とすることが必要である。

第二　要領

一、整理の対象となる銀行等の範囲

(一) 政府補償の処理及び国債の処理に関する方針の決定並に一般企業の整理に依り其の資産内容が著しく悪化した銀行等を対象とすること。

(二) 資産内容悪化の程度に付ては純資産（自己資本を除く）不足額が自己資本額より大であるか否かを基準として判定すること。

(註) (一) 銀行等の中には銀行の外信託会社、金庫、信用組合及び無尽会社を含むこと。尚横浜正金銀行の改組に依り新設せられる新銀行に付ては別途に考慮する。

(二) 保険会社及び農業会、漁業会（後の二者に付ては経済事業兼営の関係を別に考慮する必要がある）等に付ては別途に考へること。

二、新銀行の設立

(一) 新銀行の性格

(1) 普通銀行とすること。但し

(イ) 日本興業銀行に付ては特別銀行（債券発行の特典を有する点だけが普通銀行と異る）を設立すること。尚此の場合には日本勧業銀行の事業金融及び都市不動産金融部門との合体の問題を考慮する必要がある。

(ロ) 農林中央金庫に付ては特別の考慮をなすこと。尚此の場合には日本勧業銀行の農業金融部門との合体の問題及び都道府県農業会廃止の問題を考慮する必要がある。

(ハ) 貯蓄銀行及び庶民金庫に付ては其の特殊の性質に鑑み国営機関を設立して、両者の業務を引継がしめること。此の場合本機関と大蔵省預金部とを合体せしめることを考慮すること。

(2) 信託会社、無尽会社、信用組合等の資産負債を引継ぐべき機関も銀

(注)

(一)　金融機関の組団を知何に定めるが。

(二)　金融機関以外のものの預り金を知何に取扱うか。

(三)　支払保証の算定は「時的のものとするが無期限とするが。

(四)　整理銀行が発足したときは整理銀行等は解散の上清算に附すること（法の定めるところにより、残余財産を処分する場合を除く。）。

(五)　整理銀行等の清算に当たっては、第三十四条の二第一項の規定による公告をした日から起算して二年を経過した後でなければ、残余財産の分配をすることができない。

(六)　前項の規定による公告があつたときは、整理銀行等の債権者は、その期間内にその債権の申出をしなければならない。

(七)　前項の申出をした債権者に対しては、整理銀行等の知つている債務者は、知れている債務の全部について、弁済をしなければならない。

(八)　整理銀行等は、第六項の申出をした債権者に対しては、前項の規定による弁済をした後でなければ、残余財産の分配をすることができない。

(九)　整理銀行等は、第六項の申出をした債権者に対しては、第七項の規定による弁済をした後でなければ、残余財産の分配をすることができない。

(十)　整理銀行等は、第六項の申出をした債権者に対しては、第七項の規定による弁済をした後でなければ、残余財産の分配をすることができない。

(十一)　整理銀行等は、第六項の申出をした債権者に対しては、第七項の規定による弁済をした後でなければ、残余財産の分配をすることができない。

(十二)　整理銀行等は、第六項の申出をした債権者に対しては、第七項の規定による弁済をした後でなければ、残余財産の分配をすることができない。

(十三)　整理銀行等は、第六項の申出をした債権者に対しては、第七項の規定による弁済をした後でなければ、残余財産の分配をすることができない。

(十四)　整理銀行等は、第六項の申出をした債権者に対しては、第七項の規定による弁済をした後でなければ、残余財産の分配をすることができない。

(十五)　整理銀行等は、第六項の申出をした債権者に対しては、第七項の規定による弁済をした後でなければ、残余財産の分配をすることができない。

(十六)　整理銀行等は、第六項の申出をした債権者に対しては、第七項の規定による弁済をした後でなければ、残余財産の分配をすることができない。

(十七)　整理銀行等は、第六項の申出をした債権者に対しては、第七項の規定による弁済をした後でなければ、残余財産の分配をすることができない。

(十八)　整理銀行等は、第六項の申出をした債権者に対しては、第七項の規定による弁済をした後でなければ、残余財産の分配をすることができない。

(十九)　整理銀行等は、第六項の申出をした債権者に対しては、第七項の規定による弁済をした後でなければ、残余財産の分配をすることができない。

(二十)　整理銀行等は、第六項の申出をした債権者に対しては、第七項の規定による弁済をした後でなければ、残余財産の分配をすることができない。

(二十一)　整理銀行等は、第六項の申出をした債権者に対しては、第七項の規定による弁済をした後でなければ、残余財産の分配をすることができない。

(二十二)　整理銀行等は、第六項の申出をした債権者に対しては、第七項の規定による弁済をした後でなければ、残余財産の分配をすることができない。

(二十三)　整理銀行等は、第六項の申出をした債権者に対しては、第七項の規定による弁済をした後でなければ、残余財産の分配をすることができない。

(二十四)　整理銀行等は、第六項の申出をした債権者に対しては、第七項の規定による弁済をした後でなければ、残余財産の分配をすることができない。

(二十五)　整理銀行等は、第六項の申出をした債権者に対しては、第七項の規定による弁済をした後でなければ、残余財産の分配をすることができない。

(二十六)　整理銀行等は、第六項の申出をした債権者に対しては、第七項の規定による弁済をした後でなければ、残余財産の分配をすることができない。

(二十七)　整理銀行等は、第六項の申出をした債権者に対しては、第七項の規定による弁済をした後でなければ、残余財産の分配をすることができない。

(二十八)　整理銀行等は、第六項の申出をした債権者に対しては、第七項の規定による弁済をした後でなければ、残余財産の分配をすることができない。

(二十九)　整理銀行等は、第六項の申出をした債権者に対しては、第七項の規定による弁済をした後でなければ、残余財産の分配をすることができない。

(三十)　整理銀行等は、第六項の申出をした債権者に対しては、第七項の規定による弁済をした後でなければ、残余財産の分配をすることができない。

(三十一)　整理銀行等は、第六項の申出をした債権者に対しては、第七項の規定による弁済をした後でなければ、残余財産の分配をすることができない。

(三十二)　整理銀行等は、第六項の申出をした債権者に対しては、第七項の規定による弁済をした後でなければ、残余財産の分配をすることができない。

(三十三)　整理銀行等は、第六項の申出をした債権者に対しては、第七項の規定による弁済をした後でなければ、残余財産の分配をすることができない。

(三十四)　整理銀行等は、第六項の申出をした債権者に対しては、第七項の規定による弁済をした後でなければ、残余財産の分配をすることができない。

(三十五)　整理銀行等は、第六項の申出をした債権者に対しては、第七項の規定による弁済をした後でなければ、残余財産の分配をすることができない。

(三十六)　整理銀行等は、第六項の申出をした債権者に対しては、第七項の規定による弁済をした後でなければ、残余財産の分配をすることができない。

(三十七)　整理銀行等は、第六項の申出をした債権者に対しては、第七項の規定による弁済をした後でなければ、残余財産の分配をすることができない。

(三十八)　整理銀行等は、第六項の申出をした債権者に対しては、第七項の規定による弁済をした後でなければ、残余財産の分配をすることができない。

(三十九)　整理銀行等は、第六項の申出をした債権者に対しては、第七項の規定による弁済をした後でなければ、残余財産の分配をすることができない。

(四十)　整理銀行等は、第六項の申出をした債権者に対しては、第七項の規定による弁済をした後でなければ、残余財産の分配をすることができない。

(四十一)　整理銀行等は、第六項の申出をした債権者に対しては、第七項の規定による弁済をした後でなければ、残余財産の分配をすることができない。

(四十二)　整理銀行等は、第六項の申出をした債権者に対しては、第七項の規定による弁済をした後でなければ、残余財産の分配をすることができない。

(四十三)　整理銀行等は、第六項の申出をした債権者に対しては、第七項の規定による弁済をした後でなければ、残余財産の分配をすることができない。

(四十四)　整理銀行等は、第六項の申出をした債権者に対しては、第七項の規定による弁済をした後でなければ、残余財産の分配をすることができない。

(四十五)　整理銀行等は、第六項の申出をした債権者に対しては、第七項の規定による弁済をした後でなければ、残余財産の分配をすることができない。

(四十六)　整理銀行等は、第六項の申出をした債権者に対しては、第七項の規定による弁済をした後でなければ、残余財産の分配をすることができない。

(四十七)　整理銀行等は、第六項の申出をした債権者に対しては、第七項の規定による弁済をした後でなければ、残余財産の分配をすることができない。

(四十八)　整理銀行等は、第六項の申出をした債権者に対しては、第七項の規定による弁済をした後でなければ、残余財産の分配をすることができない。

(四十九)　整理銀行等は、第六項の申出をした債権者に対しては、第七項の規定による弁済をした後でなければ、残余財産の分配をすることができない。

(五十)　整理銀行等は、第六項の申出をした債権者に対しては、第七項の規定による弁済をした後でなければ、残余財産の分配をすることができない。

(五十一)　整理銀行等は、第六項の申出をした債権者に対しては、第七項の規定による弁済をした後でなければ、残余財産の分配をすることができない。

(五十二)　整理銀行等は、第六項の申出をした債権者に対しては、第七項の規定による弁済をした後でなければ、残余財産の分配をすることができない。

(五十三)　整理銀行等は、第六項の申出をした債権者に対しては、第七項の規定による弁済をした後でなければ、残余財産の分配をすることができない。

(五十四)　整理銀行等は、第六項の申出をした債権者に対しては、第七項の規定による弁済をした後でなければ、残余財産の分配をすることができない。

(五十五)　整理銀行等は、第六項の申出をした債権者に対しては、第七項の規定による弁済をした後でなければ、残余財産の分配をすることができない。

(五十六)　整理銀行等は、第六項の申出をした債権者に対しては、第七項の規定による弁済をした後でなければ、残余財産の分配をすることができない。

(五十七)　整理銀行等は、第六項の申出をした債権者に対しては、第七項の規定による弁済をした後でなければ、残余財産の分配をすることができない。

(五十八)　整理銀行等は、第六項の申出をした債権者に対しては、第七項の規定による弁済をした後でなければ、残余財産の分配をすることができない。

(五十九)　整理銀行等は、第六項の申出をした債権者に対しては、第七項の規定による弁済をした後でなければ、残余財産の分配をすることができない。

(六十)　整理銀行等は、第六項の申出をした債権者に対しては、第七項の規定による弁済をした後でなければ、残余財産の分配をすることができない。

(六十一)　整理銀行等は、第六項の申出をした債権者に対しては、第七項の規定による弁済をした後でなければ、残余財産の分配をすることができない。

(六十二)　整理銀行等は、第六項の申出をした債権者に対しては、第七項の規定による弁済をした後でなければ、残余財産の分配をすることができない。

(六十三)　整理銀行等は、第六項の申出をした債権者に対しては、第七項の規定による弁済をした後でなければ、残余財産の分配をすることができない。

(六十四)　整理銀行等は、第六項の申出をした債権者に対しては、第七項の規定による弁済をした後でなければ、残余財産の分配をすることができない。

(六十五)　整理銀行等は、第六項の申出をした債権者に対しては、第七項の規定による弁済をした後でなければ、残余財産の分配をすることができない。

(六十六)　整理銀行等は、第六項の申出をした債権者に対しては、第七項の規定による弁済をした後でなければ、残余財産の分配をすることができない。

(六十七)　整理銀行等は、第六項の申出をした債権者に対しては、第七項の規定による弁済をした後でなければ、残余財産の分配をすることができない。

(六十八)　整理銀行等は、第六項の申出をした債権者に対しては、第七項の規定による弁済をした後でなければ、残余財産の分配をすることができない。

(六十九)　整理銀行等は、第六項の申出をした債権者に対しては、第七項の規定による弁済をした後でなければ、残余財産の分配をすることができない。

(七十)　整理銀行等は、第六項の申出をした債権者に対しては、第七項の規定による弁済をした後でなければ、残余財産の分配をすることができない。

(七十一)　整理銀行等は、第六項の申出をした債権者に対しては、第七項の規定による弁済をした後でなければ、残余財産の分配をすることができない。

(七十二)　整理銀行等は、第六項の申出をした債権者に対しては、第七項の規定による弁済をした後でなければ、残余財産の分配をすることができない。

(七十三)　整理銀行等は、第六項の申出をした債権者に対しては、第七項の規定による弁済をした後でなければ、残余財産の分配をすることができない。

(七十四)　整理銀行等は、第六項の申出をした債権者に対しては、第七項の規定による弁済をした後でなければ、残余財産の分配をすることができない。

(七十五)　整理銀行等は、第六項の申出をした債権者に対しては、第七項の規定による弁済をした後でなければ、残余財産の分配をすることができない。

(七十六)　整理銀行等は、第六項の申出をした債権者に対しては、第七項の規定による弁済をした後でなければ、残余財産の分配をすることができない。

(七十七)　整理銀行等は、第六項の申出をした債権者に対しては、第七項の規定による弁済をした後でなければ、残余財産の分配をすることができない。

(七十八)　整理銀行等は、第六項の申出をした債権者に対しては、第七項の規定による弁済をした後でなければ、残余財産の分配をすることができない。

(七十九)　整理銀行等は、第六項の申出をした債権者に対しては、第七項の規定による弁済をした後でなければ、残余財産の分配をすることができない。

(八十)　整理銀行等は、第六項の申出をした債権者に対しては、第七項の規定による弁済をした後でなければ、残余財産の分配をすることができない。

(八十一)　整理銀行等は、第六項の申出をした債権者に対しては、第七項の規定による弁済をした後でなければ、残余財産の分配をすることができない。

(八十二)　整理銀行等は、第六項の申出をした債権者に対しては、第七項の規定による弁済をした後でなければ、残余財産の分配をすることができない。

(八十三)　整理銀行等は、第六項の申出をした債権者に対しては、第七項の規定による弁済をした後でなければ、残余財産の分配をすることができない。

(八十四)　整理銀行等は、第六項の申出をした債権者に対しては、第七項の規定による弁済をした後でなければ、残余財産の分配をすることができない。

(八十五)　整理銀行等は、第六項の申出をした債権者に対しては、第七項の規定による弁済をした後でなければ、残余財産の分配をすることができない。

(八十六)　整理銀行等は、第六項の申出をした債権者に対しては、第七項の規定による弁済をした後でなければ、残余財産の分配をすることができない。

(八十七)　整理銀行等は、第六項の申出をした債権者に対しては、第七項の規定による弁済をした後でなければ、残余財産の分配をすることができない。

(八十八)　整理銀行等は、第六項の申出をした債権者に対しては、第七項の規定による弁済をした後でなければ、残余財産の分配をすることができない。

(八十九)　整理銀行等は、第六項の申出をした債権者に対しては、第七項の規定による弁済をした後でなければ、残余財産の分配をすることができない。

(九十)　整理銀行等は、第六項の申出をした債権者に対しては、第七項の規定による弁済をした後でなければ、残余財産の分配をすることができない。

(九十一)　整理銀行等は、第六項の申出をした債権者に対しては、第七項の規定による弁済をした後でなければ、残余財産の分配をすることができない。

(九十二)　整理銀行等は、第六項の申出をした債権者に対しては、第七項の規定による弁済をした後でなければ、残余財産の分配をすることができない。

(九十三)　整理銀行等は、第六項の申出をした債権者に対しては、第七項の規定による弁済をした後でなければ、残余財産の分配をすることができない。

(九十四)　整理銀行等は、第六項の申出をした債権者に対しては、第七項の規定による弁済をした後でなければ、残余財産の分配をすることができない。

(九十五)　整理銀行等は、第六項の申出をした債権者に対しては、第七項の規定による弁済をした後でなければ、残余財産の分配をすることができない。

(九十六)　整理銀行等は、第六項の申出をした債権者に対しては、第七項の規定による弁済をした後でなければ、残余財産の分配をすることができない。

(九十七)　整理銀行等は、第六項の申出をした債権者に対しては、第七項の規定による弁済をした後でなければ、残余財産の分配をすることができない。

(九十八)　整理銀行等は、第六項の申出をした債権者に対しては、第七項の規定による弁済をした後でなければ、残余財産の分配をすることができない。

(九十九)　整理銀行等は、第六項の申出をした債権者に対しては、第七項の規定による弁済をした後でなければ、残余財産の分配をすることができない。

(百)　整理銀行等は、第六項の申出をした債権者に対しては、第七項の規定による弁済をした後でなければ、残余財産の分配をすることができない。

(百一)　整理銀行等は、第六項の申出をした債権者に対しては、第七項の規定による弁済をした後でなければ、残余財産の分配をすることができない。

(百二)　整理銀行等は、第六項の申出をした債権者に対しては、第七項の規定による弁済をした後でなければ、残余財産の分配をすることができない。

(百三)　整理銀行等は、第六項の申出をした債権者に対しては、第七項の規定による弁済をした後でなければ、残余財産の分配をすることができない。

(百四)　整理銀行等は、第六項の申出をした債権者に対しては、第七項の規定による弁済をした後でなければ、残余財産の分配をすることができない。

(百五)　整理銀行等は、第六項の申出をした債権者に対しては、第七項の規定による弁済をした後でなければ、残余財産の分配をすることができない。

(百六)　整理銀行等は、第六項の申出をした債権者に対しては、第七項の規定による弁済をした後でなければ、残余財産の分配をすることができない。

(百七)　整理銀行等は、第六項の申出をした債権者に対しては、第七項の規定による弁済をした後でなければ、残余財産の分配をすることができない。

(百八)　整理銀行等は、第六項の申出をした債権者に対しては、第七項の規定による弁済をした後でなければ、残余財産の分配をすることができない。

(百九)　整理銀行等は、第六項の申出をした債権者に対しては、第七項の規定による弁済をした後でなければ、残余財産の分配をすることができない。

(百十)　整理銀行等は、第六項の申出をした債権者に対しては、第七項の規定による弁済をした後でなければ、残余財産の分配をすることができない。

(百十一)　整理銀行等は、第六項の申出をした債権者に対しては、第七項の規定による弁済をした後でなければ、残余財産の分配をすることができない。

(百十二)　整理銀行等は、第六項の申出をした債権者に対しては、第七項の規定による弁済をした後でなければ、残余財産の分配をすることができない。

(百十三)　整理銀行等は、第六項の申出をした債権者に対しては、第七項の規定による弁済をした後でなければ、残余財産の分配をすることができない。

(百十四)　整理銀行等は、第六項の申出をした債権者に対しては、第七項の規定による弁済をした後でなければ、残余財産の分配をすることができない。

(百十五)　整理銀行等は、第六項の申出をした債権者に対しては、第七項の規定による弁済をした後でなければ、残余財産の分配をすることができない。

(百十六)　整理銀行等は、第六項の申出をした債権者に対しては、第七項の規定による弁済をした後でなければ、残余財産の分配をすることができない。

(百十七)　整理銀行等は、第六項の申出をした債権者に対しては、第七項の規定による弁済をした後でなければ、残余財産の分配をすることができない。

(百十八)　整理銀行等は、第六項の申出をした債権者に対しては、第七項の規定による弁済をした後でなければ、残余財産の分配をすることができない。

(百十九)　整理銀行等は、第六項の申出をした債権者に対しては、第七項の規定による弁済をした後でなければ、残余財産の分配をすることができない。

(二百)　整理銀行等は、第六項の申出をした債権者に対しては、第七項の規定による弁済をした後でなければ、残余財産の分配をすることができない。

(二百一)　整理銀行等は、第六項の申出をした債権者に対しては、第七項の規定による弁済をした後でなければ、残余財産の分配をすることができない。

(二百二)　整理銀行等は、第六項の申出をした債権者に対しては、第七項の規定による弁済をした後でなければ、残余財産の分配をすることができない。

(二百三)　整理銀行等は、第六項の申出をした債権者に対しては、第七項の規定による弁済をした後でなければ、残余財産の分配をすることができない。

(二百四)　整理銀行等は、第六項の申出をした債権者に対しては、第七項の規定による弁済をした後でなければ、残余財産の分配をすることができない。

(二百五)　整理銀行等は、第六項の申出をした債権者に対しては、第七項の規定による弁済をした後でなければ、残余財産の分配をすることができない。

(二百六)　整理銀行等は、第六項の申出をした債権者に対しては、第七項の規定による弁済をした後でなければ、残余財産の分配をすることができない。

(二百七)　整理銀行等は、第六項の申出をした債権者に対しては、第七項の規定による弁済をした後でなければ、残余財産の分配をすることができない。

(二百八)　整理銀行等は、第六項の申出をした債権者に対しては、第七項の規定による弁済をした後でなければ、残余財産の分配をすることができない。

(二百九)　整理銀行等は、第六項の申出をした債権者に対しては、第七項の規定による弁済をした後でなければ、残余財産の分配をすることができない。

(二百十)　整理銀行等は、第六項の申出をした債権者に対しては、第七項の規定による弁済をした後でなければ、残余財産の分配をすることができない。

(二百十一)　整理銀行等は、第六項の申出をした債権者に対しては、第七項の規定による弁済をした後でなければ、残余財産の分配をすることができない。

(二百十二)　整理銀行等は、第六項の申出をした債権者に対しては、第七項の規定による弁済をした後でなければ、残余財産の分配をすることができない。

(二百十三)　整理銀行等は、第六項の申出をした債権者に対しては、第七項の規定による弁済をした後でなければ、残余財産の分配をすることができない。

(二百十四)　整理銀行等は、第六項の申出をした債権者に対しては、第七項の規定による弁済をした後でなければ、残余財産の分配をすることができない。

(二百十五)　整理銀行等は、第六項の申出をした債権者に対しては、第七項の規定による弁済をした後でなければ、残余財産の分配をすることができない。

(二百十六)　整理銀行等は、第六項の申出をした債権者に対しては、第七項の規定による弁済をした後でなければ、残余財産の分配をすることができない。

(二百十七)　整理銀行等は、第六項の申出をした債権者に対しては、第七項の規定による弁済をした後でなければ、残余財産の分配をすることができない。

(二百十八)　整理銀行等は、第六項の申出をした債権者に対しては、第七項の規定による弁済をした後でなければ、残余財産の分配をすることができない。

(二百十九)　整理銀行等は、第六項の申出をした債権者に対しては、第七項の規定による弁済をした後でなければ、残余財産の分配をすることができない。

(二百二十)　整理銀行等は、第六項の申出をした債権者に対しては、第七項の規定による弁済をした後でなければ、残余財産の分配をすることができない。

(二百二十一)　整理銀行等は、第六項の申出をした債権者に対しては、第七項の規定による弁済をした後でなければ、残余財産の分配をすることができない。

(二百二十二)　整理銀行等は、第六項の申出をした債権者に対しては、第七項の規定による弁済をした後でなければ、残余財産の分配をすることができない。

(二百二十三)　整理銀行等は、第六項の申出をした債権者に対しては、第七項の規定による弁済をした後でなければ、残余財産の分配をすることができない。

(二百二十四)　整理銀行等は、第六項の申出をした債権者に対しては、第七項の規定による弁済をした後でなければ、残余財産の分配をすることができない。

(二百二十五)　整理銀行等は、第六項の申出をした債権者に対しては、第七項の規定による弁済をした後でなければ、残余財産の分配をすることができない。

(二百二十六)　整理銀行等は、第六項の申出をした債権者に対しては、第七項の規定による弁済をした後でなければ、残余財産の分配をすることができない。

(二百二十七)　整理銀行等は、第六項の申出をした債権者に対しては、第七項の規定による弁済をした後でなければ、残余財産の分配をすることができない。

(二百二十八)　整理銀行等は、第六項の申出をした債権者に対しては、第七項の規定による弁済をした後でなければ、残余財産の分配をすることができない。

(二百二十九)　整理銀行等は、第六項の申出をした債権者に対しては、第七項の規定による弁済をした後でなければ、残余財産の分配をすることができない。

(二百三十)　整理銀行等は、第六項の申出をした債権者に対しては、第七項の規定による弁済をした後でなければ、残余財産の分配をすることができない。

(二百三十一)　整理銀行等は、第六項の申出をした債権者に対しては、第七項の規定による弁済をした後でなければ、残余財産の分配をすることができない。

(二百三十二)　整理銀行等は、第六項の申出をした債権者に対しては、第七項の規定による弁済をした後でなければ、残余財産の分配をすることができない。

(二百三十三)　整理銀行等は、第六項の申出をした債権者に対しては、第七項の規定による弁済をした後でなければ、残余財産の分配をすることができない。

(二百三十四)　整理銀行等は、第六項の申出をした債権者に対しては、第七項の規定による弁済をした後でなければ、残余財産の分配をすることができない。

(二百三十五)　整理銀行等は、第六項の申出をした債権者に対しては、第七項の規定による弁済をした後でなければ、残余財産の分配をすることができない。

(二百三十六)　整理銀行等は、第六項の申出をした債権者に対しては、第七項の規定による弁済をした後でなければ、残余財産の分配をすることができない。

(二百三十七)　整理銀行等は、第六項の申出をした債権者に対しては、第七項の規定による弁済をした後でなければ、残余財産の分配をすることができない。

(二百三十八)　整理銀行等は、第六項の申出をした債権者に対しては、第七項の規定による弁済をした後でなければ、残余財産の分配をすることができない。

(二百三十九)　整理銀行等は、第六項の申出をした債権者に対しては、第七項の規定による弁済をした後でなければ、残余財産の分配をすることができない。

(二百四十)　整理銀行等は、第六項の申出をした債権者に対しては、第七項の規定による弁済をした後でなければ、残余財産の分配をすることができない。

(二百四十一)　整理銀行等は、第六項の申出をした債権者に対しては、第七項の規定による弁済をした後でなければ、残余財産の分配をすることができない。

(二百四十二)　整理銀行等は、第六項の申出をした債権者に対しては、第七項の規定による弁済をした後でなければ、残余財産の分配をすることができない。

(二百四十三)　整理銀行等は、第六項の申出をした債権者に対しては、第七項の規定による弁済をした後でなければ、残余財産の分配をすることができない。

(二百四十四)　整理銀行等は、第六項の申出をした債権者に対しては、第七項の規定による弁済をした後でなければ、残余財産の分配をすることができない。

(二百四十五)　整理銀行等は、第六項の申出をした債権者に対しては、第七項の規定による弁済をした後でなければ、残余財産の分配をすることができない。

(二百四十六)　整理銀行等は、第六項の申出をした債権者に対しては、第七項の規定による弁済をした後でなければ、残余財産の分配をすることができない。

(二百四十七)　整理銀行等は、第六項の申出をした債権者に対しては、第七項の規定による弁済をした後でなければ、残余財産の分配をすることができない。

(二百四十八)　整理銀行等は、第六項の申出をした債権者に対しては、第七項の規定による弁済をした後でなければ、残余財産の分配をすることができない。

(二百四十九)　整理銀行等は、第六項の申出をした債権者に対しては、第七項の規定による弁済をした後でなければ、残余財産の分配をすることができない。

(二百五十)　整理銀行等は、第六項の申出をした債権者に対しては、第七項の規定による弁済をした後でなければ、残余財産の分配をすることができない。

(二百五十一)　整理銀行等は、第六項の申出をした債権者に対しては、第七項の規定による弁済をした後でなければ、残余財産の分配をすることができない。

(二百五十二)　整理銀行等は、第六項の申出をした債権者に対しては、第七項の規定による弁済をした後でなければ、残余財産の分配をすることができない。

(二百五十三)　整理銀行等は、第六項の申出をした債権者に対しては、第七項の規定による弁済をした後でなければ、残余財産の分配をすることができない。

(二百五十四)　整理銀行等は、第六項の申出をした債権者に対しては、第七項の規定による弁済をした後でなければ、残余財産の分配をすることができない。

(二百五十五)　整理銀行等は、第六項の申出をした債権者に対しては、第七項の規定による弁済をした後でなければ、残余財産の分配をすることができない。

(二百五十六)　整理銀行等は、第六項の申出をした債権者に対しては、第七項の規定による弁済をした後でなければ、残余財産の分配をすることができない。

(二百五十七)　整理銀行等は、第六項の申出をした債権者に対しては、第七項の規定による弁済をした後でなければ、残余財産の分配をすることができない。

(二百五十八)　整理銀行等は、第六項の申出をした債権者に対しては、第七項の規定による弁済をした後でなければ、残余財産の分配をすることができない。

(二百五十九)　整理銀行等は、第六項の申出をした債権者に対しては、第七項の規定による弁済をした後でなければ、残余財産の分配をすることができない。

(二百六十)　整理銀行等は、第六項の申出をした債権者に対しては、第七項の規定による弁済をした後でなければ、残余財産の分配をすることができない。

(二百六十一)　整理銀行等は、第六項の申出をした債権者に対しては、第七項の規定による弁済をした後でなければ、残余財産の分配をすることができない。

(二百六十二)　整理銀行等は、第六項の申出をした債権者に対しては、第七項の規定による弁済をした後でなければ、残余財産の分配をすることができない。

(二百六十三)　整理銀行等は、第六項の申出をした債権者に対しては、第七項の規定による弁済をした後でなければ、残余財産の分配をすることができない。

(二百六十四)　整理銀行等は、第六項の申出をした債権者に対しては、第七項の規定による弁済をした後でなければ、残余財産の分配をすることができない。

(二百六十五)　整理銀行等は、第六項の申出をした債権者に対しては、第七項の規定による弁済をした後でなければ、残余財産の分配をすることができない。

(二百六十六)　整理銀行等は、第六項の申出をした債権者に対しては、第七項の規定による弁済をした後でなければ、残余財産の分配をすることができない。

(二百六十七)　整理銀行等は、第六項の申出をした債権者に対しては、第七項の規定による弁済をした後でなければ、残余財産の分配をすることができない。

(二百六十八)　整理銀行等は、第六項の申出をした債権者に対しては、第七項の規定による弁済をした後でなければ、残余財産の分配をすることができない。

(二百六十九)　整理銀行等は、第六項の申出をした債権者に対しては、第七項の規定による弁済をした後でなければ、残余財産の分配をすることができない。

(二百七十)　整理銀行等は、第六項の申出をした債権者に対しては、第七項の規定による弁済をした後でなければ、残余財産の分配をすることができない。

(二百七十一)　整理銀行等は、第六項の申出をした債権者に対しては、第七項の規定による弁済をした後でなければ、残余財産の分配をすることができない。

(二百七十二)　整理銀行等は、第六項の申出をした債権者に対しては、第七項の規定による弁済をした後でなければ、残余財産の分配をすることができない。

(二百七十三)　整理銀行等は、第六項の申出をした債権者に対しては、第七項の規定による弁済をした後でなければ、残余財産の分配をすることができない。

(二百七十四)　整理銀行等は、第六項の申出をした債権者に対しては、第七項の規定による弁済をした後でなければ、残余財産の分配をすることができない。

(二百七十五)　整理銀行等は、第六項の申出をした債権者に対しては、第七項の規定による弁済をした後でなければ、残余財産の分配をすることができない。

(二百七十六)　整理銀行等は、第六項の申出をした債権者に対しては、第七項の規定による弁済をした後でなければ、残余財産の分配をすることができない。

(二百七十七)　整理銀行等は、第六項の申出をした債権者に対しては、第七項の規定による弁済をした後でなければ、残余財産の分配をすることができない。

(二百七十八)　整理銀行等は、第六項の申出をした債権者に対しては、第七項の規定による弁済をした後でなければ、残余財産の分配をすることができない。

(二百七十九)　整理銀行等は、第六項の申出をした債権者に対しては、第七項の規定による弁済をした後でなければ、残余財産の分配をすることができない。

(二百八十)　整理銀行等は、第六項の申出をした債権者に対しては、第七項の規定による弁済をした後でなければ、残余財産の分配をすることができない。

(二百八十一)　整理銀行等は、第六項の申出をした債権者に対しては、第七項の規定による弁済をした後でなければ、残余財産の分配をすることができない。

(二百八十二)　整理銀行等は、第六項の申出をした債権者に対しては、第七項の規定による弁済をした後でなければ、残余財産の分配をすることができない。

(二百八十三)　整理銀行等は、第六項の申出をした債権者に対しては、第七項の規定による弁済をした後でなければ、残余財産の分配をすることができない。

(二百八十四)　整理銀行等は、第六項の申出をした債権者に対しては、第七項の規定による弁済をした後でなければ、残余財産の分配をすることができない。

(二百八十五)　整理銀行等は、第六項の申出をした債権者に対しては、第七項の規定による弁済をした後でなければ、残余財産の分配をすることができない。

(二百八十六)　整理銀行等は、第六項の申出をした債権者に対しては、第七項の規定による弁済をした後でなければ、残余財産の分配をすることができない。

(二百八十七)　整理銀行等は、第六項の申出をした債権者に対しては、第七項の規定による弁済をした後でなければ、残余財産の分配をすることができない。

(二百八十八)　整理銀行等は、第六項の申出をした債権者に対しては、第七項の規定による弁済をした後でなければ、残余財産の分配をすることができない。

(二百八十九)　整理銀行等は、第六項の申出をした債権者に対しては、第七項の規定による弁済をした後でなければ、残余財産の分配をすることができない。

(二百九十)　整理銀行等は、第六項の申出をした債権者に対しては、第七項の規定による弁済をした後でなければ、残余財産の分配をすることができない。

(二百九十一)　整理銀行等は、第六項の申出をした債権者に対しては、第七項の規定による弁済をした後でなければ、残余財産の分配をすることができない。

(二百九十二)　整理銀行等は、第六項の申出をした債権者に対しては、第七項の規定による弁済をした後でなければ、残余財産の分配をすることができない。

(二百九十三)　整理銀行等は、第六項の申出をした債権者に対しては、第七項の規定による弁済をした後でなければ、残余財産の分配をすることができない。

(二百九十四)　整理銀行等は、第六項の申出をした債権者に対しては、第七項の規定による弁済をした後でなければ、残余財産の分配をすることができない。

(二百九十五)　整理銀行等は、第六項の申出をした債権者に対しては、第七項の規定による弁済をした後でなければ、残余財産の分配をすることができない。

(二百九十六)　整理銀行等は、第六項の申出をした債権者に対しては、第七項の規定による弁済をした後でなければ、残余財産の分配をすることができない。

(二百九十七)　整理銀行等は、第六項の申出をした債権者に対しては、第七項の規定による弁済をした後でなければ、残余財産の分配をすることができない。

(二百九十八)　整理銀行等は、第六項の申出をした債権者に対しては、第七項の規定による弁済をした後でなければ、残余財産の分配をすることができない。

(二百九十九)　整理銀行等は、第六項の申出をした債権者に対しては、第七項の規定による弁済をした後でなければ、残余財産の分配をすることができない。

(三百)　整理銀行等は、第六項の申出をした債権者に対しては、第七項の規定による弁済をした後でなければ、残余財産の分配をすることができない。

(三百一)　整理銀行等は、第六項の申出をした債権者に対しては、第七項の規定による弁済をした後でなければ、残余財産の分配をすることができない。

(三百二)　整理銀行等は、第六項の申出をした債権者に対しては、第七項の規定による弁済をした後でなければ、残余財産の分配をすることができない。

(三百三)　整理銀行等は、第六項の申出をした債権者に対しては、第七項の規定による弁済をした後でなければ、残余財産の分配をすることができない。

(三百四)　整理銀行等は、第六項の申出をした債権者に対しては、第七項の規定による弁済をした後でなければ、残余財産の分配をすることができない。

(三百五)　整理銀行等は、第六項の申出をした債権者に対しては、第七項の規定による弁済をした後でなければ、残余財産の分配をすることができない。

(三百六)　整理銀行等は、第六項の申出をした債権者に対しては、第七項の規定による弁済をした後でなければ、残余財産の分配をすることができない。

(三百七)　整理銀行等は、第六項の申出をした債権者に対しては、第七項の規定による弁済をした後でなければ、残余財産の分配をすることができない。

(三百八)　整理銀行等は、第六項の申出をした債権者に対しては、第七項の規定による弁済をした後でなければ、残余財産の分配をすることができない。

(三百九)　整理銀行等は、第六項の申出をした債権者に対しては、第七項の規定による弁済をした後でなければ、残余財産の分配をすることができない。

(三百十)　整理銀行等は、第六項の申出をした債権者に対しては、第七項の規定による弁済をした後でなければ、残余財産の分配をすることができない。

(三百十一)　整理銀行等は、第六項の申出をした債権者に対しては、第七項の規定による弁済をした後でなければ、残余財産の分配をすることができない。

(三百十二)　整理銀行等は、第六項の申出をした債権者に対しては、第七項の規定による弁済をした後でなければ、残余財産の分配をすることができない。

(三百十三)　整理銀行等は、第六項の申出をした債権者に対しては、第七項の規定による弁済をした後でなければ、残余財産の分配をすることができない。

(三百十四)　整理銀行等は、第六項の申出をした債権者に対しては、第七項の規定による弁済をした後でなければ、残余財産の分配をすることができない。

(三百十五)　整理銀行等は、第六項の申出をした債権者に対しては、第七項の規定による弁済をした後でなければ、残余財産の分配をすることができない。

(三百十六)　整理銀行等は、第六項の申出をした債権者に対しては、第七項の規定による弁済をした後でなければ、残余財産の分配をすることができない。

(三百十七)　整理銀行等は、第六項の申出をした債権者に対しては、第七項の規定による弁済をした後でなければ、残余財産の分配をすることができない。

(三百十八)　整理銀行等は、第六項の申出をした債権者に対しては、第七項の規定による弁済をした後でなければ、残余財産の分配をすることができない。

(三百十九)　整理銀行等は、第六項の申出をした債権者に対しては、第七項の規定による弁済をした後でなければ、残余財産の分配をすることができない。

(三百二十)　整理銀行等は、第六項の申出をした債権者に対しては、第七項の規定による弁済をした後でなければ、残余財産の分配をすることができない。

(三百二十一)　整理銀行等は、第六項の申出をした債権者に対しては、第七項の規定による弁済をした後でなければ、残余財産の分配をすることができない。

(三百二十二)　整理銀行等は、第六項の申出をした債権者に対しては、第七項の規定による弁済をした後でなければ、残余財産の分配をすることができない。

(三百二十三)　整理銀行等は、第六項の申出をした債権者に対しては、第七項の規定による弁済をした後でなければ、残余財産の分配をすることができない。

(三百二十四)　整理銀行等は、第六項の申出をした債権者に対しては、第七項の規定による弁済をした後でなければ、残余財産の分配をすることができない。

(三百二十五)　整理銀行等は、第六項の申出をした債権者に対しては、第七項の規定による弁済をした後でなければ、残余財産の分配をすることができない。

(三百二十六)　整理銀行等は、第六項の申出をした債権者に対しては、第七項の規定による弁済をした後でなければ、残余財産の分配をすることができない。

(三百二十七)　整理銀行等は、第六項の申出をした債権者に対しては、第七項の規定による弁済をした後でなければ、残余財産の分配をすることができない。

(三百二十八)　整理銀行等は、第六項の申出をした債権者に対しては、第七項の規定による弁済をした後でなければ、残余財産の分配をすることができない。

(三百二十九)　整理銀行等は、第六項の申出をした債権者に対しては、第七項の規定による弁済をした後でなければ、残余財産の分配をすることができない。

(三百三十)　整理銀行等は、第六項の申出をした債権者に対しては、第七項の規定による弁済をした後でなければ、残余財産の分配をすることができない。

(三百三十一)　整理銀行等は、第六項の申出をした債権者に対しては、第七項の規定による弁済をした後でなければ、残余財産の分配をすることができない。

(三百三十二)　整理銀行等は、第六項の申出をした債権者に対しては、第七項の規定による弁済をした後でなければ、残余財産の分配をすることができない。

(三百三十三)　整理銀行等は、第六項の申出をした債権者に対しては、第七項の規定による弁済をした後でなければ、残余財産の分配をすることができない。

(三百三十四)　整理銀行等は、第六項の申出をした債権者に対しては、第七項の規定による弁済をした後でなければ、残余財産の分配をすることができない。

(三百三十五)　整理銀行等は、第六項の申出をした債権者に対しては、第七項の規定による弁済をした後でなければ、残余財産の分配をすることができない。

(三百三十六)　整理銀行等は、第六項の申出をした債権者に対しては、第七項の規定による弁済をした後でなければ、残余財産の分配をすることができない。

(三百三十七)　整理銀行等は、第六項の申出をした債権者に対しては、第七項の規定による弁済を

補償打切額等	同上負担者別推定	株主（自己資本）　四、一三〇、〇〇〇 株主（未払込分）　八、〇〇〇 国下金融機関　一、三五〇 金融機関　四、二七六、〇〇〇 外　地　社　債　三、二〇〇、〇〇〇 個　人　四九、五六〇	備　考
一、戦時補償特別税　一、三五〇、〇〇〇 二、財産税（物納）　一、〇九九、三二〇 三、戦時利得税　四、八〇〇 四、臨時利得税　一、二〇〇 五、戦時補償特別税　一、三五〇、〇〇〇 六、財産税（現金）　一、三二〇、〇〇〇 七、財産税（物納）　一、〇九九、三二〇 八、戦時利得税　四、八〇〇 九、臨時利得税　一、二〇〇 十、戦時補償特別税　一、三五〇、〇〇〇	国　一、三五〇、〇〇〇 金融機関　六、四七六、〇〇〇 個　人　四九、五六〇	一、在外資産評価損　一、三五〇、〇〇〇 二、在外資産処分損　一、三五〇、〇〇〇 三、在外資産売却損　一、三五〇、〇〇〇 四、在外資産評価損　一、三五〇、〇〇〇 五、在外資産処分損　一、三五〇、〇〇〇 六、在外資産売却損　一、三五〇、〇〇〇 七、在外資産評価損　一、三五〇、〇〇〇 八、在外資産処分損　一、三五〇、〇〇〇 九、在外資産売却損　一、三五〇、〇〇〇 十、在外資産評価損　一、三五〇、〇〇〇	

（注）　百万円

総　計　四、五〇〇　五、七億円

例　その他那覇及南方　二、〇〇〇　二、二〇〇

（一）朝鮮、台湾、樺太　一、〇〇〇　一、二〇〇

補償打切の関係者に及ぼす影響

一、打切の態様を左の如く前提する。

（一）既往に支払済のものは現金払特殊預金等の解除を受けたものを除き現に封鎖中のものをそのまま打切ること。

（二）今後支払見込のものは之を打切ること。

（三）前二項に拘らず個人の損失に付ては一万円を限度として保留をなすが、又は支払を行うこと。

（四）戦争保険金にして打切られざるものは国に帰属するものとすること。

二、総額は大体次表の通りと想定される。

左表作成に当っては前回検討せる資料を基礎としたが個別の一部を修正又は追加したものである。

（注）

一、本件実施のために法律を制定する必要がある。

（二）三、の例に依り設置せられた委員会が整理を実施するものと決定した銀行等は必ず本件方針に基き整理を実施することを要するものとする。

（三）二、の（三）及び五、の（二）関係の如き特殊のものは整理命令を発せざるものとする。

（四）（政府が要すれば整理命令を発するこということ。）

（備考）

（一）本件実施のために法律を制定する必要がある。

（二）三、の例に依り設置せられた委員会が整理を実施するものと決定した銀行等は必ず本件方針に基き整理を実施することを要するものとする。

（三）二、の（三）及び五、の（二）関係の如き特殊のものは整理命令を発せざるものとする。

（四）（政府が要すれば整理命令を発するこということ。）

二、総額は大体次表の通りと想定される。

左表作成に当っては前回検討せる資料を基礎として右に損失を補償する一定の評価に依り引継ぎ負債額に見合う確実資産を一定の評価に依り引継ぐこととする。

（2）右引継ぎ負債に見合う確実資産がない銀行等に付ては引続き負債額に見合うまで不確実資産を一定の評価に依り引継がせること。

（3）預貯金の保障は新銀行に引継がれる金額と同額までとする（整理委員会の決定による）。

（4）今特殊預金及前渡金等として封鎖中の分　一、三五〇、〇〇〇

（ロ）今特殊預金及前渡金等として封鎖中の分　一、三五〇、〇〇〇

（ハ）今後支払人及前渡金と振替えた分　一、三五〇、〇〇〇

（ニ）今後支払人及前渡金と振替えた分　一、三五〇、〇〇〇

（ホ）今後支払人及前渡金と振替えた分　一、三五〇、〇〇〇

三、契約打切による半製品代

（イ）今特殊預金及前渡金等として封鎖中の分　一、三五〇、〇〇〇

（ロ）今後支払人及前渡金と振替えた分　一、三五〇、〇〇〇

（ハ）今後支払人及前渡金と振替えた分　一、三五〇、〇〇〇

（ニ）今後支払人及前渡金と振替えた分　一、三五〇、〇〇〇

（ホ）今後支払人及前渡金と振替えた分　一、三五〇、〇〇〇

四、終戦後の売残品代

（イ）今特殊預金及前渡金等として封鎖中の分　一、三五〇、〇〇〇

（ロ）今後支払人及前渡金と振替えた分　一、三五〇、〇〇〇

（ハ）今後支払人及前渡金と振替えた分　一、三五〇、〇〇〇

（ニ）今後支払人及前渡金と振替えた分　一、三五〇、〇〇〇

（ホ）今後支払人及前渡金と振替えた分　一、三五〇、〇〇〇

五、産業備団のきの間日の契約を締結した軍需企業

（イ）今特殊預金及前渡金等として封鎖中の分　一、三五〇、〇〇〇

（ロ）今後支払人及前渡金と振替えた分　一、三五〇、〇〇〇

（ハ）今後支払人及前渡金と振替えた分　一、三五〇、〇〇〇

（ニ）今後支払人及前渡金と振替えた分　一、三五〇、〇〇〇

（ホ）今後支払人及前渡金と振替えた分　一、三五〇、〇〇〇

六、賠償施設に対する補償

（イ）今特殊預金及前渡金等として封鎖中の分　一、三五〇、〇〇〇

（ロ）今後支払人及前渡金と振替えた分　一、三五〇、〇〇〇

（ハ）今後支払人及前渡金と振替えた分　一、三五〇、〇〇〇

（ニ）今後支払人及前渡金と振替えた分　一、三五〇、〇〇〇

（ホ）今後支払人及前渡金と振替えた分　一、三五〇、〇〇〇

七、在外資産

（イ）朝鮮、台湾、樺太

（ロ）関東州、南洋群島及南方

（ハ）その他那覇及南方

（ニ）

（ホ）

総　計　四、五〇〇　五、七億円

補償の対象となる金額概算（単・総、二、二、五、二五）　（単位　百万円）

（7）補償の対象となる金額概算及び補償打切りの影響調

（昭和二二年五月二五日理財局経済課）

大一一回）。

出所　大蔵省資料Z五〇七—四

編注　第一次案は同表題で五月二二日付で作成されている（大蔵省資料Z五二

額である）と共に新銀行に引継がれる預貯金額を若干減

とは勿論で銀行等に対する預貯金にも保障せるのべぎに

理銀行以外の銀行等に対する預貯金に付ても（整

債額に見合うまで不確実資産を一定の評価に依り引継がせるこ

（2）右引継ぎ負債に見合う確実資産がない銀行等に付ては引続き負

（1）新銀行へ引継がれる負債（預貯金等）は整理銀行等全部に付け

補償打切額等	同上負担者別推定	備考
		権者の負担となるものを生ずるであらうこと ㈢国の負担の大部分は戦争保険関係及半製品及完納品代金であること

現存資産の時価評価額を修正したる場合の打切の及ぼす影響

以上は軍需企業の現存資産の評価に付て会社提出の資料を其儘基礎として考察した場合の類推であるが、会社提出資料は概ね終戦当時の状況で考へたものであるため事実は其の後に於けるインフレに依り現存資産の評価は相当評価増し得ることになった。依て各業種別に固定資産及流動資産の両者に付て達観的に今日の状況に合致する時価評価を試みた結果は総体の資産として約六割程度の評価増を為し得ることになった。尤も業種別の内訳を見るときには航空機工業及造船車輛工業の如きは寧ろ会社提出資料よりも下回るものも生じたが其の他は何れも相当の純資産を有することになる。従って斯る評価増を行へば打切の及ぼす影響も著しく変化することになる。

調査会社数一、三八六社　（単位　百万円）

科目	会社提出額	修正額	比率
A現存資産時価評価額	五〇、四四〇	八一、二六一	一六〇
固定資産	二〇、一六五	四一、二四〇	二三〇
流動資産	三〇、二七五	四〇、〇二一	一二〇
B外部負債	四八、六六六	四八、六六六	
C純資産（A－B）	一、七七四	三二、五九五	

（備考）

軍需会社四、三八六社に付ては大体右計数の二倍と見られる。

評価増せる場合打切の及ぼす影響表　（単位　百万円）

補償打切額	同上負担者別推定	備考
一、軍需企業関係総額（前出）四九、三八九	株主（自己資本）一二、八〇〇 （外に評価益二八、五八九）	四、三八六社の純資産は六五〇億円となるが、各社に付検討する場合は航空機等の赤字会社もあるので左の通推定する
二、一般企業関係総額（前出）五、二八七	金融機関　三、三二四 下請機関　一、六八三六 国　二、一五二八八 株主（未払配当）四九、三八九	純資産赤字会社となる会社の自己資本五〇億円全額及黒字会社三一四億円の四分の一の合計額は自己資本切捨額（右赤字会社の外部負債八〇億円推定）のみが外部債権者の負担となる。其の他は評価益により整理し得る。この金額二八六億円程度
総額　五、二八七	（外に評価益　三、一、三〇〇 九〇〇 金融機関計　五、二八七）	軍需企業の各者負担割合より類推す
三、金融機関直接総額	金融機関　一一、〇〇〇	
一一、〇〇〇		
四、個人関係総額	個人　二四、八六三	
二四、八六三		
五、国の負担帰属総額	国　二四、九一一	
二四、九一一		
六、以上合計	株主　一四、二五二	
一一五、四五〇	（外に評価益　六七六〇）	
	金融機関下請機関　一五、二二四	
	個人　二七、八三六	
	国　五四、五九三	
	計　一一五、四五〇	

出所　大蔵省資料Z五二六―四―二。

（8）戦時補償処理に関する日本政府の司令部宛要請（未提出）

（昭和二一年五月三一日閣議了解）

去二十六①日附新聞紙上に財産税問題と併せ政府補償問題に就てレオ・チャーン氏の意見と称せられるものが掲載せられたるが為め日本の国民中には或は貴司令部に依り前記政府補償の全面的打切が命ぜられるにあらずやと危惧する者が甚だ多きに至った。幸か不幸か、只今日本は大部分の銀行預金の自由引出を禁じて居るから表面的には銀行取付の如き現象は起るに至らないが併し暗々裏に経済界に相当の不安を発生してゐることは覆ふべからざる事実と認められる。

政府補償問題の処理に関しては日本政府も予て種々の方面から研究を進めてゐる次第であるから此際本問題に関し率直に我々が今日抱ける見解を披瀝し閣下の御考慮を煩したい。

日本政府が幾何の補償を国民に支払ふ義務を負へるかの金額は、既に戦時中に発生せる行政の不整頓及び降伏当時の陸海軍の混乱に依り其の全体を正確に示すに足る証拠が備はってゐない。従て次ぎに掲ぐる数字は現在に於て略々確実と認められるものを集計したのに止まるが、而も尚其の総額は六百十七億一千二百万円に達する。

一般補償	一六、五〇〇百万円
戦争保険金	三九、三五〇　〃
契約打切半製品代	四、九六二　〃
産業設備営団と軍需企業との間の契約又は之に準ずべき明白なる合意に依り同営団の債務たるべき設備建設費	九〇〇　〃
合計	六一、七一二　〃

そこで右の補償を直ちに全部カンセルする場合を考へるに、其の損失が国民中に如何に分布されるやは甚だ複雑で一々之を明かになし得ないが恐らく現在の諸会社の半数に近きものは破産を免れず、而して其の影響は此等の企業又は其の株式或は社債に対して金融を行へる銀行及び保険会社等に及び、延て其等の機関の預金者及び保険契約者に莫大の損害を与へることを免れないであらう。

従って若し右補償を一時に全面的に打切る場合にはさらぬだに立直りに困難を極めつつある産業界に新たな混乱を惹起し日本経済の構成に於て重要なる基盤をなせる中小企業までを窮地に陥らしめるであらう。のみならず金融界は俄に恐慌状態に陥り、現時施行せる預金封鎖の下に於ても預金取付現象が起り自由預金は全額引出されるに至るべく有らゆる金融機関は恐らく閉店を余儀なくされるであらう。若し然りとすれば政府としては一時モラトリアムを施行し右の混乱を防止するより外はあるまいと思はれる。

併し如何なる処置を政府が講じて一時の混乱は防ぐとしても不幸にして右の如き事態を一たび惹起する時は再び日本の経済が立直る時期は甚だ遅延し、其の間尨大なる失業者群を発生しさらぬだに食糧不足等に依り不安に陥りつつある社会は更に其の不安を深刻化するであらう。政府の財政も亦かの財産税の徴収が不可能に陥ることは云ふまでもなく全般に租税不払等の現象を生じ非常の困難に陥るであらう。止むを得ず紙幣の印刷に依り此の困難を切抜けるとすれば恐るべきインフレを発生する懸念がある。

右の次第であるから日本政府は補償に関しては次ぎの如く処理したい。

一、前記一般補償百六十五億円は既に前内閣に於て委員会を設けて調査し略ぼ之れが処理方針を決定した。之れに依ると百六十五億円を削減して約六十億円を支払ふ計算になってゐるが、併し我々の見る所に依れば此の百六十五億円の補償は全額之れを打切るも盛し産業及び金融に塁へ難き支障を生ずることはない。

予て新聞等に論ぜられる補償打切とは多くは此の部分の補償に就て考へられたものである。故に政府は之れに対して全額打切を目標として急速に整理したい。

二、一般補償以外の補償四百五十二億一千二百万円に就てはそれが経済の安定と産業の復興とに必要なる限り支払を行ふ目標の下に速に調査を開始する。但し勿論其の査定は厳格に之れを行ひ、苟も不当の支出のなされざることを期する。又産業界及び金融界に甚だしく不良の影響を与へざる限り、政府の支払額を出来る限り減少する方法を講ずる。

三、旧軍需会社にして民需転換可能なる企業にはレシーバー・アンド・マネージャー・システムのアイディアに基き第二会社を設立せしめ、生産の再開或は続行に支障なからしめると共に旧軍需会社をリクイデートする。

四、諸金融機関に就ても、前記と略ぼ同様の処置を講ずる。

五、復興金融会社（仮称）を設立して前記第二会社及び其他の平和産業に対して必要なる資金の供給に遺憾なからしめる。

以上の如くなす時は不幸なる混雑と不安とを経済界に与へることなく補償問題は最も合理的に解決し得るであらう。而して我々は戦時利得税及び財産税の公正なる徴収を行ひ得るから、仮令補償の一部は支払ふと雖も其の負担を不当に大衆に課すことを免れ得るであらう。而して同時に旧軍需会社と此等に金融せる金融機関はリクイデートされるから、今日の日本の経済に不相応な無用の会社や金融機関の存することはなくなるであらう。而して以上の処理に依って国民は更始一新安心して生産にはげむことが出来よう。

希くは閣下の御援助に依り日本政府をして以上のラインに副へる政策を遂行させられたい。

欄外　愛知文書課長筆蹟で筆書き記入。

①五―三一閣議了解　本件はGHQ提案の方が先着した為先方には提出するに至らず。

編注　最後の一行は印刷不明につき、英文によって補足した。

出所　大蔵省資料Z五二六―四―二。

2　司令部課税提案（補償打切り）をめぐる交渉

（1）司令部の課税提案（G案）（一九四六年五月三一日）

課税提案

一、戦争ニ起因シテ個人及法人ガ政府ニ対シテ有スル総テノ請求権及政府ノ保証アル私的又ハ準政府的機関ニ対シテ有スル請求権ニ付テハ其ノ一万円ヲ超エル部分ニ付一〇〇%ノ課税ヲ為スコト。本税ハ特殊封鎖勘定ノ形ニ於テ支払ハレタモノ、上述ノ請求権者ニ現金ヲ以テ支払ハレタモノ既ニ相殺セラレタルモノ及未ダ確定セズ又ハ支払ハレザル戦争ニ因リ生ジタ総テノ請求権ヲ捕捉セシムルコトヲ目途トスベキモノデアル。

二、日本法人ニ対シテ有スル「エクィティー」ヲ含ム総テノ個人所有ノ財産ニ対スル財産税ハ次ニ依リ実施セラル可キデアル。

イ　全納税者ヲ其ノ資産総額ニ従ヒ三階級ニ分ツコト

ロ　最大資産階級ニ第一ニ課税シ、之ニ次グ階級ヲ第二ニ課税シ、更ニ若シ日本政府ニ依リ公表セラレタル歳入額ニ第一第二階級ヨリノ歳入額ガ満タザル場合ハ第三階級ニ課税スルコト

ハ　評価資産額三万円ニ満タザル者ニハ課税セザルコト

ニ　延滞納ニ付テハ少クトモ納期日ト実際納税日トノ間ニ生ズ可キ物価水準ノ上昇ニ対応セル額ヲ支払ハシム可キ旨ノ規定ヲ設クルコト

ホ　財産税税率ハ三万一千円ノ資産ニ付テハ実質上〇・三二%ノ率ヲ以テ課税セラルル如キ税率ヨリ初マリ追増シテ五千万円超ノ財産部分ニ対シテハ八五%ノ税率ヲ以テ課税スル如キ累進税率トスルコト

三、個人所有ノ財産ニ付戦争中ニ生ジタル増加額ニ対スル課税ニ付日本政府ノ為シタル提案ハ次ノ重要ナル修正ヲ以テ承認サル。

イ　免税額ヲ三万円ニ引上グ。個人ニシテ其ノ資産ガ三万円以上増加セリト評価セラルル者ハ其ノ全増加額ニ付納税義務ヲ有ス。但シ其ノ税額ヨリ一

万八千円ヲ控除セラル

ロ　総テノ種類ノ財産増加額ハ同一種ノ税率ヲ以テ課税セラル（註―訳者―原文にては「総テ財産増加額ハ同一率―単数の文字が使ってある―ヲ以テ課税セラル」）ベキモ財産ガ同一納税義務者ニヨリ一九四〇年ヨリ一九四六年ノ期間ヲ通ジ保持シ続ケラレタ場合ニハ、有価証券ヲ除キ其ノ財産ニハ課税セラレナイ。有価証券ニ付テハ夫レガ此ノ期間同一者ニ依リ保持セラレテ居タ場合ニ於テモ其ノ価額増ハ課税ノ対象トナル

四、課税ニ関スル詳細ハ別紙㈠ニ述ベタ。

五、上述セル課税案ハ或種ノ法人及金融機構ノ改組ヲ随伴スルモノト認メラレル。之ニ随伴シ此ノ種改組ガ秩序良ク実現サレル為ニ要スル施策ノ一案ハ其ノ大綱ヲ別紙㈡ニ述ベタ。

別紙㈠及㈡

㈠　財産税及個人財産増加税法案ノ改案

㈡　本課税案ヲ法人及個人ノ請求権ニ適用スル為ノ原則

別紙㈠

財産税法及個人財産増加税法改案

一、財産税及個人財産増加税ニ対スル提案ハ茲ニ概説スル処ニ従ヒ改訂セラレル事ヲ要ス。本案ハ二項ヨリ六〇項迄ハ財産税法案ノ改訂ニ関シ六一項ヨリ八一項迄ハ財産増加税法案ノ改訂ニ関スルモノデアル。

二、納税義務者ハ三階級ニ分ケラルベキコト。第一階級ハ財産五十万円ヲ超ユルモノトシ第二階級ハ十万円以上五十万円迄トシ第三階級ハ財産三万円以上十万円迄トスルコト。

三、第一第二第三ノ財産ニ依ル分類ハ財産増加税額控除前ノ財産ヲ基準トスルコト。

四、総テノ階級ノ申告書提出ハ法案通過後六十日以内ニ為サル可キコト、第一第二第三階級ヨリノ歳入見込額ハ申告書提出期限前ニ公表セラル可キコト。

五、第一階級ハ申告書提出ト同時ニ納税スベキコト。

六、第二階級ハ申告書提出日ヨリ三十日後ニ納税スルコト但シ第一階級ヨリノ歳入見込額ハ同時ニ公表セラレタル財団又ハ団体ガ贈与又ハ共同贈与ニ依リ設立セラレ且ツ贈与者ガ設立セラレタル財団又ハ団体ニ対シ普通以上ノ

七、第一階級カラノ歳入ガ第一階級カラノ歳入見込ニ等シク又ハ之ヲ超ユル場合ハ、第二階級ニ課税スルカ否カハ大蔵省ノ行政判断ニ依ル。

八、第三階級ハ申告書提出期限日後百二十日目ニ納税スルコト但シ第二階級ヨリノ歳入額ガ公表セラレタル目標ニ達セザリシ場合ニシテ、且ツ大蔵省ガ第三階級ニ対スル課税ガ好マシイト考ヘタ場合ノコトヲ云フ。

九、調査委員会及評価委員会ハ税法通過後速ニ設置セラル可キコト。此等委員会ハ申告書提出ニ先立チ其ノ忠言者トナル。

一〇、第一階級申告調査ハ申告書提出後直ニ開始スルコト。

一一、課税額三万円ニ満タザルトキハ課税セザルコト。

一二、課税額三万円又ハ夫レ以上ノ時ハ全財産額ヲ課税対象トスルコト。

一三、総テノ納税者ハ税額ヨリ三千円ヲ控除セラル可キコト。

一四、延納ハ奨励セラレズ且ツ極メテ限ラレタ場合ニノミ許可セラルベキコト。

一五、総テノ延滞納ハ指定納期日ヲ基点トスル公定及闇物価指数ヲ取入レタル政府作成ノ物価指数ニヨル調節ヲ受ク可キコト。

一六、納税物件ノ順序ヲ定メルコト。後順位ノ物ニ依ル納税ハ先順位ノ物ニ依ル納税ガ実行不能ト看做サレタ場合ニノミ許容セラル可キコト。順位ハ左ニ依ル。

1　現金又ハ預金（特殊預金ヲ含ム）納

2　公債納（地方債ヲ含ム）

3　公ノ証券ニ非ザル流通証券（株式、証券、社債等）

4　不動産納（土地建物等）

一七、政府ハ申告者ノ申告ヲ不当ト認メタルトキハ如何ナル財産又ハ其ノ一部ヲモ、申告額ニ於テ国債ヲ対価トシテ買取リ得ル権利ヲ留保スルコト、逆ニ納税者ハ政府ノ評価ヲ不当ニ高価ナリト認メタルトキハ如何ナル財産又ハ其ノ一部ヲモ政府評価額ニテ買上ゲ方請求スルコトヲ得ルコト。

一八、贈与又ハ寄附ニ関シテハ慈善又ハ文化財団又ハ団体ガ贈与又ハ共同贈与ニ依リ設立セラレ且ツ贈与者ガ設立セラレタル財団又ハ団体ニ対シ普通以上ノ

権利、特権又ハ力ヲ有シテ居ル場合ニハ、本税適用ニ関シテハ全贈与又ハ寄附ハ之ヲ贈与者ノ資産ト看做スコト。

一九、債務ニ関シテハ、債務ノ額ガ債権者ノ債権トシテ課税シ得ル時ニノミ債務者ノ債務控除ヲ認メラル可キコト。本税適用ニ関シ債権者ガ免税ノ取扱ヲ受クル場合ハ債務ハ債務者ヨリ控除セラル可カラザルコト同ジク、債務者ガ債権者ヨリ高率ノ適用ヲ受クベキ資産者ナルトキハ、債務ハ債権者ニ付キ債務者ガ適用セラル可キ税率中最高ノ税率ヲ以テ課税セラル可キコト。

二〇、本税ニ付テハ預貯金優遇ヲ認メザルコト。

二一、税法中ニ「密告者」制度ヲ挿入スルコト、就中関係官署ニ対スル密告ノ結果ガ税ノ逋脱発見ノ端緒ヲ与ヘタル密告者ニ対シテハ、其ノ結果捕捉セラレタル追加税額ノ二十五%ノ報酬ヲ与ヘラル可キモノトスルコト。

二二、大蔵省ハ申告書提出即納税日ヨリ百二十日以内ニ第一階級ノ納税者名其ノ財産内容及納付税額ヲ公表スルコト。

二三、本税ハ次ノ累進逓増率ヲ以テ、賦課セラル可キコト。

四万円以下	一〇%
四万円～五万円	一五%
五万円～六万円	二〇%
六万円～七万円	二五%
七万円～八万円	三〇%
八万円～十万円	三五%
十万円～二十万円	四〇%
二十万～三十五万円	四五%
三十五万円～五十万円	五〇%
五十万円～百万円	五五%
百万円～二百万円	六〇%
二百万円～五百万円	六五%
五百万円～千万円	七〇%
千万円～二千万円	七五%
二千万円～五千万円	八〇%
五千万円超	八五%

二四、各種ノ不動産評価委員会ノ総テノ責任アルメンバアハ大蔵省ニ依リ任命セラル可キコト。地方ヨリ選出セラレタル者ハ諮問機関トシテ機能ヲ営ムニ過ギザルコト。

二五、各種ノ有価証券評価委員会ノ責任アルメンバアハ大蔵省ニ依リ任命セラル可キコト。此ノ種委員会ノ事務ハ中央ニ於テ為サレ且ツ全国的規模ニ於テ営マル可キコト。

二六、公的及私的ノ総テノ有価証券ノ評価ニ関スル包括的命令ヲ制定ス可キコト。

二七、(第一条関係) 調査期日ヲ改メ軍需補償支払ガ一〇〇%ノ課税ヲ受クルコトニ関スル公表後少クトモ七日以後ヲ以テ調査期日トスルコト。

二八、(第一条関係)「本法施行地」ハ法律ヲ以テ明定スルコト。

二九、(第五条関係)「各受益者ノ受クル利益ノ割合ニ応ジテ」ハ「各受益者ノ各々ノ利益ノ実際ノ評価額ニ従ヒ」ノ意味ニ改ムルコト。

三〇、(第九条第二項関係) 具体的ナ期間及日ヲ法律ニ明定スルコト。

三一、第十条削除

三二、(第十二条関係) 三号ニ謂フ「其ノ他ノ債務」ハ法律ニ明確ニ定義スルコト。

三三、(第十三条第一項関係) 本項ハ大蔵大臣ノ裁量範囲ヲ制限スベク改メルコト。

三四、(第十五条関係) 本条ハ大蔵大臣ノ裁量ヲ制限スベク改メルコト。特ニ、神社ヲ含ム総テノ本条記載ノ免税扱ヲ廃止スルカ又ハ僅カノ優遇措置ヲ講ズルニ止メルコト。

三五、(第十七条関係) 預貯金ヲ優遇ス可カラザルコト。

三六、(第十八条関係) 恩給年金ノ免除部分ハ金額ヲ以テ明示ス可キコト。

三七、第二十一条ハ二及一二項ニ従ヒ改ムベキコト。

三八、第二十二条ハ二三項ニ従ヒ改ムベキコト。

三九、財産税ハ法人ニハ課セラレザルヲ以テ第三章全部ヲ削除スルコト。

四〇、(第四十一条関係) 評価ハ統一シタ基準ニ依リ之ヲ為スコト、右ノ基準以外評価ニ付テノ「特別ノ事情」又ハ右以外ノ基準ハ存スル可カラザルコト。

四一、(第四十四条関係) 法律ニ示サレタル二十倍ノ評価ト施行令ノ年利三・五%トノ関係ヲ調整スルコト。

四二、(第四十八条関係) 改正評価基準日ヲ規定スルコト。

四三、法律第五章及之ニ対応スル勅令ハ上記各項ノ趣旨ニ依リ起案シ直スコト。

四四、法律第六章及之ニ対応スル勅令ハ上記各項ノ趣旨ニ依リ起案シ直スコト。個人所有ニ係ル公私ノ証券、株式及社債ノ評価ニ関シテハ地方ノ選挙セラレタル調査委員ハ諮問ノ資格ニ於テモ参画スベキデナイ。総テノ有価証券ハ統一基準ニ依リ評価セラルベキコト。二五項ヲ見ヨ。

四五、第九十条ハ上記二四項ノ趣旨ニ従ヒ改訂セラル可キコト。

四六、第九十三条ハ前記四、五、六、七及八項ノ趣旨ニ従ヒ改訂セラル可キコト。

四七、第九十四条ハ前記一六項ニ従ヒ改訂セラル可キコト。一般ニ或一種ノ資産ノ八〇%以上ヲ納税ニ充テルコトハ実行困難ト思ハレル。従ッテ上順位ニ属スル資産ノ八〇%ガ納税ニ充テラレタトキハ次順位ノ物ニ依ル納付ガ許サル可キデアル。

四八、第九十五条及九十六条ハ上記四七項ニ従ヒ改訂セラルベキコト。

四九、第九十七条及九十八条削除。

五〇、(第九十九条関係) 延納ハ法定納期日又ハ夫レ以前ニ申請セラル可キコト。

五一、第百条及百二条ハ上記四七項ニ従ヒ改訂セラルベキコト。

五二、第百四条及百五条削除。

五三、第百八条ノ自然不可抗原因 (火事、暴風雨、電雷、地震) ニシテ調査期日後生ジタルモノニ因リ生ジタ資産ノ減少ニ限リ適用セラル可キコト。

五四、(第百十三条関係) 政府ハ同条末項ニ掲グル手数料ヲ資料ヲ提供シタ者ニ支払ッテハナラヌ。

五五、第百二十一条削除

五六、(第百二十六条関係) 罰則ヲ強化スルコト。

五七、(第百二十七条関係) 虚偽ノ申告ノ結果ノ加重犯 (税ノ逋脱ヲ結果シタ場合) ヲ廃シ逋脱ニナラウトナルマイト罰則ニ差別ヲ設ケザルコト。罰則ハ本条ニ設ケタルモノノ最高タル可キコト。

五八、第百二十八条及百二十九条ハ上記五七項ニ従ヒ改訂セラル可キコト。

五九、(第百三十一条関係) 罰金ハ最高一万円ノモノタルベキコト。

六〇、第百四十、百四十一及百四十二条削除。

六一、原則ハ総テノ有体財産 (有価証券ハ有体財産ト看做サズ) ニシテ同一家族ニ依リ始期ヨリ終期迄持続保有セラレタルモノハ財産増加額ニ算入セズ財産増加税ヲ課セラル可キモノニ非ズト云フニ在ルコト。

六二、財産増加額ガ三万円未満ナルトキハ税ヲ課セザルコト。

六三、総テノ税額カラ一様ニ一万八千円ヲ控除スルコト。

六四、預貯金其他ノ債権ノ優遇ヲ認メザルコト。

六五、第二種増加額制度ハ取止メルコト。

六六、一九四〇年四月ヨリ終期ニ至ル間ノ公定及闇価格ヲ採リ入レタル綜合物価指数ヲ政府ニ於テ作成スルコト。本指数ハ一九四〇年当時ノ財産評価資料ガ不完全又ハ不揃或ハ全然存在セザル場合之ヲ確認スル手懸リトシテ役立タシム。

六七、財産税法ニ付示シタル分類、申告日及納税日ハ増加税ニモ適用セラルベキコト。

六八、第四条第一項ハ上記三二項ニ従ヒ改訂セラルベキコト。

六九、第五条第一項ハ上記三四項ニ従ヒ改訂セラルベキコト。

七〇、第七条第一項ハ上記三三項ニ従ヒ改訂セラルベキコト。

七一、第九条第三項ハ相当ト思料セラレル恩給額ニ之ヲ限定シ夫レ以上ノ額ニハ何等特別ノ考慮ヲ与ヘザルコト。

七二、第九条第二項削除。

七三、第九条第五項ハ適当ナル法令ヲ法律ニ示スベシ。

七四、第十条ハ上記六二及六三項ニ従ヒ改訂セラルベキコト。

七五、第十一条ハ上記六五、七一、七二及七三項ニ従ヒ改訂セラルベキコト。

五、政府特殊借入金証書ノ形ニ於テ第十二条ノ上記ノ如キ支払ノ元利ノ償還ニ関スル政府ノ債務ヲ破棄シ返納スルコトヲ要スル旨ノ権利者カラ転居ノ場合ニ於テハ、右ノ旨ヲ記載シタル第四条関係第一号様式ノ証書ヲ以テ、第十八条ノ十二ノ二十二ノ二十四ノ二十五ノ二十六ノ二十七ノ一ノ九ノ一ノ八ノ一ノ六ノ一ノ四ノ二十三ノ二十二ノ一ノ二十一ノ二十ノ二十九ノ二十八ノ二十七ノ二十六ノ二十五ノ二十四ノ二十三ノ二十二

(ハ)　自由預金については何等の支払を制限しない。

(ニ)　右実施期間中に金融緊急措置令施行規則を改正して、各金融機関に新勘定を設ける。

(ホ)　各人に付其の名義の封鎖預貯金又は無尽掛金の中より総額一万円迄。

(ヘ)　受取人各一人に付其の受取名義の旧券にて払込んだ生命保険金を各々総額一万円迄を限度として其の整備を図る。

(ト)　右の新勘定の預貯金及保険金に付ては現行の規定により払出を認める。

(チ)　其の他の部分に付ては其払出を認めることとする。払出預金は必要があれば之に付ても同様である。

(リ)　日本銀行より供給せしめることとする。自由預金の支払

(ヌ)　金融機関の整理期間中に於ては事業資金の供給も不円滑となるやうなことを得ない場合があるを考へられるから、必要且適切なる事業資金に付ては復興金融金庫特別の機関に依りこれが供給せしめあるものとす。

(ル)　軍需会社、戦災会社等に対して補償打切に依り債務超過を来す恐れあるものに付ては閉鎖を命ずる。

(ヲ)　一般大衆の出資及旧銀行の現物出資に依って新銀行を設立する。

(ワ)　新銀行の設立に際しては、其の地方の情況等を勘考し、必要があれば其の行数を制限せしめる。

(カ)　新銀行には旧銀行の自由預金と新勘定封鎖預金並に之に見合う資産を継承せしめる。

(ヨ)　新銀行の組織は株式会社組織とする。尚旧銀行に於て現物出資をした、新銀行の株式を引受けた場合は、旧銀行の整理期間内に、之を売却又は特殊預金の解除等を受けた者に付ては、当該金額を復興金融金庫より交付する。（払い下げ）

(タ)　前項の場合の株式の価格は其の会社の内現金を以て払込まれた部分の金額を標準として之を定める。

(レ)　旧銀行の整理を終了したる時は、旧銀行は解散する。

(ソ)　政府は新銀行の株式を適当なる時期に於て処分する。

(ツ)　政府は新銀行の株式を処分したる時は、其の代金を以て国債の償還に充てる。

(ネ)　新銀行の株式の処分に関しては、証券取引法の特例を設けることを得る。

(ナ)　旧銀行の整理に関しては、別に法律を以て之を定める。

(ラ)　新銀行の設立に関しては、別に法律を以て之を定める。

(ム)　政府は新銀行の設立に関しては、別に法律を以て之を定める。

(ウ)　政府は新銀行の設立に関しては、別に法律を以て之を定める。

(ノ)　政府は新銀行の設立に関しては、別に法律を以て之を定める。

(オ)　政府は新銀行の設立に関しては、別に法律を以て之を定める。

(ク)　政府は新銀行の設立に関しては、別に法律を以て之を定める。

(ヤ)　政府は新銀行の設立に関しては、別に法律を以て之を定める。

(マ)　政府は新銀行の設立に関しては、別に法律を以て之を定める。

(ケ)　政府は新銀行の設立に関しては、別に法律を以て之を定める。

(フ)　政府は新銀行の設立に関しては、別に法律を以て之を定める。

(コ)　政府は新銀行の設立に関しては、別に法律を以て之を定める。

(エ)　政府は新銀行の設立に関しては、別に法律を以て之を定める。

(テ)　政府は新銀行の設立に関しては、別に法律を以て之を定める。

(ア)　政府は新銀行の設立に関しては、別に法律を以て之を定める。

(サ)　政府は新銀行の設立に関しては、別に法律を以て之を定める。

(キ)　政府は新銀行の設立に関しては、別に法律を以て之を定める。

(ユ)　政府は新銀行の設立に関しては、別に法律を以て之を定める。

(メ)　政府は新銀行の設立に関しては、別に法律を以て之を定める。

(ミ)　政府は新銀行の設立に関しては、別に法律を以て之を定める。

(シ)　政府は新銀行の設立に関しては、別に法律を以て之を定める。

(ヒ)　政府は新銀行の設立に関しては、別に法律を以て之を定める。

(モ)　政府は新銀行の設立に関しては、別に法律を以て之を定める。

(セ)　政府は新銀行の設立に関しては、別に法律を以て之を定める。

(ン)　政府は新銀行の設立に関しては、別に法律を以て之を定める。

(ス)　政府は新銀行の設立に関しては、別に法律を以て之を定める。

(ル)　政府は新銀行の設立に関しては、別に法律を以て之を定める。

(ヲ)　政府は新銀行の設立に関しては、別に法律を以て之を定める。

(ワ)　政府は新銀行の設立に関しては、別に法律を以て之を定める。

(カ)　政府は新銀行の設立に関しては、別に法律を以て之を定める。

(ヨ)　政府は新銀行の設立に関しては、別に法律を以て之を定める。

(タ)　政府は新銀行の設立に関しては、別に法律を以て之を定める。

(レ)　政府は新銀行の設立に関しては、別に法律を以て之を定める。

(ソ)　政府は新銀行の設立に関しては、別に法律を以て之を定める。

(ツ)　政府は新銀行の設立に関しては、別に法律を以て之を定める。

(ネ)　政府は新銀行の設立に関しては、別に法律を以て之を定める。

(ナ)　政府は新銀行の設立に関しては、別に法律を以て之を定める。

(ラ)　政府は

(1)　保証ノ対象ハ何カ。
(2)　具体的ニ云ヘバ何カ。
　政府保証債、命令融資等ヲ意味スルヤ
　産業設備営団等ノ機関夫自身ヲ意味スルカ
(3)　「戦争ニ起因スル」トハ何ヲ意味スルヤ具体的ニ例ヲ挙ゲラレ度
(イ)　時期的――終戦時以後ノ問題ナリヤ、何時以後ニ支払ヒタル保険金等ヲ謂フカ
(ロ)　範囲的――②軍需品ノ代金ヲモ含ムヤ、疎開費用ハ入ルヤ
(ハ)　賠償、在外財産
(ニ)　死亡傷害保険、③海上保険ニ付テハ如何ニスルヤ
(ホ)　一万円ノ区切リ方ニ付テハ如何ニ考ヘラレルヤ
(ヘ)　保険契約者毎ニ一万円ニ限定シテモ保険会社トシテハ巨額ナルモノニナルガ如何
(4)　財産税徴収ノ為ノ評価ノ時期ニ付如何ニ考ヘラレルヤ
　一〇〇%課税シテ後預金ノ評価、株式出資ノ評価、会社ニ対スル債権債務④ノ評価ハ極メテ困難ナルモ之ニ対スル考ヘ方ヲ承度

別紙(二)

一項ニ関シ⑤
○　貸付ト特殊預金ト見合ハザル部分ノ整理ヲ如何ニスルカ
○　利息ノ処理ハ如何ニ見ルヤ――封鎖預金ニ対シ既ニ支払ヒタル利息（貸付ノ場合ニ銀行側ノトリ居タルマーヂンノ処理如何）

二項ニ関シ
○　一万円ノ範囲如何
○　各種クレームヲ種類別ニ例ヘバ保険其ノ他等ト分チ各別ニ一括シテ一万円トスルノ意味ニ解スベキモノト思フガ如何
○　取戻シハ実際上到底不可能ト思フガ⑥如何

三項ニ関シ
○　下請ニ払ッタモノハ何ウスルカ

四項ニ関シ
○　一般税収入ト言フノハ何ウ言フ風ニ考ヘ居ルヤ――公債消却カ

五項ニ関シ
○　スペシャルサーティフィケートニハ戦争ニ基因セヌモノモアルカラ之ハ振分スルコトシタイ

六項ニ関シ
○　本課税ニ因ラザル損失ハ本課税ニ依ル損失ト同様ニ取扱ッテ損失ノ分担ニ付テハ如何ニ調節スルカ、本案ト同様ノ原則ヲ適用スベキカ、含ミガ減ッタリスルカ
○　又本課税ニ因リ損失ヲ蒙ッタ企業ニ対シ請求権ヲ有スル下請会社等ノ損失ノ整理モ本原則ニ依ルカ
○　本案ヲ実行スルニ付テハ第二会社第二銀行ヲ速ニ設立スルヲ要スルト思フガ貴見如何
○　担保権ノアルモノ、従業員ノ預リ金等ノ小口債権ノ先取特権、国ニ対スル債務等ニ対スル考ヘ方如何　⑦
○　社債券ニ基ク債権者ノ負荷ノ重キ理由如何
○　細目ハ原則的ニ当方ニ委セラレ度

七項ニ関シ
○　立案ノ趣旨ヲ質問スルコト

八項ニ関シ
○　司令部ニ於テ特ニ最近許可セラレタルガアラン⑧ティーヲモ外スノカ

九項ニ関シ
○　累進的負担ノ意義如何
○　一万円ノ定メ方如何（行別、店名、預金種別、名寄セ、世帯別）保険ト預金トハ分ケルベキモノト思フガ如何
○　自由預金ハ別扱ヒトシ度
○　金融機関ノ総資産ガ預金一万円ノ総額ニ見合ザル場合ノ処置如何――政府ニ於テ補償スルノカ　⑨

○　銀行債金庫債等ノ処理如何
○　インターバンクノ債務ヲ免除シタル理由如何
○　債権債務双方ヲ有スル場合ノ処理如何
○　最後ニシワヲ日本銀行ニヨセテノ処理

欄外⑩　愛知文書課長筆蹟のペン書き記入。
①何故ニ税デアルカ
②従来補償の範囲に考へられて来たもの、即ち所謂一般の軍需補償、契約打切に依る損失補償、戦争保険金を意味するか
③補償ノ付イテ居ナイモノモアル
④累進的ナ負担ノ方法　小株主ノ保護　調査令ノ時期
⑤三和カラ三菱ニ譲渡サレ貸付ガ之ニ見合ハザル場合
⑥会社――労賃　強制出来ヌコトハ法ノ権威ヲ害スル
⑦日本ノオーブンモーゲジハカツテ米国ノサジェスチョンニ依リ東電ニテ採用シタモノ
⑧二五億ノ融資命令　戦後ノ給与ノ支払
⑨日銀カラ支払資金ヲ出スカ
⑩財産税ノ方デハ一九四〇―四六年迄保持シ続ケタ場合ハ課税ノ対象トモナラナイノニ、家屋、財産ヲ失ッタ者ニ対スル保険ヲ支払ハヌノハ不公平デアル。ドチラカヲ修正スベキデハナイカ

出所　大蔵省資料Z五二六―四―二。

(5)　G案に対する疑義応答要録

（昭和二一年六月四日、五日大臣官房文書課）

疑義応答要録（六月四日自午後二時至午後四時於司令部経済科学部）
註　取敢へずの記録にして誤りなきを保し難し　愛知

問　提案第一項に関し
　租税を以て処理せんとする理由如何

答　(1)　最高司令官の裁決
(2)　日本輿論の支持を受け易きこと
(3)　最初からの日本の提案が租税で捕捉することを内容として居たこと
(4)　既に支払ったものを捕捉するには税以外に方法のないこと

問　保証の対象は何か

答　「政府の保証」はクレームにかかるものである

問　処理すべきクレームの具体的内容如何――戦争に起因するとは何か

答　一、具体的には
(1)　戦争保険
(2)　契約打切に依るもの
(3)　日本側の所謂一般補償
の三者を謂ふ

二、産業設備営団の如く一九四〇年以後設立せられたる営団に関するクレームに付ては
　レビュディエートするのを原則とするが、中には終戦後船舶を建造せしめた場合の如く具体的に生産再開に寄与したるものに付ては政府の方針に依り例外として補償して宜しいと考へる。時期の限界は一九四五年九月二日とすべきものと思ふ（戦争の時期の始期に付ては聞き漏らしたり）

三、未だ支払はれず、セットルされざるものとは戦争保険金にして未だ支払はれざるもの三、四十億円と云はれて居るが此等を指すものである

問　賠償に付ての考へ方如何

答　一、賠償問題と本件との関係は稀薄である。即ち賠償は軍需工廠、飛行機工場等が主たる対象であるからシヴィルエコノミーには大した影響はない
二、企業の整理、株式の処理、融資の始末、延て金融機関の整理、預金の整理といふ風に関連する点に付ては日本側の懸念する処は良く分るが、要するに企業に付ては絶対に健全なる部分と然らざる部分（不安定要素を含む）とを分離して処理すれば宜いではないか。賠償には補償せずと前

提して処理を進行するといふことにならう

三、尚賠償に付ては二、三週間中に具体的な指示がある筈である

問　在外財産に付ては如何に考へるべきか

答　賠償の場合と同様に考へるのが宜しい。尚閉鎖機関の処理には数年を要すべく、その後に於て該機関に対する預金が払戻せるとしても僅少の部分に過ぎない。而もそれは極めて例外的な幸運の場合だけだ

問　死亡傷害保険に付ての考へ方如何

答　具体的インフォメーションを伺って後方針をきめ度い

問　一万円のきめ方如何

答　原則及建前としては保険も一般補償も凡てを一括して一万円迄とすべきものと思ふが、実行上は相当の困難があらうと考へる

問　一〇〇%課税と財産税との関係如何

答　一、一〇〇%課税後速かに財産税をとるべきである

二、右二者の間隔は九十日乃至百二十日とすべく其の間に於て株式等の評価、預金の切り方等に付ては極く大体の基準を中央評価委員会等にて定めれば宜しい

三、右標準のきめ方はゆるやかにしておいて後でアジャストする時に、税を返納させることのないやうに、追徴するやうにすべきであらう

四、株式に付ては累進的な負担区分をすることは考へない。預金に付ては累進的負担をすべきであり（日本側も原則には同意）、そうした場合右の百二十日間内に具体的な計画が立つか否かは極めて困難と思ふが何とか方法を考へて貰ひ度い

問　全プログラムのタイムテーブル如何

答　一、発表は三案を同時にする（三案とはＲＦＡ、一〇〇%、財産税の三つである）

二、右の時期は出来るだけ速かであること

三、実行の順序

(ｲ)　ＲＦＡ（能ふ限り速かに特に一〇〇%より前に）――議会に提案を要するか否かに付ては、当方として研究の余地がある

(ﾛ)　一〇〇%課税は能ふ限り速かに（議会通過次第と解すべきであらう）

(ﾊ)　財産税は一〇〇%施行後九十日乃至百二十日とすること

以　上

備考　全体を通じての意向として注意すべき点は左の通り

(一)　本案の施行が経済界に混乱を与へる為のものでないことを強調して居ること

(二)　何故本案実行を蔵相以下がヘジテートするか、先方では分らぬとして居ること（それだけに先方も不安を持って居ることは否定出来ぬ、又それ故に政治的に大きく懇請すれば多少緩和の見込みがあると思ふ）

(三)　本案は必ず全国民の支持を受ける確信があるとして居ること（政党、新聞の動き方はこうした意味で全く無責任である。国民の声なき声を勇敢に代弁してやる政党や新聞はないものか。無責任な彼等の言動が如何に連合軍をミスリードし、国民を不幸にして居るか、之に依っても明瞭である。痛憤に堪へない）

応答要録　その二（六月五日自午後二時至四時三十分）

冒頭当方より、貴方提案は昨日閣議にて検討始められ本日も経済閣僚間にて審議研究中なるを述べ質疑応答に入る

問　個人の戦災保険を取り戻すのは財産増加税等に比し酷に失す。又二万円と限定する理由如何

答　戦争保険の約九割迄は一万円以下にして、政府の現況と、右の実情とから勘案すれば、僅か一割の人に対し、財政上の負担を増さうとするが如きは不可である。質問自体がおかしいと思ふ

問　然らば右は件数を基準にしてのお話しだが、一人にて動産と不動産と両方を保険して居る場合は各件に付一万円宛と解して宜しきや

答　原則として斯る場合は併行して一万円とするのが宜しいと考へること昨日論議せる一般原則と同様なり

但し行政上乃至は資料的困難な点のあることは認める。自分等も不備の点のあることは認めるが、然らば如何にせば宜しきや、対策を伺ひ度い

問　他面に於て三菱重工の如き大企業に一万円補償するといふのは無意味ではないか

答　日本政府がその場合やらぬと云ふなら反対はせぬ（当方としては、個人と企業の場合を綜合的に観察し、財政上の負担、行政能力をにらみ合せ、日本の実体に即する具体案を作成し度き旨を留保し、此の問題は一応打切りとせり）

問　保険料は返還せしめるのであるか

答　実質上政府に入って居るものであれば之を返すのが正しいと思ふ。会社は実際問題として返せぬと思ふ。又行政上返すことを行ひ得るや疑問に思ふ

問　既に支払った保険金、終戦後支払った半製品代金等に付、殊に後者の如く昨年十月二十日迄に現金で支払ったものの如きは、廻り廻って労賃に払はれたもの等取戻せるものではない、特に当時の陸海軍係官が数万人も居ってやったことは分らぬが如何

答　進駐直後のＧＨＱは大蔵省に対し、働く仕事のなくなった労働者に対し賃金を支払ふべからずとする指令を発した。右の如き事実があれば指令違反である（此の点は我々の承知せざる処であるが、省内を良く調べて回答する必要がある）

問　要之本件に付ては具体的数字、実情を良く調べ、御趣旨に基いて、出来るだけのことはするといふ建前で、当方で具体案をたてることを了承願度い

答　自分等の意見は率直に云って、終戦直後軍が財閥会社にムチャな支払ひをしたのではないかとの疑ひを持って居る。其の実情をハッキリさせ之を取戻し別紙(ﾛ)に付て

第一項に関し

問　利息は如何に処理するや

答　フォアゲット・イット。日本側に委せる

第三項に関し

問　下請会社に対しては如何に処理すべきか

答　政府としては補償を支払った相手方即ち親会社相手として考へれば宜しい

第四項に関し

問　ノーマルなる歳入とは何か

答　経常収入として扱へば宜いので、使途は財産税と同様日本側に委せる

第五項に関し

問　戦争に基因せぬスペシァル、サーティフィケート（例へば立木）は振分けて宜いか

答　戦争後、戦争関係以外のものに払はれたもの、戦争中であっても明かに戦争目的以外に支払はれたものであれば、振分けて宜い

第六項に関し

問　本課税に因らざる損失は本課税に依る損失と同様に扱ひ損失の分担に付ては本案と同様の原則を適用すべきであるか

答　然り（三菱が本件と関係なき下請けに対する貸倒がある場合も同様である）

問　第二会社案を早く審議して貰ひ度い

答　本課税案は第二会社の必要性を増大したと考へるが、本課税案とは無関係にも必要なので、促進しやう。貴案は原則的には本課税案とも調子が合って居る。但し旧会社の支払能力を超える債務の処理等に付ては本案と調子を合せて修正して出して貰ひ度い

問　担保権のあるもの、国の債権、従業員の預り金等先取特権に関する考へ方如何

答　税金引当金の如きは優先して宜しい

担保権、預り金の如きはジェネラル・クレディターと同様に扱へば宜しい（此の点に付ては日本の法制、公平観念、実行の能否等から更に具体的に研究することとなる）

問　社債権者の負担重き理由如何

答　米国では社債権者は優先株の株主と大体同じに扱って居る。従て一般債権者よりは会社に近い関係にあると見て宜しいのではないか。但し社債の七〇%迄が銀行の所有であるとすれば、之だけは銀行のローンと同様に扱っても宜しい（併し他の三〇%が無記名であること等に付更に研究を要する）

問　第七項の趣旨如何

答　ここに一万円とあるのは十万円以上の誤りであって、将来日本再建の中心である小企業の株主は第六項の例外として保護激励を加へる必要があるといふ趣旨である
若し十万円が低すぎれば二十万円に上げても宜しい。又具体案は貴方に委せる

第八項に関し

問　司令部が最近許可せられた（例へば四月三日二十五億）ギャランティーも外さねばならぬのか

答　然り。当惑しても仕方なし。日本政府は最近に於ても補償を支払ふと云って居るではないか

第九項に関し

問　特殊預金の方で一万円あり、普通封鎖で一万円ある場合両方共保護されると解して宜しいか

答　然り

問　自由預金は本件より外して完全に保護したいが宜しいか

答　宜しい（本件に付ては司令部側は自由預金の個人分は僅少だからといふ前提で封鎖預金と全く同一に扱ふつもりであった）

問　銀行の総資産が一万円の預金の総額と見合はざる場合政府が直接、或は日銀を通じ之を補償することとなると解し宜しきや

答　ノーオブジェクション

問　日銀に付ては本件の進行に伴ひ多大の損失をかぶることとなるが、一般銀行と同様には之をリクイデートすることも出来ぬが如何

答　各銀行等は夫々自己の内部で整理をするのであるから日銀が大なる損失を蒙むると云ふことは考へられない。尚本項にインターバンクローンと云ふ中には日銀の貸出も勿論入るのであるから、日銀貸出は一般債権に先立ち弁済が受けられるわけである
但し金融機関の内容等から見て必要があれば日銀貸出の一部を免除することも出来る途は開いてあるが（本項後段）、之は特別の例外の場合と考へて居る

以上

（6）財産税法案及び個人財産増加税法案司令部改案に関する質疑応答（昭和二一年六月主税局）

欄外　愛知文書課長筆跡のペン書き記入。
①保険金で既に支払ったものの、Recapture は無理ではないか。

出所　大蔵省資料Z五二六―四―二。

財産税法案及個人財産増加税法案ニ対スル司令部改案ニ関スル質疑応答
（ロオマ数字〔アラビア数字で印刷―編者〕ハ司令部案ノ項数ヲ示ス）

3　問　「A、B、Cノ分類ハ財産増加税以外ノ諸控除ヲ為シタル残額ニ従ッテ行フモノト承知シテヨイカ」

答　「然リ。尚ホC階級ガ非課税トナリタル場合ニ於テハBに属スル者ノ内財産増加税額ヲ控除シタ残額ガ十万円ヲ下ル者ニ対スル徴税額ハ之ヲ返還スベキコトトナラウ」

4　問　「軍需補償打切ニ伴フ諸影響ヲ考ヘルト法案通過後六十日以内ニ適正ナ評価申告ヲ提出スルコトハ至難ト考ヘル」

答　「其ノ点ハ十分了解出来ル。大蔵省トシテハ当時ノ諸状況ヲ勘案シ某々銀行ノ預金ハ正味何%有効、某々会社ノ株式ハ何円位ガ適正ト云ッタメドヲ発表シ之ニ準拠セシメルト云ッタ措置ガ精々可能ナル処デアラウ。尚ホ其ノ際ノ評定ハ成ル可ク内輪トシ将来追加徴収ト云フ事ニハナッテモ過納返還ト云フ事態ハ起ラヌ様ナ配慮ガ必要ト思フ」

問　「然モ尚ホ海外資産、賠償ノ問題ハ残ラウ。ソレヲ一応除外シテ考ヘテモ六十日ト云フノデハ自信ガナイ」

答　「場合ニ依リ九十日以内ト云ッタ程度ニナッテモ已ムヲ得マイ」

7及8　問　「此ノ両者ニハ多少要件ノ相違ガアル。7ノ場合ハAヨリノ徴税額ガAノ目標額ト等額又ハ之ヲ超ユル場合ニBニ課税スルカ否カヲ行政判断ニ依リ決スルガ8ノ場合ハA＋Bノ合計ガA＋Bノ目標額ニ達シナカッタ場合ニシテCヘノ課税ガ望マシイト考ヘラレタ場合ニノミ行政判断ニ依リ課否ヲ決シ得ル。ト斯様ニ解釈シテヨロシイカ」

答　「然リ」

9　問　「諸々ノ委員会ノ構成及相互関係ニ付テドウ考ヘテ居ルカ」

答　「詳細ハ大蔵省ニ委セタイ。当方ノ原則ハ有価証券及不動産ニ付其ノ価額ヲ評価決定スル為ノ委員会ハ中央政府ニ依リ任命セラレ相当ノ待遇ヲ受クル委員ヨリ構成セラルベキコト、有価証券ニ付テハ銘柄別ニ中央ニ於テ全国画一的ナ評価ヲ為スコト（株券分布範囲ノ限ラレタ地方会社ニ付テハ必ズシモ之ヲ固執シナイガ）及選挙セラレタル委員ハ地方的事情ニ左右セラレル惧ガ大デアルカラ斯ル最終的ナ評価ニ携ハルコトハ好マシクナイト云フ諸点デアル」

15　問　「ディレイド・ペイメントトハ延納滞納両者ヲ意味スルト解釈スル」

答　「然リ」

19　問　「此ノ債務控除ニ関スル点ハ法文トシテ強制スルノニハ容易ニ同意出来ヌ」

答　「当方ノ原則ハ債務控除ハ之ガ債権者ニ付テ把握出来ル時ニノミ認メルト云フコトデアッテ此ノ原則ハ貫キ度イ」

23　問　「C階級ガ課税セラレヌコトトスルト、資産十万ノ前ト後トデハ足切ガ必ズ必要トナル」

答　「同意スル」

27　問　「本項ハ三月三日ノ調査期日ヲ変更セョトイフ趣旨カ」

答　「然リ。本税実施ヲ九月ト見テモ調査期日後六ケ月ヲ経過スル。然リトスルト財産ノ把握ガ余リニアウト・オブ・デイト　デアル」

31　問　「ソレハ大問題デアル。財産ノ調査ガ如何ニ大キナ仕事デアルカハ御承知ト思フ。コレハ是非御再考ヲ願ヒタイ」

第十一条ハ第十条ノ誤

32　括弧内第十五条ハ第十二条ノ誤

34　括弧内第十二条ハ第十五条ノ誤

51　当方　「二十倍ト三・五%トノ間ニ矛盾ガアルトハ思ハナイ。結局無期ノ権利ヲ最高二十倍トシテ評価スルコトニ問題ガアルト云フ意味カ」

先方　「然リ。最高二十倍ト云フ事ハ不公平ヲ生ジル虞ガナイカ」

当方　「恐ガアルトハ思ハナイ」

先方　「此ノ点ハ実ハョク分ラヌ。兎ニ角貴方デヨイト思ヘバヨイダラウ」

当方　「報告提出機関ニ手数料ヲ交付シテハナラヌ理由如何」

54　先方　「アメリカニ於テハ此ノ種事務ノ為会社ガ莫大ナル人員ト経費トヲ費シテヰルガ、其ノ基本観念ガ該会社ガ納税義務者デアルト否トニ不拘報告提出ハ義務ダト云フニ在ル結果手数料ハ支払ハレナイ。日本ニ於テハ経常税ニ於テ支払調書ニ手数料ヲ交付スルト云フガ此ノ点モ来ルベキ税制改革ニ際シ改メタイ。此ノ点ハ金額ノ問題ヨリモ根本観念ノ問題デアル」

当方　「其ノ御趣旨ハ分ルガ然シ今回ノ如キ提出義務ハ一部法人ノミニ負担ヲ荷スルノデアッテ実費弁償ハシテヤリタイ」

先方「御趣旨ハ分ルガ考ヘテ見タイ」

61

当方「本項ニテハ同一世帯ニヨリ持続セラレタル云々ト述ベテアルガ、他ノ所ニハ同一納税者トシテアル。何レガ貫意デアルカ」

先方「本項ニ述ベル処ヲ本意ト解サレタイ」

当方「例之、子ガ始期日後、終期日前父ヨリ不動産ヲ譲渡セラレタ後始期日前別居ヲ構ヘタ如キ場合又ハ同ジク娘ガ不動産ヲ譲ラレテ他家ニ嫁入シタ如キ場合等ハ猶ホ同一世帯ニヨリ該財産ガ持続セラレタリト解スベキト思フガ如何」

先方「此ノ問題ニハ貴見ノ如キ取扱ヲ為ス結果幾何ノ歳入減ヲ齎スヤ及ビ其ノ結果不当ナ申立ニ依ル脱税ノ虞無キヤヲ考ヘル要ガアルト思フガ御見通シハドウカ」

当方「息子ヤ娘ガ家ヲ分ケル場合父ガ与ヘル財産ハ多クノ場合預金ヤ有価証券デアッテ茲ニ云フ有体財産ノ場合ハ少ナイ。従ッテ何レトスルモ歳入ニ及ボス影響ハ大キイトハ思ハレヌ。次ニ脱税トノ関係デアルガ縁者ニ対スル相続贈与ハ二十三条ノ対象トナルカラ此ノ種ノ虚偽ハ大体防ゲルト思フ。当方トシテハ更ニ相続ハ地位ノ承継デアルト云フ根本ノ理論ニ遡ッテ上述ノ取扱ヲ主張致シタイ」

先方「次回迄ニ考ヘテミタイ」

67

当方「増加税ニ付テハC階級ノ徴収ヲ例之Bノ後百二十日後ト云フ様ナコトデナク三十日位デモヨイカ」

先方「異議ハ無イ」

71

当方「本項デハ恩給ノ免税部分ノ額ニ付制限ガ加ヘラレテキルガ過去ノ勤労ニ対スル恩給ハ既ニ始期日ニ於テモ潜在的ニ受給権ガ存在シテキルノデアッテ之ヲ始期財産トシテ評価スル事ハ当然デアルト思フ。従ッテ恩給ノ額ニ額ト云フ面カラ一率ニ免税制限ヲ附スルコトハ賛成出来ナイ。戦争ニ起因スル災害ニ因リ支払ハレタモノノ金額ニ限度ヲ附スルコトハ諒解シ得ルガ、就中本項ハ第三六項ノ表現ト多少ノ差違ガアル」

キルニモ不拘、現在ノ税務官吏六千七百人其ノ給料ヲ一人当五千円見当トシ、尚ホ本委員ヲ一税務署当十人トシ共ノ合計三千六百人トスルモ全体ノ税務官吏一万人其ノ経費ハ予定歳入ノ〇・一%ニモ満タヌ。且ツ個々ノ税務官吏ノ待遇ヲ見ル時其ノ間不正事件ヲ生ズルモ何等異トシナイ。本税ハ税務官吏ノ待遇ヲ改善スル好機デアリ其ノ為ノ予算デアレバ連合軍司令部トシテ何等異議無キモノト云ヒ得ルト思フ」

当方「貴方ノ考ヘ方ハ大体了承シタ。当方ト致シテハ貴方ノ基本思想ヲ織込ミ現在ノ税務組織ヲ勘案シテ一案ヲ作成シ御意見ヲ承リ度イ」

先方「承知シタ。次ニ調査日ノ件ニ関シテハ大体如何ナル御考デアルカ」

当方「調査期日ヲ新ニ決定スルコトハ実行容易ナラズト考ヘル。貴方ノ御趣旨ハ調査日ト申告日トノ間ニ余リニ時日ガ経過スル結果実情ニ即セザル課税ニ陥ル惧アリト云フ点ニ在ルト考ヘルガ、然シ三月三日以後増発セラレタル銀行券二百億以上ヲ新タナル調査期日ニ於テ如何ニシテ把握スルカハ余リ覚束ナイ」

先方「調査期日ト評価期日ト分ケル点ニ付テハ如何ニ考ヘルカ」

当方「今回軍需補償問題ノ結果有価証券及預金ノ評価ハ根本的ニ変化ヲ受ケザルヲ得ナイシ且ツ新物価体系ノ結果ノ公定価格ガ三月三日後ニ制定セラレタルモノ多キ結果、評価ノ日ハ実際上相当遅レザルヲ得ナイト思ッテキル。従ッテ調査期日ト評価期日トガ異ルコトハ望マシクハナイガ已ムヲ得ナイ。其ノ結果例之調査期日後評価期日前財産ヲ、評価期日ニ於ケル評価額以下ニテ譲渡シタル如キ場合ノ評価等ニ関シ問題ヲ生ズル惧ガアリ他ニモ色々問題ガアルト思フ。然シコレハ已ムヲ得ナイカト思フ」

先方「貴方ノ意見ハ了承シタ。調査期日ト評価期日トヲ異ニスル結果ノ課税技術的困難ガ克服出来ナイ程度デアルトスルト、三月三日調査ニ因リ把握セラレタルモノガ有力ナ資料デアルニモ不拘捨テネバナラヌト云フコトニナルカモ知レナイ。然シ此ノ問題ハ両者ニ於テモウ少シ研究致シ度イ」

先方「当方トシテハ恩給ノ課税分ト免税分ニ分割スルコトガ困難ナルノミナラズ何等カノ不正ニ利用サレルコトヲ惧レテキル」

当方「コレハ月数ニ依リ分割スルコトシテ既ニ勅令案ニ其ノ概要ヲ示シテキル。之ニ従ヘバ脱税等ノ惧ハマヅ無イ」

先方「了解シタ。恩給等ニ付テハ御意見ノ如ク致サウ」

当方「然リトスレバ七一項ニ云フ第九条第一項トハ第三項ノ誤ト承知シテヨロシイカ」

先方「異存ナシ」

以上ヲ以テ一応ノ質疑ヲ終リ結局(1)各種委員会ニ付テノ全体ノ構成(2)調査日ヲ変更スルコトニ関スル件(3)報告提出ニ関シ銀行会社等ニ手数料ヲ交付（財産税法十二月案第百十三条末項）シ得ベキヤ否(4)財産増加税ニ付持続財産ヲ課税ヨリ免除スル範囲ガ未解決トシテ残ルコトトナッタ。

委員会組織ニ付テノ当方ノ原案ヲ説明シタル後

当方「大体貴方案ノ内容ヲ承知致シ度シ」

先方「当方トシテハ少クトモ終局的ナ評価ニ携ハル委員ハ中央政府ニ依リ任命セラレ且ツ十分ナ待遇ヲ受ケルモノデアッテ欲シイト思ッテ居ル。夫等ノ委員ハ財産ノ評価ニ付テノ専門的知識ヲ有スルコトガ望マシイガ、サウデナクトモヨロシイ、尚ホ出来ルダケ該地方ノ出身者デナイコトガ望マシイ。選挙セラレタル委員ハ本委員会ノ下働トシテ機能スル程度ト致シ度イ。本委員ノ職責ハ申告書提出後ハ之ヲ審査シ誤謬アラバ之ヲ（税務署ノ名ニ於テ）指摘シ改訂スルコトトシ申告書提出前ハ非公式ニ納税者ニ対シ財産評価ノ諮問ニ応ズルコトニ在ル」

当方「大体ノ御趣旨ハ了解シタガ然ラバ本委員ノ職責ハ税務署ノ直税課員ト大差ナイデハナイカ」

先方「大体サウ云ヘルデアラウ、本委員ハ政府ニ依リ任命サレタ官吏デアリ副業ヲ許サレナイカラ実際上税務署ノ一機関ト称スベキデアラウ。

当方ノ指摘シ度イ点ハ大体アメリカニ於テハ徴税費ガ税収ノ五%ヲ超エザル場合ハ其ノ税ハ成功ト考ヘテキル、財産税等ノ歳入ヲ五百億ト見込ンデ

財産税法案及個人財産増加税法案ニ対スル司令部改案ニ関スル質疑応答
（六月十一日分――ローマ数字「アラビア数字で印刷―編者」ハ司令部案ノ項数ヲ示ス）

16

当方「本項ニ於ケル納税物件ノ型態ハ何日ヲ標準トシテ定メルモノデアルカ、調査日現在デ宜敷キヤ、又本項一号ト二号トニ付テハ預金ト国債トヲ同列ニ扱ヒ、三号ト四号トニ付テハ之ヲ原則トスルモ事情ニ依リ不動産ト或種ノ流通性ノ少ナイ証券トノ間ノ順位ヲ変更シ得ル旨ノ例外規定ヲ設ケルコトニ関シテハ如何ニ考ヘルカ」

先方「納税物件ノ型態ノ判断ハ調査日現在デ結構デアル。流通性少ナキ証券ト不動産トノ間ノ順位ニ関スル御意見ハ尤デアリ当方モ原案ハサウ云フ積リデアッタノダガ、マルクワット少将ノ意見デカウ云フ形ヲ採ッタ。従而三ト四トノ順位ノ変更ハ例外的ニノミ為シ得ル規定トシテ置イテ欲シイ。次ニ一ト二ノ国債ト現金トノ関係ハ取扱トシテハ大シタ問題デハナクサシテ異議ハナイガ、ドウ云フ根拠カラサウ云フ主張ヲスルノカ」

当方「財産税ハ国債消却ヲ当初ノ基本目的トシテ生レタ。諸種ノ事情ガ其ノ後生ジテハキルガ此ノ必要ガ減少シタトハ思ハナイ」

先方「ソレニ付テハ当方ニモ意見ガアル。自分個人ノ考ヘデハアルガ現在ノ日本ノ国債総額ハ将来日本経済ガ伸ビレバサシテ恐レルコトハナイ。何億国債亡国論ト云フノハ米国ニ於テモ過去ニ於テ屢々唱ヘラレ而カモ、ソレガ事実デナカッタコトガ其ノ都度明カニナッテキル、素ヨリ国債ノ額ノ少イコトガ国家経済ノ健全性ノ為ニハ望マシイシ司令部トシテモ無暗ニ之ガ増加スルコトハ望マヌガ然シ生産ノ再開其ノ他ノ日本経済再建ニ必要ナル目的及連合軍進駐ノ目的ニ副フ為デアレバ絶対ニ之ヲ新規発行シナイ方針トモ思ハレヌ。逆ニ財産税収入ノ使途ハ右ニ示シタ諸要請其他種々ノ目的ニ充テ得ルガ、其ノ為ニ一般予算歳入ヲ補塡スル可ク流用スルト云フ点ハ原則的ニハ賛成デアリ、国債消却ヲ何ヨリモ優先サセルト云フ考ヘ方ニハ現在トシテハ必ズシモ賛成

デナイ」

当方「御意見ハ承ッタ。当方ノ考ヘ方ト可成ノ開キガアルガ、今ハ論ジナイ」

17 当方「買取請求スル場合ノ代金モ国債デアルト思フガ」

先方「其ノ積リデアッタ、本項ヲ修正ショウ」

当方「此レニ付テ伺ヒ度イガ、委員会ガ本人ノ申告ヲ不当トシ総額デ幾何ト修正シタ場合、若シ本人ノ買取請求権ガ働クト結局ドノ財産ヲ幾ラト逐一修正シテ評価ヲ明カニセネバナラナクナル。斯ルコトハ動産ニ付テ多ク起ルト思フガ、斯ル明細ナル評価ハ不可能ニ近ク、本項ノ原則ヲ貫クトキハ結局総額ニ依ル修正ト云フコトハ出来難クナル」

先方「ソレデハ其ノヤウナ場合ハ納税者側ハ全財産ニ付テノミ買取請求ヲ為シ得ルコトトシテ事実上之ヲ封ジ、総額ニ依ル修正ヲ容易ナラシメヨウ」

18 当方「寄附及贈与ノ否認ニ付テ述ベラレテキルガ当方ノ原案ハ昨年十二月一日以降ノ夫等ニ付テハ、其ノ結果ガ寄附者贈与者ノ爾後ノ地位如何ニ不拘原則トシテ之ヲ否認ショウト云フニ在ッタ」

先方「其ノ方ガヨイ様ニモ思ハレル、本項ハ之ヲ撤回シ昨年十一月十五日以後ノ寄附贈与ノ総テニ付貴方原案ノ方針デ臨マウ」

21 当方「密告制度ハ目下当方デモ研究中デアル」

先方「コレニ付テハチャーン氏ガ非常ニ気乗デアッタカラ先ヅ撤回ハ難シイモノト考ヘテ置カレ度イ」

26 当方「本項ハ此ノ種規定ヲ財産税法施行令ニ挿入スルヲ以テ足リルカ」

先方「結構デアル」

27 当方「調査日ノコトニ付テハ当方モ種々研究シテ居ルガ貴方ニ於テ何等カノ結論ニ達セラレタカ」

先方「未ダ最終的結論ニ達シナイ。然シ少クトモ三月三日ヲ評価日トスルコトハ不可能デアリ、且ツ評価日ト調査日トヲ異ニスルコトハ色々ト不便ガ多イト云フ感ヲ深クシテキル」

32 当方「御趣旨ノ点ハ分ルガ凡ソ法令ニ於テ予メ起リ得ベキ総テノ事態ヲ予測スルコトハ不可能ニ近カラウ。御趣旨ヲ汲ミ法令ニ於テ可能ナル限リノ詳細ナル規定ヲ設ケ尚ホ万一ノ為大蔵大臣ニ裁量ヲ残シテ置クト云フコトデ如何カ」

先方「結構デアル」

当方「本項ハ課税ノ簡素化ト云フ点カラ云ッテ此ノ種ノモノヲ免税ト定メテ捨テルコトガ便利ト思フガ」ト種々実例ヲ説明ス

34 先方「C階級ニ課税ガ及バズ且ツ免税点ノ引上ヲ行ッタ結果比較的下層ノ者ノ所持スル此ノ種財産ハ何レニシテモ免税サレルト云フコトヲ考ヘテカウシタノダガ、モウ一度考ヘテ見ヨウ」

54 当方「手数料ノ問題ハ御再考願ヘナイカ」

先方「貴方ハ額ハ大シタコトデナイト云ヒツツ尚ホ之ニ拘泥サレル気持ガ分ラヌ。自分ノ考ヘデハ之ハフィロソフィーノ問題デ、サウ云フ意味カラ強ク主張シテキルワケダ。例之司令部ガ日本政府ヲシテ特定ノ法人ニ報告提出等ノ義務ヲ負ハシメルコトハ屢々アルワケダガ斯ル場合一々手数料ヲ払フト云フ先例ヲ茲ヘ残ス可キデナイト思フ、加之法人ノ免許設立主義ノ建前カラモ此ノ程度ノ義務ヲ課スルコトハ政府トシテ遠慮ニ及バナイ」

56 当方「本項ニアル第百二十六条ハ臨時財産調査令トノ関係デ削除シタ。御了承ヲ乞フ」

57 当方「罰則ニ関スル貴方ノ原則ヲ承知シタイ」

先方「原則ハ左ニ述ベル通リデアル」

一、逋脱シ又ハ逋脱セントシタ税額ノ少クトモ五倍及ビ又ハ最低五千円以上最高某円ノ範囲デノ罰金及ビ又ハ二年以下ノ懲役

二、故意ニ基カザル過失犯ニ付テハ其ノ結果脱漏シ又ハ脱漏セントシタ税額ノ五%乃至某%ト云ッタ形式ノ罰則的追徴金

三、脱税犯ノ詳細ナル内容刑罰ノ適用等ヲ数度ニ亘リ新聞ニ公開セシムルコト

61 当方「タンジブル・プロパテイノ定義如何」

之ニ付キ数回ノ応答アリテ結局

先方「然ラバココハ《有価証券以外ノ総テノ財産》ト云フ解釈ニシテ置カウ」

トス。但シ現金預金モ証券ト同ジク之カラ除外サレルコトハ話ノ前提トシテ明ラカデアラウ。当方、同一家族ト云フコトニ付前回、分家シタ息子嫁入シタ娘等ノ事ニ付述ベタ。

当方「前回述ベタ如キ取扱ガ妥当ト考ヘテ居ルガ其ノ後ノ貴見如何」

先方「当方トシテハ同一家族ト云フハ最モ狭義ニ解シ度イ、即チ貴方ノ挙ゲタ例ニ付テモ課税サレル」

当方「偶々娘ガ嫁入シタ為ニ又ハ息子ガ分家シタ為ニ父ノ財産トシテ終期迄持続サレレバ増価ノ無カッタデアラウ財産モ課税サレルト云フ事ニナルノカ」

先方「已ムヲ得ナイ」

当方「飜ッテ本法ノ建前トシテ受贈ト云フ行為ソノモノハ戦時利得デハナイカラソレガ始期終期間ニ行ハレタ場合デモ其ノ財産ニ増価ガナイ限リ課税セラレヌ建前トナッテキルデハナイカ」

先方「ソレハ当方ノ考ヘ方ト違フ」

当方「コレハ根本問題デアリ、チャーン氏滞京中ニモ勅令案トシテ差上ゲテアル」

先方「同居家族ノ問題ト贈与ノ取扱トハ密接ニ関係シ且ツ重大ナ問題デアルカラ貴方ノ考ヘ方ヲ記述シテ次回説明シテ頂キ度イ」

当方「承知シタ」

（参考）

税務機構ノ充実ニ付シャベル氏ガマッカーサー元帥宛提出シタ意見書（本意見書ハ既ニマルクワット少将ノ決裁ヲ得テキル）ノ概要

本意見書ハ先ヅ現在ノ税務官吏ノ待遇ニ付テ述ベタル後人員待遇共ニ之ヲ相当増加スルニ非レバ財産税等ノ満足スベキ施行ハ望ミ難シトシ左ノ如ク述ベテキル

一、現在予算上ニ認メラレタ税務官吏ノ定員ハ略六千七百人、其ノ基本給九百六十円、実収平均五千円程度、更ニ財産税法案改案中ニ示サレタル委員会委員（実質上官吏ナルコトハ既ニ会談記録ニ述ベタ）ヲ一署平均十人トシテ三千六百人合計一万人ノ平均給与合計ハ五千万円ニシテ財産税等収入見込五〇〇億円ノ〇・一%ニ当ル。

二、一般ニ徴税費ガ税収ノ五%以下デアレバ其ノ税ハ成功ト看做シ得ル。米国ノ連邦所得税徴収ノ為ノ徴税費ハ二%デアル。日本ノ場合ニ於テハ少クトモ税務官吏数ヲ一万五千人ニ引上ゲ、基本給与ハ之ヲ九百六十円程度ヨリ一千五百円程度ニ迄引上ゲルコトヲ要スル。尚ホ少クトモ高専卒業程度ノ学力アル者ヲ税務官吏ノ中枢トスルコトガ望マシク更ニ評価ノ専門家ヲ多数採用ス可キデアル。

三、右ノ結果人件費ハ財産税等収入ノ〇・五%近クヲ占メルコトトナルガ此ノ程度ノ支出ハ現状デハ不可避ニ近イ不正事件ノ防止ノ為ニモ必要デアリ且ツソレハ必ズヨリ大ナル税収トナッテ国庫ニ返還サレルデアラウ。

出所　大蔵省資料Z六〇三―二四。

(7)　課税提案に対する修正要望事項（商工省関係）

（昭和二一年六月七日）

課税提案に対する修正要望事項（商工省関係）（二一、六、七）

一、公債の全部破棄を断行すること少くとも公債総額と財産税収入総額との差額に相当する差額の公債の破棄を行ふこと。

理　由

(1)　原案は経済界全般に与へる影響は広汎且深刻ではあるが所謂擬制資本の根本的切捨に依って急速且合理的に我国経済の再建を図らうとするものであり、其の意味に於て賛意を表するものであるが、実質資本と見合はない貨幣的名目資産の典型的なものといふべき公債の破棄を見逃してゐるのは不徹底も甚だしい。

(2)　軍需補償、戦時保険金等を打切りながら同じく敗戦に伴って生じた擬制資

本である公債の破棄を行はないのは不公平で、議会、国民を十分に納得せしむることは到底困難であらう。

(3)　巨額の公債を残存しておくことは之を大部分所有してゐる金融機関の産業に対する不当不正なる優位圧迫を強化することとなる。殊にその圧迫強化の実力が本来切捨てられねばならない擬制資本に由来することは許し難いことである。

(4)　若し影響の激化をおそれて公債の打切を延期するとしても、前期の理由に依って早晩実行しなければならぬことは必至であらうし、若しそうなれば我国の経済界は再度に亘り重大な混乱を繰返さねばならぬこととなる。

二、事業会社に関する支払不能額の負担関係は原案に於ては株主資本に甚だ苛酷であって一般債権者に対しては寛に失するから之を両者に対し可及的平等になる様修正すること。(例へば株主一・五、債権者一の割合で支払不能額総額を按分負担することとすること)

右に関連し支払不能会社の未払込株金の徴収を免除すること。

理　由

(1)　原案に依れば支払不能会社は先づ留保及諸積立金の全額を赤字補塡に充当し、不足額については株主資本の九〇%を喰込む迄株主が負担せねばならない。即ち一割に減資しなければならない。以上でも猶支払不能額が残る場合社債権者と一般債権者が一定の割合で負担するといふことになってゐる。この取扱は株主資本と借入資本の法律的性格から単純に考へると一見当然の様に考へられるが次の実情に鑑み今回の整理の際の原則としては妥当ではない。原案通りするときは軍需会社事業設備の殆ど全部が金融機関の所有に帰属することとなり、産業の健全な発達を著しく阻碍する。

(イ)　支払不能額発生の原因が株主の事業経営の無能失敗に基くものではなく、国家補償の打切といふ国家財政の健全化と敗戦に伴ふ擬制資本の切捨てに依って我国の経済再建を急速且合理的に行はうといふ国家政策に基くものであるからその負担は株主資本及借入資本の双方に平等とするのが正当である。

(ロ)　戦時中行はれた事業設備の拡張は大部分借入金に依って賄はれたが、之は我国の戦時経済政策の特色であって、一般の株主の自由意思とその企業危険負担に於て行はれたものと理解することは不正確であって寧ろ政府の指導方針に依るものと見るべきで、従って一般債権者にも株主と平等に企業責任を負担させるのが正当である。

(2)　右二つの実情に鑑み原案実施に伴ふ整理の際未払込株金を徴収することは株主に酷である。

三、金融機関の取立不能債権の整理の為にする一万円以上の預貯金の支払打切は金融機関毎に行ふのは甚だしい不公平の結果を来すので全金融機関及全預貯金を一括綜合して之を実行することとすること。

理　由

会社は戦時中政府が命令した(現在も継続してゐるのであるが)金融機関の指定制等の拘束があった為に預貯金先選択の自由は持ってない。従って預貯金の犠牲に依る取立不能債権の整理を当該金融機関毎に行ふのは預貯金に与へる影響が極めて偏頗不公平となる。

四、事業会社に依っては封鎖銀行側(資金統合銀行)よりの巨額の借入金と之と見合ひになる巨額の預金を他の金融機関に有するものがあるがこの種の預金は切捨の適用外とすること。

五、統制団体の預貯金は、政府預金に準じ切捨の適用外とすること。

六、個人の預貯金に対する切捨免除の限度を三万円とすると共にその単位を世帯に依ること。

理　由

(1)　原案の如く切捨免除の限度を一万円にするのは財産税の免税点三万円との均衡を失する。殊に戦時空襲保険以外の財産を持たない戦災者の如き場合に於てその不均衡顕著である。

(2)　切捨適用の単位を世帯単位とせず口座単位にするのは一口一万円以下の多数の口座で預貯金してゐる者とそうでない者との間に著しい負担の不均衡を来して不公平である。

(3)　単位を世帯単位にすることは本年三月二日現在で申告させた金銭財産等申告書に依って容易に捕捉整理し得る便宜がある。

七、要研究日本側意見保留事項

(1)　賠償設備未確定の期間中、賠償として取立てられる危険のある設備を持ってゐる事業会社の整理方法

(2)　支払済契約打切代金の回収の可否及回収するとすればその範囲及回収方法

出所　大蔵省資料Z五二六―四―二。

(8)　G案対策経済閣僚懇談会提出資料

(昭和二一年六月八日大蔵省)

①

一、課税提案に関する意見(未定稿)

一、補償の全面的打切の及ぼす影響

一、預貯金一万円の計算方法別金額推算

一、金融機関の欠損見込額推算

一、戦争保険、生命保険及損害保険金額別調

一、預貯金の金額別調

課税提案に関する意見(未定稿)(蔵・官・文二一、六、八)

第一　本案を全面的且即時実施する場合の各方面に対する影響

一、本案は戦争保険、一般補償及契約打切りに関する請求権にして一万円を超ゆるものは一〇〇%課税を以て捕捉するのみならず、既に支払ひたる金額をも過去に遡って捕捉せんとするものであるが、斯の如きは所謂補償問題として世に論議せられて居った所に依り国民の予想して居た範囲を遥かに超える全面的な補償のキャンセルであって、産業界、金融界に亙り実に広汎なる影響を及ぼすのみならず、失業問題等にも拍車をかけ、一般の債権債務の処理に迄影響し、食糧危機に深刻なる不安を加重する。

(イ)　民間相互の債権債務に付ても種々紛争を生じ、政府の租税其の他の公

二、即ち、全面的なる補償の打切りに依って、其の損失が直接間接に国民の間に如何に分布され負担されることになるかは極めて複雑且錯綜し適確且実証的に之を提示することは困難であって、其の概略は別添資料に示される通りであるが、之を概説すれば次の通りである。

(1)　先づ企業界に於ては

(イ)　急激なる補償の全面的打切りに依って恐らく現在の諸会社の相当数は破産となり、

(ロ)　後述する如く最初の衝撃を緩和する為、例へばモラを施行する如きこととなれば緊要産業の生産すら一時停止の已むなきに至り、

(ハ)　更に諸企業の物的設備、在庫品等の企業体及従業員に依る持出し、隠匿、荒廃等を招来し、

(ニ)　又失業者は急激に増加せざるを得ない。

(2)　金融界としては、

(イ)　此等関係企業又は共の株式或は社債に対して金融を行へる銀行及保険会社が甚大な影響を受けることは当然であって、延て預金者及保険契約者に莫大なる損失を与へる。

(ロ)　特に補償債権の取立不能及産業界の混乱の為健全なる貸出迄固定せざるを得ずとすれば金融機関の内容の整理は益々困難となり共の結果預金の如き必要以上に切下げを余儀なくせらるる場合を生ずる。

(ハ)　斯くて信用は失墜し、新円預金には手を付けずとするも第二銀行を設立しても共の預金吸収は極度に困難となり勢ひ緊要平和産業面に対する資金の供給も順便を欠く結果となる。

(3)　社会経済全般に於ては

(イ)　金融緊急措置令施行下に於ても通貨及預金に対する一般的不安感から換物運動を激化し、生活不安を更に深刻にする惧れがある。

(ロ)　特に農民は衝撃を受け、麦、いもの供出意慾を減殺し、政府米の操作に影響し、食糧危機に深刻なる不安を加重する。

(ハ)　民間相互の債権債務に付ても種々紛争を生じ、政府の租税其の他の公

租公課にしても其の徴収を確保し得なくなる惧れがある。

(4) 尚財産税に付ては本案実施に伴ふ各種の錯綜せる負担関係が明確となる迄は評価が不可能となり、之が公正なる実施は相当期間延期せざるを得ない。

又本案に依る一万円迄の預金に付ては別途大なる政府補償を要するやも知れざる外、右の状態に於て緊要面への資金供給を図る為には結局日銀に仰がざるを得ないこととなる。

三、以上は影響の荒筋を述べたに過ぎないが、要之本案を其のままの形にて且即時に断行するに付ては自信を持てぬと謂ふのが偽らざる処と信ずる。

四、併し乍ら他面に於て過去に於ける残滓を払拭し、新日本経済再建にスタートを切る為には真に思ひ切った措置が必要であること亦論を俟たぬ処であるから、実施のタイミングを合理的ならしむることが出来、且之を成功せしめ得る為の条件が確実に充足せられることを前提とすれば本案の実現は必ずしも不可能ではない。

第二　本案実施の時期

一、本案を其のままの形にて即時に断行することは上述した所に依り自信が持てない。

二、本案に付後述する如き所要の修正を加え且所要の条件の充足に確算ある場合に於ては後述する処に依り実施の段取りに入ることは可能である。

三、併し乍ら此の場合に於ても本案の発表迄には十全の準備を完成する必要があり、且其の間絶対に外部に漏れぬことを必要とする。

第三　本案実施の前提条件となる諸条件

一、金融緊急措置令実施後の状況に顧みるも単なる金融措置のみを以ては戦後経済の立て直しは不可能である。食糧、生産、労務等各般の綜合措置なくして、単なる経理面の整理だけでは、上述の如く害多くして利は少い。此の意味に於て、本案の趣旨を実現する為には左の条件は絶対に充足する要がある。此の点に付ては司令部の支援と政府全体の一致せる推進とが絶対に必要である。

二、条件となる項目は概ね次の如くである。

(1) 食糧の安定。

(2) 賠償物件の確定と之に依り不安定要素を払拭したる産業再建計画の確定。

(3) 占領軍よりする我国負担の緩和。

(4) 失業対策の実施。

(5) 労資問題の明瞭なる方針の決定。

(6) 全国民の心からの納得をかち得るに足る啓蒙工作（消極面としては政党、新聞等の無責任なる言動の自制）

第四　本案実施着手の手順

本案実施着手の手順を想定するに概ね左の如くなる。

一、モラトリウムの施行

(1) 新円預金は本案の対象より除外せば、預金の取付は些して懸念する要なかるべきも、一般的に債権者債務者間に紛争を生ずべきに依り、約〇ヶ月間モラトリウムを施行する要あるべし。

(2) モラトリウムと併せ物資の移動制限をも行ふの要あるべし。

(3) 右は緊急勅令を以てするの要あり。

二、声明の発出

(1) モラトリウムの施行と同時に本件施策の全貌を懇切丁寧に布衍し、且諸他の条件充足の見透しに付具体的なる声明を為す要あり。

(2) 其の際司令部側より支援の声明あらば更に効果あるべし。

三、モラトリウム実施中採るべき措置

(1) 金融緊急措置令施行規則を改正して、各金融機関に新勘定を設けさせ、

(イ) 各人に付其の名義の封鎖預貯金（又は無尽掛金等）の中より総額一万円迄及自由預貯金全額。

(ロ) 受取人各一人に付其の受取名義の生命及損害保険金を各々総額一万円迄（簡保と生命保険は合算する）を之に移し替へ得るものとする。

(ハ) 右の新勘定の預貯金及保険金に付ては現行の規定により払出を認める

が其の他の部分に付ては其の払出を認めぬこととする。払出資金は必要があれば積極的に日本銀行より供給せしめる。

(2) 右金融機関の債権債務の整理に関する法律案を提出して、次の事項を定める（概ね一年内に之を完了する）。

(イ) 新銀行（所謂第二銀行）の設立及旧銀行の整理。

新銀行は右(1)(イ)の預貯金及之に見合ふ優良資産を旧銀行より引継ぐ。

(ロ) 保険会社の債権債務の整理も、右に準ずるが、新立機関は其の公共性を強化する方向に於て其の整備を図る。

(ハ) 日本銀行に集中された、金融機関の未整理損失の整理に付ては、其の全貌を見たる上別途其の処理方を考究する。

(3) 金融機関の整理期間中に於て必要且適切なる非業資金に付ては復興金融機関又は金融機関（新勘定）に依りこれを供給せしめる措置を講ずるものとし、必要があれば、日本銀行より之が資金を供給せしめる。

(4) 軍需会社、戦災会社等にして補償打切に依り債務超過を来す惧あるものに付、某日を以て勘定を締め切らしめ、同日以後は新勘定に於て旧債務と関係なく生産に入らしむる為の必要なる立法其の他の措置を講ずる。

(5) 第二会社設立に関する法制的措置を講じ、特定の会社に付ては一定期間内に強制的に第二会社を設立せしめる。

備考　一般債権債務に本案の実施に依り預金、所有有価証券等に大なる減価を受けた個人の負担する債務の処理等に関し必要なる措置を講ずる。

第五　本案に修正を要し乃至は明瞭ならしむべき事項

一、請求権の範囲

(1) 戦争保険

(2) 契約打切りに伴ふ半製品代金

(3) 所謂一般補償

の三者に限定すること。

二、一万円の定め方

(1) 企業に付ては資本金二十万円以下のものに限り戦争保険、一般補償、契約打切り三者を総括して一万円とすること。

(2) 個人に付ては戦争保険に関しては原則として名寄せをして各個人単位に計算するものとするも一万円の限度を相当程度増加せしむることを考慮すること。

三、既支払分の返却

一定額（原案は一万円）を超ゆる既支払分は租税として返却するを要する処右に付ては左に依り処理すること。

(イ) 原則として該当者をして申告せしむること。

(ロ) 既に支払はれたる金額を以て公認せられたる平和産業用の施設、学校其の他公共用施設等に使用し又は個人の生活用住宅建設等に充当したることを立証し得る場合は一定期日迄の申請に依り減免又は低利貸付等を為し得る途を開くこととすること。

四、金融機関に対する預貯金の切り方

(1) 「一万円」の計算に付ては世帯毎一人に付名寄せすることを建前とするも之が実際の取扱ひに付ては非務上の困難性及現在の社会経済の実情等を勘案し適当なる処理を為すこと。

(2) 銀行等に依り一万円超の部分の預金等の切捨てには成るべく凸凹なきやう考慮すること。

(3) 預金者等の累進的負担方法に付考慮すること。

五、関係企業、金融機関の整理に関する負担区分等に付ては別途慎重に検討すること。

六、財産税に付ては一〇〇%課税後に於ける株式、預金其の他の評価基準の概定に相当の期間を必要とするを以て徴収の時期は一〇〇%の課税後少くとも半ヶ年後とする。

補償の全面的打切の及ぼす影響

一、補償を全面的に打切った場合の影響は極めて広汎であるから具体的に如何なる結果になるかを短時日の間に計数的に検討することは極めて困難であり、

又これを検討する為に必要なる資料も甚だ不充分である。

一、茲に掲げた数字は、主として昨年来軍需補償を請求せんとする会社数千社から提出せしめた資料を基礎とし、(但し其の後の情勢に依る若干の修正を加へた) 其の他利用し得る多少の資料を以て極めてあらい達観を加へたものである。

尚ほこの調査では最近の物価の情勢等と睨み合せ会社の資産の評価益を可成り多額に見込んでゐるが、実際の会社整理の時に於て、資産の処分価格がどうなるかに依って損失の分担割其の影響は相当変って来るであらう。

一、この調査に依る結論的数字は補償を全面的に打切った場合の直接的損失のみの影響を示したものであって、此の他に補償の全面的打切に依る間接的損失も可成りの額に上るべく、又企業が終戦後今日迄不生産的な設備、資材、労務を擁し、且今後一、二年を要する整理期間中に於ても、之等不生産的な生産要素を一挙に排除出来ない以上、其の為の不生産的な謂はば清算費的な経費は厖大な額に上るであらう。其の他補償打切の結果、社会秩序が混乱することにでもなれば、会社の現存資産の毀損、持出等が行はれることも予想せられ之等の損失は今後尚ほ幾何に上るか見当が付かない。而してその大部分は結局は金融機関の負担に帰し、それだけ預金者の負担は加重せられるものと見なければならない。

打切の及ぼす影響表　(単位 百万円)

打切額		同上負担者別推定		備考
一、軍需企業関係				
一般補償	一三、五〇〇	評価益	三〇、五三四	四、三八六社の純資産(現存資産時価評価額より外部負債を控除せるもの)は六五〇億円となるが、各社に付検討する場合には航空機会社等の純資産赤字会社があるので左の通推定する。 ㈠純資産赤字会社の払込資本金四〇億円の九割及黒字会社二四八億円の三分の一の合計額
戦争保険	一七、二三四	積立金	四、三〇〇	
契約打切	一〇、〇〇〇	払込資本金	一一、八〇〇	
産業設備営団	九〇〇			
賠償施設	六、〇〇〇			
在外資産	五、〇〇〇			
		金融機関	四、六二六	㈡純資産赤字会社の積立金一〇億円の全額及黒字会社六七億円の二分の一の合計額
		社債	一、八一八	㈢右純資産赤字会社の外部負債のみの資産超過額六〇億円のみが外部債権者の負担となる。関係者の負担割合は左記債権額に比例す但し社債権者の負担を其の他債権者の一倍半とする。
		其ノ他	二、八〇八	
		下請機関	一、〇九八	
		従業員	二〇四	
		株主(未払配当)	七二	
計	五二、六三四	計	五二、六三四	
二、一般企業				
戦争保険	三、九二七	評価益	三、〇六三	軍需企業の各者負担割合より類推する。
在外財産	一、四〇〇	積立金	四三八	戦争保険金算出内訳
計	五、三二七	払込資本金	一、一九九	企業分総額 四、九二七
		金融機関	六〇四	一〇万社、一万円宛保留 一、〇〇〇
		従業員	二三	差引企業負担 三、九二七
		計	五、三二七	
三、金融機関直接の関係				
在外財産	一一、〇〇〇	金融機関	一一、〇〇〇	
四、個人関係				
戦争保険	二、七九六	個人	二一、〇九六	戦争保険金算出内訳
在外財産(証券)	六、三〇〇			個人分総額 一八、一九六
〃 (其ノ他)	一二、〇〇〇			一五四万人一万円宛保留 一五、四〇〇
計	二一、〇九六			差引個人負担 二、七九六
五、保険金保留分の負担				
戦争保険金(企業)	一、〇〇〇	金融機関	一六、四〇〇	戦争保険金一万円保留分の負担を金融機関の負担とするや否やは未定なるも一応金融機関の負担となるものと想定した。
〃 (個人)	一五、四〇〇			
計	一六、四〇〇			
六、以上合計				
一般補償	一三、五〇〇	評価益	三三、五九七	
戦争保険	四〇、四〇〇	積立金	四、七三八	
契約打切	一〇、〇〇〇	株主(払込)	一二、九九九	
産設営団	九〇〇	〃 (配当)	七二	(以上 五一、四〇六)
賠償施設	六、〇〇〇	金融機関	三三、六七三	金融機関は株主として又担保物件として株式を保有する者としても損失を負担することになる。これを株主負担の一五二億円の三分の一程度とせば約五〇億円を加算する必要がある。然るとき負担総額は三三、〇七四百万円となる。
在外財産	三五、七〇〇	下請機関	一、〇九八	
		従業員	二二七	
		個人	二一、〇九六	
計	一〇六、五〇〇	計	一〇六、五〇〇	

種別債権額修正額表:

種別	債権額	修正額
社債	一七〇億円	二五五億円
其の他借入金	三九四	三九四
下請機関	一五四	一五四
従業員	二八	二八
株主(未払配当)	一〇	一〇
計	七五六	八四一

一、金融機関の欠損見込額推算　(金額単位 百万円)

区分	普通銀行	貯蓄銀行	特別銀行	信託会社	預金部	農林中金	計	備考
融資欠損見込	二四、七一五	二五三	八、一二六	六〇五	―	八二六	三四、五二八	合計額に於て喰違ひあるは端数切捨のためである。
一般社債欠損見込	四二一	一三	二六	九三	六九八	―	一、二五一	
政府保証債 〃	二、五八九	五四〇	四四	一六八	五、三〇〇	二、五四八	一一、一九三	
外国証券 〃	一、五七八	六一四	八八	三九五	六九六	七九八	四、一七一	
普通株式 〃	九〇	一二	一二	四〇	―	一	一四四	
在外財産 〃	―	―	四〇	―	―	―	四〇	
其の他 〃	二四	―	―	―	―	―	二五	
合計	三九、四一〇	一、五三三	八、三三七	一、三〇二	六、六九六	四、一七四	五一、四四四	

二、金融機関の払込資本金及社内留保額調　(金額単位 百万円)

区分	普通銀行	貯蓄銀行	特別銀行	信託会社	預金部	農林中金	計	備考
払込資本金	九〇五	六六	二二三	三三	―	四七	一、二七七	合計額に於て喰違ひあるのは端数切捨のためである。
社内留保	九九四	三五	二九二	六三	二、三六七	―	三、七五五	
合計	一、九〇〇	一〇二	五一六	九六	二、三六七	四八	五、〇三三	

(備考)

一、本計表は本年三月末の数字に付昭和二十年九月末現在に於ける欠損見込額を基準として算出した。

二、戦争保険関係融資に付ては一万円未満の分に見合ふ融資も一応金融機関の損失となるものとして計算した。

三、本件調査の対象たる金融機関の預貯金等(特殊預金等を除く)は二、〇一二億円であるから、右欠損見込額四六四億円(本計表の一から二を控除した金額)を預貯金等の負担に於て整理するとすれば預貯金等の損失は平均して約二三%程度となる。

四、金融機関に付右の外金庫、無尽会社、信用組合及び農業会等があるから、金融機関全体の欠損見込額は本表の数字よりも更に相当増大する見込である。

生命保険会社に及ぼす影響

区分	資産 (千円)	損益 (千円)	
外地有価証券及貸付金	一、四三七、九五〇	(−)一、四三七、九五〇	一〇〇%
軍需関係社債及貸付金	二、〇五六、六二〇	(−)一、四三九、六三四	七〇
其他社債及貸付金	一、七七九、六七七	(−)八八九、八三八	五〇
国債及地方債	三、九八九、〇六一	〇	〇
不動産	一六七、八二九	(+)六七一、三一六	五倍
其他	一、七五二、六四六	〇	
合計	二一、二〇二、六七三	(−)三、〇九六、一一五	
証券含み		(+)二四五、〇〇〇	
配当準備金		(+)四三九、〇〇〇	
差引残	八、七九〇、五六八	二、四一二、一一五	二一%
資本金	三五、八五〇		

損害保険会社に及ぼす影響

区分		資産		損益	
資再保本金	在外資産	五一、五八九千円	(一) (一)	五一、五八九千円	(一) (一)
差引外国債及地方債		三三七、二八九、一五二	(一) (一)	一三五、七八一、三五一	(一) (一)
積立金	社債株式	三三五、五九一、二八一	(一) (一)	一三五、七八一、三五一	(一) (一)
契約準備	貸付金	二、〇九二、六五九	(十) (一)	七、六八一、三五九	(一) (一)
総計	不動産	二一、一四三、九五〇	(十) (一)	二、三四一、五〇〇	(一) (一)
其他	外国債及地方債	二、三三五、九〇一	(一) (一)	二、三三五、九〇一	(一) (一)
共	国債及地方債	三三三、七九一、八九〇	(一) (一)	一三五、七八一、三五一	(一) (一)
不動産		二一、一四三、九五〇	(十) (一)	二、三四一、五〇〇	(一) (一)
外国債及地方債		二、三三五、九〇一	(一) (一)	二、三三五、九〇一	(一) (一)
国債及地方債		三三三、七九一、八九〇	(一) (一)	一三五、七八一、三五一	(一) (一)
社債株式		三三五、七九一、八九〇	(一) (一)	一三五、七八一、三五一	(一) (一)
貸付金		二、〇九二、六五九	(十) (一)	七、六八一、三五九	(一) (一)
在外資産		五一、五八九千円	(一) (一)	五一、五八九千円	(一) (一)
本差引外国債及地方債		三三七、二八九、一五二	(一) (一)	一三五、七八一、三五一	(一) (一)
金引積立金	社債株式	三三五、七九一、八九〇	(一) (一)	一三五、七八一、三五一	(一) (一)
資再保本金	貸付金	二、〇九二、六五九	(十) (一)	七、六八一、三五九	(一) (一)
差引外国債及地方債		三三七、二八九、一五二	(一) (一)	一三五、七八一、三五一	(一) (一)
積立金	社債株式	三三五、七九一、八九〇

(ロ)　損失を負担するものとされる国家に対し相当大きな不満若くは不信の声が企業に整理を余儀なくされるとたちまち経営者側乃至従業員側の会社資産の持出、隠匿の虞が約大きいからである。又生産管理より転じて会社整理の管理問題や生ずるが、かゝる現在に於ては此の諸条件と「本案実施後に於て、日本経済の安定且一般民衆が迅速しかも最も有利な価格を以て必要品を購入し得る事」が最も重要な条件」が達成されるか否かは大凡次の如き点に懸つて居ると云つてよい。

三、本案実施後に於ては、少くとも現在に於ける如き統制経済は勿論のこと、可成自由経済の線迄も復帰すること。

(イ)　本案実施の目的は、日本経済の再建にあるのであるから、此の点に関する国民の協力を得ること。

(ロ)　本案実施に伴う諸種の犠牲は、国民全体が公平に負担すること。

(ハ)　本案実施に伴う諸種の犠牲は、国民全体が公平に負担すること。

(ニ)　本案実施に伴う諸種の犠牲は、国民全体が公平に負担すること。

(ホ)　本案実施に伴う諸種の犠牲は、国民全体が公平に負担すること。

(ヘ)　本案実施に伴う諸種の犠牲は、国民全体が公平に負担すること。

(ト)　本案実施に伴う諸種の犠牲は、国民全体が公平に負担すること。

(チ)　本案実施に伴う諸種の犠牲は、国民全体が公平に負担すること。

(リ)　本案実施に伴う諸種の犠牲は、国民全体が公平に負担すること。

(ヌ)　本案実施に伴う諸種の犠牲は、国民全体が公平に負担すること。

(ル)　本案実施に伴う諸種の犠牲は、国民全体が公平に負担すること。

(ヲ)　本案実施に伴う諸種の犠牲は、国民全体が公平に負担すること。

(ワ)　本案実施に伴う諸種の犠牲は、国民全体が公平に負担すること。

(カ)　本案実施に伴う諸種の犠牲は、国民全体が公平に負担すること。

(ヨ)　本案実施に伴う諸種の犠牲は、国民全体が公平に負担すること。

(タ)　本案実施に伴う諸種の犠牲は、国民全体が公平に負担すること。

(レ)　本案実施に伴う諸種の犠牲は、国民全体が公平に負担すること。

(ソ)　本案実施に伴う諸種の犠牲は、国民全体が公平に負担すること。

(ツ)　本案実施に伴う諸種の犠牲は、国民全体が公平に負担すること。

(ネ)　本案実施に伴う諸種の犠牲は、国民全体が公平に負担すること。

(ナ)　本案実施に伴う諸種の犠牲は、国民全体が公平に負担すること。

(ラ)　本案実施に伴う諸種の犠牲は、国民全体が公平に負担すること。

(ム)　本案実施に伴う諸種の犠牲は、国民全体が公平に負担すること。

(ウ)　本案実施に伴う諸種の犠牲は、国民全体が公平に負担すること。

(ヰ)　本案実施に伴う諸種の犠牲は、国民全体が公平に負担すること。

(ノ)　本案実施に伴う諸種の犠牲は、国民全体が公平に負担すること。

(オ)　本案実施に伴う諸種の犠牲は、国民全体が公平に負担すること。

(ク)　本案実施に伴う諸種の犠牲は、国民全体が公平に負担すること。

(ヤ)　本案実施に伴う諸種の犠牲は、国民全体が公平に負担すること。

(マ)　本案実施に伴う諸種の犠牲は、国民全体が公平に負担すること。

(ケ)　本案実施に伴う諸種の犠牲は、国民全体が公平に負担すること。

(フ)　本案実施に伴う諸種の犠牲は、国民全体が公平に負担すること。

(コ)　本案実施に伴う諸種の犠牲は、国民全体が公平に負担すること。

(エ)　本案実施に伴う諸種の犠牲は、国民全体が公平に負担すること。

(テ)　本案実施に伴う諸種の犠牲は、国民全体が公平に負担すること。

(ア)　本案実施に伴う諸種の犠牲は、国民全体が公平に負担すること。

(サ)　本案実施に伴う諸種の犠牲は、国民全体が公平に負担すること。

(キ)　本案実施に伴う諸種の犠牲は、国民全体が公平に負担すること。

(ユ)　本案実施に伴う諸種の犠牲は、国民全体が公平に負担すること。

(メ)　本案実施に伴う諸種の犠牲は、国民全体が公平に負担すること。

(ミ)　本案実施に伴う諸種の犠牲は、国民全体が公平に負担すること。

(シ)　本案実施に伴う諸種の犠牲は、国民全体が公平に負担すること。

(ヒ)　本案実施に伴う諸種の犠牲は、国民全体が公平に負担すること。

(モ)　本案実施に伴う諸種の犠牲は、国民全体が公平に負担すること。

(セ)　本案実施に伴う諸種の犠牲は、国民全体が公平に負担すること。

(ス)　本案実施に伴う諸種の犠牲は、国民全体が公平に負担すること。

(ン

併し現実の問題として右の趣旨を一般国民をして心から納得せしむることは困難であって、従って結局本案は強き政治として強行するより仕方のないことであらう。又仮に何かよいことを云ってみても、其れはすぐ裏切られるであらうし又国民は信用しないであらう。

七、本案に依れば戦災者と然らざるものとの間に実に著しい不公平を生ずる。司令部側の見解では当り前のことであるのかも知れないけれども斯る方策は国民は決して納得しない。

第三、本案の取扱方及対策

一、以上要するに本案は極めて重大且深刻であって戦後出て来た諸問題中其の重大性に於て一、二を争ふべき問題であることをしっかり認識してからねばならない。

本案の一番の狙ひは先般の応急的な経済危機緊急対策に引続いて、真に戦時経済の整理、新日本経済再建の発足をするといふことである。企業経営を合理的に建直することも、現状の儘ずるずるいったのでは出来ない。それで結局問題は上述した本案実施の結果を飲込んだ上で、是非必要な修正を求める外は大体本案の筋で実施をするか、他の提案をするかを政治的に判断せられ、其の方針に基いて所要の作業をすることが必要である。

又これだけ大きな問題に付ては有形無形の結果乃至効果を適確に商業的に計算することは困難であって、大体は腹で御判断を願ふより致し方ない。

二、本案に依って直に経済の安定を期することは必ずしも望み難いけれども整理再建の第一階梯として本案を実施する場合には大蔵省事務当局研究等の準備の外左の諸点に付是非考慮を要する。

(一)　食糧確保に付改めて特段の考慮をなす必要がある。

(二)　生産の停滞を生ぜしめぬやう予め措置する必要がある。

(三)　国債の取扱をどうするかに付て同時に腹構えをきめておく必要があるであらう。

(四)　少くとも個人の戦争保険金に付ては五万円乃至十万円位迄の支払を認め得る様修正を求めることが適当である。

三、本案を受諾するにしても実施の時期を今少しく食糧、基礎資材等の見透のつく時期迄延ばすことも一案であらう。但し此の場合は其れ迄の間現在の状態に対し如何に対処すべきかを考へる必要があらう。

四、本案を不適当とする場合には差当り次の様な各案が考へられるが夫々種々の問題を包蔵する。

(一)　第一案（棚上案）

(1)　軍事補償を打切りとする。

(2)　火災保険、賠償、在外資産関係に付ては長期の低利国債（例之、五十年賦払、年利二分とし、昭和二十三年九月より支払ふ）で支払ひ、既に支払ったものは之に置き換へる。

(3)　小額預金は国家に於て保護をする。その場合個人は尠くとも一人一万円を限度とし、戦災者、帰還同胞等に対しては相当に此の限度を引きあげる。（例之、五割）

新円預金は金額の如何を問はず、その金額を確保する。

(4)　二、三の場合とも、生産資金、生計資金、最低限度の復旧資金はその現金化の途を置く。

(二)　第二案（G案に近き財産税案）

(1)　軍需補償は打切る。

(2)　戦災保険金は一定限度以上財産税と共に徴収する。（例之、住宅四五、〇〇〇円、動産二〇、〇〇〇円、営業用資産二〇〇、〇〇〇円）既に特殊封鎖解除のものに付ては特別の延払ひを許す。

(3)　賠償、在外資金に付ては一定限度（略二、に準ず）迄支払を為し、右以上に対しても累進的に相当切り捨てを加へつつ補償をする。

(4)　過渡的の金融の不安、梗塞に対しては特殊の金庫を設け、又は特殊銀行を通じて思ひ切った金融をする。

(5)　小額預金に対する措置等第一案の三、に準ずる。

(三)　第三案　所謂一般補償の打切に止める。

(四)　其の他尚色々考へられるであらう。

五、尚此の際考ふべきは議会との関係である。

(一)　民主政治を尊重するならば、政府は動揺を防止する為、預金及会社資産に対する一定の制限措置を講じた上、議会に提案すべきであらう。

(二)　若し事業の性質、司令部又は対日理事会との関係其の他の考慮に於て是非緊急勅令に依ることが必要乃至賢明であるとすれば政府は非民主的官僚的といふ非難を受けるであらう。

欄外　愛知文書課長筆跡のペン書き記入。

①六・八　経済閣僚懇談会へ審議室ヨリ提出

出所　大蔵省資料Z五二六―四―二。

(10)　租税提案に関する件（昭和二一年六月八日農林省）

租税提案に関する件（六月八日農林省）

第一　本案を全面的且即時実施する場合の影響

一　本案の実施に依り農民は帰趨に惑ひ正に麦及馬鈴薯の供出の最盛期に於てその供出は停止する

経済界の混乱に依り人心の不安を惹起し、各個人各地域が孤立経済化の傾向を強くし政府米の需給操作が著しく困難となり大都市への主要食糧の廻送は暫くは停止するに至るであらう

蔬菜及鮮魚介の大都市への供出が当分の間停止し、予想外の混乱が来る懼がある

かくして食糧需給の最も困難な時期に、その困難を激化するであらう

二　一般会社の破産、金融機関よりの貸出の不円滑等に依り食糧の集荷配給機関が打撃を蒙り又はその所要資金の調達が困難となり食糧の集荷配給が混乱する懼がある

三　肥料の生産が著しく減少しその他の食糧供出の為の裏付物資の確保は不可能となり今後の供出は見込み得ない

四　農産物の供出が停止し、特に木材、繭の買付は困難が予想せられる

第二　本案実施の前提条件となる諸条件

一　食糧に及ぼす影響に鑑み少くとも六大都市等の一ヶ月分の配給量に相当する輸入主食糧の配給許可を予め与へられ、十分の準備を整へる余裕を与へ、更にその後の二ヶ月分の配給量に相当する数量を輸入する保証を与へること

二　金融機関の整理期間中及その後に於ても食糧（主食糧及副食品を含む）の収買代金、食糧の生産配給の為の所要資金、肥料等の生産配給に要する資金等の供給は支障のない様強力な措置を講ずること

出所　大蔵省資料Z五二六―四―二。

(11)　G案に対する石橋蔵相対案（経済閣僚懇談会付談案）

（昭和二一年六月一〇日）

①五月三十一日貴司令部より受領せる Taxation program は一挙に懸案の補償問題を解決し、且つ政府の負担を減ずる点において我々の大に賛意を表し、貴司分部の好意を謝する所である。仍て我々は是非共貴案の実現を計りたく、慎重に其の方法を研究したが、遺憾ながら別書記載の通り即時に之を実施することは却って大なる損失を日本経済に与へ、政府負担の軽減にも亦寄与する所少きことを発見した。と云ふて之が施行に十分の準備を行ふ為時期を延引する時は、差迫れる財産税の施行を亦延期せざるを得ず、国民に亦不安を与へるであらう。仍て我々は貴案の目的を十分取入れると共に別記の対案を作製した。希くは貴司令部の絶大の好意に依り我々の此対案の即時実施を許容せられんことを。

補償打切対案　　大蔵大臣（二一、六、一〇）

第一　対案理由

要補償会社の資産負債の状況は一様でない。

併し其の少なからざる者は政府より一切の補償を受けることに依って、漸く其の外部負債を弁済し得るか否かの状態にあると思はれる。即ち外部負債だけは略ぼ損失になってゐるであらう。

(12)　会議についての講義録（昭和二一年一〇月一日）

出所　大蔵省資料Z五二次　一四一―一一。

四、小額預金の確保限度は一人当り一万円とすること。

五、打切りの方法はG案の如く預金者に対して徴収する方法によること。

六、新円のうち流通保留額は一人当り一〇〇円（家族一人につき一〇円）とすること。

七、官民諸事業は、前記の条業受入体制の整ふに従って、思切りたる整理を断行すること。

八、蛾時補償は、在外資産補償等を除き、将来の日本産業の為必要ならざる設備の大なるものは国家の経営に依ってこれを保留せらるべきこと。

以上の整理に依り遊休化せる設備中、将来の日本産業の為必要ならざる設備の大なるものは国家の経営に依ってこれを保留せらるべきこと。

九、財産税は次定税率に依るも一人一万円を限りその超過額を生ずる場合に於ては超過額に対しては更に重課せず、数年に亘る重課収を行なうこと。若しこれ為る徴収超過を生ずる場合には後に払戻すべきこと。

十、本整理に依り発生する新円は左の割合を以て各種の支払に充つること。

一、戦災保険、臨時補償、在外資産補償等を解除するまでは封鎖預金（本項後段ヨまでの）の封鎖を一段厳重にすること。

二、戦災保険と共に預金預貯金は封鎖を解除するまでは長期低利の発払い（例えば一分）

三、公債を低利に強制借替をなすこと（例えば一分五厘）

四、個人の小額預金保証の限度を総和なる（例えば一万円）

五、戦災保険、臨時補償、在外資産補償等に付ては三分の一を打切り、三分の一を当該権利者に対し昭和二十五年に限り払うこと。

六、財産税は打切ること。

七、個人の小額預金は打切ること。

八、財産税は打切る（例えば三分の一を打切り、三分の一を当該権利者に対し昭和二十五年に限り払うこと。

九、公債を低利に強制借替をなすこと（例えば一分）

十、本整理に依り発生する新円は左の割合を以て各種の支払に充つること。

一、預金封鎖を行うこと。

二、戦災保険、臨時補償、在外資産補償等に付ては三分の一を打切り、三分の一を当該権利者に対し昭和二十五年に限り払うこと。

三、財産税は打切ること。

四、個人の小額預金は打切ること。

五、戦災保険、臨時補償、在外資産補償等に付ては長期低利の発払い（例えば一分）

六、公債を低利に強制借替をなすこと（例えば一分）

七、官民諸事業は、前記の条業受入体制の整ふに従って、思切りたる整理を断行すること。

八、財産税は打切ること。

九、財産税は次定税率に依るも一人一万円を限りその超過額を生ずる場合に於ては超過額に対しては更に重課せず、数年に亘る重課収を行なうこと。若しこれ為る徴収超過を生ずる場合には後に払戻すべきこと。

一、狭義の軍需補償打切りは石橋案通り。
二、戦災保険其他の補償の三分の一を打切ること。
（或は三分の一が行過ぎならば四分の一にても可なり、又五万円以上の超過保険を厳重に査定して四分の一見当を打切るやうに措置するも一案なり）
三、一般国民負担分即ち財産税徴収によりて塡補する分は三分の一とす。
（或は打切りを四分の一となす結果財産税塡補額を½即ち五割迄となすも一案なり）
四、将来への棚上分を三分の一とす。
（或は四分の一となすも一案なり）
右棚上方法に付ては種々考へられ、国有財産の証券化によって之を繰延べるのもその方法であるが自分の一案としては
(1) 十年据置償還無利子公債を発行して之を補償権利者へ交付す。
(2) 右公債を以て債務の担保となす。即ち金融機関への債務は焦付状態に置く。
(3) 右公債は額面を以て評価することを得。
(4) 金融機関へ対し債務者は三分の利子を支払ふ。債務者が支払ふ能はざる分は国家に於て補償す（金利は事業家が支払ふ）。
(5) 右公債は財産税をかけず。
(6) 十年間に於ける日本経済の推移を見て本公債を借換へるか否かを決す。
交渉の方法
(1) 本案の重大性に鑑み出来るだけ熟議し出来るだけネバルこと。
(2) 総理よりマッカーサー元帥に対しG案影響の極めて重大にして到底実行し難き理由を説明し
(イ) 一部は趣旨に添うて実行するが一部は国民全般の負担として財産税の重課により処理する。
(ロ) 一部は将来へ繰越す。
の二点に付て了解を求むること。
(3) 総理よりの交渉と同時に先方関係者と当方閣僚との懇談会をやること。
(4) マッカーサー元帥に於て右交渉に於て拒否せられたる場合に石橋案を以て交渉すること。
(5) どうしてもG案でなければだめの場合はヂレクチーブを受くること。

商工省（二一、六、一〇）

軍需補償を他の補償と区別して之のみを打切る明確なる根拠に乏しい。若し他の補償を支払ふのならば軍需補償も支払ふべきである。尤も厳格なる査定を加ふることは已むを得ない。万一軍需補償を打切る場合に於ても我国産業の再建は焦眉の急務であるから、これが対策として、少なくとも左記の事項は直ちに実施されねばならない。

(一) 軍需企業の償権償務の一切を日銀その他の特殊機関に集中しここで清算すること。
(二) 金融機関の軍需融資と企業の政府に対して有する特殊預金、特殊借入金とを相殺出来るやうにすること。
(三) 企業の負担する借入金については民需生産促進のため特に必要な重点企業に対し一定期間金利の減免をするか又は金利の政府補給をすること。
(四) 軍需企業の清算を促進するため企業の有する設備資材中将来の国家経済上有用なものは政府に於て肩替り保有すること。

備考　財政ノ安固ヲ期シ且ツ民間遊資ノ吸収ヲ図ル為国有財産中左記ノモノヲ此際適宜処分スル

1、鉄道ノ地方路線中アマリ重要デナイモノ
2、旧陸海軍飛行場、兵器等助成法ニ依リ造成シタ工場敷地及建物
3、国有山林牧野中アマリ重要デナイモノ
4、各地軍港ノ港湾施設（軍港ヲ商港又ハ漁港トシテ其ノ膨大ナ施設ノ活用ヲ図ル）

編注　甲案は、前掲(11)の石橋大蔵大臣の「第二対案　要綱」の一―一三を掲げているので省略した。

出所　大蔵省資料Z五二六―四―二。

(13) G案に対する石橋蔵相提案（I案）

（一九四六年六月一七日）

G案に対する回答（一九四六年六月一七日）①

五月三十一日貴司令部より提示されたるタキゼーション・プログラムは日本経済再建の基礎を確立する為め一挙に各種の懸案を解決せんとするものなりと諒解し、其の意味に於て私の直ちに之に賛意を表し、且つ貴司令部の好意に感謝せる所である。

併し該案の趣旨は斯くの如く直ちに賛成せらるべきものであっても、若し其の実行の経過に於て何等か新なる不安を大衆に与へ、例へば一時一般的モラトリアムを施行するの已むべからざるが如き事態を発生するに於ては、或は却て該案の目的とする所に反する結果を生ずるにあらずやと心配した。之れ六月三日の会合に於て私の述べた所である。

爾来私は誠意を以て貴案の遂行を計りたく、自ら熟慮し、又他の閣僚とも屢々協議し、其の意見を求めた。然るに其の結果は遺憾ながら貴案其の儘を即時に実行することは好ましからぬ結果を生ずべしとの結論に到達した。

勿論我々は産業及銀行に大整理を行ふの急務なることを予て痛感する者である。之には閣僚中一人として異論は無い。我々は敢て貴案の提示を受けるまでもなく、之を敢行しようと計画してゐたのである。併し我々は此の整理は、混乱の中に於てでなく、飽まで秩序を保って行ふことを絶対に必要なりと信ずる者である。

然るに貴案実施の結果は果して此の秩序を保ち得ようか、何等事前の準備無く、今日俄に一切の戦争補償を打切るときは、夥しき数の産業会社、銀行及び保険会社を一時に閉鎖せしめるに至ることは必然であって、経済界は全くパニックに陥るであらう。のみならず其等の諸会社銀行及び保険会社の債権債務が夫々清算され其の結果が中小企業、預金者、被保険者、其の他の関係者の個々に対し何れだけの損害を及ぼすかを明かにするのには甚だ多くの日子を要するであらう。其の間多数の国民の資産信用は不確定の状態に置かれ、現金に依る以外の経済活動は殆んど停止するを免れまい。然らば仮令法律を以てモラトリアムを実施せずとも、実質に於て一種のモラトリアム状態を現出しよう。此状態は仮令一万円以下の預金を直ちに払出すとも防止し得まい。否其の結果は却てインフレーションを増進するに止る懸念がある。食糧は斯くて果して能く秩序を保って農漁村から都会に提出されるであらうか。又勿論失業者は一時に激増することを免れぬが、彼等は果して如何なる態度を社会に対して示すであらうか。

以上は貴案を其儘即時に実行するとしての我々の推測であるが、然らば何等か他に貴案を実施する方法があるか。思ふに若しそれがあるとすれば、それは貴案の実行を例へば一年後に延期し、其の間に要補償会社及び之に関係する銀行保険会社等をレシーバー・アンドマネージャーのアイディアに基きて処理し、貴案実施の影響が現実の経済活動に影響を及ぼさざる機構を予め整へることである。けれども此の場合には戦争補償問題の解決が延期されるは勿論、財産税の実施も亦延期しなければならぬ。而して其理由を政府は国民に示さねばならぬであらう。とすれば国民の受けるショックは、貴案を即時実行するのと差異がないであらう。何となれば其の場合には国民は間もなく一切の補償が打切られることを知るに至るからである。終戦後補償を打切れとの議論は屢々一部の者に依って唱へられた。にも拘らず国民が案外平気でゐるのは、実は其影響が如何なるものであるかを彼等が理解しないからである。彼等は補償を打切られるのは只だ軍需会社の事だと思ひ、其の損害が銀行預金者や被保険者にまで及ぶとは夢想もしてゐないのである。補償打切論者と雖も、若しそれが預金者、被保険者までに莫大の損害を及ぼすと聞くならば、恐らく彼等は愕然として、之を国家が補償せよと言ふであらう。

以上の次第で、我々の只今の考では、貴案は其儘では、之を即時実行するも弊害に堪へず、と云っても之れを延期実行することも亦同時に不利益である。そこで私は若し幸に貴司令部の諒解が求められるなら、現内閣が以前から考へてゐた所に基いて、別記の案の実施許可を願ひたい。之は我々の信ずる所では、本質に於て全く貴案と異らず、而も最も秩序良く貴案の目的を達するものである。

即ち我々の案に依れば、一部の補償は全部打切り、一部のそれは、其損害が預金者、被保険者に及ばざる限りに於て圧縮したる上支払ふ。其の打切及び圧縮は貴案の如く課税の方法を以てする。而して仮令減額するとも一部の補償を支払ふことに依りて生ずる国庫の負担は、財産税を重課することに依って支弁する。同時に我々は産業会社及び金融機関の全面的大整理を敢行する。

以上は勿論容易の業でない。殊に財産税を重課することには成功覚束なしとの悲観説があらうと思ふ。併し今日の日本は国そのものが破産状態にあるのである。現内閣の閣僚は各々先づ自ら一身を堵し此難局打開に当る覚悟である。蓋し議会の全員は亦其の例にならふであらう。全国民を斯くて奮起せしめるならば、我々は如何に巨額に上る財産税と雖も、之が徴収困難なりとは信じない。若し之に国民が応じないようなら、日本は到底再興の望みなしと云はねばならぬが、我々は我が国民が左様の者なりとは信じない。勿論此の場合には法人にも亦課税するであらう。私は貴司令部が切に我々の衷情を賢察せられんことを希ふ者である。

又以上に関連し是非共貴司令部の同情を求めたきことは、此の上とも食糧に対する援助を惜まれざること、及び本年度予算に計上せざるを得ぬ連合軍駐屯費の軽減を計られたきことである。食糧の甚だしき不足の為人心動揺するに於ては、如何なる施策も遂行困難なるべく、又予算に莫大の欠陥を現す状況では国民に将来の経済再建を信ぜしめること不可能であらうからである。予算に付ては改めて、我々の計画を具陳すべきも、此の機会に予め貴司令部の深甚の考慮を煩す次第である。

石橋湛山

補償処理案要綱

第一、狭義の軍需補償

狭義の軍需補償（内容は別紙参照）の諸請求権に対し十割の課税を行ふこと。

（備考）狭義の軍需補償に付ては支払済のものはないので、取戻しの問題は起らない。

第二、其の他の政府補償

㈠　個人に対する戦争保険金

(イ)　個人に対する戦争保険金に付ては逓次に左の税率を適用して特別の課税を行ふこと。

五万円以下	免税
五万円超十万円以下の金額	五割
十万円を超ゆる金額	十割

（註）最高受取額は七万五千円となる。

(ロ)　個人の戦争保険金に対する課税に当っては、動産保険、不動産保険を綜合し、個人単位に名寄せして、右(イ)の税率を適用すること。

(ハ)　既に支払はれた戦争保険金に付ても課税の対象とすること。

㈡　企業に対する戦争保険金

(イ)　政府補償の請求権を除いた企業の現存資産の時価額が外部負債の総額を超過する場合には戦争保険金に対して十割の課税を行ふこと。

(ロ)　右の現存資産の時価額が外部負債の総額に達せざる場合に於ては現存資産の時価額と戦争保険金の合計額が外部負債の総額を超ゆる場合に限り其の超過額に相当する額を租税として全額徴収すること。

(ハ)　今後の経済再建の為に存続せしめる必要のある会社であって、右(イ)又は(ロ)の課税の結果払込資本金の七割以上を喪失するに至るべきものに付ては、払込資本金として留保し得る額が払込資本金の三割を下ることのないやうに減税し得るものとすること。

但し此の場合

(1)　資本金二十万円以上の会社に在っては払込資本金として留保し得る額が少くとも十万円を下ることのないやうに減税すること。

(2)　資本金二十万円未満の会社に付ては課税の結果株主が払込資本金の五割以上の損失を蒙る場合に於ては、払込資本金として少くとも五割を留保し得る様に減税すること。

㈢　契約打切に依る半製品代金

(イ)　契約打切に依る半製品代金に付ては、企業に対する戦争保険金と合算し、戦争保険金と同一の方法に依り処理する。

(ロ)　既に支払はれたもの及び前渡金等との相殺に依って決済せられたものに付ても、其の受領した金額が現に政府特殊借入金等として封鎖中のものなると否とに拘らず総て前記原則に依り処理すること。

(ハ)　右(ロ)の場合に於て既払分に対する課税に当っては既に支払を受けた請求権者より其の額を申告せしめることとし、不正の申告を為し、又は故意に申告しなかった者に対しては相当の罰則を適用すること。

㈣　企業の産業設備営団に対する請求権

産業設備営団が買上げることを条件として企業の建設した設備、及び産業設備営団の勘定に振替ることの合意の下に建設した設備の建設費であって企業の産業設備営団に対する請求権となって居るものに付ては㈢と同様に処理する。

第三、企業の蒙る損失

右第一及び第二の処理の結果企業の蒙る損失は左に依り負担せしめ整理すること。

㈠　損失は先づ第一に、企業の積立金及び資産の評価益の全額を以て塡補せしめる。

㈡　次に払込資本金の全額迄を以て負担せしめる。但し第二の㈡の(ハ)に依り減税せらるる場合は其の限度迄を以て負担せしめる。

㈢　尚損失が残るときは各外部債権者に対し払込資本金と同一の損失負担率に達する迄、各債権額に応じて負担させる。此の場合社債権者と其の他の債権者、担保付債権と無担保債権と云ふ様に債権の種類に依って負担の割合を違へることはしない。

但し政府の有する債権は除外し、下請業者及び従業員の有する小口債権に付ては特別の考慮を払ふ。

㈣　以上に依って損失を償却しても尚損失額の残る場合には其の残額は払込資本金及び各外部債権の残額を以て按分して分担せしめる。

第四、金融機関の蒙る損失

金融機関の損失に付ては左に依り負担せしめること。

㈠　損失は先づ第一に積立金及び含み益の全額を以て塡補せしめる。

㈡　次に払込資本金の七割までを以て負担せしめる。

㈢　外部債権（預金、保険金、金融債及び金融機関相互間の債権を除く）は七割に達するまで各債権額に応じて負担せしめる。

㈣　以上に依って損失を塡補しても尚損失額の残る場合にはその残額は㈡と㈢の残額を以て按分して負担せしめる。

㈤　預貯金債務及び保険債務に付ては全額支払を為すこととし前各項の処理に依り支払不能となるものに付ては政府に於て之を補償すること。

備考

㈠　金融機関相互間に於ける債権債務（日銀借入金を含む）は優先的に支払を為すこと。

㈡　金融債に付ては

(イ)　金融機関所有分は㈠に準じ取扱ふこと。

(ロ)　貯蓄債券、報国債券、復興貯蓄債券等小口債券は本文㈤の預金に準じ取扱ふこと。

第五、財産税及び財産増加税

㈠　個人財産税及び個人財産増加税は概ねG案の趣旨に従って課税すること。

但し、

(イ)　個人財産税の税率は左の通りとし算出税額より三千円を控除すること。

三万円以下の金額	百分の十
三万円を超え四万円以下の金額	百分の十五
四万円を超え五万円以下の金額	百分の二十
五万円を超え六万円以下の金額	百分の二十五
六万円を超え八万円以下の金額	百分の三十
八万円を超え十万円以下の金額	百分の三十五
十万円を超え十五万円以下の金額	百分の四十

第一表　補償打切りと企業再建整備

打切額（課税額）	G	打切額（課税額）	I	推打切額（控除額）
一、軍需企業				
一般補償	評価益	一般補償	評価損	
戦争保険	積立金	戦争保険	積立金	
契約打切	土地	産業設備	土地	
償除施設	建物	打切補償	建物	
在外財産	株式	在外財産	株式	
計	計	計	計	
預金等補償見込額	株式（出資）の評価	預金等保険	株式（出資）の評価	
差引	社債	社債	社債	
個人に対する戦争保険金調				
一、軍人軍属				
一般補償	一六、〇〇〇	一般補償	一六、〇〇〇	一六、〇〇〇
特別補償	一六、〇〇〇	特別補償	一六、〇〇〇	一六、〇〇〇
計	三二、〇〇〇	計	三二、〇〇〇	三二、〇〇〇
二、一般邦人				
一般補償	一六、〇〇〇	一般補償	一六、〇〇〇	一六、〇〇〇
特別補償	一六、〇〇〇	特別補償	一六、〇〇〇	一六、〇〇〇
計	三二、〇〇〇	計	三二、〇〇〇	三二、〇〇〇
三、朝鮮人				
一般補償	一六、〇〇〇	一般補償	一六、〇〇〇	一六、〇〇〇
特別補償	一六、〇〇〇	特別補償	一六、〇〇〇	一六、〇〇〇
計	三二、〇〇〇	計	三二、〇〇〇	三二、〇〇〇
四、台湾人				
一般補償	一六、〇〇〇	一般補償	一六、〇〇〇	一六、〇〇〇
特別補償	一六、〇〇〇	特別補償	一六、〇〇〇	一六、〇〇〇
計	三二、〇〇〇	計	三二、〇〇〇	三二、〇〇〇

第二表　軍需補償打切と企業再建整備

	G		I	
	課税	課税外	課税	課税外
一、軍需企業				
一般補償	評価益	一般補償	評価損	
戦争保険	積立金	戦争保険	積立金	
契約打切	土地	産業設備	土地	
償除施設	建物	打切補償	建物	
在外財産	株式	在外財産	株式	
計	計	計	計	
預金等補償見込額	株式（出資）の評価	預金等保険	株式（出資）の評価	
差引	社債	社債	社債	
個人に対する戦争保険金調				
一、軍人軍属				
一般補償	一六、〇〇〇	一般補償	一六、〇〇〇	
特別補償	一六、〇〇〇	特別補償	一六、〇〇〇	
計	三二、〇〇〇	計	三二、〇〇〇	
二、一般邦人				
一般補償	一六、〇〇〇	一般補償	一六、〇〇〇	
特別補償	一六、〇〇〇	特別補償	一六、〇〇〇	
計	三二、〇〇〇	計	三二、〇〇〇	
三、朝鮮人				
一般補償	一六、〇〇〇	一般補償	一六、〇〇〇	
特別補償	一六、〇〇〇	特別補償	一六、〇〇〇	
計	三二、〇〇〇	計	三二、〇〇〇	
四、台湾人				
一般補償	一六、〇〇〇	一般補償	一六、〇〇〇	
特別補償	一六、〇〇〇	特別補償	一六、〇〇〇	
計	三二、〇〇〇	計	三二、〇〇〇	

を条件として設備した設備の買上に関する契約が成立して居る場合を除く。

五、前各号の規定により打切られた法令の施行の際現に国又は地方公共団体の命令を受けた者が其の命令に従い設備した設備又は改良した設備の買上に関する契約の申込をなしたときは、その申込に係る設備又は改良した設備について、政府は、当該申込をした者に対し、その申込をした日から起算して一年以内に限り、当該設備又は改良した設備の買上を行うものとする。

六、其の他前各号に掲げた外国人の利益を保護する為に政府が特に必要と認めた場合

七、政府は、前各号の規定にかかわらず、戦争保険金又は積立金の支払を受けた者が其の命令に従い設備した設備又は改良した設備について、当該設備又は改良した設備の買上に関する契約の申込をなす前に、その設備又は改良した設備を滅失し、毀損し、又は隠匿したときは、その者に対し、その滅失、毀損又は隠匿によつて生じた損害を賠償しなければならない。

（政令への委任）

第三条　この法律に定めるもの外この法律の実施に関し必要な事項は、政令で定める。

（罰則）

第四条　第一条第一項の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は五千円以下の罰金に処する。

2　前項の罪を犯した者には、情状により、懲役及び罰金を併科することができる。

3　第一項の罪を犯した者が法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者であるときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、同項の罰金を科する。

4　第一項の罪を犯した者が法人又は人の業務に関して為したものであるときは、その法人又は人に対しても、同項の罰金を科する。

5　第一項の罪を犯した者が法人又は人の業務に関して為したものであるときは、その法人又は人に対しても、同項の罰金を科する。

（施行期日）

第五条　この法律は、公布の日から施行する。

（経過措置）

第六条　この法律施行の際現に国又は地方公共団体の命令に従い設備した設備又は改良した設備について、

	G案			I案	
	打切額（課税額）	推打切額負担者定別		打切額（課税額）	推打切額負担者定別
在外財産計	従業員 三、三七〇	従業員	在外財産計	従業員 三、〇二二	従業員
	株主（未払配当） 六六	株主（未払配当） 三、三五〇		株主（未払配当） 三、三五〇	
	計 六、〇〇〇	計 四、三五〇		計 四、三五〇

る。
中央委員会の委員は大蔵、商工、農林、運輸、経済安定本部各庁関係官、金融及び産業の業務に従事する者及び政党代表合計二十人以内を以て組織する。
地方委員会第一部会の委員は、関係各庁官吏、産業及び金融の業務に従事する者を以て、第二部会の委員は、大蔵省官吏及び金融の業務に従事する者を以て組織し、委員の数は地方の実情に応じて大蔵大臣が定める。
大蔵省復興金融部は所要の地（概ね日本銀行本支店所在地）に支部を設け、又各地方に出張所を設ける。
支部は中央委員会が決定し其の決定に従つて本部より配付を受けた資金の範囲内で、地方委員会の諮を経て資金の貸付に関する業務を行ふ。
出張所は興銀、勧銀等の支店をして其の事務に当らしめ、借入申込の取次、借入申込人の事業の調査、貸付資金の交付、貸付資金の回収等の事務を処理する。
出所　大蔵省資料Z五二六一四一二。

(16) 課税提案について経済科学局財政課との六月一八日会談記録（英文）（一九四六年六月一九日司令部経済科学局）

19 June 1946

MEMORANDUM FOR FILE

SUBJECT: Meeting of 18 June 1946—1430 to 1700, Finance Division, ESS — Taxation Program

Present:

Japanese

Mr. T. Sakai — Chief, Economic Section
Mr. H. Ikeda — Director, Tax Department
Mr. S. Ezawa — Director, Banking Department
Mr. M. Kushita — Director, Treasury Department
Mr. Y. Kashiwagi — Liaison Officer
Viscount T. Watanabe — Chief, Liaison Officer

Allied

Major Sherbourne
Lt Comdr. Akin
Mr. H. Shavell

1. The Ministry was informed that their counter-proposal was unacceptable to GHQ on four major counts:
   a. The plan was impractical
   b. The plan was illogical and inequitable
   c. Administration of the plan would require a corporate capital levy which would probably endanger the success of the rest of the program.
   d. That it is hardly probable that any amount near to the proposed revenue of 107 billion yen could be realized from the Capital Levy and the Increased Property Tax as set forth in Table I of their proposal.

2. With reference to war insurance claims of individuals, the Ministry proposed to tax exempt claims averaging less than 75,000 yen. This proposal is unacceptable. We might agree, however, to a change in tax exemption from our previously proposed 10,000 yen figure to perhaps 30,000 yen for war insurance claims of individuals.

3. The additional "costs" to the government of the 30,000 yen "concession" in the previous paragraph would approximate 4.5 billion yen. Coupled with this, the Ministry was informed that we would desire a new tax designed to reduce the servicing charge rate on the national debt from the present 3½% rate to approximately 1%. This could be accomplished in the form of a 71% tax on government payment of national debt interest collectable at source.

4. The Ministry proposed the payment of war insurance claims to enterprises up to a maximum equal to the difference between the market value of the existing assets and the value of outstanding liabilities excluding paid up capital for any one corporation. This proposal is objectionable on several grounds and was so pointed out to the Ministry.
   a. It is objectionable because it would enable corporations to reduce the book value of their assets arbitrarily in order to obtain larger war insurance claim payments.
   b. It is objectionable because it would put a premium upon poor management of corporations. A corporation for example, whose liabilities are greatly in excess of its assets would benefit more than a corporation in a solvent state.
   c. The proposal is objectionable because payments would be made mostly to war industries whereas it would be practical to permit payment only to industries which are partly converted or which are preparing to convert.
   d. The proposal permits the government to pay out 10 billion yen more than would be paid out under our plan in the form of war insurance payments to enterprises. Very little of this amount would be recaptured through the proposed corporate capital levy inasmuch as these payments would go primarily to those corporations in a more or less insolvent state.

5. The Ministry's proposal for the exemption from the 100% tax of almost 5 billion yen in the form of claims for unfinished goods arising from abrogation of contracts and claims against the Industrial Equipment Corporation is objectionable because such claims arise exclusively from munition industries and should be treated exactly the same way as general war indemnities "in the narrow sense".

6. The Ministry was informed that their proposal for increase in the upper bracket rates in the Capital Levy was acceptable to us. However, the capital levy on Group "C" would not remain at the discretion of the Ministry if tax returns from Groups A and B equal or exceed the announced goals for groups A&B. Also the proposed March 3, 1946 date of investigation as contained in the original proposal of the Ministry, was unacceptable to GHQ and will have to be changed to a subsequent date.

7. The Corporate Capital Levy was particularly objectionable in that it would undoubtedly hinder production and yield only a fraction of the overpaid 25 billion yen of revenue. It was pointed out to the Ministry that corporations would necessarily have to issue new stock in order to meet tax obligations. The effect of the issuance of new stock would probably be depreciation of stock values at the hands of both shareholders and the government.

8. The Ministry raised a question of how to evaluate individual property in the face of invalidated bank deposits resulting from the prosecution of our proposal. The answer was that this can be accomplished in one of two ways. The first method would consist of having each bank depositor report the full value of his bank deposit for the filling of the return. Payment might be made then in the form of partially invalid bank deposits to the government. Subsequently bank re-organization would provide the government with some portion of these invalid deposits. The government would in this way become the largest single depositor in those banks to be reorganized and would exercise considerable control in the reorganization procedures. As to the second method, estimation committees would be set up by the government to evaluate the liquidity of those banks seriously affected by indemnity and other claim losses. The estimated loss for each bank would be allocated among deposits, in excess of a certain amount. Returns would be filed by individuals on the basis of these reduced deposits. If after reorganization procedures are completed, a substantial error is indicated in the previous liquidity estimates, adjustments will be made by the Government in the value of additional tax assessments or tax rebates.

9. It was pointed out to the Ministry that the revenue estimates set forth in Table I of their counter-proposal appeared grossly inflated and unrealistic. Our plan was to create a tax burden of approximately 116 billion yen upon the economy. Their plan would presumably accomplish the same result under the assumptions that:
   a. The government would permit payment of some 21 billion

yen in claims to corporations and individuals in excess of the amount permitted under our plan.

b. The government would compensate bank depositors for their losses to the extent of an estimated 27 billion yen.

c. The government would recapture the entire amount raised under A and B through the Capital Levy and Increased Property Tax. It is difficult to see how the latter two taxes could yield even 50% of the stated 107 billion yen revenue. We cannot permit the government at this time to pay out 50 billion yen in claims when it is conceivable that the total revenue of the Capital Levy and Increased Property Tax may approximate 50 billion yen.

出所　大蔵省資料Z五〇八―一三。

(17)　I案をめぐる石橋蔵相、ルカウント経済科学局財政課長会見記録（昭和二一年六月二〇日）

大臣、ルカウント会見録（昭和二十一年六月二十日）

司令部側　ルカウント、マクダイアミッド、エイキン、シャベル、シャアボン

当方　大臣、銀行局長、終戦連絡部長外

日時　六月二十日　午後三時―五時

ルカウント「先般大臣ノ手交セラレタ日本政府案ヲ審ラカニ検討シタガ当方トシテハ之ヲ認メルワケニハ参ラナイ。思フニ日本案、司令部案何レヲ採ルトヲ問ハズ補償打切問題ハ早晩解決セラレネバナラヌ。先般来事務当局ヨリモ、又大臣ノ御書翰ヨリモ司令部案実施及発表ノ結果生ズ可キ反響ノ大ナルヲ惧レテ居ルコトガ察セラレルガ大体補償打切ノ必至ナル事ハ既ニ公知ノ事実デアリ又反響アリトスルモ日本案ガ司令部案ニ比ショリ軽微ナ反響ヲ与ヘルニ止ルト云フ根拠ハ無イ。金融機関ニ於テモ数ケ月以前ヨリ、緩厳ノ程度ハアレ何等カノ施策ガ為サレル事ヲ予期シテ居リ又貴案ニ依リ補償支払ヲ為ストスルモ金融機関ノ融資ガ完全ニ焦付カズニ得ルカ否カハ極メテ疑ハシイ。此ノ点ヨリ自分ハ金融機関ハ多カレ少カレ犠牲ヲ払ハネバナラヌト考ヘル。次ニ補償ガ支払ハレルトスレバソレハ現金又ハ国債ニ依リ支払ハレルデアラウガ其ノ結果ハ通貨増発ヲ招クカ国債発行高ノ増嵩ヲ来スカ何レカデアリ、其ノ結果ハインフレーションノ昂進、一般的破算ヲ招クノデハナイカ。結局政府ガ進ンデ金融機関会社等ノ破算―清算―ヲ招来スルカ、ソレトモ自然ニサウ云フ事態ニ立至ルカノ相違ニ過ギヌ、司令部案ノ補償打切ハ或ハ経済界ノ混乱ヲ生ジルカモ知レズ又全プログラムノ完遂ニ長期ヲ要スルカモ知レヌ。然シ前言シタ通リ日本案ニ依ルモ同ジク経済機構ノ混乱ハ必至デアリ、要ハ政府ガ進ンデ之ヲ行フノ勇無クンバ、自然ニ斯ル事態ガ発生スルニ過ギヌト云フ事ニアル。先般来事務当局ヲ通ジエイキン少佐シャベル氏等ニ色々御意見ノ開示ガアッタガ大臣御自身今日御意見ガアレバ承リ度イ」

大臣「結論ヲ先ニ申上ゲル。私ノ意見ハ司令部案ハ其ノ実施ガ各方面ニアト・ランダムナ影響ヲ与ヘルト云フ重大ナ欠点ヲ持チ、預金者ヤ保険契約者ハ自己ノ資産ノ終局的結着ニ付テ長イ間不安ナ状態ヲ続ケ、其ノ間経済活動ハ停止状態ニ陥ル事ヲ指摘シタイ。次ニ先程ノ意見ニ付逐一検討スルニ輿論ハ既ニ補償打切ヲ予期シテ居ルト云ハレルガ之ハ誤リデアル。一般ニ云ッテ居ルノハ百五十億カ六十億ノ打切ノ事ヲ云ッテ居ルノデ戦争保険ノ事等考ヘテ居ナイ。戦争保険ハ保険料ヲ支払ッテ成立ッタ契約デアッテ之ガ破棄サレル等トハ夢ニモ思ッテ居ナイ。次ニ銀行ヤ保険会社ハ戦争保険ニ付テハ政府ノ代行機関又ハ支払機関ニ過ギナイ。次ニ補償問題ハ早晩解決ヲ要スルト云ハレルガ当方モ之ヲ延期ショウトハ考ヘテ居ラヌ。我々トテモ事ヲ一挙ニ解決セントシテ居ル。又我々ハ銀行ヤ保険会社ノ破算ト云ッタ事ニサシテ気ヲ留メテ居ルモノデハナイ。私ノ申シ度イノハ預金者、被保険者ヲ中心トシテ長イ間事態ガ不安定ヲ続ケル事ガ極メテ好マシクナイト云フ事デアリ、コレハドウシテモ御再考ヲ乞ハネバナラヌ」

ルカウント「勿論総テガ一晩デ片附クワケニハ行カヌ」

シャベル「銀行関係ノ担当者デアルシャアボンノ意見ニ依ルト何レノ案ヲ採ルモ銀行等ノ清算ハ必至デアルト見テ居ルガサウカ」

ルカウント「司令部案、日本案何レヲ採ルモ銀行ノ清算ハ必至デアルト云フ点ハ認メラレルカ」

大臣「ソレハサウデアル。問題ハソレガ預金者等ニ及ブカ否カト云フ点デアル」

ルカウント「司令部案ハ打切ノ損失ヲ全部政府独リデカブッテハナラヌト云ッテヰルニ過ギヌ」

大臣「G案デハ影響ノ波及ノ方法ガ偶々A銀行ニ預金ガアッタカラ損失ヲシタト云フ風ニ出鱈目デアル。更ニ銀行ヤ保険会社ノ云ヒ分――政府ノ代理ヲシタニ過ギヌト云フ――ニモ或程度ノ理窟ガアル」

ルカウント「其ノ銀行等ノ云ヒ分ハ分ル」

シャベル「大臣ハ次ニ輿論ハ戦保打切等考ヘテ居ラヌト云ハレタガ数ケ月前カラ十以上ノ新聞ノ内ノ或者ハ海外財産賠償モ含メテダガ、二千億ニ止ル政府補償ノ打切ヲ唱ヘテイル」

大臣「何新聞ガ何日ニ左様ナコトヲ申シタカ承リ度イ。又仮令左様ナ意見ガアッタトシテモ単純ニ盲従シテヨイモノカ否カ考ヘネバナラヌ」

シャベル「其ノ点ハ調査シテ御答ヘシヨウ。大臣ノ御説ノ次ノ点ハ戦争保険ハ契約デアルコト保険会社ハ代行ニ過ギヌコトト云フ点デアッタガ、其ノ点理窟ハアルガ更ニ荒ク考ヘレバ、一般補償ニシテモ政府ガ約束ヲシテ居ルノデアッテ其ノ点ハ五十歩百歩デアラウ。此ノ際日本政府トシテハ過去ニ捉ハレズ新シイスタートヲ切ル可キ時デアルト思フ」

大臣「私トシテモ此ノ両者ニ根本的ナ差違ヲ設ケヨウト云フノデハナイ。従而保険モ一部分支払フト云ッテ居ルワケダ。政府ガ新ナ信用ニ立ッテ仕事ヲ始メルコトハ素ヨリ望マシイガ其ノ前ニ過去ニシタ約束ヲ出来ル限リハ果シタイト云フノデアル」

シャベル「大臣ノ御指摘ノ第四点ハG案ノ方ガヨリ混乱ヲ生ジ且ツ遅イト云フノデアルガ先刻御同意ノアッタ通リ銀行等ノ再組織ハ必至デアル。G案ハ之ヲ当該銀行ヤ会社ノ自己ノ責任ニ於テ行ハシメントスルニ対シI案ハ一ニ政府ガ立入ッテ之ヲ見テヤラウト云フノデアッテ早イ遅イカラ云ヘバG案ノ方ガ早サウダト誰デモ考ヘル。又混乱ノ点ハ両者ノ間ニ左様ナ開キガアルト見ヘヌ」

大臣「デハ私トシテハ二ツノ事ヲ申上ゲル。第一ニ預金者ガ大キナ不安定ナ影響ヲ長ク受ケルカ受ケズニ済ムカト云フ点、第二ハ混乱ノ程度ガ同ジダト云ハレル根拠如何」

シャベル「負担ノ負荷ト云フ事ハコレハ両案何レニスルモ公平ニハ参ラヌ。寧ロ私トシテハ政府案ニ根本的ニ反対ナ点ヲ指摘シタイ。第一ニ財産税ト増加税デG案ニ比シI案ガ四百八十億モヨリ多ク徴収出来ルト云フノハ単ナル希望的数字デアル。チャーン氏ガ屢々申シタ通リ補償を支払ッタ場合デサヘモ今度ノ財産税、増加税等ガ五〇〇億モトレレバ大出来デアル。況ヤ政府案程度ノ補償支払デ一千億以上トレルト云フ事ハコレハ先ヅ不可能ト考ヘネバナラヌ。第二ニ法人財産税ハドウシテモマヅイ。ソレハ第一ニ増資株ノ発行ニ依リ総テノ株主ニ不当ナ打撃ヲ与ヘ且ツ個人財産税、増加税ノ施行ニ支障ヲ生ジ又政府歳入ヲ実ノナイモノト化スルノ外生産ニ不当ノ悪影響ヲ与ヘル。斯ク考ヘテ見ルトG案I案何レガ経済界ヲ混乱セシメルカ、大臣ノ云ハレル結論ニ承服出来ヌ」

大臣「財産税ガ予期シタダケトレルカトレヌカコレハ日本政府ノヤリ方ノ問題デ私ハトレルト思ッテヤッテイルノダカラ信用シテクレネバ困ル。又新株ガ経済界ヲ混乱セシメ産業復興ニ悪影響ヲ与ヘルト云ハレルガ其レハ実ハ産業ノ復興トハ大シテ関係ノ無イ問題デアル」

シャベル「二十世紀ニ入ッテカラ財産税ヲ試シタ国ガ十四アルガチェッコスロバァキヤヲ除ク皆失敗シタ。其ノ内埃太利ハ実収ガ歳入見込ノ二%ニ過ギナカッタ。日本ノ場合千億円トレル等トハドウシテモ信ジラレナイ。千億円ト云フノハ大蔵省ノ推定ニ従フモ全国富ノ五分ノ一ニ当ル。仮ニ百歩ヲ譲ッテ七百五十億ヲ徴収シ得タトシテモ歳入綜合比較表ヲ見ルト「補償ヲ払ハズ税ヲトラヌ」G案ト「払ッテトル」I案トガ略々トントントンナッテ居ル面カラ二百五十億ダケハ損ヲスル事ニナル」

大臣「私ハ実ハ千億円ハイラヌト思ッテヰル。補償ニ必要ナノハ三百億円デ後ノ七百億ハ当面ノ必要ハ無ク、予算ノ穴ヲ埋メル為更ニ三百億ヲ必要トシテモ四百億ハ不要デアル。チャーン氏ガ何ダカ六百億トカ云ハレタヤウダッタカラサウ

シタ迄ダ」

マクダイアミッド「税収入ハ物納ガ多カラウカラ其ノ面デハ信用収縮ニハナラヌ。補償ハ現金カ国債デ払ハレル。従而此ノ両者ガ数字上バランスシテモ実際ハ反ッテ通貨増発トナルノデハナイカ」

大臣「預金補償ハ保証デアッテ何モ全部現金ガ出ルワケデハナイ。些末ナ議論ハ別トシテ兎ニ角自分トシテハ一般国民ノ預金、保険金ヲメグル債権債務ノ不安ヲ出来ルダケ早ク安定スル事ヲ最モ喫緊ト考ヘテ居ル。経済ノ再建ト云フ事ニハ将来ノ見通シ如何ガ何ヨリモ大切ナノダ」

ルカウント「アメリカノ一九二九年ヨリ始マリ三〇年ノ中期ニ及ンダ経済恐慌ノ結果預金者ハ、大損失ヲ蒙リ、然モ政府ハ之ヲ百%補償スルト云フ様ナコトハ全ク為サナカッタ。運ノ良イ銀行ニ預金シテ居タ者ガ得ヲシタト云フニ過ギヌ」

エイキン「或ル者ハ得ヲシ、或ル者ハ損ヲスルト云フノハ其レ程不公平ナコトカ。人生トハ左様ナモノデアリ殊ニビジネスト云フノハサウ云フモノダ。況ヤ一度国敗レタ以上左様ナコトガアッテモ止ムヲ得ナイノデハナイカ」

シャベル「I案ニ在ッテモ保険金ノ支払方ハ資産不良ナ会社程沢山貰ヘルコトニナッテ居ル。又財産税ヤ増加税ハ本質上最モ不公平ナ税デアルコトハ主税局長モ同意サレテ居ル。貴方ノ方ニモ不公平ハアル」

大臣「何モ私ハ不公平ヲ云々シテ居ルノデハナイ。長イ間不安定ガ続クコトガイカヌト云フノダ。サウナルト現金以外ノ経済活動ハ止ッテシマフ」

エイキン「一万五千円迄保護スルト預金者ノ七〇%—八〇%位ガ最初カラ自分ノ預金ハ安全ト云フ保証ヲ得ラレルノデハナイカト推算シテ居ル。尤モ未ダ数字的根拠ハ確カデハナイガ」

大臣「ソレデモ一般企業家ノ預金ハ大抵一万五千円以上デアリ此等ノ人々ガ不安ナノデハ経済活動ハ難シイ」

シャベル「議論ハ此ノ程度トシ司令部側ノ妥協案ヲ御説明シタイ」

トテI案ヲ検討スル形式デ司令部側ノ意見ヲ述ブ。前々日各局長ニ対シ述ベタルト同一（当時ノ記録参照）ナルヲ以テ簡記ニ止ム。「但シ最高司令官ノ同意アレバト云フ条件ヲ以テ」ト前提シテ

シャベル「保険三万円迄」

大臣「ソレデハ壕舎モ建タヌ。不十分ダガ少クトモ五万円位デナケレバナラヌ」

エイキン「其レニ付テハ二ツノ御答ガアル。一ハ歳出抑制ノ点デアッテ我々ハ進駐軍経費ヲサヘ削減シテ居ル。歳出ハ出来得ル限リ圧縮ノ要ガアル。二ハ三万円デハ壕舎ガ建タヌト云ハレルガソレハ寧ロ物価ヲ下ゲテ三万円デ建ツ様ニスルノガ本筋ナノデアル。高物価ニ届ク迄金ヲ出シテ行クト云フノハ誤リデアル」

大臣「話ガ外レルガ貴方ハ現在ノ物価水準ヲ下ゲネバナラヌト考ヘラレルカ。自分ハ此ノ水準ニ落着カセル可キモノデハナイカト考ヘテ居ル。ダカラ壕舎ニハ三万円ヤ五万円ハ必要ダト思フ」

シャベル「説明ヲ続ケル。小企業ニ付テハ払込資本ノ七〇%デ止ル迄保険金ヲ払フト云フ点（I案(2)ノ(c)）ハ此ノ種優遇ヲ受ケル企業ガ明定サレレバ、考ヘテモヨイ。契約打切、産業設備営団ノ点ハ之ハ一般補償ト同断ニ扱フ可キモノデアル」

大臣「其ノ点ハ閣議デ他省ノ意見モアルコトユエ、研究サセテ欲シイ」

シャベル「企業、金融機関ノ損失負担ノ経理ハI案、G案トモ大ナル相違ハナイト考ヘテ居ル。尤モ預金保護ノ問題ハアル」

大臣「ソレガ重大問題ナワケダ」

ルカウント「何レニシテモ一〇〇%補償等ト云フコトハイケナイ」

シャベル「預金ニ付テハ最高司令官ガ賛成シ且其ノ為ノ純歳出（仮ニ限度ヲ一万五千円トスルト一万円ノ場合ニ比シ超過部分ノ何%カガ財産税収入トナッテ還流スルカラ純歳出ト云ッタ）ガリイズナブルナ額ニ止ルナラバ一万円ノ限度ヲ一万五千円迄上ゲテモヨイ」

大臣「一万円トカ一万五千円トカ左様ナ額ハ大シテ問題デナイ。要ハ預金者ガ自分ノ預金ハ幾ラ迄ハ大丈夫ト云フコトガ直グニ分ルコトガ必要ナノダ」

エイキン「一万五千円ニスルト預金者ノ八十五%位ハ無疵ニナルノデハナイカ」

大臣「兎ニ角此ノ点ハ内閣トシテハ勿論私トシテモ今ハ御返事出来ヌ」

シャベル「財産税ノ為ニ、預金ハ委員会ヲ設ケテ評価スルコトニナッテ居ル。出来レバ財産税法議会通過後六十日以内ニ一万五千円ヲ超エル額ノ内幾何ガ有効デアルカガ暫定的ニハ定ル。其ノ範囲デ一般的ニハ落着ガ出来ル。此ノ評価ガ過大ト分レバ税金ヲ返納シ過少ナラバ追徴スル」

大臣「其ノ措置ハ銀行ノ清算ノ結果ガ予メ見透シ難イカラデスネ」

シャベル「サウデス。委員会ハ其ノ方面ノ権威ニ依ッテ構成サレ決定ト同時ニ速カニ各銀行別ニ預金有効限度ガ公表サレル必要ガアル。猶ホ預金ト財産税トノ調整ニハモウ一ツノ方法ガアリソレハ先般局長ガ御集リノ際申上ゲタガ其ノ方法デハ欠点ガ多ク、唯今申上ゲタ方法ノ方ガ良イト思フ」

シャベル「財産税関係ニ付テハI案ノ内調査期日ノ問題ハI案ノ三月三日デハイケナイガ然シ代案ニ付テハ早急ニ御相談致シタイ。C階級ノ課税ハ当初ノ原案通リABノ歳入ガABノ目標ニ達シナカッタ場合ニノミ問題ニナリ得ルニ過ギヌコトトスル」

大臣「財産税ノ税率ハ他ノ諸提案トノ綜合的見地ニ立ッテ定メタモノデアルカラ他ノ部分ガ変ルト税率モ此ノ儘デハ不適当デ、訂正ノ要ガアル」

シャベル「最初ノ司令部原案ノ範囲内デナラ改訂サレテモ差支ナイ」

シャベル「以上当方ノ意見ヲ総括スル。司令部ニ於テハ最高司令官ノ同意ヲ条件トシテ三ツノ大キナ譲歩ヲ為ス用意ガアル。一、戦争保険ヲ個人ニ限リ一人三万円迄ノ支払ニ同意スル、二、預金ニ付テハ前述シタ条件ガ満足サレレバ一人ニ付一万五千円迄支払ヲ譲歩スルカモ知レヌ、三、経済再建ニ必要ナ小企業ニ対シ前述ノ如キ条件デ払込資本ノ七〇%ヨリ大キナ打撃ヲ生ジナイ程度ニ戦争保険ノ追加支払ヲ認メルコト之デアル。コレ以上ハ譲歩スルワケニハ参ラヌ」

エイキン「付言スレバモウ一ツ既発行ノ国債利子ニ七十一%ノ源泉課税ヲスルコト。コレハ歳出入ヲバランススル為デアル」

大臣「其ノ課税ハ一回限リカ」

エイキン「現在ノ処デハ少クトモ一回実施スルコトヲ考ヘテヰル。其ノ結果ヲ見タ上デ将来ノコトヲ将来考ヘレバヨイ」

大臣「サウスルト預金利率ノ引下ト云フ事ニモナルガ」

エイキン「銀行ノ資金状態ノ如何ニ依ッテハサウ云フ事ニモナラウ」

筆者註（此ノ問題ニ付テハ、1一回限リナリヤ、2預金ヲドウスルカ、3他ノ資産所得課税トノ権衡ヲドウスルカ等ニ付司令部側ニ一貫シタ定見ガ無イ）

大臣「此ノ七十一%税ハ当方ノ譲歩案ノ必須条件デアルノカ」

エイキン「然リ、予算ヲ認可スル際国債利子引下ノ要ガアルト考ヘテ居タノガ、其ノ方カラ之ヲ行フコトハ将来共其レガ継続サレルト云フ印象ヲ与ヘテ悪イト思ッテ居タ。然シ此ノ問題ト一緒ニ出セバサウ云フ印象モ少クテ済ムト思フ」

大臣「此ノ上国債利子ヲ一分ニシタノデハ更ニ一般ハ不安ニ思フ」

エイキン「モウカウナレババケツニ一滴水ヲ落シタ程度デハナイカ。現在ノ国ノ財政均衡カラコレハドウシテモ必要ト思フ」

大臣「タッタ十八億円位デ大キナ経済不安ヲ起スコトニナル」

シャベル「ドウシテモ国債利子ハ切ラネバナラヌトスレバ之ヲ課税ニ依リトルカ或ハ利率ヲ引下ゲルカ何レカデアルト思フ。兎ニ角コレハ、保険三万円ト一体ニ取扱ッテ行ク要ガアル」

大臣「日本ノ金利ガ蓋シ極低クナルト見テ居ラレルノカ」

シャベル「一般論トシテハ英米ニ比シ高キニ失スル」

大臣「私トシテハ補償問題、財産税ガ済ンダラ封鎖預金ト自由預金ト云フ不自然ナ差別ヲ撤廃シタイト考ヘテキルノデアッテ国債利子切下ノ及ブ所ハ此ノ際其ノ実現ヲ不可能ニスル惧ガアル」

茲ニテルカウント氏司令部側意見ヲ総括シ

ルカウント「司令部原案ハ慎重ナ検討ノ結果トシテ生ジタモノデアリ、マルクワット少将ハ之ガ最高司令官ニ依リ十分ニ支持サレテ居ル旨ヲ言明シテ居ル。而シテ少将ノ言ニ依レバ最高司令官ハ日本政府ガ之ヲ受諾シ速カニ法制化スル事ヲ望ンデ居ル。経済科学部ファイナンス・ディヴィジョンハ最高司令官ニ依リ大蔵省ト協力シテ本案ヲ完成スルコトヲ委託サレタモノデアル。我々ハ出来ル丈気ヲ長クシテ此ノ仕事ヲヤッテ来タ。（大蔵大臣モ良ク忍耐サレテ来タ。其ノ点ニ付テハ御礼ヲ申上ゲル）然シ日時ヲ経過シタ今日トナッテハ、既ニ、些細ナ点ハ兎ニ

角トシテ日本側ガ司令部案ヲ受諾スルカ否カ其ノ態度ヲ鮮明サレル可キ時期デアル。来週火曜午後迄ニ我々ハ終局的且ツ確定的ナ御返事ヲ頂カネバナラヌ。若シ御返事ガ「イエス」デアレバ其ノ後ノ些細ナ点ニ付テ更ニ議論ヲ進メヨウ。又若シ不幸ニシテ御返事ガ「ノウ」デアレバ私トシテハ其ノ旨マルクワット少将及少将ヲ通ジ最高司令官ニ報告スルコトトナラウ、其ノ際司令部トシテハ二ツノ道ガアルト思フ。一ハ日本政府ニ対シ之ヲディレクティヴトシテ命ズルコト他ハ最高司令官ガ日本管理理事会ニ諮問スルト云フ道デアル。若シ前者ガ採ラレレバ同ジ趣旨ガ更ニ窮屈ニ実施方命令セラルル事ニナリ又後者ガ採ラレレバ結果ハ更ニ峻厳ナ案トナッテ来ルノデハナイカト思ハレル。飜ッテ本案ガ成果ヲ挙ゲタ場合、其ノ功績ハ日本政府ガ進ンデ之ヲ実施スレバ日本政府ニ帰スルデアラウガ若シ命令サレテ実行シタノデアレバ司令部ノ手柄トナルニ過ギヌ。重而申上ゲルガ若シ日本政府ガ之ヲ受諾サレナケレバ自分トシテハ其ノ旨マルクワット少将ニ報告スルヨリ道ガナイ」

大臣「否カ応カ兎ニ角来週火曜日午後迄ニ御返事スル。唯今ハドチラトモ申上ゲラレヌ。功績ガ何レニ帰属スルカト云フ様ナ点ハドウナッテモ良イ。望ムモノハ経済ノ復興デアル。

最後ニ御尋ネスルガ七十一%課税ノ点ハ貴方妥協案ノ骨子ヲ為スモノデアルカ」

シャベル「保険三万円ノ対案デアル」

大臣「デハ保険ヲ一万円ニスレバコレヲヤメテモヨイノカ」

シャベル「否、サウデハナイ。保険ガドウナラウトコレハ予算上ノ見地カラ必要ナ政策ト考ヘル」

出所　大蔵省資料Z五二六―四―二。

(18)　G案、I案に関する石橋大臣発言の聞き書き愛知メモ

（昭和二一年六月二一日）

六・二一　大臣ヨリ

一、左の条件のもとに、司令部案を受諾する。

(一)　企業に於ける債務超過額の株主及び債権者の負担の方法は、司令部案は株主資本に酷であり、又平時の観念原則であると認められるので、之を緩和し、株主の負担は払込資本金の七割に止めること。

(二)　預金打切はプールして行ふこと。

(三)　預金打切を免除する預金債権に左のものを追加すること。

(イ)　今回の措置に基く損失のため整理に入つた企業の預金

(ロ)　政府の指定する統制機関の預金

(四)　整理企業の従業者の退職給与債権は、優先的支払を認めること。但しその金額は一人一万円を超えることなく、又封鎖支払とすること

(五)　預金打切免除の限度を一人当り一万五千円とすること。

(六)　個人に対する戦争保険金の打切免除の限度を一人当り三万円とすること。

(七)　法人については(五)(六)を適用しないこと。

二、本案受諾に際し、左の諸項を司令部に要望する。

(一)　食糧輸入を強化すること。

(二)　整理後の産業に再建の基礎を与へるため、必要な原材料、設備資材の輸入を拡大促進すること。

○　戦保問題ハムシロ minor point

預貯金一万五千円ハ困ル

国債利子課税ハ疑問

○　幣原国務大臣　一度屈スレバ又伸ビズ

○　吉田総理　先方提案ヲノミ得ザル理由ヲ書面ニテ書クコト

出所　大蔵省資料Z五二六―四―二。

(19)　司令部に対する回答案（昭和二一年六月二一日商工省）

司令部に対する回答案（二一、六、二一商工省）

一、左の条件のもとに、司令部案を受諾する。

(一)　企業に於ける債務超過額の株主及び債権者の負担の方法は、司令部案は株主資本に酷であり、又平時の観念原則であると認められるので、之を緩和し、株主の負担は払込資本金の七割に止めること。

(二)　預金打切はプールして行ふこと。

(三)　預金打切を免除する預金債権に左のものを追加すること。

(イ)　今回の措置に基く損失のため整理に入つた企業の預金

(ロ)　政府の指定する統制機関の預金

(四)　整理企業の従業者の退職給与債権は、優先的支払を認めること。但しその金額は一人一万円を超えることなく、又封鎖支払とすること

(五)　預金打切免除の限度を一人当り一万五千円とすること。

(六)　個人に対する戦争保険金の打切免除の限度を一人当り三万円とすること。

(七)　法人については(五)(六)を適用しないこと。

二、本案受諾に際し、左の諸項を司令部に要望する。

(一)　食糧輸入を強化すること。

(二)　整理後の産業に再建の基礎を与へるため、必要な原材料、設備資材の輸入を拡大促進すること。

(三)　賠償撤去施設の具体的決定を速かに行ふこと。

(四)　企業の整備を迅速に完了する必要上、制限会社の整備については主務大臣が一般の例によりその整備計画を認可し、之に従つて行はれる。整備の実施には個別的な司令部の承認を要しないものとし、主務大臣が整備計画を認可する場合に、予めその大綱につき司令部の承認を受くることとすること。尚整備を完了した場合には、制限からこれを解除すること。

(五)　産業不安の時期を秩序を保つて切抜けてゆくために、本措置の発表後三ケ月間は、労働組合の罷業権の発動の停止を承認すること。

(六)　治安維持及び産業の資産の保持に全面的に協力すること。

(七)　国債によつて財産税を納入する場合に、日本政府に於て、本措置を併行する国債利子課税による影響を考慮した一定の割引価格を決定し、その価格によつて納入せしめる措置を承認すること。

(八)　本措置の円滑な実施を図るためには、モラトリアム、産業資産の保全命令、その他の準備的措置を予め実施する必要がある。

議会開会中に於ては緊急勅令の発動が不可能な事情に鑑みて、これをポツダム宣言の受諾に伴ふ勅令に基いて隠密敏速に実施できるように適宜の指令又は覚書を発すること。

出所　大蔵省資料Z五二六―四―二。

(20)　補償処理案要綱（修正I案の原案）

（昭和二一年六月二二日）

補償処理案要綱（昭二一、六、二二）

第一、狭義の軍需補償　①

(一)　個人に対する戦争保険金

(イ)　個人に対する戦争保険金に付ては逓次に左の税率を適用して特別の課税を行ふこと。　④

五万円以下	免税
五万円超十万円以下の金額	五割
十万円を超ゆる金額	十割

(註)　最高受取額は七万五千円となる。

(ロ)　個人の戦争保険金に対する課税に当つては、動産保険、不動産保険を綜合し、個人単位に名寄せして、右(イ)の税率を適用すること。

(ハ)　既に支払はれた戦争保険金に付ても課税の対象とすること。

(二)　企業に対する戦争保険金

企業に対する戦争保険金に対しては十割の課税を行ふこと。

(三)　企業の産業設備営団に対する請求権

産業設備営団が買上げることを条件として企業の建設した設備及び産業設備営団の勘定に振替ることの合意の下に建設した設備の建設費であつて企業の産業設備営団に対する請求権となつて居るものに付ては(二)と同様に処理する。

第三、今後存続せしむべき企業に対する減税措置　②

今後の経済再建の為に存続せしめる必要のある会社であつて、右課税の結果払込資本金の七割以上を喪失するに至るべきものに付ては、払込資本金として留保し得る額が払込資本金の三割を下ることのないやうに減税し得るものとすること。

但し此の場合

(1)　資本金二十万円以上の会社に在つては払込資本金として留保し得る額が少くとも十万円を下ることのないやうに減税すること。

(2)　資本金二十万円未満の会社に付ては課税の結果株主が払込資本金の五割以上の損失を蒙る場合に於ては、払込資本金として少くとも五割を留保し得る様に減税すること。

第二、其の他の政府補償　③

第四、企業の蒙る損失

右第一及第二の処理の結果企業の蒙る損失は左に依り負担せしめ整理すること。

(一) 損失は先づ第一に、企業の積立金及び資産の評価益の全額を以て填補せしめる。

(二) 次に払込資本金の全額迄を以て負担せしめる。但し第三に依り減税せらるる場合は其の限度迄を以て負担せしめる。

(三) 尚損失が残るときは各外部債権者に対し払込資本金と同一の損失負担率に達する迄、各債権額に応じて負担させる。此の場合社債権者と其の他の債権者、担保付債権と無担保債権と云ふ様に債権の種類に依つて負担の割合を違へることはしない。

但し政府の有する債権は除外し、下請業者及び従業員の有する小口債権に付ては特別の考慮を払ふ。

(四) 以上に依つて損失を償却しても尚損失額の残る場合には其の残額は払込資本金及び各外部債権の残額を以て按分して分担せしめる。

第五、金融機関の蒙る損失の負担

金融機関の損失に付ては左に依り負担せしめること。

(一) 損失は先づ第一に積立金及び含み益の全額を以て填補せしめる。

(二) 次に払込資本金の七割までを以て負担せしめる。

但し補償の処理以外の原因に基く損失の処理のため必要あるときは払込資本金の全額までを以て負担せしめる。

(三) 外部債権（預金、保険金、金融債及び金融機関相互間の債権を除く）は七割に達するまで各債権額に応じて負担せしめる。

但し(四)の但書の場合に於ては全額までを以て負担せしめる。

(四) 以上に依つて損失を填補しても尚損失額の残る場合には其の残額は(二)と(三)の残額を以て按分して負担せしめる。

(五) 預貯金債務及び保険債務に付ては全額支払を為すこととし前各項の処理に依り支払不能となるものに付ては政府に於て之を補償すること。

（備考）

(一) 金融機関相互間に於ける債権債務（日銀借入金を含む）は優先的に支払を為すこと。

(二) 金融債に付ては

(イ) 金融機関所有分は(一)に準じ取扱ふこと。

(ロ) 貯蓄債券、報国債券、復興貯蓄債券等小口債券は本文(五)の預金に準じ取扱ふこと。

第六、財産税及び財産増加税

(一) 個人財産税及び個人財産増加税は概ねG案の趣旨に従つて課税すること。

但し

(イ) 個人財産税の税率は左の通りとし算出税額より三千円を控除すること。

三万円以下の金額	百分の十
三万円を超え四万円以下の金額	百分の十五
四万円を超え五万円以下の金額	百分の二十
五万円を超え六万円以下の金額	百分の二十五
六万円を超え八万円以下の金額	百分の三十
八万円を超え十万円以下の金額	百分の三十五
十万円を超え十五万円以下の金額	百分の四十
十五万円を超え二十万円以下の金額	百分の四十五
二十万円を超え三十五万円以下の金額	百分の五十
三十五万円を超え五十万円以下の金額	百分の五十五
五十万円を超え七十万円以下の金額	百分の六十
七十万円を超え百万円以下の金額	百分の六十五
百万円を超え二百万円以下の金額	百分の七十
二百万円を超え五百万円以下の金額	百分の七十五
五百万円を超え千万円以下の金額	百分の八十
千万円を超え三千万円以下の金額	百分の八十五
三千万円を超ゆる金額	百分の九十

(ロ) C階級に対する個人財産税はA階級及びB階級に対する課税額が当初の歳入見込額に達し又はこれを超ゆる場合に於ても大蔵省が必要と認めるときはこれを課税し得ることとすること。

(ハ) 個人財産増加税はG案により課税すること。

(ニ) 調査時期は政府原案通り一九四六年三月三日午前零時とすること。但し株式価格等の評価は本案発表後適当の時期における価格によること。

(ホ) 法人財産税は概ね政府原案によりこれを実施することとし、法人戦時利得税はこれを廃止すること。但し

法人財産税の税率は左の通りとすること。

一、営利法人	
積立金に相当する金額	百分の三十
其の他の金額	百分の四十
二、産業組合等特別の法人	
積立金に相当する金額	百分の二十五
其の他の金額	百分の三十五
三、其の他の法人	百分の二十

第七、関連する措置

(一) 本案の実施に応じ事業会社及び金融機関は急速に其の経理の整理を行はしめること。但し其の整理中政府は経済の復興を遅滞せしめざる処置を強力に講ずること。

(二) 復興金融会社又は之に代るべき金融機関を設け非常時的産業金融を強力に行ふこと。

(三) 政府は地方別且組織的に速に失業者受入体制を整へること。

右に依つて地方毎に適切なる公共事業を起すこと。其の経費は政府予算の公共事業費より支弁すること。

(四) 本案実施に伴ひ食糧の供給に支障を生ずることなき様予め万全の準備をなすこと。

(五) 諸事業は官公営をも含め、前記の失業者受入体制の整ふに従つて、事業の思ひ切りたる整理を敢行し収支のバランスを確立すること。

右の整理は個々の企業に就てのみならず、産業全体に就ても亦断行すること。

以上の整理に依り遊休化する設備中、将来の日本産業の為必要なりと認められるものは国家の経費に依つて之を保管すること。

狭義の軍需補償の範囲

狭義の軍需補償とは左に掲ぐる損失に対する補償を謂ふ。

一、軍需会社法第八条、第九条及び第十二条の規定に基く政府の命令を受けた者が其の命令に因つて蒙つた損失、其の他同法に基いて発せられた政府の命令に因つて蒙つた損失。

二、総動員業務事業整備令第二条、企業整備令第二十二条、総動員試験研究令第二条、工場事業場管理令第六条、海運統制令第六条、第七条及び第十八条、陸運統制令第二十二条の規定に基く政府の命令又は処分其の他国家総動員法及び同法に基いて制定せられた命令に基いて為された政府の命令又は処分に因つて蒙つた損失。

三、防空法第五条ノ七の規定に基く政府の命令を受けた者が其の命令に因つて蒙つた損失。

四、兵器等製造事業特別助成法第五条の規定に基いて政府に於て買上げることを条件として設備の新設、拡張又は改良を命ぜられた者が其の命令に依つて新設、拡張又は改良した設備を政府に買上られざるに至つた為蒙つた損失。但し政府との間に其の設備の買上に関する契約が成立して居る場合を除く。

五、前各号に掲げられた法令以外の法令に基いて発せられた政府の命令を受けた者が其の命令に因つて蒙つた損失。

六、法令の規定に基かない政府の命令、示達、指示等に因つて蒙つた損失であつて政府が補償すべきもの。

七、其の他前各号に掲げられた損失以外の損失であつて政府が特に補償することを必要と認めたもの。

欄外　愛知文書課長筆蹟のペン書き記入。
①全文ハ大臣
②契約打切りに依る半製品代金及企業の産業設備営団
③ディレクティヴ発出ノ場合ニ向フヘ要望スベキ事項
④預金打切リノ困ルコト　七一%ノ困ルコト

出所　大蔵省資料Z五二六―四―二。

(21)　Ⅰ案の修正提案関係資料（昭和二一年六月大蔵省）

目　次

1　総理口上書（欠）
2　修正対案（省略――編者）
3　国債利子七一%課税反対の理由（省略――編者）
4　G案に依る補償打切り実施の影響
5　G案とⅠ案の相違（欠）
6　G案に依りディレクテイヴ発生の場合の司令部に対する要望事項（省略――編者）
7　日本側対案が同意せらるる場合の司令部に対する要望事項

4、G案に依る補償打切り実施の影響

一、影響の一般的説明

過般内示されたG案に依る政府補償打切案が仮りに発表は直に大きな衝動を与へ、経済界全体に深刻な混乱を起すに至ることは免れない。即ち

(イ)　従来財産税を中心として政府が総司令部と協議しつつ進めて来た方針は基本から変更されることになり国民の政府に対する信用は甚しく傷つけられる。その結果将来発表し実施しようとする政策の安定性、積極性に付ても国民は大きな疑惑を抱くことになり、其の結果、其の積極的な協力を得ることを期待し難い。

(ロ)　急激な補償の全面的打切りをする結果、相当多数の会社が破産するか、又は之に近い状態に陥ることとなり、当面の生産活動に大打撃を加へる。又米、麦、薯類の集荷は当分の間激減し、消費都市に対する主食の供給は不可能に陥る。

(註)　農林大臣の説明に依ると、通貨全体への不信用を生ずることと、取扱機関の資金難を生ずることが二つの主要原因である。現在の需給推算によつても、十月迄に四〇〇万石の不足が予想されるが、其の外に消費地域への当面の供給二、三ヶ月分の一時的不足を生ずる虞がある。

(ハ)　関係企業又は其の株式や社債に対して金融して来た銀行や保険会社の損失は甚大であり、当然の結果として、預金や保険契約の大きな切捨てを行はねばならなくなる。その結果国民は将来金融機関を信用しなくなり、資金の回収再投資の機構は全面的に運転が止り、又は大打撃を受ける。之は日本国民経済の復興に対して致命的打撃である。

(ニ)　斯くして、信用制度が甚しく傷つけられる結果、今度は預金の吸収も、公債や社債の発行も極端に困難になる。従つて平和産業に対する資金の供給も円滑に行ふことは出来ないことにならう。若し日銀に公債を引き受けさせる等の方法によつて当面資金を供給するとすれば、それだけインフレーションを急激に進行させることになるばかりである。

(ホ)　其の外に次の様な影響がある。

イ、通貨と預金への不安感が増大する結果換物運動、物資売惜しみ等が激化し国民の生活不安が増大し且つ生産活動も鈍くなる。

ロ、一時に整理を行ひ又経済の運行が打撃を受けるから、失業者群が大量且急激に増大する。そして食糧危機と相俟つて深刻な社会不安を惹起するであらう。失業者は差当り一〇〇万人に達すると推測する向もある。

ハ、結局国民各自の資産内容が一時に打撃を受けるから、相互間の貸借関係も混乱し、信用組織も破壊される。その結果租税其の他の公租公課も徴収を確保し難い虞がある。

ニ、斯くして国民は現在の生活への打撃のみならず将来に対する希望を失ひ、自暴自棄に陥り食糧難と相俟ち治安上由々しき事態を惹起する虞なしとしない。

二、影響の分析

本案の影響の及び方及其の結果生ずる状態を予測すると概ね左の通りである。

(イ)　影響の激突性

偶々其の債権を持つてゐる者に対して第一次的に厳しく当り、その者に関係を持つ者に及ぼして行く。其の結果一部の者に不幸を及ぼすと共に、全体の影響を見極めての計画を樹てることを著しく困難にする。軍需会社に投資した者、内地に於て戦災に遭遇した会社、個人、政府の指導に従つて預金し又は債券等を持つた会社、個人等が第一次的に損失を蒙る。第二次的の損失をする者は、例へばその貸付先や預入先がどうなつたかによつて決定するのである。現金や不動産や、動産のストックを持つて居る者には影響はない。

(ロ)　影響の急激性

総ての損失を一度にはつきりと極めて、清算をしようとする結果、当分の間大部分の会社や個人の経理の内容は混乱に陥る。どの位の損失になるか、会社が立ち行くか否かも判らない。従つて之に金を貸す者も、取引をする者も、殆んどなくなる虞れがある。従つて治安上にも由々しい事態を生ずる公算がある。

(ハ)　経済力支配の変動

清算の為に大量の資産の移動が生じる。貸金の方は帳消ししないのであるから、企業者は設備其他の有形資本を金融業者に引き渡さざるを得なくなる。戦災保険金を引当て、家を建てたり買つたりした会社や個人は、銀行か国家に引渡すか、担保に入れる外はない。此の様にして、生産力自体に大きな移動が行はれることは今後の生産意欲への影響上軽視出来ない。

(註)　大規模な資金は解体されるから、経済力の所有は広く分布されることになる。之は民主化の促進にはなるが、その反面新しい産業への進歩性や経済変動への対抗力は弱化する。

斯くて、中小金融機関や中小規模産業の重要性が著しく昂められるが、同時に大規模な基礎産業の運営組織は新しい形態を要求するものが出よう。

(終)

7、日本側対案が同意せらるる場合の司令部に対する要望事項

一、司令部側発表は日本側の法案の議会提案の日迄待たれ度きこと。

二、右期日に於て司令部側の日本政府案支持の態度を表明したる声明を為され度きこと。又同声明に於て

(イ)　社会秩序の維持、特に企業の倒産に伴ふ混乱の防止、失業問題発生の際に於ける社会不安を激成するやうな煽動の抑制

(ロ)　食糧の確保、日本経済の民主的再建に対する援助等のことを表明せらるる様懇請し度し

三、本案の実施が議会開会中に行はるる場合に於て本案の発表に依り不測の衝動を惹起する如き場合貴方に於てデイレクテイヴを発出するやう措置せるべきこと。

四、右発表の時迄にRFAに関する日本側の案に対し承諾を得度きこと。RFA実現迄の期間に於ける興銀等の復興金融案に付ても、同日以前に同意を得度きこと。

尚ほ政府予算を以て、RFAを実行する場合には之が所要資金の調達は極めて困難なるに付日本銀行より借入金に依り之を賄ふこととすることを承認せられ度きこと。

編注　本資料は修正Ⅰ案の司令部提出の為に大蔵省で六月二二日から二五日の間に作成されたと推定される。2は、後出修正Ⅰ案の別紙第二となり、3は修正Ⅰ案に添付されたので省略した。5は（欠）となっているが、修正Ⅰ案の別紙第一となったものと思われる。又、6は文章が改訂され

たうえ後出七月二日付の未提出資料になったので省略した。
出所　大蔵省資料Z五二六―四―二。

(22)　補償打切問題等に関する愛知文書課長メモ
（昭和二一年六月二五日）

六、二五

総理ヨリノ書翰ハ外相ヨリ Chief of Staff ヘ形式トスルコト
先方ヨリ大蔵大臣ニ対シ二六日午後三時出頭ヲ求メラル
七月分予算ニ付テモ実行方法ニ付大臣ニ直接話シヲシ其ノ要領ヲ記録ニ止メオキ度
「政府支出ハ政府機能維持ノ最少限ニ止メ、赤字公債ハ預金部引受ヲ原則トシ、前以テノ Directive ヲ遵守スルコト」等ノ条件ヲ附スルコトトナルベシ
出所　大蔵省資料Z五二六―四―二。

(23)　石橋提案の修正提案（修正Ⅰ案）
（一九四六年六月二五日大蔵省）

日本経済の平和的再建の基礎を確立する為には産業及銀行に大整理を敢行するの急務なことは申す迄もない。而して之が為に軍需補償、戦争保険金の支払等政府補償に関する諸懸案を一挙に解決せんとする趣旨に於ては貴案と当方案とは全く同一である。

乍併、右の整理は飽く迄秩序を保持し且出来得る限り急速に之を行ふことが極めて望ましく、特に食糧問題等国民経済の各般に亘り諸種の悪条件が累積して居る現状に於ては、社会人心を徒らに刺激悪化せしめることなく、インフレーションの昂進を回避すると共に所要の生産を昂揚することに深甚の配意が施されなければならない。而して貴案と当方案とは其の趣旨に於ては何等相違はないのであるが、右の大整理に当り其の採る方法に於て特に何れが社会秩序を保持し且急速に之を実現し得るかの点に付て格段の相違を認め得るのであつて、吾人の所信に拠れば、当方案を以て事宜に適してゐるとの結論に到達せざるを得ない。其の理由は要約すれば別紙第一の通りである。

以上の次第で、我々は遺憾ながら日本政府の責任に於て貴案其の儘を実行することが出来ない。併し六月二十日の会見に於て示されたる貴方の好意は私の深く感謝する所であつて従つて私も亦我々の案を出来る限り貴方の案に近づけるべくさらに努力し閣議の承認を受けて別紙第二の如く改訂した。之に対して重ねて貴方の御考慮を御願ひ致したい。我々の案と雖も之を議会に提出する時其の承認を容易に受け得べしとは考へ得ない。国民は必ず非常の不満を訴へるであらう。貴案を若し強制せられる場合に我々は言ふ迄もなく、我々の案を実施する場合に於ても特に此の点を諒察され臨機の処置を講じて社会に与ふる不安を除去するに足る援助を与へられんことを希望する。

（別紙第一）

両課税案の比較

貴案（G案）と当方案（Ⅰ案）とは趣旨に於て全く同一であるが、其の採る方法に於て異なる。而して現下の各種の客観状勢に対し、Ⅰ案を以て事宜に適せりと信ずる理由は要約すれば次の通りである。

一、預金全額保証の必要

G案は懸案処理に依り波及する金融機関の損失に応じ預貯金の中一万円又は一万五千円を超ゆる部分の全部又は一部を打切るを原則とするに対し、Ⅰ案は懸案処理により仮令金融機関に損失が起きても、預貯金は其の全額を保証せむとする。

G案に依れば関係企業等の清算が完了し従つて金融機関の損失が確定する迄は預金者は自己の預金が幾何の切捨となるか知ることを得ず、極めて長期間不安にさらされざるを得ない。仮令一万円又は一万五千円を限度として保証が行はれても、夫れ以上の預金を持つ人の数は決して少い数ではなく、又之等の人々は経済の平和的再建に付て充分に貢献し得る人々が多いであらう。

之等の人々が不安の念に駆られて預金の引出、分割、安全銀行への預け換等種々の所作に出づることは想像に難くない。即ち恐るべき金融困難を派生するであらう。之等の所作を絶対的に禁ずる措置としては或は一万五千円以上の全預金を或る相当長い期間完全に凍結する必要があらう。

斯くては預金を基礎とする各種の債権債務の決済に非常な混乱を生ずるであらうし又信用の源泉たる預金の安全性が完全に払拭されるのであるから、経済再建に必要な資金の蓄積も行はれず、又現金取引のみ横行してインフレーションは愈々昂進することとならう。

或は企業者は既に今日あるを予期し清算の用意をして居るものもあるから金融機関の預金切捨率は案外早く決定せられ、預金不安の状態は夫れ程長くはないであらうとの見方もあらうが之は全く一面的であり、経済の有機性を忘れてゐる。

狭義の軍需補償の請求権者丈でも約四、四〇〇社に上るのであるから斯る用意のよい企業者の数は決して多いとは認められないのみならず、其の企業者に対する金融機関以外の債権者（特に下請等の中小企業者或は株主等）の数は極めて多い。之等多数の者が関係企業の清算に伴つて蒙る損失の大部分は再び金融機関に転嫁されることとならう。

斯くて所謂一波万波を生じて之等直接間接の影響が終局的に預金について確定される迄は極めて長い期間を必要とするに至ることは明白であらう。加之、企業者自体の預金が不安定状態にある時如何して其の企業の整理自体が行はれやうか。斯くて循環的不安定状態が起り、事態は収拾出来ぬことになりはしないであらうか。

又若し各銀行について暫定的預金切捨率を早期に特定することが出来はせぬかとの見方もあるが、数多の銀行等について斯る暫定措置が有効適切に行はれ得るとは思はれないし、仮りに出来たとしても預金不安を一掃して経済再建の為に必要な資金の蓄積が再開するとは思はれない。

要するに、G案は少数の企業及び少数の銀行が破産状態に陥つた場合のやり方としては一つの方法の様にも思はれるが、今日本の当面してゐる様な全国的な場合の方法としては、却つて秩序を不当に混乱し問題の解決を遅延する結果となるといつて過言ではない。

右に対し若しⅠ案の様に預金の全額保証を実行すれば預金不安より生ずる一切の弊害が予め除去せられることは明白である。而して之に依つて生ずる政府負担の増加は財産税の増徴により賄ふつもりであつて、且此の増徴は後述する処の様に容易ではないが決して不可能ではなく、日本政府は之を円滑に実現する確信を有して居るのである。

而して今日の如き物価状態其の他の生活不安の事態に当面し、間接的な影響に依る区々なる預金切捨によつて預金を喪ふか、将又直接簡明なる財産税課徴の方法に依つて預金の一部を国家に納付するか、国民が其の何れを欲するかは蓋し明白な処ではあるまいか。

二、個人に対する戦争保険金の支払

G案は当初一万円其の後修正して三万円以上全額を打切らんとし、Ⅰ案は五万円迄全額支払ひ、五万円超十万円迄は半額を支払ひ、十万円以上は全額を打切らんとする。

思ふに戦争保険金は約一千万人に上る戦災者の最後の精神的物質的拠点といつても過言ではない。現在戦災者が非戦災者に比し如何なる苦境にあるかは、敢て縷説を必要としない。しかも彼等の大部分は偶然の所産によつて家を焼かれ家財を喪つた人達であつて、戦争保険金以外には明日の生活の資料もなく、又再起の基礎を有たない人達も決して少くはない。之等の人達から明日の希望たる戦争保険金を仮令一部たりとも切捨てることは国民の一員として情に於て忍び得ない処であるのみならず、切捨に伴ふ之等の人達の絶望感に基く社会不安或は摩擦は現在の事態に於て絶対に回避しなければならないと確信する。

右の意味に於てⅠ案自体すらが戦災者にとつて苛酷であると思はれる。況んやG案は戦災者の或る者に対し自殺を勧告する程の苛酷極まるものと思はれるのである。僅々三万円の保険金を以て果して戦災者は何時の日に自力を以て住むべき家を持ち得るであらうか。

三、企業に対する戦争保険金の支払

G案は小企業（例へば資産十万円程度）に対する若干の斟酌を除き原則として全部打切らむとするに対し、I案は右の若干の斟酌を日本の平和産業再建の為に存続するを必要とする企業に及ぼさむとするものである。

思ふに狭義の軍需補償は直接戦争遂行に役立つたことに対する政府の補償とも云はれ様から之を打切ることは已むを得ない仕儀とも云はれ様が、戦争保険金の場合は偶然の結果蒙つた戦災に対するものであつて原則として之を打切るべき性質のものではないことは前述の個人に対する場合に述べた通りであらう。

従つて日本経済再建の為に存続を必要とする企業について、右の様な性質を有する戦争保険金の打切を原因として存続が不能となる様な事態を生ぜしめない様、此の場合に若干の斟酌を認め様とするI案は、思ふに企業に対する戦争保険金の支払について政府のとるべき最少限度の措置といつて過言ではあるまい。

尚I案の実行に当つて、存置すべき企業の選択については国民全体が納得し得る様な強力且民主的なる委員会を設置して之を厳選することは申す迄もない。

四、政府の負担の程度及びインフレーションの防止

I案はG案に比し保険金の支払及び預金の保証について政府の負担を増加し、夫れ丈インフレーションを昂進する原因となるとの見解もあらうが、I案は右増加分を財産税の増徴によつて大体 cover せむとするものであるから此の問題についてはG案とI案との間に相違は存しない。強いてあげれば、寧ろG案の場合の方が前述の様に預金不安から生ずる現金取引の横行によつてインフレーションを昂進せしめる虞が多いといへよう。

五、財産税の徴収

I案は前述の様に、G案に比して財産税の課徴額に付て多額を期待してゐる。之が可能であるか否かが問題の一であるが、我国情の現実の姿を充分に考慮して、我が税務当局が持てる確信なのであつて、日本政府は之が徴収に万全の策を講ぜんとするものである。

而して我国民が敗戦の厳粛な事態の整理に当つて、又将来の希望ある平和経済の再建に当つて、G案により謂はば random に資産の損失を来す様な方法を選ぶか、或はI案の様な財産税の方法により組織的に系統的に負担を荷ふ方法を好むかは改めて多言を要しない処と思はれる。国民は勿論後者を選び、又其の故に財産税の課徴に全幅の協力を吝まないことを信ずるのである。

以上要するに、G案は政府負担の名目的減少と財産税徴収が比較的容易であるとの点に特色があるけれども、如何せん、国民に対する整理の最後の帰着が不明瞭であり、直接間接の影響は漸次循環的に拡大して社会不安、経済不安は加重されることとなる。即ち、整理が整理でなくなり、其の間秩序維持等の為に新に政府の負担が増加することさへ予想せられる。

反之、I案は財産税課徴が若干困難となるが、社会不安、経済不安は著しく緩和せられ、企業も金融機関も、預金者も、結局国民の殆んど全部が極めて短時日に一切の帰着を明白にし得て、明日の設計が容易となり、従つて社会秩序は維持せられ、平和産業再建が夫れ丈早く行はれ得るの長所があるのであつて、換言すればG案の趣旨とする我が経済の整理及び再建を円滑に且能率よく実現せんとするものといへるのである。

（別紙第二）

修正対案

六月十七日当方提案に関し其の後の貴方のサジエスチョンを充分考慮し、更に熟慮の結果左の諸点に修正を加ふることを適当と認める。

一、狭義の軍需補償のみならず契約打切りに依る半製品代金及び企業の産業設備営団に対する設備買取請求権等の請求権に対しては十割の課税を行ふこととすること。

二、企業に対する戦争保険金に付ては十割課税を原則とすること。但し

今後の経済再建の為に存続せしめる必要のある会社に付ては充分手加減を加えて減税措置を講ずることとし就中小企業に付ては充分考慮すること。

三、財産税及び増加税に関しては法人財産税を撤回し、税率を若干（一〇〇分の五程度）加重すること。

四、右修正を施す結果六月十七日当方提案の第一項、第二項及び第三項の一部は別紙の如くなる。

爾余の点は別添理由書に詳述せる処に依り右当方提案を最も適当と信じ御再考を仰がんとするものである。

（別紙）

第一、狭義の軍需補償、契約打切りに依る半製品代金及び産業設備営団に対する設備買取請求権等の請求権に対し十割の課税を行ふこと。

第二、個人に対する戦争保険金

(イ) 個人に対する戦争保険金に付ては逓次に左の税率を適用して特別の課税を行ふこと。

五万円以下	免税
五万円超十万円以下の金額	五割
十万円を超ゆる金額	十割

（註）最高受取額は七万五千円となる。

(ロ) 個人の戦争保険金に対する課税に当つては、動産保険、不動産保険を綜合し、個人単位に名寄せして右(イ)の税率を適用すること

(ハ) 既に支払はれた戦争保険金に付ても課税の対象とすること。

第三、企業に対する戦争保険金

(一) 企業に対する戦争保険金に対し十割の課税を行ふこと。

(二) 右の原則に拘らず当該企業が今後の経済再建の為に存続せしめる必要のあるものである場合には戦争保険金の請求権と政府に対する補償請求権を除いた現存資産の時価額との合計が外部負債の総額と払込資本金の三割に相当する金額との合計額を超過する場合に限り其の超過額に対してのみ十割の課税を行ふこと。

但し此の場合

(イ) 資本金二十万円以上の会社に在つては前記の払込資本金の三割に相当する金額が、十万円より少いときは其の金額は十万円として計算すること。

(ロ) 資本金二十万円未満の会社に在つては前記の払込資本金の三割とあるのを五割として計算すること。

第三の(二)を次の様に改める。

(二) 次に資本金の全額迄を以て負担せしめること。但し前記第三の(二)に依り戦争保険金に対する課税に付減税を受け得る種類の会社に付ては払込資本金の三割（但し資本金二十万円以上の会社に付ては十万円を下らないこと、又資本金二十万円未満の会社に付ては払込資本金の五割とする）迄を以て負担せしめるものとすること。

国債利子に対する七一%課税に反対する理由

戦時補償に関する司令部の他の提案と関連して、国債利子に対する七一%課税が司令部によつて示唆されたが、この問題は当方が検討を行なつてきたところによれば、財政面での歳入増加問題に留まるものではなく、将来の金利水準、金融機能及び社会秩序の維持、資本蓄積の促進、その他の事項に関連し、諸方面に多大な反響をもたらすものである。

日本政府としては国債利子に対し七一%の課税を為すことは、左の理由により不適当であり本年度は従来通りの利払を実行致し度い考である。

(イ) 国債利子に課税するときは国債所有者の九割以上が金融機関なる為必然的に預貯金の利下等の処置を必要とし、之が為には各種金融機関の採算関係、預貯金の種類等に応ずる配慮等から極めて煩雑な手続を講ぜねばならぬ。殊に保険、無尽等に付ては特に処理が面倒であり国債利子課税が暫定的処置であることを前提とすると益々困難な問題を生ずること

(ロ) 利子に付課税せられた国債に付ての評価に関し困難な問題を生ずること。即ち財産税の対象及び納入価格に付之を発行価格とするか割引で評価するか、殊に金融機関が日銀より資金の融通を受くる際の評価に付之を発行価格とす

れば日銀の貸出政策上不適当であり其の資産内容を悪化せしめ又之を割引てとると金融機関が著しい損失を蒙るといふ面倒な問題になるのである

(ハ)　既存国債利子の課税、従つて既存預貯金の利下を為す場合当面の金融情勢から考へれば新規国債、新規預金等の利子は即時に之を引下げることは不適当である為二重金利を生ずる。その結果は資金封鎖の制度を継続せざるを得ぬこととなり財産税の徴収後情勢に応じ不自然なる資金封鎖の制度を解除せんとする政府の方針は此の面より阻害せらるることとなること

(ニ)　国債利子課税は前述の如き煩雑なる手続を要するに拘らず本年度に於ては七月一日より之を行ふこととしても経過利子支払等の関係から国債利子課税のみより生ずる歳入は約十八億程度に過ぎず右は六〇〇億に上る歳出総額に対し僅か三%に過ぎないこと

畢竟するに国債利子課税は之を本年度のみの一時的処置として行ふならば(イ)(ロ)に述べた如き煩雑な手続に拘らず実効は(ハ)の如く少額に止まり意味少く又之を相当恒久的に行ふならば(ハ)所述の如く資金封鎖と謂ふ不自然な制度を其の期間必然的に随伴するのであつてどの面より考へても本案は不適当なりと判断せざるを得ない。

欄外　愛知文書課長筆蹟の筆書き記入。

①六・二六　大蔵大臣持参

編注　本文は、六月二五日付の英文資料 From Ministry of Finance to GHQ, SCAP, Subject: Proposal Taxation Program, 25 June 1946.（大蔵省資料Z五〇八―一三にコピー収録）の順序に従って、司令部に提出した形式に原文の資料を配列したものである。司令部に提出したのは欄外注どおり六月二六日である。なお、別紙第一の表題及び添付の「国債利子に対する七一%課税に反対する理由」の最初のパラグラフは、日本文にはなく（修正するようしるしがついている）英文に付加されているので、財政史室で訳を挿入した。

出所　大蔵省資料Z五二六―四―二。

(24)　課税提案に関する吉田外相から司令部総参謀長ミューラー少将への書簡（英文）（一九四六年六月二六日）

Major General P. J. Mueller,
Chief of Staff,
G.H.Q., Tokyo.

June 26th 1946

My dear General:

On May 31, the Finance Minister received a taxation program from General Marquat, Chief of ESS, General Headquarters. As the result of discussions that were subsequently held between ESS and the Finance Ministry, the Finance Minister submitted the draft of a Japanese program on June 16.

On June 20, Mr. LeCount of ESS verbally informed the Finance Minister that General Headquarters could not agree to the leading points of the Japanese program. Accordingly, the Finance Minister submitted another plan yesterday. Details of the plan are as given in the enclosure.

We are most appreciative of the proposal of General Headquarters, as stated by our Finance Minister in his letter, as a manifestation of a great good will. At the same time, the matter has a most delicate bearing upon Japan's economy. And as is pointed out by the Finance Minister, there is a danger that any inappropriate step will create difficulties which may not be easily overcome. Japan has gone through two experiences of major economic crisis in the past. One was after the Great Earthquake and the other in 1929 when many big banks failed. Instead of resorting to drastic measures and by adopting gradual remedies, the country was successfully able to pull through. In the light of these experiences, I believe that in the present case, unnecessary confusion would be avoided and hardships and sufferings minimized all around, if a little more time were allowed for the disposal of the question.

I wonder if we could not have commission of experts, such as the recent Education, Commission, sent from the United States to make exhaustive investigations in order not only to help solve the present problem, but also to give advice on the fundamental financial and economic reconstruction of Japan. If this is feasible, we can postpone the solution of the present issue for the time being. Perhaps, it would be best to await the formulation of a comprehensive financial and economic policy, which will naturally cover the present issue.

Yours sincerely,
Shigeru Yoshida,
Minister for
Foreign Affairs.

出所　大蔵省資料Z五一一―二九八。

(25)　課税案に関する渡辺終戦連絡部長のメモ（昭和二一年七月一日）

課税案ニ関スル件（七月一日）

本日司令部ヨリ聞キ込ミタル所ニ依リ司令部ノ意向トシテ想像セラルル所左ノ通リ

(イ)　明二日午前十一時半大臣ガ面会セラルル際ハ経済科学部長代理ヨリ最後通牒的ナルモノヲ提示セラルルモノノ如シ

(ロ)　右ハ最高司令官ノ意図ヲ充分反映セルモノナルコトハ確実ナリ

(ハ)　右ハディレクチブノ形ヲトルカ否カハ不明

(ニ)　内容ハ司令部ノ最後案ヲ更ニ多少修正セルモノナルモ大体ニ於テG案ノ趣旨ヲ貫カントスルモノナルベシ

(ホ)　修正ノ内容ハ個人ノ戦保ニ付相当ノ譲歩ヲ為スヤモ知レザルモ企業ハ寧ロ免除ヲ認メズ必要ナル企業ニ付テハ貸付ノ方法ニ依リ保護ヲ図ルモノカト想像セラル

(ヘ)　国債利子引下ハ課税案ヨリ除外シ予算承認ノ条件トシテ二十年度以前ノ会計年度ニ属スル国債ハ一%ト為スベシトイフコトナル模様ナリ
尚大蔵省証券ヲ年五厘ト為スベシトノ六月二十九日ノ渉外局発表ハ事実ナルモ担当者ノ意思ニ非ズ正式ノ覚書ニハソノ旨ノ記述ナク発表担当官ノ思ヒ遊ヒナルモノノ如シ

(ト)　如何ナル場合ニ於テモ司令部ヨリ課税案ノ発表ヲ当方ニ相談ナシニ為サザル様諒解ヲ取付ケ置キタリ

(チ)　財産税ニ関シテ紙幣ノ再引替ヲ考慮シ居ルモノノ如キモ未ダ一部ノ意見ナリ

(リ)　財産増加税ハ取止メノ様子モアリ

編注　本文は㊞のサインのある渡辺終戦連絡部長手書きのメモで、次官、主計、主税、理財、銀行各局長、官房長、伊原理財局総務課長、酒井理財局経済課長に回覧され、愛知文書課長が保管していたもの。

出所　大蔵省資料Z五二六―四―二。

(26)　G案実行の場合の司令部への要望事項（未提出）（昭和二一年七月二日大蔵省）

昭二一、七、二

貴案を仮りに実行するものと仮定したる場合の要望事項左の如し。

一、本案の発表より起る経済的混乱を避くる為、必要ある場合に於ては日本政府に於て、議会開会中と雖も法定の手続（議会の協賛）を経ることなく、本案の実施を確保する為必要なる凡ゆる有効なる手段（例モラトリアム、企業の資産等保全、企業の新旧勘定の分離等）を直ちに執るべきことを指令する等の措置を講ぜられ度きこと。

二、発表は日本側に於て行ふ様せられ度きこと。

三、自由預金及び本案発表の日以後の新封鎖預金に付ては何等の損失負担をなさしめざるやう明かにせられ度きこと。

四、RFAに関する当方案に付承認を得度く、又RFA設置前に興銀等をして復興金融に当らしむる案に同意を得度きこと。

五、国内に於ける賠償充当物件及び在外財産に対する補償の取扱に関し態度を明かにせられ度。

尚ほ特に海外よりの引揚民の援護に関し、政府より若干の救済資金を交付することを認められ度きこと。

六、仮りに本案を実施するとした場合、之に依つて社会秩序の混乱を見るが如きことあらば、司令部としても秩序維持の為に全幅の協力を与へられ度く特に資本家側の生産怠業、労働者側の罷業、生産管理等は企業の整理再建の為好ましからざるものなることを司令部としても明瞭にせられ度く、又日本経済の今後の民主的再建に付必要なる経済的援助を与へられ度し。

七、本案を仮りに実施するとせば特に今後の食糧不安を解消し、社会秩序を確保する為更に食糧の放出及び輸入に付考慮を加へらるべきこと。

編注　本文は英訳されたが（大蔵省資料Z五〇八―一三）、それに渡辺終戦連絡部長の赤鉛筆書きで「未提出　Not Submitted」の書き入れがある。

出所　大蔵省資料Z五二六―四―二。

(27) 課税案に関する会談要録（ライダー通告）

（昭和二一年七月二日）

課税案に関する会談要録

1、日時　昭和二十一年七月二日　午前十一時半

2、場所　司令部経済科学部長室

3、出席者　（司令部側）

部長代理	ライダー大佐
財務課長	ルカウント氏
経済顧問	ファイン博士
政治部	ケーデス大佐

（大蔵省側）

大臣	
渡辺終連部長	

4、ライダー大佐から次の如く発言あり。

日本の課税案に関し大蔵大臣に対して為された陳述

一、通訳の為に本会議に於ける陳述に誤解を生ずることが無いやうにすることが大切である。それ故、大臣の通訳も私の通訳も今朝此処で述べられた事に付、何時にても再陳述を自由に求められたい。

二、私は、大臣の経済学者としての広範なる知識及背景並に、日本政府内に現在占められ居る重要にして微妙なる地位に対し敬意を払ふのである。私は大臣が日本政府の健全なる課税案を作成するといふ困難なる仕事に関し過去数週間財務課と直接交渉されたる非常なる御努力を承知して居る。私は又私の代表者に対し又新聞紙上に於て発表されたる大臣の個人的な信念や理論を承知して居る。併し乍ら、今や此の課税案中の或る基本的問題に関しては最高司令官の政策をはつきりと御了解願はねばならぬ時が来たのである。

三、次の基本的規定は政府の提出すべきすべての課税案に挿入すること。

イ、財務課の最後案に概述せる戦時補償金に対する十割課税。

ロ、全銀行預金に対する完全なる政府保証は、戦時補償に対する十割課税否定となるから許可し難し、但し政府が各勘定別一万五千円迄を保証する事に異議なし。

ハ、財産税に関し総計五万円迄の免税点を設定する事には異議なし。

四、右規定は最終課税案にも適用せらる。

大臣は左の二者の一を選択せらるるも可。

イ、本案を大臣自己の案として提出せらるること。

ロ、本課税案を提出し、同時に大臣の個人的に異論なる規定は最高司令官により命ぜられたる条件を示すものなる事を宣言せられること。

五、大臣は本件を今朝提出されたる時と同一の見解により考究せられ、明日午後三時迄に御決心を御伝へ願ひたし。大臣が本件に関し以後持たれる御意見

は、御返答をこの私にお伝へ頂く迄秘密になしおかれたし。

大臣　「一万五千円以上の預金の評価が困難なる為財産税の徴収に困難を来すべきも司令部側に此の点に関する対策ありや」

ライダー大佐　「本案実行上の細目については司令部関係官に於て充分の協力を与ふべし、本日は deadlock を打開する為原則的なる点に付て大臣の意向を伺ひ度き所存なり」

大臣　「余に選択権を与ふる由なるも右は提示せられたる案の実行方法に関する選択権に過ぎず、本案そのものに対しては論議の余地なきや」

ライダー大佐　「大臣の手腕に依れば此の問題を無事に解決し得べきものと考ふるも、若しそれが困難なりとの結論に到達するに於ては甚だ遺憾なるも最高司令官に於て必要なる処置を講ずべし」

大臣　「本案実行に対してはモラトリウム等の措置が或は必要となるやもしれざる処、此の点に付 directive の発出を希望し得べきや」

ライダー大佐「directive の発出は出来るべきかぎり之を避けたき意向なるも司令部は本案実行上必要なる支援を与ふべし」

大臣　「本案の議会提出時期については如何に考へられ居らるるや」

ライダー大佐　「今期議会の最重要問題たる憲法の審議に支障を来たさざる限度に於て出来得る限り速かに提出せられんことを望む」

大臣　「司令部案が大蔵省案に優れりとの確信を得難し、本日午後三時に更に此の案に関し会議を開催せられたし」

ライダー大佐　「司令部案を説明する為めに必要なれば此の種の会議を開催するも可なり、但し只今提示せる案より逸脱する権限は関係官に与へられざるべきを以て此の点御承知願ひ度し」

編注　本文中の「日本の課税案に関し大蔵大臣に対して為された陳述」の一から五までは、会談におけるライダー経済科学局長代理の陳述を文書(W.T. Ryder, Col. Inf. Acting Chief, ESS, Statement Made to the Minister of Finance on the Japanese Tax Program, 2 July, 1946.―大蔵省資料Z五〇八―一三所収）として提出されたもの――ライダー通告――の訳文である。

出所　大蔵省資料Z五二六―四―二。

(28) ライダー通告をめぐる司令部との第二回会談に関する渡辺終戦連絡部長の日記（昭和二一年七月二日）

午後三時半　再ビ司令部ニ大臣、主税、理財両局長ト共ニ行ク、ソノ結果明ニナリタル事項ハ

(1) 個人戦保ハ三〇、〇〇〇迄支払、企業ニハ一切支払ハズ（一〇、〇〇〇ヲ支払フ場合アリヤニ付疑残ル）RFAヲシテ融資セシム又優先株ヲモタセテモヨイ

(2) 預金保証ハ一五、〇〇〇 per a/c ハ per a/c トシタ点デ緩和ナリ

(3) 財産税ハ免税点五〇、〇〇〇トシ累進率引上ヲ為ス

(4) 財産増加税ハ中止ス

(5) 両税（一〇〇%及 cap. lev.）ハ同一法案トシテ提案

(6) 徴収時期等ハ日本側ノ決定スベキコトナルモ年度内収入ヲ期ス

(7) 司令部案ノ目的

(a) 不安定状態ヲ脱シ見透ヲツケルコト

(b) 日本ノ財政ノ基礎ヲ確実ナラシメルコト

(c) 産業ノ戦時利得ノ除去 war does not pay

(8) G案がI案ヨリ勝レタル点

(a) 一方デ repudiate シ一方で預金補償スルノデハ目的ヲ達セズ

(b) 大企業者ガ不必要ニ救済サレルコトヲG案ハ防止ス

(c) I案ハ金持ヨリ貧乏人ヲ保護スル点ガミエヌ

(d) 歳入ガG案ノ方ガヨケイ上ル

(9) 大臣ハ(8)ノ(d)ハ見込ノ問題ナルヲ以テ議論スル要ナキモ(b)(c)(d)ハ自分ヲ convince 出来ヌ　大蔵大臣トシテノ回答ハ明日出スベキモ一経済学者トシテハ司令部案ハ「ナッテキナイ」ト思フト云ヒ会談ヲ終ル

尚国債利子問題ハ本案トハ切ハナセリ

出所　「渡辺武日誌」昭和二一年七月二日。

(29)　課税案に関するライダー通告対策閣議メモ

（昭和二一年七月三日）

閣議（七、三、午前）

一、非受諾ヲツッパル案ハ内閣ノ動揺モ考ヘラレトラズ

二、次ノ条件ニテ受諾スル

a　発表方法ハ左ニヨル

イ　モラトリアムヲ七月七日ニ上程、直チニ実施

ロ　同時ニ交渉経過ヲ議会ニテ発表

ハ　先方ノ指令ニヨルコトヲ発表シ但シ実行スル以上ハ日本政府ノ責任ニヨルコトヲ明ニス

b　RFA迄興銀ヲ動カス、ソノ資金ハ日銀ヨリ供給

c　個々ノ緊急措置ハ政府ニ一任

d　司令部ニコノ関係ノ全権代表者ヲ設クルコト

e　食糧供給上ノ援助ヲ受ケタキコト

三、日本案拒否ノ理由不明ナルコト、事情ニヨリ総理ヨリマ元帥ニ申入レアルコトヲ留保スルコトヲ附言ス

（之ニ対シ総理ヨリマ元帥不在ナルヨリ申入ヲ見合スベキ旨申出アリ）

編注　本文は官房長、文書課長宛のペン書きのメモである。「渡辺武日誌」七月三日（水）の「夕方大臣ヨリ今朝ノ閣議ノ模様報告アリソレニヨレバ……」の記載によると、本文一～三は閣議における石橋蔵相の提議であるが、それに対して「総理ヨリマ元帥マーカット不在ニ付カヘル迄延シテ貰フ様ニ回答シオカレ度トノコトナリシ由」で結論は出さなかった。

出所　大蔵省資料Z五二六―四―二。

(30)　ライダー経済科学局長代理に対する石橋蔵相の回答

（昭和二一年七月三日）

William T. Ryder; Col. Inf., Acting Chief, ESS に対する回答

一、昨日私は、本日午後三時までに昨日の貴方提示の件につき返事をすると引受けたが、それは下記の事情に依りて事実不可能なることが発見された。此点御容赦を乞ふ。

二、貴提示に対し yes と答へるのには先づその実施が果して日本政府の責任として可能なりや否や、殊に其事前準備の考究を要するが、之に就て私は本日午前若干の案を閣議に提出した。併し遺憾ながらそれは未だ閣議の承認を受け得るに至らない。従つて之は更に私に於て十分研究し改めて閣議に附する必要がある。

三、加ふるに閣議に於ては本件に対し議会が果して如何なる態度を示すかを重要な問題として討議した。愈々本件を実施するとすれば如何に議会を納得せしめるかの方法に就て考究する要がある。之は甚だ容易ならざる業であると思はれる。

四、又本日の閣議に於て農林大臣が特に発言し、本件発表の際は農民に大なる shock を与へ都市に対する食糧の供給に非常の故障を生ずる懸念があると強調した。日本政府は勿論斯かる懸念に対しては為し得る限りの事前準備を行ふ覚悟である。併し日本の食糧事情は貴下の御承知の通りであつて、特に貴司令部の強力なる援助を求めるにあらざれば十分の準備といふも之を実現することは不可能である。貴司令部には果して斯かる援助を日本に与ふることが可能なりや、此点は特に貴下より御返事を頂きたい。

五、以上の次第であるから今日私は昨日の御提示に対し yes とも言へないと同時に又勿論 no と言ふことも出来ない。併し事は甚だ重大であつて、日本政府が斯く其態度を容易に決定し得ない事情を諒察し、もう暫く確答の期限を延期せられたい。

六、尚ほ本件が日本の経済界に与へる影響は甚大であるから総ての事前工作が完了するまで絶対秘密に致し度く、昨日貴下より私に対し或提示があつたといふことも暫く左様の事実はなかつたといふことに致したい。

七、国債利子の引下又は之に対する七一%課税の件が若し貴方に於て尚ほ考へられてゐるとすれば、之は昭和二十一年度予算とは切離し、tax program の方に併せて考究することに致されたい。予算は tax program の決定よりも前に議会に提出される順序になると思ふから、若し国債利子の件が予算に附随するときは予算の説明を complicate にし、又 tax program の処理にも支障を生ずるからである。

Tanzan Ishibashi
Finance Minister
Japanese Government
3, July 1946.

編注　本文は、七月三日午後二時五十分から三時十五分に、経済科学局のライダー、ファインと石橋蔵相、渡辺終戦連絡部長が会談した際の石橋蔵相の陳述を文書（T. Ishibashi, Reply to Statement of the Acting Chief of the Economic and Scientific Section, 3 July 1946.―大蔵省資料Z五〇八―一三）にして提出したものの邦訳である（「平価補償問題議録（七月三日）」―大蔵省資料Z五二六―四―二所収による）。

出所　大蔵省資料Z五二六―四―二。

(31)　石橋蔵相からライダー経済科学局長代理への回答遅延の弁明書（英文）（一九四六年七月八日）

MINISTRY OF FINANCE

8 July 1946

TO: Col. W. T. Ryder, Acting Chief of the Economic and Scientific Section, G.H.Q.

The Imperial Japanese Government has continued its study statement made to me on July 2, 1946 and is doing its best to reach a conclusion but, owing to the following reasons, we have not been able to come to the stage where we can give you a definits answer.

1. The greatest difficulty in finding a compromise between your plan and our plan is the matter of whether or not the government shall guarantee 100% bank deposits and insurance policies. After further study by the Ministry of Finance we still feel the smooth execution of the taxation program cannot be assured unless there be 100% gurantee of deposits.

2. The argument you have stressed in opposing such guarantee of deposits is that it will place a heavy burden on the Government. The substantial burden including the indirect effects will, I believe, not be heavy but perhaps the superficial figures on the fact of the matter may lead to such a conception that the burden is heavy. Therefore, the Ministry of Finance has at present under preparation a new tax plan which is designed not to increase the burden of the Government even in nominal figures.

3. Furthermore, I would like to state that I desire to enforce at this time the large scale reduction of bank deposits which is not possible under your plan. That is, I wish to reduce the bank deposits and therewith release the present system of restricted deposits which is most unnatural. This is possible, I believe, under the new program now prepared by the Ministry of Finance.

The situation is as stated above and I therefore would appreciate very much your granting us a little more time in submitting you an answer.

I would also like to have you take notice of the fact that in the interest of Japan itself the Imperial Japanese Government too earnestly desires the solution of this problem at the earliest moment.

Tanzan Ishibashi
Minister of Finance,
Imperial Japanese Government.

出所　大蔵省資料Z五〇八―一三。

(32)　預金課税(信用再建税)、戦後復興財産税、企業経理応急措置案に関する大蔵省議提出資料及び関連愛知文書課長メモ

（昭和二一年七月八日、七月九日）

一　本資料の説明についての愛知メモ

此ノ綴込ミハ七月七日ニG案ヲ実行スルモノトシテ（多少ノ当方希望ハ織込ミツツ）作成シタ諸案ニ付テノ省議ガ行ハレタガ、其ノ省議ノ際ニ更ニ作案スルコトニナッタ

(1)　預金課税案（信用再建税）、戦後復興財産税案

(2)　企業経理ニ関スル応急措置（抽象的ナル委任立法）

ノ二問題ニ関スル書類ヲ集メタモノデアル（二一、七、一二、愛知）

二　七月七日、八日の省議についての愛知メモ

七、七（日）官邸ニ於ケル会議ノ結果、預金課税案ヲ更ニ研究スベシトイフコトニナッタ。

仍テ八日月曜日小委員会ヲ次官々邸ニ開催シ本綴リニアル案ヲ作リ八日午後省議ニカケタ。

尚企業経理ニ付テハ成ルベク抽象的ナ案ヲ作レトイフコトニナッタ。八日ノ省議デハ預金課税案ノ内容ニ付次官ニ異議アリ特ニインフレ論デフレ論アリ。

三　預金課税案提案の趣旨（七、八）

貴案の趣旨は我々に於ても賛成を惜しまぬ次第であるが、之が実施を担当すべき我々としては、主として、その実行方法に付て、左案を採ることが最も実際的であり、実情に副ふものと信じ、敢て貴方の御考慮を煩すべく、之を提案する次第である。而して我々は本提案が貴方の承認を得るを得ば、之を「信用再建税法案」として組み立て、一般の補償処理案と併せ速に議会の協賛を得べく提案することと致したい。

本案の考へ方の根本は、補償課税に伴ふ預金の整理も、国債利子課税も、別紙案の様に総て原則として預金に対する特別課税の方法に依つて処理することが、貴案の御趣旨にもよりよく副ふ所であらうし、政府としても此の方が実行し易いと考へられる次第である。又、本年度の財政支出は極めて巨額に上るが、本案の実行に依つて、比較的早く其の財源を民間から吸収した資金を以て賄ひ得ることとなるから、其の点赤字公債をあまり多額に発行しないで済むであらうと思はれる。

次に本提案の趣旨を若干御説明したい。

一、本案は一口一万五千円以下の預金を保証せんとする方法に代へて、戦時補償請求権に特別課税を賦課すると同様に預金に特別課税を賦課すると共に、併せて国債利子に対する課税を取止め、右預金の課税率に概ね相当する程度に於て国債の元本の相当部分を破棄せんとするものである。即ち

(イ)　戦時補償請求権に特別課税を賦課することに伴つて、一万五千円以上の預金で切捨てとなる金額及一万五千円以下の預金を保証する為に、金融機関に対して補償しなければならないと考へられる金額の合計、約四百億円

(ロ)　国債利子に対する課税及之に関連して処理しなければならない地方債の利子に対する課税を取止め、右預金の課税率に概ね相当する程度の国債及地方債の元本を課税の方法に依つて破棄せんとする金額、約四百億円

(ハ)　右の合計約八百億円を、預金、国債及地方債に対する特別課税の方法に依つて処理せんとするものである。

(一)　其の理由の一つは、一万五千円以下の預金の保証方法に付ては、相当困難な問題があり、又単に之れだけでは預金の金額が容易に定まらないで、財産税の早期徴収に極めて困難を生ずるのであるが、本案に於ては預金額が簡単に確定し得るから、財産税収入を迅速に且容易に確保することが出来る。

(二)　一万五千円以下の預金を保証するときは政府が金融機関に対して補償しなければならない額は極めて巨額に上るものと認められ、財政的に、容易に之に耐へ得られないと思はれるが、本案に依るときは、預金の保証をしても、其の財源は本預金特別課税に依つて確実に得られるから、其の為に財政に特別の負担が増加することとはならない。

(三)　一万五千円以下の預金のみを保証すると言ふときは、全金融機関の預金及生命保険契約準備金等に迄勘定を分離したり、非常に煩雑な手続を要するが、本案は単に三月三日現在で申告された預金等に対して特別課税を為さんとするものであつて、其の手続は簡単で亦迅速に処理し得る。

(四)　本案は金融機関に対して戦時特別補償税等に伴ふ損失を補償しやうと言ふのではなく、唯国民の預金を保証することに依つて、財産税の徴収を簡易迅速ならしめんとするものである。従つて金融機関の整理が断行せらるべきは勿論である。

(五)　一般的には戦時特別補償税に依つて、軍需融資等をして居る財閥銀行の預金者が非常に影響を受けるであらうと考へられるが、実際は之等の銀行には大口の預金者が多い為に、小口の預金者の多い地方銀行、郵便局等に比して、却つて一万五千円以上の預金が切捨てられない場合が多いと思はれるのであつて、本案の場合には、此の様な事を生ずることがない。

(六)　尚一口一万五千円以下の預金を保証すると言ふことは我国の従来の預金課税の方法から大額の預金を数十口の五千円以下の預金に分割して居る場合が多い為に、若し預金者を公平に保護しやうとすると、小口預金の保証方法は極めて困難で又其の手続が極めて煩雑となるを免れないのである。

四　戦時補償特別課税等の設定に伴ふ金融再建方策に関する件（七、八）

一、趣旨

戦時補償特別課税の実施並に之に伴ふ企業の根本的整理と併行し通貨の信用の回復、物価（賃金を含む）の安定、国家財政の再建、信用機構の再編成等を目途とした非常措置を講ずること。

二、措置

(一)　通貨の信用の回復

信用再建特別課税の創設及戦後復興財産税の徴収により擬制資本（過剰

購買力を含む）の徹底的整理を行ひ通貨の信用を回復する。

(二)　預金の保証

(一)　企業に対する戦時補償特別税等の課税に因り金融機関が損失を蒙ることは固よりであつて、金融機関の整理は之を断行する要があるが此の場合に於ても此の損失は預金者に負担せしめず預金に付ては国家に於て之が支払を保証する。

(二)　右預金支払保証の財源は信用再建特別税（別紙）の収入を以て之に充てる。

(三)　預金の保証は預金保証委員会（仮称）の決定する所に因り之を実行する。

(四)　預金は今後三年を限り之を保証するものとし要すれば預金保険制度への切換をなすことを考慮する。

三、金融機関の整理

(一)　整理の方針に関しては原案の原則に従ふ。

(二)　金融機関の新旧勘定の分離に関しては

(一)　金融機関の信用を再建する為其の勘定を新旧に分離する。

(二)　新勘定は信用再建特別課税後の預金並に金融機関よりの借入金及其の見合現金及預け金並に旧勘定に対する貸付金を以て構成する。

(三)　旧勘定は新勘定に移し残りの資産負債を以て構成する。

(四)　旧勘定に付ては直ちに整理を開始する。

(四)　其の他の点は原案通りとする。

四、物価の安定、賃金、給与の統制

信用再建特別課税の実施に伴ひ将来物価並に賃金給与の引上は之を行はないものとする。

五、財政の再建、実行予算の編成

赤字財政を徹底的に克服し財政の再建を図るものとし之が為、二十一年度予算に付ても其の単価等の再検討を実施し実行予算を編成する。

六、金融緊急措置令施行規則

差し当り本措置に基き別段の措置を必要としない。

七、今後に於ける金融疎通に関する措置

概ね原案に依ることとする。

五　信用再建税（仮称）及び戦時復興財産税創設趣旨（七、八）

G案の預貯金等切下に因る各種弊害を避くる為預貯金等に対する特別課税を以て之に替へることとし此の為預貯金等に付ては信用再建税なる特別課税を行ひ之に因つて不安定要素を含む預貯金、国債等に付て大幅の切捨を行ひ以て将来の信用経済を健全な基礎の上に再出発せしめると共に其の他財産に付ては経済民主化を主眼とする戦後復興財産税を課税し之が歳入は戦災復興、失業対策、社会救済等当面必要なる経費の財源に充当することとすること。

六　信用再建税（仮称）及び戦後復興財産税（仮称）案要綱（七、八）

第一、信用再建税

一、納税義務者

(一)　昭和二十一年三月三日において、預貯金、国債等を有してゐた個人

(二)　昭和二十一年三月三日において、預貯金、国債等を有してゐた法人

二、課税物件

(一)　個人については昭和二十一年三月三日に有してゐた左記財産

(イ)　現金（日本銀行預入令により一人百円を限度として引換を認めた現金を除く）

(ロ)　国債、地方債及び銀行債（戦時補償特別税の課税を受ける政府特殊借入金を除く以下同じ）

(ハ)　金融機関に対して有してゐた預金、貯金、金銭信託及び預貯金に準ずる寄託金等（戦時補償特別税の課税を受ける特殊預金等を除く以下同じ）

(ニ)　生命保険に関する権利（既に保険事故の発生した保険の保険金請求権を含む）、無尽会社に対する無尽に関する権利

(ホ)　金融機関に対して有してゐた年金に関する権利

(二)　法人については、昭和二十一年三月三日に有してゐた左記財産

(イ)　現金

(ロ)　国債、地方債及び銀行債（金融機関で有したものを除く）

(ハ)　金融機関に対して有してゐた預金、貯金、金銭信託及び預貯金に準ずる寄託金等

三、課税価格

(一)　個人については預貯金等の金額、国債、地方債等の価格及び保険、無尽等に関する権利の価格の合計額からこれ等と特別の関連にある債務の金額を控除した残額

(二)　法人については国債等の価格及び預貯金等の金額からこれ等と特別の関連にある債務の金額を控除した残額

四、税率　別紙

五、免税

課税価格三千円以下の個人の国債、地方債及び銀行債には課税しないこと

六、徴収方法

(一)　個人については左の方法による

(イ)　預貯金、金銭信託並びに保険、無尽及び年金に関する権利については、昭和二十一年三月三日の現状により金融機関において百分の二十の比例税率による源泉課税を行ふこと。

(ロ)　(イ)の預貯金等と特別の関連にある債務金額の控除は別途措置すること。

（例へば納税義務者は、これ等債務は課税の日において百分の二十切下げられたることとし金融機関は右切下額に相当する金額を源泉徴収税額より控除して政府に納付し得ることとすること）

(ハ)　昭和二十一年三月三日に有してゐた現金については同日後それによつてなされた預貯金について(イ)と同様の課税を行ふこと。

(二)　課税価格三千円を超ゆる者に対しては臨時財産申告により賦課課税を行ふこと、この場合(イ)により納付した税額は賦課課税の税額から控除すること。

(三)　法人については左の方法による。

(イ)　預貯金等については昭和二十一年三月三日の現状により源泉課税を行ふこと。

(ロ)　国債等については昭和二十一年三月三日の現状により賦課課税を行ふこと。

(ハ)　(イ)の預貯金等と特別の関連にある債務金額の控除は別途措置すること。

第二、戦後復興財産税

一、戦後復興財産税は概ね現在の財産税案によることとするも信用再建税の課税を受ける財産に対してはこれを課税しないこととすること。

二、戦後復興財産税は出来得る限り信用再建税課税後の現金、預貯金等により納付せしむることとし、右以外の財産が先づ納税義務者において処分せしめて売却代金により現金納付せしめる方針をとり物納又は延納は已むを得ざる場合に限りこれを認めることとすること。

七　信用再建税税率表　①

第一案②

個人

三千円以下の金額	百分の二十
三千円を超ゆる金額	百分の三十
一万円を超ゆる金額	百分の四十
五万円を超ゆる金額	百分の六十
十万円を超ゆる金額	百分の八十
三十万円を超ゆる金額	百分の百

法人　百分の五十

第二案③

個人

三千円以下の金額	百分の二十
三千円を超ゆる金額	百分の三十
一万円を超ゆる金額	百分の四十
五万円を超ゆる金額	百分の五十
十万円を超ゆる金額	百分の六十
二十万円を超ゆる金額	百分の七十
五十万円を超ゆる金額	百分の八十
百万円を超ゆる金額	百分の九十

法人　百分の三十

第三案④

個人

一万円以下の金額	百分の二十
一万円を超ゆる金額	百分の二十五
二万円を超ゆる金額	百分の三十
三万円を超ゆる金額	百分の三十五
四万円を超ゆる金額	百分の四十
五万円を超ゆる金額	百分の四十五
七万円を超ゆる金額	百分の五十
十万円を超ゆる金額	百分の五十五
二十万円を超ゆる金額	百分の六十
三十万円を超ゆる金額	百分の六十五
五十万円を超ゆる金額	百分の七十
百万円を超ゆる金額	百分の七十五
二百万円を超ゆる金額	百分の八十
五百万円を超ゆる金額	百分の八十五
免税点　三千円	
税額控除　六百円	

法人⑤　百分の二十

八　信用再建税負担額調

財産価格	第一案				第二案				第三案			
	税率	税額	同上百円当		税率	税額	同上百円当		税率	税額	同上百円当	
三、〇〇〇円	二〇%	六〇〇円	二〇	〇〇	二〇%	六〇〇円	二〇	〇〇	二〇%	―円	―	
五、〇〇〇	三〇	一、二〇〇	二四	〇〇	三〇	一、二〇〇	二四	〇〇	二〇	四〇〇	八	〇〇
一〇、〇〇〇	四〇	三、二〇〇	三二	〇〇	四〇	三、二〇〇	三二	〇〇	二五	一、六五〇	一六	五〇
二〇、〇〇〇	四〇	七、二〇〇	三六	〇〇	四〇	七、二〇〇	三六	〇〇	三〇	四、六五〇	二三	二〇
三〇、〇〇〇	四〇	一一、二〇〇	三七	三〇	四〇	一一、二〇〇	三七	四〇	三五	八、一五〇	二七	一〇
四〇、〇〇〇	四〇	一五、二〇〇	三八	〇〇	四〇	一五、二〇〇	三八	〇〇	四〇	一三、一五〇	三三	三〇
五〇、〇〇〇	六〇	二一、二〇〇	四二	四〇	五〇	二〇、二〇〇	四〇	五〇	四五	一六、六五〇	三三	三〇
六〇、〇〇〇	六〇	二七、二〇〇	四五	三〇	五〇	二五、二〇〇	四二	〇〇	四五	二一、一五〇	三五	二〇
七〇、〇〇〇	六〇	三三、二〇〇	四七	四〇	五〇	三〇、二〇〇	四三	一〇	五〇	二六、一五〇	三七	三〇
八〇、〇〇〇	六〇	三九、二〇〇	四九	〇〇	五〇	三五、二〇〇	四四	〇〇	五〇	三一、一五〇	三八	九〇
一〇〇、〇〇〇	八〇	五五、二〇〇	五五	二〇	六〇	四七、二〇〇	四七	二〇	五五	四二、一五〇	四二	一〇
二〇〇、〇〇〇	八〇	一三五、二〇〇	六七	六〇	七〇	一一七、二〇〇	五八	六〇	六〇	一〇二、一五〇	五一	〇〇
三〇〇、〇〇〇	一〇〇	二三五、二〇〇	七八	三〇	七〇	一八七、二〇〇	六二	四〇	六〇	一六二、一五〇	五四	〇〇
三五〇、〇〇〇	一〇〇	二八五、二〇〇	八一	四〇	七〇	二二二、二〇〇	六三	四〇	六五	一九四、六五〇	五五	六〇
五〇〇、〇〇〇	一〇〇	四三五、二〇〇	八七	〇〇	八〇	三四二、二〇〇	六八	四〇	七〇	二九九、六五〇	五九	五〇
一、〇〇〇、〇〇〇	一〇〇	九三五、二〇〇	九三	五〇	九〇	七九二、二〇〇	七九	二〇	七五	六七四、六五〇	六七	四〇
二、〇〇〇、〇〇〇	一〇〇	一、九三五、二〇〇	九六	七〇	九〇	一、六九二、二〇〇	八四	六〇	八〇	一、四七四、六五〇	七三	七〇
五、〇〇〇、〇〇〇	一〇〇	四、九三五、二〇〇	九八	七〇	九〇	四、三九二、二〇〇	八七	八〇	八〇	三、八七四、六五〇	七七	四〇
一〇、〇〇〇、〇〇〇	一〇〇	九、九三五、二〇〇	九九	三〇	九〇	八、八九二、二〇〇	八八	九〇	八〇	七、八七四、六五〇	七八	七〇
二〇、〇〇〇、〇〇〇	一〇〇	一九、九三五、二〇〇	九九	六〇	九〇	一七、八九二、二〇〇	八九	四〇	八〇	一五、八七四、六五〇	七九	三〇
三〇、〇〇〇、〇〇〇	一〇〇	二九、九三五、二〇〇	九九	七〇	九〇	二六、八九二、二〇〇	八九	六〇	八〇	二三、八七四、六五〇	七九	五〇
五〇、〇〇〇、〇〇〇	一〇〇	四九、九三五、二〇〇	九九	八〇	九〇	四四、八九二、二〇〇	八九	七〇	八〇	三九、八七四、六五〇	七九	七〇
七〇、〇〇〇、〇〇〇	一〇〇	六九、九三五、二〇〇	九九	九〇	九〇	六二、八九二、二〇〇	八九	八〇	八〇	五五、八七四、六五〇	七九	八〇
一〇〇、〇〇〇、〇〇〇	一〇〇	九九、九三五、二〇〇	九九	九〇	九〇	八九、八九二、二〇〇	八九	八〇	八〇	七九、八七四、六五〇	七九	八〇

九　企業経理に関する応急措置（七、八）

一、左に掲ぐる会社はこの法律実施の日に於て打切決算を行ひ新旧に勘定を分離する。

(イ) 資本金二十万円以上の会社にして、戦争保険金、政府補償在外資産其の他別表に定むる諸請求権（政府補償等と称す）を有し又は之等の請求権に基き保険金補償金等を受領したもの

但し

(a) 積立金を以て政府補償金等を全額償却するに足る資産内容を有する会社

(b) 会社又は会社の利害関係人よりの申請に依り、資産の評価益等を以て之等の請求権を償却するに足る資産内容を有すること明かとなりたる会社

は適用を除外すること。

(ロ) 政府補償等の請求権を有し又はこの請求権に基き保険金補償金等を受領した資本金二十万円未満の会社で会社の理事者又は利害関係人よりこの法律の適用を受くべきことに付て申請ありたるもの

(ハ) (イ)及び(ロ)以外の会社であつて、(イ)又は(ロ)の会社に対する債権を有し、当該債権の取立困難の為支払不能又は債務超過となる倶あるもの

(ニ) (イ)乃至(ハ)に準ずる事由のある公益法人、組合其の他人格なき団体、又は個人に付ても理事者、本人又は利害関係人よりこの法律の適用を受くべきことに付て申請のあつたもの

(備考)

一、この法律の適用を受ける会社の範囲に付ては補償課税の方針を推測せしめない為会社配当等禁止制限令の適用を受ける会社に限ることも当面の一案であると思ふ。

二、厳密に云ふならば預金に対する課税に依つて債務超過、支払不能に陥る会社に付てもこの法律の適用あるものとする必要があるが、預金課税の点の内容を外部より窺知せしめない為には、この法律の適用を受けしめない方が適当である。

二、企業の復興部門と整理部門の分離

(イ) 会社営団等（金融機関を除く）で(一)に依りこの法律の適用を受けるもの（以下整理会社と称する）は本令施行と同時に新勘定（以下復興部門と称する）を設け、その所有する動産、不動産、債権その他の財産（以下会社財産と称する）のうち民需生産の続行に必要なものを固定設備、運転資材に付ては、これを譲渡の形式で、預貯金及び現金に付ては貸付の形式で復興部門に移し替へ、新勘定を以て民需生産を続行させる。是等の資産の復興部門への移替へに伴ふ新旧勘定間の関係は、旧勘定（以下整理部門と称する）は復興部門に対して債権を有するものとして整理する。復興部門はこの債権に対して、適当なる利子を負担するものとする。尚ほ整理部門の復興部門に対する債権は他の債権者に対して優先弁済を受け得るものとする。

(ロ) 復興部門に移管すべき民需生産の続行に必要な設備等の資産の範囲は後述の特別管理人会がこれを選定するものとし、其の価格は、差当り勘定分離の日に於ける会社の帳簿価格に依るものとするが、其の確定額は後日会社の整理決定ありたる場合に於て之を決定するものとする。但し譲渡価格の決定に至るまでの期間に於ては、会社の損益計算上は資産評価は帳簿価格に拠らせることとする。

(ハ) 復興部門設定後に生じた債権債務は復興部門に属せしめる。

(備考)　復興部門が今後必要とする資金に付ては　RFAが強力なる援助を与へる。

三、新債権と旧債権の分離

(イ) 本令施行前の原因に基いて生じた財産上の請求権（旧債権）は復興部門に対し一切の権利を行使することができないものとする。

(ロ) 本令施行後の原因に基いて生じた財産上の請求権（新債権）は復興部門に属する資産に対し優先弁済を受ける権利を有するものとすると共に整理部門に対しては其の権利を行使することができないものとする。

(ハ) 復興部門に移管した財産の上に存する旧債権の先取特権質権又は抵当権は、それぞれの財産の譲渡代金（新勘定に対する旧勘定の債権）の上に存するものと見做すこととする。

(ニ) この法律施行前に確定した旧債権の内で左に掲げるものは復興部門に於てこれを代つて支払ひ復興部門は整理部門に対して同額の債権を有するものとし、整理部門に対する資産の譲受代金等の債務と相殺する。

(イ) 国又は地方公共団体に対する公租公課の支払

(ロ) 役員、社員、従業員に対する定期的給与の支払

(ハ) 従業員よりの預り金の支払

(ニ) 一口千円未満の小額債務の支払

(ホ) 本令施行の日以前の原因に基いて生じた金銭債務以外の債務中物品其の他の譲渡契約で、前受金を受領して居るものに付いては、その契約に依り譲渡を約した物品其の他の資産又は之を生産するに必要な原材料等を新勘定に受入れたる場合に限り、復興部門に於てこれを履行し、その債務を履行した限度に於て前受金に相当する金額に付整理部門に対して債権を有するものとし、整理部門に対する債務と相殺する。

(ヘ) 復興部門に於ける損益計算の結果生じた益金は復興部門の整理部門に対する債務の弁済に充て、損失を生じたときは復興部門に於て繰越し整理する。

四、会社財産の保全

(イ) 整理会社は直ちに特別管理人会（取締役、監査役中より各一人、金融機関代表二名を選定する）を設け、会社の資産の保全、旧勘定より新勘定に移管すべき資産の決定等に当らせる。

特別管理人会に於て紛議あるときは企業経理再建委員会がこれを裁定する。

特別管理人会は公正なる見地に立つて職務を遂行するものとし、其の構成員が背任又は懈怠に依つて会社財産に損害を蒙らせた場合には厳重な

る罰則を課するは勿論私財を提供して損害を賠償せしめるものとする。

(ロ)　整理部門に属する財産の処分はこれを禁止する。

(ハ)　復興部門に属する財産の処分は常務の執行に必要なる限度に於て相当の対価を以てする場合であつて、且特別管理人会より別に異議のなかつた場合の外は、原則として禁止する。

五、会社以外の法人又は個人企業者等に付ても会社に準じて二、乃至四、の措置を講じさせる。

六、整理会社の株式の名義変更及び取引等に関しては別段の制限を加へない。

(註)　但し此の問題に付ては会社整理の場合株金の未払込徴収を為さしむべきか、若し為さしめずとせば株主に対する未払込株金の払込請求権とそれ以外の会社の有する債権との権衡如何を考慮せねばならぬ。

七、時　効

本令施行期間中はこの法律の適用を受ける会社等に対する旧債権の時効期間は進行しない。又本令解除後二週間以内は時効は完成しないものとする。

八、債権債務に関する民事手続

本令施行期間中は、整理会社等に対しては整理若しくは破産又は和議の申立又は財産に対する強制執行、仮差押若しくは仮処分を為すことができない。又整理手続、破産手続、和議手続、競売手続及び既に為した強制執行、仮差押及び仮処分はこれを一時中止する。

九、政府の保証債務のあるものについては、債権者は政府に対しその保証債務の履行を請求することができないものとする。

十、企業経理再建委員会

(イ)　企業経理再建委員会は中央及び業種部門別にこれを設ける。

部門別委員会は企業の規模に応じて更に地方別に設置することが出来る

(ロ)　中央委員会は企業の整理部門より復興部門に移管せしむべき民需生産設備等の選定標準、資産の評価基準其の他に関する基本方針を調査決定する。

(ハ)　部門別委員会は企業の整理部門より、復興部門への資産の移替へ、資産の処分、企業の固定資産の評価等に付て特別管理人会を指導監督すると共に特別管理人会に紛議ある場合に、その裁定を行ふ。

(ニ)　特別管理人会の経費は復興部門に於て立替支弁するが整理部門の負担とする。尚ほ特別管理人会の費用及び資産の保全に要する費用は企業経理再建委員会に届出でしむるものとし、委員会に於てその支出が不当なりと認めたときは、減額を命じ得るものとする。

十一、民需生産の為の産業金融の円滑化

(イ)　興銀及び勧銀の復興金融業務

(イ)　直ちに興銀及び勧銀をして、普通の金融機関より融資を受けることの困難なものに対する融資を行はせ後日後出の復興金融資金特別会計が成立したときはこれにその融資を肩替りする。

(ロ)　右融資に当つては復興金融委員会を設けて審査に当らせることとするが、この委員会は常時臨時資金審査委員会と緊密なる連絡を要する。

(ハ)　右の復興金融に必要な資金の調達に付ては日銀をして積極的に協力せしめる。

(ニ)　復興金融資金特別会計の設置

(イ)　経済再建の過渡期に於ける産業金融を円滑ならしむる為復興金融資金特別会計法案を制定し復興金融資金を設置する。

(ロ)　この資金は普通の金融機関より融資を受け難い民需産業に対して融資を為し又は必要な民需生産会社の株式を引受けることを目的とするが尚ほ第二会社等の基礎を民主的にならしめる為株式を公開する場合の引受資金の貸付等も行ふ。

(ハ)　この資金の融資に必要な資金の調達方法に関しては、この資金に於て手形を振出し、借入人をしてこの手形を普通の金融機関に割引かしめ、日銀はこれを再割引する等の特別の方法を考慮する。

(ニ)　復興金融資金に依る融資を決定するものとして中央及び地方に復興金融委員会を置く。中央委員会は全体の融資計画及び地方別配分を

決定し地方委員会は具体的融資を審査決定する。

十　七月九日の主税局長、司令部会談及び省議についての愛知メモ

七、九　午前中ノ主税局長G（シャベル、シャーボン）会談

主税局長私案トシテ提示

良ク読ンデ研究シナケレバナラヌ

疑問、預金課税ト国債破棄ノ関係不明

残ッタ預金ハ保証スルノカ――大キナモノハ残ラヌガ残レバ保証スル

更ニ残ッタ預金ニ課税スルカ（財産税トシテ）――カケヌ

有価証券ニ対シテハ如何――同程度ノ重課ヲスル

預金ヲ切ルノハ大衆ノ犠牲ヲ強フルモノナラズヤ

軍需会社ノ損失ハ株主ノ負担デ消エルカラ銀行ニハ行カヌデハナイカ

負担ノ公平ヲ考ヘニヤッテ行ケバ株主ノ負担トナルデハナイカ

株式払込ハ総額イクラカ。制限会社ノソレハイクラカ

損失ヲドノ程度株主ガ負フカヲ正確ニ知リ度イ

シャベル――完全ニハノミ込メヌガ行政的ニハ良イカモ知レヌ

預金ノ評価ト財産税トノ間ノ gap ニ苦労シテ居ルノデ此ノ点ニ付テハ或ハ呑ミ込メルカモ知レヌ

改定予算ノ赤三〇〇億ハ見込ム要アリ

信用再建	五八〇		預金保証　四〇〇
財産税	三八〇		赤字補塡　三〇〇
計	九六〇	計	七〇〇
差引公債破棄			二六〇

七、九ノ省議

信用再建税

拙象的ナ委任立法

十一　信用再建財産税（仮称）及び戦後復興財産税（仮称）案要綱（七、九案）

G案の預貯金等切下に因る各種弊害を避くる為預貯金等に対する特別課税を以て之に替へることとし此の為預貯金等に付ては信用再建税なる特別課税を行ひ之に因つて不安定要素を含む預貯金、国債等に付て大幅の切捨を行ひ以て将来の信用経済を健全な基礎の上に再出発せしめると共に其の他財産に付ては経済民主化を主眼とする戦後復興財産税を課税し之が歳入は戦災復興、失業対策、社会救済等当面必要なる経費の財源に充当することとすること。

第一、信用再建税

一、納税義務者

(イ)　昭和二十一年三月三日において、預貯金、国債等を有してゐた個人

(ロ)　昭和二十一年三月三日において、預貯金、国債等を有してゐた法人

二、課税物件

(イ)　個人については昭和二十一年三月三日に有してゐた左記財産

(イ)　現金（日本銀行券預入令により一人百円を限度として引換を認めた現金を除く）

(ロ)　国債、地方債及び銀行債（戦時補償特別税の課税を受ける政府特殊借入金を除く、以下同じ）

(ハ)　金融機関に対して有してゐた預金、貯金、金銭信託及び預貯金に準ずる寄託金等（戦時補償特別税の課税を受ける特殊預金等を除く、以下同じ）

(ロ)　法人については昭和二十一年三月三日に有してゐた左記財産

(イ)　現金

(ロ)　国債、地方債及び銀行債（金融機関で有してゐたものを除く）

(ハ)　金融機関に対して有してゐた預金、貯金、金銭信託及び預貯金に準ずる寄託金等（金融機関で有してゐたものを除く）

三、課税価格

(イ)　個人については預貯金等の金額、国債、地方債等の価格の合計額

(ロ)　法人については国債等の価格及び預貯金等の金額からこれ等と特別の関

連ある債務の金額を控除した残額

四、税率

個人

左の超過累進税率により算出した額より六百円の税額を控除して行ふこと。

一万円以下の金額	百分の二十
一万円を超ゆる金額	百分の三十
二万円を超ゆる金額	百分の四十
五万円を超ゆる金額	百分の五十
十万円を超ゆる金額	百分の六十
二十万円を超ゆる金額	百分の七十
五十万円を超ゆる金額	百分の八十
百万円を超ゆる金額	百分の九十

法人

左の比例税率によること。

課税価格	百分の三十

五、免税点

個人、法人共課税価格三千円以下の場合には課税しないこと。

六、徴収方法

臨時財産申告の申告額により賦課徴収すること但し延納及び物納はこれを認めないこと。

第二、戦後復興財産税

一、戦後復興財産税は概ね現在の財産税案によることとするも信用再建税の課税を受ける財産に対してはこれを課税しないこととすること。

二、戦後復興財産税は出来得る限り信用再建税課税後の現金、預貯金等により納付せしむることとし、右以外の財産が先づ納税義務者において処分せしめて売却代金により現金納付せしめる方針をとり物納延納は已むを得ざる場合に限りこれを認めることとすること。

十二 信用再建税負担額調（三千円以下免税、税額控除六〇〇円）⑥

財産価格	税率	税額	同上百円当		摘要
一〇、〇〇〇円	二〇%	一、四〇〇	一四	〇〇	税率ハ適用セラルベキ最高税率ヲ掲グ
二〇、〇〇〇	三〇	四、四〇〇	二二	〇〇	
三〇、〇〇〇	四〇	八、四〇〇	二八	〇〇	
四〇、〇〇〇	四〇	一二、四〇〇	三一	〇〇	
五〇、〇〇〇	四〇	一六、四〇〇	三二	八〇	
六〇、〇〇〇	五〇	二一、四〇〇	三五	六〇	
七〇、〇〇〇	五〇	二六、四〇〇	三七	七〇	
八〇、〇〇〇	五〇	三一、四〇〇	三九	二〇	
一〇〇、〇〇〇	五〇	四一、四〇〇	四一	四〇	
二〇〇、〇〇〇	六〇	一〇一、四〇〇	五〇	七〇	
三〇〇、〇〇〇	七〇	一七一、四〇〇	五七	一〇	
三五〇、〇〇〇	七〇	二〇六、四〇〇	五八	九〇	
五〇〇、〇〇〇	七〇	三一一、四〇〇	六二	二〇	
一、〇〇〇、〇〇〇	八〇	七一一、四〇〇	七一	一〇	
二、〇〇〇、〇〇〇	九〇	一、六一一、四〇〇	八〇	五〇	
五、〇〇〇、〇〇〇	九〇	四、三一一、四〇〇	八六	二〇	
一〇、〇〇〇、〇〇〇	九〇	八、八一一、四〇〇	八八	一〇	
二〇、〇〇〇、〇〇〇	九〇	一七、八一一、四〇〇	八九	〇〇	
三〇、〇〇〇、〇〇〇	九〇	二六、八一一、四〇〇	八九	三〇	
五〇、〇〇〇、〇〇〇	九〇	四四、八一一、四〇〇	八九	六〇	
七〇、〇〇〇、〇〇〇	九〇	六二、八一一、四〇〇	八九	七〇	
一〇〇、〇〇〇、〇〇〇	九〇	八九、八一一、四〇〇	八九	八〇	

十三 G案Ｉ案の歳入額比較

第一表ノ一 歳入額綜合比較表 （単位 百万円）

	G案	I案
軍需補償課税	五四、〇〇〇	五一、四二五
財産税（戦後復興財産税）	五〇、〇〇〇	三八、〇〇〇
信用再建税	—	二八、〇〇〇
計	一〇四、〇〇〇	一四七、四二五
預金等補償見込額	△七、五〇〇	△四〇、〇〇〇
計	九六、五〇〇	一〇七、四二五

第一表ノ二 財産税及財産増加税使途内訳（見込） （単位 百万円）

	G案	I案
財産税及財産増加税歳入見込	五〇、〇〇〇	九六、〇〇〇
軍需補償	△一四、四〇〇	△一六、九七五
預金等補償	△七、五〇〇	△四〇、〇〇〇
差引	二八、一〇〇	三九、〇二五

第二表 軍需補償課税歳入額調 （単位 百万円）

	G案			I案		
	課税	課税外	計	課税	課税外	計
狭義ノ軍需補償	一三、五〇〇	〇	一三、五〇〇	一三、五〇〇	〇	一三、五〇〇
戦時保険	二九、六〇〇	一四、四〇〇	四四、〇〇〇	二七、〇二五	一六、九七五	四四、〇〇〇
（個人）	四、六〇〇	一三、四〇〇	一八、〇〇〇	二、〇二五	一五、九七五	一八、〇〇〇
（企業）	二五、〇〇〇	一、〇〇〇	二六、〇〇〇	二五、〇〇〇	一、〇〇〇	二六、〇〇〇
契約打切	一〇、〇〇〇	〇	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	〇	一〇、〇〇〇
産業設備営団	九〇〇	〇	九〇〇	九〇〇	〇	九〇〇
合計	五四、〇〇〇	一四、四〇〇	六八、四〇〇	五一、四二五	一六、九七五	六八、四〇〇

十四 企業経理再建に関する法律案要綱（七、九）

一、政府は国民経済の秩序を維持し、その速かなる再建を図る為企業の債務整理に関し、特に緊急の必要があると認めた場合には、左に掲ぐる事項に関する制限、禁止其の他特別の定を為すことができること。

㈠ 債権の実行、債務の弁済、先取特権、質権若くは抵当権に関する特例其の他債権債務の調整に関する事項

㈡ 資産の評価又は其の得喪若くは変動に関する事項

㈢ 損益に関する計算の方法、其の他経理に関する事項

㈣ 会社の整理若くは清算、和議、破産其の他の民事手続に関する事項

二、政府が前項の規定に依つて特別の定を為した場合には、之と牴触する第一号乃至第三号に関する行為、手続等は取消されたものと看做すこと。政府が前項第四号に掲ぐる事項に関し特別の定を為した場合に於て現に繋属中の事件が之に牴触するときは裁判所は、当該手続を中止せねばならないこと。

三、政府は人又は法人を指定して第一項第一号乃至第三号に掲ぐる事項に関し必要なる命令又は指示を為すことができること。政府は第一項第四号に掲ぐる事項に付人又は法人に対し命令又は指示を為す必要があると認めた場合には、其の旨を裁判所に通知すること、裁判所はこの通知に基いて必要なる命令又は指示を為すことができること。

四、前項の命令又は指示に従はざる行為は無効とし、尚ほ厳重なる罰則を加ふること。

五、商法、破産法、和議法、非訟事件手続法等に関する特例を設くること。

欄外 愛知文書課長によるペン書き記入。

①国債利子 三〇〇〇円以下ハ落ス

②七〇七億円

③六三八億円

④四六二億円

⑤外ニ財産税（預金ヲ除キ）四六七億円 最低限五万円（免税点）

⑥五八〇億円、名寄セヲスル

編注 1 本資料の個別の表題のうち**一**、**二**、……**十四**は、編者の付したもの。

2 **十三**の表の計数はペン書き訂正後の計数、なお野田主計局長の資料（大蔵省資料Z五一一—三〇一所収）にも同じ鉛筆書きの訂正が入っ

ている。

3 欄外書きこみも、野田主計局長筆の鉛筆書きと略同じである。

出所 大蔵省資料Z五二六—四—三。

(33) 課税提案に対する石橋蔵相回答案（英文）
（一九四六年七月一〇日）

MINISTRY OF FINANCE

10 July 1946

TO: ECONOMIC & SCIENTIFIC SECTION
SUBJECT: Proposed Taxation Program

1. The objectives of the your plan regarding the 100% taxation of war claims (hereinafter referred to as G plan) and our plan regarding thereto (hereinafter referred to as I plan) are exactly the same except that there is a small difference as to the procedure. But the effect on Japanese Finance and Economy due to this small difference in procedure is quite great. For this reason I have repeatedly requested the approval of I plan:

In the morning of 2 July 1946, however, Col. W. T. Ryder, the Acting Chief of the Economic and Scientific Section stated to me that the following fundamental provisions must be included within any tax program presented by the Government.

a. 100% taxation on war indemnities as outlined in the latest program presented by the Finance Division.
b. Complete Government guarantee of all bank deposits will not be permitted as this would be a negation of a 100% taxation on the war indemnities. There is no objection to the Government guaranteeing up to 15,000 yen per account.
c. With regard to the capital levy, there is no objection to establishment of credits equivalent to exemption on an amount not to exceed 50,000 yen of total holdings.

2. At the meeting on the same afternoon, Mr. LeCount of the Finance Division explained to us the following points.

a. War insurance payments to individuals will be limited to 30,000 yen, meaning in this respect the non-acceptance of I plan, which proposed tax exemption up to 50,000 yen, 50% tax on 50,000 yen to 100,000 yen and 100% tax over 100,000 yen.
b. With respect to the provision in I plan (paragraph 3 (b) of our Revisions to Outline of Plan of Disposition of War Indemnities, submitted to you on 25 June 1946) which provided for reduction in taxes on war insurance payments to enterprises which are required for the reconstruction of Japan's peacetime economy to enable them to retain 30% of their paid-in capital, it was at first approved by Mr. LeCount at our meeting on 20 June 1946 but this approval has been rescinded.
c. The retraction of the corporation capital levy.

3. Mr. LeCount further explained to us the following reasons for the above points.

a. The full guarantee of bank deposits under I plan is nothing but payments of war indemnities by *indirect* means.
b. The banks will fail to collect their loans as they will assured of deposit guarantees and this will result in delay in the reorganization of industry and the survival of undesirable big industries.
c. I plan will protect the large property holders and does consider the protection of the poor people.
d. It is difficult to raise the necessary revenue to cover the increase in expenditure consequent to the execution of I plan.
e. I plan is an inflationary plan.

4. But I cannot concede to such objections to I plan. For the reasons listed hereunder I believe the your conviction that the G plan is the superior plan is unfounded. I stated this in our meeting with Mr LeCount in the afternoon of 2 July 1946 but I would like to restate it once more in writing.

a. It was stated that the full guarantee of bank deposits will mean indirect payment of war indemnities but I plan also taxes 100% the war claims of enterprises. In your original taxation program proposed to us on 31 May 1946, exemptions of 10,000 yen were permitted but I plan does not grant even these exemptions. Only enterprises needed for the reconstruction of a future peaceful economy shall be permitted to retain 30% of their paid-in capital.

I believe you fear that the selection of the enterprises to be retained may be too slack but that is doubting the sincerity of the Japanese Government. If I plan should ever give reason for such misconceptions, it is possible for you to check up on the matter when the actual selection of the enterprises are made. Only the fact that the selection of them can be properly made, makes it possible under your plan too, to supply those enterprises with the necessary funds from the Reconversion Financing Agency or to let the Agency subscribe to their stocks. If that is the case, I plan which permits from the first the retention of 30% of the paid-in capital of those enterprises without forcing on bankruptcy (under G plan they will be force to become bankrupt) is a much more effective as a means of reconstruction of economy in as much as it will leave to the enterprises at ease.

Full guarantee of bank deposits is by no means the payment of war indemnities to enterprises.

b. The opinion that banks would try to collect loans only half-heartedly because of the 100% guarantee of deposits is a groundless assumption. The banks whose deposits over 15,000 yen will be affected by G plan are the same banks which will be similarly affected by I plan. The only difference between G and I plan is I plan designs to protect depositers from eventual loss. Banks themselves are anyway doomed to liquidation in either plan. How can we suppose the banks which are doomed to liquidation collect loans half-heartedly?

To insist their possible half-heartedness is therefore tantamount to insist that the same thing may occur under G plan which guarantees deposits up to 10,000 or 15,000 yen. Does G plan presuppose such sort of delinquency?

c. I understand that the criticism that I plan is for wealthy people stems from the proposed guarantee of deposits over as well as under 15,000 yen. If this is the ground of the criticism, the critic may have forgotten the coming capital levy scheme which designs to affect the bigger deposits more severely than the implementation of G plan would cause. Furthermore I plan will undoubtedly contribute more to the speedy recovery of economic activities than G plan because it makes clear from the beginning whether this or that enterprise may or may not survive or to what extent the whole nation may or may not be affected due to the program. This is one of the big merits attributable to I plan which benefits the whole nation and hence can be said a more thoughtful measure for the poorer people also. On this I put most stress.

d. It is also a kind of groundless assumption to say that the yield from the capital levy under I plan would not be sufficient to meet the Government expenditures as increased due to the guarantee of bank deposits. The implemen-

tation of G plan will necessarily bring chaos on enterprises and bank deposits, which would undoubtedly decrease the yield and delay the collection of the capital levy. With this eventuality in mind we can understand Mr. Leo Cherne's pessimistic view on the capital levy. The experts of the Ministry of Finance firmly believe the Success of the capital levy as planned in I plan under the stabilized economic conditions which will continue under I plan. Again on this point I would like to ask you to trust the Japanese Government.

e. The objection that I plan is inflationary is also incomprehensible to me. How can one say it is inflationary to leave 30% of the paid-in capital in the hand of enterprises which are necessary for the future reconstruction of Japan's economy?

True that I plan stands for 100% guarantee of deposits but the major part of the large deposits thus guaranteed are to be taken away eventually by the capital levy. The idea of G plan to guarantee the deposits not exceeding 15,000 yen which, though looks very different from I plan prima facies, will eventually leave the germ of inflation because most accounts of this country are those of under 15,000 yen (this is especially the case when we think of postal savings) and the nflation in general is attributable to these minor deposits.

I want to call your attention to the reason why the currency circulation of this country increases day by day without being siphoned off into deposits. In a word such phenomenon stems from the disbelief in deposits. G plan will spur such disbelief by effecting deposits at random (even if the guarantee is granted to 15,000 yen) and increase the trend of transactions in cash _____ the result unquestionably is inflationary. I plan to the contrary anticipates the security of deposits, speedy reorganization of enterprises and hence the speedy reopening of production which can be said to be the orthodox remedy to tide over the inflation.

5. Lastly let me add two more matters. The one is about the payment of war insurance money to individuals. Among many miserable war sufferers there are not a few who call my attention, in the letters which daily pile up on my desk, to then wretched conditions _____ having nothing but war insurance money on one hand and embracing their sick infants in the other. Judged from such pathetic betters even I plan is too severe on this point. To treat such war sufferers in too severe a way just for the purpose of lightening the government financial burden may, I am afraid, cause insuremountable obstacles in the way of peaceful reconstruction of this country.

Payment of insurance money in respect of schools, hospitals and other clarity institutions is another problem to which I would like to ask your considerations on a later occasion.

Another matter to be pointed out is that of the corporate capital levy. Implementation of capital levy may well be said impossible if enterprises fall in bankruptcy at random and deposits become unstable as the inevitable outcome of G plan. But, even that may be the case, can you say it equitable and fair to exempt the corporations which suffered no damaged in the war (and therefore while do not have any insurance claim) from the burden of capital levy, while the war suffered corporations are to be subject to tremendous losses?

Undue and unnecessary inequity can never be justifiable although inequity to some extent is, I agree, inevitable for the future reconstruction of this country.

Tanzan Ishibashi
Minister of Finance,
Japanese Government.

綴注　本文は司令部に提出されなかったものと推定される。
出所　大蔵省資料Z五〇八―一三。

(34) 課税案に関するマーカット経済科学局長申入れについての渡辺日誌（昭和二一年七月一〇日）

八時半院内ニテ総理以外ノ各閣僚ト Gen. Marquat, Col. Ryder 及 Dr. Fine 会談、課税案ノ遅延ハ故意ノ解怠カ現状温存ノ意志トシカ思ハズ二四時間以内ニ明答ヲ望ム旨申入アリ、幣原氏ハ Marquat トハ懇談シ Col. Ryder ハ敬遠ト云フ感ニ対スル影響ニ関シ談論アリ

出所　「渡辺武日誌」昭和二一年七月一二日。

(35) 石橋蔵相のマーカット局長宛回答草稿（昭和二一年七月一〇日）

マーカット宛（一九四六年七月十日）

昨日貴官の来訪に依り、日本政府又は私が故意にタキセーションプログラムの実行を遅延し日本経済の旧秩序を擁護せんとしてゐるかの誤解が貴官に抱かれてゐるらしく察せられてここに日本政府は勿論私の本意ただ意外とし遺憾とする所である。

我々は貴司令部のタキセーションプログラムの目的とせる急速なる日本経済の再建に対しては累次申入れたる通り最初から賛成してゐる所であるばかりでなく、却つて現内閣の一大使命として我々の強く希望せる所である。

にも拘らず何故斯くタックスプログラムの実行が遅れたるかと云ふに、それは只だ其実行方法に於て我々は貴方の原案のそれの若干の修正を必要とし、それに就て貴方ファイナンスデビジョンと研究討議を続けてゐたからである。其の経過は別記の日記に明かである。又我々が如何なる実行方法を適当とすと考へてゐるかは従来貴方に提出せる附属書類の繰返しで申すが我々は寧ろ今日に於ては貴方よりも却つて此問題の解決が寸刻も早く行はれ日本経済再建にスタートすることを熱望し、焦慮してゐる、若し実行方法に就て我々案を承認して貰ふなら直ちに之が実現に着手する用意がある。

大蔵大臣　石橋湛山

綴注　一〇日朝のマーカット申入れ（前掲(34)参照）に対応して、マーカット宛の回答の草稿として起草されたものと推定される。なお、本文中の別記の日記は後掲(36)と推定される。
出所　大蔵省資料Z五〇八―一三。

(36) 課税提案に関する経過日程（五月三一日―七月八日）（英文）（一九四六年七月一〇日大蔵省）

DAY-TO-DAY RESUME OF ACTION TAKEN BY THE IMPERIAL JAPANESE GOVERNMENT ON THE PROPOSED TAXATION PROGRAM.

10 July 1946

May 31 (Fri) The taxation program was given to the Minister of Finance from Major General Marquat.

June 3 (Mon) Conference was held in G.H.Q., where the Minister of Finance and Mr. LeCount were present.

June 4 (Tue) Conference was held in G.H.Q., where the interested section chiefs of the Ministry of Finance and interested officers of the Finance Division were present.

June 5 (Wed) Cabinet meeting at which it was decided to have interested Ministers make further study.
Conference of the same group was held in G.H.Q. Conference of interested Ministers was held at the official residence of the Prime Minister.

June 6 (Thu) Conference of section chiefs and the members of Finance Division was continued. Conference of intereste」

Ministers was also continued.

June 7 (Fri) Conference was held of interested members of several Ministries at the Cabinet Examination Council.

June 8 (Sat) Conference of interested Ministers was held.

June 10 (Mon) Conference of interested Ministers was held.

June 11 (Tue) Taxation program was discussed at the Cabinet meeting. Another conference of interested Ministers was held.

June 12 (Wed) Interim report of the progress made on the subject was made to Mr. LeCount informally. Conference of interested Ministers was held.

June 13 (Thu) Cabinet meeting approved the draft of counter proposal on the taxation program.

June 17 (Mon) The Minister of Finance brought his counter proposal to G.H.Q. Mr. LeCount and other officers were present.

June 18 (Tue) Conference of interested members both of G.H.Q. and the Ministry of Finance was held, where some modification was made to the original proposal of G.H.Q.

June 19 (Wed) Further discussions were made on the modified plan at the conference of the same group.

June 20 (Thu) Conference was held in G.H.Q., where the Minister of Finance and Mr. LeCount was present. Mr. LeCount expressed his opinion that the Finance Minister's plan was not acceptable although he was prepared to make some concessions to the original plan.
The answer to the revised proposition was requested to be made by June 25th.

June 21 (Fri) The Cabinet Meeting discussed the matter.

June 25 (Tue) The meeting to be held this day was postponed to the next day by the request of G.H.Q.

June 26 (Wed) The Minister of Finance visited Mr. LeCount and submitted another plan.

July 2 (Tue) The Minister of Finance was requested to visit G.H.Q. and Colonel Ryder made a statement to the Minister. To include three important provisions within the tax program and as to the implementation of the program the Minister was allowed two alternative measures.
The Minister wanted to have the G.H.Q. plan more fully explained before he made any answer. Conference was held as a result and more detailed discussion was made there.

July 3 (Wed) The Minister of Finance visited Colonel Ryder and said that he found it impossible to say neither yes nor no to the proposition and explained the situation.
(Text of his statement was later handed over to Colonel Ryder in written form.)

July 8 (Mon) Another letter was sent to Colonel Ryder from the Minister of Finance stating that endeavours were still continued on the part of the Japanese Government in order to find a feasible plan and asking for a little more time in submitting an answer to the proposition made on July 2nd.

出所 大蔵省資料Z五〇八一一三°

(37) 対日理事会における連代表の軍需補償に対する見解及び司令部の補償額発表に関する新聞記事

(昭和二一年七月一一日)

既払分をも含めて補償を打ち切れ――ソ連提案――

第九次対日理事会は十日午前十時から明治ビルでアチソン米代表、マクマホン・ボール英代表、朱世明中国代表、デレヴィヤンコ、ソ連代表出席して開催され次の八議題を審議した°

(中略――編者)

◇軍需会社補償問題（ソ連代表提案）ソ連代表先づ発言して

この問題は賠償と日本経済再建の見地から極めて重大である、日本の平和は戦争中、軍閥の庇護の下に侵略戦争に従ひ、それにより莫大な利潤を得た、かかる会社に補償を行ふ必要は断じてないが、日本新聞の報道によると既に一部の補償が行はれたといはれる、真相如何

これに対して米国の専門委員から補償問題に関し詳細な説明があつたが、ソ連代表はこれに引続き次の三点をあげて補償に反対、日本政府に対して平和補償は一切打切るやう、しかして既に支払つた補償はこれを再び国庫に返還せしめるやう指令を発すべきだと提案した

一、戦争で利益を得た者に補償することは、一方戦争の犠牲となつた者のあることを考慮しても極めて不公平である

二、補償額は莫大であり、これは日本の財政に今後長年にわたり重大な負担となるであらう

三、たとへ補償の部分的支払ひといへどもインフレを激化し経済政策に悪影響を与へる

英国代表は本問題の次回継越しを提案、三代表ともこれに同意して午後三時散会した

補償要求七百四十九億円

総司令部経済科学局金融課財政主任アキン海軍少佐は十日の対日理事会で平和補償に関する数字を発表した、要旨次の通り

◇平和補償請求額（本年四月一日現在大蔵省推計）（単位百万円）

一、平和産業からの請求額

❶戦時損害保険金	二三、七五二
❷❸契約打切補償金	一〇、六二〇
❸徴用船舶直接補償金	三、〇〇七
❹産業設備営団補償金	九〇〇
❺その他一般産業補償金	一五、六四一
合計	五三、九二〇

二、一般民間よりの請求額

①戦時損害保険金	一九、〇四六
②疎開補償金	一、九八八
合計	二一、〇三四

三、以上集計七四、九五四（在外資産損失補償を除く）

◇財閥傘下二四五社の平和補償（単位百万円）

	戦災補償	一般補償
昨年七月一日以降の支払額	一、三〇五	二三七
未支払額	三、九七八	一一、二四一
申請見込額	二一一	四、一一二
合計	五、四九四	一五、五九〇
戦災一般両補償合計	二一、〇八四	

産業会社の政府に対する戦時補償金債権一九四六年四月一日現在（単位百万円）

一、支払済債権

❶現金払もしくは封鎖解除のもの　工場戦時損害保険四、六七一、契約打切補償金六、〇〇〇、徴用船舶直接補償金一、六六四、計一二、三三五

❷封鎖支払によるもの　工場戦時損害保険一五、七六〇、徴用船舶直接補償金一、〇六四、計一六、八二四

❸特殊債務証書によるもの　契約打切補償金八七〇、徴用船舶直接補償金二五九、計一、一二九

二、未支払債権　工場戦時損害補償金三、三二一、契約打切補償金三、七五〇、徴用船舶直接補償金二〇、一般平和産業補償金一六、五四一、計三、六三二

三、以上集計五三、九二〇（註一般平和産業補償金は疎開、生産命令設備腐朽特別施設配当補償その他の雑補償を指す）

出所「朝日新聞」昭和二一年七月一一日°

(38)　G案に関し大蔵大臣、マーカット少将会談の件

（昭和二二年七月一一日終戦連絡事務局総務部）

G案に関し大蔵大臣、マーカット少将会談の件

（昭和二二、七、一一終連総務部　朝海記）

本件に関する会談は七月十一日総司令部に於て午前八時より約二時間開催せられた。先方出席者マーカット、ライダー、ファイン、ルカウント、我方出席者石橋、渡辺、片桐、柏木、朝海

大蔵大臣から、日本政府は本件決定を遷延して居るとの批判の理由なき所以を説明したところ、マ少将は大蔵大臣が戦前に民間人として如何なる意見を発表したか知らないが情勢の変化に顧み虚心坦懐に行掛りを棄てて決定をして貰いたいと述べ、更に大蔵大臣から従来の経緯を説明し総司令部としては恰も普通の経済恐慌の場合と同様に処置せんとして居るが、日本側としては銀行預金者及び被保険者にアット、ランドムに損害を与くる方法には賛成し兼ねる。これに依り信用を破壊し長期に亘り経済を攪乱し財政にも重大支障を及ぼすべき旨を述べ、蔵相、ルカウント間に技術的応酬があった。

右を一応終ってからマーカット少将は、結局日米間意見の喰違いは日本側としては預金の保障を行い、次で課税するという考え方であり、これに依り負担の公正を期するものと説明せられたが、米側はこの見解に納得し得ない。依てこれ以上議論を上下するも無益であらう。唯これに関連して指摘したいことは、(1)昨日の対日理事会に於て補償問題に付きソ連から議題に上程せられ相当議論を見たことは日本側としても御承知の通りであらう。而してソ連がこの問題を理事会にかけて来れば如何なる結果を生ずるか、言はずして明かである。日本側はこの機微なる事情を承知して貰い度い。(2)大蔵大臣なり日本政府の従来の立場が困難ならば米側としては日本側が総司令部から押附けられたりと説明しても差支くなく、又指令を発出しても宜しい。然しながら一端政策が定まった以上日本側の立場はあらうが方針を誠実に実行して貰いたいと述べた。

(39)　マーカット経済科学局長に対する石橋蔵相陳述（英文）

（一九四六年七月一一日）

Statement to Major General Marquat, Chief, ESS

July 11, 1946

In what you said to me yeasterday, it was incomprehensible to me that you seemed to misunderstand I was wilfully delaying the execution of the taxation program. It also seemed as if you misunderstood me as evading the execution of the taxation program, thereby defending the old economic order of Japan, that is, the maintenance of the status quo. Furthermore, I also heard, if I have not misunderstood you, that you believe I am an irrational inflationist. If you really have such misunderstanding about me, it not only is a misfortune to me but also for the Japanese nation.

The fact I am not wilfully delaying the taxation program is, I am sure, evident from the papers I have brought here today.

The first of them will show the discussions made day-to-day with your Headquarters from May 31, 1946 on and the other is a collection of the letters I have submitted to your Headquarters on the taxation program during these discussions.

I firmly believed from before I became Minister of Finance, that a drastic reorganization of the economic world must be enforced in order to reconstruct the Japanese economy. This view has been published in the Japanese edition of the Oriental Economist. Right after my appointment as Minister of Finance on May 22nd, I prepared a plan on this, but on May 31th, I received your proposal on the taxation program. I found that your program was in entire agreement with my plan as to its objectives.

The reason I have been unable to agree to your plan as a whole is because I was not convinced with the method in your program to attain the above objectives. I would like to call your attention to the fact that the issue is only in the method. I therefore prepared a plan in which I modified the method to a method that is rational in my view.

This plan is included among the papers submitted today. Mr. LeCount made some concessions to my plan but the most important of them was rescinded on July 2nd. The points Mr. LeCount conceded, however, are, relatively speaking, rather minor points.

The point I must disagree on in your plan is the point where losses are given at random to banks depositors and insurance policy-holders just as any ordinary economic panic. To give part of the bank depositors such losses due to the 100% taxation of war indemnities is inequitable and could not convince the public people. Furthermore, it will also no doubt result is the disruption of credit and the instability of the economic world for a long period of time. The collection of capital levy will surely become difficult while serious dislocations will occur to national finances. Anyone who has studied economics will have to admit the above results will occur.

Therefore, I asked you several times what measures you had in mind for such cases but I have been unable to receive any satisfactory answer.

Against the provisions which were presented by Col. Ryder on July 2nd, I am preparing a new plan in consideration of your view expressed to me. This has not yet obtained the approval of the cabinet and is, therefore, still early to request your formal approval, but I have sent my representatives to sound the views thereon of Mr. LeCount. This new plan is a drastic high-rate tax on bank deposits and its purpose has been outlined, though abstractly, in my letter to Col. Ryder on July 8.

I cannot understand for what reasons I am criticized as being an inflationist. I am an exponent that financial policies should aim at increase of production and full employment but no so-called "inflationist". This is clear if you read the arguments I have published heretofore. To the contrary, the taxation program I presented to you and the one I am now preparing are both deflationary.

In conclusion, your taxation program is impossible for me to accept, in the respect of its method of execution, upon my responsibility as Minister of Finance.

If I could get your understanding on this point, I am ready to put through the taxation program at once. And the Japanese Government is desirous, even more than you, of putting through the program as soon as possible, and thereby getting started with the reconstruction of Japanese economy.

出所　大蔵省資料Z五〇八―一三。

(40) マーカット少将宛石橋蔵相回答（英文）
（一九四六年七月一二日）

REPLY TO MAJ. GEN. W. F. MARQUAT

1. On July 2nd 1946, Col. W. J. Ryder of your section stated to me that the following three fundamental provisions would be requested to be included in any tax program presented by the Government:

a. 100% taxation on war indemnities as outlined in the latest program presented by the Finance Division.

b. Complete Government guarantee of all bank deposits will not be permitted.

c. With regard to the capital levy, there is no objection to establishment of credits equivalent to exemption on an amount not to exceed 50,000 yen of total holdings.

2. At the same time, Col. Ryder indicated there were two alternative ways for me to present the tax bill.

a. To present the tax bill and at the time of presentation to announce publicly that provisions thereof to which I have personal objection represent conditions which were imposed by the Supreme Commander.

3. But, we have found after sounding the reactions of the leaders of the Diet to this program that the Government would find itself in a most difficult possition in trying to explain and defend its stand on the necessary legislative measures to be taken on this program. Therefore, if it is insisted that this program be forcefully carried out, there is no other way, we believe, but by directive of the Supreme Commander.

4. I hereby reply to you as above as was decided at the Cabinet meeting.

Tanzan Ishibashi
Minister of Finance
12 July 1946

出所　大蔵省資料Z五〇八―一三。

(41) G案とI案の差異について
（昭和二一年七月一二日大蔵省）

①　G案とI案の差異に就て（昭二一・七・一二）

一、G案とI案の差異は結局次の四点に集約することが出来る。

即ち

(1) 預貯金に対して一口一万五千円迄を政府が保証せんとするG案に対し、I案は預貯金に対し其の全額を保証しつつ高率な特別課税を賦課せんとすること。

(2) 個人の戦争保険金に付ては一請求権者当三万円迄のみを免税とし、右を超過する額に対し十割課税を為さんとするG案に対し、I案は五万円迄を免税とし、五万円超十万円迄は半額を支払ひ、十万円以上は十割課税とし、結局個人の最高受取額を七万五千円とせんとすること。

(3) 企業に関しては一切の補償請求権に対し十割の課税を行はんとするG案に対し、I案は右の例外として、今後の経済再建の為に存続せしめる必要のあるものに付ては、戦争保険の請求権と現存資産の時価額（政府に対する補償請求権を除く）の合計額が外部負債の総額と払込資本金の三割に相当する金額との合計額を超過する場合に限り、其の超過額に対してのみ十割の課税を行ふこととし、又斯の種の企業に付ては其の損失の分担に付ても資本金の分担方法は払込資本金の三割迄とせんとすること。

(4) 国債利子に対し七一%の課税を為さんとするG案に対し、I案は本年度は従来通りの利払を為すを適当とし、若し強て利払に手を附けんとするならば、むしろ預金に対する高率課税と併行し預金の課税率に概ね相当する程度に公債の元本を課税の方法に依り破棄するを可とすること。

二、右の四点に付ての当方の見解を重ねて簡潔に述ぶれば次の如くである。

(1) 先づ第一の預貯金の問題であるが、

(イ) G案に依れば関係企業の清算が完了し、従って金融機関の損失が確定する迄は、預金者は自己の預金が幾何切捨てられるか知ることが出来ず、極めて長期間不安にさらされることとなり、且一万五千円以上の預金を持つ人の数は決して少くないのみか、此等の人々は日本の経済再建に充分に貢献し得る人々である。此等の人々が不安の念にかられて預金の引出、分割、安全銀行への預け換へ等種々の所作に出づることは想像に難くない所であって恐るべき金融困難を生ずるであらう。此等の所作を絶対に禁ずる為には、一万五千円以上の全預金を相当長い期間完全に凍結するとすれば預金を基礎とする各種の債権債務の決済に非常な混乱を生ずるであらうし、又信用の源泉たる預金の安全性が完全に払拭され、経済再建に必要な資金の調達も行はれず、又現金取引のみ横行してインフレーションは益々昂進することとならう。

(ロ) 次に、金額保証とは謂ふものの、其の財源は高率な預金特別課税を創設し、之に依り確実に得ることが出来るのであって、其の為に特別の財政負担は起らない。むしろG案に依る場合一万五千円以下に付て政府が金融機関に対し為さねばならぬ保証はかなり多額に上るものと認められる。

(ハ) 又、G案に依る時は、預金の金額が一万五千円以上幾何が残るか容易に定まらないので、財産税の早期徴収は殆ど不可能となる。I案に依れば預金額は簡単に確定し得るから財産税収入が迅速且容易に確保し得る。

(ニ) I案は又金融機関に対して、補償請求権の処理に伴ふ損失を補償せんと謂ふのではなく、唯国民の預金を保証することに依って財産税の徴収を簡易迅速に為さんとするものであり、従って金融機関の整理が断行せらるべきは固よりである。

(ホ) 更に、一般的には補償請求権の処理に依って亜細資等を為して居る所謂地銀行への預金者が非常な影響を受けるものと考へられ易いのであるが、事実は右と逆であって、小口預金者の多い地方銀行、郵便局等に於けるー万五千円以上の預金の方が切捨てられる場合が多いと思はれる。

(ヘ) 尚金額保証をすれば、金融機関が債権の回収を行はぬ惧れはないかの問題があるがそれは何れにしても第二銀行の行ふ処であって、此の点に於てI案とG案には差異はないと思はれる。

(2) 第二は個人の戦争保険金の問題であるが、

G案は当初一万円其の後修正して三万円以上全額を打切らんとし、I案は五万円迄全額支払ひ、五万円超十万円迄は半額を支払ひ、十万円以上は全額を打切らんとする。

思ふに戦争保険金は約一千万人に上る戦災者の最後の精神的物質的拠点といっても過言ではない。現在戦災者が非戦災者に比し如何なる苦境にあるかは、敢て縷説を必要としないし、しかも彼等の大部分は偶然の所産によって家を焼かれ家財を喪った人達であって、戦争保険金以外には明日の生活の資料もなく、又再起の基礎を有たない人達も決して少くない。之等の人達から明日の希望たる戦争保険金を仮令一部たりとも切捨てることは国民の一員として情に於て忍びない処であるのみならず、切捨に伴ふ之等人達の絶望感に基く社会不安騒擾は現在の事態に於て絶対に回避しなければならないと確信する。

右の意味に於てI案自体すらが戦災者にとって苛酷であると思はれる。況んやG案は戦災者の或る者に対し自殺を勧告する程の苛酷極まるものと思はれるのである。僅々三万円の保険金を以て来して戦災者は何時の日に自力を以て住むべき家を持ち得るであらうか。

(3) 第三は企業に対する戦争保険金の支払に付てであるが、

G案は小企業（例くば資産十万円程度）に対する若干の斟酌を除き原則として全部打切らんとするに対し、I案は右の若干の斟酌を日本の平和産業再建の為に存続するを必要とする企業に及ぼさんとするものである。

思ふに戦争保険金の支払は直接戦争遂行に役立ったことに対する政府の補償とも云はれ様から之を打切ることは已むを得ない仕儀とも云はれ様が、戦争保険金の場合は偶然の結果蒙った戦災に対するものであって原則として之を打切るべき性質のものではないことは前述の個人に対する場合に述べた通りであらう。

従って日本経済再建の為に存続を必要とする企業について、右の様な性質を有する戦争保険金の打切を原因として存続が不能となる様な事態を生ぜしめない様、此の場合に若干の斟酌を認め様とするⅠ案は、思ふに企業に対する戦争保険金の支払について政府のとるべき最少限度の措置といって過言ではあるまい。

尚Ⅰ案の実行に当って、存置すべき企業の選択については国民全体が納得し得る様な強力且民主的なる委員会を設置して之を厳選することは申す迄もない。

(4)

第四は、国債利子の課税の問題であるが、

(イ) 国債利子に課税するときは国債所有者の九割以上が金融機関なる為必然的に預貯金の利下等の処置を必要とし、之が為には各種金融機関の採算関係、預貯金の種類等に応ずる配慮等から極めて煩雑な手続を講ぜねばならぬ。殊に保険、無尽等に付ては特に処理が面倒であり、国債利子課税が暫定的処置であることを前提とすると益々困難な問題を生ずること。

(ロ) 利子に付課税せられた国債に付ての評価に関し困難な問題を生ずること。即ち財産税の対象及納入価格に付之を発行価格とするか割引で評価するか、殊に金融機関が日銀より資金の融通を受くる際の評価に付之を発行価格とすれば日銀の貸出政策上不適当であり、其の資産内容を悪化せしめ又之を割引いてとると金融機関が著しい損失を蒙るといふ面倒な問題になるのである。

(ハ) 既存国債利子の課税、従って既存預貯金の利下を為す場合当面の金融情勢から考へれば新規国債、新規預金等の利子は即時に之を引下げることは不適当である為二重金利を生ずる。その結果は資金封鎖の制度を継続せざるを得ぬこととなり財産税の徴収後情勢に応じ不自然なる資金封鎖の制度を解除せんとする政府の方針は此の面より阻害せらるることとなること。

(ニ) 国債利子課税は前述の如き煩雑なる手続を要するに拘らず本年度に於ては七月一日より之を行ふこととしても経過利子支払等の関係から国債利子課税のみより生ずる歳入は約十八億程度に過ぎず右は六〇〇億に上る歳出総額に対し僅か三%に過ぎないこと。

畢竟するに国債利子課税は之を本年度のみの一時的処置として行ふならば(イ)(ロ)に述べた如き煩雑な手続に拘らず実効は(ハ)の如く少額に止まり意味少く又之を相当恒久的に行ふならば(ハ)所述の如く資金封鎖と謂ふ不自然な制度を其の期間必然的に随伴するのであってどの面より考へても本案は不適当なりと判断せざるを得ない。

尚又強て公債利子に対する課税を行ふよりは前記の預金課税と併せ、右預金の課税率に概ね相当する程度の国債及地方債の元本を課税の方法に依って破棄することの方が寧ろ望ましいと考へざるを得ない。即ち斯くすることに依って預貯金、国債等に関する不安定要素を抜本的に払拭し、以て将来の信用経済を健全な基礎の上に再出発せしめ得るからである。

欄外　愛知文書課長の鉛筆書き記入。
①此の書類は十二日命に依り作成、渡辺部長を通じ、総理、幣原国務相、大蔵大臣に送付、又柏木君をして英訳

編注　本文の英訳（Differences between the two plans, 13 July 1946—大蔵省資料Z五一一―二九八所収）には、「ウィロビー氏（GHQ参謀副長兼参謀部第二部長）に対する外務大臣説明資料」の目次が付されている。

出所　大蔵省資料Z五二六―四―二。

(42) 課税提案に関するマッカーサー最高司令官宛吉田首相書簡（英文）（一九四六年七月一六日）

16 July 1946

General of the Army Douglas MacArthur,
Supreme Commander of the Allied Powers,
Tokyo.

My dear General:

General Marquat and Finance Minister Ishibashi have been discussing

the proposed taxation program and the rehabilitation of Japanese economy for more than a month but have failed to come to an agreement on certain details. According to Mr. Ishibashi, he and the General are fully agreed upon the ultimate ends to be achieved, but they differ somewhat on the question as to how they could be accomplished. I believe that such differences can be settled one way or another. The points on which they disagree are four in number.

1. The SCAP plan proposes that losses incurred by financial institutions through non-payment of war indemnities be covered (a) surplus and reserves, (b) capital, and in case the aforementioned are insufficient, by (c) external claims including deposits in excess of a government guaranteed ¥15,000 amount per account, Mr. Ishibashi's plan proposes to guarantee payment of all deposits from application to institutional losses. He bases his objection to the use of deposits to dover such losses on the premise that such a program is unfair to the depositors and will cause economic uncertainty. The safety of a deposit would depend upon the financial status rather than upon the depositor's own position. Mr. Ishibashi holds that since deposits will be subject to the impartial property tax they should therefore not be applied against the losses of banks in which they are deposited.

2. The SCAP plan allows full payment of war insurance claims of individuals up to ¥30,000 per claimant and declares void all claims in excess of that amount.

Mr. Ishibashi argues for full payment of claims up to ¥50,000 per claimant, payment 50% of amount between ¥50,000 and ¥100,000 and voidance of all claims in excess of ¥100,000—in other words a maximum payment of ¥75,000 to any one individual. Mr. Ishibashi bases his argument on the fact that ¥30,000 is inadequate for minimum reconstruction needs under present price conditions.

3. The SCAP plan provides for payment of no war indemnities to corporations and business enterprises. Mr. Ishibashi proposes to pay sufficient indemnities to keep solvent such enterprises as are necessary for the continued life and business of the nation. He proposes to pay such claims as are necessary to cover the not liabilities and 50% of the paid-up capital of such firms as a competent committee shall designate. It is also proposed that he has a plan to set up a Reconstruction Finance Corporation, which will finance vital industries anew.

4. The SCAP plan imposes a 71% tax on interest on national bonds. Mr. Ishibashi argues for a property tax on the principal of such bonds which will coincide with a similar tax on deposits. The advantage of this plan lies in the correlation of deposit and bond interest rates.

As stated before, General Marquat and Mr. Ishibashi agree perfectly on the ultimate aims to be achieved. The differences of opinion concern the means of accomplishment. I believe that Mr. Ishibashi's proposals are not exorbitant. Since I am thoroughly convinced that the settlement of this program is vital to the future of the nation's economy, I am asking for your guidance and favorable consideration.

Yours sincerely,
Shigeru Yoshida

編注　この書簡の草稿の欄外には、「七月一六日案、ペンノ訂正ハ同日大蔵大臣ニ於テナセルモノ」の記入があり、本文中数カ所にペン書きの訂正が入っている。

出所　大蔵省資料Z五〇八―一三。

(43) 課税提案に関するマッカーサー元帥の吉田首相宛書簡（一九四六年七月一九日、七月二二日接受）

総理大臣　閣　下

日本帝国議会に提案せらる可き、課税提案の内若干の点に付き、マルクワット少将と石橋大蔵大臣との間に意見の相違あることに関し、一九四六年七月十六日附貴翰に於て述べられたる貴見を余は慎重に検討せり、本案に付ては数箇の点に付意見の相違あることを、余は夙に知得し居りたるも、之に関する会談協議を余

の部下並に帝国政府諸機関の間に於て継続せしめ居りたるは右相違点が解決せられ双方にとり異存なき決断が日本政府に依り自発的に為され其の結果、本課税案が議会日程に於て特に指摘せられたる諸点に関する余の見解は左に述ぶる如し。

政府をして一万五千円を限度として預金を保証せしむることとせば、日本に於ける預金者の至大なる部分は保護せらるることとなるべし。日本金融機関の内最も代表的なるものの一より得られたる資料を分析したる結果、一万五千円の限度内に全預金者の九十五%が包含せらるることを知り得たり。然も一個人預金者が、一口座以上の預金を所有し居りたる場合は、各口座に付各一万五千円迄の保証を与へらるべし。本案実施の過程に於て小預金者を保護する為の銀行預金保護の必要はこれを認むるも預金の全額保証は其の結果、金融機関より慎重にして健実なる方針に基き貸付業務を営み且つ其の資産を常に必要に応じ得る流動状態に置く為の刺激と責任とを奪ふこととなるを以て、不健全なりと思惟せざるを得ず。日本に於ける総ての銀行預金に政府補助の賦与を継続することは、私経営銀行の国有に外ならず、又、その結果は国庫金の甚だしき流出となり、少数特権階級の利益の為一般納税者に大なる負担を転嫁し、金融機構を不安定ならしめ延いて、日本に対する世界経済上の信用を喪失せしむるに至ることなきを保し難し。

財産税賦課に依り生ず可き複雑なる関係に関しては、大蔵大臣の指摘せられたる問題に十分に対処し得る為財産が過大に申告せられたる場合の調節規定を最終法案に挿入するの要あり。

個人戦争保険金の支払に関しては通常の階級の日本国民が其の家屋を再建する為の援助が与へらる可しとの点に付ては全く異議なし。利用し得る諸統計の示す処に依れば個人の戦争保険請求権は平均略々一万円なり。思ふに保険金額の限度を三万円とすることは下層及中流階級に対し其の家屋の破壊を十分に償ふに足るのみならず、共同又は個人経営の小商企業の復興資金をも包含することとなるべし。

特に注意すべきは大蔵大臣は司令部側提案を修正す可き根本的前提として建築資材の昂騰を挙げ居られたるも保険金額は原請求権の円価値に依り支払ふ可きものにして建築資材の価格の変動に応じて保険金支払限度を更に引上ぐ可きに非ることこれなり。然れども、正常なる方法に依り金融機関より融資を受くるに足る十分な資産を有せざる階層に対し個人の家屋を建設する為の資金的援助として有用なりとの所論に考慮の末達せられたる場合に於ては、個人の戦争保険金請求権の支払最高額を五万円迄引上ぐることに対しては当方は異論なし。企業の損失に関しては其の復興は通常の銀行貸付に依り又は貴翰に述べられたる復興金融会社を通じ図るを肝要なりと思惟す。

法人及企業に対する軍需補償支払の問題は連合軍進駐以後生じたる最も議論多き経済問題の一なり。之に関しては長きに亘る論議の末日本側関係者の見解と、当方責任者たる財政経済専門家の認むる実際面との間には妥協の余地なきものと認めらる。貴翰第三項に於ては選ばれたる企業に対し、補償を一部支払ひ同時に又復興金融会社をして一般的に広く金融することを提案し居れるも右は将来必要なるも資本不足せる企業、産業会社若くは銀行をさへも援助する為暫定的に政府の融資組織の必要を認められたるものと思惟せらる。

而して存続すべき企業を選び又は重要不可欠な経済上の要請に応ずる為以上の、特別な保護を与ふるが如き方法は厳しく非難せらるべきものと思惟す。平和産業への転換を期しつつある総ての産業、企業会社は再建せられたる国民経済の上に各々が為す貢献の重要性を世に認識せしむることに依り、又長期に亘って見れば、安全なる投資対象たることを示すことに依り自ら現存の金融機関より或は復興金融会社を通じ十分なる融資を得るに至るべきなり。

貴翰第四項国債利率の引下に関しては、余は七十一%税はこれを除去する様命じたり。

大蔵大臣の主唱する政府側の補助政策に反対して茲に陳べられたる金融及び課税に関する広く承認せられたる諸原則を、余は全く論駁の余地なきものと思惟し且つ日本帝国政府にとりても国家経済を恢復し、これを再生せしめんが為の基本策なりと信ず。余はその故に、上述の基本的思想は新に「指令」を発すること無くして、課税法案立案の責任当局者に依り受諾せられ且つ既に諒ぜられたる枠内に於て承認し得る完全なる課税案が大蔵大臣より遅滞なく議会への議案として提出せらるべきものと信ずるものなり。

一九四六年七月十九日

ダグラス・マッカーサー

編注　本書簡の英文コピー（大蔵省資料Z五〇八―一三所収）には、一九四六年七月二二日午後二時五〇分に接受した旨タイプ印書されている。

出所　大蔵省資料Z五二六―四―四。

3　補償打切り関連法案の立案

(1)　課税提案をめぐる石橋蔵相、マーカット少将会談要領

（昭和二一年七月二四日大蔵省終戦連絡部）

石橋蔵相、マーカット少将会談要領

（七月二十四日午前十一時―十一時半）

出席者　司令部側　マーカット少将、ライダー大佐、ファイン博士、ルカウント氏

日本側　石橋蔵相、渡辺部長、柏木事務官、片桐秘書官

石橋蔵相より　司令部側の意見に付ては充分の検討を遂げ且マッカーサー元帥より吉田首相宛の書翰も拝見したが自分は司令部側の意向に従ってその課税案を真剣なる努力を以て実行し度いと考へて居る旨政府の態度を明かにし更に本件は極めて困難、複雑なる問題であるから司令部の充分のサポートを得度く且細目に就ては急速に事を進める上から言っても出来る限り日本政府に委せてもらひ度き旨希望を申し述べた。

之に対しマーカット少将は満足の意を表し且司令部の専門家は本案の実行に対して充分の協力を与へるであらう旨を確言した。又法案実施に伴ふ法律案は何時議会に提出せらるべきかに付て質問があったので

渡辺部長より　本件に関して大凡そ八つの法律案が必要と考へられるがその中四つに付ては其の要綱を今週中にでも司令部に提出したいと考へて居り、他の四つに付ては来週早々に提出出来るであらう旨説明し結局諸般の手続を完了して議会に出すのは八月十五日頃となるのではないかと言ったのに対し

マーカット少将は　それにて結構なるがそれ以上遅れぬ様希望する旨答へた。又マーカット少将は本件実施に先立って復興金融機関の設置を必要とするものと考へるがその進捗状況に就て説明を求めるところがあったので

渡辺部長より　説明した。

別紙

戦後経済再建整備に関する措置の大綱（昭二一・七・二六）

一、軍需補償等の処理

(一)　軍需補償等の処理に付ては、課税捕捉に支障なく、且つ細目を決定するにあたり、特に補償等の性質及び被害の実情に従い支払を確保せるものを新勘定に属せしめ、且つ右以外の分離に当つては次のやうにする。

(二)　金融機関の整理に関する措置は次の各項による。

(イ)　営業の分離に当つては現金及金融機関に対する金銭債権を新勘定に属せしめ、且つ右以外の負債は原則として旧勘定に属せしめる。

(ロ)　金融機関は本措置に関する特別の決定書を設けて新勘定に対する債務の引受を行ひ、且つ右引受に伴ひ生ずる新債務を旧勘定に属せしめる。

(ハ)　新勘定の負債超過額は原則として本措置に対する日を以て新勘定に移転し、旧勘定に属する資産及負債を以て清算を行ひ、会社は本措置に関する法律の規定に従ひ新勘定に対する債務の弁済を終了する。

(ニ)　再建整備措置実施の為の処置

(イ)　会社は本措置に関する法律の規定に従ひ、その経理に関する帳簿書類を整理し、且つ本措置の実施に必要なる報告書を作成して之を提出すること。

(ロ)　前項の帳簿書類は本措置の実施に必要なる限度に於て之を閲覧し、又は謄写することを得。

(ハ)　会社は本措置の実施に必要なる限度に於て株主総会、社債権者集会又は取締役会を招集することを得。

(ホ)　会社は本措置の実施に必要なる限度に於て定款の変更を為すことを得。

(ヘ)　会社は本措置の実施に必要なる限度に於て資本の減少、合併又は解散を為すことを得。

(ト)　会社は本措置の実施に必要なる限度に於て社債の償還を為すことを得。

(チ)　会社は本措置の実施に必要なる限度に於て利益の処分を為すことを得。

(リ)　会社は本措置の実施に必要なる限度に於て新株を発行することを得。

(ヌ)　会社は本措置の実施に必要なる限度に於て新株引受権付社債を発行することを得。

(ル)　会社は本措置の実施に必要なる限度に於て転換社債を発行することを得。

(ヲ)　会社は本措置の実施に必要なる限度に於て新株引受権を与へることを得。

(ワ)　会社は本措置の実施に必要なる限度に於て新株引受権付社債又は転換社債の発行に関する特別の定款の定めを為すことを得。

(カ)　会社は本措置の実施に必要なる限度に於て新株引受権又は転換社債の発行に関する特別の決議を為すことを得。

三、再建整備措置実施の為の特別の決定

(イ)　会社は本措置に関する特別の決定を為すことを得。

(ロ)　前項の決定は本措置に関する法律の規定に従ひ、且つ本措置に関する法律の規定に従ひ、且つ本措置に関する法律の規定に従ひ、且つ

(1)　整理会社の特別管理人会社は新旧勘定分離の日現在において，旧勘定に付て特別決算を行つて，その管財終結額（以下特別損失と称す）を確定する。

(2)　特別損失の処理に付ては，根本方針の承認に従つて，先づ積立金及評価益をもつて償却をなすものとする。

(3)　特殊銀行の整理に関する法律第十条第一項の規定に依り，旧勘定に属する債権債務は，新勘定に移し，新勘定は，旧勘定の債権債務を引受けたものとみなす。

(4)　旧勘定に属する資産の全部を新勘定に移し換へる尚新勘定の旧勘定に対する貸付金は，保証せられた範囲の封鎖預金，自由預金の処分方針

(ロ)　第二会社を設立する場合にはその事業計画及資金計画

(ハ)　従業者の整理方針

(ニ)　負債を包括的に譲渡する等

(ホ)　解散する場合の措置（第二会社を設立し又は既存会社の新勘定の資産

(ヘ)　存続する場合の措置（資産の方針，存続後の事業計画及資金計画）

(ト)　旧勘定に属する資産の整理に依つて生じた現金預金評価額の決定

(チ)　整理の方法はなるべく簡単なる事

(リ)　整理委員会の組織及運営

(ヌ)　整理に関する細則

(ル)　整理委員会は整理の為必要ありと認むるときは，関係者に対し，報告又は資料の提出を求め，又は実地に臨検することができる。

(ヲ)　整理委員会は整理の為必要ありと認むるときは，関係者に対し，出頭を求め，又は証人として喚問することができる。

(ワ)　整理委員会は整理の為必要ありと認むるときは，裁判所に対し，証人又は鑑定人を喚問することを請求することができる。

(カ)　整理委員会は整理の為必要ありと認むるときは，裁判所に対し，証人又は鑑定人を喚問することを請求することができる。

(ヨ)　整理委員会は整理の為必要ありと認むるときは，裁判所に対し，証人又は鑑定人を喚問することを請求することができる。

(タ)　整理委員会は整理の為必要ありと認むるときは，裁判所に対し，証人又は鑑定人を喚問することを請求することができる。

(レ)　整理委員会は整理の為必要ありと認むるときは，裁判所に対し，証人又は鑑定人を喚問することを請求することができる。

(ソ)　整理委員会は整理の為必要ありと認むるときは，裁判所に対し，証人又は鑑定人を喚問することを請求することができる。

(ツ)　整理委員会は整理の為必要ありと認むるときは，裁判所に対し，証人又は鑑定人を喚問することを請求することができる。

(ネ)　整理委員会は整理の為必要ありと認むるときは，裁判所に対し，証人又は鑑定人を喚問することを請求することができる。

(ナ)　整理委員会は整理の為必要ありと認むるときは，裁判所に対し，証人又は鑑定人を喚問することを請求することができる。

(ラ)　整理委員会は整理の為必要ありと認むるときは，裁判所に対し，証人又は鑑定人を喚問することを請求することができる。

(ム)　整理委員会は整理の為必要ありと認むるときは，裁判所に対し，証人又は鑑定人を喚問することを請求することができる。

(ウ)　整理委員会は整理の為必要ありと認むるときは，裁判所に対し，証人又は鑑定人を喚問することを請求することができる。

(ヰ)　整理委員会は整理の為必要ありと認むるときは，裁判所に対し，証人又は鑑定人を喚問することを請求することができる。

(ノ)　整理委員会は整理の為必要ありと認むるときは，裁判所に対し，証人又は鑑定人を喚問することを請求することができる。

(オ)　整理委員会は整理の為必要ありと認むるときは，裁判所に対し，証人又は鑑定人を喚問することを請求することができる。

(ク)　整理委員会は整理の為必要ありと認むるときは，裁判所に対し，証人又は鑑定人を喚問することを請求することができる。

(ヤ)　整理委員会は整理の為必要ありと認むるときは，裁判所に対し，証人又は鑑定人を喚問することを請求することができる。

(マ)　整理委員会は整理の為必要ありと認むるときは，裁判所に対し，証人又は鑑定人を喚問することを請求することができる。

(ケ)　整理委員会は整理の為必要ありと認むるときは，裁判所に対し，証人又は鑑定人を喚問することを請求することができる。

(フ)　整理委員会は整理の為必要ありと認むるときは，裁判所に対し，証人又は鑑定人を喚問することを請求することができる。

(コ)　整理委員会は整理の為必要ありと認むるときは，裁判所に対し，証人又は鑑定人を喚問することを請求することができる。

(エ)　整理委員会は整理の為必要ありと認むるときは，裁判所に対し，証人又は鑑定人を喚問することを請求することができる。

(テ)　整理委員会は整理の為必要ありと認むるときは，裁判所に対し，証人又は鑑定人を喚問することを請求することができる。

(ア)　整理委員会は整理の為必要ありと認むるときは，裁判所に対し，証人又は鑑定人を喚問することを請求することができる。

(サ)　整理委員会は整理の為必要ありと認むるときは，裁判所に対し，証人又は鑑定人を喚問することを請求することができる。

(キ)　整理委員会は整理の為必要ありと認むるときは，裁判所に対し，証人又は鑑定人を喚問することを請求することができる。

(ユ)　整理委員会は整理の為必要ありと認むるときは，裁判所に対し，証人又は鑑定人を喚問することを請求することができる。

(メ)　整理委員会は整理の為必要ありと認むるときは，裁判所に対し，証人又は鑑定人を喚問することを請求することができる。

(ミ)　整理委員会は整理の為必要ありと認むるときは，裁判所に対し，証人又は鑑定人を喚問することを請求することができる。

(シ)　整理委員会は整理の為必要ありと認むるときは，裁判所に対し，証人又は鑑定人を喚問することを請求することができる。

(ヒ)　整理委員会は整理の為必要ありと認むるときは，裁判所に対し，証人又は鑑定人を喚問することを請求することができる。

(モ)　整理委員会は整理の為必要ありと認むるときは，裁判所に対し，証人又は鑑定人を喚問することを請求することができる。

(セ)　整理委員会は整理の為必要ありと認むるときは，裁判所に対し，証人又は鑑定人を喚問することを請求することができる。

(ス)　整理委員会は整理の為必要ありと認むるときは，裁判所に対し，証人又は鑑定人を喚問することを請求することができる。

(ン)　整理委員会は整理の為必要ありと認むるときは，裁判所に対し，証人又は鑑定人を喚問することを請求することができる。

(ハ)　整理委員会は整理の為必要ありと認むるときは，裁判所に対し，証人又は鑑定人を喚問することを請求することができる。

(ヒ)　整理委員会は整理の為必要ありと認むるときは，裁判所に対し，証人又は鑑定人を喚問することを請求することができる。

(フ)　整理委員会は整理の為必要ありと認むるときは，裁判所に対し，証人又は鑑定人を喚問することを請求することができる。

(ヘ)　整理委員会は整理の為必要ありと認むるときは，裁判所に対し，証人又は鑑定人を喚問することを請求することができる。

(ホ)　整理委員会は整理の為必要ありと認むるときは，裁判所に対し，証人又は鑑定人を喚問することを請求することができる。

(ト)　整理委員会は整理の為必要ありと認むるときは，裁判所に対し，証人又は鑑定人を喚問することを請求することができる。

(チ)　整理委員会は整理の為必要ありと認むるときは，裁判所に対し，証人又は鑑定人を喚問することを請求することができる。

(リ)　整理委員会は整理の為必要ありと認むるときは，裁判所に対し，証人又は鑑定人を喚問することを請求することができる。

(ヌ)　整理委員会は整理の為必要ありと認むるときは，裁判所に対し，証人又は鑑定人を喚問することを請求することができる。

(ル)　整理委員会は整理の為必要ありと認むるときは，裁判所に対し，証人又は鑑定人を喚問することを請求することができる。

(ヲ)　整理委員会は整理の為必要ありと認むるときは，裁判所に対し，証人又は鑑定人を喚問することを請求

対策、経済民主化対策

編注　本文の日程を立てて各法案の立案作業が進められたが、司令部との法案の検討作業が長びき、本文中の甲日は（新旧勘定分離）は八月一一日午前零時となったが、法案の議会上程は大幅に遅れ、九月末となった。

出所　大蔵省資料Z五二六―四―四。

(5)　復興金融金庫（仮称）法案要綱（抄録）

（昭和二一年七月下旬大蔵省）

復興金融金庫（仮称）法案要綱

第一章　総　則

第一　復興金融金庫は平和産業の復興を促進するとともに国民経済の民主化を図る為必要な資金であって他の金融機関等より供給を受けることが困難であるものを供給することを目的とすること。

復興金融金庫は法人とすること。

第二　復興金融金庫は本店を東京都に置くこと。

復興金融金庫は主務大臣の認可を受けて必要の地に支店若しくは出張所を設置し、又は銀行その他主務大臣の指定するものに業務の一部を取扱はせることができること。

第三　復興金融金庫は資本金を二億円とすること。

第四　政府は二億円を復興金融金庫に出資しなければならないこと。

第五　復興金融金庫は定款を以て左の事項を規定しなければならないこと。

一、目　的

二、名　称

三、事務所の所在地

四、資本金額及び資産に関する事項

五、役員に関する事項

六、業務及びその執行に関する事項

七、借入金に関する事項

八、会計に関する事項

九、公告の方法

定款の変更は主務大臣の認可を受けなければその効力を生じないこと。

（中略――編者）

第二章　職　員

第十一　復興金融金庫に役員として理事長一人、理事三人以上、監事二人以上を置くこと。

必要あるときは副理事長を置くことができること。

（中略――編者）

第十三　理事長、副理事長、理事及び監事は政府がこれを任命すること。

理事長、副理事長及び理事の任期は三年、監事の任期は二年とすること。

（中略――編者）

第三章　復興金融委員会

第十七　復興金融金庫の業務の運営に関する重要事項につき大蔵大臣の諮問に応へるため復興金融委員会を置くこと。

復興金融委員会に付議すべき事項は政府がこれを定めること。

第十八　復興金融委員会は委員長一人、委員十五人以内を以てこれを組織すること。

第十九　委員長及び委員は関係各省官吏、日本銀行及び復興金融金庫役員その他学識経験者の中から政府がこれを命ずること。

（中略――編者）

第四章　業　務

第二十三　復興金融金庫は左の業務を行ふこと。

一、平和産業の復興を促進するとともに国民経済の民主化を図る為必要であって通常の方法により調達することの困難な資金の融通又は出資。

二、前号の規定により資金の融通を受けることができる者のためにする債務の引受又は保証。

三、第一号の規定により資金の融通を受けることができる者の発行する社債（特別の法令によって設立された法人であって会社でない者の発行する債券を含む以下同様である）の応募又は引受。

四、復興金融金庫と前各号の取引を為す者の預金の受入。

五、前各号の業務に附帯する業務。

前項第一号の規定による資金の融通は復興金融金庫振出しの約束手形の交付又は為替手形の引受によりこれを為すことができること。

復興金融金庫は大蔵大臣の認可を受けて第一項の業務の外に復興金融金庫の目的達成上必要な業務を行ふことができること。

第二十四　復興金融金庫は設立の日より三箇年を経過した後は新たな資金の融通、出資、債務の引受又は保証、社債の応募及び引受を為すことができないこと。

前項の期限は政府の認可を受けてこれを短縮し又は延長することができること。

第五章　借入金

第二十五　復興金融金庫は国の毎会計年度の予算に計上された金額を限りその業務を行ふため必要な資金を政府より借入れることができること。

第二十六　復興金融金庫は資金の調達上必要があるときは前項の予算に計上された金額から既に借入を為した金額を控除した限度内において政府以外の者から借入を為すことができること。

第二十七　第二十五の予算に計上された金額中その会計年度内に復興金融金庫の使用しなかった金額は翌年度の予算に繰越すことができること。

（以下第六章会計、第七章監督、第八章罰則及び附則省略――編者）

編注　本要綱には日付がないが「七月二二日」の書きこみのある同表題資料（大蔵省資料Z五二六―四―四所収）のペン書きの訂正が加えられたあとの印刷物で、七月下旬に司令部に提出された大蔵省案がそれに近いものと推定される。

出所　大蔵省資料Z五二六―四―四。

(6)　金融機関の勘定分離に関する緊急措置に関する法律案要綱

（昭和二一年七月二八日銀行局）

金融機関の勘定分離に関する緊急措置に関する法律案要綱

（銀、二一、七、二八）

一　新旧勘定の分離

金融機関の資産及び負債は、この法律及びこれに基く命令の定めるところにより、新勘定及び旧勘定に属する。

（備考）

(1)　金融機関とは、銀行（日本銀行を除く）、信託会社、生命保険中央会、損害保険中央会、保険会社、無尽会社、戦時金融金庫、農林中央金庫、商工組合中央金庫、庶民金庫、恩給金庫、地方農業会及び市街地信用組合並びに都道府県水産業会、漁業会共の他預金等の受入をなすことができる法人で昭和二十一年〇月〇日午前零時において預金等の金銭債務を有するものをいふ。

(2)　預金等とは、預金、貯金、定期積金給付金、金銭信託、恩給金庫に対する寄託金、無尽給付金、年金その他これに準ずるものをいふ。

(3)　金融機関の中には閉鎖金融機関を含む。

二　昭和二十一年〇月〇日午前零時（以下甲時といふ）において、新勘定に属する資産及び負債。

(一)　甲時において現に存する金融機関の資産及び負債のうち左に掲げるものは、新勘定に属する。

(1)　資産

(イ)　現金及び預ケ金

(ロ)　日本銀行、金融機関、ビルブローカー及び保険組合に対する金銭債権で預ケ金以外のもの

（備考）

ﾋﾞｼﾞﾈｽﾎｰﾙは，金融機関などもって，ﾛｰﾝ資金の貸借若しくは焼分又は手形の売買若しくは媒介をなすことを業とするものをいう。

（備考）

信託会社（信託業務を兼営する銀行を含む）の場合には，信託業法による免許を受けた信託業務に関する部分

三　甲時において甲動産に属する金融機関の資産及び負債のうち新動産に属するもの以外の甲時における新旧動産に属する金融機関の資産及び負債

四　甲時における新旧動産の関係

（一）甲時において，新動産に関する金銭債務で甲時の属する営業年度の末日後に弁済期が到来するものは，甲時において新動産に属する負債とする。

（二）甲時において新動産に関する金銭債権で甲時の属する営業年度の末日後に弁済期が到来するものは，甲時において新動産に属する資産とする。

（三）甲時において新動産に関する金銭債権又は金銭債務で甲時の属する営業年度の末日後に弁済期が到来するものは，甲時において新動産に属する資産又は負債とする。

（四）甲時において新動産に関する金銭債権又は金銭債務で甲時の属する営業年度の末日後に弁済期が到来するものは，甲時において新動産に属する資産又は負債とする。

（五）甲時において新動産に関する金銭債権又は金銭債務で甲時の属する営業年度の末日後に弁済期が到来するものは，甲時において新動産に属する資産又は負債とする。

（六）甲時において新動産に関する金銭債権又は金銭債務で甲時の属する営業年度の末日後に弁済期が到来するものは，甲時において新動産に属する資産又は負債とする。

（七）甲時において新動産に関する金銭債権又は金銭債務で甲時の属する営業年度の末日後に弁済期が到来するものは，甲時において新動産に属する資産又は負債とする。

（八）甲時において新動産に関する金銭債権又は金銭債務で甲時の属する営業年度の末日後に弁済期が到来するものは，甲時において新動産に属する資産又は負債とする。

（九）甲時において新動産に関する金銭債権又は金銭債務で甲時の属する営業年度の末日後に弁済期が到来するものは，甲時において新動産に属する資産又は負債とする。

（十）甲時において新動産に関する金銭債権又は金銭債務で甲時の属する営業年度の末日後に弁済期が到来するものは，甲時において新動産に属する資産又は負債とする。

（十一）甲時において新動産に関する金銭債権又は金銭債務で甲時の属する営業年度の末日後に弁済期が到来するものは，甲時において新動産に属する資産又は負債とする。

（十二）甲時において新動産に関する金銭債権又は金銭債務で甲時の属する営業年度の末日後に弁済期が到来するものは，甲時において新動産に属する資産又は負債とする。

（十三）甲時において新動産に関する金銭債権又は金銭債務で甲時の属する営業年度の末日後に弁済期が到来するものは，甲時において新動産に属する資産又は負債とする。

（十四）甲時において新動産に関する金銭債権又は金銭債務で甲時の属する営業年度の末日後に弁済期が到来するものは，甲時において新動産に属する資産又は負債とする。

（十五）甲時において新動産に関する金銭債権又は金銭債務で甲時の属する営業年度の末日後に弁済期が到来するものは，甲時において新動産に属する資産又は負債とする。

（十六）甲時において新動産に関する金銭債権又は金銭債務で甲時の属する営業年度の末日後に弁済期が到来するものは，甲時において新動産に属する資産又は負債とする。

（十七）甲時において新動産に関する金銭債権又は金銭債務で甲時の属する営業年度の末日後に弁済期が到来するものは，甲時において新動産に属する資産又は負債とする。

（十八）甲時において新動産に関する金銭債権又は金銭債務で甲時の属する営業年度の末日後に弁済期が到来するものは，甲時において新動産に属する資産又は負債とする。

（十九）甲時において新動産に関する金銭債権又は金銭債務で甲時の属する営業年度の末日後に弁済期が到来するものは，甲時において新動産に属する資産又は負債とする。

（二十）甲時において新動産に関する金銭債権又は金銭債務で甲時の属する営業年度の末日後に弁済期が到来するものは，甲時において新動産に属する資産又は負債とする。

（二十一）甲時において新動産に関する金銭債権又は金銭債務で甲時の属する営業年度の末日後に弁済期が到来するものは，甲時において新動産に属する資産又は負債とする。

（二十二）甲時において新動産に関する金銭債権又は金銭債務で甲時の属する営業年度の末日後に弁済期が到来するものは，甲時において新動産に属する資産又は負債とする。

（二十三）甲時において新動産に関する金銭債権又は金銭債務で甲時の属する営業年度の末日後に弁済期が到来するものは，甲時において新動産に属する資産又は負債とする。

（二十四）甲時において新動産に関する金銭債権又は金銭債務で甲時の属する営業年度の末日後に弁済期が到来するものは，甲時において新動産に属する資産又は負債とする。

（二十五）甲時において新動産に関する金銭債権又は金銭債務で甲時の属する営業年度の末日後に弁済期が到来するものは，甲時において新動産に属する資産又は負債とする。

（二十六）甲時において新動産に関する金銭債権又は金銭債務で甲時の属する営業年度の末日後に弁済期が到来するものは，甲時において新動産に属する資産又は負債とする。

（二十七）甲時において新動産に関する金銭債権又は金銭債務で甲時の属する営業年度の末日後に弁済期が到来するものは，甲時において新動産に属する資産又は負債とする。

（二十八）甲時において新動産に関する金銭債権又は金銭債務で甲時の属する営業年度の末日後に弁済期が到来するものは，甲時において新動産に属する資産又は負債とする。

（二十九）甲時において新動産に関する金銭債権又は金銭債務で甲時の属する営業年度の末日後に弁済期が到来するものは，甲時において新動産に属する資産又は負債とする。

（三十）甲時において新動産に関する金銭債権又は金銭債務で甲時の属する営業年度の末日後に弁済期が到来するものは，甲時において新動産に属する資産又は負債とする。

（三十一）甲時において新動産に関する金銭債権又は金銭債務で甲時の属する営業年度の末日後に弁済期が到来するものは，甲時において新動産に属する資産又は負債とする。

（三十二）甲時において新動産に関する金銭債権又は金銭債務で甲時の属する営業年度の末日後に弁済期が到来するものは，甲時において新動産に属する資産又は負債とする。

（三十三）甲時において新動産に関する金銭債権又は金銭債務で甲時の属する営業年度の末日後に弁済期が到来するものは，甲時において新動産に属する資産又は負債とする。

（三十四）甲時において新動産に関する金銭債権又は金銭債務で甲時の属する営業年度の末日後に弁済期が到来するものは，甲時において新動産に属する資産又は負債とする。

（三十五）甲時において新動産に関する金銭債権又は金銭債務で甲時の属する営業年度の末日後に弁済期が到来するものは，甲時において新動産に属する資産又は負債とする。

（三十六）甲時において新動産に関する金銭債権又は金銭債務で甲時の属する営業年度の末日後に弁済期が到来するものは，甲時において新動産に属する資産又は負債とする。

（三十七）甲時において新動産に関する金銭債権又は金銭債務で甲時の属する営業年度の末日後に弁済期が到来するものは，甲時において新動産に属する資産又は負債とする。

（三十八）甲時において新動産に関する金銭債権又は金銭債務で甲時の属する営業年度の末日後に弁済期が到来するものは，甲時において新動産に属する資産又は負債とする。

（三十九）甲時において新動産に関する金銭債権又は金銭債務で甲時の属する営業年度の末日後に弁済期が到来するものは，甲時において新動産に属する資産又は負債とする。

（四十）甲時において新動産に関する金銭債権又は金銭債務で甲時の属する営業年度の末日後に弁済期が到来するものは，甲時において新動産に属する資産又は負債とする。

（四十一）甲時において新動産に関する金銭債権又は金銭債務で甲時の属する営業年度の末日後に弁済期が到来するものは，甲時において新動産に属する資産又は負債とする。

（四十二）甲時において新動産に関する金銭債権又は金銭債務で甲時の属する営業年度の末日後に弁済期が到来するものは，甲時において新動産に属する資産又は負債とする。

（四十三）甲時において新動産に関する金銭債権又は金銭債務で甲時の属する営業年度の末日後に弁済期が到来するものは，甲時において新動産に属する資産又は負債とする。

（四十四）甲時において新動産に関する金銭債権又は金銭債務で甲時の属する営業年度の末日後に弁済期が到来するものは，甲時において新動産に属する資産又は負債とする。

（四十五）甲時において新動産に関する金銭債権又は金銭債務で甲時の属する営業年度の末日後に弁済期が到来するものは，甲時において新動産に属する資産又は負債とする。

（四十六）甲時において新動産に関する金銭債権又は金銭債務で甲時の属する営業年度の末日後に弁済期が到来するものは，甲時において新動産に属する資産又は負債とする。

（四十七）甲時において新動産に関する金銭債権又は金銭債務で甲時の属する営業年度の末日後に弁済期が到来するものは，甲時において新動産に属する資産又は負債とする。

（四十八）甲時において新動産に関する金銭債権又は金銭債務で甲時の属する営業年度の末日後に弁済期が到来するものは，甲時において新動産に属する資産又は負債とする。

（四十九）甲時において新動産に関する金銭債権又は金銭債務で甲時の属する営業年度の末日後に弁済期が到来するものは，甲時において新動産に属する資産又は負債とする。

（五十）甲時において新動産に関する金銭債権又は金銭債務で甲時の属する営業年度の末日後に弁済期が到来するものは，甲時において新動産に属する資産又は負債とする。

（五十一）甲時において新動産に関する金銭債権又は金銭債務で甲時の属する営業年度の末日後に弁済期が到来するものは，甲時において新動産に属する資産又は負債とする。

（五十二）甲時において新動産に関する金銭債権又は金銭債務で甲時の属する営業年度の末日後に弁済期が到来するものは，甲時において新動産に属する資産又は負債とする。

（五十三）甲時において新動産に関する金銭債権又は金銭債務で甲時の属する営業年度の末日後に弁済期が到来するものは，甲時において新動産に属する資産又は負債とする。

（五十四）甲時において新動産に関する金銭債権又は金銭債務で甲時の属する営業年度の末日後に弁済期が到来するものは，甲時において新動産に属する資産又は負債とする。

（五十五）甲時において新動産に関する金銭債権又は金銭債務で甲時の属する営業年度の末日後に弁済期が到来するものは，甲時において新動産に属する資産又は負債とする。

（五十六）甲時において新動産に関する金銭債権又は金銭債務で甲時の属する営業年度の末日後に弁済期が到来するものは，甲時において新動産に属する資産又は負債とする。

（五十七）甲時において新動産に関する金銭債権又は金銭債務で甲時の属する営業年度の末日後に弁済期が到来するものは，甲時において新動産に属する資産又は負債とする。

（五十八）甲時において新動産に関する金銭債権又は金銭債務で甲時の属する営業年度の末日後に弁済期が到来するものは，甲時において新動産に属する資産又は負債とする。

（五十九）甲時において新動産に関する金銭債権又は金銭債務で甲時の属する営業年度の末日後に弁済期が到来するものは，甲時において新動産に属する資産又は負債とする。

（六十）甲時において新動産に関する金銭債権又は金銭債務で甲時の属する営業年度の末日後に弁済期が到来するものは，甲時において新動産に属する資産又は負債とする。

（六十一）甲時において新動産に関する金銭債権又は金銭債務で甲時の属する営業年度の末日後に弁済期が到来するものは，甲時において新動産に属する資産又は負債とする。

（六十二）甲時において新動産に関する金銭債権又は金銭債務で甲時の属する営業年度の末日後に弁済期が到来するものは，甲時において新動産に属する資産又は負債とする。

（六十三）甲時において新動産に関する金銭債権又は金銭債務で甲時の属する営業年度の末日後に弁済期が到来するものは，甲時において新動産に属する資産又は負債とする。

（六十四）甲時において新動産に関する金銭債権又は金銭債務で甲時の属する営業年度の末日後に弁済期が到来するものは，甲時において新動産に属する資産又は負債とする。

（六十五）甲時において新動産に関する金銭債権又は金銭債務で甲時の属する営業年度の末日後に弁済期が到来するものは，甲時において新動産に属する資産又は負債とする。

（六十六）甲時において新動産に関する金銭債権又は金銭債務で甲時の属する営業年度の末日後に弁済期が到来するものは，甲時において新動産に属する資産又は負債とする。

（六十七）甲時において新動産に関する金銭債権又は金銭債務で甲時の属する営業年度の末日後に弁済期が到来するものは，甲時において新動産に属する資産又は負債とする。

（六十八）甲時において新動産に関する金銭債権又は金銭債務で甲時の属する営業年度の末日後に弁済期が到来するものは，甲時において新動産に属する資産又は負債とする。

（六十九）甲時において新動産に関する金銭債権又は金銭債務で甲時の属する営業年度の末日後に弁済期が到来するものは，甲時において新動産に属する資産又は負債とする。

（七十）甲時において新動産に関する金銭債権又は金銭債務で甲時の属する営業年度の末日後に弁済期が到来するものは，甲時において新動産に属する資産又は負債とする。

（七十一）甲時において新動産に関する金銭債権又は金銭債務で甲時の属する営業年度の末日後に弁済期が到来するものは，甲時において新動産に属する資産又は負債とする。

（七十二）甲時において新動産に関する金銭債権又は金銭債務で甲時の属する営業年度の末日後に弁済期が到来するものは，甲時において新動産に属する資産又は負債とする。

（七十三）甲時において新動産に関する金銭債権又は金銭債務で甲時の属する営業年度の末日後に弁済期が到来するものは，甲時において新動産に属する資産又は負債とする。

（七十四）甲時において新動産に関する金銭債権又は金銭債務で甲時の属する営業年度の末日後に弁済期が到来するものは，甲時において新動産に属する資産又は負債とする。

（七十五）甲時において新動産に関する金銭債権又は金銭債務で甲時の属する営業年度の末日後に弁済期が到来するものは，甲時において新動産に属する資産又は負債とする。

（七十六）甲時において新動産に関する金銭債権又は金銭債務で甲時の属する営業年度の末日後に弁済期が到来するものは，甲時において新動産に属する資産又は負債とする。

（七十七）甲時において新動産に関する金銭債権又は金銭債務で甲時の属する営業年度の末日後に弁済期が到来するものは，甲時において新動産に属する資産又は負債とする。

（七十八）甲時において新動産に関する金銭債権又は金銭債務で甲時の属する営業年度の末日後に弁済期が到来するものは，甲時において新動産に属する資産又は負債とする。

（七十九）甲時において新動産に関する金銭債権又は金銭債務で甲時の属する営業年度の末日後に弁済期が到来するものは，甲時において新動産に属する資産又は負債とする。

（八十）甲時において新動産に関する金銭債権又は金銭債務で甲時の属する営業年度の末日後に弁済期が到来するものは，甲時において新動産に属する資産又は負債とする。

（八十一）甲時において新動産に関する金銭債権又は金銭債務で甲時の属する営業年度の末日後に弁済期が到来するものは，甲時において新動産に属する資産又は負債とする。

（八十二）甲時において新動産に関する金銭債権又は金銭債務で甲時の属する営業年度の末日後に弁済期が到来するものは，甲時において新動産に属する資産又は負債とする。

（八十三）甲時において新動産に関する金銭債権又は金銭債務で甲時の属する営業年度の末日後に弁済期が到来するものは，甲時において新動産に属する資産又は負債とする。

（八十四）甲時において新動産に関する金銭債権又は金銭債務で甲時の属する営業年度の末日後に弁済期が到来するものは，甲時において新動産に属する資産又は負債とする。

（八十五）甲時において新動産に関する金銭債権又は金銭債務で甲時の属する営業年度の末日後に弁済期が到来するものは，甲時において新動産に属する資産又は負債とする。

（八十六）甲時において新動産に関する金銭債権又は金銭債務で甲時の属する営業年度の末日後に弁済期が到来するものは，甲時において新動産に属する資産又は負債とする。

（八十七）甲時において新動産に関する金銭債権又は金銭債務で甲時の属する営業年度の末日後に弁済期が到来するものは，甲時において新動産に属する資産又は負債とする。

（八十八）甲時において新動産に関する金銭債権又は金銭債務で甲時の属する営業年度の末日後に弁済期が到来するものは，甲時において新動産に属する資産又は負債とする。

（八十九）甲時において新動産に関する金銭債権又は金銭債務で甲時の属する営業年度の末日後に弁済期が到来するものは，甲時において新動産に属する資産又は負債とする。

（九十）甲時において新動産に関する金銭債権又は金銭債務で甲時の属する営業年度の末日後に弁済期が到来するものは，甲時において新動産に属する資産又は負債とする。

（九十一）甲時において新動産に関する金銭債権又は金銭債務で甲時の属する営業年度の末日後に弁済期が到来するものは，甲時において新動産に属する資産又は負債とする。

（九十二）甲時において新動産に関する金銭債権又は金銭債務で甲時の属する営業年度の末日後に弁済期が到来するものは，甲時において新動産に属する資産又は負債とする。

（九十三）甲時において新動産に関する金銭債権又は金銭債務で甲時の属する営業年度の末日後に弁済期が到来するものは，甲時において新動産に属する資産又は負債とする。

（九十四）甲時において新動産に関する金銭債権又は金銭債務で甲時の属する営業年度の末日後に弁済期が到来するものは，甲時において新動産に属する資産又は負債とする。

（九十五）甲時において新動産に関する金銭債権又は金銭債務で甲時の属する営業年度の末日後に弁済期が到来するものは，甲時において新動産に属する資産又は負債とする。

（九十六）甲時において新動産に関する金銭債権又は金銭債務で甲時の属する営業年度の末日後に弁済期が到来するものは，甲時において新動産に属する資産又は負債とする。

（九十七）甲時において新動産に関する金銭債権又は金銭債務で甲時の属する営業年度の末日後に弁済期が到来するものは，甲時において新動産に属する資産又は負債とする。

（九十八）甲時において新動産に関する金銭債権又は金銭債務で甲時の属する営業年度の末日後に弁済期が到来するものは，甲時において新動産に属する資産又は負債とする。

（九十九）甲時において新動産に関する金銭債権又は金銭債務で甲時の属する営業年度の末日後に弁済期が到来するものは，甲時において新動産に属する資産又は負債とする。

（百）甲時において新動産に関する金銭債権又は金銭債務で甲時の属する営業年度の末日後に弁済期が到来するものは，甲時において新動産に属する資産又は負債とする。

（百一）甲時において新動産に関する金銭債権又は金銭債務で甲時の属する営業年度の末日後に弁済期が到来するものは，甲時において新動産に属する資産又は負債とする。

（百二）甲時において新動産に関する金銭債権又は金銭債務で甲時の属する営業年度の末日後に弁済期が到来するものは，甲時において新動産に属する資産又は負債とする。

（百三）甲時において新動産に関する金銭債権又は金銭債務で甲時の属する営業年度の末日後に弁済期が到来するものは，甲時において新動産に属する資産又は負債とする。

（百四）甲時において新動産に関する金銭債権又は金銭債務で甲時の属する営業年度の末日後に弁済期が到来するものは，甲時において新動産に属する資産又は負債とする。

（百五）甲時において新動産に関する金銭債権又は金銭債務で甲時の属する営業年度の末日後に弁済期が到来するものは，甲時において新動産に属する資産又は負債とする。

（百六）甲時において新動産に関する金銭債権又は金銭債務で甲時の属する営業年度の末日後に弁済期が到来するものは，甲時において新動産に属する資産又は負債とする。

（百七）甲時において新動産に関する金銭債権又は金銭債務で甲時の属する営業年度の末日後に弁済期が到来するものは，甲時において新動産に属する資産又は負債とする。

（百八）甲時において新動産に関する金銭債権又は金銭債務で甲時の属する営業年度の末日後に弁済期が到来するものは，甲時において新動産に属する資産又は負債とする。

（百九）甲時において新動産に関する金銭債権又は金銭債務で甲時の属する営業年度の末日後に弁済期が到来するものは，甲時において新動産に属する資産又は負債とする。

（百十）甲時において新動産に関する金銭債権又は金銭債務で甲時の属する営業年度の末日後に弁済期が到来するものは，甲時において新動産に属する資産又は負債とする。

（百十一）甲時において新動産に関する金銭債権又は金銭債務で甲時の属する営業年度の末日後に弁済期が到来するものは，甲時において新動産に属する資産又は負債とする。

（百十二）甲時において新動産に関する金銭債権又は金銭債務で甲時の属する営業年度の末日後に弁済期が到来するものは，甲時において新動産に属する資産又は負債とする。

（百十三）甲時において新動産に関する金銭債権又は金銭債務で甲時の属する営業年度の末日後に弁済期が到来するものは，甲時において新動産に属する資産又は負債とする。

（百十四）甲時において新動産に関する金銭債権又は金銭債務で甲時の属する営業年度の末日後に弁済期が到来するものは，甲時において新動産に属する資産又は負債とする。

（百十五）甲時において新動産に関する金銭債権又は金銭債務で甲時の属する営業年度の末日後に弁済期が到来するものは，甲時において新動産に属する資産又は負債とする。

（百十六）甲時において新動産に関する金銭債権又は金銭債務で甲時の属する営業年度の末日後に弁済期が到来するものは，甲時において新動産に属する資産又は負債とする。

（百十七）甲時において新動産に関する金銭債権又は金銭債務で甲時の属する営業年度の末日後に弁済期が到来するものは，甲時において新動産に属する資産又は負債とする。

（百十八）甲時において新動産に関する金銭債権又は金銭債務で甲時の属する営業年度の末日後に弁済期が到来するものは，甲時において新動産に属する資産又は負債とする。

（百十九）甲時において新動産に関する金銭債権又は金銭債務で甲時の属する営業年度の末日後に弁済期が到来するものは，甲時において新動産に属する資産又は負債とする。

（百二十）甲時において新動産に関する金銭債権又は金銭債務で甲時の属する営業年度の末日後に弁済期が到来するものは，甲時において新動産に属する資産又は負債とする。

（百二十一）甲時において新動産に関する金銭債権又は金銭債務で甲時の属する営業年度の末日後に弁済期が到来するものは，甲時において新動産に属する資産又は負債とする。

（百二十二）甲時において新動産に関する金銭債権又は金銭債務で甲時の属する営業年度の末日後に弁済期が到来するものは，甲時において新動産に属する資産又は負債とする。

（百二十三）甲時において新動産に関する金銭債権又は金銭債務で甲時の属する営業年度の末日後に弁済期が到来するものは，甲時において新動産に属する資産又は負債とする。

（百二十四）甲時において新動産に関する金銭債権又は金銭債務で甲時の属する営業年度の末日後に弁済期が到来するものは，甲時において新動産に属する資産又は負債とする。

（百二十五）甲時において新動産に関する金銭債権又は金銭債務で甲時の属する営業年度の末日後に弁済期が到来するものは，甲時において新動産に属する資産又は負債とする。

（百二十六）甲時において新動産に関する金銭債権又は金銭債務で甲時の属する営業年度の末日後に弁済期が到来するものは，甲時において新動産に属する資産又は負債とする。

（百二十七）甲時において新動産に関する金銭債権又は金銭債務で甲時の属する営業年度の末日後に弁済期が到来するものは，甲時において新動産に属する資産又は負債とする。

（百二十八）甲時において新動産に関する金銭債権又は金銭債務で甲時の属する営業年度の末日後に弁済期が到来するものは，甲時において新動産に属する資産又は負債とする。

（百二十九）甲時において新動産に関する金銭債権又は金銭債務で甲時の属する営業年度の末日後に弁済期が到来するものは，甲時において新動産に属する資産又は負債とする。

（百三十）甲時において新動産に関する金銭債権又は金銭債務で甲時の属する営業年度の末日後に弁済期が到来するものは，甲時において新動産に属する資産又は負債とする。

（百三十一）甲時において新動産に関する金銭債権又は金銭債務で甲時の属する営業年度の末日後に弁済期が到来するものは，甲時において新動産に属する資産又は負債とする。

（百三十二）甲時において新動産に関する金銭債権又は金銭債務で甲時の属する営業年度の末日後に弁済期が到来するものは，甲時において新動産に属する資産又は負債とする。

（百三十三）甲時において新動産に関する金銭債権又は金銭債務で甲時の属する営業年度の末日後に弁済期が到来するものは，甲時において新動産に属する資産又は負債とする。

（百三十四）甲時において新動産に関する金銭債権又は金銭債務で甲時の属する営業年度の末日後に弁済期が到来するものは，甲時において新動産に属する資産又は負債とする。

（百三十五）甲時において新動産に関する金銭債権又は金銭債務で甲時の属する営業年度の末日後に弁済期が到来するものは，甲時において新動産に属する資産又は負債とする。

（百三十六）甲時において新動産に関する金銭債権又は金銭債務で甲時の属する営業年度の末日後に弁済期が到来するものは，甲時において新動産に属する資産又は負債とする。

（百三十七）甲時において新動産に関する金銭債権又は金銭債務で甲時の属する営業年度の末日後に弁済期が到来するものは，甲時において新動産に属する資産又は負債とする。

（百三十八）甲時において新動産に関する金銭債権又は金銭債務で甲時の属する営業年度の末日後に弁済期が到来するものは，甲時において新動産に属する資産又は負債とする。

（百三十九）甲時において新動産に関する金銭債権又は金銭債務で甲時の属する営業年度の末日後に弁済期が到来するものは，甲時において新動産に属する資産又は負債とする。

（百四十）甲時において新動産に関する金銭債権又は金銭債務で甲時の属する営業年度の末日後に弁済期が到来するものは，甲時において新動産に属する資産又は負債とする。

（百四十一）甲時において新動産に関する金銭債権又は金銭債務で甲時の属する営業年度の末日後に弁済期が到来するものは，甲時において新動産に属する資産又は負債とする。

（百四十二）甲時において新動産に関する金銭債権又は金銭債務で甲時の属する営業年度の末日後に弁済期が到来するものは，甲時において新動産に属する資産又は負債とする。

（百四十三）甲時において新動産に関する金銭債権又は金銭債務で甲時の属する営業年度の末日後に弁済期が到来するものは，甲時において新動産に属する資産又は負債とする。

（百四十四）甲時において新動産に関する金銭債権又は金銭債務で甲時の属する営業年度の末日後に弁済期が到来するものは，甲時において新動産に属する資産又は負債とする。

（百四十五）甲時において新動産に関する金銭債権又は金銭債務で甲時の属する営業年度の末日後に弁済期が到来するものは，甲時において新動産に属する資産又は負債とする。

（百四十六）甲時において新動産に関する金銭債権又は金銭債務で甲時の属する営業年度の末日後に弁済期が到来するものは，甲時において新動産に属する資産又は負債とする。

（百四十七）甲時において新動産に関する金銭債権又は金銭債務で甲時の属する営業年度の末日後に弁済期が到来するものは，甲時において新動産に属する資産又は負債とする。

（百四十八）甲時において新動産に関する金銭債権又は金銭債務で甲時の属する営業年度の末日後に弁済期が到来するものは，甲時において新動産に属する資産又は負債とする。

（百四十九）甲時において新動産に関する金銭債権又は金銭債務で甲時の属する営業年度の末日後に弁済期が到来するものは，甲時において新動産に属する資産又は負債とする。

（百五十）甲時において新動産に関する金銭債権又は金銭債務で甲時の属する営業年度の末日後に弁済期が到来するものは，甲時において新動産に属する資産又は負債とする。

（百五十一）甲時において新動産に関する金銭債権又は金銭債務で甲時の属する営業年度の末日後に弁済期が到来するものは，甲時において新動産に属する資産又は負債とする。

（百五十二）甲時において新動産に関する金銭債権又は金銭債務で甲時の属する営業年度の末日後に弁済期が到来するものは，甲時において新動産に属する資産又は負債とする。

（百五十三）甲時において新動産に関する金銭債権又は金銭債務で甲時の属する営業年度の末日後に弁済期が到来するものは，甲時において新動産に属する資産又は負債とする。

（百五十四）甲時において新動産に関する金銭債権又は金銭債務で甲時の属する営業年度の末日後に弁済期が到来するものは，甲時において新動産に属する資産又は負債とする。

（百五十五）甲時において新動産に関する金銭債権又は金銭債務で甲時の属する営業年度の末日後に弁済期が到来するものは，甲時において新動産に属する資産又は負債とする。

（百五十六）甲時において新動産に関する金銭債権又は金銭債務で甲時の属する営業年度の末日後に弁済期が到来するものは，甲時において新動産に属する資産又は負債とする。

（百五十七）甲時において新動産に関する金銭債権又は金銭債務で甲時の属する営業年度の末日後に弁済期が到来するものは，甲時において新動産に属する資産又は負債とする。

（百五十八）甲時において新動産に関する金銭債権又は金銭債務で甲時の属する営業年度の末日後に弁済期が到来するものは，甲時において新動産に属する資産又は負債とする。

（百五十九）甲時において新動産に関する金銭債権又は金銭債務で甲時の属する営業年度の末日後に弁済期が到来するものは，甲時において新動産に属する資産又は負債とする。

（百六十）甲時において新動産に関する金銭債権又は金銭債務で甲時の属する営業年度の末日後に弁済期が到来するものは，甲時において新動産に属する資産又は負債とする。

（百六十一）甲時において新動産に関する金銭債権又は金銭債務で甲時の属する営業年度の末日後に弁済期が到来するものは，甲時において新動産に属する資産又は負債とする。

（百六十二）甲時において新動産に関する金銭債権又は金銭債務で甲時の属する営業年度の末日後に弁済期が到来するものは，甲時において新動産に属する資産又は負債とする。

（百六十三）甲時において新動産に関する金銭債権又は金銭債務で甲時の属する営業年度の末日後に弁済期が到来するものは，甲時において新動産に属する資産又は負債とする。

（百六十四）甲時において新動産に関する金銭債権又は金銭債務で甲時の属する営業年度の末日後に弁済期が到来するものは，甲時において新動産に属する資産又は負債とする。

（百六十五）甲時において新動産に関する金銭債権又は金銭債務で甲時の属する営業年度の末日後に弁済期が到来するものは，甲時において新動産に属する資産又は負債とする。

（百六十六）甲時において新動産に関する金銭債権又は金銭債務で甲時の属する営業年度の末日後に弁済期が到来するものは，甲時において新動産に属する資産又は負債とする。

（百六十七）甲時において新動産に関する金銭債権又は金銭債務で甲時の属する営業年度の末日後に弁済期が到来するものは，甲時において新動産に属する資産又は負債とする。

（百六十八）甲時において新動産に関する金銭債権又は金銭債務で甲時の属する営業年度の末日後に弁済期が到来するものは，甲時において新動産に属する資産又は負債とする。

（百六十九）甲時において新動産に関する金銭債権又は金銭債務で甲時の属する営業年度の末日後に弁済期が到来するものは，甲時において新動産に属する資産又は負債とする。

（百七十）甲時において新動産に関する金銭債権又は金銭債務で甲時の属する営業年度の末日後に弁済期が到来するものは，甲時において新動産に属する資産又は負債とする。

（百七十一）甲時において新動産に関する金銭債権又は金銭債務で甲時の属する営業年度の末日後に弁済期が到来するものは，甲時において新動産に属する資産又は負債とする。

（百七十二）甲時において新動産に関する金銭債権又は金銭債務で甲時の属する営業年度の末日後に弁済期が到来するものは，甲時において新動産に属する資産又は負債とする。

（百七十三）甲時において新動産に関する金銭債権又は金銭債務で甲時の属する営業年度の末日後に弁済期が到来するものは，甲時において新動産に属する資産又は負債とする。

（百七十四）甲時において新動産に関する金銭債権又は金銭債務で甲時の属する営業年度の末日後に弁済期が到来するものは，甲時において新動産に属する資産又は負債とする。

（百七十五）甲時において新動産に関する金銭債権又は金銭債務で甲時の属する営業年度の末日後に弁済期が到来するものは，甲時において新動産に属する資産又は負債とする。

（百七十六）甲時において新動産に関する金銭債権又は金銭債務で甲時の属する営業年度の末日後に弁済期が到来するものは，甲時において新動産に属する資産又は負債とする。

（百七十七）甲時において新動産に関する金銭債権又は金銭債務で甲時の属する営業年度の末日後に弁済期が到来するものは，甲時において新動産に属する資産又は負債とする。

（百七十八）甲時において新動産に関する金銭債権又は金銭債務で甲時の属する営業年度の末日後に弁済期が到来するものは，甲時において新動産に属する資産又は負債とする。

（百七十九）甲時において新動産に関する金銭債権又は金銭債務で甲時の属する営業年度の末日後に弁済期が到来するものは，甲時において新動産に属する資産又は負債とする。

（百八十）甲時において新動産に関する金銭債権又は金銭債務で甲時の属する営業年度の末日後に弁済期が到来するものは，甲時において新動産に属する資産又は負債とする。

（百八十一）甲時において新動産に関する金銭債権又は金銭債務で甲時の属する営業年度の末日後に弁済期が到来するものは，甲時において新動産に属する資産又は負債とする。

（百八十二）甲時において新動産に関する金銭債権又は金銭債務で甲時の属する営業年度の末日後に弁済期が到来するものは，甲時において新動産に属する資産又は負債とする。

（百八十三）甲時において新動産に関する金銭債権又は金銭債務で甲時の属する営業年度の末日後に弁済期が到来するものは，甲時において新動産に属する資産又は負債とする。

（百八十四）甲時において新動産に関する金銭債権又は金銭債務で甲時の属する営業年度の末日後に弁済期が到来するものは，甲時において新動産に属する資産又は負債とする。

（百八十五）甲時において新動産に関する金銭債権又は金銭債務で甲時の属する営業年度の末日後に弁済期が到来するものは，甲時において新動産に属する資産又は負債とする。

（百八十六）甲時において新動産に関する金銭債権又は金銭債務で甲時の属する営業年度の末日後に弁済期が到来するものは，甲時において新動産に属する資産又は負債とする。

（百八十七）甲時において新動産に関する金銭債権又は金銭債務で甲時の属する営業年度の末日後に弁済期が到来するものは，甲時において新動産に属する資産又は負債とする。

（百八十八）甲時において新動産に関する金銭債権又は金銭債務で甲時の属する営業年度の末日後に弁済期が到来するものは，甲時において新動産に属する資産又は負債とする。

（百八十九）甲時において新動産に関する金銭債権又は金銭債務で甲時の属する営業年度の末日後に弁済期が到来するものは，甲時において新動産に属する資産又は負債とする。

（百九十）甲時において新動産に関する金銭債権又は金銭債務で甲時の属する営業年度の末日後に弁済期が到来するものは，甲時において新動産に属する資産又は負債とする。

（百九十一）甲時において新動産に関する金銭債権又は金銭債務で甲時の属する営業年度の末日後に弁済期が到来するものは，甲時において新動産に属する資産又は負債とする。

（百九十二）甲時において新動産に関する金銭債権又は金銭債務で甲時の属する営業年度の末日後に弁済期が到来するものは，甲時において新動産に属する資産又は負債とする。

（百九十三）甲時において新動産に関する金銭債権又は金銭債務で甲時の属する営業年度の末日後に弁済期が到来するものは，甲時において新動産に属する資産又は負債とする。

（百九十四）甲時において新動産に関する金銭債権又は金銭債務で甲時の属する営業年度の末日後に弁済期が到来するものは，甲時において新動産に属する資産又は負債とする。

（百九十五）甲時において新動産に関する金銭債権又は金銭債務で甲時の属する営業年度の末日後に弁済期が到来するものは，甲時において新動産に属する資産又は負債とする。

（百九十六）甲時において新動産に関する金銭債権又は金銭債務で甲時の属する営業年度の末日後に弁済期が到来するものは，甲時において新動産に属する資産又は負債とする。

（百九十七）甲時において新動産に関する金銭債権又は金銭債務で甲時の属する営業年度の末日後に弁済期が到来するものは，甲時において新動産に属する資産又は負債とする。

（百九十八）甲時において新動産に関する金銭債権又は金銭債務で甲時の属する営業年度の末日後に弁済期が到来するものは，甲時において新動産に属する資産又は負債とする。

（百九十九）甲時において新動産に関する金銭債権又は金銭債務で甲時の属する営業年度の末日後に弁済期が到来するものは，甲時において新動産に属する資産又は負債とする。

（二百）甲時において新動産に関する金銭債権又は金銭債務で甲時の属する営業年度の末日後に弁済期が到来するものは，甲時において新動産に属する資産又は負債とする。

（二百一）甲時において新動産に関する金銭債権又は金銭債務で甲時の属する営業年度の末日後に弁済期が到来するものは，甲時において新動産に属する資産又は負債とする。

（二百二）甲時において新動産に関する金銭債権又は金銭債務で甲時の属する営業年度の末日後に弁済期が到来するものは，甲時において新動産に属する資産又は負債とする。

（二百三）甲時において新動産に関する金銭債権又は金銭債務で甲時の属する営業年度の末日後に弁済期が到来するものは，甲時において新動産に属する資産又は負債とする。

（二百四）甲時において新動産に関する金銭債権又は金銭債務で甲時の属する営業年度の末日後に弁済期が到来するものは，甲時において新動産に属する資産又は負債とする。

（二百五）甲時において新動産に関する金銭債権又は金銭債務で甲時の属する営業年度の末日後に弁済期が到来するものは，甲時において新動産に属する資産又は負債とする。

（二百六）甲時において新動産に関する金銭債権又は金銭債務で甲時の属する営業年度の末日後に弁済期が到来するものは，甲時において新動産に属する資産又は負債とする。

（二百七）甲時において新動産に関する金銭債権又は金銭債務で甲時の属する営業年度の末日後に弁済期が到来するものは，甲時において新動産に属する資産又は負債とする。

（二百八）甲時において新動産に関する金銭債権又は金銭債務で甲時の属する営業年度の末日後に弁済期が到来するものは，甲時において新動産に属する資産又は負債とする。

（二百九）甲時において新動産に関する金銭債権又は金銭債務で甲時の属する営業年度の末日後に弁済期が到来するものは，甲時において新動産に属する資産又は負債とする。

（二百十）甲時において新動産に関する金銭債権又は金銭債務で甲時の属する営業年度の末日後に弁済期が到来するものは，甲時において新動産に属する資産又は負債とする。

（二百十一）甲時において新動産に関する金銭債権又は金銭債務で甲時の属する営業年度の末日後に弁済期が到来するものは，甲時において新動産に属する資産又は負債とする。

（二百十二）甲時において新動産に関する金銭債権又は金銭債務で甲時の属する営業年度の末日後に弁済期が到来するものは，甲時において新動産に属する資産又は負債とする。

（二百十三）甲時において新動産に関する金銭債権又は金銭債務で甲時の属

正のうえ「金融機関の勘定分離等に関する緊急措置に関する法律案要綱」としていったん閣議に提出されたが、後撤回され、「金融機関経理応急措置法」(昭和二一年八月一五日法律第六号)に書きかえられて成立することになる。なお閣議提出の要綱は、本案から、六の㈠中「左に掲げるものを除き(1)(2)(3)」を削除、七の㈠中「左に掲げるもの(1)(2)(3)」を削除し、「役員及び職員その他の使用人の給与に関する支出の一定割合」を挿入、九の「決算に関する特例」全部を削除している(大蔵省資料Z六二〇―三四所収)。

出所　大蔵省資料Z五二六―七―一。

(7)　課税立法に対する司令部の考え方(昭和二一年七月二九日)

一、封鎖勘定預金と其の他の財産とを分離し財産税を其の他の財産及有効預金の二本建として課税すること但し
　預金は上澄みとして課税すること
二、預金保証限度は左の通りとすること
(1)　最低　一同居世帯当　一万五千円
(2)　最高　同　三万二千円(同居の意味は財産税のそれに同じ)
　但し右の範囲で家族数に、四千円を乗じたる額を保証することを得
三、預金の損失負担は累進率を用ひること
四、左の意味の法文を挿入すること
　整理会社及銀行は新旧勘定の分離を完結せざる限り復興金融会社よりの融資を受くることを得ず
五、生命保険契約　一契約当の保証限度は無保証としたきも五千円迄なら譲歩の意あり此の際保険契約の損失負担は累進率を用ひざるも可
六、マルクワット少将は右以上の譲歩に付て会談の用意なしとのことなり
①　(昭和二一、七、二九　記)

欄外　鉛筆書きの記入。

①三ノ点ハ同日午後主税局長訪問ノ折、大臣マルクワット問デ交渉シタケレバスルモ可トノ話ニ候

編注　本文はタイプ印刷で、作成者は不明だが、ほぼ同文(但し五項が五、六に分れてややくわしい)の英文が付されている。

出所　大蔵省資料Z五二六―四―四。

(8)　金融機関の再建整理に関する法律案(仮称)要綱
(昭和二一年七月三〇日)

　金融機関の再建整理に関する法律案(仮称)要綱(昭二一、七、三〇)

一、目的
　本法は金融機関の債権債務等の円滑なる整理を促進すると共に金融機関の再建整備を図ることを目的とする。
二、資産及び負債の確認
㈠　金融機関は甲時における新勘定及び旧勘定の財産目録及び貸借対照表を別に定めるところによって作成して〇月〇日迄(大体二ヶ月)に主務大臣に提出しなければならない。
㈡　金融機関の甲時における債権者であって預金者その他勅令を以て定める債権者以外の債権者は、主務大臣の定める日迄に其の債権を当該金融機関に申出でなければならない。
　前項の債権者が前項の期限迄にその債権を申出でないときは、この法律による旧勘定の整理から除斥せられる。但し、金融機関に知れてゐる債権者はこの限りでない。
三、資産及び負債の評価
㈠　金融機関は、主務大臣の定める日(以下乙時といふ)において現に存する新勘定及び旧勘定の資産及び負債を左によって概算して、新勘定及び旧勘定の貸借対照表、財産目録及び評価損益表を作成して主務大臣の定める日迄に、主務大臣に届出でなければならない。

(イ)　不動産、有価証券その他の動産及び貸付金等の財産については金融機関整備委員会の定める財産暫定評価基準によって評価換をする。
㈡　新勘定の旧勘定に対する貸付又は借入の金額は、(イ)によって甲時に新勘定に属した有価証券を評価換した結果の金額を加減したものによる。
㈢　金融機関は、主務大臣の定める日迄に金融機関整備委員会の定める財産確定評価基準によって新勘定及び旧勘定の資産及び負債を確定して、新勘定及び旧勘定の貸借対照表、財産目録、評価損益表、損失塡補方法書及び金融機関再建計画書を主務大臣に提出しなければならない。
㈣　前各号の財産目録に記載する財産の価格については、商法第二百八十五条の規定を適用しない。
四、損失の整理
　金融機関は旧勘定に属する資産及び負債を三、によって評価換へした結果生じた損失金を左の順序に依って整理する。
㈠　損失は第一に資産の評価益及び積立金を使用してこれを塡補する。
㈡　前号によるもなほ損失があるときは、その損失の存する限度において、払込資本金(出資金及び基金を含む、以下同じ)を九割迄減少してこれを塡補する。
㈢　前号によるもなほ損失があるときは、その損失の存する限度において、旧勘定に属する債務(新勘定よりの借入金額及び主務大臣の指定する債務を除く、以下同じ)を九割迄免除を受けてこれを塡補する。
(備考)若し大口債務の負担を累増させる案をとるとすれば次の様な案が考へられる。
1、払込資本金の九割迄減少してもなほ損失がある場合には、旧勘定に属する債務(新勘定よりの借入の金額及び主務大臣の指定する債務を除く、以下同じ)のうち一件百万円を越えるものについてその百万円を越える部分の五割迄債務の免除を受けて、これを塡補する。
2、前号によるもなほ損失があるときは、旧勘定に属する債務のうち一件十万円を越えるものについて、その十万円を越える部分の五割迄債務の免除を受けて、これを塡補する。
3、前号によるもなほ損失があるときは、旧勘定に属する債務の残額の九割迄債務の免除を受けて、これを塡補する。
㈣　前号によるもなほ損失があるときは、その損失の存する限度において按分して払込資本金の残額を減少し及び旧勘定に属する債務の残額の免除を受けてこれを塡補する。
㈤　前各号に定めるところによって金融機関が旧勘定における損失を整理する場合には、債権者はこれを承認しなければならない。
㈥　前各号に定めるところによって金融機関が旧勘定における損失を整理する場合には、その株主、出資者及び相互会社の社員並びに債権者は、その損失の存する限度において、旧勘定の資産及び負債の

(二)　旧勘定の損失を四の(一)によって整理することができる場合。
(三)　旧勘定の損失を四、によって整理し、払込資本金が残る場合。

七、政府の補償

(一)　金融機関の財産の確定評価の結果生じた損失を四、によって全額補塡することができないときは、政府はその不足額を国債を交付して補償する。この国債は旧勘定に属する。

前項の補償を請求するときは、金融機関は予め解散、営業譲渡、組織変更等について主務大臣の指示を受け、補償の実行と同時に、その指示に従って解散、営業譲渡、組織変更等を行なければならない。

前項の解散、営業譲渡、組織変更等については金融機関の株主、出資者及び相互会社の社員並びに債権者は、これを承認しなければならない。

(二)　金融機関の財産の暫定評価の後にその金融機関が新勘定に属する資産及び負債を他の金融機関に譲渡する場合においては、当該金融機関の希望があるときは、政府は、新勘定の旧勘定に対する貸付の金額及び主務大臣の指定する①債権の合計額の範囲内で国債を交付する。

前項の場合においては、その国債は新勘定に属するものとし、その金額に相当する金額の範囲内で新勘定の旧勘定に対する貸付の金額は消滅し指定する債権は消滅し、政府はその交付した国債の金額の範囲内において、その金融機関の旧勘定に属する資産に対し他の債権に先立ち弁済を受けることができる。

八、整理担当者

(一)　金融機関は、旧勘定に属する資産及び負債の整理を担当させるため、その役員のうちから三人以下の整理担当者を選任して、主務大臣の認可を受けなければならない。

金融機関は前項の整理を担当させるため、主務大臣の認可を受けその債権者のうちから二人以下の整理担当者を選任することが出来る。

整理担当者は公務員となるものとし、整理の適実な実行について重大な責任を負はなければならない。

(二)　整理担当者が欠けたとき又は増員の必要があるときは、主務大臣は金融機関に対して整理担当者を選任すべきことを命ずることができる。

(三)　主務大臣は、必要あるときは、整理担当者を解任することができる。

九、金融機関整備委員会

(一)　金融機関整備委員会は官民より成るものとし、その権限及び組織は、勅令を以ってこれを定める。

(二)　金融機関整備委員会において資産暫定評価基準及び資産確定評価基準を定める場合には、主務大臣の承認を受けなければならない。

十、整備の促進

(一)　政府は、金融機関の再建整備を促進するため必要があるときは、金融機関に対して設立、合併、組織変更、営業の全部又は一部の譲渡、事業の委託及び受託並びに解散等を命ずることができる。

(二)　この法律による整理に伴って、新に金融機関を設立する場合には、旧金融機関の株主又は出資者は優先して、これに応募することができる。但し何人と雖もその金融機関の資本金の一割以上を持つことができない。

(三)　第一項の場合又は金融機関の旧勘定の整理に伴って、金融機関の設立、合併、組織変更、営業の全部又は一部の譲渡、資本の減少、債務の免除をなす場合の手続等については、その簡捷化を図るため必要な規定を設ける。

(四)　政府は金融機関の整備を図るため必要があるときは、利益配当、事業費その他経理及び保険種類の変更等について必要な命令をなすことができる。

十一、生命保険に関する特例

生命保険会社の旧勘定に属せしめられた責任準備金に対応する生命保険金（以下旧生命保険金といふ）の被保険者は、甲時より一年間を限って旧生命保険金の範囲内で、その保険会社と一定の条件で無審査を以て保険契約をすることができる。

十二、金融機関の定義

十三、罰則

必要な罰則の規定を設ける。

欄外　愛知官房長のペン書き記入。
①国債ヲ出サヌコトニスル

出所　大蔵省資料Z五二六―七―一。

(9)　復興金融開始に関する大蔵省発表（昭和二一年七月三一日）

大蔵省発表（昭和二一、七、三一）

政府においては今般日本経済の復興を促進し又は国民生活の安定を確保するため必要な資金であって他の金融機関等より供給を受けることが困難であるものを融通することを目的とする。特別融資は単なる整理又は救済を目的とするものではないが金融の範囲を逸脱しない限り必要な資金は十分に供給するものとする。

二、特別融資担当機関

特別融資は日本興業銀行の責任において行ふものであって融資の適否の決定は日本興業銀行の調査に基いてなされるものとする。但し融資の方針及び資金の運用計画については別に設ける復興金融委員会の決定に従ふ外重要又は異例な事案についても同委員会の議を経て決定するものとする。

尚、日本興業銀行の支店のない処には日本勧業銀行支店を特別融資の代理店としその全国的な支店網を活用することとし、又日本銀行の各店舗も本融資の申込に応ずることとなってゐるから差当り全国で総計百四十二の窓口を設けた次第であるが今後必要があれば逐次増設する予定である。

(備考)

特別融資担当機関所在地

日本興業銀行（本支店共）		一一
日本勧業銀行	〃	八〇
日本銀行	〃	五〇
合　計		一四一

三、特別融資の返済方法

復興金融金庫が設立せられたときは復興金融金庫は特別融資の債務者に対して改めて融資を行ふこととし特別融資の債務者は復興金融金庫の借入金を以て特別融資を返済するものとする。

四、特別融資条件の基準

金利　日歩一銭四厘以上

担保　原則として徴すること

期限　九十日以内（本期限内に復興金融金庫からの融資に切替へることを予定する。）

形式　手形貸付

五、特別融資の申込

特別融資の借入申込は申込人の取引金融機関を経由して日本銀行本支店に取次がれる。乃ち全国各金融機関を直接の受付口とし一般の金融機関が自己の危険負担に於いて融資し得ないときはその旨の副申書を添へ最寄日本銀行本支店に連絡する。

この副申書に基いて日本銀行は一般の金融機関で融資し得ないかどうかを審査し一般の金融機関で融資困難と認めるものに限りこれを特別融資に回附する事案の審査に当っては日本銀行は極力他の金融機関に融資の斡旋をして一般金融機関の活発な融資に俟つこととし特別融資の濫用を防止する日本銀行支店長はこの為必要に応じて金融機関の代表より成る協議機関を設置することがある。

出所　大蔵省資料Z五二六一四一四°

(10) 金融緊急措置改正案についての七月三一日会談記録（英文）
（一九四六年八月一日）

1 August 1946

MEMORANDUM FOR FILE
SUBJECT: Conference—"Amendments to Emergency Financial Measures" on 31 July 1946 at 3:00 pm—Room 506

Parties Present:

Japanese

T. Watanabe	—	Director, Liaison Office
Y. Kashiwagi	—	Liaison Office
M. Kushita	—	Director, Financial Bureau
T. Fukuda	—	Director, Banking Bureau
S. Ezawa	—	Former Director: Banking B.
K. Miyazawa	—	Secretary, Taxation Bureau
N. Nishihara	—	Chief, Insurance Section
H. Fukuda	—	Secretary: Banking Bureau
F. Ozawa	—	Chief, 1st Section Civil Bureau, Dept. of Justice.
N. Tokunaga	—	Chief: Policy Planning Section, Dept. Commerce & Industry.

Allied Personnel

Lt. Col. J. R. Ruhlin	—	ESS/FI
Lt. Comdr. P. C. Akin	—	ESS/FI
Lt. J. C. Smith	—	ESS/FI
Mr. T. E. Beplat	—	ESS/FI
Mr. H. Shavell	—	ESS/FI

1. The purpose of the conference was to discuss the draft of amendments being made by Ministry of Finance Ordinances to the Enforcement Regulation of the Emergency Financial Measures. It was explained that the purpose of these amendments is to separate clearly the restricted deposits which are to be guaranteed by the Government from those which will not be supported by guaranty. The tentative conclusions arrived at with regard to the draft statute are as follows:

a. Article 1 (2): The discretion given the Finance Minister is only to exclude restricted deposits from first restricted accounts. It was stated that the statute in Japanese is clear to this effect.

b. Article 1 (3) is to be changed so that the Minister's discretion with regard to special deposits, etc., will be as prescribed by formal ordinance and such ordinances are to be presented to SCAP for approval before promulgation.

c. In Article 1 (3) Paragraph 1, it was agreed that the inclusion of accounts of less than ¥3,000 at their full amount as first restricted accounts is satisfactory. However, in Item 2 the allowance per head of the household and each member thereof is to be reduced from ¥5,000 to ¥4,000 for each member of a household up to a maximum of eight members or ¥32,000 per bank.

d. Article 1 (3): The Postal Savings System and mutual loan associations (Mujin) are to be treated in accordance with the same formula as any other bank. Also fixed installment deposits are not to be an exception but are to be treated as any other bank accounts and included within the same formula. In line with this decision the paragraph at the bottom of Paga 2 and continued at the top of Page 3 is to be eliminated.

e. Article 1 (4): The limit of ¥1,000,000 for charitable, educational or medical institutions referred to in the third complete paragraph on Page 4 is to be reduced to ¥300,000 except in instances up to a ceiling of ¥1,000,000 having the specific approval of the Minister of Finance. Any cases of this nature are to be referred to SCAP by the Minister prior to his approval.

f. Article 1 (7): In the third line on Page 6, the two-month period for filing applications is to be reduced to one month.

g. Objection was waived to Article 7 (2) Item 6, Article 12 Item 2, and Article 13 Item 2, giving discretionary powers to the Minister with the understanding that copies of all ministerial notifications in this connection will be filed with this Headquarters for its information immediately upon promulgation. Article 7 (2) was amended to have Item 6 include such emergency cases as the Minister of Finance may designate.

h. Article 13 was amended by adding as Item 1 wording to the effect that money can be borrowed on the security of free deposits to any extent for any purpose.

2. Article 1 (6): The definition of "Household" includes "similar persons who live in the same living units." This was objected to as being too board, and suggestion was made that the same definition be used as is found in the Capital Levy Law. It was stated that this was administratively not feasible due to the necessity of using existing financial passbooks in which families are frequently split up. Determination of this point was reserved for consideration in Conference 1 August 1946.

T. E. Beplat
P. C. Akin

1 August 1946—Agreed that Article 1 (6) should be amended so that first paragraph, last two lines should read "family who live in the same house and similar persons belonging to the same living unit and included in the same financial passbook (excluding servants, domestics and similar persons).

編注　本文は「金融緊急措置令施行規則の一部改正についての大蔵省令案」の検討によって同令部修正提案につき合意をみた部分の記録であり、会談に使用されたとみられる英文の省令案は大蔵省資料Z五〇八一一四（その二）に、その原案とみられるものは、七月二五日銀行局立案の省令案が大蔵省資料Z五二六一四一四に所収されている。同令部の要請によって修正を加えられた省令は、昭和二一年八月一一日、大蔵省令第九〇号をもって公布された。

出所　大蔵省資料Z五〇八一一四°

(11) 企業再建のための応急措置についての八月一日会談記録(英文)
（一九四六年八月二日）

HS/1hr
2 August 1946

MEMORANDUM FOR FILE
SUBJECT: Emergency Measures for the Reconstruction of Enterprise. Conference—1 August 1946

parties Present:

Japanese

F. Ozawa	—	Chief of 1st Section, Civil Bureau, Ministry of Justice
T. Watanabe	—	Director of Liaison Office, Ministry of Finance
Y. Kashiwagi	—	Liaison Office
T. Fukuda	—	Director, Banking Bureau
N. Nishihara	—	Chief of Insurance Section
Y. Isoda	—	Chief of National Saving Section
K. Tokunaga	—	Chief, Policy Planning Section Dept. Commerce and Industry

Allied Personnel

T. E. Beplat	—ESS/FI
Lt. Col J. R. Ruhlin	—ESS/FI
Lt. Comdr. P.C. Akin	—ESS/FI

Lt. J. C. Smith —ESS/FI
Mr. H. Shavell —ESS/FI

1. The annex referred to in Sub-section (a) of paragraph 1 will be presented to us this afternoon and will outline claims falling under the war indemnities tax in detail. With reference to the same subsection the filing of petition for the separation of accounts shall be made within a month (as of date of postmark) after the enactment of this law and the separation of accounts should be completed within two months after the enactment.

2. Under subsection (a) of paragraph 2: "The new account shall bear appropriate interest on this transfered asset as prescribed by ministerial ordinance."

3. In Subsection (a) of paragraph 2 the note shall read: "In order to assure the production on the new account, the funds necessary for the future shall be supplied from the Reconstruction Finance Agency if such funds are unvailable from private sources".

4. Objection was raised with regard to the voiding of claims as contained in Subsection (g) of paragraph 2. The Japanese explained that this related only to the assets being transferred into the new account and that the transfer of such assets was closely supervised by a committee with 50% creditors' representation. In addition, there is a subsequent statute to be passed as part of the same program which will deal specifically with the ultimate rights of prior creditors.

5. In subsection (h) of paragraph 2, the first sentence was changed to read "The following among the old credits accruing prior to the date of transfer shall have the preferential rights to be repaid from the old account . . .". Subsection two of the same paragraph shall read "The payment of periodic salaries due prior to the date of transfer, the amount of which has . . . .". Subsection four of the same paragraph shall read "Retirement allowances and discharges prior to date of transfer, provided that the amount shall not exceed ¥10,000". It will be noted that subsection five dealing with the payment of expenses for the management of the old account cannot under any circumstances be appropriated from the new account.

6. With reference to subsection (d) of paragraph 4 reading "Approval of the payment from the new account for the old claims belonging to the old account", the Japanese version of the bill implies that such payment will be restricted to those outlined under subsections 1, 2, 3, 4 and 6 of subsection (h) of paragraph 2.

7. Reference to paragraph 5. A revision was made so that the last clause shall read "Provided that this shall not apply to the case where the company has approved it with the concurrence of the Special Supervisors' Committee.

8. With reference to paragraph 6, the term prescription is equivalent to the term statute of limitation as used in the United States.

Subject: "Outline of Measures regarding Individuals and Charitable Juridical Persons".

1. With reference to Subsection (d) of paragraph 2, the second sentence shall read "Provided that this property shall not amount to more than 10% of the property owned by the obligor up to a maxmum of ¥100,000on the day before the war Indemnity Special Tax Law came into force.

H. Shavell
P. C. Akin
T. E. Beplat

編注 本文の会談で検討された"Emargency Measure for the Reconstruction of Enterprises."と題する英文は大蔵省資料Z五〇八一一四一一四に所収されているが、その原案である邦文は大蔵省資料中には見当らない。また、本文中の"Outline of Measures regarding Individuals and Charitable Juridical Persons."の英文は大蔵省資料Z五〇八一一四一一三に所収され、その原文とみられる「個人及公益法人に関する措置要綱(案)」(七月二六日付内閣審議室案に訂正を加えたもの)は大蔵省資料Z五二六一四一四に所収されている。

本文にある検討の結果会社経理応急措置法(Bill concerning the Emergency Measure for the Account of Companies.)が立案され昭和二二年八月一五日、法律第七号として公布された。

出所 大蔵省資料Z五〇八一一四。

(12) 金融機関の勘定分離に関する緊急措置に関する法律案要綱についての会談記録(英文)(一九四六年八月二日)

2 August 1946

MEMORANDUM FOR FILE

SUBJECT: Summery of Bill Regarding the Emergency Measure to Separate the accounts of Financial Institutions.

Parties Present: (Same as on Memo, subject: Emergency Measures for the Reconstruction of Enterprise)

1. The question as to the inclusion of institutions being liquidated by SCAP was reserver for the time being.

2. With reference to Subsection 2 of Section (a) of paragraph 2 the term "other than deposits" refers to the deposit mentioned under the previous section "cash and deposits".

3. Reference to Section IV of Section B of paragraph 2, the note refer to obligations arising up to A hour. Reference to paragraph 5 "inventory of the new account at A hour". The certifications shall be made by the auditors of the bank as well as by the Public Notary. Refer to paragraph 6, subsection 1, a 2 and 3 have been eliminated and the following subsection have been substituted, "(1) Obligations for employees wages to the extent prescribed by the Minister of Finance".

4. In paragraph 7, Subsections 1, 2 and 3 have been eliminated and the following substituted therefore: "(1) Employees wages to the extent prescribed by the Minister of Finance".

5. The entire paragraph 9 has been dliminated from this bill. The subject will be covered in a later bill pertaining to the ultimate settlement of re-organized banks.

H. Shavell
P. C. Akin
T. E. Beplat

編注 本文の会談で検討された法律案要綱の英文は、大蔵省資料Z五〇八一一四一一九にあり、原文は七七五ページ資料(6)で、その後の経過はその編注を参照のこと。

出所 大蔵省資料Z五〇八一一四。

(13) 補償打切りの善後措置に関する要望(昭和二二年八月五日経済団体連合委員会建議)

補償打切の善後措置に関する要望
(昭和二二年八月五日経済団体連合委員会建議)

国家補償の全面打切を先に決定して、諸企業の自然的破綻整理を広汎に誘致するやうな状態を一旦ひき起し、然る上これに対する該般の善後措置を施すといふ途が、いかに険難なものであるかは、我等の夙に強く指摘した所である。併し乍ら、既にそれが国の方針として決定された以上、その禍を最小限度に喰止めることは、我等に許された唯一の方途である。我等はその課せられた責務を果すことに何等躊躇するものではない。

惟ふに本問題は、その性質上一旦基本方針が決定した以上、善後措置に於て極めて敏速を要するものがある。しかもその影響の及ぶ所は頗る広汎であり深刻であつて、万一施策を誤るならば、経済の再建復興を著しく困難ならしめるであらう。よつて我等は、取敢えず現状に於て我等の最も懸念し、また緊要と信ずる事項を左に列記して、政府当事者の深甚の留意を希望する次第である。

一、打切らるべき補償の範囲について

今回打切の対象となるものは、戦争に起因する国家補償請求権の一切に及ぶ、

5 戦時補償打切りと企業再建整備 785

三、危急金融措置について

補供の全面打切りは事業会社の経理に甚大な影響を及ぼし、ひいて供権者の債権を条件なものとするので、事業会社に対する新船建造等の供給が社絶する懸念は甚だ大きい。かくては、生産に重大な支障をもたらすものあろう。よって我等は全く無計画的に、自然発生的に強行せられるに至るであろう事業会社の整理を特に次の諸点に留意を促したいと思う。

(一)　大月廿一日以降の事業者の新封鎖預金中許可を得て新船建造等に使用したものの如く、一旦補供を受けた程度を他に使用したる為、及び現金払戻された補供については、事業会社に対する新船建造等の供給が社絶する懸念は甚だ大きい。かくては、生産に重大な支障をもたらすものあろう。よって我等は全く無計画的に、自然発生的に強行せられるに至るであろう事業会社の整理を特に次の諸点に留意を促したいと思う。

(二)　契約打切補供金の中現金払戻せられた分は、既に大部分年請会社等への支払に充当されているので、この部分については親会社よりの譲渡徴収をしたものと。

(三)　前渡金は補供打切りで件って当然政府へ返還しなければならぬ筋合となるが、政府から直接前渡金を受けた会社は、之を更に下請会社へ前渡してある事業会社の新旧建造を継続せしめる為に、旧船の整理保証に於ても、身うるやうに、現在の保険価額に対する約定額の一定割合を、打切りから処理すること。

(四)　終戦前に完納せられた軍需品の代金は課税徴収すること、疎結せられた前渡の返還及びこれに対する利子の徴収をしないこと。

(五)　事業会社の新旧経理区分が完成する迄の間の新資金（従業員の給与を含む）の融通については当分の間、従来通り保証人なしで、且つ無利子で融資すること。

(六)　新造船の引渡しは、従来通り保証人なしで、且つ無利子で融資すること。

(七)　金融機関の借用保証を保たんが為には、一般の心理作用たる「信用」を特に重んじなければならない。この点よりして政府は次の諸点に特に留意されたい。

(一)　金融機関の整理に当っては、政府は次の諸点に特に留意されたい。

(二)　日本銀行は金融機関の整理及び後の活動について可及的援助をなすこと。

(三)　日助定に従い金融機関の整理に当っては、政府は次の諸点に特に留意されたい。

(四)　金融機関の新助定に対しては預貯金等の信頼感を高めるため万全の措置を講ずること。

八、最終的措置として決定されたい

国家補供打切の影響は極めて広汎で、広く窓際の勤労者（預貯金、各種信券、株券、投資信託の所有者）及び、広い窓際の勤労者（証券、経営者、職員、工員等）の総ての人々に直接に影響を与えるが、これについては、事業主、供権者双方の為に十分の注意を払わなければならぬ。

又、最終的措置として決定されるべきものと考える。

(一)　日本産業の復興計画を樹定して、新会社の設立を完了するに当たっては十分の注意を払われたい。

(二)　新会社の経営は適当な監督を加えるが、同時に次のような欠点を除去するよう十分考慮されたい。

(三)　新会社の経営は、過度の公体的細目にわたらないこと。

(四)　新会社の役員は、結局新会社を健全に成長しめるが為に次のような人物を選任されたい。

(一)　日本産業の復興計画を樹定して、新会社の設立を完了するに当たっては十分の注意を払われたい。

(二)　新会社の経営は適当な監督を加えるが、同時に次のような欠点を除去するよう十分考慮されたい。

(三)　新会社の役員は、結局新会社を健全に成長しめるが為に次のような人物を選任されたい。

(四)　金融機関の新助定に対しては預貯金等の信頼感を高めるため万全の措置を講ずること。

(一)　金融機関の整理に当っては、政府は次の諸点に特に留意されたい。

(二)　日本銀行は金融機関の整理及び後の活動について可及的援助をなすこと。

(三)　日助定に従い金融機関の整理に当っては、政府は次の諸点に特に留意されたい。

(四)　金融機関の新助定に対しては預貯金等の信頼感を高めるため万全の措置を講ずること。

七、金融機関の信用保持について

金融機関の健全性を保たんが為には、一般の心理作用たる「信用」を特に重んじなければならない。この点よりして政府は次の諸点に特に留意されたい。

(一)　金融機関の整理に当っては、政府は次の諸点に特に留意されたい。

(二)　日本銀行は金融機関の整理及び後の活動について可及的援助をなすこと。

(三)　日助定に従い金融機関の整理に当っては、政府は次の諸点に特に留意されたい。

(四)　金融機関の新助定に対しては預貯金等の信頼感を高めるため万全の措置を講ずること。

六、株主の権利保護について

今回の企業整理に伴って蒙る株主、供権者等の損失は、大部分国家補供の打切によって起るものである。従って株主、担保打切後の残存債権者等に対しても、無担保供的に決定するの外ないと思われる。

(一)　今後改めて問題となるべき事情補供について

(二)　政府は従業員の整理員数及び退職手当等について、その基準を明定すること。

(三)　政府は、旧会社から新会社への現物出資の評価基準を作る

(四)　政府料行材の供給確保、金融の円滑化、適切なる価格政策等に特に注意

為め原料の経営に於ては適正な利潤が確保されなければならぬ。即ちこれが従業員を新会社に引継ぐことは、極力避けること。

(一)　新会社の経営は極めて能率的なりしかも経営の特に困難な時期に際会するが、同時に政府に於て

(14)　復興金融金庫法案司令部案（一九四六年八月六日）

復興金融金庫法案（昭二一、八、六接受　連合国最高司令部案）

①　目的

第一条　復興金融金庫は商工業及び金融機関に対し国民経済を迅速整斉に復興するために必要な資金であって、通常の方法を以て供給することのできないものを供給することを目的とする

総則

第二条　復興金融金庫（以下単に金庫と云ふ）は法人とし、契約の締結、業務に必要な資産の賃貸、業務を行ふために必要な職員の雇傭及び解雇並びに第十三条に規定する範囲の業務を行ふことができる

第三条　金庫は主たる事務所を東京に置く。委員会が金庫の目的たる事務を行ふため必要と認めたときは、金庫は支店或ひは出張所を設けることができる

第四条　金庫の全般の統轄機関は復興金融委員会とし、同委員会は大蔵・商工・農林の各大臣、経済安定本部長官、日本銀行総裁の職にあるもの又はそれに代るべきもの各一名宛及び産業並びに金融界の有識者四名より成る。委員会の会長は大蔵大臣これにあたる

第五条　会長は委員会を代表し議事並びに会議を総理する。会長に事故あるときは、会長の任命する委員がその職務を代理する

第六条　委員は無報酬とする。但し委員会に必要な経費は金庫がこれを支払ふ

第七条　委員会に関する事項にしてこの法律に規定のないものは勅令を以てこれを定める

第八条　金庫に役員としてその業務の適切な実行のため適当と認めた総裁一名、副総裁二名以上、監事一名以上を置く

第九条　総裁は金庫を代表し、委員会の認めた政策に従って一般業務を総理する。副総裁は委員会の定める職務を行ふ外、総裁に事故あるときはその職務を代理する。監事は金庫の会計を監査し、委員会に対し直接の責任を有する

総裁・副総裁及び監事は委員会の指命により政府がこれを任命する

役員の任期は委員会がこれを定める。役員は委員会の同意がなければ政府或ひは民間の他の業務に就くことはできない

第十条　総裁或ひは理事は弁護士を任命し支店の業務に関して裁判上及び裁判外の行為をさせることができる

第十一条　金庫の役員及び職員は法令による公務員とみなす

資本金

第十二条　金庫の資本金は二十億円とし全額政府出資とする。政府は資本金の中五億円を直ちに払込むものとし、残金は委員会の要求に従って、分割或ひは一括してこれを払込むものとせねばならない

第十三条　金庫は左の業務を行ふ

②　(イ)　国民生活の安定及び国民経済の民主化のため必要な企業を営む者に対し通常の方法により供給困難な資金の融通（社債の応募引受を含む）

③　(ロ)　金融機関に対する資金の融通（銀行債の応募引受を含む）。但し右資金は国民生活の安定及び国民経済の民主化のため必要な企業に対する貸付にのみ使用されるを要し、右貸付に関しては復興金融委員会の事前の許可を得るものとし(イ)により為された融資に準じ検査並びに管理をうけるものとする

④　(ハ)　一般金融機関のなした融資に対する保証。但しその融資の借受人は金庫の融資の対象となるやうな事業を営むことを要し、且つその保証額は金庫に対する未払資本金の額を超えてはならない

(ニ)　政府より出資さすべき資本金の限度内における金庫債の発行及び売出

右社債の額は(ハ)に規定する保証額に準ずる

(ホ)　右各号に附帯する事業

第十四条　委員会は貸付利率、貸付又は保証の期限、附帯業務として引き受ける

⑤　社債等金庫の資金運用上必要な凡ての条件を規定する。利率に関しては現行国債の利率を一分以上超えることはできない

第十五条　金庫の事業年度は四月から翌年三月迄とする

第十六条　金庫は毎会計年度の計画及び費用の概算を当該会計年度開始前三ヶ月以内或ひは委員会の要求あるときは数回これを委員会に提出しなければならない

第十七条　金庫は貸借対照表、損益計算書、及び業務統計表を毎会計年度後二ヶ月以内に委員会に対し提出しなければならない

委員会は右により大蔵大臣に対し最終報告をしなければならない。大蔵大臣は右報告を受領したときはこれを公告しなければならない

第十八条　必要があるときは大蔵大臣は勅令の定めるところにより当該官吏をして左の各号に掲げる者につき、その業務の状況、帳簿及び書類並びに必要なる事項を検査せしめることができる

(イ)　金庫より融資を受けた者

(ロ)　金庫により債務を保証された者

第十九条　金庫は法令に従ひ登記をしなければならない

第二十条　金庫は国税並びに地方税を支払ふを要しない

第二十一条　金庫は二年を経過せる後は新たな資金の融通をすることができない

第二十二条　金庫の解散に関しては現行の法令に従ひこれを行ふ

第二十三条　金庫以外のものは復興金融金庫又はこれに類似する名称を用ひてはならない

第二十四条　金庫の理事が法令、定款に違反し、或ひは公益を害する行為をしたときは委員会はこれを解任することができる

第二十五条　金庫は第十三条の目的のため日本興業銀行の特別融資勘定より資金を借受けたものに対し、右借受金或ひは保証金額の本法施行日現在の額を融通することができる（興銀よりの借受金及び保証金が本法施行の日に於いて金庫に肩替りするを謂ふ）

第二十六条　定款は委員会又は議会の同意なくしてはこれを変更することができない

第二十七条　金庫は金融緊急措置令の適用に関してはこれを金融機関とみなす

第二十八条　第十三条の規定の適用に関しては借務者たる金融機関又は企業が金庫の保有する優先株の約定された配当及び社債の利息並びに残存債務の利子を支払ふに十分な利益を挙げることができないときは、それだけで金庫がその取引を打切って了ふ明白且つ十分な理由となり、金庫はその支配権を握りその業務の清算を開始することができるやうな約定書を徴するものとする

前項の規定は金庫がその利益保全のため必要と認めるときには、これに拘束される必要はない

欄外　鉛筆書きの記入。

①八―八　次官室

②（司令部）ルーリン（リッケルトの後任）投資を認めない。株主は債権者の地位に立つことは出来ないから。

③資金の融通――代理貸の形式を採ること。

④会社新設の場合等は出資の形式を採る必要も考へられるから、更に交渉すること。預金の受入もやり得るやうに交渉すること。

⑤利率――金融機関を経由する場合は最終利率（更に確認すること）

編注　これは日本側の法案（七七四ページ資料(5)ないしそれに似たもの）に対する司令部対案。その後の司令部との交渉により、法文の形式は資料(5)により本文の内容をもった「復興金融金庫法案」は八月一九日第九〇議会に上程され、一〇月七日法律第三四号として公布された。

出所　大蔵省資料Z五二六―四―五。

(15)　保険会社の勘定分離についての司令部意見

（一九四六年八月八日）

保険会社の件

①

GHQ

一、保険会社に就ては勘定分離を行はぬ。

一、一定年限を限り一保険契約に付保険金の二割、但し最高一万円迄の支払を政府に於て保証する。

（理由）
在外資産の損失二五億は損失になるや否や不明である。これを損失に計上しなければ、不動産の評価益及び配当準備金、資本金、払込資本金で補償し得る。在外資産の問題はその時に問題にすればよい。
（右に関する問題）
一、在外資産の問題が起ったときに再建案を建てるか。
（これは企業の損失問題にも関連する）
二、保険会社についても再評価の規定は適用するか。
三、これにて保険会社は後々も信用がつくか。
欄外　愛知官房長の鉛筆書き記入。
①八―八午後渡辺君に対しルカウントより
出所　大蔵省資料Z五二六―四―五。

(16)　課税提案に関する要交渉懸案（昭和二一年八月八日）

要交渉懸案（昭二一、八、八）
一、①補償打切の範囲に付て
㈠（先方主張）国民更生金庫が小企業者の資産を買上げたことによる特殊預金をも課税の対象とする。
（当方主張）右は個人業者の救済のためのものであるから課税の対象とせざること。
㈡（先方主張）八月十五日以前に完全に契約を履行した完納品の支払代金中同日迄に支払を了せざるものは課税の対象とせざること。
（当方主張）右は課税の対象とすること。
二、生命保険会社の勘定分離に付て
（先方提案）
㈠　生命保険会社は勘定分離を行はぬこと。
㈡　一定年限生命保険金の支払を二割保証すること。但し最高一万円とすること。
（当方意見）
甲　左案を最も希望す。
㈠　生命保険会社も在外資産の関係上相当の欠陥あるを以て、此の際銀行等と同様勘定分離を行ふこと。
㈡　新勘定に移すべき分は、契約当一万円以下に対する責任準備金なるも（業界の希望もあり）、外に払込保険料三千円未満の保険契約の責任準備金も新勘定に移すこと（後者の金額はこれより少くとも、又場合により否定せらるるも已むを得ない）。
㈢　新勘定に移した保険契約の生命保険金の支払に付ては保証すること。
乙　右不可なるときは
㈠　取敢へず分離法より保険会社を除く。
㈡　保険会社の預金はインターバンク同様に取扱ふ。
㈢　保険会社の再建に付て至急研究し、金融機関整理法提出と同時に提案する。
三、　財産税
㈠　財産税の免税点に付て
（当方）　十万円を免税点とし度し
（先方）　免税点を五万円とし十万円と五万円との間はpendingとしおく
㈡　第二封鎖預金による納税の方法
（当方）　第二封鎖預金に対しても全部他の財産と共に課税しその中第二封鎖預金に相当する税額は第二封鎖預金より小切手を以て納付せしめ度（此の場合預金が切下げられれば政府へ入った分も切下を受ける）
（先方）　第二封鎖の六〇％を課税対象とし、右に相当する部分の税額は第二封鎖預金より小切手を以て納付せしめ、右は政府に於て直ちに現金化する（此の場合政府へ入った預金については切下げはしない）

後日切下率が六〇％と異るときは課税を更正する。
㈢　財産調査委員会
（当方）　財産額決定の諮問機関とし度
（先方）　設ける要なし
㈣　密告の件
（先方）　税の逋脱を発見密告せるものに対し、密告によりて通告し得た税の二五％（但し、最高額十万円）を賞与として与へる。
（当方）　現在の国民感情に鑑み受諾し難し。
欄外　ペン書きの記入。
①補償打切の範囲に付ては事務当局に於て折衝中に付き御触れになるは尚時期尚早と思料す
出所　大蔵省資料Z五二六―四―五。

(17)　金融緊急措置令施行規則の改正についての大蔵省発表

（昭和二一年八月一〇日）

①　金融緊急措置令施行規則の改正について
一、今回金融緊急措置令施行規則の一部を改正して、明八月十一日に公布、即日施行することになったが、その概要は別紙の如くである。これは近く実施されやうとして居る所謂軍需補償の整理に伴ふ戦後経済の再建整備に関する一連の諸措置の一部をなすものであり、その準備として前行して行はれるものである。
二、所謂軍需補償の処理に関しては、政府各方面において慎重に熟慮を重ね、検討を加へられて来たのであるが、何分にも軍需補償の金額は数百億円と言ふ莫大な金額に上り、これは終戦後の我国の財政経済にとっては相当重い負担である。加ふるに現に過剰となってゐる名目上の貨幣的資産に更に物資の裏付のない多額の購買力を注ぎ込むことはインフレーションを益々昂進せしめ、日本経済の再建を層一層困難ならしめる結果となる。従って、この問題は早晩何等かの方法で整理しなければならないので、今般愈々これが解決に向って第一歩を踏み出すこととなったのである。
三、申すまでもなく軍需補償の整理は経済界及び金融界は勿論個人生活にも相当影響を及ぼす虞があるので、その影響を最少限度に止めるために、種々善後措置を講ずる必要がありその全貌は逐次発表せられるが、今度実施せられる金融緊急措置令施行規則の改正の趣旨も亦その第一の措置たるの意義を有する。即ち軍需補償の整理の結果、仮令金融機関の資産に対して相当の損失を与へるやうなことがあっても、自由預金は勿論のこと、一定金額までの封鎖預金については、その払戻を確保し、大部分の預金者には何等の影響を蒙らしめることのないやうに致したい。ただ、一定金額以上の封鎖預金については軍需補償整理の影響の見透しがつくまで一応そのまま存置せしめようと言ふ点に今回の改正の意義がある。
四、今回の措置によって新円の預金即ち自由預金は何等の影響を受けない。自由預金は絶対に自由であって、その払戻についても何等の制限を受けることはない。況んや現に流通してゐる通貨を再封鎖するが如きことは毛頭考へてゐない。現存の封鎖預金についても、国民の大多数の人々の預金は相当部分が第一封鎖預金となり、そして今後議会に提出せられる法律により金融機関の新勘定に移し替へられ、その払戻は確保せられる結果、完全な保護を受けることとなる。各個人に対する預金より見た影響は直接的には比較的尠いと認められる。
　然し会社その他の企業については多少趣を異にするとは思はれるが、企業の所要資金は、既に六月下旬以来金融機関よりの資金融通によることとなって居るものでこの趣旨を更に強化したとも解せられる。勿論今回の措置によって金融界は一時窮屈になるかも知れないが、政府としては金融上万全の措置を講ずる所存であり、特に金融機関において事業資金の貸出等の為に資金が不足するときは、日本銀行から積極的に資金の援助を行ふと共に三月二十日現在の資金融通総額制限の限度を撤廃して一般金融機関の貸出が停頓するが如きことのないやう指導する。又一般の銀行などで貸付を為し得ない事業などには八月一日より実施した復興金融資金供給の応急措置を十分に活用し、なほ差当りの俸給給料の支払資金については、不都合の生じないやう特別の措置を考慮してゐる

次第であって、過渡期において金融の梗塞を来すが如きことのないやう十分に配慮を加へてゐる。

（別紙）

金融緊急措置令施行規則改正要領

第一、第一封鎖預金及第二封鎖預金の分別

一、八月十一日以後封鎖預金を第一封鎖預金及第二封鎖預金の二種とする

二、八月十一日以後新に生じた封鎖預金は原則として第一封鎖預金とする

三、八月十一日午前零時現に存する封鎖預金は第二に定める方法に従ひ、これを第一封鎖預金及第二封鎖預金に区分する

第二、既存封鎖預金の区分方法

一、一般の預貯金等

預金、貯金、金銭信託、恩給金庫に対する寄託金、定期積金、無尽及準預貯金については左の金額により区分する、但し特殊預金、特殊金銭信託及これに準ずるものは別に省令で定める所に依る

(1)　一口三千円未満の預貯金等は全額第一封鎖預金とする

(2)　一口三千円以上の個人の預貯金等は一世帯毎且一金融機関（同一金融機関の本支店を含む）毎に名寄せして、一世帯について(イ)又は(ロ)の何れか多額のものを第一封鎖預金とし、残余の金額を第二封鎖預金とする

(イ)　世帯主及世帯員各一人につき四千円の割合で計算した金額

但し最高三万二千円を限度とする

(ロ)　一万五千円

(3)　一口三千円以上の法人其の他の団体の預貯金等は一万五千円以下の部分を第一封鎖預金とし、残余の部分を第二封鎖預金とする

(4)　左の金額は(2)又は(3)の第一封鎖預金の金額に加算する

(イ)　八月分以前の個人生活費、八月分（八月分に限る）の教育費、外地外国からの引揚者の持帰金相当額及戦災者（引揚者も同様とする）生必物資購入費（五条一項一号、二号、五号及八号）であって未だ払戻を受けてゐない金額

(ロ)　慈善団体、教育団体、医療団体、其の他専ら公益を目的とする団体については封鎖預金等審査委員会の指定するものに対し同委員会の定める金額

尚右の金額は封鎖預金等の金額が五万円を超ゆる部分については五割以内で且総額三十万円以内に限る、但し大蔵大臣の許可を受けて百万円まで増額できる

(5)　左の金額は(2)の第一封鎖預金の金額から控除する

第一封鎖預金設定申請前でも(2)に該当する封鎖預金から個人生活上の諸費用のためには払戻を受けられるが（一世帯一万五千円を限度とする）右に依って払戻を受けた金額

(6)　郵便積立貯金、定期積金及無尽については金額の計算は既に払込んだ掛金（自由支払で払込んだものを除く）の額に依るものとする

二、年金

年金については左の金額に依り区分する

(1)　一年間の年金給付金が一口千円以下のものは給付金全額を第一封鎖預金とする。

(2)　一年間の年金給付金が一口千円を超ゆるものは年額千円以下の部分を第一封鎖預金とし、残余の部分を第二封鎖預金とする

三、世帯の意義

(1)　一の(2)の世帯とは八月十一日現在の個人金融通帳の記載を基準として戸主及これと同居する家族又はこれに準ずる者（内縁の妻等）で生計を同じくするものを謂ふ、但し使用人、単なる同居者等は世帯員から除外される、なほ戸主と同居しない家族で独立の生計を営む者（疎開家族や他の世帯同居者等）も其の生計単位毎に世帯と看做される、従って女中、書生等の単なる同居者は別個の世帯と看做される

(2)　預貯金者が外国又は外地に居住する場合、或は本邦内に居住するが特別の事由で世帯に属しない場合には市区町村長の証明書等に依って次のやうに取扱はれる

(イ)　預貯金等の管理者が名義人の家族であるときは世帯員と看做す

(ロ)　預貯金等の管理者が名義人の家族でない所謂他人のときは独立の世帯と看做す

(3)　架空名義の預貯金は全て第一封鎖預金とすることは認められない

四、第一封鎖預金設定手続

(1)　一口毎に第一封鎖預金及第二封鎖預金に区分される場合（一の(1)及(3)ニ）には金融機関限りで処理する

(2)　名寄せを必要とする場合（一の(2)）には

(イ)　第一封鎖預金設定申請書を八月十一日より一月以内に預け先金融機関に提出することを要する、なほ申請書には預金通帳証書及個人金融通帳を添付しなければならない

(ロ)　右の申請書を預け先金融機関に提出できない事情があるときは最寄りの銀行（銀行に限る）に提出してもよい

(ハ)　申請書を受付けた金融機関は預金通帳又は証書及個人金融通帳に所要の記入をして申請者へ返還する

(ニ)　一ヶ月の期限内に申請が出来なかった場合の期限後申請の途も拓かれてゐる

第三、封鎖預金の支払

一、第一封鎖預金の支払は現行封鎖預金の支払の規定に依る

二、第二封鎖預金は左の場合に限り封鎖支払と為し得る

(1)　過去の負担に属する公租公課であって大蔵大臣の指定するものの支払をするとき

(2)　金融機関に対する既存の債務を弁済するとき、但し第二封鎖預金等をその債務の担保に供したものに限る

(3)　八月十一日現存の封鎖小切手等及自由小切手等（封鎖預金に基き振出し又は発行されたもの）を其の後決済するとき

(4)　他の法令の規定で第二封鎖預金の支払を為し得るとき

(5)　其の他大蔵大臣の指定するとき

第四、其の他

(1)　個人生活費に関する規則五条一項一号の証明は市区町村長が行ふこととした（旧は町内会長又は部落会長）

(2)　二以上の者から定期的給与を受くる者は給与支給者に対し申告義務を課した

(3)　公租公課の支払のため封鎖預金の払戻を受けるのは封鎖支払に限ることとし自由支払を廃した

(4)　封鎖小切手等の受領義務を明文化した

(5)　其の他若干の補完的改正を行った

欄外　鉛筆書き記入

①八―一〇発表

出所　大蔵省資料Z五二六―四―七。

(18)　補償打切り並に経済再建に関する政府声明

（昭和二一年八月一二日閣議決定、同日発表）

補償打切並に経済再建に関する政府声明

政府は、内外に於ける時勢の必須の要求に従って終戦に伴ふ整理並に再建の諸方策に関して諸般の準備と手続とを了り、茲に其の実施の段階に入る運びとなった。即ち、戦争に基いて発生した政府又は政府に準ずるものに対する諸請求権を課税の方式によって大幅に打切ると共に、企業と金融界との整理を行ひ、新たなる基礎の上に新たなる経済を発足せしめる為の一連の強力なる措置を断行せんとするものである。

惟ふに、今回の措置の国民に及ぼす影響はその範囲も極めて広く、又程度も甚だ深刻なものがあらう。

国家補償の打切りは当然非業界、金融界、惹いては預貯金や債権の確保にも相当大きな打撃を与へることが覚悟される。

細密の注意を見落す所から生ずる誤りである。夫々の職域に於ける国民各位は何なることがあれば、それは全く本措置の目的を理解せず、或は本措置中に盛られた趣旨を徹底し、一日も早く我国経済のすっきりした姿を取り戻し、今後の健全な発展の基礎を固める決意を為したのである。

政府としては仮令戦争に基くものであるにもせよ、又課税の形式によるにもせよ、国民に対して約束した補償の支払を事実に於て打切り、又場合によっては既に支払ったものにも此の処置を及ぼすことは、真に忍び難いものがある。然し乍ら我国経済の実情は、戦争に依って既に厖大な資材と生産力とを消耗損失し、広汎な市場と資源を失った。然るにも拘らず、名目上の資産のみは徒に膨張したままで残存し、然も近く莫大な賠償の履行をも控えて居るのである。此の際思い切った整理を加えることを為さず、尋常の財政措置によって補償問題を処理するに於ては、禍根は長く絶つを得ず、況や国家の財政は愈々均衡を失い国民の将来に非常な負担を課する結果となることが必然である。

政府はこの点に深く思をめぐらした結果、此の際耐え難きを忍び今回の諸措置を断行し、一日も早く我国経済のすっきりした姿を取り戻し、今後の健全な発展の基礎を固める決意を為したのである。

勿論政府は企業の整理に伴う已むを得ぬ離職者の就業対策に付ては全力を尽すと共に退職手当の支給に付ても必要な措置を講ずる外、国民の最低生活を確保するが為には、生活援護や一定限度迄の預貯金の保証に付て十分な考慮を払った。又食糧の最低量の供給に付ては連合国の厖大の支援と相まって絶対に確保の努力を続ける。産業再建の資金に対しては特別な機関を設けて活発に之を融通せんとするものであり、尚資材の供給の円滑化や中小企業の復興の為にも格段の留意を為さんとするものである。一般金融機関も亦従来通り諸企業への金融を続けて何等の支障も危険も無いのである。

終戦後吾等が歩んで来た荊棘の道は愈々けわしい峠に差しかかった。吾等の前途には尚幾多の苦難があらう。然し、之に打ち克ち、之を突破してこそ始めて希望の平野が拓けるのであり、而して今回の措置は之によって必ず之等の難関を突破し得る確信と用意との下に立案されてゐるのである。経済界の活動は本措置によって何等妨げらるべきでなく、却て大に之を促進せんとするものである。然るに、万一にも経済諸機関が本措置の為めに寸時と雖もその活動に停頓を来すやうなことがあれば、それは全く本措置の目的を理解せず、或は本措置中に盛られた趣旨の注意を見落す所から生ずる誤りである。夫々の職域に於ける国民各位は何政府としては仮令戦争に基くものであるにもせよ、又課税の形式によるにもせよ、国民に対して約束した補償の支払を事実に於て打切り、又場合によっては既に支払ったものにも此の処置を及ぼすことは、真に忍び難いものがある。

然し乍ら我国経済の実情は、戦争に依って既に厖大な資材と生産力とを消耗損失し、広汎な市場と資源を失った。然るにも拘らず、名目上の資産のみは徒に膨張したままで残存し、然も近く莫大な賠償の履行をも控えて居るのである。此の際思い切った整理を加えることを為さず、尋常の財政措置によって補償問題を処理するに於ては、禍根は長く絶つを得ず、況や国家の財政は愈々均衡を失い国民の将来に非常な負担を課する結果となることが必然である。

政府はこの点に深く思をめぐらした結果、此の際耐え難きを忍び今回の諸措置を断行し、一日も早く我国経済のすっきりした姿を取り戻し、今後の健全な発展の基礎を固める決意を為したのである。

勿論政府は企業の整理に伴う已むを得ぬ離職者の就業対策に付ては全力を尽すと共に退職手当の支給に付ても必要な措置を講ずる外、国民の最低生活を確保するが為には、生活援護や一定限度迄の預貯金の保証に付て十分な考慮を払った。又食糧の最低量の供給に付ては連合国の厖大の支援と相まって絶対に確保の努力を続ける。産業再建の資金に対しては特別な機関を設けて活発に之を融通せんとするものであり、尚資材の供給の円滑化や中小企業の復興の為にも格段の留意を為さんとするものである。一般金融機関も亦従来通り諸企業への金融を続けて何等の支障も危険も無いのである。

終戦後吾等が歩んで来た荊棘の道は愈々けわしい峠に差しかかった。吾等の前途には尚幾多の苦難があらう。然し、之に打ち克ち、之を突破してこそ始めて希望の平野が拓けるのであり、而して今回の措置は之によって必ず之等の難関を突破し得る確信と用意との下に立案されてゐるのである。経済界の活動は本措置によって何等妨げらるべきでなく、却て大に之を促進せんとするものである。然るに、万一にも経済諸機関が本措置の為めに寸時と雖もその活動に停頓を来すやうなことがあれば、それは全く本措置の目的を理解せず、或は本措置中に盛られた趣旨の注意を見落す所から生ずる誤りである。夫々の職域に於ける国民各位は何れも此の経済転換の意義の重大なことに深く思を致し、政府と共に全力を傾倒して平和日本経済の建設の為に奮励あらんことを切望してやまない次第である。

出所　大蔵省資料Z六二〇―三二。

(19) 戦後経済再建整備に関する措置の大綱

（昭和二一年八月一二日発表）

戦後経済再建整備に関する措置の大綱（記事資料）

一、戦時補償特別税法案（仮称）

(イ) 軍需補償等の処理については、戦時補償特別税法（仮称）を制定し、一定の範囲のものは課税の方式によりこれを打切る。

(ロ) 課税価格から一定額の控除を認める。

(ハ) 戦時補償特別税の税率は百分の百とする。

二、再建整備措置実施の為の応急措置

(イ) 会社経理応急措置法案

(1) 会社（金融機関を除く）は昭和二十一年八月十一日を以て打切決算を行ひ、新旧に勘定を分離する。（但し軍需補償等を有しない会社及び軍需補償等が打切られても積立金等を以て之を弁済し得る会社等については必ずしも本措置を適用しない途を開く。本措置の適用を受ける会社を以下特別経理会社という。）

(2) 勘定の分離に当っては、会社の資産中爾後の民需経営に必要なものを新勘定に移管し、爾後の民需経営に必要でない資産及び従来の債務は旧勘定に属せしめるものとする。

(3) 従来の債務に関する物上担保権を制限又は消滅せしめ又会社に対する従来の債権の実行を停止せしめる等の措置を講ずる。

(4) 新勘定によって爾後の民需経営を行ふ。

(5) 会社は資産の保全、新勘定に移管すべき資産の決定等の為会社側及び債権者側より特別管理人を選任する。

(6) 本措置は営団等に対してもこれを適用する。

(ロ) 金融機関経理応急措置法案

(1) 金融機関は昭和二十一年八月十一日を以て新勘定、旧勘定を設けその資産及び負債を新旧勘定に区分する。

(2) 勘定の分離に当っては次のやうにする。

(イ) 資産については現金、国債、地方債、金融機関に対する金銭債権等を新勘定に属せしめる。

(ロ) 負債については、先づ現行封鎖預金につき支払を確定せらるべき範囲を確定し、金融緊急措置令施行規則による第一封鎖預金、自由預金、金融機関に対する債務等必ず支払を確保することを必要とするものを新勘定に属せしめる。

(ハ) 右(イ)及び(ロ)以外の資産及び負債を旧勘定に属せしめる。

(3) 金融機関の爾後の業務は新勘定によって行ふこととする。

(4) 旧勘定に属する債務に関する権利者の権利の行使を制限する等の措置を講ずる。

(5) 本措置は特殊銀行及び金庫その他金融業務を営む組合等に対してもこれを適用する。

三、再建整備に関する措置

(イ) 企業再建整備法案（仮称）

(1) 特別経理会社は新旧勘定分離の日現在において旧勘定について特別決算を行ひ、その債務超過額（以下特別損失と称す）を確定する。

(2) 特別損失の処理については自己資本、外部負債等に付き負担の順序及割合を決定する。

(3) 特別整理会社は整備計画を樹立し、その計画に従って再建整備を行ふ。

(ロ) 金融機関再建整備法案（仮称）

(1) 金融機関は旧勘定に属する資産及び負債の整備計画を樹立する。

(2) 旧勘定に属する資産の整理によって生じた現金等を順次新勘定に移し換へて整理を行ふ。

(3) 右整理の結果旧勘定に損失を生じたときは、法定の順序及び割合に従って自己資本並びに外部負債においてこれを負担する。

(4) 新勘定に属する封鎖預金、自由預金等の支払を確保する方途を講ずる。

四、公益法人及び個人に関する措置

本件によって影響を受ける公益法人又は個人に対し債務の整理を円滑に行ひうるやう立法措置を講ずる。

出所　大蔵省資料Z五〇八―一三。

(20) 戦時補償の法的定義に関する八月一二日会談記録（英文）

（一九四六年八月一二日）

HS/1hr
12 August 1946

MEMORANDUM FOR FILE

SUBJECT: Conference Regarding: Statutory Definition of War Claims, Time: 1400-1815, 12 August 1946

Paraties Present:

Japanese

Y. Kashiwagi	Liaison Office, Ministry of Finance
R. Hashimoto	Secretary, Cabinet and E.S.B.
K. Watanabe	Taxation Bureau, Finance Ministry
T. Ihara	Financial Bureau, Finance Ministry
M. Fukuda	Financial Bureau, Finance Ministry
S. Nagasaki	Banking Bureau, Finance Ministry
T. Akuyama	Chief Secretary, Transportation Ministry
T. Tauji	Assistant Chief Secretary, Transportation Ministry
S. Oku	Demobilization Secretary
T. Endo	Official of the 1st Demobilization

	Bureau
T. Tachikawa	General Affairs Bureau, Ministry of Agriculture & Forestry
K. Matino	Chief of Compensation Section, Commerce & Industry Ministry

Allied Personell

Lt. Comdr. Akin	ESS/FI
Mr. Henry Shavell	ESS/FI

1. Final recommendations were made on the statutory definiation of War Claims. The attached Japanese proposed definition, entitled "Scope of Claims Against the Government and Others Arising from the War" dated 8 August 1946 is approved subject to the changes listed below.

2. The wards "or due and unpaid any time thereafter" in the opening sentence shall be changed to read "or due any time thereafter".

3. Items (3) and (4) listed under "B-Exceptions" shall be transferred from the "Exceptions" category and listed under (2) A of "C-Exemptions".

4. The proposals listed under the "Note" on page 2 of reference paper were entirely too broad for inclusion as supplementary Ordinances. The Japanese were told that each of these proposals will be considered separately at the time such Ordinances are presented for SCAP approval.

5. On page 5, under "D-Claims other than those in A, B, or C", the number (1) note was entirely eliminated. With regard to the number (2) note, the words "All or part of the war indemnity claims or blocked accounts created by payments on such claims, or local government or charitable, educational, insurance claims of charitable, educational, medical institutions.

6. The term "Government" in the opening sentence of reference paper is understood to include municipalities, prefectures, and other local government.

7. The term "Due and unpaid prior to 15 August 1945" as contained in the opening statement of reference paper is applicable to all blocked accounts existing on or subsequent to 15 August 1945. All blocked accounts existing on or after this date as a result of payment of war claims are to be considered technically unpaid since the payee was never actually able to make use of this assets. Therefore, such blocked accounts fall under the scope of the reference paper and will be considered as "unpaid" within the meaning of the opening statement.

8. Concerning claims arising from government guarantee of debentures and loans, cancellation of such claims cannot be legally done by taxation. Therefore, the Japanese Government will present supplementary legislation to deal with such claims specifically. This legislation will not be part of the present series of bills, but will be presented to the present session of the Diet.

9. With reference to claims not falling under the A-Exclusions, B-Exceptions, or C-Exemptions, such claims will be taxed at 100% with no exemptions. This will apply only to such claims as are still unpaid at present and done not purport to recapture payments made on or after 16 August 1946.

10. The scope of the term "claims from normal administrative operation of the government" as contained in the second paragraph of "A Exclusions" shall not include such claims as price or other subsidy claims. Such claims will be enumerated and presented to us for approval before they are included under "Exclusions".

11. Under "B-Exceptions", subsection (1), the words "Claims for insurance of compensation" will be changed to read "Claims for compensation".

P. C. Akin
H. Shavell

編注　本会談で協議されている資料 "Scope of Claims Against the Government and Others Arising from the War, 8 Aug., 1946." は大蔵省資料Z五〇八―一三―四二に所収。なおこの問題は後掲資料(24)参照。
出所　大蔵省資料Z五〇八―一三。

(21) 財産税の修正に関する司令部申入れについて

(昭和二一年八月一三日終連特報第一三号)

八月十三日（火）（終連特報一三）

一、昨日財産税に関する未決の四点に付ルカウント氏より左の通り修正の上話合ひを付け度き旨申入れがあった

(1) 密告側は密告による増収額の一五%乃至二五%（但し最高限を設く）の範囲に於て謝金を出すこととし存置すること

(2) 調査委員会は選挙とせず官選とするならば異議なし

(3) 免税点は十万円とし若し政府が満足すべき収入が挙げられぬ場合はそれ以下の者にも課税するに至ることあるべき旨を声明すること

(4) 第二封鎖預金課税は一応フェースヴァリューにて他の財産と共に課税し納税者は第二封鎖預金に対する税額（上積み）分に付て現金にて納付するか（後日必要なれば払戻す）又は第二封鎖預金の小切手にて納付するかを選択し得ること、但し後者の場合は銀行整理完了の際その時期迄の利息を政府に納めしむること

二、補償の範囲の問題は昨日にて彼我の意見の相違点明かとなりルカウント氏乃至マーカット准将と交渉する段階に入った

出所　大蔵省資料Z五二六―一一七。

(22) 企業再建整備法案中の重要問題の処理方針

(昭和二一年八月二一日経済関係懇談会了解)

企業再建整備法案中の重要問題の処理方針

(昭二一、八、二一経済関係懇談会了解)

一、特別損失の負担割合及び未払込株金の徴収について

左記の順序及び割合で特別損失を負担し、且左記(4)の場合に未払込株金を徴収する

(イ) 私立金の十割まで

(ロ) 評価益の十割まで

(ハ) 払込資本金の九割まで

(ニ) 社債の九割及び社債以外の外部負債の六割まで

(ホ) 社債以外の外部負債の九割まで

(ヘ) 以上で尚特別損失を消却することが出来ない場合には未払込株金を徴収して消却に充てる

(ト) 以上で尚特別損失を消却することが出来ない場合には資本金残余部分と外部負債残余部分とで按分負担する

株式会社の経営の当に帰すべき損失が尠くない場合には主務大臣は特別管理人の申立に基いて前項の規定に拘らず右の損失の範囲内で前項(ハ)及(ニ)によって消却し得ない損失の額に付未払込株金の払込の請求を為すべきことを命ずることが出来る。

二、特別損失の消却に関する中小企業の保護的規定について

払込資本金二十万円未満の会社については、特別損失の消却に関する資本金の負担割合の最大限を五割までとし、而して二十万円以上の会社については残存資本金額が十万円になるまでとする。

前項によって払込資本金の負担割合の最大限度が九割より尠くなった場合には、払込資本金の次に特別損失を負担する外部負債の負担割合の最大限度は払込資本金の最大負担割合と同率までとし、以上で尚特別損失を消却することが出来ないときは資本金及び外部負債の残余部分で按分負担する。

三、将来必要となることを予想される設備の保有命令について

保有命令を発し又は政府に於て管理し得る規定を設ける。

(備考)

資産評価基準の定め方については、本日午後司令部に提出する案は不取敢従来準備した所に従って一応の評価と本式の評価と二段に分つ案によるが、これは未定稿であって変更するかも知れぬことを留保する。尚資産評価委員会

の準備等をなす為速に関係庁の連絡協議会を設置する。

出所　大蔵省資料Z五一一―三一六。

(23)　補償打切関係法案に関する司令部交渉の状況

（昭和二一年八月二二日終連特報第一六号）

八月二十二日（木）（終連特報一六）

一、現在迄の補償打切関係法律案に関する司令部との交渉状況は次の通りである。

(1)　軍需補償特別課税法案

打切るべき補償の範囲の問題は大体意見の一致を見たので近く逐条的審議に入る筈、あまり大きな問題はない見込である。

(2)　企業再建整備法案（商工省担当）

一応提出した法案を改訂して本日午后司令部で会議を開く予定である。一番問題となる会社の損失を、株主、債権者等がどう負担するか、又未払込を取るかどうかの問題に付ての日本側の態度は決定したが司令部が之を認めるかどうかまだ判らない。

(3)　金融機関再建整備法案

昨日迄に逐条審議を一応終った。未決の問題は本日午前協議する筈である。主要な論点は

(イ)　損失の分担及未払込金の払込

(ロ)　預金を切るときに累進的に切るかどうか

の二点である。

(4)　個人債務等に付ての特別和議に関する法律案（司法省担当）

要綱に就て審議済であるから逐条審議はまだであるがあまり面倒な問題はないと思はれる。

(5)　財産税法案

所謂密告制度の問題に付て解決せぬ為これと関連して調査委員会の問題、

免税点の問題及第二封鎖預金に対する課税の問題も留保されて居る、これらの主要問題が解決せぬ限り逐条審議には這入らぬと司令部側ではいって居る。

出所　大蔵省資料Z五二六―二一七。

(24)　戦争に起因する政府等に対する請求権の範囲（司令部最終決定）

（昭和二一年八月二四日）

戦争に起因する政府等に対する請求権の範囲（昭和二一、八、二四）

（昭和二十一年八月二十二日附エーキン、シャベル両氏指示に基く最終決定）

政府若くは地方公共団体に対する総ての請求権又は私的若くは準政府的機関（以下単に特定機関と称す）に対する政府の保障を受くべき範囲に関する総ての請求権であって、昭和二十年八月十五日以前に弁済期が到来し且同日までに支払の済んでゐないもの又は同日後に弁済期が到来するが同日以前に発生した損害、行はれた仕事、供給された労務物資施設若くは為された役務に基因するもの。但し下記一、に掲げたものを除外し（エクスクルージョン）、下記二、に掲げたものを例外として除く（エクセプション）。

一、除外（エクスクルージョン）

左の請求権は本質上課税の範囲に属しない。

政府、地方公共団体又は特定機関の通常の業務活動に関する請求権。

これは次のやうな諸項目を指す。即ち俸給、賃金、年金、退職金その他の諸給与又は建物、工場、施設その他の不動産の賃借、建造、改良、維持、修理及び官庁設備、用度品の購入から生ずる請求権、その他政府、地方公共団体若くは特定機関の日常の活動に必要な役務、物資及び施設に関する請求権。

二、例外（エクセプション）

左の請求権には例外として課税しない。

(イ)　生命又は身体に対する損害の塡補に関する請求権

(ロ)　救済制度から生ずる請求権

(ハ)　その他命令を以て定むる請求権

三、課税

前文の本文の範囲から除外及び例外を除いた総ての請求権に課税される。

(イ)　控除（エグゼンプション）

(1)　下記(2)に掲げる請求権についてはA、B、Cの三類に区分して左の控除を認め、控除額を超える部分に課税する。

A　類

個人法人ともに一請求権ごとに一万円まで

B　類

1　個人については一請求権ごとに五万円まで、若し一請求権者がB類に属する二以上の請求権を有してゐる場合には合計して五万円まで

2　法人については一請求権ごとに一万円まで

C　類

個人法人ともに一請求権ごとに五万円まで、若し一請求権者がA類及びB類に属する請求権をも含めて二以上の請求権を有してゐる場合にはこれ等を合計して五万円に達するまで

(2)　控除を認めるのは左の請求権である。

A　類

1　軍需会社法第十三条に基く補助金、損失補償又は利益保証の請求権

2　国家総動員法第二十七条又は第二十八条に基く補償（但し木船戦災補償を除く）又は補助金の請求権

3　兵器等製造事業特別助成法第四条に基く設備建設費の請求権

4　兵器等製造事業特別助成法第五条に基く設備買上代金の請求権又は設備買上請求権

5　防空法第五条の七に基く物件移転（所謂工場疎開）に関する補助金並に同様の目的の為に予算より支出する補助金の請求権

6　政府の註文にかかる物資若くは施設の製造、購入若くは建設又は労務、役務若くは仕事の供給若くは実行の対価の請求権、この場合土地、建物及び動かし難い定着物については現状の儘請求権者にその所有権を返還することが出来る。

7　太平洋戦争の終結に因り政府が物資施設等の調弁契約を解除した場合の損害賠償請求権又は仕掛半製の儘引取った場合の代金請求権

8　設備建設請負契約に基く産業設備営団に対する建設費支払請求権又は設備建設請負契約を締結する了解の下に建設された設備につき太平洋戦争の終結に因り営団がその契約を締結しないこととした場合の建設費に関する営団に対する損害賠償請求権

9　産業設備営団が太平洋戦争の終結に因り船舶、機械等の製造、購入の契約を解除した場合の損害賠償請求権

10　政府に徴傭せられた船舶の復旧修理に関する請求権

11　太平洋戦争の遂行に関して行はれた命令又は処分であって法令に基いてゐないものに因る損失につき当該命令又は処分を受けた者が補償を請求し得る場合に於ける損失補償請求権、この場合は戦時補償特別税法施行日前に既に支払はれたものに限り控除を認める。

12　南洋群島戦争保険臨時措置令に基く戦争保険契約による戦争保険金の請求権

B　類

1　戦時特殊損害保険法に基く戦争保険契約による戦争保険金の請求権

2　戦争事故に関する海上保険金又はこれに類似の制度による損害塡補の請求権

イ　戦争事故に因る海上保険金の請求権

ロ　戦争事故に因る木船保険金の請求権

ハ　戦争事故に因る漁船保険金の請求権

ニ　国家総動員法に基く木船戦災補償の請求権

ホ　命令航路就航船舶及び配船命令船舶の戦争事故に因る損害の補償の請求権

区分	根拠	金額	備考
価格差損及び為替損失補償金	予算外契約		
旧軍保険中央会社解散に伴う補償金	法二十九条		
石油鉱業試掘奨励金交付規則による補給金	〃		
船舶運営会利子補給	〃		
戦時海運管理令による補給	予算外契約	七二四、五五一円	未払分は現金償還
戦時海運管理令	〃	四七五〇万円	〃
戦時海運管理令	〃	未払一一〇、〇〇〇円	〃
戦時海運管理令	〃	未払三八、七四四円	〃
船舶運営会利子補給	〃	四、五五一円	〃
船舶運営会利子補給	〃	七二四円	〃

（七）海運業務に関する臨時措置

一、A号該当

（25）戦時補償請求権の分類別調

（昭和二二年八月）

区分	根拠	金額	備考
旧軍保険中央会社解散に伴う補償金	予算外契約		
（七）生命保険会社及び損害保険会社の分離に伴う補償金	法二十九条		
旧軍民従業員給与補償金	予算外契約		

一、A号該当

（25）戦時補償請求権の分類別調

（昭和二二年八月）

区分	根拠	金額	備考
（七）生命保険会社特定債務利子補給	予算外契約	約二億円	
戦争保険中央会社解散に伴う補償金	法二十三条		
船舶運営会利子補給	〃		
戦時海運管理令による補給	〃		
戦時海運管理令による補給	〃		
戦時海運管理令による補給	〃		
船舶運営会利子補給	〃		
船舶運営会利子補給	〃		
船舶運営会利子

区　分	根　拠	金　額	備　考
国民更生金庫損失補償産業設備資困損失補償	予算外契約		
企業整備共助金利子補助	〃	内示済、一、一一一、一一六	休止期間中の分
道府県企業整備補助	〃	一〇、九九五	営業廃止代金
失組債	予算外契約	一、九九五	未払
戦時災害国庫金喪失補償	予算外契約		政府特殊債入金処理に準じ考慮する点問題あり
命令融資損失補償（終戦後分）	運用令八条	四、〇〇〇、〇〇〇	国債、未払の問題と別に未払分
日本石炭金融損失補償（終戦前の分）	戦時海運管理令	内未払、一一一、一一六	金融機関の補償であり点問題あり
船舶運営会触令応除に因る損失補償	〃	四三七、〇〇〇	
帝国鉱発損失補償（鉱業権の分）	営　団　法	内未払、一一一、一一六	
帝国船舶戦災保険差額	〃	四三七、〇〇〇	
外国船舶運航失補償	海務院長官借下	未　詳	帝国船舶に対する分価格差補償（あり）の見込
補償金	命務院令第借下	四、〇〇〇	請求権発生
船舶貸下運航損失	運用令八条		帝国船舶に対する分価格差補償（あり）の見込
特別損失補償	運用令八条		
船舶運航保険金	〃		
船舶運航保険金	〃		
船舶運航保険金	〃

新勘定の損の限度に於て政府が保証すべき事は繰返して述べた所である。且つて之に基いて日本側が一勘定の代りに一世帯に付て一万五千円といふことに変更すると同時に一方三千円未満の預金は無条件で第一勘定に入れた事は、保証の範囲を拡張する目的ではなく公平にして且実行的なるものとする為に外ならない。しかも此の事は司令部の了解を得た上で実行に移したのである。司令部が今更日本案が甘きに失すると云ふが如き事を云はれるのは了解し難い所である。若し自分が貴下の立場にあるとすれば斯る形式論をいふ変りに、やってみたら甘すぎたから此のやうな改案ではどうかと率直に相談を持ちかけたであらう。又日本政府は司令部との間に於て了解のつかない事に付て公式に新聞に発表した覚えはない。若し未確定の問題に付て新聞記者が報じたとすれば其れは対日理事会に於てアチソン議長が用ひた表現を借りれば正に日本新聞記者のミスインテンシヨンを示す事実にほかならないと考へると応酬し更に本日は論議をなすよりも寧ろ貴方に新なる提案があるならばは速かに拝見致したいと迫べた。

之に対しルカウント氏は直ちに案を示さず更に自由預金に付ても無条件に政府が保証をなす事は甘きに失するのではないかと意見を述べたので、渡辺部長より此の事は過去の論議に於てすでに全額保証する事に決定して居り、其の会議の記録も自分が所持して居る次第である、それはともかくとして若し自由預金に穴があくかもしれないといふ事になれば直に銀行に取付を生ずる危険があると考へるが、之に対して司令部はモラトリアムの発出を命ずる旨のディレクティブの用意があるかと反問した所

ニイキン少佐より実は自由預金に関する論議の経緯に付ては大体貴下の説明を了承したからモラトリアムの発出を要せざる様な案を用意して居るのであるとの回答があった。

更に又ルカウント氏は銀行の新勘定を無制限に保証する結果は銀行は高権取

be limited in so far as this can be done without impairing confidence in free accounts. This can be accomplished by permitting the unconditional guarantee of all free deposits and inter-bank loans with the proviso that such accounts be figured in the reduction of guarantee on the first restricted accounts.

2. The Ordinance amending the Emergency Financial Measure should be further amended to include accounts under 3,000 yen in the computation of the household totals.

3. The Government's guarantee of the new account should be reduced by any surplus resulting from the operation of the new account as well as by any interest allowed on the amount due from the old account.

4. The last 10% of stock ownership should be wiped out completely immediately following the initial reduction of creditor's Claims (applies to Financial Institutions and Enterprises Reconstruction Bills.)

5. All unpaid capital stock should be called in to the extent found necessary for full compliance with paragraph 4. (Applies to Financial Institutions and Enterprises Reconstruction Bills.)

6. An "informer" clause shall be included in the Capital Levy, providing for a reward ranging from 15% to 25% of the recovered amount, at the discretion of the Minister, and with a ceiling of 100,000 yen.

7. All members of the various valuation and investigative committees shall be appointed by the Japanese Government and paid adequate salaries, rather than elected and unsalaried.

8. The exemption point of the Capital Levy Bill shall be 100,000 yen, but publicity will be given to the possibility of a later Capital Levy on individuals with wealth between 50,000 and 100,000 yen in the event that the revenue from the initial Capital Levy proves unsatisfactory.

9. The amounts of second restricted deposits will be included in the filing of the Capital Levy return. The tax will be computed on all proparties other than second restricted deposits and payment will be made immediately. The taxpayer will be given and option to pay his tax on second restricted deposits as well, or to delay payment for 6 months until the provisional amounts of the second restricted deposits have been determined. At that time, interest will be charged at a rate which approximates the average on bank deposits generally, provided that such rate is not less than that being paid by the government on its short-term borrowings. In addition that 10% penalty interest will be charged for delayed payments.

10. The Imperial properties shall be subject to the Capital Levy, in accordance with our basic directive of 24 November 1945.

W.K.L.

出所　大蔵省資料Z五〇八―一三°

(29)　課税立法に関する司令部の提案十項目に対する意見
（昭和二一年八月三一日）

八月二十九日附課税立法に関する連合国最高司令部の提案十項目に対する意見（昭二一、八、三一）

第一、金融機関の預金等に対する政府補償徴収の制限に関する件

其司令部の提案によれば、自由預金と「インターバンク・ローン」を補償する限度に於いて、第一封鎖預金に対する補償を減額せよ、とのことであるが、これは左の理由によって、承認することができない。

一、この点については去る五月の其司令部の勧告以来、細目の非預に至るまで、屢々其司令部とも打合せて来たものであり、特に金融緊急措置令施行規則の改正及び金融機関経理応急措置法の制定についても其司令部の諒解を得た上実行に移し、既に帝国議会の協賛を経て実施中である。

今日に及んで、これに変更を加くることは国民の政府に対する信頼を愈々失墜せしめ、将来の国政運営上重大な支障を招来するのみならず、特に預金

立てを怠る事になりはしないかとの質問があったので右の如き事があれば銀行の株主が承知しないであらうし又、会社の清算に付ては一般の方式に基いて金融機関に対し債務の支払が為される筈であると答へて置いた。

次いでルカウント氏より十項目の申入を印刷したものを手渡されたが其の内容の要領は次の如くである。

(1)　自由預金は全額保証するが同時に第一封鎖預金を有する者は其の有する自由預金の金額の限度に於て第一封鎖預金を減額されること。

(2)　三千円未満の預金も名寄せをして各世帯に付き認められた限度内に於てのみ補償されること。

(3)　新勘定の旧勘定に対する貸に対する利息は補償せず又新勘定の今後の利益の限度に於て補償金額を減額すること。

(4)　資本の一割を切るのは外部負債を第一次的に切った次にすること。

(5)　(6)　外部負債に手を着ける前に未払込を徴収すること。

(6)　(7)　財産税に付き通告者に謝金を出すこと。

(7)　(8)　財産税徴収委員会委員は官選報酬附とすること。

(8)　(9)　免税点は十万円とし、十分収入の上らない際は五万円乃至十万円の階級にも財産税をかける事があるかもしれぬ旨を政府が声明すること。

(9)　(10)　第二預金に付ての財産税の賦課方法（詳細省略）

(10)　皇室財産にも財産税を掛けること。

以上の十項目に付き渡辺部長より研究の上至急回答すべき旨を答へて会談を終った。

出所　大蔵省資料Z五二六―一一七°

(28)　課税立法に於て準拠すべき十点（英文）
（一九四六年八月二一九日司令部経済科学局）

TEN POINTS TO BE FOLLOWED IN TAX LEGISLATION:

1. The extent of the governmental bank deposit guarantee should

及び通貨の安定確保に関する政府の施策に甚だしく悪影響を及ぼすものと認められるので、今日これを改正することは承服し難い。

二、新勘定に対する補償の意義は、新旧勘定の分離の際に於ける新勘定の旧勘定に対する貸の最終残額を補塡して新勘定をして健全なる資産内容として業務を遂行せしめようとするものである。然るに貴見に従ふとすれば、当初の企図たる新勘定の内容の健全化を期さうと云ふ趣旨に反することとなる。

なほ金融機関に対し現実に補償する金額は指定時に於ける新旧勘定分離の際の新勘定の旧勘定に対する貸の金額ではなく、その後旧勘定より新勘定に対し移し替へた資産の金額を控除した後に於ける右の貸の最終残高である。従って其の金額は一般的には大いに圧縮される。

三、自由預金及び「インターバンク・ローン」の補償金額を第一封鎖預金の中から控除すると云ふ内容が判明しないが、若し各人別に第一封鎖預金から自由預金及び「インターバンク・ローン」相当額を控除するものとせば、如何に控除するか技術的に極めて困難である。

四、若し貴見を強行し自由預金及び「インターバンク・ローン」を把握しようとするならば、改めて将来の一定の日を期して、全般的なモラトリアムを実行し、本年二月以来実行した手続を再度繰返さねばならない。

(1)　然るに、かかる手続を繰返すことは政治的にも行ひ得ない。

(2)　仮りに行ふとしたならば自由預金と現金との権衡上現金に対しても適当の措置を採らねばならない。

(3)　斯くすれば自由預金及び現金の再封鎖を行はねば実行し得ないのは勿論である。

(4)　現金の再封鎖を行ふためには新しい通貨を準備しなければならないが今日この準備はない。

これを要するに政治的にも金融的にも時間的にも、技術的にも実行不可能である。

第二、一口三千円未満の預金の名寄せに関する件

貴司令部の提案によれば一口三千円未満の預金についても名寄せを実行せよとのことであるが、左の理由によって、これを承認することは出来ない。

一、この場合についても第一、の一、に述べたところが妥当する。

二、金融緊急措置令施行規則の改正は既に八月十一日に実施せられ第一及び第二封鎖預金の区分も相当に進捗してゐるのみならず、三千円未満の預金と雖も八月十一日以後異動があるので、結局新たに全面的に再度手続を繰返さねばならない。又これで各方面を煩はした諸々の手数は全く水泡に帰するので巨額の人的及び物的の浪費となる。今更かかることは政治的に実行し得ない。

三、三千円未満の預金は金額少数なるに拘らず、口数は極めて多い（例へば郵便貯金にあっては全口数の九八・五%に当り約一九八百万口に上る）ので、徒らに預金者及び金融機関に手数をかけるのである。

四、仮りにこれを実行するとしてもこの名寄せによって第一封鎖預金の限度額を超ゆるものは事実上尠いものと予想せられる。従って今回の措置によって何等の影響を及ぼさない一般国民に無用の手数を強ひる結果となるに過ぎない。

第三、新勘定における利益金及び新勘定の旧勘定に対する貸に附する利息の限度において政府補償の金額を減額するの件

貴司令部の提案によれば新勘定に対する政府補償の金額は今後新勘定に生ずる利益金及び新勘定の旧勘定に対する貸に附する利息の限度において、これを減額せよとのことであるが、この点については次の理由によって承認することはできない。

一、新勘定の利益の限度において、政府の補償金を減額せよと云ふ点に関しては次の如く考へられる。

今回金融機関に対し政府が補償せんとするのは、指定時即ち八月十一日現在における新勘定の損失を補償せんとするものであって、整理完了時における新勘定の損失を補償せんとするものではない。これは貴司令部の意見にあるごとく、新勘定については、その発足に関して、計算上損益なからしめ、爾後においては、新勘定をして自主的な運営の責任を負はしめんとする見地に基くものである。従って八月十一日以降における損益は、いづれもその儘新勘定に属せしむべきものであって、利益があったからと云って政府の補償を減ずることは、金融機関の資産の充実を阻害し、信用を生命とする金融機関の存立の基礎を脅かすのみならず、新勘定において、経営の合理化を促進せんとする積極的意図を完全に没却せしめる虞れがある。

二、旧勘定に対する貸に附する利息の限度においての政府補償を減額せよと云ふ点に関しては、次の如く考へられる。

今回の政府補償を実行する時期は、旧勘定の資産を整理し補償金額を確定するために或程度の時日を要する関係上、現実には相当遅延することは当然である。従って現実に補償すべき金額としては八月十一日現在における補償金額に対し補償実行の日までの国債並みの利息を加算したものを考慮してゐるので、さもなければ健全なる資産負債を以て発足すべき新勘定において預金利息の支払財源を失ふこととなる。健全なるべき金融機関の新勘定を斯る状態に置くことは、金融機関に対する国民の信頼を喪失せしめ信用制度の基礎を不安定ならしめるものである。

第四、企業及金融機関の資本金に依る損失負担の件

貴司令部の提案に依れば資本金の最後の一〇%は外部債権の第一次減額に引続き直ちに完全に消却せしめよとのことであるが、

(一)　貴見に従ふときは、会社又は金融機関は場合により資本全額を失ふこととなり、当方としては貴見に承服し難い。

(二)　当方としては、飽く迄も原案を主張し株主と債権者との按分負担となさんとするものである。

(三)　このことは、本年五月三十一日貴司令部提案以来最近迄貴司令部が我々に提示し来った原則であって、今日急に方針を変更せらるることは我々の納得できぬ所である。

第五、未払込株金に依る損失負担の件

貴司令部の提案に依れば、未払込株金については、第四、を完全に実行するに必要なる限り、これを徴収せよとのことであるがこれについては原則的には異議はない。但しこの条項の意味は、別途企業再建整備法案につき貴司令部より提示せられたる修正意見をも参照して判断するに、未払込株金の一〇〇%につき損失を負担せしむるものの如くにも見受けられるが若し然りとせば、

一、当方の見解に依れば、未払込株金であるとの故を以てその一〇〇%につき損失を負担せしめねばならぬ理由は存しない。

二、貴司令部の説明によると、右は未払込新株の株主に対する懲罰的意味を有するものであるとのことであるが、何故に未払込が懲罰に値するか、我国の商慣習に於ては会社が増資の際には全額払込をさせることは稀であって未払込新株を生ずるのは極めて普通のことである。

三、依て当方としては未払込株金も払込済株金も共に九〇%の負担とすべきことを主張する。

第六、財産税法中「インフォーマー・クローズ」を挿入するの件

貴司令部の提案によれば財産税法中「インフォーマー」に関する規定を設け、その報酬は捕捉せられたる金額の一五%乃至二五%の範囲に於いて且十万円を超えざる範囲に於いて大蔵大臣が裁量して決定するとのことであるが、この提案は大蔵大臣の裁量は報酬金額の範囲に限られるように思はれるので承服し難い。若し大蔵大臣の裁量に依り二五%又は十万円以下の報酬を支出することを得る旨の規定で足るものとすれば税務行政の運営上には特に支障はないと思ふが、本件については、現在の我国の特殊な状況からみて治安維持上不安を有して居る次第である。尚この種の規定を設くる場合には、同時に誣告其の他社会秩序を紊す行為に対し罰則を以て臨む必要がある。

第七、評価及調査委員会委員の選任及報酬の件

貴司令部の提案によれば、各種の評価及調査委員会は日本政府により任命し、且つ相当の俸給を支給せよ（選挙制度及び無給制度は採らぬ）とのことであるが、右については異議がない。

第八、財産税の免税点の件

貴司令部提案によれば、財産税の免税点は十万円とするが、今次財産税の収入額が不満足なるときは更に財産価額五万円乃至十万円の個人に対し改めて財

産税を課することあるべき旨を発表せよとのことであるが、右については異議がない。

第九、財産税に関する第二封鎖預金の取扱の件

本件に関する貴司令部の提案は、

第二封鎖預金額も財産税申告に記入すること。

財産税は第二封鎖預金以外の一切の財産につき計算せられ直ちに徴収すること。納税者は㈠第二封鎖預金該当分の税金をも納税するか、又は㈡第二封鎖預金の暫定評価が決定される迄六ケ月間納税を延期するか、何れかの選択権を与へらるべきこと。右の場合に於いては利子をも徴収することとし、その利率は政府の短期借入金利子率を下らざる範囲に於いて、一般銀行預金平均利率に近似する率となすこと。なほ滞納に対しては年一割の延滞利子（罰則的利子）をも徴収すること。

といふにある。

右に対する当方の見解としては、

納税者に、斯くの如き選択を与へることに意味があるとも思はれないが、弊害もないから此の方向で立案することに異議はない。

第一〇、皇室財産に対する財産税賦課の件

貴司令部提案によれば、皇室財産は昭和二十年十一月二十四日の基本的指令に則り、財産税課税の対象とすべしといふのであるが、右に対しては異議はない。本件については、皇室令改正の必要があり、その点につき目下宮内省と折衝中である。

編注　本文の英訳 "Views of the Japanese Government on Ten Points to be Followed in Tax Legislation." は、九月三日付の渡辺終戦連絡部長のルカウント財政課長宛送り状によれば、九月二日閣議決定のうえ司令部に送付された（大蔵省資料Z五〇八―一三）。

出所　大蔵省資料Z五二六―四―六。

(30) 企業再建整備法案に対する司令部側対案に関する意見

（昭和二一年九月三日）

企業再建整備法案に対する司令部側対案に関する意見（二一、九、三）

一、損失の負担区分について

(イ) 貴司令部案は、補償課税等に伴ふ特別損失の負担区分について先づ積立金の全額を充てて尚損失の残るときは、未払込株金の全額と払込済株金の九〇%を以てこれを償却せんとするものなるが、企業に損失のある場合、未払込株金を徴収して損失を補塡することは、平常の場合においては、普通に行はれ来れる所なり。而し乍ら、今回の如く、政府が企業に公約せる補償を全面的に打切り、其の結果大多数の企業が其の影響を蒙り、債務超過が一斉に起るが如き非常の場合において、而も之が為銀行預金が一万五千円乃至三万二千円以上は差当り封鎖せられたる今日に於て、未払込株金を徴収せんとすることは到底実行し得るものに非ず大多数の株主としては斯の如き未払義務を履行すべき能力を有せざること明かなり。

(ロ) 通常の場合においては、株主が未払込株金の払込に応ぜざるときは、株主は失権し、当該株式を競売して払込金を徴収することなり居るも、今日の場合においては未払込株金を徴収せんとせば、凡百の会社の株式が一斉に競売に附せられ売物殺到することとなるべく、而も一方預金封鎖の結果株式投資の資金が概ね喪失し居るを以て、買入能力は極めて限定せられ居るを以て、之亦実行困難なり。斯くて、未払込株金の徴収の手続は非常に長期を要し、全体として整理の確定は甚だしく遅延すべし。

(ハ) 我々としては、実情に即し、当方原案の如く未払込株金は、企業の損失が経営上の失敗等に基く普通の損失による場合の外は、これを徴収せざるものとすることを主張せんとするものなるが、貴方が飽く迄も未払込株金全額の徴収を固執せらるるならば、我々としては前記(ロ)に述べたる如く、当初より相互に諒解せる原則を急に変更せる意味は奈辺に存するや、我々としては、諒解に苦しむ所なり。

(ニ) 貴司令部案に依るも、後に再評価を為すことを認め、評価益あるときは、其の限度に於て一旦切捨てたる債権等を復活せしむとのことなるを以て、我々の原案と実質上何等差異なき次第にして、先づ帳簿価格を以て計算すると云ふことは、単に手数を掛けるだけにて、何等の意味なきこととなるべく、何故に斯る提案を為されしや、之亦我々の諒解し能はざる点なり。

而も一旦帳簿価格により株金又は債権の切捨を行ふことは、実質上は切捨てられざるものを形式上切捨てられたるが如く見せかけ、徒らに、事態を混乱せしめ、一般に不当なる悲観的印象を与ふるに過ぎず。

(ホ) 今回の貴司令部提案によれば、資産の再評価は整備計画に記載し提出することとなり居るも、斯くては債権額確定の時期は相当遅延せざるを得ず。惹いては、金融機関の整理は非常に遅延せしめらるべし。又財産税の徴収については（貴方今回の提案が、政府の評価基準設定を認めざる関係もあり）、株式、社債、預金等の評価は急速には不可能となり、不都合を生ずべし。

(ヘ) 仮に貴方提案の如く評価基準を設けずとするも、会社としては資産の再評価を行ふことは、整備計画提出以前に於ても可能なるべく、必ず整備計画中に記載せしむべき理由はなかるべし。即ち整備計画とは切り離し、整備計画提出前に、資産の再評価並に之に基く債権者及株主の損失負担割合を別個に主務大臣に上申するときは充分可能のことにて、斯くすることにより、企業及び金融機関の整理は促進せらるべし。

(ト) 以上に述ぶる所により、我々は我々の原案の方が貴司令部の提案よりも整理を円滑に促進する上に於て実際的なりと信ずる。

三、評価基準について

(イ) 貴司令部提案は、法律上評価基準を定むる規定を置くは不可なりとせらるるも、数千数万の会社より提出せられる資産評価を法定の基準なくし

て個別に政府が審査することは、実行上極めて困難なるものあり、又会社に対し一々算出に用ひたる評価の基準を併せて申請せしむることとなり煩雑なる手続を要求するものなるを免れず。

(ロ) 凡百の資産につき、基準を示すことは、政府として能力なしと云はるるも、基準は飽く迄基準にして、実際の適用に当って、会社に特殊事情の加味を絶対に許さざるものに非ず、斯る基準は従来日本に於ては屢々之を用ひたることありて、貴方の言はるる如く不可能の事には非ず。又其の内容は大綱的のものにして微細に亘りて一々評価方法を定めんとするものに非ず。今回我々が規定せんとする評価基準は、苟も資産の水膨れを来すことなき様極めて内輪に評価を抑へんとするものにして、勿論その基準の決定に当りては事前に貴司令部に提出して、充分なる検討を得たしと考へ居れり。

(ハ) 仮に斯る評価基準を示さざるものとせば、各会社夫々の見解により、例へば同型同性能、同年数の工作機械が、A会社に於ては五万円の評価せられ、B会社にては十万円と評価せられ、C会社に於ては二十万円と評価するが如きこととなり、政府に於ては之が調整に多大の苦心を払はざるべからず。又之によりて影響せられる多数国民の迷惑亦多大なるものあり。

貴司令部の例示せらるる北海道の石炭と、東京の石炭との差異は、一定の評価基準に対して、運賃、諸掛其の他の特殊事情を加味することにより、容易に、而も一般的妥当性を以て評価を附し得べきも、何等の基準を示さず北海道に於けると東京に於けるとにて同じ工作機械に数倍の評価の開きを生じてよろしきものとは考へられず。

(ニ) 少くとも外部の債権者に負担が及ぶ場合には、何れの会社の債権者たるを問はず、同一の基礎の下に公正妥当と認めらるる評価によって債権を切捨てらるべきものにして、区々の標準によって、恣意的に切捨てらるべきには非ず。この意味に於て、外部の債権者に負担を掛くる場合には、固定資産の再評価は貴案の如く任意とすべきに非ずして、必ず之を

実行せしむることとするの要あり。

(ホ) 特に評価基準を定めざれば会社の資産内容、従って株式、社債等の評価は整備計画認可後に非ざれば決定せず、株式等に対する財産税の徴収は極めて困難となるべし。

四、資産の処分益其の他爾後の益金の払戻しについて

(イ) 貴案の如く、整備計画決定後資産の処分により、評価額に対して処分益を生じたる場合に、之を切捨てられたる債権者に配当として払戻すことは、従来の会社の整理においては、普通に行はれたる所にして、確かに公平なる行き方として一案なり、然し乍ら斯の如き行き方は、現下の我国の如き事情の下においては、損失棚上案となるを免れず。即ち債権者も会社も、将来の価格騰貴を見越して容易に整理を行はず、価格の騰貴を俟って何等の負担をも蒙ることなく損失を償却せんと企図するに至る惧あり。問題は整理の公平に徹底せんか、速かなる再建を期せんかに在り、我々は現下日本の実情よりして、寧ろ或る程度の公平を以て満足し、再建の促進に重点を置かんとするものにして、このことは又貴司令部より提案せられたる今回の補償課税そのものが、公平感を犠牲にしても速かなる整理再建を図らんとし居る根本方針にも合致するものと信ず。

(ロ) 仮に処分益の配当に一定年限を附するとしても、会社は年限満了迄は、整理を延し、日本経済の整理は渋滞せしめらるべし。

(ハ) 又現に稼働中の設備についても、一定率以上の利益を挙げたる場合、債権者に配当すべしとの提案は、事業者をして将来の積極的活動に対する意欲を減退せしむべく、債権者に利益を取り上げられざる限度においてのみ働き、これ以上に全力を尽して働かんとする熱意を失はせるに至るべし。

(ニ) 数年に亘って、益金の配当払戻しを実行することは、何日迄も債権及株金の額を確定せしめず、即ち其の期間中は、何年にも亘りて財産税額を確定せしめざることとなるべし。

(ホ) 上述により我々としては、この点に関する貴案には承服し難きも貴司令部が若しこの点に関する見解を絶対に固執せられるならば、我々としては或る制限の下に信託的観念を入れたる代案を考慮することを認められたし。

五、其の他若干の点について

(イ) 整備計画を決定期限迄に提出し得ざりし会社、計画不認可の決定を受けたる会社に対し、必ず解散命令を発すべしとの貴案は場合により不当に苛酷なるを免れず、尤も右提案及び整備計画の立案に促進的効果を有する点あることは我々も之を認めるものなり。

(ロ) 持株会社整理委員会が全会社の利害関係人となることは一般の印象として行き過ぎの感があり、同委員会の委員長は企業再建整備委員会の委員として意見を提出し得べく、又制限会社については再建整備委員会が、整理委員会の委員長の意見に反する決議を為したる場合にも、当該事案は貴司令部の許可を要するを以て更にその意見を主張する機会あり、故に特別に、利害関係人と為すの要はなかるべし。

六、結論

(イ) 貴司令部対案は、全体として、経済界の整理に甚だ長期を要することとなり、其の間、企業は整理に気を取られ、生産に熱意を集中し得ず。殊に、企業の新規活動によって挙げたる収益を旧債権者に収取せられることは、生産意欲を甚だしく阻喪せしむるものと考へられる。

(ロ) 再評価の基準を公定せずして、評価を各企業に一任し後に政府が各個別に審査することは実際の問題として不可能なるのみならず、債権者の見地より考ふるも、公正を失する惧大なり。

(ハ) 財産税の課徴に当り、株式社債等の評価が不可能となり、又第二封鎖預金の額も確定せず。予定の如き財産税の収入を挙ぐること困難なり。然るに、この財産税収入を予定して本年度予算は既に衆議院の協賛を経て居り財政上非常なる困難に逢着するに至る。

(ニ) 新旧勘定は整備計画認可のときに併合するといふも、事実上旧勘定の清算手続は何時迄も続き、会社は長く債権者代表の制肘を受けざるを得ず、会社当事者の生産意欲を害すること大なるものあり。

(ホ) 全体として、日本経済は長期に亘り整理状態にあって、財政的、経済的に、立直り、再建は著しく遅延するを免れず。

(ヘ) 日本政府は、五月三十一日附貴司令部の覚書のラインに依ることの諒解の下に諸準備を進め来りたる所貴司令部に於て、今回突如としてこの諒解に反する根本方針の変更を提案せられたることは、甚だ意外のことにして、困難を感ずる次第なり。

編注　本文は八月三一日理財局接受の原案（閣僚懇談会付議資料の鉛筆書きあり）に訂正が加えられた後のものである（大蔵省資料Z五二六―四―六所収資料による）。

出所　大蔵省資料Z五二六―四―六。

(31) 企業再建法案に関する要望

（昭和二一年九月四日経済団体連合会）

企業再建法案に関する要望（二一、九、四経済団体連合会）
―「資産評価基準に関する意見」追補―

第一、公正な再評価の必要について

資産の再評価によって生ずる評価益を特別損失の補塡に使ふことは擬制資本の温存に外ならずとして、再評価そのものを否定し、或は評価基準を出来るだけ引下ぐべしとなし、或は評価益による損失補塡の前に株主資本の切捨てをなすべし等の論が一部に行はれてゐる。然し実際に価値のある資産を価値通りに評価することは当然で、現行商法の抑制規定こそ不自然なのであるから、公正なる資産評価に基いて会社の整理計画を樹てることは、この際絶対に必要と考へられる。故意に評価を低くして、不自然な第二会社乃至第二銀行を設立せしめ、或は預金の切捨率を不当に大ならしめることは、社会正義に反し、経済の理法に従はざる有害無益の措置と評さざるを得ない。この点について政府は特

(ウ)　新株発行の無効の訴えは、株式会社の組織に関する訴えとして、被告とすべき者が法律上定まっているから、会社法第八百三十四条第一号により、当該株式会社を被告として、本店の所在地を管轄する地方裁判所に提起しなければならない。

(エ)　新株発行の無効の訴えは、株主、取締役又は監査役に限り提起することができる。

(オ)　新株発行の無効の訴えは、新株発行の効力が生じた日から六箇月以内に提起しなければならない。

(カ)　新株発行の無効の訴えに係る請求を認容する判決が確定したときは、当該株式会社は、当該新株発行により発行された株式を発行した者から無償で取得し、これを消却しなければならない。

(キ)　新株発行の無効の訴えに係る請求を認容する判決が確定したときは、当該新株発行により発行された株式の株主は、当該株式会社に対し、当該株式会社が当該株式と引換えに交付した金銭の額に相当する金銭の支払を請求することができる。

(ク)　新株発行の無効の訴えに係る請求を認容する判決が確定したときは、当該新株発行により発行された株式の株主は、当該株式会社に対し、当該株式会社が当該株式と引換えに交付した金銭の額に相当する金銭の支払を請求することができる。

(ケ)　新株発行の無効の訴えに係る請求を認容する判決が確定したときは、当該新株発行により発行された株式の株主は、当該株式会社に対し、当該株式会社が当該株式と引換えに交付した金銭の額に相当する金銭の支払を請求することができる。

(コ)　新株発行の無効の訴えに係る請求を認容する判決が確定したときは、当該新株発行により発行された株式の株主は、当該株式会社に対し、当該株式会社が当該株式と引換えに交付した金銭の額に相当する金銭の支払を請求することができる。

(サ)　新株発行の無効の訴えに係る請求を認容する判決が確定したときは、当該新株発行により発行された株式の株主は、当該株式会社に対し、当該株式会社が当該株式と引換えに交付した金銭の額に相当する金銭の支払を請求することができる。

(シ)　新株発行の無効の訴えに係る請求を認容する判決が確定したときは、当該新株発行により発行された株式の株主は、当該株式会社に対し、当該株式会社が当該株式と引換えに交付した金銭の額に相当する金銭の支払を請求することができる。

(ス)　新株発行の無効の訴えに係る請求を認容する判決が確定したときは、当該新株発行により発行された株式の株主は、当該株式会社に対し、当該株式会社が当該株式と引換えに交付した金銭の額に相当する金銭の支払を請求することができる。

(セ)　新株発行の無効の訴えに係る請求を認容する判決が確定したときは、当該新株発行により発行された株式の株主は、当該株式会社に対し、当該株式会社が当該株式と引換えに交付した金銭の額に相当する金銭の支払を請求することができる。

(ソ)　新株発行の無効の訴えに係る請求を認容する判決が確定したときは、当該新株発行により発行された株式の株主は、当該株式会社に対し、当該株式会社が当該株式と引換えに交付した金銭の額に相当する金銭の支払を請求することができる。

(タ)　新株発行の無効の訴えに係る請求を認容する判決が確定したときは、当該新株発行により発行された株式の株主は、当該株式会社に対し、当該株式会社が当該株式と引換えに交付した金銭の額に相当する金銭の支払を請求することができる。

(チ)　新株発行の無効の訴えに係る請求を認容する判決が確定したときは、当該新株発行により発行された株式の株主は、当該株式会社に対し、当該株式会社が当該株式と引換えに交付した金銭の額に相当する金銭の支払を請求することができる。

(ツ)　新株発行の無効の訴えに係る請求を認容する判決が確定したときは、当該新株発行により発行された株式の株主は、当該株式会社に対し、当該株式会社が当該株式と引換えに交付した金銭の額に相当する金銭の支払を請求することができる。

(テ)　新株発行の無効の訴えに係る請求を認容する判決が確定したときは、当該新株発行により発行された株式の株主は、当該株式会社に対し、当該株式会社が当該株式と引換えに交付した金銭の額に相当する金銭の支払を請求することができる。

(ト)　新株発行の無効の訴えに係る請求を認容する判決が確定したときは、当該新株発行により発行された株式の株主は、当該株式会社に対し、当該株式会社が当該株式と引換えに交付した金銭の額に相当する金銭の支払を請求することができる。

(ナ)　新株発行の無効の訴えに係る請求を認容する判決が確定したときは、当該新株発行により発行された株式の株主は、当該株式会社に対し、当該株式会社が当該株式と引換えに交付した金銭の額に相当する金銭の支払を請求することができる。

(ニ)　新株発行の無効の訴えに係る請求を認容する判決が確定したときは、当該新株発行により発行された株式の株主は、当該株式会社に対し、当該株式会社が当該株式と引換えに交付した金銭の額に相当する金銭の支払を請求することができる。

(ヌ)　新株発行の無効の訴えに係る請求を認容する判決が確定したときは、当該新株発行により発行された株式の株主は、当該株式会社に対し、当該株式会社が当該株式と引換えに交付した金銭の額に相当する金銭の支払を請求することができる。

(ネ)　新株発行の無効の訴えに係る請求を認容する判決が確定したときは、当該新株発行により発行された株式の株主は、当該株式会社に対し、当該株式会社が当該株式と引換えに交付した金銭の額に相当する金銭の支払を請求することができる。

(ノ)　新株発行の無効の訴えに係る請求を認容する判決が確定したときは、当該新株発行により発行された株式の株主は、当該株式会社に対し、当該株式会社が当該株式と引換えに交付した金銭の額に相当する金銭の支払を請求することができる。

(ハ)　新株発行の無効の訴えに係る請求を認容する判決が確定したときは、当該新株発行により発行された株式の株主は、当該株式会社に対し、当該株式会社が当該株式と引換えに交付した金銭の額に相当する金銭の支払を請求することができる。

(ヒ)　新株発行の無効の訴えに係る請求を認容する判決が確定したときは、当該新株発行により発行された株式の株主は、当該株式会社に対し、当該株式会社が当該株式と引換えに交付した金銭の額に相当する金銭の支払を請求することができる。

(フ)　新株発行の無効の訴えに係る請求を認容する判決が確定したときは、当該新株発行により発行された株式の株主は、当該株式会社に対し、当該株式会社が当該株式と引換えに交付した金銭の額に相当する金銭の支払を請求することができる。

(ヘ)　新株発行の無効の訴えに係る請求を認容する判決が確定したときは、当該新株発行により発行された株式の株主は、当該株式会社に対し、当該株式会社が当該株式と引換えに交付した金銭の額に相当する金銭の支払を請求することができる。

(ホ)　新株発行の無効の訴えに係る請求を認容する判決が確定したときは、当該新株発行により発行された株式の株主は、当該株式会社に対し、当該株式会社が当該株式と引換えに交付した金銭の額に相当する金銭の支払を請求することができる。

(マ)　新株発行の無効の訴えに係る請求を認容する判決が確定したときは、当該新株発行により発行された株式の株主は、当該株式会社に対し、当該株式会社が当該株式と引換えに交付した金銭の額に相当する金銭の支払を請求することができる。

(ミ)　新株発行の無効の訴えに係る請求を認容する判決が確定したときは、当該新株発行により発行された株式の株主は、当該株式会社に対し、当該株式会社が当該株式と引換えに交付した金銭の額に相当する金銭の支払を請求することができる。

(ム)　新株発行の無効の訴えに係る請求を認容する判決が確定したときは、当該新株発行により発行された株式の株主は、当該株式会社に対し、当該株式会社が当該株式と引換えに交付した金銭の額に相当する金銭の支払を請求することができる。

(メ)　新株発行の無効の訴えに係る請求を認容する判決が確定したときは、当該新株発行により発行された株式の株主は、当該株式会社に対し、当該株式会社が当該株式と引換えに交付した金銭の額に相当する金銭の支払を請求することができる。

(モ)　新株発行の無効の訴えに係る請求を認容する判決が確定したときは、当該新株発行により発行された株式の株主は、当該株式会社に対し、当該株式会社が当該株式と引換えに交付した金銭の額に相当する金銭の支払を請求することができる。

(ヤ)　新株発行の無効の訴えに係る請求を認容する判決が確定したときは、当該新株発行により発行された株式の株主は、当該株式会社に対し、当該株式会社が当該株式と引換えに交付した金銭の額に相当する金銭の支払を請求することができる。

(ユ)　新株発行の無効の訴えに係る請求を認容する判決が確定したときは、当該新株発行により発行された株式の株主は、当該株式会社に対し、当該株式会社が当該株式と引換えに交付した金銭の額に相当する金銭の支払を請求することができる。

(ヨ)　新株発行の無効の訴えに係る請求を認容する判決が確定したときは、当該新株発行により発行された株式の株主は、当該株式会社に対し、当該株式会社が当該株式と引換えに交付した金銭の額に相当する金銭の支払を請求することができる。

(ラ)　新株発行の無効の訴えに係る請求を認容する判決が確定したときは、当該新株発行により発行された株式の株主は、当該株式会社に対し、当該株式会社が当該株式と引換えに交付した金銭の額に相当する金銭の支払を請求することができる。

(リ)　新株発行の無効の訴えに係る請求を認容する判決が確定したときは、当該新株発行により発行された株式の株主は、当該株式会社に対し、当該株式会社が当該株式と引換えに交付した金銭の額に相当する金銭の支払を請求することができる。

(ル)　新株発行の無効の訴えに係る請求を認容する判決が確定したときは、当該新株発行により発行された株式の株主は、当該株式会社に対し、当該株式会社が当該株式と引換えに交付した金銭の額に相当する金銭の支払を請求することができる。

(レ)　新株発行の無効の訴えに係る請求を認容する判決が確定したときは、当該新株発行により発行された株式の株主は、当該株式会社に対し、当該株式会社が当該株式と引換えに交付した金銭の額に相当する金銭の支払を請求することができる。

(ロ)　新株発行の無効の訴えに係る請求を認容する判決が確定したときは、当該新株発行により発行された株式の株主は、当該株式会社に対し、当該株式会社が当該株式と引換えに交付した金銭の額に相当する金銭の支払を請求することができる。

(ワ)　新株発行の無効の訴えに係る請求を認容する判決が確定したときは、当該新株発行により発行された株式の株主は、当該株式会社に対し、当該株式会社が当該株式と引換えに交付した金銭の額に相当する金銭の支払を請求することができる。

(ヰ)　新株発行の無効の訴えに係る請求を認容する判決が確定したときは、当該新株発行により発行された株式の株主は、当該株式会社に対し、当該株式会社が当該株式と引換えに交付した金銭の額に相当する金銭の支払を請求することができる。

(ヱ)　新株発行の無効の訴えに係る請求を認容する判決が確定したときは、当該新株発行により発行された株式の株主は、当該株式会社に対し、当該株式会社が当該株式と引換えに交付した金銭の額に相当する金銭の支払を請求することができる。

(ヲ)　新株発行の無効の訴えに係る請求を認容する判決が確定したときは、当該新株発行により発行された株式の株主は、当該株式会社に対し、当該株式会社が当該株式と引換えに交付した金銭の額に相当する金銭の支払を請求することができる。

(ン)　新株発行の無効の訴えに係る請求を認容する判決が確定したときは、当該新株発行により発行された株式の株主は、当該株式会社に対し、当該株式会社が当該株式と引換えに交付した金銭の額に相当する金銭の支払を請求することができる。

(ヴ)　新株発行の無効の訴えに係る請求を認容する判決が確定したときは、当該新株発行により発行された株式の株主は、当該株式会社に対し、当該株式会社が当該株式と引換えに交付した金銭の額に相当する金銭の支払を請求することができる。

(ヵ)　新株発行の無効の訴えに係る請求を認容する判決が確定したときは、当該新株発行により発行された株式の株主は、当該株式会社に対し、当該株式会社が当該株式と引換えに交付した金銭の額に相当する金銭の支払を請求することができる。

(ヶ)　新株発行の無効の訴えに係る請求を認容する判決が確定したときは、当該新株発行により発行された株式の株主は、当該株式会社に対し、当該株式会社が当該株式と引換えに交付した金銭の額に相当する金銭の支払を請求することができる。

(ㇰ)　新株発行の無効の訴えに係る請求を認容する判決が確定したときは、当該新株発行により発行された株式の株主は、当該株式会社に対し、当該株式会社が当該株式と引換えに交付した金銭の額に相当する金銭の支払を請求することができる。

(ㇱ)　新株発行の無効の訴えに係る請求を認容する判決が確定したときは、当該新株発行により発行された株式の株主は、当該株式会社に対し、当該株式会社が当該株式と引換えに交付した金銭の額に相当する金銭の支払を請求することができる。

(ㇲ)　新株発行の無効の訴えに係る請求を認容する判決が確定したときは、当該新株発行により発行された株式の株主は、当該株式会社に対し、当該株式会社が当該株式と引換えに交付した金銭の額に相当する金銭の支払を請求することができる。

(ㇳ)　新株発行の無効の訴えに係る請求を認容する判決が確定したときは、当該新株発行により発行された株式の株主は、当該株式会社に対し、当該株式会社が当該株式と引換えに交付した金銭の額に相当する金銭の支払を請求することができる。

(ㇴ)　新株発行の無効の訴えに係る請求を認容する判決が確定したときは、当該新株発行により発行された株式の株主は、当該株式会社に対し、当該株式会社が当該株式と引換えに交付した金銭の額に相当する金銭の支払を請求することができる。

(ㇵ)　新株発行の無効の訴えに係る請求を認容する判決が確定したときは、当該新株発行により発行された株式の株主は、当該株式会社に対し、当該株式会社が当該株式と引換えに交付した金銭の額に相当する金銭の支払を請求することができる。

(ㇶ)　新株発行の無効の訴えに係る請求を認容する判決が確定したときは、当該新株発行により発行された株式の株主は、当該株式会社に対し、当該株式会社が当該株式と引換えに交付した金銭の額に相当する金銭の支払を請求することができる。

(ㇷ)　新株発行の無効の訴えに係る請求を認容する判決が確定したときは、当該新株発行により発行された株式の株主は、当該株式会社に対し、当該株式会社が当該株式と引換えに交付した金銭の額に相当する金銭の支払を請求することができる。

(ㇸ)　新株発行の無効の訴えに係る請求を認容する判決が確定したときは、当該新株発行により発行された株式の株主は、当該株式会社に対し、当該株式会社が当該株式と引換えに交付した金銭の額に相当する金銭の支払を請求することができる。

(ㇹ)　新株発行の無効の訴えに係る請求を認容する判決が確定したときは、当該新株発行により発行された株式の株主は、当該株式会社に対し、当該株式会社が当該株式と引換えに交付した金銭の額に相当する金銭の支払を請求することができる。

(ㇺ)　新株発行の無効の訴えに係る請求を認容する判決が確定したときは、当該新株発行により発行された株式の株主は、当該株式会社に対し、当該株式会社が当該株式と引換えに交付した金銭の額に相当する金銭の支払を請求することができる。

(ㇻ)　新株発行の無効の訴えに係る請求を認容する判決が確定したときは、当該新株発行により発行された株式の株主は、当該株式会社に対し、当該株式会社が当該株式と引換えに交付した金銭の額に相当する金銭の支払を請求することができる。

(ㇼ)　新株発行の無効の訴えに係る請求を認容する判決が確定したときは、当該新株発行により発行された株式の株主は、当該株式会社に対し、当該株式会社が当該株式と引換えに交付した金銭の額に相当する金銭の支払を請求することができる。

(ㇽ)　新株発行の無効の訴えに係る請求を認容する判決が確定したときは、当該新株発行により発行された株式の株主は、当該株式会社に対し、当該株式会社が当該株式と引換えに交付した金銭の額に相当する金銭の支払を請求することができる。

(ㇾ)　新株発行の無効の訴えに係る請求を認容する判決が確定したときは、当該新株発行により発行された株式の株主は、当該株式会社に対し、当該株式会社が当該株式と引換えに交付した金銭の額に相当する金銭の支払を請求することができる。

(ㇿ)　新株発行の無効の訴えに係る請求を認容する判決が確定したときは、当該新株発行により発行された株式の株主は、当該株式会社に対し、当該株式会社が当該株式と引換えに交付した金銭の額に相当する金銭の支払を請求することができる。

(㇀)　新株発行の無効の訴えに係る請求を認容する判決が確定したときは、当該新株発行により発行された株式の株主は、当該株式会社に対し、当該株式会社が当該株式と引換えに交付した金銭の額に相当する金銭の支払を請求することができる。

(㇁)　新株発行の無効の訴えに係る請求を認容する判決が確定したときは、当該新株発行により発行された株式の株主は、当該株式会社に対し、当該株式会社が当該株式と引換えに交付した金銭の額に相当する金銭の支払を請求することができる。

(㇂)　新株発行の無効の訴えに係る請求を認容する判決が確定したときは、当該新株発行により発行された株式の株主は、当該株式会社に対し、当該株式会社が当該株式と引換えに交付した金銭の額に相当する金銭の支払を請求することができる。

(㇄)　新株発行の無効の訴えに係る請求を認容する判決が確定したときは、当該新株発行により発行された株式の株主は、当該株式会社に対し、当該株式会社が当該株式と引換えに交付した金銭の額に相当する金銭の支払を請求することができる。

(㇅)　新株発行の無効の訴えに係る請求を認容する判決が確定したときは、当該新株発行により発行された株式の株主は、当該株式会社に対し、当該株式会社が当該株式と引換えに交付した金銭の額に相当する金銭の支払を請求することができる。

(㇆)　新株発行の無効の訴えに係る請求を認容する判決が確定したときは、当該新株発行により発行された株式の株主は、当該株式会社に対し、当該株式会社が当該株式と引換えに交付した金銭の額に相当する金銭の支払を請求することができる。

(㇇)　新株発行の無効の訴えに係る請求を認容する判決が確定したときは、当該新株発行により発行された株式の株主は、当該株式会社に対し、当該株式会社が当該株式と引換えに交付した金銭の額に相当する金銭の支払を請求することができる。

(㇈)　新株発行の無効の訴えに係る請求を認容する判決が確定したときは、当該新株発行により発行された株式の株主は、当該株式会社に対し、当該株式会社が当該株式と引換えに交付した金銭の額に相当する金銭の支払を請求することができる。

(㇉)　新株発行の無効の訴えに係る請求を認容する判決が確定したときは、当該新株発行により発行された株式の株主は、当該株式会社に対し、当該株式会社が当該株式と引換えに交付した金銭の額に相当する金銭の支払を請求することができる。

(㇊)　新株発行の無効の訴えに係る請求を認容する判決が確定したときは、当該新株発行により発行された株式の株主は、当該株式会社に対し、当該株式会社が当該株式と引換えに交付した金銭の額に相当する金銭の支払を請求することができる。

(㇋)　新株発行の無効の訴えに係る請求を認容する判決が確定したときは、当該新株発行により発行された株式の株主は、当該株式会社に対し、当該株式会社が当該株式と引換えに交付した金銭の額に相当する金銭の支払を請求することができる。

(㇌)　新株発行の無効の訴えに係る請求を認容する判決が確定したときは、当該新株発行により発行された株式の株主は、当該株式会社に対し、当該株式会社が当該株式と引換えに交付した金銭の額に相当する金銭の支払を請求することができる。

(㇍)　新株発行の無効の訴えに係る請求を認容する判決が確定したときは、当該新株発行により発行された株式の株主は、当該株式会社に対し、当該株式会社が当該株式と引換えに交付した金銭の額に相当する金銭の支払を請求することができる。

(㇎)　新株発行の無効の訴えに係る請求を認容する判決が確定したときは、当該新株発行により発行された株式の株主は、当該株式会社に対し、当該株式会社が当該株式と引換えに交付した金銭の額に相当する金銭の支払を請求することができる。

(㇏)　新株発行の無効の訴えに係る請求を認容する判決が確定したときは、当該新株発行により発行された株式の株主は、当該株式会社に対し、当該株式会社が当該株式と引換えに交付した金銭の額に相当する金銭の支払を請求することができる。

(㇐)　新株発行の無効の訴えに係る請求を認容する判決が確定したときは、当該新株発行により発行された株式の株主は、当該株式会社に対し、当該株式会社が当該株式と引換えに交付した金銭の額に相当する金銭の支払を請求することができる。

(㇑)　新株発行の無効の訴えに係る請求を認容する判決が確定したときは、当該新株発行により発行された株式の株主は、当該株式会社に対し、当該株式会社が当該株式と引換えに交付した金銭の額に相当する金銭の支払を請求することができる。

(㇒)　新株発行の無効の訴えに係る請求を認容する判決が確定したときは、当該新株発行により発行された株式の株主は、当該株式会社に対し、当該株式会社が当該株式と引換えに交付した金銭の額に相当する金銭の支払を請求することができる。

(㇓)　新株発行の無効の訴えに係る請求を認容する判決が確定したときは、当該新株発行により発行された株式の株主は、当該株式会社に対し、当該株式会社が当該株式と引換えに交付した金銭の額に相当する金銭の支払を請求することができる。

(㇔)　新株発行の無効の訴えに係る請求を認容する判決が確定したときは、当該新株発行により発行された株式の株主は、当該株式会社に対し、当該株式会社が当該株式と引換えに交付した金銭の額に相当する金銭の支払を請求することができる。

(㇕)　新株発行の無効の訴えに係る請求を認容する判決が確定したときは、当該新株発行により発行された株式の株主は、当該株式会社に対し、当該株式会社が当該株式と引換えに交付した金銭の額に相当する金銭の支払を請求することができる。

(㇖)　新株発行の無効の訴えに係る請求を認容する判決が確定したときは、当該新株発行により発行された株式の株主は、当該株式会社に対し、当該株式会社が当該株式と引換えに交付した金銭の額に相当する金銭の支払を請求することができる。

(㇗)　新株発行の無効の訴えに係る請求を認容する判決が確定したときは、当該新株発行により発行された株式の株主は、当該株式会社に対し、当該株式会社が当該株式と引換えに交付した金銭の額に相当する金銭の支払を請求することができる。

(㇘)　新株発行の無効の訴えに係る請求を認容する判決が確定したときは、当該新株発行により発行された株式の株主は、当該株式会社に対し、当該株式会社が当該株式と引換えに交付した金銭の額に相当する金銭の支払を請求することができる。

(㇙)　新株発行の無効の訴えに係る請求を認容する判決が確定したときは、当該新株発行により発行された株式の株主は、当該株式会社に対し、当該株式会社が当該株式と引換えに交付した金銭の額に相当する金銭の支払を請求することができる。

(㇚)　新株発行の無効の訴えに係る請求を認容する判決が確定したときは、当該新株発行により発行された株式の株主は、当該株式会社に対し、当該株式会社が当該株式と引換えに交付した金銭の額に相当する金銭の支払を請求することができる。

(㇛)　新株発行の無効の訴えに係る請求を認容する判決が確定したときは、当該新株発行により発行された株式の株主は、当該株式会社に対し、当該株式会社が当該株式と引換えに交付した金銭の額に相当する金銭の支払を請求することができる。

(㇜)　新株発行の無効の訴えに係る請求を認容する判決が確定したときは、当該新株発行により発行された株式の株主は、当該株式会社に対し、当該株式会社が当該株式と引換えに交付した金銭の額に相当する金銭の支払を請求することができる。

(㇝)　新株発行の無効の訴えに係る請求を認容する判決が確定したときは、当該新株発行により発行された株式の株主は、当該株式会社に対し、当該株式会社が当該株式と引換えに交付した金銭の額に相当する金銭の支払を請求することができる。

(㇞)　新株発行の無効の訴えに係る請求を認容する判決が確定したときは、当該新株発行により発行された株式の株主は、当該株式会社に対し、当該株式会社が当該株式と引換えに交付した金銭の額に相当する金銭の支払を請求することができる。

(㇟)　新株発行の無効の訴えに係る請求を認容する判決が確定したときは、当該新株発行により発行された株式の株主は、当該株式会社に対し、当該株式会社が当該株式と引換えに交付した金銭の額に相当する金銭の支払を請求することができる。

(㇠)　新株発行の無効の訴えに係る請求を認容する判決が確定したときは、当該新株発行により発行された株式の株主は、当該株式会社に対し、当該株式会社が当該株式と引換えに交付した金銭の額に相当する金銭の支払を請求することができる。

(㇡)　新株発行の無効の訴えに係る請求を認容する判決が確定したときは、当該新株発行により発行された株式の株主は、当該株式会社に対し、当該株式会社が当該株式と引換えに交付した金銭の額に相当する金銭の支払を請求することができる。

(㇢)　新株発行の無効の訴えに係る請求を認容する判決が確定したときは、当該新株発行により発行された株式の株主は、当該株式会社に対し、当該株式会社が当該株式と引換えに交付した金銭の額に相当する金銭の支払を請求することができる。

(㇣)　新株発行の無効の訴えに係る請求を認容する判決が確定したときは、当該新株発行により発行された株式の株主は、当該株式会社に対し、当該株式会社が当該株式と引換えに交付した金銭の額に相当する金銭の支払を請求することができる。

(㇤)　新株発行の無効の訴えに係る請求を認容する判決が確定したときは、当該新株発行により発行された株式の株主は、当該株式会社に対し、当該株式会社が当該株式と引換えに交付した金銭の額に相当する金銭の支払を請求することができる。

(㇥)　新株発行の無効の訴えに係る請求を認容する判決が確定したときは、当該新株発行により発行された株式の株主は、当該株式会社に対し、当該株式会社が当該株式と引換えに交付した金銭の額に相当する金銭の支払を請求することができる。

(㇦)　新株発行の無効の訴えに係る請求を認容する判決が確定したときは、当該新株発行により発行された株式の株主は、当該株式会社に対し、当該株式会社が当該株式と引換えに交付した金銭の額に相当する金銭の支払を請求することができる。

(㇧)　新株発行の無効の訴えに係る請求を認容する判決が確定したときは、当該新株発行により発行された株式の株主は、当該株式会社に対し、当該株式会社が当該株式と引換えに交付した金銭の額に相当する金銭の支払を請求することができる。

(㇨)　新株発行の無効の訴えに係る請求を認容する判決が確定したときは、当該新株発行により発行された株式の株主は、当該株式会社に対し、当該株式会社が当該株式と引換えに交付した金銭の額に相当する金銭の支払を請求することができる。

(㇩)　新株発行の無効の訴えに係る請求を認容する判決が確定したときは、当該新株発行により発行された株式の株主は、当該株式会社に対し、当該株式会社が当該株式と引換えに交付した金銭の額に相当する金銭の支払を請求することができる。

(㇪)　新株発行の無効の訴えに係る請求を認容する判決が確定したときは、当該新株発行により発行された株式の株主は、当該株式会社に対し、当該株式会社が当該株式と引換えに交付した金銭の額に相当する金銭の支払を請求することができる。

(㇫)　新株発行の無効の訴えに係る請求を認容する判決が確定したときは、当該新株発行により発行された株式の株主は、当該株式会社に対し、当該株式会社が当該株式と引換えに交付した金銭の額に相当する金銭の支払を請求することができる。

(㇬)　新株発行の無効の訴えに係る請求を認容する判決が確定したときは、当該新株発行により発行された株式の株主は、当該株式会社に対し、当該株式会社が当該株式と引換えに交付した金銭の額に相当する金銭の支払を請求することができる。

(㇭)　新株発行の無効の訴えに係る請求を認容する判決が確定したときは、当該新株発行により発行された株式の株主は、当該株式会社に対し、当該株式会社が当該株式と引換えに交付した金銭の額に相当する金銭の支払を請求することができる。

(㇮)　新株発行の無効の訴えに係る請求を認容する判決が確定したときは、当該新株発行により発行された株式の株主は、当該株式会社に対し、当該株式会社が当該株式と引換えに交付した金銭の額に相当する金銭の支払を請求することができる。

(㇯)　新株発行の無効の訴えに係る請求を認容する判決が確定したときは、当該新株発行により発行された株式の株主は、当該株式会社に対し、当該株式会社が当該株式と引換えに交付した金銭の額に相当する金銭の支払を請求することができる。

(ㇰ)　新株発行の無効の訴えに係る請求を認容する判決が確定したときは、当該新株発行により発行された株式の株主は、当該株式会社に対し、当該株式会社が当該株式と引換えに交付した金銭の額に相当する金銭の支払を請求することができる。

(ㇱ)　新株発行の無効の訴えに係る請求を認容する判決が確定したときは、当該新株発行により発行された株式の株主は、当該株式会社に対し、当該株式会社が当該株式と引換えに交付した金銭の額に相当する金銭の支払を請求することができる。

(ㇲ)　新株発行の無効の訴えに係る請求を認容する判決が確定したときは、当該新株発行により発行された株式の株主は、当該株式会社に対し、当該株式会社が当該株式と引換えに交付した金銭の額に相当する金銭の支払を請求することができる。

(ㇳ)　新株発行の無効の訴えに係る請求を認容する判決が確定したときは、当該新株発行により発行された株式の株主は、当該株式会社に対し、当該株式会社が当該株式と引換えに交付した金銭の額に相当する金銭の支払を請求することができる。

(ㇴ)　新株発行の無効の訴えに係る請求を認容する判決が確定したときは、当該新株発行により発行された株式の株主は、当該株式会社に対し、当該株式会社が当該株式と引換えに交付した金銭の額に相当する金銭の支払を請求することができる。

(ㇵ)　新株発行の無効の訴えに係る請求を認容する判決が確定したときは、当該新株発行により発行された株式の株主は、当該株式会社に対し、当該株式会社が当該株式と引換えに交付した金銭の額に相当する金銭の支払を請求することができる。

(ㇶ)　新株発行の無効の訴えに係る請求を認容する判決が確定したときは、当該新株発行により発行された株式の株主は、当該株式会社に対し、当該株式会社が当該株式と引換えに交付した金銭の額に相当する金銭の支払を請求することができる。

(ㇷ)　新株発行の無効の訴えに係る請求を認容する判決が確定したときは、当該新株発行により発行された株式の株主は、当該株式会社に対し、当該株式会社が当該株式と引換えに交付した金銭の額に相当する金銭の支払を請求することができる。

(ㇸ)　新株発行の無効の訴えに係る請求を認容する判決が確定したときは、当該新株発行により発行された株式の株主は、当該株式会社に対し、当該株式会社が当該株式と引換えに交付した金銭の額に相当する金銭の支払を請求することができる。

(ㇹ)　新株発行の無効の訴えに係る請求を認容する判決が確定したときは、当該新株発行により発行された株式の株主は、当該株式会社に対し、当該株式会社が当該株式と引換えに交付した金銭の額に相当する金銭の支払を請求することができる。

(ㇺ)　新株発行の無効の訴えに係る請求を認容する判決が確定したときは、当該新株発行により発行された株式の株主は、当該株式会社に対し、当該株式会社が当該株式と引換えに交付した金銭の額に相当する金銭の支払を請求することができる。

(ㇻ)　新株発行の無効の訴えに係る請求を認容する判決が確定したときは、当該新株発行により発行された株式の株主は、当該株式会社に対し、当該株式会社が当該株式と引換えに交付した金銭の額に相当する金銭の支払を請求することができる。

(ㇼ)　新株発行の無効の訴えに係る請求を認容する判決が確定したときは、当該新株発行により発行された株式の株主は、当該株式会社に対し、当該株式会社が当該株式と引換えに交付した金銭の額に相当する金銭の支払を請求することができる。

(ㇽ)　新株発行の無効の訴えに係る請求を認容する判決が確定したときは、当該新株発行により発行された株式の株主は、当該株式会社に対し、当該株式会社が当該株式と引換えに交付した金銭の額に相当する金銭の支払を請求することができる。

(ㇾ)　新株発行の無効の訴えに係る請求を認容する判決が確定したときは、当該新株発行により発行された株式の株主は、当該株式会社に対し、当該株式会社が当該株式と引換えに交付した金銭の額に相当する金銭の支払を請求することができる。

(ㇿ)　新株発行の無効の訴えに係る請求を認容する判決が確定したときは、当該新株発行により発行された株式の株主は、当該株式会社に対し、当該株式会社が当該株式と引換えに交付した金銭の額に相当する金銭の支払を請求することができる。

(㇀)　新株発行の無効の訴えに係る請求を認容する判決が確定したときは、当該新株発行により発行された株式の株主は、当該株式会社に対し、当該株式会社が当該株式と引換えに交付した金銭の額に相当する金銭の支払を請求することができる。

(㇁)　新株発行の無効の訴えに係る請求を認容する判決が確定したときは、当該新株発行により発行された株式の株主は、当該株式会社に対し、当該株式会社が当該株式と引換えに交付した金銭の額に相当する金銭の支払を請求することができる。

(㇂)　新株発行の無効の訴えに係る請求を認容する判決が確定したときは、当該新株発行により発行された株式の株主は、当該株式会社に対し、当該株式会社が当該株式と引換えに交付した金銭の額に相当する金銭の支払を請求することができる。

(㇄)　新株発行の無効の訴えに係る請求を認容する判決が確定したときは、当該新株発行により発行された株式の株主は、当該株式会社に対し、当該株式会社が当該株式と引換えに交付した金銭の額に相当する金銭の支払を請求することができる。

(㇅)　新株発行の無効の訴えに係る請求を認容する判決が確定したときは、当該新株発行により発行された株式の株主は、当該株式会社に対し、当該株式会社が当該株式と引換えに交付した金銭の額に相当する金銭の支払を請求することができる。

(㇆)　新株発行の無効の訴えに係る請求を認容する判決が確定したときは、当該新株発行により発行された株式の株主は、当該株式会社に対し、当該株式会社が当該株式と引換えに交付した金銭の額に相当する金銭の支払を請求することができる。

(㇇)　新株発行の無効の訴えに係る請求を認容する判決が確定したときは、当該新株発行により発行された株式の株主は、当該株式会社に対し、当該株式会社が当該株式と引換えに交付した金銭の額に相当する金銭の支払を請求することができる。

(㇈)　新株発行の無効の訴えに係る請求を認容する判決が確定したときは、当該新株発行により発行された株式の株主は、当該株式会社に対し、当該株式会社が当該株式と引換えに交付した金銭の額に相当する金銭の支払を請求することができる。

(㇉)　新株発行の無効の訴えに係る請求を認容する判決が確定したときは、当該新株発行により発行された株式の株主は、当該株式会社に対し、当該株式会社が当該株式と引換えに交付した金銭の額に相当する金銭の支払を請求することができる。

(㇊)　新株発行の無効の訴えに係る請求を認容する判決が確定したときは、当該新株発行により発行された株式の株主は、当該株式会社に対し、当該株式会社が当該株式と引換えに交付した金銭の額に相当する金銭の支払を請求することができる。

(㇋)　新株発行の無効の訴えに係る請求を認容する判決が確定したときは、当該新株発行により発行された株式の株主は、当該株式会社に対し、当該株式会社が当該株式と引換えに交付した金銭の額に相当する金銭の支払を請求することができる。

(㇌)　新株発行の無効の訴えに係る請求を認容する判決が確定したときは、当該新株発行により発行された株式の株主は、当該株式会社に対し、当該株式会社が当該株式と引換えに交付した金銭の額に相当する金銭の支払を請求することができる。

(㇍)　新株発行の無効の訴えに係る請求を認容する判決が確定したときは、当該新株発行により発行された株式の株主は、当該株式会社に対し、当該株式会社が当該株式と引換えに交付した金銭の額に相当する金銭の支払を請求することができる。

(㇎)　新株発行の無効の訴えに係る請求を認容する判決が確定したときは、当該新株発行により発行された株式の株主は、当該株式会社に対し、当該株式会社が当該株式と引換えに交付した金銭の額に相当する金銭の支払を請求することができる。

(㇏)　新株発行の無効の訴えに係る請求を認容する判決が確定したときは、当該新株発行により発行された株式の株主は、当該株式会社に対し、当該株式会社が当該株式と引換えに交付した金銭の額に相当する金銭の支払を請求することができる。

(㇐)　新株発行の無効の訴えに係る請求を認容する判決が確定したときは、当該新株発行により発行された株式の株主は、当該株式会社に対し、当該株式会社が当該株式と引換えに交付した金銭の額に相当する金銭の支払を請求することができる。

(㇑)　新株発行の無効の訴えに係る請求を認容する判決が確定したときは、当該新株発行により発行された株式の株主は、当該株式会社に対し、当該株式会社が当該株式と引換えに交付した金銭の額に相当する金銭の支払を請求することができる。

(㇒)　新株発行の無効の訴えに係る請求を認容する判決が確定したときは、当該新株発行により発行された株式の株主は、当該株式会社に対し、当該株式会社が当該株式と引換えに交付した金銭の額に相当する金銭の支払を請求することができる。

(㇓)　新株発行の無効の訴えに係る請求を認容する判決が確定したときは、当該新株発行により発行された株式の株主は、当該株式会社に対し、当該株式会社が当該株式と引換えに交付した金銭の額に相当する金銭の支払を請求することができる。

(㇔)　新株発行の無効の訴えに係る請求を認容する判決が確定したときは、当該新株発行により発行された株式の株主は、当該株式会社に対し、当該株式会社が当該株式と引換えに交付した金銭の額に相当する金銭の支払を請求することができる。

(㇕)　新株発行の無効の訴えに係る請求を認容する判決が確定したときは、当該新株発行により発行された株式の株主は、当該株式会社に対し、当該株式会社が当該株式と引換えに交付した金銭の額に相当する金銭の支払を請求することができる。

(㇖)　新株発行の無効の訴えに係る請求を認容する判決が確定したときは、当該新株発行により発行された株式の株主は、当該株式会社に対し、当該株式会社が当該株式と引換えに交付した金銭の額に相当する金銭の支払を請求することができる。

(㇗)　新株発行の無効の訴えに係る請求を認容する判決が確定したときは、当該新株発行により発行された株式の株主は、当該株式会社に対し、当該株式会社が当該株式と引換えに交付した金銭の額に相当する金銭の支払を請求することができる。

(㇘)　新株発行の無効の訴えに係る請求を認容する判決が確定したときは、当該新株発行により発行された株式の株主は、当該株式会社に対し、当該株式会社が当該株式と引換えに交付した金銭の額に相当する金銭の支払を請求することができる。

(㇙)　新株発行の無効の訴えに係る請求を認容する判決が確定したときは、当該新株発行により発行された株式の株主は、当該株式会社に対し、当該株式会社が当該株式と引換えに交付した金銭の額に相当する金銭の支払を請求することができる。

(㇚)　新株発行の無効の訴えに係る請求を認容する判決が確定したときは、当該新株発行により発行された株式の株主は、当該株式会社に対し、当該株式会社が当該株式と引換えに交付した金銭の額に相当する金銭の支払を請求することができる。

(㇛)　新株発行の無効の訴えに係る請求を認容する判決が確定したときは、当該新株発行により発行された株式の株主は、当該株式会社に対

八、「特別経理会社の株式」なる表現を避けること（第三十七条関係）
「当該金融機関に属する資産で命令で定めるもの」として例示を避けること
九、中止された強制執行等の効力に関すること
十、インターバンクの金融債の措置に関すること（第五十九条関係）
新旧勘定区分の消滅の日から続行することとすること（別紙三）
命令で以て規定し得る如く補充規定を置くこと
（別紙省略――編者）
出所　大蔵省資料Z五二六―七一一。

（34）司令部の提案十項目について大臣・司令部会談に関する覚書メモ（昭和二一年九月一七日）

九、一七　午前十時　大臣・GHQ
㈠　G8／29案を其のまま呑むか
㈡　ベーaccount　一万五千円とするか（free deposit　ヲ含ム）
㈢　対日理事会に提案するか
に付、Yes or No を明日午後迄に回答せよ
尚十項目中第一乃至第五に付右時刻迄 Yes No を請ク
出所　大蔵省資料Z五二六一四一六。

（35）課税立法に於て準拠すべき十点に対する日本政府改正意見（昭和二一年九月一八日）

「課税立法ニ於テ準拠スベキ十点」ニ対スル日本政府改正意見
第一点及第二点
別紙
第三点
貴司令部案ニ対シ異存ナシ
第四点
貴司令部案ニ対シ異存ナシ
◎第五点
貴司令部案ニ対シ異存ナシ、但シ未払込徴収ニ付テハ特別管理人ガ整理計画ニ於テ之ヲ決定シ政府ノ承認ヲ受クルコトトスルモ整理ノ迅速且円滑ナル実行ヲ確保スル為政府ハ左ノ如ク措置スルヲ可トスルト意見ナリ
一、未払込資本金ノ払込ニ関スル株主ノ責任ハ其ノ所有株式ノ権利ヲ失権セシメラレタル場合ハ之ヲ解除スルコト、此ノ場合ニ於テ株主ニ対シ更ニ責任ヲ追求セザルコト
二、株主ガ未払込株式ノ払込ヲ為サザル為市場ニ於テ之ヲ売却処分スル場合該株式ヲ買取ルベキ特別ノ機関ヲ設置スルコト
第六点
現在日本ニ於ケル特殊事情ニ鑑ミ多少ノ困難アルモ若シ大蔵大臣ノ裁量ニ於テ回収額ノ二割五分以内又ハ十万円以下ノ賞金ヲ与フルコトヲ得ルコトトシ誣告其ノ他社会秩序ヲ乱ス行為ヲ処罰スル罰則ヲ設クルナラバ財産税法ニ「密告」ニ関スル条項ヲ挿入スルコトニ付テハ政府ハ異存ナシ
第七点
貴司令部案ニ対シ異存ナシ
第八点
貴司令部案ニ対シ異存ナシ
第九点
貴司令部案ニ対シ異存ナシ
第十点
貴司令部案ニ対シ異存ナシ
欄外　愛知官房長筆跡の墨書き記入。
①此ノ分ノミ修正シ渡辺マーカット了解成立ス
編注　本文中「第一点及第二点　別紙」とあるのは後掲(37)の資料を指すが、九月一八日の英訳文が付され、「要訂正」の鉛筆書き記入がある。

出所　大蔵省資料Z五二六一四一六。

（36）課税立法に於て準拠すべき十点に対する改正日本政府ノ解（英文）（一九四六年九月一八日）

REVISED VIEWS OF THE JAPANESE GOVERNMENT
"THE POINTS TO BE FOLLOWED IN TAX LEGISLATION"

18 Sept. 1946

1st and 2nd Points

In order to limit the amount of payment on the government guarantee of bank deposits as much as possible, we are prepared to revise Article 33 of our draft of the Financial Institutions Reorganization Bill to provide for the following:

1. The maximum amount of payments on the government bank deposit guarantee to be allowed to each bank will not exceed the smaller of the following two amounts:
   a. The loss as of the designated hour of the new account computed according to the Law regarding the Emergency Measures for the accounts of Financial Institutions and the Emergency Financial Measures Ordinance.
   b. The loss as of the designated hour of the new account computed as a. above except for the amount of the first restricted deposits in the new account which will be substituted in computation of the loss by the aggregate amount of all deposits other than free deposits and inter-bank deposits with a ceiling of ¥15,000 per account as a maximum for each deposit.
2. The total amount of payments by the government on deposit guarantee of all banks (including the Deposit Bureau) will not exceed 10 billion yen.

3rd Point

We have no objection to your Headquarter's proposal.

4th Point

We have no objection to your Headquarter's proposal.

5th Point

We have no objection to your Headquarter's proposal. Exceptional cases involving non-call of shareholder liability can be referred to SCAP for final decision. The special supervisor will handle such matters.

6th Point

Although there exist some difficulties owing to the peculiar circumstances now obtaining in Japan, we have no objection to inserting an informer clause in the Capital Levy Law, if the Minister of Finance will have the discretion to give rewards not more than 25% of the recovered amount or not more than ¥100,000 or not to give rewards and if penal provisions will be provided to punish false accusation and other acts detrimental to social order.

7th Point

We have no objection to your Headquarter's proposal.

8th Point

We have no objection to your Headquarter's proposal.

9th Point

We have no objection to your Headquarter's proposal

10th Point

We have no objection to your Headquarter's proposal.

編注　本文は前出の日本政府意見の第五点のみを修正して司令部の了解を得た文書。

出所　大蔵省資料Z五二六一四一六。

(37) 金融機関再建整備法案の修正に関する件

（昭和二二年九月一八日大蔵省）

金融機関再建整備法案の修正に関する件（昭二二、九、一八）

一、①　原案補償条項を改正して、補償金額に限度を設ける。

二、右の補償金額の限度は左の各号に掲げる金額のうち、何れか低き額による。

㈠　現行の金融機関経理応急措置法及び金融緊急措置令に基き指定時において新勘定に生ずる損失額

（右は自由預金等と、インターバンクローンと、第一封鎖預金等との合計額から指定時の資産総額を控除した残額である。）

㈡　㈠のうち、第一封鎖預金等となるべき金額をパーアカウント一万五千円以内として計算した場合指定時において新勘定に生ずる損失額

（右は自由預金等と、インターバンクローンと、指定時において封鎖預金等につき一口一万五千円以内として計算した金額との合計額から指定時の資産総額を控除した残額である）

三、②　右の補償金額の限度は百億円の額を超えることが出来ない。

欄外　愛知文書課長のペン書き記入。

①大臣室九―一九、同日閣議ヘ

②郵便貯金ハ国ガ直接ノ債務者ナルヲ以テ除外スル

編注　本文は「課税立法に於て準拠すべき十点」の第一点、第二点につき、司令部と了解がついた線で法案の修正点を提示したもので、前掲資料の「別紙」にあたる。なお欄外②の記入については、原文（前掲36）によれば預金部を含めたすべての金融機関の補償限度が百億円である。

出所　大蔵省資料Z五二六―四―六。

(38) 補償打切りに因る企業整備に伴う労働対策閣議請議案

（司令部修正後）（昭和二一年九月二〇日）

補償打切に因る企業整備に伴ふ労働対策（閣議請議案）

（二一、九、二〇、レーバー・セクションの意見による修正案）

一、企業再建整備を行ふ企業に於て従業員の整理を行ふ必要あるときは、左の方針によるべきものとする。

㈠　新勘定（又は第二会社）に移される従業員数は新勘定（又は第二会社）に移される事業設備の稼働見込に必要な数とすべきであるが、次のことを考慮する。

(1)　近き将来予想される企業伸張に必要な従業員は此の際新勘定に移し保有する。

(2)　労働時間は生産に支障なき限り基本時間実働八時間迄これを短縮しもし資材燃料其の他の条件が許すならば従業員の交替制による操業時間の延長を行ふ。

㈡　旧勘定に属する設備の管理に必要な従業員は残さなければならない。

㈢　右㈠及㈡以外の従業員は企業再建整備法実施後、概ね三ヶ月以内に整理する。

㈣　従業員の整理にあたっては、国籍、信条、社会的地位又は扶養家族の多数の故を以て差別的取扱をしてはならない。

又従業員が労働組合員なること、労働組合の指導者なること、或は正当な組合活動をなしたことの故を以て解雇してはならない。

㈤　会社は解雇の範囲、順序等解雇の具体的基準を文書を以て労働組合其の他従業員の総意を代表する者或は経営協議会がある場合はこれに提示して、その意見を徴しこれを出来るだけ合理的ならしめ且了解を求めるものとする。

二、中央経済再建整備委員会の委員に労働代表を加へ、企業再建整備計画にその

意見を反映せしめる。

三、整備される従業員に対する賃金等の給与資金であって、自己資金等で賄へない場合には当該企業の取引金融機関から融資することとし、取引金融機関が融資することが出来ない場合には復興金融金庫が適当な担保を徴して融資するものとし、左記限度内にて行ふ。

㈠　企業再建整備法実施の月までは一ヶ月分の全額

㈡　その翌月は一ヶ月分の三分の二の金額

㈢　その翌々月は一ヶ月分の三分の一の金額

四、整理される従業員に対する退職金については左の方針による。

㈠　引続き在職する従業員に対しては退職金を支払ってはならない。

㈡　指定時後三ヶ月以内に退職する者の退職金は旧勘定の負担とし指定時後三ヶ月以上を経過して退職する者の退職金は指定時後三ヶ月を経過した日を基準としてその前後の勤続年月数に応じて按分し旧勘定及び新勘定の負担を定める。

㈢　指定時前確定した退職金の優先支払をうける限度は一人に付一万五千円とする。

㈣　指定時後退職する者の旧勘定に属する退職金の優先支払の限度は左の各号の一によって計算した額とする。但し一人につき一万五千円を限度とする。

(1)　指定時現在において特別経理会社の退職金給与規定によって計算した額。

(2)　指定時現在において特別経理会社が退職金給与規定を有しない場合は指定時前三ヶ月間の一ヶ月平均月収額（賞与其の他の臨時的給与を除く）に勤続一年につき一ヶ月平均月収額の二分の一を加へた金額。但し大人五〇〇円、扶養家族一人につき一〇〇円の割合で計算した額を下ってはならない。

(3)　指定時現在における特別経理会社の退職金給与規定によって計算した額が前号によって計算した金額より低いときは前号によって計算した金額。

㈤　前項の退職金計算の基礎となる勤続年数の算定は一応解雇されて再雇傭された者については再雇傭の日から起算する。但し解雇の際退職金又は之に準ずる給与を支給されてゐない場合は前の勤続年数を通算する。

前項の規定は特別経理会社の退職金規程に特別の規定がある場合は適用しない。

㈥　優先弁済を受ける退職金は旧勘定からこれを支払ふことを原則とするも旧勘定において支払が出来ない場合に限り特別管理人の承認を受けて会社経理応急措置法第九条の規定によって設けた新勘定の未整理支払勘定に計上した額を限度として新勘定から支払をすることが出来る。

㈦　退職金支払の能力あるも資金繰上支払が困難な場合は先づ取引金融機関から借入れることとし、取引金融機関から借入が困難な場合には復興金融金庫が供給する。

㈧　退職金の調達支払が出来ない企業に対しては退職者一人につき千円の割合をもって計算した金額を限度として左記により国庫から支払資金を補給する。但し企業が調達し得る金額を控除する。

(1)　退職金の調達の出来ない企業は退職金補給申請書を主務大臣に提出する。

(2)　主務大臣が退職金補給の要があると認めた場合は必要な金額を復興金融金庫より融資させる。

編注　本資料と同題の「二一、九、一六厚生省よりレーバーセクションへ提出分」と本文を比較して、司令部の労働課による主な修正点をみると、

1　一の㈣に「労働組合其の他従業員の総意を代表する者の意見を徴するものとする。企業に経営協議会等のあるときは充分これを活用すべきものとする」とあったのを削除して「国籍…取扱をしてはならない。」を挿入したこと

、但し十万円以下の会社については貸本金の負担割合を五割とする。

＝　特別損失を負担する旧債権は，会社の提出する整備計画の認可のあった

ときに消滅する。

ホ　会社財産の評価は整備計画にこれを記載し，主務大臣の認可を受けて

から行う。

ヘ　整備計画の実行に当たっては，窓口の処分方針の明確を図るため，

債を明確にする。

十一　旧債権における新旧両勘定の負債処理

第二　資産及び負債の評価

一　財産評価基準は一定期日㋑に決定を終ら，金融機関は，その期日後一定

期間内に，当の会社の存続，解散，合併，譲渡，第二会社の設立，特別払

戻の額，旧債権者のその負担額，未払法林金の徴収，指定時後の新勘定

定評価基準によって評価されるる，金融機関の財産も同時（役員未）確

二　確定評価基準は既時決定されるる，金融機関の財産も評価する。

期間内に，当の会社の存続，解散，合併，譲渡，第二会社の設立，特別払

戻の額，旧債権者のその負担額，未払法林金の徴収，指定時後の新勘定

の信務の第二会社への承継等に関する大要を記載する。

三　市務大臣は公益上必要があるるときは株主及び債権者の異議がある

ヘ　主務大臣は整備計画の提出のちいた会社，再度不認可にならいた会社に対し

ある之定めたるとき，整備計画を修正認可することができる。

ト　主務大臣は整備計画の認可を受けたときは当該計画に従の遅滞なく

四，整備計画の実行

解散を命ずることができる。

ロ　整備計画の実行については，株主総会，取締役（監理官務）は会社の

助定（新金融機関）に移し換えられる。

二　日助定（旧金融機関）の現金，小切手，確定評価済財産は，原則として新

助定　最終処理

第四　最終処理は元の場合に開始する。

（イ）第二，一の評価における，特定資産円等侵良のとき。

（ロ）第二，一の評価において，整理債務に配当する金額が，一定額以

下となったとき。

一　日助定（旧金融機関）の負債（整理官務）は元の場合には，新助定（新金

融機関）に移し換えられる。

＝　主務大臣は整備計画の提出のちいた会社，再度不認可にならいた会社に対し

ある之定めたるとき，整備計画を修正認可することができる。

解散を命ずることができる。

四，整備計画の実行

ト　特別経理会社は整備計画の認可を受けたときは当該計画に従の遅滞なく

に行わなければ，井務大臣の認可を受けた日に旧助定及び新助

定を併合し，整備計画の実行をおったときに特別経理会社でなくなるも

のとする。

（ロ）総会所中の大部分において確定評価益が決定したとき。

十一　一の日の場合において，井務大臣の認可を受けて新旧助定区分を廃止する。

三　一の日の場合において，一定期日に助定を締切って，最終処理方法並び

2　四の㋑に「(3)前号の融資によって金額は国庫に復属

金融金庫に対して支払う。」とあるのを削除したこと

である。大蔵省資料Z五三―四一―(二)。

出所　大蔵省資料Z五三―六―四一―六。

(39)　戦時補償打切関係諸法案の要綱（昭和二一年九月二四日）

一　戦時補償特別措置法案関

第一　措置の大要

一　戦時補償請求権

二　会社等の終戦前の資金の融通等

に因る損失の政府打ちある補塡

三　政府が会社等の為にした保証

第二　戦時補償請求権

政府又は特定機関に対する請求権で

一　弁済期が昭和二十年八月十五日前で同日ゥ未決済のもの。

二　弁済期が昭和二十年八月十五日後で強生原因が同日以前のもの。

第三　納税義務者

本法施行の際戦時補償請求権を有しスは本法施行前にそれについて弁済を受け

た者。

戦時補償請求権のそれぞれについて決済のうえ金額。

第五　控除

一　原則として

二　個人の戦争保険等の請求権

三　控除の総額は十万円を超過し得ず。

第六　免除

地方公共団体が免除される公益法人等は一に定条件の下に確認又は免除され

サ一般銀行ノ会ウ袖ジ実ニヤーチンテンニ郵庇ノ第二ヲ補償

第四　課税価格からの特別控除

一　戦災者及び引揚者控除　戸主三万円

二　人的控除　一人に付　二十円

三　寡婦及び水具廃疾者控除　一人に付　五千円

第五　免税点及び税率

第六　申告及びその納付

一　申告義務の方法による

納税義務者は課税価格を計算して一定期間内に政府に申告するとともに当該年度の所得税額を計算した場合において、その税額から既に源泉徴収された税額を控除し、その残額を納付しなければならない。

二　日銀定預金等による納付　物納及び延納の許可

税務署長は、金融機関が破産宣告を受けた場合その他やむを得ない事由があると認めるときは、その納税義務者の申請に基づき、その者の納付すべき税額の全部又は一部について、その納期限から一年以内に限り、徴収を猶予することができる。

第七　課税価格の調査と申告額と異なる場合及び申告のない場合の調査義務者に対する質問検査権

税務署長は、この法律の施行に必要な限度において、納税義務者又は納税義務者であつたと認められる者に対し、当該職員に、その事務所、事業所その他適当と認められる場所に臨んで、その者の帳簿書類その他の物件を検査し、又はこれらの者の提示若しくは提出を求めることができる。

第八　附則

（施行期日）

一　この法律は、昭和二十二年九月一日から施行する。

（一般の時効期間に関する経過措置）

二　この法律施行の際現に存する債権で、この法律施行前に生じたものについては、その債権の時効期間がこの法律施行後に生じたものとしてこの法律施行後の時効期間を経過するまでの間は、この法律施行後の時効期間を経過したときに時効により消滅する。ただし、その債権の時効期間がこの法律施行前に生じたものとしてこの法律施行前の時効期間を経過したときは、この限りでない。

（消滅時効の中断に関する経過措置）

三　この法律施行の際現に時効中断の事由が生じている場合においては、その事由が生じた時までに要した時効期間は、この法律施行後の時効期間に算入する。

（時効の停止に関する経過措置）

四　この法律施行の際現に時効の停止の事由が生じている場合においては、その事由が生じた時までに要した時効期間は、この法律施行後の時効期間に算入する。

（除斥期間に関する経過措置）

五　この法律施行の際現に除斥期間の進行している権利については、この法律施行後の除斥期間に関する規定を適用する。

（消滅時効の援用権者に関する経過措置）

六　この法律施行の際現に時効の利益を受ける者のために時効の進行を妨げる事由が生じている場合においては、その事由が生じた時までに要した時効期間は、この法律施行後の時効期間に算入する。

（時効の利益の放棄に関する経過措置）

七　この法律施行の際現に時効の利益を受ける者がその利益を放棄する場合においては、その者は、この法律施行後の時効期間に関する規定を適用する。

（時効の完成猶予に関する経過措置）

八　この法律施行の際現に時効の完成猶予の事由が生じている場合においては、その事由が生じた時までに要した時効期間は、この法律施行後の時効期間に算入する。

（時効の更新に関する経過措置）

九　この法律施行の際現に時効の更新の事由が生じている場合においては、その事由が生じた時までに要した時効期間は、この法律施行後の時効期間に算入する。

（裁判上の請求等に関する経過措置）

十　この法律施行の際現に裁判上の請求等の事由が生じている場合においては、その事由が生じた時までに要した時効期間は、この法律施行後の時効期間に算入する。

（強制執行等に関する経過措置）

十一　この法律施行の際現に強制執行等の事由が生じている場合においては、その事由が生じた時までに要した時効期間は、この法律施行後の時効期間に算入する。

（仮差押え等に関する経過措置）

十二　この法律施行の際現に仮差押え等の事由が生じている場合においては、その事由が生じた時までに要した時効期間は、この法律施行後の時効期間に算入する。

（承認に関する経過措置）

十三　この法律施行の際現に時効の利益を受ける者がその利益を承認する場合においては、その承認をした時までに要した時効期間は、この法律施行後の時効期間に算入する。

（裁判上の請求等に関する経過措置）

十四　この法律施行の際現に裁判上の請求等の事由が生じている場合においては、その事由が生じた時までに要した時効期間は、この法律施行後の時効期間に算入する。

（強制執行等に関する経過措置）

十五　この法律施行の際現に強制執行等の事由が生じている場合においては、その事由が生じた時までに要した時効期間は、この法律施行後の時効期間に算入する。

（仮差押え等に関する経過措置）

十六　この法律施行の際現に仮差押え等の事由が生じている場合においては、その事由が生じた時までに要した時効期間は、この法律施行後の時効期間に算入する。

（承認に関する経過措置）

十七　この法律施行の際現に時効の利益を受ける者がその利益を承認する場合においては、その承認をした時までに要した時効期間は、この法律施行後の時効期間に算入する。

（裁判上の請求等に関する経過措置）

十八　この法律施行の際現に裁判上の請求等の事由が生じている場合においては、その事由が生じた時までに要した時効期間は、この法律施行後の時効期間に算入する。

（強制執行等に関する経過措置）

十九　この法律施行の際現に強制執行等の事由が生じている場合においては、その事由が生じた時までに要した時効期間は、この法律施行後の時効期間に算入する。

（仮差押え等に関する経過措置）

二十　この法律施行の際現に仮差押え等の事由が生じている場合においては、その事由が生じた時までに要した時効期間は、この法律施行後の時効期間に算入する。

（承認に関する経過措置）

二十一　この法律施行の際現に時効の利益を受ける者がその利益を承認する場合においては、その承認をした時までに要した時効期間は、この法律施行後の時効期間に算入する。

（裁判上の請求等に関する経過措置）

二十二　この法律施行の際現に裁判上の請求等の事由が生じている場合においては、その事由が生じた時までに要した時効期間は、この法律施行後の時効期間に算入する。

（強制執行等に関する経過措置）

二十三　この法律施行の際現に強制執行等の事由が生じている場合においては、その事由が生じた時までに要した時効期間は、この法律施行後の時効期間に算入する。

（仮差押え等に関する経過措置）

二十四　この法律施行の際現に仮差押え等の事由が生じている場合においては、その事由が生じた時までに要した時効期間は、この法律施行後の時効期間に算入する。

（承認に関する経過措置）

二十五　この法律施行の際現に時効の利益を受ける者がその利益を承認する場合においては、その承認をした時までに要した時効期間は、この法律施行後の時効期間に算入する。

（裁判上の請求等に関する経過措置）

二十六　この法律施行の際現に裁判上の請求等の事由が生じている場合においては、その事由が生じた時までに要した時効期間は、この法律施行後の時効期間に算入する。

（強制執行等に関する経過措置）

二十七　この法律施行の際現に強制執行等の事由が生じている場合においては、その事由が生じた時までに要した時効期間は、この法律施行後の時効期間に算入する。

（仮差押え等に関する経過措置）

二十八　この法律施行の際現に仮差押え等の事由が生じている場合においては、その事由が生じた時までに要した時効期間は、この法律施行後の時効期間に算入する。

（承認に関する経過措置）

二十九　この法律施行の際現に時効の利益を受ける者がその利益を承認する場合においては、その承認をした時までに要した時効期間は、この法律施行後の時効期間に算入する。

（裁判上の請求等に関する経過措置）

三十　この法律施行の際現に裁判上の請求等の事由が生じている場合においては、その事由が生じた時までに要した時効期間は、この法律施行後の時効期間に算入する。

（強制執行等に関する経過措置）

三十一　この法律施行の際現に強制執行等の事由が生じている場合においては、その事由が生じた時までに要した時効期間は、この法律施行後の時効期間に算入する。

（仮差押え等に関する経過措置）

三十二　この法律施行の際現に仮差押え等の事由が生じている場合においては、その事由が生じた時までに要した時効期間は、この法律施行後の時効期間に算入する。

（承認に関する経過措置）

三十三　この法律施行の際現に時効の利益を受ける者がその利益を承認する場合においては、その承認をした時までに要した時効期間は、この法律施行後の時効期間に算入する。

（裁判上の請求等に関する経過措置）

三十四　この法律施行の際現に裁判上の請求等の事由が生じている場合においては、その事由が生じた時までに要した時効期間は、この法律施行後の時効期間に算入する。

（強制執行等に関する経過措置）

三十五　この法律施行の際現に強制執行等の事由が生じている場合においては、その事由が生じた時までに要した時効期間は、この法律施行後の時効期間に算入する。

（仮差押え等に関する経過措置）

三十六　この法律施行の際現に仮差押え等の事由が生じている場合においては、その事由が生じた時までに要した時効期間は、この法律施行後の時効期間に算入する。

（承認に関する経過措置）

三十七　この法律施行の際現に時効の利益を受ける者がその利益を承認する場合においては、その承認をした時までに要した時効期間は、この法律施行後の時効期間に算入する。

（裁判上の請求等に関する経過措置）

三十八　この法律施行の際現に裁判上の請求等の事由が生じている場合においては、その事由が生じた時までに要した時効期間は、この法律施行後の時効期間に算入する。

（強制執行等に関する経過措置）

三十九　この法律施行の際現に強制執行等の事由が生じている場合においては、その事由が生じた時までに要した時効期間は、この法律施行後の時効期間に算入する。

（仮差押え等に関する経過措置）

四十　この法律施行の際現に仮差押え等の事由が生じている場合においては、その事由が生じた時までに要した時効期間は、この法律施行後の時効期間に算入する。

（承認に関する経過措置）

四十一　この法律施行の際現に時効の利益を受ける者がその利益を承認する場合においては、その承認をした時までに要した時効期間は、この法律施行後の時効期間に算入する。

（裁判上の請求等に関する経過措置）

四十二　この法律施行の際現に裁判上の請求等の事由が生じている場合においては、その事由が生じた時までに要した時効期間は、この法律施行後の時効期間に算入する。

（強制執行等に関する経過措置）

四十三　この法律施行の際現に強制執行等の事由が生じている場合においては、その事由が生じた時までに要した時効期間は、この法律施行後の時効期間に算入する。

（仮差押え等に関する経過措置）

四十四　この法律施行の際現に仮差押え等の事由が生じている場合においては、その事由が生じた時までに要した時効期間は、この法律施行後の時効期間に算入する。

（承認に関する経過措置）

四十五　この法律施行の際現に時効の利益を受ける者がその利益を承認する場合においては、その承認をした時までに要した時効期間は、この法律施行後の時効期間に算入する。

（裁判上の請求等に関する経過措置）

四十六　この法律施行の際現に裁判上の請求等の事由が生じている場合においては、その事由が生じた時までに要した時効期間は、この法律施行後の時効期間に算入する。

（強制執行等に関する経過措置）

四十七　この法律施行の際現に強制執行等の事由が生じている場合においては、その事由が生じた時までに要した時効期間は、この法律施行後の時効期間に算入する。

（仮差押え等に関する経過措置）

四十八　この法律施行の際現に仮差押え等の事由が生じている場合においては、その事由が生じた時までに要した時効期間は、この法律施行後の時効期間に算入する。

（承認に関する経過措置）

四十九　この法律施行の際現に時効の利益を受ける者がその利益を承認する場合においては、その承認をした時までに要した時効期間は、この法律施行後の時効期間に算入する。

（裁判上の請求等に関する経過措置）

五十　この法律施行の際現に裁判上の請求等の事由が生じている場合においては、その事由が生じた時までに要した時効期間は、この法律施行後の時効期間に算入する。

（強制執行等に関する経過措置）

五十一　この法律施行の際現に強制執行等の事由が生じている場合においては、その事由が生じた時までに要した時効期間は、この法律施行後の時効期間に算入する。

（仮差押え等に関する経過措置）

五十二　この法律施行の際現に仮差押え等の事由が生じている場合においては、その事由が生じた時までに要した時効期間は、この法律施行後の時効期間に算入する。

（承認に関する経過措置）

五十三　この法律施行の際現に時効の利益を受ける者がその利益を承認する場合においては、その承認をした時までに要した時効期間は、この法律施行後の時効期間に算入する。

（裁判上の請求等に関する経過措置）

五十四　この法律施行の際現に裁判上の請求等の事由が生じている場合においては、その事由が生じた時までに要した時効期間は、この法律施行後の時効期間に算入する。

（強制執行等に関する経過措置）

五十五　この法律施行の際現に強制執行等の事由が生じている場合においては、その事由が生じた時までに要した時効期間は、この法律施行後の時効期間に算入する。

（仮差押え等に関する経過措置）

五十六　この法律施行の際現に仮差押え等の事由が生じている場合においては、その事由が生じた時までに要した時効期間は、この法律施行後の時効期間に算入する。

（承認に関する経過措置）

五十七　この法律施行の際現に時効の利益を受ける者がその利益を承認する場合においては、その承認をした時までに要した時効期間は、この法律施行後の時効期間に算入する。

（裁判上の請求等に関する経過措置）

五十八　この法律施行の際現に裁判上の請求等の事由が生じている場合においては、その事由が生じた時までに要した時効期間は、この法律施行後の時効期間に算入する。

（強制執行等に関する経過措置）

五十九　この法律施行の際現に強制執行等の事由が生じている場合においては、その事由が生じた時までに要した時効期間は、この法律施行後の時効期間に算入する。

（仮差押え等に関する経過措置）

六十　この法律施行の際現に仮差押え等の事由が生じている場合においては、その事由が生じた時までに要した時効期間は、この法律施行後の時効期間に算入する。

（承認に関する経過措置）

六十一　この法律施行の際現に時効の利益を受ける者がその利益を承認する場合においては、その承認をした時までに要した時効期間は、この法律施行後の時効期間に算入する。

（裁判上の請求等に関する経過措置）

六十二　この法律施行の際現に裁判上の請求等の事由が生じている場合においては、その事由が生じた時までに要した時効期間は、この法律施行後の時効期間に算入する。

（強制執行等に関する経過措置）

六十三　この法律施行の際現に強制執行等の事由が生じている場合においては、その事由が生じた時までに要した時効期間は、この法律施行後の時効期間に算入する。

（仮差押え等に関する経過措置）

六十四　この法律施行の際現に仮差押え等の事由が生じている場合においては、その事由が生じた時までに要した時効期間は、この法律施行後の時効期間に算入する。

（承認に関する経過措置）

六十五　この法律施行の際現に時効の利益を受ける者がその利益を承認する場合においては、その承認をした時までに要した時効期間は、この法律施行後の時効期間に算入する。

（裁判上の請求等に関する経過措置）

六十六　この法律施行の際現に裁判上の請求等の事由が生じている場合においては、その事由が生じた時までに要した時効期間は、この法律施行後の時効期間に算入する。

（強制執行等に関する経過措置）

六十七　この法律施行の際現に強制執行等の事由が生じている場合においては、その事由が生じた時までに要した時効期間は、この法律施行後の時効期間に算入する。

（仮差押え等に関する経過措置）

六十八　この法律施行の際現に仮差押え等の事由が生じている場合においては、その事由が生じた時までに要した時効期間は、この法律施行後の時効期間に算入する。

（承認に関する経過措置）

六十九　この法律施行の際現に時効の利益を受ける者がその利益を承認する場合においては、その承認をした時までに要した時効期間は、この法律施行後の時効期間に算入する。

（裁判上の請求等に関する経過措置）

七十　この法律施行の際現に裁判上の請求等の事由が生じている場合においては、その事由が生じた時までに要した時効期間は、この法律施行後の時効期間に算入する。

（強制執行等に関する経過措置）

七十一　この法律施行の際現に強制執行等の事由が生じている場合においては、その事由が生じた時までに要した時効期間は、この法律施行後の時効期間に算入する。

（仮差押え等に関する経過措置）

七十二　この法律施行の際現に仮差押え等の事由が生じている場合においては、その事由が生じた時までに要した時効期間は、この法律施行後の時効期間に算入する。

（承認に関する経過措置）

七十三　この法律施行の際現に時効の利益を受ける者がその利益を承認する場合においては、その承認をした時までに要した時効期間は、この法律施行後の時効期間に算入する。

（裁判上の請求等に関する経過措置）

七十四　この法律施行の際現に裁判上の請求等の事由が生じている場合においては、その事由が生じた時までに要した時効期間は、この法律施行後の時効期間に算入する。

（強制執行等に関する経過措置）

七十五　この法律施行の際現に強制執行等の事由が生じている場合においては、その事由が生じた時までに要した時効期間は、この法律施行後の時効期間に算入する。

（仮差押え等に関する経過措置）

七十六　この法律施行の際現に仮差押え等の事由が生じている場合においては、その事由が生じた時までに要した時効期間は、この法律施行後の時効期間に算入する。

（承認に関する経過措置）

七十七　この法律施行の際現に時効の利益を受ける者がその利益を承認する場合においては、その承認をした時までに要した時効期間は、この法律施行後の時効期間に算入する。

（裁判上の請求等に関する経過措置）

七十八　この法律施行の際現に裁判上の請求等の事由が生じている場合においては、その事由が生じた時までに要した時効期間は、この法律施行後の時効期間に算入する。

（強制執行等に関する経過措置）

七十九　この法律施行の際現に強制執行等の事由が生じている場合においては、その事由が生じた時までに要した時効期間は、この法律施行後の時効期間に算入する。

（仮差押え等に関する経過措置）

八十　この法律施行の際現に仮差押え等の事由が生じている場合においては、その事由が生じた時までに要した時効期間は、この法律施行後の時効期間に算入する。

（承認に関する経過措置）

八十一　この法律施行の際現に時効の利益を受ける者がその利益を承認する場合においては、その承認をした時までに要した時効期間は、この法律施行後の時効期間に算入する。

（裁判上の請求等に関する経過措置）

八十二　この法律施行の際現に裁判上の請求等の事由が生じている場合においては、その事由が生じた時までに要した時効期間は、この法律施行後の時効期間に算入する。

（強制執行等に関する経過措置）

八十三　この法律施行の際現に強制執行等の事由が生じている場合においては、その事由が生じた時までに要した時効期間は、この法律施行後の時効期間に算入する。

（仮差押え等に関する経過措置）

八十四　この法律施行の際現に仮差押え等の事由が生じている場合においては、その事由が生じた時までに要した時効期間は、この法律施行後の時効期間に算入する。

（承認に関する経過措置）

八十五　この法律施行の際現に時効の利益を受ける者がその利益を承認する場合においては、その承認をした時までに要した時効期間は、この法律施行後の時効期間に算入する。

（裁判上の請求等に関する経過措置）

八十六　この法律施行の際現に裁判上の請求等の事由が生じている場合においては、その事由が生じた時までに要した時効期間は、この法律施行後の時効期間に算入する。

（強制執行等に関する経過措置）

八十七　この法律施行の際現に強制執行等の事由が生じている場合においては、その事由が生じた時までに要した時効期間は、この法律施行後の時効期間に算入する。

（仮差押え等に関する経過措置）

八十八　この法律施行の際現に仮差押え等の事由が生じている場合においては、その事由が生じた時までに要した時効期間は、この法律施行後の時効期間に算入する。

（承認に関する経過措置）

八十九　この法律施行の際現に時効の利益を受ける者がその利益を承認する場合においては、その承認をした時までに要した時効期間は、この法律施行後の時効期間に算入する。

（裁判上の請求等に関する経過措置）

九十　この法律施行の際現に裁判上の請求等の事由が生じている場合においては、その事由が生じた時までに要した時効期間は、この法律施行後の時効期間に算入する。

（強制執行等に関する経過措置）

九十一　この法律施行の際現に強制執行等の事由が生じている場合においては、その事由が生じた時までに要した時効期間は、この法律施行後の時効期間に算入する。

（仮差押え等に関する経過措置）

九十二　この法律施行の際現に仮差押え等の事由が生じている場合においては、その事由が生じた時までに要した時効期間は、この法律施行後の時効期間に算入する。

（承認に関する経過措置）

九十三　この法律施行の際現に時効の利益を受ける者がその利益を承認する場合においては、その承認をした時までに要した時効期間は、この法律施行後の時効期間に算入する。

（裁判上の請求等に関する経過措置）

九十四　この法律施行の際現に裁判上の請求等の事由が生じている場合においては、その事由が生じた時までに要した時効期間は、この法律施行後の時効期間に算入する。

（強制執行等に関する経過措置）

九十五　この法律施行の際現に強制執行等の事由が生じている場合においては、その事由が生じた時までに要した時効期間は、この法律施行後の時効期間に算入する。

（仮差押え等に関する経過措置）

九十六　この法律施行の際現に仮差押え等の事由が生じている場合においては、その事由が生じた時までに要した時効期間は、この法律施行後の時効期間に算入する。

（承認に関する経過措置）

九十七　この法律施行の際現に時効の利益を受ける者がその利益を承認する場合においては、その承認をした時までに要した時効期間は、この法律施行後の時効期間に算入する。

（裁判上の請求等に関する経過措置）

九十八　この法律施行の際現に裁判上の請求等の事由が生じている場合においては、その事由が生じた時までに要した時効期間は、この法律施行後の時効期間に算入する。

（強制執行等に関する経過措置）

九十九　この法律施行の際現に強制執行等の事由が生じている場合においては、その事由が生じた時までに要した時効期間は、この法律施行後の時効期間に算入する。

（仮差押え等に関する経過措置）

百　この法律施行の際現に仮差押え等の事由が生じている場合においては、その事由が生じた時までに要した時効期間は、この法律施行後の時効期間に算入する。

（承認に関する経過措置）

百一　この法律施行の際現に時効の利益を受ける者がその利益を承認する場合においては、その承認をした時までに要した時効期間は、この法律施行後の時効期間に算入する。

（裁判上の請求等に関する経過措置）

百二　この法律施行の際現に裁判上の請求等の事由が生じている場合においては、その事由が生じた時までに要した時効期間は、この法律施行後の時効期間に算入する。

（強制執行等に関する経過措置）

百三　この法律施行の際現に強制執行等の事由が生じている場合においては、その事由が生じた時までに要した時効期間は、この法律施行後の時効期間に算入する。

（仮差押え等に関する経過措置）

百四　この法律施行の際現に仮差押え等の事由が生じている場合においては、その事由が生じた時までに要した時効期間は、この法律施行後の時効期間に算入する。

（承認に関する経過措置）

百五　この法律施行の際現に時効の利益を受ける者がその利益を承認する場合においては、その承認をした時までに要した時効期間は、この法律施行後の時効期間に算入する。

（裁判上の請求等に関する経過措置）

百六　この法律施行の際現に裁判上の請求等の事由が生じている場合においては、その事由が生じた時までに要した時効期間は、この法律施行後の時効期間に算入する。

（強制執行等に関する経過措置）

百七　この法律施行の際現に強制執行等の事由が生じている場合においては、その事由が生じた時までに要した時効期間は、この法律施行後の時効期間に算入する。

（仮差押え等に関する経過措置）

百八　この法律施行の際現に仮差押え等の事由が生じている場合においては、その事由が生じた時までに要した時効期間は、この法律施行後の時効期間に算入する。

（承認に関する経過措置）

百九　この法律施行の際現に時効の利益を受ける者がその利益を承認する場合においては、その承認をした時までに要した時効期間は、この法律施行後の時効期間に算入する。

（裁判上の請求等に関する経過措置）

百十　この法律施行の際現に裁判上の請求等の事由が生じている場合においては、その事由が生じた時までに要した時効期間は、この法律施行後の時効期間に算入する。

（強制執行等に関する経過措置）

百十一　この法律施行の際現に強制執行等の事由が生じている場合においては、その事由が生じた時までに要した時効期間は、この法律施行後の時効期間に算入する。

（仮差押え等に関する経過措置）

百十二　この法律施行の際現に仮差押え等の事由が生じている場合においては、その事由が生じた時までに要した時効期間は、この法律施行後の時効期間に算入する。

（承認に関する経過措置）

百十三　この法律施行の際現に時効の利益を受ける者がその利益を承認する場合においては、その承認をした時までに要した時効期間は、この法律施行後の時効期間に算入する。

（裁判上の請求等に関する経過措置）

百十四　この法律施行の際現に裁判上の請求等の事由が生じている場合においては、その事由が生じた時までに要した時効期間は、この法律施行後の時効期間に算入する。

（強制執行等に関する経過措置）

百十五　この法律施行の際現に強制執行等の事由が生じている場合においては、その事由が生じた時までに要した時効期間は、この法律施行後の時効期間に算入する。

（仮差押え等に関する経過措置）

百十六　この法律施行の際現に仮差押え等の事由が生じている場合においては、その事由が生じた時までに要した時効期間は、この法律施行後の時効期間に算入する。

（承認に関する経過措置）

百十七　この法律施行の際現に時効の利益を受ける者がその利益を承認する場合においては、その承認をした時までに要した時効期間は、この法律施行後の時効期間に算入する。

（裁判上の請求等に関する経過措置）

百十八　この法律施行の際現に裁判上の請求等の事由が生じている場合においては、その事由が生じた時までに要した時効期間は、この法律施行後の時効期間に算入する。

（強制執行等に関する経過措置）

百十九　この法律施行の際現に強制執行等の事由が生じている場合においては、その事由が生じた時までに要した時効期間は、この法律施行後の時効期間に算入する。

（仮差押え等に関する経過措置）

百二十　この法律施行の際現に仮差押え等の事由が生じている場合においては、その事由が生じた時までに要した時効期間は、この法律施行後の時効期間に算入する。

（承認に関する経過措置）

百二十一　この法律施行の際現に時効の利益を受ける者がその利益を承認する場合においては、その承認をした時までに要した時効期間は、この法律施行後の時効期間に算入する。

（裁判上の請求等に関する経過措置）

百二十二　この法律施行の際現に裁判上の請求等の事由が生じている場合においては、その事由が生じた時までに要した時効期間は、この法律施行後の時効期間に算入する。

（強制執行等に関する経過措置）

百二十三　この法律施行の際現に強制執行等の事由が生じている場合においては、その事由が生じた時までに要した時効期間は、この法律施行後の時効期間に算入する。

（仮差押え等に関する経過措置）

百二十四　この法律施行の際現に仮差押え等の事由が生じている場合においては、その事由が生じた時までに要した時効期間は、この法律施行後の時効期間に算入する。

（承認に関する経過措置）

百二十五　この法律施行の際現に時効の利益を受ける者がその利益を承認する場合においては、その承認をした時までに要した時効期間は、この法律施行後の時効期間に算入する。

（裁判上の請求等に関する経過措置）

百二十六　この法律施行の際現に裁判上の請求等の事由が生じている場合においては、その事由が生じた時までに要した時効期間は、この法律施行後の時効期間に算入する。

（強制執行等に関する経過措置）

百二十七　この法律施行の際現に強制執行等の事由が生じている場合においては、その事由が生じた時までに要した時効期間は、この法律施行後の時効期間に算入する。

（仮差押え等に関する経過措置）

百二十八　この法律施行の際現に仮差押え等の事由が生じている場合においては、その事由が生じた時までに要した時効期間は、この法律施行後の時効期間に算入する。

（承認に関する経過措置）

百二十九　この法律施行の際現に時効の利益を受ける者がその利益を承認する場合においては、その承認をした時までに要した時効期間は、この法律施行後の時効期間に算入する。

（裁判上の請求等に関する経過措置）

百三十　この法律施行の際現に裁判上の請求等の事由が生じている場合においては、その事由が生じた時までに要した時効期間は、この法律施行後の時効期間に算入する。

（強制執行等に関する経過措置）

百三十一　この法律施行の際現に強制執行等の事由が生じている場合においては、その事由が生じた時までに要した時効期間は、この法律施行後の時効期間に算入する。

（仮差押え等に関する経過措置）

百三十二　この法律施行の際現に仮差押え等の事由が生じている場合においては、その事由が生じた時までに要した時効期間は、この法律施行後の時効期間に算入する。

（承認に関する経過措置）

百三十三　この法律施行の際現に時効の利益を受ける者がその利益を承認する場合においては、その承認をした時までに要した時効期間は、この法律施行後の時効期間に算入する。

（裁判上の請求等に関する経過措置）

百三十四　この法律施行の際現に裁判上の請求等の事由が生じている場合においては、その事由が生じた時までに要した時効期間は、この法律施行後の時効期間に算入する。

（強制執行等に関する経過措置）

百三十五　この法律施行の際現に強制執行等の事由が生じている場合においては、その事由が生じた時までに要した時効期間は、この法律施行後の時効期間に算入する。

（仮差押え等に関する経過措置）

百三十六　この法律施行の際現に仮差押え等の事由が生じている場合においては、その事由が生じた時までに要した時効期間は、この法律施行後の時効期間に算入する。

（承認に関する経過措置）

百三十七　この法律施行の際現に時効の利益を受ける者がその利益を承認する場合においては、その承認をした時までに要した時効期間は、この法律施行後の時効期間に算入する。

（裁判上の請求等に関する経過措置）

百三十八　この法律施行の際現に裁判上の請求等の事由が生じている場合においては、その事由が生じた時までに要した時効期間は、この法律施行後の時効期間に算入する。

（強制執行等に関する経過措置）

百三十九　この法律施行の際現に強制執行等の事由が生じている場合においては、その事由が生じた時までに要した時効期間は、この法律施行後の時効期間に算入する。

（仮差押え等に関する経過措置）

百四十　この法律施行の際現に仮差押え等の事由が生じている場合においては、その事由が生じた時までに要した時効期間は、この法律施行後の時効期間に算入する。

（承認に関する経過措置）

百四十一　この法律施行の際現に時効の利益を受ける者がその利益を承認する場合においては、その承認をした時までに要した時効期間は、この法律施行後の時効期間に算入する。

（裁判上の請求等に関する経過措置）

百四十二　この法律施行の際現に裁判上の請求等の事由が生じている場合においては、その事由が生じた時までに要した時効期間は、この法律施行後の時効期間に算入する。

（強制執行等に関する経過措置）

百四十三　この法律施行の際現に強制執行等の事由が生じている場合においては、その事由が生じた時までに要した時効期間は、この法律施行後の時効期間に算入する。

（仮差押え等に関する経過措置）

百四十四　この法律施行の際現に仮差押え等の事由が生じている場合においては、その事由が生じた時までに要した時効期間は、この法律施行後の時効期間に算入する。

（承認に関する経過措置）

百四十五　この法律施行の際現に時効の利益を受ける者がその利益を承認する場合においては、その承認をした時までに要した時効期間は、この法律施行後の時効期間に算入する。

（裁判上の請求等に関する経過措置）

百四十六　この法律施行の際現に裁判上の請求等の事由が生じている場合においては、その事由が生じた時までに要した時効期間は、この法律施行後の時効期間に算入する。

（強制執行等に関する経過措置）

百四十七　この法律施行の際現に強制執行等の事由が生じている場合においては、その事由が生じた時までに要した時効期間は、この法律施行後の時効期間に算入する。

（仮差押え等に関する経過措置）

百四十八　この法律施行の際現に仮差押え等の事由が生じている場合においては、その事由が生じた時までに要した時効期間は、この法律施行後の時効期間に算入する。

（承認に関する経過措置）

百四十九　この法律施行の際現に時効の利益を受ける者がその利益を承認する場合においては、その承認をした時までに要した時効期間は、この法律施行後の時効期間に算入する。

（裁判上の請求等に関する経過措置）

百五十　この法律施行の際現に裁判上の請求等の事由が生じている場合においては、その事由が生じた時までに要した時効期間は、この法律施行後の時効期間に算入する。

（強制執行等に関する経過措置）

百五十一　この法律施行の際現に強制執行等の事由が生じている場合においては、その事由が生じた時までに要した時効期間は、この法律施行後の時効期間に算入する。

（仮差押え等に関する経過措置）

百五十二　この法律施行の際現に仮差押え等の事由が生じている場合においては、その事由が生じた時までに要した時効期間は、この法律施行後の時効期間に算入する。

（承認に関する経過措置）

百五十三　この法律施行の際現に時効の利益を受ける者がその利益を承認する場合においては、その承認をした時までに要した時効期間は、この法律施行後の時効期間に算入する。

（裁判上の請求等に関する経過措置）

百五十四　この法律施行の際現に裁判上の請求等の事由が生じている場合においては、その事由が生じた時までに要した時効期間は、この法律施行後の時効期間に算入する。

（強制執行等に関する経過措置）

百五十五　この法律施行の際現に強制執行等の事由が生じている場合においては、その事由が生じた時までに要した時効期間は、この法律施行後の時効期間に算入する。

（仮差押え等に関する経過措置）

百五十六　この法律施行の際現に仮差押え等の事由が生じている場合においては、その事由が生じた時までに要した時効期間は、この法律施行後の時効期間に算入する。

（承認に関する経過措置）

百五十七　この法律施行の際現に時効の利益を受ける者がその利益を承認する場合においては、その承認をした時までに要した時効期間は、この法律施行後の時効期間に算入する。

（裁判上の請求等に関する経過措置）

百五十八　この法律施行の際現に裁判上の請求等の事由が生じている場合においては、その事由が生じた時までに要した時効期間は、この法律施行後の時効期間に算入する。

（強制執行等に関する経過措置）

百五十九　この法律施行の際現に強制執行等の事由が生じている場合においては、その事由が生じた時までに要した時効期間は、この法律施行後の時効期間に算入する。

（仮差押え等に関する経過措置）

百六十　この法律施行の際現に仮差押え等の事由が生じている場合においては、その事由が生じた時までに要した時効期間は、この法律施行後の時効期間に算入する。

（承認に関する経過措置）

百六十一　この法律施行の際現に時効の利益を受ける者がその利益を承認する場合においては、その承認をした時までに要した時効期間は、この法律施行後の時効期間に算入する。

（裁判上の請求等に関する経過措置）

百六十二　この法律施行の際現に裁判上の請求等の事由が生じている場合においては、その事由が生じた時までに要した時効期間は、この法律施行後の時効期間に算入する。

（強制執行等に関する経過措置）

百六十三　この法律施行の際現に強制執行等の事由が生じている場合においては、その事由が生じた時までに要した時効期間は、この法律施行後の時効期間に算入する。

（仮差押え等に関する経過措置）

百六十四　この法律施行の際現に仮差押え等の事由が生じている場合においては、その事由が生じた時までに要した時効期間は、この法律施行後の時効期間に算入する。

（承認に関する経過措置）

百六十五　この法律施行の際現に時効の利益を受ける者がその利益を承認する場合においては、その承認をした時までに要した時効期間は、この法律施行後の時効期間に算入する。

（裁判上の請求等に関する経過措置）

百六十六　この法律施行の際現に裁判上の請求等の事由が生じている場合においては、その事由が生じた時までに要した時効期間は、この法律施行後の時効期間に算入する。

（強制執行等に関する経過措置）

百六十七　この法律施行の際現に強制執行等の事由が生じている場合においては、その事由が生じた時までに要した時効期間は、この法律施行後の時効期間に算入する。

（仮差押え等に関する経過措置）

百六十八　この法律施行の際現に仮差押え等の事由が生じている場合においては、その事由が生じた時までに要した時効期間は、この法律施行後の時効期間に算入する。

（承認に関する経過措置）

百六十九　この法律施行の際現に時効の利益を受ける者がその利益を承認する場合においては、その承認をした時までに要した時効期間は、この法律施行後の時効期間に算入する。

（裁判上の請求等に関する経過措置）

百七十　この法律施行の際現に裁判上の請求等の事由が生じている場合においては、その事由が生じた時までに要した時効期間は、この法律施行後の時効期間に算入する。

（強制執行等に関する経過措置）

百七十一　この法律施行の際現に強制執行等の事由が生じている場合においては、その事由が生じた時までに要した時効期間は、この法律施行後の時効期間に算入する。

（仮差押え等に関する経過措置）

百七十二　この法律施行の際現に仮差押え等の事由が生じている場合においては、その事由が生じた時までに要した時効期間は、この法律施行後の時効期間に算入する。

（承認に関する経過措置）

百七十三　この法律施行の際現に時効の利益を受ける者がその利益を承認する場合においては、その承認をした時までに要した時効期間は、この法律施行後の時効期間に算入する。

（裁判上の請求等に関する経過措置）

百七十四　この法律施行の際現に裁判上の請求等の事由が生じている場合においては、その事由が生じた時までに要した時効期間は、この法律施行後の時効期間に算入する。

（強制執行等に関する経過措置）

百七十五　この法律施行の際現に強制執行等の事由が生じている場合においては、その事由が生じた時までに要した時効期間は、この法律施行後の時効期間に算入する。

（仮差押え等に関する経過措置）

百七十六　この法律施行の際現に仮差押え等の事由が生じている場合においては、その事由が生じた時までに要した時効期間は、この法律施行後の時効期間に算入する。

（承認に関する経過措置）

百七十七　この法律施行の際現に時効の利益を受ける者がその利益を承認する場合においては、その承認をした時までに要した時効期間は、この法律施行後の時効期間に算入する。

（裁判上の請求等に関する経過措置）

百七十八　この法律施行の際現に裁判上の請求等の事由が生じている場合においては、その事由が生じた時までに要した時効期間は、この法律施行後の時効期間に算入する。

（強制執行等に関する経過措置）

百七十九　この法律施行の際現に強制執行等の事由が生じている場合においては、その事由が生じた時までに要した時効期間は、この法律施行後の時効期間に算入する。

（仮差押え等に関する経過措置）

百八十　この法律施行の際現に仮差押え等の事由が生じている場合においては、その事由が生じた時までに要した時効期間は、この法律施行後の時効期間に算入する。

（承認に関する経過措置）

百八十一　この法律施行の際現に時効の利益を受ける者がその利益を承認する場合においては、その承認をした時までに要した時効期間は、この法律施行後の時効期間に算入する。

（裁判上の請求等に関する経過措置）

百八十二　この法律施行の際現に裁判上の請求等の事由が生じている場合においては、その事由が生じた時までに要した時効期間は、この法律施行後の時効期間に算入する。

（強制執行等に関する経過措置）

百八十三　この法律施行の際現に強制執行等の事由が生じている場合においては、その事由が生じた時までに要した時効期間は、この法律施行後の時効期間に算入する。

（仮差押え等に関する経過措置）

百八十四　この法律施行の際現に仮差押え等の事由が生じている場合においては、その事由が生じた時までに要した時効期間は、この法律施行後の時効期間に算入する。

（承認に関する経過措置）

百八十五　この法律施行の際現に時効の利益を受ける者がその利益を承認する場合においては、その承認をした時までに要した時効期間は、この法律施行後の時効期間に算入する。

（裁判上の請求等に関する経過措置）

百八十六　この法律施行の際現に裁判上の請求等の事由が生じている場合においては、その事由が生じた時までに要した時効期間は、この法律施行後の時効期間に算入する。

（強制執行等に関する経過措置）

百八十七　この法律施行の際現に強制執行等の事由が生じている場合においては、その事由が生じた時までに要した時効期間は、この法律施行後の時

すること。

(ロ)　金融機関の所有する金融債券の一部を旧勘定に属せしめること。

二、要領

(一)　第二封鎖預金等より第一封鎖預金等への移し換への制限を強化するために、左の措置を実施するものとする。

(イ)　公益団体に関する封鎖預金等審査委員会の運営方針に再検討を加へ、公益団体の範囲を慈善団体、教育団体及び医療団体に限定すると共に、指定金額も極力縮減すること。

(ロ)　公租公課の納付の為に第二封鎖預金等から支払はれる場合には、国又は地方公共団体は第二封鎖預金等のまま収入すること。

戦時補償特別税についても右と同様とすること。

(備考)

(1)　国又は地方公共団体における第二封鎖預金等の資金化（歳出財源としての使用）の方法については、別途考究すること。

(2)　国、地方公共団体の有する第二封鎖預金等は金融機関再建整備法に基く旧勘定の指定債務として取扱ひ、金融機関の旧勘定の資産より優先弁済を受けるものとすること。

(ハ)　価格差益金中の国庫納付額及罰金等の納入についても(ロ)に準ずること。

(備考)

(ロ)の備考(1)及び(2)に準ずること。

(ニ)　共済組合及び保険事業を営む組合に対する特別取扱の方針を変更し、一般原則により処理すること。

(備考)

共済組合及び保険事業を営む組合の有する第二封鎖預金等については(ロ)の備考(2)に準ずること。

(ホ)　国又は地方公共団体の支払った補給金、補助金、交付金等に関する特別取扱の方針を変更し、一般原則によって処理すること。(ハ)の場合を除く。)

(備考)

(1)　船舶運営会及び大日本育英会に対する補助金等で第二封鎖預金等となってゐるものについては、(ロ)の備考(2)に準ずること。

(2)　尚第二封鎖預金等の債権者が国、地方公共団体、共済組合、保険事業を営む組合、船舶運営会又は大日本育英会である場合に、その指定債務の優先順位については別に定める。

(ヘ)　進駐軍関係工事の前払金其の他国又は地方公共団体の支払った工事等の前払金については夫に決定した方針に従ひ、その未使用残高を確認し、これを第一封鎖預金等に移し換へることを認めること。

(ト)　金融機関等の所有する金融債権の取扱方を変更し左によるものとする。

(イ)　国、地方公共団体及び金融機関所有の金融債券の全額を新勘定に属せしめることを改め、金融債券の発行者たる金融機関において、新勘定が負債超過となる場合においては、其の超過額に相当する金融債券を旧勘定に属せしめること。

(ロ)　右により旧勘定に属した金融債券は指定債務として優先弁済を受くるものとすること。

(チ)　第一封鎖預金の移動を防止するため、現在停止中の預け換へ及び種目の変更は差当り存続するものとする。

編注　司令部の十項目提案についての了解成立（九月一八日）直後、銀行局は、本文の原案である「補償額制限等に伴う措置に関する件（銀二一、九、一九）」（大蔵省資料Z五二六―四―六所収）を作成しているが、本文と同趣旨なので割愛した。

出所　大蔵省資料Z五二六―七―一〇。

(41)　財産税法の規定についての法制局・大蔵省主税局間往復書簡

（昭和二一年九月二六日、同二七日）

法制局第二部長発大蔵省池田主税局長宛（昭和二一年九月二六日）

粛啓　財産税法案第四十四条の規定は、その規定事項相当に苛烈にして、租税法規体系の中異例に属するものかと被存候処、右は財産税に関し特殊の立法にして、他の租税関係立法に際し濫に類例と為すべきものに非ざる儀と了承致し可然か、此段貴見拝受致度候。

大蔵省主税局長発法制局宮内第二部長宛（昭和二一年九月二七日）

本月二十六日附御照会の財産税法案第四十四条の規定は、本法案の性質に顧み、特に規定を要するものであって、濫に他の租税立法の類例となすべきものに非ることは貴見の通りと存じて居ります。右御回答申上げます。

編注　財産税法関係条文左のとおり。

第四十四条　調査時期後贈与、遺贈又は寄附行為に因る財産の移転があつたときは、受贈者、受遺者又は寄附行為に因り設立された財団法人は、命令の定めるところにより、その受けた利益の限度において、贈与者、遺贈者の相続人若しくは相続財団又は寄附行為者が納付すべき財産税について、連帯納付の責に任ずる。

第八条第三項の規定は、前項の場合について、これを準用する。この場合において、同項中「第一項の期間内に」とあるのは、「調査時期後」、「前二項」とあるのは、「前項」と読み替へるものとする。

第八条　昭和二十年十一月十五日以後調査時期前に、贈与の契約とその履行とがあつた場合又は財産を留保する家督相続があつた場合においては、その贈与財産（その贈与財産に係る債務及び公租公課を含む。以下同じ。）又は相続財産（その相続に係る債務及び公租公課を含む。以下同じ。）は、命令の定めるところにより、調査時期において贈与者又は被相続人が、これを有してゐたものとみなして、この法律を適用する。

前項の規定は、同項に規定する贈与が国又は命令で定める公共団体に対する贈与、贈与財産の価額三千円以下の贈与その他命令で定める贈与であつた場合及び同項に規定する相続が相続財産の価額一万円以下の相続であつた場合においては、これを適用しない。

第一項の期間内に著しく低い価額の対価で財産の譲渡の契約とその履行とがあつた場合においては、その対価の価額と契約の時における譲渡財産の時価との差額に相当する金額について、贈与があつたものとみなして、前二項の規定を適用する。

出所　大蔵省資料Z六二〇―三一。

(42)　財産税法案承認に関する司令部経済科学局部内メモ

（一九四六年九月二七日）

財産税法案承認ニ関スルメモ

（シャベル氏ヨリルカウント氏宛、九月廿七日附メモ）

件名　財産税法案（九月廿六日案）承認ノ件

一、事前ニ日本側ニ与ヘタ主要点ニ関スル当方ノ意見ヲ採リ入レタ財産税法案最終稿ハ司令部ニ九月廿六日午後三時提出セラレタ。同時ニ大蔵省渡辺氏及宮沢氏カラ説明ガアリ会議ハ午後十時終了シタ。

二、本案ハ以下各号ニ述ベル改正ヲ行フコトヲ条件トシテ承認セラレル。

三、第十条第四号中「之ニ類スル年金又ハ一時金ニシテ命令デ定メルモノニ関スル権利」削除（訳者註。日本語原案デハ既ニ削除サレテ居ル）

四、第十八条中第一項（戦災者等控除）ヲ左ノ如ク改ム。

「戦災者又ハ引揚者ニツイテハ……五千円ヲ課税価格カラ控除スル」。同条二項削除。同第三項中「戸主ニ準ズル者」削除。

五、第十九条（人的控除）削除。本条ハ特別控除ノ規定ノ一ツデアルガ此ノ種控除ハ徒ラニ本法ノ施行ノ円滑化ヲ害スルノミデアリ免税点ヲ十万円トスレバ不要デアルト認メラレル。

六、第二十条第一項中「前三条」ヲ前条トシ同条第二項中「前二項」（訳者註。之ハ「前二条」ノ誤訳）トアルヲ「前条」トス。（訳者註。第十九条削除ニ伴フ条文整理）

七、第二十三条中、第三項トシテ「第二十条第一項ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準

用スル」旨ノ規定附加（訳者註。日本語原案ニハ既ニ挿入サレテ居ル）

八、第四十条第二項中英文「ファイル」トアルハ「フェイル」ニ改ム。（訳者註。ミスタイプ）

九、第四十八条中第二項トシテ「前項ノ場合ニ於テモ政府ハ税金ノ徴収ヲ猶予シナイ」ヲ附加

一〇、第六十六条第一項中（訳者註。シヴィル・ペナルティノ規定）「尚該税額ニ百分ノ二十五ヲ乗ジ」ハ百分ノ五十ニ改ム。

二、第六十八条第一項中飜訳ノ用語ヲ二字改ム（略）

ヘンリイ・シャベル
承認　ルカウント

出所　大蔵省資料Z五〇七―一。

（43）戦時補償特別税の課税範囲に関する大蔵省令の解説

（昭和二一年一二月五日）

政府は戦時補償特別措置法施行規則第七条第二項の規定により、戦時補償特別税を課さない戦時補償請求権および同措置法の別表一ないし三にかかげてある戦時補償請求権以外の請求権で、戦時補償特別税を課せられるものを規定した大蔵省令を三日公布即日施行する。これによって問題となっていた戦時中政府の交付した産業助成その他の補助金、たとえば石油増産、金属回収などの補助は課税の対象となることに決定し、また陸海軍が使用した船舶運営会の扱船にたいする船主の使用料請求権も課税対象として打切られることに決定した。今回の省令により戦時補償特別税関係の規定は全部出つくしたことになった。

△非課税請求権

一、特殊預金または特殊金銭信託の取扱をなす金融機関の補助金

二、生命保険中央会の戦争死亡傷害保険損失補償

三、鉱山業者、土建業者などの華人労務者確保費補助金

四、日本石炭会社の石炭買取補償金および販売建値価格据置補給金

五、炭鉱業者の新坑開発助成金、石炭機械選定場設置奨励金、貯炭槽設置奨励金、低温乾溜炉設置補助金、特別増産奨励金、鉱山採掘補助金および華人労務者確保補助金

六、船舶運営会の旧戦時海運管理令施行規則により迂回航路などによる損失の補償およびその他の事業費の補助または補給の請求権ならびに旧陸海軍省の業務に関する運賃、用船料、荷役料、物品売却代金および政府に代って船員の給与または保険料の支払をなしたことによって生じた請求権

七、各地港運会社の港湾荷役作業に関する華人労務者移入に伴う経費補助金

八、日本医療団および住宅営団ならびに町内会、部落会およびそれらの連合会の戦争保険金

九、勧業共済組合の戦争保険および旧防空法の規定による建築物の除去補償金、売買代金

十、財産税の非課税対象国人およびその法人の戦争保険金

十一、協同産業会社にたいする煙草代金に相当する部分

十二、大日本防空協会の事業助成金

十三、学校報国団本部の補助金

十四、松脂拡充増産に関する各種補助金

十五、馬事振興に関する補助金

△課税請求権

戦時補償特別措置法の施行された前日すなわち十月二十九日までに支払済みのものは課税されないが、十月三十日以後支払を受けたもの、または支払を受けるものは課税される

一、船主の船舶運営会に対する船舶の使用料請求権のうち旧陸海軍省の徴用船に関するもの

二、政府の補助金、補給金、奨励金その他これらに準ずる請求権、右の請求権のうち主なるものはつぎのとおり

㈠　正金その他為替銀行の外国為替損失補償金

㈡　金属回収統制会社の損失補償金

㈢　交易営団の為替交易価格差補給金、未活用重要物資確保費補助金および金属製禁制品売買差損の補償金

㈣　石油業者にたいする石油資源開発ならびに増産に対する補助金ならびに奨励金

編注　本文は、昭和二一年一二月三日公布施行された大蔵省令第一二四号の解説である。なお、本省令は昭和二一年一二月一四日省令第一三〇号により、非課税請求権に「十六、敵産管理人が敵産管理の職務としてなした行為により生じた請求権」を追加した。

出所　『時事通信』昭和二一年一二月五日。

4　企業再建整備の実施

（1）企業再建整備法に基く資産評価基準案

（昭和二二年一月一七日閣議決定）

企業再建整備法に基く資産評価基準に関する件

企業再建整備法に基く資産評価基準については、日本政府に於いて慎重に研究を続けて来たが、その結果今回「企業再建整備法に基く資産評価基準要綱案」を別紙の通り作成し、閣議に於いて決定したので、近く設置される経済再建整備委員会に附議し正式に決定する予定であるが、予め貴司令部の了解を得て置き度い。但し、此の案の決定については、左記各項の措置をとることを前提条件とするものであるから、この点も併せて了解を得たい。

記

一、特別損失を補塡する限度に於いて流動資産の評価益を計上した場合には、当該評価益に対しては課税をしないこと。

二、この案に於いては企業の資産評価を相当低くしてあるので、その結果金融機関に対する国家補償の限度が一〇〇億で不足し必要已むを得ずと認められる場合に於いては、その限度を引上げて新勘定預金に損失を負担せしめないやうにすること。

三、評価が低いことに因って生じる株主と旧債権者との間の負担の不公平及び解散会社の株主と存続会社の株主との間の会社の含み益享受に関する不均衡については、例へば特別損失を負担した旧債権者の残存債権を株式に転換せしめること。資本金の零となる会社を増資、減資により存続せしめて増資株を旧株主に優先的に割当てること等適当なる是正の方法を講ずること。

備考

金融機関については、その特殊な性質に鑑み別途評価基準を設ける。

（別紙）

企業再建整備法に基く資産の評価基準については、本年一月十日閣議決定の上通合国最高司令部に提出しその諒解を取付中であるが、同司令部としては本来政府の最終的決定と言うよりも、むしろ経済再建整備委員会に諮問する場合においても、その根本方針については既に諒解済みのものと云う事である。

本年一月十日閣議決定の企業再建整備法に基く資産評価基準案は経済再建整備委員会に附議せられたが、これを変更したいとの根本方針については、これを変更しない。

（注）日時水準。一月には資産倍率による換算が行われるが、この場合においても本年の根本方針は変更しない。

（ロ）　資本の自由な処分

特別措置法の定めるところにより、企業再建整備計画の決定があるまでは、会社は、その財産を処分し、又は負担を設定してはならない。

（ハ）　特別経理株式会社の未払込株金徴収並びに滅資による件（二、二、二八）

特別経理株式会社の未払込株金徴収並びに減資による件（二、二、二八）

一、新旧株式の特別割合及び未払込徴収額

（イ）　特別割合の算定

特別割合は、旧株一株に対し新株何株を割当てるかの割合であるが、この算定は、次の算式による。

$$\text{特別割合} = \frac{\text{旧株一株の価額}}{\text{新株一株の価額}}$$

（ロ）　新株の価額

新株の価額は、一株五〇円とする。

（ハ）　未払込徴収額

未払込徴収額は、新株一株に対し五〇円とする。

（ニ）　端株の処理

端株に対しては、特別割合に応じ、新株一株未満の端数を生ずる場合には、その端数は、これを切り捨てる。

（ホ）　特別割合の通知

特別割合は、会社が、これを株主に通知する。

（ヘ）　株券の提出

株券は、会社が、これを株主から提出させる。

（ト）　新株の交付

新株は、会社が、これを株主に交付する。

（チ）　端株の処理

端株は、会社が、これを買い取る。

（リ）　未払込徴収額の払込

未払込徴収額は、会社が、これを株主から徴収する。

（ヌ）　株券の無効

株券は、会社が、これを無効とする。

（ル）　株券の交付

株券は、会社が、これを株主に交付する。

（ヲ）　株券の提出

株券は、会社が、これを株主から提出させる。

（ワ）　株券の無効

株券は、会社が、これを無効とする。

（カ）　株券の交付

株券は、会社が、これを株主に交付する。

（ヨ）　株券の提出

株券は、会社が、これを株主から提出させる。

（タ）　株券の無効

株券は、会社が、これを無効とする。

（レ）　株券の交付

株券は、会社が、これを株主に交付する。

（ソ）　株券の提出

株券は、会社が、これを株主から提出させる。

（ツ）　株券の無効

株券は、会社が、これを無効とする。

（ネ）　株券の交付

株券は、会社が、これを株主に交付する。

（ナ）　株券の提出

株券は、会社が、これを株主から提出させる。

（ラ）　株券の無効

株券は、会社が、これを無効とする。

（ム）　株券の交付

株券は、会社が、これを株主に交付する。

（ウ）　株券の提出

株券は、会社が、これを株主から提出させる。

（ノ）　株券の無効

株券は、会社が、これを無効とする。

（オ）　株券の交付

株券は、会社が、これを株主に交付する。

（ク）　株券の提出

株券は、会社が、これを株主から提出させる。

（ヤ）　株券の無効

株券は、会社が、これを無効とする。

（マ）　株券の交付

株券は、会社が、これを株主に交付する。

（ケ）　株券の提出

株券は、会社が、これを株主から提出させる。

（フ）　株券の無効

株券は、会社が、これを無効とする。

（コ）　株券の交付

株券は、会社が、これを株主に交付する。

（エ）　株券の提出

株券は、会社が、これを株主から提出させる。

（テ）　株券の無効

株券は、会社が、これを無効とする。

（ア）　株券の交付

株券は、会社が、これを株主に交付する。

（サ）　株券の提出

株券は、会社が、これを株主から提出させる。

（キ）　株券の無効

株券は、会社が、これを無効とする。

（ユ）　株券の交付

株券は、会社が、これを株主に交付する。

（メ）　株券の提出

株券は、会社が、これを株主から提出させる。

（ミ）　株券の無効

株券は、会社が、これを無効とする。

（シ）　株券の交付

株券は、会社が、これを株主に交付する。

（ヒ）　株券の提出

株券は、会社が、これを株主から提出させる。

（モ）　株券の無効

株券は、会社が、これを無効とする。

（セ）　株券の交付

株券は、会社が、これを株主に交付する。

（ス）　株券の提出

株券は、会社が、これを株主から提出させる。

（ン）　株券の無効

株券は、会社が、これを無効とする。

（ハ）　株券の交付

株券は、会社が、これを株主に交付する。

（ロ）　株券の提出

株券は、会社が、これを株主から提出させる。

（ニ）　株券の無効

株券は、会社が、これを無効とする。

（ホ）　株券の交付

株券は、会社が、これを株主に交付する。

（ヘ）　株券の提出

株券は、会社が、これを株主から提出させる。

（ト）　株券の無効

株券は、会社が、これを無効とする。

（チ）　株券の交付

株券は、会社が、これを株主に交付する。

（リ）　株券の提出

株券は、会社が、これを株主から提出させる

金を徴収して負担せしめる。

新株中払込金額の異なるものあるときは各新株の未払込徴収額は新株中未払込金額の最も少いものの未払込金額の九割に相当する額迄は均等に徴収し、尚は特別損失の額が残るときには次に未払込金額の少い他の新株の未払込金額の九割に相当する額迄は均一に徴収し斯くして各新株が特別損失を負担し尚は特別損失の額が残るときは最後に未払込金額の最も多い新株につき特別損失の額に達するまで未払込金を徴収する。

(ニ)　資本の負担すべき特別損失の額が資本の九割を超える場合、新旧各株式の一株当りの負担額は均一とし未払込金は各新株式につき一株当りの負担額から当該新株の払込額に旧株の特別損失負担率を乗じて得た額を控除した額に相当する金額以上の未払込金を徴収する。

（備考）

資本の負担すべき特別損失の額とは企業再建整備法（以下法といふ）第四条の規定による特別損失の額から会社経理応急措置法（以下措置法といふ）第十四条第一項の旧債権の負担額と法第三十四条第一項の規定により繰越欠損として処理する額との合計額を控除した額をいふ。

二、減資額

資本の負担すべき特別損失の額と法施行規則第十七条第二項の規定による積立金に相当する額との合計額を減資する外特別損失負担後尚ほ未払込金の残るときは全額これを減資する。但し減資の結果資本金の零となる会社の減資については左の各号の定めるところによる。

(イ)　解散する会社は減資をなすを要しないものとする。

(ロ)　存続する会社は増資後に非ざれば減資をなし得ないものとする。この場合増資株は特別損失を負担しないものとし特別損失を負担した株主の株数の割合に応じ優先的に割当てる。

三、未払込金徴収不能分の処理方法

未払込金を徴収する場合徴収不能の見込額を特別損失として計上し見込額と実際額との差額は仮勘定として処理する。

の権利を放棄すると共に払込に関する一切の義務を免れるものとする。但し(四)の(イ)の個人たる株主が特に商法第二百十四条の規定の適用を申し出でたるときには同条の規定を適用する。

(ホ)　失権した株式については証券処理調整協議会の決定した計画に従つて処分を行ふ。

(ヘ)　特別損失負担後の残存旧債権、会社経理応急措置法第十四条但書の債権及び新勘定に対する債権と未払込株金の預託又は払込債務とを相殺した場合にはその金額を新勘定に対する債権と未払込株金の払込債務とを相殺した場合にはその金額を新勘定から旧勘定に繰り入れる。

(ト)　預託及び払込は整備計画に定めるところに従ひ手形債務への振り替へその他有価証券等による代物弁済を認める。

六、減資後の議決権

減資後金額の異なる株式ある場合に於ては株主は株式の最低金額毎に一個の議決権を有する。

七、本件は特別経理株式合資会社に準用する。

編注　本資料は二二年一月に大蔵省で作成され（大蔵省資料Z五二六―一―一三）二月二四日経済再建整備中央委員会で決定のうえ、司令部の了承を得て発表された。しかし本件の法文化にあたって司令部に異議が出て修正された（後掲資料(7)(9)参照）。

出所　「大蔵省発表集録」第一〇八号（大蔵省資料Z五二六―一―二六）。

(4)　企業再建整備法の運用に関する意見

（昭和二二年三月一八日経済団体連合会）

企業再建整備法の運用に関する意見

（昭和二二年三月一八日経済団体連合会）

一、再建整備の促進について

政府は企業再建整備法附則に於て会社経理応急措置法第一条第一項を改め、特別経理会社の範囲を拡大したため、現に特経会社の数は約八千の多きに達するが、現行法令では、これら多数に上る会社の整備計画を一時に取纏め網羅的に処理する方針であり、これがため勅令による指定日から右整備計画提出迄に三ヶ月の期間を設けてゐる。即ちこの三ヶ月の期間に、総ての特別経理会社はまづ企業再建整備法第九条の規定によつて特別損失の概算をなし、これを金融機関並に十分の一以上の旧債権者に提出且つ公告をなし、金融機関はこの通告にもとづいてその預金の払戻限度を反射的に会社に通知する等の手続を要し、更に会社は整備計画提出の際の最後的計算に於て右の通知にもとづく修正を行はなければならない。

然るにかく画一的網羅的な処理を達成するがためには、その手続に多くの日子を費す結果、仮りに資産評価基準と未払込金徴集方法等が決定して、直ちに右の手続に入るとしても、整備計画が完全に出揃ふのは漸く八月頃であり、計画申請に対する審査が済み認可されて愈々整備計画の実行に移るには更にその後数ヶ月を要するであらう。

礒つて産業界の実情を顧みるに、産業再建の緊急なる要請に迫られてゐるにも拘らず、会社は特経会社なるが故に各種の拘束を受け、変態的経理より受ける諸々の障害に悩み、ひいては会社経営に積極的活動力を喪失せしめてゐる。前述の如き政府の画一的な処理方針は、おそらくこの状態を徒らに永びかせることとなるであらう。けだし特経会社の一部には特別損失の処理並にその後の整理に幾多の障害の予想されるものもあるが同時に多数の整備の容易なる他の会社までが、それと歩調を揃へるために整理を遅延せしめることとなるからである。実際問題として、特経会社であつても特別損失を生ぜず、したがつて会社資本を以て損失を負担する要もなく簡単に整理を完了し得る会社は全体の三分の一見当を占めてをり、これらの会社だけでも早目に整理し得るならば産業再建上非常な貢献となるであらう。よつて次に掲げる如き法的措置並に取扱について、ここに政府の特段の配慮を要望する次第である。

(イ)　会社の特別損失を確定し整備計画を樹立するに必要な未公布法令を速か

四、株券の提出及び表示

減資をなす特別経理株式会社は整備計画の認可のあつた後遅滞なく株券を提出せしめ減資後株券に表示をして株主に返還する。

五、未払込金徴収方法

(イ)　未払込株金の払込責任

未払込催告は指定時現在の株主名簿に記載された株主に対してこれをなす。但し指定時後株主となつたもので現に株主たる者は予め払込金額を預託することにより払込をなすことが出来る。

(ロ)　株主が特別経理株式会社なるときは催告額を旧債権として整理し、一般の旧債権と同様に特別損失の負担額の限度で払込義務を切捨てるものとし、当該会社の旧債権の弁済が開始される日以後払込を為さしめる。但しこの旧債権については仮勘定からの割戻しを行はない。

(ハ)　株主が金融機関なるときは催告額を旧勘定に対する債権として整理し(ロ)に準じて取扱ふ。

(ニ)　株主が特別経理株式会社及び金融機関以外のものなるときは現実に徴収する。但し

(イ)　株主が個人である場合には失権を認める。

(ロ)　閉鎖機関外国居住者に対しては徴収が可能になる迄払込を猶予し払ひ込まないことが明らかになつたときは失権せしめる。

（註）　国が株主である場合には一般の会社が株主である場合と同様に払込を行ふものとする。

(ホ)　信託会社が信託契約に基き委託者の計算に於て所有する株式については、委託者を株主とみなす。

(ヘ)　株式譲渡人の担保責任は免除する。

(ト)　特別経理株式会社、金融機関及び個人が催告額の一部の払込をなした場合にはその所有株式の一部につき全額の払込あつたものとし残余の株式につき失権を認める。

(チ)　(ロ)の(イ)(ロ)及び(ト)により失権した株主は、商法の規定にかかはらず株主たる

に公布すること

(ニ)　企業再建整備法第九条によつて行う特別損失の概算を以て最終的整理をしても、他に殆ど影響を与へず、また他より受ける影響も殆どない会社については、右概算を以て整備計画を提出し得るやう同法施行規則を改正し、整備計画提出までの期間の短縮を図ること

(ホ)　右の会社については整備計画審査当局は右計画提出公告の後一ヶ月の株主、債権者からの異議申立期間の内に審査を完了し、右期間満了とともに直ちに認可しうるよう取扱ふこと

二、未確定要素多き会社の整備手順について

前項の如く整備の比較的容易なる会社の再建整備の実行を促進する反面、一方に於て特経会社の中には賠償割当計画の未確定、独占禁遏のための制限会社の分離計画の不明なる等のため、事実上、整備計画の立案は困難なるものがある。これらの会社は仮りに暫定的な見透を立てて計画の立案に当つても、賠償設備の指定が確立した際に、或は又、第二会社設立のための分離の範囲、限度、方法等が判明し、能力、資本金の限度が明かとなつたとき、再び計画を修正するか、もしくは整備の完了後に於て更に第二次第三次の整備を必要とする如き無用の手数と混乱をまねく惧れがある。もつとも未確定要素の存在が比較的に少い会社に対しては前項の趣旨に準じて整備促進のため適宜の措置を講ずる要があり、又一方政府はかかる事実のあることを予想し、仮勘定による調整の途を開いてゐるが、未確定要素の多大なる会社では、計画の齟齬が、大なるため仮勘定が膨張し、仮勘定自体の整理に長時日と複雑な手続を費さねばならぬ場合があるであらう。よつて未確定要素多大なるため整備計画の立案困難な会社は一般会社とは別に未確定要素の確定するを俟つて順次整備する如き特別の措置を要望する。

三、新勘定の株主資本対策について

前項二に該当するやうな会社は、既に再建整備が半年も遅れた上に更に今後に於ても整備が何時実際に行はれるか見透困難な状態に置かれてゐるが、一方、その仕事の上では生産の重要な部門を担当してをり、経営を維持せしめるには相当の資金を必要とする。しかも新旧勘定分離の下に於ける資金調達方法としては借入金以外に方途なく、その借入金すら厳に制約されてゐる実情にあり、資金面から事業活動を拘束する惧れがある。よつてこの際整備によつて切捨てられない新勘定の資本を作り得るやう措置が望ましい。もつともそれには増資計画を申請せしめて特に適当と認められるものに限り必要な条件の下に許可することにすべきであらう。このやうな会社は概して、新旧勘定合併の際に、何れ増資を必要とするか、または第二会社の設立に当つて現金出資を必須とするものであるが、その場合各方面で一斉に資金を調達することとなつて困難を増すから、以上のやうな方法を以てすれば、かかるときの困難を緩和するためにも役立つであらう。

四、特経会社の決算延期について

資産評価基準の決定が遅れ、全体として再建整備方策の実施が遅れたために、大部分の会社が三月期の決算を控へて、なお未だその資産についての実際の評価を確立し、損失の限度を明かにできぬ現状である。殊に前述の如き未確定要素の山積、事業の将来に関する見透困難、又は特別管理人の会社の実勢に関する認識不足等のため、特経会社中には新旧勘定の区分にすら未だ動揺をきたしてゐるものもある際に、損益計算等は不可能であるばかりでなく、今日の変態的経理にあつては税法等の関連に於て各種の無理と不都合を生ずる。よつて整備計画の認可の日までを一決算期とし差当り今期決算をとりやめるやう措置することを要望する。但し第二会社を設立する会社に付いては登記の日まで新旧勘定の合併ができぬから、実際問題としてはこの種の会社は新旧勘定の合併の期日まで延期することが妥当である。

五、資本負担並に償却に関する税法上の特例について

特別損失の負担は自己資本によつてまず充当し、次に債権に及ぶ結果、再建整備後の会社の資本構成は一般的に変態的になるをまぬがれない。この傾向は特別損失の負担が積立金、資本金にとどまる会社に於て殊に著しいので、かかる会社に対しては経営の堅実な発展に資するため諸般の措置を必要とするが、特に税法上次の二つの点を考慮する要がある。

(イ)　さきの税制調査会の答申にもとづく税制改正案によると法人所得に関しては明かに改善の跡がうかがへるが、積立金、資本金の著しい減少が予想される特別経理会社については、資本金を基準とする超過所得の計算上、異常なる税負担の加重を与へることとなる。よつてかかる弊害を避けるため、債権の株式転換を慫慂し、これがための便宜を与へ、或は又、特に課税上の資本金計算に、一般会社では借入金、保険会社では責任準備金の適当なる金額を加算することを認める如き措置をとること。

(ロ)　会社は整備の後に於ては棚卸資産の評価益を出し尽して資産に含みがなくなり、且つ外部負債の加重を蒙るので、今後経営の堅実を期するには充分の償却が必要である。よつて利益の内部保留により経営の堅実をはかり得るやう税法上、償却に特例を設けて、かかる弊害を生ずることなきやう措置する要がある。

出所　大蔵省資料Z五一一―三一七。

(5)　企業再建整備法に基く資産評価基準案の修正点

（昭和二二年四月一六日日本銀行資金調整局）

一、前案（昭和二二年二月八日経済再建整備中央委員会決定「企業再建整備資産評価基準（案）」、以下同じ――編者）において新勘定に所属する棚卸資産であつて評価時迄に処分したものは処分価格から処分に要した費用と五分を基準とする利益との合計額を控除した額とすることになつてゐるが、これを指定時現在における公定価格から処分費用と処分利益との合計額を控除した額とする。

二、前案においては、処分に要した費用は実際の支出額を基準とすることとなつてゐるがこれを一割を基準として特別管理人が定めることとする。

三、前案においては、棚卸資産は、評価時現在における公定価格を以て評価することとなつてゐるが、これを新勘定に所属するものは、指定時現在における公定価格、旧勘定に所属するものは、評価時現在における公定価格を以て、評価することとする。

四、前案においては、法第九条の規定による金融機関等に通知する際、閉鎖機関に対する債権及び閉鎖機関の発行する社債は債権額の五割、閉鎖機関の発行する株式は払込額の一割とすることとなつてゐるが、これを株式社債は零、債権は三割とする。

五、前案においては、旧債権に特別損失を負担せしめない限り基準以下の評価を認めることとなつてゐるが、これを旧債権に特別損失を負担せしめなくとも未払込株金の徴収を行ふ場合には基準以下の評価は認めないこととする。

六、その他旧勘定に所属する特別経理会社、金融機関及び閉鎖機関に対する債権以外の債権は「原則として」帳簿価格とし、同様に特別経理会社、金融機関及び閉鎖機関以外のものが発行する株式も「原則として」払込額又は帳簿価格の中孰れか低い価格とし不良債権は適宜減価し得ることとする外字句の統一を計るため若干の修正を加へる。

編注　本文は、昭和二二年四月一六日に経済再建整備委員会で決定、公表された「企業再建整備法に基く資産の評価換に関する認可基準」と二月八日決定の「企業再建整備資産評価基準（案）」（前掲資料(2)編注参照）の主要な修正点を指摘したもの。なお「企業再建整備法に基く資産の評価換に関する認可基準」は、四月一六日、主務省から各下部機関に通牒された（大蔵省は理財局長発各財務局長宛理秘第四九二号通牒）。また、この「認可基準」は、その後若干の修正をみている（昭和二二年六月二五日理秘第一〇〇六号、昭和二三年六月一四日理秘第二一九一号）。

出所　大蔵省所蔵日本銀行資料。

(6)　企業再建整備法における在外資産及び在外負債の取扱に関する件（昭和二二年四月一八日閣議決定）

企業再建整備法における在外資産及び在外負債の取扱に関する件

一、企業再建整備法による特別損失を処理するに当つては、特別損失を負担して打切られる旧債権のうちから、当該会社にとつて在外負債となる債権を除外

する。

二、特別損失の計算には、指定時現在における貸借対照表の資産の部に在外資産を、負債の部に在外負債を両建として計上してゐる場合に在外資産が在外負債を超えるときは、その差額を零とし、資産の部に差引尻のみを在外資産として計上してゐる場合には、その計上額を零と評価する。

三、在外負債が在外資産を超過してゐる場合には、その差額に相当する金額は、特別損失を填補せしめず、特別勘定として整理し、政府の許可を受けなければ、その取崩しをすることができないものとする。

四、前号の場合において、将来在外負債超過額の取立のないこととなつたこと等により、企業に利益を生ずるに至つた場合において、特別損失を負担して打切られた旧債権者に割戻し尚残額があるときは、国庫に帰属せしめる等の措置を講ずる。

五、以上の場合における在外負債は、左に掲げるものとする。

(一)外国（主務大臣の指定する地域を含む。以下同じ。）に居住する者又は外国に本店若しくは主たる事務所のある法人の特別経理株式会社に対する債権。但し、内地（主務大臣の指定する地域を除く。）にある支店に係るものを除く。

(二)外国を履行地とする特別経理株式会社に対する債権

(三)当該債権の債権者について会社経理応急措置法施行令第二十五条第九号の規定により在外資産となる債権

尚在外資産の定義については会社経理応急措置法施行令第二十五条による。

六、以上の場合において在外資産及び在外負債に関しては、何れも指定時の貸借対照表に計上されたものについて、その記帳価額によつて計算するものとする。

七、本件は特別経理会社の在外資産負債の処理であつて金融機関の在外資産負債については別に定めるところによるものとする。

（本件は連合国最高司令部経済科学部担当官との会議において打合せ済みである。）

出所　大蔵省資料Z六二〇―四二。

(7) 企業再建整備の促進について司令部へ申入れ案次官室討議資料

（昭和二二年四月二二日大蔵省）

①補償打切の問題について、連合国最高司令部から最初の提案があつたのは、一九四六年五月三十一日であつた。

爾来右提案に基いて貴司令部と日本政府との間に数次の話合が行はれたが、結局日本政府は右提案のラインに沿つて、補償問題を処理することに決し、これが為に必要な諸措置を為し得る限り速かに実施する方針を以て、先づ応急的に会社経理応急措置法、金融機関経理応急措置法及び金融緊急措置令改正の三件を同年八月十一日に発表し、八月十五日からこれを施行するに至つた。

引続いて戦時補償特別措置法、企業再建整備法、金融機関再建整備法等を施行する予定を以て、日本政府原案を八月上旬貴司令部に提出し貴司令部との間に約四十日間之が審議を重ね、九月二十七日、第九十議会を通過、十月二十八日これを公布施行した。（この間約一ヶ月施行令等について貴司令部との審議が続いた。）

斯の如くして、一九四六年十月末を以て補償打切に関する一連の措置は完了し、戦時補償特別税は十二月十四日の納期限を以て、徴収を終つたのであるが、補償打切を契機とする会社の整備再建については、尚ほ資産評価、未払込株金の徴収等の具体的細目の決定を要するので、不敢取大蔵省は同年十月十日資産の評価に関する一応の試案を貴司令部に提出した。

右の資産評価に関する基準については、日本政府は速かに、企業の整備再建に着手する為（概ね十一月一日を起点としてスタートし、一九四七年三、四月頃には整備計画の認可を終り度いと予定してゐた）至急貴司令部との間に諒解を得度いと考へてゐたのであるが、結局一九四六年十二月二十六日に至つて始めて、貴司令部からの回答を得ることができた。然るに、貴司令部からの右の回答は、最も

重要な点において、我々の提案と根本的に異つてゐた為、日本政府は、これを受諾し得るか否かについて慎重に研究する必要があつた。そこで我々は凡ゆる角度からこれを検討し、貴司令部係官とも数次に亘つて協議した上で、本年一月下旬貴司令部の方針に従ふことに決定し、直ちに企業再建整備委員会を開いてこれを決定し、二月五日これを一般に公表したのである。

斯の如く資産評価に関する基準についての貴司令部の審議が予想以上に手間取つた為、全体としてのスケジュールは非常に遅延するの已むなきに至つた。一方未払込株金の徴収に関する問題については、資産の評価基準と共に企業再建整備法を実施する上において最も重大な問題であるので、一九四六年九月下旬、企業再建整備法を議会に提案するに当つて、議会で質問があつた場合の答弁の内容に関し、大蔵省担当官より貴司令部係官に打合をなし、その方針を決定した。その後右の方針に基いて未払込株金の徴収方法に関する要綱を作成しこれは一九四六年十二月に貴司令部係官の許に提出せられ、審議を受けた。

我々は同時に未払込株金の徴収に関する具体的な内容を盛つた施行令の立案を急いだのであるが、予め貴司令部との間に具体的方針について明瞭な諒解を取付けておく必要を感じたので、その後更に未払込株金の徴収に関する要綱を整理し必要なる修正を加へて二月七日これを貴司令部係官に提出した。右の要綱については、各株主に対する特別損失の負担の割合に関する点を除いては、略々貴司令部係官より了承の回答を受けた。各株主に対する特別損失負担の割合については、貴司令部係官と我々との間に意見の対立があり、中々解決しなかつたので、我々はその何れの案を可とするかを経済再建整備委員会に諮り、その答申に従つて、決定することを提案し、貴司令部係官の賛同を得た。そこで、日本政府は二月二十四日経済再建整備委員会を開いて、貴司令部の案、我々の原案の外、更に考へられ得る他の第三案の三つの案を具して、同委員会の意見を聴いた。同委員会は即日、日本政府原案を可とする旨答申したので我々は直ちにその旨を貴司令部係官に報告し、その諒承を得、玆に未払込株金の徴収に関する要綱は貴司令部係官の同意を得ることになつた。以上の様な経緯で、重要な諸点についての貴司令部との間の審議に意外の時日を要した為、全体としての企業再建整備の日程は当初の予定よりも著しく遅れるに至つたのであるが、右の如く重要なる方針も一応確定を見たので、急速に具体的実施の段階に入るべく日本政府は総ての必要な手続規定の立案を急いだ結果、約一週間後の三月五日には、左の如き諸案を貴司令部係官に提出した。

(1) 企業再建整備法等の一部を改正する法律案
(2) 資産評価基準の実施細目に関する件案
(3) 資産評価に関する告示案
(4) 未払込株金徴収及び減資に関する施行勅令の一部改正案
(5) 未払込株金徴収及び減資に関する施行規則の一部改正案
(6) 企業再建整備法の合名会社等に対する準用勅令案
(7) 企業再建整備法の合名会社等に対する準用省令案
(8) 新旧勘定設定に伴ふ工場財団等の分割に関する勅令案
(9) 整備計画認可の際の審査方針案

これ等の案は当時関西方面に出張中であつたルーリン中佐に対しても日本銀行大阪支店を通じて、直ちに送付せられ、ルーリン中佐は三月六日これを受領せられた筈である。

尚ほ、右の書類を一括提出した後において、更に

(10) 企業再建整備法等の一部を改正する法律に伴ふ施行勅令の改正案及施行規則の改正案
(11) 特別損失等の計算に伴ふ必要なる告示案

が引続いて提出せられ、又、

(12) 会社経理応急措置法を会社以外の法人に準用する勅令案

は昨年九月提出し、未だに審議確定を見てゐないので、これについても改めて案の写を作成して、同時にこれを提出した。

我々はこれ等の案を至急固めて、少くとも四月一日から整備計画立案に関するスタートを切り度いと考へて、審議の促進をお願ひした。特に企業再建整備法等の一部を改正する法律案は、議会の会期の関係もあり、特に、急速審議をお願ひし、三月十五日係官の同意を得ることができ、三月末両院を通過成立した。

その他の案については、貴司令部係官の都合で審議の日取が遅れ漸く四月一日以降連日審議が進められることになつた。

而して、右の審議の結果資産評価の実施細目に関する件と、資産評価に関する告示案については、僅少なる修正を加へて、貴司令部係官の承認を得たが、未払込株金の徴収に関する勅令案については、それが既に係官の同意を得た要綱を法文化したに過ぎないものであつたので、我々は当然に何等の問題もないと考へてゐたにも拘らず重大な異議が主張せられ、曩に同意を得た要綱の方針は重要な点で覆へされるに至つた。

而してこの点が変更せられる以上既に決定した資産の評価基準の実施細目についても、再び修正を要することとなるので、我々は極力我々の原案の諒解を求めたのであるが、遂に今日迄にその諒承を得るに至つてゐない。

一方貴司令部係官より既に決定した資産評価基準の取扱要領は速かに公表周知せしめるべき旨再三の勧奨があり、我々もそれを適当と認めたので、資産評価に関する取扱方針については、未払込株金徴収に関係ある部分を除いて四月十六日経済再建整備委員会を開いて、その諒解を求め、即日関係各庁に公式通牒すると共に、新聞紙に、これを公表したのである。

然し乍ら、特別経理会社の特別損失の計算、整備計画の立案準備は資産評価の方針を示しただけでは、実行できない。

前掲の(8)(9)及び(12)を除く諸案が揃つて公表せられて、始めて可能になるのであつて、これ等が、決定を見ない以上、企業の再建整備の手続は殆んど一歩も前進し得ないものがあることは充分お考へ願い度いと思ふ。

(何んとなれば未払込株金の徴収方法が決まらなければ、未払込株金についての特別損失が決まらず又未払込株式の評価も決まらない。更に合名会社等には、法律が如何にして適用されるかも示されてゐない等。)

さて、未払込株金の徴収に関する貴司令部係官より示された提案と我々との案との相違は左の一点についてだけであつた。

即ち

(イ)　我々の案によれば未払込ある株式の株主が個人である場合には、払込催告を受けても、株主の選択によつて、失権することを認めるが、

(ロ)　貴司令部係官より示された案は、個人株主についても飽く迄商法の手続によつて払込を徴収すべし

と云ふ点である。我々が何故に、我々の原案を固執するかの理由は別に添附した文書によつて諒解して頂き度い。

右の点について、意見が対立して、中々解決しない為、貴司令部係官は一旦会議を打切り、マネ・エンド・バンキング・ブランチの内部で意見を取纒め、ルカウント氏の裁断を得ることとする旨提議せられた。これに対して我々は、若し未払込株金の問題が容易に決定せられないのであるならば、其の他残余の案件が山積して居り、而も、企業再建整備の実施は一日も急を要するので、直ちに他の案の最終審議を進めて頂く様お願いしたのであるが、未払込の問題を先づ第一に解決しなければ、他の案件の審議に入ることはできないと云ふことで、結局審議は四月十一日で打切られてしまつた。

其の後四月十九日に至つて、貴司令部係官は未払込株金の問題に関して我々に対し突然更に左の如き提案をなすに至つた。

(イ)　特別経理株式会社が未払込株金を徴収するか否かは特別管理人が定めて、主務大臣の認可を受ける。

(ロ)　昨年八月十一日以後に株式を買つた者については、未払込株金の払込催告を受けて、払込を実行しなくても、既払込の部分については、失権をしないものとすること。

我々は右の二点に対しても全く同意できない。その理由は別紙の通りである。

未払込株金の払込徴収の問題については、我々は貴司令部との間に斯の如き意見の喰ひ違ひを来すことのない様に、慎重を期して、本年二月、特に未払込株金徴収に関する要綱を貴司令部に提出し、その同意を得て、これを一般に公表すると共に、その方針に従つて、勅令の条文を起案したのであるが、今に至つて、曩に同意を得た要綱の方針が、重要な部分について、根本的に覆へされたことについて、遺憾の意を表せざるを得ない。

又我々は、貴司令部から補償処理に関する貴司令部の提案を受けてから漸く一年

に垂んとする今日、未だに、何時から再建整備のスタートが切れるかも不明な状態にあることに対して、責任を感じ、之が速かな実施に焦慮し努力しつつある次第である。然るに以上の様な次第で、既に三月六日に貴司令部に提出せられた前掲の諸案が未だに貴司令部よりの回答を得られず、而も未払込株金の問題についての解決を見ないと云ふだけの理由からその他諸多の事項に関する貴司令部の審議が停頓してゐる状態を非常に遺憾とする次第である。我々は、最早これ以上再建整備の日程が遅れることは許されないと考へられる。昨年貴司令部より日本政府に対して補償の処理について提案をせられた際、貴司令部は、日本政府が速かに必要な措置を取ることを希望せられた。又本年一月我々が正式に資産評価の基準に関する案の承認を求めた際にも、マーカット代将より、特に速かに実施すべきことを要求せられた。

我々はこれ等のことを想起しつつ、貴司令部が我々の案を速かに審議決定せられんことを切望するものである。

欄外　愛知文書課長の鉛筆書き記入。
①四―二二次
出所　大蔵省資料Z五二六―四―八。

(8)　企業再建の基準（ウエルシュ案）（一九四七年五月）

企業再建の基準(仮訳)

企業再建が生産及び分配の両面に対して最高度に①望ましい結果を以て実施されると共に、自由な日本経済及び健全な産業構造を作るという目的を同様に達成するように実施される為めには、広汎なる基準及び取扱準則の確立さるる事が緊要である。

此の基準は、各個の整備計画をこれに従わせるべき標準とする積りのものである。本基準は、各個の会社や工場が之に適合することを強要する模型と言うが如き専断的な拘束では決してない。然し各個の会社や工場は各個の標準乃至基準に関し、判断が為され得る如き報告を提出する事を要する。基準の実際の比重は、各種企業の性質乃至情況が種々異なるに応じて、変化するに違いない。

能率及び競争という広汎なる目的は、認可さるべき会社の全ての場合を通じて充足される事を要する。会社の内部関係にありては、この広汎なる目的の下に、種々相違する事が考えられる。

今後、決定整備計画の範囲が一会社から多数会社に拡張される場合には基礎的目的と調和せざる事があり得る。同様に、再建整備事業の経理的健全性に付ては、好適なる基準を適用する事によつて正当に考慮されねばならない。左記は全整備計画に適用さるべき基準乃至標準である。

A、経済民主化の要請に沿う計画なりや否やの決定

一、中央会社の機能

a.　如何なる点において中央会社は個々の工場の生産能率に寄与しありや、右機能は個々の工場により果たし得ざる性質のものなりや。

b.　若し原料、信用及び製品処分の為めの公開市場が存在するとせば、個々の工場によつては果し得ない如き何らかの効果的な機能を中央会社は果すものなりや。

c.　中央会社は、工場への物資の割当、工場の生産高の決定、価格政策の決定及び工場の補助金操作に付き、何らかの機能を果すものなりや、若し然りとすれば、之等の機能が中央会社によつて為されざる時は、事業全体の生産高は如何なる結果を生ずるや。

d.　若し中央会社が何らかの機能を果すことを止めたる時は、各個の工場の原価に付如何なる結果が生ずるや。

原　則

分離工場が競争の条件の下に、相当程度の能率を以て操業され得ざる事が実証されるに非ざれば、中央会社の機能は、之を排除すること。

二、工場の地理的位置

a.　個々の工場の位置する所在地如何、又当該所在地に位置するの理由如何。

b.　各工場の自然的位置と原料の供給源泉及び製品市場との関係如何。

c.　工場間の競争が、個々の工場の原価中における運送費要素に与うる影響

如何。

d. 所有権の地理的分割は所有者間の競争にも不拘、保護市場を造出し或は造出せんとするの傾向なきや。

原　則

所有及び統制の分割が、原材料の供給源泉を遮断し、或は製品の市場操作を極端に困難ならしむる事が実証され得ざる限り、当該分割決定上の一要素として、地理的位置の差異は、之を考慮すること。

三、無関係なる活動

a. 中央会社は、当該会社の主要製品と生産過程に於て、無関係なる如何なる工場その他作業場を統制しつつありや。一般に、本事項は、異なる位置にて、或は同一の位置の異なる工場にて、異なる製品を生産しつつある別個の生産過程を意味する。

原　則

原材料の大規模な買付の利益、或は科学的な市場操作の利益に基く能率増大の効果が著しき事が実証され得るに非ざれば無関係な活動は、之を分割すること。

四、垂直的結合

a. 結合状態にある各工場或は作業場（最終的生産段階にあるものは之を除く）の生産高或はサービスは、最終的製品の生産に対して、次の段階にある工場或は作業場の継続的使用に必要なりや。

b. 若し垂直的結合状態にある種々の段階が各別に所有されるならば最終的製品の生産原価に、何らか顕著なる相違を生ずるや。

c. 本垂直的結合の何らかの段階に於て、その次段階の現有生産能力による使用可能量を超える多額のものを生産するや。

d. 完成品の販売に於て競争が存在するや。

原　則

かくの如き垂直的結合は、若し各段階が別個に所有される場合に比し、最終的製品の総原価が低廉なる事が実証され得る場合には、保留される。但し生産過程の如何なる段階にありても、次段階の生産能力による使用可能量を超えて多額のものを生産することを得ない。又如何なる場合も、最終的生産の為めの必要量を超えて、多額の原材料供給或は原材料生産能力を所有する事を得ない。

五、水平的結合

a. 結合状態にある工場或は作業場に於て、何らかの原価の利益が存在するや。水平的結合の一部たる工場或は作業場から如何なる利益が生ずるや。例示せば市場計画の利益等と言うが如し。

原　則

概して言えば、水平的結合に適用さるるの原則は、無関係なる活動の一般的な点に適用さるるのそれと同様である。従つて、水平的結合は、一般的に正当視せられない。

六、綜合原価計算の下に於ける生産

a. 製品は綜合原価計算の下に生産さるるや、此の仮定に於ては、生産過程から生ずる原価のみが考慮され、管理費は考慮されない。特に副産物の生産、廃材の利用等の利益に注意する事を要する。

原　則

屢々綜合原価計算の下に数種製品の生産が能率的に行われる所の相当の利益が存在するが故に、本要素は、使用上は無関係なるも生産過程に於て密接に関連している所の継続的製品に対して、有利なるものとして解釈せられる。綜合原価計算の条件の下に数種製品の生産が継続さるる事を許される場合に於ては、原材料の供給先の所有者に非ざるを一般的原則とする。

七、代用品

a. 会社によつて生産される製品に対する代用品が存在するや。

代用品と考えられる製品に付ては、それが製品の使用者多数の需要を充分な量に於て満足し、且つ、相対的に限られたる範囲内の価格に於て役立つものなる事を必要とする。

原　則

概して言えば、代用品が存在し且つ前述の条件に適合する場合に於て、代用品生産工場の所有及び経営が主要製品生産工場と分離区画されある事を要する。本事項は、需要の弾力性を掛酌し、且つ主要製品生産に於ける独占傾向を相殺するであろう。

八、政府所有

a. 生産過程或は経営に付き政府所有の経験ありや。

b. 政府所有が生産原価を減少し、且つ経営の安定度を増加する事を信じ得べき根拠ありや。

原　則

独占経営が競争条件下の経営に於けるよりも効果的である事が確認され得る場合に限つて、政府所有が考慮される。

若し、かかる条件を具備すると考えられる場合にありては、政府所有は臨時的措置としてと言わんよりは、寧ろ恒久的な根拠より考慮せらるべきである。

九、商　標

a. 会社によつて既に使用されある商標ありや。本商標は製品の市場操作に於て重要なる意味を有するものなりや。

b. 商標は、同一製品若しくは類似製品が他の商標に於て売買されある場合に於ても、市場統制を継続するの強力な貢献力を及ぼす充分なる歴史を有するものなりや。

原　則

若し会社が、殆んど同一の顕在価値或は潜在価値を有する数種の商標を有する場合には、商標は分離した競争会社に割当てられる事がある。若し商標が独占力を附与する歴史を有する場合には、かかる商標は廃止さるべく、分離された会社は新しく且つ異りたる商標を附さるべきである。若し商標が市場価値を有するも、独占力を有せざる場合であつて且つ、主要商標が一箇なる時は、本商標は、一会社或は新商標を附する事を許されたる他会社に割当てられる事になる。

一〇、特　許

a. 会社は製品生産、若しくは製品に付き、重要な若しくは商略的な特許を有するや。

原　則

若し、会社が重要なる特許権を所有し且つ会社が分離した会社に分割される場合には、特許権は分離した全会社に引継がるべきである。

二、一会社によって所有される生産能力の割合

a. 全生産能力の何割を会社が所有するか。

b. 他会社が同一製品若しくは類似製品生産に容易に転換し得る生産能力を有するか。

原　則

如何に高度の生産能力割合も、一会社に対して許される最高限であると考えるべきではない。然し各位の事例に於て、その割合がその会社をして国内市場、外国市場のいづれたるとを問わず之を支配せしむるに至らざることを要する。同様に、会社が数個の会社に分離される場合において、数個の会社の一と言えども、その生産能力が当該産業の全生産能力の二割以下の場合に非ざれば、他の分離会社の生産能力の二倍以上を保有しないように、注意しなければならぬ。本規定は柔軟性を以て運用せられるを要す。

三、会社の歴史

a. 会社は合併の結果拡張したるものなりや、若し然りとすれば合併が行われたる時日如何又関係会社側に於て自発的になされたるものなりや、或は強制的になされたるものなりや。何らかの個人或は会社が会社株主を支配若しくは、統制するの地位を有するものなりや。若し然りとすればかかる地位を獲得せし方法如何。

b. 会社の成立が生産方法の効率化、特許権の統制、政府援助戦時活動等の結果に因るものなりや。

B、計画の経理的健全性の決定

一、固定資産（工場、設備及び施設）

原　則

計画立案に当つては、全ての資産が企業の通常業務の為めに必要なる事、その工場、設備及び施設が現在の必要に十分であり、又将来の必要予想に対して相応に充分なる事、及びそれらが使用可能状況にあり、会社財産を使い過ぎる事なくして拡張され得る事を旨とすること。

a. 非生産的な資産、若くは直接的使用に供されざる資産、或は一定の業務に関係なき資産ある場合、計画はこれらのものを、明瞭にし、又これらのものの処分に付て用意しあるや。

b. 工場、設備及び施設は、類似の他の事業単位との競争に於て、成功し得る程充分に近代化されありや。

c. 事業規模の趨勢が近き将来に於ける拡張を志向しある場合に於て、現在の生産は、それを調節するに充分なりや。

d. 賠償による製造能力の損失に付て適度の予想がなされありや。或は新資本の相当額が、賠償によつて失われたる資産を補う為め、或は生産面に資産を追加する為め必要とされるや。若し然りとすれば計画はその旨記載されあるや。かかる偶発的事項に付き用意されありや。

二、投　資

原　則

退蔵資金の利用目的以外の投資の所有は、実情報告に依り充分に正当たる事が立証されねばならない。如何なる場合にも、かかる投資は、前述のA項、「経済民主化の要請に適合する計画なりや否やの決定に適用さるべき基準」と言う表題に於て述べられたる原則に違反してはならない。

a. 投資は関係会社の株式の形をとつているか。若し然りとすれば、これは統制の意味ありや。それは資本の寄附、或は臨時的援助と解さるべきものなりや。若し然りとすれば直接間接、第一に利益を受くる者は何人なりや。

b. 事業外の多額の投資は、貸借対照表の貸方の部に計上されある多額の負債と相殺されるや。

c. 投資は或る将来の企業の活動若くは偶発事項の為めにする積立若くは剰余を構成するものなりや。若し然りとすれば、整備計画にその旨記述されありや。

三、流動資産

原　則

整備計画は流動負債を超えて適度の運転資本を維持するに充分な流動資産の全体を記載しなければならない。

a. 計画に記載されある運転資本は、売買或は労務提供からの補充を受ける前の相当期間をまかなう為めの流動的費用を支払うに充分なりや。又現下の常態ならざる経済状態を考慮しても利益実現可能なりや。

四、資　本

a. 必要条件

原　則

整備計画立案に当つては、出来得る限り、事業の規模及び性格に相応し、且つ過度の短期若くは長期の借入金に依頼する事なくして、計画を遂行するに充分なる資金を準備する事に努力すべきである。

1. 旧債権若くは社債を株式に転換するの可能性に付熟考せられたるや。

2. 事業拡張、若くは機械の取替、或は新型製品の取入の為めの資本額が準備なされありや。若し然らざる時は、市場は右の目的の為め後日必要なる附加的資本を快く是認するや。

3. 新型製品若しくは経営拡張の必要の予想に付き熟考せられたるや。

4. 再建会社は、資本金の固定資産に対する割合、総負債に対する割合及び純運転資金に対する割合に付き、申請会社内の一般的基準割合、又関係事業及び経営の特殊型式に適切なるその他の通常割合に適合しありや。

b. 構　成

原　則

整備計画立案に当つては、資本金、積立金及び繰越利益の額の間に均衡がとれ、会社の成育期に附随する臨時的な若くは予期せざりし損費が頻雑な

る手続なくして、又資本勘定に撹乱を生ぜしむる事最も少き仕方で、処理され得る事が望ましき事を認識しなければならない。

c. 所　有

原　則

株式所有若くは整備会社の議決権行使による統制力が少数の個人に不当に集中する事は、非民主的であり、従業者及び労働者の忠実に対して背き、非能率的若くは利己主義な経営、或は更に不在者支配の継続の手段となる惧がある。

1. 計画は、少数者の手に統制力が集中する結果を生ぜしむるが如き無議決権株式の発行を企図しありや。

2. 計画は議決権行使による統制力若くは事実上の統制力が少数者に集中する為めの何んらかの企図を有するものなりや。

3. 配当しありとせば、現在の配当方法如何。配当予想が会社の経理能力に及ぼす影響如何。

五、負　債

原　則

会社は、旧債権を全面的に消滅させるか、或は一様に減少させる事が出来、縮減せる一営業手段の費用に対して新債務契約を締結し得、赤字融資（損失補塡融資）を永久になからしむる様健全に再建整備されねばならぬ。

a. 会社の一営業年度の費用をまかなうに充分な信用の線が決められあるや。

b. 整備計画は旧債務償還、転換、再融資に付て規定をしあるや。

c. 会社は適度の黒字経営が、予期せられ得べきや。

六、将来の経営

原　則

整備計画立案に当つては、日本国民若くはその海外取引の正当なる需要を充足する事により、その経済を民主的競争的なる基礎の上に恢復せしめ又は維持するが如き生産物の生産によつて、正当的な黒字経営が可能なる会社を作り出すべきである。

a. 再建会社は各部分とも完全なる良好の組織（原材料の所有生産、運輸並びに転換及び完製品の製造並びに販売）を構成するか。或は右活動の一或は一以上のみを含むか。

b. 工場、事務所及び販売所は左の点に付き有利な立地条件にあるか。

1. 労務供給
2. 経済的運輸
3. 効率的荷積及び処理
4. 経済的及び効果的販売増進

c. 法的保護の終止に付て

1. 会社が法定鉱業権、独占権、特許権若くは著作権、商標権、私的特殊契約によつて保護される場合には、右が消滅するの時期如何。
2. 容易に利用し得、且つ通常の拡張を含む予想し得る将来の必要全体にとつて、充分な原材料の供給の源泉ありや。
3. 容易に利用し得且つ充分なる労務の供給ありや。会社が労働組織に依つて影響さるるの程度如何。会社と従業員若くは労働者との関係は満足すべく且つ友好的なりや。
4. 会社の予想年度利益は債務償還、固定利子負担、減価償却、積立金、配当金をまかない得るか。

欄外　鉛筆書き記入。

①Welsh 案

編注　本文は原題を“Standards of Enterprise Reorganization”として、一九四七年五月一九日経済科学局反トラストカルテル課が作成し、五月三〇日にマーカット局長の承認を得た文書（大蔵省資料Z七三〇―四）であり、五月中にウエルシュ課長から日本側に手渡されたものの経済安定本部訳と推定される。

出所　大蔵省資料Z五一一―三〇八。

(9)　企業再建整備法施行令等政令改正の要点について閣議提出資料

（昭和二二年六月法制局）

企業再建整備法施行令改正の要点

第十二条及び第十三条

特別経理株式会社の新旧各株式の特別損失負担の割合及び未払込株金の徴収額を規定している。即ち

(一) 資本の負担すべき特別損失の額が払込資本金の九割以下の場合未払込金は徴収せず新旧各株式は払込金額の割合に応じ資本の負担すべき特別損失の額を負担する。

(二) 資本の負担すべき特別損失の額が払込資本金の九割を超え公称資本金の九割以下の場合

特別損失の額は先づ新旧株式の払込金額の九割を以て負担し残余は未払込金を徴収して負担せしめる。

新株中払込金額の異なるものあるときは、各新株の未払込徴収額は新株中未払込金額の最も少いものの未払込金額の九割に相当する額迄は均等に徴収し尚ほ特別損失の額が残るときには次に未払込金額の少い他の新株の未払込金額の九割に相当する額迄は均一に徴収し斯くして各新株が特別損失を負担し尚ほ特別損失の額が残るときは最後に未払込金額の最も多い新株につき特別損失の額に達する迄未払込を徴収する。

(三) 資本の負担すべき特別損失の額が資本の九割を超える場合新旧各株式の一株当りの負担額は均一とし未払込金は各新株式につき一株当りの負担額から当該新株の払込額に旧株式の特別損失負担率を乗じて得た額に控除した額に相当する金額以上の未払込金を徴収する。

第十四条

特別経理株式会社は、予め、未払込株金の払込催告額の予想額を計算し特別管理人の承認を受けこれを公告通知する。

第十五条及び第三十一条第二項

減資をなす特別経理株式会社は整備計画の認可のあつた後遅滞なく株券を提出せしめ減資後株券の表示をして株主に返還する。

第十六条及び第十七条

未払込株金の払込催告は先づ指定時後株主となつた者で現に株主である者に対して、これをなす。而してその者が払込をなさない時はその株式は指定時現在の株主名簿に記載された者（以下指定時株主という。）に帰属する。

次に特別経理株式会社は指定時株主一般に対して未払込株金の払込催告をする。

第十八条乃至第二十五条及び第二十九条

(一) 指定時株主が特別経理株式会社なるときは催告額を旧債権として整理し一般の旧債権と同様に特別損失の負担額の限度で払込義務を切捨てるものとし且つ当該会社旧債権との弁済が開始される日以後払込を為さしめる。

(二) 株主が金融機関なるときは催告額を旧勘定に対する債権として整理し(二)に準じて取扱う。

(三) 株主が特別経理株式会社及び金融機関以外のものなるときは現実に徴収する。即ち強制徴収をすることができるのを原則とする。

但し、

(イ) 株主の個人である場合には失権を認める。

(ロ) 閉鎖機関が払込まない時は一応失権するが、一定期日までは何時でも催告額の代金を払つて買取ることができる。

以上の場合に於て

(一) 信託会社が信託契約に基き委託者の計算に於て所有する株式については委託者を株主とみなす。

(二) 株式譲渡人の担保責任は免除する。

(三) 失権した株主は商法の規定にかかはらず株主たるの権利を放棄すると共に払込に関する一切の義務を免れるものとする。

(四) 失権した株式は会社に帰属し、会社は競売その他適当な方法で処分する。

(五) 閉鎖機関が失権した場合にはその議決権は閉鎖機関特殊整理人に委任せられる。

第二十六条

指定時株主以外の株主が失権した時は自己の譲渡人にその代金の返還請求をすることができる。その場合に於て譲渡人は更にその譲渡人に求償し順次指定時株主に至ることができる。但し未払込株金の払込催告のあるべきことを知り得る特定の地位に有るものはこの限りでない。

第二十七条

特別損失負担後の残存旧債権、会社経理応急措置法第十四条但書の債権及び新勘定に対する債権と未払込株金の払込債務との相殺を認める。

新勘定に対する債権と未払込株金の払込債務とを相殺した場合にはその金額を新勘定から旧勘定に繰り入れる。

第二十八条

払込は手形債務への振り替へその他有価証券等による代物弁済を認める。

第三十条

特別経理株式会社は、資本の負担すべき特別損失の額と法施行規則第十七条第二項の規定による積立金に相当する額との合計額を減資する外特別損失負担後尚未払込金の残るときは全額これを減資することを要する。

第三十二条

減資後金額の異なる株式ある場合に於ては株主は株式の最低金額毎に一個の議決権を有する。

会社経理応急措置法施行令改正の要点

従来は指定時において特別経理会社の所有している株式について指定時後未払込の催告のあつた場合はかかる払込請求権は全て旧債権としていたのを改め、特別経理会社及び金融機関から特別損失塡補のため未払込株金の払込の催告のあつた場合にのみ旧債権とした。尚これに伴い経過規定として本改正により新債権となつた払込請求権に係る払込期日を一定期日まで延期することとした。

合名会社等再建整備令改正の要点

合名会社、合資会社及び株式合資会社は無限責任社員を有し個人企業的色彩の濃厚なるに鑑み個人企業と同様に取扱うこととし、特別損失の負担計算及び旧債権の打切の規定の準用を排除し特別損失が資本の負担分を超える会社は整備計画を提出せずして直に新旧勘定併合の申請をなし特別経理会社から除外せられることとなる如く改正した。かくてかかる会社は要すれば特別和議法により和議の申立をすることを得る道を開いたのである。

編注　本文の政令改正は「企業再建整備法施行令等の一部を改正する政令」として政令第一〇四号をもって、昭和二二年六月二五日公布された。前掲(7)で課題となっていた未払込株式徴収問題が解決された結果である。

出所　大蔵省資料Z六二〇―五一。

(10)　企業再建整備法の実施に関する意見書

（昭和二二年六月経理経営委員会報告書）

企業再建整備法の実施に関する意見書

（昭和二十二年六月経理経営委員会報告書第三号）
（日本学術振興会経理経営研究第八十四小委員会）

趣旨

昨年十月十九日企業再建整備法が公布され、其の整備に重要な関連をもつ資産評価の基準もすでに公布を見、企業の再建整備は愈々其の実施の段階に達してゐる。然るに、元来、企業再建整備法は企業に於ける再建整備に関する法的、形式的措置を規定しているに止まるので之に基いて進行する今後の具体的な整備計画実施に際しては、尚、考慮せらるべき多くの問題を残している。即ち、企業の再建整備がよく其の所期の目的を達成し、経済再建に必要な生産再開が之によつて迅速且つ強力に進められるためには、寧ろ、今後の整備計画の運用実施に当つての諸問題に関し周到にして必要な考慮を払ひ、之がため特別の方途を講じて置かねばならない。企業再建整備に関しては先に本委員会は昨年五月第二会社に関す

る意見書、同年十一月、新旧勘定分離に関する意見書を提出して参考に供したのであるが、ここには、企業再建整備の今後の実際的運用に際して考慮すべき諸問題に関し意見書を提出するものである。

内　容

一、株主権保護に関する問題

企業再建整備法第七条に於て、特別損失の負担順位、負担割合の定めが存してゐるのであるが、之に基く整備の結果は、再建企業に於ける株主資本対借入資本の構成比率に著しい変化を招来する。元来、特別損失の負担による資本金並に債権切捨の措置は、貸借対照表調製上の形式的数字的修正に過ぎないので、其の形式的、数字的修正の結果が其のまま特別損失の最終の負担を決定するものであると考へることは危険である。然るに、企業再建整備法の考へ方によれば、株式資本は借入資本と同様に之を単純な金銭債権とみる傾向が強く、従つて、借入金の切捨と同様に特別損失負担割合だけ株式金額を一律に切捨て、更に其の後に於て、この株式を併合すべき手続を採ることを定めてゐる。それは、明に貸借対照表の形式的修正により切捨てられた株式額面額が其のまま株主の実質的負担に帰するとの考へ方に立つて居るのであるが、株式資本は借入資本と異り単純な金銭債権ではなく、寧ろ物的債権であり株主権を表している。故に、特別損失の負担によつて株式金額が如何に切捨てられようとも、之によつて直ちに会社の物的財産に対する持分を表明する株主権をも同時に剝奪することは明に株式資本のもつ本来の性格に反し、株主権を不当に侵害するの結果を招来するに至るものである。依つて、株主の利益を保護するため、少くとも次の方途を講ずるの要がある。

イ、企業再建整備法第三十四条第四項に於ける株式併合の規定は之を改正し株主権存続のため

特別法を制定して株式金額の法定限度に例外を設けるか、

若くは同様に特別法を制定して之に額面なし株式を認め、額面切捨株式を額面なし株式に転換すること、理由、この場合の額面切捨割合は単に貸借対照表均衡のための数字的操作により決定し、企業の実体財産の減少に基くものではないので、切捨額の大小はその実質価値に影響をもつものではない。仍つて、内容を伴はない額面切下額は反つて実体に副はない結果となる。之に反し、額面なし株式に於ては、たとひ名目的な額面がなくとも、之に対する将来の実際配当額によつて自ら実質価値にふさはしい価格をもち得るに至るものである。故に、この際額面切下株式に対しては之を額面なし株式に転換せしめ、以つて株主権を存続する方途を講ずるの要がある。

ロ、或は又、実際上の考慮からして、企業再建整備法第三十四条第四項の規定は其のままとするが、其の規定に於ける株式法定金額は二〇円と解し、其の範囲の株式併合を認めることも一方法である。

ハ、第二会社を創設する場合に於ける株式割当に際しても亦、同様の趣旨により、解散会社の旧株主のもつ株主権は之を尊重することが望ましい。

二、資本構成の調整に関する問題

企業再建整備法に於ては、特別損失の負担順位、負担割合が株主資本と借入資本とによつて異るので、整備後に於ては借入資本の比率が殊に圧倒的に大きくなり、其の結果は、再建企業の株主資本対借入資本の資本構成は著しく不均衡となる。ここに、新に形を変へて経理不安の状態を招来することは必至である。仍つて、再建企業に於ける資本構成を正常化し、経理内容の安定を企図するの必要がある。其のためには次の如き措置が必要となる。

イ、債権を株式資本に転換するを原則とすること。

ロ、この場合の転換株式は、それが金銭債権であつたことを考慮して、原則として一部は議決権のある累積的非参加優先株とし、残余は譲渡禁止の議決権のない累積的非参加優先株とし、以つてこの二種の株式を組合せて発行すること。

ハ、尚この場合の転換株式の議決権の数は旧株主の新にもつ議決権数を超えない様にすること、同時に、転換株式については一株の金額を大ならしむることが望ましい。

ニ、独占禁止法に於ける株式保有限度に対しては、期限を附して例外的処置をなすべき特例を設けること。

ホ、今般の評価基準により固定資産及流動資産の割合は著しく権衡を失はるることとなる、此割合を自己資本及外来資本の割合を考慮して調整を行ふ必要がある。

る。

三、株式消化のため必要な措置

企業の再建整備が迅速、円滑に促進され、其の健全な発展が期待されるためには、株式の消化は重要な前提であり、其の消化のために必要にして適切な措置を速かに講じ置くの要がある。このことは、終戦以来の株式事情を考慮するとき其の感を特に深くするものがある。

企業再建整備計画が具体的に実施される時期に至れば、大約時期を同じくして然も巨大な数に上る株式が消化されねばならない段階に到達することは必至である。第二会社の設立だけ考へても其の発行株式は巨大な数量となり、又、存続会社の債権を株式に転換し、金融機関の手持となる株式も亦巨大な数量に上り、やがてこの株式が市場に放出されなければならない状態となることが予想される。従つて、之等の巨大な株式消化に関して必要な措置は速かに之を樹立しておくことが望ましい。其の措置として考へられるものは大凡次の如くである。

イ、証券市場の復活、証券業者並に証券金融機関の整備

ロ、特殊持株機関及業種別投資機関の創設

ハ、投資信託機関の拡充特に農漁村に対する投資信託制度の確立

ニ、従業員持株制度実施のための特殊金融機関の創設

ホ、株式の多種類化

投資階級の階層、投資目的に応ずる様株式の種類を多様化するため別法を制定すること、即ち、第二会社を設立し新に資本を吸収する場合には株式の種類としては、無記名式小額面株、無額面株の如きものを考へる必要がある。

四、株式の保護

近来の株式は必要以上に不当に圧迫されてゐるので、株式制度の健全なる発達普及が期待されるためには株式の適当な保護は特に必要である。其のためには将来に亙り適正な株式配当が認められねばならないと共に或は配当の源泉となる会社収益に対する課税方法を改めると共に又各投資者の所得に対する課税方法等に対して税別の改革を企図する必要がある。

五、監査制度の確立

株式の信頼性を高め、投資の安全性を高めることは特に大切である。このため、企業の内部監査制度は根本的に改むる必要がある。特に財閥が解体され、独占禁止法が存する今日では、株式会社は専ら大衆資本により成立し、高度の社会性を具有するに至つてゐるので、其の財政状態に対しては適正にして厳格公正な調査をなすことが特に必要である。然も経済民主化の要望ある今日では官庁による監督行政は之を改め、第三者たる個人又は法人の専門の監査人による監査制度を確立し、各会社には受検義務を負はしめ其の監査のない決算書は之を認めざる制度を樹立することが望ましい。このためには現在の計理士法は根本的に改正の要がある。

編注　経理経営第八十四小委員会の構成は次の通り。委員長平井泰太郎（神戸経済大）、岩田巌（東京商大）、太田哲三（同上）、川島孝彦、黒沢清（横浜経専）、佐々木道雄（東大）、神馬新七郎（川崎重工）、陶山誠太郎（大阪市）、高宮晉（運輸省）、竹中龍雄（神戸経済大）、林健二（同上）、山下勝治（同上）、野田信夫（経本）、渡部義雄（会計事務所）。

出所　大蔵省資料Z五一一―三一七。

(11)　経済再建整備基準法（経済力集中排除法司令部案）

（一九四七年七月一八日）

経済再建整備基準法（司令部案昭二二、七、二七仮訳）

一、この法律は、日本の再建に採られる処置が平時の民主的諸目的と一致することを保証すると共に健全な民主的日本経済建設の基礎工事をなすことを目的とする。

この目的の達成のため日本経済の再編成と可及的速かに経済力の集中の排除がなされることを望むものである。

二、一九四七年七月一日に存在し又は一九四五年八月一日より一九四七年七月一日迄の期間内の如何なる時に於ても存在せる経済力の集中で第三条により指定せるものを排除しなければならない。このことが公共の福祉に合致するも

のである。

持株会社整理委員会は職務として左にかかげたものを含み、かかる経済力の集中を排除しなければならない。

(イ) 独占的若くは潜在的独占の性格を有する企業、又は関連性のない事業分野に活動をなし若くはかつて活動をなしたる企業、又は当該企業と関連性のある事業分野若くは関連性のない事業分野を支配する若くは支配せる企業。

(ロ) カルテル、企業結合、シンヂケート、トラスト、企業合同組合、其他個人若くは人意的手段間における合意形態若くは共同行為で競争を制限し、競争者を排除し、競争者を結合せしめ又は国内若くは国際取引其他の活動に於ける独占的支配を助長せしめ又は国内若くは国際市場に於ける活動を制限する目的若くは効果を有するもの又は有したもの。

(ハ) 個人又は家族に於ける富の集中で、企業の支配に使用されたもの又はかかる支配をなすために使用される潜在的恐れのあるもの。

三、この法律の適用を受ける経済力の集中は、一九四八年八月一日以前に持株会社整理委員会により指定されたもののみに限定しなければならない。

四、経済力の集中の決定をなすに当り、考慮を払ふべき諸要素の内左のものを含まなければならない。

(イ) 当該企業が活動する若くは活動せる事業分野にて当該企業が生産若くは支配する又は生産若くは支配せる総生産量其他事業活動に於て占める比率。現在の生産可能量と一九三七年以前に於ける生産可能量との比較及び現在の総生産可能量の占める比率と一九三七年以前のそれとの比較。

当該企業と同一事業分野又は関連性のない事業分野に於て活動する他の企業に対する当該企業の支配。

(ロ) 当該企業により運営される工場数及びその地理的所在。それら諸工場の生産諸過程における相互的関連性の有無並にその相互的関連性の範囲。生産品、原材料の使用又は製品販売市場における相互的関連性の有無。原材料に対する支配。既在の独立企業の全部又は一部の合併。企業総合体の生産能率と各単独企業部門又は各単独企業部門の任意結合体の能率との比較。

(ハ) 一手販売若くは一手買取会社指定代理店、代理人、組合其他類似の制限的若くは独占的性格を有する取極め又は原材料の買取若くは販売に於て特権を設ける傾向がある取極め又は傾向を有せる取極め、生産若くは配分の制限をする傾向がある取極め又は傾向を有せる取極め、価格の決定又は事業若くは販売地域の割当をする傾向のある取極め又は傾向を有せる取極め、又は排他的な特許権若くは技術的情報の交換を内容とする取極め等を内容とする契約、協定其他取極め若くは関係に当該企業が参加すること又はかかる契約等の存在。

(ニ) 事業活動に対し実質的に支配せる又は全流動財産に対し支配をなしたる個人若くは家族は、事業活動を実質的に支配する能力を潜在的に有するものとする。

五、持株会社整理委員会は、この法律の目的を達するために、法律の定めるところにより、経済力の集中を排除するに同委員会が適当と認める処置をとらなければならない。その処置は企業又は組合の解散、清算、若くは整備、法人又は自然人に対し経済力の集中を存続せしめる恐れのある活動に参加すること又はかかる行為を行ふことの禁止、カルテル、シンヂケート、トラスト、一手買取若くは販売代理店、独占的若くは制限的性格を有する会社其他の団体の契約約款の取消を含み且つ持株会社整理委員会は、適当の範囲内に於てこの法律の規程を実行しなければならない。そのため同委員会は左の権限を有するものとする。

(イ) 適当と認められる規則、命令、政令、指示及び定義を発令すること。

(ロ) この法律により経済力の集中を排除するために原則、計画及び手続を定めること。

(ハ) この法律の適用を受ける経済力及び経済活動の集中の排除と非集中的又は再編成された生産単位に関する報告書及び提出案を審査すること。

(ニ) 法人、自然人又は企業の財産、製品所有権、経営支配組織、事業内容及び事業活動につきその所在地如何を問はず他の法人、自然人又は企業との関係に関する事情を調査、資料を蒐集編纂すること。

(ホ) 報告の作成と提出及び記録の保存を求めること。記録帳簿又は計算書、契約書、協定書、書翰又は書類を押収すること又はその提出を求めること、宣誓の下に証人の出席及び証言をなすことを求めること及び証拠の提出を求めること。

(ヘ) 財産の押収、占有又はその運搬を求めること。個人又は家族の財産を譲渡性なき有価証券に転換すること。契約、企業、取極め又は関係の終結又は解散其他この法律の規程に適合し適当と認められる処置を指示すること。指定企業又は個人に対し資産の処分計画書の提出其他この法律に従ふために必要な適当な処置を命ずること。かかる計画書を承認すること。この法律に従ふため企業再編成の計画書を作成し、同計画遂行の権限を有する清算管理人を指命すること。再編成計画、解散、清算又は財産の処分の遂行を監督すること。及び承認ある迄当該企業法人又は自然人による承認されざる財産の移転若くは其他の事業活動を禁止すること。

六、この法律による企業の再編成若くは解散計画、財産の処分、又は事業活動の禁止に関する指示又は承認を内容とする持株会社整理委員会の命令は文書を以てなさなければならない。且つ自発的再編成計画の場合を除き文書による事実の認定の添附を要するものとする。同委員会命令案、事実の認定（自発的再編成計画の場合を除く）及び再編成計画を公正取引委員会其他利害関係者に伝達しなければならない。持株会社整理委員会は右の命令案が伝達された日より十五日以後に公聴会を開催しなければならない。この公聴会に於て何人も命令案、事実の認定及び再編成計画に付いて異議の申立又は意見の具申をなすことができる。公正取引委員会は私的独占禁止法の規定と抵触事項のある場合かかる抵触事項を指摘しなければならない。

右の意義の申立又は意見の具申に基き持株会社整理委員会はその命令案又は事実の認定に付き適当と認められる変更をなすことができる。命令案の伝達は告示を以てなすことができる。

七、持株会社整理委員会は再編成計画が債権者、社債権者及び株主に対し公平にして公正な取扱いをなさざる限りそれを承認してはならない。

再編成計画は株主、社員、社債権者及び債権者の承認を要しない。且つ債権者、社債権者又は株主の権利の変更を規定することができる。

八、右の者は前条の定める公聴会に於て異議の申立をなすことができる。

事実の認定が実質的証拠により立証されない場合又は持株会社整理委員会が実質的証拠を採用しなかつた場合に於ては決定命令発令の日より六日以内に内閣総理大臣に対し訴願を提出することができる。但しかかる欠除が存在することが第六条に於て規定する公聴会に於て特に指摘されなかつた場合又はかかる事実が故意に持株会社整理委員会に示されなかつた場合はこの限りでない。右の訴願の受理の日より十五日以内に、内閣総理大臣はその欠除が命令を専断的にするだけ実質的性質を有するものか否かを決定しなければならない。専断的にするだけ実質的性質を有するものと認める場合、内閣総理大臣は適当な変更をなすため、その命令を持株会社整理委員会に差戻さねばならない。

訴願が提起され決定がある迄の期間中は命令の施行を停止しなければならない。

九、定義

此の法律に於て

(イ) 「人」とは公法、私法、或ひは特別の法律によつて存在する自然人若くは組合、会社或ひは合名会社を含む法人を謂ふ。

(ロ) 「企業」「活動」及び「関係」とは、カルテル、トラスト、連合組合、シンヂケート、株式会社、合名会社、組合、会社若くは商社或ひは団体の集合の形体等により、契約、結合、連合、或ひは協定によつて関係づけられているあらゆる経済上、事業上若くは金融上の機関或ひは人を謂ふ。

(ハ) 「支配」とは多数或ひは少数の資本参加、直接或ひは間接の議決力、経

営の特権享有を伴ふ債務証書或ひはその他の債務証拠物の所有、人的関係例へば事務所の共有或ひは重役の兼任、契約上の協定或ひは取極めその他これに類似する効果を有する関係等により、二つ以上の事業体の間に、共通な或ひは一致の行動を生むが如きあらゆる経済上、事業上、或ひは金融上の関係を謂ふ。

(ニ)「独占的或ひは独占的性質を有する虞れのある企業」とは昭和十二年より昭和二十年九月一日迄の間に独立の企業体が合併し、或ひは活動が過当に拡張したことに依つて、それ以前にその活動分野に於て占めていた地位に比し、当該活動分野に影響を及ぼして居り若くは及ぼす虞れのある企業を謂ふ。「影響」とはその企業活動が市場に現はれなかつたならば物価若くは資本の流動、商品或ひは役務の流動に影響するに至る支配力を謂ふ。

(ホ)「生産能力」とは生産施設の通常且最高度の使用に依つて得られる生産高の程度を謂ふ。

(ヘ)「活動に無関係な分野」とは生産過程に於てお互いに依存しておらない生産の分野、同一の最終製品の生産に関する生産の段階でない分野或ひは生産若くは販売目的に於て独立して遂行し得る活動の分野を謂ふ。

(ト)「事業場」とは一用地に位置する事業体を謂ふ。

(チ)「独立企業」とは法人格を有する個々の企業を謂ふ。仮令企業が他の企業の支配下にあり若くはあつたと云ふこと、或ひは何等かの方法に於て他の企業に依存して居り若くは居たと云ふことは、若しそれが事実上個個の法人格を有して居る場合には独立企業としてのその現状に何ら影響を及ぼすものではない。

(リ)「生産能率」とは生産高或ひは単価がその企業の構成の変更により影響されるものなりや否やについての考慮を謂ふ。

(ヌ)「国内及国際取引」とはあらゆる商品及び分野についての地方的、全国的或ひは国際取引を謂ふ。

(ル)「競争」及び「競争者」とは現実の競争及び競争者或ひは起り得べき競争及び競争者を謂ふ。

(ヲ)　個人或ひは家族の「富」とはかかる個人或ひは家族の所有若くは支配に係るあらゆる企業の財産の価値を謂ふ。

十、この法律は、如何なる点に於ても私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律を廃止、修正若くは訂正するものではない。又この法律に依つて、持株会社整理委員会により類似せる行動がとられようと、この法律は公正取引委員会が独占禁止法によつて行ふ行動を妨げるものではない。

十一、この法律の適用である限り、経済力の集中が他の法律により認められ、或ひは許されたものであると云ふこと、或ひは右が自発的に起つたものであるか否かの別はその排除を免れる理由とならない。又持株会社整理委員会が、この法律の適用がある経済力の集中につき、その団体が最早や存在しなくなつた際、清算若くは解散された際、或ひは清算若くは解散の過程にある際、或ひは変更された際にかかる経済力の集中の他の如何なる形態による継続をも禁止するため必要な行動をとることはこれを妨げない。

十二、第六条(ヘ)による持株会社整理委員会の発する命令の実行は公正取引委員会に於てこれを行ふ。

右の命令の修正に関する訴願は公正取引委員会に対して之をしなければならない。但し右の命令の修正は、昭和二十三年八月一日以前は、他の法律の規定によるものの他、持株会社整理委員会の事前の認可なくして之をしてはならない。

十三、持株会社整理委員会はこの法律に依つて行ふその機能の一部を公正取引委員会に委任し、この法律に依つて行ふ機能を実行するに必要な限度に於て日本政府のその他の政府機関を使用することが出来る。

昭和二十三年八月一日以降、同年十二月三十日以前に他の法律により、この法律の目的の効果的な実行を完了するために、持株会社整理委員会の機能、権限、記録及び必要な人員を公正取引委員会に対し移譲する規定を設けなければならない。

附　則

持株会社整理委員会令を次の通り改める。

一、持株会社整理委員会は日本政府機関にして、内閣総理大臣の所管に属する。

二、持株会社整理委員会の会計は会計検査院の検査をうけなければならない。

三、第五条を改正し、委員の在職期限は委員会の機能等を最終的に公正取引委員会に移譲した日に於て終了するものとする。

四、第六条を改正し委員会に委員長一名、執行委員四名及常務委員四名をおくものとする。

五、第九条を改正し持株会社整理委員会はこの法律に規定する機能を行ふものとする。

編注　原文は、反トラストカルテル課のウエルシュ課長から、一九四七年七月一八日にマーカット局長に提出され(大蔵省資料Z七〇三―一二―一五)、また、同日に経済安定本部の担当官に手交された。原文には表題はないが、経済安定本部の担当官であった光藤俊雄所蔵資料には、手書きで"Economic Reconstruction Reorganization Standard Law, July 18"と記入されている。本文はその経済安定本部訳である。なお、九月一五日付で同じ経済安定本部が「経済力集中排除法(司令部案)」として再訳している(大蔵省資料Z五一四―一所収)。なお本文の立法化関係資料は収録しないが(本財政史第二巻参照)、本文に沿って修正を加えた法案は、昭和二二年一二月二八日、「過度経済力集中排除法」(法律第二〇七号)として公布された。

出所　大蔵省資料Z五一一―三〇八。

(12)　司令部提案と企業再建整備法との関係に関する件

(昭和二二年七月二一日理財局経済課)

司令部提案と企業再建整備法との関係に関する件

(理、経、二二、七、二一)

一、本提案は企業再建整備法による企業の再建整備の実施を妨げ又は遅延するものであつてはならない。寧ろ本提案と再建整備法とは同一の窮極の目的に奉仕するものとして互に相補いその間に矛盾のないものとしなければならない。

二、従つて本提案に規定せられている再編成の計画は整備計画の一内容として同計画中に記載することを要する。(そのためには整備計画の記載事項を修正することを要するであろう。)この点から企業再編成の計画書はH、C、L、Cが作成する原則――提案は企業が自発的に計画書を作成する場合も予想している如くであるが明瞭でない。――は修正し、H、C、L、Cの指定する会社(以下指定会社という。)のうち少くとも特別経理株式会社は整備計画中に本提案に基く再編成計画を記載して提出することとすることを要する。

尚特経会社以外の指定会社についても、再建整備法第五十四条の二の規定による任意整備計画として提出するのが適当と思われるが、この場合には尚整備計画以外再編成計画を認めなければならないであろう。

又本提案には組合その他の団体或は個人の財力等も対象としているのでかかるものは再建整備法とは関係ないので別途考慮を要する。

三、本提案により丁度整備計画提出の段階に入つた再建整備計画を遅延せしめることなく進捗せしめるためには左の点の考慮を要する。

(イ)　H、C、L、Cは十月初めから整備計画の審査を初め来年一月一杯に大体審査を完了しなければならない。(現行の方法においても制限会社は一月末を予定している。)そのためには八月中には本提案に基く法律のみならず所要の政令規則等も完備し、九月中に所要の機構を整えることが必要であろう。

(ロ)　整備計画は当初の計画通り立案提出を進行せしめなければならない。従つて整備計画の審査方針は一日も早く司令部の諒解を得て、発表することを要する。

(ハ)　H、C、L、Cの受入体制の進捗とは関係なく既に提出になつた整備計画は現行の機構で審査をすることができるものとすることを要する。殊

に既に個々的にG、H、Qの諒解を得た解体案を内容とするものについて然り。

(四) (三)と関連して指定会社の指定は最も急を要すべく大体八月中には指定は終るというのが理想であろう。個々の指定が若干遅れても少くともその基準丈は大至急決定することを要する。

(五) H、C、L、Cも機構の整備を俟つことなく、速に指定会社となることを予想される会社に対する指導、整備計画の下審査等を開始することを必要とする。

四、H、C、L、Cの権限と再建整備法の主務大臣の権限を調整し事務の分界を明らかにするため、

(一) H、C、L、Cの所管大臣である内閣総理大臣を主務大臣に加える。

(二) H、C、L、Cの委員長及び委員を経済再建整備委員会に加える。——現在の再建整備委員会を改組すると共に

(三) 整備計画の記載事項を整理し、H、C、L、Cの審査決定する事項——解体、再編成等に関する事項と主務大臣の審査決定する事項——解体、再編成以外の事項——との区分を明らかにして、夫々所管の項目を処理することとする。但し、この場合においても第二会社の資産の出資計画或は解散の場合の資産処分計画等両方の所管にまたがるものがあるので、これが処理に留意を要する。

(四) 整備計画の提出部数を追加する。

(五) 地方にて処理せらるべき会社中に指定会社があれば、これを中央処理に移す。

(六) 以上を除くの外は、現行の再建整備法の整備計画の受理、審査認可の機構をそのまま活用する。

五、その他留意すべき点として、

(一) 整備計画の認可との矛盾を排除するために、仮に整備計画の認可のあつた会社を後から指定することは避けることとする。万一かかることとなつた場合には、極力既に認可された整備計画と矛盾しない様に再編成計画を立てることとする。尚かかる場合には整備計画の変更申請も必要であろう。

(二) H、C、L、Cの再編成計画に関連しての命令処分の権限と現行の整備計画の変更認可との規定の調整を必要としよう。

(三) 現行の再建整備法に整備計画の実行の主務大臣による監督の規定を設けると共にこれとH、C、L、Cの権限との調整を必要としよう。

(四) 本提案の公聴会、異議の申立、訴願の規定と再建整備法の異議申立の規定との調整を必要としよう。

(五) 本提案の清算管理人と特別管理人との関係の調整を必要としよう。

出所　大蔵省資料Z五一一—三〇八。

(13) 企業再建整備法の整備計画についての経理に関する認可基準

（昭和二二年九月二三日閣議決定、九月二六日大蔵省発表）

企業再建整備法の整備計画についての経理に関する認可基準

企業再建整備法による整備計画のうちで経理に関する事項については左の一般方針に基き具体的事案について実情に即して認可を行うものとする。

一、存続、解散及び資産の処分

(イ) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（以下独占禁止法という。）に規定する持株会社に該当する会社は、同法の趣旨に従い解散すること。但し、有価証券以外の資産を以て第二会社を設立することは認める。

(ロ) 主たる事業を外国（外地を含む。）で営んでいた会社は、原則として解散するを適当と認めるが、当該会社の内地に在る資産を以て事業を継続することができる場合には、それが日本の平時経済に寄与するものである限り、その資産を以て第二会社を設立することを認める。

(ハ) 前二号に掲げる場合を除くの外、会社の事業が経理的に不健全であると明らかに認められる場合を除いて、存続するか、解散するかは、整備計画の申請通りこれを認めること。

(ニ) 解散又は資産の処分に当つては、その結果他の企業について独占を生じないように適当な措置が考慮せられなければならない。

(ホ) 資産の一部を処分し、又は資産の一部を以て第二会社を設立する場合には、存続する会社は残余の資産によつて独立して堅実に事業を営み得るだけの資産内容を有するものたらしめること。

二、資本構成

特別経理会社又はその第二会社の資本金額については、固定資産と通常固定すべき運転資金の合計額を下らない額を標準として、できるだけ資本金額を調整すること。

三、資本の増加

(イ) 新株は全て全額払込の株式とすること。新株の発行は商法の規定に従つて行い、且つ十分経理的に満足し得る様にすること。

(ロ) 無議決権株の発行は、株主又は債権者である金融機関に対する割当の場合を除いては、これを認めない。

資本構成を是正する為債務の資本への振替等による資本増加を必要とする場合であつても、金融機関が特別損失を負担しない旧債権の債権者である場合には、新株の割当はこれを行わず、已むを得ない場合には寧ろ当該債務を社債に更改する方法をとること。

無議決権株は、資本の四分の一を超えないようにし、且つこれを発行する場合には発行を必要とする理由を明示させること。

無議決権株は、配当及び残余財産に対する優先の株式とすること。

(ハ) 旧債権が特別損失を負担しない場合には、新株の割当については左の順位によること。

(一) 個人又は金融機関である旧株主。現在の持株数に比例して割当てるものとすること。但し、金融機関については、独占禁止法の規定によつて保有を認められる株式に限ること。

(二) 従業員。一定の限度まで前号に掲げる者の引受のない株式を割当てること。

(三) 地方居住者。前二号に掲げる者の引受のない株式を割当てること。

(四) 一般公衆。同　右

(ニ) 旧債権が特別損失を負担する場合には、個人又は金融機関である旧株主と共に、個人又は金融機関である旧債権者に対しても新株の割当を認めることとし、それ以外の株式は(ハ)の定ある順位により割当てること。

(ホ) (ハ)及び(ニ)の場合において金融機関以外の会社である旧株主又は旧債権者には、新株の割当は行わないが、そのかわりとして、(ハ)の(一)乃至(四)に掲げる者に対して新株が割当てられ額面以上の価額を以て引受が行われた場合には、右の債権者及び株主に対してそのプレミアムの交付を特別経理株式会社に対して請求する事ができるという方法により含み益を享受する事を認める事。

〔註〕この為必要な法律の改正案を国会に提出する。

尚この場合におけるかかるプレミアムの額は、妥当なものであることを要し、且つ新株発行後六十日以後に請求しなければならない。又旧債権者については、特別損失負担による債権の消滅額を超えることができない。

(ヘ) 金融機関以外の会社である旧株主又は、旧債権者については、前号に掲げる方法によるの外、他の旧株主又は旧債権者と同一の比率で計算した新株の引受をすることができる権利を証券処理調整協議会を通じ、又は直接に他の者に有償譲渡をすることによつても含み益を享受するを認める事。（この場合においては譲渡を受けた者は自己の名前で新株の引受をすることとなる。）尚金融機関や個人である旧株主又は旧債権者も、新株の引受が困難な場合には(ホ)又は(ヘ)の方法によることを妨げない。

(ト) 金融機関に対しては、(ハ)又は(ニ)の方針に従つて独占禁止法の規定によつて保有を認められる限度までは新株の割当を認めるが、これを超える株式については、(ホ)又は(ヘ)の方法によること。

四、合併

(イ) 合併を認めるか否かは、独占禁止法に基いて、これを定めること。営業の全部若しくは一部の譲受、他の会社の営業全部の賃借、他の会社の経営の受任又は他の会社の営業の損益全部を共通にする契約についても同様である。

(ロ)　合併に際しては、利害関係人の権利の公正なる取扱に留意すること。

五、第二会社

(イ)　第二会社は旧会社に対し旧会社から出資を受けた純資産の対価として株式を与え、旧会社は当該株式を処分するを原則とすること。旧会社は現物出資によらなかつた株式をも総て引受けることが認められる。

(ロ)　新旧勘定併合後支払不能となり、又は支払不能となる虞のある場合には、第二会社を設立することを適当とすること。

(ハ)　新旧勘定併合の後支払能力のある会社は、他の原則の許す限り、単に新旧勘定を併合することにより其の儘存続することを認めること。

六、役員又は清算人

存続会社若しくは第二会社の役員又は解散会社の清算人の選任については、特別管理人が債権者側の立場をも考慮して、これを定めること。

編注　本閣議決定は、九月二六日発表され、また一〇月一日、経済再建整備委員会の決定を経て、一〇月七日理秘第二九四六号として財務局長宛に通牒された。

なお、具体的な整備計画作成の手引としては更に法律的、技術的基準を要するが、司令部折衝が長びき、とりあえず原則的大綱として本基準が公表された。その後「企業再建整備法の整備計画についての認可基準」が一二月一七日、経済再建整備委員会の決定を経て発表され、また一二月一七日理秘第四四八号として財務局長宛に通牒された。こうして、昭和二二年六月一日を指定日とする企業再建整備法の再建計画は、二二年四月発表の「資産の評価換に関する認可基準」、同年九月発表の本文、及び二二年一二月発表の「整備計画に関する認可基準」が一体となって、その認可の指標とされることになった。

出所　大蔵省資料Z六二〇―五一。

(14)　企業再建整備法における退職金の取扱等に関する件

（昭和二二年一〇月二一日閣議決定）

企業再建整備法における退職金の取扱等に関する件

一、退職金の取扱

特別経理会社の役員又は従業員に対する退職金の取扱については、昨年十月補償打切に伴う労働対策として第二会社に引継がれる場合には、これを支給しない旨閣議決定により定められているが、今回企業再建整備法の一部改正に当り、特に規定を置きこの取扱を法的に明瞭にすることとする。即ち

(1)　第二会社に引継がれる特別経理会社の役員及び従業員に対しては旧会社においては退職金は支給してはならぬこととし、退職金計算上は、旧会社における在職期間は第二会社の在職期間として引継がれるものとする。

(2)　旧会社を退職する役員従業員であつて第二会社に引継がれない者に対する退職金についても整備計画の認可の日から新旧勘定併合の日（従つて第二会社設立完了の日）迄は支払つてはならないこととする。

(3)　特別経理会社の任意積立金の一部を退職金支払準備の為に留保することを認め（即ちこの留保せられた積立金は特別損失の補塡に充当しない）、第二会社を設立する場合には、この積立金の額に相当する資産を第二会社に譲渡し、第二会社はこれを積立てるものとする。但し留保する金額についてはこれを整備計画に定て認可を受けなければならないものとし、その金額の限度については別に法律で限定をしないが整備計画の審査の方針として任意積立金の総額の三分の一を限度とする。

(4)　右の留保した積立金は退職金の支払に充当する場合の外は、清算、破産の場合を除いて、その使用については主務大臣の認可を要するものとする。

(5)　退職金支払準備の為第二会社に譲渡した資産に対しては課税しない。

二、特別経理会社と従業員組合との関係

特別経理会社の整備計画に対しては

(1)　労働組合の代表を特別管理人に選任して整備計画の立案に当らせること

(2)　整備計画を提出するに際して従業員組合の承認を求めること

(3)　整備計画に対し従業員組合からの異議の申立を認めること

等の希望意見がある。

右の内現行法規上(1)及び(2)は認められていない。(3)については、整備計画は利害関係人の閲覧に供しなければならないことになつているに拘らず異議の申立は株主及び債権者に限られているのでこの際法律を改正し、利害関係人から異議申立ができることとする。従つて従業員も利害関係人として整備計画に対し異議の申立をなすことができることとなる。

出所　大蔵省資料Z六二〇―四六。

(15)　「配当支払禁止制限令」の廃止に関する司令部覚書

（一九四七年一〇月二二日SCAPIN一八〇六）

勅令第二四三号「配当支払禁止制限令」廃止許可

（一九四七年一〇月二二日SCAPIN一八〇六ESS／FI）

一、参照左の如し

a.　CLO覚書第六五五七号（LO第二五四七号）一九四七年八月二十日附「勅令第二四三号配当支払禁止制限令廃止に対する許可申請」

b.　日本政府宛覚書AG一二三（四六、一、一五）ESS／FI一九四六年一月十五日附「配当支払の制限」

二、第一項bに引用した覚書は爾後廃止されたものとす。

三、各会社は左記条件が存する場合に於てのみ配当支払を許可されるものとす。

a.　会社は当該配当金支払のため借入をなさないこと。

b.　制限会社は配当の公告又は支払につき連合軍最高司令部の事前許可を受けること。

c.　統制法令により組織変更を要求されてゐる場合は、組織変更が完了するか又は連合軍最高司令部の事前許可が得られてから、配当の公告又は支払をさすこと。

d.　配当は余剰利益又は当期利益から支払われねばならぬ。

e.　配当支払会社は期限到来済の負債を有していないものでなければならぬ。

f.　各会社は配当支払済毎に支払配当報告及び同期資産負債表（financial statement）を大蔵省に提出しなければならぬ。

四、第三項dに用ひられた余剰利益は、会社の事業からの当期及び過去の利益より生じた利益を意味するものとする。

五、本覚書を履行するため大蔵省、ESS／GHQ／SCAP間の直接連絡を許可す。

編注　本覚書に基づいて、「会社利益配当等臨時措置法」（昭和二二年一二月一六日法律第一九〇号）が制定され、一九四六年一月一五日付司令部覚書「配当支払の制限」（SCAPIN五九九）に基づく「配当支払禁止制限令」（昭和二一年四月二七日勅令第二四三号）は廃止された。なお特別経理会社は「制限令」により配当を五%以下に制限されていたが、新法により「企業再建整備法の決定整備計画の全部の実行を終るまでは利益の配当をしてはならない。但し、大蔵大臣の認可を受けた場合は、この限りでない」となった。この但し書は、司令部との交渉の結果修正を認められたものである（大蔵省資料Z六二〇―五一による）。

出所　大蔵省資料Z五一一―二八二。

(16)　企業再建整備計画の経理に関する認可基準と証券処理対策に関する意見書

（昭和二二年一一月一〇日全国銀行協会連合会）

経理準則の運用と証券処理対策に関する意見書

（二二、一一、一〇全国銀行協会連合会）

政府は嘗に経理準則に於て会社の資本構成に関する原則を定めたが、この原則を強行することは事業会社に対し至大の影響あるは勿論旧債権を有する金融機関の経営を苦しく不健全ならしめるものと考へられる。而もこの原則強行の結果とし

て新規発行せられる巨億の株式の消化は証券処理調整協議会による証券の大量処分の要請と考へ併せるとき難事中の難事であらうと云へる。以上の事情よりして吾々は経理準則中資本構成の原則の運用と証券処理対策に関しては次の諸点に就て政府の格別の配慮が望ましいと考へる。

一、資本構成の原則の運用方針に就て

本原則の強行は困難と認められるので運用上の手心が必要である。即ち

(1) 社債は外部負債なるも長期且つ安全性あるが故に資本金に準ずるものとして取扱ふこと。又過渡的措置としては長期借入金も社債に準じて取扱ふこと。

(2) 或はオーソライスドキャピタルの制度を我国にも導入する等の方法によつて増資計画の遂行に時間的余裕を与ふること。

(3) 資本金額の調整に当り場合によつては会社定款を以つて十一株以上を有する株主の議決権を適当に制限することを条件として未払込株式の発行を認むること。

(4) 第二会社設立のとき場合によつては設備の賃貸形式を許容すること。勿論整備計画に於ては一定期間内に増資することを定め、それ迄の過渡的措置としてこれを認むればよい。

(5) 「通常固定すべき運転資金」に就ては会社の資産構成上より自己資本で賄はねばならぬ最少限度を個々の会社の事業性質に応じ棚卸資産の回転率等も考慮して実体的に決定すること。

(6) 第二会社設立後の一定期間徴税上の取扱に当り第二会社の収益関係税金と旧会社の配当利子税とが二重課税にならぬような考慮を払ふこと。

二、証券処理対策に就て

(1) 会社配当等禁止制限令を緩和すること。

(2) 法人税法を改正して採算上も増配が可能となるよう考慮すること。

(3) 株式市場に発行市場としての性格を附与すると共に健全な価格形成市場たらしめるために、株式取引所を再開すること。

(4) 金融緊急措置令上の制限を緩和し必要に応じ銀行の証券金融（対個人並に証券業者）を認めること。

(5) 大量の株式が一時に市場に出ることを避ける為に株式保有機関の設置を考慮すること。

以　上

「経理準則の運用と証券処理対策に関する意見書」説明

「企業再建整備法の整備計画についての経理に関する認可基準の件」（昭和二十二年十月七日、理秘第二九四六号。大蔵省理財局長より各財務局長宛通知）により「特別経理会社又は其の第二会社の資本金額については固定資産と通常固定すべき運転資金の合計額を下らない額を標準として出来る丈け資本金額を調整すること」と云ふ資本構成上の原則（以下本原則と称す）が規定された。本原則は再建整備法による特経会社に適用せられるのみでなく経済力集中排除法に基く独占的大企業の分割計画にも準用せられるものであつて其の運用如何によつては事業会社の整備計画を根本的に変革する必要を生ずることとなり、一方金融機関の有する旧債権の多くを不良債権化し金融機関の再建整備を一層困難にする虞もある。加ふるに本基準強行の結果は将来久しきに亘つて証券市場を圧迫し企業経営の健全化を目的とする本原則の好ましい意図の実現を却つて阻害することとなるであらう。

以下その影響するところを明かにし本原則の運用と証券処理対策に関して意見を述べる。

一、事業会社への影響

(1) 元来我国に於ては、資本の蓄積が少く証券市場が十分に発達してゐない結果事業会社の資金調達は株式募集による自己資本の充実に依るよりも銀行等よりの借入金に依存するものが多く、特に戦時中政府がその方針として増資を抑へた結果その資本構成は「本原則」が要求するものより遙かに悪いのであつて一般に資本金は固定資産さへ賄つてゐないのが通例である。従つて今直ちに本原則に示す資本構成比率を強行するときは、資本金の切捨を行はずに新旧勘定を合併する会社に於ても大幅の増資が必要となつて来る。まして第二会社を設立する場合、或は資本金を一部切捨てた上で新旧勘定合併により存続する特経会社の場合、或は更に非特経であるが集中排除により分割される会社の場合等は何れも大量の株式資本を調達しなければならず、企業再建整備に伴つて尨大な量の株式が発行される事となる。之が一時に殺到する事となれば株式市場の現況から見て到底その円滑な消化は困難である。

(2) かかる株式発行に伴ひ当然配当を考慮しなければならぬがその配当率は一般金利を若干上廻るものである必要があるが産業界の現況から見て近い将来にこのような配当をなし得る企業は少いであらうし、若し無理に配当を行はうとすれば多くの弊害を産むであらう。而も配当を行ふ為には現在の法人税等を考へれば更にその何倍かの利潤を挙げねばならないから事業会社の資金コストは借入金による場合よりかなり高いものとなり事業の採算を窮屈にする事は明白である。

(3) 本原則に適合させる為に、急激に大量の増資、乃至は新設会社株式の発行を行ふ事は仮にそれが出来たとしても証券市場を将来長く圧迫し、証券市場の健全な発達を阻害し、従つて事業会社の資金調達を成るべく自己資本に依らしめようと云ふ本原則本来の趣旨と違ふ結果を招来するであらう。

(4) 現実の問題として一挙に大量の株式を額面又はそれ以上の価格で発行する事は事業会社としては相当に困難であるから逆に必要な保有資産までも売却処分して借入金の返済に充てる等の方法を講じて資本構成のバランスを採らざるを得ないような場合も考へられる。

(5) 非特経会社又は資本打切りのない会社では現在の資産内容は含みが多く、適当な時期を見て増資すれば、プレミアムをも期待されるが、圧迫材料の多い現状に於て株式を募集すると得べかりし「プレミアム」利益も失ふ事となるであらう。

二、金融機関への影響

(1) 従来は第二会社設立を計画している企業よりも新旧勘定併合によつて再建整備を行はうと考へている企業の方が多かつたが、本原則に適合する資本構成を実現するために、或場合は已むを得ず又或場合は本原則に藉口して第二会社設立に向はうとする企業が増加する可能性がある。然るに金融機関の事業会社に対して有する旧勘定債権は当該会社が第二会社を設立する場合には、之を第二会社に移転する事は事実上不可能に近い（尤も旧勘定債権を第二会社の株式に転換する場合も考へられるが多くの場合旧勘定債権は旧会社への債権として残る）。而して旧勘定債権の担保権は第二会社へ移つた財産に対しては消滅し単に旧会社の保有する第二会社の株式及残存せる処分予定の資産が該債権に見合ふ資産となるに過ぎない。ところが前記の如く第二会社株式の換価は困難であり且其以外の資産の売却にも左程多くを期待し得ない場合が多く強ひて之等を短期に処分しようとすれば旧債権の回収性は著しく低下する。

(2) 前記の如く本原則を強行すれば金融機関の株式保有若くは株式見合の債権は非常に増加せざるを得ないが、之を額面又はそれ以上の価格で処分し又は処分せしめるには気長に時期を見て逐次処分せねばならず斯くして銀行資産の流動性は著しく害される。又之等の株式には無配当の株式も少くないであらうから資産の流動性と共に収益性も失はれる事となる。銀行の受信面に於て短期の自由当座預金が主体となりつつあるに対し授信面に於て巨額に固定化し且収益を生まぬ事となるから銀行経営は著しく不健全とならう。

三、原則実施上考慮せらるべき諸点

以上述べた如く、本原則は経済界に重大な影響を及ぼすものであるが経済界に無用の混乱を惹起する事もなく本原則の意図する効果を挙げる為には次の如き配慮がなされねばならない。その第一は本原則の運用方針についてであり、第二は株式市場の育成に関するものである。

㈠ 本原則の運用方針に就て

現在の証券市場の状態から見て多数の会社が一挙に大量の株式を発行する事は困難であるから、本原則の運用に当つては当局に於て充分手心を加へられんことを熱望する。認可基準にも「できるだけ資本金額を調整すること」とあり決して不可能を強ひてゐるものではないから、本原則に添ふべく最大の努力を払ふべきは勿論であるが株式市場の状況会社個々の特殊事情等よりして過渡的な措置を考慮せらるべきであると考へる。即ち

(1) 社債は外部負債ではあるが、長期のもので、安定性あるが為に資本金に準じて考へられて然るべきものと思ふ。又我国の様に起債市場が充分に発達してゐな

い所では社債と同じ性質を持つ長期借入金が之に代つて大きな役割を果してゐる事情に鑑み過渡的には長期借入金をも社債に準じて取扱ふ事が望ましい。

(2)　若しこれを不可とするならば商法を改正してオーソライスドキヤピタルの制度を我国にも導入する等の方法によつて一応資本構成を整へたこととし実際の増資計画の遂行には時間的余裕を与へる事が必要である。

(3)　会社定款を以つて十一株以上を有する株主の議決権を適当に制限すれば小額の出資で企業を支配するという未払込株式制度に対する非難も緩和出来るであらうから、場合によつては議決権制限を条件として未払込株式の発行を認めこれで一応資本構成を整へたこととしても本原則の適用は余程遣りよくなることと思ふ。その場合未払込株金の徴収に一定時期を定めて置いてよろしい。

(4)　冒頭でも一言した如く現行の税制下では（仮令多少それが改正されても）第二会社が配当を行ふ事はかなり困難であり、且又この配当金について旧会社が二重課税を受けることともなるので過渡的措置として旧会社から第二会社へ固定資産の賃貸を認める様にする事も考へられる。ただ此の方法は経済力集中排除法の精神に合致しないと云ふ懸念もあるが賃貸による旧会社の第二会社への支配を排除する為に公共的な機関を通じて賃貸せしめることにすれば（例へば産業復興公団の様な機関に賃貸し公団が第二会社に転貸する）この懸念も薄らぐのではないか、斯くすれば第二会社は賃貸料を経費で（税金はかからず）旧会社に支払へるから、株式配当で同じ金額を支払ふよりも著しく少い負担で済むし旧会社は之を旧債の返済整理に充当出来る。第二会社の収益が漸次上昇し配当負担に耐へられる様になり次第逐次旧会社の現物出資による株式に振り替へて行く事とすれば漸進的に無理のない整理を行ひ得ると考へられる。この方法は又一時に大量の株式を発行する事による市場圧迫の緩和剤ともなると考へられる。併しこの案に於ても整備計画に一定期間内に増資する計画を記載すべき事は言ふ迄もない。

(5)　尚「通常固定すべき運転資金」も会社の資産構成上より自己資本で賄はねばならぬ最小限度を個々の会社の事業の性質に応じ棚卸資産の回転率等を考慮し実体的に決定すべきである。

(6)　旧会社が現物出資等によつて第二会社の株主になる場合には第二会社の収益

関係税金と旧会社の配当利子税が二重課税にならぬように一定期間徴税上の考慮が加へらるべきである。

(ニ)　株式市場の育成

前記の如く本原則を実現するとなると現金出資、現物出資を含め莫大な量の株式が発行せられこの多くが旧債権の整理等の為に市場で処分せられなければならぬこととなる。

（註）この原則を強行した場合に全国金融機関の債権に見合ふべき処分株式の量を特損関係の中間的報告により推定するに恐らく二〇〇億円以上にのぼるであらう。

然るに現在の市場需給関係を見るに証券処理調整協議会より市場を通じ処分放出される株式量が一〇〇億円以上と言はれてゐるのに対し終戦後現在迄の市場消化能力は毎月一億円内外に過ぎない状況であつて協議会株式が既に極めて大きい圧迫材料となつてゐる時この再建整備に伴ふ株式の消化が更に加はつた場合に之が短時日に円滑に遂行出来ることは殆ど考へられない。従つて玆に株式市場育成の為め根本的対策が樹てられねばならない事は言ふ迄もないが、経済界の現状より見て斯る根本的対策が早急に効果を現はし得るものと思はれないので以下主として当面の株式市場振興の具体的方策を考へる。

(1)　会社配当等禁止制限令の目的は制限会社又は特経会社の不当な資産処分をなすことを禁じたもので已むを得ない措置であつたであらうが会社の収益状態を株価に反映せしめ株式投資を促進さすには本令の廃止乃至緩和を是非共必要と考へる。

(2)　会社が配当出来る如く法人税を軽減すべきである。現行の税制下では五分の配当をするには一割五分程度の利益を計上しなければならぬ状態であるが、之では配当を行ふ事は著しく困難である。

(3)　株式取引所の再開について当局の一般積極的な努力を要望するものであつて速かに米国に見られる如き大衆の投資の対象としての株式市場を建設せねばならない。株式市場に発行市場としての性格を附与すると共に健全な価格形成市場たらしめねばならぬ。

(4)　尚株式市場育成のためには証券金融に関し格別の工夫がなされる必要があるであらう。よつて金融緊急措置上の制限を緩和し必要に応じ銀行が証券金融（対個人並に証券業者）をなし得る途をも講ずべきである。

(5)　大量の株式が一時に市場に出る事を避ける為に株式保有機関を設ける事も考へられるが斯る機関の運営資金を何処で調達するかを考へると問題は多い。又斯る機関と経済力集中排除法等との関係にも問題はあるが此の点は解決の方法があり得るように思はれる。

右の如く株式市場振興の為の当面の対策として種々の方策が考へられ又この事は経理基準の問題を離れても誠に重要な問題なのであるが、現下の経済界の事情から見て斯る方策が非常に大きな効果を挙げ得るものとは考へられないので「資本充実の原則」を現下の経済状勢に適ふやうに融通性を持たせて運用する事が先づ第一に必要となるのである。

以　上

出所　大蔵省資料Z五二六―七―六。

(17)　固定資産再評価に関する各界の意見

（昭和二三年一月一八日）

固定資産再評価に関する各界の意見（昭二三、一、一八）

第一　産　業　界

再評価又は之に代る方策を要望する点、略々一致して居り之を大別すると

(1)　再評価はしないが実体資本維持のため他の応急措置をとる

(2)　再評価を実行する

の二になる。

一、再評価即行を主張しない論

再評価は経済安定後になすべきであり、現在は応急措置として経理上、税法上再評価と同様の効果を収めようとする。

団体――紡績協会（第二次案）、二十日会、日本商工会議所

個人――石津郁也（日本鋼管考査課長）、山岡政朝（三菱化成経理部長）、有元憲（東洋紡績監査役）、原吉平（大日本紡取締役）

(イ)　対　象

(イ)　未稼動資産を除外（二十日会山岡）

(ロ)　重要産業から順次実施（紡績協会有元）

(ハ)　全面的適用を主張（その他の者）

(ニ)　償却の算定

(イ)　再取得価格による（山岡以外の者）

再取得価格算定は機械については業種別委員会で定める（紡績協会）、物価指数を勘案して倍数を出す（商工会議所）、一定時に物価水準で評価しインフレ進行に伴い繰返す（石津）

(ロ)　簿価による償却に一定倍率を乗ずる（山岡）

戦前の稼動資産で稼動中のものを三倍乃至五倍（二十日会）

倍率は取得年次、重要度操業度により定めるが始めは内輪にきめ漸次補正する。

(ニ)　償却金の取扱

㈠算入はすべて主張、直接に償却せず貸方に再取得準備金を設ける（石津）

(ヨ)　償却不足額の繰越

紡績協会山岡、有元が主張、更に山岡は今迄の不足額の繰越も取得年次、残存年、重要度等により全部又は一部みとめる（㈡原価には算入しない。）

(ホ)　課税上資本金に加算して計上することに山岡以外が主張

二、再評価即行を主張する者

団体――経済同友会、経団連、世界経済調査会、紡績協会（第一次案）、関西同友会、関西経連、鉄道調査会

個人――石川一郎、金子佐一郎（王子製紙経理部長）、渡辺進（東洋紡）、小野清造（日鉄経理部長）

(イ)　対　象

（18）　主要会社新勘定示字予想額

（昭和一三年一月一三日）

（答料は八五八ページに掲載――編者）

（い）　課税――反対（中西）、株主から物納（黒沢）

（う）　大蔵省案Z五五ページ参照

出所

に無償交付）（中西）

（ろ）　評価益処理――資本にくみ入れよ（黒沢）、沼田）、積立金又は資本金（株

（は）　評価益即行――黒沢清、中西貞雄、沼田嘉穂

三、再評価即行――新次郎的な再評価（中西）、分割評価法（黒沢）、未稼動資金は処分価格で評価（沼田）

（い）　方式――漸進的に賛成（中西）、世界経済、渡辺、小野）

（ろ）　評価益処理――資本にくみ入れよ（黒沢）、沼田）、積立金又は資本金（株

（は）　課税――反対（中西）、株主から物納（黒沢）

（に）　無償交付（中西）

（ほ）　大蔵省案Z五五ページ参照

主要会社新勘定赤字予想額（本年３月末迄）（23.2.23）　（単位　千円）

業種	会社名	赤字額	備考
石炭	山業業船礦礦鉱業礦	1,820,000	
	鉱鉱鉱礦	436,000	石炭部門　320,000 銅部門　116,000
	汽炭	238,656	
	炭洋	1,118,000	
	炭炭鉱炭	188,000	
	井華河道	305	
	海平本盤菱別	375,000	但昨年９月末迄の確定損失
	計	662,000	本年９月末迄の予想は2,229,000
	圧工業業ミ	138,000	但昨年12月末迄の確定損失
	三井古北太日常三雄　小	4,975,961	本年９月末迄の予想は182,096
肥料	東昭日旭日	28,000	
	洋和化成ア	350,000	但補給金を受領すれば250,000程度に止まる見込
	新化本	70,760	
	小	30,000	
鉄鋼	扶日日報大大古	0	
	計	478,760	
	工鋼工	141,830	
	属鋼工	12,000	
	金製鉄砂製興鋳	10,000	但本年４月末迄の予想
	桑本本国同谷河	1,020	
	小	119,180	
機械工業	東三芝芝日湘日富千理日東三	7,567	△０
	計	1,200	
	電気機所機線所業機学器業器機所	292,797	
	京井浦浦本南平孚田士代研光京菱	300,000	
	作光工	16,000	
	製製工無作光工	4,000	
	産真光計学計工作	7,500	
	化器製電作工	24,656	△500
	通製金電信作工	2,000	△０
	属電精産工工車工	3,500	
	金電鉄重自動産工線	1,250	
	河田士貝産ゼル生研無越	3,081	
	京二東タ知海和ビ	690	但昨年11月末迄の確定損失
	ヨ海本	13,850	本年５月末迄の予想は22,717
	小	2,000	但△16,151
	船船船業業ン	8,000	
	工工ニ計計	5,192	
その他	大川宮日北日日	18,980	興銀調査による 住友銀行調査によれば37,000
	海本本	6,000	
	小	15,000	
	合	1,850	
		100,000	
		25,000	本年10月迄の利益により填補し得る見込
		8,000	
		33,820	△6,770
		20,000	△15,000
		80,000	△０
		20,000	△０
		15,000	△15,000
		10,000	△8,000
		5,000	△０
		35,000	△０
		20,611	△20,611
		37,000	
		8,023	
		6,070	
		13,011	
		15,000	△０
		885,084	
		2,130	
		6,311	
		926	
		12,000	
		2,700	
		30,000	△30,000
		1,100	△1,000
		55,167	
		6,687,769	

備考　1. 本表は勧銀，興銀，帝国，三菱，安田，住友，野村の七行調査の集計である。
2. △印は，第二会社に流動資産を出資する際の価格を昨年十二月十七日現在の公定価格によるものとしてその差益により填補した後の赤字の額を示す。

出所　大蔵省資料Ｚ五二六―二九―七。

(19)　企業会計制度対策調査会設置に関する件

（昭和二三年六月二九日閣議決定）

一、我が国の企業会計制度は欧米のそれに比して著しく立ちおくれているため企業の経理状態及び経営成績を正確に把握することが困難であり、企業の経営統計を作ることも妨げられている実情である。外資導入の前提となる経済健全化のための科学的基礎を確立するためには勿論、企業金融の合理化、投資者の保護、企業課税の適正化等のためにも我が国の企業会計制度は早急に改善されねばならない。

よつて速かに企業会計改善のため必要な組織を設立し、各方面の知能、経験を綜合結集し企業会計の近代化を図ると共にその前提となる会計教育の根本的刷新を行い、日本経済の健全化のための科学的基礎を確立することが必要である。

二、よつてこの際とりあえず総理庁に左により企業会計制度対策調査会（仮称）（以下調査会という。）を設け、企業会計改善の組織設立のため必要な調査並びに準備を行うものとする。

(イ)　調査会は内閣総理大臣の任命又は依嘱する関係各庁官吏並びに会計制度に関する学識経験者を以て構成し、調査会のための事務は経済安定本部が担当するものとする。

(ロ)　調査会の運営に関する事項は別に定める。

出所　大蔵省資料Ｚ五一一―一六。

(20)　基幹産業の新勘定赤字と企業再建整備対策に関する次官への提出資料（昭和二三年七月二七日理財局経済課）

（二三、七、二九理財局経済課）

一、石炭、鉄鋼、肥料等の基幹産業部門を中心として、新勘定赤字を生じつつあり、殊に集中排除法上第二会社を設立する必要あり、然も新勘定赤字の大なる場合において、企業再建整備法の適用上第二会社の設立が不可能となる惧ある場合を生ずるに至った。

二、本年二月、次官会議の決定を経て、新勘定赤字は差当り棚上げとしこれを第二会社に引継いで将来の処置に俟つ主旨の方針を以って司令部に提出した処、六月十四日に至りマーカット少将より、安本長官及商工大臣宛覚書を以って、新勘定赤字を特別勘定に入れることは差支なきも、当面を糊塗することでは足らず財政、物価、企業経営等の諸点を調和せしめ、実行可能な現実的計画を提出すべきこと、その内容として小規模の値上による長期償却、歳入の見込ある補助金、将来処分すべき資産の再評価等を例示し、私企業の経営意欲を促進するよう考うべき旨の回答があった。

三、右覚書は当面の棚上げを認められたものと解して、これに伴う措置案を提出した処アンタイトラスト（ブッシュ氏）は、これを不可とし、棚上に非ざる方策の提出を求め来ったので、更に商工大臣より、マーカット会談に際しその真意を訊した処、コーエン氏これに答えて、前記覚書の趣旨を繰りかえすのみであった。

四、この問題は小さく取上げれば再建整備上、第二会社の設立を如何にして、可能にするかといういわば技術的な問題であるが、これを正面からとり上げれば、インフレーション下における財政、価格、賃銀、企業経理、租税等の根本問題とからみ合う問題であること言を俟たない。

五、司令部との関係において上述の如く単純な棚上案では不可なることが明らかとなったが、さりとて、インフレーション過程下の現状において且再建整備途上において、この際根本的に措置することは余りにも困難であるので、司令部の意向を体しつつ、如何に処理するかに苦慮しつつ、目下商工、大蔵両省別個に研究を進めつつある。

六、商工省の腹案は、第二会社設立の場合において新勘定赤字の限度において、資産（第二会社へ出資する場合）の再評価を認め、以って当面の解決をなさんとする方向に進みつつあり、近く安本を中心として、商工省案を中心に会議する予定となっている。

七、所謂新勘定赤字がどの位に達するかについては目下種々の方面より調査中であるが、本年四月末における復金の赤字融資額は大体左の通りである。

石炭	六、三〇六百万円（七月推計百億余）
鉄鋼（二次製品を含む）	一、〇四四
電力（非特経会社）	七二八
肥料	一、二三二
自動車	四三一

その他共計　　九、九〇七

右の数字は所謂新勘定赤字のみならず非特経会社の赤字を含むと共に㊀改訂実施迄の間に於て更に累増していると認められるが、反面において㊀改訂後の収益により回収しうる見込のものもあるべく、逆に賃銀の上昇等が続くならば、更に新なる赤字を生ずる懸念も存する次第である。

八、右の如き赤字の原因としては、㊀改訂の遅延（補給金の不足）、電力不足等による操業の低下、賃銀の上昇、経営の不合理等諸般の事情が重なり合って生じたものであり、且表面上赤字となっていても、資産の実質価値等含み益を出せばカバーしうるものも多いと認められる次第である。

九、経済課としては一方、具体的資料の蒐集に一層力を入れると共に、司令部関係をも考慮しつつ、第二会社設立の場合に限り、且必要の限度において、出資資産の評価増をみとめて当面を切り抜ける方向において考えることが已むを得ざる措置であろうかと考えつつ尚研究を進めつつある。

一〇、尚本件新聞等において甚だ強い関心を示しおるに対し、司令部との話合その他種々今後の曲折を予想せられるので研究中との一点張りで御進み賜度。

編注　本文は野田大蔵次官に提出された手書き資料である。本文中に言及されている六月一四日付マーカット覚書は、前掲三五二ページ資料(31)。

出所　大蔵省資料Z五一一―二四。

(21)　新勘定赤字対策並に再建整備資本対策に関する覚書

（昭和二三年八月三日経済団体連合会）

新勘定赤字対策並に再建整備資本対策に関する覚書

（二三、八、三経済団体連合会）

産業復興の当面の課題は、企業再建整備計画の速かなる実行にあるが、新勘定の赤字処理問題をはじめ、再建整備後の資本構成に関連して増資新株式の発行並に消化の問題などなお未解決の点があり、為めに整備計画は容易にその実行を期し難い状況にある。

然し新会社に移される赤字と雖も其の起因によっては企業自ら責任を負わねばならぬであろう。即ちそれらは、経営の合理化、資産の処分、固定資産の再評価等によって赤字処理の衆を尚てなければならない。

以上の方針にもとづいて速かに最終処理方法を定める必要があるが、現実の資金手当としてはいずれも新会社発足後の問題となるから整備計画に於ては一応特別勘定を設けて処理する必要がある。しかし最終処理方針を定めない単なる棚上げは、企業の金繰りと信用に支障を来たすから、方針だけは整備計画と同時に定める必要がある。而して既に最終処理方針を定める以上、特別勘定の残存期間と雖も利益処分について特別の制限を設けるようなことは避ける必要がある。

二、増資又は第二会社株式の消化方策

資本構成に関する経理認可基準は、運用によって幾分緩和されたとしても、なお増資又は第二会社株式の新発行額は一千億円を超えることがほぼ確実と見られ、現在の資本市場の消化力からみて、かかる多額の株式を短期間に、一時に消化することは、ほとんど不可能と思われる。よって後記のごとく、株式の分割発行制をとり入れて、市場の消化力に照応せしめると同時に、当面の措置としては、過般決定の証券金融を励行する外、次のような方法を併用することが必要と考える。

㈠　新旧勘定合併前において増資を必要としこれが可能なる会社に対しては、なるべく事前増資を慫慂し、早くこれを認可するようにすること

㈡　旧債権に対する株式の代物弁済の方法により、金融機関が相当額の株式を引受け、その保有期間は議決権を停止しうるごとく経理認可基準を改めること

㈢　独占禁止法にもとづく法人持株の処分については、その処分に相当の期間を要し、もしまた一時にこれを処分せんとすれば、不当に株式の市価を崩して、却ってその処分を困難にするおそれがある。よって再建整備を速かに完了せしめるため、独占禁止法第百七条による法人の持株処分を一定期間（例えば二年間）延期し、且つ右の法人株主に対しては、再建整備による新株を議決権に制限を加えて割当てうるごとく経理認可基準を改正すること

三、授権資本制の採用

資本市場の消化力に照応させるために株式の分割発行制を採用する必要のあることは、これまでわれわれが再三主張してきたところであるが、さらに、事業将来の見透が現在では未知の不確定な条件の下におかれ且つ、賠償施設の帰趨が判明しない今日の事態等に鑑みて欧米の授権資本制に準じて、一応資本金の最高額を定めておき今後必要に応じて当初定められた資本金の限度まで何回でも株式を発行し得るごとくすることが是非共必要と考える。しかして新旧勘定合併によって存続する会社についてはできうれば整備計画の認可前に本措置を実行し得ることが望ましい。

四、再編成計画と再建整備計画との調整

集中排除法にもとずく再編成計画と経済再建整備計画は殆んど類似の内容を規定しているが、再建整備計画の提出が遅れたため、すでに認可のあった再編成計画の内容に変更を要する点が出てくるので、この場合は自動的に両者の調整をなしうるごとくすべきである。しかしてこの両計画の間の最も甚だしい矛盾は、第二会社新株を一時的に旧会社で引き受けた場合の議決権の行使の委任に関する事項であるが、この点はすべて持株整理委員会に委任し得るごとく、両者の見解を統一することを望むものである。

（以　上）

出所　大蔵省資料Z五二六―七―六。

(22)　石炭会社等の新勘定における赤字処理に関する件

（昭和二三年八月一二日理財局経済課）

石炭会社等の新勘定における赤字処理に関する件（理、経、八、一二）

石炭企業等の新勘定における赤字の処理については、六月十四日付マーカット少将覚書に指示せられたる処に則り、現実の財政能力とも調和し又赤字処理

に対する各関係者間（政府、生産者、消費者）の責任分担とも調和し、且この赤字を終局的に処理するために必要な資金をも準備せしめ得ることを旨とし、且会社をしてコスト高に対する経営上の関心を高め、無関係な不経済な作業を廃めしめる如く誘導することを方針として、大綱左の趣旨により処置するものとする。

一、新勘定の赤字は、原則として企業に負担せしめるものとし、これがため先ず不要資産の処分、流動資産等における含み益のはき出し、今後における企業努力等によりこれを塡補する。

而して集中排除法により第二会社設立を要する場合にして、且右の諸方法により塡補し尽さざる部分あるときは第二会社に出資又は譲渡する固定資産の評価換を行って赤字を塡補せしめる。（覚書四項後段及び五項中、生産者の責任分担並びに将来売却せらるべき資産の再評価の項参照）

二、右は、総ての産業に通ずる原則とするが、唯石炭鉱業については、その特殊性に鑑み、前記一により企業において負担し得ざる赤字中明らかに企業の負担に帰すべからざるものは、特別勘定を設けて区分経理せしめ、将来適当の機会において右勘定を長期間に償却しうる如く炭価を改訂する。右によるも、尚償却せしめ得ざる事由ある部分は、政府において交付公債を以ってこれを補償する。（覚書四項前段、五項中現実の財政能力と調和せる政府の分担及び消費者の分担即ち比較的小規模の値上による長期償却及び歳入の見込のある政府補助金の各項参照）

三、前記一、及び二、の方針に基き別紙の要領により過去の赤字の処理をなす。

四、尚右に関連し資本構成上のアンバランスを是正し、企業をして負債の重圧から解放するについては、資本金の額を実情に即しつつ可及的増加せしめることとし、再建整備法においても、この理想に近からしめる如く運用している。而して我国資本市場の現況に即して考えるときは、新債務を直ちに整理する如く一挙に増資を行うことが実際問題として困難の場合が多いので、已むを得ないものについては、差当り旧債務の圧迫から解放する程度を目途とし、各種の施策を講じて漸次新資本の導入を加えてゆくようにする。（覚書三項及び四項参照）

五、以上は過去の赤字の処理に関する方針であるが、将来において斯様な赤字を生ぜしめざるため、財政負担に頼ることなくして現物価水準の維持に努めつつ、合理的なる経営をなす企業をして妥当なる利潤を収得しうる如く経済十原則の履行その他諸般の施策を行うと共に、若し価格が不合理なること明らかとなりたる場合においては、機を失せず合理的なる改訂を行い以て財政金融及び企業経理に対する負担をかけずして、緊要する生産の維持増強に力めしめうる如くする。（覚書六項参照）

新勘定赤字の処理に関する具体措置（理、経、八、一二）

一、企業資産の処分益等による塡補

(一)　第二会社を設立しない場合には、後記二、により石炭鉱業において特別勘定として処理される部分及び流動資産の評価益等により塡補される部分を除き、赤字は繰越欠損として処理し、将来不要資産の処分、経営の合理化等により可及的速かにこれを塡補せしめる。（法令措置不要）

(二)　第二会社を設立する場合には

(イ)　先ず流動資産を時価を限度とする価額まで評価増して出資又は譲渡し、その出資益又は譲渡益をもって赤字を塡補する。（法令措置不要）

(ロ)　右をもって塡補し得ない赤字については、固定資産を時価を限度とする価額まで評価増して出資又は譲渡することを認める。但し賠償指定施設の評価換は認めない。（認可基準改正）

(ハ)　会社財産を(ロ)により評価した場合に生ずる出資益又は譲渡益は先ず仮勘定に入れて特損を負担した旧債権に帰属せしめることとし、残額をもって新勘定の赤字を塡補する。（施行規則十五条改正）

(三)　前記(ロ)による評価については物価指数等を基準とする評価基準を設ける。前記(ロ)による評価益の限度は(ハ)により旧債権に帰属せしむべき額と、(イ)により塡補し得なかった新勘定赤字の額から旧勘定残存資本金額を控除した残額との合計額とする。

(ホ)　資産（会社財産たるものと然らざるものを含む）の処分益に関する税法上の取扱は現行法による。

(ヘ)　新勘定債務は現行法の原則に従い第二会社に承継するものとする。

(ト)　前各号の措置により第二会社の減価償却費は若干増加するが、これを理由として直ちに価格改訂を行うことはこれを避け、適当の機会に価格を改訂して増額した償却費を織り込むものとする。

二、石炭鉱業に対する特別措置

石炭鉱業については、前記一、の外昭和二十二年七月以降における新勘定赤字を厳重に査定し、明らかに企業の負担に帰すべからざるものについては、特に左の措置を講ずる。

(一)　企業の負担に帰すべからざるものとして、本特別措置を講ずべき金額は、左の各号の金額のうち何れか低い額による。

(イ)　復金融資額等により各企業につき算定される左の金額の合計額

1、生産奨励金（昭二二、一〇―二三、六）

2、貨上融資額（昭二三、四―六）

3、所得税会社負担額

(ロ)　1、第二会社を設立する場合には一、(二)(イ)(ロ)の出資益等により埋まらない赤字の額から旧勘定残存資本金額を控除した額

2、第二会社を設立しない場合には、一、(二)(イ)(ロ)に準じ評価益を出したとしても埋まらないであろう赤字の額から旧勘定残存資本金額を控除した額

(二)　右により査定した金額は、会社経理上特別勘定を設け資産として計上する。第二会社を設立する特別経理会社については、資産として第二会社に出資又は譲渡するものとする。（要立法）

(三)(イ)　将来適当の時期において公価を改訂し、特別勘定を平均五年間に償却し得る如くする。

(ロ)　特別勘定は、毎決算期毎に、公価に特別勘定償却費として織り込まれた額に送炭予定トン数を乗じた額だけ償却しなければならない。

(ハ)　(ロ)により公価改訂の時から五年以内に償却をしたときは、その償却費は法人税等の計算上損金に算入する。（要立法）

(四)(イ)　公価改訂の五年後に特別勘定が残存するときは、政府補償によりこれを償却する。

(ロ)　政府補償は、交付公債をもって支給する。

(ハ)　交付公債は、これを復金に交付し、もって当該企業の復金借入金の返済に充当する。

(二)　復金は右公債をもって復金債の償還に充当する。

(ホ)　政府補償金額は税法等の計算上益金に算入しない。（要立法）

三、一、(二)(イ)(ロ)の評価益の額（石炭鉱業については、二、により特別勘定に計上される額を加えた額）が一、(二)(ロ)の限度額に達しない企業については新勘定債務の一部又は全部を第二会社に承継せしめない等の措置をとることとする。（要立法）

備考

特別経理会社以外の石炭鉱業会社についても二、の措置をとることが考えられる。

参照　本方針による結果見込

本方針及び要領により措置する結果は概ね左の如くなるであろう。

一、石炭鉱業

(一)　企業負担（処分益、評価益等）　最高　一二〇億

(二)　特別勘定により価格にて長期償却をなすか又は政府補償すべきもの　最高　一〇〇億

右(二)を価格補償にて折半し、(一)のうち固定資産の評価増の償却を売価に折込むものとせば、出炭三六、〇〇〇屯と仮定して、売価値上は

(イ)　価格、五年償却として屯当　約三〇円

(ロ)　固定資産償却十年として屯当　約三〇円

（但し、固定資産評価増分一〇〇億と想定）

計　　屯当　約六〇円

二、その他の産業（肥料、鉄鋼、機械の一部、但電力を除く）概ね企業負担にて償却しうる見込

編注　本文中の「六月十四日付マーカット少将覚書」は三五二ページ資料(31)。

出所　大蔵省資料Z五二六―二九―七。

(23) 企業再建整備並に制限会社制度に関する司令部への要望事項

（昭和二三年一〇月頃）

企業再建整備並びに制限会社制度に関する要望事項

過度経済力集中排除法の運用に関して先般司令部から四原則が提示せられ、従来の同法の運用方針が変更せられた。更に独占禁止法の規定を修正することが現在具体的に検討せられつつある。

右の如き最近の状況に関連し、日本の産業の速やかなる再建を図るという見地から企業再建整備並びに制限会社制度に関してこの際次の点を考慮願いたい。

一、企業再建整備

企業再建整備法は施行以来既に二箇年を経過した。同法に基いて既に大多数の特別経理会社は整備計画を主務大臣に提出した。提出された整備計画の審議は目下進行中であるが現在迄にその約半数を主務大臣は認可した。その他のものについても日本側においては、大部分の審議を終えている。

尤も集中排除法による再編成関係が未決定のもの、或は新勘定赤字問題等未決定の問題のあるものについては現在未だ整備計画の決定は困難であるが、その他のものについては、日本側においては十一月一杯をもって審議を終了せしめる目途である。よって貴司令部においてもこれについて御協力をお願いしたい。

（参考）①

主務大臣が整備計画を認可する場合には、制限会社については整備計画の英文を司令部（経済科学局反トラスト・カルテル課）に提出し、非制限会社については整備計画の概要を記した表を提出し、司令部の承認を受けてから認可する。

八月末日現在の進行状況は

要提出件数	四、九六〇	内制限会社	五九九
提出済	四、二七一		四三九
認可決定	二、八〇三		五九
（内司令部承認済	一、七四二）		
未提出	六八九		一六〇

特に制限会社関係の司令部の審議が遅れている。（九月末日迄に司令部の承認したものは累計九〇件となっている。）制限会社整備計画司令部提出済で未承認のもの一九五件、非制限会社で日本側の審議を終え、司令部承認を要するもの約一、〇〇〇件である。

整備計画の審議の遅れている原因の一つとして資本構成の問題がある。旧債務は弁済するとともに再建整備後の企業は健全な資本構成をもってスタートすべきであるという原則は賛成であるが、具体的適用については考慮がほしい。現在の株式市場の状況から見て、特に市場性のない会社の株式の場合には増資はなかなか困難である。増資は無理のない程度にとどめることが望ましい。

二、制限会社制度

制限会社については昭和二十年勅令第六五七号（いわゆる制限会社令）と昭和二十一年勅令第五六七号（いわゆる証券保有制限令）の二つのポツダム勅令により規制が行われている。

(イ)　制限会社令

この勅令は終戦直後、司令部の覚書に基いて制定されたものである。この勅令は財閥解体、企業民主化のための予備的措置である。即ち財閥系統の会社を制限会社として指定しその行為に厳重な制限を加えることにより、それらの会社の財産が一定の方針と手続により処理されるまで会社の恣意的な処分により無計画に散逸することを防いだものである。

財閥的支配形態に対する排除措置はその後着々ととられて来た。即ち

(1)　先ず資本的連係については財閥持株会社の有する株式はＨＣＬＣに譲渡され一般に処分されつつあり又財閥子会社の有する株式も証券保有制限令に従って処分実行中である。処分完了まではこれらの株式の議決権はすべてＨＣＬＣが行使する。従って株式を通ずる支配関係は全く排除されている。

(2)　人的連係については制限会社の役員、従業員の兼任は禁止され、兼任関係はすべて廃せられた。公職追放令更に又財閥同族支配力排除法の実施によって、財閥色ある役員は職を退いた。従って現在においては役員を通ずる財閥的支配関係も全く排除されている。

(3)　経済力集中排除法に基く過度の経済力集中の分割についても、現在迄に大体の目鼻はつき、分割さるべき会社はＨＣＬＣにより監督されている。

右述の如くこの勅令が目的とした財閥解体、企業民主化の予備的措置としての役割はおおむね果たされ、本令による制限の必要はなくなった。

現在制限会社として約一、二〇〇社が指定されているが、これらは日本産業の主要部分を占めており制限会社令が企業活動上の支障をなしている点が少くない。

よって本令の廃止乃至は制限会社の解除につき速やかに御考慮願いたい。

(ロ)　証券保有制限令

この勅令は財閥傘下各会社間の資本的、人的又は契約上の相互依存関係の切断を目的とする。

即ち制限会社及びその子会社孫会社について次の措置をとった。

(1)　資本的連係の切断――保有株式の処分、株式取得の禁止

(2)　人的連係の切断――役員、従業員の兼任の廃止及び禁止

(3)　契約上の連係の切断――カルテル契約、支配契約等の失効及び禁止

右による禁止は独占禁止法による禁止よりも厳重であり、例えば金融機関以外の制限会社は、株式取得、役員兼任を絶対に禁止される。

現在独占禁止法の改正が問題となっているが、証券保有制限令を緩和しなければ独占禁止法の緩和も実効が少い。

よって独占禁止法の改正に伴い本令の緩和についても考慮願いたい。

我々としては日本産業を一刻も速やかに再建の軌道にのせ、今後外資の導入、為替レート設定等の事態に備えたいと思う。よって経済再建途上に横たわる上記の諸問題につき貴司令部の好意ある御考慮を希望する。

欄外　鉛筆書き記入。

①先方に云はぬこと

出所　大蔵省資料Z五一一―三〇九。

(24) 企業資産負債の再評価について（未定稿）

（昭和二三年九月二〇日理財局経済課）

企業資産負債の再評価について（要旨）（未定稿）

（二三、九、二〇理、経済課）

第一　大綱

一、通貨安定の時、再評価が必要である。但し、貨幣資産の再評価をすべきか否かはその時の状況による。

二、為替相場決定乃至中間安定が実現したときにおいて、一種の中間的再評価（物的資産のみの）を行うことが考えられる。

三、現状において全面的再評価を行うことは不適当である。

四、しかし、現状に放置すると、資本の食潰しが深化されるから税制上及び㊌決定上償却を十分行いうる如き措置、価格差益徴収の緩和及び法人税率の軽減等が必要である。

五、新勘定赤字処理の方法として小範囲の且軽度の再評価は已むを得ない。

第二　再評価論の検討

一、一般の論調

(一) 企業家、会計学者の間に強く論議せられ、その論旨は区々であるが就中企業家中には、再評価速行を希望する者が多い。しかし、企業家中にも速行に疑を抱く者もあり、金融界の研究家は、現状において、再評価を速行することに対し概ね反対である。

(二) 要は課税、償却、公価をより適正ならしめ、資本の食潰しを防がんとするに在る。

(参考)

(イ) 団体　経団連、紡績協会、同友会、世界経済調査会、二十日会

(ロ) 個人　石川、中西、黒沢、武田、吉野、その他

二、問題となるべき諸点

(一) 範　囲

(イ) 資産負債に及ぶべきか

(ロ) 固定資産に限るべきか

(ハ) 法人と個人

(二) 時　期

(イ) 通貨安定期に行うか

(ロ) 速行するか

(ハ) 中間的に行うか

(三) 方　法

(イ) 一回限りとするか

(ロ) 数段階に行うか

(ハ) 安定価値計算的に行うか

(四) 評価益の帰属

(イ) 一部に課税すべきか

(ロ) 一部を従業員に与えるか

(ハ) 旧債権者に与えるか

(ニ) 株主に与えるか

(ホ) 企業内部に積立てるか

(五) 基　準

(イ) 時価によるか、中間的な基準によるか

(ロ) 再取得価額によるか、収益還元価額によるか

(ハ) 国際価格との関係如何

(六) 影　響

(イ) 税　収

(ロ) 物　価

(ハ) 賃　銀

(ニ) 株　価

等に対する影響は如何

三、再評価の理由

(一) インフレによる仮装利益の排除、特に過当課税の防止

(二) 償却不足による資本食潰しの防止

(三) 公価中十分な償却費を織込むこと

(四) 新旧会社間、新旧株主間の不均衡是正

(五) 他人資本と自己資本、貨幣資本と実物資本の均衡化

(六) 税源として

四、再評価の難点

(一) 金銭債権の再評価に及ぶことは不可

(二) 通貨安定の見透したたぬ限り不可、殊に安定価値計算を誘発する如きことは不可

(三) 収益性を加味するを要するが、その基準が立たない、殊に国際価格と均衡を得た評価基準は現状では得られない

(四) 再建整備が簿価主義により進行中故、その中途において再評価を行うことは不適当

(五) 公価を引上げることは、物価高を促進する傾がある（但し、その程度は多くない）

(六) 賃上を誘発すること必至、殊に賃銀スライドを惹起し易い

(七) 方法によっては株価を圧迫する可能性が多い

(八) 再評価論の主張のうち、再評価によらずとも解決しうる点がある

五、再評価と税収について

(一) 再評価益に対し課税することは不可である

(二) 再評価による法人税の減収は比較的軽微である

第三　再評価実施の時期と当面の対策

一、再評価実施の時期

(一) 現状において再評価を実施することの可否

(二) 通貨安定期において

(三) 為替相場決定の時乃至中間安定期において

二、現状において措置すべき事項（当面の対策）

(一) 再評価によらずして、これに準ずる措置をとる必要

(二) その具体的方法（骨子）

(イ) 固定資本減価償却を増加しうる如き税法上の措置

(ロ) 右償却額を公価に織込むこと

(ハ) 価格差益徴収の緩和

(ニ) 法人税率の軽減

出所　大蔵省資料Z五一一―三一八。

(25) 企業資産の再評価に関する試案

（昭和二四年一月二〇日主税局）

企業資産の再評価に関する試案（主税局　昭二四、一、二〇）

第一①　基本方針

一、次の目的を達成するために、企業資産の再評価を行う。

(一) 固定資産が低評価されている企業について資産の再評価をなし、新設会社と旧会社との間の負担の均衡を図る。これにより

(1) 会社経理が適正化される。

(2) 法人の超過所得に対する課税が調整合理化され、利益に比し資本が過少であることによる過重な課税が是正される。

(二) 企業資産の再評価によって適正妥当な減価償却を可能ならしめる。これにより

(1) 公定価格に織り込まれる償却額が再評価価額を基準とする結果、実質資本が維持されるよう価格が形成される。

(2) 課税においても、減価償却額を法人の損金に算入することにより、実質資本の維持が可能となる。

(三) 外資、特に民間外資の導入を容易ならしめる。即ち

(1) 会社経理及び租税負担が適正化され、これにより外資の導入が促進される。

(2) 特に株式出資の形態による外資の導入は、現状のままでは旧来の株主に著しく不利であり、新旧株主間に不均衡を生ずる結果、著しく困難であるが、この事態が改善され、株式参加が容易になる。

(四) 企業資産の再評価に因る法人の評価益に対する課税によって減価償却額の増加及び資本の増大による法人税の減少を補塡することができる。

二、企業資産再評価の問題は、インフレーションの最後処理と密接な関連があることはいうまでもないが、日本経済の現段階において再評価を行うことは、次の点において有意義である。

(一) インフレーションの処理については、できる限りなしくずし的な措置を採ることにより、本格的処理に導くことが適当であると考えられるが、かかる見地からは、現段階において資産の再評価により会社経理、課税、物価等の適正化を図ることが、今後の安定について好ましい結果を来す。

(二) 最後処理に際して適切な措置を講ずる場合においても新旧資産間に異なる処理を必要とし、一挙に調整を図ることが困難であるばかりでなく、経済的混乱がそれだけ多くなるから、現在の中間段階において再評価を行うことは適当である。

三、企業資産の再評価は、以上においても、明らかなように経済全般の問題であり、総合経済施策の一としてこれを行うべきものであって、単に租税面だけの措置を講ずることは賛成できない。

（注）

イ　㈠による株主お無償交付を受けた株式の取得価額は，税法の適用に当たっては，当該株式その払込金額による。

ロ　企業再建整備による譲渡上の措置

第三　評価益の益金算入

一、評価益の確定　②

㈠　固定資産に限る。（流動資産には及ばない。）

㈡　土地についても評価換を行う。

㈢　賠償指定施設及び在外財産は含まない。

㈣　帰属をしめさない。③

二、再評価の益金算入

㈠　固定資産の取得価額に，これに対する減価償却超額を乗じて算出した価額を当時資産の再取得価額とし，これに対する償却超過額を控除した金額（未償却残額）の半額を以て再評価額の最高限とする。

㈡　商法第二八五条の規定に対する特例を設ける。

三、再評価の時期　③

㈠　評価益の全額を他の益金と区分して課税標準とする。　但し欠損の補填に充てた部分の金額については，課税しない。　④

㈡　昭和二十四年三月三十日を基準とし，昭和二十五年三月三十一日までに行う。

四、再評価に伴う処理

㈠　固定資産の再評価に因る評価益を以て資本の増加をすることができる。　但し，再評価は，これを強制しない。　⑤

㈡　法人は，増資株式の二分の一以内を株主に無償で交付することを認められる。

㈢　株主に無償で交付した残額の株式は，一応法人の自己株式として所有せしめる。

㈣　無償交付による損金は，法人の所得の計算上，損金に算入しない。

㈤　㈠の場合においては評価換後半年ごとに税額の欠損の一づつを繰付せしめる。　この場合においては，

(1)　増資株式によるものは，これを認めない。

(2)　延納利子は，自己を償却しない。

（注）　繰付資金は，自己株式を処分して，これに充てる。　⑥

二、再評価後の固定資産（前用年数を経過したものを除く。）の価額を基準として法人の減価償却を行い，その減価償却額を法人の損金に算入する。　⑦

第四　物価改訂

再評価による減価償却額の増加を次期の物価改訂の際価格に織込むことをする。その影響の程度については，別紙資料を参照されたい。

第五　税収

法人税の税収への影響については，別紙資料を参照されたい。

第六　再評価の実施は，昭和二十四年三月末日までとする。

第七　所得税の減税

法人が株主に対して行う場合には，二〇%程度

㈠　源泉徴収税率

㈡　株主に無償交付する株式の源泉課税

㈢　物納を認める——少くとも三年目に株納を生じた分について

㈣　税率は現行程度としたい

㈤　非常災害の罹災者（昭和二十三年一月設置）における資産再評価回避の計画（法人税，税制審議会において大蔵省提出の参考資料で，本文の趣旨に沿う中間報告「法人税法改正要綱」が発表される（大蔵省財政史室『昭和財政史——終戦から講和まで』）。）

㈥　残株価格一割を残すものとしては納得は認められないが税金とりかたについて

㈦　赤字会社の扱いは？

　非ヤミ社債扱いへ入れる

第八　税収

法人税の税収への影響については，別紙資料を参照されたい。

第九　再評価に関連して研究を要する事項

㈠　法人の超過所得に対する株率

㈡　非常災害の再評価を行う場合における資産の処分

㈢　物納を認める——少くとも三年目に株納を生じた分について

㈣　税率は現行程度としたい

㈤　源泉徴収

地方税たる事業税（個人，法人とも）の税率を百分の十（現行百分の十五）に引き下げる。

㈠　昭和二十三年度（主税局）修正申告書記入。

㈡　谷川（昭三）主税官（主税局）修正申告記入。

㈢　㈠，㈡共（日）局長室会議

㈣　再建整備としめること——日供権者で供給を打切られた株主に対する減価償却超過額を損金に算入すること。

㈤　交付したいサーフしては（経済課長）

（1）　整備計画処理状況

企業再建整備計画処理状況調

（26）　企業再建整備計画処理状況調

昭和二十二年九月三〇日現在（経済課）

(3)　特別経理会社資本打切状況（昭二四、八、三一現在）

（単位　百万円）

特別損失負担額	資本金	内訳		未払込徴収
		内部留保等取崩	減資	
一五、六四七	六、七五三	八四九	一、七一三	五三七

(4)　整備計画の条件付認可の件数（昭二四、八、三一現在）

総司令部認可

無条件	二、三六〇社	
増資未払込徴収条件	二、〇五五社	
資産処分条件	八六社	
計	四、五〇一社	

備考　企業再建整備のその後の処理状況は、本財政史第一九巻「統計篇」六一ページ参照。

出所　大蔵省資料Z四〇六―二。

(2)　整備計画処理内訳調（昭二四、九、三〇調）

区分		
整備計画区分		
一、解散会社		九七二社
(イ) 現状のまま		七五五社
(ロ) 第二会社設立		二一七社
二、存続会社		三、五三七社
(イ) 現状のまま		九六六社
(ロ) 未払込徴収のみ		一五三社
(ハ) 増資又は増資未払徴収		二、四一八社
株金払込金額		
(イ) 未払徴収額	一、五四四、一九〇千円	
株式払込金額	一、二七六、二三八千円	
株金払込金額	四、六二一、九〇九千円	
株式払込金額	一、二七六、二三八千円	
整備計画処理		
認可	四、五〇九社	
不認可	一、一三〇社	
計	四、六三九社	

(注)　一、承認未済とは要提出会社数より主務官庁承認済を差引いたもの。
二、主務官庁承認済とは申請者又は日銀支店に対し認可（不認可）通知書を交付又は発送したもの。
三、未提出会社数は仮提出会社を含む。

（昭二四、九、三〇現在）

区分	会要提出社数	会未提出社数	審議会処理				承認主官庁済	未承認済
			認可	不認可	命令解散	計		
中央審議会	一、三六	二	一、三六	四	四	一、三四	一、二六	一四
内閣制限会社	二、九二	一五	二、七三	一五	一	二、九四	一、二六	一四
都道府県審議会	二、九九	一、八七三	二、四三	一、四七四	一	三、九一八	一、四九九	二、四一九
都道府県審議会	四、五六	二、〇四四	四、四五	二、〇四四	一	六、九〇	二、四五	四、四五
計	一〇、三六	四、一三二	一〇、二九	四、一三二	一〇	一四、四三一	五、一三八	八、二九三

5　金融機関再建整備の実施

(1)　日本貯蓄銀行の再建整備と興銀債の旧勘定繰入れに関する陳情書（昭和二二年一一月一九日日本貯蓄銀行）

昭和二十一年十一月二十九日

株式会社　日本貯蓄銀行
取締役頭取　内山直三

大蔵大臣
石橋湛山閣下

去ル十月十八日付ヲ以テ新旧勘定分離ニヨル当行整理ノ見込特別ノ御配慮ヲ御願ヒ申上ゲテ置キマシタガ、当行整理ノ成否ガ刻下喫緊ノ要務タル通貨金融ノ安定ニ至大ノ関係ヲ有スルニ鑑ミ右善後対策ニ付一応当行私案別紙ノ通リ立案致シマシタカラ御高覧ノ上右趣旨貫徹出来マス様特段ノ御斡旋御取計ヒ賜度此段重テ御願ヒ申上ゲマス。

第一　興業債券旧勘定繰入ノ影響

一、新旧勘定分離ニヨル当行ノ旧勘定損失見込額ハ現在ノ処興業債券ガ無慥ノ場合約九億円ト推算サレ之ガ補塡方法ハ左ノ如クナルモノト予想サレルノデアリマシテ、結局預金其他ノ整理債務ノ切捨率ハ六割程度ニ止マル見込デアリマス。

損失補塡方法	（単位千円）
一、諸評価益	五〇、〇〇〇
二、積立金	二〇、三四二
三、資本金（九割）	六三、九一五
四、預金其他ノ整理債務（六割）	七六五、七四三
金額	一、二七六、二三八ニ対シ

（単位千円）

興債切捨率六割ノ場合	同七割ノ場合
現在ノ損失見込額　九〇〇、〇〇〇	九〇〇、〇〇〇
興業債券切捨見込額　三四四、六三五	四〇二、〇七四
合計　一、二四四、六三五	一、三〇二、〇七四

勿論斯クノ如キ場合金融機関再建整備法ニ依リ第二銀行ヲ設立シテ新勘定ヲ承継運営スルノ途ガ拓カレテ居ルトハ謂ヘ、現実ノ問題トシテ貯蓄銀行ノ場合ノ処理ニ処スベカラザル一面ノ存スルコトニ深甚ノ考慮ガ払ハレナケレバナラヌモノト存ジマス。

二、然ルニ前回申上ゲマシタ如ク興業債券ガ金額旧勘定ニ繰入レラレルコトニナリマスレバ、当行ノ該債券所有額ガ五億七千四百余万円ノ巨額ヲ占ムル為メ其ノ影響ハ正ニ致命的ナルモノガ想ハレルノデアリマシテ、即チ仮リニ興業債券ノ切捨率ヲ六割乃至七割ト致シタ場合当行ノ損失額ハ左表ノ如ク十二億四千余万円乃至十三億二百余万円ニ上ルモノト見込マレ、其ノ結果ハ資本金ノ全額ヲ充当シタ上尚預金其他ノ整理債務ノ八割六分強乃至九割強ノ切捨ヲ要スルコトトナリマス。

三、抑々貯蓄銀行ノ預貯金ハ粒々辛苦ノ結晶テアル大衆ノ零砕ナ貯蓄ヨリ成リ其ノ大ニ取引者数ハ尨大ナル数ニ上リ又大衆預金タル性質上事アル場合ニハ極メテ敏感デアッテ動揺性大ナルヲ特色トスルモノデアリマス。サレバ社会政策的ニモ亦金融安定ノ為メニモ貯蓄銀行ニ対シテハ特別法ヲ以テ特ニ資金運用ニ付テ種々ノ厳重ナ制約ガ設ケラレ、大衆貯蓄ノ安全保護ニ万全ノ途ガ講ゼラレテ参ッタノデアッテ、之即チ貯蓄銀行ガ如何ナル他ノ一般普通銀行ヨリモ安全ナル貯金場所ナリトノ信頼ヲ得テ居ッタ所以デアルト思ハレルノデアリマス。従テ此度ノ政府補償打切ニ依ル影響モ貯蓄銀行ハ最モ軽微ニシテ内容比較的安固ナルベシトノ観測ガ為ド大衆間ノ常識ノ如クニナッテ居リ、之ガ最近ニ於ケル当行預貯金ノ増勢ニ反映シテ一般ニハ通貨信用ノ回復来ダシノ現状ニ於テモ当行ニ於テハ左表ノ如ク順調ナル推移ヲ辿ッテ居ル次第デアリ

合計	九〇〇、〇〇〇

リマス。

（単位千円）

	自由預金 残高	自由預金 前月比増	総預金 残高	総預金 前月比増
八月	三九七、八一八	一〇六、五三八	七、五八六、五四八	四五、一七六
九月	六〇六、五一三	二〇八、六九五	七、六七六、八四五	九〇、二九七
十月	八六九、九四七	二六三、四三四	七、八三八、一三三	一六一、二八八

四、然ル処若シ整理ノ実際ガ上述ノ如キ内情デアッテ資本金ノ全額ヲ喪ヒ預貯金ノ八、九割ノ切捨ヲスルコトトモナラバ、大衆ノ信頼ハ一挙ニシテ根底ヨリ覆ヘサレ其ノ影響ハ真ニ測リ知ルベカラザルモノデアルト思ハレルノデアリマス。即チ昨日マデ最モ確実デアルト信ゼラレタ貯蓄銀行ガ他ノ軍需融資機関ヨリモ打撃ガ大デアリ預貯金者ノ犠牲モ甚ダシク高率デアリ、而カモ銀行自体ガ存続不能ニ陥ルト言フガ如キハ、必ズヤ微妙ナ大衆預金者心理ニ一大衝撃ヲ与ヘルデアラウコトハ明カデアッテ、之ガ為メ或ハ感情的ニ或ハ自衛上預貯金ノ取付ヤ預換ニ殺到スルガ如キ事態ガ勃発シナイトモ保シ難イノデアリマス、殊ニ当行ハ全国ニ営業網ヲ張リ五大銀行ニ匹敵スル規模ヲ有スルコトニ想ヒヲ致セバ万一左様ナ事態トモナラバ之ガ不祥ノ導火線トナッテ政府当局ノ念願セラルル金融ノ安定、インフレ防止ニモ一大支障ヲ招クコトナキヤヲ深ク危惧セラルルノデアリマス。加之、仮令第二銀行ノ設立ヲ余儀ナクセラルルニ至ツタ暁ニ於テモ信用ノ回復ハ当分至難デアッテ経営ノ前途ニ抜キ難キ暗影ヲ投ズルト共ニ金融界ノ将来ニ一大禍根ヲ残スモノニ非ズヤト真ニ憂慮ニ堪ヘザル次第デアリマス。

五、以上ノ如ク考察セラレマスノデ当行トシテハ独リ当行自体ノ立場ヨリノミナラズ大衆貯蓄ノ保護、金融界全体ノ安定ノ見地ヨリモ軽々シク第二銀行設立ニ進ムガ如キ整理案ハ極力之ヲ回避スベキモノト確信致シマシテ、此際凡ユル手段方法ヲ竭クシ一ツニハ旧勘定ニ於ケル第二封鎖預金ノ切捨率ヲ七割限度以内ニ喰止メテ大衆預貯金ノ犠牲ヲ能フ限リ軽減シ、二ツニハ資本金ノ切捨ヲ九割ノ線ニ止メテ一応現状ノ儘存続セシメ、「銀行ハ崩壊セズ」ノ信頼ヲ繋ギ以テ一切ノ混乱ヲ未然ニ防止シテ、引続キ只管救国貯蓄運動ニ専念シテ其使命ヲ遺憾ナク発揮センコトヲ希求シテ熄マヌ次第デアリマス。

第二　善後処理案

前述ノ如ク興業債券ノ旧勘定繰入ニヨリ当行ノ旧勘定損失見込額ハ十二億四千四百余万円乃至十三億二百余万円ト推算サレ之ヲ其儘通常ノ整理ニ移ストキハ資本金ノ全額ヲ喪ヒ預貯金ノ八割六分乃至九割ノ切捨ヲ要スルコトトナルベキモ、今之ヲ預貯金ノ切捨ヲ七割ノ限度内ニ、資本金ノ切捨ヲ九割ノ限度ニ止メ以テ前段具申ノ目的ヲ達成スル方策ノ一ツトシテ左ノ如キ二段ノ善後処理案ヲ樹立シタ次第デアリマス。

第一段

興業銀行ノ旧勘定整理ガ確立シ且金融機関ニ対スル政府補償限度百億円ノ余剰ノ有無確定スルニ至ルマデ興業債券等ノ旧勘定繰入ヲ延期シ、右補償限度ニ余剰アル場合ニハ郵便貯金ト全ク同ジ性質ヲ有スル大衆貯蓄ヲ取扱フ貯蓄銀行ノ所有スル興業債券等ノ補償ニ充当スルノ途ヲ講ゼラレ度イノデアリマス。尤モ此場合百億円ノ補償限度ニ余剰ナキヤモ保シ難ク、又余剰アルモ前掲ノ如キ目的達成ニ不充分ナルコトモ予想セラルルヲ以テ、其場合ニモ備ヘ次ノ如キ第二段ノ方策ヲ御考慮願ヒ度イト存ジマス。

第二段

旧勘定ノ損失額ヲ通常ノ整理ニヨルモノト別途整理ニヨルモノトニ二分シ、通常ノ整理ニ掛クルモノハ資本金ノ九割、預貯金ノ七割ノ限度内ニ相当スル金額トシ爾余ノ超過額ハ一旦一定ノ条件ノ下ニ之ヲ特定ノ機関ニ棚上シ新勘定ノ負担ニ於テ整理ヲ遂ゲントスルモノデアッテ其要旨ハ左ノ如キモノデアリマス。

一、旧勘定損失見込額　（単位千円）

興業債券切捨六割ノ場合	一、二四四、六三五
同　七割ノ場合	一、三〇二、〇七四

二、旧勘定損失補塡限度額

㈠ 諸評価益	五〇、〇〇〇
㈡ 積立金	二〇、三四二
㈢ 資本金（九割）	六三、九一五
㈣ 預金其他ノ整理債務（七割）	八九三、三六六
合　計	一、〇二七、六二三

即チ新ニ加ツタ興業債券切捨ニヨル損失三四四、六三五千円乃至四〇二、〇七四千円ノ内預貯金ノ切捨ヲ六割ヨリ七割ニ引上グルコトニヨリ一二七、六二三千円ヲ補塡シ其超過額ヲ別途整理額トス。

三、別途整理額　（単位　千円）

	興債六割切捨ノ場合	同七割切捨ノ場合
㈠ 別途整理額	二一七、〇一二	二七四、四五一
㈡ 右ニ対スル興債(記帳額)	三六一、八六六	三九二、〇七三

右別途整理額ニ対応スル興業債券ハ一旦之ヲ預金部（若ハ日本銀行）ニ一定年限内ニ元値買戻ヲ条件トシテ記帳価額ヲ以テ御買上ヲ乞フ。

四、別途整理額ノ補塡方法

前項元値買戻ニ要スル補塡財源ハ左ノ二方法何レカ一ツ若ハ併用ニヨリ調達ス。

㈠ 当行所有公債ハ其額五十億円以上デ新勘定総資産ノ八割ヲ占ムル関係上当行ノ収益率ハ甚ダ低率デアッテ現状ニ於テモ既ニ収支ノ適合困難ナ状態ニアリマスノデ其ノ一部ヲ預金部又ハ日本銀行ニ御買上ヲ乞ヒ之ヲ高率運用ニ振替ヘ其ノ利鞘ヲ以テ補塡財源ニ充当ス。

㈡ 預金部（若ハ日本銀行）ヨリ一定額ノ低利特別融通ヲ仰ギ之ヲ特別勘定ニ立テ毎期其ノ収益金ニヨリ銷却可能額ノ債券ヲ買戻ス。

本項ノ措置ヲ必要トスル理由ハ右元値買戻債務ヲ負担スル新勘定ハ本来欠陥ヲ包含セシメザル建前ナルベキヲ以テ右買戻銷却額ニ相当スル収益財源ヲ当初ヨリ確定シ置クコトヲ必要トスベク且新勘定自体ハ茲当分ハ大ナル収益ヲ期待シ得ナイ事情ニ在ル為メデアリマス。

五、以上ノ如キ措置ニヨリ預金部（若ハ日本銀行）ニ対シテハ甚大ノ御負担ト御手数トヲ懸ケルコトトナリ恐縮至極ナルモ戦後経済ノ再建途上刻下特ニインフレ防止ニ専念ヲ要スル際金融機関ノ信用保持ガ絶対的要請デアッテ微塵ノ動揺ヲモ許サヌ今日ノ場合斯ノ如キ対策ニヨリ独リ当行ノミナラズ他ノ同一事情ニ在ル凡テノ金融機関ガ難局ヲ切抜ケ業界ノ混乱ガ未然ニ防止セラレ新円ノ吸収ガ何等ノ支障ヲモ招カズシテ現状ノ儘順調ニ進展スルヲ得バ国家再建ノ為メ此上ナキ幸トナスベク御当局ノ深甚ナル御配慮ヲ切望シテ熄マヌ次第デアリマス。

出所　大蔵省資料Z五二六―七―一〇。

(2) 対日理事会における"日本の金融機関及び銀行"に関する司令部ビープラット貨幣金融係長の発言

（一九四七年四月一六日）

連合軍対日理事会ニ於ケル金融審議会第一部会第三十回会議議事録

議　題　日本ノ金融機関及ビ銀行

提案者　St. Gen. Kuzma N. Derevyanko

Atcheson　次ノ議題ハ日本ノ金融制度ノ問題デアル。コノ議題ハ前回ノ議題トシテソ連側議員ニヨッテ提案サレタモノデアルガ、コノ案件ハ総司令部ノ当該事項所管局課ニソ連側議員ノ要請スル情報ヲ蒐集セシメル為メニ議長ノ要請ニヨリ審議持チ越シトナッタモノデアル。茲ニ貨幣金融課長 T. E. Beplat 氏ノ御同席ヲ煩シタ次第デアル。

Beplat　議員諸氏、本日ノ議題ハ日本ノ金融制度及銀行デアル。

一、コノ問題ノ審議ニ先ダッテ日本ノ現行金融機構（コレハ極メテ複雑ニ組織サレテキル）ヲ概観スル要ガアル。コノ複雑制ハ一ツニハ明治以来ノ同国金融制度ノ特殊性ニ因ル諸事情ニ甚クモノデアルガ、コレハ又同時ニ同国ニ特有ナ社会、営業機構ニ起因スルモノデアル。

二、日本ノ金融機構ハ或ル点ニ於イテ欧州特ニ英国ノ金融制度ニ類似スルモノガアル。日本ノ金融機構ハ茲許添附ノ附表ニ就イテ御了知ヲ願ヘルト考ヘル。

三、日本ノ金融構成ハ英国ノ場合ニ於ケルト同様、中央銀行ニシテ発券銀行タル日本銀行ニヨッテ統御サレルモノデ、コノ中央銀行ハ全日本ノ銀行ノ親銀行デアルト共ニ又政府ノ金融機関タル職能ヲ有スルモノデアル。

当該銀行ノ一九四七年三月三十一日現在ニ於ケル資金総額ハ一、四二〇億円デアル。

四、英国ノ金融機構ニ類似スル点ハ更ニ之ニ次グ重要ナル九大商業銀行ヨリナル一団ノ金融機関ノ存在スルコトデアル。其ノ九大銀行ハマタ自己ノ傘下ニ各其ノ支店網ヲ持チ、其ノ店舗数ハ一、二〇六ニ及ビ、其ノ資産ハ一九四七年二月二十八日現在ニ於イテ累計一、一八〇億円ニ達スル。

五、コノ（九）大商業銀行ニ次イデ重要ナモノトシテハ地方銀行タル五十三ノ比較的小規模ノ商業銀行ガアリ、コレラノ地方諸銀行ハ孰レモ「一県一行主義」ノ原則ニヨルモノデ、其ノ統制ハ主トシテ地方機関ニ附与セラレテキル。一九四六年十二月三十一日現在ニ於ケルコレラ地方銀行ノ資産ハ累計六三〇億円デアル。

六、次ニ重要ナモノトシテハ所謂「特殊」銀行ト称セラレル一団ノ個々ノ八銀行ノ存在スルコトデアリ、日本興業銀行、日本勧業銀行、産業組合中央金庫、北海道拓殖銀行、恩給金庫、庶民金庫、商工組合中央金庫及ビ復興金融金庫ガコレデアル。

日本興業銀行及ビ復興金融金庫ノ機能ハ第三問ニ対スル解答ニ彼此比較照応スル。

其ノ他ノ「特殊」銀行ノ特定ノ機能ニ就イテハ、後刻第六問ニ対スル回答ヲ検討スルニ当ツテ審議スルコトニスル。討議ノ現段階ニ於イテハコレラノ各特殊機関ノ役員ハ政府ニヨリ任命サレルモノデアルコト及ビコレラノ各特殊機関ハ政府ノ特定金融政策実施ヲ目的トスル各当該特別法ニヨツテ組織サレルモノデアルコトヲ示スヲ以テ足ルモノト考ヘル。コレラノ（特殊金融機関）ノ一括セル資産ハ一九四六年十二月三十一日現在デ七五〇億円ニ達スル。

七、日本ノ金融機構ニ於イテ上記ニ次イデ重要ノ地位ヲ占メル生命保険会社及ビ其ノ他ノ保険会社ノ資産ハ一六〇億円以上ニ達スル。

コノ範疇ニ属スル主要ナルモノハ総計約一三五億円ニ及ブ資産ヲ有スル二十ノ生命保険会社デ、十七ノ其ノ他保険会社ハ総計二十六億円ノ資産ヲ擁スル。

八、上記ニ次イデ金融構成上重要ナ四貯蓄銀行ノ資産ハ合計八十五億九千四百万円、コレニ次グ七信託会社ノ資産ハ合計五十三億円デアル。

九、預金部ノ地位、機能ノ検討モコノ国ノ金融機構ヲ考察スルニ当ツテ逸脱シテハナラナイ。大蔵省ノ一部局タル当局ハ政府ノ郵便貯蓄、簡易生命保険法定積立金、諸種ノ政府ノ恩給乃至厚生資金其ノ他ノ特別会計預金ヲ司ル、其ノ資産ハ総計約六二〇億円ニ達スル。

十、総司令部指令（SCAPIN七四）ニ従ヒ閉鎖サレタ金融機関ハコレラ、コニ提示シタ附表カラハ除外シテアルガコレラニ就イテハ第一問ニ対スル回答ニ於イテ検討スルコトニスル。

総司令部ノ指令（SCAPIN七四）ノ別表ヘ記載ノ国民更生金庫其ノ他ノ機関ハ目下清算中デアル。

ナホ、横浜正金銀行ハ一九四六年七月二日附総司令部指令（SCAPIN一〇四九）ニ従ヒ閉鎖サレタ。コノ一団ノ金融機関ノ審議ハ第一問ニ対スル回答ニ当リ審議ヲ尽スコトニスル。

十一、戦争ノ結果ハ日本ノ幾多ノ会社乃至団体ニ対シテハ極度ノ金融上ノ困難ヲ招来シタ。コレハ一ツニハ政府ノ戦時補償ノ打切リ、在外資産ノ喪失、戦時災害保険ニ対スル政府補償ノ打切リニ因ルモノデアル。

コレニ由ルコレラノ会社乃至団体ノ経済上ノ立場ハ引イテコレラノ団体乃至会社ノ主タル債権者タル諸銀行、実際的ニハ日本ノ殆ンド凡有ル銀行ノ経済状態ニ反映シタ。

十二、日本ノ一般民衆ニ及ブベキ不必要ナ困憊ヲ緩和スルタメニ、現行商法規定中其ノ一部ハ修正セラレ又議会ヲ通過シタ特別法ニヨリ、総司令部ノ承認ヲ経テ事業及ビ生産ヲ「新勘定」ニ於イテ継続セシメルコトニシタ。同時ニ旧債務ノ清算ハ「旧勘定」ニ於イテ行フコトトシ、銀行其ノ他ノ金融機関ニ於イテハ同様ニ「新勘定」ニ於イテ其ノ新事業ヲ継続シツツ其ノ旧資産及ビ債務ノ清算ヲ履行シ得ルモノトシタコレラノ「旧勘定」清算終結ニハ二ケ年カラ三ケ年ヲ要スルモノト考ヘラレル。

十三、上述ノ趣旨ヲ促進達成スル為メニ日本政府ハ上述特別法ヲ一九四六年八月十一日ニ公布シ、マタ金融緊急措置令ヲ改正シテ、個人及ビ法人ノ銀行勘定ヲ

第一及ビ第二ノ封鎖勘定ニ区分シタ。

コレニヨリ第一封鎖預金勘定及ビ自由預金勘定ハ金融緊急措置令ニ規定スル当該勘定ト見做サレ、金融機関ノ「新勘定」ニ繰越サレルコトニナツタ。

第二封鎖勘定ハ凍結サレテ金融機関ノ「旧勘定」ニ残リ法ニ別ニ定メタ場合ヲ除キ、其ノ払戻ハ禁止サレタ。

第一封鎖勘定ニ属スル個人勘定ノ最高額ハ一戸当リ最低一五、〇〇〇円カラ一人当リ四、〇〇〇円ヲ基準トシテ計算シ八人ヲ限度トシテ最高三二、〇〇〇円ニ抑ヘ、法人ニ就イテハ一五、〇〇〇円ヲ許容シタ。

一九四六年三月ニ実施サレタ通貨引換ニヨリナサレタ自由円預金ハ「新勘定」ニ全額繰越移記サレタ。

十四、コレラノ規定ニ次イデ企業再建整備法及ビ金融機関再建整備法ガ公布サレタガ、コレラハ一九四六年ノ十月十日ニ議会ヲ通過シ十月三十日ニ実施サレタ。コノ立法ノ趣旨ハ戦争ニ基因スル特別損失ヲ負担スル会社及ビ銀行ヲシテコレニヨツテ其ノ資本、預金及ビ信用機構ヲ再整備セシメルニ在ル。必要ニヨリ或ハ場合ニ於イテハ次ノ如キ手続ガ採ラレルデアラウ。

イ　新資本ヲ以テ新ニ銀行ヲ創設シ、コレニ旧銀行ノ法ニ指定スル健全ナ金資産及ビ旧銀行ノソレニ相応スル債務額ヲ継承セシメルコト。

ロ　他銀行ニ法ノ措置スル健全ナル金資産及ビソレニ相応スル債務ヲ移管スルコト。

ハ　旧銀行ノ清算事務ヲ執行スルコト。コノ場合先ヅ預金者ニ次イデ其ノ債権者ニ対シ按分シテ割リ当テルモノトス。

十五、前述ノ如キ簡単ナ予備検討ヲ以テ以下ニ於イテ問題別ニ考究スルコトニスル。

第一問　戦時ノ外地並ビニ外国ノ銀行及ビ金融機関ノ資産ガ総司令部指令一九四五年九月三十日附AG〇九一号ニ由ル解散ニヨツテ如何ニシテ又ハ如何ナル機関乃至個人ニ売却サレタカ。

応　答　閉鎖機関ノ資産ヲ継承シタ機関乃至個人及ビ其ノ資産ノ分配乃至売却ニ当リ採ツタ方法ハ左ノ如クデアル。

イ　日本帝国政府売却処分ノミニ由ル。其ノ購入価格ハ経済安定本部乃至日本帝国政府ノ其ノ他ノ主務官庁ノ定ムル価格、又ハ総司令部ニヨツテ認可サレタ評価額ニ拠ル。

ロ　南鮮ノ軍政府。但シ日本帝国政府ノ代行機関トシテノ貿易庁ヲ経由シテ行ハレタモノデ、処理方法ハ現金売却処分ノミニヨルモノデアル。其ノ価格ハ経済安定本部乃至其ノ他ノ官庁ノ定メタ価格又ハ総司令部ニヨツテ認可サレタ評価額ニ拠ル。

ハ　日本ニ現ニ存在スル若干ノ閉鎖金融機関ノ通常預金者。コレハ総司令部ノ命令ニヨリ当該閉鎖機関ノ帳簿面デ確認サレタ其ノ正当ナル請求権トシテ確定セラレタ額ヲ限ツテ行ハレタ其ノ債権ハ当該機関ノ有スル債権トハ相殺セラレタ。

ニ　総司令部民間資産局。コレハ上述（ハ）ノ場合ニ於ケルト同様通常預金者ノ支払ニ関シテ連合国人、中立国人、敵国人ノ為ニ行ハレタモノデアリ、総司令部ノ命令ニヨリ日本銀行ニ開設サレタ当該預金受領者ノ保護預勘定ニ日本銀行ニ於ケル国庫代理勘定ノ預金残高ヲ移転スルコトニヨリ行ハレタ。

ホ　日本国籍ヲ有スル個人及ビ法人ニシテ当該資産ノ競売ニ於ケル落札者。コレハ東京都（及ビ当該処分財産ガ東京都ヨリ遠隔地ニ在ルトキハ当該財産ノ所在地近郊）ニ於イテ発行サレル日本字新聞ニ予メ公示サレタ特定時日ニ於ケル最高価格入札者ニ売却スル方法ニヨルモノデアル。

ナホ、処分財産目録ハ閉鎖機関保管人委員会、日本銀行整理部各事務所ニ保管スルコトトシ、右ハ孰レモ其ノ事務時間内ニ監査ノ為閲覧シ得ルモノトシタ。

入札ハ凡ベテ記名式トシ且ツ善意ノ証拠トシテ必ズ現金又ハ手形ノ預託ヲ要スルモノトシタ。但シコノ手続ハ統制物資ニハ適用セラレナイ。カカル物資ハ経済安定本部並ビニ物価庁ニヨリ指導セラレル物資統制ノ重要ナル部分タル種々ナル割当計画ニヨリ、日本政府

ニヨリ設定セラレタル価格ヲ以テカカル物資割当配給ヲ掌ル日本政府代行機関ノ指名スル受領者ニ売却セラレル。コノ項ニ規定スル財産ノ処分ハ凡ベテ現金処分トシ其ノ全額ガ支払済トナラナイ限リ、権利ノ移転ハ行イ得ナイ。

ヘ　日本占領軍。コレハ総司令部ノ定メタ規定ニ従ヒ其ノ要請ニヨツテコレヲ行フ。当該処分財産ガ動産デアル場合ハ日本政府ハソノ処分財産ニ対シ総司令部及ビ日本政府ノ定メタ価額ヲ支払ヒ、又ソノ処分財産ガ不動産デアル場合ハ占領軍ニヨル使用ニツキ閉鎖機関ニ対シ使用料ガ支払ハレル。

ト　閉鎖機関ノ旧使用人ハ当該機関ノ資金ニ余裕アルトキハ、総司令部ノ指令ニヨリ追放サレタモノヲ除キ、総司令部ノ命令ニヨツテ其ノ労務ニ対スル報酬ノ全額ノ支払ガ受ケラレル。若シ資金ガ足ラナイトキハ報酬ノ分割払ヲ行ヒ、其ノ残額ハ将来生ズベキ資産ニ対スル優先的請求権トシテ記録サレル。報酬支給額ハ当該各閉鎖機関ノ規則ニヨリナサレル。

チ　閉鎖機関ノ債権者ニシテ前述（ハ）及ビ（ト）ニ記載サレテ居ナイ者ノ債権ハ資材ノ引渡及ビ確定選択債権ノ決定ヲ含ム閉鎖期日当日ニ於ケル未了契約ニツイテノ関係者ノ再交渉ニヨツテ処理サレル。

（カカル再交渉及ビ弁済ハ最高司令官ノ指令ト承認ヲ以テ為サレタ。）

第二問　一九四六年八月十日附ノ紙上デ「ニツポン・タイムズ」ハ「上述以外ノ銀行又ハ金融機関ノ清算又ハ再組織ガ提案サレタガ」トイフ見出シデ、戦時補償支払ノ停止ト共ニ特殊銀行ノ制度ハ、今後専ラ産業ノ再建ヲ確保スベキ職能ヲ負フコトトナツタ日本興業銀行ヲ除キ、清算サレルニ至ルデアラウト報ジテキル。コレラノ銀行ニ就イテハ何等カノ具体的ナ処置ガ採ラレタカ。

応答　日本ノ銀行ハ、日本銀行ヲ除キ、目下改組中デアル。健全ナ資産ハ自由預金ヘノ債務、第一封鎖預金、日本銀行及ビ其ノ他ノ金融機関カラノ借入金ト共ニ「新勘定」ニ振リ替ヘラレタ。

旧勘定ニ残存スル資産ハ清算サレ、コノ清算ノ手取額ハ新勘定面ニ表示サレル預金債務ヲ補塡スルニ必要ナ資産ノ不足ノ塡補ニ当テラレル。

コノ問題ノ本旨ハ総司令部指令SCAPIN七四ニヨリ指示サレタト同様ノ趣旨ニヨル金融機関ノ公式閉鎖ニ関連スルモノデアル。前記指令ニヨリ、従来、政府ノ外国為替取扱ノ正常機関デアツタ株式会社横浜正金銀行ハ一九四六年七月二日附総司令部指令（SCAPIN一〇四九）ニヨリ閉鎖ヲ命ジラレ、指令SCAPIN七四ノ規定ニヨリ清算サレルコトニナツタ。

同様ニ、国民更生金庫モ一九四七年一月十六日ニ清算ヲ開始シタ。該金庫ハ戦争遂行ノタメノ総動員ノ一措置デ戦闘努力ノ追求ニ当リ整理又ハ収用サレタ民間ノ個人商業企業ヲ回生セシメルト云フ特殊目的ヲ以テ一九四〇年ニ創設サレタモノデアル。然ルニコレヲ存続サセルコトガ好マシクナイトサレルニ至ツタノデ、其ノ閉鎖及ビ清算ガ指令サレタモノデアル。

コノコトニ関スル一九四六年八月十日附「ニツポン・タイムズ」所載ノ一文ニツイテ云ヘバ、コノ一文ノ報道ハ或程度マデ正シイカ諒解シテイル点モアル。

コレニ就イテハ戦時補償ノ打切リ計画ト特殊銀行制度トノ間ニハ何等特別ノ関係ハナイコトヲ申述ベレバ当面ノ用ハ足リルモノト考ヘル。

従ツテ「ニツポン・タイムズ」所載ノ当該論説ハ真実ノ立場ヲ伝ヘタモノデハナイ。然シ、戦時補償打切リ案ハ、戦時中特殊銀行ノ操作ハ非常ナ程度ニ於イテ政府保証ノ基礎ノ上デ運営セラレテキタノデ商業銀行ニ対スルヨリモ特殊銀行ニ重大ナ影響ヲ及ボスコトニナルデアラウ。

司令部ハ日本ノ銀行機構カラ不必要ナ特殊銀行ヲ出来ル限リ速ニ除去スル為メニ、コレラノ特殊銀行ノ機能ニツイテ目下徹底的ナ検討ヲ加ヘテキル。銀行開設ノ機能ガ既ニ果サレ又ハ其ノ機能ガ現実ニヨリ好マシ

クナイカ又ハ終戦ノ結果最早存置ノ必要ガナクナツタト云フヤウナ銀行ニツイテハ特ニ慎重ニ検討ヲ加ヘテキルガ、特殊銀行ノ清算合同乃至改組ハ日本経済ヲサシテ混乱サセルコトナシニ遂行サレ得ルト考ヘル。場合ニヨツテハ特殊銀行ノ業務ヲ、コレニ然ルベキ何等カ適当ナ考案ガ出来ルカ又ハ其ノ機能ノ配置変更ガ完了サレルマデ、一時停止サセルコトモ必要ニナルデアラウ。又場合ニヨツテハ更ニ、若干ノ特殊銀行ニ就イテハ、其ノ不当ニ煩瑣ナ機能ヲ除去スル為メニ、現在ノママ、又ハ其ノ変更サセラレタ形態デノ新シイ業務ノ執行ヲ停止サセルト云フコトモ望マシイコトモアルデアラウ。コノ種ノモノノ主要ナ例トシテ北海道拓殖銀行、勧業銀行及ビ産業組合中央金庫ガアル。

他方、国民更生金庫、横浜正金銀行ノ如キ或ル若干ノ特殊銀行ニアツテハ既ニ其ノ清算行程ニ入ツテキル。

従ツテ、コノ設問ノ具体的処置ニ関スル部分ハ最モ広イ意味ニ於イテ応答スルコトヲ要スル、即チ日本銀行ヲ除ク其ノ他ノ各銀行ノ改組ハ一九四六年ノ十月三十日以来既ニ進行中デアリ又二特殊銀行ハ其ノ後正式ニ閉鎖サレテ其ノ清算ガ進行中デアル。合同、合併乃至其ノ他ノ特殊銀行ノ閉鎖ニ就イテノ具体案ハ関係銀行ノコレニ伴フ損失ガモツト明確ニナリ且ツコノ改組ガモツト進捗シテ見ナイ限リ具象スルトコロマデハ行カナイ。

第三問　新聞紙ハ日本興業銀行ノ新課題ト同曲ノ使命ヲ負フベキ復興金融金庫ノ設立ヲ伝ヘテキル。コノ新金庫ト既存ノ日本興業銀行トノ機能上ノ相違如何ニ就キ御所見ノ御開陳ヲ願ヒ度イ。

応答　復興金融金庫ハ一九四六年十月二十九日ニ設立サレタガ、未ダ全幅ノ活動ヲ示スニ至ツテハ居ナイ。コノ銀行ノ資本ハ全額政府出資ト規定サレテキル。コノ銀行ハ日本ノ経済復興ニ必要ナ産業其ノ他ノ企業デ銀行カラ十分ニ資金ノ融通ヲ求メ得ナイモノニ融資スルノデアル。

其ノ存続期間ハ産業ノ復興再建ニ必要ト予想サレル三ケ年ト云フコトニ限定サレテキル。コノ期間ハ資材ノ入手困難其ノ他ノ事由ニ因リ復興金融金庫ノ上述ノ活動ニ対応シテ日本興業銀行（復興金融金庫ヲ由預金ヘノ債務、第一封鎖預金、日本銀行及ビ其ノ他ノ金融機関カラノ借入金ト共ニ「新勘定」ニ振リ替ヘラレタ。

旧勘定ニ残存スル資産ハ清算サレ、コノ清算ノ手取額ハ新勘定面ニ表示サレル預金債務ヲ補塡スルニ必要ナ資産ノ不足ノ塡補ニ当テラレル。

コノ問題ノ本旨ハ総司令部指令SCAPIN七四ニヨリ指示サレタト同様ノ趣旨ニヨル金融機関ノ公式閉鎖ニ関連スルモノデアル。前記指令ニヨリ、従来、政府ノ外国為替取扱ノ正常機関デアツタ株式会社横浜正金銀行ハ一九四六年七月二日附総司令部指令（SCAPIN一〇四九）ニヨリ閉鎖ヲ命ジラレ、指令SCAPIN七四ノ規定ニヨリ清算サレルコトニナツタ。

同様ニ、国民更生金庫モ一九四七年一月十六日ニ清算ヲ開始シタ。該金庫ハ戦争遂行ノタメノ総動員ノ一措置デ戦闘努力ノ追求ニ当リ整理又ハ収用サレタ民間ノ個人商業企業ヲ回生セシメルト云フ特殊目的ヲ以テ一九四〇年ニ創設サレタモノデアル。然ルニコレヲ存続サセルコトガ好マシクナイトサレルニ至ツタノデ、其ノ閉鎖及ビ清算ガ指令サレタモノデアル。

コノコトニ関スル一九四六年八月十日附「ニツポン・タイムズ」所載ノ一文ニツイテ云ヘバ、コノ一文ノ報道ハ或程度マデ正シイカ諒解シテイル点モアル。

コレニ就イテハ戦時補償ノ打切リ計画ト特殊銀行制度トノ間ニハ何等特別ノ関係ハナイコトヲ申述ベレバ当面ノ用ハ足リルモノト考ヘル。

従ツテ「ニツポン・タイムズ」所載ノ当該論説ハ真実ノ立場ヲ伝ヘタモノデハナイ。然シ、戦時補償打切リ案ハ、戦時中特殊銀行ノ操作ハ非常ナ程度ニ於イテ政府保証ノ基礎ノ上デ運営セラレテキタノデ商業銀行ニ対スルヨリモ特殊銀行ニ重大ナ影響ヲ及ボスコトニナルデアラウ。

司令部ハ日本ノ銀行機構カラ不必要ナ特殊銀行ヲ出来ル限リ速ニ除去スル為メニ、コレラノ特殊銀行ノ機能ニツイテ目下徹底的ナ検討ヲ加ヘテキル。銀行開設ノ機能ガ既ニ果サレ又ハ其ノ機能ガ現実ニヨリ好マシガ遅延シタ場合ニハ更ニ延長出来ルコトニナツテキル。

コノ復興金融金庫ハ其ノ融資ガ他ノ金融機関ニ不満足ナ如キ危険ナ投資分野ノ場合ニモ融資ヲナスコトガ出来ルコトニナツテキル。

然シ、コレハ当該産業ガ日本ノ経済復興ニ必要欠クベカラザルモノデアリ若干ノ融資ニ伴フ危険ノ如キハ無視シナケレバナラナイ様ナ場合ニ於イテノミ施行サレルベキモノデアル。加之、本金庫ハ最終ノ機関トシテ重要産業ニ対スル融資ヲ銀行ノ貸付能力ニ拘ラズ確保スルモノデアル。但シコノ復興金融金庫ノ融資ハ政府ノ補助金ト同様ナルモノデアルト考ヘテハナラナイ。

復興金融金庫ハ通常ノ流動化率又ハ預金者ニヨル予想セラレル預金資産ノ返還要求ニ対スル考慮ニ制約サレルコトハナイ。従ツテ其ノ資本金ノ一〇〇％ニ達スル融資能力ヲ有スル。

復興金融金庫ハマタ商業銀行又ハ特殊銀行ニ就イテ資金ノ欠乏ヲ来シ且ツ当該産業ガ其ノ裏ニ融資ヲ受ケタ他銀行カラ更ニ融資ヲ求メ得ナイ場合、当該産業ニ対シ信用ヲ拡張スル立場ニ在ル。コレラノ産業ニ信用ヲ拡張スル場合ニアツテハ復興金融金庫ハ国家ノ復興ノ見地カラ見テノ当該産業ノ緊要性ヲ基礎トシテ組織ヅケラレタ優先順位ニ従フコト。ナホ、復興金融金庫ニハ総司令部ノ指令ニヨリ廃止ヲ命ゼラレタ法的諸統制団体ニ代ルモノトシテ目下其ノ設立ガ進捗中デアル新公団ニ融資サセルコトヲ考慮中デアル。コレラノ私的統制団体ハ従来日本ニ於ケル殆ンド凡有ル物資ノ集配ヲ統制シ、且ツ其ノ資金融通機能ヲ通ジテ統制ノ一部ヲ確保シテ来タモノデアル。総司令部ハコレラヲ私的独占機関デアルト見ル見地ニ立ツテ、其ノ解散ヲ命ジタ、コレニ代ルモノトシテハ上述ノ諸公団ニヨツテ代表サレル政府ノ代行機関ガアリ、前ノ統制機関ニ代ツテ物資集配ノ衝ニ当ルコトニナル。

コレラノ公団ニ要スベキ融資ノ総額ハ一三〇億円ノ見込デ、其ノ一ロノ最高額ハ石炭コークス亜炭ノ集配ヲ掌ル配炭公団デアル。

復興金融金庫ノ上述ノ活動ニ対応シテ日本興業銀行（復興金融金庫ヲ

除ク他ノ凡有ル銀行ト同様ニ）ニアツテハ其ノ貸付ハ健全ナ金融投資ニ限定シナケレバナラナイ。日本興業銀行ハコレラノ資金ノ安全ヲ確保スル為メニ其ノ資金操作ハ健全ナ信用ニ限ラナケレバナラナイ。

復興金融金庫ハ信用状態ガ貧弱ナル為ニ拘ラズ其ノ日本経済ニ対シテ緊要性ノ大ナル産業ニ融資ノ途ヲ講ズルコトニナル。但シ、復興金融金庫ノ貸付金ハ一種ノ政府補助金デアルト云フ印象ヲ与ヘルモノデアツテハナラナイ、寧ロ復興金融金庫ハ其ノ全額政府出資ノ故ヲ以テ其ノ資金ノ収益ヲ計ル必要ノナイトコロカラ、其ノ信用ヲ比較的劣弱ナ乃至回収ノ遅イ投資物ニ拡張シ得ルトイフ意味ニ解スベキデアル。

ナホ、若干ノ商業銀行及ビ特殊銀行ハ現ニ流動資金ノ不足ヲ来シ其ノ顧客ニサヘ満足ニハ融資出来ナイ状態ニ在ル。コレハ個人ニヨル貨幣ノ退蔵ニ結果スル現在ノ貨幣インフレノ時期ニ現ハレル特殊ノ現象デアル。

日本興業銀行ハ現ニ戦時補償ノ打切リノ結果及ビ其ノ主ナル貸付先タル約三百ニ達スル特別経理会社ノ改組ガ遅々トシテ進捗シナイ為メノ自己ノ改組ノ困難ヲ経験シテキル。

第四問　戦時中日本政府ニヨツテ実施サレタ幾多ノ銀行合併及ビ整理ヲ考慮シテ、独占的大銀行其ノ他ノ金融機関ノ発展ノ制限ニ就キ総司令部司令官ニヨツテ現ニ如何ナル処置ガ講ジラレツツアルカ。

応　答　所謂独占的大銀行ノ発展ノ制限ニ就イテハソレラノ発展乃至其ノ統制機能ノ濫用ヲ抑制スル為メニ次ニ述ベルヤウナ積極的処置ガ講ジラレタ。

イ　財閥ニ関連スル大商業銀行ハSCAPIN四〇八ニ従ツテ制限会社名簿ニ登録セラレタ、コレニヨリコレラノ銀行ノ業務ハ総司令部ノ査閲及ビ検討ヲ受ケルコトニナツタガ、コノ方途ニヨツテ曩ノ財閥ノ直接統制ハ今ヤ解除サレル途ヲ辿ツテ居ル。コレラノ銀行ガ今後更ニ合同乃至合併スルコトハ許サレナイ。

ロ　「イ」ニ略述シタヤウナ曩日ノ財閥ニヨル直接統制ニ加フルニ持株会社整理委員会及ビ関係機関ニ依ル財閥持株ノ清算及ビ売却ハ所有権ヲ広イ範囲ニ撒布スルコトニナルノデアルカラ、財閥ノ直接ノ統制力ハコレガ為メニ更ニ殺減サレルコトニナル。

ハ　大銀行ガ新ニ支店ヲ開設スルコトニ対シテハ制限ガ設ケラレタ。

ニ　財界人ノ追放ハ現ニ実施中デ、コレニヨツテ一九三七年七月七日ヨリ一九四六年九月三日ニ至ル期間中其ノ孰レノ時期タルヲ問ハズ上述ノ大銀行、保険会社及ビ信託会社ニ於イテ責任アル主要地位ヲ占メタ凡有ル役職員ガ追放サレルコトニナル。

指令ニヨル財閥大銀行ノ首位役職員ノ追放ニ加ヘ更ニ特殊銀行及ビ若干ノ地方銀行ノ役職員ノ排除ガ要求サレテキルノデ、ソノ結果問題トナルガ如キ知名ノ人達ハ銀行組織内ノ責任アル地位カラ除去サレルニ至ルノデアル。

ホ　一九四七年三月三十一日ノ議会ヲ通過シタ所謂反トラスト法ハ金融力ノ過度ノ集中ヲ抑制スルモノデアル。コノ法律ノ規定中金融機関ニ適用サレル若干ノ規定ハ金融機関ガソレト競争的関係ニ在ル他ノ如何ナル金融機関ノ株式ヲモ所有シ得ナイコトヲ定メテキル。又他会社ニ於ケル銀行ノ株式所有ヲ総株数ノ五分ノ一以下ニ限定スル規定モ設ケラレタ。コノ反トラスト法ノ好マシイ他ノ一ツノ面ハ持株会社ガ金融機関ノ資本株ヲ保有又ハ獲得スルコトヲ禁止シタコトデ該法ハ又同時ニ金融機関ノ役職員又ハ使用人ガ競争関係ニ在ル他ノ金融機関ノ役職員ヲ兼務スルコトヲ禁止シテキル。

ナホ、一九四六年十月三十日ニ実施サレタ第九十議会ヲ通過シタ金融機関再建整備法ハ日本ノ凡ベテノ金融機関ガ戦時補償ノ打切リ其ノ他ノ事由ニ依ル損失ヲ処理スベキ再建整備計画ヲ提示スベキコトヲ要求スル規定ヲ設ケタ。

減資ヲ含ムコレラノ整備計画ハ形式的ニハ大蔵省ノ認可ヲ経ルヲ要シ且ツ其ノ認可ハ総司令部ノ同意ヲ得ナケレバナラナイ。銀行ノ整備計画ハ資本株ノ広イ撒布ヲ規定スルモノノミヲ認可スルコトガ考ヘラレテキル。

第五問　戦後今日ニ至ルマデ大、中、小商工企業及ビ会社ノ金融面ニ如何ナル変化ガ生起シタカ。

応　答　戦後、大、中、小商工企業及ビ会社ノ金融面ニハ幾多ノ変化ガ起ツタガ、就中、其ノ主要ナモノハ次ノ如クデアル。

イ　指定金融制度ノ廃止

ロ　他ニ金融ノ途ノナイ緊要産業ニ融資スルコトヲ目的トスル復興金融金庫ノ創設

ハ　金融作用ニヨツテ統制ヲ行ツテ来タ統制団体ノ解散

ニ　日本国内ニ於ケル必需品ノ集配ヲ管掌スル政府代行機関（公団）ノ創設

ホ　日本ノ経済的復興ニ欠クベカラザル産業ニ対シ適当ナル融資ノ途ヲ講ズベキ融資制限政策ノ措定

ヘ　総司令部ノ事前承諾ナシニハ投資資本ヲ借リ入レ得ナイ制限会社ニ対スル貸付金ノ制限

指定金融制度ノ廃止ハ或ル銀行ニ就キ軍需産業ニ対シ借入人ノ信用上ノ価値乃至銀行ノ資金流動上ノ立場ニ拘ラズ融資スベキコトヲ要求スル戦時制度ヲ終熄サセタ。現在一般ニ行ハレテキル銀行ノ慣行ハ其ノ銀行ノ貸付能力ノ範囲内ニ於イテ貸付ヲ行フニ在ルノデアルガ、各貸付ノ当否ハ其ノ目的及ビ其ノ貸付金ノ借入人ノ信用上ノ価値ニヨツテ判断サレル。

コレラノ貸付金ニツイテハ日本ノ経済的復興ニ欠クベカラザル産業ノ資金需要ハ日本ノ産業復興ニ必要ナラザル産業ニ対スル貸付ニ先ダツテ完全ニ充足サセナケレバナラナイト云フ融資制限政策ノ限度内ニ於イテ、即チコノ決定基準ニ従ツテ拡張サレツツアル。

地方銀行側デハ、近来、都市カラ地方ヘノ通貨ノ流出ガ激シイ為メニ彼等ハ其ノ貸付ニ充当シ得ベキ資金ノ金額ヲ健全ナ信用条件ヲ具備スル向ニ振リ向ケ得ナイ状態ニ在ルト報ジテキル。カクテ、東京、大阪、名古屋ノ三大経済中心地以外ノ地域ニ在ル地方ノ中小事業ハ、ソレガ健全ナ信用上ノ基礎ヲ有スル限リ適当ナ融資ガ確保サレテキルノデ、コレラノ地方中小事業ハ概シテ中央経済地域所在ノ産業ニ比ベテ信用ヲ確保スルニ好都合ナ立場ニ在ル。

復興金融金庫ノ創設ハ日本ノ経済復興ニ必要ナ凡有ル産業及ビ企業ハ其ノ運転資金（営業資本）及ビ設備資金（資本投資）ニツキ適当ナル融資ヲ受ケウルコトヲ保証スルモノデアル。

統制団体ノ解散及ビ其ノ金融統制機能ノ除去ハ延イテハ中小産業ニ直接ニ金融機関カラ信用ヲ受ケ得サセルコトニナルデアラウ。

コレハ嚮テ中小企業ヲ金融作用ヲ通ジテ従来独占的統制力ヲ行使シテ来タ統制団体カラ解放スルニ至ルモノデアル。

特定ノ必需品ノ集配ヲ統制シ且ツ融資スル政府ノ代行機関トシテノコレラノ公団ノ創設ハ大、中、小商工業ヲ秤益スルモノデアツテ、コレラノ産業ハ其ノ製品ノ販売ノ収益ヲ急速ニ入手シ得テ、更ニ商品流通ノ過程ヲ促進スルニ至ルモノデアル。

第六問　現ニ日本ニ在ル銀行名ハ其ノ国営タルト、半官半民タルト財閥銀行タルト否トヲ問ハズ細大漏ラサズコレヲ登載シタ完全ナ銀行名簿ヲ得度イ、同時ニソレハソレラノ銀行ノ資本構成ヲ始メトシ、日本経済ノ復興並ビニ諸種ノ企業ニ対シテ占メル特殊ノ地位乃至役割ハ固ヨリ其ノ在外支店及ビ代理店名及ビソレラノ資産ヲモ記載セラレタイ。

応　答　在外資産ノ細目ハ不明デアル（備考、現ニ日本ニ存在スル一切ノ銀行名ハ各其ノ資産構成調ト共ニ対日理事会ノメンバーニハ提出サレタガコレハ新聞ニハ発表サレナカツタ。）

コレラノ各銀行ノ日本経済ノ復興ニ於イテ占ムベキ終局的ナ特定ノ地位及ビ役割ヲ今明確ニ決定スルコトハ不可能デアルガ、コレラノ機関ノ

現在ノ役割及ビ其ノ将来ニ対スル計画上ノ役割ヲ分析スルコトハ可能デアル。

尤モ将来計画ニ於ケルコレラノ諸銀行ノ役割ト云フコトニナルト現在ノ会社及ビ銀行ノ改組案ガ更ニ具体化シタ場合、検討、更訂ヲ経ルニ至ルベキコトハ留意ヲ要スル次第デアル。

イ　日本銀行。日本銀行ハ発券業務ヲ担当スル中央銀行トシテノ現在ノ役割ヲ継続スルコトニナル。内閣ト対等ナ地位ニアル委員会ニヨツテ決定サレル信用政策及ビ通貨制限ノ範囲内ニ於イテ、他銀行ニ対スル貸付ケ、再割引ヲ継続スル。又国庫トシテノ機能ヲ継続シ、信用及ビ金融調査、国債ノ起債等ニ協力スル。コノ銀行ノ株式所有ハ現在ノ官民合同所有制カラ諸多ノ金融機関ノ共同出資制ニ移行スルコトガ考慮サレテヰル。

ロ　九大銀行。過去ノ日本ノ金融構成ニ於イテ重大ナ役割ヲ演ジタコレラノ銀行ハ現ニ擬制資本其ノ他ノ信用超過ヲ切捨テルコトヲ目的トスル改組ヲ行ツテ居ル。コノ改組ノ結果トシテコレラノ金融機関ハ規模ガ縮小サレルコトニナル。ナホ、株式所有ハ従来ヨリモ広範囲ニ亘ツテ撒布サレルコトニナリ、現在ノ財閥統制カラ絶縁サレルニ至ルデアラウ。

コレラノ金融機関ニ将来ノ金融操作ニ於イテ資金ノ流動性ヲ確保スル為メニソレヲ短期運転資金ノ貸出ニ集中サセルタメ凡ユル努力ガナサレルデアラウ。

ハ　地方銀行。コレラノ銀行ハ主トシテ株式所有ノ広イ範囲ニ亘ル撒布及ビ預金構成ノ全般的引下ゲニヨツテ影響ヲ蒙ルコトニナル。コレラノ金融機関ハ引続キ大多数ノ地方産業ニ対シ融資スルノミナラズ、復興金融金庫短期債ノ買入レニヨリ其ノ過剰資金ヲ国民的ナ基礎ニ於イテ必要ナ産業資金ヘノ融資ニ参入スル如ク利用サセルコトガ考慮サレテ居ル。

ニ　特殊銀行

(イ)　日本興業銀行ハ従来、産業金融ノ為メ長期信用ヲ与ヘテ来タ。現在ニアツテハコノ興業銀行ノ現下ノ復興金融ヘノ参加ハ流動資本ノ欠如ノ為メ制限サレテヰル。コノ銀行ノ将来ノ役割ヲ定メルコトハ、コノ制度ノ改組ノ結果ト重大ノ関係ヲ有スル関係上、極メテ困難デアル。

(ロ)　日本勧業銀行ハ従来、農業及ビ不動産金融ニ於イテ短期並ビニ長期信用ヲ供与シテ来タ。最近ハ日本興業銀行ガ地方ノ中小産業ニ対シテ適当ナ融資ノ能力ヲ持タナイトコロカラ、コレラノ地方産業ニ融資シテヰル。

(ハ)　産業組合中央金庫ハ日本全国ノ農業、漁業、林業及ビ同種ノ組合ニ対シ、其ノ中央銀行トシテノ作用ヲ営ンデ来タトコロノ特殊銀行デ、現ニ二一〇億円ノ預金ヲ保有スル。

ソノ現ニ行ヒツツアル主要ナル機能ハ従属組合並ビニ非営利的ナ組合連合会カラノ預金ノ受入レ及ビソレニ対スル貸付及ビ大蔵省ノ認可シタ其ノ他ノ会社ニ対スル貸付ヲナスコトデアル。コノ銀行ハ改組シテ其ノ全株式ハ各府県毎ニ一支店ヲ持ツ各子組合ガ持ツヤウニ、又其ノ預金及ビ子組合乃至非営利組合連合会ニ対スル貸付機能ニ制限ヲ加ヘルコトニスルヤウニ考慮サレテヰル。

(ニ)　庶民金庫ハ小規模ノ銀行デ、其ノ主タル機能ハ他ノ金融機関カラハ信用ヲ受ケ得ナイ小規模ノ個人経営企業ニ対シテ融資シ、且ツ三一一ノ都市信用組合及ビ五七ノ無尽会社ノ中央銀行トシテ作用ヲ営ムニ在ル。

(ホ)　北海道拓殖銀行ハ四〇億以上ノ資産ヲ有シ、其ノ二〇支店ヲ通ジテ北海道ノ主タル銀行業務ヲ運営シテ居ル。

コノ銀行ハ北海道開拓ト云フ特定ノ目的ノ為ニ設立サレタト云フ意味ニ於イテ特殊銀行トシテ級別サレルモノデアル。

其ノ主タル機能ハ通常ノ銀行業務ノ外ニ商工業、不動産及ビ農業上ノ需要ニ対スル長期信用ノ供与ヲ行フコトデアル。コノ銀行ハ改

組シテ北海道ノ通常銀行トシ、其ノ株式ハ広ク北海道ノ住民ニ開放スルコトヲ考慮シテ居ル。

従来コノ銀行ガ行ツテ来タ長期信用供与機能ハ今後ハ他銀行ガコレヲ行フコトニナル。

(ヘ)　恩給金庫ノ資産総額ハ一億一千三百万円デ特殊銀行中最小規模ノモノデアル。其ノ主タル機能ハ政府ノ恩給受領者カラノ預金受入及ビ恩給支給額ノ範囲内ニ於ケル貸付ケヲナスコトデアル。当金庫ノ主要ナ利用者ハ文官及ビ国有鉄道使用人デアツテ現在ハ旧来ノ軍関係恩給受領者ハコレニ含マナイ。

上述シタ研究ノ基礎カラ云ツテ当金庫ハ恐ラクハ全ク廃止サレ、其ノ旧来ノ機能ハ他ノ金融機関ニ配置換ヘサレルニ至ルモノト考ヘラレル。

(ト)　商工組合中央金庫モ亦小規模特殊銀行ノ一ツデアリ、其ノ資産総額ハ六億八百万円デアル。其ノ主要機能ハ傘下ノ商工組合ノ中央銀行タル作用ヲ営ムニ在リ、ソレラノ組合カラ預金ヲ受入レ、又ソレニ貸付ケヲ行フコトデアル。約二千ニ達スル組合ヲ擁スルコレラノ組合連合会ハ従来同会ニ従属シテ居リ総司令部指令ニヨツテ解散ヲ命ジラレタ約六、六七三ノ統制組合及ビ施設組合ノ転化シタモノデアル。

(チ)　復興金融金庫ニハ一九四六年十月二十九日ノ復興金融金庫法ノ実施後三ケ年ト云フ貸付期限ガツイテ居ル。尤モコノ期限ハ資材ノ不足等ノ事由ニヨリ延長サレルコトモアリ得ル。

要ハ復興金融金庫ノ活動期間ハ約三ケ年ニ限定サレ、其ノ期間ノ終期ニ於イテ凡ル領域ニ於ケル金融上ノ十分ナ職能ヲ果シ得ルヤウニ正常ナ銀行業務運営ノ準備ガナサレナケレバナラナイ。

(リ)　株式会社横浜正金銀行ハ従来公式ノ外国為替銀行デアツタガ、戦時中ハ日本政府ニヨツテアジア全域ニ亘ル軍事上ノ金融活動ヲ補足スル為メニ利用サレタ。

一九四六年七月二日附総司令部ノ日本帝国政府宛覚書（SCAPIN一〇四九）「横浜正金銀行ノ解散案」ニ於イテ横浜正金銀行ノ解散及ビ新金融機関創設案ガ許可サレタ。コノ案ハ横浜正金銀行ノ健全ナ国内資産ヲ株式会社東京銀行ト称スル新機関ニ移転スルコトヲ規定シタモノデアル。

編注　本文は大蔵省仮訳。対日理事会議事録（大蔵省資料Z七三四―五）により、数字等のタイプミスを補正した。

出所　大蔵省資料Z五二六―六―二。

(3)　金融機関の集排法適用、証券業兼営等に関する大臣・ビープラット会談記録（昭和二二年八月一三日）

八月十三日（水）大臣・ビープラット会談記録

出席者　栗栖大蔵大臣　渡辺渉外部長　西原銀行課長
柏木事務官　志場秘書官
ビープラット氏

大臣　集中排除法案は銀行にも適用があるか。

ビープラット　適用がある。

大臣　金融機関にこの法律を適用する場合には、預金者の保護等、金融機関の特殊性に鑑み特に慎重に研究して実施しなければならぬと考えるが貴見如何。

ビープラット　金融機関の特殊性については、自分もよく認識して居るので御心配は要らない。集中排除法にはただ集中排除の目標を確認するのみであって、その目的達成の方法については法律自体の中に具体的準則を定めるようなことはないし、又これを機械的にあらゆる場合に適用することもない。具体的な適用の方法については、司令部ESSファイナンスディビジョンが金融機関についてはこれを決めるし、インダストリーディビジョンが他の産業について決めて行くというように夫々の担当の部局がこれに当

ることになろう。

大臣　銀行の証券業の兼営についてはどう考えるか。

ビープラット　当然禁止される。又銀行相互間及び銀行が証券会社の株を持つことは禁止されるであろう。

大臣　興銀が日興証券を手離したように勧銀も勧業証券と縁を切ることが望ましいと考えるか。

ビープラット　然り。

大臣　所謂財閥銀行の問題についてはどう考えるか。

ビープラット　これについては目下ファイナンスディビジョン内でいろいろ研究して居るが、来週末迄には一案がまとまるものと考える。最初今週末迄と目論んでいたが、それより遅くなりそうである。この案は財閥銀行のみならず特殊銀行の整理をも含めているので非常に困難な問題が多い。案がまとまればその骨子を大蔵省にも内示して、実施方法等細部について更に大蔵省と共に研究したい。

大臣　特殊銀行とは勧銀、興銀、北拓、農中、商中、庶民、恩給両金庫のことか。

ビープラット　然り。

（証券委員会の人事に関する問答省略）

出所　大蔵省資料Z五二六―五―一八。

（4）金融機関再建整備に関する評価基準の決定について

（昭和二二年九月六日大蔵省発表）

金融機関再建整備に関する評価基準の決定について（二二、九、六）

金融機関再建整備に関する評価基準の決定及びこれに続く諸措置については諸般の手続を準備中であつたが本日取りあえず評価基準及び評価時を告示することとした。

評価基準は去る六月二十五日経済再建整備委員会の議を経て決定したものであつて同日一般に発表した通りである。

評価時は当初の方針に従い七月一日午前零時とした。

この措置により金融機関資産負債は七月一日午前零時現在により評価基準により評価せられることとなるのであるがこれに基く主務官庁への書類の提出、中間処理等の諸手続については近く関係規定の整備を見る見込である。

出所「大蔵省発表集録」第一二七号、昭和二二年九月一五日。

（5）金融機関の確定評価基準・暫定評価基準

（昭和二二年九月六日大蔵省告示第二〇七号、同第二〇八号）

◉大蔵省告示第二百七号

金融機関再建整備法（以下法という。）第七条第二項の規定により、金融機関の確定評価基準を次のように決定する。

昭和二十二年九月六日

大蔵大臣　栗栖　赳夫

一　国債及び地方債（外地地方債を除く。以下同じ。）

発行価額に経過年数に応じた償還差益（三分半利特別国庫債券及び大東亜戦争特別国庫債券については、経過年数に応じた償還の際の特別利子）を加えた額による。但し、利率四分以上の国債及び利子四分五厘以上の地方債は券面額による。

割引の方法により発行した国債は、右にかかはらず、発行価額に経過年数に応じた割引額を加えた額による。但し、大蔵省証券及び食糧証券は帳簿価額による。

本号による計算は別記に定めるところによる。

二　動産

公定価格のあるものは公定価格、公定価格のないものは取得価額又は製作価額から滅失、毀損、損壊、変敗、用途変更その他の事情による価額の減少額を差し引いた額による。但し、処分の確定したものは、処分価額による。

三　不動産（船舶を含み無体財産を除く。）

取得価額又は製作価額から償却額（償却額が法定普通償却額を超える場合においては、法定普通償却額。以下同じ。）と、資産の滅失、毀損、損壊、変敗、用途変更その他の事情による価格の減少額が償却額を超える場合における超過額との合計額を差し引いた額による。但し、処分の確定したものは、処分価格による。

四　最終処理に際し、確定益又は暫定益の金額が積立金と合して確定損又は暫定損の金額を超える金融機関は、その評価基準を法第七条第二項の規定により大蔵大臣の決定する確定評価基準以下にすることができる。但し、その結果確定益又は暫定益の金額が積立金と合して確定損又は暫定損の金額以下になることはできない。

五　閉鎖機関令第一条に規定する閉鎖機関である金融機関については、法第七条第二項の規定により大蔵大臣の決定する確定評価基準はこれを適用しない。

別記

国債及び地方債の評価額算出方法

国債又は地方債の評価額は左の式により算出する。

$$\text{評価額} = \text{発行価額} + \frac{(\text{券面額} - \text{発行価額})}{\text{償還年限}} \times \text{経過年数}$$

右式中（券面額－発行価額）は三分半利特別国庫債券又は大東亜戦争特別国庫債券については、（償還の際の特別利子額）とし、割引の方法により発行した国債については、（割引額）とする。

償還年限又は経過年数の一年未満の端数はこれを切捨てる。

評価額の銭位未満の端数はこれを切捨てる。

同一銘柄のものはその総額により一括計算して差支へない。

◉大蔵省告示第二百八号

金融機関再建整備法（以下法という。）第七条第二項の規定により、金融機関の暫定評価基準を次のように決定する。

昭和二十二年九月六日

大蔵大臣　栗栖　赳夫

一　社債その他の債券（五の㈠に属するものを除く。）

㈠　会社経理応急措置法の特別経理会社（会社経理応急措置法第三十条の規定により、同法の規定を準用する者を含む。以下特別経理会社という。）の発行した社債その他の債券はその発行価額から戻し料を差し引いた額に、券面額から企業再建整備法第九条第二項の書類により明らかとなつた当該債券に係る特別損失負担額を差し引いた額の券面額に対する割合を乗じて得た額による。

㈡　特別経理会社でない法人（金融機関を除く。）の発行した社債その他の債券は、その発行価額から戻し料を差し引いた額による。

㈢　新勘定に属する金融債券は、㈡に準ずる。

旧勘定に属する金融債券は㈠に準ずる。この場合当該金融債券に係る損失負担額は、この評価基準に準じて仮計算をした結果により、当該金融債券を発行した金融機関から通知を受けた額による。

二　株式（出資証券、基金証券等を含み、五の㈠に属するものを除く。）

㈠　特別経理会社の発行した株式

(1)　気配相場（現金相場とし、東京相場を原則とするが東京相場のないものは大阪相場、東京相場も大阪相場もないものはその他の地方相場とする。以下同じ。）のあるものは、その評価時前一箇月の平均気配相場と、当該株式の払込済金額から企業再建整備法第九条第二項の書類により明らかとなつた当該株式に係る特別損失負担額を差し引いた額のうち何れか低い額による。

(2)　気配相場のないものは、当該株式の払込済金額から企業再建整備法第九条第二項の書類により明らかとなつた当該株式に係る特別損失負担額を差し引いた額による。

㈡　特別経理会社でない法人（金融機関を除く。）の発行した株式

(1)　気配相場のあるものは、その評価時前一箇月の平均気配相場と、帳簿価

額のうち何れか低い額による。

(2)　気配相場のないものは、帳簿価額による。

(ニ)　金融機関の発行した株式は(一)に準ずる。この場合株主である金融機関の当該株式に係る損失負担額は、この評価基準に準じて仮計算をした結果により、当該株式を発行した金融機関から通知を受けた額による。

三　貸出金（コールローンを含む。）

(一)　特別経理会社に対する貸出金は、その債権額から企業再建整備法第九条第二項の書類により明らかとなつた当該貸出金に係る特別損失負担額を差し引いた額による。

(ニ)　特別経理会社でない者（金融機関を除く。）に対する貸出金は帳簿価額による。

(三)　金融機関に対する貸出金で旧勘定に属するものは(一)に準ずる。この場合当該貸出金に係る損失負担額は、この評価基準に準じて仮計算をした結果により、当該貸出金の債務者である金融機関から通知を受けた額による。

四　閉鎖機関に対する資産は、前各号にかかはらず、閉鎖機関特殊整理人の報告により大蔵大臣の定めた価額による。

五　在外資産等

(一)　終戦時において本店が外国（別記に定める地域を含む。以下同じ。）にあつた法人の発行した証券及び外国債（満州国債及び外地地方債を含む。）は零とする。

(ニ)　外国にある他の金融機関の店舗に対する勘定は、相手方の異る金融機関ごとに債権債務は相殺し、その残額について貸は零とし、借は帳簿価額による。外国にある同一金融機関の店舗に対する勘定は、貸借を差引した残額について貸は零とし、借は帳簿価額による。

(三)　外国にある者に対する貸出金等の債権は零とする。

(四)　外国にある現金、地金銀、外国通貨、預け金、有価証券、動産及び不動産は零とする。

(五)　右以外の在外資産（会社経理応急措置法施行令第二十五条に規定する在外資産をいう。）（本邦にある外国通貨を除く。）及び外国にある者に対する債務については、資産を零とし、債務は帳簿価額による。

六　戦時補償金等（会社経理応急措置法施行令第二十四条に規定する戦時補償金等をいう。）の債権は、戦時補償特別措置法による戦時補償特別税額を差し引いた額による。

七　未払込資本金は、払込を徴収するものはその徴収可能見込額とし、徴収する必要のないものは帳簿価額による。

八　その他

(一)　貸付有価証券（運用有価証券信託勘定における貸付有価証券を除く。）は、貸借契約によるものは有価証券の評価に準じ消費貸借契約によるものは三に準ずる。

(ニ)　本邦にある地金銀及び外国通貨は零とする。

(三)　特別経理会社以外の者に対する支払承諾見返りは、主たる債務者の資力に応じて切捨てる。

(四)　買入外国為替は零とし売渡外国為替は帳簿価額による。

九　前各号に掲げるもの以外の資産及び負債は、帳簿価額による。但し、特別のものについては別にこれを定める。

十　金融機関において不良と認める資産は、前各号にかかはらず、大蔵大臣の承認を受けてこれを切捨てる。

十一　最終処理に際し、確定益又は暫定益の金額が積立金と合して確定損又は暫定損の金額を超える金融機関は、その評価基準をこの評価基準以下にすることができる。但し、その結果確定益又は暫定益の金額が積立金と合して確定損又は暫定損の金額以下になることはできない。

十二　閉鎖機関である金融機関については、この評価基準はこれを適用しない。

別記

外国に含まれる地域

一　朝鮮、台湾、関東州、南洋群島及び樺太

二　千島列島

三　小笠原諸島及び硫黄列島

四　竹島

五　北緯三十度以南の南西諸島

六　大東島、沖の鳥島、南鳥島及び中の鳥島

出所　『官報』昭和二二年九月六日。

(6)　個人並に法人所有の興業債券の処理について

（昭和二二年九月二九日銀行局銀行課）

個人並びに法人所有の興業債の処理に就て（昭二二、九、二九）

一、当初金融債は債権であって預金とは異り大衆ではなくて大口の投資家が持っているもので小口の預金と同じように政府が特別の補償をしてまでも保護する必要なしという点から金融債は預金と異る扱いをした、ただインターバンクの分は債券所有銀行の大衆預金を保護するために新勘定に入れて保護した。

二、所で興銀から別紙の通り興業債券は預金と同性質のものであるから一般預金者と同じような扱いをすべきであるという申出があってその取扱方法は次の如きものである。

即ち若し全部の興業債券が旧勘定に入っていたならばすべてその約四〇%が償還されることになるという考えで一方預金は一万五千円を限度として新勘定に繰り入れられたということも考慮して券面金額の多寡に応じ最高三割から最低十万円券の一割五分迄を償還しようというのである。

三、然しながら若し右の救済方法をとる場合には次のような欠点がある。

(イ)　指定時後に償還額より廉価で売却して損をした場合その者から不平が出たとき救済の方法がないし何故預金者と異る不公平な扱いをしたかという抗弁に対しては適当な説明をすることが困難である。

(ロ)　指定時後に思惑があるかないかは別として廉く買いあつめ右の措置で利得をした者があった場合社会的にみて fair and equitable でない。

(ハ)　提案の方法は趣旨を預金と同じに扱えといっているに不拘同じに扱っていないという非難をうける夫故例えばむしろこの際預金と同じに扱うことが困難なら金融機関所有の興業債券も全部旧勘定にふりかえるべしという意見もおこりうる。この場合には地方銀行等に非常な打撃を与え過去一ヶ年間にわたり安定していたと考えられていた損失及び処理方法が根本的に変るということになり金融界から非常な非難をうけ収拾がつかなくなるであろう。

四、従ってこの際若し金融債が大口投資家の所有であるという当初の考え方を改め一般預金と同様に扱うべしという方針に変更するのであれば次のような方法によって極力興業債券を指定時に於ける一般預金と同じように取扱うべきである。

(一)　方針

個人法人所有の興業債券は興銀に対する預金と同様に扱う従って個人法人の興銀預金があれば名寄せをする。又金融機関の所有の興業債券は金融機関預金と同じように新勘定におく。

(ニ)　右の判定方法としては次の方法をとる。

イ、興銀に登録されているものについては八月十一日現在に於て之を定める。

ロ、無記名債券については所有者をして次の方法によって八月十一日現在に於て所有していたことを証明させる。

(A)　財産税申告日に税務署に申告していた者はこの旨の証明を税務署から貰い以後八月十一日迄に売却せず八月十一日現在に所有していたことの宣誓書を添附する。

(B)　財産税申告日以後八月十一日迄に買取ったという者は売却人から買受けたことを証明しうる書類を提出する。

(C)　右の証明書類は金融通帳と共に興銀に提出して債券に新勘定債券と旧勘定債券との区分の記載をうける。

備考　八月十二日以後に興業債券を購入した者は売却人の権利を代位行使す

ることを認める。尚興業債券についてこの扱いをすれば他の金融債も同様の扱いをしなければならない。

（別紙省略――編者）

編注　別紙は、日本興業銀行の「個人及一般法人所有興業債券の救済に就て」であるが要旨は本文にあり省略。本件については一一月一二日付で銀行局が Transaction for Redemption of Industrial Bank Debentures in Old Account と題する英文文書を作成しているが（大蔵省資料Z五二六―一七一八）、いつ司令部に話が持ちこまれたかは不明。その後の経過は後掲(25)(26)(27)(31)参照。

出所　大蔵省資料Z五二六―一七一八。

(7)　金融機関の集排法適用についての法解釈に関する会談記録（英文）

（一九四七年一〇月六日司令部経済科学局通貨金融係）

①Q-1. Is the law relative to limitation of concentration of economic power to be applied to financial institutions?

A-1. While the financial institutions fall within the scope of the law, it is not known at this time how the law will apply.

Q-2. If it should be applied to financial institutions, then to what specific institutions?

A-2. Since it is not known how the law will be applied, it is impossible to determine a criterion.

Q-3. What will become of special banks and non-life insurance companies?

A-3. I should thank that if the special banks were to be changed in any way, that instead of having the banks established by individual legislative acts as is now the case, the special acts will be rescinded and a general banking act passed which would define the functions and powers of all banks operating in special fields and permitting new banks to be organized under the bank law. Non-life insurance companies have been requested by the Ministry of Finance to submit plans for the reorganization of their companies. It is expected that the companies will soon submit their rehabilitation plans and until these plans have been submitted and a complete study made, I can make no further statement at this time.

Q-4. Are the five Zaibatsu banks designated to be reorganized under the law?

A-4. It is impossible for the Ministry of Finance to know whether the five Zaibatsu banks will be designated or not.

Q-5. What measures will be taken to eliminate the consentration of economic power? Will there be a division according to the amount of deposits, a division according to geographical breakdown, or a division reviving the former banks which merged with the Zaibatsu banks during the war?

A-5. Since we do not know how the law will be applied to financial institutions, I cannot answer this question specifically. However, I do know that if any reorganization will take place, it will in no way affect the security of the banks so that the depositor will feel no concern. As a side remark, I wish to state that we are working on a plan to establish a deposit insurance system which will add extra strength to the national financial structure and will protect the depositor during any emergency period.

Q-6. Is it the opinion of the Minister of Finance that the banks will be divided according to the amount of deposits as has been mentioned in the newspapers?

A-6. I have read the newspapers but since the Finance Minister is not aware of any official interpretation as to how the law is to be applied to financial institutions. I consider any newspaper story as merely a speculation without any official basis.

Q-7. What does the Ministry of Finance think of such an opinion?

A-7. Due to the various speculations and rumors, we have, of course, been obliged to discuss the subject of bank reorganization, as the Ministry of Finance is directly concerned. If the law is interpreted so that banks will be reorganized, a plan would have to be formulated. As yet we have not reached any final decision as to what is to be done if we are to follow through on a plan for bank reorganization. If such a reorganization takes place, it will be done in such a way as not to affect the soundness of any bank either existing or to be established.

欄外　要知銀行局長のイン及び鉛筆書を記入。

①10/6 Received Money & Banking Section ヨリ受

出所　大蔵省資料Z五二六―一六一二。

(8)　金融機関の分割を非とする理由

（昭和二二年一〇月一五日銀行局）

金融機関の分割を非とする理由（昭二二、一〇、一五）

一、経済力集中排除の適用に当り金融機関の分割を非とする理由は左の如くである。

(イ)　金融機関の分割を行うと、預金者及び金融機関の職員共に動揺し、貯蓄の増強に非常な悪影響を与える（事実九月末よりその影響が若干現われている）

(ロ)　金融機関の分割を行うと、分割手続にいろいろ困難がありそのために、貯蓄増強及び経済再建資金の供給が相当期間停滞する虞がある。

(ハ)　金融機関が分割されると、資金量が減るために、事業に対する貸付金の全資金量に対する加重が重くなり危険率が高まるから、若干危険性のある貸出金は行い得なくなつて、産業の再建資金の供給に悪影響があろう。

二、右の点から考えて、金融機関について経済力の集中を排除するとすれば、その財閥との関係を絶つことと及びその資金力を一事業に集中的に使用することを排除すればよいのであるから、次の措置をとればよいのではないかと思われる。

(イ)　金融機関はデリケートであるから、経済力集中排除法による指定を行わず、自由的に行わしめる。

(ロ)　金融機関の経済力集中排除は左の内容による。

(イ)　(イ)　財閥株主の排除

(ロ)　(ロ)　独占的株主の排除

(ハ)　(ハ)　財閥関係役員の排除

(ニ)　同一業者に対する集中的貸出の排除

出所　大蔵省資料Z五二六―一六一二。

(9)　金融機関再建整備の経過説明（昭和二二年一〇月頃銀行局）

再建整備関係

一、金融機関の再建整備は九月六日評価基準を発表し、十月十三日関係政令、省令等を公布し、現在中間処理の段階にある。

二、今次国会に於ては資に新勘定増資に関する件についてその議決を経て九月十三日金融機関再建整備法の改正を行い、更に現在未払込資本金徴収の件について矢張り再建整備法改正案として提案中である。

尚近日中に更に金融機関の積立金の一部を退職積立金として新勘定又は新金融機関に引継ぐことについて再建整備法改正案として議会に提出する予定である。

三、金融機関の監査員は経済再建整備委員会が任命することになつているが、経済再建整備委員会も大体整備せられたので先日監査委員の任命方を依頼した。

四、金融機関の最終処理は可及的速にこれを終えるよう準備中であつて、現在の処来奉頃は最終処理の段階に入り得ることを目途としている。従つて予定通り進行すれば来夏又は来秋には金融機関は最終処理を完了することとなる。

五、金融機関の再建整備の適正さについて一段の御指導を願いたい。

業並びに金融機関の整備その他諸々の進展に従つて逐次確定評価基準を改定するやうにする。

なほ、本文中十月三日の閣係各省は、新勘定に属する事業の譲渡手続に関しては評価基準をその他のものについては暫定評価基準を以て当分日日二十五日経済再建整備委員会の議を経て公債及び動産不動産の新勘定に当つては損失処理の適正と同時に金融機関の新規増資に関する政正（法律第一〇七号）、昭和二十二年法律第一〇七号）である。

出所　大蔵省資料Z五三ノ六―一〇。

(10)　金融機関再建整備に関する第一回参議院閣答

（昭和二二年一〇月銀行局）

金融機関再建整備法の一部改正の法律案に関する想定問答（大蔵省銀行局）

一、問　日本経済の速やかなる再建、阪若の増強の要請せられつつある今日特に金融機関の整備は速急処理せるべきやうに思はれるにも拘らず、金融機関経理応急措置法実施以来既に一年以上も経過し而も何等整理の進捗を見ていないのは如何なる理由に基くのか。

答　金融機関再建整備の速急処理については政府は特段の努力を傾注し、経理応急措置法及び再建整備法実施後直に評価基準，未払込資本金の徴収其他の整備実施細目の準備に取かかつたのであるが，特に評価基準及び未払込資本金の徴収方法に付ては容易に結論が得られず，全く予想外の時日を費して今日に至つたのである。然しそれも九月末日を以て評価基準については大体の成立を見，又未払込資本金の徴収に付ても整備を終らんとする一応左の通り処理することに決定いたしてゐる。

(1)　在外資産は零に評価する。

(2)　在外負債は整理として一般日勘定債務と同様に切捨てる。

(3)　在外支店又は在外取引店との勘定は貸借を相殺してその残りについて

四、問　金融機関の整備は如何なる方針に基いて行はるのか。

答　金融機関再建整備法の適用の結果，資本金の残らない金融機関については資本再評価の結果，この金融機関再建整備法による金融機関の評価基準に従ひ整理を行ふ。

一、一般方針

(1)　(イ)　金融機関再建整備法の適用の結果，資本金の残らない金融機関については第二金融機関は存続せしめる。

(ロ)　資本金の一部減少した金融機関については増資をなす。

(ハ)　金融機関相互の間に談解がある場合に限り合併統合を行はせる。

但し再建整備措置により経営困難を予想せられるものに関しては合併統合を慫慂する。

(2)　第二金融機関の設立及び金融機関の増資申請に対しては、必要に応じ日銀主体、信組を切捨てられた代償権者及び従業員当該金融機関に対する債権の処理を考慮する。但し株式割当ては適当な時機を失はざる限り一般方針に従ひ行ふ。

二、各組金融機関に対する取扱

一般方針のもとに、特に左の取扱を認めることとする。

(1)　特別融資評価基準の実施と共にその資産負債を評価して結果中間処理を行ひ，且つ株主には個別に従つて新株引受権を与へる。

(2)　金融機関は評価基準の実施後一定期間内に新株引受権を行使せざる株主の株式を処分する為，一定期間内に限り金融機関に対する債務の弁済を猶予する。

(3)　特別経理会社は右の中間処理を立案して十一月一日から渥ってよりも特別の通知あるまで一日延長する。

五、問　金融機関再建整備に於ける特別経理会社の損失負担額は当局で示唆のごとき想定の限度を超えるものと想像されるが，これらの会社の再建整備は如何なる方針に基いて行はるのか。

答　旧勘定の整備は次の通りである。

(1)　金融機関の再建整備は当局の見込では百億円で示唆尾つきのごとき想定したので概ね，適正な評定価の結果，この金融機関の損失補填を必要とする額が，百億円を超えるときは，法律の改正を待つて金融機関再建整備審定委員会」の答申を得てあるべき大要左の甘子の「

会社の債権者の債権）の条件変更を謀ひ得ることとなつて居り、これが認可せられると債権者に対して強制力を生ずるよう別途法律案が今議会に提出せられることとなつてゐる。旧債権者の大部分は勿論金融機関であるのでこの点金融機関に及ぼす影響は大であるが、旧債権の条件変更に当つては公正であるべきことが要求せられて居り、旧債権者に不当の負担を課することは許されないことは当然であつて、主務大臣の認可に当つては企業及び金融機関の再建の立場から最も妥当と思はれる所に従つて処理する方針である。

八、問　金融機関の再建整備は、今後如何なる過程を経て完了するのか。又金融機関の最終処理完了は何日頃となる見込か。

答　金融機関の評価基準決定後の整備措置は中間処理と最終処理の二段に分れる。

中間処理は、最終処理に至るまでの間に於て、確定評価基準の決定してゐるものについては確定評価基準により、その他のものは暫定評価基準により評価した結果、資産内容が優良で、指定時に新勘定に移した債務以外に尚旧勘定の債務の一部が新勘定に移し換へ得られる見透しのある場合、一定の基準に従つて旧勘定の預金その他の債務を新勘定に移し換へるのを言ふのであつて、確定評価基準の決定するごとに行はれる。

最終処理は原則として金融機関の全部の資産負債について確定評価基準が決定したときに、確定評価基準による資産負債の評価額を基礎に資本及び負債の一定割合を整理して資産負債の均衡を回復せしめるものである。未払込資本金の徴収は最終処理の際行ふこととなつてゐる。

全金融機関の最終処理が何日完了するかは、確定評価基準の全部の決定が何日頃となるかに懸つてゐるのであるが、経済力集中排除法の関係もあり、今のままでは恐らく来年春以後になるのではないかと思はれるが、新旧勘定が別れてゐるといろいろ不都合な又非能率的なことが多いからなるべく早く処理したいと思ふ。

九、問　企業再建整備法に基く未払込株金の徴収は政令で規定してゐるが、金融機関の方は法律で規定するのは如何なる理由に基くものであるか。

答　再建整備上の未払込資本金の徴収については、その経済界に及ぼす影響を考慮して再建整備の趣旨に沿ひ特例を設けること、及びその手続に関しては右の方針に従ひ具体的情況に応じて速急に処理する為勅令（政令）を以て規定し得られることとされてゐるのであるが、この措置は株主としての国民の権利義務に及ぼすところが大であることに鑑み新憲法下、法律により規定することを適当と考へたので金融機関再建整備法の改正法として御審議願ふこととしたのである。企業再建整備法に於ては未払込資本金の処理が明瞭とならない限り整備計画の作成が不可能である為企業整備の促進を図る為当初の方針通り政令を以て規定したのであるが、規定の内容はその骨子に於て当然同一である。

（以下省略――編者）

出所　大蔵省資料Z五二六―七―二。

（11）金融機関再建整備法中未払込資本金の徴収規定の改正に関する法案説明（昭和二二年一〇月）

本案の大綱

本改正案は金融機関の再建整備に伴う未払込資本金の徴収及び再建整備中の解散金融機関の措置に関し新に規定を設けたものである。本案の内容の大綱は次の通りである。

一、未払込資本金の徴収に関する規定（第二十五条の二乃至第二十五条の十八及び第五十七条の二）

(1)　未払込資本金の払込責任は指定時現在の株主がこれを負う。指定時前に株主であつた者及び指定時後新に株主となつた者は一切責任がない。但し指定時後の新株主が払込に応じたい場合には払込をなし得るようその機会は一応与えられる。

指定時後の新株主が払込まなかつた場合はその株主は失権して、その株式は指定時の株主に帰属しこれに対し払込催告が発せられる。

(2)　指定時後の新株主が払込に応じたものを除いては総て指定時株主が払込責任を負うが、株主が個人であるか法人であるかによつてその責任の態様を異にする。

個人及び閉鎖機関は失権によつて払込責任を免れ得るが、閉鎖機関には更に買戻の機会が与えられる。

閉鎖機関以外の法人は払込債務を免れ得ないが、特別経理会社及び金融機関の払込債務は旧勘定に属せしめられるので再建整備法の原則に従つて打切整理せられる。

(3)　指定時後の新株主が善意でその株式を取得した者であつた場合は、その株主が失権によつて蒙つた損失は直前の譲渡人に対し求償をなし得、逐次指定時株主にまで及ぶ。

個人又は閉鎖機関である指定時株主が失権した場合はその損失の求償は勿論認められない。

二、再建整備中の解散金融機関に関する規定（第五十三条の二及び第五十三条の三）

(1)　解散金融機関の清算人の作成する財産目録及び貸借対照表並びに債権者に対する債権申出の催告は当該金融機関の新勘定に属するものについて行えば足りる。

(2)　新勘定に属する債務の弁済は禁止される。

(3)　再建整備完了後一般原則による清算措置が進行する。

第二十五条の二

法第二十五条に定める確定損の整理負担額を計算した結果、各株式について計算した整理負担額が当該株式の払込済金額以下である場合には、必ずしも未払込株金を徴収する必要はないが、前者が後者を超える場合には、原則としてその超過額より一銭でも多い金額を徴収しなければならない。

設例　A銀行の資本金三千万円、一株の額面五十円とし、四十五円払込済の旧株一千万円、四十円払込済の第一新株一千万円、二十五円払込済の第二新株一千万円よりなるとする。各株式の確定損整理負担額を四十二円五十銭とすれば、各株式について未払込株金を徴収する額は

(一)　旧株については、払込済金額を以て確定損をカバーしうる故、徴収する必要はない。

(二)　第一新株については、42.50－40.00＝2.50　即ち二円五十銭を一銭でもオーバーする金額、例えば三円或は五円等を徴収し、

(三)　第二新株については、42.50－25.00＝17.50　即ち十七円五十銭を一銭でもオーバーする金額、例えば十八円或は二十五円を徴収する。

第二十五条の三

株券の整理の規定である。

再建整備によつて減資しなければならない金融機関で株券を発行しているものはその株券を一定期間内に提出せしめ、減資後に券面金額等を改訂して返還せしめることとした。

第二十五条の四

指定時後の新株主に対する払込催告の規定である。

指定時後の新株主に対しても一応の払込催告を行い、若しその株主が払込に応じなかつたときは催告がなかつたものとすると共にその株主は失権してその株式は原則として指定時の株主に帰属する。指定時の株主が存しない場合又は指定時の株主が現在失格している場合には未払込株金徴収金融機関に帰属する。

第二十五条の五

指定時株主に対する払込催告に関する規定である。

前条の規定により第一回の払込催告が効力を失つた場合にはその払込期間満了後二週間経過の時から一箇月以上二箇月の範囲内で指定時株主の払込期日を定め、指定時株主に株金払込の催告をする。然し、金融機関及び特経会社は、現在新旧勘定に区分して整理を実行中であり、旧勘定に属する株式の未払込株金を払込催告に応じて新旧勘定の区分の存続中に払込むことは適当でない（法規上も金融機関経理応急措置法第十六条会社経理応急措置法第十四条で禁止している。）従つて金融機関又は特経会社の払込期日はその催告が新旧勘定存続中にあつた場

合は新旧勘定区分の消滅後一箇月を経過した日とする。

第二十五条の六

指定時株主に対する払込催告のあつた場合に、その株主が個人又は閉鎖機関である場合には失権を認める。信託株式については委託者が個人又は閉鎖機関である場合にこの原則を適用する。

第二十五条の七

未払込株金の強制徴収に関する規定である。

払込催告を受けた株主が失権の認められぬ者である場合は金融機関は左の措置により強制徴収をなし得る。

㈠　株式の処分

大体商法の滞納株式処分手続に準じているが

(1)　処分の方法は、競売法による競売でも任意売却でもよい。

(2)　指定時株主より前の株式譲渡人には一切責任を負わせない。

㈡　株式を処分して得た金額が滞納金額に満たない場合、未払込株金徴収金融機関は、指定時株主に対してのみ不足額の弁済を請求しうる。

㈢　滞納株式を処分できなかつた場合には、株主に対しその旨を通知してその株主を失権させる。

第二十五条の八

金融機関たる指定時株主が、未払込株金の払込催告を受けた場合において金融機関再建整備法の規定に従いその払込債務を切捨整理する場合の規定である。

金融機関が未払込株金の払込催告を受けた場合においては、当該金融機関はその払込催告額について打切額（損失負担額）を計算し、その打切額に相当するだけの数の株式について失権する。

第二十五条の九

骨子においては前条と全く同様である。指定時株主たる特別経理会社が払込催告を受けた場合において、当該特経会社が旧債権の切捨整理をしなければならない場合は、各株式の払込債務について各株ごとに損失負担率を乗じてこれを切り捨てることの代りに同一区分に属する株式は一括してその区分に属する株式の数に損失負担率を乗じて得た数の株式を失権整理することとしたのである。

第二十五条の十

指定時に所有した特別経理株式会社の発行した株式について、企業再建整備法に基きその未払込株金の払込催告を受けて失権整理を認められたもの以外の株式については催告額の全額払込に応じなくてはならないということである。

第二十五条の十一

金融機関が最終処理完了（新旧勘定区分消滅）後に未払込株金の払込催告を受けた場合には、最終処理完了前に払込催告を受けた場合と同様に失権整理するという規定である。

信託株式については委託者が金融機関である場合にその委託者たる金融機関についてこの原則が働く。

第二十五条の十二

特別経理会社の新旧勘定併合後（整備計画の全部の実行を終るまで特別経理会社としての扱を受けるものは整備計画の全部の実行完了後）に未払込株金の払込催告を受けた場合には、その以前に払込催告を受けた場合と同様に失権整理する。

信託株式については、委託者が特別経理会社である場合に、その委託者たる特別経理会社についてこの原則が働く。

第二十五条の十三

(1)　指定時株主が失権した株式は未払込株金徴収金融機関に帰属する。

(2)　すべて株主の失権によつて未払込株金徴収金融機関に帰属した株式は競売その他の方法により処分しなければならない。

(3)　指定時株主たる閉鎖機関が失権した株式については、一定の日迄はその株式の払込催告額に相当する金額で買戻すことができる。従つて未払込株金徴収金融機関はこの日迄はその株式を処分することができない。

第二十五条の十四

指定時株主たる閉鎖機関が第二十五条の六の規定によつて失権した場合その閉鎖機関に議決権を残すこととする為、失権によつて株式発行金融機関の自己株となつた当該株式について、商法第二百四十一条の規定（自己株については議決権を有しないという規定）にかかわらず議決権を存置せしめることとし、その議決権の行使を当該閉鎖機関の特殊整理人に委任することとしたのである。

第二十五条の十五

指定時後新に株主となつたものが払込の催告を受けた場合は第二十五条の四の規定によつて必ずしも払込に応じなくてもよいことになつているが、払込に応じないときは払込債務を免れると共に株主の権利を失い、その株式は指定時株主に帰属せしめるのでそのことによる損失をその株式の譲渡人に対して求償することによつて保護する規定である。求償に応じた譲渡人は更に自己の前者に対して求償し、順次指定時株主まで遡ることとなつている。

右の場合指定時後の新株主が法人、証券業者又は当該株式について未払込株金の払込催告のあるべきことを知り得べき地位にあつた者である場合又は本年五月十三日以降の譲渡人がこれ等に該当する者であつた場合においてはこれ等の株主又は譲渡人には求償権を認めない。

第二十五条の十六

商法第二百条第二項の規定によれば株金の払込については相殺を以て対抗し得ないこととなつているが、再建整備に伴う未払込株金払込については相殺を認める。これが第一点である。

更に相殺は双方の債権が弁済期の到来したものである場合にのみ効力を発生するというのが民法（第五百五条）の一般原則であるが、この場合には弁済期前の債権を以てしても未払込株金の払込につき相殺することができる。これが第二点である。

本条は以上二点について民商法の特例を規定したものである。

第二十五条の十七

株金の払込は現実に金銭を以てなされるを原則とするが、再建整備に伴う未払込株金の払込については、国債、地方債その他の有価証券を以てその払込に充て得る特例を設けたのである。

第二十五条の十八

再建整備法に基く未払込株金の徴収については商法の規定の適用を原則として排除し、必要ある場合にはこれを準用するに止めたのである。本条は商法の未払込株金徴収に関する規定の適用排除を明定したものである。

第五十三条の二

株式会社たる金融機関が再建整備中に解散した場合と雖も再建整備法の規定の適用はあるのであつて、その旧勘定は再建整備法により整理せられる。従つて清算措置は再建整備による最終処理の完了（新旧勘定区分の消滅）後に行われることとなるが、新勘定については清算の準備的措置は採つておく必要があるので、財産目録、貸借対照表の作成及び債権者に対する債権申出の催告に関する商法の規定は新勘定についてのみ働くこととしたのである。

第五十三条の三

解散金融機関に関する第五十三条の二と一連をなした規定である。

解散金融機関の実質的清算措置は再建整備法による最終処理完了後に行われることになるのであるから、それまでは新勘定に属する債務の弁済を停止せしめる必要がある。金融機関経理応急措置法第十六条は旧勘定債務の弁済の禁止の規定、同第十七条は旧勘定債権者の債権取立禁止の規定である。これ等の規定を解散金融機関の新勘定債務に準用したのである。

第五十七条の二

信用組合、農業会、漁業会等組合組織の金融機関の会員又は組合員が再建整備により未払込出資金の払込催告を受けてその払込を免れるために失権した結果会員又は組合員の地位を喪失した場合は六箇月間を限り資金の貸付、施設の利用、商品の購入等については組合員又は会員と同等の利益を享受し得ることとしたものである。

編注　本文で説明された「金融機関再建整備法の一部を改正する法律」は、昭和二二年一二月一一日法律第一六二号として公布された。

出所　大蔵省資料Z五二六―七―二。

(12)　金融機関最終処理要綱（昭和二二年一一月一二日銀行局）

金融機関最終処理要綱（昭二二、一一、一二銀行局）

一、方針

左の理由により金融機関の最終処理は可及的速に完了するよう措置する。

(1) 整備未了の間は金融機関の信用の基礎に安定性がない。

(2) 新旧勘定の貸借の利息の問題、人件費又は物件費の新旧勘定間の負担区分の問題等の為新勘定の収支は必ずしも正常なるを期し得ない。

(3) 最終処理完了までは配当を禁じられてゐる為金融機関の経営は正常でない。

(4) 勘定分離の結果金融機関の事務は非常に煩雑である。

(5) 旧勘定資産の合理的運用が出来ない。

(6) 最終処理が長引けばその間に生ずる情勢の変化の為更にその整理は困難と複雑を加へると共に他方情勢の変化に対し金融機関は機敏にこれに適応して行くことが出来ない。

(7) 最終処理が長引くだけ旧勘定の新勘定に対する借の利息が嵩み、旧勘定の損失を大ならしめ、延いて政府補償の金額を大ならしめる。

(8) 中間処理が始まってから長きに亘って第二封鎖預金等の一部引出のあり得ることは爾後の整理に支障がある。

(9) 第二封鎖預金等の債権者中には生活困窮者、清算手続中の法人等があり、これ等の者の為には可及的速に整理を完了した方がよい。

二、措置

(1) 原則として全金融機関に監査委員の任命方促進する。

(2) 金融債を新に確定評価基準資産に加へ、既に確定評価基準の決定されてゐる動産、不動産及び公債と金融債とについては確定評価基準、その他は暫定評価基準のまま最終処理を行はせる。
但し暫定評価額につき金融機関に不安があるときは、その見込に従って更に切捨を認める。

(3) 全金融機関について事前検査を行ひ、最終処理に遺憾なきを期する。

(4) 来議会中に政府補償限度引上の法律改正を行ふと共に来年度予算に所要額を計上する。

(5) 未払込資本金を徴収する必要のない金融機関については来年三月、未払込資本金の徴収を必要とする金融機関については来年九月までに最終処理を完了せしめる。

（以下、金融機関最終処理日程表省略――編者）

編注　本文は銀行局案で最終処理の促進に関する司令部との交渉の下敷きとなった（大蔵省所蔵日本銀行資料による）。

出所　大蔵省資料Z五二六―七―七。

(13)　積立金処理に関する金融機関再建整備法改正案について

（昭和二二年一一月一八日閣議説明）

金融機関再建整備法改正案について（昭二二、一一、一八閣議説明）

一、本改正案は金融機関の積立金の処理に関し従来の方法を改めようとするものである。

二、即ち現行法では金融機関が最終処理をする際に旧勘定の損失がその益金より大であるときは先づ積立金の全額を取り崩してこれを補塡することとなつてゐる。然し積立金のうちには通常の場合退職金の支払財源と見られるべき部分を含んで居るから、これを何んら斟酌しないときは永年勤続職員に対する退職金の支給にも支障を来す惧があるので、本案においてこの点を次のやうに改めようとするのである。

(1) 金融機関は退職金支給財源に充てるため、任意積立金の三分の一と法定の退職手当積立金との合計額の範囲において損失処理に当りこれを留保することができる。

(2) 新金融機関に事業譲渡をなし、これに引継がれた職員は退職者として扱はず、旧金融機関に在職中の在職期間は新金融機関で通算する。

(3) 右の場合には(1)により留保した積立金の全部又は一部を新金融機関に引継ぐ。

編注　本文で説明された「金融機関再建整備法の一部を改正する法律」は、昭和二二年一二月一九日法律第二一一号として公布された。

出所　大蔵省資料Z五二六―七―二。

(14)　無尽会社の再建整備に関する件

（昭和二二年一二月一〇日銀行局）

無尽会社の再建整備に関する件（二二、一二、一〇）㊀

一、新勘定の増資に関する件

(イ) 金融機関の再建整備も愈々最終段階に近づき明年一月末迄に最終整備計画書を提出して貰き、概ね明年六月末には最終処理を終了したいと考えている点については既に御承知の通りである。勿論無尽会社と組合については各種の事情により多少右の期限は遅れることとなるかも知れない。

(ロ) 右の通り最終処理の期限が切迫して来ているのに新勘定の資本金を保有資金並の何パーセントにすべきかという根本問題がハッキリ決定しないことは誠に申訳ない次第である。

(ハ) 併し右は将来の金融機構を如何にすべきかというG、H、Qの根本方針が未だハッキリ決定していないことに基くものであるから諒承して貰いたい。

(ニ) 併し今日迄G、H、Qと折衝してきている所では、一般金融機関については、その資本金額は保有資金並の五%程度たらしむべきものであるとしている。

(ホ) 併し無尽会社の場合においては、未給付口掛金は要求払の預金でないので、一般の金融機関の様に、五%もの資本金額を必要としないという意見がある。併しこの点は、現金準備の問題であって、担保としての資本金の所要並については一般の金融機関と異るところはないという反対意見が成立しうる。

(ヘ) 又無尽会社は従来資本金が少くて充分やって来たから将来と雖も特に資本金額を大きくする必要はないとの意見がある。併しこの点については、従来資本金額が少なかったが故にこそ此度の再建整備に際しても殆んど大部分の無尽会社がその資本の全額を打切られ而も尚政府の補償を必要とする結果になったのだとの反対意見が成立しうる。

(ト) 勿論右の(ロ)及び(ヘ)の反対意見は成立しうるが、吾々は一般金融機関に対する無尽会社の特性を否認しようとするものではない。吾々は一般金融機関との権衡を考慮しつつ今後最善の努力を尽して諸君の御希望に添うように致したい。併し吾々の見るところによると無尽会社の一部では無尽会社が金融機関であって、公共の機関たることを忘れ自分等の危険負担丈は少くし経営権丈は従来通り把握したいという甘い意見がある様に見受けられるがこれらの虫の好い意見については吾々は俄に賛成致し難い。この点について諸君の反省を促したい。この点において所謂相互組織の可否についても今後充分研究致したいと思っている。

(チ) 現在の我々の見透しとしては最低の資本金額は少くとも百万円乃至二百万円程度を要するのではないかと思っている。今後司令部と交渉し速かに決定致したいと考えている。

二、第二無尽会社設立に関する件

(イ) 無尽会社の再建整備に際して、吾々は原則として第二無尽会社を設立することは考えていない。即ち原則として新勘定増資により再建整備を完了したいと考えている。

(ロ) 第二無尽会社を設立するのは、已むを得ない事情により数箇の無尽会社を合併しなければならない様な場合に限定したいと考えている。

(ハ) 尚無尽会社の合併については今回の再建整備に際し将来業務を継続してゆくことが困難又は不可能と認められる場合に限りたいと考えている。

(四)　今回の再建整備は、無尽会社が従来の様な不健全且不合理な経営を止揚し本当に万人が信頼しうる堅実な金融機関となるのに唯一絶好の機会と考えている。この点については、政府は、諸君の充分の理解と協力を期待してやまない。

三、相互組織の無尽会社の設立に関する件

(一)　無尽が本来相互扶助を根本目的としている点に鑑み、今回の再建整備に際し無尽会社が相互組織となり得る途は拓きたいと考えている。

(二)　併し今日迄の無尽の発展の段階に鑑み全無尽会社に相互組織を認めることは好くないと考えている。大都市の一部の大無尽会社にのみ例外的に相互組織を認めたいと考えている。

(理由　(1)相互組織は稍もすれば理事者の責任感を稀薄ならしめる惧がある（一ノ(七)参照）　(2)相互組織は民主的の如くして実は少数理事者の独裁を助長する惧がある)

欄外　愛知銀行局長の鉛筆書き記入。

①於無尽協会総会

出所　大蔵省資料Z五二六―九―二一。

(15)　金融機関の新旧勘定合併促進に関する司令部提案について

（昭和二二年一二月二四日銀行局）

金融機関の新旧勘定の合併促進（昭二二、一二、二四）

一、司令部においては、金融機関の新旧勘定を分離のまま放置して置くと、徒に政府補償額が増える等弊害があるから、少くとも銀行及び信託会社については、来年三月に新旧勘定を合併せしめたい意向である。

二、右に関して司令部においては、次の処置をとることを考えている。

(一)　全金融機関（日銀及び保険会社も含む）の未払込株金を三月末までに徴収する。

(二)　新旧勘定の合併を三月末日に行う。

(三)　金融機関の旧勘定の減資を三月末日に行う。

(四)　三月中は、金融機関は、その所有に帰した自己株式を売出してはならない。この株式は、旧額面株に併合して新株を再発行する。

(五)　金融機関の増資は合併勘定において行う。（当初は三月末に行うとの話であったが、二十四日に変更された）

三、右の場合の金融機関再建整備計画は次の認可基準によって行う。

A　一般銀行及び信託会社

(一)　資本の全部又は一部が切り捨てられる銀行信託会社は、原則として新旧勘定合併後増資を行う。例外的に第二会社を設立してよい。

(二)　新旧勘定合併後の資本金は原則として、従前の公称資本金以上とする。新金融機関についても同様。

(三)　今後未払株は認めない。

(四)　増資新株の割当は次による。

(a)　債権者の利益が害されない場合

第一順位　未払込株金を全額払込んだ旧株主
第二順位　従業員
第三順位　当該地方人
第四順位　一般公衆

(b)　債権者の利益が害される場合

第一順位　切られた債権者
第二順位　未払込株金を払込んだ株主
第三順位　従業員
第四順位　当該地方人
第五順位　一般公衆

(五)　整備後の金融機関は健全経営のものでなければならない。経営合理化をするために必要であれば、店舗の合併、譲渡、廃止及び位置変更を行ってよい。

B　財閥会社及び制限会社

財閥会社及び制限会社は、右の外次の事項を実行する必要がある。

(一)　財閥名及び帝国名を払拭する。

(二)　財閥アポインティ及び公職追放者を役員から排除する。

(三)　財閥家族は新金融機関の発起人になってはならない。

(四)　財閥家族は新勘定株式又は第二金融機関株式を所有してはならない。

(五)　支配株及び支配不動産は一年以内に売却しなければならない。

(六)　金融機関と財閥会社その他特定の企業との関係は顧客以上の関係に亘ってはならない。（例えば、役員の兼任は排除されなければならない。）又指定融資制度は、速やかに廃止しなければならない。

C　特別銀行

特別銀行の整備計画は、各別にGHQの承認を受ける。

四、最終処理方法書は次の認可基準に即応して作成する。

(一)　未払込株金は零に評価する。

(二)　最終処理引当金は来年三月までの経費を計上する。

(三)　特経会社に対する債権は、特経会社から通知のあった金額による、若し必要があれば、大蔵省の承認を受けて、より低く評価してよい。

(四)　その他の資産及び負債は、既定評価基準による。

(五)　銀行及び信託会社は次の事を確約することを要する。

(a)　新旧勘定合併後調整勘定を設ける。

(b)　特経会社に対する株式及び債権の評価が確定し、自己の未払込株式の処分が終ったときは、大蔵省の承認を受けて、この調整勘定を整理する。

五、右の新旧勘定の合併促進に関連して、更に司令部から去る二十三日、左の通りディレクティブを出す意向である旨の話があった。

(一)　日銀及び保険会社を含む全金融機関はその未払込資本金の全額を徴収すること。

(二)　右の未払込資本金の徴収は本覚書の日から六十日以内に完了すること。未払込資本金の払込に応じなかったものは個人たると法人たるとを問わず失権するが、払込債務は残存するものとすること。（強制徴収せしめる意図はない）。この為現行の再建整備法は改正されねばならない。

(三)　本覚書の日の株主が払込に応じない場合は失権し、その株式は直前の譲渡人に帰属し、順次指定時株主にまで遡ること。この場合払込催告に基く債務は免れ得ない。

(四)　払込のなかった株式は金融機関に帰属し、それに対し金融機関は新株を発行して売却すること。

(五)　連合国国籍を有する株主に対しては以上の原則は適用されないこと。

六、右に対して、取敢えず、大蔵省として

(一)　日銀に対する政府出資五千五百万円は、現在全額未払込であるから、これについては、予算的措置を講じなければ、六十日以内に払込が出来ない。

(二)　全金融機関をして未払込を徴収せしめるとすれば、これが徴収手続等に慣れない金融機関が多いから、六十日という期間は少くとも九十日に延長する必要がある。

(三)　個人の株主が未払込を払込まなかったときは、失権し、その株式は、発行会社に帰属することに、企業再建整備法及び金融機関再建整備法によって規定されている。これは、国民の要望に基き貴司令部との相当な交渉経緯を経て定められたのであるから、少くとも減資をする金融機関の未払込徴収については、右の金融機関再建整備法の原則によることとして貰いたい。

(四)　なお、大蔵省としては、若し、未払込の徴収期日を九十日に延して貰えるならば、ディレクティブを待たず、大蔵省として積極的に既定の法律によって、全金融機関の未払込徴収を三月末までに完了したいと申入れた。

七、右の意見に対し、司令部は、右のディレクティブを

(一)　日銀については、払込についての予算が国会を通過してから政府は払込をしてよい。

(二)　払込期日は、メモランダムの日附から九十日に改めることについては、

同意するが、第三点については、自説を変えない。（これはブレントリンガーとしてはジェニングス大佐の問題で、同大佐が同意すればよいと言った）従ってディレクティブを出すとの意向であった。

八、なお右諸点のチェックアップは、金曜日午前行う予定であるから更に変更があるかも知れない。

出所　大蔵省資料Z五二六―七―六。

(16)　金融機関再建整備に関する司令部提案に関する愛知銀行局長メモ（昭和二二年一二月二四日）

回覧　　銀行局長㊞

金融機関の再建整備、最終処理を遅くとも三月末迄に完了するやうにとGHQより唐突に申入れあり。

現在迄の金融機関再建セイビ法の建前とは相当違った考へ方をせねばならぬ事態に陥る惧あり。

特に日銀始め全金融機関の未払込資本を as quickly as possible に（二月末迄を先方は希望す）徴収し、三月末迄に新旧勘定の合併、減資、増資、第二会社設立等を同時に完了するやうにとの希望なり。

右申入れは昨日突然 Money & Banking の全員集合の席で申渡され、同日及今朝討議したが大臣は此の際大局から云ってノミ込まうといふ態度です。何か先方にも政治的な含み（例へば分割は勘弁しようとか、Peace Treaty との関連とか）もある模様なり。

省議に報告する暇もないので取敢へずお含み願度

尚、未払込を払込み得ざる株主に対しては払込義ムを免除せずといふ線をも強く主張して居ます（此の点がディレクティヴを出さうとして居る先方の論点の一でもあるが、企業については既定方針で宜いと云って居ります）

十二月二十四日

主計局長　スミ

理財局長　了　①

渉外部長

欄外　伊原理財局長の鉛筆書き記入。

①　未払込徴収ハ特損ノ有無ニ拘ラズトル様デスガ現行ノ規定デデキマスカ私モ先週水曜日ニ一寸未払込ニ関シ話ヲキキマシタ。本件企業トノカミ合ハドウ考ヘテイルデセウカ。（ドッチミチ先方ノイフ通リスル外ハアリマセンガ）

編注　本文は愛知銀行局長手書きのメモである。

出所　大蔵省資料Z五二六―七―七。

(17)　金融機関の確定評価基準に金融債の評価基準追加（昭和二二年一二月二四日大蔵省告示第三一一号）

◉大蔵省告示第三百十一号

昭和二十二年九月大蔵省告示第二百七号（金融機関再建整備法第七条第二項の規定により、金融機関の確定評価基準を定める告示）の一部を次のように改正する。

昭和二十二年十二月二十四日

大蔵大臣　栗栖　赳夫

第一号の次に左の一号を加える。

一の二　金融債券

㈠　新勘定に属する金融債券

1　発行価額から戻し料を差し引いた額に、経過年数に応じた償還差益及び戻し料を加えた額による。

2　割引の方法により発行した金融債券は、1にかかわらず、発行債額から戻し料を差し引いた額に、経過年数に応じた割引額及び戻し料を加えた額による。

㈡　旧勘定に属する金融債券

㈠により算出した評価額に、券面額から金融機関再建整備法施行規則第十三条第一項の規定により当該金融債券を発行した金融機関から通知を受けた当該金融債券の損失負担額を差し引いた額の券面額に対する割合を乗じて得た額による。

㈡及び㈢による計算は、別記の二に定めるところによる。

別記の次に別記の二を加える。

別記の二

金融債券の評価額算出方法

㈠　金融債券の評価額は1又は2の式により算出する。

1　新勘定に属する金融債券

$$\text{評価額} = \text{発行価額} - \text{戻し料} + \frac{\text{券面額} - (\text{発行価額} - \text{戻し料})}{\text{償還年限}} \times \text{経過年数}$$

2　旧勘定に属する金融債券

$$\text{評価額} = (\text{発行価額} - \text{戻し料} + \frac{\text{券面額} - (\text{発行価額} - \text{戻し料})}{\text{償還年限}} \times \text{経過年数}) \times \frac{\text{券面額} - \text{損失負担額}}{\text{券面額}}$$

㈡　㈠の1及び2の式中の発行価額は、割引の方法により発行した金融債券については、発行価額から割引額を差し引いた額による。

償還年限又は経過年数の一年未満の端数は、これを切り捨てる。

評価額の銭位未満の端数は、これを切り捨てる。

同一銘柄のものは、その総額により一括計算して差し支えない。

出所　『官報』昭和二二年一二月二四日。

(18)　金融機関整備計画認可基準（昭和二二年一二月二四日銀行局）

金融機関整備計画認可基準（二二、一二、二四）

金融機関の整備計画書は左の基準に適合する場合は、これを認可する方針である。

一、一般通則

(1)　再建整備法により減資しなければならない金融機関は、原則として合併後①の勘定において資本を増加する。但し例外的に新金融機関を設立することが認められる。

(2)　右の資本増加額は新勘定及び旧勘定の区分の消滅後における資本金額が現在の公称資本金額以上になるやうな金額であることを要する。

新金融機関を設立する場合における新金融機関の資本金額は旧金融機関の現在の公称資本金額以上であることを要する。

(3)　増資新株の割当の優先順位は左による。

イ　第二封鎖預金等の整理債務が確定損を負担しない場合（切られない場合）は左の順位による。

a　旧株全額払込済の旧株主（旧出資金を全額出資した旧組合員を含む。以下同じ）

b　従業員

c　当該金融機関所在地方居住者

d　一般（旧株の未払込株金を払込まなかった株主を含む）

ロ　第二封鎖預金等の整理債務が確定損を負担した場合（切られた場合）は左の順位による。

a　確定損を負担した第二封鎖預金者等の債権者

b　旧株全額払込済の旧株主

c　従業員

d　当該金融機関所在地方居住者

e　一般（旧株の未払込株金を払込しなかった株主を含む）

(4)　今後未払込資本金はこれを認めない。

(5)　新勘定及び旧勘定併合後の金融機関又は新金融機関については、赤字経営は許されない。

現在業務に欠損を生じてゐるときはこれを合理化しなければならない。経営を合理化する為必要があるときは、併合店舗の譲渡、廃止又は位置変更等

をして差支えない。

二、財閥金融機関その他制限会社である金融機関

財閥金融機関その他制限会社である金融機関は、右の外左の措置を講ずること。

(1) 財閥名及び帝国名は、これを変更しなければならない。

(2) 財閥会社財閥係追放者及び公職追放者は公職追放令又は財閥家族支配力排除の原則に従ふこと。

(3) 新金融機関を設立する場合には財閥会社財閥係追放者は、その発起人となり得ない。

(4) 財閥家族は増資株式又は新金融機関の株式を所有し得ない。

(5) 通常の業務の運営に必要でない支配株又は支配不動産は一箇年以内に処分しなければならない。

(6) 財閥会社其の他の特定の企業との関係は顧客関係以上に亘ってはならない（例えば役員兼任等は払拭しなければならない。）

指定融資制度の加きは直ちに廃止しなければならない。

三、特殊金融機関については、各別に整備計画について方針を定める。

欄外　愛知銀行局長のペン書き記入。

①二、一二、三一　財閥、制限会社＝説明（於日銀）

出所　大蔵省資料Z五二六―七―六。

(19) 第二封鎖預金の第一封鎖への移換中止に関する社会党申入とこれに対する銀行局意見

（昭和二二年一二月二六日）

第二封鎖預金の第一封鎖への移替え中止にかんする申入れ

日本社会党政務調査会

日本社会党政務調査会は政府に対して戦時補償打切りに伴って設定せられた金融機関の第二封鎖預金のうち切捨て残額を第一封鎖に移替えすることを中止する

をして差支えない。

二、財閥金融機関その他制限会社である金融機関

財閥金融機関その他制限会社である金融機関は、右の外左の措置を講ずること。

(1) 財閥名及び帝国名は、これを変更しなければならない。

(2) 財閥会社財閥係追放者及び公職追放者は公職追放令又は財閥家族支配力排除の原則に従ふこと。

(3) 新金融機関を設立する場合には財閥会社財閥係追放者は、その発起人となり得ない。

(4) 財閥家族は増資株式又は新金融機関の株式を所有し得ない。

(5) 通常の業務の運営に必要でない支配株又は支配不動産は一箇年以内に処分しなければならない。

(6) 財閥会社其の他の特定の企業との関係は顧客関係以上に亘ってはならない（例えば役員兼任等は払拭しなければならない。）

指定融資制度の加きは直ちに廃止しなければならない。

三、特殊金融機関については、各別に整備計画について方針を定める。

欄外　愛知銀行局長のペン書き記入。

①二、一二、三一　財閥、制限会社＝説明（於日銀）

出所　大蔵省資料Z五二六―七―六。

(19) 第二封鎖預金の第一封鎖への移換中止に関する社会党申入とこれに対する銀行局意見

（昭和二二年一二月二六日）

第二封鎖預金の第一封鎖への移替え中止にかんする申入れ

日本社会党政務調査会

日本社会党政務調査会は政府に対して戦時補償打切りに伴って設定せられた金融機関の第二封鎖預金のうち切捨て残額を第一封鎖に移替えすることを中止する

六、第二封鎖を全額切り捨てることなく、さらに約百億円の金融機関に対する国家補償を予定していることは明かに不当である。

七、かくて社会党政務調査会は金融機関に残存するところの第二封鎖預金約百億円の第一封鎖預金への移し替えを中止して、これを次のごとき国家公共の福祉に合致する方面に充当すべきことを申入れる。

(イ) 第二封鎖整理残額の百億円のうち約三十五億円を戦時公債利払停止によって生ずる金融機関の損失補塡に充当すること、これによって戦時公債利払停止により金融機関の預貯金利子の停止、その他一般預金者大衆に及ぼす影響は全く回避しうる。

(ロ) 残り約六十五億円は金融機関の不良資産の再整理に充当すべきである。

八、戦時公債利払停止によって浮く三十五億円の財源のうち約二十億円は税務官吏の待遇改善及び徴税費の増額に充当すること。この結果として二十億円の財源は千三百三十億以内の徴税を確保する基礎となるばかりでなく、更に少くとも百億円程度の増収をも可能ならしめるのであって、その効果は一部で主張するごとく決して僅少ではないのである。

残り十五億円は戦災勤労者大衆の住宅難深刻化せるも政府は殆んど見るべき対策を講じて居ないので、この戦災勤労者大衆の住宅建設資金に充当し一面社会政策に寄与するとともに他面生産復興に役立たしめること。

日本社会党政務調査会長

昭和二二年一二月二十六日

栗栖大蔵大臣
西尾官房長官　殿

第二封鎖預金等の移換停止について

一、第二封鎖預金は十月末で総額百九十億円であったが、これの第一封鎖預金への中間移換は、去る十二月一日行われてしまったのであって、これを今停止しても既に遅い。なお、今の予定では最終処理を三月末に行うから、第二次の中間処理を行うことはない。

二、第二封鎖預金は、右のように一部既に移し換えられてしまったから、これを戦時国債の打切に伴う費用及び社会救済的住宅建設費にしてもその金額が充分であるか否か疑問である。

三、第二封鎖預金は、すべてが戦時中の不当利得とは言い得ない。特に一口十万円以上の第二封鎖預金等は殆んどすべて百%に切り捨てられるから、後に残るのは殆んど大部分が一口十万円以下の個人の第二封鎖預金に過ぎない。これの所有者は、度々大蔵省において陳情を受け、又泣訴されているように、実直な老人とか未亡人が多いのであって、これを戦時中の不当利得と称するのは、あまりにも実情にあわず又気の毒であることが多いと思う。

四、従って、戦時国債利子打切に伴う経費等の財源は、右の第二封鎖預金にあめることは不当であり、又金額上も、あめ難いと考えられる。

出所　大蔵省資料Z五二六―七―七。

措置を即時講ずべきことをこの際申入れる。その理由は次のごとくである。

一、第二封鎖預金は二十一年七月の封鎖措置を行った当時は約三百三十五億円であったがその後財産税納入等のために一部解除を許した結果昭和二十一年三月末現在では二百二十三億円に減少した。そもそもこの第二封鎖預金は戦時補償打切りに伴い企業の不良資産を整理し企業及び金融機関を再建整備するとともに過剰購買力を整理してインフレーションを防止するために切り捨てらるべき性質のものであった。しかるに再建整備計画が樹たぬうちにこれを解除する措置を講じたことは不当である許りでなくインフレ要因をさらに加重する結果となったのである。

二、しかも残り二百二十三億円のうち再建整備のために充当される額はその半分の百億前後であって残りの百億余円は第一封鎖預金に移し替えられることに内定し近くその措置が講ぜられることとなってである由である。

三、かかる結果を生じたのは戦時補償打切りに伴う不良資産の整備を怠り不良資産を温存したことに基くものであって、それだけインフレの要因を残存せしめるばかりでなく戦争協力によって生じた不良資産を大衆の犠牲において救済せんとするものである。

四、そもそも第二封鎖預金はその大部分が戦時不当利得にぞくするものでありしかもその措置を講ぜられる際にいろいろな緩和措置が講ぜられ或は脱法行為がひそかに行はれたことによって当然第二封鎖預金となるべきものが第一封鎖に逃れてしまって予想外に少くなってしまったのであるがこの少くなった額のうちから、さらにその三分の二近くが解除されてわずかに百億円前後が整理のために充当されるに過ぎなくなってしまったのである。このために戦時補償打切りによる不良資産の整理は殆んど無効果に終りそれだけ生産費を膨脹せしめて、結局さきだに窮乏化せる大衆生活の犠牲を強化しそれによって資本を救済することになるのである。

五、インフレーション防止は当面重要なる政策となっている際に当然切り捨てらるべき第二封鎖を第一封鎖に移し替えすることは現内閣の政策と全く矛盾するものである。

(20) 金融機関再建整備計画についての会談（一二月三〇日）

記録（英文）

（一九四八年一月二日ESS財政課通貨金融係）

Economic and Scientific Section
Finance Division
Money and Banking Branch

300.6 (D) (2 Jan 48) ESS/FI　　2 January 1945

MEMO FOR FILE:

SUBJECT: Plans for Reorganization of Financial Institutions.

1. A conference regarding the above subject was held 30 December 1947 with the following members of the Ministry of Finance and the Finance Division:

H. Kurokawa	Liaison Office	Ministry of Finance
K. Aichi	Dir., Banking Bureau	
K. Nishihara	Banking Bureau	

T. E. Beplat
J. C. Smith
L. J. Brentlinger
C. P. Waller
R. E. Phillips
H. J. Robinson
} Money and Banking Branch } Finance Division

2. As a result of the conferences held between members of the Ministry of Finance and the Finance Division, ESS, the following procedure is to be carried but for the calling of unpaid capital stock and the merger of the two accounts.

3. The time schedule for the merger of the two accounts and the issuance of new capital will be as follows:

a. The unpaid capital of all financial institutions shall be paid in full by the end of March 1948.

b. Immediately thereafter the merger of the new and old accounts of financial institutions shall begin. Until such time, unpaid capital will be carried on the books at zero.

c. An initial issue of capital stock in the merged accounts of financial institutions shall be made after the merger on the basis of priorities established in 6-c. Subscriptions, however, may be taken at any prior time.

d. The fractional shares resulting from the reduction of capital belonging to the old account of financial institutions shall be consolidated into new shares of capital stock with uniform face values.

e. The shares of reduced capital of financial institutions shall not be sold after the call has been completed.

f. Holders of stock between August 11, 1946 and November 26, 1947 will be liable for the payment of the unpaid shares as well as holders of stock who have purchased the same after the call for unpaid capital has been made.
(Date of issuance of this memorandum)

4. To complete the procedure discussed in paragraph 2, the following steps shall be taken:

a. The Minister of Finance will designate the assets and liabilities of financial institutions in accordance with the provisions provided for in Article 18 of the Financial Institutions Reconstruction and Reorganization Law and shall so notify the public.

b. The Minister of Finance will notify the public of the standard of appraisal of debentures issued by financial institutions.

c. The Minister of Finance will notify the public as to the standard for approving the final disposition of accounts which will be submitted by financial institutions.

d. The Minister of Finance will notify the public the standards for approving the reorganization of financial institutions after such plans have been submitted to the Ministry of Finance, and approved by the Finance Division.

5. Standards for approving the final disposition plan for the old account to be submitted by financial institutions will be as follows:

a. The uncollected capital shall be appraised at zero.

b. The estimated cost for the final disposition of the old account shall be limited to a sum covering requirements up to the end of March 1948.

c. The amount of the claim against special accounting companies shall be appraised as the amount notified by the special accounting companies. If necessary, the financial institutions may appraise such claims at a lower amount with the approval of the Finance Minister and the Finance Division should the special accounting companies pay the sum notified, the difference will go to an adjustment account which will be set up in the merged account.

d. Other assets and liabilities shall be valued under the standard of appraisal already established.

e. Financial institutions must follow the following procedure in merging their accounts.
(1) Establish an adjustment account after the merger of the new and old accounts.
(2) Clear the above account with the approval of the Finance Minister when claims against the account and the value of stocks of special accounting companies have been cleared.

6. The standard for approving the reorganization plan to be submitted by financial institutions will be as follows:

a. Those financial institutions where the whole or a part of the capitalization is wiped out by the Financial Institutions Reconstruction and Reorganization Law must increase their capital in the merged account. In the case of Agricultural Cooperatives which are to be dissolved as of 15 August 1948, the issuance of new stock is not necessary. The general principle of merging the two accounts rather than establishing a new company will be followed but exceptions may be made with the approval of the Ministry of Finance and the Finance Division whereby a second company may be established.
(At the present time no instance has arisen whereby a second company should be formed.)

b. The capital amount to be increased shall be decided so that after the merger of the new and old accounts such stock may be issued. The new capital stock shall be at least equal to the old authorized capital stock but since financial institutions are undercapitalized, the issuance of an amount in excess of the original authorization is to be encouraged. All new capital stock will be paid in full.

c. Financial institutions shall give the following priority to subscriptions to the new stock:
(1) When the creditor's interest has not been impaired, first priority will be given to old stockholders who have paid in full; second priority to employees; third priority to local residents; and fourth priority to the general public.
(2) When creditors' interests have been impaired, first priority will be given to those creditors; second priority to old stockholders who have paid in full; third priority to employees; fourth priority to local residental and fifth priority to the general public.

d. Financial institutions after the merger of the new and old accounts or the establishment of the second financial institution must be able to carry on business on a sound basis. If the present management indicates inefficiency or a loss, approval will be given upon concurrence with the Finance Division for consolidation, transfer or abolition of offices, or the change of location of offices, if such is considered necessary.

7. Zaibatsu concerns and other restricted concerns shall comply with existing regulations governing purgees, and shall accomplish the following in addition to those steps enumerated above:

a. The Zaibatsu name shall be changed and the word "Imperial" shall be eliminated from all titles.

b. Disposal of the stocks and immovables that are not necessary for the normal course of business shall be disposed within one year.

c. The intimate relation between financial institutions and Zaibatsu subsidiary or other enterprises shall not exceed the normal financial institution-customer relation.

d. Any system which provided for designated banking shall be abolished.

H. J. Robinson
Chief, Fin-Inst Unit
Money and Banking Branch

出所　大蔵省資料Z五二六―七―一〇。

(21) 金融機関の最終処理に関する大蔵省発表

（昭和二二年一二月三一日）

大蔵省発表（昭和二十二年十二月三十一日）

金融機関の新旧勘定が分離されたままであると、種々弊害も生じるので、出来得る限り速かに、新旧勘定を合併することとなり、今般左記によって、金融機関の新旧勘定を来年三月末に合併するとともに全金融機関の整備を行う。なお、今回金融機関の資本を充実するために、未払込のある金融機関については、金融機関再建整備法によって未払込株金をとる必要のあるなしに拘らず、未払込株金は全額徴収することとされた。

記

一、未払込株金がある金融機関（資本金が切捨てられる金融機関に限る。）

(1) 最終処理方法書の認可申請　一月十日迄

(2) 最終処理方法書の認可予定
最終処理公告
未払込資本金徴収の為の株券提出公告　一月十日

指定時株主以外の株主に対する払込催告　一月十日―二月九日

(3) 指定時株主に対する払込催告　二月十日―一二月末日

(4) 指定時株主の払込期日
減資（資本の切捨）
最終処理完了公告（新旧勘定の区分消滅）　三月末日

二、右以外の金融機関（資本の一部切捨をしなければならないが未払込資本金徴収の必要のない金融機関或は資本の切捨を全然行う必要のない金融機関）

(1) 最終処理方法書の認可申請　一月末日迄

(2) 最終処理方法書の認可　一月末日

三、右最終処理方法書の認可基準は、左の通りである。

(イ) 自己株の未払込資本金は零として評価すること。

(ロ) 最終処理引当金は昭和二十三年三月末日迄の旧勘定の所要経費に限り計上すること。

(ハ) 特別経理会社に対する資産は当該特別経理会社から通知を受けた金額により評価すること。但し当該特別経理会社の決定整備計画により確定する額が右の評価額より更に低いものと見込まれる場合は暫定評価基準の十、により大蔵大臣の承認を受けて低く評価し得ること。

(ニ) その他の資産については既定の評価基準により評価した額であること。

(ホ) 最終処理方法書において次の措置を明確に確約し置くこと。

(イ) 新勘定及び旧勘定合併後は、調整勘定を設け、元の旧勘定に属する資産負債の損益を整理すること。

(ロ) 右の調整勘定は特経会社に対する資産、未払込資本金の徴収額等不確定資産が確定したときは大蔵大臣の認可を受けて、法第三十七条に規定する所によって整理清算すること。

（備考）

一、最終処理引当金認可申請書、不良資産償却の申請は最終処理方法書と同時に申請し、最終処理方法書には申請金額により計上して差支えない。

二、退職積立金の留保についても右と同様とする。

三、要するに、最終処理方法書は、大体十二月一日の中間評価を基礎に右認可基準により調整加減して作成すればよい。

四、次に、金融機関の整備計画書は、遅くも一月末日までに提出することを要するが、金融機関整備計画認可基準は次の通りである。

(1) 再建整備法により減資しなければならない金融機関は、原則として新旧勘定合併の日以後の勘定において、資本を増加する。但し例外的に新金融機関を設立することが認められる。

(2) 右の資本増加額は新勘定及び旧勘定の区分の消滅後における資本金額が現在の公称資本金額以上になるような金額であることを要する。
新金融機関を設立する場合における新金融機関の資本金額は旧金融機関の現在の公称資本金額以上であることを要する。

(3) 増資新株の割当の優先順位は左による。

イ　第二封鎖預金等の整理債務が確定損を負担しない場合（切られない場合）は左の順位による。

A　旧株全額払込済の旧株主（旧出資金を全額出資した旧組合員を含む。以下同じ）

B　従業員

C　当該金融機関所在地方居住者

D　一般（旧株の未払込株金を払込まなかった株主を含む。）

ロ　第二封鎖預金等の整理債務が確定損を負担した場合（切られた場合）は左の順位による。

A　確定損を負担した第二封鎖預金者等の債権者

B　旧株全額払込済の旧株主

C　従業員

D　当該金融機関所在地方居住者

E　一般（旧株の未払込株金を払込まなかった株主を含む。）

(4) 今後未払込資本金は認められない。

(5) 新勘定及び旧勘定併合後の金融機関又は新金融機関については、赤字経営は許されない。
現在業務に欠損を生じているときはこれを合理化しなければならない。
経営を合理化する為必要があるときは、店舗の併合、譲渡、廃止又は位置変更等をして差支えない。

出所　大蔵省資料Z五二六―七―七。

(22) 金融機関の再建整備を促進する為の新旧両勘定を合併後直ちに増資を為す便法

（昭和二三年一月五日）

金融機関ノ再建整備ヲ促進スル為ノ新、旧両勘定ヲ合併後直チニ増資ヲ為ス便法（昭和二三、一、五）

金融機関ノ再建整備ニ当ッテハ先ヅ新、旧両勘定ヲ合併シタ上、資本増加手続（新株ノ募集、証拠金ノ受入、新株ノ割当及払込、報告総会、資本増加ノ登記）ヲ為スノガ現行商法上常則デアルガ、之レデハ資本増加ノ完了迄ニ相当長時日ヲ要シ、現下諸般ノ事情ニ鑑ミ時宜ニ適スル方法トハ認メ難イカラ、左ノ要領ニ依リ大体三月末日迄ニ新、旧両勘定ノ合併ヲ終ヘ、四月上旬迄ニ資本増加ヲ完了シ其ノ効力ヲ発生セシメルコトニ致シタイ次第デアル。

要　領

(一) 新旧両勘定ノ決定並ニ其ノ合併直後ニ於ケル資産及負債勘定ノ見透シヲ附ケルコト先ヅ金融機関ノ新旧両勘定ニ属スル資産及負債ノ額ヲ決定シ、更ニ来三月末日迄ニ之ヲ合併スルモノトシテ其ノ合併ヲ為シタル場合ノ資産及負債ノ金額ヲ夫々見透ヲ附ケテ定メルコトガ必要デアル。
蓋シ資本増加ノ準備トシテ新旧両勘定ノ合併ヲ条件ニ予メ増資新株ヲ募集スルニ当ッテハ何ウシテモ応募者ニ対シテ其ノ金融機関ノ新旧両勘定並ニ其ノ合併直後ニ於ケル資産及負債勘定ヲ明示スル必要ガアルカラニ外ナラヌ。

(二) 資本増加ニ因ル新株募集ノ準備手続ヲ為スコト
斯クノ如クニシテ金融機関ノ新旧両勘定ガ決定シ且ツ其ノ合併直後ニ於ケル資産及負債勘定ノ内容ガ決マレバ、次ニハ右新旧両勘定ヲ合併シタル後所定ノ日ニ資本増加ヲ為スコトヲ条件トシテ、予メ準備的ニ左ノ通リ増資新株ヲ予約募集スル。

(1) 増資新株ノ予約募集ヲ為シ、予約申込ヲ受附ケルコト

(イ) 予約申込ハ当該金融機関ノ新旧勘定合併後所定ノ日ニ資本増加ヲ為スコトヲ条件トシ、其ノ旨ヲ予約申込証ニ明記セシメルコト（尚右予約申込証

ハ新旧勘定合併後ハ正式ノ株式申込証トシテ取扱フ旨ヲモ附記シ置ク）

(ロ)　右予約申込ヲ為ス際ニハ予約申込証拠金トシテ新株一株ニ付金五十円ノ割合ニ依ル金額ヲ預託スルコト（右予約申込証拠金トシテ預託シタ金額ニ対シテハ後記ノ割当決定ノ日迄一定ノ利息ヲ附スル）

(2)　右予約申込ニ対シテハ左ノ通リ予約割当ヲ為スコト

(イ)　右予約申込ニ対シテハ左ノ順序ニ依リ割当ヲ為スコト

(一)　第二封鎖預金等ノ整理債務ガ確定損ヲ負担シナイ場合ハ左ノ順位ニヨル。

A　旧株全額払込済ノ旧株主（旧出資金ヲ全額出資シタ旧組合員ヲ含ム。以下同ジ）

B　従業員

C　当該金融機関所在地方居住者

(二)　第二封鎖預金等ノ整理債務ガ確定損ヲ負担シタ場合ハ左ノ順位ニヨル。

A　確定損ヲ負担シタ第二封鎖預金者等ノ債権者

B　旧株全額払込済ノ旧株主

C　従業員

D　当該金融機関所在地方居住者

E　一般（旧株ノ未払込株金ヲ払込マナカッタ株主ヲ含ム）

(ロ)　右予約割当ハ新旧両勘定合併後ハ之ヲ正式ノ割当トシテ取扱イ其旨ヲ予約申込証ニ附記シ置クコト

(ハ)　右予約割当アリタルトキハ募入外レ分ニ対スル申込証拠金ヲ申込者ニ返戻スルコト（尚募入分ニ対スル申込証拠金ハ其儘保管シ置キ、新旧両勘定合併ト同時ニ正式ニ割当ヲ行イ、コレニ伴ツテ、新株ニ対スル払込金トシテ取扱ウコト）

(三)　新旧両勘定ノ合併アリタルトキハ金融機関ハ報告総会ヲ招集シ資本増加ニ関スル事項（新旧両勘定合併ニ関スル事項ヲモ便宜含ム）ヲ報告スルコト

(四)　右報告総会アリタルトキハ直チニ金融機関ノ本店所在地ニ於テ資本増加（新旧両勘定合併ト共ニ）ノ登記ヲ為スコト

而シテ右登記ノ完了ニ依テ初メテ資本増加ノ効力ヲ生ズルコト

(五)　右資本増加ノ登記ヲ完了シタルニ因テ其効力ヲ生ジタ後、新株引受者ニ対シ新株券ノ発行ヲ為スコト

（備考）　右取扱ヲ為スニ付テ法律又ハ命令ニ若干ノ補充規定ヲ設ケル必要ガアルトキハ之ヲ早急ニ為スコト

合併勘定増資手続（省略――編者）

金融機関再建整備日程表

一、株券提出公告及び指定時後株主に対する払込催告　一月十日
二、増資株主総会招集通知　二月一日①
三、株券提出及び指定時後株主の払込期限　二月十日
四、増資株主総会　二月十五日
五、増資新株予約募集開始　二月十六日
六、指定時株主に対する払込催告　二月二十四日迄
六ノ二、増資新株予約割当　三月十五日
七、増資報告総会招集通知　三月十五日迄
八、指定時株主の払込期日　三月二十四日―三月三十一日
九、最終処理完了公告（新旧勘定合併）　三月三十一日
一〇、増資新株割当　四月一日
二、増資報告及び新旧勘定合併報告総会　四月一日
三、増資及び新旧勘定合併登記　四月一日
三、増資新株券発行　四月一日以降

欄外　愛知銀行局長の鉛筆書き記入。
①無記名株アル場合ハ三週間前ノ通知ヲ要ス

出所　大蔵省資料Z五二六―七―六。

(23)　帝国銀行分離計画と再建整備計画についてのメモ

（昭和二三年一月一四日）

一、新旧勘定の分離をしてゐるとき、又株式会社においては、会社の資本をも含めた意味の分割は不可能である。

二、各銀行の再建整備計画書の認可がある前に或行が分割案を提出することは、他行及び他会社等に及ぼす影響から考へて不適当である。

三、又、できれば一応は、各行が同一歩調で整備することが望ましい。

四、更に、今直ちに着手するも、新銀行設立には、三ヶ月近くを必要とするであらう。

五、従って、別紙甲及乙案の二案が考へられるが、できれば甲案が望ましい。

一月十四日朝

なお整備計画書は、二月以降において提出されてもよい。

甲案

一、T銀も他行同様、整備計画認可基準に従って、四月一日頃を目途に、整備を完了する。

二、T銀より分離せんとする職員は、四月一日以降において、新銀行を設立して、T銀（改組及勘定合併後の）より事業の一部の譲渡を受ける。

三、右の間においても、人事その他において、右事業譲渡を円滑ならしめるやう、準備を併行して行ふ。

乙案

一、T銀を分割せんとする職員を中心として、夫々新銀行を設立する。

二、右新銀行が設立されたときは、T銀は夫々に事業を譲渡して解散する。

三、従ってT銀は、最終処理完了後、新銀行に事業を譲渡して解散する旨の整備計画書を提出する。

綴注　本文は愛知銀行局長に提出された手書きのメモである。

出所　大蔵省資料Z五二六―七―一〇。

(24)　全金融機関の未払込資本金の払込要求に関する司令部覚書

（一九四八年一月一六日SCAPIN一八四八）

国内全金融機関の未払込資本金の徴収に関する要求について

（一九四八年一月一六日SCAPIN一八四八ESS／FI）

一、日本政府は、日銀並に保険会社を含む国内全金融機関の未払込資本金の全額徴収に関する要求を、直ちに発しなければならない。

日銀に対する政府の現実の払込は、資金の使用が議会に於て決せられる迄猶予せられる。特経会社に依る現実の払込は、整備計画が認可せられる迄猶予せられる。而して認可後三十日以内に払込まれねばならない。

二、日本政府は、本覚書の日付より九十日以内に、本要求を完遂せねばならない。

本要求が履行されなければ、金融機関の株主は、凡ての権利、株主権、利子、利得（利益）の喪失を招来することとなる。

三、金融機関再建整備法の規定に拘らず、上記の手続（処置）は本覚書の日付現在の株主に適用せられ、本要求を履行しなければ、一九四六年八月十一日（指定時）付記録の株主並に其の日以後一九四七年十一月二十六日の問株主の債務は免れることができない。本覚書の日又は其後に於て株式を取得した者は、同様に未払の部分に付支払の債務を負担する。

四、二項及三項は、以下には適用されない。

a、閉鎖機関

b、連合国人

c、外国居住の他の非日本国民

五、本覚書の条項を履行するため、大蔵省とGHQ関係部局ならびに連合国最高指令官の間に直接的な交渉があったことを、ここに公認する。

綴注　日本銀行訳、英文は大蔵省資料Z五二六―七―一〇所収。

出所　大蔵省所蔵日本銀行資料。

(25) 旧勘定興業債券の一部新勘定移換について

（昭和二三年一月二〇日銀行局）

旧勘定興業債券の一部新勘定移換について（昭二三、一、二〇銀行局）

本件について、E、S、S、ロビンソンの個人的見解左の通り。

一、本案は左の理由により反対である。

(1) 指定時後かなりの時日を経た今日に至って、かくの如き措置を執ることは、徒に一部スペキュレーターに不当の利得を与えることとなる。

(2) 預金と債券とは同一に取扱うべきではない。

二、寧ろ左の理由により指定時興銀債の全部を旧勘定に属せしめるべきである。

(1) 所有者が金融機関であると否とによって取扱を異にするは憲法違反の疑がある。

(2) 政府は国民の負担を可及的に軽減すべく努力すべきであるが、本措置によって政府補償の金額は減少することを予想せられる。

(3) 本措置によって地方銀行等一部の金融機関に悪影響を及ぼすこととなるが、戦時金融に協力した金融機関がその為に苦しむことは当然である。ロビンソンの個人的見解は以上の如くであるが、若し指定時興業債券の全部を旧勘定に振替えることとなると、左の如く金融機関の再建整備に甚大なる影響を与えることとなる。

一、中間処理を既に行った金融機関特に地方銀行は、その処理をやり直さざるを得なくなるものが多い。然し一旦新勘定へ移したものを旧勘定に戻入れることは実際問題として非常に困難な問題を生ずる。

二、農業会、水産業会等の一部は既に最終処理を完了しているものがあるが、これを覆すことは前の場合より一層困難である。

三、本措置によって、例えば地方銀行中七、八行は資本の全額を喪失することとなるが、これ等の銀行の整備方式は一変する結果、その処理を遅滞せしめる惧がある。

金融債券発行残高の新旧勘定別調

（昭和二一年八月一〇日現在推計。単位　千円）

	発行残高	新勘定に属するもの	(内、金融機関所有のもの)	旧勘定に属するもの	(内、額面千円以下のもの)
興業債券	七、三四四、二五三	七、一七九、七九二	(五、九六四、八九七)	五五四、四六一	(二四、九二〇)
勧業債券	一、八四九、〇〇四	一、八一五、九九二	(一、三一七、二六三)	三三、〇一二	(一一、〇〇四)
北拓債券	七九、〇五九	七〇、八七四	(　三六、九一五)	八、一八五	(　九六九)
農林債券	三六、二四五	三六、二四五	(　　〇)	〇	(　　〇)
商工債券	一〇一、九四四	七七、八一四	(　一六、二六二)	三三、八八〇	(　七、一〇七)
庶民債券	四八、一八〇	四八、一八〇	(　　〇)	〇	(　　〇)
恩給債券	四三、七五五	四一、一九四	(　一五、五九九)	二、五八〇	(　四五六)
更生債券	五七四、六一四	五一五、七〇八	(一一三、〇〇四)	五八、九〇六	(一三、二四六)
計	一〇、四六六、八一三	九、七六五、七九七	(七、四六五、九〇〇)	六八一、〇一五	(四七、七三)

註　一、預金部所有の金融債券は、総額新勘定に掲上す。

二、農林及び庶民両債券は、総額預金部所有なり。

三、「金融機関」には預金部及び簡保を含まず。

出所　大蔵省資料Z五二六―七―八。

(26) 金融債券の旧勘定移換のための法改正案及び説明

（昭和二三年一月六日銀行局）

金①融機関経理応急措置法中改正法律案

金融機関経理応急措置法の一部を、次のように改正する。

第二条第一項第一号二を次のように改める。

日本銀行、金融機関又は保険事業を営む組合に対する資産（手形、小切手その他これに準ずる資産で命令で定めるものについては、第四条の規定による措置をなしたものに限る。）但し、金融機関の発行する債券（以下、金融債券という。）を除く。

同項第二号八を次のように改める。

日本銀行、金融機関又は保険事業を営む組合に対する負債で預金等以外のもの（手形、小切手その他これに準ずる負債で、命令で定めるものについては、その権利者たる金融機関から第四条の規定により請求又は通知を受けたものに限る。）但し、金融債券を除く。

第三条及び第二十条を削る。

附　則

この法律は、公布の日から、これを施行する。

金融機関は、指定時において、金融機関の新勘定の資産又は負債に属した金融債券で、この法律施行の際現に新勘定に属するものは、これを直ちに、旧勘定に移し換へなければならない。但し、勧業債券及び商工債券については、この限りでない。②

指定時からこの法律施行の日までに、償還又は支払のあった金融債券（勧業債券及び商工債券を除く。以下同じ。）又はその利息は、その償還又は支払がなかったものとし、当該金融債券を発行した金融機関（以下発行金融機関という。）は、昭和二十三年　月　日までに社債等登録法により、当該金融債券を主務大臣の定めるところにより、これを登録し、前に当該金融債券を所有した金融機関に返附するとともに、前に当該金融債券を所有した金融機関は、その償還若しくは支払の際受けた償還金若しくは利息又は借換により受けた債券を同日までに発行金融機関に返還しなければならない。

既に金融機関再建整備法（以下整備法という。）の規定するところにより同法に規定する最終処理を完了した金融機関で指定時において金融機関の新勘定に属した金融債券を所有するものは、第二項の規定にかかはらず、当該金融債券について生ずる損失相当額について、最終処理完了の際旧勘定に属した負債について整備法第二十四条及び第二十五条の規定に準じてこれを処理しなければならない。この場合において最終処理完了の際旧勘定に属した債務について計算された損失負担額が当該債務の現に残存する額を超えるときは、当該債務の債権者は、その超過額に相当する金額を当該金融機関に支払はなければならない。③

前項の場合において、株主が資本の全額に相当する金額の損失を負担しなければならない金融機関は、主務大臣の指定する日までに、資本を増加し、資本増加の日において、旧株式を無償で消却しその同額の資本を減少しなければならない。

金融機関は、前項の期限内に資本を増加しなかったときは、同項の期限を経過した日において解散する。

第四項の規定により損失の負担額を計算するもなほ損失の残額があるときは、その残額は、整備法第三十三条の規定に準じ政府においてこれを補償する。

既に整備法第十三条及び第十四条の規定により、整理債務を旧勘定から新勘定に移した金融機関で指定時において金融機関の新勘定に属した金融債券を所有する者は、その旧勘定から新勘定に移した金額が、整備法第二十四条の規定により、当該整理債務（同法第十三条又は第十四条の規定により旧勘定から新勘定に移した分を含む。）の金額から同条の規定により計算された確定損の整理負担額（整理負担額の確定していない場合においては、その見込金額）を差し引いた金額を超えるときは、その超過額を新勘定から旧勘定に移さなければならない。この場合において、当該超過額が新勘定から旧勘定に移した整理債務の現に残存する金額を超えるときは、当該整理債務の債権者は、その超過額に相当する金額を、金融機関に支払はなければならない。

欄外　愛知銀行局長筆跡の筆書き記入。

①23／2／6　此ノ案ハ六日作成シタモノデアリ、完全ニReverseスルヲ要スル場合ノ案デアル。本文ダケハ五日午後司令部ニ提出シタ。

②金融機関相互間ノ移転及他ヘノ移動ハ禁止サレテ居ル、具体的ニハ資金統合銀行カラ代物弁済デ出資ヲ返シテ貰ッタ場合ノミデアル。

③預金者ガ遡テ返済シナケレバナラナイ

編注　本法改正は司令部交渉の結果、本案を修正（三十円以下の金融債を新勘定に残すことになった）して、後掲(31)のように三月二七日ポツダム政令によって改正される。

出所　大蔵省資料Z五二六―七―五。

(27) 金融機関の金融債旧勘定移換に関する大蔵省発表
（昭和二三年一二月一一日）

大蔵省発表（昭和二十三年一二月十一日）

今般、金融機関の新勘定に属している昭和二十一年八月十一日前に発行された金融債券は、これを全部その旧勘定に移すこととなり、早急にこれに必要な法律上の手続を採ることとなった。この措置は、主に、金融機関の帳簿上の計理で処理されるにすぎないのであって、金融機関そのものに大きな影響を与えるものではない。然しながら、この移し換えの手続を円滑に進めるために、金融機関が、最終処理又は中間処理によって、第二封鎖預金等から第一封鎖預金等に移された預金等を支払うことを特定の場合に限って一時制限することとした。

この措置は、関係方面の決定に基いて、金融債券の所有者が金融機関であるか又は金融機関以外の法人若しくは個人であるかによって区別されている現在の差別的取扱を除こうとするものである。

出所　大蔵省資料Z五二六―七一八。

(28) 帝国銀行の分離に関する愛知銀行局長メモ
（昭和二三年一二月三一日）

帝銀再建セイド計画　2／31

一　店舗　復元（十一ヶ店）

一　行名　帝国ト第一

一　資本金　各五億（多少五%ニ足リヌモ差支ナシ）

右ハ佐藤、酒井両氏 Smith ト会談了解ヲ得タル line ナリ

編注　帝国銀行の分離は、同行により二月四日発表された。

出所　大蔵省資料Z五二六―七一一〇。

(29) 全金融機関の未払込資本金の払込要求に関する司令部覚書の施行についてのセクションメモ（英文）
（一九四八年三月一一日ESSセクションメモ）

004.04 (12 Mar. 48) ESS/FI　　12 March 1948

SUBJECT: Call for Payment of Unpaid Capital Stock of all Financial Institutions in Japan.

TO: Ministry of Finance, No. 6 Honshio-cho, Yotsuya, Tokyo.

1. Reference is Memorandum for the Japanese Government, AG 004.04 (16 Jan 48) ESS/FI, 16 January 1948, subject: Call for Payment of Unpaid Capital Stock of all Financial Institutions in Japan.

2. For the purpose of implementing the memorandum referenced in paragraph 1 above, the Ministry of Finance will take the following necessary actions thereunder and related thereto:

a. The merger of the "Old" and "New" accounts will be effected immediately following the completion of the call for payment of the unpaid capital.

b. Financial institutions will consolidate, following the merger of the "Old" and "New" accounts, fractional shares of its capital stock and debentures outstanding, if any, in compliance with requirements of Japanese law.

c. A financial institution will not sell capital stock until after the "Old" and "New" accounts have been merged.

d. Debentures issued by financial institutions, dated on or before 11 August 1946 and having a face value of more than thirty yen will be transferred to the "Old" account of financial institutions.

e. After the merger of the "Old" and "New" accounts any capital profit realized from assets having a stated or par value against which losses have been sustained by the Japanese Government, for indemnities given, or creditors, of the "Old" account will be used to repay such losses in full; first to the Japanese Government and second to the creditors of the "Old" accounts, but not including the stockholders of the "Old" account. The remainder, if any, will be retained by the bank.

f. Any amendments to existing laws, or cabinet and ministerial ordinance thereunder, necessary for compliance with the foregoing will be promptly effected.

出所　大蔵省資料Z五二六―七一一〇。

(30) 旧勘定金融債の損失負担後の残存率に関する大蔵省発表
（昭和二三年三月一六日）

大蔵省発表（昭二三、三、一六）

今般金融機関経理応急措置法の規定により指定時の金融債券で従来金融機関の新勘定に属せしめられていたものは、全部金融機関の旧勘定に属せしめられることとなったが、この旧勘定に属する金融債券の損失負担後の残存率即ち昭和二十二年九月大蔵省告示第二百七号一の二（二）の規定による「券面額から金融機関再建整備法施行規則第十三条第一項の規定により当該金融債券を発行した金融機関から通知を受けた当該金融債券の損失負担額を差し引いた額の券面額に対する割合」は、次のように定められた。

興業債券	二〇%
勧業債券	一〇〇%
北海道拓殖債券	六七%
農林債券	〇%
商工債券	一〇〇%
恩給債券	六五%
民債券	〇%
庶債券	〇%

現在の状態においては、この残存率が適用されることになるが今後これらの金融債券を発行した金融機関の貸付金の回収が良好である等、旧勘定資産に利益が生ずれば、これに応じてこの残存率は良化する。即ち増加することになるのであるから注意願いたい。

出所　「大蔵省発表集録」第一五八号、昭和二三年三月三一日。

(31) 金融機関の金融債券の旧勘定移換等に関するポツダム政令発令についての大蔵省発表（昭和二三年三月二七日）

大蔵省発表（昭和二十三年三月二十七日）

今回関係方面の指令により金融機関再建整備の促進、指定時金融債券の旧勘定移換等について金融機関経理応急措置法及び金融機関再建整備法の一部を次のように改めることとしこれに必要な法的措置としてポツダム政令が公布されることになった。

金融機関経理応急措置法の一部改正

一、指定時迄に発行された金融債券で額面三十円を超えるものは、これを指定時に遡って金融機関（発行者及び所有者双方共）の旧勘定に移し換える。

二、右の場合既に最終処理を完了して新旧勘定の区分の消滅した金融機関については、金融債券について新に生ずる損失を整理するため第二封鎖預金等の切捨を要する場合には、この損失整理に必要な最少限度において、新旧勘定を復活する。

三、既に中間処理を行った金融機関で所有金融債券の損失を計算した場合に既に新勘定に移した債務にも切捨額が及ぶときは、その相当金額だけを旧勘定に戻入する。

四、指定時の金融債券で額面三十円を超えるものについて指定時後行われた元利払は無効とし、その受けた元利金は三月末までに発行金融機関に返還する。

五、指定時の金融債券で額面三十円を超えるものについて指定時後行われた移転

は無効とし、移転を受けたものは三月末日までに移転したものにその金融債券を返還し、移転の際支払った対価の返還を受ける。

六、左の損失は政府においてこれを補償する。

(一)　二、による新旧勘定復活又は三、による旧勘定への戻入の場合に当該預金等の残額がその復活所要額又は戻入所要額に達しないときはその差額。

(二)　四、の場合元利金の支払を受けたものがその後解散した法人である場合にその返還不能に基く損失。

(三)　五、の場合において金融債券を移転したものがその後解散した法人である場合にその返還不能に基く損失。

金融機関再建整備法の一部改正

一、最終処理の促進に関する事項

金融機関の最終処理（新旧勘定区分の消滅）は原則として本年三月末日までに完了する。

二、未払込資本金の徴収に関する事項

(1)　日本銀行を含めた全金融機関は資本に未払込金があるときは原則として本年三月末日までに全額これを徴収する。

(2)　金融機関の損失処理のために徴収せられる未払込資本金の徴収方式は可及的に商法の一般原則に則り、従って株主の払込義務は原則として免除されないことに改める。

右の場合払込責任は第一次的には指定時株主がこれを負い、指定時株主がこれに応ぜず、その株式を処分して得た対価を払込金に充当しても尚不足するときは、指定時後の全株主（譲渡人）が第二次的に責任を負うものとする。但し昨年十一月二十七日から本年一月十五日までの間に株式を譲渡した者及び株式を取得した株主はこの限りでない。

連合国人、在外居住外国人、閉鎖機関が株主である場合には当分の間株主権の喪失等の規定は適用されない。又強制徴収に関する規定も適用されない。

三、資本全額切捨となる金融機関の措置に関する事項

旧勘定の資本の全額が切捨てられる金融機関で、今後増資して存続すべきものは、整備計画書の認可があれば最終処理完了後に増資して、増資の日に前に旧勘定に属した資本の全額を減少するものとする。

四、株式及び債券の併合に関する事項

(1)　資本の一部が切捨てられる金融機関の株式は商法その他の法令に規定する株式の金額にまで資本減少の日に株式を併合する。

併合手続は商法の規定に準ずる。

(2)　債券の一部が切捨てられる場合においても、その切捨の結果債券の金額が商法その他の法令の規定に抵触する場合には矢張り適宜これを併合する。

併合手続は株式併合の例に準ずる。

五、増減資手続等の簡略化に関する事項

(1)　増減資その他金融機関がその再建整備のためになす諸手続について再建整備法による政府の認可があったときは同時に他の法令による認可もあったものとみなす。

(2)　再建整備法による資本の減少、株式の併合若しくは消却については株主総会の決議を要しないものとする。

六、事後調整その他補足的事項

(1)　金融機関の最終処理完了後前に旧勘定に属した全資産についてその後益金が生じたときは、これを確定損負担の逆の順序で政府、切捨てられた第二封鎖預金者、株主等に返還配分するものとする。

(2)　新金融機関が旧金融機関の事業譲渡を受けた場合にも右と同様とする。

編注　本文に説明されているポツダム政令は、昭和二三年三月二七日公布政令第六三号（金融機関再建整備法の一部改正）、同政令第六四号（金融機関経理応急措置法の一部改正）である。

出所　大蔵省資料Z五二六―七―五。

(32)　最終処理の認可をめぐる司令部交渉経過

（昭和二三年四月六日銀行局銀行課）

一、最終処理方法書認可の件（昭二三、四、六銀行課長）

(一)　司令部は、興銀、勧銀について、その最終処理方法書を個々の貸付、社債、仮勘定の内訳等に至るまで、仔細に点検し、漸く興銀の債券切捨率八〇%、勧銀の切捨率零と決定するに至り、而も猶、その正式承認は、司令部内部における手続の完了を待てということで、大体今週中に、右二行の正式承認を得られる予定である。

(二)　司令部においては、興銀、勧銀以外も直接詳細調査をしたい意向であるが、事実上時間的に不可能であるから、八大銀行については、興銀、勧銀の場合と同様、ロビンソン、ケーグルの両氏が、五信託については、ショー、ウオラーの両氏が興銀等の場合と同様、一つ一つについて詳細に検討し、その結果、中には、表の作り方（記載及び計理方法）について不完全なものがあり、再三度に亘り調査を行っている。

(三)　右のような次第で、去る三月三十日に至り、ビープラットより、次のような決定があった。

「八銀行について鋭意調査をしているが、中には説明の解らぬものもあり、又内容のウィークなものもある。我々は「大蔵省の含みまでであるが」、ドレーパーミッションの外資導入に関連して、この際金融機関特に銀行の内容を極めて健全にする必要がある。然るに八銀行について右のような事情であるから、極力早く最終処理を完了したいことは山々であるが、最長四月末まで最終処理の調査を延期したい。これに伴ってディレクテブを出す。」

(四)　右に関連して、事実上の最終処理完了の正式承認は四月中に行われても、新旧勘定の合併は、三月末現在で行われることとなり、この結果、登記期限の延長に関する再建整備法の改正を行うことに司令部の了解を得た。

(五)　司令部の八銀行検討の結果の意見は、大体次のようである。

(イ)　特経会社、特に集中排除指定会社に対する債権は確実に回収できるか甚だ疑問である。

(ロ)　特経会社以外の会社に対する貸金も、外資導入、企業整備等があれば、今後何の程度回収できるか不明である。

(ハ)　一度零に評価したものについて評価益を出すのは此の際としては不健全である。（例えば、生活安定資金貸出その他の若干の貸出）

(ニ)　海外店舗に対する負債について、切捨を行う場合は、それに相応する見合をとるべきである。

(ホ)　暖簾代は全額消却すべきである。

(ヘ)　将来剰余がでれば、第二封鎖預金者に返すのであるから銀行はできるだけ切って、保守的消極的に最終処理を行うべきである。

(ト)　住友銀行はウィークである。

(チ)　次で、昨月晦（四月五日）ロビンソン及びケーグル両氏から、大蔵省及び日銀の八銀行の最終処理方法書に対する意見如何との質問を受けたので、大蔵省としては、

(イ)　各銀行は、実際上、指定以上に消却したり又計上していない隠れた準備金を多額に持っているが、

(ロ)　これらの真の準備金の総額は、指定会社、特経会社の貸金等に対して充分である。

(ハ)　従って大蔵省としては、各行の最終処理方法書でよいと思うが、これを木曜日に文書で以て説明したい。

と回答し、日銀からは、別に各個口貸出金の消却の可否という点から意見書を出されることとなった。

(リ)　なお、司令部においては、右大蔵省及び日銀の意見に対して、疑問のある点は、直接各行から更に説明を徴することとなった。

(ヌ)　次で、地方銀行については、司令部において様式と審査基準を示される

ことなっているが、大体様式については、打合せは済んでいるが、基準は未だ決定されていないが、結局指定会社、特経会社及び総貸金に対して或る程度の割合の準備金を置くということになると思われ、銀行によっては、資本金及び第二封鎖預金の切捨率が変ってくるものもあり得ると思われる。

出所　大蔵省資料Z五二六―七―七。

(33) 銀行の配当許可制と再建整備の関連に関する司令部との会談要旨愛知銀行局長メモ（昭和二三年四月一三日）

銀長二

二三、四、一三　愛知

ロビンソン、ケーグルとの会談要旨

（西原、黒川　同席）

銀行の配当問題に付て、求めに依り往訪。要旨左の通り。

一、銀行方面に新旧勘定合併後、株主に対する配当を計画し、且中には之を発表したものもある由だが、司令部としては右計画は好ましくない。其の理由は

(1) 最終処理に依って第二封鎖預金者の預金は甚大な打撃を受けたるに対し、独り株主のみ配当を受けることは思はしくない。

(2) 特に銀行が充分なるリザーヴを作り上げる迄は、株主への配当を企てるべきではない。斯の如きは金融機関のサウンドネスを害ふものである。

尚、東京銀行等が、配当を企て居るのに大蔵省が認可を与へたのかどうか、又、司令部の意見に対し、大蔵省は如何に考へるか。

二、右に対し、当方より

(1) 第二封鎖預金者との権衡云々は、旧勘定処理の問題であって、新勘定に於て経営が健全であれば配当を抑止すべき理由はない。

(2) 一般に配当制限令は既に撤廃せられ、銀行でも東京銀行の如く設立当初に覚書に依る拘束あるもの、制限会社としての拘束を受けるもの以外に、大蔵省として法的に配当を制限する根拠はない。ありとすれば商法に依るタコ配当の禁止のみである。

(3) 尤も、東京銀行に付ては第二期以後は許可をして居ないし、他の銀行から未だ具体的の計画もきいて居ない。

(4) 更に、新旧勘定合併後、司令部の方針に依り銀行の増資額は多い程良いと指示されて居る以上、銀行当事者としては、配当を考へることは自然の成行きである。

(5) 一般的に、特に銀行の配当に付て厳格な規制を加へる必要があるならば、金融業法に必要の規定を入れることを考へるのが適当であらう。

と答へた。

三、右の当方意見に対し

(1) (4)の点は相当に考へてやらねばならぬことは分るが、それよりも一に述べた原則が優先するものであり、第二封鎖の顧客も新勘定の預金者も大体に於て同じカテゴリーに属するものと思ふ。

(2) 更に、大蔵省は、少くとも銀行の健全性に対し道義的な責任を持つ以上、配当制限又は禁止を為すべきである。

(3) 金融業法に規定をするのは結構だが、それ迄の間に於ても適宜行政的な措置をすべきである。

と云ふ先方の意見であり

四、当方より之は民主的なやり方ではないが、やれと云はれれば事実上銀行側へ話しを付けることは当面の処では可能であらう。ただ将来もずっとといふことになると重大問題であり、簡単には答へられない。

と答へた。

五、結局先方は、希望としては、再建整備の認可の条件として、一般的に銀行の配当は九月及来年三月迄は大蔵省の承認を得させることにしてほしいとのことであり、当方は此の九月迄にして呉れといったのに対し、来年三月迄是非そうして欲しいといふことであった。

更に、金融業法に挿入すべき規定に付ては、双方で議を練ることにした。

編注　本文は、愛知銀行局長のペン書きのメモである。

出所　大蔵省資料Z五二六―七―七。

(34) 地方銀行最終処理認可基準についての十三日会における ロビンソン氏談（昭和二三年四月一四日）

四月十四日ロビンソン氏談（仮訳）

去る一月、諸君銀行家と会合して地方銀行再建のある面について論議するを得たことは私の欣快と存ずる処であるが、今日亦我々すべてにとって頗る重要なる問題を検討する別の機会を得て、喜ばしく存じて居る次第である。

地方銀行のみならず日本の全金融機関につき三月末日迄に新旧両勘定併合を完了せしめようというのが大蔵省並びに我々連合軍司令部当局の意見であった。大蔵省及び連合軍司令部金融当局は大いに努力した。又、私は諸君の多くが、〝徹夜〟の努力をし最終処理計画説明のため東京に代表者を送るべく非常な努力を払われたことを了知している。

数行の最終処理方法書を検討した結果、急速な処理をするということは大切であるが、それは往々にして、銀行損失の最終処理の結果として健全な銀行を創成せんとする我々の意図を失敗に帰せしめ勝ちになるという結論に到達した。よって最終処理計画認可期間を三十日延長し、しかも認可は三月末日に遡及せしめることとしたのである。

諸君は、銀行家として、業界のいかなる変動にも耐え得る健全なる銀行を造出する方策を講ずる最高責務を、諸君の銀行並びにその預金者に対して負っている。諸君は各々祖国に対し、日本国の経済的復興に逆効果を及ぼさないように良くその業務を遂行するよう取り計う責務を負っている。その責務たるや、銀行家としての諸君が、諸君が占むる地位の故に背負わなければならない重荷である。諸君は、将来において一銀行の失敗は他銀行の生命に影響を及ぼすものであることを充分、了知せられている。蓋し、一銀行の取付は燎原の火の如く拡がるであろう故にである。従って、諸君は、曾に諸君の預金者及び祖国に対して責務を有するのみならず、復興計画に役割を演じつつある他の全銀行に対しても亦責務を有するというべきである。私は、叙上の点を、その重要性はいくら強調しても強調しすぎることはないが故に力説する次第である。

最終処理方法書の作成にあたって私は、多くの銀行が、その将来の確実性を危くする程度に迄面子を保全しようと努めたかの如く感ずる。私は、現在の状況は銀行の経営を誤ったことに因るものではなく、健全な銀行業務の遂行とは直接関係のない一連の事情によるものであるという考え方をすべきであると思料する。金融機関再建整備法の結果、諸君は今や不良貸出を消却し、実際、新たなる構想を以て出発し得る状況にある。現在こそこの機会が諸君に提供される唯一の機会なのであり、而して我々は銀行を将来支払不能に導くような浅薄な基礎の上に再編成させることを絶対に欲しない。従って、私は、諸君が旧勘定に属する貸出、証券その他の資産及び負債の分析に当っては、健全な控え目の判断を行われんことを心より希望する。僥倖を頼んではならない。控え目な方面で間違いを冒したにしても、諸君の預金の切捨率はいつでも減じ得るし、銀行には害がない。もし諸君が危険を冒しあやまりをするならばその違は訂正する事が出来ない。さらに資本構成を破壊し、破産にさえ陥る様な損失を生ずるであろう。

したがって、私は次の原則を勧奨する。

一、バランスシートにノレン代を計上してはならない。非常事態が起った場合にノレンは売ることができないからである。

二、指定会社に対する貸出金を過大評価してはならない。指定会社から百%の償還を信ずる場合も、少くとも、二年以内に償還される額に付ては十%、二年以後に償還される額に付ては十五%の消却を行わなければならない。

三、銀行家である諸君が或る貸出金を消却したときは、たんに法律がそうすることを認めているからと言ってそれを復活させてはならない。銀行家としての判断を有する銀行家として行動せよ。

様式を作り出す統計家として行動してはならない。

四、もし諸君が或る証券が無価値であり又はその価値が殆ど無いと思うならば今その損失を処理し、その処理を後日に延ばしてはならない。

五、他の銀行が如何にしようとしているかに基いて判断し諸君の状態を危険に瀕

せしめてはならない。もし諸君が資本金を百%切捨て、預金を七〇%以上切捨てるべきであると思うならば公正にそのような切捨を行わなければならない。各々の銀行は、夫々別箇のものであるからその様に取扱わなければならない。したがって他の銀行がどのようにするかと言うことに基いて諸君の計画を樹てようとすることは賢明ではない。

六、近き将来において株式に配当をしようとする計画を立ててはならない。銀行のうちにはすでにこの問題に付て私の所に話をもって来たものもある。預金者に損失を負担させその後間も無く必要なリザーブの分前を株主に受けしめると言うようなことは最も賢明ではない。我々は基本的な配当政策に付て大蔵省と相談している。それは間も無く発表されるであろう。

最近地方銀行の最終処理認可基準の示唆が私に提出された。簡単にいえばその基準は次のようである。

一、現行法律に一致すること
二、計画を控目にすること
三、新旧勘定併合の後、其の業務を健全に遂行できること
四、必要に応じて増資すること

以上の計画は真の基準ではなく、究極の目的に達する手続にすぎない。結局（諸君の所謂再建整備は根本的にその様な基準に基かないで）私が今朝指摘したような方策を考慮すべきである。もし以上のような示唆の結果諸君が最終処理計画に変更を加えるべきであると思うならば今その変更を加えて、改訂した計画を大蔵省に提出すべきである。まだその時間はある。そうすれば諸君の祖国、預金者及び他の銀行は諸君に感謝することを確信する。

編注　本文に付されている「4/14 Mr. Robinson 十三日発」と題する愛知銀行局長の筆記は、本文と内容が同じなので、本文はロビンソンが地方銀行代表に対して行った講演の訳と推定される。

出所　大蔵省資料Z五二六―五―一八。

(35)　八大銀行の最終処理方法書の改訂について

（昭和二三年四月二〇日頃銀行局）

八銀行の最終処理方法書の改訂について

一、八銀行の最終処理についても、さきにE・S・S・から地方銀行に指示された基準を適用するよう、指示されたが、八銀行の中には、その第二封鎖預金の切捨率を、提案している割合に合致せしめるために、当然資産に計上せらるべきものを計上していないものもある。これらのものは、当然資産に計上せらるべきものであって、もし、その回収について危険性があるならば、負債勘定に適当なる見合の留保をとって置くべきであると考えられる。従って、大蔵省としては、八銀行の最終処理方法書を、別紙基準によって改訂せしめこの改訂案について更に検討を加えることとしたいと思う。

（以下省略――編者）

（別紙）

八大銀行最終処理基準

一、暖簾代を貸借対照表に計上してはならない。
二、指定会社に対する貸付金は評価損のないものについても、一年以上二年以内に償還せられる金額については少くとも一〇パーセント、三年以後に償還せられる金額については少くとも一五パーセントの消却をしなければならない。（クッション・リザーブ）
三、銀行家としての判断に基いて消却した貸付金については、単に法律がそれを認めているからという理由で、再計上してはならない。但し、この場合においては、その消却した貸付金の状態を明かにしておかなければならない。
四、無価値の又は殆んど価値のない有価証券については、それぞれその価値に応じて、消却しなければならない。
五、最終処理方法書において切捨てた在外負債については、その切捨てた在外負債の額に見合う資産を留保しておかなければならない。
六、法律の規定に従って旧勘定に属するすべての資産及び利益を計上すると同時に、銀行家としての判断上必要があるときは、十分なリザーブをとっておくものとする。

備考

第二封鎖預金者その他の債権者の利益を保護するため銀行の資産及び負債状態を硝子箱の中に置き同時に銀行をして将来における銀行業務の健全性を維持するため十分なリザーブを留保せしめることが、最も希ましいものと考える。

編注　本文には日付けがないが、「八大銀行最終処理基準」の英訳が四月二〇日付で作成されており、その訳文を修正したものが四月二二日付で作成されている（大蔵省資料Z五二六―七―七所収）ので、その前後に本文の線で司令部と交渉したと思われる。

出所　大蔵省資料Z五二六―七―七。

(36)　金融機関の最終処理についての報告

（昭和二三年五月一日銀行局銀行課）

銀行課報告（五月一日）

一、八大銀行最終処理については、先に地銀に適用したと同一の基準（ノレン代消却、クッションリザーブ新設、再計上消却債権の再消却、在外負債切捨額見合金の設定、その他閉鎖機関指定等による新規損金の計上並びに、三月末までの収入済未払込株金、証券処分益等確定益の計上）により一月十日大蔵省提出の最終処理方法書を修正した改訂案（東海神戸については右の外貸金残額の二%のエキストラリザーブを設け、又生活安定資金は特に全額復活計上）を、左の通り第二封鎖預金切捨率を司令部に提出した結果、概ね本件にてOKとなれり

	旧切捨率	新切捨率
帝国	七〇%	七六%
三菱	七〇	七〇
住友	七〇	七七

但し資本金は九三%切捨

安田	五五	六一
三和	六八	六九
野村	六五	六六
東海	四三	四五
神戸	六五	六八

二、但し司令部においては、損失負担者の利益を保護するため旧勘定資産については厳重に信託的管理を要すとの意向にて詳細なる経理要領を司令部と協議決定し、これを附帯条件として正式認可をなすべしとのことにて従って正式認可は、各銀行において、改訂最終方法書を提出し、これに対しこの附帯条件を附して行うこととなる

三、司令部は、右附帯条件を国民に周知徹底せしむべしとの意向なるも各行の切捨率の発表は差控えるべしとの意向なり

四、なお、銀行の最終処理認可期限は、更に五月十五日まで猶予せられたり

編注　本文の二に述べられている損失負担者の利益を保護するための最終処理方法書正式認可の付帯条件は、五月五、六日頃（日付なし）一五項目にわたり司令部から提示されたが、五月七日の愛知・ロビンソン会談で、英文での提出文書の数を減少する、配当は時期を明示せず大蔵省の認可とするなどの条件緩和を交渉し、五月一一日、若干の条件緩和を容れた一六項目の提案がもたらされたが、これは五月一四日に大蔵省から発表（後掲資料(38)）されたので省略する（大蔵省資料Z五二六―七―七）。

出所　大蔵省資料Z五二六―七―七。

(37)　最終処理後の増資についての司令部方針

（昭和二三年五月五日銀行局）

最終処理後の増資方針（昭二三、五、五）

標記の件については、GHQにおいて、左記の通り取扱いたい旨であって、本件に準拠する限り地方銀行については、大蔵省限り取扱い差支えないとのことであ

る。

一、銀行、信託会社は、極力資本の充実を図るものとしその純資産から国債、手許現金及び日銀預ケ金を控除した残額（以下リスクアセッツという）に対し一〇%以上になるように増資すること。

二、この目的を達成するため、いわゆる Authorized Capital System のない今日としては過渡的に次の措置をとることとする。

(一)　二回の増資総会を引続き開くことを原則とする。

(二)　第一回の増資総会においてはリスクアセッツの五%以上相当額になるよう増資額を決定すると共に、同時に増資の目標はリスクアセッツの一〇%以上であることを声明し、募集の結果右決定額以上に応募があった場合には引続き開催する第二回総会において募入外れ分相当額を増資することを表明すること。

(三)　第一回増資株募集の結果募集額に対する応募額の過不足については引続き開催する第二回増資総会において次の手続をとること。

(イ)　募入はずれのあったときはその相当額だけ再増資の決議をする。
但し最高額はリスクアセッツの一〇%にとどめて差支えない。

(ロ)　応募額が募集額に満たなかったときは増資額を応募額に減額する決議をする。

(四)　第一回及び第二回増資に関する報告総会を同時に開催し（但し順序として報告は各別に引続いて行うこと）、しかる後登記する。

備考　リスクアセッツは三月末の新旧併合勘定によって計算する。

出所　大蔵省資料Z五二六―七―七。

(38)　金融機関の最終処理に関する大蔵省発表

（昭和二三年五月一四日）

大蔵省発表（昭和二十三年五月十四日）

金融機関の最終処理については、先年末以来各般の情勢に鑑みて、将来における金融機関の健全性を更に確実にするために、新たな見地から種々の再検討が加えられて来たが、逐次これが検討を終了し、この程概ね最終処理方法書の確定を見るに至った。而して今回の金融機関の最終処理は、金融機関の健全性を増加するために、右のように特に確実な上にも確実を期したので、右最終処理に当っては、第二封鎖預金者等損失を負担した者の将来における利益を保護するために、別紙のような条件を附して認可することにした。この条件のうち特に旧勘定に属していた資産については、各金融機関において全幅の努力をして回収恢復に努め、将来生じた利益を、今回切捨てられた第二封鎖預金者及び金融債券所有者等に返済されることになっていることに特に留意を願いたい。

なお、さきに金融機関所在の金融債券の旧勘定移換の関係で、昨年第二封鎖預金等のうちから第一封鎖預金等に移し換えられたものを金融機関が支払う場合には、大蔵大臣の許可を要することとした本年二月の大蔵省令第十四号は、右の最終処理に伴い、五月十五日以降これを廃止することとしたから、最終処理の後に残存した第二封鎖預金等は、総べて第一封鎖預金等となり、従来の他の第一封鎖預金等と同様に取り扱われる。

一、金融機関（保険会社を除く。以下同じ）は、確定損を負担した預金者その他の債権者に対し、各別にこの認可による最終処理方法を別紙雛形により書面で通知すること。

二、金融機関は、減価消却をした債権については、最善の努力を以て、これが回収に努めること。

三、金融機関は、左の書類を各別に整備し置き、その写（イ乃至ニに掲げる明細書については英訳文を、ホ乃至トに掲げる明細書については邦文にても可）二通を大蔵省に、一通を日本銀行に提出すること。

イ　評価減を生じた旧勘定の貸出金の明細書

ロ　評価減をした旧勘定の有価証券の明細書

ハ　前各号以外の評価減をした債権の明細書

前各号については、その各資産の総額、減価額及び残額を明瞭に記載し置くこと。

ニ　評価減をしない貸出金及び有価証券の明細書

ホ　確定損を負担した株主の氏名、住所及びその負担額の明細書

ヘ　確定損を負担した預金者その他の整理債務の債権者の氏名、住所並びにその原債権額、確定損負担額及び残存額の明細書

ト　確定損を負担した指定債務の債権者の氏名、住所並びにその原債権額、確定損負担額及び残存額の明細書

四、金融機関は、新旧勘定の区分の消滅の際に旧勘定に属した資産及び負債（第一封鎖預金に移し換えられた分を除く。）について再建整備調整勘定を設けると共に当該資産負債及びその損益の異動についてはこれを明らかにして置くこと。

五、金融機関は、再建整備調整勘定の利益金を随時新に設けられる債権者委員会の推奨を得た上これを証する書面を添え大蔵省銀行局長の承認を受けて、金融機関再建整備法第三十七条の規定に従い、これを処分すること。

六、金融機関は、再建整備調整勘定の利益金は、これを再建整備調整勘定以外の一般勘定に流用し又は移し換えてはならないこと。

七、金融機関は、一般勘定の資産及び負債を再建整備調整勘定に又は再建整備調整勘定の資産又は負債を一般勘定に移し換えてはならないこと。

八、金融機関は、前に旧勘定に属した有価証券、動産、不動産を不当に売却し又は交換する等確定損負担者を詐害するような詐欺的手段によって、確定損負担者の利益を害してはならないこと。

再建整備調整勘定存置の間、金融機関は、右の資産を処分しようとするときは予め債権者委員会の推奨を得且これを証する書面を添え大蔵省銀行局長の承認を受けることを要すること。

九、金融機関は、新旧勘定の区分消滅後六箇月毎に再建整備調整勘定の損益計算書を、本店及び支店の店頭に公告しなければならないこと。

一〇、昭和二十三年三月三十一日において旧勘定に属した預金者その他の債権者及び知れたる社債権者（登録社債の社債権者を含む。）の再建整備調整勘定の利益金に対する受益権は、これを譲渡することができないこと。再建整備調整勘定に生ずる利益金は、昭和二十三年三月三十一日現在の預金者その他の債権者に分配しなければならない。

一一、金融機関並びにその役員（相談役、顧問等を含む。以下同じ）及び職員その他の従業員は、確定損負担者が有する自己又は他の金融機関の再建整備調整勘定に生ずる利益金の分配を受ける権利を、譲受け又はこれを要求し若しくは約束してはならないこと。

金融機関並びにその役員及び職員その他の従業員は、自己又は他の金融機関の再建整備調整勘定に生ずる利益金の分配を理由として、確定損負担者から手数料その他の報酬を収受し又はこれを要求し若しくは約束してはならないこと。

一二、金融機関は、その他調整勘定の経理については、大蔵省銀行局長の指示に従うこと。

一三、金融機関は、経常益金以外の資金による株主配当は、これをしてはならない。株主配当をするときは予め大蔵省銀行局長の承認を受けること。

一四、金融機関は、法律及び連合国最高司令官の覚書に従い、可及的速かに増資を行い、以て資本の充実を図ること。

一五、前各項について承認が与えられる前に、金融機関が当該事項を忠実に履行したか否かについては大蔵省において審査又は検査を行うこと。

一六、金融機関は、確定損負担者の利益のために、以上の事項に従い、誠意を以てその義務を履行しなければならないこと。

金融機関は、如何なる方法を以てするも以上の事項に違反したときは、金融機関再建整備法に違反したものとみなされ、同法の罰則の適用があるものとする。

（一に記載の別紙雛形省略――編者）

編注　本文の別紙一六項目の条件は、五月一一日に司令部から提示されたもの（前掲資料(36)の編注参照）。

出所　大蔵省資料Z五二六―七―七。

動産を処分するあるいは、債権著売会の同意を得、且つ政府の認可を受けなければならないこと。その他の営業、資産の運用又は財務に関する重要な事項で政令で定めるもの

（ロ）金融機関の役員の役職員の兼職の制限に関する政府命令に違反したとき、又は、前号の規定による命令に違反したとき。

（ハ）金融機関又はその役職員その他の従業員が、その業務に関して法令又は定款に違反したとき。

（ニ）金融機関の日歩定による利息の制限に関する法律（大正十年法律第百号）第一条第一項の規定に違反して利息を受け、又は同法第二条の規定に違反して賠償額の予定をしたとき。

（ホ）前各号の場合のほか、金融機関の業務又は財産の状況に照らして、その業務の健全な運営を確保するため必要があると認めるとき。

2　大蔵大臣は、前項の規定による命令をしようとするときは、あらかじめ、内閣総理大臣に協議しなければならない。

3　大蔵大臣は、第一項の規定による命令をしようとするときは、あらかじめ、金融機関再建整備審議会の意見を聴かなければならない。

4　大蔵大臣は、第一項の規定による命令をしたときは、その旨を内閣総理大臣に報告しなければならない。

5　大蔵大臣は、第一項の規定による命令をしたときは、その旨を公告しなければならない。

6　第一項の規定による命令に違反した者は、一年以下の懲役又は五千円以下の罰金に処する。

7　第一項の規定による命令に違反した金融機関の役職員は、二千円以下の過料に処する。

8　第一項の規定による命令に違反した者が、金融機関の役職員であるときは、その金融機関も、前項と同一の過料に処する。

9　第一項の規定による命令に違反した者が、金融機関の役職員であるときは、その金融機関の役職員も、第六項と同一の罰金に処する。

10　第一項の規定による命令に違反した者が、金融機関の役職員であるときは、その金融機関の役職員も、第七項と同一の過料に処する。

11　第一項の規定による命令に違反した者が、金融機関の役職員であるときは、その金融機関の役職員も、第八項と同一の過料に処する。

12　第一項の規定による命令に違反した者が、金融機関の役職員であるときは、その金融機関の役職員も、第九項と同一の過料に処する。

13　第一項の規定による命令に違反した者が、金融機関の役職員であるときは、その金融機関の役職員も、第十項と同一の過料に処する。

14　第一項の規定による命令に違反した者が、金融機関の役職員であるときは、その金融機関の役職員も、第十一項と同一の過料に処する。

15　第一項の規定による命令に違反した者が、金融機関の役職員であるときは、その金融機関の役職員も、第十二項と同一の過料に処する。

16　第一項の規定による命令に違反した者が、金融機関の役職員であるときは、その金融機関の役職員も、第十三項と同一の過料に処する。

17　第一項の規定による命令に違反した者が、金融機関の役職員であるときは、その金融機関の役職員も、第十四項と同一の過料に処する。

18　第一項の規定による命令に違反した者が、金融機関の役職員であるときは、その金融機関の役職員も、第十五項と同一の過料に処する。

19　第一項の規定による命令に違反した者が、金融機関の役職員であるときは、その金融機関の役職員も、第十六項と同一の過料に処する。

20　第一項の規定による命令に違反した者が、金融機関の役職員であるときは、その金融機関の役職員も、第十七項と同一の過料に処する。

21　第一項の規定による命令に違反した者が、金融機関の役職員であるときは、その金融機関の役職員も、第十八項と同一の過料に処する。

22　第一項の規定による命令に違反した者が、金融機関の役職員であるときは、その金融機関の役職員も、第十九項と同一の過料に処する。

23　第一項の規定による命令に違反した者が、金融機関の役職員であるときは、その金融機関の役職員も、第二十項と同一の過料に処する。

24　第一項の規定による命令に違反した者が、金融機関の役職員であるときは、その金融機関の役職員も、第二十一項と同一の過料に処する。

25　第一項の規定による命令に違反した者が、金融機関の役職員であるときは、その金融機関の役職員も、第二十二項と同一の過料に処する。

26　第一項の規定による命令に違反した者が、金融機関の役職員であるときは、その金融機関の役職員も、第二十三項と同一の過料に処する。

27　第一項の規定による命令に違反した者が、金融機関の役職員であるときは、その金融機関の役職員も、第二十四項と同一の過料に処する。

28　第一項の規定による命令に違反した者が、金融機関の役職員であるときは、その金融機関の役職員も、第二十五項と同一の過料に処する。

29　第一項の規定による命令に違反した者が、金融機関の役職員であるときは、その金融機関の役職員も、第二十六項と同一の過料に処する。

30　第一項の規定による命令に違反した者が、金融機関の役職員であるときは、その金融機関の役職員も、第二十七項と同一の過料に処する。

31　第一項の規定による命令に違反した者が、金融機関の役職員であるときは、その金融機関の役職員も、第二十八項と同一の過料に処する。

32　第一項の規定による命令に違反した者が、金融機関の役職員であるときは、その金融機関の役職員も、第二十九項と同一の過料に処する。

33　第一項の規定による命令に違反した者が、金融機関の役職員であるときは、その金融機関の役職員も、第三十項と同一の過料に処する。

34　第一項の規定による命令に違反した者が、金融機関の役職員であるときは、その金融機関の役職員も、第三十一項と同一の過料に処する。

35　第一項の規定による命令に違反した者が、金融機関の役職員であるときは、その金融機関の役職員も、第三十二項と同一の過料に処する。

36　第一項の規定による命令に違反した者が、金融機関の役職員であるときは、その金融機関の役職員も、第三十三項と同一の過料に処する。

37　第一項の規定による命令に違反した者が、金融機関の役職員であるときは、その金融機関の役職員も、第三十四項と同一の過料に処する。

38　第一項の規定による命令に違反した者が、金融機関の役職員であるときは、その金融機関の役職員も、第三十五項と同一の過料に処する。

39　第一項の規定による命令に違反した者が、金融機関の役職員であるときは、その金融機関の役職員も、第三十六項と同一の過料に処する。

40　第一項の規定による命令に違反した者が、金融機関の役職員であるときは、その金融機関の役職員も、第三十七項と同一の過料に処する。

41　第一項の規定による命令に違反した者が、金融機関の役職員であるときは、その金融機関の役職員も、第三十八項と同一の過料に処する。

42　第一項の規定による命令に違反した者が、金融機関の役職員であるときは、その金融機関の役職員も、第三十九項と同一の過料に処する。

43　第一項の規定による命令に違反した者が、金融機関の役職員であるときは、その金融機関の役職員も、第四十項と同一の過料に処する。

44　第一項の規定による命令に違反した者が、金融機関の役職員であるときは、その金融機関の役職員も、第四十一項と同一の過料に処する。

45　第一項の規定による命令に違反した者が、金融機関の役職員であるときは、その金融機関の役職員も、第四十二項と同一の過料に処する。

46　第一項の規定による命令に違反した者が、金融機関の役職員であるときは、その金融機関の役職員も、第四十三項と同一の過料に処する。

47　第一項の規定による命令に違反した者が、金融機関の役職員であるときは、その金融機関の役職員も、第四十四項と同一の過料に処する。

48　第一項の規定による命令に違反した者が、金融機関の役職員であるときは、その金融機関の役職員も、第四十五項と同一の過料に処する。

49　第一項の規定による命令に違反した者が、金融機関の役職員であるときは、その金融機関の役職員も、第四十六項と同一の過料に処する。

50　第一項の規定による命令に違反した者が、金融機関の役職員であるときは、その金融機関の役職員も、第四十七項と同一の過料に処する。

51　第一項の規定による命令に違反した者が、金融機関の役職員であるときは、その金融機関の役職員も、第四十八項と同一の過料に処する。

52　第一項の規定による命令に違反した者が、金融機関の役職員であるときは、その金融機関の役職員も、第四十九項と同一の過料に処する。

53　第一項の規定による命令に違反した者が、金融機関の役職員であるときは、その金融機関の役職員も、第五十項と同一の過料に処する。

54　第一項の規定による命令に違反した者が、金融機関の役職員であるときは、その金融機関の役職員も、第五十一項と同一の過料に処する。

55　第一項の規定による命令に違反した者が、金融機関の役職員であるときは、その金融機関の役職員も、第五十二項と同一の過料に処する。

56　第一項の規定による命令に違反した者が、金融機関の役職員であるときは、その金融機関の役職員も、第五十三項と同一の過料に処する。

57　第一項の規定による命令に違反した者が、金融機関の役職員であるときは、その金融機関の役職員も、第五十四項と同一の過料に処する。

58　第一項の規定による命令に違反した者が、金融機関の役職員であるときは、その金融機関の役職員も、第五十五項と同一の過料に処する。

59　第一項の規定による命令に違反した者が、金融機関の役職員であるときは、その金融機関の役職員も、第五十六項と同一の過料に処する。

60　第一項の規定による命令に違反した者が、金融機関の役職員であるときは、その金融機関の役職員も、第五十七項と同一の過料に処する。

61　第一項の規定による命令に違反した者が、金融機関の役職員であるときは、その金融機関の役職員も、第五十八項と同一の過料に処する。

62　第一項の規定による命令に違反した者が、金融機関の役職員であるときは、その金融機関の役職員も、第五十九項と同一の過料に処する。

63　第一項の規定による命令に違反した者が、金融機関の役職員であるときは、その金融機関の役職員も、第六十項と同一の過料に処する。

64　第一項の規定による命令に違反した者が、金融機関の役職員であるときは、その金融機関の役職員も、第六十一項と同一の過料に処する。

65　第一項の規定による命令に違反した者が、金融機関の役職員であるときは、その金融機関の役職員も、第六十二項と同一の過料に処する。

66　第一項の規定による命令に違反した者が、金融機関の役職員であるときは、その金融機関の役職員も、第六十三項と同一の過料に処する。

67　第一項の規定による命令に違反した者が、金融機関の役職員であるときは、その金融機関の役職員も、第六十四項と同一の過料に処する。

68　第一項の規定による命令に違反した者が、金融機関の役職員であるときは、その金融機関の役職員も、第六十五項と同一の過料に処する。

69　第一項の規定による命令に違反した者が、金融機関の役職員であるときは、その金融機関の役職員も、第六十六項と同一の過料に処する。

70　第一項の規定による命令に違反した者が、金融機関の役職員であるときは、その金融機関の役職員も、第六十七項と同一の過料に処する。

71　第一項の規定による命令に違反した者が、金融機関の役職員であるときは、その金融機関の役職員も、第六十八項と同一の過料に処する。

72　第一項の規定による命令に違反した者が、金融機関の役職員であるときは、その金融機関の役職員も、第六十九項と同一の過料に処する。

73　第一項の規定による命令に違反した者が、金融機関の役職員であるときは、その金融機関の役職員も、第七十項と同一の過料に処する。

74　第一項の規定による命令に違反した者が、金融機関の役職員であるときは、その金融機関の役職員も、第七十一項と同一の過料に処する。

75　第一項の規定による命令に違反した者が、金融機関の役職員であるときは、その金融機関の役職員も、第七十二項と同一の過料に処する。

76　第一項の規定による命令に違反した者が、金融機関の役職員であるときは、その金融機関の役職員も、第七十三項と同一の過料に処する。

77　第一項の規定による命令に違反した者が、金融機関の役職員であるときは、その金融機関の役職員も、第七十四項と同一の過料に処する。

78　第一項の規定による命令に違反した者が、金融機関の役職員であるときは、その金融機関の役職員も、第七十五項と同一の過料に処する。

79　第一項の規定による命令に違反した者が、金融機関の役職員であるときは、その金融機関の役職員も、第七十六項と同一の過料に処する。

80　第一項の規定による命令に違反した者が、金融機関の役職員であるときは、その金融機関の役職員も、第七十七項と同一の過料に処する。

81　第一項の規定による命令に違反した者が、金融機関の役職員であるときは、その金融機関の役職員も、第七十八項と同一の過料に処する。

82　第一項の規定による命令に違反した者が、金融機関の役職員であるときは、その金融機関の役職員も、第七十九項と同一の過料に処する。

83　第一項の規定による命令に違反した者が、金融機関の役職員であるときは、その金融機関の役職員も、第八十項と同一の過料に処する。

84　第一項の規定による命令に違反した者が、金融機関の役職員であるときは、その金融機関の役職員も、第八十一項と同一の過料に処する。

85　第一項の規定による命令に違反した者が、金融機関の役職員であるときは、その金融機関の役職員も、第八十二項と同一の過料に処する。

86　第一項の規定による命令に違反した者が、金融機関の役職員であるときは、その金融機関の役職員も、第八十三項と同一の過料に処する。

87　第一項の規定による命令に違反した者が、金融機関の役職員であるときは、その金融機関の役職員も、第八十四項と同一の過料に処する。

88　第一項の規定による命令に違反した者が、金融機関の役職員であるときは、その金融機関の役職員も、第八十五項と同一の過料に処する。

89　第一項の規定による命令に違反した者が、金融機関の役職員であるときは、その金融機関の役職員も、第八十六項と同一の過料に処する。

90　第一項の規定による命令に違反した者が、金融機関の役職員であるときは、その金融機関の役職員も、第八十七項と同一の過料に処する。

91　第一項の規定による命令に違反した者が、金融機関の役職員であるときは、その金融機関の役職員も、第八十八項と同一の過料に処する。

92　第一項の規定による命令に違反した者が、金融機関の役職員であるときは、その金融機関の役職員も、第八十九項と同一の過料に処する。

93　第一項の規定による命令に違反した者が、金融機関の役職員であるときは、その金融機関の役職員も、第九十項と同一の過料に処する。

94　第一項の規定による命令に違反した者が、金融機関の役職員であるときは、その金融機関の役職員も、第九十一項と同一の過料に処する。

95　第一項の規定による命令に違反した者が、金融機関の役職員であるときは、その金融機関の役職員も、第九十二項と同一の過料に処する。

96　第一項の規定による命令に違反した者が、金融機関の役職員であるときは、その金融機関の役職員も、第九十三項と同一の過料に処する。

97　第一項の規定による命令に違反した者が、金融機関の役職員であるときは、その金融機関の役職員も、第九十四項と同一の過料に処する。

98　第一項の規定による命令に違反した者が、金融機関の役職員であるときは、その金融機関の役職員も、第九十五項と同一の過料に処する。

99　第一項の規定による命令に違反した者が、金融機関の役職員であるときは、その金融機関の役職員も、第九十六項と同一の過料に処する。

100　第一項の規定による命令に違反した者が、金融機関の役職員であるときは、その金融機関の役職員も、第九十七項と同一の過料に処する。

101　第一項の規定による命令に違反した者が、金融機関の役職員であるときは、その金融機関の役職員も、第九十八項と同一の過料に処する。

102　第一項の規定による命令に違反した者が、金融機関の役職員であるときは、その金融機関の役職員も、第九十九項と同一の過料に処する。

103　第一項の規定による命令に違反した者が、金融機関の役職員であるときは、その金融機関の役職員も、第百項と同一の過料に処する。

104　第一項の規定による命令に違反した者が、金融機関の役職員であるときは、その金融機関の役職員も、第百一項と同一の過料に処する。

105　第一項の規定による命令に違反した者が、金融機関の役職員であるときは、その金融機関の役職員も、第百二項と同一の過料に処する。

106　第一項の規定による命令に違反した者が、金融機関の役職員であるときは、その金融機関の役職員も、第百三項と同一の過料に処する。

107　第一項の規定による命令に違反した者が、金融機関の役職員であるときは、その金融機関の役職員も、第百四項と同一の過料に処する。

108　第一項の規定による命令に違反した者が、金融機関の役職員であるときは、その金融機関の役職員も、第百五項と同一の過料に処する。

109　第一項の規定による命令に違反した者が、金融機関の役職員であるときは、その金融機関の役職員も、第百六項と同一の過料に処する。

110　第一項の規定による命令に違反した者が、金融機関の役職員であるときは、その金融機関の役職員も、第百七項と同一の過料に処する。

111　第一項の規定による命令に違反した者が、金融機関の役職員であるときは、その金融機関の役職員も、第百八項と同一の過料に処する。

112　第一項の規定による命令に違反した者が、金融機関の役職員であるときは、その金融機関の役職員も、第百九項と同一の過料に処する。

113　第一項の規定による命令に違反した者が、金融機関の役職員であるときは、その金融機関の役職員も、第百十項と同一の過料に処する。

114　第一項の規定による命令に違反した者が、金融機関の役職員であるときは、その金融機関の役職員も、第百十一項と同一の過料に処する。

115　第一項の規定による命令に違反した者が、金融機関の役職員であるときは、その金融機関の役職員も、第百十二項と同一の過料に処する。

116　第一項の規定による命令に違反した者が、金融機関の役職員であるときは、その金融機関の役職員も、第百十三項と同一の過料に処する。

117　第一項の規定による命令に違反した者が、金融機関の役職員であるときは、その金融機関の役職員も、第百十四項と同一の過料に処する。

118　第一項の規定による命令に違反した者が、金融機関の役職員であるときは、その金融機関の役職員も、第百十五項と同一の過料に処する。

119　第一項の規定による命令に違反した者が、金融機関の役職員であるときは、その金融機関の役職員も、第百十六項と同一の過料に処する。

120　第一項の規定による命令に違反した者が、金融機関の役職員であるときは、その金融機関の役職員も、第百十七項と同一の過料に処する。

121　第一項の規定による命令に違反した者が、金融機関の役職員であるときは、その金融機関の役職員も、第百十八項と同一の過料に処する。

122　第一項の規定による命令に違反した者が、金融機関の役職員であるときは、その金融機関の役職員も、第百十九項と同一の過料に処する。

123　第一項の規定による命令に違反した者が、金融機関の役職員であるときは、その金融機関の役職員も、第百二十項と同一の過料に処する。

124　第一項の規定による命令に違反した者が、金融機関の役職員であるときは、その金融機関の役職員も、第百二十一項と同一の過料に処する。

125　第一項の規定による命令に違反した者が、金融機関の役職員であるときは、その金融機関の役職員も、第百二十二項と同一の過料に処する。

126　第一項の規定による命令に違反した者が、金融機関の役職員であるときは、その金融機関の役職員も、第百二十三項と同一の過料に処する。

127　第一項の規定による命令に違反した者が、金融機関の役職員であるときは、その金融機関の役職員も、第百二十四項と同一の過料に処する。

128　第一項の規定による命令に違反した者が、金融機関の役職員であるときは、その金融機関の役職員も、第百二十五項と同一の過料に処する。

129　第一項の規定による命令に違反した者が、金融機関の役職員であるときは、その金融機関の役職員も、第百二十六項と同一の過料に処する。

130　第一項の規定による命令に違反した者が、金融機関の役職員であるときは、その金融機関の役職員も、第百二十七項と同一の過料に処する。

131　第一項の規定による命令に違反した者が、金融機関の役職員であるときは、その金融機関の役職員も、第百二十八項と同一の過料に処する。

132　第一項の規定による命令に違反した者が、金融機関の役職員であるときは、その金融機関の役職員も、第百二十九項と同一の過料に処する。

133　第一項の規定による命令に違反した者が、金融機関の役職員であるときは、その金融機関の役職員も、第百三十項と同一の過料に処する。

134　第一項の規定による命令に違反した者が、金融機関の役職員であるときは、その金融機関の役職員も、第百三十一項と同一の過料に処する。

135　第一項の規定による命令に違反した者が、金融機関の役職員であるときは、その金融機関の役職員も、第百三十二項と同一の過料に処する。

136　第一項の規定による命令に違反した者が、金融機関の役職員であるときは、その金融機関の役職員も、第百三十三項と同一の過料に処する。

137　第一項の規定による命令に違反した者が、金融機関の役職員であるときは、その金融機関の役職員も、第百三十四項と同一の過料に処する。

138　第一項の規定による命令に違反した者が、金融機関の役職員であるときは、その金融機関の役職員も、第百三十五項と同一の過料に処する。

139　第一項の規定による命令に違反した者が、金融機関の役職員であるときは、その金融機関の役職員も、第百三十六項と同一の過料に処する。

140　第一項の規定による命令に違反した者が、金融機関の役職員であるときは、その金融機関の役職員も、第百三十七項と同一の過料に処する。

141　第一項の規定による命令に違反した者が、金融機関の役職員であるときは、その金融機関の役職員も、第百三十八項と同一の過料に処する。

142　第一項の規定による命令に違反した者が、金融機関の役職員であるときは、その金融機関の役職員も、第百三十九項と同一の過料に処する。

143　第一項の規定による命令に違反した者が、金融機関の役職員であるときは、その金融機関の役職員も、第百四十項と同一の過料に処する。

144　第一項の規定による命令に違反した者が、金融機関の役職員であるときは、その金融機関の役職員も、第百四十一項と同一の過料に処する。

145　第一項の規定による命令に違反した者が、金融機関の役職員であるときは、その金融機関の役職員も、第百四十二項と同一の過料に処する。

146　第一項の規定による命令に違反した者が、金融機関の役職員であるときは、その金融機関の役職員も、第百四十三項と同一の過料に処する。

147　第一項の規定による命令に違反した者が、金融機関の役職員であるときは、その金融機関の役職員も、第百四十四項と同一の過料に処する。

148　第一項の規定による命令に違反した者が、金融機関の役職員であるときは、その金融機関の役職員も、第百四十五項と同一の過料に処する。

149　第一項の規定による命令に違反した者が、金融機関の役職員であるときは、その金融機関の役職員も、第百四十六項と同一の過料に処する。

150　第一項の規定による命令に違反した者が、金融機関の役職員であるときは、その金融機関の役職員も、第百四十七項と同一の過料に処する。

151　第一項の規定による命令に違反した者が、金融機関の役職員であるときは、その金融機関の役職員も、第百四十八項と同一の過料に処する。

152　第一項の規定による命令に違反した者が、金融機関の役職員であるときは、その金融機関の役職員も、第百四十九項と同一の過料に処する。

153　第一項の規定による命令に違反した者が、金融機関の役職員であるときは、その金融機関の役職員も、第百五十項と同一の過料に処する。

154　第一項の規定による命令に違反した者が、金融機関の役職員であるときは、その金融機関の役職員も、第百五十一項と同一の過料に処する。

155　第一項の規定による命令に違反した者が、金融機関の役職員であるときは、その金融機関の役職員も、第百五十二項と同一の過料に処する。

156　第一項の規定による命令に違反した者が、金融機関の役職員であるときは、その金融機関の役職員も、第百五十三項と同一の過料に処する。

157　第一項の規定による命令に違反した者が、金融機関の役職員であるときは、その金融機関の役職員も、第百五十四項と同一の過料に処する。

158　第一項の規定による命令に違反した者が、金融機関の役職員であるときは、その金融機関の役職員も、第百五十五項と同一の過料に処する。

159　第一項の規定による命令に違反した者が、金融機関の役職員であるときは、その金融機関の役職員も、第百五十六項と同一の過料に処する。

160　第一項の規定による命令に違反した者が、金融機関の役職員であるときは、その金融機関の役職員も、第百五十七項と同一の過料に処する。

161　第一項の規定による命令に違反した者が、金融機関の役職員であるときは、その金融機関の役職員も、第百五十八項と同一の過料に処する。

162　第一項の規定による命令に違反した者が、金融機関の役職員であるときは、その金融機関の役職員も、第百五十九項と同一の過料に処する。

163　第一項の規定による命令に違反した者が、金融機関の役職員であるときは、その金融機関の役職員も、第百六十項と同一の過料に処する。

164　第一項の規定による命令に違反した者が、金融機関の役職員であるときは、その金融機関の役職員も、第百六十一項と同一の過料に処する。

165　第一項の規定による命令に違反した者が、金融機関の役職員であるときは、その金融機関の役職員も、第百六十二項と同一の過料に処する。

166　第一項の規定による命令に違反した者が、金融機関の役職員であるときは、その金融機関の役職員も、第百六十三項と同一の過料に処する。

167　第一項の規定による命令に違反した者が、金融機関の役職員であるときは、その金融機関の役職員も、第百六十四項と同一の過料に処する。

168　第一項の規定による命令に違反した者が、金融機関の役職員であるときは、その金融機関の役職員も、第百六十五項と同一の過料に処する。

169　第一項の規定による命令に違反した者が、金融機関の役職員であるときは、その金融機関の役職員も、第百六十六項と同一の過料に処する。

170　第一項の規定による命令に違反した者が、金融機関の役職員であるときは、その金融機関の役職員も、第百六十七項と同一の過料に処する。

171　第一項の規定による命令に違反した者が、金融機関の役職員であるときは、その金融機関の役職員も、第百六十八項と同一の過料に処する。

172　第一項の規定による命令に違反した者が、金融機関の役職員であるときは、その金融機関の役職員も、第百六十九項と同一の過料に処する。

173　第一項の規定による命令に違反した者が、金融機関の役職員であるときは、その金融機関の役職員も、第百七十項と同一の過料に処する。

174　第一項の規定による命令に違反した者が、金融機関の役職員であるときは、その金融機関の役職員も、第百七十一項と同一の過料に処する。

175　第一項の規定による命令に違反した者が、金融機関の役職員であるときは、その金融機関の役職員も、第百七十二項と同一の過料に処する。

176　第一項の規定による命令に違反した者が、金融機関の役職員であるときは、その金融機関の役職員も、第百七十三項と同一の過料に処する。

177　第一項の規定による命令に違反した者が、金融機関の役職員であるときは、その金融機関の役職員も、第百七十四項と同一の過料に処する。

178　第一項の規定による命令に違反した者が、金融機関の役職員であるときは、その金融機関の役職員も、第百七十五項と同一の過料に処する。

179　第一項の規定による命令に違反した者が、金融機関の役職員であるときは、その金融機関の役職員も、第百七十六項と同一の過料に処する。

180　第一項の規定による命令に違反した者が、金融機関の役職員であるときは、その金融機関の役職員も、第百七十七項と同一の過料に処する。

181　第一項の規定による命令に違反した者が、金融機関の役職員であるときは、その金融機関の役職員も、第百七十八項と同一の過料に処する。

182　第一項の規定による命令に違反した者が、金融機関の役職員であるときは、その金融機関の役職員も、第百七十九項と同一の過料に処する。

183　第一項の規定による命令に違反した者が、金融機関の役職員であるときは、その金融機関の役職員も、第百八十項と同一の過料に処する。

184　第一項の規定による命令に違反した者が、金融機関の役職員であるときは、その金融機関の役職員も、第百八十一項と同一の過料に処する。

185　第一項の規定による命令に違反した者が、金融機関の役職員であるときは、その金融機関の役職員も、第百八十二項と同一の過料に処する。

186　第一項の規定による命令に違反した者が、金融機関の役職員であるときは、その金融機関の役職員も、第百八十三項と同一の過料に処する。

187　第一項の規定による命令に違反した者が、金融機関の役職員であるときは、その金融機関の役職員も、第百八十四項と同一の過料に処する。

188　第一項の規定による命令に違反した者が、金融機関の役職員であるときは、その金融機関の役職員も、第百八十五項と同一の過料に処する。

189　第一項の規定による命令に違反した者が、金融機関の役職員であるときは、その金融機関の役職員も、第百八十六項と同一の過料に処する。

190　第一項の規定による命令に違反した者が、金融機関の役職員であるときは、その金融機関の役職員も、第百八十七項と同一の過料に処する。

191　第一項の規定による命令に違反した者が、金融機関の役職員であるときは、その金融機関の役職員も、第百八十八項と同一の過料に処する。

192　第一項の規定による命令に違反した者が、金融機関の役職員であるときは、その金融機関の役職員も、第百八十九項と同一の過料に処する。

193　第一項の規定による命令に違反した者が、金融機関の役職員であるときは、その金融機関の役職員も、第百九十項と同一の過料に処する。

194　第一項の規定による命令に違反した者が、金融機関の役職員であるときは、その金融機関の役職員も、第百九十一項と同一の過料に処する。

195　第一項の規定による命令に違反した者が、金融機関の役職員であるときは、その金融機関の役職員も、第百九十二項と同一の過料に処する。

196　第一項の規定による命令に違反した者が、金融機関の役職員であるときは、その金融機関の役職員も、第百九十三項と同一の過料に処する。

197　第一項の規定による命令に違反した者が、金融機関の役職員であるときは、その金融機関の役職員も、第百九十四項と同一の過料に処する。

198　第一項の規定による命令に違反した者が、金融機関の役職員であるときは、その金融機関の役職員も、第百九十五項と同一の過料に処する。

199　第一項の規定による命令に違反した者が、金融機関の役職員であるときは、その金融機関の役職員も、第百九十六項と同一の過料に処する。

200　第一項の規定による命令に違反した者が、金融機関の役職員であるときは、その金融機関の役職員も、第百九十七項と同一の過料に処する。

201　第一項の規定による命令に違反した者が、金融機関の役職員であるときは、その金融機関の役職員も、第百九十八項と同一の過料に処する。

202　第一項の規定による命令に違反した者が、金融機関の役職員であるときは、その金融機関の役職員も、第百九十九項と同一の過料に処する。

203　第一項の規定による命令に違反した者が、金融機関の役職員であるときは、その金融機関の役職員も、第二百項と同一の過料に処する。

204　第一項の規定による命令に違反した者が、金融機関の役職員であるときは、その金融機関の役職員も、第二百一項と同一の過料に処する。

205　第一項の規定による命令に違反した者が、金融機関の役職員であるときは、その金融機関の役職員も、第二百二項と同一の過料に処する。

206　第一項の規定による命令に違反した者が、金融機関の役職員であるときは、その金融機関の役職員も、第二百三項と同一の過料に処する。

207　第一項の規定による命令に違反した者が、金融機関の役職員であるときは、その金融機関の役職員も、第二百四項と同一の過料に処する。

208　第一項の規定による命令に違反した者が、金融機関の役職員であるときは、その金融機関の役職員も、第二百五項と同一の過料に処する。

209　第一項の規定による命令に違反した者が、金融機関の役職員であるときは、その金融機関の役職員も、第二百六項と同一の過料に処する。

210　第一項の規定による命令に違反した者が、金融機関の役職員であるときは、その金融機関の役職員も、第二百七項と同一の過料に処する。

211　第一項の規定による命令に違反した者が、金融機関の役職員であるときは、その金融機関の役職員も、第二百八項と同一の過料に処する。

212　第一項の規定による命令に違反した者が、金融機関の役職員であるときは、その金融機関の役職員も、第二百九項と同一の過料に処する。

213　第一項の規定による命令に違反した者が、金融機関の役職員であるときは、その金融機関の役職員も、第二百十項と同一の過料に処する。

214　第一項の規定による命令に違反した者が、金融機関の役職員であるときは、その金融機関の役職員も、第二百十一項と同一の過料に処する。

215　第一項の規定による命令に違反した者が、金融機関の役職員であるときは、その金融機関の役職員も、第二百十二項と同一の過料に処する。

216　第一項の規定による命令に違反した者が、金融機関の役職員であるときは、その金融機関の役職員も、第二百十三項と同一の過料に処する。

217　第一項の規定による命令に違反した者が、金融機関の役職員であるときは、その金融機関の役職員も、第二百十四項と同一の過料に処する。

218　第一項の規定による命令に違反した者が、金融機関の役職員であるときは、その金融機関の役職員も、第二百十五項と同一の過料に処する。

219　第一項の規定による命令に違反した者が、金融機関の役職員であるときは、その金融機関の役職員も、第二百十六項と同一の過料に処する。

220　第一項の規定による命令に違反した者が、金融機関の役職員であるときは、その金融機関の役職員も、第二百十七項と同一の過料に処する。

221　第一項の規定による命令に違反した者が、金融機関の役職員であるときは、その金融機関の役職員も、第二百十八項と同一の過料に処する。

222　第一項の規定による命令に違反した者が、金融機関の役職員であるときは、その金融機関の役職員も、第二百十九項と同一の過料に処する。

223　第一項の規定による命令に違反した者が、金融機関の役職員であるときは、その金融機関の役職員も、第二百二十項と同一の過料に処する。

224　第一項の規定による命令に違反した者が、金融機関の役職員であるときは、その金融機関の役職員も、第二百二十一項と同一の過料に処する。

225　第一項の規定による命令に違反した者が、金融機関の役職員であるときは、その金融機関の役職員も、第二百二十二項と同一の過料に処する。

226　第一項の規定による命令に違反した者が、金融機関の役職員であるときは、その金融機関の役職員も、第二百二十三項と同一の過料に処する。

227　第一項の規定による命令に違反した者が、金融機関の役職員であるときは、その金融機関の役職員も、第二百二十四項と同一の過料に処する。

228　第一項の規定による命令に違反した者が、金融機関の役職員であるときは、その金融機関の役職員も、第二百二十五項と同一の過料に処する。

229　第一項の規定による命令に違反した者が、金融機関の役職員であるときは、その金融機関の役職員も、第二百二十六項と同一の過料に処する。

230　第一項の規定による命令に違反した者が、金融機関の役職員であるときは、その金融機関の役職員も、第二百二十七項と同一の過料に処する。

231　第一項の規定による命令に違反した者が、金融機関の役職員であるときは、その金融機関の役職員も、第二百二十八項と同一の過料に処する。

232　第一項の規定による命令に違反した者が、金融機関の役職員であるときは、その金融機関の役職員も、第二百二十九項と同一の過料に処する。

233　第一項の規定による命令に違反した者が、金融機関の役職員であるときは、その金融機関の役職員も、第二百三十項と同一の過料に処する。

234　第一項の規定による命令に違反した者が、金融機関の役職員であるときは、その金融機関の役職員も、第二百三十一項と同一の過料に処する。

235　第一項の規定による命令に違反した者が、金融機関の役職員であるときは、その金融機関の役職員も、第二百三十二項と同一の過料に処する。

236　第一項の規定による命令に違反した者が、金融機関の役職員であるときは、その金融機関の役職員も、第二百三十三項と同一の過料に処する。

237　第一項の規定による命令に違反した者が、金融機関の役職員であるときは、その金融機関の役職員も、第二百三十四項と同一の過料に処する。

238　第一項の規定による命令に違反した者が、金融機関の役職員であるときは、その金融機関の役職員も、第二百三十五項と同一の過料に処する。

239　第一項の規定による命令に違反した者が、金融機関の役職員であるときは、その金融機関の役職員も、第二百三十六項と同一の過料に処する。

240　第一項の規定による命令に違反した者が、金融機関の役職員であるときは、その金融機関の役職員も、第二百三十七項と同一の過料に処する。

241　第一項の規定による命令に違反した者が、金融機関の役職員であるときは、その金融機関の役職員も、第二百三十八項と同一の過料に処する。

242　第一項の規定による命令に違反した者が、金融機関の役職員であるときは、その金融機関の役職員も、第二百三十九項と同一の過料に処する。

243　第一項の規定による命令に違反した者が、金融機関の役職員であるときは、その金融機関の役職員も、第二百四十項と同一の過料に処する。

244　第一項の規定による命令に違反した者が、金融機関の役職員であるときは、その金融機関の役職員も、第二百四十一項と同一の過料に処する。

245　第一項の規定による命令に違反した者が、金融機関の役職員であるときは、その金融機関の役職員も、第二百四十二項と同一の過料に処する。

246　第一項の規定による命令に違反した者が、金融機関の役職員であるときは、その金融機関の役職員も、第二百四十三項と同一の過料に処する。

247　第一項の規定による命令に違反した者が、金融機関の役職員であるときは、その金融機関の役職員も、第二百四十四項と同一の過料に処する。

248　第一項の規定による命令に違反した者が、金融機関の役職員であるときは、その金融機関の役職員も、第二百四十五項と同一の過料に処する。

249　第一項の規定による命令に違反した者が、金融機関の役職員であるときは、その金融機関の役職員も、第二百四十六項と同一の過料に処する。

250　第一項の規定による命令に違反した者が、金融機関の役職員であるときは、その金融機関の役職員も、第二百四十七項と同一の過料に処する。

251　第一項の規定による命令に違反した者が、金融機関の役職員であるときは、その金融機関の役職員も、第二百四十八項と同一の過料に処する。

252　第一項の規定による命令に違反した者が、金融機関の役職員であるときは、その金融機関の役職員も、第二百四十九項と同一の過料に処する。

253　第一項の規定による命令に違反した者が、金融機関の役職員であるときは、その金融機関の役職員も、第二百五十項と同一の過料に処する。

254　第一項の規定による命令に違反した者が、金融機関の役職員であるときは、その金融機関の役職員も、第二百五十一項と同一の過料に処する。

255　第一項の規定による命令に違反した者が、金融機関の役職員であるときは、その金融機関の役職員も、第二百五十二項と同一の過料に処する。

256　第一項の規定による命令に違反した者が、金融機関の役職員であるときは、その金融機関の役職員も、第二百五十三項と同一の過料に処する。

257　第一項の規定による命令に違反した者が、金融機関の役職員であるときは、その金融機関の役職員も、第二百五十四項と同一の過料に処する。

258　第一項の規定による命令に違反した者が、金融機関の役職員であるときは、その金融機関の役職員も、第二百五十五項と同一の過料に処する。

259　第一項の規定による命令に違反した者が、金融機関の役職員であるときは、その金融機関の役職員も、第二百五十六項と同一の過料に処する。

260　第一項の規定による命令に違反した者が、金融機関の役職員であるときは、その金融機関の役職員も、第二百五十七項と同一の過料に処する。

261　第一項の規定による命令に違反した者が、金融機関の役職員であるときは、その金融機関の役職員も、第二百五十八項と同一の過料に処する。

262　第一項の規定による命令に違反した者が、金融機関の役職員であるときは、その金融機関の役職員も、第二百五十九項と同一の過料に処する。

263　第一項の規定による命令に違反した者が、金融機関の役職員であるときは、その金融機関の役職員も、第二百六十項と同一の過料に処する。

264　第一項の規定による命令に違反した者が、金融機関の役職員であるときは、その金融機関の役職員も、第二百六十一項と同一の過料に処する。

265　第一項の規定による命令に違反した者が、金融機関の役職員であるときは、その金融機関の役職員も、第二百六十二項と同一の過料に処する。

266　第一項の規定による命令に違反した者が、金融機関の役職員であるときは、その金融機関の役職員も、第二百六十三項と同一の過料に処する。

267　第一項の規定による命令に違反した者が、金融機関の役職員であるときは、その金融機関の役職員も、第二百六十四項と同一の過料に処する。

268　第一項の規定による命令に違反した者が、金融機関の役職員であるときは、その金融機関の役職員も、第二百六十五項と同一の過料に処する。

269　第一項の規定による命令に違反した者が、金融機関の役職員であるときは、その金融機関の役職員も、第二百六十六項と同一の過料に処する。

270　第一項の規定による命令に違反した者が、金融機関の役職員であるときは、その金融機関の役職員も、第二百

の一部を改正する法律案を提出、封鎖預金等の全面的解除を期した次第であるが諸般の手続が終了したので本月二十一日公布、即日施行することとなり金融緊急措置令施行規則の改正も同日附を以て施行せられることとなった。これによって第一封鎖預金等は実質上消滅し全額自由預金に振替わり新円一本の取引となった、（以下略――編者）

編注　本文の「金融機関再建整備法の一部を改正する法律」は法律第一八四号をもって七月三一日公布された。なお補償限度額は昭和二三年一二月六日公布法律第二三二号をもって一六三億円から一六五億円に引上げられた。

出所　大臣官房地方課「大蔵省発表集録」第一七九号、昭和二三年七月二〇日。

(42)　銀行の集排法適用除外について持株会社整理委員会発表

（昭和二三年七月三〇日）

持株会社整理委員会発表（昭二三、七、三〇）

持株会社整理委員会は、今回、銀行は過度経済力集中排除法に基く再編成を要しないものと決定した。

即ち集排法により附与された権限に基き、当委員会は、銀行の機構を綜合的に検討した結果、財閥及びその他の持株会社の所有に係る金融関係株式の譲渡並びに金融機関再建整備法の適用及び任意の整備措置に基く効果により、銀行に対し別段集排法の規定を発動する必要なしとの結論に到達した。

独占禁止法及び銀行に関する法規に基く銀行業務の監視は引続き大蔵大臣及び公正取引委員会によって行われること、綜合的金融制度の改善を目的とする銀行に関する法規の改正は、目下政府において検討中の模様であることも右の結論に達した一つの理由である。

今回の決定は集排法に基く銀行の分割を行わないということを保証するものであるが、銀行が自ら諸法規に即応し、能率を増進するために、その組織を整備することを何等妨げるものではない。これにより銀行に対する集排法適用の不安は一掃され延いては経済復興の促進に資することとなろう。同時に独占禁止法に基く監視は引続き行われるものであって、従って金融、産業上の独占的結合が再び生ずることが防止せられるであろう。

要するに今般銀行の指定を行わないことに決定した理由は、左の諸点に要約される。

一、従来財閥及び持株会社が所有していた銀行株は、既に当委員会に譲渡され、財閥及び持株会社の支配力は喪われた。

二、健全な銀行業務を確立し、商業銀行は商業銀行本然の機能に制限する等の如き所要の法的措置が既に準備されている。

三、銀行は独占禁止法の適用を受け、公正取引委員会では、わが国の大銀行が独占禁止法に抵触しないよう措置するため、その組織と活動について、常に慎重に監視している筈である。

（公正取引委員会は既に独占禁止法に違反する利率の協定に対して必要な措置をとった。）

尚次の点を強調したい。即ち持株会社整理委員会及び公正取引委員会は、わが国の大銀行に対し引続き特別の注意を払って来たが将来は現在準備中の金融業法並びに独占禁止法、証券取引法は当然一般銀行に適用され、又勅令五六七号も該当銀行に引続き適用される。

今回の措置は、前記の通り集排法に基いて銀行は機構上の再編成を要しないことを明かにしたものであるが、併し銀行は関係法の枠内において、業務の能率化のため組織を再編、整備し、独占禁止法に即応する措置をとり、又は過去の歴史等に基いて独立した銀行に分離することは自由である。

出所　大蔵省資料Z五二六―二七―三。

(43)　銀行の配当について司令部への要望

（昭和二四年一月八日銀行局）

銀行の配当について（二四、一、八銀行局）

一、この三月には銀行の配当を復活して貰いたいとあらゆる銀行からあらゆる機会に希望せられている。大蔵省としてもこの希望を容れたいと思う。その理由は次の通りである。

銀行の株価は最近においては若干上昇したが、なおその業態の実質的内容から考えて他の事業株に比しては極めて低い。銀行の信用を維持する為又将来の増資を円滑ならしめて資本構成の健実化を期する為にも銀行の株価はもっと改善せられるべきである。なお又、銀行は昨年中に既にその再建整備を完了し、すべて常態に復しているのである。これらの事情を考慮して本年三月の決算期からは平常通り銀行の配当を認めることとして事態の改善に資せしめたいのである。又配当の復活を認めることによって給与、銷却その他の経理内容についても却ってよい影響があるものと思う。

二、銀行の配当を認めるとしても当初から高率の配当を行わしめるようなことは銀行の内容の健実を期する上から適当でないと思う。然し配当基準を定めるとして、その場合に客観的に見て健実であると見られる金融機関は必ず配当できるようにして戴くよう考慮せられたい。弱小な銀行が配当できるにかかわらず著名な大銀行が配当できないということにならぬよう特別に御高配願いたいと思う。

出所　大蔵省資料Z五二六―八―五。

(44)　金融機関の配当基準案（昭和二四年三月二四日銀行局）

配当基準（銀行、信託、無尽）（銀、二四、三、二四）

一、三月期

資本金ノ四%、純益ノ四〇%

純益ノ五〇%積立

二、九月期以降

(1)　外部負債（前期月末平均）ノ三%以下ノ資本金ノ場合ハ認メズ

(2)　外部負債ノ三%――五%ノ場合

資本金ノ四%――純益ノ四〇%

純益ノ五〇%積立

(3)　外部負債ノ五%――七・五%ノ場合

資本金ノ五%――純益ノ六〇%

純益ノ二五%積立

(4)　外部負債ノ七・五%以上

配当制限ナシ（大蔵大臣ノ認可）

純益ノ一〇%積立

編注　本文は銀行局銀行課から司令部の財政課宛に三月二三日付で"Dividend Policy"と題した文書（LO九〇四―九四）中に提案した金融機関の配当の許可基準であり、三月段階の折衝で提示された司令部の意向を容れたもの（大蔵省資料Z五二六―八―五）。ただし承認されなかった。

出所　大蔵省資料Z五二六―八―五。

(45)　金融機関の配当について（昭和二四年一二月五日銀行局）

金融機関の配当について（銀、二四、一二、五）

一、金融機関の配当が制限せられている根拠は左の通りである。

a、国内法関係

イ、金融機関再建整備法第四十五条では『金融機関は、毎事業年度において、新勘定又は旧勘定に利益金を生じたときは、他の法令又は定款にかかはらずこれを当該勘定の特別準備金として積立てなければならない』と規定されていたので、再建整備が結了するまでは事実上配当が行い得なかったが、昭和二十三年三月末をもって新、旧勘定の併合が行われたので今日ではこの規定の適用はない。

ロ、然しながら右のように金融機関の新、旧勘定が併合せられると共に金融機関再建整備法第三十九条の規定により金融機関は整備計画書を作成して大蔵大臣の認可を受けなければならぬこととなっていたが、この整備計画書の認可に際し、大蔵省銀行局長は配当に関して次のような条件を規定し

た。これが国内法の関係としての唯一の配当に対する制限となっている。

『金融機関は，経常益金以外の資金のいかなる株主配当は，これをしてはならない。株主配当をするときはその少額な銀行局長の承認を受けること』

司令部関係

b，司令部関係で配当に関する実質的な制限を与えているのは本年八月十七日附日銀政策委員会に対する経済科学局長の覚書〝金融機関の流動性並びに資産，資本，積立及び預金の間の適当な割合について金融機関の実際の状態に関する正確な情報が明らかとなる時までは，凡て配当を行うことは勿論の通った話と思われたい〟ということが述べられている。

一二，大蔵省としては金融機関の経営の全般に亘って綿密な審査を加えた結果，金融機関の経営並びに資産内容の健全性について満足すべき正確な情報と判断を得た場合には適当な割合で配当を認めたい考えである。配当が認められることとなろう。これは預金者保護における利益を保護することなるのであるその実，資産の健全性と流動性，充分な収益力等について金融検査官の総合的な確認を得ること。

以上の条件を個々の金融機関について具体的にあてはまる場合に金融検査官が判断の資料として考慮すべき基準は左の通りである。

(イ)　如何なる場合に対しても絶対に必要な一般的基準

資本に欠損のあるとき，当該期における社会的信用に照らして積立金が，された積立金及びそれ以外の当該期に純益金の一〇%以上の積立金の積立がないときは如何なる場合にも配当は認められない。

(ロ)　判断の基礎となる具体的基準

a，資産及び資本の構成

1，資産の総額から不確実資産の合計金額を控除した金額

出所　大蔵省資料Z五三-六一-一五。

翻注

本文は同日付で発罰せられている。

3，当該期の経常純益金の二〇%及び臨時益の合計額以上の消却又は償却前に計上せられること。

2，経常収入に対し経常支出の割合が六〇%以下であること。

1，当該期の消却前の利益金が資本金又は出資金に対し二〇%以上である場合

b，収益方

3，自己資本に対し不動産の割合が七〇%以下であること。

債等の流動資産の合計額が二〇%以上であること。

2，預貯金に対し，現金，預ケ金，振替貯金，ユーレン及び手許国

除いたものをいう。

金並びに繰越金がある場合又は資本又は出資金及び積立金に繰越金がある場合とをいい，自己資本とは資本金又は出資金及び積立

の五〇%との合計額をいい，自己資本とは資本又は資本金又は出資金及び積立

前項の不確実資産とは貸付金並びに有価証券のうち損額と疑問額

六　予算編成と税制改正

1　昭和二一年度改定予算

昭和二一年度予算編成のうち昭和二一年一月四日の概算（骨格予算）閣議決定までは、前掲四の1参照。

（1）財政調査室討議事項（案）（昭和二一年二月二六日）

財政調査室討議事項（案）（二一、二、二六）

左記事項中ヨリ優先的ニ取扱フベキモノヲ選択シ期限ヲ附シテ検討スルモノトス

一、財政計画樹立ノ問題

㈠　国民所得ノ推計ヲ基礎トシ財政支出ヲ国民消費及新規投資等ト併セ綜合的ニ計画化シテ之ヲ実行ニ移シ以テ悪性「インフレーション」ノ発生ヲ防止スルコト

(1)　国民消費ノ計画化

(2)　新規投資ノ計画化

(3)　既存資本ヘノ喰込ノ限度ノ計画化

(4)　貯蓄ノ計画化

(5)　投資及消費ノ側面ヨリ見タル予算ノ分析並ニ物資ト予算トノ吻合

(6)　長期的視野ト短期的視野ノ綜合

(7)　（対内対外）通貨価値ト財政トノ関係

㈡　財政経済ヨリ高次又ハ之ト並列的ナル他ノ観点ヨリスル反省

㈢　財政支出ヲ要スベキ重要項目ノ検討

(1)　待遇改善費

(2)　恩給年金費

(3)　社会施設費

(4)　戦災復興費及災害復旧費

(5)　開拓費

(6)　復員費

(7)　地方財政補給金

(8)　価格差補助金、配当補給金、補助金等

(9)　軍需企業、戦争保険、賠償ニ対スル補償……預金者保護ノ問題ヲ含ム

(10)　占領軍費

(11)　外地通貨及外債ノ処理

(12)　国債費

㈣　財政支出ノ態様

(1)　現金払ト封鎖払

(2)　封鎖払ノ内容

(3)　「支払予算」ノ制度化

(4)　支出年度割ノ設定

㈤　財政収入確保方策

(1)　租税収入ノ限定及税制改革

(2)　税外収入ノ培養

(3)　赤字公債ノ限度

二、財政ノ自主化及民主化

(甲) 財務行政運営ノ理念

(一) 国際及国内環境ヲ洞察シ政治、経済、文化ノ各般ニ亘リ透徹セル視野ヲ保持シ財政施策ニ之ヲ反映セシムルコト

(二) 日本再建ニ於ケル財政ノ地位ヲ一般ニ確認セシメ重要国策ノ策定及実行ニ対スル発言権ヲ強化スルコト

(1) 国策ノ重点順位ノ認定

(2) 国策実行ノ監査機能ノ充実

(3) 国家ノ関与スベキ事項ノ検討

(イ) 生産再開ニ於ケル国家ノ役割ノ検討

(ロ) 官業払下問題

(ハ) 行政機構ノ再検討

(乙) 財政制度ノ改革

(一) 憲法改正ニ伴フ改革

(二) 会計法規ノ改正

(1) 会計法規ノ民主化能率化及厳正化

(2) 一般会計ノ機能強化（特別会計ノ改廃及自主性ノ緩和、予算外契約ノ整理等ヲ含ム）

(3) 国庫大臣ノ権限強化

(4) 事業会計制度ノ改革

(5) 決算制度ノ革新

(三) 予算形式ノ民主化

(1) 所管及款項ノ機能的配列

(2) 予算用語ノ簡易化及横書予算ノ採用

(3) 流用ノ禁止

(四) 中央地方ヲ通ズル財政制度ノ調整

(五) 列国財政制度ノ長所ノ導入

(丙) 財務行政ノ刷新

(1) 綜合的企画機能ノ充実……調査、情報及統計ノ充実

(2) 支払予算及決算ノ審査機能ノ強化

(3) 財政面金融面ノ綜合

(4) 地方財務機構ノ充実……地方庁、日銀等ト財務局トノ調整

(5) 財務官吏ノ再訓練

出所　大蔵省資料Z五一一―九〇。

(2) 占領軍及びその家族住宅建設に関する司令部覚書

（一九四六年三月六日SCAPIN七九九）

占領軍およびその家族住宅建設計画に関する件

（一九四六年三月六日SCAPIN第七九九号CE／GD）

一　日本帝国政府に対して約二万戸家族の使用に供するための住宅に関する要求が一九四六年中になさるべきことが予期される。これらの要求は本年間に逐次なされるだろう。これらの要求を充足するために、住宅集団の建設ならびに日本の請負業者および労務者を使用して、現に実施中および実施済のような既存建物の補修は継続せられるべきである。提供される住宅は、連合軍の使用に適するものとするため、米第八軍司令官は右のごとき住宅集団および既存建物の補修に関する計画および細目を提示するはずである。

二　日本帝国政府は住宅建設の要求に応ずるためつぎの事項を実施する準備をせよ。

a　必要な資材および製品を生産すること。

b　右の資材および製品を集積所へ運搬すること。

c　右の品目を建設担当者に交付するまで貯蔵および保管すること。

d　建設担当者の要求を充足するように資材および製品の生産を促進すること。

e　第一項の要領による全計画を実施するのに必要な請負業者または他の建設担当者を定め、住宅および附帯施設の建設を遂行するに必要な監督者ならびに労務者を集めること。

f　補修または新築される合同宿舎住宅群および住宅集団を維持し「サービス」を提供すること。

三　日本帝国政府は、本事業の急速な実施を計画し、これを指導する能力ある組織または機関を設置せよ。この組織または機関は、連合国軍最高司令部の代表者と、常に連絡できるような、事務所を設け、さらに主要な建設地もしくはその附近に、地方部隊指揮官との直接連絡に当るべき地方事務所および施設を設けねばならない。当該機関は、日本帝国政府の各省において、本工事に必要な品目の生産、輸送および貯蔵ならびに労務者の雇用および監督を統轄する最高責任者と直結するように、組織されねばならない。

四　住宅に関する早期の需要に備え、最大の速度をもって建設を開始し、かつ完成するために、資材および製品の生産、集積および貯蔵を、できるかぎり速やかに開始せよ。取得すべき品目の種類および数量の概要を示す資材概算表二通を添附する。これらの表は、最後的のものではない。単にただちに生産を開始できるようにするために、所要の生産の概要を提示するに止まるものである。

五　本文書の要領による生産計画の準備ならびに実施の進捗状況報告を毎週月曜日に米第八軍司令官に提出し、その写を連合国軍最高司令部に提出すべきである。

出所　調達庁『占領軍調達史――調達の基調』、一四二―四三ページ。

(3) 昭和二十一年度追加予算要求に関する件（大蔵大臣閣議発言要旨）（昭和二一年三月七日主計局）

昭和二十一年度追加予算要求ニ関スル件（大蔵大臣閣議発言要旨）

（計二一、三、七）

参考ニ供シタイト存ジマス。

一、各省ヨリ昭和二十一年度一般会計追加予算要求トシテ大蔵省ニ提出ノアリマシタモノノ金額ハ昨日迄ノ分デ総計　五七八億円

ノ巨額ニ達スルノデアリマス。其ノ所管別内訳ハ別紙ノ通リデアリマス。尤モ右ノ内ニハ大蔵省所管ニ於ケル終戦処理費一二〇億円及特殊決済ノ経費約二八〇億円ヲ含ムノデアリマスガ之ヲ除キマシテモ各省一般経費ハ一七八億円ト云フ要求デアリマス。尚右金額ハ今後絶対ニ計上ヲ必要トスル所ノ復員ノ経費及今回ノ待遇改善ニ伴フ所要経費ヲ含ンデ居ラナイコトヲ御諒承願ヒタイノデアリマス。

二、右要求ニ係ル経費トシテハ此ノ際真ニ緊急已ムヲ得ズト認メラルルモノモアルノデハアリマスガ、中ニハ計画ノ内容未ダ具体的ニ熟スルニ至ラザルモ此ノ際一応財源ヲ確保シ置カントスト認メラルルモノモアリ、或ハ又所管ノ立場ノミニ捉ハレテ全局ヲ見透スコトナク独善的ナ主張ヲ為スト認メラルルモノアリ。到底敗戦祖国ノ現状ヲ顧慮シタトハ考ヘラレヌ不謹慎ナ経費要求ヲ為スモノノ相当多イト思ハレルコトハ誠ニ遺憾ニ存ズル次第デアリマス。

三、過般閣議決定ヲ得現ニ調整中デアリマスル昭和二十一年度総予算案ハ

歳入	一三四億円
歳出	一二八億円

程度デアリマス。而シテ今後普通歳入トシテ増加ヲ見込マレマスモノトシテハ一般的増税ニ依ル増収並ニ煙草ノ値上及新製品ノ売出ニ依ル専売局益金ノ増加等ヲ見込ミマシテモ恐ラク数十億円ヲ出デナイデアリマセウ。其ノ他新物価水準ニ依ル給与ノ増加ニ伴フ税収ノ増加モアリマスガ基礎控除ノ増額、免税点ノ引上等ノ影響モ考慮セネバナラヌノデアリマシテ、結局明年度ニ於テ見込ミ得ル収入ハ今後相当ノ努力ヲ為スモ二〇〇億円ヲ多ク出デナイモノト考ヘラレマス。従テ今後ノ追加歳出ヲ含メ明年度歳出予算ノ総額ヲ合計二〇〇億円程度ニ圧縮セザル限リ所謂赤字公債ノ発行ヲ歳入予算ニ予定セザルヲ得ナイ状況ニアルノデアリマス。

然モ今後絶対計上ヲ要スル歳出トシテハ進駐軍ノ経費、復員ノ経費、今回ノ

待遇改善ニ伴フ経費等各一件トシテモ巨額ニ達スベキコトハ疑ナイ事実デアリマシテ、今後単純ナル赤字公債ノ発行ハ絶対ニ抑止シテ財政ノ再建ヲ図リ通ジテ以テ国家経済ノ再興ヲ期シ民生ノ安定ノ基盤ヲ築クトノ方針ノ堅持ヲ要スル限リ現ニ各省ヨリ要求ニ係ル経費ノ如キハ殆ンド之ヲ計上スルコトヲ得ナイノデアリマス。加之現ニ本予算案ニ計上シテアル経費ニ付キマシテモ新物価水準ノ決定ニ伴ヒ経費ノ不足ヲ生ズルモノアルモ財源ノ関係上之ヲ補足シ得ズ延イテ事業規模ノ縮少ヲ余儀ナクセラルルモノモ多数アルモ已ムヲ得ヌト考ヘラレルノデアリマス。

尚明年度ニ於テハ財産税等ノ収入ガ相当入リマス。然シ之ハ当初ヨリ国債償還ノ財源ニ充テラルベク予定セラレテキルノデアリマシテ、之ヲ一般歳出ノ財源ニ充当スルトキハ折角封鎖シタ資金ヲ放出スルコトニナリ、元ノ「インフレ」ノ状態ニ逆戻シ経済ノ安定ヲ紊ス原因トナルコトハ言フ迄モアリマセン。

四、元来予算ハ大蔵省丈デ調製スルモノデハアリマセン。政府全体ノ責任ニ於テ各省一致協力シテ之ニ当ラネバナラヌモノデアリマス。而シテ敗戦後ニ於ケル我国財政ノ現状及今後ノ見透ニ付キマシテハ度々私ガ述ベマシタ通デアリマス。而モ現段階ニ於キマシテハ此ノ破綻ノ極ニアル国家財政ノ再建ヲ図ルコトガ国家経済ヲ再興セシメ民生安定ヲ庶幾シ得ル最大ノ方途デアルコトニ付テモ私ガ度々申述ベテキル所デアリマス。ニモ拘リマセズ斯ノ如キ尨大ナル要求ノ各省ヨリアリマスコトハ敗戦祖国ノ現状ヲ余リニモ無視スルモノデアリ如何ニ事務熱心トハ云ヘ所管ノ立場ニ偏局シテ大局的判断ヲ欠ク官吏ノ余リニモ揃ツテキルノデハナイカト云フコトヲ泌々痛感サセラレルノデアリマス。

従来各省ハ経費ノ要求ヲシサヘスレバ良イ。其ノ規模ハ大蔵省ガ決定シテ呉レル。其ノ財源モ心配シテ呉レルト云ツタ態度ガ多カツタノデアリマス。甚シキニ至ツテハ具体的計画ハ後廻シニシテ財源丈ヲ獲得シテ置カウトカ或ハ執レ大蔵省ニ於テ峻烈ナル査定ヲ受ケルノデアルカラ水増シ要求ヲシテ歩留ヲ狙ハウトカト云ツタ傾ガ決シテ少クナカツタノデアリマス。全ク国家大局ニ目ヲ注グコトナク予算ヲ成ル丈多ク取ツテ使ハウ、可及的予算ハ少クシテ其ノ効率的使用ヲ図ラウト云ツタ考方ハ二ノ次ト思ハレルコトガ多カツタノデアリマス。而シテ斯ル考方ハ此ノ際断然一擲セネバナラヌコトハ云フ迄モアリマセン。

五、大蔵省トシテハ現ニ各省ヨリ要求ニ係ル経費ニ付キマシテハ勿論十分ナル検討ヲ加ヘマスガ、徹底的斧鉞ヲ加フル考デアリマス。而シテ又サウセザルヲ得ナイ様ナ国家財政ノ現状ニ在ルノデアリマス。各位ニ置カレマシテハ事情十分御諒承ノ上本大臣ニ御協力願ヒタイノデアリマス。

従来予算要求ノ態度ニ付キマシテハ閣議ノ席上ハ固ヨリ度々ノ機会ニ御願ヒ申上ゲ既ニ各位ノ御諒承ヲ得テ居ル積デアリマスガ、ドウモ各位ノ御意向ガ事務当局ニ徹底シナイ憾ガ感ゼラレマス。又或ハ事務当局ニ通ジテ居リマシテモ上司ノ意向ニ副ハヌト思ハレルモノガ其ノ儘大蔵省ニ提出セラレテ居ルト思ハレル節モアルノデアリマス。各位ニ於カレマシテハ当該省ノ如何ナル局、如何ナル課ニ於テ如何ナル経費ヲ要求シ且其ノ経費ノ計画及内容ガ如何ナルモノデアルカヲ十分知悉セラレ篤ト事務当局ヲ御指導願ヒ度イト存ジマス。

六、尚各省ニ於テハ何時迄モ次々ニ追加予算ノ要求ヲ提出サレテ来ルノデアリマスガ斯クテハ何時迄モ締括リガツキマセンノミナラズ、明年度財政全貌ノ把握ガ出来マセズ、増税其ノ他ニ依ル財源ノ調達所要額モ決定致シカネル実情ニアルノデアリマス。依テ此ノ際トシテハ今後ニ於ケル各省追加予算ノ要求ハ明九日ニ於テ一応打切ルト云フコトニ致シタイト存ジマス。爾後ニ於テ必要トスルモノハ連合国軍ノ指令関係等特殊ノモノヲ除キ当分ノ間一切受付ケヌコトト致サウト存ジマス。其ノ後ニ於ケルモノハ閣議ノ承認ヲ経タモノニ限リ且財源ノ余裕アル場合ニ始メテ考慮スルト云フコトニ御諒解ヲ願ヒタイト存ジマス。

七、尚最後ニ最近各省ノ計画等ニシテ財政ニ重大ナル影響アルモノニ付予メ財政当局ニ諮ルコトナク閣議或ハ其ノ省限リデ決定シ其ノ内容ヲ其ノ儘発表サレル向ガ相当アリマス。ソシテ之ガ実施ニ要スル経費ヲ要求サレルノデアリマス。

スガ財政ノ現状ヨリセバ到底実施困難デアリ又ハ仮令実施スルモ中途半端デ十分ノ効果ヲ発揮シ得ヌト認メラルルモノガ多々アルノデアリマス。斯ノ如キコトハ大蔵省トシテハ甚ダ迷惑スル所デアリマシテ予メ良ク財政当局ト十分協議ノ上財政ノ現状ニ則シ実施可能ノ範囲デ計画ヲ樹立スルコトトシ、所謂計画倒レ若クハ作文行政ノ謗ヲ蒙ラザル様事務当局ヲ御指導下サイマスコトヲ之亦特ニ御願申ス次第デアリマス。

編注　本文は、昭和二一年一月四日閣議決定の「昭和二一年度歳入歳出概算」（骨格予算――四七六ページ資料(16)）に対する追加予算に関するもの。

出所　大蔵省資料Z五一一―五二。

(4)　財政非常措置資料（草案）（昭和二一年三月一二日主計局）

財政非常措置資料（草案）（昭二一、三、一二主計局）

第一、昭和二十一年度予算ノ要求概貌

一、昭和二十一年度ニ於ケル一般会計予算ノ骨格的部分ニ付テハ去ル一月四日ノ閣議ニ於テ一応ノ決定ヲ見タガ其ノ金額ハ

歳入	一三、四九一百余万円
歳出	一二、八〇五百余万円

トナツテキル

二、其後各省ヨリノ歳出予算ノ追加要求額ハ三月十二日現在ニ於テ政府特殊借入金ニ依ル分（二八〇億）及事業費ノ単価増ニ基ク分ヲ控除スルモ五〇八億余万円ノ巨額ニ達シ之ニ今回ノ待遇改善費六二億円及骨格的歳出額ヲ加算スレバ実ニ六九七億円ヲ突破スル（別表(一)参照）

三、然ルニ之ニ充当スベキ追加財源トシテ目下見込ミ得ル金額ハ一般増税ニ於テ約二七億円、専売収入ニ於テ約四〇億円ニ過ギズ骨格予算ニ見積レル歳入ヲ加算スルモ二〇一億円ニ過ギナイ実情ニシテコノママ推移センカ約四九六億円ノ歳入欠陥トナルベシ

第二、当面ノ財政ヲ廻ル客観的事情

一、経済緊急措置ト財政

金融緊急措置、新物価政策等一連ノ経済安定施策ニ対スル最大ノ脅威ハ財政資金ノ放漫ナル放出ニアルヲ以テ、当面ノ経済安定施策ヲ成功ニ導キ破局的インフレーションヲ防止センガ為ニハ生産及配給面ニ対スル施策ト雁行シテ強度ノ非常財政措置ヲ講ジ政府ノ赤字公債ハ金融機関ノ自由預金ニ依リ賄ヒ得ル限度ニ止ムル方針ヲ堅持スルノ要アルコト

(註)　今回ノ資金封鎖措置ヲ以テモ尚日銀券ノ発行高ガ一定額（例ヘバ二五〇億円）ニ上ルコトヲ阻止シ得ザル時期ニ立至レバ第二次ノ資金封鎖措置ヲ断行ジインフレーションノ破局的昂進ヲ防圧シツツ生産及配給面ノ立直リニ時間ヲ籍スノ必要アルベク又斯ル措置ニ因リ生ズル新規強制貯蓄ハ財政資金又ハ新投資ノ財源タリ得ルモノト思考セラルルモ第二次封鎖ニ要スル準備期間、所要エネルギー、国民ノ抵抗等ノ事情ヲ考慮スルトキハ第一次封鎖措置ヲ補強スルト共ニ財政資金ノ合理的圧縮ニ依リ其ノ成功ヲ確保スルヲ正道トスベシ

二、当面ノ財政ノ特殊性

(一)　昭和二十一年度ニ於テハ復員費、進駐軍住宅ノ建設費、引揚民援護費等ノ本年度限リノ臨時不生産的支出ガ一三〇億円ノ巨額ニモ達スル反面戦災ニ因ル創痍ニ加フルニ補給経済圏ノ喪失、民心ノ弛緩等ノ為生産及配給ノ停滞ト混乱ニ因リ経常歳入ノ調達ニ大ナル制約ヲ受ケ謂ハバ最モ深刻ナル財政危局ニ当面セルモノト謂フベク、政府ハ此ノ際財政被厳令トモ云フベキ非常措置ヲ講ジ、歳出ニ付強力ナル規制ヲ加フルハ勿論財源ノ開発ニ付テモ非常手段ヲ断行スルノ要アルコト

(二)　昭和二十一年度ノ歳出ハ前述ノ如ク復員費、引揚民援護費、過去ノ企業補償費等所謂不生産的救済費ガ圧倒的巨額ニ上リ再生産ヘノ寄与ガ乏シキ弱点ヲ包蔵セルモ、昭和二十二年度以降ニ於テハ生産ノ回復ト同時ニ斯ル不生産的支出ハ大幅ニ減少スベキヲ以テ事態ハ一見好転スルガ如ク予想セラルルモ別紙(二)ニ掲グルガ如キ巨額ノ国家債務ノ重圧ト対外払ノ開始ヲ見ルベク決シテ楽観スルヲ許サレザル状況ナリ。仍テ此等不生産

的支出ト各種国家債務ノ差定ニ対シテハ常ニ将来ノ観念ヲ脳裏ニ画キ所謂ル健全ナル財政ノ主義ヲ固守シ以テ国運ノ隆昌ヲ期スルヲ要ス

（ロ）昭和二十一年度ニ於ケル一般的経費ノ膨脹ハ固ヨリ之ヲ予算ニ計上スルヲ得ザルモノアルヘキモ此ノ点ニ関シテハ特ニ慎重ナル考慮ヲ払ヒ以テ国民ノ負担ヲ軽減シ生活ノ安定ヲ図ルヘキハ勿論ナリ

（ハ）租税ハ国民ノ担税力ニ応シ公平ニ負担セシムルヲ本義トシ殊ニ直接税ニ付テハ所得ノ多キニ従ヒ累進的ニ重課セラルヘキハ当然ノ措置ナリトス

（ニ）財政ノ運営ニ当リテハ国民ノ経済生活ニ及ホス影響ヲ考慮シ特ニ物価ノ安定ニ留意シ以テ国民経済ノ円滑ナル発展ヲ期スヘキハ言ヲ俟タス

（ホ）国債ハ国民ノ貯蓄ヲ基礎トシテ消化セラルヘキモノニシテ国民ノ負担能力ヲ超エテ濫発セラルヘキモノニアラス

（ヘ）財政ノ運営ニ当リテハ国民ノ信頼ヲ確保スルヲ以テ最モ肝要ナリトス

第四、国債利子

（イ）一、整理財源ノ捻出

一家族当一ヶ月二〇〇円支給ト云フ如キ一回的救済方法ニ依ラス

（ロ）社会救済費

政府特殊借ヲ含ム一切ノ国債ニ付テハ償還ノ確実ヲ期スルヲ以テ最モ適当ナル方法ト認メラルルヲ以テ之ヲ実施スルモノトス

（ハ）比率ノ措置

無等ノ労働ニ公共的必要額ヲ勤労ニ対スル方法ニ依ルコト

（ニ）帰還軍人ノ支給

復員者ノ生理的能不能、生活立地、収入ノ有無、共済又ハ後援者ノ有無ヲ勘案シ特別ノ考慮ヲ払ヒ適当ナル程度ニ於テ之ヲ支給スルヲ可トス

（ホ）現行税収入ノ二倍乃至三倍程度ノ増収ヲ目標トスル財政ノ確立ヲ図ルヲ要ス

三、税外収入

（イ）支給スヘキ仕組ノ単価ヲ一律ニ低カラサル程度ニ引下ケルコト

（ロ）切手ニ対スル結ヒ目ヲ廃止スルコト

（ハ）国有ノ事業及財産ノ収益ヲ担保トスル財債ヲ発行シ、之ヲ以テ一般会計ヨリ特別会計ニ繰入レ、又ハ一般会計ヨリ特別会計ニ対スル補給金ヲ増加スルコト

（ニ）官業ノ払下ケ

（ホ）官業ノ経営ニ関シテハ能率ノ増進ト経費ノ節減トヲ図リ、且ツ其ノ収益ヲ増加スルコト

（ヘ）官有財産ノ処分

（ト）官有財産ノ譲渡ニ当リテハ其ノ価格ヲ適正ニ評定シ、且ツ其ノ収入ハ特別会計ニ繰入レ、以テ国土ノ開発ニ資スルコト

（チ）官有財産ノ貸付

（リ）官有財産ノ交換

（ヌ）官有財産ノ譲与

（ル）官有財産ノ信託

（ヲ）官有財産ノ出資

（ワ）官有財産ノ管理

（カ）官有財産ノ処分

（ヨ）官有財産ノ収入

（タ）官有財産ノ収入ハ特別会計ニ繰入レ、以テ国土ノ開発ニ資スルコト

（レ）官有財産ノ収入ハ特別会計ニ繰入レ、以テ国土ノ開発ニ資スルコト

（ソ）官有財産ノ収入ハ特別会計ニ繰入レ、以テ国土ノ開発ニ資スルコト

（ツ）官有財産ノ収入ハ特別会計ニ繰入レ、以テ国土ノ開発ニ資スルコト

（ネ）官有財産ノ収入ハ特別会計ニ繰入レ、以テ国土ノ開発ニ資スルコト

（ナ）官有財産ノ収入ハ特別会計ニ繰入レ、以テ国土ノ開発ニ資スルコト

（ラ）官有財産ノ収入ハ特別会計ニ繰入レ、以テ国土ノ開発ニ資スルコト

（ム）官有財産ノ収入ハ特別会計ニ繰入レ、以テ国土ノ開発ニ資スルコト

（ウ）官有財産ノ収入ハ特別会計ニ繰入レ、以テ国土ノ開発ニ資スルコト

（ヰ）官有財産ノ収入ハ特別会計ニ繰入レ、以テ国土ノ開発ニ資スルコト

（ノ）官有財産ノ収入ハ特別会計ニ繰入レ、以テ国土ノ開発ニ資スルコト

（オ）官有財産ノ収入ハ特別会計ニ繰入レ、以テ国土ノ開発ニ資スルコト

（ク）官有財産ノ収入ハ特別会計ニ繰入レ、以テ国土ノ開発ニ資スルコト

（ヤ）官有財産ノ収入ハ特別会計ニ繰入レ、以テ国土ノ開発ニ資スルコト

（マ）官有財産ノ収入ハ特別会計ニ繰入レ、以テ国土ノ開発ニ資スルコト

（ケ）官有財産ノ収入ハ特別会計ニ繰入レ、以テ国土ノ開発ニ資スルコト

（フ）官有財産ノ収入ハ特別会計ニ繰入レ、以テ国土ノ開発ニ資スルコト

（コ）官有財産ノ収入ハ特別会計ニ繰入レ、以テ国土ノ開発ニ資スルコト

（エ）官有財産ノ収入ハ特別会計ニ繰入レ、以テ国土ノ開発ニ資スルコト

（テ）官有財産ノ収入ハ特別会計ニ繰入レ、以テ国土ノ開発ニ資スルコト

（ア）官有財産ノ収入ハ特別会計ニ繰入レ、以テ国土ノ開発ニ資スルコト

（サ）官有財産ノ収入ハ特別会計ニ繰入レ、以テ国土ノ開発ニ資スルコト

（キ）官有財産ノ収入ハ特別会計ニ繰入レ、以テ国土ノ開発ニ資スルコト

（ユ）官有財産ノ収入ハ特別会計ニ繰入レ、以テ国土ノ開発ニ資スルコト

（メ）官有財産ノ収入ハ特別会計ニ繰入レ、以テ国土ノ開発ニ資スルコト

（ミ）官有財産ノ収入ハ特別会計ニ繰入レ、以テ国土ノ開発ニ資スルコト

（シ）官有財産ノ収入ハ特別会計ニ繰入レ、以テ国土ノ開発ニ資スルコト

（ヒ）官有財産ノ収入ハ特別会計ニ繰入レ、以テ国土ノ開発ニ資スルコト

（モ）官有財産ノ収入ハ特別会計ニ繰入レ、以テ国土ノ開発ニ資スルコト

（セ）官有財産ノ収入ハ特別会計ニ繰入レ、以テ国土ノ開発ニ資スルコト

（ス）官有財産ノ収入ハ特別会計ニ繰入レ、以テ国土ノ開発ニ資スルコト

（ン）官有財産ノ収入ハ特別会計ニ繰入レ、以テ国土ノ開発ニ資スルコト

（ロ）新給与規程ニ在外軍人軍属ヲ「行政ヲリシヤ」ト「千官ヲリシヤノ」ト

ノ減俸ヲ要求スルコト

ロニ、減俸当社ニ対シテノ文ノ解体処分又ハ転換ヲ図ラシメ、要スレハ支給セサルコト

（ハ）船舶運営会ニ応シ所定ノ通リ切リ

（ホ）予算外契約ニ一切全部打切ルコト

（ヘ）復員費

（ト）国家又ハ国家補助ニ依ル援護施設ノ経営及実施ヲ一元的ニ個別能率化

（チ）産業設備営団、帝国鉱発、日発、企業整備機関ニ対スル補助ハ当分ノ間継続ス

（リ）政府補助ハ速カニ転換不能ノ場合ノ外ハ之ヲ廃止スルコト

（ヌ）政府ハ国債ノ元利支払ニ関シ絶対ニ確実ナル方法ヲ講スルコト

（ル）政府ハ国債ノ元利支払ニ関シ絶対ニ確実ナル方法ヲ講スルコト

（ヲ）政府ハ国債ノ元利支払ニ関シ絶対ニ確実ナル方法ヲ講スルコト

（ワ）政府ハ国債ノ元利支払ニ関シ絶対ニ確実ナル方法ヲ講スルコト

（カ）政府ハ国債ノ元利支払ニ関シ絶対ニ確実ナル方法ヲ講スルコト

（ヨ）政府ハ国債ノ元利支払ニ関シ絶対ニ確実ナル方法ヲ講スルコト

（タ）政府ハ国債ノ元利支払ニ関シ絶対ニ確実ナル方法ヲ講スルコト

（レ）政府ハ国債ノ元利支払ニ関シ絶対ニ確実ナル方法ヲ講スルコト

（ソ）政府ハ国債ノ元利支払ニ関シ絶対ニ確実ナル方法ヲ講スルコト

（ツ）政府ハ国債ノ元利支払ニ関シ絶対ニ確実ナル方法ヲ講スルコト

（ネ）政府ハ国債ノ元利支払ニ関シ絶対ニ確実ナル方法ヲ講スルコト

（ナ）政府ハ国債ノ元利支払ニ関シ絶対ニ確実ナル方法ヲ講スルコト

（ラ）政府ハ国債ノ元利支払ニ関シ絶対ニ確実ナル方法ヲ講スルコト

（ム）政府ハ国債ノ元利支払ニ関シ絶対ニ確実ナル方法ヲ講スルコト

（ウ）政府ハ国債ノ元利支払ニ関シ絶対ニ確実ナル方法ヲ講スルコト

（ヰ）政府ハ国債ノ元利支払ニ関シ絶対ニ確実ナル方法ヲ講スルコト

（ノ）政府ハ国債ノ元利支払ニ関シ絶対ニ確実ナル方法ヲ講スルコト

（オ）政府ハ国債ノ元利支払ニ関シ絶対ニ確実ナル方法ヲ講スルコト

（ク）政府ハ国債ノ元利支払ニ関シ絶対ニ確実ナル方法ヲ講スルコト

（ヤ）政府ハ国債ノ元利支払ニ関シ絶対ニ確実ナル方法ヲ講スルコト

（マ）政府ハ国債ノ元利支払ニ関シ絶対ニ確実ナル方法ヲ講スルコト

（ケ）政府ハ国債ノ元利支払ニ関シ絶対ニ確実ナル方法ヲ講スルコト

（フ）政府ハ国債ノ元利支払ニ関シ絶対ニ確実ナル方法ヲ講スルコト

（コ）政府ハ国債ノ元利支払ニ関シ絶対ニ確実ナル方法ヲ講スルコト

（エ）政府ハ国債ノ元利支払ニ関シ絶対ニ確実ナル方法ヲ講スルコト

（テ）政府ハ国債ノ元利支払ニ関シ絶対ニ確実ナル方法ヲ講スルコト

（ア）政府ハ国債ノ元利支払ニ関シ絶対ニ確実ナル方法ヲ講スルコト

（サ）政府ハ国債ノ元利支払ニ関シ絶対ニ確実ナル方法ヲ講スルコト

（キ）政府ハ国債ノ元利支払ニ関シ絶対ニ確実ナル方法ヲ講スルコト

（ユ）政府ハ国債ノ元利支払ニ関シ絶対ニ確実ナル方法ヲ講スルコト

（メ）政府ハ国債ノ元利支払ニ関シ絶対ニ確実ナル方法ヲ講スルコト

（ミ）政府ハ国債ノ元利支払ニ関シ絶対ニ確実ナル方法ヲ講スルコト

（シ）政府ハ国債ノ元利支払ニ関シ絶対ニ確実ナル方法ヲ講スルコト

（ヒ）政府ハ国債ノ元利支払ニ関シ絶対ニ確実ナル方法ヲ講スルコト

（モ）政府ハ国債ノ元利支払ニ関シ絶対ニ確実ナル方法ヲ講スルコト

（セ）政府ハ国債ノ元利支払ニ関シ絶対ニ確実ナル方法ヲ講スルコト

（ス）政府ハ国債ノ元利支払ニ関シ絶対ニ確実ナル方法ヲ講スルコト

（ン）政府ハ国債ノ元利支払ニ関シ絶対ニ確実ナル方法ヲ講スルコト

（ロ）政府ハ国債ノ元利支払ニ関シ絶対ニ確実ナル方法ヲ講スルコト

（ハ）政府ハ国債ノ元利支払ニ関シ絶対ニ確実ナル方法ヲ講スルコト

（ニ）政府ハ国債ノ元利支払ニ関シ絶対ニ確実ナル方法ヲ講スルコト

（ホ）政府ハ国債ノ元利支払ニ関シ絶対ニ確実ナル方法ヲ講スルコト

（ヘ）政府ハ国債ノ元利支払ニ関シ絶対ニ確実ナル方法ヲ講スルコト

（ト）政府ハ国債ノ元利支払ニ関シ絶対ニ確実ナル方法ヲ講スルコト

（チ）政府ハ国債ノ元利支払ニ関シ絶対ニ確実ナル方法ヲ講スルコト

（リ）政府ハ国債ノ元利支払ニ関シ絶対ニ確実ナル方法ヲ講

二、物件費財政部面

(一) 進駐軍費特ニ物件費

本件ニ付テハ日本経済ノ物資供出能力（特ニ木材、鋼材、セメント）ヲ捕捉シ不足スベキ部分ハ連合国ヨリノ応援ヲ仰グト共ニ財政的ニモ負担シ切レザルコトノ諒解ヲトリツケ、其ノ限度ニ歳出ヲ圧縮スルコト

尚現在稍々放漫ニ流ルル傾キアル本件関係ノ支払及出納制度ヲ整備法制化シ極力之ヲ引締ムル措置ヲ講ズルコト

(二) 各種ノ土木費、工事費

右ハ主トシテ戦災復旧、災害復旧、失業対策、開拓事業、土地改良等ノ名目ノ下ニ要求セラレアルモ、進駐軍関係物件費ト併セ考慮シ日本経済ノ動員シ得ル資材ト食糧ト見合フ限度ニ圧縮スルコト、若シ進駐軍関係ノ物件ノ供出以外ニ日本ニ負担能力ナシトセバ資材ヲ要スル事業ハ全面的ニ削減スルモ已ムヲ得ザルコト

尚右各種ノ事業ハ短期的効果ヲネラヒ、当面ノ危機特ニ食糧危機突破ニ寄与スベキモノニ限ルコトトシ開拓費ノ如キハ早急ニ開拓シ得ル平地ニ限リ小規模ニ実施スルコト

三、地方財政部面

国庫ヨリ地方費ニ対スル財源補給ハ経路ヲ経テ実施セラレテ居ルガ、現在極度ニ困窮シ内外ニ亘リ巨額ノ債務ヲ負担セル国家ガ戦時中及戦後ヲ通ジ強靭ナル経済力ヲ温存培養シ得タル農村経済ヲ支柱トセル地方財政ニ斯ル巨額ノ財政補給ヲ為スコトハ一見奇異ノ感ナキヲ得ザルモ、之ハ次ノ如キ沿革ガアル

(イ) 昭和十五年度ノ税制改革ニ依リ地方ノ主ナル税源ハ国庫ニ集中セラレ、地方ハ国庫ヨリ其ノ一部ノ分与ヲ受クル制度トナリタルモ其ノ分与率ハ地方ノ歳出ヲ度外視シ昭和十一、十二、十三ノ税収ヲ基準トシテ決定セラレ、昭和十五年以降ノ増税ニ因ル増収ニ対シ地方ハ与リ得ナイ制度トナリ居レルコト

(ロ) 地方自体ニ於テ其ノ固有財源ノ開発ヲ怠リ豊富ニ交付セラレル補助金ニ依存スル弊風ガ醸成セラレタ傾向ガアルコト

(ハ) 戦時中地方行政ハ中央権力ノ画一的管理ノ下ニ置カレ其ノイニシアテーブヲ剝奪セラレタ為中央ノ要請ニ基ク施策ノ実施ニ要スル費用ハ其ノ半額以上全額迄ヲ国庫ニ要求スル慣行トナリタルコト

尚現在経済ニ温存セラレアル財源ハ正規ノ収入ノ蓄積ノ外非合法的ニ収奪セラレタル部分多ク、中央ハモトヨリ地方税源トシテ捕捉シ得ザルコト

従ツテ斯ル沿革ニ鑑ミ地方財政ニ対スル補給金ヲ削減スル為ニハ、勢ヒ一般的税源ヲ地方ニ与フルト共ニ中央集権的規格統一的施策ヲ是正シ地方ニ広般ナル行政財政ノ自治ヲ許容スル以外ニ道ナキモノト認メラル。但シ応急ノ問題トシテハ地方ノ歳出計画ヲモ併セ考慮シタル包括的財源ヲ国庫ヨリ補給スル道ヲ考究スルト共ニ地方自体ノ固有財源ノ開発ヲ督励スルノ要アルコト

右固有財源開発ハ戸数割ノ新設、段別税、不動産取得税、漁業権税ノ増徴、手数料、検定料、財産収入、使用料、物品払下代、授業料、入学料等ノ画期的増収等ノ方向ニ指向スルコト

四、其他

(一) 待遇改善費

(イ) 軍人軍属及外地官吏ハ対象トセザルコト

(ロ) 地方補助職員ハ地方財政ノ負担力ヲ併セ考慮シツツ地方庁ニ於テ実情ニ即スル様措置セシムルコト。但シ当面ノ措置トシテハ中央ニ於テ其ノ二分ノ一程度ヲ負担スルコト

(ハ) 軍人軍属ニ対スル恩給ニ代替スル年金ハ終戦当時ノ本俸ヲ基準トシテ考案スルノ要アルモ、実施ハ明後二十二年度以降トスルコト（明年度ハ退職手当又ハ之ニ相当スル帰郷旅費等ニテ所弁セシムルコトトス）

(ニ) 文官ノ恩給制度ニ付テモ待遇改善後ノ本俸ヲ基準トスルコトナキ様配意シ、軍人軍属又ハ既往ノ退職文官ト著シク不均衡ニ渡ラザルヤウ考慮スルコト

(ホ) 昭和二十一年度ニ限リ政府職員等ノ賞与ハ之ヲ全然支給セザルコト

前項ノ措置困難ナル場合ハ二分ノ一程度支給スルカ或ハ政府特殊借入

金ニ依ル方法ヲ考慮スルコト

(ニ) 補助金

(イ) 新物価体系上認メラレタル価格差補助以外ノ価格差補助ハ一切之ヲ認メザルコト

(ロ) 価格差補助ノ呼称ヲ用ヒザルモ新物価体系上経営ノ自立可能ナル農、工、商業者（組合ヲ含ム）ニ対スル補助金、助成金、奨励金等実質的ニ価格差補助ヲ結果スベキモノハ一切之ヲ認メザルコト。但シ農薬、土木、治水等ノ事業ニテ個人ノ収益トシテ将来還元サルベキモ個人ノ力ヲ以テハ実施不可能ナルモノニ対シテハ政府ニ於テ技術的援助ト共ニ低率ノ補助ヲ為スモ已ムヲ得ザルコト

(ハ) 団体其他ノ補助金ニ付テハ国策ノ重点、財政負担力等ヲ考盧ノ上厳選スルノ要アルコト

(ホ) 特別会計

(イ) 鉄道及通信特別会計ハ現在破局的財政ナル処一般会計ニ於テ之ニ補給スル能力欠如セルノミナラズ特別会計ノ公債消化能力モ金融市場ニ期待シ得ザル現況ニ鑑ミ、経営ノ刷新ト併セ漸進的ニ料率ヲ改訂スル等ノ措置ヲ断行シ収支ノ均衡ヲ速カニ回復スルノ要アルコト

(ロ) 爾余ノ特別会計ニ於テモ財政危局ノ透徹シタル認識ノ下ニ経営ノ刷新能率化ヲ図リ、一般会計ニ対スル繰入又ハ補給額ノ逓減ニ全力ヲ傾注スルノ要アルコト

出所　大蔵省資料Z五一一―五〇。

(5) 昭和二十一年度施行予算実行計画作成方針細目

（昭和二一年三月一五日主計局）

昭和二十一年度施行予算実行計画作成方針細目（二一、三、一五）

一、一般会計

(一) 一般会計ニ付テハ本年一月四日閣議決定ヲ経タル昭和二十一年度歳入歳出概算（以下概算ト称ス）ヲ基礎トシ之ニ其ノ後ニ於ケル情勢ノ変化等ニ伴フ所要ノ調整ヲ加ヘ実行計画ヲ作成スルコト

(二) 実行計画ノ作成ハ原則トシテ四、五、六ノ三箇月分ニ付之ヲ行フコト

(三) 大東亜省、軍需省、第一復員省及ビ第二復員省ニ関スル施行予算ハ全額之ヲ不用トシ所要経費ハ予備金支出ニ依ル建前ナルコト

(四) 農商省所管ノ経費ハ農林省所管トシテ使用スルコト

(五) 逓信省ノ一般会計経費ハ当該経費ノ移替使用又ハ第二予備金支出ニ依ルコト

(六) 継続費ニシテ昭和二十一年度既定年割額アルモノニ付テハ之ニ依リ又昭和二十年度ニ於テ年割額終了シタルモノニ付テハ当該前年度年割額ヲ踏襲スルコトト成ル可キモ之ガ実行計画ハ概算ニ予定セラレタル所ヲ基礎トシ策定スベキコト

(七) 概算ニ計上セラレタル経費ニシテ純新規ニ属スルモノハ特別ノ事由アルモノノ外実行計画ニ計上セザルコト

(八) 機密費ニ付テハ概算ニ計上セラレタルモノノ月割額ニ限リ実行ヲ認ムルコト、接待費、交際費、報奨費等ノ使用ハ科目流用ノ措置ニ依ルコト

(九) 前年度ニ於テ予備金支出等ヲ為シタルモノニシテ年度当初ヨリ引続キ実施ヲ要スルモノニ付テハ予備金支出ヲ行フモノトシテ実行計画ヲ策定スルコト

(十) 第二予備金支出ヲ為ス場合ニ於テハ修正予算案ノ提出アルヲ考慮シ之ガ科目ハ成ルベク当該予算科目ニ合一シ得ル様措置スルコト

(十一) 物価手当、今回ノ臨時手当等ハ政府職員給与特別措置費トシテ年度当初第二予備金支出ヲ為スコトヲ考慮シアルヲ以テ施行予算ニ計上セラレアル当該関係経費ハ之ヲ使用セザルコトトスルコト

(十二) 緊急対策費及同第一予備金ハ之ヲ使用セザルコトトスルコト

(十三) 予算外契約ニ付テハ概算決定ノ際予定セラレタルモノト施行予算ニ計上セラレアル当該額トノ内孰レカ小ナルモノノ範囲内ニ於テノミ之ガ使用ヲ為スコト

（8）　昭和二十一年度歳入歳出修正概算に関する件

（昭和二十二年四月一日閣議決定）

一、特別会計ニ付テハ一般会計ニ準ジ措置スルコト

二、特別会計

歳入

	千円
経常部	二、二三四、六三〇
臨時部	二、一一七、一七四
計	四、三五一、八〇四
歳出	
一般歳入	一〇六、〇〇〇
公債金	一、一三三、〇〇〇
普通歳入	九、七七八、四三四
臨時部	二、一一七、一七四
計	四、三五一、八〇四

出所　大蔵省資料Z六二〇—二九。

三、施行予算実行計画ノ作成

（一）大蔵省ハ予算ニ基キ昭和二十一年度施行予算実行計画ヲ調製スルコト

（二）各省ハ右ニ依リ協議調ヒタル実行計画ノ範囲内ニ於テ支払予算ヲ調製スルコト

出所　大蔵省資料Z六二〇—二九。

四、特別会計

特別会計ニ付テハ一般会計ニ準ジ措置スルコト

五、歳入歳出概算

（一）歳入ノ概算ハ昭和二十一年度ニ於ケル租税及印紙収入ノ見積ニ基キ之ヲ計上スルコト

（二）歳入ノ概算ニ計上スル公債金ハ昭和二十一年度ニ於ケル公債発行ノ限度ニ依リ之ヲ計上スルコト

（三）歳出ノ概算ハ昭和二十一年度ニ於ケル各庁ノ要求ニ基キ之ヲ計上スルコト

（四）歳出ノ概算ニ計上スル人件費ハ昭和二十一年度ニ於ケル各庁ノ定員ニ依リ之ヲ計上スルコト

（五）歳出ノ概算ニ計上スル恩給費ハ昭和二十一年度ニ於ケル恩給受給者ノ数ニ依リ之ヲ計上スルコト

（六）歳出ノ概算ニ計上スル物件費ハ昭和二十一年度ニ於ケル物件費ノ必要ニ応ジ之ヲ計上スルコト

（七）歳出ノ概算ニ計上スル補助費ハ昭和二十一年度ニ於ケル補助費ノ必要ニ応ジ之ヲ計上スルコト

（八）歳出ノ概算ニ計上スル公共事業費ハ昭和二十一年度ニ於ケル公共事業ノ必要ニ応ジ之ヲ計上スルコト

（九）歳出ノ概算ニ計上スル失業対策費ハ昭和二十一年度ニ於ケル失業対策ノ必要ニ応ジ之ヲ計上スルコト

（十）歳出ノ概算ニ計上スル食糧増産費ハ昭和二十一年度ニ於ケル食糧増産ノ必要ニ応ジ之ヲ計上スルコト

（十一）歳出ノ概算ニ計上スル輸出振興費ハ昭和二十一年度ニ於ケル輸出振興ノ必要ニ応ジ之ヲ計上スルコト

（十二）歳出ノ概算ニ計上スル復興費ハ昭和二十一年度ニ於ケル復興ノ必要ニ応ジ之ヲ計上スルコト

（十三）歳出ノ概算ニ計上スル予備費ハ昭和二十一年度ニ於ケル予備費ノ必要ニ応ジ之ヲ計上スルコト

六、歳入歳出概算ノ調製

（一）歳入歳出ノ概算ハ大蔵大臣之ヲ調製スルコト

（二）各庁ハ大蔵大臣ノ指示ニ依リ其ノ所掌ニ属スル歳入歳出ノ概算ヲ調製シ大蔵大臣ニ提出スルコト

（三）大蔵大臣ハ各庁ノ提出シタル歳入歳出ノ概算ヲ調製シ閣議ノ決定ヲ経テ之ヲ国会ニ提出スルコト

七、歳入歳出概算ノ提出

（一）歳入歳出ノ概算ハ昭和二十一年度ニ於ケル各庁ノ予算ニ関スル説明書ヲ添附シテ之ヲ国会ニ提出スルコト

（二）歳入歳出ノ概算ハ昭和二十一年度ニ於ケル各庁ノ予算ニ関スル説明書ヲ添附シテ之ヲ国会ニ提出スルコト

（三）歳入歳出ノ概算ハ昭和二十一年度ニ於ケル各庁ノ予算ニ関スル説明書ヲ添附シテ之ヲ国会ニ提出スルコト

（四）歳入歳出ノ概算ハ昭和二十一年度ニ於ケル各庁ノ予算ニ関スル説明書ヲ添附シテ之ヲ国会ニ提出スルコト

（五）歳入歳出ノ概算ハ昭和二十一年度ニ於ケル各庁ノ予算ニ関スル説明書ヲ添附シテ之ヲ国会ニ提出スルコト

（六）歳入歳出ノ概算ハ昭和二十一年度ニ於ケル各庁ノ予算ニ関スル説明書ヲ添附シテ之ヲ国会ニ提出スルコト

（七）歳入歳出ノ概算ハ昭和二十一年度ニ於ケル各庁ノ予算ニ関スル説明書ヲ添附シテ之ヲ国会ニ提出スルコト

（八）歳入歳出ノ概算ハ昭和二十一年度ニ於ケル各庁ノ予算ニ関スル説明書ヲ添附シテ之ヲ国会ニ提出スルコト

（九）歳入歳出ノ概算ハ昭和二十一年度ニ於ケル各庁ノ予算ニ関スル説明書ヲ添附シテ之ヲ国会ニ提出スルコト

（十）歳入歳出ノ概算ハ昭和二十一年度ニ於ケル各庁ノ予算ニ関スル説明書ヲ添附シテ之ヲ国会ニ提出スルコト

（十一）歳入歳出ノ概算ハ昭和二十一年度ニ於ケル各庁ノ予算ニ関スル説明書ヲ添附シテ之ヲ国会ニ提出スルコト

（十二）歳入歳出ノ概算ハ昭和二十一年度ニ於ケル各庁ノ予算ニ関スル説明書ヲ添附シテ之ヲ国会ニ提出スルコト

（十三）歳入歳出ノ概算ハ昭和二十一年度ニ於ケル各庁ノ予算ニ関スル説明書ヲ添附シテ之ヲ国会ニ提出スルコト

（十四）歳入歳出ノ概算ハ昭和二十一年度ニ於ケル各庁ノ予算ニ関スル説明書ヲ添附シテ之ヲ国会ニ提出スルコト

（十五）歳入歳出ノ概算ハ昭和二十一年度ニ於ケル各庁ノ予算ニ関スル説明書ヲ添附シテ之ヲ国会ニ提出スルコト

（十六）歳入歳出ノ概算ハ昭和二十一年度ニ於ケル各庁ノ予算ニ関スル説明書ヲ添附シテ之ヲ国会ニ提出スルコト

（十七）歳入歳出ノ概算ハ昭和二十一年度ニ於ケル各庁ノ予算ニ関スル説明書ヲ添附シテ之ヲ国会ニ提出スルコト

（十八）歳入歳出ノ概算ハ昭和二十一年度ニ於ケル各庁ノ予算ニ関スル説明書ヲ添附シテ之ヲ国会ニ提出スルコト

（十九）歳入歳出ノ概算ハ昭和二十一年度ニ於ケル各庁ノ予算ニ関スル説明書ヲ添附シテ之ヲ国会ニ提出スルコト

（二十）歳入歳出ノ概算ハ昭和二十一年度ニ於ケル各庁ノ予算ニ関スル説明書ヲ添附シテ之ヲ国会ニ提出スルコト

（二十一）歳入歳出ノ概算ハ昭和二十一年度ニ於ケル各庁ノ予算ニ関スル説明書ヲ添附シテ之ヲ国会ニ提出スルコト

（二十二）歳入歳出ノ概算ハ昭和二十一年度ニ於ケル各庁ノ予算ニ関スル説明書ヲ添附シテ之ヲ国会ニ提出スルコト

（二十三）歳入歳出ノ概算ハ昭和二十一年度ニ於ケル各庁ノ予算ニ関スル説明書ヲ添附シテ之ヲ国会ニ提出スルコト

（二十四）歳入歳出ノ概算ハ昭和二十一年度ニ於ケル各庁ノ予算ニ関スル説明書ヲ添附シテ之ヲ国会ニ提出スルコト

（二十五）歳入歳出ノ概算ハ昭和二十一年度ニ於ケル各庁ノ予算ニ関スル説明書ヲ添附シテ之ヲ国会ニ提出スルコト

（二十六）歳入歳出ノ概算ハ昭和二十一年度ニ於ケル各庁ノ予算ニ関スル説明書ヲ添附シテ之ヲ国会ニ提出スルコト

（二十七）歳入歳出ノ概算ハ昭和二十一年度ニ於ケル各庁ノ予算ニ関スル説明書ヲ添附シテ之ヲ国会ニ提出スルコト

（二十八）歳入歳出ノ概算ハ昭和二十一年度ニ於ケル各庁ノ予算ニ関スル説明書ヲ添附シテ之ヲ国会ニ提出スルコト

（二十九）歳入歳出ノ概算ハ昭和二十一年度ニ於ケル各庁ノ予算ニ関スル説明書ヲ添附シテ之ヲ国会ニ提出スルコト

（三十）歳入歳出ノ概算ハ昭和二十一年度ニ於ケル各庁ノ予算ニ関スル説明書ヲ添附シテ之ヲ国会ニ提出スルコト

（三十一）歳入歳出ノ概算ハ昭和二十一年度ニ於ケル各庁ノ予算ニ関スル説明書ヲ添附シテ之ヲ国会ニ提出スルコト

（三十二）歳入歳出ノ概算ハ昭和二十一年度ニ於ケル各庁ノ予算ニ関スル説明書ヲ添附シテ之ヲ国会ニ提出スルコト

（三十三）歳入歳出ノ概算ハ昭和二十一年度ニ於ケル各庁ノ予算ニ関スル説明書ヲ添附シテ之ヲ国会ニ提出スルコト

（三十四）歳入歳出ノ概算ハ昭和二十一年度ニ於ケル各庁ノ予算ニ関スル説明書ヲ添附シテ之ヲ国会ニ提出スルコト

（三十五）歳入歳出ノ概算ハ昭和二十一年度ニ於ケル各庁ノ予算ニ関スル説明書ヲ添附シテ之ヲ国会ニ提出スルコト

（三十六）歳入歳出ノ概算ハ昭和二十一年度ニ於ケル各庁ノ予算ニ関スル説明書ヲ添附シテ之ヲ国会ニ提出スルコト

（三十七）歳入歳出ノ概算ハ昭和二十一年度ニ於ケル各庁ノ予算ニ関スル説明書ヲ添附シテ之ヲ国会ニ提出スルコト

（三十八）歳入歳出ノ概算ハ昭和二十一年度ニ於ケル各庁ノ予算ニ関スル説明書ヲ添附シテ之ヲ国会ニ提出スルコト

（三十九）歳入歳出ノ概算ハ昭和二十一年度ニ於ケル各庁ノ予算ニ関スル説明書ヲ添附シテ之ヲ国会ニ提出スルコト

（四十）歳入歳出ノ概算ハ昭和二十一年度ニ於ケル各庁ノ予算ニ関スル説明書ヲ添附シテ之ヲ国会ニ提出スルコト

（四十一）歳入歳出ノ概算ハ昭和二十一年度ニ於ケル各庁ノ予算ニ関スル説明書ヲ添附シテ之ヲ国会ニ提出スルコト

（四十二）歳入歳出ノ概算ハ昭和二十一年度ニ於ケル各庁ノ予算ニ関スル説明書ヲ添附シテ之ヲ国会ニ提出スルコト

（四十三）歳入歳出ノ概算ハ昭和二十一年度ニ於ケル各庁ノ予算ニ関スル説明書ヲ添附シテ之ヲ国会ニ提出スルコト

（四十四）歳入歳出ノ概算ハ昭和二十一年度ニ於ケル各庁ノ予算ニ関スル説明書ヲ添附シテ之ヲ国会ニ提出スルコト

（四十五）歳入歳出ノ概算ハ昭和二十一年度ニ於ケル各庁ノ予算ニ関スル説明書ヲ添附シテ之ヲ国会ニ提出スルコト

（四十六）歳入歳出ノ概算ハ昭和二十一年度ニ於ケル各庁ノ予算ニ関スル説明書ヲ添附シテ之ヲ国会ニ提出スルコト

（四十七）歳入歳出ノ概算ハ昭和二十一年度ニ於ケル各庁ノ予算ニ関スル説明書ヲ添附シテ之ヲ国会ニ提出スルコト

（四十八）歳入歳出ノ概算ハ昭和二十一年度ニ於ケル各庁ノ予算ニ関スル説明書ヲ添附シテ之ヲ国会ニ提出スルコト

（四十九）歳入歳出ノ概算ハ昭和二十一年度ニ於ケル各庁ノ予算ニ関スル説明書ヲ添附シテ之ヲ国会ニ提出スルコト

（五十）歳入歳出ノ概算ハ昭和二十一年度ニ於ケル各庁ノ予算ニ関スル説明書ヲ添附シテ之ヲ国会ニ提出スルコト

（五十一）歳入歳出ノ概算ハ昭和二十一年度ニ於ケル各庁ノ予算ニ関スル説明書ヲ添附シテ之ヲ国会ニ提出スルコト

（五十二）歳入歳出ノ概算ハ昭和二十一年度ニ於ケル各庁ノ予算ニ関スル説明書ヲ添附シテ之ヲ国会ニ提出スルコト

（五十三）歳入歳出ノ概算ハ昭和二十一年度ニ於ケル各庁ノ予算ニ関スル説明書ヲ添附シテ之ヲ国会ニ提出スルコト

（五十四）歳入歳出ノ概算ハ昭和二十一年度ニ於ケル各庁ノ予算ニ関スル説明書ヲ添附シテ之ヲ国会ニ提出スルコト

（五十五）歳入歳出ノ概算ハ昭和二十一年度ニ於ケル各庁ノ予算ニ関スル説明書ヲ添附シテ之ヲ国会ニ提出スルコト

（五十六）歳入歳出ノ概算ハ昭和二十一年度ニ於ケル各庁ノ予算ニ関スル説明書ヲ添附シテ之ヲ国会ニ提出スルコト

（五十七）歳入歳出ノ概算ハ昭和二十一年度ニ於ケル各庁ノ予算ニ関スル説明書ヲ添附シテ之ヲ国会ニ提出スルコト

（五十八）歳入歳出ノ概算ハ昭和二十一年度ニ於ケル各庁ノ予算ニ関スル説明書ヲ添附シテ之ヲ国会ニ提出スルコト

（五十九）歳入歳出ノ概算ハ昭和二十一年度ニ於ケル各庁ノ予算ニ関スル説明書ヲ添附シテ之ヲ国会ニ提出スルコト

（六十）歳入歳出ノ概算ハ昭和二十一年度ニ於ケル各庁ノ予算ニ関スル説明書ヲ添附シテ之ヲ国会ニ提出スルコト

（六十一）歳入歳出ノ概算ハ昭和二十一年度ニ於ケル各庁ノ予算ニ関スル説明書ヲ添附シテ之ヲ国会ニ提出スルコト

（六十二）歳入歳出ノ概算ハ昭和二十一年度ニ於ケル各庁ノ予算ニ関スル説明書ヲ添附シテ之ヲ国会ニ提出スルコト

（六十三）歳入歳出ノ概算ハ昭和二十一年度ニ於ケル各庁ノ予算ニ関スル説明書ヲ添附シテ之ヲ国会ニ提出スルコト

（六十四）歳入歳出ノ概算ハ昭和二十一年度ニ於ケル各庁ノ予算ニ関スル説明書ヲ添附シテ之ヲ国会ニ提出スルコト

（六十五）歳入歳出ノ概算ハ昭和二十一年度ニ於ケル各庁ノ予算ニ関スル説明書ヲ添附シテ之ヲ国会ニ提出スルコト

（六十六）歳入歳出ノ概算ハ昭和二十一年度ニ於ケル各庁ノ予算ニ関スル説明書ヲ添附シテ之ヲ国会ニ提出スルコト

（六十七）歳入歳出ノ概算ハ昭和二十一年度ニ於ケル各庁ノ予算ニ関スル説明書ヲ添附シテ之ヲ国会ニ提出スルコト

（六十八）歳入歳出ノ概算ハ昭和二十一年度ニ於ケル各庁ノ予算ニ関スル説明書ヲ添附シテ之ヲ国会ニ提出スルコト

（六十九）歳入歳出ノ概算ハ昭和二十一年度ニ於ケル各庁ノ予算ニ関スル説明書ヲ添附シテ之ヲ国会ニ提出スルコト

（七十）歳入歳出ノ概算ハ昭和二十一年度ニ於ケル各庁ノ予算ニ関スル説明書ヲ添附シテ之ヲ国会ニ提出スルコト

（七十一）歳入歳出ノ概算ハ昭和二十一年度ニ於ケル各庁ノ予算ニ関スル説明書ヲ添附シテ之ヲ国会ニ提出スルコト

（七十二）歳入歳出ノ概算ハ昭和二十一年度ニ於ケル各庁ノ予算ニ関スル説明書ヲ添附シテ之ヲ国会ニ提出スルコト

（七十三）歳入歳出ノ概算ハ昭和二十一年度ニ於ケル各庁ノ予算ニ関スル説明書ヲ添附シテ之ヲ国会ニ提出スルコト

（七十四）歳入歳出ノ概算ハ昭和二十一年度ニ於ケル各庁ノ予算ニ関スル説明書ヲ添附シテ之ヲ国会ニ提出スルコト

（七十五）歳入歳出ノ概算ハ昭和二十一年度ニ於ケル各庁ノ予算ニ関スル説明書ヲ添附シテ之ヲ国会ニ提出スルコト

（七十六）歳入歳出ノ概算ハ昭和二十一年度ニ於ケル各庁ノ予算ニ関スル説明書ヲ添附シテ之ヲ国会ニ提出スルコト

（七十七）歳入歳出ノ概算ハ昭和二十一年度ニ於ケル各庁ノ予算ニ関スル説明書ヲ添附シテ之ヲ国会ニ提出スルコト

（七十八）歳入歳出ノ概算ハ昭和二十一年度ニ於ケル各庁ノ予算ニ関スル説明書ヲ添附シテ之ヲ国会ニ提出スルコト

（七十九）歳入歳出ノ概算ハ昭和二十一年度ニ於ケル各庁ノ予算ニ関スル説明書ヲ添附シテ之ヲ国会ニ提出スルコト

（八十）歳入歳出ノ概算ハ昭和二十一年度ニ於ケル各庁ノ予算ニ関スル説明書ヲ添附シテ之ヲ国会ニ提出スルコト

（八十一）歳入歳出ノ概算ハ昭和二十一年度ニ於ケル各庁ノ予算ニ関スル説明書ヲ添附シテ之ヲ国会ニ提出スルコト

（八十二）歳入歳出ノ概算ハ昭和二十一年度ニ於ケル各庁ノ予算ニ関スル説明書ヲ添附シテ之ヲ国会ニ提出スルコト

（八十三）歳入歳出ノ概算ハ昭和二十一年度ニ於ケル各庁ノ予算ニ関スル説明書ヲ添附シテ之ヲ国会ニ提出スルコト

（八十四）歳入歳出ノ概算ハ昭和二十一年度ニ於ケル各庁ノ予算ニ関スル説明書ヲ添附シテ之ヲ国会ニ提出スルコト

（八十五）歳入歳出ノ概算ハ昭和二十一年度ニ於ケル各庁ノ予算ニ関スル説明書ヲ添附シテ之ヲ国会ニ提出スルコト

（八十六）歳入歳出ノ概算ハ昭和二十一年度ニ於ケル各庁ノ予算ニ関スル説明書ヲ添附シテ之ヲ国会ニ提出スルコト

（八十七）歳入歳出ノ概算ハ昭和二十一年度ニ於ケル各庁ノ予算ニ関スル説明書ヲ添附シテ之ヲ国会ニ提出スルコト

（八十八）歳入歳出ノ概算ハ昭和二十一年度ニ於ケル各庁ノ予算ニ関スル説明書ヲ添附シテ之ヲ国会ニ提出スルコト

（八十九）歳入歳出ノ概算ハ昭和二十一年度ニ於ケル各庁ノ予算ニ関スル説明書ヲ添附シテ之ヲ国会ニ提出スルコト

（九十）歳入歳出ノ概算ハ昭和二十一年度ニ於ケル各庁ノ予算ニ関スル説明書ヲ添附シテ之ヲ国会ニ提出スルコト

（九十一）歳入歳出ノ概算ハ昭和二十一年度ニ於ケル各庁ノ予算ニ関スル説明書ヲ添附シテ之ヲ国会ニ提出スルコト

（九十二）歳入歳出ノ概算ハ昭和二十一年度ニ於ケル各庁ノ予算ニ関スル説明書ヲ添附シテ之ヲ国会ニ提出スルコト

（九十三）歳入歳出ノ概算ハ昭和二十一年度ニ於ケル各庁ノ予算ニ関スル説明書ヲ添附シテ之ヲ国会ニ提出スルコト

（九十四）歳入歳出ノ概算ハ昭和二十一年度ニ於ケル各庁ノ予算ニ関スル説明書ヲ添附シテ之ヲ国会ニ提出スルコト

（九十五）歳入歳出ノ概算ハ昭和二十一年度ニ於ケル各庁ノ予算ニ関スル説明書ヲ添附シテ之ヲ国会ニ提出スルコト

（九十六）歳入歳出ノ概算ハ昭和二十一年度ニ於ケル各庁ノ予算ニ関スル説明書ヲ添附シテ之ヲ国会ニ提出スルコト

（九十七）歳入歳出ノ概算ハ昭和二十一年度ニ於ケル各庁ノ予算ニ関スル説明書ヲ添附シテ之ヲ国会ニ提出スルコト

（九十八）歳入歳出ノ概算ハ昭和二十一年度ニ於ケル各庁ノ予算ニ関スル説明書ヲ添附シテ之ヲ国会ニ提出スルコト

（九十九）歳入歳出ノ概算ハ昭和二十一年度ニ於ケル各庁ノ予算ニ関スル説明書ヲ添附シテ之ヲ国会ニ提出スルコト

（百）歳入歳出ノ概算ハ昭和二十一年度ニ於ケル各庁ノ予算ニ関スル説明書ヲ添附シテ之ヲ国会ニ提出スルコト

（百一）歳入歳出ノ概算ハ昭和二十一年度ニ於ケル各庁ノ予算ニ関スル説明書ヲ添附シテ之ヲ国会ニ提出スルコト

（百二）歳入歳出ノ概算ハ昭和二十一年度ニ於ケル各庁ノ予算ニ関スル説明書ヲ添附シテ之ヲ国会ニ提出スルコト

（百三）歳入歳出ノ概算ハ昭和二十一年度ニ於ケル各庁ノ予算ニ関スル説明書ヲ添附シテ之ヲ国会ニ提出スルコト

（百四）歳入歳出ノ概算ハ昭和二十一年度ニ於ケル各庁ノ予算ニ関スル説明書ヲ添附シテ之ヲ国会ニ提出スルコト

（百五）歳入歳出ノ概算ハ昭和二十一年度ニ於ケル各庁ノ予算ニ関スル説明書ヲ添附シテ之ヲ国会ニ提出スルコト

（百六）歳入歳出ノ概算ハ昭和二十一年度ニ於ケル各庁ノ予算ニ関スル説明書ヲ添附シテ之ヲ国会ニ提出スルコト

（百七）歳入歳出ノ概算ハ昭和二十一年度ニ於ケル各庁ノ予算ニ関スル説明書ヲ添附シテ之ヲ国会ニ提出スルコト

（百八）歳入歳出ノ概算ハ昭和二十一年度ニ於ケル各庁ノ予算ニ関スル説明書ヲ添附シテ之ヲ国会ニ提出スルコト

（百九）歳入歳出ノ概算ハ昭和二十一年度ニ於ケル各庁ノ予算ニ関スル説明書ヲ添附シテ之ヲ国会ニ提出スルコト

（百十）歳入歳出ノ概算ハ昭和二十一年度ニ於ケル各庁ノ予算ニ関スル説明書ヲ添附シテ之ヲ国会ニ提出スルコト

（百十一）歳入歳出ノ概算ハ昭和二十一年度ニ於ケル各庁ノ予算ニ関スル説明書ヲ添附シテ之ヲ国会ニ提出スルコト

（百十二）歳入歳出ノ概算ハ昭和二十一年度ニ於ケル各庁ノ予算ニ関スル説明書ヲ添附シテ之ヲ国会ニ提出スルコト

（百十三）歳入歳出ノ概算ハ昭和二十一年度ニ於ケル各庁ノ予算ニ関スル説明書ヲ添附シテ之ヲ国会ニ提出スルコト

（百十四）歳入歳出ノ概算ハ昭和二十一年度ニ於ケル各庁ノ予算ニ関スル説明書ヲ添附シテ之ヲ国会ニ提出スルコト

（百十五）歳入歳出ノ概算ハ昭和二十一年度ニ於ケル各庁ノ予算ニ関スル説明書ヲ添附シテ之ヲ国会ニ提出スルコト

（百十六）歳入歳出ノ概算ハ昭和二十一年度ニ於ケル各庁ノ予算ニ関スル説明書ヲ添附シテ之ヲ国会ニ提出スルコト

（百十七）歳入歳出ノ概算ハ昭和二十一年度ニ於ケル各庁ノ予算ニ関スル説明書ヲ添附シテ之ヲ国会ニ提出スルコト

（百十八）歳入歳出ノ概算ハ昭和二十一年度ニ於ケル各庁ノ予算ニ関スル説明書ヲ添附シテ之ヲ国会ニ提出スルコト

（百十九）歳入歳出ノ概算ハ昭和二十一年度ニ於ケル各庁ノ予算ニ関スル説明書ヲ添附シテ之ヲ国会ニ提出スルコト

（百二十）歳入歳出ノ概算ハ昭和二十一年度ニ於ケル各庁ノ予算ニ関スル説明書ヲ添附シテ之ヲ国会ニ提出スルコト

（百二十一）歳入歳出ノ概算ハ昭和二十一年度ニ於ケル各庁ノ予算ニ関スル説明書ヲ添附シテ之ヲ国会ニ提出スルコト

（百二十二）歳入歳出ノ概算ハ昭和二十一年度ニ於ケル各庁ノ予算ニ関スル説明書ヲ添附シテ之ヲ国会ニ提出スルコト

（百二十三）歳入歳出ノ概算ハ昭和二十一年度ニ於ケル各庁ノ予算ニ関スル説明書ヲ添附シテ之ヲ国会ニ提出スルコト

（百二十四）歳入歳出ノ概算ハ昭和二十一年度ニ於ケル各庁ノ予算ニ関スル説明書ヲ添附シテ之ヲ国会ニ提出スルコト

（百二十五）歳入歳出ノ概算ハ昭和二十一年度ニ於ケル各庁ノ予算ニ関スル説明書ヲ添附シテ之ヲ国会ニ提出スルコト

（百二十六）歳入歳出ノ概算ハ昭和二十一年度ニ於ケル各庁ノ予算ニ関スル説明書ヲ添附シテ之ヲ国会ニ提出スルコト

（百二十七）歳入歳出ノ概算ハ昭和二十一年度ニ於ケル各庁ノ予算ニ関スル説明書ヲ添附シテ之ヲ国会ニ提出スルコト

（百二十八）歳入歳出ノ概算ハ昭和二十一年度ニ於ケル各庁ノ予算ニ関スル説明書ヲ添附シテ之ヲ国会ニ提出スルコト

（百二十九）歳入歳出ノ概算ハ昭和二十一年度ニ於ケル各庁ノ予算ニ関スル説明書ヲ添附シテ之ヲ国会ニ提出スルコト

（百三十）歳入歳出ノ概算ハ昭和二十一年度ニ於ケル各庁ノ予算ニ関スル説明書ヲ添附シテ之ヲ国会ニ提出スルコト

（百三十一）歳入歳出ノ概算ハ昭和二十一年度ニ於ケル各庁ノ予算ニ関スル説明書ヲ添附シテ之ヲ国会ニ提出スルコト

（百三十二）歳入歳出ノ概算ハ昭和二十一年度ニ於ケル各庁ノ予算ニ関スル説明書ヲ添附シテ之ヲ国会ニ提出スルコト

（百三十三）歳入歳出ノ概算ハ昭和二十一年度ニ於ケル各庁ノ予算ニ関スル説明書ヲ添附シテ之ヲ国会ニ提出スルコト

（百三十四）歳入歳出ノ概算ハ昭和二十一年度ニ於ケル各庁ノ予算ニ関スル説明書ヲ添附シテ之ヲ国会ニ提出スルコト

（百三十五）歳入歳出ノ概算ハ昭和二十一年度ニ於ケル各庁ノ予算ニ関スル説明書ヲ添附シテ之ヲ国会ニ提出スルコト

（百三十六）歳入歳出ノ概算ハ昭和二十一年度ニ於ケル各庁ノ予算ニ関スル説明書ヲ添附シテ之ヲ国会ニ提出スルコト

（百三十七）歳入歳出ノ概算ハ昭和二十一年度ニ於ケル各庁ノ予算ニ関スル説明書ヲ添附シテ之ヲ国会ニ提出スルコト

（百三十八）歳入歳出ノ概算ハ昭和二十一年度ニ於ケル各庁ノ予算ニ関スル説明書ヲ添附シテ之ヲ国会ニ提出スルコト

（百三十九）歳入歳出ノ概算ハ昭和二十一年度ニ於ケル各庁ノ予算ニ関スル説明書ヲ添附シテ之ヲ国会ニ提出スルコト

（百四十）歳入歳出ノ概算ハ昭和二十一年度ニ於ケル各庁ノ予算ニ関スル説明書ヲ添附シテ之ヲ国会ニ提出スルコト

（百四十一）歳入歳出ノ概算ハ昭和二十一年度ニ於ケル各庁ノ予算ニ関スル説明書ヲ添附シテ之ヲ国会ニ提出スルコト

（百四十二）歳入歳出ノ概算ハ昭和二十一年度ニ於ケル各庁ノ予算ニ関スル説明書ヲ添附シテ之ヲ国会ニ提出スルコト

（百四十三）歳入歳出ノ概算ハ昭和二十一年度ニ於ケル各庁ノ予算ニ関スル説明書ヲ添附シテ之ヲ国会ニ提出スルコト

（百四十四）歳入歳出ノ概算ハ昭和二十一年度ニ於ケル各庁ノ予算ニ関スル説明書ヲ添附シテ之ヲ国会ニ提出スルコト

（百四十五）歳入歳出ノ概算ハ昭和二十一年度ニ於ケル各庁ノ予算ニ関スル説明書ヲ添附シテ之ヲ国会ニ提出スルコト

（百四十六）歳入歳出ノ概算ハ昭和二十一年度ニ於ケル各庁ノ予算ニ関スル説明書ヲ添附シテ之ヲ国会ニ提出スルコト

（百四十七

（大蔵省資料Z六二〇―三〇による）。

出所　大蔵省資料Z六二〇―三〇。

（9）昭和二十一年度一般会計修正予算綱要（主計局）

昭和二十一年度一般会計修正予算綱要

改定予算編成の方針

第一、予算編成を廻る基礎的諸条件

1、永年に亘る戦争と其の結果招来された惨めな敗戦との為、日本経済は原料及食糧に関する広大な補給圏を一挙に喪失すると共に、各種の工場設備、住宅等を始め通信輸送の機関は大規模な戦災を受け、その基盤は著しく狭少且脆弱なものとなつた。その為戦時中既に縮小の過程を辿つてゐた日本経済はその組織を根底から覆され、限られた保有物資の獲得を廻つて投機取引が旺盛を極めると共に純正な生産行為は萎靡沈滞し従て生産力は絶対的にも相対的にも支那事変前以下に低下した。

2、他方戦時中から執拗に昂進して来たインフレーションは終戦を契機とする緊張の弛緩、統制の弱化、前途見透困難による生産の停滞、食糧の絶対的不足等の為、急激な上昇過程を辿り、経済秩序は未曽有の混乱に陥り国民生活は危機に直面することになつた。

3、更に戦災の創痍、軍需産業の解体、生産の停滞と秩序の混乱等との為国庫は財源の調達上大きい制約を受けることとなつた半面、戦争に起因して生じた内外に亘る国家の債務は驚異的多額に上ると共に食糧の増産、社会救済戦災復興等戦後施策の為巨額の経費支出を要することとなり、我国財政は文字通り深刻な危局に追ひ込まれるに至つた。

4、政府はかやうな情勢に対処してインフレーションを防遏して通貨価値の崩壊を抑止し以て経済の秩序を維持すると共に食糧の危機を打開し最少限度の国民生活を確保することを目途とし、主食供出制度の強化、預金等の封鎖を主軸とした一連の経済非常措置を断行することとし、更に物価の奔放な昂騰を規正して国民生活の安定と経済秩序の回復に資する為新しい物価等統制令を実施に移し、当面の危局打開に強力な手を打つたのである。

5、而して更に今後国家の再建を図るが為には政治及経済の民主化を断行すると共に通貨価値の安定と生産の促進再開とを図り、速かに国際通貨協定に参加し国際社会の一員として貿易上の地位を確保する必要があるのであり、之が民族の復興を庶幾する国民のひとしく希求するところであることは疑ない。

二、予算編成に関する基本的構想

1、敗戦といふ冷厳なる事実とその齎す諸結果に対する透徹した認識に立脚し国民ひとしく真に耐へ難きを耐へ忍び難きを忍んで刻苦奮励以て総力を将来の建設に傾くる要がある。

2、インフレーションを防遏し通貨の価値を安定せしめ以て戦後の経済秩序を維持し国民生活の安定を図り、更に進んでは国際経済に対する参加能力を培ふが為には、この際財政収支の均衡を可及的に保持する必要があり已むを得ず赤字公債を発行する場合に於ても国民の新規蓄積資金で賄ひ得られる限度に止めなければならない。

3、戦災その他の為、我国経済の受けたる打撃は想像以上に深刻なものであり更に広大な領土と豊富な資源圏とを喪失し従つて財源の調達上重大なる影響を来し他面、戦後処理に要する各種経費の増嵩、対外関係による国家負担の加重は必至であり、為に今後財政収支の均衡を保持するといつても並大抵の努力で出来ることではない。然しながら民族再興の将来を待望し、国家の再建発展を期せんとする吾人としては右の一線は何としても確保しなければならないのであり、之が為にはこの際蛮勇を揮つて過去の重荷と行きがかりの一切を切りすてると共に戦時中にも増して重くなる負担に付ても歯を食

ひしばつて堪へることが必要である。

4、従つて累積した多額の国家債務に付て其の整理等に要する経費は国家再建上不可避な程度に之を止めることとし、法令等に基き政府の債務を公約したものに付てもこの際従来の経緯を一擲し之が徹底的再検討を行はねばならない。而して以て民生の安定、経済の再建、文化の振興、戦災の復興等今後の光明を期待すべき積極的施策に対し能ふ限り多くの財源を確保することを以て第一義とせねばならない。

5、然しながら右の諸経費についても我国財政力の現状に於ては其の十分なる計上を希望することは困難である。特に物資を要する事業に関するものについては現下国民の最大の苦悶が経済の再建及び民生の安定に必要な食糧及び資材の絶対的不足といふ事実にあることに想到し更に連合国軍の要求を優先的に充足せしむる義務を負荷されて居る事実に鑑みるとき、此等の為に充当せしめ得るところは極めて少く、従て早急に当面の危機打開に資する効果を発揮し得る程度のものに限らるべく気宇のみ徒に宏大なるは到底許されぬところである。

6、しかも尚右の如き諸経費のみにても日本経済の現規模に於ては相当過大なものであり、其の財源調達の為には国民総耐乏の精神に徹し戦時中にも増して高き負担の増加を甘受する用意が必要であるが更に戦後財政の確立を図り国民経済の安定に資するためには我国財政史上嘗てなき程度の財産税、個人財産増加税及法人戦時利得税を創設する必要があるのである。

三、予算編成の方式

1、昭和二十一年度歳入歳出概算及び概計については当初閣議決定等を経、之に基いて予算編成中であつた処、その後諸般の情勢は一変し其の根本的改変を余儀なくせられ更めて改定概算又は改定概計の編成を行ふこととなつた。

2、而して昭和二十一年度予算を審議すべき通常議会は総選挙施行のため昭和二十年度中に開会の運びに至らず昭和二十一年度予算は遂に帝国議会の協賛を得るに至らなかつた、依つて昭和二十一年度予算については憲法第七十一条の規定に基き前年度即ち昭和二十年度の予算を施行することとなつたのである。

然るに昭和二十年度予算は戦争の遂行を前提として編成せられたものであり、之をそのまま昭和二十一年度予算に於て踏襲することは形式的にも実質的にも当を得ない所である。而して従来の行政慣行からいへば政府は之に対し事態に即応した実行予算を編成することになるが、予算の目的が一変した今日従来の方式によるときは唯に戦後予算の解明を期することを得ぬのみならずその民主化の趣旨にも反することとなる。従つて本年度に於ては施行予算を更めて予算を以て改定する方式をとることとし既に決定せられた歳入歳出概算又は概計に基き編成せられた予算を昭和二十一年度改定予算として帝国議会に提出することとした。而して右議決に至る迄の過渡的時期においては施行予算を使用するの他なきものであるが、之が補正は予備金支出又は憲法第七十条の規定に基く財政上の緊急処分により之を行ふこととし、改定予算成立後は右の補正的経費の支出は改定予算の当該款項より行はれたるものとして処理することにした。

3、一般会計による財政表示の方針を徹底し、財政の公正明朗及民主化に資するため、従来日本銀行の仮払金で支弁してゐた終戦処理費、食糧証券の借換増額で処理してゐた食糧管理特別会計の赤字等は之を一般会計に計上すると共に陸海軍工廠、地域関係等の外政府出資及び営繕用品資金の如く既に存置の要なしと認められる特別会計は昭和二十一年度以降之を廃止することとした。尚臨時軍事費特別会計は去る二月二十八日を以て之を終結せしめ軍人軍属等の復員費は一般会計に於て支弁することとした。又金融緊急措置令の施行に伴ひ日本銀行に於て生ずる旧日本銀行券整理益は相当額を国庫に納付

せしめ日本銀行の立替支弁に属した昭和二十年度中の終戦処理費を始め政府の対日本銀行債務の返償の財源に充当することにした。

編注　本文は日付不明であるが、内容からみて昭和二一年三―四月頃と推定される。

出所　大蔵省資料Z五一一―五四。

(10) 昭和二十一年度一般会計予算案に関する司令部との交渉経緯

（昭和二一年四月一八日）

昭和二十一年度一般会計予算案ニ関スル司令部トノ交渉経緯

（昭和二一年四月一八日）

四月一日閣議決定ヲ経タル一般会計予算案ニ付司令部ニ説明ヲ行ヒタル所部内会議ノ結果ナリトシテ「予算案ヲ左記ノ通改訂シテ正式承認ヲ申請」スル様回答アリタリ

一、歳出

㈠　終戦処理費

(1)　占領軍費中

(イ)　住宅二万戸ノ建設費ハ二十億円ヲ計上シアリタルモ之ヲ五十億円ニ増額スルコト

(ロ)　兵舎ノ建設費ハ十五億円ヲ計上シアリタルモ之ヲ五十四億円ニ増額スルコト

(2)　鉄道通信関係ニテ進駐軍ニ施設等ヲ無料貸与シ居リ一般会計ヨリ繰入ヲ行フ必要アル所右金額ヲ計上スベキコト（見積リ約五億円）

㈡　公共事業費及救済費

(1)　閣議決定中ニハ司令部ノ計算ニテハ各省ニ跨リ十七億五千万円ノ公共事業費ガ計上シアル所之ヲ削除スル代リニ大蔵省所管ニ六十億円ヲ一括計上シ経済安定本部ガ大蔵省ト協議シテ優先順位ヲ附シツツ決定スル具体的事業内容ニ従ヒ之ガ実行ヲ図ルコト

(2)　救済費ハ司令部ノ計算ニ依レバ民生安定予備金ヲモ含メ閣議決定中ニ三十二億五千万円ヲ計上シアル所之ヲ削除シ厚生省所管ニテ一括統合シ三十億円ヲ計上スルコト但シ戦災援護法ニ依ル援護ノ如ク戦災ナル特定ノ原因ニ依リ救済ヲ行フコトハ承認シ得ズ救済ノ必要性ニ依リ其ノ内容ヲ決定スベシ又例ヘバ引揚民ノ保護モ到着後収容所ニ収容シ食料及切符等ヲ与ヘテ落着カシムル為ニ支出ヲ行フハ可ナルモ其ノ後救済ヲ行フヤ否ハ引揚民以外ノ者ト同順位ニ於テ個々ニ検討スルヲ要ス尚前記ノ公共事業費六十億円ハ公共事業ガ実現困難ナル結果生活困窮者ヲ生ズルガ如キ場合ニハ之ヲ救済費ニ振替ヘ得ル如クシ措置ニ弾力性ヲ持タシムルコト

（尚公共事業費及救済費ハ予備金ノ増加ナル形ニテ行フ方ガ予算制度ニ合致スル旨述ベタル所予備金ニテハ不可ナル旨回答アリタリ）

㈢　復員費、朝鮮、台湾等ヨリノ引揚官吏、船舶運営会所属船員等ニ付計上シアル退職金ニ付テハ更ニ詳細ナル資料ノ提出ヲ俟チ回答スルヲ以テ夫迄ハ保留ス

㈣　配当補償ノ不可ナルコトハ曩ニ緊急財政処分ニ関スル回答中ニ示シタル通ナルガ会社ノ損失ノ程度丈ノ補塡ヲ行フ案ニ付テモ妥当ナリヤ否ハ更ニ日本側ニテ検討セラレ度

㈤　補助金ニ付テハ新タナル補助金ハ認メズ従来アル補助金ニ付テモ今後存置スベキヤ否ハ日本側ニテ諸般ノ事情ヲ慎重勘案シ再検討セラレタシ

㈥　日銀ノ旧券整理益四十五億円ハ歳入ニトル代リニ之ニ見合フ歳出トシテ考慮スベキモノハ三アリ即チ(1)日本銀行仮払金ニテ処理シ居ル占領軍費二十四億七千百万円(2)日銀ガ立替ヘタル引揚民持帰通貨交換費約三千数百万円(3)残額二十億円ハ一般会計ヨリ国債整理基金特別会計ニ繰入レ日銀ノ手持国債ノ償還ニ充当スル等政府ノ日銀ニ対スル債務ノ償還ニ使用スルコト

㈦　国債費ニ付テハ司令部内ニテモ数日中ニ会議ヲ行ヒ検討ノ予定ナリ

㈧　雑件ニ付テハ審議ノ時間ナキ為一応原案ニテ可ナルモ今後詳細ニ検討ヲ行ヒ増加又ハ不使用ヲ命ズルコトアルベク増加ノ場合ハ予備金支出又ハ追加予算ニ依ルコト

二、歳入不足額ノ補塡方法

歳入不足額ヲ赤字公債ニテ賄フヤ財産税収入ヲ使用スルヤニ付テハ日本側ノ意見ヲ取纏メタル上正式承認申請書ヲ提出サレタシ

出所　大蔵省資料Z五一一―五四。

(11) 政府特殊借入金制度の処理に関する件

（昭和二一年四月二三日理財局国庫課）

政府特殊借入金制度ノ処理ニ関スル件（二一、四、二三理財局国庫課）

政府特殊借入金制度ハ当初企業整備ニ際シ特別措置トシテ設定セラレタル処臨時資金調整法ノ改正ニ依リ之ガ拡張ヲナシタル結果別表ニ示ス如ク当初予想セザル巨額ノモノトナリ（目下ノ見込デハ軍需補償及賠償関係ニハ用ヒザルコトトスルモ総額五二二億円ニ達ス）殊ニ昨年十月三日臨時資金調整法施行令ノ改正以後ハ殆ド凡テノ政府債務ヲ対象トシ得ルコトトナリタル為本来封鎖スルヲ適当トセザルモノニ対シテモ予算ノ関係上之ヲ適用スル傾向ヲ生ズルニ到レリ然ルニ今ヤ特ニ金融緊急措置令制定以後我国財政金融ノ情勢ハ企業整備資金措置法制定当初トハ根本的変化ヲ受ケタルヲ以テ政府特殊借入金制度ハ次ノ如キ欠点ヲ有スルニ到レリ

一、会計法上歳出ニ立テザル関係上財政負担ノ明瞭性ヲ欠キ戦後財政ノ健全化ニ害アルコト

二、予算ノ査定上歳出ニ立テザルコトトスル為本来封鎖スベカラザルモノノ金額ヲ政府特殊借入金トナス傾向アリ、之ガ為政府特殊借入金ト為スモ債主ハ之ヲ直チニ金融機関ニ譲渡スルヲ必要トスルコトトナル処金融機関ニ於テハ之ガ譲受ヲ為スコトハ仮令法制的ニ義務付ラルルト雖モ現下ノ金融情勢上之ニ要スル余裕資力ヲ有セザルノミナラズ国債ノ消化余力ヲ削減シ結局ニ於テ日本銀行ニ再譲渡ノ已ムナキニ到ルヲ以テ適当ナラザルコト

三、日本銀行ニ政府特殊借入金ヲ担保トシテ貸出ヲ為サシムル場合ニアリテモ日本銀行トシテハ政府特殊借入金制度ハ以上ノ如キ問題ヲ有シ為ニ民生産業ノ再開ノ為ノ金融難、保険会社地方公共団体等ニ於ケル債務ノ決済難ヲ生ゼリ而シテ之ガ解決ノ為ニハ国債ト同様政府特殊借入金ニ対スル根本的整理ノ見透ナクシテハ徒ニ中央銀行ノ

予算ニ依ルコト

資産内容ヲ不健全化スル結果トナルヲ以テ之等ノ事情ヲ勘案シ左記ニ依リ措置スルモノトス

一、政府特殊借入金ノ今後ニ於ケル新ナル借入ハ昭和二十一年一月二十一日附連合国最高司令部ノ帝国政府宛覚書「政府借入及政府支出ノ削減ニ関スル件」第八項ニ依リ新ニ設置スベキ「戦争関係政府債務ニ関スル特別会計」ノ借入トナルベキモノニ限リ之ヲ為シ得ルモノトシ之ガ為必要ナル経過的規定ヲ企業整備資金措置法及臨時資金調整法ノ廃止ニ関スル法律案ニ設クルコト而シテ本件ハ昭和二十一年度予算編成ヨリ実施スルコト

右ニ伴ヒ政府特殊借入金ハ全部無利子トナスコト

二、政府特殊借入金制度ノ運用ニ付テハ左ノ如ク措置スルモノトス

(1)　財産税等ニ対スル関係

政府特殊借入金証書ハ国債ト同一条件ニテ財産税、個人財産増加税及法人戦時利得税ノ納付ニ充ツルコトヲ得ルモノトス此ノ場合無利子ノ政府特殊借入金ニ付キ額面価額ニテ課税ノ決定ノ際ニ評価シ且徴収ノ際ニ納税アリタルモノトス

(2)　(政府特殊借入金ノ融通性賦与ニ際シ追加的信用ノ造出ヲ極力避クルコトヲ主眼トス)

(イ)　金融機関ニ対スル既存債務ノ弁済ノ為当該金融機関ニ肩代リスルコトヲ認ム

(ロ)　左ニ掲グル場合ニ於テハ金融機関ニ担保ニ供シ貸付ヲ受クルコトヲ認ム

a　期日到来セル公租公課ノ支払ノ為必要ナル場合

b　金融緊急措置令ノ制限内ニ於テ生活資金ニ充当スル為必要ナル場合(但シ政府特殊借入金ノ債主ガ個人ノ場合ニ限ル)

c　其他已ムヲ得ザル事情アリ連合国最高司令部ノ承認アリタル場合

以上(イ)及(ロ)ノ場合ヲ通ジ金融機関ハ無利子ノ政府特殊借入金ヲ譲受ケ又ハ之ヲ担保トシテ貸付ヲナスコトヲ強制セラルルモノトス而シテ此ノ場合ノ譲受価格及担保価格ハ当該政府特別借入金証書ノ額面価額ニ依ルコトヲ要スルモノトシ貸付利率ニ付テハ政府ノ認可ヲ受ケシムルコトトス

(ハ)ノ代案

前述a乃至cニ掲グル場合ニハ金融機関ニ譲渡シ封鎖支払ヲ受クルコトヲ認ム

而シテb又ハcノ場合ニ封鎖支払ノ方法トシテハ必要ノ都度政府特殊借入金ヲ分割譲渡スルノ不便ヲ避クル為要スレバ全額譲渡ノ上当該金融機関ノ無利子別段預金トナシ必要ノ都度引出スコトヲ認ム

(3)　金融機関ノ所有トナリタル政府特殊借入金ニ関スル金融機関ト日本銀行ノ関係

前項ニ依リ金融機関ノ所有ニ移リタル無利子政府特殊借入金ヲ日本銀行ニ再譲渡セシムルコトヲ如何ナル程度ニ認ムベキヤニ関シテハ左ニ依ル

(イ)　戦争保険ノ場合

此ノ場合ニハ保険金ノ現金支払ノ金額及特殊預金ヨリ解除セラレタルモノ並ニ政府特殊借入金ノ形式ニテ支払ハレタル保険会社(又ハ損害保険中央会)ノ銀行ヨリノ見合融資ノ金利ニ対スル補償金ニ相当スル金額ヲ限度トシテ日本銀行ニ譲渡スルコトヲ認ム(此ノ場合金融機関ノ日銀借入ノ有無ヲ問ハザルモノトス)

即チ銀行ニ於テ保険金トシテ支払ハレタル無利子ノ特殊預金ト見合フ限度ニ於テハ無利子政府特殊借入金ノ保有ヲナサシムルモノトス

(ロ)　戦争保険以外ノ場合ニアリテモ当該金融機関ニ於ケル無利子ノ特殊預金又ハ之ニ準ズルモノト見合フ限度ニ於テハ前項ニ準ズ例ヘバ疎開関係国民更生金庫ノ関係ニ於ケル特殊預金等ノ如シ

右ニ伴ヒ特殊預金ハ全部無利子トスルコト

(ハ)　其ノ他ノ場合

凡テ日本銀行ニ対スル再譲渡ヲ認ム

以上(イ)(ロ)(ハ)ノ場合ヲ通ジ日本銀行ニ対スル譲渡ニ依リ新ナル信用ノ追加トナルコトヲ避クル為日本銀行ニ対スル債務ノ弁済トナラザルモノニ対シテハ日本銀行ハ譲受代金ノ支払ヲ国債ヲ以テ行フモノトス

日本銀行ハ額面価額ニ依リ譲受クルコトヲ要スルモノトス

(4)　日本銀行ノ負担トナリタル政府特殊借入金ニ対スル措置

(イ)　財産税ノ徴収アリタル時ハ国債ヨリ優先シテ日本銀行ノ所有スル政府特殊借入金ヲ期限前ニ償還スルモノトス

(ロ)　日本銀行ノ政府特殊借入金ノ譲受ガ日銀貸出ノ返済ニ該当セザル場合ニ於テ之ガ譲受代金ノ支払ノ為要スレバ政府特殊借入金ノ国債ヘノ借換ヲ行フモノトス

編注　本文の後段の措置は戦時補償と財産税の方針が検討される中で採用されず、対策は遷延し、結局、政府特殊借入金に対する償権の一部は戦時補償特別税として納付され、残存の政府特殊借入金償権には同額の登録国債が交付されることとなった(戦時補償特別措置法―昭和二一年一〇月一九日法律第三八号)。また、政府特殊借入金制度の根拠法規は昭和二一年一〇月三〇日法律第四九号をもって廃止された。

出所　大蔵省資料Z五一一―二四三。

(12)　連合国軍司令部に対する予算上の交渉に関する件

(昭和二一年五月二日)

連合国軍司令部に対する予算上の交渉に関する件(昭和二一、五、二)

今後各省が予算の要求又は決定の内容等に付て司令部に説明し又は交渉をする等の場合には必ず大蔵省を通じ又は大蔵省の諒解を得た後之を行ふこととし、単独に折衝することは差控へること。

(説明)

予算に計上せらるべき各種の経費は相互に密接なる関連を有し其の権衡の点が十分考慮せられなければならない。従て各省の施策せんとする所は予算の編成又は実行を通じ他省のそれと関係し其の先後及規模の点に於て大蔵省としては単独に先行せしめ難い場合が多い。のみならず右は惹いて政府全体として如何に考慮するかの問題となり更に連合国軍に対する我方としての態度決定を要する案件ともなるものも多々あるからである。

出所　大蔵省資料Z五一一―五四。

(13)　当面の重要案件(主計局関係)

(昭和二一年五月)

当面の重要案件(主計局関係)

一、昭和二十一年度改定予算案に関する件

(一)　予算案提出の時期

昭和二十一年度予算は憲法第七十一条の規定によつて前年度予算を施行することとなり現に実行中であるが、政府は之に対し今期議会に改定予算案を提出し、之を以て実質上昭和二十一年度の予算として取扱ふ方針である。而して右改定予算案については目下司令部と交渉中であるが政変の為其の基礎となるべき重要根本問題について未決定な点が多々あり、未だ確定的編成を為し得る段階に至つてゐない。今期議会は新内閣に於ける政策の決定、司令部との交渉対議会準備等の関係上開会後暫く休会を続けるものと考へられるが、其の間根本問題の決定を了し、出来得れば休会明け劈頭に予算案を提出する運びとしたい。

尚改定予算案編成に当つては、大体六月末迄に之が議決あるものと予定し年度開始当初に於て四月乃至六月分に付暫定予算を編成し第二予備金支出緊急財政処分等による所要措置を講じ目下実行中である。従て議会審議の遅延に伴ひ改定予算案の議決が非常に遅れる場合に於ては七月分について別途追加予算案の提出を要するやも測り難い情況にある。

(二)　改定予算案に関する連合国司令部との交渉の次第

昭和二十一年度一般会計改定予算案に付ては、去る四月一日閣議に於て其の概数を決定したのであつて、其の総額は歳入歳出共三二七億円(内歳入の赤字二九億五千万円)程度である。而して大蔵省としては、之に基き司令部関係当局に説明を了し事務的交渉を続け来つた処先月中旬司令部に於ては部内

会議の結果其の大体の骨子として(イ)占領軍費に於て更に七五億円を増加すべきこと（政府案約一〇三億円）及び(ロ)公共事業費として六〇億円（司令部の計算によれば政府案には一七億五千万円の公共事業費がある。但し当方の計算によれば更に多額となる。）を計上すべきことを要求し、之に基いて予算認可の申請を為すべき旨を求めて来た。もとより政府案には、其の後事情の変化其の他もあり、右概算額について、多少の調整を要するに至つたものもあるが、司令部当局の意向を其の儘承認するとせば、歳出の総額は四〇〇億円程度となり赤字公債の発行額は一〇〇億円以上にのぼることとなる。斯の如きは唯に財政収支の均衡を標榜し来つた政府の方針に副はぬものであるばかりでなく、我国の財政経済の現状に鑑み到底之が運営の全きを期し得られぬ所である。

従て政府としては連合軍の要請については十分に考慮するも、今後に於ける情勢の変化等に伴ひ歳出の調整を要するものも出来てくることは容易に想像せられる所であり必要に応じ主として追加予算を以て之が要請を処理することとし、この際としては一応予算に計上せざる旨の方針を決定し、目下内閣総理大臣の名を以て司令部に交渉中である。尚進駐軍用兵舎住宅建設用の資材は、非常な巨額に上り其の全部を我国に於て調達し提供することには著しい困難がある。絶対量調達の能否は別とし、之が為戦災の復興、産業の転換は固より運輸通信機能の回復維持も十分に出来ない。のみならず、食糧其の他生必物資の増産にも支障を及ぼし惹いて民生安定に重大な影響を蒙すこととなる。従て之に関しても右予算の問題と関連し別途外務大臣を通じ司令部に対し其の善処方を要望中である。

(ニ)　進駐軍費の処理

(イ)　進駐軍関係兵舎住宅の建設を司令部側要求の通り行ふ場合例へば昭和二十一年度第一四半期物動には鋼管については、供給可能量の七〇パーセント、セメントについては、五五パーセントを之に割かざるを得ない情況であり、其の他の物資も皆然り、中には我国に於ては自給し得ぬ資材もある。従て我国に於て自給し得ぬ資材に付ては勿論其の不足するものに付ても代用品を使用し、又は一部は輸入を仰ぐ様に要望すると共に、可及的規格の低下等により所要物資の使用を極力少額に止める外建設期間を繰延べ、以て当面我国経済に及ぼす影響を他少ならしむる考へ方が必要である。

(ロ)　進駐軍関係経費の巨額なるに鑑み之が支出に付ては極力経理の適正を期すべく業者の不当な要求を阻止する要がある。公定価格の維持封鎖払の励行単価の査定等を通じ連合軍と密接なる連絡をとり、又物資の収用等に関する法制的措置も考慮せらるべく、以て経費の適正且有効なる使用を図る必要があるものと考へる。

(ハ)　孰れにせよ進駐軍関係経費の巨額に上るべきは疑無く、為に財政上相当の負担となるわけであつて他方他の歳出に付ては殆と削減の余地に乏しく収支均衡の維持は到底困難と思はれる。

尚進駐軍関係物資の所要量如何によつては現に編成中の改定予算の内でも相当調整を要するものが出てくるのであらう。特に通信事業及び鉄道については建設改良補修等に付相当削減を要するものと思はれる。

二、軍人厚生年金の処理

軍人恩給の支給は今年一月限りを以て差止められた。而して爾後之に代はるべき制度として厚生年金を以て処理することとなり、大体司令部の諒解を得、成案に付交渉中の所最近之を承認せざる旨の内意があつた。政府としては既に厚生年金特別会計の改定予算に所要経費を計上してゐたのであるが之を削除する必要がある。而して之と共に其の善後措置を急速に講ぜざるを得ないこととなつた。

三、社会救済費及び公共事業費に関する件

連合軍の計算に依れば政府改定予算案中には社会救済費三二億五千万円公共事業費一七億五千万円を計上してあるが、之を社会救済費三十億円とし、公共事業費を六十億円程度に増額せよと要求されてゐる。尚社会救済に付引揚民、戦災失業等救済を要するに至つた原因別に救済を行ふことなく真に救済を要する者のみについて考慮する方向に於て処理すべく、従て現在実施してゐる持帰通貨の交換、戦争災害給与金の如きは之を廃止せよとの意向があ

る。

持帰通貨の交換は連合軍の承認を経て、現地通貨の預証に基き一般邦人千円、将校五百円、兵二百円の範囲内に於て一律円貨との交換を実施してゐるものであるが、救済の施設も十分に整はざる今日に於ては実質上救済の意義を有してゐることは疑ひない。従て連合軍当局の言ふ所も一応尤もであるが之が打切は現在のところ相当の社会的影響を招来するものと思はれる、引揚民は之を以て資産一部の引換を考へてゐるのみならず特に軍人軍属にあつては退職金の支給を禁止せられた今日、之が実際上退職金の役割を果してゐる事実を考慮せねばならない。慎重研究を要する問題である。

尚軍人の遺家族に付ては其の死亡確認に至らざる間又は未復員中は留守宅渡の制度があるが復員者の未帰還或ひは死亡確認後は打切られる。又軍人厚生年金制度も取止となる経緯もあり改定予算に計上すべき社会救済費等は相当拡充する必要があるものと考へる。

四、鉄道及び通信事業設備の建設補修並に之に要する財源の処理

戦時中に於ける施設の酷使及び戦災の影響等により、鉄道及び通信事業の建設及び補修は急速に且相当徹底的に行ふ必要があるが、進駐軍関係所要物資の優先的充当により之が十全を期する事は困難なる実状にある、又之に充当し得る財源に付ても最近に於ける業務収入の減少等は著しく従て相当部分公債財源による外はない状況であるが、右は一般会計に於ける赤字と同様之が発行可能額に付ては相当の問題がある。現在相当に交渉しつつある額は両特別会計合せて三十億円程度であるが、未だ決定をみるに至つてゐない。

五、鉄道及び通信事業に於ける給与改善に伴ふ業務上の赤字の処理

鉄道及び通信事業従業員の給与改善に伴ひ負担を要する額は鉄道約一〇億円通信約六億円である。其の他鉄道会計に於ては石炭等の価格改訂による物件費の増約三十億円を要求してゐる。

之が補塡の財源としては通信事業としては通信料金の約三倍の値上により補塡し得るが、鉄道に於ては去る三月に於ける旅客、平均二倍半、貨物平均三倍の運賃引上による収入を見込むも尚一〇億円程度の収入不足を生ずることとなる。大蔵省としては定期を除き旅客運賃に付て二割五分、石炭を除く貨物運賃に付て一割程度の運賃の再引上を行ふと共に事業費に付相当の節約を求め、以て赤字を埋めるべく交渉中であるが未だ妥結を見るに至つてゐない。

六、一般会計歳入不足の処理

昭和二十一年度に於て見込み得る歳入は租税収入（印紙収入を含む）一三〇億円（増税に依るものを含む）、専売益金五二億円、特殊物件収入五〇億円、其の他日本銀行旧券整理益三五億円程度、其の他雑収入を加へ大体三〇〇億円程度は確保し得ると思はれる。従て歳出の総額が右金額を超過するに於ては当該額丈新に財源の調達を要する次第である。而して進駐軍関係経費の帰趨如何に依つては如何に節約に努むるも歳出の総額は相当巨額に達すべき算大であり他方歳入之に伴はぬとせば赤字は之又巨額に上るものと思はれる。然も之を公債財源に仰ぐとすれば最近に於ける資金の累積状況に鑑み其の巨額なる発行には相当困難がある。従て赤字の如何に依つては財産税等の収入の一部を使用することも考へられる。但し其の効果に付ては、日銀引受の赤字公債の発行と遜ひはない。

七、給与問題

官吏以下政府職員の待遇改善に関しては司令部の承認を経て臨時手当給与の制度を創設し去る三月分より之を実施に移した。而して右は一般生計費の現状よりすれば必ずしも十分とは云へないが、之により新に増額支出を要する金額は一般会計三億五千万円、特別会計一八億五千万円、其の他地方職員分等を併せ大体三十億円に近い巨額に達し、財政の状況よりして暫く此の程度の措置に止める外は無かつたのである。然し右の措置は飽く迄当分の間の暫定的措置であつて、いづれ物価の動向とも合せ給与制度の根本的改正を行ひ個人の能力と生活費に適応した合理的な給与制度を制定する考へであつて、目下其の方向に於て鋭意準備中である。

出所　大蔵省資料Z五一一―五四。

(14)　昭和二一年度予算に関する司令部覚書

（一九四六年五月一八日SCAPIN九六七）

一九四六年度予算に関する件

（一九四六年五月一八日SCAPIN九六七GD）

一、一九四六年度予算に関する覚書をそへた外務大臣よりの書簡は連合軍最高司令官により受理せられた。

二、一九四六年三月六日付連合軍最高司令官発に関する日本政府に対する通牒に含まれてゐる、所謂、連合軍附属建築案は修正せらるることを通告する。一九四三年度に於て凡そ一〇、〇〇〇家族を収容するに足る建築資材の生産並びに供給に適応せる如く修正せられた指令は準備せられており、完成の暁には日本政府に送附せられるであらう。

しかし、本修正は前通牒に於て明示された連合軍将兵家族収容の窮極の要求を放棄せることと諒解せられてはならぬ。

三、連合軍附属建物並びに兵舎建設の費用の再検討に関しては公定価格を厳守し日本政府に返納された過般来の軍資材の手持を適正に割当し予算額を実質的に切下げる結果を誘導するやうに日本政府に忠告する。

之に関連し日本政府当局側の最近の非公式の兵舎建設費用の再計算によれば此の計画に要する予算額は、軍資材の返却ストック分を考慮に入れざるも当初の五四億円から三三億円と縮小することを示してゐる事実を指摘したい。

四、所謂司令部案に於ける公共事業計画は百万人から百二十五万人の年々の雇傭を目途としてゐる。本計画は日本国民に対し食糧、衣料、燃料を供給し、且対インフレーション計画の一環として欠くべからざるものと考へられる故、何等の変更を加へず予算に計上される事を希望する。

五、司令部の要求せる予算は日本現下の経済生産能力をこえてゐるといふ議論は、根拠ないものと思はれる。一九四六年会計年度予算については所謂修正司令部案の連合軍宿舎及び兵舎建設に必要とされた資材表の公定価格及び日本政府に返納された軍資材の公正な割当の基礎により計算せられた実際の費用を考慮に入れて修正し之を直ちに提出する事を希望する。

（五月十八日午後一時四十分受理）

出所　大蔵省資料Z五一一―五四。

(15)　公共事業費六〇億円計上の指令に関する司令部渉外局発表

（一九四六年五月二二日）

連合軍総司令部ハ日本政府ニ対シ公共事業計画費六十億円ノ計上ヲ指令ス

（昭和二一年五月二二日新聞発表）

連合軍総司令部ハ廿二日日本政府ニ対シ昭和廿一年度予算ニ公共事業費六十億円ヲ計上スルヤウ命令シタ

総司令部ハコノ計画ヲ目シテ年百万乃至百廿五万ノ人員ヲ雇傭スルモノデ食糧、衣料及ビ燃料ヲ増産シテインフレ防止策ヲ確立スルノニ必要ト認メテヰル

昭和廿一年度内ニ実施ヲ予定シテヰル事業ハ、年二千万ブッシェルノ小麦増産ヲハカルタメノ土地開拓事業、運搬道路建設、配電線ノ架設、低廉住居ノ建設、戦災地ノ取片付ケ等デアル

総司令部経済科学局労働部長セオドーア・コーエン氏ハコノ事業計画ハ約二百万ノ失業者ヲ長期的復興計画ノ一部トシテ生産的事業ニ活用スルノガ目的デアル。コノ計画ノ達成、必要ナ資金ノ割当及ビソノ決定ニハ新設ノ経済安定本部ガ当ルコトニナッテヰル。労働諮問委員会ノ見解ニ依レバ公共事業計画ノ雇傭政策ハ生産ニ連結シ、公共事業計画ノ第一ノ目的ハ生産ヲ遂行スルタメノ労働力ヲ供給スルニアリト指摘シテヰル。同委員会ノ推算デハ来年度ハ民間工業ノ生産職業ニ百万乃至百五十万人ガ吸収出来ルハズデアルガ、コノ数ハ日本ニ於ケル労働予備軍ノ一部ニスギヌ。日本ノ失業問題ハ農村人口ガ必要以上ニ膨脹シテヰルタメ実相ガ蔽ハレテヰル。都市デモ嘗テ生産部門ニ従事シテヰタ多数ノモノガ商業ニヨッテ不安定ナ収入ヲ得テヲリ、コノ種ノ仕事ニ従事シテヰルモノハ果シテ失業ノ定義ニアテハマルカドウカ不明デアル。シカシナガラ経済的観点カラミルトキ

ハカカル商人ガ生産的職業ニ就キ得ル機会ヲ与ヘヌ限リコノ種ノ活動ガインフレーションヲ激化サセルダラウ

尚事業計画ノ内容ハ次ノ通リデアル

一、土地ノ開発、即チ低地ノ疏水、丘陵ノ平坦化、農地開拓（特ニ北海道ニ於ケル）コノ部類ノ事業ハ一年間デ完成ノ見込ミデ来年ノ小麦作附ケハ四百万石ノ増加ガ可能トナル見込ミデアル

二、運搬道路ノ建設、即チ道路ハ国内ノ石炭及ビ木材ノ貯蔵ノ撤出ヲ便ニスルタメニ構築サレルモノデアル

全国ノ貯蔵ニ堪ヘル石炭貯蔵高ノ三分ノ二ハ現在撤出不能ト推計サレテヰル

三、配電線ノ架設、即チコレハ水力電気ノ送電線ヲ、炭礦マデ延長スルモノデ、現在炭礦出炭量ノ約十二パーセントハ山元デ動力用ニ消費サレテヰル

四、低廉住居ノ建設、即チ連合軍用ノ宿舎建設ガ完成シタノチ材料ノ入手可能ナル範囲内デ行フ

五、戦災地ノ清掃、即チ物資ノ回収、土地ノ清掃オヨビ戦災地ノ農作ヘノ利用ヲハカル

出所　大蔵省資料Z五一一―一〇七。

(16)　公共事業計画原則に関する司令部指示

（一九四六年五月二二日）

日本公共事業計画原則　①

一、先づ基礎的必需品、特に食糧、衣服、燃料及住居の生産、配給を増加又は促進する事業に重点を置くべきである。

二、右に特筆せる生産計画を樹立するに当り、又其の場所の選定に当り、考慮を要することは、経済復興並に物資的復興に直接資する所ある此種計画には能ふ限り多数の失業者を有効に起用すべきことである。

三、出来得れば来年度の消費に充つる物資生産の計画を優先行ふべきである。

四、供給不足の折柄材料及施設は最少限度を使用する計画たることに留意すべく、其計画にて斯る材料及施設の供給の増加又は其輸送並に配給を促進する計画が為さるべきである。

五、本事業は国家の生産計画全般に一環とするべく又生産施設並に材料の企画、管理、配置は経済安定本部の管轄たるべきである。

六、事業計画は日本政府の主管たるべく当該計画の完全なる施行は各省の責任に於て行はる。

基本生産に必要なる民間所有の資材が民間事業に依り利用せられざる場合は政府は民間所有者に適正なる補償を為して之を利用すべきである。

七、計画を起案せる各省局は連合国軍最高司令部の政策に合致せるを確むる為総司令部の当該部門に協議すべきである。

八、事業計画に於て支払はるべき報酬は定まりたるものある限り世上の同種事業に於て行はるるものと同等たるべきものである。

九、事業計画に使用せらるる労務者は公設職業紹介に依るべきである。

十、一事業計画に対する雇傭に際しては如何なる失業者、雇傭せられ得る者にても金銭上の必要如何を問はず採用すべく但本人が適当なる賃銀労働条件に於て其の適する本来の民間業務に就業するを拒絶せざるものなることを条件とする。国家の扶助を受け居るものにして労働の能力を有する者に就ては出来得る限り本事業計画に優先雇傭されるべきである。

欄外　ペン書き記入。

①（五月二十二日連合軍総司令部の命令）

編注　本文は、日付署名なく表題に "Principles Governing Japanese Public Work Program." と書かれた司令部よりの文書の翻訳である。

出所　大蔵省資料Z六二〇―二四。

(17)　昭和二十一年度歳入歳出改定予算

（昭和二一年五月三一日閣議決定）

昭和二十一年度歳入歳出改定予算（昭二一、五、三一閣議決定）

歳入
　経常部　一九、八一七、四六七、四六二円
　臨時部　三五、二四五、八二七、七四九
　計　五五、〇六三、二九五、二一一
歳出　五五、〇六三、二九五、二一一
　歳入歳出過不足なし
（以下内訳計数省略――編者）
出所　大蔵省資料Z五一一―五四。

(18)　昭和二十一年度改定予算に関する大蔵大臣説明要旨

（昭和二一年五月三一日）

昭和二十一年度改定予算に関する大蔵大臣説明要旨

昭和二十一年度一般会計改定予算に就ては前内閣に於て其の大体の輪廓を決定し之に基き連合国司令部と交渉を続けて来たものである。然し其の後政局混迷し重要事項の決定困難となりしのみならず各種情勢の変化等もあり遂に最終的決定を見ずして以て今日に及んだものである。今般新内閣成立し早急に予算案を議会に提出する必要があるので此の際前内閣に於て編成中の予算を検討すると共に各種未決事項に付ては政府の方針を決定し至急正式予算案として司令部の承認を得ることと致したい。

昭和二十一年度一般会計改定予算の概数は歳入歳出共五五〇億円であり、さきに前内閣に於て決定したる金額三二七億円程度に比較すれば二二三億円を増加する。前内閣に於て編成中の予算は検討の上大体之を踏襲する外はないと思はれるが情勢の変化に伴ひ多少見直したものがあり又国債費其の他に就て前内閣の方針を改めたものがある結果此の様な異動を生じたものである。以下改定予算に就て其の大体を説明する。先ず歳出に付説明する。

一、国債費

国債費に就ては前内閣案に於ては、本年六月以降利子を一分に引下げをするといふ計画を以て予算を組んで居ったのであるが私としては利下を行はず其の儘支払を継続することとしたい。何となれば

(1)　国債利子の処理については利率の引下の外各種の案が考へられるが此の問題は軍需補償、財産税等の一連の財政金融政策に関する根本的態度と軌を一にすべきものであって、政府としては軍需補償等は之を支払ひ累積した国家債務は財産税により其の元本を消却する方針を採り度い。即ち国家債務の元本を消却することが筋であって単に其の利子の処理を図ることは適当ではないと認められる。

(2)　更にさきに昭和二十一年度予算に関し一応立案した既存国債の利率を一分に引下げる案は

(甲)　実施時期の遅延及経過利子の支払により仮りに七月一日以降利率を年一分に引下げても本年度の節減額は僅に一八億円に過ぎない。

(乙)　然も利率の引下を実施すれば

(イ)　金融機関の採算悪化に対し何等かの措置を必要とし

(ロ)　預金等の利率の引下を要し

(ハ)　二重金利制を施行することとなり

(ニ)　新円旧円間の交流遮断を強化せねばならない

(ホ)　株式、動産、不動産所得等に対し権衡上増税等の措置を採らねばならない

(ヘ)　又国債其の他利下又は増税せられた証券の評価換をせねばならない

等の問題を生じ此等は何れも経済的且技術的に複雑困難な問題であり単に予算上の問題として措置するのは当を得ないと考へるからである。

二、社会救済費

前内閣案に於ては生活援護の経費とし要救済人員一、〇〇〇千人六大都市に於ける五人世帯の生活費二〇〇円程度を基礎として積算して居たが軍人厚生年金制度の創設取止めの関係もあり、亦最近に於ける各種の状況変化もあり、之を大体要救済者二、〇〇〇千人同上の生活費二五〇円程度に増額することとした。

引揚民の援護に就ては持帰通貨の交換は一種の社会救済制度として一般制度の

中に織込めとの連合軍の意向であり八月以降は一種の給与金制度として存置したい。而して既に国庫金を以て交換済のものは日本銀行に対する政府債務の返償金として処理することとした。

三、復員費

復員費に就ては司令部の意向もあり、工員に対する退職手当は之を計上せず又帰郷旅費に就ても階級別に支給金額を異にすることは取止め将兵共一律の支給金額に改めた。

四、船舶運営会補助

前内閣案に於ては船舶運営会に付ては船員の給与を二割程度引下げると共に船腹保有状況にも鑑み船舶及船員の整理を行はせることとし之を五月末迄に完了せしめる計画となって居たが其の整理が遅延するに至ったので之を更に一箇月延長し六月末に完了せしめる予定の下に経費を積算することとした。

五、価格調整補給金

前内閣案に於ては石炭（屯当年平均一〇〇円）及米（石当五〇円）に付て補給金を支出する計画であり又既に四、五月の暫定期間の分として蔬菜に対する補給金を暫定予算を以て支出してゐたが此の方針は現内閣に於ても其の儘踏襲したい。

六、公共事業費

前内閣案に於ては公共事業費として三一億円程度の経費を予定してゐたが其の後連合国より之を六〇億円に増額計上すべき旨の指令があった。従て既計上のものの中四月乃至六月間の暫定予算として実行中であり、予算成立迄の間に支出済となるものと思はれる金額約五億円を控除し、残り五五億円を経済安定費と云ふ特殊の予備費として大蔵省所管に計上することとした。尚之に関連し前内閣案に計上してあった民生安定費第二予備金五億円は之を削除することとした。

七、終戦処理費

最後に終戦処理費即ち進駐軍関係経費に付ては前内閣案は司令部の要求を相当減少して貰ふ予定を以て一応一〇〇億円程度を計上してあった。而して司令部の回答に依り住宅二万戸を一万戸に減少せられることになったが、其の設計内容等よりすれば相当金額が増加する。尚一万戸中七千五百戸は日本に於て建てられるが朝鮮で建てられる二千五百戸分は一応一般会計に計上せず、貿易資金特別会計に於て処理することとなった。尤も之を朝鮮の負担とするや我国の負担とするやは国際法上種々の議論がある関係上司令部に於ても究極的な回答を留保してゐる。尚物的施設費、労務調弁費、日本銀行立替払金の返済等の経費も最近の実績等を基礎として計算すると相当増加し結局二二〇億円程度を計上する必要がある様である。右金額の異動の内訳は次の通りになる。（別紙参照）

尚宿舎兵舎の建設費に付ては目下司令部に対し説明を継続中なので数字の変更を要求せられる可能性がある。

次に歳入としては普通歳入は

租税収入	一三二億円
官業及官有財産収入	六四億円
旧日本銀行券整理益金	三五億円
物価調整資金収入	三九億円
其他雑収入	二〇億円
合計	二九二億円
差引	二五八億円程度

であり差引の不足を生ずることとなる。前内閣案に依れば国債利子の引下げに伴ひ資産所得を重課し又利子引下に依り利益を生ずる金融機関より納付金を納付せしめることとし所謂非常財政措置収入として二五億円を予定してゐたが之を見込むことを得ないのは当然である。従て今回案に於ては一般会計の歳入の不足額は二五八億円の巨額に上り之を如何なる財源に仰ぐかが問題である。前内閣案では歳入不足は二九億五千万円程度であり赤字公債の発行に依り之を充当する計画であった。然し未決定ではあるものの此の外通信事業及帝国鉄道其の他に於て相当多額の公債発行を予定せねばならないことをも合せて考へるとき、現下の金融情勢に於ては斯る巨額の公債の市場消化は到底困難であると思はれる。勢い日銀引受の公債発行を余儀なくせられるとせば其の実質財産税収入を使用したのと何等差異なきこととなる。依て此の点前内閣の方針を改め財産税収入の一部を以て一般会計の歳入赤字を補塡することと致したい。

尚以上の計数は此の際に於ける一応のものであり計数整理の結果異動を生ずることのあることをお断りしておく。

而して此の外にも尚現在未決定なるも今後本案修正の形に於て又は追加予算を以て提出を要するものとして待遇改善の経費、生産費又は輸送費の騰貴に基く石炭価格調整補給金の増加其の他相当多額に追加を要する経費のあることを予期しおいて頂きたい。

又本案に付て連合国司令部の意向は可及的に参酌したが尚明確でない点が多々あり、従て其の指示に伴ひ異動を生ずるものがあることは云ふ迄もない。以上の点に付ては孰れ正式議会に提出する際に於て処理することとし一応本案を以て政府の決定とし連合軍司令部の承認を求めることとしたい。

出所　大蔵省資料Z五一一―五四。

(19) 会計法の臨時特例（改定予算）に関する法律案要綱

（昭和二一年六月一一日閣議決定）

会計法の臨時特例に関する法律案要綱

一、昭和二十一年度においては、予算の適実簡明を期するため、政府は、既定の予算から不用とする費額を減じ、又必要とする費額をこれに加へその他必要な調整を施し、改定予算を帝国議会に提出することができるものとすること。

二、改定予算の成立前に、既定の予算の定額から支出した金額、予備金支出に基づいて支出した金額及び昭和二十一年勅令第二百四十二号に基づいて支出した金額は、これを改定予算の定めるところによって、その定額から支出したものとみなすこと。

三、改定予算には、会計法第九条の規定によって設ける予備金の外に、特別の予備費として経済安定費を設けることができることとすること。

四、経済安定費は、経済安定に関する予算の不足を補ひ又は予算外にあらたに生じた経済安定に関する費用に充てるものとすること。

五、経済安定費を以って支弁したものは、年度経過後の常会において、帝国議会に提出してその承諾を求めなければならないものとすること。

備考

本要綱は、さきに閣議諒解を経た法律案件名「改定予算に関する法律案」の要綱である。

出所　大蔵省資料Z六二〇―二八。

(20) 改定予算に関する法律案の説明

（昭和二一年六月一七日法制局）

改定予算に関する法律案の説明

（閣議において大蔵大臣の説明を補足する必要がある場合の）
（入江法制局長官用資料――二一、六、一七法制局第二部長稿）

今日閣議にかかって居ります改定予算の法律は、前回に於て閣議決定を見ましたところの要綱に基いて、立案されて居るのでありますが、会計制度上画期的なもので、幾多の問題を包蔵して居りますので、私から、補足して説明を申上げることに致します。

㈠　最初に本案の目的について申上げます。そもそも憲法第七十一条によりますと、予算が成立致しませぬ場合には、前年度予算を施行することと定められて居ります。これは誠に便宜の措置でありまして、予算の不成立によって、一日でも国務が瞹廃に委せられることのないやうにすると謂ふ、慎重な考慮に基いて居る制度であることは、玆に繰返す必要もありません。そして、大概の場合には、或る会計年度に接着する前年度の予算を施行致せば、略々支障なく、国政は運用されるのであります。今年度については、恰も、憲法の此の規定が働きまして、昭和二十年度の予算が、そのまま施行されることと為ったのであります。所が昨年度と今年度とでは終戦といふ事態が原因となって、情勢が非常に変化して居ります。従て、昨年度の予算は、一般会計において、追加予算も含めて二九〇億となって居りまするが、そのうちで、そのまま今年度に妥当するものは六〇億にしか過ぎません。あとの二三〇億は所謂不用に建てるものであります。他面第二予備

金支出金額、夙に公布された憲法第七十条の財政上の緊急処分による費額、更に追加予算に計上されなければならない費額を加へますると、約五四〇億に上るのであります。従ひまして、通常の方法に依りまして今年度の予算を作りますと、前に申述べた施行予算の二九〇億に、只今申上げた五四〇億を加へて、八三〇億といふ予算面の支出になりまして、而もそのうち二三〇億は不用に建てる金額といふことになります。その結果今年度に於きまして、国の予算の歳入歳出の真正な姿が、如何に相成って居るかといふことは、議会から申しても、国民から申しても、遽に把握し難い、専門家から見ても所謂複雑怪奇でアプローチしにくいものであることとなります。斯くの如きことは、立憲政治の根本の建前から申して面白くない。仍て政府は、施行予算を修正して、それに先程申上げた五〇〇億の歳出をも追加し、実質的に見て今年度の予算の真正な姿を簡明直截に示す様な改定予算を作って、帝国議会の協賛を求めることとするといふのが本案の依て来る所以であります。

㈡　所がこれについては、憲法論の生ずる余地があります。即ち、一派の学説、例へば美濃部博士の所説――是は同博士の逐条憲法精義の所述に表れて居りますが――に依りますると、或は反対論を唱へられるかも知れないのでありまして、予算不成立の場合には、憲法は、必ず前年度予算を施行すべしと規定して居るのであるから、昭和二十一年度においては、昭和二十年度予算の施行より外に合法的な途はない。然るに、仮令帝国議会の協賛を経るに致しても施行予算以外のものを作るといふことは、憲法違反だと論ぜらるるかも知れないのであります。しかし、私共は此の所説については、尠からざる疑義をもつ……といふよりは、寧ろ謬説ではないかと思ふのであります。そもそも憲法第六十四条が国家の歳入歳出は毎年予算を以て帝国議会の協賛を経べしと規定する所以のものは国の財政状態を一目瞭然たらしめて、これを帝国議会に提出し、その協賛を経るといふことが根本趣旨であり、その予算の不成立であった場合には権道、便法として、前年度の予算を施行することを定めて居る次第であります。従て、年度開始後今年度の歳入歳出に即して予算を適実に作り直し、且つ、簡明に致して、更めて帝国議会の協賛を経ることは、寧ろ憲法の精神に、よりよく合って居るといふべきであります。施行予算の途があるからと申して、本案の如き方策を斥けることは、却て憲法の目的に背反すると申さねばなりません。

（備考）(1)　従来施行予算に対しても追加予算の制度が会計法上認められて居る。而も追加予算は憲法上認められて居る制度でなく、会計法に定められてあるにすぎない。従て予算不成立の場合に施行予算の外、予算はあり得ないといふことは結論できないと思ふ。

(2)　施行予算と追加予算との関係では、追加予算が成立しても施行予算は依然施行されて居るので、それにプラスして追加予算が行はれるのであるから憲法第七十一条に違反しない。所が本案の改定予算では、施行予算自体が変形して了ふので、違憲の疑が濃いと云はれるかもしれない。これに対する答は前述した通りである。

(3)　予算は年度開始後に定めることのないのが常則で、追加予算の場合に於ても、それは少くとも将来の費額にのみ関する。然るに本案の改定予算は年度開始後に、すでに支出の行はれた費額をも含めて作成されるもので、厳格な意味合では予算といひ得ないと論ぜられるかもしれない。この点は正に論者の言ふ通りであるが、しかしこのやうなことは、憲法の大目的たる立憲制度の根本といふ点から見れば、寧ろ末梢に属し、年度開始後日尚浅い現在においては、大部分の費額が将来の支出に関する以上は予算と解して支障ないものであると考へらるる。

㈢　本案の内容について細目を説明すれば次の如くであります。

(1)　第一項に於ては改定予算調製の方針の大綱を挙げたのであります。

(イ)　即、改定予算調製の目的を第一に掲げて、予算を実情に適切ならしめる点と、一目瞭然、その内容を簡明直截ならしめるためのものであることを明示したのであります。

(ロ)　次に改定予算調製の方法を規定してあります。即、その根幹と為るのは憲法第七十一条の規定による今年度の施行予算であり、その中から不用に立てるべき費途及び金額を除き、又、昨年度には計上せられて居らない費

途及び金額で今年度について必要となるもの（即、前述の五〇〇億の内で本来ならば今後追加予算に計上されるべき金額）を加へる。ここに施行予算と申すのは、憲法第七十一条の規定により、前年度予算を施行したものを言ふのであります。この語は法律用語としては用ひられては居りませんが、予算のテクニックとしては既に多年に亘って慣用されて、意義も判然として居るので、ここに使用しました。昨年度の追加予算は勿論ここに含まれて居ります。

(ハ)　更に今年度について、先に勅令第二四二号によって財政上の緊急処分が行はれ、これによって政府が支出の権限を得た金額が二十一億程あります。この金額も更に改定予算に統合しなければなりません。前号に述べた所によって元の施行予算は、改定予算に変ることが明かなのでありますが、緊急財政処分の経費額は、これを施行予算額に合算したのみでは、畢竟、改定予算の成立した後に、右緊急処分による支出の権限が消滅することが明かでありません。仍て特にその経費を施行予算に統合して了ふ。従てその権限は重複して残存することはないといふ趣旨を明かにしたのであります。（これは原案には規定してなかったのでありますが以上の趣旨を以て法制局に於て附加致しました。）

(ニ)　更に予算の金額が尨大となるに従て、例へば大蔵省証券、一時借入金の最高限度の如きも当然に高められなければなりません。而してこれらの事項は上に申述べる諸種の措置の中には含まれませんので「その他必要な調整を施し」と致して表示した次第であります。（これも初案には規定がなかったのでありますが、法制局において附加致しました。）

(ホ)　以上の如くにして、でき上るものが改定予算であって、政府はその改定予算を帝国議会に提出すると規定致しました。改定予算は憲法上の予算の一種であるが、しかし会計法上に今迄規定されて居ない新種の予算である。……従て憲法に謂ふ帝国議会の協賛を経べきことは、改めてここに繰返し規定する必要がありません。会計法で予算について云って居る「帝国議会に提出すべき」ことだけは定めて置かねばなりません。（因に初案は

(2)　以上述べた次第で、施行予算、緊急財政処分による支出の権限は、共に改定予算の中に融合して了ひますが、然らば過去において、或は施行予算から、或は緊急処分の方から、既に支出した金額は、改定予算との関係では如何に為るかと言ふことを規定したのが第二項であります。

(イ)　結論を一言にして申さば、改定予算の定額から支出したものとみなされるのであります。斯くて、支出の権限の統合に対応して、具体的の支出も、全部改定予算からする支出といふことに統合されるのであります。

(ロ)　唯、支出の行はれた費途の区分が、必ずしも当然には判明致しませんから、その区分に関する細目は改定予算自体で（多分別冊丁号といふやうなことにならうかと思ふのでありますが）定めるやうに致したのでありますす。これに付ては別途勅令を以て定めるといふことも勿論考へ得ませうが、実務の上からは、やはり、予算自体の中で定めてある方が便宜でありますので以上のやうな方法を採ったのであります。（このやうな規定は厳格には所謂狭義の予算の中には含まれません。しかし普通の予算でも、形式上予算として公布されるものの中には、厳格な意味合から、予算と謂ひ難いものも含まれて居るのが通例で、例へば大蔵省証券、一時借入金の最高限度に関する定の如きも予算の中に含まれて居りますから、同様の意味

合から、以上の支出科目の区分についての規定も予算の中に書いて差支ないと考へられるのであります。）

(ハ)　過去に支出された金額の種類は第一に施行予算の定額から支出された金額で、この中には（施行予算と云ふ中に、昨年度の追加予算を含んで居る結果として）前年度について成立した追加予算の定額から支出されたものを含んで居ります。第二に予備金支出に基いて支出された金額であります。予備金支出といふのは、所謂「支出」でなく、予備金から或る目的の為に支払ひ得る金額として、特定の科目に立てることを意味する。それに基く支出といふのは、かくて特定の科目に立てられた追加予算の定額から支出されたものを意味するのであります。而して予備金は会計法第九条の建前から申しても、予備の中に設けられて居ることは当然なのでありますが、しかし予備金支出は予算の定額の中に繰入れられるものでなく別個に取扱はれて居りますので、上記の「定額よりする支出」の中に入りません。従て、ここに特記したのであります。畢竟茲で申して居るのは、予備金から終局的に支払はれた支出といふことをテクニカルタームズで述べたものであります。第三に緊急財政処分に基いて支出されたものであります。

(ニ)　次に一言に「過去」の支出と申しても、その意味が明かでありません。仍てこれを法律上精密に申すために「改定予算の成立前」と申したのであります。ここに「成立」といふのは両議院を通過して、更に、天皇の裁可のあったことを意味します。世俗予算は両院を通過した時に成立すると称せられて居りますが、現行憲法の建前から申すと議会の権限は飽迄も協賛でありますから、天皇の裁可なき限り、予算としての効力を持ちません。ここに成立といふのは、予算としての効力をもつに至ることを指すのであります。（公布は行政官庁に対する訓令の意味をもつと考へられますので、ここでは要件と考へられません。）

(3)　以上に規定してあることは、一般会計及特別会計の双方に妥当する事柄であります。勿論昭和二十一年勅令第二四二号の緊急処分は、一般会計のみに関する支出の権限を定めて居りますから、特別会計には関係ありませんが、他の規定は、一般会計にも特別会計にも妥当するのでありますが、最後に一般会計のみに関する事柄として、新種の予備費についての規定を第三項乃至第五項に設けたのであります。これはG・H・Qの要求に基いて居るのであります。

(イ)　第三項は一般会計に新種の予備費を設ける旨を定めました。そもそも、一般会計の予備費は、会計法第九条の定めるところにより、第一予備金及び第二予備金の二項に分つものとされて居ります。（特別会計の予備費は各特別会計法によって、或は一般会計並に第一、第二の二種に分たれ、或は一本に併せて単に予備費とせられ、或は、第一、第二の予備金と、その外に予備費との三本建とせられて居ます。）而してここに規定してあるのは、一般会計だけの問題であるので、ここには会計法第九条に規定する予備金の外と云ふ表現でこの点を明かにしました。併し乍ら新種の予備費も畢竟は憲法に要請されて居る予備費の一種であるといふことを明かにするため、「特別の予備費として」の表現を加へ、又その名称は「経済安定費」とすることを規定しました。

(ロ)　これを承けて第四項は経済安定費の目的、乃至はその使ひ方、崩し方を定めました。即、経済安定費は、その使用目的は漠然としては居りますが、兎に角、経済安定のため、といふ枠の中に限られて居ります。而してその使ひ方は第一が予算の不足を補ふためでありまして、即、通常の第一予備金的の使用方法、第二が予算外に生じた費用に充てるためでありまして、即、通常の第二予備金的の使用方法であります。結局、経済安定（化）に必要な限度で第一予備金的にも第二予備金的にも用ひらるるのであります。通常第一予備金は補充費途が毎年度について予め勅令を以て指定されて居り、又第二予備金については、予備金支出（その意義については前述参照）の都度勅裁を仰いで居り、畢竟、いづれの場合にも必ず勅裁があることとなって居るのでありますが、このことは勅令、即、会計規則を以て定められて居りますので、本件の場合にも亦同様に、この法律の施行勅令

で定める所存なのであります。

(ハ) 第五項はこの経済安定費を以てする支弁にかかるものについて議会の事後承諾を求むべき旨を規定致しました。そもそも会計法上、予備費の事後承諾については、第一予備金の分は年度経過後の常会、第二予備金の分は、年度中においても、常の会期において、夫々議会の承諾を求めることとされて居りますので、両者の使用方法を併せ認められる経済安定費について、いづれの方法によるかは、一応の問題となり得るでありませう。本案は、年度中に承諾を求めることが煩に堪へず、今年度の如き事態に即応しないと考へて、一応第二予備金の場合に倣ひました。本項で「支弁にかかるもの」と申すのは、会計法の用語を全然そのままに踏襲したのでありますが、前に申した予備金支出に当る分、即、経済安定費から、具体的の目的のために支払ひ得る金額として、特定の科目に立てた金額と、「予備金支出に基づく支出」に相当する分、即、その中から現実に支払はれた金額との両者を含むと解せられて居りますが、本案も、全くそれと同一の事を意味するものとして、同様の取扱を予想して居ります。又、年度経過後の「常会」と申し「帝国議会」と申して居るが、年度経過後は憲法改正によって、「通常会」、「国会」でなければならぬ、といふ論も立ち得るのでありますが、改正の実施を必然的に見越して立法することは、差当り許されざること当然でありますので、姑く現行制度をそのままに目標とした次第であります。

(4) 次に本法案には施行期日が規定してない。初案の附則は「この法律は、昭和二十一年度に、これを施行する」といふので、中間案は「この法律は、公布の日から、これを施行する」といふのであった。初案に対する非難は別紙記述の通りである。中間案は、本則の第一項と附則の第二項とが、いづれも「今期の帝国議会に提出」といって居る所から、この法律施行後に非されば右二種の提出を行ひ得ない様な感覚を与へて面白くない。惟ふに、この法律は、今期の帝国議会に財政に関する議案を提出することを合法化（ジャスティファイ）するためのものであるが、法律案と同時に右の財政関係議案も議会に提出されるのであるから、この合法化は、法律の実施から遡って行はれる。従て特に施行期日を書くことは不必要でもあり、又書くべきことでもない。仍て故意に施行期日を省いたもので遡及適用のある点から見て、公布即日施行は当然と解したい。憲法草案の補則にも新憲法実施の為の準備手続を、その実施の日前に行ふことができる旨の規定がある。この規定は新憲法の実施自体が「公布の日から起算して満六ヶ月を経過した後」とせられるに拘らず、それだけは公布即日実施と解せられて居る。しかし、本件法律案の場合は、右の例とも実質が違ふので、憲法の場合には、公布後準備手続が行はれるのであるが、この法律の場合は法律の成立前に、財政諸案も併行して議会に提案されるのである。このことの合法的であることは特別会計法案と特別会計予算とが同時提出を見ると全く同一である。

(5) 最後に附則第二項のことを一言附加致します。実は改定予算は今年度の全年度をカバーするものでありまするので、その審議は、やはり相当の期間を要することが予想されます。所が、経費の不足は七月上旬に起って参りますので、七月十日頃迄には、施行予算及び緊急処分以外に支出ができぬと困る事態が発生する見込であります。仍て政府は、七月に必要な分だけの経費を施行予算に対する追加予算として、改定予算よりも前に議会を通すつもりで居ます。所が、此の追加予算の経費は、一応改定予算の中には計上して含まれて居りますので、改定予算が成立した暁には、これに吸収されて了ふことにしなければならない。且つ、又、この追加予算の定額から支出されたものは、やはり改定予算の定めるところにより、その定額から支出されたものとみなす必要があります。而も、これを本則の方に特掲して緊急処分並に扱ふことは、少しく追加予算に独立性を賦与し過ぎる。仍て、この追加予算は、一応本則にいふ施行予算の中に含まれるものとするといふ趣旨を規定したのが本項の規定であります。因に施行予算といふ場合には、前年度の本予算に対して成立した前年度の追加予算を含むことは当然でありますが、今年度の施行予算に対して、今年度において成立した追加予算は含んで居らぬこと勿論であります。

(6) 次に附則第二項について説明する。そもそも、本件法律案の提出当時に現存する財政上帝国議会の承諾を得べき案件は昭和十九年度、昭和二十年度、昭和二十一年度に亘って多々ある。（その詳細は別紙参照。）而して憲法及び会計法から解釈して、第一予備金は年度経過後適当の会期を選んで、又第二予備金は（年度の内外を問はず）次の常会において、（国庫剰余金支出及び歳入支弁も、明文はないが、第二予備金同様に取扱はれる）又財政上の緊急処分は（年度の内外を問はず）次の会期において帝国議会に提出してその承諾を求めることを必要とせられる。他面、昨年は常会がなかったので、今期の帝国議会が昨年の常会に代るものと考へられ、先例も亦、このやうな場合には、特別会を以て常会に代るものとして、常会に提出すべきものは、全部特別会に提出して居る。従て昭和二十年度迄の各種予算超過又は予算外の支出と今年度に入ってから後の緊急財政処分は、いづれも今期特別議会に提出し得るか、或は提出しなければならぬものである。而るに今年度に入ってからの緊急財政処分以外の各種の予算超過又は予算外の支出については、今期の特別会は年度経過前であるのみならず、又昨年末の常会に代ってこそ居れ、今年度常会、即、この冬開かるべきものには代って居らぬので、今期の特別会にこれらを提出して承諾を求めることは、却て会計法第十条違反である。所が本則にも述べた如く、今年度に入ってからの施行予算に対する予算超過支出又は予算外支出は、いづれも改定予算に統合されて、今期の特別会に提出されるのであるから、此の場合に前記の「承諾を求める件」が、これと分離して今冬の議会に提出されることは、常識を逸脱して意味を成さない。仍て本案は附則第三項において、これらの諸件について、それが会計法第十条の規定にかかはらず、今期特別会に提出するべき旨を規定したのである。因に本項においては、「提出しなければならない」と規定しては居るが、勿論、改定予算提出の場合にはこれも提出「しなければならない」趣旨である。（改定予算の分が本則第一項で「提出することができる」と規定せるに対し聊か歩調が揃はない嫌はあるかもしれない。大蔵省が特に、この語尾を強く主張したために、姑くその主張に譲ったのであるが、当否必ずしも遽に断じ難い。）

(7) 尚この法律案には素「会計法の臨時特例に関する法律案」なる件名が附せられて居たのでありますが、法制局としましては、先に会計法戦時特例があり、今又、臨時特例があり、紛はしきのみならず、規定の内容よりも広汎に過ぐるものといふ感覚がありますので賛成し難い。中間案としまして「昭和二十一年度改定予算法」と致さうかとも存じたのですが、是は改定予算そのものを法律を以て定めるかの嫌、即、ドイツ学者のいふ Haushaltsgesetz を意味するかの疑を持たしめ、予算と法律とを形式上分離するわが法制の下においては妥当でない。畢竟「改定予算に関する法律」位が程のよいところであらうと考へて、本案の如き件名を選んだのであります。

(四) 終に本案に対する法制局の態度について附言致します。端的に申しますれば、法制局と致しましては、憲法上多少でも疑を誘発する本案の如きについて、必ずしも積極的に賛成したい気持はありません。しかし、予算の実務の方で、既に本年度の予算について、改定予算作成といふ方向に準備を進めて了って居り、今となっては、全年度分に対する追加予算の準備は最早間に合はない実情に在るとの事でありますので、憲法上も実質上違憲に非ずと考へらるる次第もあり、旁本案に対して、まづ支障なからうとの結論に到達した次第なのであります。

編注　「改定予算に関する法律」は、昭和二一年九月一〇日、法律第一八号をもって公布された。

出所　大蔵省資料Z六二〇―三〇。

(21) 予算についての司令部宛書簡（昭和二一年六月一七日）

予算に就てのマ司令部宛書簡（二一、六、一七）

① 一九四六―四七年度一般会計歳出予算に就て去五月三十一日現内閣の計画を貴司令部に提出したが、当時事務当局より申述せる説明は簡略に過ぎ不完全であったことを発見せるに依り玆に改めて以下の諸項の御考慮を煩したい。

一九四六―四七年度一般会計歳出は前内閣に於て去四月一日所謂中間予算なる

ものを編成し非公式に貴司令部に提出したが併し之は爾後の事情の変化に因り実際に適応せざるに至った。我々は前内閣時代に於て未決定に過した多くの項目に就て検討し玆に新たな歳出予算を編成するの已むなきに至った。

而して其の結果は前内閣の所謂中間予算に比し二二、三〇八百万円を増加し五五、〇六三百万円の歳出を要することを発見した。尤も此の中に於て所謂終戦処理費即ち連合軍の駐屯に関連する費用は、貴司令部の知らるる如く未だ確定してゐない。故に我々は仮りに之を二二、〇八二百万円として計上した。以下何故に斯く歳出予算が増加したかの主なる理由を説明する。

一、国債費

国債費に就ては前内閣案に於ては、本年六月以降利子を一分に引下げをするといふ計画を以て予算を組んで居ったのであるが我々としては利下を行はず其の儘支払を継続することにした。

何となれば国債利子の処理については利率の引下の外各種の案が考へられるが此の問題は軍需補償、財産税等の一連の財政金融政策と関連するものであって、之だけを引離して利下等を行ふことは適当でないと認めるからである。のみならず昭和二十一年度予算に関し一応立案した既存国債の利率を一分に引下げる案は実施時期の遅延及経過利子の支払により仮りに七月一日以降利率を年一分に引下げても本年度の節減額は僅に一八億円に過ぎない。然も利率の引下を実施すれば金融機関の採算悪化に対し何等かの措置を必要とし、甚だ複雑にして容易ならざる波瀾を経済界に及ぼす、故に我々は不取敢現年度に於ては旧来の儘の利払を行ふことにした。

二、社会救済費

前内閣案に於ては生活援護の経費とし要救済人員一百万人六大都市に於ける五人世帯の世帯費二〇〇円程度を基礎として積算して居たが軍人厚生年金制度の創設取止めの関係もあり、亦最近に於ける各種の状況変化もあり、之を大体要救済者二百万人同上の生活費二五〇円程度に増額することとした。

引揚民の援護に就ては持帰通貨の交換は一種の社会救済制度として一般制度の中に織込めとの連合軍の意向であり八月以降は一種の給与金制度として存置した

処理する。

尚物的施設費、労務調弁費、日本銀行立替払金の返済等の経費も最近の実績を基礎として計算すると相当増加するので、結局二二〇億円程度を要すると考へ、暫定的に斯く計上した。

以上は前内閣の歳出骨格予算に比し何故に、現内閣の共計画が増加せるかの主要の理由であるが尚ほ以上の外に若干の追加予算を必要とするであらう。其の中の最も大なるものの一は政府職員の給与増加である。斯くて恐らく現年度の歳出総額は今後の追加額を極度に切つめて六〇、〇〇〇百万円に達するであらう。

右の歳出の内容を更に検討するに全く現年度限りの歳出が其甚だ大なる部分を占めることを発見する。即ち復員費三、八四一百万円、外地職員引揚費三二九百万円、帰還輸送費六〇二百万円、引揚民援護費三、〇五二百万円、戦災保護費四三五百万円、価格差補給金四、三二八百万円、終戦処理費中の住宅及兵舎新築費並に日銀立替金返済等一六、三三五百万円、船舶運営会補助九四二百万円、其の他三〇三百万円合計三〇、一六七百万円はそれと見られる。従て来年度からは此等の支出を要せず而して他に変化なきものと見れば一九四七―四八年度の一般会計歳出は大凡そ三〇、〇〇〇百万円となる勘定である。

以上に対して歳入を考へるに、目下計画中の増税（財産税以外）及煙草の専売価格引上を加へて次ぎの如く一九四六―四七年度のそれは概算三一、七〇〇百万円の見込である。

租税収入	一五〇億円
官業及官有財産収入	七八億円
旧日本銀行券整理益金	三〇億円
物価調整資金収入	三九億円
其他雑収入	二〇億円
合計	三一七億円

此の歳入と前記の歳出とを比較するに一九四六―四七年度に於ては大凡そ二八、〇〇〇百万円の歳入不足を生じ、一九四七―四八年度に於ては歳入面に於ける増減を調整して凡そ五、〇〇〇百万円の歳入不足を生ずるであらう。之は決して健全な状態ではない。我々は玆に更に歳出の一層の節約を必要とする。我々はそれが為更に大いに努力するであらう。

既に貴司令部は此の点に就て絶大の好意を寄せ予て終戦処理費の減額に対して協力せられつつあるは我々の感謝措く能はざる所である。

以上の我が財政状態を諒とせられ一層の御援助を賜らんことを切に御願ひする。

尚は現年度の予算に就ては未だ貴司令部の御承認を得難き項目があり、為に予算の編成と共の議会提出とが遅延せんとしてゐる。議会は既に今月二十日から開始する。此の点に就ても貴司令部の一層の好意を御願ひする。尚七月分だけの予算も全年度予算の審議に七月一杯を要する見込である関係上併せて議会に提出しなければならぬと思ふが之に対する御許可を速かになされんことを亦予め懇請する。又前記せる財産税以外の増税及び煙草及び酒の値上についても近く案を具申すべきが故に同様好意ある急速の御審査を御願ひする。

（22）昭和二一年度予算案に関する司令部覚書非公式草案

（一九四六年七月三日）

一九四六―四七年度予算案に関する件（仮訳）

一、一九四六―四七年度一般会計予算を承認を受ける為提出した日本帝国政府の「メモランダム」一九四六年六月六日附ＣＬＯ二七三二号「一九四六―四七年度予算案」に関して回答する次第である。

提出せられた予算案は歳出総額五五〇、〇六三、二九五、二一一円を計上して居るが、此の歳出額は連合国最高司令部によって現在迄に要求せられ又今後要求せられる事があるかもしれない計画を含む政府の必要な支出をまかなふに充分であると思はれる。右の歳出を一般租税収入、官業収入等二九、二

出所　大蔵省資料Ｚ五二六―四―二。

欄外　愛知文書課長の筆書き記入。

①六、一七英訳ノ上提出

所要経費を予算に計上した所の呉合及住宅の建設計画の進捗に関しては逓信省国庫局今部の厳密な監督を受けるであろう。右の住設に割当られた一切の経費は

日本政府行「メキシコ」による指示により「ニ九六〇万ニ」回

「公共扶助」とは、困窮のために、他の救助を受けることができない者に対して、生活を維持するために必要な金品を給与することをいう。

中に起った時は、日本帝国政府はこれに代って支弁することとなるが、一的救済計画実行の為に要用な増額は第一に他のデ算科目に指示せられるであろう。この場合の経費の増額は第一に災害救助に示す為に生活費の分担とする一切の社会施設に関する経費に関する国庫負担金と直接に繋がっているが、消極的な解決方策よりも積極的な措置が緊要である事を必要とする。

c、終戦処理費の項目は計上金額に多額に過ぎて居るとの声もあるが、従来に従って百九十億円を越えない金額に減額することに努めた。

d、十二億円をもってしても、なお不足を補うために次年度に繰り入れる為に上記、㈡項の公共事業費を本年度の繰越使用は、一切の繰越しを認めないこととなるであろう。

e、一九四五年九月一日前に発行した国債又は之を基礎とする一切の債務及此の保証に示すものは別個の且明確な拠定を設けなければならない。

f、本予算に終戦処理費の項目は計上金額に多額に過ぎて居るとの声もあるが、これは戦争の全体を清成する一切の要因を限定する事は出来ないことを認めなければならない。

g、又一九四六―四七年度に於ては本帝国政府が占領軍として結局は支払うべき必要のある全額の見積をなるべくこれを的確に予算として居なければならない。

h、国債の償還又は利子の支払は、予算の個々の項目に付て表示されたる歳出の一切の経費に優先して之を支払うべきものとする。

i、予算全体に関しては、予算の個々の項目に付て表示されたる歳出の一切の経費は、一切の歳入に対する優先的の支払義務を有するものではないことを認めなければならない。

j、予算の各項目の間に於ける流用は、大蔵大臣の承認に従ってこれを行うものとする。

k、一切の歳入は活動の為に之を予算に従って為される経費の支出は其の歳入の範囲内に於てのみ之を為すべきものとする。

l、一、諸給与　　提出十項　　計　　可　　(単位　円)

三、庁舎新営新築費　　000,000,000,JPY

b、庁舎新営新築費　　000,000,000,JPY

c、庁舎新営新築費　　000,000,003,JPY

三、庁舎新営新築費　　000,000,JPY

四、日本銀行法第五条関係

000,000,000,JPY

五、郵便貯金預入金

000,000,000,JPY

六、雑　　費　　000,000,JPY

七、雑　　費　　000,000,JPY

八、鉄道及通信会計への繰入　　000,000,000,JPY

計　　000,000,000,JPY

所要経費を予算に計上した所の呉合及住宅の建設計画の進捗に関しては逓信省国庫局今部の厳密な監督を受けるであろう。右の住設に割当られた一切の経費は

三一　左記の制限に於て算、経費の承認及それに基く算金の支出に付て適用せられる。

a、所謂機密費又は官吏が目的に就て制限なく使用することが出来、一般の他の項目に於てのみなければならない。

b、各社共の他の機関に対する補助金の支払は連合国最高司令部から日本政府行係へメモランダム二一九一一九四三年四月三日附A〇七一一「既存貸付係並び政府機関による借入」の第四項に示された方針に従うべきである。

会社共の他の機関の配当支払を可能ならしめる目的の為の補助金は連合国最高司令部の特別の配当支払いて限らない。軍需資材の生産又は供給の結果生じて又はそれに関係のある一九四五―四六年度に関する補助金の支払例へば軍需生産に使用せられた又は使用することを予定せられた物資の最終販売価格の引下となった価格調整補給金又は経営損

同様に予算に計上せられるということは適当であり又望ましいことである。

此の事は議会並に日本国民が政府の真実の経費に付知らせられ、必要な歳入と歳入不足をまかなう手段を包括した財政計画を全体として計画つけるやうに経費総額が計算考量せられ得るために必要である。予算の見積り及行政の便宜のため、此の種の経費を予算にまとめて分類することに対しては何等反対はしない。然しながら此等の項目を含め全体として予算について連合国最高司令部によって行はれることの故に、予算に於てそのやうな名称を附した一切の経費が連合国によって実際に占領費として考慮せられるであらうということ、又一九四六―四七年度に於て実際に占領費として考慮して支払はるる金額が其の期間に関して最終的に割当られる経費であらうということ又本年度の予算に経費が計上せられて居らない所の要因が日本帝国政府によって支払はれるべき占領費総額の最後的の計算の場合には含まれないであらうといふ事に関して同意をあたへられたものとして解釈してはならない。

八、最終的に決定の上は此の予算は一九四六―四七年度に於ける一般会計の唯一の予算となる。連合国最高司令官によって従来承認せられた暫定予算に従ひ又は一九四六―四七年度予算を此の予算の確定に至る迄有効なものとした憲法第七十一条によって行はれた一九四六―四七年度に於ける経費の支出又は債務の負担は当初から此の予算に従って行はれたと同様に此の予算の相当する項目の負担として取扱ふべきものである。今後は暫定予算の計算に於て又は憲法第七十一条の運用によって如何なる経費も支出することも出来ないし如何なる債務を負担することもできない。

九、予算提出の方法並様式は概して連合国最高司令部にとっては不満足であった。又議会に対し財政運営の全貌を包括的に示すやうになってゐない。大蔵省は左の目的の為に所要の措置を直に講じなければならない。

a、職能、活動及組織単位によって経費の性質及目的を常に且正確に反映し得る様に財政手続及会計制度を改正すること。

b、経常費、臨時費の区別を廃止すること。

c、予算制度及会計制度を通じて用語を統一し助成金、補助金、救恤金、手当等の間に存在するやうに思はれる混乱を防ぐやうにすること。

d、総ての政府の財政上の操作及資金間の相互関係に関する統合的な説明書を含む一般会計と総ての特別会計の予算の両者を準備し毎年議会に同時に提出すること。

一〇、此の予算の提案は日本帝国政府から、終戦連絡中央事務局を通じ連合国最高司令部宛に送付せられた「メモランダム」一九四六年一月十八日附CLO二七六「明年度一般会計本予算及新規補助金」によって承認を受ける為提出せられた所謂本予算に代るものと考へられる。従って右の「メモランダム」に付ては如何なる措置もとられないであらう。

編注　本文は、"Budget Estimates 1946-47." と題し、SCAPINの文書形式で、一九四六年六月とのみで、日付及びSCAPIN番号の入っていない文書が内達され、さらに表題、内容は同文で "Informal Draft" としてⅠ九四六年七月三日付の文書が送達されたものの大蔵省訳である。

出所　大蔵省資料Z五一一―五四。

(23) 昭和二一年度予算案に関する司令部覚書（英文）
（一九四六年七月二三日SCAPIN一〇八〇）

AG 111 (23 Jul 46) ESS/FI　　23 July 1946
(SCAPIN-1080)

MEMORANDUM FOR: Imperial Japanese Government.
THROUGH : Central Liaison Office, Tokyo.
SUBJECT : Budget Estimates 1946-47.

1. Reference is memorandum from the Imperial Japanese Government, 6 June 1946, CLO No. 2732 (EF), subject: "Budget Estimates for 1946-47" which submitted the proposed General Account Budget for the fiscal year 1946-47.

2. The Supreme Commander has no objection to the submission of the general account budget for the fiscal year 1946-47 to the Diet. The Supreme Commander neither approves nor disapproves of any item in the budget, but reserves the right at any time to require the Japanese Government to provide funds necessary to carry out policies of the occupation, and to prohibit the expenditure of funds for purposes inconsistent with such policies.

3. Upon its final adoption this budget shall become the sole budget for the general account for the fiscal year 1946-47. Any expenditures made or obligation incurred during the 1946-47 fiscal year pursuant to any temporary budget previously authorized by General Headquarters, Supreme Commander for the Allied Powers or pursuant to Article LXXI of the Constitution which made the 1945-46 budget effective pending the adoption of this budget shall become a charge against the corresponding items of this budget as though they had been made pursuant thereto and no further expenditure shall be made nor obligation incurred on account of any such temporary budget or through the operation of Article LXXI of the Constitution. This shall not preclude the adoption of supplemental budgets thereafter, provided such budgets are submitted in advance to General Headquarters, Supreme Commander for the Allied Powers.

4. The Ministry of Finance shall take steps immediately to:

a. Revise the fiscal procedures and accounting system so that it will currently and accurately reflect the character and object of expenditure by functions, activities and organization units.

b. Adopt uniform terminology to be used throughout the budget and accounting system to avoid the confusion which appears to exist among grants subsidies, relief payments, allowances, etc.

c. Prepare and present simultaneously to the Diet, each year, both the general account budget and the budgets of all special funds and accounts, including a consolidated statement of all government financial operations and the inter-relation among the funds.

5. It is understood that the present budget proposal replaces the so-called "original" budget submitted for approval by memorandum from the Imperial Japanese Government to General Headquarters, Supreme Commander for the Allied Powers through the Central Liaison Office, CLO No. 276 (2.1) 18 January 1946, subject: "General Account Original Budget and New Subsidies in the Coming Fiscal Year". Accordingly no action will be taken on that memorandum.

6. Direct communication between the Ministry of Finance and interested Staff Sections of General Headquarters, Supreme Commander for the Allied Powers, is hereby authorized to implement this memorandum.

編注　本文は邦訳されていないが、本覚書第4項に掲げられた指示の内容は次のとおり（本財政史第一〇巻一六ページ）。

a、財政支出の性格や目的が、その機能活動および組織単位ごとに常時的確に反映されるよう財政手続および会計制度を改正すること。

b、予算と会計制度の全体を通じて、使用される用語を統一すること。

c、毎年度一般会計予算およびすべての特別会計予算を同時に準備し、国会に提出すること。それには、政府全体の財政活動と各会計間の相互関係に関する統一された表示が含まれること。

出所　大蔵省資料Z五一一―五四。

(24) 昭和二一年度特別会計予算に関する司令部覚書
（一九四六年七月三〇日SCAPIN一〇九三）

一九四六―四七年度特別会計予算の件
（AG一一一、四六、七、三〇ESS／FI）

1、左記覚書参照。

a. CLO二九七五（EF）（四六、七、一九）日本帝国政府宛「一九四六

年度特別会計予算の件」

b. CLO三〇八九（EF）（四六、六、二五）日本帝国政府覚書「同上件」

c. CLO三二二七（EF）（四六、七、二）日本帝国政府覚書「同上の件」

二、右第一項a、b及c参照覚書の別紙に表記せられある特別会計予算案は、以下の条項に従ひ、之を議会に提出するも差支なし。但し本覚書を以て右予算案を承認せるものと解すべきに非ず、且特定費目に付ては、総司令部に於て更に検討の上之を変更する事あるべし。

三、金資金特別会計及為替交易調整特別会計両予算案に「予備金」として計上されある歳出項目及その他の特別会計予算案に含まれある項目は、総司令部の事前認可なき限り、各予算案に示されたる計画及活動以外の目的には之を支出するを得ず。

四、本会計年度各特別会計に計上される凡ての工事費については、経済安定本部の指定すべき割当物資の一切の規定並その枠に従ふべきものとす。

五、本覚書を以て、国有鉄道運賃率改訂を認可せしものと解すべきに非ず。

六、専売局予算案歳出の項に計上されある「生産助成補助金」による製塩補助金の支出は「免許」生産者と称されある商社に限るべきものとす。但し総司令部により別段の認可を受けたるものは此の限に非ず。

七、私的酒精生産者に対し価格引上の形式にて「間接的」になす補助金は、酒精の政府専売特別会計中に之を計上すべからず。

八、「売買並に価格に関する差損金の補償」と称する支出は為替交易調整特別会計予算案より之を削除すべし。総司令部の事前認可なき限り、本会計より交易営団に対し支払をなす事を得ず。

九、貿易庁又は外国貿易資金に対する支払は、為替交易調整特別会計中に之を含む事を得ず。

一〇、学校資金特別会計に於ては他資金の支出予算残額を以て、「学校資金」を補塡し又は補助金に充当する事を得ず。会計年度末に於ては、右の未支出残高は、予算配当を受けたる資金に返却すべきものとす。すべてあらゆる機関に対する国庫補助の支出は、議会により、その目的に充てる為定められた直接的配当予算に限定すべきものとす。

一一、大蔵省は速に、特別会計予算を簡素化し且標準化し又は一般会計との調整を図る措置を講じ、以て議会をして政府歳出の外見からその本質を充分理解し得る如くするを要す。右措置には次の如きものを含む。

a. 不必要なる会計を廃止し、関係官庁の会計事務を一般会計予算所管の適当なる部門へ之を移管する事。

b. 財政手続並会計組織を改正し、機能別、活動別、組織別に歳出の性質及目的を流動的に且正確に反映せしむる事。

c. 予算と会計組織の全体を通じて使用される統一的用語を採用する事。

d. 各特別会計予算編成の基準として前会計年度の予算額に非る「実行額」の歳入歳出を可及的広範囲に使用する事。

一二、本覚書を履行する為、大蔵省と総司令部関係部局との直接交渉を許可す。

編注　日本銀行訳。

出所　日本銀行調査局『主要財政金融関係連合軍指令並関係国内法令』第三輯、四九―五一ページ。

(25) 公共事業処理要綱（昭和二一年九月三日閣議決定）

公共事業処理要綱

一、経済安定本部は国費に依り又は国費の補助に依り行はるる一切の公共事業の計画及一般的監督の責に任ずる。

二、各省が公共事業を実施せんとするときは経済安定本部の認証を受くることを要する。

三、前号の認証に当っては経済安定本部は別表の順位表に依り順位を定め適当と認むるときは定められたる予算の範囲内に於て必要と認むる額を認証する。事業計画適当ならずと認むるときは経済安定本部は認証を拒否することを得る。

四、第二に依り認証する金額は三ヶ月以内の分とし事業を継続せんとするときは

認証後七十日以内に認証を受けたる事業の実施状況報告を添付し更に三ヶ月以内の継続認証を受くることを要する。

第二に依り認証を受けたる事業に付ては各省は前項の報告の外事業終了後又は会計年度終了後二ヶ月以内に実施状況報告を提出することを要する。

五、経済安定本部は既に認証したる期間に於ける事業の実施状況を考慮したる上事業継続に必要と認むる額を認証する。

六、経済安定本部に於て認証したる金額を大蔵省は所定費目より配付する。

七、経済安定本部は事業実施方法適当ならずと認むるときは未だ使用又は契約せざる資金の返還を命ずることを得る。

八、本規定に依り認証を受けたる事業に於ける労働者の使用に就ては左の条項を遵守することを要する。事業が所管省の監督下にある行政官庁、公共団体、公益機関に依りて行はるる場合又は補助を受くる者が行ふ場合に於ても所管省は事業者をして左記事項を遵守せしめる責任がある。

(1) 労働者の雇入は公立の職業紹介機関に依ること。

(2) 労働者に対する賃金支払額及支払方法は事業の行はるる地方に於ける同様の作業に於て普通行はるる所に依ること。

(3) 監督者は一定の俸給及事業の成績に依りて支給せらるる賞与の外報酬を受けることを得ないこと。

(4) 昭和二十年勅令第五百四十二号「ポツダム宣言」の受諾に伴ひ発する命令に関する件に基く就業禁止、退官、退職等に関する件に依り公職に就き得ない者を監督者として使用せざること。

(5) 事業者は労働者が作業怠慢にして充分の能率を発揚せずと認むるときは何時にても傭入を停止し又は解雇することを得ること。

(6) 労働者に対する賃銀は少くとも月二回作業終了後五日以内に之を支払ひ、分類所得税、社会保険料その他法令の定むるものの外賃銀より差引くことを得ないこと。

(7) 事業場には賃銀簿を備付け労働者毎に支払額を正確に記入しおくこと。

(8) 労働者には作業の性質に応じ労務加配に関する規定に従ひ特別加配食糧を配給すること。

(9) 配給物資が正確に直接に労働者に配給せられる様適当なる措置を講ずること。

(10) 事業場には配給簿を備付け各人毎に配給品の種類及数量を正確に記入すること。

(11) 貸銀簿及配給簿は経済安定本部、所管官庁、関係労働組合又は労働者の要求あるときは何時にても閲覧に供すること。

九、経済安定本部は労働者の傭使、募集、貸銀、物資配給、労働時間等につき必要なる事項を決定することを得ること。

一〇、公共事業を所管する官庁は各事業毎に経済安定本部の定むる所に従ひ経理に関する詳細なる記録を保存し、経済安定本部の要求あるときは之を提示することを要する。

政府の補助金にて行ふ公共事業に於ては補助を受けた事業者をして前項の事項を遵守せしめることを要する。

一一、経済安定本部は公共事業の監査を行ふ。

一二、鉄道特別会計及通信特別会計の資本勘定にて施行する事業計画の実施に付ては前各号を適用する。

附属了解事項

本件八の(1)公立職業紹介所の利用に就ては職業紹介所が実際適当なる労働者を紹介すること困難なる場合に於ては事業者が必要なる労働者を直接雇入れ職業紹介所に登録するを以って足る様取計ふ等極力手続の簡易化を図ること

附表　公共事業順位表

A級　直ちに必需品の生産又は分配を著しく増加し又は之に便宜を与ふるもの。

(1) 資材労力共に適当なるもの。

(2) 資材適当にして労力充足し得べきもの。

(3) 労力適当にして資材充足し得べきもの。

(4) 資材労力共に充足し得べきもの。

以下各級共（E級を除く）右に準じ(1)(2)(3)(4)の四級に細分す。

B級 一年内に必需品の生産又は分配を著しく増加し又は之に便宜を与ふるもの。

C級 直接生産の増加なきも国民生活に不可欠の運輸、通信、公安、衛生、教育、社会福祉等の最少限度の要求を充すに極めて重要なもの。

D級 二年内に必需品の生産又は分配を著しく増加し又は之に便宜を与ふるもの。

E級 相当に必需品の生産若くは分配を増加し又はC級に挙げたる効果を挙ぐるも、資材の使用比較的大にして雇傭比較的少きもの。

(1) 一年内に生産の結果を挙げ得るもの。

(2) 二年内に生産の結果を挙げ得るもの。

(3) C級に挙げたる効果を挙げるもの。

F級 二年後に於て必需品の生産又は分配を著しく増加し又は之に便宜を与ふるもの。

G級 生産の増加なきも運輸、通信、公安、衛生、教育、社会福祉等に欠くべからざるもの。

備考

1、資材が適当なものとは現在一般に不足する資材、燃料及運搬を要すること比較的少なく、且所要資材は当該事業の要する時に於て調達し得ること明かなもの。

2、資材が充足し得べきものとは所要資材の量過大ならず必要の時に於て充足する見込あるもの。

3、労力適当なるものとは当該事業に必要とする種類の労力が充分その地方にあるものを謂ふ。

4、労力充足し得べきものとは当該事業に要する労力は供給さるべきもその中若干は他の地方より招致することを要するものを謂ふ。

出所 大蔵省資料Z六二〇―二四。

(26) 昭和二一年度追加予算追第一号及び予算外契約追加に関する司令部経済科学局メモ

(一九四六年九月三日ESSセクションメモ)

昭和二十一年度追加予算追第一号及び予算外契約追加

(一九四六年九月三日ESS／FIセクションメモ)

一、本件に関しては日本帝国政府よりの覚書昭和二十一年八月六日付CLO第三八五二号（LO第一〇四〇号）覚書件名昭和二十一年度追加予算追第一号及予算外契約追加を参照すること

二、帝国議会に対し「価格調整補給金」として八四七、〇五〇、〇〇〇円の追加予算を商工省所管に計上する要請を議会に提出することに対し異議はない。但し以下の如き条件に従ふものとする

(イ) 当該予算はまず第一に昭和二十一年四月一日より同年十月末日に至る間に炭礦開発により生じたる石炭業者の損失に対する支払に充当されなければならない

(ロ) 支払の実施にあたり商工省は可及的速かに連合軍総司令官に対し以下の諸項を含む支払の計画を提出承認を受けること

(1) 各石炭業者の準備し提出する補償請求の形式

(2) 損失額決定の際に認められた原価諸要求

(3) 損失補償請求の査定支払の手続

(4) 石炭業者の提出する損失報告検査を担当する組織及機関

上述の計画が本司令部により承認される以前に如何なる要求に対しても支払をなしてはならない

(ハ) 上述の損失補償支払に実際に必要とせられない、当該予算の残額は本司令部の特別の許可なくして他の目的に流用することができない

三、「価格調整補給金」として平均トン当り一二〇円をこえて以前決定した如何なる予算項目からも補給金を出してはならない。二十一年十月三十一日以前生産される石炭に対する補給金の支払に必要とせられない予算の残額をここに許可せられた当該予算と同様の形式と同様の条件を以て損失の支払に流用することが出来る

四、大蔵省は昭和二十一年十月三十一日以前に爾後各月毎に連合国最高司令部に対し予算額からの実支出額を報告しなければならない

五、大蔵省は商工省と協議の上二十一年十月一日以前に本司令部に対し本会計年度末迄石炭生産の金融計画を提出しなければならない。該計画は生産者価格消費者価格の試案補助率等をふくみ一般的経済の安定に寄与するごとき石炭増産に対する刺激を与へる如く工夫されなければならない

六、日本政府の提出せる本件覚書の他の予算科目については以前要請した理由を受領する迄承認は留保される

出所 大蔵省資料Z五一一―五六。

(27) 一般会計歳入予算昭和二十一年度以降五カ年度間収入見込額調

(昭和二一年九月二〇日主計局)

一般会計歳入予算昭和二十一年度以降五箇年度間収入見込額調（追一号ヲ含ム）（昭和二一、九、二〇）

(単位 千円)

区分	昭和二一	昭和二二	昭和二三	昭和二四	昭和二五
租税	一六、〇〇四、九一六	一七、四二六、五六六	一七、四二六、五六六	一七、四二六、五六六	一七、四二六、五六六
印紙収入	三三一、七六八	三六五、七八五	三六五、七八五	三六五、七八五	三六五、七八五
官業及官有財産収入	七、九四一、五七〇	一〇、〇〇五、五七〇	一一、四三一、五七〇	一三、八五七、五七〇	一三、八五七、五七〇
専売局益金受入	六、五一三、〇〇〇	八、五五六、〇〇〇	九、九八二、〇〇〇	一一、四〇八、〇〇〇	一一、四〇八、〇〇〇
森林収入	一、一六四、三三六	一、一六四、三三六	一、一六四、三三六	一、一六四、三三六	一、一六四、三三六
其の他	二六五、二四四	二八五、二四四	二八五、二四四	二八五、二四四	二八五、二四四
雑収入	六、二二七、六三五	三、五一七、八三八	一、五〇七、七三八	一、五〇七、七三八	一、五〇七、七三八
特別雑収入	三、九三七、五〇〇	二、二八五、六〇〇	四三六、五〇〇	四三六、五〇〇	四三六、五〇〇
価格差益納付金	一、五三七、〇〇〇	六五四、〇〇〇	〇	〇	〇
宝籤発行者納付金	四三六、五〇〇	四三六、五〇〇	四三六、五〇〇	四三六、五〇〇	四三六、五〇〇
特殊物件収入	一、六〇〇、〇〇〇	八七三、〇〇〇	〇	〇	〇
統制会社価格平衡資金納付金	五〇、〇〇〇	〇	〇	〇	〇
隠退蔵物資収入	三三四、〇〇〇	三三四、〇〇〇	〇	〇	〇
日本銀行納付金	三五〇、〇〇〇	三五〇、〇〇〇	三五〇、〇〇〇	三五〇、〇〇〇	三五〇、〇〇〇
其の他	一、九四〇、一三五	八八二、三三八	七三一、三三八	七三一、三三八	七三一、三三八
財産税等収入	三〇、〇三一、四三九	〇	〇	〇	〇
計	六〇、五三七、三三八	三一、三一五、七五九	三〇、七三一、六五九	三三、一五七、六五九	三三、一五七、六五九

編注 原資料は円単位であるが、四捨五入して千円単位とした。なお二二年度雑収入内訳計数は不突合であるが、原文のまま。

出所 大蔵省資料Z五二六―一―三。

(28) 昭和二十一年度以降五カ年度間予算分類計画総表

(昭和二一年九月二一日主計局)

昭和二十一年度以降五箇年度間予算分類計画総表（昭和二一、九、二一）

(単位 千円)

区分	昭和二一年度	同二二年度	同二三年度	同二四年度	同二五年度
第一 民生安定費	六、六四〇、四八四	六、五六七、六七八	三、四〇〇、八三三	二、三九四、七七〇	二、三九二、九六三
第二 経済再建費	一六、五五九、九八五	九、一八二、九一三	九、一六三、〇〇〇	七、四七七、七五三	七、四七六、七一四
第三 教育文化費	一、四七五、六八一	一、四九八、七三五	一、五一四、七八三	一、四九六、五一八	一、四九七、一三三
第四 同胞引揚費	七、九九四、六三七	一、七四一、六一六	〇	〇	〇
第五 終戦処理費	一九、〇〇〇、三三三	二、五四〇、三〇一	二、一三三、〇〇〇	八六三、一八三	八六三、一八三
第六 特別住宅建設資材費	一、二〇〇、〇〇〇	〇	〇	〇	〇
第七 地方分与税分与金	二、五五九、〇三一	二、五〇五、六三一	二、四五三、三三一	二、三九八、八三一	二、三四五、四三一
第八 国債費	五、三八一、〇七三	七、三三七、〇〇〇	七、四二六、〇〇〇	七、六九三、〇〇〇	七、六九三、〇〇〇
第九 国庫予備金	八〇〇、〇〇〇	八〇〇、〇〇〇	八〇〇、〇〇〇	八〇〇、〇〇〇	八〇〇、〇〇〇

第十　雑件	四、九二六、五五二	四、六九〇、九四六	四、六九一、二六七	四、六六六、八八二	四、六九〇、三六九
合計	六六、五三七、七六四	三六、七六四、七〇八	三一、五八〇、一〇二	三七、八〇九、九二五	三七、七五七、七七〇

（以下所管別計表省略——編者）

編注　原資料は円単位であるが、四捨五入して千円単位とした。

出所　大蔵省資料Ｚ五二六—一—三。

(29) 公共事業に失業者を優先雇傭するの件

（昭和二二年一一月一二日閣議決定）

公共事業に失業者を優先雇傭するの件

公共事業の実施にあたつては能ふ限り多数の失業者を活用すること。従つて工事の受益者たる地元農民等が工事に就労を希望する場合にあつても、失業者が雇傭を希望してゐる場合には、これ等の者を優先して使用すること。

公共事業に失業者を優先雇傭するの件閣議決定案説明要旨

公共事業については去る九月三日の閣議決定に基いて第三・四半期分の認証を新規要求以外は全部完了し、目下全国的にこれが実施を進めて居る次第でありますが、ある地方に於ては工事の受益者たる地元農民等が工事に就労を希望するため、稍もすれば失業者が就労の機会を得られない場合もあるのであります。然し、今回の公共事業は現下の深刻なる失業問題に対処する重要なる失業対策の一として実施されるのでありますから、事業の実施にあたつては、能ふ限り多数の失業者を活用することとし、これ等を優先雇傭することにより失業救済の実効を挙げることに致したいのであります。之れがため事業によつては収容施設等の設備をなし、失業者の吸収を図る等の必要もあり、又賃銀も地元農民を使用する場合に比し高額を要する等に因り事業費の増額を来し所期の事業量の減少となることがありましても已むを得ないと思ひます。

出所　大蔵省資料Ｚ六二〇—三六。

(30) 終戦処理費に付ての連合軍司令部への申入れ

（昭和二二年一一月二五日閣議了解）

終戦処理費に付ての連合軍司令部への申入（二二、一一、二五閣議諒解）

一、終戦処理費の予算の実行状況及び主としてその財政に及ぼす影響に付て申述べまして、貴司令部の御考慮を煩し度いと存じます。

二、昭和二十一年度の終戦処理費の予算額の決定に当りまして、貴司令部が我国の財政上の負担と産業並に国民生活に及ぼす影響を考慮し、本年度に於ける住宅建設戸数を減少せしめ又、物資の所要量、規模等について特段の措置を講ぜられたことは、政府の深く感謝する所であります。

三、昭和二十一年度の終戦処理費の予算額は貴司令部の意向により其の総額を百九十億円と決定せられると共に、経費の内訳に付ても総て貴司令部の指示により計上致したことは御承知の通りであります。

四、「ポツダム」宣言の誠実な履行は現下我国に課せられた最大の責務として政府に於て固く期して居る処でありまして、総ての施策は常に玆に指向せられて居るのであります。従て貴司令部並隷下各軍の指示せられる工事施設の実施に当りましても、政府各機関は苟もその指示意向には一切背馳しない様に万全の努力を尽して居るのであります。

然るに終戦後の我国経済の実情は未だ混沌停滞の状態より立直ることが出来ず、各種の資材の生産は容易に回復の方向に向はず、我国の経済の維持のため必要な最小限度の需要すら充足するに困難な状態であります。

かかる情勢の下に進駐軍の指示せられる規模、規格、工期により工事施設を実施することは極めて困難であり、従て屢々非経済的手段をとらざるを得ない実状でありまして、その結果遺憾ながら終戦処理費の所要額は当初の予算額の百九十億円では甚しい不足を生ずる情勢となって参り、現在の所では年度内恐らく五百億円程度を必要とするのではないかと見込まれるのであります。

主要な項目別に予算額十月末迄の使用済見込額、十一月以降の所要見込額及び年間所要見込額を申述べますと別表の通りであります。

五、斯くの如く終戦処理費が予算額に比し実行上遥かに超過する見込となった原因を更に仔細に検討致しますと、

㈠　住宅新営の如く計画が予め定って居るもの（予算額五三億円、全体の約二七%）

㈡　兵舎工事、一般設営の如く随時設営其の他に付て指令の出るもの（予算額一三七億円、全体の約七三%）

とに分って考へられるのであります。

㈠　住宅新営の如く計画が予め定って居るものの経費が予算の見込を超えるのは単価の値上り等に基くものでありまして、その主な原因は次の通りと考へられるのであります。

(1)　資材は原則として官給に依ることを予定し、その価格は公定価格を前提として居るのでありますが、その公定価格が爾後引上げられたものの生じましたこと。

(2)　資材の需給関係は生産の不振、「ストック」の涸渇、副資材の調達難等のため極度に逼迫して居り、貴司令部の好意に依る特殊物件の活用についても充分努力して居るのでありますが、尚工事の実施に当りましては、兵舎及び一般建築については九〇%、住宅建設については土木工事建築工事ともに四〇%、電気工事二〇%、管工事五〇%程度の資材料を闇価格で購入しなければならないと謂ふやうな事情のため資材の実際の取得価格は予算の見込以上になって居ります。

(3)　設営工事に必要な特種技能者、熟練労働者等は目下払底を極めて居り需給関係が「バランス」を失して居る一面、労務及び賃銀の統制が実行し難い事情と相俟って賃銀の昂騰は極めて著しいのであります。

例へば、大工の賃銀で一日百五十円と謂ふ事例もあります。

(4)　設営工事の期限が短時日に指定せられることも値上りを来す原因であります。即ち政府に於て調達する資材は間に合はないで実際使用せられる資材は闇市場に頼らざるを得ず、又労務者は徹夜作業をなすため労賃は愈々割高となる等工事の施行に無理が伴ひ工事費が愈々増加する結果となります。

(5)　又連合軍より兵舎、住宅等の建設命令の発せられた初めに於ては、日本政府の設営工事監督の機構整はず而も連合軍の命令を急速に実施する為、民間の工事施行者に対し工事に伴ふ経費の金額に顧慮することなく、只管連合軍の指示通り工事を完遂する様依頼した事例も尠くない経緯もあり、これ亦設営費の高値を来した一の原因であります。

(6)　右の様な単価の値上りに因るもの以外に現地部隊から設計基準以上のものを要求されることも経費の増大を来した一因であります。例へば家族住宅の敷地面積は設計基準では概ね一戸当り六六〇平米であるにも拘らず実際上は一一〇〇平米以上に達するものが尠くなく、従て屋外工事費に著しい増大を見るに至ってゐるのであります。

㈡　兵舎工事、一般の設営の如く計画の全体が予め示されず必要に応じ随時設営の指令がある場合、経費が予算の見込を超えるのは右に述べた資材、賃銀、工期等の関係の外次の如き事項が考へられるのであります。

(1)　計画の全体が予め定って居ないため、設営の指令は必要に応じ随時連合軍の現地部隊等より発出せられ、勢ひその設営の種類、規格、量等は無制限となる結果を来し、設営に必要な経費は予算の金額に拘束せられず膨張する始末となって居ります。此の事も終戦処理費の所要額が予算を超過するに至る重大な原因となってゐるのでないかと思はれるのであります。

(2)　設営の規模、場所等について日本側として予知し得ないことが多いことは固より、設営自体が現地部隊と業者との諒解の下に、従て予め日本政府関係機関が知らない間に開始せられる場合がある等のた

多実務の締結は国よりも現場監査を行うに必要な準備を事前にたくしたいことが多いのですから、消今後監査実行の結果に鑑みまして実務ますが、戦災復興院と終戦連絡事務局とにおいて実施して来るつもりであります。

(3)　現地軍等においては、戦災復興院と終戦連絡事務局とにおいて実施して来るつもりでありますが、資材発注の一元化、工事費単価合理化等の見地からの今回其の実施機関を戦災復興院に統一することとなつたのであります。

(4)　所要資材の代替品の使用を許容されるべきこと。但し日本の現在の工事施行者の維持は困難な点調は悪化を緩和に対して代替品として使用可能とするの措置を講ずること。

(5)　設計の変更、所要資材の規格の変更（例えば木材の寸法を短縮する等）は極力之を抑制し必要已むを得ないものの外は取り止めること。

(6)　工事施行者の選定は日本政府に一任されたいこと。軍担当官よりの指定なき限り入札は為さざること。

(7)　所要資材の代替品の使用を許容されるべきこと。但し日本の現在の状況に於ては為し得ざる場合多々あり、且つ代替品として使用不可能なる物資も多々あり、且つ調達困難とされる場合の部門へと全部門に亘り、且つ之等の物資を極力節約使用する様特に考慮すること。

(8)　設営従事の必要度の順位を司令部において附せられ、労務資材等の調達に無理を起さざる様施行者に於て適宜按配し得ること。

日本の現在の産業経済の前途は未だ暗澹たるものがあり、全国民は実に容易ならざる時局に際会しつゝその打開に努力致さなければならないのであるが、通貨の関係工事に従事する工事施行者においても亦

(ロ)　要するに、設営の総括的計画と監査従行の結果に鑑みまして実務上の問題は極力之を避けるの方針であります。

(ハ)　同令部において各軍の適当な担当官毎に一定期間内の設営計画に関する指導の下に施工し、この為細を超過する設営は極力之を避けるの方針であります。

(ニ)　日本政府は司令部より右担当官毎の割当の通知を受け関係機関に伝達して、之が実施に当るの責任を有するものであります。

(ホ)　設営の指令は原則として、其の緊急度の順位を附して発せられ、新たな設営の経過的措置として、真に緊急止むを得ないもの以外の設営に許可しないこと。

(ヘ)　設営の指令は総て文書を以てし、口頭指令は絶対に避けること。

(ト)　設営の指令は特に必要ある場合の外は日本政府の機関を通じて発せられること。

(チ)　設営の指令は日本政府の機関を通じて発せられること。

(リ)　設営の指令は日本政府の機関を通じて発せられること。

(ヌ)　設営の指令は日本政府の機関を通じて発せられること。

(ル)　設営の指令は日本政府の機関を通じて発せられること。

(ヲ)　設営の指令は日本政府の機関を通じて発せられること。

(ワ)　設営の指令は日本政府の機関を通じて発せられること。

(カ)　設営の指令は日本政府の機関を通じて発せられること。

(ヨ)　設営の指令は日本政府の機関を通じて発せられること。

(タ)　設営の指令は日本政府の機関を通じて発せられること。

(レ)　設営の指令は日本政府の機関を通じて発せられること。

(ソ)　設営の指令は日本政府の機関を通じて発せられること。

(ツ)　設営の指令は日本政府の機関を通じて発せられること。

(ネ)　設営の指令は日本政府の機関を通じて発せられること。

(ナ)　設営の指令は日本政府の機関を通じて発せられること。

(ラ)　設営の指令は日本政府の機関を通じて発せられること。

(ム)　設営の指令は日本政府の機関を通じて発せられること。

(ウ)　設営の指令は日本政府の機関を通じて発せられること。

(ノ)　設営の指令は日本政府の機関を通じて発せられること。

(オ)　設営の指令は日本政府の機関を通じて発せられること。

(ク)　設営の指令は日本政府の機関を通じて発せられること。

(ヤ)　設営の指令は日本政府の機関を通じて発せられること。

(マ)　設営の指令は日本政府の機関を通じて発せられること。

(ケ)　設営の指令は日本政府の機関を通じて発せられること。

(フ)　設営の指令は日本政府の機関を通じて発せられること。

(コ)　設営の指令は日本政府の機関を通じて発せられること。

(エ)　設営の指令は日本政府の機関を通じて発せられること。

(テ)　設営の指令は日本政府の機関を通じて発せられること。

(ア)　設営の指令は日本政府の機関を通じて発せられること。

(キ)　設営の指令は日本政府の機関を通じて発せられること。

(ユ)　設営の指令は日本政府の機関を通じて発せられること。

(メ)　設営の指令は日本政府の機関を通じて発せられること。

(ミ)　設営の指令は日本政府の機関を通じて発せられること。

(シ)　設営の指令は日本政府の機関を通じて発せられること。

(ヒ)　設営の指令は日本政府の機関を通じて発せられること。

(モ)　設営の指令は日本政府の機関を通じて発せられること。

(セ)　設営の指令は日本政府の機関を通じて発せられること。

(ス)　設営の指令は日本政府の機関を通じて発せられること。

(ン)　設営の指令は日本政府の機関を通じて発せられること。

は人心に与へる悪影響は測り知れないものがあります。

又娯楽施設等にしても連合軍の占領目的達成のために必要でありませうが、之等の施設が本邦の産業の復興民生の安定を犠牲として、着々整へられて行くとの感を一部国民に与へて居ることも事実であります。又既に憲法によって戦争の放棄を宣言せる我国において、進駐軍は何故かくも各所に大規模の軍事施設を構築するかとの疑問も民間には抱かれつつあります。此の点に付ても貴司令部の御考慮を煩はし度いと思ふのであります。

尚終戦処理費の今年度の不足額についてはいづれ今回の議会に追加予算を提出せねばならぬと考へますが、これについて司令部の何等かの積極的援助の声明を伴はねば議会の論議は紛糾し、社会にはインフレ必至の印象を与へ内閣は非常な苦境に陥ることは明かであります。

右の次第でありますから政府と致しましては、本件要請に対し貴司令部に於て何分の御考慮を煩し度いことを御願ひする次第であります。

出所　大蔵省資料Z五一一―八三。

2　昭和二二年度本予算

（1）昭和二十二年度予算編成に関する手続等に関する件

（昭和二一年九月一七日閣議決定）

昭和二十二年度予算編成に関する手続等に関する件

昭和二十二年度予算編成方針については別途決定せられる予定であるが、事務進捗上の都合等をも考慮し各省は差当り左記により概算又は概計の編成に着手するものとする。

記

一、昭和二十二年度予算は新憲法及び之に基き制定又は改正せられる財政法等の趣旨を体して編成すること。

二、昭和二十二年度予算編成に当っては従来よりの既定費又は既定計画等の考へ方は一切排除し総ての経費を新規事項として要求すること。

三、公共事業については急速に生産的効果を発揮し且民生安定上欠くべからざるものに限り実施するものとし、資材労力等の事情をも考慮し一定の順位を附して経費を要求すること。

四、補助費については当該事業の効果、生産性、採算、収支等を再検討し、其の徹底的整理を断行すること。

五、地方行政制度の改正に伴ひ国費、地方費の負担区分等につき所要の調整を行ふこと。

尚北海道拓殖費についても時局に即応し所要の改編を行ふこと。

六、政府職員給与制度の改正等に伴ひ人件費に関する予算単価を改正すると共に予算定員と実員との適合を図ること。

七、近く改訂せらるべき新物価水準に基き事業費、その他物件費の予算単価を合理的に改訂すること。

八、歳入についても新物価水準に即応した見積を行ふと共にその積極的増徴を図ること。

九、追加予算に対する従来の惰性を一掃し、その編成は厳に抑制することとし、以て財政の合理化と計画化に資すること。

十、予算制度の民主化及び合理化の趣旨に即応し予算の形式、積算方法、附属書類等の根本的改正を為す外、特別会計の徹底的整理を行ふこと。

十一、各省は公共事業費その他大蔵省の指定する経費について別に定める様式により物資需要調書、労務需要調書その他の参考書類を提出すること。

十二、各省概算書、概計書又はその参考書類の提出期限は左の通りとし必ず之を厳守すること、遅延したる場合においては大蔵省は各省の意見を徴せずして編成を行ひ得ること。

概算書	十月三十一日
概計書	十月三十一日
物資需要調書	十一月十日
労務需要調書	十一月十日

十三、概算又は概計は遅くも十二月二十日迄に閣議決定を為すことを目途とすること。

編注　本文第十二項の提出期限は、昭和二一年一〇月二四日閣議決定により「昭和二十二年度予算編成方針の決定遅延せる事情に鑑み各十日間を延期すること」となった（大蔵省資料Z六二〇―三〇）。

出所　大蔵省資料Z六二〇―三〇。

（2）昭和二十二年度予算編成方針

（昭和二一年一〇月二四日閣議決定）

昭和二十二年度予算編成方針

現下喫緊の要請は「ポツダム」宣言の忠実な履行により、連合国に対する責務を完遂すると共に民主化せられた体制の下に於ける経済の再建と健全なる勤労とを基調とする国民生活の安定を図ることである。

顧って財政経済の現状を視るに、経済圏の縮小、生産設備及び輸送手段の損耗、在外資産の喪失等我国経済力の蒙った打撃は極めて深刻であるに対し、一面進駐軍経費、同胞引揚費、失業対策費等敗戦後の事態に伴ふ財政負担は巨額に達し、ために財政と経済力とは著しく均衡を失し、巨額の赤字を予算の上に出すに至ってゐる。しかもこの状態は今後相当期間継続する危険をはらんでゐる。これ全く

㈠　戦争のため我経済力が著しく損耗したこと。

㈡　終戦後の事態処理に伴ふ支出が巨額に上ること。

に基くものに外ならない。

従ってこれに対処する方法としては

㈠　凡ゆる努力を傾注して経済力の回復乃至培養を図ること。

㈡　財政処理も亦この目的に集中すること。

㈢　以上の目的に直ちに副はず又はこれに関連の薄い財政支出は徹底的に圧縮すること。

により極力財政資金の節約を図るより外はない。

もとより財政は其の収支の面だけ均衡を得さへすれば、それで能事が終ったとは称し難い。国の経済力を出来るだけ稼動せしめ、国民所得を増加せしめることこそ財政の第一義とすべきである。従って

㈠　稼動せしむべき労力、設備、資材の存する限り又

㈡　生産財の生産と消費財の供給との間に不均衡を生ぜぬ限り

財政は時に赤字を現しこれを国債の発行に依って支弁しても決して不堅実とは云へない。況んや其の国債の発行が国民の貯蓄に依って消化せられる限度に於ては寧ろ租税よりも此の方法を採ることが適当と考へられる場合がある。

然し今日国民は一般に財政の放漫なる支出によるインフレの激化を危惧して居る実状であって、財源を国債に求めることはこの心理的影響を考へ、厳に前記の範囲に限るべきは勿論、寧ろこれより以下に止めることが絶対に緊要である。幸にして今春来の経済の推移は銀行券こそ相当膨張してゐるが、その他の指標は概ね良好である。此の際財政処理さへ適切に行はれるならば、我国経済の再建復興は期して待つべきものありと確信する。

参議特別会計（通信事業及び帝国鉄道会計）に付てはあくまで独立採算を堅前とせる収支均衡を回復し得る如く速かに具体的方策を講ずること。

第四、地方財政

地方制度の改正に伴ふ中央地方を通ずる税制の改正、国営地方費の負担区分の改定を行ふと共に、地方財政の自主的且つ強力的運営を図ること。

第五、保健衛生

左の非現に関し速合同今部に懇談すること。

第六、疾病予防及び公衆衛生対策を振興すること。

第七、特別会計への繰入

(一)　我が国経済力の躍定特に貨材の絶対的不足の現状に顧み住宅、兵営その他の建設の運合同関係工事に付き規格規模等を低下又は縮和し且つ所要の資材を無駄又はインフレ・ヒストリック輸入を避けること。暗低物件撤去に付ても同様措置されたきこと。

(二)　経済の昇進、財界の促進を図るため必要な貨材に付可及的輸入を許容すること。

(三)　日本政府に対する連合司令部各部の指示方至は要望として政府負担を伴うものは我が国財政の現状に顧み特に慎重考慮し適切に関し財団を措置すること。

(四)　終戦処理費

十一、国債の利払は現行通り実行すること。

(五)　在外財産及賠償物件の補償

十二、在外財産及賠償物件への補償は財政の現状に鑑み別途考慮すること。

但し引揚者の預貯金等に付ては至急適当の処置を講ずること。

(六)　国債償却

十三、設営に関し政府の主動的監督を実行し得る機務を整くると共に、官庁の効率的使用と節減とを図ること。

第八、公共事業費

十四、大規模にして恒久性ある社会保険制度の実施は、財政経済の現状に鑑み、差当りこれを見合わすこと。

十五、海外引揚者等の厚生に付ては、一般産業への吸収、公共事業による収容と共に、救済を必要とする者に対しては生活保護法の運用にまつ所要の措置を講ずること。

十六、戦災地の復旧は強力に行ふべき対策の関係を充分考慮し、徒らに労働の徴発に陥らざる様之を調整すること。

第九、保健衛生

(一)　疾病予防及び公衆衛生対策を振興すること。

(二)　特別会計への繰入

第十、通信事業特別会計

(一)　我が国経済力の躍定特に貨材の絶対的不足の現状に顧み住宅、兵営その他の建設の運合同関係工事に付き規格規模等を低下又は縮和し且つ所要の資材を無駄又はインフレ・ヒストリック輸入を避けること。暗低物件撤去に付ても同様措置されたきこと。

(二)　経済の昇進、財界の促進を図るため必要な貨材に付可及的輸入を許容すること。

(三)　日本政府に対する連合司令部各部の指示方至は要望として政府負担を伴うものは我が国財政の現状に顧み特に慎重考慮し適切に関し財団を措置すること。

(四)　終戦処理費

十一、国債の利払は現行通り実行すること。

(五)　在外財産及賠償物件への補償

十二、在外財産及賠償物件への補償は財政の現状に鑑み別途考慮すること。

但し引揚者の預貯金等に付ては至急適当の処置を講ずること。

(六)　国債償却

十三、設営に関し政府の主動的監督を実行し得る機務を整くると共に、官庁の効率的使用と節減とを図ること。

第十一、通信事業特別会計

(一)　大規模にして恒久性ある社会保険制度の実施は、財政経済の現状に鑑み、差当りこれを見合わすこと。

(二)　海外引揚者等の厚生に付ては、一般産業への吸収、公共事業による収容と共に、救済を必要とする者に対しては生活保護法の運用にまつ所要の措置を講ずること。

(三)　戦災地の復旧は強力に行ふべき対策の関係を充分考慮し、徒らに労働の徴発に陥らざる様之を調整すること。

第十二、保健衛生

(一)　疾病予防及び公衆衛生対策を振興すること。

(二)　特別会計への繰入

第十三、公共事業費

(一)　我が国経済力の躍定特に貨材の絶対的不足の現状に顧み住宅、兵営その他の建設の運合同関係工事に付き規格規模等を低下又は縮和し且つ所要の資材を無駄又はインフレ・ヒストリック輸入を避けること。暗低物件撤去に付ても同様措置されたきこと。

(二)　経済の昇進、財界の促進を図るため必要な貨材に付可及的輸入を許容すること。

(三)　日本政府に対する連合司令部各部の指示方至は要望として政府負担を伴うものは我が国財政の現状に顧み特に慎重考慮し適切に関し財団を措置すること。

(四)　終戦処理費

十四、大規模にして恒久性ある社会保険制度の実施は、財政経済の現状に鑑み、差当りこれを見合わすこと。

十五、海外引揚者等の厚生に付ては、一般産業への吸収、公共事業による収容と共に、救済を必要とする者に対しては生活保護法の運用にまつ所要の措置を講ずること。

十六、戦災地の復旧は強力に行ふべき対策の関係を充分考慮し、徒らに労働の徴発に陥らざる様之を調整すること。

第十七、北海道の重要性

与制度の調新、その他必要な措置を講ずること。

政の実務に当る者の資質を向上せしめるため、教育研修制度の充実、給

項の方針によること。

記

加上の観点から昭和二十二年度の予算編成に当っては財政の健全性に対する国民の信頼を確保すると共に経済力の回復乃至培養を図ることを目途として左記各

（3）専売益金増収に関する件

（昭和二一年一一月一二日閣議決定）

専売益金増収に関する件（昭和二一、一一、一二閣議決定）

昭和二十二年度予算編成方針第一の四に基き、同年度専売益金の画期的増収を図るため左の通り事業の運営を企画実施する。

一、煙草の販売数量を総計五百十億本に増加し、品種を調整すると共に定価の引上を行ひ、煙草専売に於て百億円を下らざる益金を挙げること。

右の販売数量五百十億本を完遂するため左の諸事項の実現に関係各省は協力すること。

(1) 肥料その他耕作用資材の増配及び耕作者に対する主食の加配を行ひ昭和二十二年度に於て四万町歩の植付を為し原料葉煙草六千万瓩を獲得すること。尚原料を充実し併せて製品品質を向上せしむるため葉煙草の輸入につき考慮すること。

(2) 戦災煙草工場は適宜整理統合を行ふと共に必要な資材を得てこれが復旧整備を急速に進め且つ所要の石炭、電力、その他の資材並に工員用加配米を確保して製造力を充実すること。

(3) 原料葉煙草及び製品の梱包用資材及び輸送を確保し、製造上並に販売上の障碍を防止すること。

(4) 取締を強化して煙草の密耕作、横流し等専売益金の確保を妨げる違反行為を絶滅すること。

(5) 以上の諸事項実施のため専売局に於ては事業の刷新を行ひ事務能率の向上を期すると共に所要の人員増加及び機構の充実を行ふこと。

二、塩専売の損失を解消せしめるため必要な塩販売価格の引上を行ふこと。

附記

新規専売の創設については別に考究のこと。

出所　大蔵省資料Z六二〇―二六。

（4）昭和二十二年度予算編成に関する意見

（昭和二二年一月一三日財政収支調整調査会中間報告）

昭和二十二年度予算編成に関する意見

（昭和二二年一月一三日財政収支調整調査会中間報告）

第一、方　針

昭和二十二年度予算編成に当つては、財政が終戦処理の応急的段階を脱し、戦後建設財政の第一歩となるべきこと、依然として連合国軍進駐下の財政であること及び特に現下わが国経済が破局の危機に直面してゐる実情にあることを確認し、何よりも先づ通貨価値の安定に全力を傾注することが必要である。これがためには国民経済力の限界に即せる予算を編成してその健全性の回復と保持に努め、もつて民生の安定と経済の再建を企図すべきである。

第二、要　領

一、政府は、速かに戦後財政について長期的計画を樹立し、その実現に努めると共に、連合国軍管理下財政の特質に鑑みその計画について連合国軍当局の確認と援助を懇請すること。

二、昭和二十二年度予算の編成は、現下わが国の実質的国民所得を綜合的に勘案し、財政支出を合理的に配分し得る限度内にて行ふこと。

三、生産性を伴はない経費は、厳重に抑制すること。

四、予算は、原則として総て当初予算に組入れ、万已むを得ない追加予算は普通歳入による財源を附すること。

五、終戦処理費及び賠償撤去に要する経費については、国民資力に照応するを考慮し歳出総額に対し一定割合の枠を定め、この範囲を厳守し得るよう関係方面に極力懇請すること。

六、終戦処理費及び賠償撤去に要する経費は、必要資材の援助及び相当期間に亘る分割支出等の方法により、国民経済の破綻を来さない限度に止めるよう関係方面に懇請すること。

七、終戦処理費については、その特殊性に鑑み特別の経理方法を講ずること

八、職員の待遇改善に要する経費については、でき得る限り行政の能率化、運営の合理化その他により財源を捻出すること。

九、重要産業に対する補給金等は、原則として廃止すること。

十、事業会計予算は、各会計毎に生産性の向上と収益の増強を図り収支を適合せしめること。

十一、租税は国民所得に照し、その一定割合を目標として徴収する方針をとること。

十二、所謂新興所得階層を主たる対象とする課税又は納付金、戦時補償特別措置を受けない法人利得の徴収、その他の方策により歳入の増強を図ること。

十三、歳入補塡公債及びこれに類する借入金は原則として行はぬ方針をとり、万已むを得ない公債の発行は公募によるべきこと。

出所　大蔵省資料Z五二六―一―二七。

（5）昭和二十二年度歳入歳出概算（閣議提出分）

（昭和二二年一月一四日大蔵省）

昭和二十二年度歳入歳出概算

①

昭和二十二年度歳入歳出概算閣議決定諒解事項

一、各経費の内訳は事務当局間において協定したところによる。

二、計数整理の結果異動を生ずる。

三、新憲法の施行、地方制度の改正、税制の改正、国費地方費の負担区分の調整、行政機構の改革、特別会計予算の決定、連合国軍の指示等により所管及計数に異動を生ずる。

目録

昭和二十二年度歳出概算
昭和二十二年度歳入歳出概算総計比較
昭和二十二年度歳入概算
　歳出概算査定総計表
　歳出概算要求査定内訳総表
　各省所管査定内訳表
　各省所管重要経費表

昭和二十二年度歳入歳出概算総計比較

歳　入　五七、七八六、〇〇〇、〇〇〇円
歳　出　六〇、九八八、〇八九、〇〇〇
歳入歳出差引歳入不足額　三、二〇二、〇八九、〇〇〇

備考
　右の歳入不足額は増税其の他普通歳入の増徴により補塡する方針である。
（以下省略――編者）
欄外　野田主計局長の鉛筆書き記入。
①査定　五九、一四九
　第一次復活（一、一四）六〇、九八八
　第二次復活（一、一五）六一、四九〇
編注　本資料は一月一四日閣議に提出した計数であり、一四日、一五日の閣議の審議により復活要求が容れられ、一五日の閣議決定の計数は、歳出六一、四九〇百万円となり、同日概算予算は司令部に提出された（後掲野田主計局長メモ――九八二ページ(13)参照）。
出所　大蔵省資料Z五一一―六〇。

（6）昭和二十二年度歳出概算額（一月一五日閣議決定分）に関する説明（主計局）

昭和二十二年度歳出概算額に関する説明

昭和二十二年度歳出予算に関する各省要求は終戦処理費等各省より特に要求の提出されなかつたものを除き約一、一三三億円に達した。併し斯かる巨額の歳出はただに現下我が財政の負担に堪へざる所なるのみならず、物資、労力等の供給の上からみても我が経済の実状に副はざる所のものである。仍て大蔵省は此等の各省の要求に対し昨年十月二十四日閣議決定になつた予算編成方針に基いて峻厳な査定を加へ、終戦処理費を含め六一、四九〇百万円程に圧縮し以て財政収支を適合せしめることとした。

本案は去る一月十五日の閣議において決定せられたものであるが玆にその主要なる項目につき各省の要求と其の査定の結果とを示し昭和二十二年度予算の概貌を明かにする。

一、終戦処理費　一七、〇〇〇百万円

本費目は日本政府のみでは確定し難い経費であるが最近の支出実費を基礎として一応の金額を算定した。

即ち

(イ) 進駐軍用の労務者等の給与に付ては最近の実績に依る月平均の人員二十三万人の三分の二を所要人員とし　一、九六八百万円

(ロ) 住宅新営費に付ては当初予定の七、五〇〇戸の建設費の残額三、三九六百万円と新規命令分として一、〇〇〇百万円　合計四、三九六百万円

(ハ) 兵舎新営費に付ては新規命令分として　二、〇〇〇百万円

(ニ) 工事費に付ては新規命令分として　一、〇〇〇百万円

(ホ) 物品購入費として前年度所要額の三分の二　二、四三四百万円

(ヘ) 物品借上費として　六六一百万円

(ト) 各種設営の維持管理の諸費として　一、五一〇百万円

(チ) 賠償施設の管理費として　一、四二六百万円

(リ) 交通費として通信、鉄道特別会計への繰入等のため一、〇〇〇百万円

を計上してある。

尚終戦処理費は、昭和二十一年度当初予算において百九十億円に対し、昨年十一月の臨時議会に於て九十三億円を追加したのであるが（右の二百八十三億円の外朝鮮及び沖縄に於ける特別建設資材費として十三億円がある）更に近く開会される通常議会に於て、右の二十二年度予算百七十億円の外に二十一年度予算として、百億円程度の追加を要する見込である。

二、同胞引揚費　要求　四、五七〇百万円　査定　三、七八七百万円

本費目は海外残留人員を約百四十万人と見、之が明年度中に引揚を完了するものとして査定した。大体前年度と同じ要領で査定してあり、何等新規の費用は加へてない。

尚本経費の主なるものは外地職員の関係、帰還軍人の関係、一般引揚同胞の関係、帰還輸送費等に分れるのであるが、いづれも前年度に比し相当の減少となつて居り復員庁の人員も相当減員せしめる予定である。

三、民生安定費　要求　六、一〇九百万円　査定　二、四九八百万円

生活保護法の運用に依る救済費であつて、最近の実績に徴し三百万人を基準とし、単価は昨年十一月から実施の額（六大都市五人家族の場合で月四百五十円）に依つた。

要求は要救済者六百万人といふことであるが昨年十月中の要救済者は二百八十万人、十一月中は二百六十五万人であるが、この人数の中には継続的に生活扶助を受けるものの外、医療、助産婦一時的の扶助を受ける者をも含み、且生活扶助を受けるものの中でも一箇月間継続しないものを含んで居る。本概算の金額の積算に当つては、三百万人に付き一年分を見て居るのであつて、金額としては充分であると思はれる。

四、公共事業費　要求　三六、四七一百万円　査定　九、四八二九百万円

本費目の査定には主として経済安定本部が当つた。

各省よりの要求は尨大なものであり、これをそのまま充たすのに必要な物資は例へばセメント丈でも二百万屯を要する。斯くの如きは今日の我が経済の実情の到底許すところではない。仍つて最近の各種物資の生産状況に照し、その総額を実行可能な限度に止めることとした。

而して経費の割当に付ては、早急に効果が挙り、且単位当り効果の最大なものから順次これを認める方針を採つた。

尚戦災都市の清掃及び区画整理実行のため戦災復興院より最低十億円以上の増額要求があり、尤もと感ぜられる所であるが、やはり今般の歳出圧縮及び資材の関係から今回はこれを承認しないこととした。

五、価格調整補給金　要求　五、七八八百万円　査定　一、二四八百万円

査定額は肥料及び主要食糧関係の価格調整補給金である。

肥料に付ては硫安屯当り平均千円、石灰窒素屯当り平均八百四十七円、数益は夫々四月乃至十月の配給予定数量四七四、八三〇屯、一六六、〇九七屯を一応基礎とし六二〇百万円を計上した。

食糧に付ては要求は二十二年度産米関係の補給金についてもあつたのであるが、此の際は既に決定を見てゐる二十一年度産米の本年四月以降買上げ分に付き食糧管理特別会計に生じる損失額のみを一般会計より繰入れることとし、その金額六二八百余万円を計上した。

然しこれは若し本年四月以降主食物の消費者価格を改定すれば変更せらるべきものである。

尚商工省より鉄関係の補給金として二億円の要求があつたが、本件価格関係は未決定であるので此の際は削除した。

六、出資　要求　一〇、二三三百万円　査定　未定

要求は復興金融金庫及び産業設備営団等の出資金の増額であるが此等は未だ見透が明かでないので此の際一応削除し、後に改めて考究する事にした。

七、国債費　要求　七、四一二百万円　査定　七、〇六二百万円

大体前議会迄において予算上予定されてゐるところに従つて計上した。

八、地方分与税分与金　要求　二、四七八百万円　査定　六、六八〇百万円

要求は前年度の分与税の金額をそのまま提出して来たに過ぎない。査定としては前年度における地方職員の給与改善費の補助、警察費の国費連帯支弁割合の引下等による地方負担増加額を地方財源として附与する等の調整を行つたによる。尤も此の金額は地方制度の改正、税制改正等により今後相当の異動を生ずる見込である。

九、其の他

(1) 司法制度の改正　要求　一、三一四百万円　査定　二四二百万円

裁判所、検察庁の整備、拡充等に要する経費であつて、要求は営繕費の外現員二万五千人程度の処、十万人以上を増員しようと云ふのであるが、これは実行困難と認め補充可能な程度に止めた。然し給与については相当の考慮を払つてある。

(2) 学制改革　要求　七、三三九百万円　査定　未定

所謂六・三義務教育制の経費であり、要求は今後三箇年間に約二百三十二億円に及ぶものである。

今日の財政及び物資需給の現況から考へ、容易ならざる負担であるのみならず、これに依つて行はんとするところは国家永遠の政策たる教育の根本制度を改正するもので、それには未だ充分の準備が整つて居ないのではないかと考へる。

又本問題については尚充分閣議に於て検討の必要があると思はれるので、予算は未定とした。

(3) 石炭対策　要求　七一五百万円　査定　二五百万円

石炭新坑開発費の補助等、前年度に於て認めた系統の経費に限つて計上した。

尚炭鉱労務者住宅は既に二十一年度に於て会社に金融を与へることに依りこれを建設する方策を定めたのであつて、二十二年度に於ても必要に応じ同様の措置を採る計画であり要求を削除した。

(4) 農業保険　　要求　四四八百万円
　　査定　六四百万円

冷害其の他を保険事故として拡張すると共に、保険金の引上げ、保険料の国庫負担の増加等の要求であるが、農業保険制度については根本的に再検討を要すると思はれるし、財政負担力をも考慮の上本査定に於ては概ね事務費を負担するにとどめた。

(5) 国民健康保険　　要求　四五四百万円
　　査定　一七九百万円

国民健康保険については根本的にその改革を行ふ必要がある。之に対し漫然と補助の増額をすることは、この際避く可きであると考へる。依て昭和二十一年度の追加予算で認めた筋に従つて、経費の計上を認めることとした。

(6) 医療施設　　要求　一、〇九四百万円
　　査定　七六九百万円

公的医療衛生施設の整理改革は、現在極めて必要である。本経費の査定に当つては不稼動国立病院を整理するとともに、日本医療団を解散せしめる方針をとつた。

(7) 船舶運営会補助　　要求　一、三四六百万円
　　査定　一、二一〇百万円

船舶運営会は速かに之を解散し、海運事業の大整理を行ふことが必要である。遺憾乍ら未だ現況に於ては早急にその整理を行ふことは困難であるから、已むを得ず最近に於ける物資輸送の状況等から考へて所要の船腹を算定し事業費、不稼動船、海難船修理費等の補助を行ふこととした。

(8) 農地調整　　要求　九三〇百万円
　　査定　六四一百万円

本費目は明年度の計画に基いて査定した。要求額に対して相当の減額があるのは農地委員会の委員の手当を前年度の単価に止めた等の事由によるものである。

(9) 国会費　　要求　三六三百万円
　　査定　八〇百万円

本経費の査定額については目下国会側と折衝中であり相当異動を生ずると思ふ。

尚国会関係の新営、補修関係の経費として、右の査定金額に含まれる議長官舎の買収費一千万円の外別に公共事業費中より四千六百万円程度を支出する計画である。(国会側の営繕費の要求額は一二二百万円となつて居る)

右に申述べた経費が重要事項の主なものであつて、重要事項分の経費の総額は　　五百億千百余万円
に達する。

其の他の基準的経費に属するものは、各省よりの要求件数約三十件金額として約二百六十二億円に達したのであるが、これを査定した結果　　九十一億二千五百余万円
となり歳出合計は　　六百十四億九千余万円
となる。

次に歳入見込につき述べれば

租税収入(印紙収入を含む)	三百十四億一千七百余万円
官業及官有財産収入	百三十六億九千余万円
雑収入	百二十六億七千七百余万円
合　計	五百七十七億八千六百万円

となる。

斯くして本概算案に計上した金額は、

歳　入	五百七十七億八千六百万円
歳　出	六百十四億九千余万円

であるから、差引歳入不足額は　　三十七億四百余万円
となるが、之に対しては増税、其の他普通歳入の増徴によりこれを補塡することとし、本概算案に於ては全然赤字公債の発行を計上しない方針である。

尚右の歳出の計数は今後計数整理の結果異動を生ずるばかりでなく又新憲法の施行、地方制度の改正、国費地方費の負担区分の調整、行政機構の改革、特別会計予算の決定、連合国軍司令部の指示等に依り所管及び計数に相当の異動を生ずべきことを予想せねばならない。

以上は本概算案に関する説明であるが、本概算案に予算化せられた経費の外、未だ見透しが明らかでなく、又事情不確定等のため、この際としては一応の留保をし、今後更めて詮議することとした事項が相当ある。例へば、官庁職員給与改善、金融再建補償、在外財産見返貸付、各種出資金、重要物資割当事務に要する経費、金資金特別会計廃止に伴ふ事業費の計上、貿易会計損失補塡金等のみあげても　　四百三十億円
を超える。尚右に掲げました事項に伴ふものの外に相当の経費を追加する必要が予想せられ今後の財政状況は決して楽観を許さないものがあると思はれる。

出所　大蔵省資料Z五一一―六〇。

(7) 昭和二十二年度予算の編成及び帝国議会提出等に関する各種措置(昭和二二年一月二九日閣議決定)

昭和二十二年度予算の編成及び帝国議会提出等に関する各種措置　　(二二、一、二九)

昭和二十二年度予算は概算決定の遅延その他各般の情勢上その編成及び議会提出は相当遅延を免れない情況にある。よつて此の際左の措置を講じてその進捗を図ると共に議会審議の万全を期するものとする。

一、一般会計予算

(一)　一般会計予算は二月十日議会提出を目途として編成の進捗を図るものとし、各省は積極的に協力する。これが為

(二)　連合国軍司令部における審議の促進について特段の措置を講ずる。

(三)　閣議決定概算においては一応歳入不足のまま処理せられておるが、税収の見積変更その他の措置によりこれを補塡し歳入歳出を合せて編成する。

(四)　税制の改正、特別会計予算の決定等に基く総予算の調整は追加予算を以て処理する。

(五)　事務進捗の都合上予算の形式に特例を設けまず機能別区分によるものを提出しその審議の開始を求め部局別のものは追て早急に提出することとする。尚これに関しては連合国軍司令部の諒解を得るものとする。

二、特別会計予算

(一)　特別会計予算は一般会計予算とは分離して提出するものとし、その議会提出は遅くとも二月二十日とする。尚これに関しても連合国軍司令部の諒解と審議の促進を求める。

(二)　特に通信事業及び帝国鉄道の両特別会計の概計を急速に決定する。

(三)　特別会計予算の形式は事業会計を除き原則として従来通りとする。

三、法制的措置

(一)　会計法第七条の特例に関する法律案を早急に議会へ提出する。

(二)　特別会計予算を一般会計予算と分離し議会へ提出することにつき、各特別会計法の特例を設ける。

(三)　昭和二十二年度予算の形式に関し特例を設ける。

(四)　財政法案は早急に提出を見ること困難な事情にあるが成案の促進を図ると共に昭和二十二年度に関する過渡的特例について所要の措置を講ずる。

四、昭和二十一年度追加予算

昭和二十一年度追加予算第一号は終戦処理費の追加とし、能ふれば今回の給与暫定措置の所要経費をも計上する。尚その議会提出は遅くとも二月十日とする。

五、其の他

(一)　本件措置につき政党側の諒解と積極的協力とを求める。

(二)　本件につき連合国軍司令部の諒解を求める事項については迅速且強力にこれを行ふ必要がある。

出所　大蔵省資料Z六二〇―三九。

(8)　昭和二二年度予算の検討促進について上塚政務次官・マーカット局長会見記録（昭和二二年二月三日終連特報号外）

終連特報　二月三日（月）

上塚政務次官、マーカット代将会見記録

日　時　昭和二十二年二月一日午前十時半―十一時

出席者　日本側　上塚政務次官、野田主計局長、渡辺終連部長、柏木事務官
司令部側　マーカット経済科学部長

大蔵大臣に代って上塚政務次官から昭和二十二年度予算審議の促進方に付て

(1)　特別会計と一般会計との提出を今年は必ずしも同時とせぬこと、

(2)　機能的分類（ファンクショナル・クラシフィケーション）による予算を先づ提出し機、関別分類による予算は遅れて議会に提出すること

(3)　一般会計予算の審議は五日迄に終了せられ度いこと

(4)　特別会計予算の形式は現行様式により且その審議は十五日迄に終了せられ度いこと

等を要望右に関する大臣署名入りの書面を手交、マーカット代将は予算審議に付てあまり細目に立入り時間のかかることのない様充分配意すべく又要望の諸点は月曜日に関係官に連絡すべき旨を答へた。又渡辺部長から司令部内各部局より日本政府内各部局に対して施設改善に関する種々の要望があり何れも好意に出たものであるが累積すると巨額に達し日本の財政負担能力を超えるものとなることを指摘して、金のかかる要望又は指示に付ては充分総体的見地からコオーデネートせられ度い旨その注意を喚起した所、その趣旨を諒承し夫に日本側に於ても予算の均衡に付て充分の努力をせられ度いとの答へであった。特に税制に付て思ひ切った措置をとり中でも新円所得の捕捉に工夫を凝すべきである、又賃金の貸出に付ては引締の方針を持することが必要であると考へる、かくて日本経済の世界に於ける信用の回復が一日も早くなるやうに互に緊密に手を握って努力しようではないかとの意見の表示があった。尚石橋大蔵大臣が経本長官を兼ねられたに付ては司令部の考へを今まとめて居るから近くそれをお目にかけるつもりであるとの事であった。

出所　大蔵省資料Z五二六―二―七。

(9)　昭和二二年度予算をめぐる石橋蔵相・マーカット局長会談要旨（昭和二二年二月八日終連特報第三〇号）

終連特報（三十号）（二月八日）午後三時

石橋、マーカット会談

出席者　日本側　石橋蔵相、野田主計局長、渡辺終連部長、千葉秘書官
司令部側　マーカット経済科学部長、ルカウント財務課長、リード財政班長、ハーフ氏、ジェニングス中佐

（前略――編者）

次いで本論に入り蔵相より昭和二十二年度予算に関して議会の審議期間の関係もあり、是非とも、二月十日中に司令部の承認を得て二月十四日に再開する議会の劈頭に提出したい旨要望する所があった。之に対しマーカットは、今日迄に提出せられた予算は六百十数億に過ぎず、政府は之に就いては普通財源を以て賄ふと称して居るけれども、来年度の歳出は占領費用を初めとして尚相当多額の追加を予想せられ概ね一千億円にも達するかと考へられるが、去年の様に本予算の他に度々追加予算が出る様では完全の歳計の見つもりとは言ひ難い。追加予算は年度末に一回位は已むを得ないが、現在予想し得るあらゆる経費は当初の予算に計上すべきである、との意見の表示があり、蔵相及び主計局長より現在の状勢に於ては已むを得なかった理由を説明したけれども、司令部側は現在提出済の予算に早

急に承認を与ふる事は出来ない旨を固執した。之に対して蔵相より現在提出中の予算に就いて不満足のある点があれば、之を指摘して貰ひ度い旨要望し、リード財政班長は主要なる点として次の諸点をあげた。

1　現在提出中の六百十数億の予算の他に、約二百六十億の追加が見込まれる旨日本政府も承認して居るが、其の内容に就いて充分の説明が未だなされて居らない。

2　鉄道用炭に関する価格差補給金に就いては、鉄道特別会計に於ては、之を予期して居るにも関らず一般会計に計上されて居らない。

3　各種の補助金の存廃に就いての根本方針が未だ決定して居らないに関らず、予算面に於ては殆ど削減せられたままになって居る（石炭、米等）。

4　鉄道、通信等の特別会計はいづれも料金引上を見込んで居るけれども、此の点に関して司令部価格統制課との打合せがすんでゐない。

5　終戦処理費、労働行政に関する経費、その他司令部として増額を希望する項目がある。（六・三制に関してはマーカットが自ら斡旋して経費のかからぬやうに努力すると言ってゐた）

マーカットは結論として三月一日を目途として、渡辺終連部長以下大蔵省事務当局と司令部側事務当局との間で明後月曜日以降連日未決の問題を解決することとし、司令部としても出来得る限り速やかに予算が議会に提出される様取りはからふやうし度いと言明し、蔵相より已むを得ざれば、貴意に添ふて努力すべき旨を答へ会見を終った。

出所　大蔵省資料Z五二六―二―七。

(10)　昭和二二年度予算に関する調整方について（昭和二二年二月二五日主計局）

昭和二十二年度予算に関する調整方について

（二二、二、二五局内通達第十五報）

一、終戦処理費一〇〇億円を増額計上する。

二、金融再建補償金として産業経済費に一〇〇億円を増額計上する。

三、復興金融金庫出資金として六〇億円を計上する。

四、主要食糧、石炭、石油等の重要物資に対する価格調整補給金として内閣所管に価格調整費一〇〇億円を計上する。右に伴って

(一)　肥料の価格調整補給金は削除する。

(二)　但し食糧管理特別会計の現在の計数には、異動を生ぜしめない。

(三)　なほ価格調整費は部、款、項とし予定経費要求書においても目別の内訳を示さない。予算条文に適当な条項を入れて処理する。

五、地方職員の暫定加給については

(一)　国民学校教員（新制中学校分を含む）分についてはその二分の一相当額を文部省所管に計上し残額は地方財源の問題とする。

(二)　警察職員分についてはその二分の一相当額を内務省所管の警察費国庫負担金の増加として処理し残額は地方財源の問題として処理する。

(三)　地方消防職員についても前号と同様の方針で処理する。

(四)　一般職員分についてはすべて地方財源の問題として処理する。

六、復員庁及外地職員関係の暫定加給は当該款項に計上する。

七、物資配給公庁及価格調整公庁関係の経費として三〇億円を計上する。

而して右の内

(一)　大蔵省所管に（部）（款）政府出資金（項）物資及物価調整機関出資金として八億円を計上する。

(二)　配給公庁及価格調整公庁の経費として一五億円、物資割当事務に関する政府職員の経費として七億円を予定し一括して物資及物価調整事務取扱費として内閣所管に計上する。

(三)　物資及物価調整事務取扱費は目以下の内訳を示さない。

(四)　なほ物資配給関係の手数料として配給公庁納付金一五億円を歳入にとる。

出所　大蔵省資料Z五一一―四六七。

⑾　昭和二十二年度予算の経過に付て
（昭和二二年二月二八日閣議決定）

昭和二十二年度予算の経過に付て（二二、二、二八閣議決定）

一、昭和二十二年度の一般会計の予算は一月十五日閣議に於て一応総額六百十五億円と定まったが、其の後右の予算に計上しなかった経費を追加計上することと方針を改めた結果総額は、一千百四十五億円となった。

二、主要な内訳は左の如くである。

区分	当初予定（百万円）	今回計上（百万円）	備考
終戦処理費	一七、〇〇〇	二七、〇〇〇	住宅二、五〇〇戸の外若干の新営工事を見込んだによる
同胞引揚費	三、七八七	三、七八七	待遇改善費は別途に見込んだによる
生活保護費	二、四九八	三、六〇〇	単価の値上りを見込んだによる
公共事業費	九、八二九	九、五〇〇	資材の関係並びに終戦処理費は公共事業費に類する経費を含んで居る関係上上記の通り計上した
価格調整金	一、二四八	一〇、六二八	当初予定したものより、肥料価格調整金六二〇百万円を落し米の価格調整金のみとし、之に米、石炭、石油等の価格調整金として百億円を追加計上した
地方分与税分与金	六、六八〇	一一、〇六三	当初予定後地方職員の給与改善、地方税制改正等の事情を勘案して所要額を追加計上した
国債費	七、〇六二	八、一五八	当初予定後終戦処理費の財源、預金保証費の財源等のため増加を来したので追加計上した
復金出資	〇	六、〇〇〇	
金融再建補償	〇	一〇、〇〇〇	金融機関に対する預金保証のため所要額を計上した
配給公団価格調整公庁	〇	三、〇〇〇	出資金として八億円、公庁運営費として十五億円、公庁に関係ない物資の取扱事務費として七億円を計上した
小計	四八、一〇四	九二、七三七	
其の他雑件	四、二五六	三、四〇五	
皇室費	四三	四三	
司法制度改正	二四三	二四〇	
学制改革	〇	四五八	学制改革の経費八〇八百万円中三五〇百万円は地方分与税分与金に於て賄ふこととした。
石炭対策	二五	三八	
農業保険	六四	六四	
船舶公団出資	〇	三〇〇	
貿易資金繰入	〇	九五〇	
国民健康保険	一七九	一七九	
医療施設	七六九	七六九	
船舶運営会補助	一、三一〇	一、三一〇	
農地調整	六四一	六三五	
国会費	八〇	一四三	別に職員待遇改善費八四一万円ある。
選挙費	〇	一三八	
徴税費の増	〇	三六六	
給与改善費	〇	三、八七三	一般職員分 三、五二一百万円 特別会計へ繰入分 一三 警察費国庫負担金の増加 五〇三 学校職員分 八四一
国庫予備金	一、〇〇〇	三、〇〇〇	
重要経費計	五三、三六四	一〇五、一四三	
基準的経費	九、一二五	九、三六一	
合計	六二、四九〇	一一四、五〇三	

三、右に対する歳入財源は左のとおりである。

区分	当初予定（百万円）	今回計上（百万円）	備考
租税	三〇、三一〇	六八、七五八	
還付税収入	七四三	四一	
印紙収入	三六三	七一五	
官業及官有財産収入	一三、六九〇	二五、八六七	
内専売局	一〇、五七五	二三、六五八	
其の他	三、一一五	三、二〇九	
財産税等収入金	七、五四三	七、五四三	
其の他雑収入	五、一三四	六、七〇六	
公債金	〇	四、八七三	
合計	五七、七八六	一一四、五〇三	

出所　大蔵省資料Z五一一—六〇。

⑿　昭和二十二年度一般会計予算上奏資料
（昭和二二年三月一日主計局）

昭和二十二年度一般会計予算上奏資料

謹んで昭和二十二年度一般会計歳入歳出予算に付申し上げます。

政府は新憲法の施行に伴ひ、財政制度の民主化を徹底せしめるため今議会に財政法案を提出することと致して居るのでありますが、昭和二十二年度予算は右の財政法案に基きその形式に根本的改正を加へ歳入歳出をその性質又は目的別に区分すると共に組織別に区分せることと致したのであります。

昭和二十二年度の予算編成に当りましては、我が財政経済の現状は楽観を許さない幾多の困難を包蔵して居るのでありまして、この事態に対処するためには、財政経済全般の綜合的対策が必要であり、しかしその基調を為すものは財政面よりインフレーションの昂進する余地をなからしめることにありとの確信の下に凡ゆる努力を傾けて財政収支の均衡を達成することに努めたのであります。

之がため歳入歳出の各項目に全面的な検討を加へ、歳出の圧縮に懸命の努力を払ふと共に、鋭意歳入増加の方途を講じたのであります。

昭和二十二年度一般会計予算の歳出は

千百四十五億三百余万円

これに対する普通歳入は

千九十六億三千余万円

であり、差引

四十八億七千三百万円

は公債発行によることと致して居るのであります。

先づ歳出につき説明致します。

政府は右の根本方針に基き、凡ゆる経費を通じ検討を加へ、経済力の回復乃至培養の目的に直ちに副はず、又はこれに関連の薄い支出は徹底的に圧縮を加へることと致したのでありますが、各種産業経済費の外終戦後の事態を処理するための経費即ち終戦処理費、同胞引揚費等は依然として巨額に達し、又生活保護、価格調整、保健衛生等の民生安定費も少なからざる額を計上致したのであります。更に新憲法実施後の各種国家機関の組織改正に伴ふ経費、教育学制等の改革に必要な経費等を要するほか、物価騰貴に因る経費の増嵩特に官公職員等の給与改善費等各部門に亘り経費の膨張は真に已むを得ないものがあります。今玆に歳出の主な内訳を申し述べれば次の通りであります。

民生安定費　百五十六億五千三百余万円
経済再建費　三百三十六億四千九百余万円
教育文化費　三十八億九千余万円
終戦処理費　二百七十億円
同胞引揚費　三十六億二千三百余万円
地方分与税分与金　百十億六千三百万円
国債費　八十一億五千八百余万円
予備費　三十億円
その他　八十四億六千五百余万円

次に歳入について申し上げます。歳出が右の如く巨額に達する事情に鑑み、政府は一切の歳入部面に亘り徹底的な検討を加へその画期的増加を図ることとしたのであります。固より金融経済情勢の如何によっては政府の出資金や一部公共事業費に付ては公債財源によるも必ずしも不可としない場合もありますが、現下の情勢に対処する為能ふ限り普通歳入により財源を調達する方針を堅持致したのであります。これがため特に租税制度については、国民所得の急激な増加と、所得

分布の著しい変化に即応して、負担の均衡並びに課税の充実を期する趣旨に則り、所得税の予算課税申告納税の制度を採ることとし、又勤労者の課税負担について実情に即し適正な課税を行ふことを方針として居るのであります。

之等直接税の改正の外、酒税の増徴等間接税に付ても改正を加へる等、税制の広汎な改正を行ふと共に、歳入徴収機構を刷新充実して徴収方法の質的改善を企図して居るのであります。

尚煙草塩等の価格の引上を図ると共に葉煙草の増産を行ふ等専売収入の増加のため凡ゆる方策を講じて居るのであります。

かくて昭和二十二年度の普通歳入は

租税収入及び印紙収入	六百九十五億千四百余万円
専売局益金受入	二百二十六億五千八百万円
財産税等収入金特別会計受入	七十五億四千三百万円
其の他の収入	九十九億千五百七十余万円
合　計	千九十六億三千八十余万円

となるのでありまして、歳出との差額は公債発行によることと致したのであります。

右の金額は金融機関に対する預金保証に必要な金額百億円の半額に達せず政府出資額七十一億円を下廻るのであります。又右の金額は仮に財産税等収入金特別会計の公債発行予定額六十五億円を加へれば　百十三億七千三百万円となり、右の預金保証額に政府出資額を加へた百七十一億円に遙かに達しないのであります。

かくの如くにして昭和二十二年度一般会計予算は収支の均衡を達成したと謂ひ得るものと存ずるのであります。

勿論かかる租税収入専売収入の増徴に伴ひ国民の負担の加重せられたことも言を俟たないのでありまして、政府としては所得の分布に即応した負担の均衡に極力意を用ひたとは申せ、一般国民に及ぼす影響は蓋し少くないのであります。

しかしながら此の際の財政的措置としてはインフレーションの昂進を抑制することに総力を結集すべきときであり、国民全体がこの負担を堪え忍び、財政再建を通じて国民経済の立ち直りに努力すべきであると存じて居るのであります。

出所　大蔵省資料Z五〇一―一四五。

(13)　昭和二二年度予算編成に関する野田主計局長メモ

（昭和二二年三月）

一般会計

(一)　進行経過

概算要求提出　期限一一、一〇　一一三三億円（終戦処リ費等要求ナキモノ相当アリ）

概算要求説明聴取

査定局議　一二、二二―一、五　財政力、資材、労力

省議　一、七

内示　五九、一四九百万円　一、七―一、八

復活要求　六〇、九八八百万円　省議一、一一―一、一三　省議一、一三夜

閣議提出　一、一四后　各大臣ヨリ復活要望

一、一五　引続キ審議

総額六億円ノ範囲内ニテ内地開拓、諫早干拓、復員局、憲法普及、私学経営費補助、保健所、食生活研究所、都市計画事業、等ヲ認ム

六三制、医専昇格、農業保険ハ再検討

都市計画五億円ハ財源関係ヲ見テ研究

司令部ヘ提出　一、一五（実質的ニハ一、八ヨリ始ム）

司令部審議　途中細カクナル　二、三以後ハピッチ急トナル

国会費決定　二、一

司令部審議督促

二、一　大蔵省、政務次官、主計局長

二、四　総理大臣ヨリ司令官宛

二、六　大蔵大臣マーカット会談催促

二、七　白洲氏マーカット会談促進

二、八　蔵相、主計局長マーカット訪問促進　歳出計上洩、歳入（特別）未定分計上　歳入増進バランスサセル

二、一〇　主計局長、リード会見　部内各方面トノコオーデネーション、特別当方ニ差シタル希望ナシ

二、一〇　首相ノマック宛書翰ニ促進ヲ要請スル方針協議（法制局長官、蔵相、主計局長、首相）

二、二八　閣議決定

三、一　上奏　議会提出　発表　衆貴両院内示

三、三　財政演説

(二)　以下中略――編者）

特別会計

鉄道・通信両会計　二、七閣議決定

方針　資本勘定　已ムヲ得ヌ建設認メルコトデ行ク　公債財源ヲ主トス

収益、業務勘定　運賃料金引上デ収支トントントス　待遇改善費、物価増嵩ニ備フ

（以下略――編者）

編注　本文は野田主計局長のペン書きのメモの抜萃である。

出所　大蔵省資料Z五一一―六〇。

(14)　公共事業費並に物資及び物価調整事務取扱費の使用について

（昭和二二年四月一八日閣議決定）

公共事業費並びに物資及び物価調整事務取扱費の使用について

（二二、四、一八）

昭和二十二年度における頭書の経費の使用については、左の方法により処理するものとする。

(一)　大蔵省及び経済安定本部は、四半期ごとにこれ等の経費についてその各省別及び事業別使用計画を策定し、閣議の決定を経ること。

右閣議決定は財政収支計画の一環として行うものなること。

(二)　公共事業費については、各省は右の閣議決定の範囲内で具体的な事業について経済安定本部の認証を求めること。

(三)　経済安定本部が右の認証をしたときは、これを大蔵省に通知すること。

(四)　各省は公共事業費については経済安定本部の認証額、物資及び物価調整事務取扱費については、(一)の閣議決定額に基いて支出官毎に支払計画を作成し大蔵省に要求すること。

(五)　右の場合大蔵省は所管移換の形式で各省に支払計画を附すること。

「公共事業費並びに物資及び物価調整事務取扱費の使用について」の説明

頭書の予算は、甲第二号即ち組織別区分においては内閣所管として計上してある。従って、その支出等は、内閣総理大臣が直接行うか、又はその権限を委任して各省に行わしめるのが、至当と認められる。しかしながら、これ等事業の実際の実施官庁は各省である。

公共事業費について経済安定本部は各省事業の優先順位、規模等を統制する必要上その使用に当って認証を行うに過ぎない。又各種公団等についても直接の責任官庁は各省であり、経済安定本部は事業統制上必要な監督権を留保しているものである。

本来これ等の予算は実施の各省毎に分割して計上するのを筋合とするが、認証の関係その他で各省別の金額を明かにすることが困難なため、便宜内閣所管に一括して計上することとしたものである。

もっとも、経済安定本部を実質上及び形式上共にその責任官庁とし、各省にその事務を委任することも考えられないではないが、これは法規、形式にとらわれて事実を曲げる点は別としても、現在の機構、事務の性質等からして殆んど実施不可能である。よって事務の実際に即し、これ等経費の使用については別紙閣議決定のとおり処理するのが適当と考える。

出所　大蔵省資料Z五一一―六四。

(15) 予備費の使用方針について

（昭和二二年四月二六日閣議決定）

予備費の使用方針について（昭二二、四、二六閣議決定）

一、財政法の制定に伴い今後予備費の使用方については左によるものとする。

別表にかかげる経費の不足については、財政法第三十五条第三項但書の規定に基き、その都度閣議の決定を経ることなく、大蔵大臣限りで予備費の使用を決定することができる。但し、国会開会中はこの限りでない。

二、予備費の使用は、国会開会中はこれを行わない。但し、前号に掲げるものその他比較的軽微と認められる経費については、時宜により閣議の決定を経て、予備費を使用し得るものとする。

三、前号但書の規定にかかわらず、左にかかげる事由に基く経費については、国会開会中は予備費の使用を行わない。

(一) 新な款項を設ける必要のあるもの

(二) 官吏定員の増加を伴うもの

(三) 行政機構の設置改廃を伴うもの

(四) 法律政令の改廃を伴うもの

四、予備費を使用した金額については、他の部局等又は他の費目に流用することができないものとする。但し、特に大蔵大臣の承認を経たものはこの限りでない。

別表

一　家族手当
二　退官退職給与
三　死亡手当
四　死傷手当
五　船員扶助費
六　官吏療治料
七　政府払込保険料
八　賠償及償還金
九　利子及割引料
一〇　共済組合給与金及同補助
一一　地方警察費国庫負担金
一二　義務教育費国庫負担金
一三　厚生保険給付費負担金
一四　税務交付金及専売品交付金
一五　健康保険組合交付金
一六　保険金、再保険金、保険給付費、保険料還付金及び保険無事戻金
一七　年金及恩給
一八　刑務取容費

出所　大蔵省資料Z六二〇―四九。

(16) 地方財政に対する大蔵大臣の監督

（昭和二二年六月五日大蔵省）

地方財政に対する大蔵大臣の監督（二二、六、五大蔵省）

一、歳出面における監督

従来は地方財政の歳出面における監督については一般的監督官庁たる内務大臣が行い、又国が補助金を交付した場合、その使用についての監督は夫々所管大臣及び会計検査院の権限であって、大蔵大臣は何等法制上の権限をもたなかったが、本年四月一日施行の会計法及び五月三日施行の地方自治法により左の監督権を有することになった。

(1) 大蔵大臣は予算の執行の適正を期する為補助金の交付を受けた地方公共団体に対し、その状況を監査し、又は報告を徴することができる（会計法第四十六条）。

(2) 大蔵大臣は所轄行政庁として地方団体に対し、事務の報告をさせ、書類帳簿を徴し又は実地につき視察をなし、若くは出納を検閲することができる（地方自治法第二百四十六条）。

二、歳入面における監督

(一) 地方債

地方債についての許可は内務、大蔵両大臣の共管として、地方団体の基礎法規制定の当初より規定されていたが、昭和十九年、許可認可等臨時措置令により戦時中の行政簡素化の措置として府県知事乃至内務大臣に委任され、大蔵大臣の許可は不要とされていたから、大蔵大臣の監督は全然行われていなかった。本年五月三日施行の地方自治法は、国家財政及び金融政策上の見地よりする大蔵大臣の監督の必要を認め、次の様に規定した。

地方公共団体が地方債を起し、又は起債の方法、利息の定率若くは償還の方法を変更しようとするときは内務大臣の許可を要する。内務大臣がこの許可をするには内務大臣及び大蔵大臣の定めるところによらなければならない（法第二百五十条、同施行令第百七十四条）。而してこれに基く内務、大蔵省令は近く公布される筈であるが、大蔵大臣は予め内務大臣から協議を受けることになる見込である。従って大蔵大臣は直接許可権をもたないが、右の協議を受けることにより間接的に地方財政を監督することになる。

(二) 地方税

最近までの地方税制は昭和十五年の税制改革に基くものであるが、これは相当中央集権的色彩の濃いものであった。然るに終戦前後の地方財政経済事情の激変はこれに相応する改正を必要とし、一方地方自治の強化に即応し、国の分与税に対する依存を脱却し財政自主権を確立しようとする要求から、昭和二十一年地方税法及び地方分与税法が一部改正されたが、更に本年三月根本的改革が行われるに至った。即ち(1)地租、家屋税、営業税、鉱区税及び遊興飲食税の地方税委譲、(2)法定独立税目の拡張、(3)独立税の増徴が実現し、かくて地方財源の充実、国税依存からの離脱が図られた。尚地方分与税もこれに対応し、還付税の廃止等所要の改正が行われた。大蔵大臣の地方税に対する監督は従来法定外独立税の許可及び附加税の制限外賦課の許可（但

し後者は昭和十九年以来許可認可等臨時措置令により内務大臣に委譲）を通じてなされており、今回の改正においても形式的には大体従来通り（後者は内務大臣が許可する場合協議を受けることに改正）であるが、実質的には大幅に縮減している。

現行法令に具体的に規定する大蔵大臣の監督権は次の通りである。

(1) 法定種目以外の独立税及び都市計画税の新設、変更については内務大臣及び大蔵大臣の許可を要する（地方税法第四十四条、第六十二条、第八十五条ノ五、第七十六条、第八十五条ノ八、第八十四条、同施行令第二十一条）。

従来と同一の規定であるが、法定独立税目の拡張により実質上監督権は縮小する。

(2) 営業税の課税標準の特例、地租、家屋税及び営業税の制限外賦課及び法定業種以外の業種に対する営業税の課税に関する内務大臣の許可基準につき大蔵大臣は内務大臣より協議を受けることになっている。内務大臣が右の基準を超えて許可しようとするとき及び法定種目以外の営業を営業税を課すべき営業として指定しようとするときも、大蔵大臣に協議を要する（法第四十八条ノ三、第四十八条ノ四、令第五条第二十七号、第十八条）。大蔵大臣は直接許可権はないが協議を受けることにより間接に地方税を監督する。なお地租、家屋税の制限外賦課に関しては地租の標準賦課率は従来の三倍、家屋税のそれは二倍程度に引上げられているから実質上監督権は狭少となっている。

(3) 地方税の徴収について徴収の便宜を有する者に徴収させることのできる地方税の指定（法第三十五条）及び証紙により払込ませることのできる地方税の指定（法第四十二条）は内務、大蔵両大臣において行うことになっている。

出所　大蔵省資料Z五二六―三一―一。

(17) 予備費使用の特例について

（昭和二二年六月二七日閣議決定）

予備費使用の特例について

左記の事項は、連合国軍最高司令部の指示等により、緊急実施を必要とするので、昭和二十二年四月二十六日閣議決定の予備費使用方針第二号及び第三号の規定にかかわらず、国会開会中であるが、特別に予備費使用の決定を致したいから、閣議を請う。

記

一、昭和二十二年臨時国勢調査に必要な経費（内閣所管）
一、公正取引委員会並びに同事務局設置に必要な経費（内閣所管）
一、裁判官任命諮問委員会に必要な経費（内閣所管）
一、著作権及び出版について行う事務に必要な経費（文部省所管）
一、予防衛生研究所設置に必要な経費（厚生省所管）
一、特許標準局渉外事務処理に必要な経費（商工省所管）
一、建設及び改良に必要な経費（逓信省所管通信事業）

出所　大蔵省資料Z六二〇―四九。

(18) 昭和二十二年度予算等についての大蔵省調査

（昭和二二年八月一日発表）

昭和二十二年度予算等について（大蔵省）

第一、昭和二十二年度予算の特色

昭和二十二年度予算は、第九十二回帝国議会の議決によって成立した。

この予算は、その形式及び内容において、種々の注意すべき特色を具えているものである。まず予算の形式は新憲法やその附属法規として定められた財政法、会計法等の趣旨に則って根本的に改正せられた。いわゆる財政の民主化のためには、予算をわかり易くして国民の理解に便ならしめ、国民の関心を一層深からしめることが必要である。そのため従来難解とせられていた予算書の形式、体裁を改めることとしたのである。例えば、従来行って来た経常部、臨時部の区別を現在においては無意味と思われるのでこれを廃止し、予算書の縦書を横書とし、数字は算用数字とすることに改めた。又歳入歳出の種類乃至目的別の分類の外に、組織機関別の分類をも併せて記載することとし、歳出について言えば、ある省庁のいかなる部局が、どれだけの金を、どのような目的のために、どういう使途に使うか明かになるように努めたのである。

右は、昭和二十二年度予算の形式に関する特色であるが、次に、実質について言えば、昭和二十二年度予算は、敗戦のため我が経済力が著しく損耗しているに拘らず、財政負担が巨額に達しインフレの激化が危惧せられている事態に対して、財政の健全化を実現すると共に経済力の回復を図ることを目途として、歳入、歳出にわたり全面的に検討を加えて編成せられたものである。又その予算の内容は新憲法の実施に伴う各種の機構、制度の改変にも応じたものである。

ここに経済力の損耗といったのは経済圏の縮小、生産設備、輸送手段の損耗、資材、原料等の生産の減退、在外資産の喪失等を例示すれば足りるであろうし、又敗戦後の事態処理に伴う財政支出としては、進駐軍経費、同胞引揚費、失業対策費等でその一斑を知り得られるであろう。なおこの財政支出の内容に付ては更に後に説明する。昭和二十二年度予算編成前に政府で決定した編成方針及び手続では、右に述べた形式内容の両面においてこの予算が意図すべき所を詳細に規定しその方向を定めたのであった。

第二、一般会計予算

予算は一般会計予算と特別会計予算とに分れるが、まず、一般会計予算について言えば、その総額は歳入歳出ともに

千百四十五億三百余万円

であって、その内訳は別表第一のとおりである。以下歳入歳出の内容を簡単に説明する。

(一) 歳入予算

歳入予算の内訳及びその昭和二十一年度予算額との比較は別表第二のとおりである。これについて気のつく点を二、三述べると、まづ、歳入の内租税、印紙収入、官業及官有財産収入、雑収入の内価格差益納付金及び特殊物件収入を除いたものから成る経常的収入と、公債金収入、財産税等収入、雑収入の内価格差益納付金、特殊物件収入から成る臨時的収入とに区分すると前者は

九百九十三億二千二百余万円

で歳入総額の八六・七%、後者は

百五十一億八千百万円

で一三・三%であり経常的収入の占める割合が大きいのみならず二十一年度予算における経常的収入は三百八十三億三千八百余万円（三二・二%）、臨時的収入八百七億四千八百余万円（六七・八%）に比較するときは経常的収入の増加の著しいことが判る。

次に、租税収入は

昭和二十二年度	六百八十七億九千九百余万円
昭和二十一年度	二百六十億四千三百余万円
差引増加額	四百二十七億五千五百余万円

となっているが、この税収増加の大部分は、所得税と酒税とに負うのであって、両者の増収合計額は四百十三億二千七百余万円に達するのである。専売局益金受入は二百二十六億五千八百万円であるが、その内、二百二十四億九千八百余万円は煙草益金である。

公債金収入四十八億七千三百万円は金融機関再建整備法の規定に基いて、金融機関の第一封鎖預金の支払を確保するために国から交付せられる補償公債金であり、普通にいわゆる赤字公債ではない。なお金融再建補償金の総額は百億円となっている。

このように成立予算の歳入の内容は健全性の強いものであるが、これは、予算編成方針において示されたように、国民所得の急激な増加と所得分布の著しい変化に適実に即応し得るよう税制の改革をおこない、又歳入徴収機構を刷新充実し、徴収方法の質的改善を図ることにより期待するものであって、一面財源の培養に考慮を払ったとは言いながら、一般国民の負担も少なからず重くなっていることに留意せねばならぬ。

(二) 歳出予算

歳出予算の目的別及び所管別の内訳とその昭和二十一年度との比較は別表第三及び第四のとおりである。以下目的別の区分に従って簡単に説明する。

皇室費、国会費、裁判所費は、特に説明の要はないであろう。

帝国憲法機関経費とは、新憲法の施行後は廃止となった帝国憲法に基く機関である枢密院、貴族院、衆議院、行政裁判所等の人件費、物件費で四月一日以後新憲法施行の時期までの経費を特掲したものである。

行政部費は、行政機関運営に必要な基幹的な経費であり、会計検査院、内閣、各省及びその関係各庁の経費にわかれる。

司法及警察費としては、検察庁の経費、行刑費、警察費等が主なものである。

教育文化費は、国民教育費、帝国大学及び官立大学費、その他の直轄諸学校費をはじめ、教育文化に関係する経費である。いわゆる、六・三制の経費もその初年度分が含まれている。

社会及労働施設費は、大部分民生安定を目的とするものであって、生活保護法の施行に必要な経費、社会保険費、海外よりの引揚者の輸送費、引揚中及び上陸前後の各種対策及び施設費等が主なものである。

保健衛生費は、国立病院その他医療施設の運営、法定伝染病、結核、性病等の予防、公衆衛生等保健衛生に関する経費である。

産業経済費の主なものは、金融再建補償金、自作農創設に伴う経費、農業の技術及び経営指導費、外国貿易業務操作のための貿易資金の増額に必要な支出、船舶運営会に対する補助費、各種試験場、研究所の運営に必要な経費、その他各種勧業関係の経費等である。

公共事業費は、河川、砂防、道路、港湾、開拓等の土木事業、戦災風水害

その他災害の復旧事業、官庁営繕事業等施行の経費である。

価格調整費は、主要食糧、石炭、基本的資材等の価格調整のため必要な経費である。

物資及物価調整事務取扱費は、重要物資の割当事務を処理するのに必要な経費と公団運営に必要なその職員費等である。

行政共通費は、行政各部に共通な経費として官庁の庁舎の修繕費、政府職員の家族手当、給与改善費に伴う経費等である。

地方財政費は、地方分与税分与金及び地方公共団体に対する財政補助、職員費補助である。

年金及恩給については言うまでもない。

政府出資金は、復興金融金庫、各種公団への出資払込である。

国債費は、国債の利子償還に必要な経費、借入金及び一時借入金利子、大蔵省証券割引差額等である。

終戦処理費は、大体進駐軍関係の経費であって、その主な内容は、進駐軍関係の労務者の給与、住宅兵舎その他各種の設営工事費、所要物品の調達費、進駐軍に提供する交通通信施設の経費、賠償工場の管理費、雑費等である。

予備費は、予見することの難しい予算の不足に充てる目的を以って計上したものである。

なお、歳出予算の使途別の分類を別表第六に掲げた。

第三、特別会計予算

昭和二十二年度における特別会計の数は二十四である。即ち、前年度特別会計数二十五に対し、廃止したものは特殊財産資金、公債金、為替交易調整及び学校の四に対し、創設したものが開拓者資金融通、国有林野事業及び労働者災害補償保険の三で差引二十四となるのである。その歳入歳出は別表第五のとおりであり、又歳出の使途別分類は別表第六のとおりである。特別会計については説明を省略するが、企業会計については、その独立採算を建前としてその収支均衡を回復することを方針とした。もっとも、企業会計の代表的なものである、国有鉄道事業及び通信事業の両特別会計においては、予算上相当巨額の借入金を計上しているが、これは予算作成当時、鉄道運賃又は通信料金の引上げについて具体的計画が決定していなかったためである。その後通信事業においては料金の引上げが実施され、借入金の額は相当減少する見込であり、又国有鉄道事業においても、更に鉄道運賃を引上げることが問題となっている次第である。

第四、昭和二十二年度予算純計

昭和二十二年度一般会計及び特別会計を通じた予算の総計と両者が一箇の会計に合併編成せられたとき歳入、歳出の総額が幾許になるかを計算したいわゆる純計とは、別表第七表のとおりである。

純計額は、歳入二千三百五十二億八千五百余万円、歳出二千三百三十億六千六百余万円である。

なお、予算純計は一般会計と特別会計とを合併編成したときの予算総額であるといっても、単に繰入その他予算上の形式的重複勘定を控除したに止まるものでない。会計間における売買その他であっても、予算上その金額が推定し得られるものはできるだけ控除することとした。

第五、公債及び借入金

昭和二十二年度における公債発行及び借入金の予定額は左のとおりである。

（括弧内は二十一年度予定額）

		千円		千円
公債金		四、八七三、〇〇〇（三四、五〇〇、〇〇〇）		
	一般会計	一五、一一七、一六一（二六、〇三八、八九一）		
	特別会計	一九、九九〇、一六一（六〇、五三八、八九一）		
借入金		〇（一〇、〇〇〇、〇〇〇）		
	一般会計	一四、九一〇、二一四（六、〇五二、五一六）		
	特別会計	一四、九一〇、二一四（一六、〇五二、五一六）		

右の公債発行を予定している特別会計の主なものは、財産税等収入金、国有鉄道事業、通信事業等であり、借入金を予定している主なものは、国有鉄道事業、通信事業、大蔵省預金部等である。なお、鉄道運賃、通信料金の改訂等に伴って、右金額は相当異動を生ずる見込である。

次に、昭和二十二年五月末における国債及び借入金の現在高は別表第八のとおりである。

第六、国有財産現在高

国有財産現在高は別表第九のとおりである。

国有財産の全ぼうを示すためにはなお、その種類、評価方法等に研究の必要があると思われる。

（以下第七項「昭和二十年度決算」及び別表省略――編者）

編注　本文は、財政法第四六条の規定に基く内閣の報告として、昭和二二年八月一日付官報号外に掲載された。

出所　大蔵省資料Z五〇一―一四八。

3　昭和二二年度補正予算

(1)　昭和二十二年度予算の編成替及び実行の適正化に関する方針

（昭和二二年六月二四日主計局）

昭和二十二年度予算の編成替及び実行の適正化に関する方針

（二二、六、二四主計局）

さきに内閣において決定した「経済緊急対策」に基き、昭和二十二年度予算編成後における事情の変化に即応すると共に、今後追加を要する増加歳出にも備へ、左記の方針により予算の編成替と実行の適正化とを図り健全財政主義を堅持するものとする。

記

一、公共事業費

公共事業施行の重点を失業者の生産面への吸収におく建前を徹底しこの見地から既に認証済のものについても必要に応じて打切又は繰延を行ふと共に事業別及び地域別の配分について全面的再検討を行ふ。

二、教育文化費

1　教育文化に関する施設について我が国財政経済の現状に即しこの際共の新設拡充は原則として総てこれを見合せる。

2　所謂六・三制度については既定の方針に基き経費の追加計上をしないことは勿論進んで実施後の実情に応じ極力経費の節減を図る。

三、社会施設及び保健衛生費

1　生活保護法の実施は厳正を旨とし支出の濫に流れないやう特に配意する。

2　日本医療団の解散、国立病院の一部閉鎖等非能率的事業の整理は既定方針に基き励行する。

3　社会及び保健衛生に関する新規の施設や事業は財政経済力の現状及び国民の生活程度に相応したものの外一切其の実施を見合せる。

4　失業保険制度については企業及び労働者の負担とその実効性とを併せ考へるとともに将来国家財政に禍根を残すことがないやう実施方につき慎重考究する。

失業手当制度については公共事業、退職金、年金保険、生活保護法等の制度を綜合勘案し民生対策上不均衡な結果を生ずることを避けるとともに労務の配置転換計画に即応した必要且つ可能な方法により実施する。

四、海運費

1　船舶運営会の輸送運営を、速に民営による能率的運航に切替へることを促進する。

2　右の実施に至る迄の間においては

(イ)　運営会の事務能率の刷新、職員の整理、海上運賃の引上、経営の合理化等により補助金の節減を図る。

(ロ)　船舶修理費の適正化のため所要の統制を行ふ。

(ハ)　その他我国の低下した海運の実態に即しない施策はその内容を再検討しこれがため新たな経費の支出を伴はないやう措置する。

五、産業経済費

1　農業保険の純保険料は一般会計の負担とせず生産者と消費者とで負担することとする。

2　農地改革に要する補助費の不足は地方において特別な財源を求めこれを支弁させる。

3　地方自治の徹底、産業の自立等の趣旨に基き各種補助費について再検討する。

六、物価騰貴等に基く経費の処理

以上各項及び其の他の経費を通じ予算編成後における物価騰貴等に対しては事業規模の縮小打切、繰延、経費使用の効率化等によって処理し、原則として予算の追加を行はない。但し現業官庁等における事業遂行上止むを得ない物件費については最少限度において追加を考慮する。

七、給与

経済緊急対策の実施特に食糧の遅配をなくしその横流れを絶滅する等公定価格による正規配給量の増加により、主要食糧等の価格を改訂しても現行一、六〇〇円の給与水準を維持することを期する。

八、価格調整費

1　主要食糧に対する価格調整補給金は全廃する。

2　主要原材料物資に対する価格調整補給金も原則として廃止する。

3　石炭については、他の基礎資材の価格に及ぼす影響等を勘案の上或る程度の補給を考慮する。但し補給の範囲は相当程度整理する。

4　鉄道用炭に対する一般会計の負担による価格差補給は廃止する。

九、職員の配置転換

1　最近における行政組織の複雑化と政府職員増加の状況とに顧み行政機構の徹底的整理改革を考究すると共に行政の簡素化と能率の向上とによって所要人員の縮減を図る。右によって生ずる過剰人員については各部局又は各省各庁間を通ずる配置転換を強行すると共に欠員の不補充新規増員の抑制、非能率者の整理等により措置する。

2　特に官業については民間企業における過剰人員の配置転換に率先し、所謂独立採算制を目途とする経営の合理化を図るため、職員の配置転換と整理を断行すると共に新規増員を停止する。

3　政府職員の配置転換については一般企業のそれに準じて別途定める。

一〇、終戦処理費

1　各種の設営工事等の種類、量、規格、期限等を財政経済力に応ぜしめる様連合軍司令部に要請する。

2　設営工事等に対する監査を徹底的且つ広汎に実施し請負業者の経理把握による経費の節減に努める。

3　連合軍側使用労務者等の過剰人員について其の配置転換、給与支払の適正化を確保するため司令部の協力を得て所要の措置を講ずる。

一一、歳入

1　経済緊急対策の実施等に伴ふ経済界の推移に即応して歳入の確保に努める

ものとし要すれば増税、専売品価格の引上等を行ふ。

2　税務機構運営の適正化により税負担の公正と収入の確保を図る。

3　価格改訂による差益金の国庫納付範囲を拡充すると共に収入の確実を期する。

一二、地方財政

1　地方公共団体についても前各項に準じ地方予算の編成替と実行の適正化を行はせる。

2　地方財政の自立強化を図り、従来のやうに徒に国庫に依存する風を打破する。

3　特に待遇改善に伴ふ地方公共団体職員費についても制限外課税等により地方においても支弁させるものとする。

出所　大蔵省資料Z五一一―六五。

(2)　昭和二十二年度今後の財政状況に付て（閣議説明資料）

昭和二十二年度今後の財政状況に付て（閣議説明資料）

一、昭和二十二年度既成立予算の内容

(一)　先般決定した経済緊急対策に於て健全財政主義を堅持する方針を明らかにし、同時に歳出の節約繰延をはかるために実行予算を編成することが定められた。

(二)　右の歳出の節約繰延がどの程度可能であるかを判定するため歳出の内容を検討して見ると、結論としては節約繰延は期待し難いと謂うことになる。

(三)　即ち本年度予算の歳出の内訳は別表第一の通りであって、後に述べるように、之等の項目の殆ど凡てが経費の追加を必要とするものであって、予算の編成替と実行の適正化を行うに付ては、事務的乃至技術的方法によっては措置する余地は殆どなく、内閣及び各省に於て財政が破局に直面して居る現状を直視し、その認識に立って凡ゆる政策の実施を財政力に応ぜしめるよう、その内容実施時期を徹底的に再検討すると謂う大方針が実行せられることが必須の要件である。

二、今後の見込

(一)　右のような状況に加え、今後巨額の歳出追加の必要が予想せられる。連合国軍司令部係官が非公式に一応の追加所要見込額として内示して来た計数及び大蔵省がこれ迄各省と交渉して来た関係から各省の要求は或いはこの程度に達するのではないかと推測せられる計数（従て各省から要求があったものではない）等を取りまとめると別表第二の通りであり追加要求見込額は総計　千三百九十四億円

となり、成立予算　千百四十五億円

と加えると合計　二千五百三十九億円

となる。

(二)　右の計数は七月以降の官公給与水準を一八〇〇円として計算したものであるが、今次の物価改訂と給与水準との関係は理論的にも脆弱点であって、若し給与水準が一八〇〇円を上廻らざるを得ないこととなれば人件費が更に増加するは勿論物件費の増加も避け難いこととなる。仮に給与水準が二六〇〇円となったものとすれば人件費のみの増加額は……に達する。

(三)　前述したような千四百億又はこれ以上に上る巨額の追加支出を計上することが必要となれば到底健全財政を維持することができないことは明らかである。最近に於ける国民の重大関心の一は「インフレ」の進行の問題であり、又その方向を決定するものとして財政の健全性が維持できるか如何かと謂うことである。若し健全財政を堅持し得ないときは破局的「インフレ」必至との絶望感を国民に抱かしめ財政経済に対する悪影響は恐るべきものがあるのみならず、経済緊急対策は空文と化し政府の施策に対する信頼を喪失せしめることとなる。

(四)　本年度の財政は赤字を出しても明年度以降に健全性を回復すればよいではないかと謂う長期予算的の考え方もあるが、明年度以降は賠償が本格

的に実施せられ之に因る財政負担も巨額に達するであろうし、又終戦処理費の帰趨も明らかでなく俄に財政収支の好転を期待することは困難であるのみならず、問題は明年度以降は兎も角も当面の経済危機突破「インフレ」克服を如何にするかであって、この際としては全力を傾注して本年度予算の健全性を維持しなければならない。

三、対策

(一)　右のような巨額の追加要求見込額に対し健全財政を維持する途は結局(イ)歳入増徴(ロ)歳出節減を徹底的に断行するの外はない。

(二)　歳入増徴の具体策に付ては目下大蔵省において研究中であるがこの際特に了解を願っておきたいのは価格差益金の処理である。今回の価格改訂により生ずる値上りの利益は物価庁の計算によれば全品目を通ずれば百億円を超えることとなって居る。この利益は従来は一部製造業者に残したり又一部は統制機関の価格平衡資金として価格操作に充てられたりしたが、今回は全額を国庫に帰属させ膨大な価格差調整費の財源に充てたいと思う。この点は経済緊急対策において「価格改訂によって生ずる差益はこれを国庫に徴収する」と決定せられて居るので疑問はないと思うが念のため了解を願っておきたい。歳入増徴の具体案は前に述べた通り目下研究中であるが、或る程度の租税収入の自然増加も現在見込み得るし、又今回の価格改訂に即応して新たな増収の方途をも考慮したいと思う。

(三)　歳入増徴に極力努力しても巨額の追加要求見込額に到達することは出来ない。従って歳出の節減抑制によるの外はない。而も前に述べた通り成立予算の歳出には改めて節減を加える余地は極めて乏しいから、今後の追加要求を徹底的に抑制するの外途はない。又追加経費の中には終戦処理費の如く専ら連合軍側の意向により決定せられるものも少くなく追加財源の大部分はこれ等の経費に充当せられるのであるから、専ら我方において決定し得る経費は極端に圧縮するも已むを得ないのである。歳出抑制に関してこの際了解を願っておきたいのは主要食糧の消費者価格の問題である。主要食糧の消費者価格は新米の生産者価格の引上と共に再び引上げられることとなって居るが、この改訂の際には買上価格、事業費、諸経費、報奨金の凡てを消費者価格により「カヴァー」し財政負担を生じないように措置することと致したい。報奨金に付ては先般違った趣旨の決定が為された趣であるが更に検討を願いたい。歳出抑制の具体策は目下研究中であるが二、三気附いたことを申し添えたい。

(1)　公共事業費に付ては漫然失業対策の観点から必要であるとの如き考え方は捨て、従来失業者の吸収対策としては成果をあげなかったことを認識して、公共事業施行の重点を失業者の生産面への吸収において建前を徹底し、事業別及び地域別の配分について全面的再検討を行う必要がある。

(2)　所謂六・三制度に付ては財政力の現状に照らし経費の追加計上をしないこととする。

(3)　政府職員の配置転換、行政機構の整理統合、要員の整理縮減等をどの程度まで断行するか方針の決定を要する。

(4)　終戦処理費に付ては各種の設営工事等の種類、量、規格、期限等を財政経済力に応ぜしめるよう連合軍司令部に要請する。又連合軍の使用労務者についてその配置転換、給与支払の適正化を確保するため司令部の協力を得て所要の措置を講ずる。

(5)　賠償撤去費に付ては本年度内に支出の必要を生じないよう連合軍司令部へ懇請する。

編注　本文には日付はないが、昭和二二年六月末から七月初旬の間に主計局で起案されたものと推定される。

出所　大蔵省資料Z五〇一―一五〇。

(3)　昭和二十二年度追加予算について

（昭和二二年七月九日閣議決定）

昭和二十二年度追加予算について

さきに成立にかかる昭和二十二年度予算は新価格体系の制定、給与水準の上昇、経済緊急対策の実施その他に伴って編成当時の基礎事情に相当の変化を生ずるに至った。このままに推移するならば、巨額の歳出追加は必至であり、しかもその財源の大部分は赤字公債に仰がねばならぬ状況にある。この際財政収支の均衡保持はインフレの進行を抑制するため現下絶対の要請であるから、歳出の全般にわたり、徹底的な再検討を遂げ、その圧縮削減を加えると共に、歳入についても画期的な増徴策を講じ、健全財政主義を堅持することとし、大体左の方針による。

一、歳　出

歳入の調達可能の限度より勘案し、この際における一般会計歳出の追加総額を、別紙案を基礎とし六〇〇億円程度に止めるよう徹底的削減を図る。即ち

(イ)　地方分与税分与金

租税の増収等に伴い法定率に基き相当額を追加計上する。これにより地方財政の緩和を図ることとし、地方職員の待遇改善費に対し国庫より補助することは考慮しない。

(ロ)　価格調整費

今回の価格改定に伴う本年度所要見込額を追加する。但し主要食糧については本年十一月以降消費者価格の改訂を行うものとし、従って同月以降における価格調整費は一切計上しない。

(ハ)　公共事業費

事業施行の重点を失業者の生産面への吸収におく建前を徹底し、その事業別及び地域別配分について全面的再検討を行い、追加額を最少限度に止める。

(ニ)　戦災学校の復興

戦災学校の復興は公共事業費の再検討により処理させることとし、経費の追加計上は考慮しない。

(ホ)　政府出資金

復興金融金庫の融資資金等については民間資金の蓄積にまつこととし政府出資金の増加払込は行わない。

(ヘ)　給与改善費

給与改善費については、本年六月分迄はいわゆる一六〇〇円基準により、同七月以降は一八〇〇円基準により所要額を追加する。

(ト)　学制改革費

いわゆる六、三制度については、物資需給の状況、国庫及び地方財政の現状等に顧み、その完全なる実施は困難と認められるので、この際制度の根本について再検討を行い、その所要額を五億円以内に止める。

(チ)　生活保護費

食糧価格の改訂等に基き生活保護費の限度引上を行うこととし所要の不足額を追加する。

(リ)　貿易資金

貿易資金の内容を精細に検討し早急に改善に関する具体策を樹てることとし、この際資金の増額は行わない。借入金により処理しおくものとする。

(ヌ)　農地改革及び農業生産調整費

農地負担の現状等より考え農地委員会に関する経費の追加計上は行わない。既成立予算の効率的運営を図る。

農業生産調整費については農民の自主的協力にまつこととし最少限度の経費を追加する。

(ル)　失業手当

公共事業、退職金、年金保険、生活保護法等の各種制度を綜合勘案し、国庫財政の将来に禍根を残さぬことを期する。その追加額もこの際における最少限度に止める。

(ヲ)　戦災学校の復興

戦災学校の復興は公共事業費の再検討により処理させることとし、経費の追加計上は考慮しない。

(ニ)　物価騰貴による経費の不足

物価騰貴による経費の不足は病院、試験研究機関、刑務費、引揚民関係等特殊のものを除く外原則として追加しない。事業の打切、縮小、繰延、経費の効率性発揮等により措置することを期する。

(ホ)　終戦処理費及び賠償撤去費

以上各項にわたり、徹底的な措置を講じても、尚歳出追加額を歳入の限度に止めることは困難であるから、終戦処理費についてその計上額を最少限度に止めるよう計画の変更、規模の縮小等について連合軍司令部に懇請する。尚賠償撤去費については今後の情勢推移にまつこととし、この際は計上しないことにつき連合軍司令部の了解を求める。

二、歳　入

歳出追加額の財源は絶対に普通歳入により支弁することとし別紙案に基きその確保を図る。即ち

(イ)　租税

(1)　最近の経済情勢に即応して租税収入の全面的見積がえを行い、且つこれを確保し得るよう税務機構の運営にあらゆる努力を傾注する。

(2)　生計費の騰貴に対処し勤労所得、扶養家族の控除制等について所要の調整を行う。

(3)　酒税の増徴を行うと共にいわゆる加算税制度の活用を図る。

(4)　いわゆる新円階層に対する課税を徹底するため、特別の利得税制度を創設する。

(ロ)　専売

(1)　煙草については価格の引上を行わず一般配給品の一部を特価品に振替え、益金の増加を図る。

(2)　新に砂糖その他甘味料品に対する専売制度を創設し相当額の財政収入を期待する。

(3)　塩及び樟脳については経費の増加を補い得る最少限度に価格引上を行い収支を適合させる。

(ハ)　価格差益

今回の価格改定による差益は一部当該業者に留保させる外、国庫に徴収するものとし、その捕捉の確実と徴収の徹底を期する。

三、特別会計

各特別会計についても以上各項に準じて措置する。ことに企業特別会計の赤字については、その独立採算制を保持する建前を以て、経営の合理化各種料金等の引上により措置することとし、一般会計よりの赤字補塡は考慮しない。

四、地方財政

国家資金の状況に顧み、地方財政についても歳出の徹底的抑制と歳入の増徴とを行うものとし、速に具体的措置を講ずる。

昭和二二年度予算追加見込額（大蔵省、二二、七、九）

歳出	六〇、〇〇〇百万円
歳入	六〇、〇〇〇
租税収入増加	四六、〇〇〇
煙草益金増加	八、〇〇〇
新専売実施収入	二、〇〇〇
価格差益納付金増加	四、〇〇〇
合計	六〇、〇〇〇

（以下計表省略——編者）

出所　大蔵省資料Z五〇一—一五〇。

(4)　昭和二十二年度予算追加見込額

（昭和二二年七月一七日閣議内定）

昭和二十二年度予算追加見込額（二二、七、一七閣議内定）

歳出	六九、二〇〇百万円
歳入	六九、二〇〇

内訳

租税収入増加	五三、〇〇〇百万円
煙草益金増加	一〇、四〇〇
新専売実施収入	一、八〇〇
価格差益納付金増加	四、〇〇〇

（以下計数省略——編者）

出所　大蔵省資料Z五〇一—一五〇。

(5)　昭和二十二年度予算補正案について

（昭和二二年七月下旬主計局）

昭和二十二年度予算補正案について

(イ)　特別会計及び地方財政の赤字、復興金融金庫の資金等凡て一般会計に集約して、一般会計で必要な財源を調達することとし経常歳入を増徴し又は公債を発行することは賛成できない。その理由は次の通りである。

(1)　一般会計、特別会計、地方財政、産業資金の資金調達を如何にするかは綜合的な国家資金計画に基き各分野に於てそれぞれの方法によって行うべきもので本来一般会計でその結末を全部収めるべき筋合のものでない。

(2)　一般会計の負担に加えて、本来一般会計で負う必要のない経費を支弁するため普通歳入を増徴することは不当に国民の負担を重からしめる結果となる。

(3)　普通歳入の増徴をさけ一般会計の公債を発行することはその使途の如何を問はず不健全な赤字財政であるとの印象を一般に与えることとなるがこのことは現下の情勢では賢明な方策でない。

(ロ)　右(イ)に述べたのは一般的な事情であるが、以下更に個別的に具体的に述べれば復興金融金庫への政府出資をこの際補正予算に計上するのは不適当である。その理由は次の通りである。

(1)　復興金融金庫の産業再建資金は本来債券発行により調達すべき性質のものである。

(2)　国債の償還期限は五年、復金債は一年となって居り、金融市場の情勢に応じて市中消化をはかるのには復金債によるのが適当であり、この点からみても一般蓄積資金による産業再建資金調達方法として復金債発行が望ましい。

(ハ)　貿易資金繰入に付ては左の理由によってこの際補正予算に計上するのは不適当である。

(1)　貿易資金は外貨勘定に於ても円貨勘定に於ても赤字という変態的な結果を示して居るが、これは貿易資金が輸出輸入に付て価格調整の機能を行ったからであり、この機能は本来貿易資金の営むべき所ではないから、これを止め貿易資金の運用を正常な形に帰すべきである。大蔵省としてはこの措置を近い将来に執りたいと思って居り又今迄貿易資金の行ってきた輸入物資の価格差調整丈はなるべく減額したい方針でありこの際貿易資金の赤字を補塡することは適当でない。

(2)　現在の外貨勘定の赤字を輸出によって「カヴァー」することは日本の経済力では差当り至難である。これは一応棚上げとして取扱う外はない。

(3)　貿易資金の保有物資に見合って居る資金の不足はその借入限度の拡張によって賄うのが適当である。

(ニ)　地方分与税分与金の増額に付ては左の理由によって不適当である。

(1)　国家財政と地方財政とは密接な関係を有するが独立したもので国家財政の負担で地方財政の赤字を補塡することは適当でない。

(2)　地方分与税分与金は地方財政に属すべき税収入であって所定の率によって算定すべきものである。

従って地方財政に生ずる赤字は分与金にたよらずその他の収入の増徴、支出の節減等を極力行うべきである。

(3)　地方自治の精神に則り地方公共団体の財政に対する中央政府の制肘は差控えなければならないが、地方公共団体の任意により生じた地方財政の赤字を国の財政で負担することは適当でない。

(五)　特別会計への繰入に付ては特別会計の内容を独立採算制の原則の下に検討し経営の合理化収支の適合に努力して居り、年次計画を確立してたとえ本年度に赤字が出ても明年度以降之を克服する方針で研究して居る。この際繰入を行うことは適当でない。

(六)　農地改革、国民健康保険、学制改革等に関する経費に付ては、之等の事業を遂行するため日本政府に於ても関係各省は至大の関心を以て検討の上所要の金額を閣議に於て定めたものである。又之等の経費の金額を変更するときは勢い他の経費の金額をも変更せざるを得ない結果となるのであって右に述べた経費の金額は日本政府の原案通りとせられたい。

(七)　終戦処理費に付ては今回の案によるときは賠償撤去費を別として一般会計の歳出の約二五%賠償撤去費を加えれば約二八%となる。終戦処理費が財政経済に及ぼす影響に付ては前内閣以来貴司令部の考慮を煩わして居る所であり、この際重ねて考慮を願いたい。賠償の実施が近いと伝えられその負担が今後相当巨額に達すると一般国民が予想して居る際、終戦処理費が更に巨額の追加を見ることは国民心理に与える影響も憂慮すべきものがあるので、この際日本政府の案以上に本経費の追加をしないことと致し度い。

(八)　一般会計の普通歳入の増徴のため今回日本政府の考えて居る案は国民にとり既に重い負担を課するものであって、これ以上に更に巨額の負担となるが如きことは避けたいと思う。

(九)　一般会計の歳入歳出を「バランス」せしめることは現在の情勢に於ては民心に対する唯一の安定要素であり、この際是非とも健全財政の方針を堅持したいと思う。

編注　本文には日付がないが、日本政府の閣議内定案に対して七月二十一日に提起された司令部意見に関する反論のためのものと推定される。

出所　大蔵省資料Z五〇一―一五〇。

(6)　人工甘味料専売実施要領（昭和二二年八月一二日閣議決定）

第一、趣旨

人工甘味料は栄養品と異るとともに嗜好品としては一般の需要が旺盛であるから、品質の向上、不良品の排除及び配給の適正を図り併せてこれを専売として財政収入の確保を図る。

第二、要領

一、専売の対象はサッカリン及びズルチンとする。

二、政府の許可を受けた者でなければ人工甘味料の製造をしてはならない。

三、人工甘味料はすべて政府が買取る。

四、人工甘味料の販売は医薬用、業務用、一般用等に区分し、それぞれの用途の性質に応じて差別価格制を設ける。

五、配給機構は現在のサッカリン及びズルチンの売捌機構（薬店）を活用するとともに配給方法は指定配給物資の統制方式による。

六、本制度は十月一日よりこれを実施する。

備考

(一)　本専売創設により、本年度中に於て約十八億円の益金を収める計画である。

(二)　専売実施の具体的方法及び機構等については至急に経済安定本部及び大蔵、商工両省協議の上決定する。

(三)　サッカリン及びズルチンの生産計画及配当計画は経済安定本部に於てこれを策定する。

出所　大蔵省資料Z五二六―二二―一。

(7)　国会の財政審議権に関し司令部民政局より衆参両院予算委員長への申渡し（一九四七年八月二一日）

八月二一日一〇時三〇分GHQ、GSに於てリゾーより衆参両院予算委員長等に対し申渡

従来行政庁ハ国会ノ承認ヲ求ムルコトナク勅令ニヨッテ経費ノ支出ヲナシ、国会ノ議決ナキトキハ前年度予算ニ依リテ支出シテ居ッタ、皇室費、陸海軍費、官吏ノ給与等ニツイテハ、削減ガ出来ヌト云フ有様デアッタ、経費ノ三分ノ一或ハ四分ノ一ニ相当スルモノガ議会ノ審議検討ヲ経ナイデ支出サレテ居ル、決算ニ於テ充分検討セシメズ議会ノ権力ヲ制限シテキル

其一例ハ九十二議会ニ於テ予備費ヨリ支出シテ居ルモノ八件ヲ数ヘテキル、会計検査院ニ二年前ノ決算ヲ二ケ月前ニ報告サレタト云フ有様デアル

国民ノ代表タル議員ニ対シテ之ヲ知ラシメナイ、カカル間違ヲ改メル為ニ新シキ憲法ニ基キ新シキ財政法ガ出来タノデアル

憲法八十三条ヨリ八十五条ハ規定シテキル、国会ニ於テ議決シ、国会ノ承認セザル金ノ支出ハ禁ジテキルノデアル、国会ガ政府ノ予算ヲ削除シ修正シ更ニ予算ガ通過シナイ場合ニハ前年度ノ予算ニヨリ金ノ支出ハ出来ナイノデアル、財政法ニモ明示シテキル

政府ハ支出ノ目的、支出官庁ノ明細ナル説明ヲナシ、国会ニ於テ決定セル承認サレタル支出以外ノ支出ハ絶対ニ許サレナイノデアル、更ニ日銀ガ政府ニ保証スルコトモ禁ジテキル、国有財産処分モ禁ジテキル

九十二議会ニ於テ会計検査院ノ独立制ヲ定メ三人ノ検査官ハ国会ノ同意ヲ以テ任命スル、任期ハ一定ノ年限ヲ定メル、而シテ官公吏ノ職務違反ニ対シテハ懲罰権ヲ持チ損害賠償ヲ求ムル権限ヲ持ツノデアル

カクノ如ク憲法財政法ニ於テ民主的統制力ヲ規定シタノデアル

此規定ヲ国民ハ忠実ニ適用スル必要ガアル、殊ニ常任委員会ハ政府ノ提出議案ニツイテセッカチニ審議スベキデナク慎重ニ審議検討スベキデアル

最近困ッタ傾向ガアル

政令ニヨリ金ノ支出ヲナシ、アトカラ之ヲ会計検査院ニ提出シテソノ承認ヲ求ムルト云フコトデアル

本年五、六月頃一片ノ政令ニヨリテ給与金ノ増額支出ヲシタト云フコトガアル、之ニ注意シタノデアルガ政府ハ国会ノ承認ヲ求ムル手続ヲトラヌ

更ニ官吏ニ残業ノ手当ヲ支出セントシテキルガ政府ハ国会ノ承認ヲ経テ支出スベキデアル、政令ニヨリテ支出ヲナスコト以外ニ諸種ノ支出ヲシテキル様ニ思ハレルガ凡テ国会ノ承認ヲ求メナクテハナラヌ、財政ノ大原則ハ国会ノ承認ヲ経テ支出スベキデアル、又国会ハ政府ニ対シテ白紙委任状ヲ出スベキデハナイ、偲々ニ充分審議検討シテ許容スベキハ許容スベキデアル

出所　大蔵省資料Z五〇一―一四九。

(8)　政府諸支出の削減に関する司令部覚書

（一九四七年九月一二日SCAPIN一七七五）

政府諸支出の削減に関して

（一九四七年九月一二日SCAPIN一七七五ESS／FI）

一、即時有効に、政府の支出を削減するために、次の措置を採るべきである。

(イ)　日本政府が適法に設定した生産物の価格のみが次の場合に認められ、許され或いは用いられるべきである。

(一)　右の他の生産物の適法な価格を算出し設定する場合

(二)　直接、政府により支払われると、又は間接に請負業者或は製造業者への返済金として支払われるとを問はず物品、為された作業又は提供された施設に対する支払金を決定し支払う場合

(ロ)　占領軍が要求する計画又は事業に用いる物資の適法な価格は、その他の計画又は事業に用いる同様の物資に対すると同一であるべきである。

(ハ)　日本政府による労務費のための支出金、支払金及び返済金は、その労務が直接に日本政府により雇傭されると、或は、請負業者、製造業者、私設会社又は公共機関によって、日本政府又は占領軍の為に計画、物品又は施設の完成の為に雇傭されるとを問わず、労務者が直接に受取る実際支払賃金額と、法律の認めた優先控除額とを加算した金額を超過してはならない。

(ニ)　次の種類の労務にあたっては、実際支払賃金額は、連合軍総司令官の審査を受ける方法に随って当該地域に於ける同種の雇傭に対して日本政府が決定する一般の賃金と、原則として同額であるべきで且つ如何なる場合でも

超過してはならない。

(一) 占領軍の「労務要求」に応じて日本政府の雇傭する労務

(二) 工事の完成、建造物の維持及びそれに随伴する施設（サービス）及び占領軍設備の運営の為に、占領軍による「調達要求書」（P．D．）又は日本政府に当てられた覚書の結果雇われた労務。この種の賃金の定率（wage rates）は第(一)の種類の額を超過してはならない。

(三) 労務及び物資の濫費を除き、且水増しせる又は虚偽の費用請求に対する支払を防ぐために、日本政府によって、支出を含む一切の活動に対する適当な監査及監督の組織が設立されなければならない。

二、この覚書を実施するために、大蔵省及び連合軍総司令官の総司令部の関係主脳部との間に、直接の文書の往復をなすことを茲に許可する。

出所　大蔵省資料Z六二〇―四九。

(9) 地方財政及び予備金支出に関する司令部の指示

（昭和二二年九月一三日渉外特報第一五号）

大蔵省渉外特報（一五）昭和二十二年九月十三日

渡辺渉外部長記

リゾー氏よりの指示要旨

栗栖大蔵大臣に対して同大臣が昭和二十二年九月十三日総司令部ガバーメントセクションに他用にて赴いた際同部スペシァルアシスタントたるリゾー氏より左の通りの申渡しがあった。その中はじめの二点は同部地方団体課長チルトン氏よりの指示を同氏に代って申渡すものであるとの事であった。

一、総司令部としては地方財政があまりに中央に依存し独立性を失って居ることを遺憾に思って居る。

地方財政が独立する為に必要な措置、特に税制の根本的改革の具体案を速に立案せられ度い。この改正は中途半端なものでなく完全にその目的を達成することの出来るものであることを希望する。

二、地方財政の監督の権限は之を当分の間、大蔵省に委ねることにし度い。当分の間といふ意味は究極に於ては地方財政に関する基準は総て之を法定してその範囲に於ては地方限りで財政活動を行はしめ中央政府が之に対して監督を行ふことを廃止し度いと考へてゐるのであるが、此の措置は今直ちに出来ないから、それ迄の間当分大蔵省をして監督の権限を行はしめるといふのである。此の決定に対しては政府部内で或は異論があり又司令部の意見はこれとは異る等との話が出るかもしれないが、司令部の意見は茲に明白に大臣に申上げる如く大蔵大臣に此の権限を委ね度いと考へて居るのである。

三、予備金支出の最近の状況を見て居ると全く当初憲法制定当時の約束とは違って濫用せられて居るといふほかない。そもそも憲法制定当時われわれは予備金の制度は議会の機能を弱化せしめるものであるから之に反対したのであるが、予見し得べからざる政府の支出を要する場合があるとの理由で之が認められ憲法第八十七条が挿入せられたのである。しかるに今その運用を見ると例へば部局の新設の如き経費の支出が予備金から行はれて居るが、此の如きは到底予見し得べからざるものとは言ひ難い。自分は若し政府が予備金支出を為し得る場合を限定する為に必要なる処置を採らざる限り憲法第八十七条を削除することを要求せざるを得ない。

出所　大蔵省資料Z五〇八―五。

(10) 地方財政に関する栗栖蔵相・チルトン民政局地方団体課長会談記録

（昭和二二年九月一九日渉外特報第一六号）

大蔵省渉外特報（一六）昭和二十二年九月十九日

渡辺渉外部長記

栗栖蔵相・チルトン氏会談記録

栗栖蔵相は渡辺渉外部長と共に九月十九日、総司令部ガバメントセクション地方団体課長チルトン氏の招きに応じて同氏を訪問大要左の如き会談を行った。

「チルトン」自分はこれ迄大蔵省が地方財政に関して行って居った強力な統制を

速に取除く事を希望する。内務省が従来地方団体に対して有して居った統制力は完全に破壊されたのであるが、今や其の背後に控へて居った大蔵省の統制を問題にしなければならない。

「栗栖」自分は地方財政の現状を甚だ憂慮して居るものである。地方団体は之を統制する事なく寧ろ之に適切な忠言を与へて地方財政の再建を図らなければならないと考へて居る。此の意味から本日貴下にお目に掛かる機会を得た事は甚だ幸である。

「チルトン」之まで地方の財源の大部分を中央政府が捲上げて之を補助金、分与金其の他の形によって地方に分配して居るけれど此のやり方は速に中止せられねばならない。

地方団体が起債をするにも税を取るのにも一々中央の許可を仰がねばならない様な事では地方自治の完成を期する事は到底出来ない。

「栗栖」自分は銀行に三十年以上関係して居り東京市債及び大阪市債の発行等に就ても経験を有して居るが、地方財政の現状は到底放置を許さない。先日地方銀行の頭取と会合をした際にも彼等は口を揃へて地方団体に対する貸付が地方財政の悪化の為に焦げついて困るといふ事に関して不平を述べて居った。

現在の様に地方団体が自らの財源の外に、補助金、分与税に大きく依存し又、地方銀行から短期の金を借りてつないで行く様では到底その経済の復興は困難である。自分は地方財政援助法案とでも云ふ様なものを制定して地方財政の建直しを計らなければならないと考へて居る。

「チルトン」地方が起債をする際にその利率はいくら以下とか償還期限はどの位とか云ふ合理的な基準を法定し此の基準の範囲内に於て地方団体が起債をするに際しては一々中央の許可を必要としない事にすべきものと考へる。又自分が要求したい事は先づ第一に地方財政の監督に関する事項を規定して居るあらゆる法律・命令・施行規則の孚しをもらひ度い。

次に之を根本的に改正する為必要なる法律案其の他を速に提出せられ度い。此の点に関して内務省がその解体に関して小出しに妥協案を提出して遂に完全に解体を命ぜられた。あの様な経由を繰返し度くないと考へる。

「栗栖」地方財政に関する監督権は現在内務省が第一次的に之を有し大蔵省はその協議を受けて居ったのであるが、今回地方自治委員会が設置される様に聞いて居るがもしそうなればそれが中心となって大蔵省が之を援助することになるものと考へる。

「チルトン」地方自治委員会は中止になるであろう。従って大蔵省が責任を持つものであるが大蔵省はどこがこの責任を取るのであるか。

「渡辺」大蔵省は従来直接の責任者でなかったから地方財政に関する特別な部局はない。税に就ては主税局、地方債に就ては理財局が担当する、今後どうするかに就ては研究する。

「栗栖」貴下の云はれる通りの事になれば大蔵大臣が直接積極的に地方財政の建直しに付て発言出来ることとなりその点は好都合であると思ふ。

自分は統制による事なく地方に適切な忠言を与へて速に地方財政の再建を図り度いと考へる。其の方法としては貯蓄奨励によって地方銀行預金及び郵便貯金の増加を図りその金で地方団体の長期債を引受けせしめるが良いと思ふ。

「チルトン」尚地方分与税に就ては一旦府県に渡して府県から市町村に渡すことはやめて直接交付すべきものと考へる。又地方団体が徴税にあたって政府以外の機関例へば組合の如きものを使って居る事実の有無を調査して報告願ひ度い。

「栗栖」現行の法令に関する御注文は来週前半に御届けしよう、又新しい法律の案に就ては来々週に御目に掛ける事が出来ると思ふ。

出所　大蔵省資料Z五〇八―五。

(11) 昭和二十二年度予算の節約等について

（昭和二二年一〇月一四日閣議決定）

昭和二十二年度予算の節約等について

財政の基礎を一層強固にし、併せて行政運営の簡素合理化に資するため、昭和二十二年度予算について、左記に依り更に出来得る限りの節約を行うと共に、今後における政府職員の増加を抑制する措置をとるものとする。

と実質的に違反するような行為をしたこと。

(ロ) 右の各号に掲げるもののほか物価統制令第三条第三項但書の規定による例外許可価格を含むものとするが、物価庁長官、地方物価庁務局長または都道府県知事が例外許可を認めるのは、そのものの規格、品質、包装等が適切であって、統制額設定の前提となっている規格と異なる等特別の事情があると認めるときは、その旨を庁長官又は地方物価庁長官に報告すること。

(ハ) 特別の技能を要する職人その他特別の事情により統制額を超える報酬を必要とする場合には、左の場合には、当該官吏と協議の上、統制額の変更について特別の承認を受けること。

一　法律若しくは勅令の規定に基づいて取扱を異にすべきとき。

二　各省又は各庁と地方公共団体、公団等との間の人事交流。

(ニ) 各省庁相互間の出向、転官、外地官庁、外地会社、外国政府に転じた者の復帰。

(ホ) 政府職員の退職の届出があるときは、その者の在職中の俸給の全部又は一部を限り、その者の遺族又は相続人に対し、その者の死亡の当時における俸給の月額の六箇月分を超えない範囲内で、退職手当を支給することができる。

(ヘ) 政府は、前項の規定により退職手当を支給する場合において、その者が在職中特別の功労があつたと認めるときは、その者の遺族又は相続人に対し、その者の死亡の当時における俸給の月額の六箇月分を超えない範囲内で、特別の退職手当を支給することができる。

(ト) 政府は、第一項の規定により退職手当を支給する場合において、その者が在職中特別の功労があつたと認めるときは、その者に対し、その者の俸給の月額の六箇月分を超えない範囲内で、特別の退職手当を支給することができる。

(チ) 政府は、第一項の規定により退職手当を支給する場合において、その者が在職中特別の功労があつたと認めるときは、その者に対し、その者の俸給の月額の六箇月分を超えない範囲内で、特別の退職手当を支給することができる。

(リ) 政府は、第一項の規定により退職手当を支給する場合において、その者が在職中特別の功労があつたと認めるときは、その者に対し、その者の俸給の月額の六箇月分を超えない範囲内で、特別の退職手当を支給することができる。

(ヌ) 政府は、第一項の規定により退職手当を支給する場合において、その者が在職中特別の功労があつたと認めるときは、その者に対し、その者の俸給の月額の六箇月分を超えない範囲内で、特別の退職手当を支給することができる。

(ル) 政府は、第一項の規定により退職手当を支給する場合において、その者が在職中特別の功労があつたと認めるときは、その者に対し、その者の俸給の月額の六箇月分を超えない範囲内で、特別の退職手当を支給することができる。

(ヲ) 政府は、第一項の規定により退職手当を支給する場合において、その者が在職中特別の功労があつたと認めるときは、その者に対し、その者の俸給の月額の六箇月分を超えない範囲内で、特別の退職手当を支給することができる。

(ワ) 政府は、第一項の規定により退職手当を支給する場合において、その者が在職中特別の功労があつたと認めるときは、その者に対し、その者の俸給の月額の六箇月分を超えない範囲内で、特別の退職手当を支給することができる。

(カ) 政府は、第一項の規定により退職手当を支給する場合において、その者が在職中特別の功労があつたと認めるときは、その者に対し、その者の俸給の月額の六箇月分を超えない範囲内で、特別の退職手当を支給することができる。

(ヨ) 政府は、第一項の規定により退職手当を支給する場合において、その者が在職中特別の功労があつたと認めるときは、その者に対し、その者の俸給の月額の六箇月分を超えない範囲内で、特別の退職手当を支給することができる。

(タ) 政府は、第一項の規定により退職手当を支給する場合において、その者が在職中特別の功労があつたと認めるときは、その者に対し、その者の俸給の月額の六箇月分を超えない範囲内で、特別の退職手当を支給することができる。

(レ) 政府は、第一項の規定により退職手当を支給する場合において、その者が在職中特別の功労があつたと認めるときは、その者に対し、その者の俸給の月額の六箇月分を超えない範囲内で、特別の退職手当を支給することができる。

(ソ) 政府は、第一項の規定により退職手当を支給する場合において、その者が在職中特別の功労があつたと認めるときは、その者に対し、その者の俸給の月額の六箇月分を超えない範囲内で、特別の退職手当を支給することができる。

(ツ) 政府は、第一項の規定により退職手当を支給する場合において、その者が在職中特別の功労があつたと認めるときは、その者に対し、その者の俸給の月額の六箇月分を超えない範囲内で、特別の退職手当を支給することができる。

(ネ) 政府は、第一項の規定により退職手当を支給する場合において、その者が在職中特別の功労があつたと認めるときは、その者に対し、その者の俸給の月額の六箇月分を超えない範囲内で、特別の退職手当を支給することができる。

(ナ) 政府は、第一項の規定により退職手当を支給する場合において、その者が在職中特別の功労があつたと認めるときは、その者に対し、その者の俸給の月額の六箇月分を超えない範囲内で、特別の退職手当を支給することができる。

(ラ) 政府は、第一項の規定により退職手当を支給する場合において、その者が在職中特別の功労があつたと認めるときは、その者に対し、その者の俸給の月額の六箇月分を超えない範囲内で、特別の退職手当を支給することができる。

(ム) 政府は、第一項の規定により退職手当を支給する場合において、その者が在職中特別の功労があつたと認めるときは、その者に対し、その者の俸給の月額の六箇月分を超えない範囲内で、特別の退職手当を支給することができる。

(ウ) 政府は、第一項の規定により退職手当を支給する場合において、その者が在職中特別の功労があつたと認めるときは、その者に対し、その者の俸給の月額の六箇月分を超えない範囲内で、特別の退職手当を支給することができる。

(ヰ) 政府は、第一項の規定により退職手当を支給する場合において、その者が在職中特別の功労があつたと認めるときは、その者に対し、その者の俸給の月額の六箇月分を超えない範囲内で、特別の退職手当を支給することができる。

(ノ) 政府は、第一項の規定により退職手当を支給する場合において、その者が在職中特別の功労があつたと認めるときは、その者に対し、その者の俸給の月額の六箇月分を超えない範囲内で、特別の退職手当を支給することができる。

(オ) 政府は、第一項の規定により退職手当を支給する場合において、その者が在職中特別の功労があつたと認めるときは、その者に対し、その者の俸給の月額の六箇月分を超えない範囲内で、特別の退職手当を支給することができる。

(ク) 政府は、第一項の規定により退職手当を支給する場合において、その者が在職中特別の功労があつたと認めるときは、その者に対し、その者の俸給の月額の六箇月分を超えない範囲内で、特別の退職手当を支給することができる。

(ケ) 政府は、第一項の規定により退職手当を支給する場合において、その者が在職中特別の功労があつたと認めるときは、その者に対し、その者の俸給の月額の六箇月分を超えない範囲内で、特別の退職手当を支給することができる。

(コ) 政府は、第一項の規定により退職手当を支給する場合において、その者が在職中特別の功労があつたと認めるときは、その者に対し、その者の俸給の月額の六箇月分を超えない範囲内で、特別の退職手当を支給することができる。

(サ) 政府は、第一項の規定により退職手当を支給する場合において、その者が在職中特別の功労があつたと認めるときは、その者に対し、その者の俸給の月額の六箇月分を超えない範囲内で、特別の退職手当を支給することができる。

(シ) 政府は、第一項の規定により退職手当を支給する場合において、その者が在職中特別の功労があつたと認めるときは、その者に対し、その者の俸給の月額の六箇月分を超えない範囲内で、特別の退職手当を支給することができる。

(ス) 政府は、第一項の規定により退職手当を支給する場合において、その者が在職中特別の功労があつたと認めるときは、その者に対し、その者の俸給の月額の六箇月分を超えない範囲内で、特別の退職手当を支給することができる。

(セ) 政府は、第一項の規定により退職手当を支給する場合において、その者が在職中特別の功労があつたと認めるときは、その者に対し、その者の俸給の月額の六箇月分を超えない範囲内で、特別の退職手当を支給することができる。

(ソ) 政府は、第一項の規定により退職手当を支給する場合において、その者が在職中特別の功労があつたと認めるときは、その者に対し、その者の俸給の月額の六箇月分を超えない範囲内で、特別の退職手当を支給することができる。

(タ) 政府は、第一項の規定により退職手当を支給する場合において、その者が在職中特別の功労があつたと認めるときは、その者に対し、その者の俸給の月額の六箇月分を超えない範囲内で、特別の退職手当を支給することができる。

(チ) 政府は、第一項の規定により退職手当を支給する場合において、その者が在職中特別の功労があつたと認めるときは、その者に対し、その者の俸給の月額の六箇月分を超えない範囲内で、特別の退職手当を支給することができる。

(ツ) 政府は、第一項の規定により退職手当を支給する場合において、その者が在職中特別の功労があつたと認めるときは、その者に対し、その者の俸給の月額の六箇月分を超えない範囲内で、特別の退職手当を支給することができる。

(テ) 政府は、第一項の規定により退職手当を支給する場合において、その者が在職中特別の功労があつたと認めるときは、その者に対し、その者の俸給の月額の六箇月分を超えない範囲内で、特別の退職手当を支給することができる。

(ト) 政府は、第一項の規定により退職手当を支給する場合において、その者が在職中特別の功労があつたと認めるときは、その者に対し、その者の俸給の月額の六箇月分を超えない範囲内で、特別の退職手当を支給することができる。

(ナ) 政府は、第一項の規定により退職手当を支給する場合において、その者が在職中特別の功労があつたと認めるときは、その者に対し、その者の俸給の月額の六箇月分を超えない範囲内で、特別の退職手当を支給することができる。

(ニ) 政府は、第一項の規定により退職手当を支給する場合において、その者が在職中特別の功労があつたと認めるときは、その者に対し、その者の俸給の月額の六箇月分を超えない範囲内で、特別の退職手当を支給することができる。

(ヌ) 政府は、第一項の規定により退職手当を支給する場合において、その者が在職中特別の功労があつたと認めるときは、その者に対し、その者の俸給の月額の六箇月分を超えない範囲内で、特別の退職手当を支給することができる。

(ネ) 政府は、第一項の規定により退職手当を支給する場合において、その者が在職中特別の功労があつたと認めるときは、その者に対し、その者の俸給の月額の六箇月分を超えない範囲内で、特別の退職手当を支給することができる。

(ノ) 政府は、第一項の規定により退職手当を支給する場合において、その者が在職中特別の功労があつたと認めるときは、その者に対し、その者の俸給の月額の六箇月分を超えない範囲内で、特別の退職手当を支給することができる。

(ハ) 政府は、第一項の規定により退職手当を支給する場合において、その者が在職中特別の功労があつたと認めるときは、その者に対し、その者の俸給の月額の六箇月分を超えない範囲内で、特別の退職手当を支給することができる。

(ヒ) 政府は、第一項の規定により退職手当を支給する場合において、その者が在職中特別の功労があつたと認めるときは、その者に対し、その者の俸給の月額の六箇月分を超えない範囲内で、特別の退職手当を支給することができる。

(フ) 政府は、第一項の規定により退職手当を支給する場合において、その者が在職中特別の功労があつたと認めるときは、その者に対し、その者の俸給の月額の六箇月分を超えない範囲内で、特別の退職手当を支給することができる。

(ヘ) 政府は、第一項の規定により退職手当を支給する場合において、その者が在職中特別の功労があつたと認めるときは、その者に対し、その者の俸給の月額の六箇月分を超えない範囲内で、特別の退職手当を支給することができる。

(ホ) 政府は、第一項の規定により退職手当を支給する場合において、その者が在職中特別の功労があつたと認めるときは、その者に対し、その者の俸給の月額の六箇月分を超えない範囲内で、特別の退職手当を支給することができる。

(ハ) 特別の技能を要する職人その他特別の事情により統制額を超える報酬を必要とする場合には、左の場合には、当該官吏と協議の上、統制額の変更について特別の承認を受けることができる。

一　法律若しくは勅令の規定に基づいて取扱を異にすべきとき。

二　各省又は各庁と地方公共団体、公団等との間の人事交流。

(ニ) 各省庁相互間の出向、転官、外地官庁、外地会社、外国政府に転じた者の復帰。

(ホ) 政府は、第一項の規定により退職手当を支給する場合において、その者が在職中特別の功労があつたと認めるときは、その者に対し、その者の俸給の月額の六箇月分を超えない範囲内で、特別の退職手当を支給することができる。

(ヘ) 政府は、前項の規定により退職手当を支給する場合において、その者が在職中特別の功労があつたと認めるときは、その者の遺族又は相続人に対し、その者の死亡の当時における俸給の月額の六箇月分を超えない範囲内で、特別の退職手当を支給することができる。

(ト) 政府は、第一項の規定により退職手当を支給する場合において、その者が在職中特別の功労があつたと認めるときは、その者に対し、その者の俸給の月額の六箇月分を超えない範囲内で、特別の退職手当を支給することができる。

(チ) 政府は、第一項の規定により退職手当を支給する場合において、その者が在職中特別の功労があつたと認めるときは、その者に対し、その者の俸給の月額の六箇月分を超えない範囲内で、特別の退職手当を支給することができる。

(リ) 政府は、第一項の規定により退職手当を支給する場合において、その者が在職中特別の功労があつたと認めるときは、その者に対し、その者の俸給の月額の六箇月分を超えない範囲内で、特別の退職手当を支給することができる。

(ヌ) 政府は、第一項の規定により退職手当を支給する場合において、その者が在職中特別の功労があつたと認めるときは、その者に対し、その者の俸給の月額の六箇月分を超えない範囲内で、特別の退職手当を支給することができる。

(ル) 政府は、第一項の規定により退職手当を支給する場合において、その者が在職中特別の功労があつたと認めるときは、その者に対し、その者の俸給の月額の六箇月分を超えない範囲内で、特別の退職手当を支給することができる。

(ヲ) 政府は、第一項の規定により退職手当を支給する場合において、その者が在職中特別の功労があつたと認めるときは、その者に対し、その者の俸給の月額の六箇月分を超えない範囲内で、特別の退職手当を支給することができる。

(ワ) 政府は、第一項の規定により退職手当を支給する場合において、その者が在職中特別の功労があつたと認めるときは、その者に対し、その者の俸給の月額の六箇月分を超えない範囲内で、特別の退職手当を支給することができる。

(カ) 政府は、第一項の規定により退職手当を支給する場合において、その者が在職中特別の功労があつたと認めるときは、その者に対し、その者の俸給の月額の六箇月分を超えない範囲内で、特別の退職手当を支給することができる。

(ヨ) 政府は、第一項の規定により退職手当を支給する場合において、その者が在職中特別の功労があつたと認めるときは、その者に対し、その者の俸給の月額の六箇月分を超えない範囲内で、特別の退職手当を支給することができる。

(タ) 政府は、第一項の規定により退職手当を支給する場合において、その者が在職中特別の功労があつたと認めるときは、その者に対し、その者の俸給の月額の六箇月分を超えない範囲内で、特別の退職手当を支給することができる。

(レ) 政府は、第一項の規定により退職手当を支給する場合において、その者が在職中特別の功労があつたと認めるときは、その者に対し、その者の俸給の月額の六箇月分を超えない範囲内で、特別の退職手当を支給することができる。

(ソ) 政府は、第一項の規定により退職手当を支給する場合において、その者が在職中特別の功労があつたと認めるときは、その者に対し、その者の俸給の月額の六箇月分を超えない範囲内で、特別の退職手当を支給することができる。

(ツ) 政府は、第一項の規定により退職手当を支給する場合において、その者が在職中特別の功労があつたと認めるときは、その者に対し、その者の俸給の月額の六箇月分を超えない範囲内で、特別の退職手当を支給することができる。

(ネ) 政府は、第一項の規定により退職手当を支給する場合において、その者が在職中特別の功労があつたと認めるときは、その者に対し、その者の俸給の月額の六箇月分を超えない範囲内で、特別の退職手当を支給することができる。

(ナ) 政府は、第一項の規定により退職手当を支給する場合において、その者が在職中特別の功労があつたと認めるときは、その者に対し、その者の俸給の月額の六箇月分を超えない範囲内で、特別の退職手当を支給することができる。

(ラ) 政府は、第一項の規定により退職手当を支給する場合において、その者が在職中特別の功労があつたと認めるときは、その者に対し、その者の俸給の月額の六箇月分を超えない範囲内で、特別の退職手当を支給することができる。

(ム) 政府は、第一項の規定により退職手当を支給する場合において、その者が在職中特別の功労があつたと認めるときは、その者に対し、その者の俸給の月額の六箇月分を超えない範囲内で、特別の退職手当を支給することができる。

(ウ) 政府は、第一項の規定により退職手当を支給する場合において、その者が在職中特別の功労があつたと認めるときは、その者に対し、その者の俸給の月額の六箇月分を超えない範囲内で、特別の退職手当を支給することができる。

(ヰ) 政府は、第一項の規定により退職手当を支給する場合において、その者が在職中特別の功労があつたと認めるときは、その者に対し、その者の俸給の月額の六箇月分を超えない範囲内で、特別の退職手当を支給することができる。

(ノ) 政府は、第一項の規定により退職手当を支給する場合において、その者が在職中特別の功労があつたと認めるときは、その者に対し、その者の俸給の月額の六箇月分を超えない範囲内で、特別の退職手当を支給することができる。

(オ) 政府は、第一項の規定により退職手当を支給する場合において、その者が在職中特別の功労があつたと認めるときは、その者に対し、その者の俸給の月額の六箇月分を超えない範囲内で、特別の退職手当を支給することができる。

(ク) 政府は、第一項の規定により退職手当を支給する場合において、その者が在職中特別の功労があつたと認めるときは、その者に対し、その者の俸給の月額の六箇月分を超えない範囲内で、特別の退職手当を支給することができる。

(ケ) 政府は、第一項の規定により退職手当を支給する場合において、その者が在職中特別の功労があつたと認めるときは、その者に対し、その者の俸給の月額の六箇月分を超えない範囲内で、特別の退職手当を支給することができる。

(コ) 政府は、第一項の規定により退職手当を支給する場合において、その者が在職中特別の功労があつたと認めるときは、その者に対し、その者の俸給の月額の六箇月分を超えない範囲内で、特別の退職手当を支給することができる。

(サ) 政府は、第一項の規定により退職手当を支給する場合において、その者が在職中特別の功労があつたと認めるときは、その者に対し、その者の俸給の月額の六箇月分を超えない範囲内で、特別の退職手当を支給することができる。

(シ) 政府は、第一項の規定により退職手当を支給する場合において、その者が在職中特別の功労があつたと認めるときは、その者に対し、その者の俸給の月額の六箇月分を超えない範囲内で、特別の退職手当を支給することができる。

(ス) 政府は、第一項の規定により退職手当を支給する場合において、その者が在職中特別の功労があつたと認めるときは、その者に対し、その者の俸給の月額の六箇月分を超えない範囲内で、特別の退職手当を支給することができる。

(セ) 政府は、第一項の規定により退職手当を支給する場合において、その者が在職中特別の功労があつたと認めるときは、その者に対し、その者の俸給の月額の六箇月分を超えない範囲内で、特別の退職手当を支給することができる。

(ソ) 政府は、第一項の規定により退職手当を支給する場合において、その者が在職中特別の功労があつたと認めるときは、その者に対し、その者の俸給の月額の六箇月分を超えない範囲内で、特別の退職手当を支給することができる。

(タ) 政府は、第一項の規定により退職手当を支給する場合において、その者が在職中特別の功労があつたと認めるときは、その者に対し、その者の俸給の月額の六箇月分を超えない範囲内で、特別の退職手当を支給することができる。

(チ) 政府は、第一項の規定により退職手当を支給する場合において、その者が在職中特別の功労があつたと認めるときは、その者に対し、その者の俸給の月額の六箇月分を超えない範囲内で、特別の退職手当を支給することができる。

(ツ) 政府は、第一項の規定により退職手当を支給する場合において、その者が在職中特別の功労があつたと認めるときは、その者に対し、その者の俸給の月額の六箇月分を超えない範囲内で、特別の退職手当を支給することができる。

(テ) 政府は、第一項の規定により退職手当を支給する場合において、その者が在職中特別の功労があつたと認めるときは、その者に対し、その者の俸給の月額の六箇月分を超えない範囲内で、特別の退職手当を支給することができる。

(ト) 政府は、第一項の規定により退職手当を支給する場合において、その者が在職中特別の功労があつたと認めるときは、その者に対し、その者の俸給の月額の六箇月分を超えない範囲内で、特別の退職手当を支給することができる。

(ナ) 政府は、第一項の規定により退職手当を支給する場合において、その者が在職中特別の功労があつたと認めるときは、その者に対し、その者の俸給の月額の六箇月分を超えない範囲内で、特別の退職手当を支給することができる。

(ニ) 政府は、第一項の規定により退職手当を支給する場合において、その者が在職中特別の功労があつたと認めるときは、その者に対し、その者の俸給の月額の六箇月分を超えない範囲内で、特別の退職手当を支給することができる。

(ヌ) 政府は、第一項の規定により退職手当を支給する場合において、その者が在職中特別の功労があつたと認めるときは、その者に対し、その者の俸給の月額の六箇月分を超えない範囲内で、特別の退職手当を支給することができる。

(ネ

て、責任を以て生産を促進し、割当の現物化に努力すること。

政府の需要その他特に緊急の需要に充てるため已むを得ない場合には、物資担当官庁は需要物資の生産者又は保有者に対し、生産命令、出荷命令、譲渡命令、強制買上等の措置を講ずること。

(四) 公定価格または一般賃銀水準に違反する政府の契約または支払については、その責任の帰属について特別の法制的措置を講ずること。

(五) 正当な政府の支払については、更にこれを促進する措置を講ずると共に政府の支払は自由支払とすること。

(六) 労務用物資の配給その他労務者の確保に必要な措置を講ずること。

(七) 一般流通秩序の確立に努め、政府以外の部門における公価違反をも徹底的に取締ること。

(八) 前各号の厳正な運用を確保するため、物資、物価および労働の各責任官庁のほか、各省、各庁は夫々事業または契約の責任者として所要の監視および監督の責に任ずるものとし、支払および契約等の計画の承認制度、小切手認証制度、法律第六十号による検査制度の活用を図ること。

三、司令部に対して左の事項を懇請すること。

(一) 流通秩序が確立していない現在、政府の支払を完全に公定価格のみによることは、政府の事業を相当困難にする事実のあることは否めないが、政府においては、闇を根絶するため本指令を強力に遵守し、決してこれに違背することのないよう決意しているので、進駐軍関係諸工事および物品調達等において差当り起ることを予想される困難については、能う限り理解ある態度をとられ、その趣旨を出先各軍の末端にまで徹底せしめられたいこと。特に日本側関係者が本指令を忠実に実行する上において摩擦を生ずることのないよう措置せられたいこと。

(二) 進駐軍関係の物資の需要に対しても、闇による入手を根絶するため、すべてこれを司令部の承認を得て決定する物資需給計画に組入れた上、その限度内において供給することと致したいから、右需要量が国民経済全体の見地から見て著しく均衡を失するようなこと、又は実際の命令が右計画の限度を超過して発せられることのないようにせられたいこと。

(三) 進駐軍関係設営工事、施設の維持、補修および運用その他のサービスに要する資材については官給を原則とし、すべて進駐軍用物資として軍用倉庫又は政府倉庫に納められた資材から充足するものとし、一切の作業に関する命令は右資材の範囲内で発せられたいこと。

(四) 政府において本指令を遵守し得るように左の措置をとられたいこと。

(1) 物資需給の困難な日本経済の現況を深く認識され工期および納期は経済速度を考慮して定められたい。

(2) 諸工事および物品調達の計画については少くとも一・四半期前に責任庁に通告し、その計画の円滑な運営を可能ならしめると共に、実際の命令が右の通告された計画を超えて発せられないようにせられたい。

(3) 施工について季節、気候等の条件をも考慮し、適当な時期に命令を発せられたい。

(4) 設計は当初から完全なものとし、設計変更、追加工事等は極力避けられたい。

(五) 納入済物品、完了済または継続中の工事等については、適当な経過的措置を講ずること。

備考

この措置は公団、特別調達庁等についても実施するものとし、これらに対しては、夫々の監督庁において所要の監視または監査の措置を講ずるものとすること。

出所　大蔵省資料Z六二〇―四九。

(15) 政府等の請負契約に基く支払の節減に関する法律案要綱

(昭和二二年一〇月二四日閣議決定)

政府等の請負契約に基く支払の節減に関する法律案要綱

第一　政府、連合国軍その他政令で指定する者のためになされた工事の完成、物資の生産その他の請負に係る給付につき政府に対して対価の請求をしようとする者は、支払請求書に、当該給付に関して使用されたすべての材料及び労務並びに当該給付に関して提供された労務以外のすべての役務につき、材料については、その数量、規格、品質及び価額、労務については、その労務者の職種別の員数及び賃金額、その他の役務については、その対価の内訳を明記しなければならない。但し、材料及び労務以外の役務で契約成立の際その対価について物価統制令に規定する統制額（以下統制額という。）のないもの並びに官給材料等注文者から無償で供給した材料、労務その他の役務については、この限りでない。

第二　第一により支払請求書に記載する事項については、材料の価額及び労務以外の役務の対価は、請負契約成立当時の統制額（契約成立後統制額の改訂があった場合においては、統制額の改訂後使用された材料又は提供された役務については、改訂後の統制額が改訂前の統制額よりも多額であるときは改訂後の統制額、改訂前の統制額が改訂後の統制額よりも多額であるときは改訂前の統制額を超えない限度において政府の同意した価格等の額）を超えない価格等及び約定の数量の範囲内において実際使用された数量若しくは提供された数量により、又、賃金額は、職種ごとに、労務使用当時の標準賃金額（契約成立後標準賃金額の改訂があった場合においては、標準賃金額の改訂後使用された労務については、改訂後の標準賃金額が改訂前の標準賃金額よりも多額であるときは改訂後の標準賃金額を超えない限度において政府の同意した賃金の額）を超えない賃金額及び約定の員数の範囲内において実際使用された員数により計算しなければならない。但し、やむを得ない事由により、政府の同意を得て約定の数量を超える数量の材料若しくは役務が使用された場合には、その同意を得た数量又は員数により、計算しなければならない。

標準賃金額は、主務大臣がこれを定め、官報を以てこれを告示する。

統制額には、物価統制令第三条第一項但書に規定する許可による価格等の額を含み、第一項の統制額の改訂には、価格等の額につき同条第一項但書に規定する許可のあった場合を含む。

第三　第一の支払請求書には、左に掲げる事項を証する書類を添付しなければならない。

一　第一の規定による計算の基礎となった価格、賃金等の額が同項の規定に適合していること。

二　支払請求書に記載された規格、品質及び数量の材料、職種及び員数の労務者並びに労務以外の役務が実際に使用若しくは提供され、又、賃金については支払請求書に記載された額が実際に支払われたこと。（且つ、当該賃金額については、法律により差引かれた金額を除く外その金額を実際に労務者が受け取っていること。）

第四　第一に規定する給付につき政府に対し対価の請求権を有する者は、第一及び第三に規定する適法の書類を政府に提出しなければ、その権利を行使することができない。

政府職員は、第一及び第三に規定する適法の書類の提出がなければ、第一に規定する給付の対価を支払ってはならない。

前二項の規定は、仕事の完成前において対価の一部を支払う旨の特約がある場合における前金払については、これを適用しない。この場合においては、当該給付の対価につき前金払を除く以外の最後の支払の請求をしようとする際、前二項の規定の適用があるものとする。

第五　第一に規定する給付の対価のうち、材料（その対価につき統制額のあるものに限る。）の価額の合計額、賃金の合計額又は、労務以外の役務（その対価につき統制額のあるものに限る。）の対価の合計額を区分し、その各区分について約定金額（価格等又は賃金につき第二の規定による政府の同意を得た場合において、その同意を得た結果に基き約定金額に所要の修正を加えて算定した価額をいう。以下本項中同じ。）が第一の規定による支払請求書に記載された金額を超えているときは、当該支払請求書の提出のあった時において、約定金額は、第一の規定による支払請求書に記載された適法の金額に改訂されたもの

とみなす。

第六　第一に規定する給付を目的とする請負契約の請負人は、契約成立の日から三十日以内に、政府に対し、政令の定めるところにより、当該請負に係る給付の対価の約定金額につき、その詳細の内訳を記載した内訳書を提出しなければならない。

　第一に規定する給付につき予め政府に提出した前項の内訳書に記載された材料の価額、賃金又は労務以外の役務の対価の額は、これを前項の約定金額とみなす。

第七　第一に規定する給付を目的とする請負契約の請負人は、その使用する労務者の就業する事業場ごとに、当該事業場において同項に規定する給付に関し就業する労務者に関する賃金支払簿を備え、これにその使用した労務者の氏名を登録し、その職種、賃金支払額及び本人の受け取った金額を明かにして置かなければならない。

第八　前七項の規定は、左の各号に掲げる給付を目的とする請負には、これを適用しない。

一　第一に規定する給付で契約成立の際その対価につき約定金額の確定していないもの

二　第一に規定する給付でそれ自体の対価につき統制額のあるもの

三　継続的給付で、定期に定額の対価の支払をなすべき旨の契約のあるもの

第九　前八項の規定は、地方公共団体、政令で指定する者のためになされた工事の完成、物資の生産その他の請負に係る給付につきその者に対して対価の請求をしようとする者について、これを準用する。

第十　第一乃至第八の規定は、第一又は第九に規定する請負を元請とする下請による給付につき元請人に対して対価の請求をしようとする者にこれを準用する。

　前項の場合において必要な事項は、政令でこれを定める。

第十一　会計事務を所掌する政府職員（第十の政令で指定する者の職員を含む。）は、何時でも第七の規定による賃金支払簿の開示を求め、又、これに関し説明を求めることができる。

　会計事務を所掌する政府職員は、第一に規定する給付を目的とする請負契約の請負人若しくは下請人その他当該請負に関して調査のため必要があるときは、請負人若しくは下請人その他当該請負に関連して請負人と取引した者に対して質問し、報告を徴し、これらの者の営業場、事業場に臨検し、帳簿、書類その他の物件を検査し又参考人について質問することができる。

第十二　第一に規定する給付につき、同条に掲げる事項について、第一及び第二の規定に違反し、当該違反に係る部分の記載金額が第一及び第二の規定を適用して算出した金額を超えるような支払請求書を政府に提出した者は、これを三年以下の懲役又は十万円以下の罰金に処する。但し、その超過額の三倍が十万円を超えるときは、罰金は、当該超過額の三倍以下とする。

　第九又は第十に規定する給付につき、第九又は第十において準用する第一及び第二の規定に違反し、当該違反に係る部分の記載金額が第九又は第十において準用する第一及び第二の規定を適用して算出した金額を超えるような支払請求書を第九の政令で指定する者又は、第十に規定する元請人に提出した者も、また前項と同様とする。

第十三　第十二の罪を犯した者には、情状により懲役及び罰金を併科することができる。

第十四　第四第二項（第九又は第十において準用する場合を含む。）の規定に違反した者は、これを一年以下の懲役又は一万円以下の罰金に処する。

第十五　左の場合においては、第一、第九又は第十に規定する者はこれを一年以下の懲役又は一万円以下の罰金に処する。

一　第三（第九及び第十において準用する場合を含む。）の規定による書類に虚偽の記載をしたものを、政府、第九の政令で指定する者又は第十に規定する元請人に対して提出したとき

二　第七（第九及び第十において準用する場合を含む。）の規定による賃金支払簿を備え置かないとき又は虚偽の記載をしたものを備え置いたとき

三　第十一第一項の規定による開示又は説明を拒み、妨げ又は忌避したとき

四　第十一第二項の規定による質問に対し答弁をしないとき又は虚偽の答弁をしたとき

五　第十一第二項の規定による報告を怠り又は虚偽の報告をしたとき

六　第十一第二項の規定による検査を拒み、妨げ又は忌避したとき

第十六　法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して第十二及び第十五の違反行為をしたときは、行為者を罰する外その法人又は人に対して同条の罰金刑を科する。

附則

　本件の施行期日は、法律の成立の日から二十日を超えない期間内において、政令でこれを定める。

　本件は、第一に規定する給付につき、本件施行後使用される材料及び労務並びに本件施行後提供される労務以外の役務について、これを適用する。

（下略）

編注　本要綱による法案は、検討の結果「政府に対する不正手段による支払請求の防止等に関する法律案」として一一月一七日に第一国会に提出され、一部修正のうえ昭和二二年一二月一二日、法律第一七一号として公布された。

出所　大蔵省資料Z六二〇―四九。

(16)　製造煙草の定価決定について

（昭和二二年一〇月三一日閣議決定）

　製造煙草の定価決定について

　現下の財政需要に対応し、煙草益金二五九億円の増収を図るため、左記により製造煙草の定価を決定するものとする。

記

一、自由販売品である「ピース」及び「コロナ」を十本当り五〇円（現行三〇円）に値上する。但し、その他の煙草は値上しない。

二、両切紙巻煙草「新生」の新製を行い、これを定価十本当り四〇円として自由販売する。

三、本措置は昭和二十二年十一月一日より実施する。

出所　大蔵省資料Z六二〇―四九。

(17)　昭和二十二年度追加予算成立に至る迄の経緯概要

（昭和二二年一一月一日渉外特報号外）

大蔵省渉外特報（号外）昭和二十二年十一月一日

「昭和二十二年度追加予算成立に至る迄の経緯概要」

渡辺渉外部長記

一、昭和二十二年度追加予算の所要額に関して稍々具体的に論議せられるに至ったのは同年六月の頃である。大蔵省としては六月二十三日には司令部経済科学部ファイナンスディヴィジョンと非公式に話合ひをしたが、その頃司令部は七〇〇億前後の追加予算が必要であらうと云って居った。併し乍ら日米双方共未だ模索の域を出ない話であった。

二、此の頃新物価体系設定の問題を巡って司令部内に於て二つの意見があった。即ちその一は、価格差補助を支出する事によって、物価水準を一定の所に釘付けにすべしとの意見であり、プライスコントロールディヴィジョンが之を主張した。他の一つの主張は若し価格差補助を大規模に行ふ時は財政上の赤字を生じ之がインフレーションの原因となって、再び価格政策が崩れると云ふ健全財政主義に重点を置く考へ方であり、パブリックファイナンスディヴィジョンが、その中心であった。この論争の一応の結論は六月二十五日司令部内の会議に於てつけられ、物価部局の意見が容れられ財政部局の主張は敗れた形であった。この頃、渡辺はファイン博士を訪問して会談をしたことがあるが、その際の印象としては司令部首脳部としては財政計画に関する見透しは未だ極めて漠然たるものであって、新物価政策が財政負担の増加を齎す虞れがあり、それが延いては又物価を昂騰せしめるのではないかとの渡辺の

意見に対して予算の均衡に関しては、その努力の必要は認めるが、充分の自信がない様な口吻であった。

三、大蔵省が正式に昭和二十二年度追加予算に関して司令部と交渉をしたのは七月三日がはじめてであった。この時大蔵省からは、一般会計特別会計を通ずる追加歳出の見込を一、四五〇億円と見込み、之に対し歳入の見込は自然増収二六〇億円、酒税引上げによる増収五〇億円、煙草の値上げに依る増収一〇〇億円、合計四一〇億円位であり、之に物価改定による差益を政府に収納するとしても少くとも一、〇〇〇億円位の赤字を生ずる旨を説明した。之に対し司令部としては、歳出の削減は極めて困難であるから歳入の増加策を極力図る様にと主張し、日本側としては歳出の削減を極力要望したのである。この会議に於ても渡辺は重ねてファイン博士に対し価格差補助によって物価安定帯を作っても一方に財政上の赤字が出たのでは安定は見せかけの安定に終り、再び物価の改定を余儀なくせられるであらうが、この点を如何に考へられるかとファイン博士に質問をしたのであるが、同博士の回答はこの議論には全く同感であるが現在の客観状勢では赤字は已むを得ないのではないかとの意見であった。

四、次いで七月十日栗栖蔵相はマーカット経済科学部長と会談した。その際この前日に閣議に於て論議せられた歳出六四五億、歳入六〇〇億の案を示して司令部の協力を求めた。この原案に対してマーカット代将は若干の批評を行った上研究を約したのであるがバブリックファイナンスディヴィジョンに於ては日本側の原案は全く非現実的な推算に基くものであり財政負担を金融面及び地方財政面に転嫁したに過ぎないとし、真実を国民から蔽ひ隠すものであると非難し、且司令部上層部に於て財政に関して不当に楽観的な空気があるのを本来是正すべきに拘らず却て裏書きする結果となるものであり、かかる提案は甚だ適切ならざるものであると主張した。

之に対して日本側としては徒に大きな赤字を示す事は国民にショックを与へ精神的にもインフレを促進する危険がある事を指摘し又財政の均衡を計る為には単に歳入の増加を図るだけでなく歳出に就て思ひ切った削減を行ふ必要があり旨を強調したのであるが、司令部の一部に於ては、凡ての煙草の配給を停止して之をピース、コロナと同様の値段で売出せば単にそれだけで六八〇億の増収が見込み得るではないかとの意見が主張せられた。

五、日本政府は先づ政府部内の意見を取纏めることとし約七〇〇億の歳入の追加が見込み得るとの前提に立って歳出をその範囲内におさまる様に削減する方針の下に研究を重ね政府部内各省間の折衝を行ったのであるが、七月十七日閣議に於て漸く歳出、歳入共六九二億円の案を得たのである。かくて七月二十一日栗栖蔵相はマーカット代将を訪問し、右の閣議決定案を説明その支持を求めた。その原案に対する司令部の主要なる意見は

(1) 特別利得税は増加所得税の繰返しであり、同意出来ない
(2) 煙草専売による益金の増加、免許税の新設等による思ひ切った増収案を立てるべきである
(3) 復興金融金庫出資一五〇億円は凡て予算に掲上すべきである、又貿易資金の赤字は一般会計より補塡すべきである
(4) 終戦処理費の金額は当然増加が予想される

との四点であった。

その後大蔵省事務当局と司令部ファイナンスディヴィジョンとの間に事務的折衝を重ねたのであるが、意見の相違は相当大きく容易に解決案を得るに至らなかった。特に司令部は特別会計に関する予算案の急速提出を要求し、一般会計、特別会計を通じて健全財政の方針を堅持するに非ざれば意味をなさないとして、特別会計の全部が出揃ふ迄司令部としての意見は申述べ難いとの態度を持した。

六、八月中旬に至り司令部内の追加予算に関する見解は漸く具体的となり、終戦処理費の追加所要額は日本政府案が二〇〇億であったのに対して、司令部案は七〇〇億を見込み、一般会計、特別会計、地方財政及び復興金融金庫を通ずる赤字は日本政府の予想一、五〇〇億円に対して司令部は二、五〇〇億乃至三、〇〇〇億円に達する見込であると云ふ見解が非公式に示された。司令部のこの頃の考へ方は煙草の配給中止、自由売りを始りとしてドラスチックな増収策を実行し乍らも尚且或程度の赤字は已むを得ないとの空気であった。この頃司令部の決定意見をまとめる為司令部内に於て種々交渉が行はれて居った模様であったが丁度その頃輸出入廻転基金の設定を始めとして問題が山積して居った為、容易に進捗を見なかった。然し乍ら一方終戦処理費の削減が行はれない限り財政の破綻が目に見えて居るので司令部首脳部に対してサウンドを行った処、最高首脳部に於ては此の点に付て極めて好意ある態度を有する事が次第に明らかになった。

七、九月九日池田大蔵次官はマーカット代将を訪問して予算審議の促進を要望し国会は再度に亘り会期の延長を行って居る事情も述べてひたすら追加予算の一日も早く議会に提出し得るやう希望を申入れた。九月中旬に至って司令部最高首脳部に於て日本の財政インフレーションの危機に就て大きな危懼をもつ空気が醸成せられ、予算の均衡を図る事が単に国内のインフレーション防止のみならず国際的な日本の経済上の信用を確保する上、極めて大切であるとの主張が強く看取されるに至った。右は最高司令官待従武官たるバンカー大佐の力に俟つ所が少くないと考へられる。此の様な情勢を反映してマーカット代将に於ても予算の均衡方針に就て極めて積極的な意見を示し、九月十七日、栗栖蔵相が同代将に面会した際に於てもこの空気が感ぜられた。併し乍ら依然として司令部側としては歳入の増加に重点を置き、日本側は、歳出の削減に重点を置き、同じ健全財政と云っても、その行き方に於て喰ひ違ひを示したのであった。渡辺は、マーカット代将に対して日本のインフレーションを第一次大戦後のドイツのインフレーションと比較した図表を示して結論として終戦処理費を削減せざる限り日本が悪性インフレーションの爆発に見舞はれる危険がある、かくてはこれ迄に占領軍が成し遂げたあらゆる成果が崩されてしまふ虞れがある事を卒直に申し述べた。マーカット代将は敗戦国たる日本の租税負担を軽減する為に終戦処理費をまけてくれと云ふのは解し得ないと反撥したので、渡辺はこれに対して自分の主張は政治問題に非ずして経済問題であり、冷静な判断によってこの危機を切り抜ける為には終戦処理費の削減以外に方法がない旨を強調した。

八、司令部内に於ける予算審議は九月下旬に至ってやや進捗し、経済科学部内の意見は九月二十三日に一応の結論を得、更に右の案を司令部内の他の部局と協議した上で日本側に提示する予定である旨が伝へられた。この当時に於ける司令部案は歳入歳出共約一、一〇〇億円であり、終戦処理費は四八〇億円に減ぜられた。

九月二十六日恰も渡日中の米陸軍次官ドレーパー氏に旧知の間柄である栗栖大蔵大臣が面会し、同氏の質問に応じて数字を挙げて我が国の財政金融の現情を説明したのであるが、特に追加予算に関して健全財政の維持に関して同氏の助力を求めた処、ドレーパー氏は会談後直にマーカット代将以下を集めて健全財政の貫徹に就て激励を与へ、これが為司令部内に於けるファイナンスディヴィジョン当局の立場が著しく強化せられた。一方大蔵省事務当局と司令部事務当局との交渉も着々進捗して八〇〇億乃至九〇〇億の歳出にて纏まる見込みが強くなって来た。併し乍ら司令部内の最後の結論が容易につかず依然として司令部決定案の提示が為されぬままに日時が経過した。

九、十月六日栗栖大蔵大臣は福田主計局長、前尾主税局長等と共にマーカット代将に会見、予算の決定促進に就て強く申し入れを行ひ同代将も促進を約束した。翌十月七日朝、閣議に於て日本政府の希望数字として第一案歳出七九〇億、第二案歳出八四八億の両案を討議したので同日午後司令部財政当局と大蔵省当局とが交渉した処司令部としては日本政府の第二案たる八四八億案に対し更に七〇億の収入の増加を要求した。この提案に対して大蔵省は終戦処理費を更に三十五億円削減し土地使用税の見返りに地方分与税を十五億円削減し、更に一般歳出の節約二〇億を行ふといふ事務当局案を作成し、翌十月八日池田次官、福田主計局長、前尾主税局長以下司令部と終日に渡って事務的折衝を行った。其の結果、終戦処理費は四一二億円に落着きその他細目に就ても大体見透しを得たのであるが司令部側は二十二年度当初予算に於ける赤字四八億円もこの追加予算によって補塡すべしと主張し之が為、所得税の控除引上げの中止をなすか或は所得税に一割の加算税を附すべしとの主張等もあり結論を得るに至らなかった。

翌十月九日には経済科学部内各部局の全体会議に於て追加予算が審議せられたが、その結論は歳出八六七億、歳入九一五億、所得税の一割加算、煙草収入は一七〇億余とし、又農地改革に関しては手数料を収納すると云ふ案で決定を見た模様である。次いで翌十月十日司令部参謀部に於て経済科学部以外の各部局を加へた全体会議が開催せられ予算案を附議した。その結論は歳出八七三億、歳入九一〇億と云ふ案が決定し、当初予算を通じて一一億だけ赤字となる案であった。この案では所得税は二八〇億、専売益金は一七五億、農地改革の手数料は削除された模様であった。

その会議終了後マーカット代将は右の結論をもって最高司令官に報告を行った所一一億円だけでも赤字を残す事は根本の方針に反するものとして、翌十月十一日更に煙草を値上げする案を練り、歳出八九三億、内終戦処理費三九〇億、歳入九四二億、内専売益金二二六億と云ふ案を司令部案として決定し、之を同日日本側に指示せられた。本案によれば本予算の赤字四八億円を消して尚八〇〇万円の剰余が残る形である。尚本案はミュラー参謀長の署名を得たもので司令部としては正規の手続を経たものであって後に誤伝せられた如きリード氏私案ではない。

十、右の司令部提案に対して日本政府に於ては大蔵省始め安定本部も参加して審議を重ね、十月十三日及び十月十四日の両日に亘り閣議を開き、その結果歳出八〇九億、内終戦処理費三七五億、歳入八三七億の案を得て、翌十月十五日栗栖蔵相及び和田安定本部長官が司令部に赴きこの案を基礎として会談を行った。この日マーカット代将は旅行中の為代理としてライダー大佐が会議を主宰した。この会議には大蔵省事務当局としては予ての打合せにより具体的の数字を出さなかったが、安定本部から前日の閣議に於て決定した具体的の数字を提出し、安定本部よりその内容に就て説明が行はれた。この日本政府案は従来の経過に鑑みる時は到底司令部の承認を得られざる性質のものであると考へられたのであったが、意外にもライダー大佐は殆ど司令部ファイナンスディヴィジョンの意向を充分徴することもなく

(1)　終戦処理費の削減をなさざる事

(2)　砂糖消費税の増加一〇億円を掲上する事

(3)　専売収入を二五億円乃至四〇億円だけ更に増収を図る案を作る事

と云ふ三つの条件で日本案を採択する意図を示した。

右の案によれば歳出は八二四億、歳入八七二億となり、差引四八億の黒字となる勘定である。

十一、翌十月十六日ライダーの意見に基いて日本側としては専売収入二五億円の増収を新生及びピース、コロナを共に三〇円とする事によって確保する事に決定した。一方司令部財政当局リード氏等は、マーカット代将の留守に乗じて安定本部が司令部内の物価当局と脈絡を通じて従来の話合の数字を翻したとして、少からず不満に思って居る様子であった。翌十月十七日は神嘗祭の休日であったが司令部に対して会談を申込んだ処、翌十月十八日午前にマーカット代将が面会したいとの連絡があり、十月十八日栗栖大蔵大臣、和田安本長官はマーカットに会見してライダーの意見に基き会議にて決定せる二五億円増収案を説明した処、マーカット代将は日本側の提案は真のバランスに非ず、最高司令官の指示に反するものなりとして既に承認せられたものと日本側で了解して居ったライダーの決定を翻し、根本の方針は変更し得ざる旨を強調し細部に就ては司令部内の財政担当のリード氏と交渉を行ひ決定すべき旨の指示があった。日本側としてはリード氏と打合せ、十月二十一日迄に回答をなすべき旨を答へ会談を終った。

十二、前日の会談の結果に基いて翌十月十九日日曜日、司令部に於てリード氏を始め司令部財政関係官と日本側大蔵省関係官との会談を行った。この会議には当初大蔵大臣及び安本長官が出席する予定であったが、安本長官がこれを回避した為に大蔵省事務当局のみに於て司令部と交渉を行ったのである。その結果は、十月十一日に司令部より指示せられた案に対して歳出の節約十五億円を見込み、歳入に於て砂糖消費税の増一〇億を掲上し、これによって専売収入を二五億円だけ当初案に比して減少する案を司令部より提示せられた。

右は司令部事務当局としては去る十一日最高司令官の決済を経た案の趣旨を

変更せずして認め得る最大の譲歩なりとの態度を持した。翌十月二十日閣議に於て右の事態に立脚して審議をした処和田安本長官は司令部案は一、八〇〇円水準を破壊するものであるから総理大臣よりマッカーサー元帥に対して更に申入れをなすべしとの主張を行ひ、閣議の空気もこれに傾いたのであった。同日午後栗栖大蔵大臣はルカウント氏及びリード氏を訪問し各項目に就き政府の要望を申述べたのであるが、司令部の態度は前日に変らず強硬なるものがあった。

十三、十月二十一日安定本部方面よりの情報によれば、アルバー氏及びライダー大佐を中心とする意見を押し通し得る見込みありといふ事であったが、一方大蔵省がリード氏から受ける印象は到底その見込みのない有様であるので渡辺は早朝マーカット代将を尋ねその真意を訊した処、真のバランスを得た予算であれば、日本側の主張を入れる余地は充分有して居るけれども、バランスを真に得て居るか否かはリード氏と話しをして決定すべきであり、他の部局の所管ではないとの事であった。渡辺はこの旨を閣議前大蔵大臣に伝へて置いたが、閣議に於ても前日の空気とは異なり司令部との妥協を諒承する事に概ね纏まりかけたのであるが、安本長官は依然として強硬に反対を続けた為和田氏自らマーカット代将に会見してその真意を訊し、その上にて本日中にも閣議を開いて最後の態度を決定する事に仕度いと云ふ結論になった。依って同日午後安本長官はマーカット代将に面会をしたが、結論としてはリード氏を中心とする会談にて事を決すべき旨マーカット代将より指示があった。

右の会談の結果に基いて夜に至って再び臨時閣議を開き、一応歳出八七四億、歳入九三〇億の案を得たのであるが、最後に安本長官は本案は一、八〇〇円水準を翌すものなりとして不賛成を表明し、最高司令官迄総理から抗議を行ふべしとの強硬論を主張、総理より何等かの手段を講ずべき旨の結論に閣議の大勢が決した。

十四、十月二十二日朝、栗栖蔵相はマーカット代将を訪問し昨夜の閣議の模様を話した処、マーカット代将は総理が最高司令官に対して意見を申し入れるのは何等妨げる意志はないけれども、内閣の弱みを広告しに行く様なものであり、現内閣の信頼を害する事になるであらう。又煙草の配給が減らされた事や鉄道運賃引上げに反対であるとか云ふ様な些細な事で総理が一々出掛ける事は、今後重大な問題に就て総理が申し入れをされる場合の効果を少くするであらう。尚又、アメリカは現在肉なし日、卵なし日迄行って海外の援助をやって居る時に、日本の様にアメリカの援助を受けて居る国が、煙草の如き贅沢品に就て総理から抗議をする事は不得策である。こんなことが米本国に伝へられればその与論は日本援助に対して反対するに至るべき事は明瞭である、等々の理由を述べて総理から何等かの措置を採る事は不得策であらうとの話があった。

十五、同夜、大蔵大臣官邸に於て安定本部と大蔵省との合同会議を開き、更に最後の折衝を司令部と行ふ為の原案を作成した。これは従来大蔵省と安定本部とがそれぞれ別個のルートを通じて別個の意見を司令部に申入れて居るが如き印象を与へて居ったので、日本側の戦線を統一する目的でこの処置を行ったのである。

翌十月二十三日朝司令部に至り、日本側に於て大蔵省も安定本部も一体となって司令部のファイナンスディヴィジョンと話しをする事になったから過去の行き掛りを捨てて至急解決案を見出し度い旨を申し入れ、その諒承を得て午後栗栖蔵相、和田安本長官を始め大蔵省及び安定本部の関係官がルカウント氏、リード氏その他と合同の会議を開いて交渉を進めた。その主要な論点は

(1)　貿易資金特別会計繰入

(2)　公共事業費

(3)　復興金融金庫出資

(4)　失業手当

(5)　損保中央会補助

(6)　砂糖消費税

(7)　煙草益金

(8)　鉄道及び通信会計値上げ

等の点であって日本案は歳出八三四億、歳入八八二億の案を主張した。

十六、十月二十四日再び司令部との合同の会議を開き此の日は運輸大臣も参加したのであるが、司令部からA案及びB案の二案を提示せられ、その何れを採用するかは日本側に任せるとの態度に出でた。

A案は大体司令部の従来の主張通りであり歳出八七〇億、歳入九一九億で煙草も運賃も或程度引上げる案である。

B案は一般会計より七五億円を鉄道、通信両特別会計に繰入れる事とし、其の代り煙草をピース五〇円、新生四〇円に値上する案である。その歳出は九二七億、歳入は九七四億である。B案を司令部で作製したのは煙草の値上に比して鉄道運賃の値上の方が一、八〇〇円水準に及ぼす影響が大であり、又日本側のこの点に関する反対意見も強いといふ情勢を織込んだものであって、何れの案も安定本部長官を満足せしめ得ないであらうが、政治的にはB案の方が日本政府として呑み易いのではないかとの判断に基いたものらしかった。日本政府は同日午後七時より臨時閣議を開き、政府は最後の決定をなさんとしたが、和田安本長官は依然として強硬論を主張し、閣内に於ては閣内の統一を図り又政府が連合軍最高司令部に対して最後迄努力したと云う処を示したいといふ考へを有するものもあり、大勢はマーカット代将の憂慮した方向にむけられるに至った。

十七、十月二十五日安定本部に於ては司令部案のA案もB案も何れも承認し難いといふマーカット代将宛の意見書を作成し安定本部総裁たる総理大臣の署名を得て、これを安定本部の都留氏が司令部に持参手交した。この処置に関しては全く大蔵省は協議を受けて居らなかった。総理が最高司令官に対して処置を取る事は外務大臣の反対によって中止したのであるが、和田氏の強硬論に制せられて総理もマーカット代将宛の文書に署名したのである。又、その内容に付ては外務大臣も目を通して居なかった由である。政府に於ては右の手紙に対する回答を待って閣議を開く事として待機して居ったが、容易に回答がなかった。同夜、渡辺は司令部に赴きファイン博士及びマーカット代将に面会した所、マーカット代将は今回の処置に就て甚だ憤慨して居り、日本と連合国とは未だ戦争状態にあるに拘らず、日本の首相が司令部の意見は「ナット・アクセプタブル」(受容れられぬ)といふ様な文句を使って何らの外交辞令もなしに突付けてくると云ふ事は平和条約を前に控えた日本の態度として甚だ遺憾に堪えない、占領軍当局としてはこれ程迄に日本の経済復興の為に食糧の輸入、クレヂットの設定等あらゆる努力を払って来て居るのに煙草の配給が減らされたとかその値段がどうとかといふ事で今回の様な処置を採った事は甚だ遺憾である、司令部としては、充分の妥協性を持って日本政府と話し合ひをする積りであるけれども、根本の方針を変更する事は出来ないと云ふ趣旨の話しがあった。同夜渡辺は栗栖蔵相、小坂政務次官と共に芦田外相を訪ね右の情況を報告した。

十八、十月二十六日朝、司令部の要求に応じて渡辺はマーカット代将を訪ねた所、マーカット代将は今回の日本側の処置に対して極めて辛辣なる難詰をなすと共に日本側の意見は同意出来ないとの趣旨を外交と儀礼との中にくるんで作文する積りであると言ひ回答文を作成中であった。その回答文を渡辺に手交しようとしたので、渡辺は右は総理大臣の秘書官に手交せられるのを可とすべき旨を答へて司令部を辞した。その結果、右回答文は総理大臣秘書官の手を通じて総理にとどけられた。渡辺は更にこの間の事情を片山総理大臣、西尾官房長官、水谷商工大臣、苫米地運輸大臣、三木通信大臣に対して逐一説明した。

右は従来、司令部の考へ方に就て政府部内に兎角、誤解があるやに看取せられたので、その真意を出来得る限り忠実に伝達して置く必要を感じたからである。同日午後五時より関係閣僚会議が開催せられ、B案の採択に大勢決し、更に七時より閣議が開催せられ正式にB案採択の日本政府の態度が確定するに至った。かくて当初の閣議決定以来九十九日目に漸く未曽有の難航を重ねた追加予算問題が落着したのである。

出所　大蔵省資料Z五二六―二―一四。

(18)　生活補給金支給及び集排法をめぐる渡辺渉外部長・マーカット局長会談記録

(昭和二二年一一月二八日渉外特報第二九号)

大蔵省渉外特報(二九)昭和二十二年十一月二十八日

「マーカット代将との会談記録」

渡辺渉外部長記

十一月二十八日渡辺は栗栖蔵相の指示により単独にマーカット代将に会見、大要次の如き会談を行った。

渡辺　今日は二つの問題に付てお話し度い。その一は政府職員に対する生活補給金の問題である。政府は中労委の全逓争議に関する裁定案二・八ヶ月分の生活補給金に関して研究をしたが未だ全面的決定案を得るに至らない。しかし当面の措置として一ヶ月程度の生活補給金を十二月十五日頃迄に政府職員に対して支給する方針を今朝の閣議に於て決定した。これに関する追加予算は具体案に付てあなたの部下と打合せの上今議会に提出し度いと思ふが、取敢えず一ヶ月程度の補給金支給に付て政府より発表をし度いから御諒解を得たい。

マーカット　生活補給金といふが、それは年末賞与のサブダーフューヂ(ごまかし手段)じゃあないのか。年末賞与の考へ方に、われわれが反対なことは貴君も充分知って居らるる通りだ。

渡辺　最近は毎月の給与は各月の一日に支払って居り十二月の中頃には、どうしても少くとも一ヶ月分位は支払はなければならない情勢である。

マーカット　各月の給与を毎月一日に払ふといふことは一体司令部の誰が承認を与えたのであるか。働いてから払ふといふのが当り前ではないか。

渡辺　承認の有無は知らないが、その事実はあなたの部下も知って居る筈である。

マーカット　最近の租税収入不振の状況で、この種の追加予算の財源が見付かるだらうか。

渡辺　詳細は打合せるけれども例へば砂糖消費税の増徴でも二十億は見込み得る。

マーカット　租税収入の確保に付ては自分は非常に大きな関心を有して居る。自分は全財の代表者に面会してその協力を求め度い。全財がその名に於て一定の税には反対だといふが如き運動をして居ることは全く常軌を逸して居る。扨貴君の政府発表に関する提案に関しては自分は部下から充分の情報を与えられる迄は一ヶ月とかいふやうな具体的な点に触れ度くないと思ふ。政府が若しどうしても発表を必要とするならば「政府は中労委の裁定案に対し真剣に研究中であるが、財源その他の点で、まだ結論を得るに至らない」といふ程度にしてほしい。

渡辺　次は集中排除法に関する問題である。過日GSから参議院の黒田委員長に対して審議を一時中止せよとの話があった由であるが、世間に色々の風評があり政府としてその態度を決める必要もあり、差支なき限り、その背景を為す事情に付てお話願ひ度い。

マーカット　之は極秘に願ひ度いが極東委員会指令第二三〇号に付てワシントンに於て二つの批評がある。集中排除は極端なる集中に付てのみ行はるべきであるということ、及びこの措置が社会主義的であるといふことである。(中略)此の問題に対しGSが採った措置に対する説明は自分が今、ホイットニーに電話して置くからそこから聞いて貰ひ度い。

(註)

渡辺は同日直ちにGSを訪問ホイットニー代将の代理としてダーネル中佐に面会した所、同中佐の説明は次の通りであった。

「今回、審議を差止めたのは、新聞紙上に同法に付て修正が考慮せられて居る旨の報道があったのでワシントンに対して問合せを行って居り、その結果若し修正になると議会通過後では工合が悪いから審議を差止めたのである。その結果、今議会で成立しなくとも来議会に審議すればよい。根本方針には何等変更がない。根本方針の変更は、マッカーサー元帥のみが為し得る。」

出所　大蔵省資料Z五〇八―五。

特別手当　　三二　億円
大　三　側
早　青　対　策　　〇・七　四
廊　雑　件　　△　四
予備費の流用　　△　一〇
　計　　三三・一
右に対する財源
　砂糖消費税の増徴　　一〇〇
　所得税の増収　　五
　電力超過料金収入　　八・一

四　専売法違反による罰科金は現在の社会情勢から見て甚だしく低きに失し、

其の他煙草製造工場の取締強化、輸送中及び保管中の事故防止ひ之き関係官庁の協力を得るの外、次三割の実施、配給煙草に対する人員数並の適否、不正の有無等を厳重監視する。

三　原料葉煙草の確保と横流し防止のため、耕作者に対し煙草苗の譲渡、譲受の監視、植付株数の励行、栽数査定、量目査定の厳格化、密耕作の取締等の外、次三割の実施、配給煙草に対する人員数並の適否、不正の有無等を厳重監視する。

二　専売官署簡単位に地方の検察、警察等政府各機構等の協力の下に防犯機構を設置し、防犯の具体的施策の樹立、実行方法の協議、情報の蒐集等に当るとする。

一　防犯協力機構を設置する。

左の措置を実施したならば、

（昭和二十一年一月二十八日閣議了解）

補正第十号予算に関する措置等について（二二、一一、二八閣議諒解）

一、この際取れ、ずの生活として政府職員に対し一ヶ月分の給与に相当する額を特別手当として支給する。

特別手当とは非常に懸隔を生じ、一面切下配給数量が激減したに伴い、生産価格と販売価格とは非常に懸隔を生じ、一面切下配給数量が激減したに伴い、悪質な有売法違反行為は日に増加の傾向にあり、このまま経過せんか所期の専売犯人達成の困難なことは勿論、延いては専売制度の崩壊の端緒を招くおそれがあり、専売事業運営上真に憂慮と云はざるを得ない。よってこの際政府職員の増加手当を特別手当の財源の一部に充用する。

二、この際政府職員と民間との間に於ける給与不均衡の実情に鑑み特に行うものであり一般官吏は政府を確保し、併せて専売行政の円滑な運営と能全な発達を期するため、急速の収入を確保し、

三、通信、鉄道両特別会計に於ける特別手当の財源は一般会計より繰入れるものとするが、一般民間と均衡を失わない様補正することは現行通り。

四、今回会計に提出すべき一般会計補正第十号予算には右特別手当所要額を計上する。

五、補正第十号予算の概要は左の通りとする。

歳出　　（△印は減少）

特別手当　　三二　億円
大　三　側
早　青　対　策　　〇・七　四
廊　雑　件　　△　四
予備費の流用　　△　一〇
　計　　三三・一
右に対する財源
　砂糖消費税の増徴　　一〇〇
　所得税の増収　　五
　電力超過料金収入　　八・一

四　専売法違反による罰科金は現在の社会情勢から見て甚だしく低きに失し、

其の他煙草製造工場の取締強化、輸送中及び保管中の事故防止ひ之き関係官庁の協力を得るの外、次三割の実施、配給煙草に対する人員数並の適否、不正の有無等を厳重監視する。

三　原料葉煙草の確保と横流し防止のため、耕作者に対し煙草苗の譲渡、譲受の監視、植付株数の励行、栽数査定、量目査定の厳格化、密耕作の取締等の外、次三割の実施、配給煙草に対する人員数並の適否、不正の有無等を厳重監視する。

二　専売官署簡単位に地方の検察、警察等政府各機構等の協力の下に防犯機構を設置し、防犯の具体的施策の樹立、実行方法の協議、情報の蒐集等に当るとする。

一　防犯協力機構を設置する。

左の措置を実施したならば、

（昭和二十一年一月二十八日閣議了解）

補正第十号予算に関する措置等について（二二、一一、二八閣議諒解）

一、この際取れ、ずの生活として政府職員に対し一ヶ月分の給与に相当する額を特別手当として支給する。

特別手当とは非常に懸隔を生じ、一面切下配給数量が激減したに伴い、生産価格と販売価格とは非常に懸隔を生じ、一面切下配給数量が激減したに伴い、悪質な有売法違反行為は日に増加の傾向にあり、このまま経過せんか所期の専売犯人達成の困難なことは勿論、延いては専売制度の崩壊の端緒を招くおそれがあり、専売事業運営上真に憂慮と云はざるを得ない。よってこの際政府職員の増加手当を特別手当の財源の一部に充用する。

二、この際政府職員と民間との間に於ける給与不均衡の実情に鑑み特に行うものであり一般官吏は政府を確保し、併せて専売行政の円滑な運営と能全な発達を期するため、急速の収入を確保し、

三、通信、鉄道両特別会計に於ける特別手当の財源は一般会計より繰入れるものとするが、一般民間と均衡を失わない様補正することは現行通り。

四、今回会計に提出すべき一般会計補正第十号予算には右特別手当所要額を計上する。

五、補正第十号予算の概要は左の通りとする。

歳出　　（△印は減少）

（19）補正第十号予算に関する措置等について

（昭和二十一年一月二十八日閣議了解）

出所　大蔵省資料Z五〇―一―一

一、三三

（20）専売収入の確保対策

専売収入の確保対策

財政上の緊急需要に応ずる為、煙草の販売価格は画期的に引上げられ、生産価格と販売価格とは非常に懸隔を生じ、一面切下配給数量が激減したに伴い、悪質な専売法違反行為は日に増加の傾向にあり、このまま経過せんか所期の専売犯人達成の困難なことは勿論、延いては専売制度の崩壊の端緒を招くおそれがあり、専売事業運営上真に憂慮と云はざるを得ない。よってこの際政府職員の増加手当を特別手当の財源の一部に充用する。

二、この際政府職員と民間との間に於ける給与不均衡の実情に鑑み特に行うものであり一般官吏は政府を確保し、併せて専売行政の円滑な運営と能全な発達を期するため、急速の収入を確保し、

三、通信、鉄道両特別会計に於ける特別手当の財源は一般会計より繰入れるものとするが、一般民間と均衡を失わない様補正することは現行通り。

四、今回会計に提出すべき一般会計補正第十号予算には右特別手当所要額を計上する。

五、補正第十号予算の概要は左の通りとする。

歳出　　（△印は減少）

出所　大蔵省資料Z五〇―一―一

本年末に於ける財政金融対策（二二、一一、五）

一、国家財政
（イ）歳　入
（1）統制運動の強力な展開と相俟ち闇経済の整理促進、所得税の追加減定及び法人税率の引上げ
（2）ヒューマニズムの見地より租税収入を確ち保する為に国民生活最低保障の為の諸施策の実施
（3）価格差補給金の財源を総出力をもって確保
（4）貨幣問題、公団保有ストックの売払可能なものをもって歳入の確保

出所　大蔵省資料Z五〇―一―一

（21）昭和二十年末に於ける財政金融対策

（昭和二十一年一一月五日）

予防及鎮圧の目的を達するにおいては不可能であるが、この際個別を強化して、って違反行為に対し損失を未然に防止すること。

五　煙草及び塩の配給に当り、官庁統制の弊を是正し、闇物資調整法に基いて配給統制を実施することとして、これに伴う配給機構の整備を行い、小売人に対する指導を図る為、専務の改善、配給機構の整備に必要な措置は之を一箇月分の経費を以て支給すること。

（ロ）歳　出

（1）昭和二十年度歳入不足補塡のため、大蔵省証券の発行を行うこと。

（2）中央統制経済に関する措置は之をすべて昭和二十一箇月分の経費を以て支給すること。

二、地方財政

（イ）地方財政の歳入及び歳出の全般に亘り国家財政の方針に準拠せしむる為、地方税の税率、税目、税率の人員について、昭和二十二年度予算の編成に当っては、所要の人員について十月十四日閣議決定（昭和二十二年度予算の編成に当っては、所要の人員について十月十四日閣議決定）の趣旨を徹底する

合して

○・八月分一時金　　二二億円

給与基準引上（仮に二、四〇〇円ベースとして）

一五億円

一七億円

（ハ）増加額について

支出における

○・八月分一時金及び給与基準引上分は大体差異はないが外に給与

の引上げに伴う利潤を一〇％と見込むときは増加額

計　　七三・五億円

鉄道業務運営　　三六・五億円

通信　　一一・五億円

鉄道貨物運営　　一五・五億円

（ロ）本年度内の増収額を推算するとおおむね次の通りである。

鉄道旅客運賃　　平均一二割引上

鉄道貨物運賃　　平均二〇割引上

（鉄道旅客及び貨物運賃の平均引上率は一四割三）

通信料金　　平均一五割引上

（鉄道の旅客及び貨物の各運賃収入の割合は従来の実績及び今後の見透から大体七対三として計算した。）

（イ）増収額について

支出における

○・八月分一時金及び給与基準引上分は大体差異はないが外に給与

の引上げに伴う利潤を一〇％と見込むときは増収額

計　　七三・五億円①

通信　　一一・五億円

鉄道貨物運営　　一五・五億円

鉄道業務運営　　三六・五億円

（ロ）本年度内の増収額を推算するとおおむね次の通りである。

鉄道旅客運賃　　平均一二割引上

鉄道貨物運賃　　平均二〇割引上

通信料金　　平均一五割引上

（鉄道旅客及び貨物運賃の平均引上率は一四割三）

（ハ）鉄道旅客及び貨物運賃の各運賃収入の割合は従来の実績及び今後の見透から大体七対三として計算した。

（ニ）増収額について

支出における○・八月分一時金及び給与基準引上分は大体差異はないが外に給与

の引上げに伴う利潤を一〇％と見込むときは増収額

計　　七三・五億円

通信　　一一・五億円

鉄道貨物運営　　一五・五億円

鉄道業務運営　　三六・五億円

（ホ）本年度内の増収額を推算するとおおむね次の通りである。

鉄道旅客運賃　　平均一二割引上

鉄道貨物運賃　　平均二〇割引上

通信料金　　平均一五割引上

（鉄道旅客及び貨物運賃の平均引上率は一四割三）

（ヘ）鉄道旅客及び貨物運賃の各運賃収入の割合は従来の実績及び今後の見透から大体七対三として計算した。

（ト）増収額について

支出における○・八月分一時金及び給与基準引上分は大体差異はないが外に給与

の引上げに伴う利潤を一〇％と見込むときは増収額

計　　七三・五億円①

通信　　一一・五億円

鉄道貨物運営　　一五・五億円

鉄道業務運営　　三六・五億円

（チ）本年度内の増収額を推算するとおおむね次の通りである。

鉄道旅客運賃　　平均一二割引上

鉄道貨物運賃　　平均二〇割引上

通信料金　　平均一五割引上

（鉄道旅客及び貨物運賃の平均引上率は一四割三）

（リ）鉄道旅客及び貨物運賃の各運賃収入の割合は従来の実績及び今後の見透から大体七対三として計算した。

（ヌ）増収額について

支出における○・八月分一時金及び給与基準引上分は大体差異はないが外に給与

の引上げに伴う利潤を一〇％と見込むときは増収額

計　　七三・五億円①

通信　　一一・五億円

鉄道貨物運営　　一五・五億円

鉄道業務運営　　三六・五億円

（ル）本年度内の増収額を推算するとおおむね次の通りである。

鉄道旅客運賃　　平均一二割引上

鉄道貨物運賃　　平均二〇割引上

通信料金　　平均一五割引上

（鉄道旅客及び貨物運賃の平均引上率は一四割三）

（ヲ）鉄道旅客及び貨物運賃の各運賃収入の割合は従来の実績及び今後の見透から大体七対三として計算した。

（ワ）増収額について

支出における○・八月分一時金及び給与基準引上分は大体差異はないが外に給与

の引上げに伴う利潤を一〇％と見込むときは増収額

計　　七三・五億円①

通信　　一一・五億円

鉄道貨物運営　　一五・五億円

鉄道業務運営　　三六・五億円

（カ）本年度内の増収額を推算するとおおむね次の通りである。

鉄道旅客運賃　　平均一二割引上

鉄道貨物運賃　　平均二〇割引上

通信料金　　平均一五割引上

（鉄道旅客及び貨物運賃の平均引上率は一四割三）

（ヨ）鉄道旅客及び貨物運賃の各運賃収入の割合は従来の実績及び今後の見透から大体七対三として計算した。

（タ）増収額について

支出における○・八月分一時金及び給与基準引上分は大体差異はないが外に給与

の引上げに伴う利潤を一〇％と見込むときは増収額

計　　七三・五億円①

通信　　一一・五億円

鉄道貨物運営　　一五・五億円

鉄道業務運営　　三六・五億円

（レ）本年度内の増収額を推算するとおおむね次の通りである。

鉄道旅客運賃　　平均一二割引上

鉄道貨物運賃　　平均二〇割引上

通信料金　　平均一五割引上

（鉄道旅客及び貨物運賃の平均引上率は一四割三）

（ソ）鉄道旅客及び貨物運賃の各運賃収入の割合は従来の実績及び今後の見透から大体七対三として計算した。

（ツ）増収額について

支出における○・八月分一時金及び給与基準引上分は大体差異はないが外に給与

の引上げに伴う利潤を一〇％と見込むときは増収額

計　　七三・五億円①

通信　　一一・五億円

鉄道貨物運営　　一五・五億円

鉄道業務運営　　三六・五億円

（ネ）本年度内の増収額を推算するとおおむね次の通りである。

鉄道旅客運賃　　平均一二割引上

鉄道貨物運賃　　平均二〇割引上

通信料金　　平均一五割引上

（鉄道旅客及び貨物運賃の平均引上率は一四割三）

（ナ）鉄道旅客及び貨物運賃の各運賃収入の割合は従来の実績及び今後の見透から大体七対三として計算した。

（ラ）増収額について

支出における○・八月分一時金及び給与基準引上分は大体差異はないが外に給与

の引上げに伴う利潤を一〇％と見込むときは増収額

計　　七三・五億円①

通信　　一一・五億円

鉄道貨物運営　　一五・五億円

鉄道業務運営　　三六・五億円

（ム）本年度内の増収額を推算するとおおむね次の通りである。

鉄道旅客運賃　　平均一二割引上

鉄道貨物運賃　　平均二〇割引上

通信料金　　平均一五割引上

（鉄道旅客及び貨物運賃の平均引上率は一四割三）

（ウ）鉄道旅客及び貨物運賃の各運賃収入の割合は従来の実績及び今後の見透から大体七対三として計算した。

（ヰ）増収額について

支出における○・八月分一時金及び給与基準引上分は大体差異はないが外に給与

の引上げに伴う利潤を一〇％と見込むときは増収額

計　　七三・五億円①

通信　　一一・五億円

鉄道貨物運営　　一五・五億円

鉄道業務運営　　三六・五億円

（ノ）本年度内の増収額を推算するとおおむね次の通りである。

鉄道旅客運賃　　平均一二割引上

鉄道貨物運賃　　平均二〇割引上

通信料金　　平均一五割引上

（鉄道旅客及び貨物運賃の平均引上率は一四割三）

（オ）鉄道旅客及び貨物運賃の各運賃収入の割合は従来の実績及び今後の見透から大体七対三として計算した。

（ク）増収額について

支出における○・八月分一時金及び給与基準引上分は大体差異はないが外に給与

の引上げに伴う利潤を一〇％と見込むときは増収額

計　　七三・五億円①

通信　　一一・五億円

鉄道貨物運営　　一五・五億円

鉄道業務運営　　三六・五億円

（ケ）本年度内の増収額を推算するとおおむね次の通りである。

鉄道旅客運賃　　平均一二割引上

鉄道貨物運賃　　平均二〇割引上

通信料金　　平均一五割引上

（鉄道旅客及び貨物運賃の平均引上率は一四割三）

（コ）鉄道旅客及び貨物運賃の各運賃収入の割合は従来の実績及び今後の見透から大体七対三として計算した。

（サ）増収額について

支出における○・八月分一時金及び給与基準引上分は大体差異はないが外に給与

の引上げに伴う利潤を一〇％と見込むときは増収額

計　　七三・五億円①

通信　　一一・五億円

鉄道貨物運営　　一五・五億円

鉄道業務運営　　三六・五億円

（シ）本年度内の増収額を推算するとおおむね次の通りである。

鉄道旅客運賃　　平均一二割引上

鉄道貨物運賃　　平均二〇割引上

通信料金　　平均一五割引上

（鉄道旅客及び貨物運賃の平均引上率は一四割三）

（ス）鉄道旅客及び貨物運賃の各運賃収入の割合は従来の実績及び今後の見透から大体七対三として計算した。

（セ）増収額について

支出における○・八月分一時金及び給与基準引上分は大体差異はないが外に給与

の引上げに伴う利潤を一〇％と見込むときは増収額

計　　七三・五億円①

通信　　一一・五億円

鉄道貨物運営　　一五・五億円

鉄道業務運営　　三六・五億円

（ソ）本年度内の増収額を推算するとおおむね次の通りである。

鉄道旅客運賃　　平均一二割引上

鉄道貨物運賃　　平均二〇割引上

通信料金　　平均一五割引上

（鉄道旅客及び貨物運賃の平均引上率は一四割三）

（タ）鉄道旅客及び貨物運賃の各運賃収入の割合は従来の実績及び今後の見透から大体七対三として計算した。

（チ）増収額について

支出における○・八月分一時金及び給与基準引上分は大体差異はないが外に給与

の引上げに伴う利潤を一〇％と見込むときは増収額

計　　七三・五億円①

通信　　一一・五億円

鉄道貨物運営　　一五・五億円

鉄道業務運営　　三六・五億円

（ツ）本年度内の増収額を推算するとおおむね次の通りである。

鉄道旅客運賃　　平均一二割引上

鉄道貨物運賃　　平均二〇割引上

通信料金　　平均一五割引上

（鉄道旅客及び貨物運賃の平均引上率は一四割三）

（テ）鉄道旅客及び貨物運賃の各運賃収入の割合は従来の実績及び今後の見透から大体七対三として計算した。

（ト）増収額について

支出における○・八月分一時金及び給与基準引上分は大体差異はないが外に給与

の引上げに伴う利潤を一〇％と見込むときは増収額

計　　七三・五億円①

通信　　一一・五億円

鉄道貨物運営　　一五・五億円

鉄道業務運営　　三六・五億円

（ナ）本年度内の増収額を推算するとおおむね次の通りである。

鉄道旅客運賃　　平均一二割引上

鉄道貨物運賃　　平均二〇割引上

通信料金　　平均一五割引上

（鉄道旅客及び貨物運賃の平均引上率は一四割三）

（ニ）鉄道旅客及び貨物運賃の各運賃収入の割合は従来の実績及び今後の見透から大体七対三として計算した。

（ヌ）増収額について

支出における○・八月分一時金及び給与基準引上分は大体差異はないが外に給与

の引上げに伴う利潤を一〇％と見込むときは増収額

計　　七三・五億円①

通信　　一一・五億円

鉄道貨物運営　　一五・五億円

鉄道業務運営　　三六・五億円

（ネ）本年度内の増収額を推算するとおおむね次の通りである。

鉄道旅客運賃　　平均一二割引上

鉄道貨物運賃　　平均二〇割引上

通信料金　　平均一五割引上

（鉄道旅客及び貨物運賃の平均引上率は一四割三）

（ノ）鉄道旅客及び貨物運賃の各運賃収入の割合は従来の実績及び今後の見透から大体七対三として計算した。

（ハ）増収額について

支出における○・八月分一時金及び給与基準引上分は大体差異はないが外に給与

の引上げに伴う利潤を一〇％と見込むときは増収額

計　　七三・五億円①

通信　　一一・五億円

鉄道貨物運営　　一五・五億円

鉄道業務運営　　三六・五億円

（ヒ）本年度内の増収額を推算するとおおむね次の通りである。

鉄道旅客運賃　　平均一二割引上

鉄道貨物運賃　　平均二〇割引上

通信料金　　平均一五割引上

（鉄道旅客及び貨物運賃の平均引上率は一四割三）

（フ）鉄道旅客及び貨物運賃の各運賃収入の割合は従来の実績及び今後の見透から大体七対三として計算した。

（ヘ）増収額について

支出における○・八月分一時金及び給与基準引上分は大体差異はないが外に給与

の引上げに伴う利潤を一〇％と見込むときは増収額

計　　七三・五億円①

通信　　一一・五億円

鉄道貨物運営　　一五・五億円

鉄道業務運営　　三六・五億円

（ホ）本年度内の増収額を推算するとおおむね次の通りである。

鉄道旅客運賃　　平均一二割引上

鉄道貨物運賃　　平均二〇割引上

通信料金　　平均一五割引上

（鉄道旅客及び貨物運賃の平均引上率は一四割三）

（マ）鉄道旅客及び貨物運賃の各運賃収入の割合は従来の実績及び今後の見透から大体七対三として計算した。

（ミ）増収額について

支出における○・八月分一時金及び給与基準引上分は大体差異はないが外に給与

の引上げに伴う利潤を一〇％と見込むときは増収額

計　　七三・五億円①

通信　　一一・五億円

鉄道貨物運営　　一五・五億円

鉄道業務運営　　三六・五億円

（ム）本年度内の増収額を推算するとおおむね次の通りである。

鉄道旅客運賃　　平均一二割引上

鉄道貨物運賃　　平均二〇割引上

通信料金　　平均一五割引上

（鉄道旅客及び貨物運賃の平均引上率は一四割三）

（メ）鉄道旅客及び貨物運賃の各運賃収入の割合は従来の実績及び今後の見透から大体七対三として計算した。

（モ）増収額について

支出における○・八月分一時金及び給与基準引上分は大体差異はないが外に給与

の引上げに伴う利潤を一〇％と見込むときは増収額

計　　七三・五億円①

通信　　一一・五億円

鉄道貨物運営　　一五・五億円

鉄道業務運営　　三六・五億円

（ヤ）本年度内の増収額を推算するとおおむね次の通りである。

鉄道旅客運賃　　平均一二割引上

鉄道貨物運賃　　平均二〇割引上

通信料金　　平均一五割引上

（鉄道旅客及び貨物運賃の平均引上率は一四割三）

（ユ）鉄道旅客及び貨物運賃の各運賃収入の割合は従来の実績及び今後の見透から大体七対三として計算した。

（ヨ）増収額について

支出における○・八月分一時金及び給与基準引上分は大体差異はないが外に給与

の引上げに伴う利潤を一〇％と見込むときは増収額

計　　七三・五億円①

通信　　一一・五億円

鉄道貨物運営　　一五・五億円

鉄道業務運営　　三六・五億円

（ラ）本年度内の増収額を推算するとおおむね次の通りである。

鉄道旅客運賃　　平均一二割引上

鉄道貨物運賃　　平均二〇割引上

通信料金　　平均一五割引上

（鉄道旅客及び貨物運賃の平均引上率は一四割三）

（リ）鉄道旅客及び貨物運賃の各運賃収入の割合は従来の実績及び今後の見透から大体七対三として計算した。

（ル）増収額について

支出における○・八月分一時金及び給与基準引上分は大体差異はないが外に給与

の引上げに伴う利潤を一〇％と見込むときは増収額

計　　七三・五億円①

通信　　一一・五億円

鉄道貨物運営　　一五・五億円

鉄道業務運営　　三六・五億円

（レ）本年度内の増収額を推算するとおおむね次の通りである。

鉄道旅客運賃　　平均一二割引上

鉄道貨物運賃　　平均二〇割引上

通信料金　　平均一五割引上

（鉄道旅客及び貨物運賃の平均引上率は一四割三）

（ソ）鉄道旅客及び貨物運賃の各運賃収入の割合は従来の実績及び今後の見透から大体七対三として計算した。

（ツ）増収額について

支出における○・八月分一時金及び給与基準引上分は大体差異はないが外に給与

の引上げに伴う利潤を一〇％と見込むときは増収額

計　　七三・五億円①

通信　　一一・五億円

鉄道貨物運営　　一五・五億円

鉄道業務運営　　三六・五億円

（ネ）本年度内の増収額を推算するとおおむね次の通りである。

鉄道旅客運賃　　平均一二割引上

鉄道貨物運賃　　平均二〇割引上

通信料金　　平均一五割引上

（鉄道旅客及び貨物運賃の平均引上率は一四割三）

（ナ）鉄道旅客及び貨物運賃の各運賃収入の割合は従来の実績及び今後の見透から大体七対三として計算した。

（ラ）増収額について

支出における○・八月分一時金及び給与基準引上分は大体差異はないが外に給与

の引上げに伴う利潤を一〇％と見込むときは増収額

計　　七三・五億円①

通信　　一一・五億円

鉄道貨物運営　　一五・五億円

鉄道業務運営　　三六・五億円

（ム）本年度内の増収額を推算するとおおむね次の通りである。

鉄道旅客運賃　　平均一二割引上

鉄道貨物運賃　　平均二〇割引上

通信料金　　平均一五割引上

（鉄道旅客及び貨物運賃の平均引上率は一四割三）

（ウ）鉄道旅客及び貨物運賃の各運賃収入の割合は従来の実績及び今後の見透から大体七対三として計算した。

（ヰ）増収額について

支出における○・八月分一時金及び給与基準引上分は大体差異はないが外に給与

の引上げに伴う利潤を一〇％と見込むときは増収額

計　　七三・五億円①

通信　　一一・五億円

鉄道貨物運営　　一五・五億円

鉄道業務運営　　三六・五億円

（ノ）本年度内の増収額を推算するとおおむね次の通りである。

鉄道旅客運賃　　平均一二割引上

鉄道貨物運賃　　平均二〇割引上

通信料金　　平均一五割引上

（鉄道旅客及び貨物運賃の平均引上率は一四割三）

（オ）鉄道旅客及び貨物運賃の各運賃収入の割合は従来の実績及び今後の見透から大体七対三として計算した。

（ク）増収額について

支出における○・八月分一時金及び給与基準引上分は大体差異はないが外に給与

の引上げに伴う利潤を一〇％と見込むときは増収額

計　　七三・五億円①

通信　　一一・五億円

鉄道貨物運営　　一五・五億円

鉄道業務運営　　三六・五億円

（ケ）本年度内の増収額を推算するとおおむね次の通りである。

鉄道旅客運賃　　平均一二割引上

鉄道貨物運賃　　平均二〇割引上

通信料金　　平均一五割引上

（鉄道旅客及び貨物運賃の平均引上率は一四割三）

（コ）鉄道旅客及び貨物運賃の各運賃収入の割合は従来の実績及び今後の見透から大体七対三として計算した。

（サ）増収額について

支出における○・八月分一時金及び給与基準引上分は大体差異はないが外に給与

の引上げに伴う利潤を一〇％と見込むときは増収額

計　　七三・五億円①

通信　　一一・五億円

鉄道貨物運営　　一五・五億円

鉄道業務運営　　三六・五億円

（シ）本年度内の増収額を推算するとおおむね次の通りである。

鉄道旅客運賃　　平均一二割引上

鉄道貨物運賃　　平均二〇割引上

通信料金　　平均一五割引上

（鉄道旅客及び貨物運賃の平均引上率は一四割三）

（ス）鉄道旅客及び貨物運賃の各運賃収入の割合は従来の実績及び今後の見透から大体七対三として計算した。

（セ）増収額について

支出における○・八月分一時金及び給与基準引上分は大体差異はないが外に給与

の引上げに伴う利潤を一〇％と見込むときは増収額

計　　七三・五億円①

通信　　一一・五億円

鉄道貨物運営　　一五・五億円

鉄道業務運営　　三六・五億円

（ソ）本年度内の増収額を推算するとおおむね次の通りである。

鉄道旅客運賃　　平均一二割引上

鉄道貨物運賃　　平均二〇割引上

通信料金　　平均一五割引上

（鉄道旅客及び貨物運賃の平均引上率は一四割三）

（タ）鉄道旅客及び貨物運賃の各運賃収入の割合は従来の実績及び今後の見透から大体七対三として計算した。

（チ）増収額について

支出における○・八月分一時金及び給与基準引上分は大体差異はないが外に給与

の引上げに伴う利潤を一〇％と見込むときは増収額

計　　七三・五億円①

通信　　一一・五億円

鉄道貨物運営　　一五・五億円

鉄道業務運営　　三六・五億円

（ト

尾をすること。当所得税の増加に伴う地方税分与金五億三千万円の計

で四十〇億円以上の不足をきたすものであって、この面よりする通信料金改

定が適切の改正を回避して生活補給金を出ることは考えられないところで

ある。

昭和二十二年度の歳入予算

従って財政の収支を合せるときは、歳出について徹底的圧縮を行うが当該

算定入っていることを留意すべきである。

昭和二十二年度の歳入予算の実行状況を見るに租税収入については見積の過

大に失したところ、労働攻勢の激烈、常綿の繊由等の徴税もよりも、収悪の易合

も少一般会計よりする財源を繰入れたが、古のような一般会計の収支の状況よ

ってみ、今後に於ける給与改善費増について、更うに現在予算上繰入を予定しているが分担

繰尾をしたがれば一般会計の均衡は得られない。

ことは到底考えられない、歳入を予算上繰入を予定しているが分担

従て給与改善費、或は今後の物価改訂に伴う経営費、公共同会計にあって通信料金の引

上によって支弁しなければならないが、前回一般会計よりの財源を繰入れたのは

物価体系の関係を考慮したのであるが、物価体系の改訂は年度の四分の三を経過した時期

を繰込んで通貨料金の改訂を行い、夫々の会計の給与改善費の財源に充て

るとせば、一般会計よりの繰入は殆んどないと思う。

物価体系改訂の困難性、従て通信料金、鉄道運賃の値上の問題の如きも大筋

給金についてのみ体会計ベースで経由を変ずる場合二三四億円であるが、その金額は前述の

如く一般会計、地方団体、通信鉄道分を合せ二三四億円であるが、これに対し出

全部一般会計の負担でないとしても

（輸出の不振による減

（ウ）特価還の引上　五億円

（エ）官易貨金の赤字の減

（エ）官易貨金の赤字の減

（オ）生活保護費の不用額　四億

（カ）住宅対策費　二億

（キ）災害復旧費　一億

（ク）食糧増産費　一億

（ケ）農業改良普及費　一億

（コ）農業共済事業費　一億

（サ）農業経営改善資金利子補給金　一億

（シ）農業構造改善事業費　一億

（ス）農業基盤整備事業費　一億

（セ）農業生産振興費　一億

（ソ）農業災害補償費　一億

（タ）農業委員会等費　一億

（チ）農業改良普及事業費　一億

（ツ）農業経営改善資金利子補給金　一億

（テ）農業構造改善事業費　一億

（ト）農業基盤整備事業費　一億

（ナ）農業生産振興費　一億

（ニ）農業災害補償費　一億

（ヌ）農業委員会等費　一億

（ネ）農業改良普及事業費　一億

（ノ）農業経営改善資金利子補給金　一億

（ハ）農業構造改善事業費　一億

（ヒ）農業基盤整備事業費　一億

（フ）農業生産振興費　一億

（ヘ）農業災害補償費　一億

（ホ）農業委員会等費　一億

（マ）農業改良普及事業費　一億

（ミ）農業経営改善資金利子補給金　一億

（ム）農業構造改善事業費　一億

（メ）農業基盤整備事業費　一億

（モ）農業生産振興費　一億

（ヤ）農業災害補償費　一億

（ユ）農業委員会等費　一億

（ヨ）農業改良普及事業費　一億

（ラ）農業経営改善資金利子補給金　一億

（リ）農業構造改善事業費　一億

（ル）農業基盤整備事業費　一億

（レ）農業生産振興費　一億

（ロ）農業災害補償費　一億

（ワ）農業委員会等費　一億

（ヰ）農業改良普及事業費　一億

（ヱ）農業経営改善資金利子補給金　一億

（ヲ）農業構造改善事業費　一億

（ン）農業基盤整備事業費　一億

（ア）農業生産振興費　一億

（イ）農業災害補償費　一億

（ウ）農業委員会等費　一億

（エ）農業改良普及事業費　一億

（オ）農業経営改善資金利子補給金　一億

（カ）農業構造改善事業費　一億

（キ）農業基盤整備事業費　一億

（ク）農業生産振興費　一億

（ケ）農業災害補償費　一億

（コ）農業委員会等費　一億

（サ）農業改良普及事業費　一億

（シ）農業経営改善資金利子補給金　一億

（ス）農業構造改善事業費　一億

（セ）農業基盤整備事業費　一億

（ソ）農業生産振興費　一億

（タ）農業災害補償費　一億

（チ）農業委員会等費　一億

（ツ）農業改良普及事業費　一億

（テ）農業経営改善資金利子補給金　一億

（ト）農業構造改善事業費　一億

（ナ）農業基盤整備事業費　一億

（ニ）農業生産振興費　一億

（ヌ）農業災害補償費　一億

（ネ）農業委員会等費　一億

（ノ）農業改良普及事業費　一億

（ハ）農業経営改善資金利子補給金　一億

（ヒ）農業構造改善事業費　一億

（フ）農業基盤整備事業費　一億

（ヘ）農業生産振興費　一億

（ホ）農業災害補償費　一億

（マ）農業委員会等費　一億

（ミ）農業改良普及事業費　一億

（ム）農業経営改善資金利子補給金　一億

（メ）農業構造改善事業費　一億

（モ）農業基盤整備事業費　一億

（ヤ）農業生産振興費　一億

（ユ）農業災害補償費　一億

（ヨ）農業委員会等費　一億

（ラ）農業改良普及事業費　一億

（リ）農業経営改善資金利子補給金　一億

（ル）農業構造改善事業費　一億

（レ）農業基盤整備事業費　一億

（ロ）農業生産振興費　一億

（ワ）農業災害補償費　一億

（ヰ）農業委員会等費　一億

（ヱ）農業改良普及事業費　一億

（ヲ）農業経営改善資金利子補給金　一億

（ン）農業構造改善事業費　一億

（ア）農業基盤整備事業費　一億

（イ）農業生産振興費　一億

（ウ）農業災害補償費　一億

（エ）農業委員会等費　一億

（オ）農業改良普及事業費　一億

（カ）農業経営改善資金利子補給金　一億

（キ）農業構造改善事業費　一億

（ク）農業基盤整備事業費　一億

（ケ）農業生産振興費　一億

（コ）農業災害補償費　一億

（サ）農業委員会等費　一億

（シ）農業改良普及事業費　一億

（ス）農業経営改善資金利子補給金　一億

（セ）農業構造改善事業費　一億

（ソ）農業基盤整備事業費　一億

（タ）農業生産振興費　一億

（チ）農業災害補償費　一億

（ツ）農業委員会等費　一億

（テ）農業改良普及事業費　一億

（ト）農業経営改善資金利子補給金　一億

（ナ）農業構造改善事業費　一億

（ニ）農業基盤整備事業費　一億

（ヌ）農業生産振興費　一億

（ネ）農業災害補償費　一億

（ノ）農業委員会等費　一億

（ハ）農業改良普及事業費　一億

（ヒ）農業経営改善資金利子補給金　一億

（フ）農業構造改善事業費　一億

（ヘ）農業基盤整備事業費　一億

（ホ）農業生産振興費　一億

（マ）農業災害補償費　一億

（ミ）農業委員会等費　一億

（ム）農業改良普及事業費　一億

（メ）農業経営改善資金利子補給金　一億

（モ）農業構造改善事業費　一億

（ヤ）農業基盤整備事業費　一億

（ユ）農業生産振興費　一億

（ヨ）農業災害補償費　一億

（ラ）農業委員会等費　一億

（リ）農業改良普及事業費　一億

（ル）農業経営改善資金利子補給金　一億

（レ）農業構造改善事業費　一億

（ロ）農業基盤整備事業費　一億

（ワ）農業生産振興費　一億

（ヰ）農業災害補償費　一億

（ヱ）農業委員会等費　一億

（ヲ）農業改良普及事業費　一億

（ン）農業経営改善資金利子補給金　一億

（ア）農業構造改善事業費　一億

（イ）農業基盤整備事業費　一億

（ウ）農業生産振興費　一億

（エ）農業災害補償費　一億

（オ）農業委員会等費　一億

（カ）農業改良普及事業費　一億

（キ）農業経営改善資金利子補給金　一億

（ク）農業構造改善事業費　一億

（ケ）農業基盤整備事業費　一億

（コ）農業生産振興費　一億

（サ）農業災害補償費　一億

（シ）農業委員会等費　一億

（ス）農業改良普及事業費　一億

（セ）農業経営改善資金利子補給金　一億

（ソ）農業構造改善事業費　一億

（タ）農業基盤整備事業費　一億

（チ）農業生産振興費　一億

（ツ）農業災害補償費　一億

（テ）農業委員会等費　一億

（ト）農業改良普及事業費　一億

（ナ）農業経営改善資金利子補給金　一億

（ニ）農業構造改善事業費　一億

（ヌ）農業基盤整備事業費　一億

（ネ）農業生産振興費　一億

（ノ）農業災害補償費　一億

（ハ）農業委員会等費　一億

（ヒ）農業改良普及事業費　一億

（フ）農業経営改善資金利子補給金　一億

（ヘ）農業構造改善事業費　一億

（ホ）農業基盤整備事業費　一億

（マ）農業生産振興費　一億

（ミ）農業災害補償費　一億

（ム）農業委員会等費　一億

（メ）農業改良普及事業費　一億

（モ）農業経営改善資金利子補給金　一億

（ヤ）農業構造改善事業費　一億

（ユ）農業基盤整備事業費　一億

（ヨ）農業生産振興費　一億

（ラ）農業災害補償費　一億

（リ）農業委員会等費　一億

（ル）農業改良普及事業費　一億

（レ）農業経営改善資金利子補給金　一億

（ロ）農業構造改善事業費　一億

（ワ）農業基盤整備事業費　一億

（ヰ）農業生産振興費　一億

（ヱ）農業災害補償費　一億

（ヲ）農業委員会等費　一億

（ン）農業改良普及事業費　一億

（ア）農業経営改善資金利子補給金　一億

（イ）農業構造改善事業費　一億

（ウ）農業基盤整備事業費　一億

（エ）農業生産振興費　一億

（オ）農業災害補償費　一億

（カ）農業委員会等費　一億

（キ）農業改良普及事業費　一億

（ク）農業経営改善資金利子補給金　一億

（ケ）農業構造改善事業費　一億

（コ）農業基盤整備事業費　一億

（サ）農業生産振興費　一億

（シ）農業災害補償費　一億

（ス）農業委員会等費　一億

（セ）農業改良普及事業費　一億

（ソ）農業経営改善資金利子補給金　一億

（タ）農業構造改善事業費　一億

（チ）農業基盤整備事業費　一億

（ツ）農業生産振興費　一億

（テ）農業災害補償費　一億

（ト）農業委員会等費　一億

（ナ）農業改良普及事業費　一億

（ニ）農業経営改善資金利子補給金　一億

（ヌ）農業構造改善事業費　一億

（ネ）農業基盤整備事業費　一億

（ノ）農業生産振興費　一億

（ハ）農業災害補償費　一億

（ヒ）農業委員会等費　一億

（フ）農業改良普及事業費　一億

（ヘ）農業経営改善資金利子補給金　一億

（ホ）農業構造改善事業費　一億

（マ）農業基盤整備事業費　一億

（ミ）農業生産振興費　一億

（ム）農業災害補償費　一億

（メ）農業委員会等費　一億

（モ）農業改良普及事業費　一億

（ヤ）農業経営改善資金利子補給金　一億

（ユ）農業構造改善事業費　一億

（ヨ）農業基盤整備事業費　一億

（ラ）農業生産振興費　一億

（リ）農業災害補償費　一億

（ル）農業委員会等費　一億

（レ）農業改良普及事業費　一億

（ロ）農業経営改善資金利子補給金　一億

（ワ）農業構造改善事業費　一億

（ヰ）農業基盤整備事業費　一億

（ヱ）農業生産振興費　一億

（ヲ）農業災害補償費　一億

（ン）農業委員会等費　一億

（ア）農業改良普及事業費　一億

（イ）農業経営改善資金利子補給金　一億

（ウ）農業構造改善事業費　一億

（エ）農業基盤整備事業費　一億

（オ）農業生産振興費　一億

（カ）農業災害補償費　一億

（キ）農業委員会等費　一億

（ク）農業改良普及事業費　一億

（ケ）農業経営改善資金利子補給金　一億

（コ）農業構造改善事業費　一億

（サ）農業基盤整備事業費　一億

（シ）農業生産振興費　一億

（ス）農業災害補償費　一億

（セ）農業委員会等費　一億

（ソ）農業改良普及事業費　一億

（タ）農業経営改善資金利子補給金　一億

（チ）農業構造改善事業費　一億

（ツ）農業基盤整備事業費　一億

（テ）農業生産振興費　一億

（ト）農業災害補償費　一億

（ナ）農業委員会等費　一億

（ニ）農業改良普及事業費　一億

（ヌ）農業経営改善資金利子補給金　一億

（ネ）農業構造改善事業費　一億

（ノ）農業基盤整備事業費　一億

（ハ）農業生産振興費　一億

（ヒ）農業災害補償費　一億

（フ）農業委員会等費　一億

（ヘ）農業改良普及事業費　一億

（ホ）農業経営改善資金利子補給金　一億

（マ）農業構造改善事業費　一億

（ミ）農業基盤整備事業費　一億

（ム）農業生産振興費　一億

（メ）農業災害補償費　一億

（モ）農業委員会等費　一億

（ヤ）農業改良普及事業費　一億

（ユ）農業経営改善資金利子補給金　一億

（ヨ）農業構造改善事業費　一億

（ラ）農業基盤整備事業費　一億

（リ）農業生産振興費　一億

（ル）農業災害補償費　一億

（レ）農業委員会等費　一億

（ロ）農業改良普及事業費　一億

（ワ）農業経営改善資金利子補給金　一億

（ヰ）農業構造改善事業費　一億

（ヱ）農業基盤整備事業費　一億

（ヲ）農業生産振興費　一億

（ン）農業災害補償費　一億

（ア）農業委員会等費　一億

（イ）農業改良普及事業費　一億

（ウ）農業経営改善資金利子補給金　一億

（エ）農業構造改善事業費　一億

（オ）農業基盤整備事業費　一億

（カ）農業生産振興費　一億

（キ）農業災害補償費　一億

（ク）農業委員会等費　一億

（ケ）農業改良普及事業費　一億

（コ）農業経営改善資金利子補給金　一億

（サ）農業構造改善事業費　一億

（シ）農業基盤整備事業費　一億

（ス）農業生産振興費　一億

（セ）農業災害補償費　一億

（ソ）農業委員会等費　一億

（タ）農業改良普及事業費　一億

（チ）農業経営改善資金利子補給金　一億

（ツ）農業構造改善事業費　一億

（テ）農業基盤整備事業費　一億

（ト）農業生産振興費　一億

（ナ）農業災害補償費　一億

（ニ）農業委員会等費　一億

（ヌ）農業改良普及事業費　一億

（ネ）農業経営改善資金利子補給金　一億

（ノ）農業構造改善事業費　一億

（ハ）農業基盤整備事業費　一億

（ヒ）農業生産振興費　一億

（フ）農業災害補償費　一億

（ヘ）農業委員会等費　一億

（ホ）農業改良普及事業費　一億

（マ）農業経営改善資金利子補給金　一億

（ミ）農業構造改善事業費　一億

（ム）農業基盤整備事業費　一億

（メ）農業生産振興費　一億

（モ）農業災害補償費　一億

（ヤ）農業委員会等費　一億

（ユ）農業改良普及事業費　一億

（ヨ）農業経営改善資金利子補給金　一億

（ラ）農業構造改善事業費　一億

（リ）農業基盤整備事業費　一億

（ル）農業生産振興費　一億

（レ）農業災害補償費　一億

（ロ）農業委員会等費　一億

（ワ）農業改良普及事業費　一億

（ヰ）農業経営改善資金利子補給金　一億

（ヱ）農業構造改善事業費　一億

（ヲ）農業基盤整備事業費　一億

（ン）農業生産振興費　一億

（ア）農業災害補償費　一億

（イ）農業委員会等費　一億

（ウ）農業改良普及事業費　一億

（エ）農業経営改善資金利子補給金　一億

（オ）農業構造改善事業費　一億

（カ）農業基盤整備事業費　一億

（キ）農業生産振興費　一億

（ク）農業災害補償費　一億

（ケ）農業委員会等費　一億

（コ）農業改良普及事業費　一億

（サ）農業経営改善資金利子補給金　一億

（シ）農業構造改善事業費　一億

（ス）農業基盤整備事業費　一億

（セ）農業生産振興費　一億

（ソ）農業災害補償費　一億

（タ）農業委員会等費　一億

（チ）農業改良普及事業費　一億

（ツ）農業経営改善資金利子補給金　一億

（テ）農業構造改善事業費　一億

（ト）農業基盤整備事業費　一億

（ナ）農業生産振興費　一億

（ニ）農業災害補償費　一億

（ヌ）農業委員会等費　一億

（ネ）農業改良普及事業費　一億

（ノ）農業経営改善資金利子補給金　一億

（ハ）農業構造改善事業費　一億

（ヒ）農業基盤整備事業費　一億

（フ）農業生産振興費　一億

（ヘ）農業災害補償費　一億

（ホ）農業委員会等費　一億

（マ）農業改良普及事業費　一億

（ミ）農業経営改善資金利子補給金　一億

（ム）農業構造改善事業費　一億

（メ）農業基盤整備事業費　一億

（モ）農業生産振興費　一億

（ヤ）農業災害補償費　一億

（ユ）農業委員会等費　一億

（ヨ）農業改良普及事業費　一億

（ラ）農業経営改善資金利子補給金　一億

（リ）農業構造改善事業費　一億

（ル）農業基盤整備事業費　一億

（レ）農業生産振興費　一億

（ロ）農業災害補償費　一億

（ワ）農業委員会等費　一億

（ヰ）農業改良普及事業費　一億

（ヱ）農業経営改善資金利子補給金　一億

（ヲ）農業構造改善事業費　一億

（ン）農業基盤整備事業費　一億

（ア）農業生産振興費　一億

（イ）農業災害補償費　一億

（ウ）農業委員会等費　一億

（エ）農業改良普及事業費　一億

（オ）農業経営改善資金利子補給金　一億

（カ）農業構造改善事業費　一億

（キ）農業基盤整備事業費　一億

（ク）農業生産振興費　一億

（ケ）農業災害補償費　一億

（コ）農業委員会等費　一億

（サ）農業改良普及事業費　一億

（シ）農業経営改善資金利子補給金　一億

（ス）農業構造改善事業費　一億

（セ）農業基盤整備事業費　一億

（ソ）農業生産振興費　一億

（タ）農業災害補償費　一億

（チ）農業委員会等費　一億

（ツ）農業改良普及事業費　一億

（テ）農業経営改善資金利子補給金　一億

（ト）農業構造改善事業費　一億

（ナ）農業基盤整備事業費　一億

（ニ）農業生産振興費　一億

（ヌ）農業災害補償費　一億

（ネ）農業委員会等費　一億

（ノ）農業改良普及事業費　一億

（ハ）農業経営改善資金利子補給金　一億

（ヒ）農業構造改善事業費　一億

（フ）農業基盤整備事業費　一億

（ヘ）農業生産振興費　一億

（ホ）農業災害補償費　一億

（マ）農業委員会等費　一億

（ミ）農業改良普及事業費　一億

（ム）農業経営改善資金利子補給金　一億

（メ）農業構造改善事業費　一億

（モ）農業基盤整備事業費　一億

（ヤ）農業生産振興費　一億

（ユ）農業災害補償費　一億

（ヨ）農業委員会等費　一億

（ラ）農業改良普及事業費　一億

（リ）農業経営改善資金利子補給金　一億

（ル）農業構造改善事業費　一億

（レ）農業基盤整備事業費　一億

（ロ）農業生産振興費　一億

（ワ）農業災害補償費　一億

（ヰ）農業委員会等費　一億

（ヱ）農業改良普及事業費　一億

（ヲ）農業経営改善資金利子補給金　一億

（ン）農業構造改善事業費　一億

（ア）農業基盤整備事業費　一億

（イ）農業生産振興費　一億

（ウ）農業災害補償費　一億

（エ）農業委員会等費　一億

（オ）農業改良普及事業費　一億

（カ）農業経営改善資金利子補給金　一億

（キ）農業構造改善事業費　一億

（ク）農業基盤整備事業費　一億

（ケ）農業生産振興費　一億

（コ）農業災害補償費　一億

（サ）農業委員会等費　一億

（シ）農業改良普及事業費　一億

（ス）農業経営改善資金利子補給金　一億

（セ）農業構造改善事業費　一億

（ソ）農業基盤整備事業費　一億

（タ）農業生産振興費　一億

（チ）農業災害補償費　一億

（ツ）農業委員会等費　一億

（テ）農業改良普及事業費　一億

（ト）農業経営改善資金利子補給金　一億

（ナ）農業構造改善事業費　一億

（ニ）農業基盤整備事業費　一億

（ヌ）農業生産振興費　一億

（ネ）農業災害補償費　一億

（ノ）農業委員会等費　一億

（ハ）農業改良普及事業費　一億

（ヒ）農業経営改善資金利子補給金　一億

（フ）農業構造改善事業費　一億

（ヘ）農業基盤整備事業費　一億

（ホ）農業生産振興費　一億

（マ）農業災害補償費　一億

（ミ）農業委員会等費　一億

（ム）農業改良普及事業費　一億

（メ）農業経営改善資金利子補給金　一億

（モ）農業構造改善事業費　一億

（ヤ）農業基盤整備事業費　一億

（ユ）農業生産振興費　一億

（ヨ）農業災害補償費　一億

（ラ）農業委員会等費　一億

（リ）農業改良普及事業費　一億

（ル）農業経営改善資金利子補給金　一億

（レ）農業構造改善事業費　一億

（ロ）農業基盤整備事業費　一億

（ワ）農業生産振興費　一億

（ヰ）農業災害補償費　一億

（ヱ）農業委員会等費　一億

（ヲ）農業改良普及事業費　一億

（ン）農業経営改善資金利子補給金　一億

（ア）農業構造改善事業費　一億

（イ）農業基盤整備事業費　一億

（ウ）農業生産振興費　一億

（エ）農業災害補償費　一億

（オ）農業委員会等費　一億

（カ）農業改良普及事業費　一億

（キ）農業経営改善資金利子補給金　一億

（ク）農業構造改善事業費　一億

（ケ）農業基盤整備事業費　一億

（コ）農業生産振興費　一億

（サ）農業災害補償費　一億

（シ）農業委員会等費　一億

（ス）農業改良普及事業費　一億

（セ）農業経営改善資金利子補給金　一億

（ソ）農業構造改善事業費　一億

（タ）農業基盤整備事業費　一億

（チ）農業生産振興費　一億

（ツ）農業災害補償費　一億

（テ）農業委員会等費　一億

（ト）農業改良普及事業費　一億

（ナ）農業経営改善資金利子補給金　一億

（ニ）農業構造改善事業費　一億

（ヌ）農業基盤整備事業費　一億

（ネ）農業生産振興費　一億

（ノ）農業災害補償費　一億

（ハ）農業委員会等費　一億

（ヒ）農業改良普及事業費　一億

（フ）農業経営改善資金利子補給金　一億

（ヘ）農業構造改善事業費　一億

（ホ）農業基盤整備事業費　一億

（マ）農業生産振興費　一億

（ミ）農業災害補償費　一億

（ム）農業委員会等費　一億

（メ）農業改良普及事業費　一億

（モ）農業経営改善資金利子補給金　一億

（ヤ）農業構造改善事業費　一億

（ユ）農業基盤整備事業費　一億

（ヨ）農業生産振興費　一億

（ラ）農業災害補償費　一億

（リ）農業委員会等費　一億

（ル）農業改良普及事業費　一億

（レ）農業経営改善資金利子補給金　一億

（ロ）農業構造改善事業費　一億

（ワ）農業基盤整備事業費　一億

（ヰ）農業生産振興費　一億

（ヱ）農業災害補償費　一億

（ヲ）農業委員会等費　一億

（ン）農業改良普及事業費　一億

（ア）農業経営改善資金利子補給金　一億

（イ）農業構造改善事業費　一億

（ウ）農業基盤整備事業費　一億

（エ）農業生産振興費　一億

（オ）農業災害補償費　一億

（カ）農業委員会等費　一億

（キ）農業改良普及事業費　一億

（ク）農業経営改善資金利子補給金　一億

（ケ）農業構造改善事業費　一億

（コ）農業基盤整備事業費　一億

（サ）農業生産振興費　一億

（シ）農業災害補償費　一億

（ス）農業委員会等費　一億

（セ）農業改良普及事業費　一億

（ソ）農業経営改善資金利子補給金　一億

（タ）農業構造改善事業費　一億

（チ）農業基盤整備事業費　一億

（ツ）農業生産振興費　一億

（テ）農業災害補償費　一億

（ト）農業委員会等費　一億

（ナ）農業改良普及事業費　一億

（ニ）農業経営改善資金利子補給金　一億

（ヌ）農業構造改善事業費　一億

（ネ）農業基盤整備事業費　一億

（ノ）農業生産振興費　一億

（ハ）農業災害補償費　一億

（ヒ）農業委員会等費　一億

（フ）農業改良普及事業費　一億

（ヘ）農業経営改善資金利子補給金　一億

（ホ）農業構造改善事業費　一億

（マ）農業基盤整備事業費　一億

（ミ）農業生産振興費　一億

（ム）農業災害補償費　一億

（メ）農業委員会等費　一億

（モ）農業改良普及事業費　一億

（ヤ）農業経営改善資金利子補給金　一億

（ユ）農業構造改善事業費　一億

（ヨ）農業基盤整備事業費　一億

（ラ）農業生産振興費　一億

（リ）農業災害補償費　一億

（ル）農業委員会等費　一億

（レ）農業改良普及事業費　一億

（ロ）農業経営改善資金利子補給金　一億

（ワ）農業構造改善事業費　一億

（ヰ）農業基盤整備事業費　一億

（ヱ）農業生産振興費　一億

（ヲ）農業災害補償費　一億

（ン）農業委員会等費　一億

（ア）農業改良普及事業費　一億

（イ）農業経営改善資金利子補給金　一億

（ウ）農業構造改善事業費　一億

（エ）農業基盤整備事業費　一億

（オ）農業生産振興費　一億

（カ）農業災害補償費　一億

（キ）農業委員会等費　一億

（ク）農業改良普及事業費　一億

（ケ）農業経営改善資金利子補給金　一億

（コ）農業構造改善事業費　一億

（サ）農業基盤整備事業費　一億

（シ）農業生産振興費　一億

（ス）農業災害補償費　一億

（セ）農業委員会等費　一億

（ソ）農業改良普及事業費　一億

（タ）農業経営改善資金利子補給金　一億

（チ）農業構造改善事業費　一億

（ツ）農業基盤整備事業費　一億

（テ）農業生産振興費　一億

（ト）農業災害補償費　一億

（ナ）農業委員会等費　一億

（ニ）農業改良普及事業費　一億

（ヌ）農業経営改善資金利子補給金　一億

（ネ）農業構造改善事業費　一億

（ノ）農業基盤整備事業費　一億

（ハ）農業生産振興費　一億

（ヒ）農業災害補償費　一億

（フ）農業委員会等費　一億

（ヘ）農業改良普及事業費　一億

（ホ）農業経営改善資金利子補給金　一億

（マ）農業構造改善事業費　一億

（ミ）農業基盤整備事業費　一億

（ム）農業生産振興費　一億

（メ）農業災害補償費　一億

（モ）農業委員会等費　一億

（ヤ）農業改良普及事業費　一億

（ユ）農業経営改善資金利子補給金　一億

（ヨ）農業構造改善事業費　一億

（ラ）農業基盤整備事業費　一億

（リ）農業生産振興費　一億

（ル）農業災害補償費　一億

（レ）農業委員会等費　一億

（ロ）農業改良普及事業費　一億

（ワ）農業経営改善資金利子補給金　一億

（ヰ）農業構造改善事業費　一億

（ヱ）農業基盤整備事業費　一億

（ヲ）農業生産振興費　一億

（ン）農業災害補償費　一億

（ア）農業委員会等費　一億

（イ）農業改良普及事業費　一億

（ウ）農業経営改善資金利子補給金　一億

（エ）農業構造改善事業費　一億

（オ）農業基盤整備事業費　一億

（カ）農業生産振興費　一億

（キ）農業災害補償費　一億

（ク）農業委員会等費　一億

（ケ）農業改良普及事業費　一億

（コ）農業経営改善資金利子補給金　一億

（サ）農業構造改善事業費　一億

（シ）農業基盤整備事業費　一億

（ス）農業生産振興費　一億

（セ）農業災害補償費　一億

（ソ）農業委員会等費　一億

（タ）農業改良普及事業費　一億

（チ）農業経営改善資金利子補給金　一億

（ツ）農業構造改善事業費　一億

（テ）農業基盤整備事業費　一億

（ト）農業生産振興費　一億

（ナ）農業災害補償費　一億

（ニ）農業委員会等費　一億

（ヌ）農業改良普及事業費　一億

（ネ）農業経営改善資金利子補給金　一億

（ノ）農業構造改善事業費　一億

（ハ）農業基盤整備事業費　一億

（ヒ）農業生産振興費　一億

（フ）農業災害補償費　一億

（ヘ）農業委員会等費　一億

（ホ）農業改良普及事業費　一億

（マ）農業経営改善資金利子補給金　一億

（ミ）農業構造改善事業費　一億

（ム）農業基盤整備事業費　一億

（メ）農業生産振興費　一億

（モ）農業災害補償費　一億

（ヤ）農業委員会等費　一億

（ユ）農業改良普及事業費　一億

（ヨ）農業経営改善資金利子補給金　一億

（ラ）農業構造改善事業費　一億

（リ）農業基盤整備事業費　一億

（ル）農業生産振興費　一億

（レ）農業災害補償費　一億

（ロ）農業委員会等費　一億

（ワ）農業改良普及事業費　一億

（ヰ）農業経営改善資金利子補給金　一億

（ヱ）農業構造改善事業費　一億

（ヲ）農業基盤整備事業費　一億

（ン）農業生産振興費　一億

（ア）農業災害補償費　一億

（イ）農業委員会等費　一億

（ウ）農業改良普及事業費　一億

（エ）農業経営改善資金利子補給金　一億

（オ）農業構造改善事業費　一億

（カ）農業基盤整備事業費　一億

（キ）農業生産振興費　一億

（ク）農業災害補償費　一億

（ケ）農業委員会等費　一億

（コ）農業改良普及事業費　一億

（サ）農業経営改善資金利子補給金　一億

（シ）農業構造改善事業費　一億

（ス）農業基盤整備事業費　一億

（セ）農業生産振興費　一億

（ソ）農業災害補償費　一億

（タ）農業委員会等費　一億

（チ）農業改良普及事業費　一億

（ツ）農業経営改善資金利子補給金　一億

（テ）農業構造改善事業費　一億

（ト）農業基盤整備事業費　一億

（ナ）農業生産振興費　一億

（ニ）農業災害補償費　一億

（ヌ）農業委員会等費　一億

（ネ）農業改良普及事業費　一億

（ノ）農業経営改善資金利子補給金　一億

（ハ）農業構造改善事業費　一億

（ヒ）農業基盤整備事業費　一億

（フ）農業生産振興費　一億

（ヘ）農業災害補償費　一億

（ホ）農業委員会等費　一億

（マ）農業改良普及事業費　一億

（ミ）農業経営改善資金利子補給金　一億

（ム）農業構造改善事業費　一億

（メ）農業基盤整備事業費　一億

（モ）農業生産振興費　一億

（ヤ）農業災害補償費　一億

（ユ）農業委員会等費　一億

（ヨ）農業改良普及事業費　一億

（ラ）農業経営改善資金利子補給金　一億

（リ）農業構造改善事業費　一億

（ル）農業基盤整備事業費　一億

（レ）農業生産振興費　一億

（ロ）農業災害補償費　一億

（ワ）農業委員会等費　一億

（ヰ）農業改良普及事業費　一億

（ヱ）農業経営改善資金利子補給金　一億

（ヲ）農業構造改善事業費　一億

（ン）農業基盤整備事業費　一億

（ア）農業生産振興費　一億

（イ）農業災害補償費　一億

（ウ）農業委員会等費　一億

（エ）農業改良普及事業費　一億

（オ）農業経営改善資金利子補給金　一億

（カ）農業構造改善事業費　一億

（キ）農業基盤整備事業費　一億

（ク）農業生産振興費　一億

（ケ）農業災害補償費　一億

（コ）農業委員会等費　一億

（サ）農業改良普及事業費　一億

（シ）農業経営改善資金利子補給金　一億

（ス）農業構造改善事業費　一億

（セ）農業基盤整備事業費　一億

（ソ）農業生産振興費　一億

（タ）農業災害補償費　一億

（チ）農業委員会等費　一億

（ツ）農業改良普及事業費　一億

（テ）農業経営改善資金利子補給金　一億

（ト）農業構造改善事業費　一億

（ナ）農業基盤整備事業費　一億

（ニ）農業生産振興費　一億

（ヌ）農業災害補償費　一億

（ネ）農業委員会等費　一億

（ノ）農業改良普及事業費　一億

（ハ）農業経営改善資金利子補給金　一億

（ヒ）農業構造改善事業費　一億

（フ）農業基盤整備事業費　一億

（ヘ）農業生産振興費　一億

（ホ）農業災害補償費　一億

（マ）農業委員会等費　一億

（ミ）農業改良普及事業費　一億

（ム）農業経営改善資金利子補給金　一億

（メ）農業構造改善事業費　一億

（モ）農業基盤整備事業費　一億

（ヤ）農業生産振興費　一億

（ユ）農業災害補償費　一億

（ヨ）農業委員会等費　一億

（ラ）農業改良普及事業費　一億

（リ）農業経営改善資金利子補給金　一億

（ル）農業構造改善事業費　一億

（レ）農業基盤整備事業費　一億

（ロ）農業生産振興費　一億

（ワ）農業災害補償費　一億

（ヰ）農業委員会等費　一億

（ヱ）農業改良普及事業費　一億

（ヲ）農業経営改善資金利子補給金　一億

（ン）農業構造改善事業費　一億

（ア）農業基盤整備事業費　一億

（イ）農業生産振興費　一億

（ウ）農業災害補償費　一億

（エ）農業委員会等費　一億

（オ）農業改良普及事業費　一億

（カ）農業経営改善資金利子補給金　一億

（キ）農業構造改善事業費　一億

（ク）農業基盤整備事業費　一億

（ケ）農業生産振興費　一億

（コ）農業災害補償費　一億

（サ）農業委員会等費　一億

（シ）農業改良普及事業費　一億

（ス）農業経営改善資金利子補給金　一億

（セ）農業構造改善事業費　一億

（ソ）農業基盤整備事業費　一億

（タ）農業生産振興費　一億

（チ）農業災害補償費　一億

（ツ）農業委員会等費　一億

（テ）農業改良普及事業費　一億

（ト）農業経営改善資金利子補給金　一億

（ナ）農業構造改善事業費　一億

（ニ）農業基盤整備事業費　一億

（ヌ）農業生産振興費　一億

（ネ）農業災害補償費　一億

（ノ）農業委員会等費　一億

（ハ）農業改良普及事業費　一億

（ヒ）農業経営改善資金利子補給金　一億

（フ）農業構造改善事業費　一億

（ヘ）農業基盤整備事業費　一億

（ホ）農業生産振興費　一億

（マ）農業災害補償費　一億

（ミ）農業委員会等費　一億

（ム）農業改良普及事業費　一億

（メ）農業経営改善資金利子補給金　一億

（モ）農業構造改善事業費　一億

（ヤ）農業基盤整備事業費　一億

（ユ）農業生産振興費　一億

（ヨ）農業災害補償費　一億

（ラ）農業委員会等費　一億

（リ）農業改良普及事業費　一億

（ル）農業経営改善資金利子補給金　一億

（レ）農業構造改善事業費　一億

（ロ）農業基盤整備事業費　一億

（ワ）農業生産振興費　一億

（ヰ）農業災害補償費　一億

（ヱ）農業委員会等費　一億

（ヲ）農業改良普及事業費　一億

（ン）農業経営改善資金利子補給金　一億

（ア）農業構造改善事業費　一億

（イ）農業基盤整備事業費　一億

（ウ）農業生産振興費　一億

（エ）農業災害補償費　一億

（オ）農業委員会等費　一億

（カ）農業改良普及事業費　一億

（キ）農業経営改善資金利子補給金　一億

（ク）農業構造改善事業費　一億

（ケ）農業基盤整備事業費　一億

（コ）農業生産振興費　一億

（サ）農業災害補償費　一億

（シ）農業委員会等費　一億

（ス）農業改良普及事業費　一億

（セ）農業経営改善資金利子補給金　一億

（ソ）農業構造改善事業費　一億

（タ）農業基盤整備事業費　一億

（チ）農業生産振興費　一億

（ツ）農業災害補償費　一億

（テ）農業委員会等費　一億

（ト）農業改良普及事業費　一億

（ナ）農業経営改善資金利子補給金　一億

（ニ）農業構造改善事業費　一億

（ヌ）農業基盤整備事業費　一億

（ネ）農業生産振興費　一億

（ノ）農業災害補償費　一億

（ハ）農業委員会等費　一億

（ヒ）農業改良普及事業費　一億

（フ）農業経営改善資金利子補給金　一億

（ヘ）農業構造改善事業費　一億

（ホ）農業基盤整備事業費　一億

（マ）農業生産振興費　一億

（ミ）農業災害補償費　一億

（ム）農業委員会等費　一億

（メ）農業改良普及事業費　一億

（モ）農業経営改善資金利子補給金　一億

（ヤ）農業構造改善事業費　一億

（ユ）農業基盤整備事業費　一億

（ヨ）農業生産振興費　一億

（ラ）農業災害補償費　一億

（リ）農業委員会等費　一億

（ル）農業改良普及事業費　一億

（レ）農業経営改善資金利子補給金　一億

（ロ）農業構造改善事業費　一億

（ワ）農業基盤整備事業費　一億

（ヰ）農業生産振興費　一億

（ヱ）農業災害補償費　一億

（ヲ）農業委員会等費　一億

（ン）農業改良普及事業費　一億

（ア）農業経営改善資金利子補給金　一億

（イ）農業構造改善事業費　一億

（ウ）農業基盤整備事業費　一億

（エ）農業生産振興費　一億

（オ）農業災害補償費　一億

（カ）農業委員会等費　一億

（キ）農業改良普及事業費　一億

（ク）農業経営改善資金利子補給金　一億

（ケ）農業構造改善事業費　一億

（コ）農業基盤整備事業費　一億

（サ）農業生産振興費　一億

得る額は税務行政が円滑に運営せられるものと仮定して大体二千七百億円程度に過ぎない。

勿論明年度予算の編成を現在のベースで行うことの意味のないことは云うまでもない。右は一応推算を試みてみたに過ぎないのであって、物価ベース賃金ベースに変更を織込んで根本的にやり直しをしなければならないものである。

予算編成の基礎となる各種事情としては

(一) 物価水準
(二) 給与水準
(三) 行政整理並びに行政機構の改革
(四) 国民所得並びにその配分
(五) 物動計画

等の問題があるが、少くとも右の(一)(二)及び(三)の行政整理の規模の問題については早急に決定を要するものであって、これが、決らなければ昭和二十三年度予算の編成は重大なる支障を生じ事実上停止を余儀なくせられる虞がある。

尚右は昭和二十二年度補正予算にも関連を有する問題であり、大蔵省としては、その大綱についておそくも一月中にその決定を得るよう特に希望する次第である。

出所　大蔵省資料Z五〇一―九。

(26) 補正予算、徴税等についての栗栖蔵相・マーカット局長会談記録（昭和二三年一月二一日渉外特報）

大蔵省渉外特報　昭和二十三年一月二十一日

栗栖蔵相・マーカット少将定例会談記録

渡辺渉外部長記

栗栖蔵相とマーカット少将との定例会談は今後毎週水曜日午前九時半より開かれることになったが一月二十一日その第一回の会合を行った。出席者は

日本側　栗栖蔵相、池田次官、渡辺渉外部長、柏木事務官、志場秘書官
司令部側　マーカット少将、ルカウント、リード、シャベル、ハッチンソン、コーヘン諸氏であった。

「栗栖」本年度追加予算に付いては玆に配布した書類を基礎として昨夜十時迄閣議を開いたが決定に至らなかった。

「マーカット」本年度予算のこれ迄の実行上の成績は極めて失望すべきものがあった。

追加予算の問題のアプローチの仕方としては此の書類の様にあらゆる歳入と歳出とをならべてバランスをとる方法を発見しようとするやり方は大変結構である。

もう今後は新規の計画がある毎に追加予算をもち出すことは止めて貰ひ度い、それが例へ司令部から言ひ出した計画であっても同様である。

又物価や賃金の調整の問題はその時期について色々の事が云はれて居るが、之を充分コオーヂネートする必要がある。

ボツリボツリと部分的な修正をして居たのではズルズルと物価が上って仕末がつかなくなる。一度調整したら六ケ月位は動かないやうにしたい。

「リード」根本の考へ方はそれでよいが例へば政府職員の賃金は一月から上げざるを得ないことになって居る。

「マーカット」一九四八年以降は一切給与の遡及支給は認めぬ方針である。

「リード」追加予算に関しては自分は大蔵省の首根っこを押へて居り、又アルバー氏は安本の首根っこを押へて居るのであるから、自分とアルバーとの意見をとりまとめない限り日本側も決定に到達し難い事情にある。

「渡辺」通信料金及旅客運賃の値上げに付ては各方面の意見が一致して居るが、貨物運賃を三月から値上げするかどうかといふ点に付て未だ結論を得ないで居る。今リード氏の云はれた様な事情もあるから至急司令部側の意向を決定の上指示せられたい。

「栗栖」〇・八ケ月の給与は議会再開劈頭に提出する方針で来て居るので遅延を

許されない。日本側としては、本日開院式後更に閣議を開き取纏めたいと考へて居る。

「マーカット」司令部としても至急結論を出したい。

「リード」関連事項として専売局に於て超過勤務手当に関し要求があり之が認められないならば残業を中止するといって居る。

「マーカット」二・八ケ月丈で片付いたのではないか。自分は生産が増加したときに於てのみ手当の支給を考へたい。働かないで手当をくれといふことは言はせてはならない。

「リード」残業を中止すると相当の専売収入の減となるであらう。

「マーカット」此の問題は今すぐここできめる事は出来ない、至急研究しよう。

（以下省略――編者）

出所　大蔵省資料Z五〇八―六。

(27) 〇・八月分予算に関する司令部提案

（昭和二三年一月二五日）

〇・八月分予算に関する司令部提案（二三、一、二五）

歳出　　億円

一、〇・八月分生活補給金	三四・〇
一般会計	一〇・〇
地方団体	一二・〇
通信鉄道	一二・〇
二、船舶運営会補助	六・〇
三、復員費の不足	一・七
計	四一・七

財源

一、鉄道値上（一〇〇%引上二月一日実施）	二四・〇
二、所得税のハネ返り	五・四三
三、電力超過料金	二・〇
四、生活保護費の不用額	四・〇
五、失業手当の不用額	二・〇
六、予備費の不用額	三・四三
七、前年度剰余金	〇・八四
計	四一・七

出所　大蔵省資料Z五〇一―九。

(28) 昭和二二年度補正予算等をめぐる栗栖蔵相・マーカット局長会談記録（昭和二三年一月二八日渉外特報第四一号）

大蔵省渉外特報（第四十一号）昭和二三年一月二八日

大蔵大臣・マーカット少将定例会見（第二回）記録

渉外部　柏木事務官記

一月二八日(水)九時半より約四十分間に亘る大蔵大臣マーカット少将定例会見第二回の要旨は概要左の通りであった。

出席者　日本側　栗栖大蔵大臣、福田主計局長、平田主税局長、渡辺渉外部長等
司令部側　経済科学部マーカット少将、ファイン顧問　コーヘン顧問、ルカウント氏、リード氏等

大臣　〇・八ケ月の補正予算に就いては、鉄道一般旅客運賃、通信料金を各二倍に引上げる事で閣議はもとより、明日国会へ提出、明後日可決の上、土曜日（一月三一日）には〇・八ケ月を支給する手筈である。

マーカット　運賃及び料金は更に引上げるつもりか？

大臣　年度内は更に引上げる事は考へて居ないが、新物価体系の樹立の際は更に研究の上決定し度い。

リード　補正予算を少しづつ分割して出すことは今後やめて欲しい。

マーカット　来年度の予算は一度作ったら一定期間、追加予算を一切認めず、物価体系を改める時にのみ認める事にし度い。

（以下省略――編者）

出所　大蔵省資料Z五〇八―六。

(29)　国会の予算増額修正権について

（昭和二三年二月二日主計局法規課）

（二三、二、二法規課）

一、国会の予算増額修正権について

(イ)　歳出予算について

1、憲法第四十一条には「国会は国権の最高機関であって」と規定せられて居り、又、憲法第八十三条に「国の財政を処理する権限は、国会の議決に基いて、これを行使しなければならない」と規定せられているから、一般的に云って国会は歳出予算の増額もその他如何なる修正をも行う権限を有する。

2、但し、憲法第八十六条に「内閣は毎会計年度の予算を作成し、国会に提出して、その審議を受け議決を経なければならない。」と規定し予算の発案権を内閣に属せしめているから、国会が歳出予算の増額修正を行う権限を有すると云っても、内閣の有する予算の発案権を侵害することはできない。①

3、従って国会は、内閣の有する予算の発案権を侵害しない限度において歳出予算の増額修正を行い得ると考える。例えば、歳出予算案の内容を全面的に変更する如き修正は明らかに修正ではなく発案権の侵害であるから、国会はかかる修正を行うことはできない。

(註)　この場合具体的に何が発案権の侵害となるか否かは予算の目的から判断すべきであるが、一応新なる款項の設置を行うことを要するか否かが有力な判定基準であろう。

欄外　鉛筆書き記入。

①予算の発案権を侵害しない限度の意義が明瞭でない。

(ロ)　歳入予算について

1、歳入予算についても、国会は憲法第八十三条から増額、減額その他如何なる修正でも行うことができる。

2、而して歳入予算は歳出予算と異りその本質は単なる見積であるから、発案権の侵害と云う問題は存しない。

3、従って、国会が歳入予算の全部を変更せしめる如き法律の制定を行った場合に国会は当然それに伴う歳入予算の全面的修正を行うことができるし、若し国会が行わなかった場合には、内閣は歳入予算の補正を提出すべきである。

二、国会は、憲法第四十一条に国権の最高機関であると規定せられているから、予算について必要あらば如何なる事項でも内閣に命令し得るのではないか。

1、憲法第四十一条に国の最高機関と云っているのは、憲法の他の条章を無視してよい権限を国会に与えた訳ではなく、憲法の条章に従って国会はその権限を行使することを要することは当然である。

2、従って予算に関し法的拘束力を有する命令を国会が内閣に発することは憲法上認められていないからできない。

3、但し、国会は当然予算その他財政運営に関し如何なる意思決定をもなし得るから、かかる意思決定をなし内閣に伝えることは憲法上可能である。但しかかる意思決定の性質としては内閣を法的に拘束する力は存しないが政治道徳として内閣は国会の意思を尊重して予算を作成しなければならない。

4、而してこの場合憲法第八十三条は「国の財政を処理する権限は国会の議決に基いて、これを行使しなければならない」とあることから議決自体に直ちに内閣に対する法的拘束力を生ずるようにも解釈せられるようにみえるが、かく解するときは、予算の発案権を侵害することになるから、国会としては勧告的性質の議決しかなし得ないものと解すべきであろう。

出所　大蔵省資料Z五一六―一。

(30)　補正予算及び財政法第三条をめぐる閣僚とマーカット局長会談記録

（昭和二三年二月七日渉外特報第四三号）

大蔵省渉外特報（第四十三号）昭和二三年二月七日

渡辺渉外部長記

出席者　日本側　栗栖蔵相、北村運輸相、三木逓相、渡辺渉外部長、柏木事務官

司令部側　マーカット少将、ルカウント氏、リード氏、コーヘン氏、メーナード氏、その他

大蔵大臣、運輸大臣及び逓信大臣とマーカット少将との会談記録

栗栖、北村　鉄道、通信の料金引上に関して議会に於て反対意見が有り、政府としては、先に提出した第十三号補正予算を撤回する事としたのであるが、料金引上に関して、司令部ガヴァメントセクションに於ては立法を必要とする旨の意向が有る様に聞いて居るが、昨年十二月マーカット少将の署名された財政法第三条に関する覚書の趣旨と矛盾するやに思はれるが、この点に関する司令部の意向を伺ひ度い。

マーカット　聞く所によれば、ガヴァメントセクションから、通信料金の引上は議会の承認を要する旨の覚書が近く発せられるとの事である。

三木　昨年十二月の覚書は、その当時財政法第三条が未だ施行されて居らなかった事を前提として書かれたものである。自分は、今日議会が鉄道、通信料金の引上は法律をもって行ふべしと云ふ提案をなす事について何等異議を唱へようとは思はない。この種の問題について議会が如何なる態度を取られるとしても司令部はこれに干渉する立場にはない。

（この趣旨に基いて席上新しい覚書を作成して蔵相、運輸相及び逓相に手交した）

栗栖　吾々は、鉄道、通信の値上は是非とも速急に実現したいと考へて居るけれ共政治情勢に鑑みて、その決定を一週間延ばし度いと思ふ。この点について御了解を得たい。

マーカット　司令部はこの問題で政府を窮地に陥れるつもりはない。

栗栖　右の様な事情で〇・八ヶ月の補給金の支給期日が相当延びる事になったので、政府としては二月分の俸給を本日支払ふ事にした。

マーカット　この点についても異議はない。

三木　二つの点について伺ひ度い。その一つは適当な歳入の方途が見付かる場合に於て、日銀からの借入金でまかなはうという意見が一部に行はれて居るが、この点に関する貴下の意見は如何であるか。第二は鉄道、通信の料金の値上を三月一日以降に行ひ度いと云ふ意見が有るが、これらについても貴見を承知致し度い。

マーカット　若し歳入不足が生じた場合は、必ず歳出の節減又は他の歳入を見出すべきである。予算の均衡はあく迄維持しなければならない。第二点に関しては三月一日がよいか何日が良いかと云ふ具体的な点については自分は意見を申上げないが、料金引上の遅延の結果歳入が減じた場合はその補塡をしなければならない。

出所　大蔵省資料Z五〇八―六。

(31)　閣議に於て決定願い度き事項

（昭和二三年二月一〇日主計局）

閣議に於いて決定願い度き事項（二三、二、一〇）

一、〇・八の予算

(1)　現内閣より組替予算を提案するか。

(2)　法律案のみ議会に提案し予算は差繰り支弁するか。

(3)　三月の俸給を繰上支給するか――法律案を要す。

(4)　金融でやるか――全国の全官に対し一斉に金融することは実行極めて

困難か。

二、右以外の緊急予算
　予備金残額を以て措置す。
三、料金値上問題の処理――辞職手続前に値上を決行するか。
四、財政法第三条
五、特別会計補正第八号――現に議会に提案のままなるも至急審議を進行することを望む。
六、法務庁設置、警察関係機構整備延期の法律案を提案すること。

出所　大蔵省資料Z五〇一―九。

(32) 生活補給金支給財源等をめぐる栗栖蔵相・マーカット局長会談記録（昭和二三年二月一八日渉外特報第四六号）

大蔵省渉外特報（第四十六号）昭和二三年二月十八日
　大蔵大臣・マーカット少将定例会見（第五回）記録
　　　　　　　　　　　　渉外部　柏木事務官記

日時　二月十八日（水）午前九時半より約一時間
出席者　栗栖蔵相、首藤顧問、福田主計局長、渡辺渉外部長等
　マーカット少将、コーヘン顧問、ルカウント氏、リード氏等

大臣　〇・八月の支給は、政府の約束もあり、政府職員の生活状況等を考慮すれば、直ちに実施しなければならぬので、首相投票前にその予算を提出し度い。本案なれば四党間で話がつくと考へるから御承認願ひ度い。

リード　大蔵省案では成程〇・八月の財源はあるが、これを今出して了へば他の避くべからざる経費約五〇億の為の財源が残らぬかも知れない。そこで給与改訂以外の経費（〇・八月を含む）全部につき財源を検討し、予算を作るのでなければ、年度内の予算のバランスは覚束ない。その為には、メリヤスシャツの価格、貿易資金の繰入減等の問題を早く解決しなければならぬ。

マーカット　予算の実質的バランスを得る事は鉄則で有る。名目上の節約や経費の振替等に依り〇・八月を支給する事は許されない。然し〇・八月を此の際至急支給する必要も分るので財源の点は余り細い事でやかましく云はず財源がなるべく出るやう好意的に研究しようではないか。場合に依っては正確な数字が出なくても財源として認めてよいと思ふ。

大臣　〇・八月の支給は各政党とも異論が無いが他の経費の予算を首相任命前に出す事は目下の政治情勢として国会が許さぬだらう。又他面に於て〇・八月が二一日迄に支給されない場合は労働側の攻撃を予期しなければならない。

マーカット　〇・八月の支給は如何なる政府が出ようが先づ優先的に認めなければならぬし、又次期政権を担当すべき四党は何れも之を今出す事を承知して居るのであるから、〇・八月予算に計上された財源さへしっかりしたものなら承認しよう。

リード　財源としては差支へないものと認める。然しメリヤスシャツの価格を早く決めなければ年度内の歳入とはならぬから之を早く決定する必要がある。又給与改訂の財源は殆どない事も忘れてはならぬ。

マーカット　〇・八月の予算の提出は認める。

大臣　メリヤスシャツは一着一二〇円で売る事に昨日閣議で決定し司令部の承認をまつばかりである。年度内に歳入をあげる為現内閣の責任で売却方針を決め度い。

コーヘン　司令部として直に研究しよう。

マーカット　新給与水準に就いて給与審議会は主として労働問題の立場からその妥当性を研究して居る様だが之は国の財政とも関連することであることを忘れてはならぬ。政府が払へるか払へないかといふ事は情に動かされることなく冷静に判断をしなければならぬ。給与審議会が新水準を発表すると、既成事実として政府がやり難くなるから発表前に大蔵省と財源に就いて協議して欲しい。但し給与審議会はこれ迄立派な仕事をして居るのであるからその顔をつぶすことのない様よく留意して貰ひ度い。

出所　大蔵省資料Z五〇八―六。

(33) 昭和二十二年度一般会計の歳入欠陥対策（昭和二三年二月二五日理財局）

　昭和二十二年度一般会計の歳入欠陥対策（昭二三、二、二五理）

一、昭和二十二年度一般会計（補正第十二号までを含む。）の歳入欠陥は、左の通り推定せられる。

㈠ 租　税	七〇―一〇〇億円
㈡ その他一般会計歳入	二〇―　四〇〃
㈢ 専売益金	二〇〇―二二〇〃
㈣ 財産税等収入金	△　七―　〇〃
㈤ 合　計	二八三―三六〇〃

二、右に対する対策として考えられることは
㈠ 歳入欠陥の如何に拘らず予算の歳出全額を支出し、歳入欠陥に見合う赤字公債を発行する。（追加予算に計上）
　(1) その国民経済的影響の問題
　(2) 対国会、対司令部の問題
㈡ 歳入欠陥に見合う歳出を節減する。
　(イ) 節減額は、専売局特別会計の持越在庫品（約二五億円）を控除して考慮すれば約二五八―三三五億円となるであろう。
　(ロ) 如何なる経費を節減し得るかの問題。
　(ハ) 契約の段階において節減しなければ、問題を金融に転嫁する虞れがある。
㈢ 出納整理期限を延長（例えば一ヶ月）し、歳入欠陥を可及的に防止する。
　(イ) 右の案は、実質的には、昭和二十三年度の財源を喰うこととなる。
　(ロ) 専売益金については、専売局特別会計法を改正する必要があり、一般会計の租税及びその他収入については予算決算及び会計令を改正する必要がある。
㈣ 右三案を夫々併用する案。

三、差当り措置すべきことは
㈠ 歳入の増収に一段の努力を傾注すると共に、歳入欠陥に見合う歳出の節減について総合調整を行う。
㈡ 右の総合調整は、主として今後の契約見込のものについて行う。
㈢ 右により避け得られざる歳入欠陥に対しては赤字公債の発行か出納整理期限の延長の方法によるの外はない。

出所　大蔵省資料Z五〇一―一四六。

(34) 予算の増額修正権に関する両院法規委員会勧告（昭和二三年二月二六日勧告第二号）

　予算の増額修正権に関する勧告
　　　　（昭和二十三年二月二十六日提出、勧告第二号）
右国会法第九十九条の規定により勧告する。
　昭和二十三年二月二十六日
　　　　両院法規委員会　委員長　樋　貝　詮　三
　衆議院議長　松　岡　駒　吉　殿

　要　旨
予算についての国会の増額修正権に関する憲法の解釈は、左の如く決定するよう両議院において措置せられたい。

記

国会は、予算の増減又は予算費目の追加若しくは削減等すべて内閣の提出した予算に関し、最終且つ完全な権限を有する。

理　由

新憲法の下において、国会は国権の最高機関として、予算の増額修正その他について最終且つ完全な権限を有すると解せられるが、現行の法律では明確を欠くので、この点につき、速かに適当な措置を講じて疑義を一掃し国会の機能発揮に遺憾なからしめる必要がある。

出所　大蔵省資料Z五一六―一。

(35) 日銀改組、補正予算等についての栗栖蔵相・マーカット局長会談記録（昭和二三年三月三日渉外特報第四九号）

大蔵省渉外特報（第四九号）昭和二三年三月三日

大蔵大臣・マーカット少将定例会見（第六回）記録

渉外部　柏木事務官記

昭和二三年三月三日（水）九時五〇分より十時三〇分に亘る会見は要旨概略左の通りであった。

出席者　栗栖蔵相、首藤顧問、渡辺渉外部長等
マーカット少将、コーヘン、リード、ロスの諸氏他、

大臣　政策協定は昨日大体まとまり、今日社会党で決定する事になって居る。軍事公債の利払停止は委員会で研究する事になった。

マーカット　利払停止問題は当方でも重大関心を有するから委員会も密接に連絡をして貰ひ度い。金融機関のナショナリゼーションに就いて何か議論されたか。

大臣　日銀の民間所有株を国が買上げて日銀を国有化する議論があるが、自分としては日銀を米国式の連邦準備銀行のやうに改組する事とし度い。一般金融機関に就いてその民主化が問題となって居る丈でナショナリゼーションは目下考へられて居ない。

マーカット　之も重大な問題であるから、その進展に就いて常時報告して欲しい。大臣がナショナリゼーションに反対なのは喜ばしい。復金は現在設立当時と異る方向に進んで居るが、更に研究を要する。

栗栖大臣在任中健全財政の為終始努力せられて、その基礎を確立せられた功績は大いに称讃に値する。新大臣も、何人がならうがその政策を踏襲せられる事を希望する。誤って社会化、ナショナリゼーションに走らぬ様厳重注意を要する。

時に本年度の補正予算は如何なっただらうか。又労働問題が愈々急迫して来たが、政府の対策如何？

大臣　今日午後労働閣僚懇談会で研究する事になって居るが、その結果を御報告しよう。

リード　先般大蔵省から提出された予算案は不満足なものである。歳入に於て一は貿易資金繰入減は当方の計算と異る。二は価格調整費の削減は寧ろ逆で、増加せねばならなくなるかもしれぬ。

歳出に於ては日本側案六・三制の為六・五億計上して居るが、斯る新規のものは削減すべきである。又他方警察費連帯支弁金、義務教育費、地方補助費の各不足七・五億を計上すべきである。

マーカット　隠退蔵物資を財源化する事を研究して欲しい。又買上代金を譲渡禁止公債で支払へば国の支出はそれ丈減る事も考慮せられ度い。

大臣　かかる公債の発行は法律の制定を要するので、来年度より実施する事を研究し度い。

マーカット　メリヤスシャツの売却を促進して欲しい。

大臣　日本政府より一二〇円で売る案を司令部に出してある。かかる価格問題を速に決定して頂かねば予算の編成が出来ない。

リード　砂糖の価格を早く決めて欲しい。

ロス　メリヤスシャツや漁網は、四月以降、新物価体系実施後適正な価格で売出す事を研究して居る。

マーカット　来年度の歳入を確保する事も大事であるが、今年度の補正予算の財源も必要である。払下代金が実際に入るのが、四、五月でも場合によっては今年度の歳入にする事も研究出来よう。

横浜の華僑は税金を納めて居るか。

大臣　納めて居ない様である。

マーカット　南京街は驚くべき大闇市である。軍政部の報告では、何でも売って居るし、取引高も莫大なものである。又密輸入とも関係して居る様である。大蔵省は至急これを調査して完全報告を提出して欲しい。

出所　大蔵省資料Z五〇八―六。

4　昭和二三年度本予算

(1) 昭和二十三年度予算の編成に関する手続等について

（昭和二二年八月一九日閣議決定）

昭和二十三年度予算の編成に関する手続等について

昭和二十三年度予算の編成方針については、別途決定せられる予定であるが事務進捗上の都合をも考慮し、各省各庁は差し当り左記により、その所掌に係る歳入歳出及び国庫債務負担行為の見積に関する書類の作製に着手するものとする。

記

一、昭和二十三年度予算は、財政法第二十七条に基き十二月中に国会に提出する目途の下に編成事務の進行に遺憾なきを期すること。

二、昭和二十三年度予算の見積に当っては、既定費又は既定計画に類する観念を排し、総ての経費について再検討の上新規事項として積算要求すること。

三、予算の編成に当っては、できるだけ年間の推移を見通し、全体計画に基いて行うものとし、もって追加予算を極力抑制し、財政の合理化と計画化とを図ること。

四、歳入については、本年七月改訂を見た物価の水準に基いて見積を行うと共に、其の積極的増収を計ること。

五、歳出については、昭和二十一年度及び二十二年度の支出実績を基礎として、経費の効果、資金使用の効率性等を念査の上、経費要求の合理的調整を図ること。

特に補助費については従来の実績を徴するは固より、新なものについてもその要否、程度等について徹底的検討を行うこと。

六、行政機構は極力簡素化すること。已むを得ない定員の増加についても既存定員の配置転換等により処理すること。

七、最近の給与水準に基き、人件費について予算単価の改正を行うこと。なお実

在人員については、現給（凹凸整理の結果により調整せられたものによる）を基礎として積算すること。

八、事業費その他物件費の予算単価についても、本年七月改訂を見た物価の水準に基き合理的に改正すること。

九、各種公団の昭和二十三年度予算についても、右各号に準じ各所管省において取りまとめ大蔵省に提出すること。

十、予算制度の民主化及び合理化の趣旨を徹底させるために予算の形式、積算方法、附属書類等につき、更に一段の改善を行うこと。

十一、各省は公共事業費その他大蔵省の指定する経費について、別に定める様式により物資需要調書、労務需要調書その他の参考書類を提出すること。

十二、予算、決算及び会計令第八条による書類の提出期限は左のとおりとし、これがため要すれば法令上の措置をとること。

右の期限に遅延した場合には、大蔵省は各省の意見を徴しないで編成を行い得ること。

歳入、歳出及び国庫債務負担行為の見積に関する書類　九月三十日

物資需要調書及び労務需要調書　十月十日

十三、財政法第二十八条に規定する参考書類の作製は、予算の作製と併行してその事務を進行させること。

十四、特別会計予算の編成も本手続によることとし、その事務は一般会計と併行して進行すること。

十五、概算の閣議決定は、遅くも十一月二十日までに、これを行うことを目途とすること。

出所　大蔵省資料Z六二〇―四八。

（2）昭和二十三年度予算編成方針（案）

（昭和二二年八月二六日主計局）

昭和二十三年度予算編成方針（案）（昭和二二年八月二六日）

国際経済に参加し、正常なる貿易関係を回復することこそ、我国経済再建の基礎的条件であるが、これが為めには、速やかに国内に於ける「通貨価値の安定」を図り、物価体系を国際的水準に適合せしめなければならない。

昭和二十三年度予算の編成に当っては財政面よりの通貨増発原因を除去して、「通貨価値の安定」を図ることを目途として、左記方針によることとする。

記

第一、基本方針

一、財政資金総額限度を設定すること。

一般会計及特別会計を通じて歳出総額は

(一)　普通歳入（含事業収入）の金額と蓄積資金中国債消化に当て得る金額との合計額と

(二)　来年度国民所得より算定される財政資金の限度額

とを綜合調整して決定すること。

二、経済力と均衡のとれた歳入調達限度を定めること。

経済再建の基盤は、国民経済力の培養にあるから、経済力を超えた支出要求に形式上均衡をとる様な無理な歳入計画によって、その基盤を破壊し攪乱することを止めて正常な経済活動を可能ならしめる様にその方法及限度を定めること。

三、特別会計の独立採算制を確立すること。

特別会計（特に鉄道、通信）に於ては、運賃及料金につき所要の改訂を行うと共に、経営の合理化を推進することにより、収支の均衡を計ること。

四、予算と綜合的資金計画を同時に策定すること。

財政と金融との有機的関連を明らかにし、財政収支の均衡を金融上の矛盾によって繕う如き弊を除くこと。

第二、個別的方針

(一)　歳　入

一、戦後に於ける我国経済構造の変貌、所得分布の著しい変化等に即応し

て、新興所得層に対する課税の重比、可能な限度に於ける消費の徹底的規制による間接税の増徴等によって極力歳入の増加を計らねばならぬが、経済再建の原動力は民力の培養にあることに鑑み、民力の基礎を破壊し攪乱する様な歳入の調達の方法又は程度を止めて、正常な経済活動を可能ならしめる如く充分の考慮を払うこと。

二、事業特別会計に於ては、合理的経営を基礎とし、物価、賃金の体系と綜合的均衡をとった運賃及料金の水準を定めること。

(二)　歳　出

一、行政の簡素化

(1)　行政は最小の機構を以て最大の効率をあげることを建前とし事務の合理化と配置の転換とによって、官庁機構の繁雑化と政府職員の増員とを極力抑制すること。

(2)　欠員のある場合には一定の割合によって、定員を削減すること。

(3)　已むを得ない部局の新設及び定員の増加についても原則として既存定員の配置転換等により処理することとするが右の方法によって処理し難い場合には、国会の承認等特別の手続を要するものとすること。

二、終戦処理費

(1)　我方に於て予め計画を立て難いから、希望的観測を去ってなるべくゆとりのある予算を組むこと。

(2)　実行に当っては、終戦処理費支出が我国経済にとり過重の負担となっている実情に鑑み、極力その節減方を連合国に懇請すること。

三、賠償撤去費

(1)　戦敗国の義務として当然履行せねばならぬものである以上、対外信用を恢復する上に於ても、希望的観測を去って、充分の経費を見積って置くこと。

(2)　撤去、輸送等の作業に対する政府の主動的監督を厳重に行い得る制度を確立すると共に資材、労務に対する統制を強化して、極力経費の効率的使用と節減とを計ること。

四、外債償還、利払

講和条約の見透しとも関連して調整を要するが、対外信用恢復の為にも、此の種経費は必要額を優先的に計上すること。

五、公共事業

公共事業の性格を失業救済とするか、経済再建とするかについて態度を明確に決定する必要があるが、我国経済力の現状より見て寧ろ経済再建的性格に徹し、而も災害復旧其他国土資源の減耗補修を最少限度に行う程度に止めることとする。

六、社会救済費

企業再編成及び企業合理化の進展に伴う失業対策費は、現行制度により相当大幅に見込むこと。

七、補給金、補助金

(1)　価格調整補給金は原則として廃止すること。これが為め鉱工業品については操業度の向上及企業合理化による単価の引下を計ること。

(2)　補助金については資金分布の変化等に応じて従来のものについても徹底的整理を行うと共に新規のものについては、その要否、程度等を国民経済的立場より検討を行うこと。

八、貿易資金

輸出乃至輸入価格補給金に該当すると認められる金額については一般会計より繰入の方針をとると共に、速やかに物価体系を国際水準に適合せしめ補給金の解消を計る様に努めること。

九、在外資産及賠償物件の補償

憲法上補償を要するものであるが、未決定要素が多いので、一応予算には計上せずに行くが、計上の必要が生ずれば、特別税を設定して、財源に充当することとする。

一〇、国債費

国債の利払は現行通り実行する。

一一、保健衛生、教育文化其他

保健衛生、教育文化其の他の文化国家的要請に基づく経費は既往にとらわれることなく、経済力の現状と睨み合せて再検討の上基本方針に於て定めた財政資金の枠内に圧縮すること。

一二、公団費

公団の機構及び事務の能率化を計ると共に業績及び経理に対する監査を厳重にして極力経費の節減を計ること。

一三、事業特別会計

鉄道、通信を中心とする事業特別会計に於ては基本方針の趣旨にそって、極力経営の合理化を行い、収支の均衡を計ること。

一四、地方財政

(1) 地方行政機構の合理化により行政事務能率の増進を計り極力人件費の節減に努めると共に地方財政の自主的運営を計る為財源調達に新工夫をこらすこと。

(2) 地方公共団体を通じて支出される国庫よりの補助費の査定に当っては、地方財政の財源調達限度及び地方債の消化能力等をも充分に考慮すること。

編注　二三年度予算編成方針については、二二年八月十六日付の「二十三年度予算編成に際しての考慮すべき諸問題（主計局総務課）」、八月一九日付の「昭和二十三年度予算編成方針案」以降、一一月まで関連の案が主計局部内で検討されたが、本文はそのうち初期にとりまとめられた案である（大蔵省資料Z五〇一―一五一、Z五一一―六九所収）。しかし、例年のような翌年度予算編成方針の閣議決定は行なわれなかった。

出所　大蔵省資料Z五一一―六九。

(3) 昭和二十三年度予算編成に臨む基本的態度

（昭和二二年一二月二五日）

昭和二十三年度予算編成に臨む基本的態度（二二、一二、二五）

一、政治力の結集

新年は講和会議も期待され日本民族の為極めて重大な年である。

この年を境として民族再興、国家再建の第一歩を刻まなければならない。然し、この重大な年を迎える国内の体制は目茶目茶であって御話しにならない。思想的にも経済的にも今や破局の寸前である。この目茶目茶の根源は何か。国民の間に協力的の体制の出来ていないことである。この国内相剋に手を打たなければ如何に技術を弄しても、もう駄目だ。根本的協力体制の確立あるのみである。之なければ産業も興らざるべし、官場も動かざるべし、インフレは滔々として破局化し、国民分裂は之に乗って更に激化し収拾し得ざる事態となるであろう。誠に深淵に臨んだ感なきを得ない。この際政府は宜しく出来る限りの政治力の結集を行い、この問題に対処し、この問題の根本的措置を講ずべきである。

二、強力綜合対策実施

強力政治力に乗って強力綜合施策を行うべし。強力綜合対策の線は七月の緊急対策の線でよいが、その欠陥である左の三点の是正を必要とする。

(イ) 物価を押えて賃金を放任した。

(ロ) 経済施策のみで財政の面を忘れていた。

(ハ) 統制がその能力を超えて、統制に厚みを失った。

三、賃金及物価ベースの根本的改訂を行う。右は大綱を遅くも一月中に（成るべく速なるを可とす）決定し、爾後成るべく速に逐次之を実施する。

尚賃金に付ては強力なる統制を断行す。（賃上停止）

四、右と同時に勤労者の生計確保の措置を講ずる。この場合に於ては左の諸点に付研究する。

(イ) 傾斜配給

(ロ) スライド制の可否

(ハ) 租税措置

五、国内体制総立直しの一貫として行政運営の整備合理化を断行する。

六、統制方式の再検討を行い、簡単、強力化の措置を講ず（傾斜配給とも関連あり）

七、予算は右諸前提の決定を俟ち之を編成し二月中（成るべく速なるを可とす）議会に提出する。この前提の未決定の間は正式の予算は組まない建前を厳守する。

八、予算の編成に当っては徹底的な重点主義を採る。この際総花式の従来のやり方を根本的に更める。

九、以上財政方針に即応し建全金融方針を厳格に実行する。

一〇、以上一の点に付ては総理自らG、H、Qに臨み元帥との間に腹を割った打合せを遂げる。爾余の問題に付ては政府総掛りでG、H、Q関係官と協議する。

編注　本文に作成部局等の署名はないが、主計局部内の検討資料と推定される。

出所　大蔵省資料Z五〇一―一四。

(4) 行政の整理合理化について

（昭和二二年一二月二七日主計局）

行政の整理合理化について（二二、一二、二七）

終戦後における行政事務の推移と機構複雑化の現状とに顧み、この際行政の徹底的能率向上を図り併せて一般企業の健全化を一層促進するため、大体左の方針により行政事務の整理再編成と機構の簡素合理化を行う。

一、終戦後の事態の推移に即応して所管行政事務を再検討し、不要不急事務の廃止と行政機構の整理合理化とを行う。

二、各省庁間における権限の重複を可及的に排除し、統一的事務運営と、責任の明確化とを図る。

三、統合的企画官庁については、実務官庁的事務を切り離し、強力に企画調整事務を専掌し得るよう、簡素な組織に整理する。

四、治安及び経済秩序の維持に関する機構を強化する。

五、地方自治の精神に則り、中央官庁の権限は可及的地方に委譲すると共に既存の地方出先官庁は徹底的に整理し、地方団体に統合する。

六、各省各庁は少数による能率主義を貫徹するため以上各号の措置による人員の減少を含めて最近現存人員の二割減少を目途として所要の員数（鉄道、通信等企業に従事するものについては能率より算定した合理的員数を超過する員数）を予算上又は官制上減少するものとし、その残存人員の範囲内において、その省庁内の機構の再編成を行うものとする。

七、前各号による減少員数は一括して一定期間定員外として処理し、今後における減耗補充配置転換等に充当する外、必要により臨時他庁の事務に従事せしめることができることとする。

右の残存する定員外員数は一定期間経過後に情勢の推移に応じて整理する。

八、本件の実施を促進するため、内閣に特別の委員会を設置する。

（備　考）

(一) 国会、裁判所、会計検査院及び地方公共団体においても本件に準じ実施することを期待する。

(二) 公団及び国庫において人件費等を支弁している政府代行機関についても本件に準じて実施する。

出所　大蔵省資料Z五〇一―一四。

(5) 各党の昭和二十三年度予算編成方針

（昭和二三年二月四日理財局調査課）

各党の昭和二十三年度予算編成方針（昭二三、二、四理調）

目　次

一、各党の予算編成方針一覧表（省略――編者）
二、四党協定
三、各党の予算編成方針
(一) 社会党

増加財産とする。

(3)　第一種期間産に対しては、五〇％の税をかける。但し、第二種期間財産に対しては、二〇％の税をかける。

(4)　徴税官吏の待遇改善

(5)　増俸について

(イ)　評価した財産について、右の税額を控除した残りを各法律に定める割合で国家の個人財産との均衡を図る必要がある。

(ロ)　昭和二十一年度実施の個人財産税とは、財産税の他に過当な税が考えられない。

(6)　徴税官吏の待遇改善

(イ)　一時的に巨額の財政支出を賄うための臨時的財源として、税務官吏の俸給を図るため、暫定的に課税額を定め、たとえば、徴税に当っては、一般官吏との待遇上の差別を即時撤廃する必要がある。

(ロ)　昭和二十一年度実施の個人財産税との均衡を図る必要がある。

(7)　予算の通過を図るため、暫定的に課税額を定め、たとえば、その八割を直ちに徴収する。正確な査定を終って後、残額を認める。

(ロ)　物納を認める。

(ハ)　七月の物価改訂は、総予算に対し、三割余計に引き上げられて不当に利益しているから。

(ニ)　法人の所有する諸物資の放出を促して、物価の低落を図る必要がある。

(ホ)　遊休資本を国家の手より再配分する方法として、本制度を活用する。

(ヘ)　旧円金社と新円金社の負担の不均衡を調整して、再建経済への出発の足並みを揃える。

(2)　課税物件

(イ)　昭和二十一年三月三日（公布）の法人財産に対する、昭和二十二年十月一日の財産超過額を、分一種均加財産とする。

(ロ)　各法人において、昭和二十三年一月一日の物価水準をもって再評価した純資産と、憲法価格との差額を、分二種とする。

(3)　負担の公正を期するため、企業再建整備法の適用をうけない小売業、個人営業、農業、漁業、林業、鉱業、料理業、接客業、娯楽業、金融業、保険業、不動産業、運送業、倉庫業、出版業、印刷業、広告業、仲立業、問屋業、代理業、興行業、遊覧業、公衆浴場業、理容業、美容業、クリーニング業、旅館業、飲食店業、その他これらに準ずる業種の個人財産は、第二種財産とする。

(4)　第二種財産に対しては、一〇％の税をかける。

(5)　第二種財産の評価は、第一種財産の評価に準ずる。

(6)　第二種財産の税率は、第一種財産の税率の二分の一とする。

(7)　第二種財産の税額は、第一種財産の税額の二分の一とする。

(8)　第二種財産の税額は、第一種財産の税額の二分の一とする。

(9)　第二種財産の税額は、第一種財産の税額の二分の一とする。

(10)　第二種財産の税額は、第一種財産の税額の二分の一とする。

(11)　第二種財産の税額は、第一種財産の税額の二分の一とする。

(12)　第二種財産の税額は、第一種財産の税額の二分の一とする。

(13)　第二種財産の税額は、第一種財産の税額の二分の一とする。

(14)　第二種財産の税額は、第一種財産の税額の二分の一とする。

(15)　第二種財産の税額は、第一種財産の税額の二分の一とする。

(16)　第二種財産の税額は、第一種財産の税額の二分の一とする。

(17)　第二種財産の税額は、第一種財産の税額の二分の一とする。

(18)　第二種財産の税額は、第一種財産の税額の二分の一とする。

(19)　第二種財産の税額は、第一種財産の税額の二分の一とする。

(20)　第二種財産の税額は、第一種財産の税額の二分の一とする。

(21)　第二種財産の税額は、第一種財産の税額の二分の一とする。

(22)　第二種財産の税額は、第一種財産の税額の二分の一とする。

(23)　第二種財産の税額は、第一種財産の税額の二分の一とする。

(24)　第二種財産の税額は、第一種財産の税額の二分の一とする。

(25)　第二種財産の税額は、第一種財産の税額の二分の一とする。

(26)　第二種財産の税額は、第一種財産の税額の二分の一とする。

の再評価を行わせて、増資を認め、評価益による臨時的所得については税率の引上げを行い、一時的に歳入を増加する。

(ホ) 補足的新税の創設
(1) 奢侈建築税
(2) 物資隠退蔵税
(3) 権利に対する課税

(ヘ) 租税の性質を有する歳入
(1) 軍事公債の元利払の停止
(2) 煙草の引上げは行わぬ
(3) 甘味料及び石けんの専売を行う

(ニ) 民主党

第一、基本方針

一、講和会議を控えたこの年を、日本経済復興の第一年たらしめる構想の下に、全国民的見地に立って、国内体制を整備し、官規を粛正し、諸般の改革を断行する。

二、生産昂揚のため、必要な措置を強行し、産業資金を優遇し、流通面の調整偏重政策を修正し、分配的経済の弊を是正する。

三、財政の健全化を厳守し、従来の総花的財政を、産業復興中心主義による重点的財政に転換せしめる。

四、通貨に対する信認はあくまで堅持し、現行金融秩序を尊重して、貯蓄の増強を図る。

五、特に復興資材の輸入及び外資導入を懇請し、輸出の画期的振興を計り、国際経済に対処し得る国民経済計画を樹立する。

六、統制経済政策全般にわたって、再吟味を行い、人工経済の悪弊に陥らざるよう、統制と自由の限界の再調整を行い、煩瑣な統制方式を改善し、非能率的な統制はこれを排除する。

七、強力な農村確立のため、現在の供出制度を再検討し、農業振興に関する綜合計画を推進する。

八、中小企業育成のため、資金、資材について、特段の措置を講ずる。

九、将来の文化国家建設を目途とする、教育政策を尊重する。

第二、歳出方針

一、生産復興第一主義に則り、之に必要な経費は認めるが、原則として、新規事業、及び継続的事業は、全面的に繰延べを行うこと。

二、商品の国際価格と、需給関係を勘案しつつ、価格体系の不均衡を是正し、助成金、補給金の支出軽減に努める。

三、行政の能率化のため、行政整理、及び合理化を断行する。

(イ) 経済安定本部は、之を企画庁としての機能に限定して、大幅に簡素化し、実施庁との運営調整を行う。

(ロ) 中央官庁については、重複、又は類似の業務を管掌する部局を整理統合する。

(ハ) 監督行政と、現業とを分離し、官業の経営改善と、独立採算制を確立する。

(ニ) 地方出先機関の整理統合を断行する。

(ホ) 行政の簡素化、能率化、及び経費節減のため前記行政機構の改革とにらみ合せ、差当り、現行定員の二割節減を目途に人員整理を行う。

国家公務員法の施行に応じ、行政能率発揮運動を強力に展開し、非協力者は整理する。反面、有能勤勉者を優遇して、公務員の素質向上を図る。

(ヘ) 官公吏の給与は、官業料金、諸物価、並に民間賃金と対照して、均衡を保持するよう改訂規制する。

四、民間企業、特に、重要産業は、独占禁止法、企業整備法、経済力集中排除法等による整備合理化を促進し、速に、国の財政に対する圧迫を解除せしめる。而して、行政能率発揮運動に呼応して、全国民的に、生産復興実践運動を強力に展開し、非協力者は、労資を問わず、監督を強化し、已むを得ざるものは、整理する。

五、民間企業に対する資材、資金計画を早期に予告し、経費の合理化、自主的工夫を行わしめると共に、設備、経営、勤労の高能率な企業に対しては、規模の大小を問わず、重点的に、資材、資金を融通する等、生産促進の方途を講ずる。

六、不当な民間資金の高騰は、之を防止するが、増産奨励、能率報奨等の措置は、積極的にこれを行う。

七、行政並に企業の合理化による労働並に失業の対策として、失業保険を拡充し、綜合的社会保障制度を確立する。

八、公共事業、特に、僅少なる資材によって、多益の労力を消化する事業を起す。

(イ) 交通道路、産業道路、開墾、水利、干拓、堤立、耕地復旧等を行う。

(ロ) 治山事業を重視し、砂防、林道開設、植林に努める。

(ハ) 国勢調査、其の他、調査統計事業に智能労働者を吸収する。

九、動力、燃料、失業及び治水対策として、電力の開発、補修事業に重点を置く。

一〇、国家資金と、地方財政資金との配分、及び調整を適切に実施する。

一一、終戦処理費は、効率的運用に努め、公定価格主義は、之を厳守する。

第三、歳出方針

一、負担均衡、生産振興のため、現行税制に検討を加え、勤労生活者擁護のため、免税点の引上げ、控除の拡大を図り、特に、努めて、間接税を避けると共に、生産資金の優遇のため、法人税の改正等を行う。

二、徴税の重要性に鑑み、機構の強化と機動力の増強を図ると共に、税務官吏を優遇し、活動経費を充足し、監督制度を設けて、監督、督励、褒賞、処罰を行うこと。

三、財政と金融を、有機的に調整し、浮動購買力の吸収に努める。

四、警察制度の改正等に伴い、国費、地方費の負担区分の調整を行うと共に、国と地方との税源の再調整を行い、地方独立税（例えば事業税）の創設等により、地方財政の独立強化を図る。

五、納税国民運動を徹底的に行う。

六、甘味料の専売を考慮する。

七、官有財産の整理を行う。

(ヘ) 自由党

第一、基本方針

一、日本経済再建の問題は、国際経済との関連の下に考慮さるべきである。

二、国際経済と日本経済との連結は、自由通商主義に即応した自由経済体制への復帰を通じてのみ達成される。

三、自由経済体制への復帰は、経済政策の分配主義より生産主義への切替え、計画経済より私企業制への転換なくしては行われない。

第二、国際経済政策

一、国際自由貿易への参加を期し、食糧、原料の他、資材、機械等の輸入増大を図る。

二、対外貿易の振興、国際収支の改善と共に、健全財政の確立、赤字金融の解消、貯蓄の増強、生産の振興、物価の安定等、諸般の措置を講じ、速かにインフレ停止を期する。

三、安定通貨の確立、産業復興のための外資の導入、並びに、外国技術の移植を期し、特に、鉄道、電信、電話等の官営事業、民有国営の電気事業などについては、外資導入による補修建設資材の輸入、並に経営合理化を目途として、差当り、独立採算制の徹底、又は、民間委託経営を断行し、その民有民営をも考慮する。

第三、統制経済から自由経済への移行

一、現行統制は、必要な最少限度を残して、他は一切撤廃し、残存統制も、自由への過渡的手段たることを明確にする具体的措置を講ずる。

二、公正、自由な私企業制確立のため、急速に企業の再建整備を行い、経

的な しゃ消登録を設立して，企業意欲の振興を図る。

第四，産業政策

一，産業再編成の主点を，輸出工業，軽工業に置き，平和的産業体制への移行を促進する。

二，造船原材料工業の徹底合理化を行い，不合理な独占的公定価格の存在によって，産業全体の復興の障碍を排除する。

三，石炭及び電力企業の現行統制方式を根本的に改め，石炭は，自由市場を設定し，発送電及び配電事業は，大資参加を予想して，能率的単位の規模を確保する窯業とする。

四，運輸問題解決のため，鉄道の非能率的国営企業形態に，根本的検討を加える。

五，金収買価格を引上げ，産金業の確立を図る。

第六，農業政策

一，農産物の供出価格と，農業必需品の購入価格との均衡を図り，農家経済の維持増進を図る。

二，米麦等の，供出完了後における自由販売を認め，且つ生鮮食料品の統制を大幅に撤廃する。

第六，労働政策

一，行政事務能率化，価格統制官庁の縮小又は廃止，現業官庁の分離合理化の三方面に於て，行政整理を断行し，行政の能率化，過剰人員の整理，行政費の節減を期すると共に，地方出先機関の整理並に地方自治の拡充強化を図る。

二，経済再建に必要な物資は，重要部面に限定し，その重要性に応ずる順位を定め，緊急的助成策をとるようなること。

三，終戦処理費として，臨時国庫で，且つ究末浪費の原因となっているものを整理して，正常な歳末需給の条件を与え，他方，広商団な，且つ品目別の栄連

四，行政整理その他，公務員を能率中心の従来の組織体系を根本的に変革して，高い効率をもって国家再建という現状よりむしろ過重な労進課税によって，却って労働意欲を阻害せざるを得ず，国家財政の確立を妨げるに至ることを深く省察し，思い切った行政整理を断行し，無駄を徹底的に排除せざるを得ない。而して，新規課税の如きは，完全就業と人民生活水準の大幅引上げを可能にする方向に向かうべきである。

五，経済復興計画

一，戦災人方針

第三，歳入方針

一，税収入は，現状に於ては，殆んど限界点に達しているため，積弊生産意欲を阻害せざるを得ないのみならず，過重な労進課税によって，却って労働意欲を減退し，徴税努力の増加を招き，徴税率の低下を来すこととなる。

二，滞納となった未納税の存在が，財政の実施に対して重大な障害をなしていることに鑑み，国民に対する納税義務履行を厳重ならしめると共に，税務機構を強化し，徴税努力を増額適正化して，徴税率の向上を図ること。

三，税収の確保

一，日本経済の前途は，石炭の増産如何にかかって，石炭生産の飛躍的増強を図ること。

二，経済復興の克服は，日本の経済力再建の道筋によってなされるべきものであって，米軍占領下の経済再建の見透しの上に，積極的に探究すべきである。

三，日本の再建は，現下の経済窮況克服と，重点をおくべきであるが，日本の民主的再建は，米ソ二国民の民主的教育が肝要である点より，世界の平和的建設に必要な経験を高める意味よりも，生産面，供出面に対する予算的措置の万全を期すること。

四，国内自給態勢の確立

一，食糧増産の促進

二，食糧増産対策

三，石炭及び電力企業の現行統制方式を根本的に改め，石炭は，自由市場を設定し，発送電及び配電事業は，大資参加を予想して，能率的単位の規模を確保する窯業とする。

四，運輸問題解決のため，鉄道の非能率的国営企業形態に，根本的検討を加える。

五，金収買価格を引上げ，産金業の確立を図る。

第六，農業政策

一，農産物の供出価格と，農業必需品の購入価格との均衡を図り，農家経済の維持増進を図る。

二，米麦等の，供出完了後における自由販売を認め，且つ生鮮食料品の統制を大幅に撤廃する。

第六，労働政策

一，行政事務能率化，価格統制官庁の縮小又は廃止，現業官庁の分離合理化の三方面に於て，行政整理を断行し，行政の能率化，過剰人員の整理，行政費の節減を期すると共に，地方出先機関の整理並に地方自治の拡充強化を図る。

二，経済再建に必要な物資は，重要部面に限定し，その重要性に応ずる順位を定め，緊急的助成策をとるようなること。

三，終戦処理費として，臨時国庫で，且つ究末浪費の原因となっているものを整理して，正常な歳末需給の条件を与え，他方，広商団な，且つ品目別の栄連

（6）昭和二十三年度暫定予算編成要領

昭和二十三年度本予算は諸般の情勢上本年度内に編成成立に至ることは困難と認められ，よって当分の間暫定的に当今決定を要する本予算の編成に支障を来さないよう措置するため，左の通り昭和二十三年四月分として暫定予算を編成する。

一，入尾的財政計画の実現は，急激な徹底的改革に伴う混乱の防止を主眼とするが，左の諸点を計画の基本方針

（甲）井　産　党

一，基本方針

二，能率化を計るように考慮すること。

（乙）新規の計画による歳入増加の原則を図る範囲の計上にならい。

二，外国貿易は，これを国営，人民管理のもとにおいて，その後における情勢の推移，昭和

二十二年度の実行状況等を再検討し最少限度の額を計上するに止める。

(三) 経費の積算については現行の物価水準及び新給与水準を基礎とする。

こととし、概ね左の方針による。

第一、歳出

一、人件費

(一) 俸給、給料については昭和二十三年度既定予算定員に基き積算するものとし、職員の新規増加は振替によるの外、原則として行わない。

(二) 旅費等については昭和二十三年年度所要見込額等を勘案し当該期間内の所要見込額を計上する。

二、物件費

昭和二十三年度所要見込額等を勘案し当該期間内の所要見込額を計上する。

三、補助費

補助費についても、その性質に応じ、前二号に準じて措置する。但し

(一) 義務教育費国庫負担金については法令により当該期間内に支出すべき額と前年度における精算未済額を考慮して積算計上する。

(二) 警察費国庫負担金については警察費制度の改正を考慮し前年度における精算未済額の内所要額を計上する。

(三) 補助率の引上補助範囲の拡張等は行わない。

四、価格調整費

生産実績等を基礎とし現行の物価体系により当該期間内における所要見込額を計上する。

五、物資及物価調整事務取扱費

第一号及び第二号に準じ措置する。

六、公共事業費

(一) 新規の計画に属する事業については原則として計上しない。

従来よりの計画にかかる継続事業について昭和二十二年度の当該期間内に施行した規模の程度において計上する。

(二) 災害復旧事業等であって、この際早急に施行を必要とする工事については

七、地方分与税分与金

昭和二十三年度の税収見込額を基礎とし当該期間内の所要見込額による。

八、同胞引揚費

同胞引揚費については最近の引揚の実績に基き積算計上する。

九、終戦処理費及び賠償施設処理費

最近の支出実績に基き所要見込額を積算計上する。

一〇、国債費及び政府出資金

当該期間内における支出見込額を計上する。

一一、予備費

当該期間内における使用見込額を計上する。

一二、その他

その経費の性質等に応じ前各号に準じ措置するが

(1) 政府事業再建のためにする大蔵省預金部、簡易生命保険及郵便年金、国有鉄道事業並びに通信事業への繰入は計上しない。

(2) 地方職員の給与支給のための地方団体貸付金は取止める。

第二、歳入

(一) 租税その他一般の歳入は原則として現行の制度を基礎とし、当該期間内における収入見込額による。但し

(1) 手数料等については物価の状況等を勘案し相当の引上を行う。

(2) 価格差益金、特殊物件収入等については、最近における収入状況に徴し極力徴収を促進する。

(二) 公債又は借入金は一般会計においては計上しない。特別会計においては法令に基く建設的な経費に相当する財源に充当するもの並びに食糧証券及び薪炭証券等資金の一時融通のためにするものに限る。

第三、大蔵省証券及び一時借入金

当該期間における国庫金の状況を勘案し所要額を計上する。

出所　大蔵省資料Z六二〇―六〇。

(7) 昭和二三年度暫定予算等をめぐる北村蔵相・マーカット局長会見記録(昭和二三年三月一七日渉外特報第五一号)

大蔵省渉外特報（第五十一号）昭和二三年三月十七日

マーカット少将との定例会見記録

渡辺渉外部長記

北村蔵相は三月十七日（水）マーカット少将と定例会見を行ひ大要左の如き会談を行った。

出席者　マーカット、コーヘン、メイナード、リード、ハッチンソン、ロス

北村　北村蔵相、渡辺渉外部長、柏木事務官

追加予算に関して昨日司令部の承認を経たので、直ちに昨夜議会に提出した。御配慮を感謝する。

マーカット　追加予算の決定にも拘らず労働問題は依然として困難な様であるが、全財の模様は如何であるか。

北村　新給与水準に対しては国鉄は昨日これを承認し闘争隊形をとく事に決定した。その他の組合について尚問題があらうかと思ふが、やがて解決をみるものと信ずる。全財は一昨十五日、一斉賜暇を行ったが、昨日からは業務に服して居るものと思ふ。

マーカット　賜暇と云はうが何と云はうが、これは明瞭に非合法なストライキと見ざるを得ない。

北村　政府としても、政府職員の規律の維持については大いに努力する考であり一斉賜暇の場合には、当日の給料は仕払はぬ考へである。今後とも司令部の援助を期待する。

マーカット　日本政府はこの種の不法行為に対する処断を行ふ権限を有する筈である。又最近は司令部の意向等は無視せよと云ふが如き事すら云って居るものが有る様だが、占領下に於てかかる事は許されぬ。この様なものは直に牢屋に入れる必要がある。尚最近のストライキの指導状況を見ると、そのやり口が明瞭に共産党のものである事がうかがへる。

次に暫定予算はどうなって居るか。

渡辺　六・三制六億四千万円、水害対策二億円、及び旱害対策七千万円の三点を除いては、四月分暫定予算に関する話合がリードとの間に於てついた。

北村　右の三点は何れも政治的な問題であり、これ迄の経緯に鑑みて是非ともこの際承認を得たい。

マーカット　財源はあるか。

リード　問題の要点は、これ等の経費は何れもその性質上暫定予算に計上する事に疑問がある事と、特に六・三制については予算がないに拘らず閣で木材を手に入れて工事をすすめ既成事実を作ってから政府にその経費の支払を要求する事は認め難い点にある。

マーカット　教育改革も結構であるが、閣で建築をして良いと云ふ事にはならない。

渡辺　問題は根本的にはCI&Eが文部省に対して改革をすすめ、一定の改革を行ふ以上は一定数の教室が必要となり、その為に閣行為をも発生するに至るのである。貴下に於てCI&Eとよく話合をして頂かぬ事には、日本政府としては非常に困難な立場となるのである。

マーカット　CI&Eとも話をしよう。しかし暫定予算はその性質上、この種の経費は計上しない事にして取り敢へずすすめては如何か。

北村　暫定予算の議会提出を急ぐから、この際は暫定予算から外す方針で閣議で計る事としよう。

会議終了後コーヘンは蔵相に対して、政府職員中行政担当職員と現業担当職員とは厳密に区別して、行政担当職員に対しては、そのストライキが著しく阻害される点から見て輿論の支持も得られると思ふから、厳密な態度でこれが対策をとられる事が望ましいとの話であった。

出所　大蔵省資料Z五〇八―六。

(8)　昭和二三年度本予算編成等についての北村蔵相・マーカット局長会談記録（昭和二三年三月三一日渉外特報第五四号）

大蔵省渉外特報（第五十四号）昭和二三年三月三一日

マーカット少将との会談記録

渉外部　宮沢事務官記

昭和二三年三月三一日（水）九時四十分より約四十分間、北村大蔵大臣はマーカット少将と会見したが、その要旨概略左の通りであった。

出席者　北村蔵相、渡辺渉外部長、柏木、宮沢両事務官

マーカット少将、ファイン、コーヘン氏等

先づ大臣より全財幹部に対して取った懲戒処分に就いての報告文書を手交したに対し、マーカット少将は四月五月の最後の徴税期に面し、今回大蔵省のとった強力措置を多とする旨を述べ、予算の問題に及び、

マーカット　現在の不安な政情に鑑み予算の問題は極めて重大と考へる。四月暫定予算は目下国会で審議中であるが今後毎月暫定予算を出して行く様では困る。暫定予算では政府が最低の経常的運営をして行く為の経費を盛る為に過ぎず、長期的な計画を織込む事が出来ない。歳入の面で見ても一年間を通じて季節的変化があるから暫定予算では不合理である。かういふ不安定な予算は一刻も早く止めて一年間を通じての予算を組まねばならないが、此の問題は何の内閣が為しても困難な事で現内閣で解決して貰ひ度い。政治状態が安定する迄待って居るといふわけには行かない。先づ補助金や新給与、新物価水準等を除いたところでウァキングバジェットを作り、後で其等を織込むと云ふ考方で早速当局とも研究を始めて欲しい。

大臣　御尤もである。現在四月暫定予算が国会で審議中で是は今夜中に成立する様努力して居る。水・旱害経費に就いて社会党左派に色々意見が有って政治的に難しい問題となって居る。

マーカット　其に就いては既に二十二億円が公共事業から又二十九億円が予算外契約で認められて居る。更に去る三月二六日未配布だった二億円を配布した。予算外契約は何れにせよ工事完了を俟って支払ふものであり、従って本件に就いての予算的措置は十分である。大臣はその旨十分に議会に説明され、七千万円の旱害対策要求は全く政治的なおみやげでその必要を認めないし又出来ないと云ふことを明確にして頂き度い。

それから六・三制の問題で有るが、これに至っては全く政治的な問題であって、これは今日総理がマッカーサー元帥と会見されるので片付くと思ふ。

大臣　それから軍事公債利子の問題がある。私はこれをやると国債の信用を失墜し且金融機関に打撃を与へるので反対して居るのだが。

マーカット　それをすれば日本の銀行は滅茶苦茶になる。その及ぶ所金融機関の社会化（ソシアリゼイション）以外の何ものでもない。尤もかういふ政策に関する問題は後で決めれば良い。

大臣　後と云ってもこれは近い機会に決めなければならぬ。

マーカット　私の方の事務当局と良く相談して頂き度い。但し私的に意見を申上げれば利払停止は私は認めない。影響する所が大き過ぎる。金融機関は公債の八割を所有して居るのだから、停止をやれば金融機構を破砕して了ふ事になる。利点は金融機関の社会化と云ふ事だらうが左様な事は為す可きでない。

ここでコーヘンが政策協定の話を持出すがマーカットはそれが如何したといふやうな事を云ふ。

コーヘン　隠退蔵物資を摘発した場合、これに譲渡禁止の国債を代償として与へると云ふ法律案が未だ出て来ないがどうしたのか。摘発は二月二一日から六十日間即ち四月二一日に一応の期限となるが、早くこの措置を研究して法案を早速送り込んで欲しい。

大臣　次に電産の問題であるが金融の点に就き今日相談する事になって居る。

マーカット　九億円と云ふ金は何処から出すのか。

大臣　何か融資の方法をつける必要がある。

マーカット　市中銀行ですか復金ですか。

大臣　復金になるでせう。

マーカット　それでは結局政府背負込みの補助金か。

大臣　否、それは将来の電力料値上でカヴァーするから一時の立替といふ意味である。

マーカット　兎に角融資を引締める要がある。民間の高い給与水準を認める為に政府が金融を図る事をすれば官公職員の二千九百二拾円水準の維持が困難となり一般的な給与水準を上げて了ふ惧がある。

ここで少将は他用の為会見を打切り次にコーヘンと左の如き問答があった。

大臣　資金調整法の廃止の問題は、これを廃止し放しにして置くと、映画館等融資準則で云へば丙種に属する様な企業が簇生する惧があり、何等かの新しい立法が必要と考へるが経過的に生ずるさういふ弊害は最少限にする事が肝要と思ふ。

コーヘン　第一あれを廃止しろと申上げてから数ヶ月間を経て了った。成程廃止しただけでは色々弊害があらうがあの法律を残して置く弊害より未だましだらう、代案は御持ちになれば勿論御一緒に研究する。時間的なずれに就いては元来是は今日迄愚図愚図してゐた日本側に責任がある。ドレイパア使節団の意見の中でも日本の企業殊に金融機関は過少資本が顕著であると云って居るので同法が増資を抑へて居る所にさういふ理由があるのではないかと思ふ。何にしてもあの法律は統制が多過ぎる。

渡辺　金融機関の新旧勘定の合併は今日実施の予定であったが之を暫く延期するやう司令部から話しがあった。日本経済の再建を促進する為新旧勘定合併を至急やる必要があるので早く認めて欲しい。

コーヘン　ファイナンスの方へ訊して見よう。

出所　大蔵省資料Z五〇八―六。

(9)　地方財政関係閣僚懇談会議事要録及び配付資料

（昭和二三年四月―五月）

地方財政関係閣僚懇談会について（昭和二十三年四月六日大臣官房長）

地方財政関係閣僚懇談会は、閣議決定により西尾副総理、苫米地官房長官、栗栖安本長官、北村大蔵大臣、野溝地方財政委員会委員長の五国務大臣で構成することとし、四月五日（月）午前十時から総理大臣官邸で第一回会合を開き、野溝国務大臣の説明を中心に意見の交換を行ったが、第二回会合を四月八日午后一時半から総理大臣官邸で開く予定である。第一回会合の状況に照し、主計、主税、銀行の三局長の列席を願い、十分な懇談を行うことと致したい。なお、官房からは地方課長が第一回以降引続き列席する。

第一回会合で野溝国務大臣から説明主張した事項のうち重要なのは左の五点で、大蔵大臣からそれぞれ反対意見を述べた。

㈠　事業税の課税標準から主要食糧関係（農業所得）を除外すること

㈡　地方団体中央金庫を設置すること

㈢　入場税を地方委譲すること

㈣　酒、煙草消費税を地方税として新設すること（小売価格の二〇％）

㈤　災害復旧基金を設けること

右五点については、大蔵大臣意見を文書として四月八日閣僚に配付する必要がある。

栗栖安本長官からは、六・三制及び地方災害（殊に関東水害）の関係の資金（昭和二十二年度分で三月中に手当の済んでいないもの）について預金部として如何なる具体策を準備してあるかの説明を求め、四月八日大蔵大臣から説明することになっている。

追て、第一回会合の議事要録は別途印刷中であるから後刻お届けする。

地方財政関係閣僚第一回懇談会議事要録（大臣官房地方課長）

一、第一回懇談、四月五日（月）午前十時四十五分開会午後〇時十五分散会、於総理官邸

二、出席者　北村、野溝、西尾、苫米地、栗栖

陪席者（大蔵省）脇阪、久米、（委員会事務局）荻田、山村、奥野

（栗栖）地方財政の問題については、まづ歳出歳入の全貌を明かにして欲しい。大蔵省と地方財政委員会との間で未解決の問題は、事務当局間で十分検討を遂げ論点をはっきりと集約してこの懇談会に提出して貰いたい。簡単明瞭にピックアップした論点について閣僚間で調整をとることと致したい。そうでないと時間がかかり過ぎて困る。

（野溝）地方財政窮迫の事実をはっきりと認識して欲しい。そして財源の委譲について真剣に考える必要がある。

（北村）地方財政は、栗栖さんも指摘したように、歳出歳入のバランスを確保するようこの懇談会で隔意なく意見を交換するように致したい。まづ委員会の意見を説明していただきたい。

（野溝）地方財政の赤字と改革の要綱については、地方財政委員会の荻田事務局長から便宜説明して貰うこととしたい。

（荻田）地方税、地方財政の制度の改革については、地方自治の本旨に則り地方財政の自主化を図ることが第一である。地方税については現在の経済状勢に即応する制度を確立すること、換言すれば、インフレの進行する場合にそれに伴って増収を齎すような地方税が必要である。次に、地方財政の赤字に注意したい。昭和二十二年度に於て、赤字起債が約百十億円あるが職員の給与ベースの引上に伴って別に五十億円を国庫から貰わねばならぬ状況である。昭和二十三年度は、歳出約二千億に達するので税制改正等を放任すれば赤字は深刻な問題となる。人件費の地方負担は義務教育、警察等を主として約百十万人を擁するが、二九二〇円ベースで計算して、月額十二億円の見込である。なお赤字起債の問題については、昭和二十二年度分起債で二十三年度へ繰越したものが約百億円ある。そのうち義務教育と警察で三十五億円、災害復旧で三十億円、その他三十五億円である。

現在の地方税は収入が伸びない。間接税でないとインフレに即応して増収をあげることが出来ない。又地方債の消化方策についても十分工夫したい。

（荻田）地方財政の自主化のため委員会として考えている重要な点は次に掲げる五点である。

（苫米地官房長官から緊急を要する別問題打合せのため暫時休憩を要求しばらく休憩）

委員会として考えている重要な点は次の五点である。

第一に入場税の地方委譲である。入場税の収入は、新制度の警察費と見合いになるものであり警察費が大体都市集中であるから入場税収入が都市集中になっても、一向差支はないのである。

入場税の委譲は是非実現しなければならない。

第二に、酒煙草消費税である。酒、煙草の消費に伴い地元に税収が入ることが必要である。インフレに即応して増収を齎らす地方税としては、酒、煙草の小売に二〇%の消費税をかけるのが最も適当と考える。酒、煙草の小売価格に二〇%の課税をすれば、それだけ価格の引上となる訳であるが、もし価格の引上が困難であるならば、現在の酒の税収の二割、煙草専売益金の二割を地方還元する方法も考慮しなければならない。

第三に、事業税の関係であるが、従来の営業税を拡張し、農林、水産、自由職業に拡張する必要がある。但し、主要食糧は、供出の関係もあり、農地改革の完遂の関係もあるから、課税標準から除外することとしたい。

第四に、地方団体中央金庫であるが、現在、地方団体は金融の不円滑のため必要以上に骨を折っている。地方団体中央金庫はこの際是非設置する必要があると信ずる。

第五に、地方団体の災害復旧工事の迅速且つ能率的な施行を確保するとともに、災害の累積による地方財政の窮乏化を防止するために、地方災害復旧基金を設けることと致したい。

（栗栖）先日お願いしておいた東京都の赤字の金額は、どの位でしたか。相当な額に達していると思うが。

（野溝）東京都の赤字の計数は、まだ調査が完了して居りませんから、至急調査をした上、報告することとして、御諒承を願う。

（野溝）事務局長、司令部の意向の大要など一応披露したらどうか。

（荻田）司令部の関係部局は、G・SとE・S・Sとの二つですが、G・Sの方は地方自治を推進強化する立場から大体地方財政委員会と同じ意見であるが、E・S・Sは財政金融の立場、殊に国家財政の立場から大蔵省の意見に近い状態にある。司令部では税について Land Use Tax（土地使用税）を勧告している。

（野溝）今の説明には、私は不満足である。三党政策協定に「勤労所得税の大幅引下」と「農業所得税の軽減」が掲げてあり、農村課税は軽減すべきであるから、私は司令部G・Sに対しても、三党政策協定を基礎として説明、土地使用税の不可なる所以も説明、大体了承を得たと信ずる。農業に対する課税については、米麦等主要食糧から生ずる収入は課税標準に算入しないこととする必要がある。現在、わが国は農地改革が進行中であり、十月末までに農地改革は完遂しなければならぬ。従って、十月末までは、換言すれば、農地改革の完了するまでは、農村課税は軽減する必要がある。この点は私として飽くまで実現を期する覚悟である。農地改革に伴い、農民の土取買取資金は、約百五十億円に達するから、農民の悽にその資金を残しておく必要がある。又、食糧供出の関係において、現在督励している一割増産への熱意を失わせたくない。G・Sへ説明したところ、「E・S・Sへもよく話しておくように」とのことであった。

（北村）営業税を事業税として農林、水産、自由職業等に課税する委員会の方針に賛成であるが、事業税から主要食糧の関係を除外するという考えは、租税理論の上から同意できない。水産業でも資材は闇で入手し漁獲物は公で売る関係があり、疲弊した漁村も多いように聞いている。農村だけを除外するという理論は成立しないと思う。主要食糧を全く除外することはできない、税を多少軽減するというならば相談の余地はあろう。

次に地方団体中央金庫の問題は私として反対意見である。

現在復興金融金庫もその運用について色々問題があり、金庫制度全般について再検討すべき秋である。赤字金融機関を設けてインフレを激化するようなことは極力避けなければならない。地方団体の所要資金は、大蔵省としては、預金部の活用によることとしたい。預金部資金運用委員会もその方針で改組し大蔵省として地方団体の金融の円滑化には全面的に協力している。

（野溝）租税体系は社会政策的見地から再検討を要する。現在の地方税に弾力性のないこと、インフレに即応する収入のないことは、速かに改善せねばならない。金庫は設けたい。

（北村）金庫方式はとりたくない。預金部資金の地方還元を円滑にする方式によりたい。大衆預金の吸収は、既存金融機関を活用したい。

（栗栖）金庫新設には私も反対である。預金部の運営を改善、強化する方向に進むべきである。然し同時に、地方財政が現在赤字に悩み、その点からインフレが進行していることも亦事実である。

大蔵省としては、預金部関係の局課を強化拡充して、地方団体の要請に応ずる機構を考えるべきであろう。

（野溝）私個人の考えとしては、地方財政が確立するならば、必ずしも金庫を固執はしない。地方財政法は早く提案したい。

（栗栖）私は昨日群馬県の水害地へいって来たが、災害復旧と六三制との関係の資金手当について陳情を受けた。二十二年度に於て即ち三月中に金融すべくして未だに懸案のままになっている分について、大蔵省預金

部として如何なる対策をもっているか。次回に詳しく説明して貰いたい。

（北村）できるだけの努力をしている心算であるが、次回に詳しく説明する。

（野溝）酒煙草消費税も実現したい。入場税の委譲も同様である。

（北村）酒煙草消費税は制度として同意し難い。専売品に消費税をかける如きは考えられない。入場税は地方委譲すれば、地方のボスの関係もあり免税興行の関係もあり、税収が確保できない懸念もある。

（野溝）入場税はちゃんと徴収できる。ボス等は抑える。

（西尾）ボスを弾劾して斥けることによって民主政治は進歩する。

（北村）税の問題でも金庫の問題でもよく懇談してきめてゆきたい。

（野溝）金庫の問題で北村さんが「絶対に譲れない」というなら、私は主要食糧の課税免除の点では絶対に譲れない。

（北村）「絶対に」という様な言葉はお互に差控え、よく話し合うことにしよう。

（野溝）お互に協力して地方財政を確立することとしたい。

（苫米地）この懇談会は結論を急ぐ関係もあるから、毎週一回か二回開いて今月中に結論を得たい。次回は八日（木曜）午前十時と致したい。

地方財政関係閣僚第二回懇談会議事要録（大臣官房地方課長）

一、日　時　四月十二日（月）午前九時五十分開会、正午散会

二、場　所　総理官邸

三、出席者　北村（代理野田次官）、野溝、西尾、苫米地、栗栖

四、陪席者　（大蔵省側）河野主計局次長、平田主税局長、脇阪国税第一課長、伊原理財局長、愛知銀行局長、磯田特殊金融課長、原田専売局経理部長、久米大臣官房地方課長

（地方財政委員会事務局側）荻田事務局長、柴田事務官

（経済安定本部）佐多財政金融局長

（野田）前回栗栖さんから要求がありましたが、災害関係及び六・三制関係の所要資金で至急手当を要する分について預金部資金を如何に融通する計画かという問題については、只今三種類の資料を配付しましたが、それで御覧の通り、災害関係の国庫債務負担行為（九億三千万円）については四月十日の調査で北海道ほか三十府県に預金部資金を融通しており、別に災害復旧の長期資金を各府県に融通している。新制中学関係の起債については、六・三制貯金奨励運動により吸収した資金を地元市町村へ優先的に貸付けることとした。

（栗栖）国庫債務負担行為の分も、九億三千万円のうち約六億を既に融通していることは初めて聞いたが、配付資料を見れば、案外順調に資金が融通されている感じがする。

（愛知）国庫債務負担行為の関係府県のうち、預金部資金を出していない県（例えば静岡、岐阜、京都等）については、銀行から融通を受け得るようあっせんをしている。

（西尾）六・三制貯金奨励運動は、うまいことを考えたものだ。

（栗栖）災害と六・三制との二つの資金融通の問題は、了解した。

（野溝）では、次の問題に移ってよろしいか。

（荻田）災害復旧関係の公共事業費は、四月の暫定予算に十二億円しか組んでないが、残額はどうするか。殊に、九億三千万円の国庫債務負担行為の分は、五月の予算に組みますか。

（河野）予算収支均衡の点で困難が予想されるが、九億三千万円は五月の暫定予算に入れるよう努力したい。

（荻田）災害関係は、補助金の国庫支出とともに、地方負担（即ち地方起債）を伴うものであることに留意せられたい。

（愛知）新年度の預金部の資金は、大体全額地方資金となる見込である。地方債の消化には預金部として全力を挙げる心算である。

（栗栖）昭和二十三年度の預金部資金融通額の大要を聞きたい。

（愛知）骨幹をなすのは百四十五億円であるが、災害を除き大体一五〇乃至一六〇億になる見込である。

（荻田）六大都市の交通事業（市営電車、バス）及び水道事業の赤字の問題は、さし当りの大問題であるが、電車バス等の料金は国鉄等の値上と切はなし、物価改訂とは無関係に値上時期と値上率を決めることとしたい。

（栗栖）全般的な物価改訂問題と切はなして決定することは無理ではないが、料金値上は司令部の了解を得なければならぬが、五月一日を目途とし、綜合的に検討の必要がある。

（荻田）交通事業の関係は、毎月二億五千万円の赤字が出る。二十二年度に既に十一億の赤字が出ている。一日も放任できない。例えば都電二円は十円に引上げを要するが、技術的には、速かに五円に引上げ、間もなく十円に引上げるという、二段構えの値上をやりたい。そのため即刻値上の必要がある。

（栗栖）金融機関は、事業計画と資金計画との前途の見透しが明瞭につくならば、資金の融通をする、将来どうなるか盲で金を貸すことはできないが、五月一日なり六月一日なりに値上し、何月かで従来の赤字が消えるとわかれば、資金は融通する。二段構えの値上は不適当である。四月末に値上して六月一日再び値上するような不見識な真似はできません。

（佐多）最近の諸般の情勢では、五月一日の物価改訂は困難、六月一日を目途とせねばならないと思われます。

（栗栖）荻田さんは金融機関のことをよく知らぬかもしれぬが、赤字解消の計画さえ確定すれば、融資は心配いりません。心配なら私があっせんして貸してあげますよ。

（野溝）資金の問題としてあっせん願うことができるなら、荻田事務局長、それでよいではないか。次の問題は？

（荻田）国の負担金補助金の支出が遅れている。之は重大な問題である。第一に、昭和二十二年度義務教育費国庫負担金及び警察費連帯支弁金が、三十五億円支払遅延している。

（河野）三十五億円というような巨額の支払遅延はないと信ずる。ただ問題となるのは、府県が教員の労働攻勢に押されて不当な一斉昇給をして人件費が急激に膨脹したような場合、官吏一般との権衡もある故、そのまま全部鵜呑みにすることはできない。教員の平均給与が他に比して著しく高い例が最近多くなったのは遺憾である。

（荻田）第二に、六・三制実施のための昭和二十二年度分建設費は三一億を要し、これに対応する国庫負担金一四億のうち七億は未払である。第三に、災害復旧費三〇億のうち国庫負担金二〇億が未払である。これらの未払が、地方財政を益々窮乏におとしいれている。

（野田）義務教育費と警察費連帯支弁金とで支払遅延三五億円、六・三制で支払遅延七億円、災害復旧費で支払遅延二〇億という荻田君の説明だが、それは予算に計上してある歳出の支払遅延ですか。

（荻田）必ずしも予算に計上された額を基礎とするのではありません。災害でもやるべき復旧は予算の有無に拘らずやらなければなりません。止めるべき洪水は止める工事をしなければなりません。六・三制でも同様です。

（野田）予算の支出遅延というより、予算の計上額が少くて地方の需要をみたさぬという面を強調するのですね。

（荻田）六・三制と災害復旧費は予算的に査定される建前ですが、義務教育費と警察費連帯支弁金とは、法律にはっきり1／2と書いてあるから実際所用額の1／2は必ず国庫負担になる。補充費途として、はっきり1／2補助を定めてあるから、予算に関係なく国庫として負担せねばならない。

（西尾）それはおかしい。常識として通用しない議論だ。

（荻田）1／2補助をはっきり法定してあるから、国庫負担は当然です。

（西尾）法令上そう書いてあるかも知れぬが、その議論では閣議は通りませんよ。あまりにも形式的で、非常識な議論だ。

（河野）教員俸給の問題はさっきも一寸触れたが、一六〇〇円ベースから一八〇〇円ベースに切替の際、俸給予算が四割以上増加するというような不合理な事例はあり得ないと思う。

（野田）　数字の基礎がはっきりした正当な要求なら国庫として負担する用意はある。

（野溝）　酒、煙草消費税の新設と入場税の委譲は、この際ぜひ実現を図らなければならない。

（平田）　地方財政の歳出歳入両面の検討を遂げ、バランスを保つようにすることが必要である。酒、煙草消費税を地方税として新設することは制度として反対である、専売品に更に消費税を課税するのは租税理論上賛成できない。入場税は、沿革的には地方税であったこともあるので、地方委譲にも一面の理由があろうが、現在の税率十五割は相当高い、こんな高率の入場税を地方委譲するのは不適当であろう。徴収もできないであろう。なお、司令部としては、不動産課税の充実（土地、家屋の地方税の引上）を示唆している。

（苫米地）　煙草に消費税をかけるのはどうか、私は反対である。もし増収の必要があるならば、専売益金の一部の地方還元でも考究することとしたい。

（野溝）　私としては、前回の農業所得課税反対の意見をはっきりここに主張します。

（西尾）　なるべく地方自治、地方財政確保のラインで進むが、さし当りの措置としては、（理念に反するが）現実の政治問題としては地方分与税をふやすというような線に落着くのではないか。地方財政の歳出、歳入の数字については、事務当局間で話合いを進め歩み寄って欲しい。

（荻田）　その心算で努力します。

（野田）　大蔵省としても事務当局間でなるべく話をまとめたい希望を持っている。

地方財政関係閣僚懇談会配付資料（二三、四、一二）

一、地方税財政制度改正に対する（地方財政委員会・大蔵省）意見の相違点について（省略――編者）

一、地方税財政制度改正に伴う財源対策概略案（大蔵省案・委員会案）比較（省略――編者）

一、団体別財政情況調

一、地方財政の制度上の窮乏原因とその現況及び対策

地方財政状況調（総括）　（単位　千円）

事項	群馬県	前橋市	渋川町	国府村
一、昭和二十二年度歳入決算見込額	一、一五三、一三三	五一、八八九	一三、〇五四	一、二三五
同　歳出決算見込額	一、一五六、〇七〇	五三、二六二	一三、八九一	一、四一〇
差引過不足（△）額	△三、九一七	△一、三七三	△八三七	△一七五
二、給与額				
イ、昭和二十一年度支出額	一一二、九三四（一〇〇）	一、六一三（一〇〇）	四五一（一〇〇）	八〇（一〇〇）
内　国費	五三、九二三	—	—	—
内　地方費	五九、〇一一	一、六一三	四五一	八〇
ロ、昭和二十二年度所要額	四三〇、〇一〇（三八四）	九、五四〇（五九一）	一、九〇三（四二一）	二一三（二六六）
内　国費	一一七、六八三	—	—	—
内　地方費	三一二、三二七	九、五四〇	一、九〇三	二一三
（内政府貸付金）	（五五、九九七）	（三、五〇九）	（三六五）	（六四）
ハ、二、九二〇円ベースによる一ヶ年所要額	五五五、八一四（四九六）	一一、二四四（六九七）	二、二三七（四九六）	三八二（四七七）
内　国費	一五六、〇三七	—	—	—
内　地方費	三九九、七七七	一一、二四四	二、二三七	三八二
前各号の地方費負担額の税収入に対する割合　イ	〇・九八	〇・四六	〇・七三	〇・八二
ロ	〇・七三	〇・五〇	〇・四三	〇・三九
ハ	〇・九三	〇・五九	〇・五一	〇・六九
三、六・三制実施に要する経費	一〇三、六四一	三、三三九	九、一九七	四〇七
内　国費	二八、六三〇	一、〇三三	六〇八	—
内　地方費　起債	—	一、〇四五	三、三三六	—
寄附金	—	—	四、五五三	四〇四
一般歳入	七五、〇一一	一、一六一	七〇一	三
計	七五、〇一一	二、二〇六	八、五八九	四〇七
地方費負担額の税収入に対する割合　寄附金	—	—	一・〇三	〇・七三
一般歳入	〇・一七	〇・〇六	〇・一五	—
計	〇・一七	〇・〇六	一・一八	〇・七三
四、昭和二十二年度災害復旧費	三五六、六三七	六、〇〇〇	九一六	一二五
内　国費負担	一四八、四四〇	一、二六九	六三四	六四
内　地方費負担	二〇八、一九七	四、七三一	二八二	五一
起債	一六六、九八五	四、七三一	一一二	—
その他	四一、二一二	—	一七〇	五一
五、昭和二十二年度税（地方分与税を除く）収入状況				
調定見込額	一九五、一六八	一三、三三三	四、三八九	二六九
収入済額	一五六、八七九	九、四〇七	二、九四八	二五三
収入未済額	三八、二八九	三、八一六	一、四四一	一六
収入歩合	八〇％	七一％	六七％	九四％
六、起債収入の資金化状況				
(一) 長期債				
起債許可額	一九三、五九九（一〇〇）	一四、九〇一（一〇〇）	三、五二八（一〇〇）	—
借入済額	—	三、六七五（二五）	—	—
借入内定額	七三、九九〇（三八）	六、〇五三（四一）	八〇（二）	—
借入見込のない額	一一九、六〇九（六二）	五、一七三（三四）	三、四四八（九八）	—
(二) 一時借入金				
借入総額	一〇〇、七一三	九、〇〇〇	四、一六〇	二一〇
償還総額	三五、〇〇〇	六、〇〇〇	四一〇	—
現在額	六五、七一三	三、〇〇〇	三、七五〇	二一〇
七、主要国県補助金交付状況				
主要国庫補助予定金額	四八二、五五七	一四、三三〇	一、九〇八	三三五
交付済額	二六九、九九五	九、一七八	七〇五	二三四
交付未済額	二一二、五六二	五、一四二	一、二〇三	九一
交付割合	五六％	六四％	三七％	七二％

備考

一、この調は昭和二十三年四月六日現在において群馬県外三市町村につき、実地調査を行った結果を取纒めたものである。

二、地方財政窮乏の状況は、これを現金経理の実際について見ると、凡そ次の二つの傾向をもつ。一は能う限りの短期の融資を受け、歳入超過支出を行ふことにより、所要の支払を可能ならしめるものであり、他は、能う限り支出の状況を収入の状況に適合させるため、極端に事業の執行を抑止し、或は支払を停滞せしめるものである。而して、両者は何れも財政経理の難をかこつことにおいて共通であり又この状況は何れも健全財政に資する所以でもない。調査団体中県については後者の傾向があり、他の団体については前者の傾向があった。

三、次にこの経理難の原因は、一はインフレの進行に伴う財政需要の増嵩と、地方収入の伸張性との間の不均衡によるものであり、他は諸収入の収入遅延その他によるものである。これらの原因となるべき具体的事項中主要なものにつき調査した。

地方税財政制度改正に伴う財源異動調（二三、四、五地方財政委員会）

（単位　千円）

団体名	財源増加所要額 ①警察消防制度改正に伴うもの	②教育制度改正に伴うもの	③赤字類似起債抑制に伴うもの	④その他財源所要額	(A) ①乃至④の計	(B) 新規財源付与額	(B)−(A) 差引財源過不足（△）
道府県　群馬県	△五一、三五六	三四、六三一	一七五、八二三	五七、二三五	二一六、三三三	二五三、五〇三	三六、一六九
都市　前橋市	三、四一三	二、六九七	三、九七六	四、〇七四	一四、一五九	一一、九六一	△二、一九八
甲町村　渋川町	二、三七九	四八九	四、八三九	五〇八	八、二一五	五、三四一	△二、八七四
乙町村　国府村	一六四	九六	一五三	五五	四六七	五三三	六六

備考

一、この調は、地方税財政制度改革要綱（案）による財源異動の状況を個々の団体につき推定したものである。

二、二、九二〇円ベースによる給与費の増加その他経常的諸経費の増加は、現行制度の下における税収入その他諸収入の自然増加で処分する建前として、その過不足の状況は、個々の団体についてはその収入に大きなウェイトをもつ地方分与税の改正前後の増減額を確定し得ないため一応これを考慮の外におき、新規の財源増加所要額と財源付与額についてのみ調査した。

三、この結果生ずる財源の過不足額は地方分与税の配分方法の改正により調整せられるものである。

地方財政の制度上の窮乏原因とその現況及び対策（二三、四、七）

原因	現況	対策
第一　自主性がない		
(一)歳入		
(1)地方税の税種は貧弱なものばかりである。	有力なものは全部国税に保留しているので、地方税には伸暢性が少い。貧弱な税源ばかりでは地方財政の自立は不可能である。	入場税の地方委譲 酒煙草消費税の創設 営業税の範囲拡張 その他
(2)地方税には伸縮性が少ない。	監督庁の許可又は法律による絶対的制度が多すぎる。歳出の増加に応じて税収入の増加を図ることが困難である。	住民税賦課額の制限撤廃 監督庁の許可制度全廃 その他
(3)補助金や分与税の地方歳入に占める割合が大きすぎる。	a中央への依存心を増大せしめると共に濫費の弊を招く。 b国庫財政の都合で補助金の額が減ぜられたり、交付の時期が遅らされたりする。	補助金の抑制（地方財政法の制定） 独立税収入の拡張
(4)国庫財政健全化を図るためその負担が地方に転嫁されている。	a国の負担金、補助金等の支出が遅らされている。 イ二十二年度の義務教育費国庫負担金及び警察費連帯支出は毎月きまって必要である。	国、地方負担割合の明確化と相互義務の法定（地方財政法の制定）
(3)歳出が増大したが歳入源は減っている。		財源の拡充
	a戦災復旧費や戦時中放置されていたんでいる道路、橋梁等の補修費が大きい。	
	b地方税の中枢は三収益税であるが、戦災によって著しく減少している。	地方災害復旧基金の創設
	c二十三年度歳出総額予想 地方　二千億円 国　三千億円	
	a財源対策の決定が遅れる。自然復旧事業の遂行も遅れ却って災害費がかさむ。	
	b国庫財政の都合だけで国の負担額が増減されるし、事業年度がひきのばされる。	
	c地方は災害発生と同時にその復旧工事よりも中央への陳情に時と力とを空費する。	
第二　経済情勢に適合していない。		
(1)間接税がない。	地方税は直接税ばかりだから物価の騰貴に比例する収入の増加が得られない。	入場税の委譲 酒煙草消費税の創設 その他
(2)中枢地方税たる三収益税においては経済情勢の変化に即応して収入の増加を得ることができない。	地租、家屋税は台帳課税によっている。営業税は前年実績によっている。	地方税に間接税の導入
(3)起債資金入手の	金融の逼迫と共に貧弱団体ほど	全地方団体共同の力に

支出は毎月きまって必要である。		
イ国の職員数（鉄道、逓信を含む）　一一五五万 地方の職員数　一一五万		
ロ二、九二〇円ベースに引上げるための所要額毎月十五億円この全額は住民税一納税義務者当千二百円に相当する。		
c二十三年度歳出総額予想 地方　二千億円 国　三千億円		
(4)災害復旧費の財源対策が専ら国庫財政の左右するところになっている。		
(3)歳出が増大したが歳入源は減っている。		
第二　経済情勢に適合していない。		
(1)間接税がない。	地方税は直接税ばかりだから物価の騰貴に比例する収入の増加が得られない。	入場税の委譲 酒煙草消費税の創設 その他
(2)中枢地方税たる三収益税においては経済情勢の変化に即応して収入の増加を得ることができない。	地租、家屋税は台帳課税によっている。営業税は前年実績によっている。	地方税に間接税の導入
(3)起債資金入手の	金融の逼迫と共に貧弱団体ほど	全地方団体共同の力に

弁金三十五億円が年度内に支払われなかった。

ロ六・三制実施のための二十二年度分建設費三十一億円に対する国庫負担金十四億円中七億円は未だ支払われていない。

ハ災害復旧費三十億円中国庫負担金二十億円は未だ支払われていない。

b補助率は適当でも補助単価が低すぎて実情にそっていないそれだけ地方の負担が増大している。

c国の負担金の支出遅延のため地方団体の一時借入金が累増している。東京都は六億円を越している。

(5)預金部資金の貸付を通じて瑣末な干渉が加えられている。

資金の貸付に当り預金部下部機構は各種資料の提出要求、実施情況の監察等により地方団体に無用の圧迫と干渉を加えている。地方団体は既に起債資金の割当を目的とする起債事業の許可詮議をうけているので預金部は二重の監督を行う結果となっている。

地方団体中央金庫の創設

(二)歳出

(1)財源の裏づけなしに事務だけ地方に押しつけている。

六・三制の実施
自治体警察の創設

事務委任に際し各省の地財委に意見を求める義務と財源措置に関し地方団体が国会に対し意見書を提出し得る権利とを法定（地方財政法）

(2)地方歳出は増減の自由にならぬものが多い。

a義務教育費、災害復旧費等歳入が不足だからとて放任しておくわけに行かぬ。

b警察職員、教育職員等に要する人件費が莫大である上その

歳入面の弾力性強化

強力な方途が確立されていない。

(4)使用料、手数料が経費の増嵩に追いつくだけには引上げが許されていない。

物価統制上使用料引上不能のための地方負担の累増が甚しい。二十二年度の交通及び水道会計の赤字だけで十一億円に上った。

資金入手に困難をきわめているのに今日の非態に即応する途が開かれていない。

よる信用力の創出
地方債の担保力強化（地方団体中央金庫の創設）

物価政策の地方財政に対する協力の要請可及的許可制度の撤廃要請

地方財政関係閣僚第三回懇談会議事要録（大臣官房地方課長）

一、日　時　四月二十四日（土）午前十時二十分開会、正午散会

二、場　所　総理官邸

三、出席者　北村、野溝、西尾、苫米地、栗栖

四、陪席者　（大蔵省側）河野主計局次長、中西第三課長、脇阪国税第一課長
（地方財政委員会非務局側）荻田事務局長、山村次長、奥野企画課長
（経済安定本部）佐多財政金融局長

（経済安定本部）第一次、第二次の懇談会によって或程度の歩みよりは出来たが、なお問題が幾つか残っている。今日は特に営業税の拡張、酒、煙草の消費税、入場税について問題を検討したい。まず営業税の拡張については、主要食糧分は是非除くことを私は主張したい。大蔵省の百十三億の数字は何を対象としているか。

（北村）農業、水産、医者、弁護士等の原始、自由産業を対象としている。

（野溝）主要食糧はあくまでも課税対象から除いてほしい。

（北村）主要食糧も一応課税対象として税率で考慮を加えたい。

（野溝）今年秋に農地改革が完了してからならば、とることを考えてもよいが、それまではこれを実施すれば農村民主化を阻むことになる。

（苫米地）これは土地にかけるのではなく、非業にかけると考え度い。他の部門に比べ合理的な均衡を得ているのでさえあれば、課税してもよいではないか。

地方財政関係閣僚懇談会臨時会議（大臣官房地方課長）
一、日　時　五月十二日（水）午后四時十五分開会，同五時半散会
二、場　所　総理官邸
三、出席者　北村，野澤，西尾，若林，栗栖
四、陪席者　大蔵省側（野田吹市，河野主計局次長，中西第三課長，平田主税局長，勝俣国税庁課長，久米主臣官房地方課長，小泉課長補佐）
（東栖）　この引上げを行う場合，家賃，地代などの総合指数にどの程度の影響があるか。
（野澤）　全国平均で約一・五ポイントの影響があるものと見込んでいる。
（東栖）　諸費税の引上げに伴う地方財政の増収額はどの程度か。
（野澤）　諸費税の引上げ分は，地方譲与税として，全額地方に譲与されることになっており，その額は，昭和六十三年度において，約一兆二千億円程度と見込まれる。
（東栖）　この譲与税の配分方法はどうか。
（野澤）　譲与税の配分については，人口，土地面積，道路の延長，農業就業人口，林野面積，漁業就業者数，小売業販売額，サービス業対個人収入額，製造業出荷額，医師数，病床数，生活保護費，老人福祉費，児童福祉費，義務教育費，公債費，徴税費，消防費，都市計画費，下水道費，港湾費，農業行政費，林業行政費，水産行政費，商工行政費，観光費，労働行政費，環境衛生費，住宅費，土木費，教育費，社会教育費，保健衛生費，清掃費，警察費，消防費，戸籍住民基本台帳費，選挙費，統計調査費，恩給費，地方債元利償還費，利子割交付金，地方消費税交付金，地方譲与税，特別交付税，交通安全対策特別交付金，地方交付税，臨時地方特例交付金，地方特例交付金，地方税

新規投融資所要額及び同付与額				新規投財源		
河川改修費	三、六〇〇	三、六〇〇	三、六〇〇	国庫補助金	一、八〇〇	一、八〇〇
道路改良費	二、四〇〇	二、四〇〇	二、四〇〇	地方債	一、二〇〇	一、二〇〇
港湾整備費	一、二〇〇	一、二〇〇	一、二〇〇	一般財源	一、二〇〇	一、二〇〇
計	七、二〇〇	七、二〇〇	七、二〇〇	計	七、二〇〇	七、二〇〇

（単位　百万円）

新規財源所要額及び同付与額（昭和三一年、一〇大蔵省令）

三、昭和二十三年度地方財政歳出見込額算定概要

一、新規財源所要額及び同付与額

地方財政調整審議会配付資料Ⅳ（二）、五、二一一大蔵省）

（西尾）市来地）　新物価ベースで算出したものについてはその非常局間で充分に折合うように努力してほしい。

（野村）　営業税については主体をなすものとは考えているが、それだけを取り上げて反対するのは不当であろう。

（佐多）　家屋税の引上げについては考えて見てもよい。

（北村）　地租、家屋税については引上げに賛成する。

（栗栖）　家屋税については技術的に可能なのか。償却価格はその まま課税するなどいろいろ技術的な点を研究してもらいたい。

（野村）　適正な米価を定めるというのは当然であるが、それによる収益の税をなべて地租と家屋税の引上げに振り向けるというのは考えものである。

（佐多）　酒、煙草は物価の点から言って、もう上げるべきではないか。

（栗栖）　酒、煙草については、外貨獲得の点など、今後考え直すべきである。

（野村）　入場税は移譲出来ればよいが、今後考え直すべきである。

（栗栖）　歳出については、一般会計からの繰入れ等の点に関連して、均衡の点で相当難しい問題がある。

（北村）　焼出というが今や出ているが、共通して税率を低くするのは反対である。

（河野）　歳出、歳入の全体について新物価ベースで算出したが、問題を検討するようである。

（西尾）　現在の人場料については、非常にやすい点を考えるべき必要がある。

（本田）　不動産に対する課税は均衡の点から、是非、率を引上げなければならない。

（栗栖）　新規財源所要額及び同付与額

新規財源所要額				新規財源		
河川改修費	三、六〇〇	三、六〇〇	三、六〇〇	国庫補助金	一、八〇〇	一、八〇〇
道路改良費	二、四〇〇	二、四〇〇	二、四〇〇	地方債	一、二〇〇	一、二〇〇
港湾整備費	一、二〇〇	一、二〇〇	一、二〇〇	一般財源	一、二〇〇	一、二〇〇
計	七、二〇〇	七、二〇〇	七、二〇〇	計	七、二〇〇	七、二〇〇

（単位　百万円）

（栗栖）　物価の上りをいくらと見ているか。それから現行制度における赤字をいくら削っているのか。

（本田）　住民税の現年の税額等に比較しても地租及び家屋税は余りに低すぎる。

（栗栖）　三、七〇〇円の貸銀ベースで余り影響をうけない範囲で考えているが、出の件は、前の件と一切の出入を同じようにすべきである。差引三億円の出主食糧だけを減少するなり、価度としても水平である。事業税については、医者の場合等に関連して、均衡の点で相当難しい問題がある。

（野村）　減免の例は他にあるようであるが、農業の減免は是非考えてほしい。

（北村）　強権による強く言って、供出分に対する課税を陰ってはどうか。

（栗栖）　現行制度の赤字を考える場合には地方でも本年同じようで、全力をもって来た分の中、百億円にしていては税で財源をみようとしていても、この供出、前の供出等一切の出入を同じように考慮せねばならない。又現行法で今年度分として水平である。事業税については、医者の場合等に関連して、均衡の点で相当難しい問題がある。

（野村）　強権による強く言って、供出分に対する課税を陰ってはどうか。

（北村）　それから新税の充実強化の点、大蔵省は地方財源をみるべきだ。

（栗栖）　現行制度の赤字を考える場合には地方でも本年同じようで、全力をもって来た分の中、百億円にしていては税で財源をみようとしていても、この供出、前の供出等一切の出入を同じように考慮せねばならない。又現行法で今年度分として水平である。事業税については、医者の場合等に関連して、均衡の点で相当難しい問題がある。

（野村）　減免の例は他にあるようであるが、農業の減免は是非考えてほしい。

（北村）　それから新税の充実強化の点、大蔵省は地方財源をみるべきだ。

（栗栖）　一応進歩しているが、これでもよいまでも歩みよりが出来ないが、これでもよいまでも歩みよりが出来ないが、これでもよいまでも歩みよりが出来ない

地方財政制度改正に伴う経費の増加及び財源所要額調（昭二三、五、七）

（単位　百万円）

事項	総額	国庫負担	地方負担
一、警察消防制度の改正に伴うもの	五、五一二	△二、〇四八	六、八一五
(一)都道府県警察消防費の不要額	△五、五八四	△二、七九二	△二、七九二
(二)自治体警察に要する経常費	五、九八〇	〇	五、九八〇
(三)同　初度的経費（1/2国庫補助）	一、四八九	七四四	七四五
(四)同　右に対する地方負担分の起債			△七四五
(五)同　右起債償還財源所要額	五三	〇	五三
(六)公安委員会に要する経費	一七九	〇	一七九
(七)都道府県消防に要する経費の増	四二	〇	四二
(八)市町村常備消防に要する経費の増	二、五〇三	〇	二、五〇三
(九)同　臨時整備に要する経費	三七四	〇	三七四
(一〇)消防団に要する経費の増	四七六	〇	四七六
二、教育制度の改正に伴うもの	(委)五、九八四 (蔵)五、八三八	二、四八八 二、二一一	三、四九六 三、六二七
(一)新制中学校職員等経常費の増	三、〇三三	九四四	二、〇八九
(二)同　初度的臨時経費	公共事業費の決定を俟って処理すること		
(三)同　右に対する国庫補助及起債			
(四)同　右起債償還財源所要額	二三九	〇	二三九
(五)同　校舎維持改築に関する経費の増	二三八	〇	二三八
(六)新制高等学校（定時制）	(委)一、七六六 (蔵)一、六二〇	七〇九 四三二	一、〇五七 一、一八八
(七)青年学校経費の不要額	△一、三二七	〇	△一、三二七
(八)盲聾唖教育義務制度実施費の増	四六	二二	二四
(九)小学校教員増員に要する経費	一、九八九	八一三	一、一七六
三、その他経費の増加	四、八七〇	〇	四、八七〇
(一)戦争関係経費に充当の起債償還財源	五三二	〇	五三二
(二)給与費充当国庫貸付金返還財源	一、八四九	〇	一、八四九
(三)超過勤務手当等	二、四八九	〇	二、四八九
計	(委)一六、三六六 (蔵)一六、二二〇	四四〇 一六三	一五、一八一 一五、三一二
外　赤字類似起債の抑制に伴う所要財源			一〇、〇〇〇

昭和二十三年度地方財政歳出見込額概算仮案（昭二三、五、一一大蔵省調）

（単位　百万円）

	昭和二二予算額	同上中経常的経費	同上の昭和二三見込額	制度改正等による増加額	臨時事業費	計
職員費役場費	一三、四七六	一二、六三八	一八、三七一	二、四八九		
警察消防費	五、五九八	五、〇三九	七、九三一	五、四四九		
土木費	一五、〇四七	五、八五四	八、九二三		三八、七五〇	
教育費	二三、一四五	一七、四三〇	二七、七八〇	二、一六三		
衛生費	一、一四一	九九六	一、五四九			
勧業費	一〇、四八一	四、五六三	六、九七六			
厚生費	七、〇八五	六、一一六	九、三〇五			
交通瓦斯事業費	二、一五九	一、九七九	三、〇九七			
公債費	七九三	七九三	一、一八八	二、六七三		
戦災復旧費	三、六二一	—	—			
その他	四、九五〇	四、九五〇	七、四二五			
計	八七、四八五	五九、三五七	九二、五二四	一二、七八三	三八、七五〇	一五三、〇五七

備考　計数整理の結果若干の異動を生ずることあり

地方財政関係閣僚第五回懇談会議事要録（大臣官房地方課長）

一、日　時　五月二十四日（月）午后四時開会　同十一時散会

二、場　所　総理官邸

三、出席者　北村、野溝、西尾、苫米地、栗栖各大臣

四、陪席者　（大蔵省側）野田次官、河野主計局次長、中西第三課長、平田主税局長、脇阪国税第一課長

（地方財政委員会事務局側）西郷政務次官、荻田事務局長、山村次長、奥野企画課長

（経済安定本部側）佐多財政金融局長、渡辺次長

（栗栖）大蔵省案と地方財政委員会案との一致点と相違点がはっきりしたから、今までの議論を要約説明したい。

（渡辺）問題を整理するために、一応大蔵省案によったところで数字をサマライズしてみると、

歳出　一、九九四億

歳入　一、九一四億（分与税は三二九億として包含されている）

差引　八〇億の歳入不足であるが、さきに国の予算として分与税は三二九億のほか七〇億を更に見込んでいるから、これを差引くと一〇億の不足である。

而して歳出の数字は事務当局間において懇談を重ね、相互に歩み寄った結果、大蔵省、地方財政委員会の両者の意見は大体一致している。歳入については、次の諸点が留保されているので、閣僚懇談会において解決しなければならないと思う。

(一)事業税については、大蔵省は主食（米、麦類、供出せる甘諸、馬鈴薯）については四%、その他の事業は八%の税率によっているが、地方財政委員会は主食については課税標準から除外して課税しないが、自由職業等については一〇%の税率でよいと主張している。従って事業税収入は、大蔵省案によれば七四億八千万円であるのに対し、地方財政委員会は事業所得の見積を内輪にしているため大体四九億五千万円しか見込んでいない。

(二)地租及び家屋税については、大蔵省案は地租は三〇〇%、家屋税は四〇〇%の税率であるが、地方財政委員会は、地租、家屋税とも八〇%の税率である。地租及び家屋税収入は、地方財政委員会案で二二億四千万円程度であるに対し、大蔵省案によれば九八億四千万円程度を期待し得る。

(三)住民税は、大蔵省は納税義務者一人当り現行四〇〇円を二五〇%に引上げて平均一人当り一、〇〇〇円とするが、租税体系及び租税負担の見地からみて妥当であると主張しているのに対して地方財政委員会は二〇〇%まで引上げ一人当り平均八〇〇円、その収入見込は大蔵省案で一五六億八千六百万円、地方財政委員会案では一二五億四千万円とみる。

(四)制限外課税は、大蔵省は四六億四千五百万円見込んでいるのに対し、地方財政委員会は全然見込んでいない。

(五)大蔵省は入場税の委譲は税収確保その他各般の考慮を加えても不適当で委譲する必要がないと強硬に主張しているのに対し、地方財政委員会は、これを委譲することを要求している。併し、市町村長会長生田利平氏の如きも、分与税財源の繰入率を増加して算盤が合うならば市町村側としては異存ない模様である。

(六)地方財政委員会は酒、煙草消費税の創設を主張し、大蔵省は税制の見地から絶対反対である。

（佐多）安本としては、大蔵省案と地方財政委員会案とを仔細に検討し、安本として慎重審議の結果、次のような調停案を提示したい。

(一)事業税は地方財政委員会案を採る。

(二)地租は二〇〇%、家屋税は二五〇%の税率とする。

(三)住民税は大蔵省案の通り一人平均千円とする。

(四)制限外課税は大蔵省案の見込四六億の1／2即ち二三億見込む。以上の案により、地方財政委員会の見積に係る内輪な課税標準を基礎とする場合、差引八二億円程度の不足を来す。これと、さきの不足額一〇億とを合計して九二億の不足を来すので、これについては、

(A)その1／2の四六億は、入場税を委譲することによって措置し（入場税は本年七月から来年二月までの収入見込から分与税分を控除したところによると大体三三億程度と推定される）、残額は所得

税及び法人税の分与税率を引き上げることによって解決する。

(B)　他の1／2の四六億は地方財政の歳出見込を節約することによって解決する。

(野溝、荻田)　右の安本調停案では入場税の委譲の外は、酒、煙草消費税も認められていない。又歳出の節約といっても無理な根基で歳出予算が組んであるから、これ以上節約できる余地はない。又制限外課税を見込むことは反対である。

(北村、野田)　地方財政と国家財政とは、国民経済の見地からすれば一体として綜合的に検討する必要がある。安本案によるときは、それだけ国において、これに代るべき財源をどこに求めるかが問題となるのである。又、無理な根基というが、国の財政においても同様に辛棒しているのである。国も地方も不可分一体なのであって、国も地方も共倒れになることは絶対反対である。両者ともに苦しきを忍んでこの困難な事態を切り抜けていかなければならない。

(西尾)　本件については概ね議論もつくしたようであるから、自分と官房長官、大蔵大臣に一任してもらいたい。

編注　第二回懇談会(四月一二日)配布資料中省略分は本財政史第一六巻「地方財政」編、二三三―四〇ページ所収。なお同日大蔵省側から配布された預金部地方資金融資関係資料は省略した。

出所　大蔵省資料Z五二六―一〇―四、同Z五一一―三八五。

(10)　経済閣僚会議審議結果報告

(昭和二三年五月一〇日主計局)

経済閣僚会議審議結果報告(二三、五、一〇)

一、鉄道運賃通信料金引上

1　引上率　貨物二・五、旅客二・五、通信三

2　両会計損益勘定ニハ時価償却費、公債借入金返還費、行政費ハ計上シナイ

イ

3　両会計ニ於テハ不用物資ノ払下、企業経営合理化等極力行ヒ以テ運賃料金引上ノ社会的説明ニ遺憾ナキヲ期スル

4　右ノ2、3ニ依ルモ尚生ズル損益勘定ノ赤字(極少額)ハ両会計ノ借入金トシ一般会計ヨリノ繰入ハ行ハナイ

5　行政費ハ一般会計ヨリ繰入レル

6　両会計建設勘定ノ財源ハ全部公債ニ依ル

7　海上運賃値上率ニ、赤字ハ一般会計ヨリ補給ス

二、価格補正

1　価格体系(安本ヨリ説明)

2　コノ際㊙ノ大幅整理ヲ断行スル

3　一率引上ト言フ印象ヲ与ヘザル如ク慎重ヲ期スル

三、賃金基準(安本ヨリ説明)

四、価格調整補給金

1　前年度ノ未払分四、五月分所要額ヲ併セ総額ヲ五三〇億円トス

2　別ニ船舶運営会ノ赤字三十一億円ヲ一般会計ヨリ補給ス

五、公共事業費　総額ヲ四一〇億円トス

六、復金出資金　民間保有復金債ノ償還所要額ニ付テノミ政府出資ヲ行フ

七、以上ニ依リ予算大綱ヲ決定ス(別紙)

八、予算大綱ニハ軍事公債利子ハ一応含ミ居ルモ右ハ軍事公債処理方針決定ニ基キ処置ス

九、予算大綱及価格体系案並ニコノ際司令部ヘ要請スベキ事項ハ月曜日午前中ニ政府案トシテ司令部ヘ提出ス

編注　同日付で本文の一項から七項までを同文で記した文書「昭和二十三年度予算基本事項」が河野主計局次長の所蔵資料(大蔵省資料Z五〇一―一四)にあり、それを経済閣僚会議で審議した結果が本文と推定される。

出所　大蔵省資料Z五〇一―一六。

(11)　予算計上の補給金額の不足についての了解事項

(昭和二三年五月一〇日商工省)

諒解事項(二三、五、一〇商工省)

本予算案に計上されて居る補給金額は現在の見透しに於ては相当不足すると思はれる。従って当該企業に付企業努力、経営合理化等に依り極力原価の切下げに努め可及的に所与の枠内に収める事とするが生産目標達成の為万一不足を生じた場合は融資其の他特別の措置を講じ生産の渋滞を生ぜしめないこと。

出所　大蔵省資料Z五一一―二四。

(12)　経済閣僚懇談会におけるファイン博士発言要旨

(昭和二三年五月一一日渉外特報第六一号)

大蔵省渉外特報(第六十一号)昭和二十三年五月十一日

経済閣僚懇談会に於けるファイン博士の発言要旨

渡辺渉外部長記

五月十一日、ファイン博士は経済閣僚懇談会に出席、当面の物価、賃金及び予算の問題に関して、大要次の如き発言を行った。

日本側は芦田総理、西尾副総理、北村蔵相、栗栖安本長官、苫米地官房長官、加藤労相、冨吉通相、岡田運輸相、水谷商相、永江農相が出席した。

一、予算編成上の五原則

イ、一般会計予算をバランスする事

ロ、歳入、歳出の見積りをリアリスティックにする事

ハ、勤労者の現在程度の生活水準維持

ニ、緊要なる政府活動に必要なる経費に限り支出を認める事

ホ、百パーセント租税を徴収する事

二、予算見積りに関する司令部の意見

日本政府の提案にかかる予算案について、その見積りに次の様な疑問をもって居る旨説明があった。

イ、勤労者一人当り所得税額を二百十円として計算して居るが安本提出の資料に依れば九十二円となって居り、若し此の九十二円を基礎とすれば所得税の見積りは百五十億円丈過大となる(北村蔵相からこの点は大蔵省、安本両当局長官の打合せ不備に基くもので適宜調整する旨説明があった)。

ロ、右の他税収入が一百億程過大である。

ハ、更に又申告課税の見積りが八十億乃至百億円過大である。以上の合計三百三十億乃至三百五十億円が収入の見積りの過大と見られる数字である。

ニ、歳出面に就いては物価の値上り七十パーセントを前提とし乍ら物件費を五十パーセントしか引上げて居らぬ。この点を引落して考へると歳出は一百四十億円程過小見積りである。即ち、日本側提案の歳出総額三千七百四十億は三千九百億にはなると思ふ(北村蔵相より物価値上り七十パーセントは公定価格の引上げであるが物件費支出は自由市場に於いて購入するものも含んで居り、その分は必ずしも公定価格引上程度の昂騰を示さぬと考へられるので引上率を五十パーセントに止めた旨の説明であった)。

ホ、歳入過大見積りと歳出過小見積りの合計は約五百億に達しバランスがこれ又とれて居らぬ事となる。

ヘ、特別会計の赤字は通信会計及び鉄道会計を含めずに一千四百八十億円に達すると考へられる。

三、賃金安定処置

最近の傾向として賃金の昂騰が物価の昂騰に先立って行はれて居る。従ってインフレ対策として賃金に対する何等かの処置が必要である。名目賃金は過去二年半に亘って相当大幅に引上げられたけれども必ずしも実質賃金の向上を齎さなかった。実質賃金の確保の為には物資の供給が必要であるけれど

も、これが充分ないに拘らず、名目賃金のみが先走っても単にインフレを促進する丈である。原料、食料、燃料等の輸入について司令部は努力をして居るが未だどの程度のものを何時頃入れる事が出来るかは確約出来ぬ。又、クレディットも米議会に於いて審議中であるから、未だはっきりして居らぬ。インフレの進行した原因は闇の横行であり、予算のアンバランスであり、賃金の行き過ぎである。これ等のインフレの原因に対して各々対処が必要である。賃金の安定処置は中でも困難な問題である。併し乍ら現在は非常事態であり、非常事態にして非常の処置を必要とする。政府の司令部に提出した本年度予算並びに物価・賃金に対する綜合対策は賃金の問題から崩れる惧れあり。政府が主張して居る三千七百円のベースは計算上はこれを安定し得るものと仮に説明が出来るとしても例へば一方で炭鉱労働者が六千二百円取って居る現状では三千七百円で抑へる事は中々困難であらう。

司令部の賃金安定処置に関する考へ方は固定的なものではなく、相当伸縮性の有る提案である。勤労者の実質賃金を確保し、その生活程度を維持する為に労働者も資本家も政府も一緒になって如何すればよいかといふ事を率直に話合って、その対策を立てるべきものと思ふ。出来上った案を勤労者に押付けようと云ふのではなく寧ろ勤労者の自衛の為に自発的に賃金安定の処置を考究して貰ひ度いと思って居る。この点に関する政府の感想を求め度い。

これに対し北村蔵相、加藤労相等から若干の個人的感想の開陳が有ったが更に改めて司令部に意見を申入れる事になった。

四、ドレーパー氏の印象

ファイン博士から参考の為にドレーパー氏の日本視察の一般的印象披露があった。

イ、日本の自力に依る経済安定の努力が凡ゆる問題の先決条件である。

ロ、一般会計予算の均衡が極めて大切である。この点は特に外国財界に与へる印象から云って重視せらるべきである。

ハ、配給ルートを確立して闇を撲滅する事が肝要である。

ニ、租税の完全な徴収が必要である。

此を要するに、日本側の闇撲滅、供出の完遂、石炭増産等に関する努力は相当認められるが、尚日本政府の経済安定に対する措置は未だ充分とは認められない。

五、以上ファイン博士からの一応の意見の開陳があった後、各大臣との間に二、三の問答があったが、その結果判明した事は次の如くである。

イ、六月暫定予算は五月十五日に国会提出出来る様取り計ふつもりである事。

ロ、本年度本予算に就いては、更に司令部と話し合いを続ける必要があるが、早速決定する様努力する用意がある事。

ハ、食料の増配について司令部が研究中である事。

ニ、軍事公債利払問題は経済問題よりも寧ろ政治問題であり、政治問題としては意見の開陳を差控えたい意向なる事。

出所　大蔵省資料Z五二六―二―一五。

(13)　予算関係案件国会提案段取り

（昭和二三年五月二四日閣議了解）

予算関係案件国会提案段取（二三、五、二四閣議諒解）

一、司令部の承認あり次第計数整理の上「二十三年度予算大綱」として国会に提出する。

二、予算大綱の審議は予算の細目に亘ることを避け主として左の如き基本事項の範囲に止める。

1、価格体系
2、給与水準
3、鉄道運賃、通信料金の改訂
4、税制改革
5、専売品の価格改訂等
6、其の他財政経済の重要政策に関する事項

三、左の法案は司令部の承認を得次第予算案の提出に先立ち一刻も速く国会へ提案する。

1、鉄道運賃改訂に関する法案（　月　日頃）
2、通信料金改訂に関する法案（　月　日頃）
3、専売品の価格改訂に関する法案（　月　日頃）
4、税制改革に関する法案（　月　日頃）
5、軍事公債利払の特例法案（　月　日頃）

右の諸法案は六月十五日実施することを期し、政府は直に之が実施準備に着手する。

四、予算案は懸案事項の処理、司令部との打合せ、計数整理を了し成るべく速に（　月　日を目途とする）国会に提出する。

予算提出期限促進の為、懸案未決事項は水曜日（二十六日）迄に決定することとし、右期限迄に決定に至らない事項はこの際予算案には計上しないこととする。

備考

右の内必要なる事項に付ては国会側と予め打合せを行う。

出所　大蔵省資料Z五〇一―一六。

(14)　栄養菓子専売案（昭和二三年五月二四日閣議決定）

栄養菓子専売案（昭二三、五、二四大蔵省専売局）

一、方針

財政収入の確保を図り、併せて我が民族の不足している栄養素の補給に資するため、栄養菓子の専売制を創始する。

二、要領

1　菓子の製造は設備を有する全国菓子製造業者を動員し且つ若干設備を拡充して之に委託する。

2　販売は政府の指定する小売人をして之に当らしめる。

3　菓子の中にはビタミンB_1 B_2を入れる。

4　価格は現在の闇価格を超えない所に定める。

5　発売の開始は十月一日を目途とする。

6　月当概ね十億円程度の益金をあげることを目途とする。

7　原料は

月当　砂糖約三千屯
澱粉約四百屯
亜炭約一万五千屯

8　本制度は砂糖の配給統制ある期間で終るが差当り三年とする。

出所　大蔵省資料Z六二〇―六三。

(15)　行政整理に関する件（昭和二三年五月二五日閣議決定）

行政整理に関する件（二三、五、二五閣議決定）

国内経済態勢を整備して外資の導入を容易ならしめ、以て日本経済を復興するためには、経済部門と密接な関係を有する行政部門を先づ能率化する必要がある。この目的を達するため、この際、政府は大体左の要領により、行政事務の整理再編成と機構の簡素合理化を行う。

一、最近の内外の事態の推移に即応して所管行政事務を再検討し、不急不要事務の廃止と行政機構の整理合理化を行う。

二、各省庁、各部局間における権限と事務の重複をできるだけ排除し、統一的な事務の運営と責任の明確化を図る。

三、地方自治の精神に則り、中央官庁の権限はできるだけ地方に委譲するとともに、既存の地方出先官庁は徹底的に整理し、且つ能う限り地方公共団体に統合する。

四、政府各部局における行政事務の運営については、少人数による能率主義を貫徹するとともに、合理的な人員の配置換えを行うものとする。

五、鉄道、通信等の国営企業その他これに準ずべきものについては、事業の健全

な運営を確立する見地より徹底的合理化を行い、以て独立採算制を採らしめるよう措置する。

六、各省各庁（公団、特別調達庁を含む）は前各号に掲げる方針に従い、昭和二十三年四月一日現在における機構及び人員について徹底的検討を行い、速かにその整理案を作成して内閣に提出するものとする。

七、内閣において前号の整理案を検討の上、これを承認したときは原部局にたいし、その旨を通知し、この通知を受けた原部局においては、速かにその整理案に従い予算上及び官制上整理の確定措置を講ずるものとする。

八、前号による確定措置を完了した部局については、昭和二十二年十月十四日閣議決定による政府職員の定員増加及び人員の減耗補充の抑制措置を解除するものとする。

各省各庁は、前項による抑制措置の解除を認められた後といえども、定員の増加は真にやむをえない場合の外はこれを行わないこととし、常に行政運営の能率化について検討を行うものとする。

九、第七号により整理せらるべき職員は、整理措置確定後四ケ月間はこれを定員外として存置することをうるも、その間逐次これを整理する外、その後における減耗補充、配置転換等に充当し、又必要により臨時に他庁の事務に従事せしめることができる。

一〇、本整理による退官退職者にたいしては、別に定める処により特別の給与を支給することができるものとする。

出所　大蔵省資料Z五一一―四。

(16) 行政整理の実施に伴う人件費の節約に関する件

（昭和二三年五月二六日閣議決定）

行政整理の実施に伴う人件費の節約に関する件

国家財政の現状に鑑み、この際昭和二十三年度一般会計予算に計上すべき人件費（官吏給、給料、臨時職員給、勤務地手当、家族手当及び給与特別措置費の合計額、但し警察職員、刑務所職員、学校教員及び税務職員にかかる分を除く）について各省各庁所管毎に、その一割五分に相当する額を減少することとし、少くとも右金額を捻出するよう行政整理及び人員増加抑制措置を講ずること。

備考

一、特別会計については、この際としては、予算上の措置は講じないが、行政整理は別途計画に基き行うこと。

二、国会、裁判所及び会計検査院についても本措置の実行を要請すること。

出所　大蔵省資料Z五一一―四。

(17) 予算編成についての北村蔵相・栗栖安定本部長官・苫米地官房長官とマーカット局長会談記録

（昭和二三年五月二六日渉外特報第六五号）

大蔵省渉外特報（第六十五号）昭和二十三年五月二十六日

マーカット少将との定例会見記録

渡辺渉外部長記

二十三年度予算の編成に就いては累次に亘って司令部との交渉を続けて居ったが、五月二十五日夜の閣議に於いて審議した処に基いて日本側の意見を司令部に連絡する為、五月二十六日、マーカット少将との定例会見に北村蔵相の他栗栖安本長官及び苫米地官房長官が出席し大要次の如き討議を行った。

出席者　日本側　北村蔵相、栗栖安本長官、苫米地官房長官、渡辺大蔵省渉外部長、勝部安本官房次長、佐多安本財政金融局長、大蔵省渉外部柏木、宮沢両事務官（順序不同）

司令部側　マーカット少将、ファイン博士、コーヘン、リード、アルバーの諸氏

北村　二十三年度本予算に就いては過日来司令部の意向を参酌して案を練って居たが、昨夜大体の結論に到達したので本日此を持参した次第である。（大要案の内容について説明）

マーカット　地方分与金が増加した理由は何か、自分は地方自治に賛成ではあるが中央政府としては地方出先機関を整理すれば、それ丈中央の負担が軽減される可きであって、地方は自分の収入の範囲内で賄ひをつける可きであると考ふ。

北村　地方財政委員会との間に於て、種々折衝を重ねた結果、この程度の妥協案に到達したのである。

苫米地　地方負担の増加の主なるものは警察及び教育費の増加であり、これ等の仕事を地方にやらせる以上地方に対しても或程度の財源を与へねばならぬ。

マーカット　行政整理に就いて二つの質問がある。第一は何時実行するか。第二は辞めた人の面倒を如何して見るか。

北村　実行は直ちに着手するが、実際に減員が行はれるのは三、四ケ月後になるであらう。又退職者に対しては相当の退職金を支給する考である。二十億と云ふ数字はこれ等の事を考慮に入れた上の数字である。

マーカット　船舶運営会の前例を見ると整理の為の俸給の節約が一、七〇〇万円であるに対して、退職金が二、七〇〇万円必要であったとの事であった。自分は合理化については異議はないし政府がこの処置を採られる事は賞讃に値する事であるが大体の説明書を貰ひ度い。尚又、退職者に対する救済処置についても考慮せねばならぬ。次に煙草の値上げは結構であるが〝新生〟が売れなかった経験もあるから充分注意する必要がある。

北村　同感である。尚この際煙草が日本の財源として極めて有力なものであるに拘らず、耕作反別をこれ以上増やせない関係から米葉の輸入を是非とも実現したい。

マーカット　自分は政府専売がもっと能率的になる事を希望する。米葉の輸入の問題は研究しよう。

北村　政府は増税その他の処置をとって穴を埋めたけれども尚、予算をバランスする為には五〇億の不足がある。これを次の三方法の中で何れかに依って補塡し度いと考へる。

一　輸入糖密による酒に対する税――三〇億

二　貿易会計所属物資の国内放出――五〇億

三　専売局に依るキャンデーの売却計画――五〇億

マーカット　糖密は何処から入れるか。米弗で輸入する事は認められぬ。併し例へば比島との間にバーター(Barter)で輸入する事が出来れば或は可能かもしれぬ。兎に角研究しよう。又キャンデーも主食代替として輸入する砂糖で作る事は出来ないし、又この為に米弗負担で砂糖を輸入する事は糖密同様に困る。要するに米国の納税者の負担に依って日本の予算をバランスする様な処置は容認出来ぬ。

北村　時にこの提案は閣議決定であるか、或は単なる一部閣僚の意見であるか。

マーカット　この案については大体閣議に於て趣旨に於ては諒解を得て居る。我々三人は政府を代表して来て居るから今此処で承認を得られれば我々の責任に於て纏める事が出来ると思ふ。

栗栖　食糧管理特別会計の価格差益の問題はどうなったか。

マーカット　前年度産米に対する追加払をすべしとの議論もあるがこの予算案の審議とは切離す事とした。

北村　農民に対する遡及的支払は絶対に認められぬ。必要とあればその意志を公に表明してもよい。

マーカット　軍事公債利払の問題については既にFDに法案を提出してあるが既に審査したか。

北村　未だ自分の手許には来て居らぬ。経済問題としては自分は反対であるが本案は若し本年度限りの処置であるとすれば、これを議会に提出する事について異議を唱へない。但し賛成する意志もない。

予算案については大至急司令部の意見を纏めて中上げる事にしよう。

出所　大蔵省資料Z五二六―二―一五。

(18) 予算編成に関する吉田・北村・栗栖三大臣とマーカット局長会談記録

（昭和二三年五月二七日渉外特報第六六号）

大蔵省渉外特報（第六十六号）昭和二十三年五月二十七日

芦田総理、北村蔵相、栗栖安本長官とマーカット少将との会談記録

渡辺渉外部長記

出席者　日本側　芦田総理、北村蔵相、栗栖安本長官、福島官房次長、渡辺大蔵省渉外部長、原田専売局長官、大蔵省渉外部柏木、宮沢同事務官、勝部安本官房次長（順序不同）

司令部側　マーカット、ヤング、ファイン、リード、ニーケン氏等

冒頭芦田総理から二十三年度本予算編成に関する司令部の協力を感謝すると共に前日の閣議に於いて、次の四点に就いて更に司令部の再考を促し度い旨を決定した事を伝達しその善処を要望した。

一　所得税の減税処置を六月十五日に実施とする事、この為の減収二十五億

二　配給艇草の再値上を中止する事、この為の減収十五億

三　軍事公債利払停止に依る余裕財源は公共事業費その他にふりむける事、この為の余裕財源十五億

四　以上の処置に依る減収額合計五十五億円を配給艇草以外の自由品値上げに依つて賄う事

マーカット少将、ファイン博士等から自由艇草の値上の結果売行について心配はないかとの趣旨の質問あり。蔵相その他から而る可く回答する所あり、又所得税の減収処置を七月一日から実行すると云ふ司令部の考えは七月十五日に物価改訂を行ふとしてもその影響が生計費に及ぶのは多少の時間的〝ズレ〟が有ると考えたからであるが、政府がこれを七月十五日に改め度いと云ふ趣旨についてファインから質問あり、総理その他から政治情勢その他を説明して司令部の承認を要請した。マーカットは結論として政治的要求に依つて予算の健全性が害される様な事が将来繰返えされない様、総理に於いて極力努力をせられ度い旨の要望をした上で政府の提案を了承した。本日の会議の主題が解決した後、更にマーカットは今朝の日本タイムスでホフマン氏が賃金の安定処置を支持して居る行動を指摘して、アメリカの日本援助の前提として予算の安定、閣行為の取締りと共に、賃金安定処置が極めて緊要である旨を強調し、芦田総理との間に若干の応酬が行はれて此日の会議を終つた。

追書　この記録は会見の主題についてのみ記された事を附記する。

出所　大蔵省資料Z五二六―二―一五。

(19) 昭和二三年度一般会計予算大綱

（昭和二三年五月二八日閣議決定）

昭和23年度一般会計予算大綱

第1　昭和23年度一般会計概算額

昭和23年度一般会計概算額は

歳入歳出各々　399,380百万円

であって，これを昭和22年度一般会計

歳入歳出予算額　214,256百万円

で比較すると，　185,124百万円

の増加となる。

第2　予算編成の基礎的事項

昭和23年度予算を，編成するに当っての基礎的事項については次のような考え方を以て，処理することとした。

(1) 物　価

昭和22年7月定められた現行物価水準を改訂し，概ね，現行公定価格の7割程度を引上げるものとして昭和23年度一般会計歳入歳出概算額を積算計上した。

(2) 賃　銀

賃銀については，以上の物価情勢を基礎とし，現在程度の実質賃銀を確保することを目途として，一般労務者の賃銀水準3,700円程度と想定することとした。又官庁職員の給与水準も，一応これに準じ，積算することとした。

(3) 鉄道運賃及び通信料金

企業会計独立採算制の確立を目標とするも，物価及び生計費への影響を，極力緩和する趣旨の下に，鉄道運賃については，旅客貨物とも各3.5倍，通信料金については4倍程度に引上げを行うこととした。

(4) 地方財政

地方財政の確立は，地方自治の基盤をなすものであるから，国費地方費の負担区分について，合理的調整を行うとともに，地方自治体の財政需要と財源とについて，慎重な検討を加えて，弾力性ある地方財源の賦与につとめ，以て中央及び地方を通ずる財政の健全化を図ることとした。

(5) 行政整理

行政機構を簡素合理化するとともに，経費の節約を図るため，行政整理を実施することとし，この際，各省各庁の所管毎に，人件費について，原則として1割5分に相当する金額を節約することとした。

第3　歳入中重要事項

歳入中重要なる事項につき，説明すれば次のとおりである。

(1) 租税及印紙収入

最近に於ける賃銀，物価等経済諸情勢の推移に即応して，国民の租税負担を調整合理化するとともに，財政需要に対応して，租税収入を確保することを目標として，税制の改正を行うこととした。即ち国民生活の実情等に照し，所得税を大幅に軽減すると共に，企業の健全なる育成と活動とを図るため法人税を軽減し又酒税等間接税につき，最近の物価事情に即応する外財政需要に対処するため，相当の増徴を行うこととした。而して租税及び印紙収入の見積りに当っては，物価及び賃銀水準の推移並びに最近における実績等を基礎とし，極力課税の適正を期することとし2,632億円を計上した。

(2) 専売庁益金

国民生活との調和を図りつつ，財政需要の増大に即応して，必要な普通財源を確保するため，煙草の販売価格を改訂することとし，これに伴い専売庁益金において943億円を計上した。

(3) 価格差益納付金

公定価格の改訂に伴う，値上り差益の納付金については，昭和22年7月の価格改訂に伴う分116億円余，及び今回の価格補正に伴う分72億円余を，計上することとした。

(4) 前年度剰余金

昭和21年度の決算上生じた純剰余金17億円余の内，財政法第6条の規定によって，国債償還の財源に当てる分8億円余とこれを控除した残額の内昭和22年度の歳入に計上使用した残額283万円余とを，併せ計上することとした。

(5) 其の他の歳入

以上の外，その他の歳入については，最近の物価等の事情に即応して，極力増収に努めることとした。

第4　歳出中重要事項

歳出の内，重要なる事項につき説明すれば，次のとおりである。

(1) 終戦処理費

最近における支出の実績と，物価及び賃銀水準の改訂を考慮し，所要額を計上した。

(2) 賠償施設処理費

昭和23年度における，賠償施設の管理保全及び撤去作業等の計画に基き，これに物価及び賃銀水準の改訂を考慮し，所要額を計上した。

(3) 価格調整費

石炭，鉄，肥料等の重要物資に対する，今回の価格改訂に伴う価格調整

補給金の，昭和23年度内の支出見込額約440億円及び今回の価格改訂以前にかかる分として支出を要する額約75億円との計515億円を計上した。

(4) 公共事業費

本費については，その国家再建途上に於ける重要性に鑑み，極力事業の遂行に支障なからしめることを期し，殊に災害復旧事業については，その緊急性に鑑み，格別の考慮を払うと共に，物価及び賃銀の改訂等を充分に勘案して，425億円を計上した。右により，昭和23年度の事業量は，前年度の実績に比し，相当程度増加する見込である。

(5) 地方分与税分与金

地方財政需要の増嵩に対応し，地方において事業税その他の新税を創設して，極力地方固有財源の充実を図ると共に，国家財政計画に即応して，経費の効率的使用を期待する外，地方分与税分与金に於て449億円を計上し，以て地方財政収支の均衡を図り，地方自治の運営に支障なからんことを期した。

（註　入場税の地方委譲を実施する場合は計数に相当の異動を生ずる見込である。）

(6) 復興金融金庫出資金

日本銀行以外の一般市中金融機関の保有する，復興金融債券の内本年度中に償還期限の到来する分につき，その償還財源を付与するため，復興金融金庫出資金180億円を計上した。

(7) 国債費

一般会計の負担に属する国債及び借入金の償還金，国債及び借入金の利子，大蔵省証券の割引差額等について，昭和23年度中に於ける所要額75億円を計上した。

なお軍事公債の利子については，本邦人の所有するものについて，昭和23年7月1日から向う1ヶ年間に支払期日の到来する利子に限り，元金の償還期日迄支払期日を延期する措置を講ずることとしたため，これによる経費不要額を差引き計上してある。

(8) 鉄道及び通信業務収支差額繰入

鉄道運賃及び通信料金の改訂を行うも，なお本年度に於て生ずる業務上の収支差額を補塡するため，国有鉄道事業特別会計に対し90億円，通信事業特別会計に対し40億円を繰入れることとし，以て両特別会計の収支の均衡を図ることとした。

(9) 鉄道及び通信行政監督費

国有鉄道事業及び通信事業の両特別会計の独立採算の趣旨を徹底せしめるため，その企業の運営そのものには，一応，関係なしと認められる行政或は監督の性質を有する経費を，一般会計において負担することとし，国有鉄道事業特別会計に対し14億余万円，通信事業特別会計に対し6億余万円の繰入を計上した。

(10) 船舶運営会の海運業務については，鉄道運賃との均衡を考慮して，海上運賃を現行料率の3倍程度に引上げることとしたが，なお本年度において生ずる収入欠陥を補塡するため，必要な経費40億円を計上した。

以上，昭和23年度一般会計歳入歳出予算の概要を説明した次第であるが，その内訳の大要を示せば，次のとおりである。

（以下内訳計表省略――編者）

出所　大蔵省資料Z六二〇―六〇°

(20) 国庫予算案決定に伴う地方財政措置について

（昭和二三年五月一八日閣議決定）

国庫予算案決定に伴う地方財政措置について

一、国税入場税は地方税に委譲すること。

二、原始産業及び自由業に対しても営業税を課するものとすること。但し当分の間、米、麦、甘藷及び馬鈴薯に関する部分には課しないものとすること。

三、経済安定本部調定案により地方財源に於て金四十六億円が、極力経費の節約を図るとともに地方債其の他の金融的措置に依りその財源をあるものとすること。

出所　大蔵省資料Z六二〇―六〇°

(21) 昭和二十三年度本予算編成に関する経緯概要

（昭和二三年六月一日渉外特報第六九号）

大蔵省渉外特報（第六十九号）昭和二十三年六月一日

昭和二十三年度本予算編成に関する経緯概要

渡辺渉外部長記

昭和二十三年度予算の編成に就いては，その前提となる可き物価・賃金等に関する根本方針が，日本側に於いても又司令部側に於いても容易に決定しなかった為，少からず手間どって四月，五月及び六月は何れも暫定予算を編成して一時を糊塗せざるを得なかったのである。

司令部内部に於ける物価・賃金及び予算に関する根本方針の討議は，四月中旬から漸く具体的になった模様であるが，容易に結論には到達する事なく，唯今回の物価改訂が一般的の物価改訂であり，昨年七月に行はれた物価改訂の補正以上のものであると云ふのが，司令部としては一貫した考え方であった。これに反して日本政府に於いては，今回の改訂は一般的改訂ではなくして，部分的調整であるとの考え方が強かった。又司令部に於いては，昨年七月の物価改訂が賃金の面から崩れたのでこの点に関して何等かの安定措置を考究中の模様であった。

四月二十八日，定例会見に於いてマーカット少将は，予算編成の基礎となるべき物価問題に関する司令部の方針は，二，三日中に纏まる方針である旨言明があった。その直後，司令部内に於いては，頻繁に本問題に関する会議が開かれ，議論が沸騰した模様である。即ち，賃金水準に関しては，リード及びキレンは四五〇〇円，アルバーは三七〇〇円程度を主張し，賃金安定措置に就いては，リード及びアルバーは賛成し，キレンは躊躇の色を示して居った模様である。又消費物資の公定価格引上率はリードは一〇〇パーセント，又アルバーは七〇パーセント，又消費者米価は三〇パーセント，又鉄道運賃は二〇パーセント，又郵便料金は二〇パーセント，又電信電話料金は一

五原則の説明があり、且つ日本側の予算の数字を検討した処が歳入過大、歳出過小の為約五〇〇億円の喰違いがある旨の話しがあった。(この点はリードが速急の間に述べた意見を取継いだもので必ずしも適確なものではない。)

五月十二日定例会見は、マーカット少将静養の為一週間不在につきライダー大佐が主催したが、賃金・物価及び予算の問題は事務当局間に於いて更に折衝する事としその場では何等発展はなかった。

大蔵省はリードとの間に事務的折衝を重ねたがリードは日本政府案は真のバランスのとれたものとは云へない旨を強調して居った。尚五月十四日は鉄道運賃の値上げの問題についてファイン博士の下に安本長官、運輸相、大蔵政務次官参集、CTSオグダンも加へて議論したが、CTSは旅客運賃三・二倍、貨物運賃七倍を主張、明白な結論はつかなかった。

五月十七日(月)からマーカット少将は登庁したが、直ちに少将との直接交渉に入る事なく五月十八日ファイン博士は渡辺に対して自分は予算案に関する司令部内の意見取纒めの権限を与へられたから、ESSの意見として申渡すが、日本政府案に対して更に二〇〇億の歳入を追加すれば、これを承認する用意がある旨を申述べた。二〇〇億円の歳入の内容は明示する所がなかったが、価格差益金について徹底的にこれを徴収すべき旨の意見が述べられた。ファイン博士の以上の意見についてルカウント及びリードに連絡した処頗る不満の面持でファイン博士の意見よりも厳格なる態度を示した。

五月十九日定例会見はマーカット少将主催の下に行はれたが、司令部の明確な意思は未だ少将の口からは聞く事が出来なかった。唯、鉄道・通信両会計業務勘定の赤字は之を一般会計から補填すべき旨の意思表示があるに止った。北村蔵相は、議会との関係上、是非共二十二日迄に司令部の意見を開示せられん事を要望し、少将も之を諒承した。

この結果司令部内部に於いては、二十、二十一両日に亘って長時間に亘る会議を行ひ、又二十二日も午前中会議を続けたが、その結果午後に到ってファイン博士から渡辺に対して呈示せられた処は大要次の如きものであった。

一、終戦処理費及び賠償撤去費に就いては日本側の見積りが過小であるから三七億円程増額する。

二、政府出資に就いては日本政府案一八一億円を二一〇億円に増額する。

三、価格差補助金について鉄道・通信両会計の赤字補填、船舶運営会の赤字補填額の増加及び既往に属する価格差補助金の計上等の為、日本案に対して二〇〇億円を増額する。

四、以上の結果生ずる歳出増約二六〇億円は内一五〇億円を価格差益金に依って補填し、残額は租税及び専売益金に依って賄ふ。この結果歳入歳出共約四、〇〇〇億円となる。

この意見は厳格な健全財政を主張するリードの意見から見れば極めて妥協的であり日本側の立場を大いに尊重したものと看取せられた。

日本側は早速閣議を開き夜半に到る迄審議し、その結果一応の日本側改訂案を得た。その要領は次の如きものである。

一、価格差補助金の増額に関する司令部の意見に対して修正を加へ司令部案に対して八七億円を減じた。

二、歳入中価格差益金の増加一五〇億円の中一二〇億円は食管特別会計の手持品の値上りに依る利益を一般会計に繰入れんとするものであるが、一方農相はこの利益を二十二年度産米に対する追加払として農民に還元する意向があり、この点を考慮して単に閉鎖機関手持繊維品の値上り益六〇億円を追加計上し、価格差益金総額を一八九億円に抑へた。

三、残る不足財政は

A　糖蜜の輸入に依る酒税の増加(二〇億)

B　その他の租税増収(五〇億)

C　自由たばこハッピーの値上げ等(三五億)

D　専売局に依るキャンディーの売却(五〇億)

E　貿易特別会計の手持品売却に依る利益(二三億)

に依って賄ふ事にした。

五月二十四日上記の案を司令部に持参、渡辺からマーカット、ファイン、コーヘン、及びリードに説明した処

一、食管会計手持品の価格差益を農民に追加払する事については、マーカット少将強く反対の意思表明。

二、食管会計利益を一般会計に繰入れようとする案を日本政府が承認しなかった事についてはファイン博士及びコーヘンは不満の模様であった。

三、糖密、キャンディー及び貿易会計関係の歳入案は相当疑問がある。

と云ふ事であった。

夜閣議に於いて更に司令部側の意向を検討した。

五月二十五日(火)渡辺はファイン博士に面会し、食管会計繰入れ問題については米価の消費者価格の決定についてこの利益を予算済みであって農民に返す事も一般会計に繰入れる事も困難なる旨を説明した。

夜に到り閣議を開催、各閣僚より各々意見の開陳があったが、閣議後北村蔵相、栗栖安本長官、西尾副総理、苫米地官房長官等と共に司令部の意向を参酌した修正案を作製した。その内容は

一、地方分与税を当初案に比して一二〇億円増額

二、配給酒四五〇円(一級)、自由酒九〇〇円(一級)に引上げ(増収六〇億)

三、ピース五〇円を五五円に値上げ(増収三五億)

四、行政整理に依る経費節減(二〇億)

五、その他若干の調整を加へて尚不足分五〇億円は

A　糖蜜輸入　B　貿易会計よりの繰入　C　キャンディー

の何れかに依って賄ふ

計画である。

五月二十六日昨夜作製の日本側提案を持参、マーカット少将に北村蔵相、栗栖安本長官及び苫米地官房長官等が面会、これを説明した。その一応の反響は

一、地方分与税の増加は政治的妥協の結果財政を困難ならしめるのではないか。

二、行政整理については、実行案について更に検討し度い。

三、糖蜜やキャンディーは結局アメリカ納税者の負担によって日本の予算をバランスする事になるから賛成しかねる。

といふ事であったが、司令部は早速この案について検討を開始し、夕方渡辺に対しファイン博士及びリードから司令部は日本側提案を次の条件で認める用意がある旨申渡しがあった。

一、租税収入中三〇億円は見積り不確実のものと認められるもの故削減する。

二、キャンディー、糖蜜及び貿易会計の五〇億円は認め難い。

三、以上に依る歳入欠陥八〇億円は

A　軍事公債利払停止に依る余裕金一五億円

B　配給たばこ　キンシ一二円(原案一一円)、ミノリ一〇円(原案に同じ)、ノゾミ一〇円(原案九円)に引上げる事に依る増収一五億円　及び

C　所得税減税時期を原案の六月一日から七月一日に変更する事による増収額五〇億円に依って賄ふ事とする。

昭和23年度一般会計予算　(単位　10億円)

	第一案 5月10日	司令部案 5月22日	第二案 5月24日	第三案 5月26日	決定案 5月27日
歳入					
(1)租税	252.2	345.4	259.2	262.2	263.2
(2)専売	81.9		90.4	88.9	94.3
(3)価格差益	12.9	27.9	18.9	18.9	18.9
(4)その他	26.6	26.6	28.9	28.9*	22.9
計	373.6	399.9	397.3	398.9	399.3
歳出					
(1)終戦処理費	91.4	93.2	93.2	93.2	94.2
(2)賠償	5.5	7.4	7.4	7.4	6.4
(3)地方分与税	32.9	32.9	39.9	44.9	44.9
(4)価格差補助	58.7	78.7	70.0	70.6	70.6
(5)公共事業費	41.0	41.0	41.0	41.0	42.5
(6)政府出資	19.1	21.0	21.0	19.0	19.0
(7)その他	124.8	124.7	124.8	122.8	121.7
計	373.4	399.9	397.3	398.9	399.3

* 内5.0は糖密輸入に依る酒税増加，candy 売却益又は貿易資金繰入の何れかによる。

価格差補助金内訳　(単位　10億円)

	I	GHQ	II	III	決
(1)23年6月～24年3月分	53.0	53.0	53.0	53.0	53.0
(2)23年5月分	—	3.4			
(3)前年度分	—	3.0			
(4)鉄道・通信会計行政監督	2.5	2.5	2.5	2.1	2.1
(5)鉄道会計業務勘定赤字	—	9.7	16.0	9.0	9.0
(6)通信会計業務勘定赤字	—	1.5		4.0	4.0
(7)船舶運営会	3.2	5.6		4.0	4.0
(8)物価改訂遅延による補助の減		—	−1.5	−1.5	−1.5
計	58.7	78.7	70.0	70.6	70.6

上記の司令部の指示に基いて夜七時から閣議を開き夜半過ぎ論議を重ねたが結局
一、所得税減税時期を六月十五日にする（これに依る増収二五億円）。
二、配給タバコ再値上げは中止す。
三、軍事公債利払停止に依る余裕金は公共事業費に充当する為、一般財源としては計上しない。
四、八〇億円の歳入欠陥中一の処置により補塡される二五億円を除く五五億円は、タバコ自由品を再値上げする事に依り補塡する。この為ピースは六〇円とする。

五月二十七日早朝渡辺はファイン博士に昨夜の模様を報告協議した。その後、芦田総理、北村蔵相及び渠栖安本長官はマーカット少将に面会、総理から前夜決定の四項目について司令部の承認方を懇請、若干の論議の末少将の諒解を得た。これに依って二十三年度予算は総額三、九九三億円に決定、速急に議会提出の手続きをすすめる事になった。

出所　大蔵省資料Z五二六―二―一五。

(22)　昭和二十三年度予算をめぐる北村蔵相・マーカット局長会談記録（昭和二三年六月二日渉外特報第六八号）

大蔵省渉外特報（六八号）昭和二十三年六月二日
マーカット少将との定例会見記録
渡辺渉外部長記

出席者　日本側　北村蔵相、野溝国務相（途中から出席）、渡辺渉外部長、渉外部柏木事務官、荻田（途中）（地方財政委員会）
司令部側　マーカット、ファイン、コーヘン、メイナード、ルカウント、リード

北村　二十三年度予算大綱を議会に提出したけれども、野党側の反対に依って、まだ閣議を開始するに到っておらぬ。

マーカット　正式の予算は何時提出の見込であるか。自分の聞いた所では予算中の相当の部分が（その他）という項目で一括されており、こんな事では予算の審議が出来ぬという話であるがどうか。

渡辺　正式予算案は八日提出の予定である。（その他）の内訳についても、政府は議会に対し説明の用意がある。唯細目に亘っての印刷した正式書類は、印刷その他の都合で今直ちに提出出来ないのである。

マーカット　すると野党の反対は、反対の為の反対の様に思われる。時に大臣は本予算の実行に依って通貨の増発を来さない様な成算があるか。

北村　物価改訂の結果或程度通貨量が増加する事は已むをえないと思うが、これをその必要を越えて通貨量が増えぬ様に徴税及び信用統制を強化する考えである。

マーカット　特に復金の信用供与を統制する必要がある。又あらゆる必要な資金吸収手段を講ずべきである。

リード　本予算に関して三つの問題がある。

(1)　所得税減税法案、取引高税その他の増税法案等は予算と共に綜合対策の一環をなすものであって、議会がこの中の減税措置だけを認めて、増税処置を拒否する事になれば、予算の均衡を失う事になる。

すべて歳入の削減歳出の増加は代り財源を見出した後でなければ認められぬ。

(2)　通信会計の赤字は四〇億という計算であったが、逓信省の説明に依れば五五億と言い、その間に矛盾がある。

(3)　政府は物価改訂による経費の増加を一括して予備金として計上して居るが、この様な遣り方では各省がその予備金を取り合う事になり総額が不足する危険がある。特に政府は三七〇〇円ベースと言い乍ら予算上は三七九一円を見込んでおり予算が不足する危険が少くない。

北村　第一点については全く同感である。これに関連して歳入がないのに歳出が行われる事を出来得る限り避けるため、所得税の月割り制度

等も考慮しておる。第二点の通信会計の様な問題は鉄道会計にもあるが、鉄道では例えば座席券の発売、通信では電話の増設の促進等によって収入の増加を計画しておる。

マーカット　今後の増収を図る事は結構であるが、これ等の増収は将来の安全性を見る為に予備にとっておいた方がよくはないか。

渡辺　通信会計の十五億円の不足金は予備金との調整等に依って処理出来るかとも考えられるから、更にリードと研究をしたい。尚リードの述べた第三点については理論上は各項目について物価改訂の影響を反映させる事が正しいと思うけれども、技術的に各々五〇〇〇に亘る項目について一々計算をやりなおすとなると、この為に予算案の議会提出が十日位おくれる事になるのである。これは政治的に殆んど不可能である。

マーカット　技術的な不可能事を要求するつもりはないが、歳出が政府の計画を実行する丈の充分な見積りになっておるかどうかという事が問題である。先般の予算案についてオールドマン（マ元帥）は日本政府の案にあまりに妥協しすぎたのではないかという事を恐れている。我々はアメリカ議会に対して対日救助費の増加を要求するのに苦心惨憺しておるが、その際日本が予算を実質的にバランスさせておるという事が充分証明されないと我々の立場は非常に困難となる。ドレーパー氏の如き専門家がみれば予算が真にバランスしておるかどうかすぐ分るから、これをごまかす事は出来ない。大臣がこの予算案を編成されるについて、大きな苦心を払われたるについては、自分としてこれを了承するし、又敬意を払うのであるが、リード氏の言うような矛盾が若しこの予算案の中にあるならば、これは議会提出前に調整されなければならぬ。

北村　証券取引法が既に施行されたし、又取引所の実状からみて、正式の取引所再開が速かに行われるよう希望する。

マーカット　文書をもって提出されたい。

ルカウント　既に我々の手許迄書類が来て居るから、出来得る限り早く回答をする事にしよう。

北村　金融業法を促進されたい。又金融機関の集中排除適用問題もすみやかに事態を明瞭にせられたい。

マーカット　金融業法は何分にも尨大なものであり時間がかかっておるが、急ぐ事にしよう。又集中排除法の金融機関指定の問題は近く結論を示すつもりである。

これより野溝国務相参加

北村　地方財政に関して入場税を中央から地方に移譲する方針を、野溝氏と自分の連署で文書を提出してあるから御考慮願い度い。

リード　政府の提案は入場税が減った丈地方分与税を減らそうというのであるから、予算のバランスには影響はないが、現在迄の如く地方団体が徴税出来るかどうかにつき疑問がある。

マーカット　地方団体の財政の事も大切であるが、中央の財政を無視する事は出来ぬ。総合的に考えられる可きである。地方に移譲した結果税収が減ったならばどうなるか。

野溝　地方は自分の税となれば熱心に徴税するものと考えられ、地方に移譲した為に税収が減る事はないと考える。

マーカット　地方の税を地方がとることは原則としてよいが、この為に不足を生じても中央に尻をもちこんではならない。その欠陥は地方自体で処置すべきである。この問題に付ては多分明日中に返事をすることにしよう。

出所　大蔵省資料Z五二六―二―一五。

(23)　予算の国会審議をめぐる北村蔵相・マーカット局長会談記録（昭和二三年六月一六日渉外特報第七一号）

大蔵省渉外特報（第七十一号）昭和二十三年六月十六日

マーカットとの定例会談

渡辺渉外部長記

日本側　蔵相、部長、柏木

GHQ側　マーカット、ベイカー、ファイン、コーヘン、ルカウント、リード

マーカット　予算審議がもめて居るようであるが、状況如何又新聞によれば予算は通過させて、運賃その他の歳入措置に関する法律は予算通過後に持越すという話があるが事実であるか。

北村　予算審議がもめている事は事実であるが、御尋ねの後半についてはそのような事が閣議で論ぜられた事はない。旅客運賃の引上げ方を緩和する意見が強いが、その埋め合せとして貨物を上げる事は物価安定に害があるし、旅客運賃を引下げる結果生ずる赤字は合理的に補塡出来る目算が立たぬ以上賃率引下げには同意出来ないという立場を自分はとっている。

マーカット　大臣が非常に困難な立場に立っておられることはよく諒解してる。議会における予算審議の模様については、渡辺氏を通してなり常時緊密に連絡をとって欲しい。なお米価に関する農民への遡及的支払の問題は極めて重大である。議会が支払うべしとの決議を行ったのに対してどうされるのか。

北村　議会の人々はGHQの或セクションにこの問題を持込んだ処大いに激励を受けたとの事でこれに力を得て満場一致の決議をしたのである。議会が最高の権威者である以上政府としてこの決議に対して正面から反対し兼ねるのである。総理は適当な処理をとる旨を答えたのである。併し蔵相として自分は歳入のない限りこのような歳出を認める事は出来ない。

マーカット　自分は米本国に対して対日援助を戦い取る可く努力をしているのであるが、その際に日本農民に対して遡及的に補助金を与えるような処置に自分が同意したとなっては、本国に対して全く自分の立場を失うことになるであろう。又昨日の星条旗紙に為替レートは近く決まる様な記事が出て居ったが、日本が若し為替レートを速かに決めて国際経済に参加する希望を有するならば、その前提として厳格な国内経済態勢を確立しなければならぬ。この為閣の取締り、税の徴収、予算のバランスが絶対に必要である。農民に対する遡及支払の如きは全く不健全であり、日本の経済復興に有害である。この点について自分がこの様な意見をもっておる事を引用されても差支えない。時に金融業法はどうなったか。

ルカウント　先般一万田氏と多少話をしたが、未だ最終決定に到って居ない。

北村　予算については与党内の結束をはかっているが、野党としても無責任な態度をとれないから結局通過するのではないかと考える。

マーカット　政治問題はGSの問題であるが、予算の問題については我々も深い関心をもっている。情報を常時提出して頂き度い。

出所　大蔵省資料Z五二六―二―一五。

(24)　昭和二十三年度予算修正に関する内閣発表

（昭和二三年六月三〇日）

内閣発表（昭二三、六、三〇）

昭和二十三年度予算に関し与党三派より左記の要請があったので政府は之に基き至急修正案を国会に提案することと致し度き考えである。

記

一、鉄道旅客運賃値上率を二・五五倍（通行税込）とし、これにより生ずる国有鉄道事業特別会計（損益勘定）の赤字は一般会計において補塡すること。

二、取引高税に付免税品目を拡張すること。

右による減収額は五十六億円とすること。

三、鉄道運賃、通信料金改訂期日の遅延による減収を補塡すること。

四、文教費（六・三制経費等）を八億円増額すること。

五、災害対策費を五億円増額すること。

六、引揚者住宅建設費を三億円増額すること。

七、恩給法の改正に伴う所要経費約六億円を計上すること。

八、科学研究費を一億円増額すること。

九、給与水準改訂等に伴い国会費を増額すること。

十、医師、産婆等に対する地方事業税の軽減に伴い、地方財政収入減一億円を補塡すること。

十一、右の措置に伴う財源は左記によること。

1　昭和二十二年度決算上の剰余金見込額中三十億円を充当すること。

2　高額所得者の税率を引上げこれによる増収二十億円を計上すること。

3　課税充実の方途を講じこれによる所得税の増収百六十億円を計上すること。

4　価格差益金の徴収を確保し之に依る増収額二十一億円を計上すること。

5　一般会計特別会計を通じ物件費の節約を行い歳出二十六億円を減少すること。

出所　大蔵省資料Z五〇一―一二。

(25)　予算修正妥協成立について北村蔵相・マーカット局長会談記録

（昭和二三年七月一日渉外特報第八〇号）

大蔵省渉外特報（第八〇号）昭和二十三年七月一日

蔵相とマーカット少将との臨時会見記録

渡辺渉外部長記

二十三年度予算修正案に就いては、六月三十日正午三党間に漸く話合ひが成立し、芦田総理からホイットニー准将にその旨報告を終った。翌七月一日北村蔵相はマーカット少将を訪問、大要左の如き会談を行った。

出席者　日本側　北村蔵相、福田主計局長、渡辺渉外部長、柏木事務官

司令部側　マーカット少将、ファイン博士、コーヘン氏

北村　三党首間の妥協が昨日成立した。少将及びファイン博士の絶大なる御援助を深謝する。

マーカット　政党間に尚妥協案を容認しない空気がある様に聞いて居るが実情如何。

北村　社会党左派に若干の異論が有るが大勢は動かぬと考へる。明日衆院を通過し日曜日中に参院を通過するものと考へる。

マーカット　鈴木（茂）氏は大丈夫か。

北村　彼は妥協案に協力して呉れ、予算委員会を一時間で済ませると云ってゐる。

マーカット　一六〇億の所得税徴収見積り増加は極めて不健全だと思ふが対策はあるか。

北村　自分も妥協案は政府原案より不健全だと考へるが、決定した以上徴税の完遂に全力を尽し度い。第一に査察制度の強化、第二に取引高税を利用して取引各段階に於ける実体を把握し、これに依って所得税の徴収の充実を期し度いと考へる。

マーカット　徴税に就いては、先般来モス氏が研究中であり、今後共日本政府に充分協力し度い。

附記　或情報に依れば、司令部は若し日本側が予算修正案に就き、妥結に到らぬ場合には、内閣辞職の上解散を断行し、司令部の作製の予算の実行を明示且つ責任ある政府が成立する迄、対日援助を差止める方針であったとの事である。

出所　大蔵省資料Z五二六―二―一六。

(26)　昭和二十三年度本予算修正に関する経緯概要

（昭和二三年七月一日渉外特報第八一号）

大蔵省渉外特報（第八十一号）昭和二十三年七月一日

昭和二十三年度本予算修正に関する経緯概要

渡辺渉外部長記

昭和二十三年度本予算は、六月七日議会提出の運びになった（渉特第六十九号参照）が、その後政府与党間に於いて政府原案に対して修正を加へんとする空気が漸次濃化した。西尾問題に関する社会党内部の複雑な情勢及び太陽会系民主党議員の脱党声明等政局は微妙なる様相を呈し、最悪の場合に於いては、予算成立を見ずして政変を迎ふる恨なしとせぬ情況であった。

六月十四日渡辺はリード氏に面会、政情に就いて報告を行ふと共に万一予算成立前に内閣瓦解に到る場合に於いては、次期内閣が成立し且つその機能を発揮する迄には、約三ヶ月の空白期間を要すべく、これが為に生ずる経済不安及び日本経済復興の遅延は看過し得ざるものなる事を強調し、司令部が斯かる場合に具へての対策を有するか否かに就き打診した。リード氏は、これに対して予算問題は経済問題たると共に、政治問題であり、政治問題としては司令部が"Hands off Policy"を採る方針であるから、司令部が特に現内閣を支持する立場をとる事は出来ないし、又政府提出の予算案を積極的に支持する事も困難である旨を述べた。渡辺は更に若し司令部がこの際政治問題に捲込まれる事を恐れるのあまり事態を放置すれば、或いは経済的混乱を生じて司令部が将来一層直接的な責任をとらざるを得ないハメに陥るやもしれない事を警告した。その結果、何れにしても司令部があらゆる事態に直面してそのとるべき方針を予め決定しておく事の必要は、これを認めるといふ事になり、ルカウント氏とも相談の上、至急マーカット少将の下に於いてこの問題を検討する事に決定した。

六月十五日終日に亘って司令部内に於いて予算問題に関して司令部がとる可き態度につき会議が行はれた。同日午後の会議には、渡辺も参画し、純経済問題として"The Budget"（政府原案）でなくとも、少くとも"A Budget"が至急成立する事が絶対必要である旨を強調し、この点に関し司令部が関心を示す事は、司令部の立場を害するものではないであらうと述べた。その結果ファイン博士以下司令部関係官も多少動く気配が見えたが、その方法、時期等に就いては極めて用心深い態度を示した。

六月十六日定例会見の際マーカット少将は、議会に於ける予算審議の状況に就いては常時緊密な連絡を保たれ度い旨、蔵相に要望した。

かくて、六月十七日にも議会に於ける予算審議の情況を報告したが、翌十八日朝渡辺は特にマーカット少将、ファイン博士、コーヘン氏に面会、司令部が予算成立促進の為何等かのアクションをとる意思があるならば、その時期は既に来れりとして決意を促した。その結果、マーカット少将は近く最高司令官とこの問題について協議する事を約した。一方リード氏は司令部が多少でも関与する場合に於いては、政府原案ではなく政府原案よりもっと堅実な実質的健全予算でなければならぬとの主張を続け、上層部とは異った意向を示して居った。

この頃、社会党の予算修正意見が漸次具体化し来り、その発展に就いては司令部は常時注目しつつあり、渡辺は連日情勢をマーカット少将に連絡した。社会党は予算修正案に関して二つの対立した意見が有り、その一つは賃金水準を始め根本的に予算の大修正を行はんとするものであり、その二は旅客運賃を政府原案の三・五倍から二倍に引下げ、通信料金を原案の四倍を三倍に引下げ、取引高税を全廃するといふ程度の修正案であった。この両案は西尾問題の成行如何及び総選挙の有無等に依ってその何れをとるか決定するものと伝へられて居た。

六月二十一日に至り、政府与党三派は予算修正案に就いて協議を開始、社会党は上記二案中の後者をとる事に決定、終日協議したが、遂に結論を得ず、併し六月二十三日（水）にはマーカット少将に三党代表が会見する事に方針を決定し、翌六月二十二日も協議を続け漸く一つの妥協案を得た。その内容は左記の通りである。

		（億円）
一、旅客運賃引上率を二倍にとどめる事に依る	収入減	二五四
二、取引高税撤廃	収入減	二七〇
三、公共事業費の増加	支出増	三五
四、政府職員恩給増	支出増	一〇
計		五六九

以上に対する財源

一、所得税捕捉率の増加に依る	収入増	二二〇
二、高額所得税率の引上げに依る	収入増	一一〇
三、価格差益金の増加	収入増	五〇
四、経費節約	支出減	一〇〇
五、貿易資金の繰入	収入増	一〇〇
計		五八〇

六月二十四日民主党田中、川崎両氏、社会党勝間田、松村両氏、国協党竹山、井

手両氏はマーカット少将を訪問して、前夜の三党妥協案を呈示した。渡辺は三党と司令部との交渉にあたって常にオブザーバーとして出席する事になって居った。これに対し、マーカット少将は予算編成に関する原則的指示を与へ、又終戦処理費に就いては、日本側で彼れ此れ云ふべきでないと予め釘を刺した。次いでファイン博士中心となり、提案の内容に就き審議をしたが、ファイン博士及びリード氏はその提案が何れも非現実的なものであるとの批評を行ひ、至急再考の上結論を司令部に呈示すべき旨述べた（詳細は渉特七十三号参照）。

翌六月二十四日朝前回と同様の三党と司令部との会談が行はれたが三党間に於いては

		（億円）
一、価格差益増徴に依る	収入増	二一
二、物件費節約に依る	支出減	三三
三、前年度剰余金繰入に依る	収入増	三〇
四、高額所得税率引上げに依る	収入増	二〇
計		一〇四

の四点に就いては話合ひが就いたが、その他の点に就いては纏らなかった旨を報告した。上記四点に就いては、司令部も物件費節減中、鉄道関係十五億についてCTSの反対が予想される他は、大体異議のない模様であった。ファイン博士は、急速妥結する事が、日本の自力に依る国務運営能力が世界から注目せられて居る際是非とも必要であり、予算案が何時迄も決らない時は、対日援助も困難となる可き旨を強調した（渉特七十四号参照）。この同じ趣旨は同日午前、栗栖安本長官がマーカット少将に面会の際も話があって、その内容は翌二十五日の各新聞紙上に掲載せられた。

三党間の協議の結果は二十四日の午後是非共司令部に持参せよとの事であったが、同日午後は偶々西尾国務相の不信任案が上程され、与党側に欠席者を出す場合に於いては、その成行が懸念される為遂に翌二十五日に延期せられた。

六月二十五日、三党関係者は第三回の司令部との会談を行ったが、この日は三党の政務調査会長も出席し三党間に成立した妥協案を説明した。その内容は、前記百四億に更に

		（億円）
一、所得税徴収能率向上に依る	収入増	二二〇
二、雑収入	収入増	六

を加へ合計三百三拾億を財源とし

一、旅客運賃　二倍	収入減	二五四
二、取引高税　減額	収入減	三八
三、公共事業費、恩給等の	支出増	三八
計		三三〇

に充当せんとするものであった。

ファイン博士は、所得税徴収能力向上に依る収入増二百二十億が極めて架空的見積りであると指摘したが、妥協案として二百二十億の半額百十億を承認し、これに依って旅客運賃を二・五倍程度にしては如何との意向を示した。（これ丈の財源で二・五倍に為し得ると云ふのはファイン博士の思ひ違いであった）各党はファイン博士の妥協案に対して態度を留保して会合を終った（渉特七十五号参照）。社会党はあく迄も旅客運賃二倍を固執し、その財源として百五十億円を提出す可き旨を蔵相に要求したが、蔵相は財源は修正を要求するものに於いて調達するものとしてこれを拒否した。

かくて三党間の話合ひは六月二十六日に到っても成立せず、同日朝鈴木（茂）氏はファイン博士を訪問、妥協困難な旨を報告した。この際鈴木氏が予算成立後間もなく賃金水準を変更せざるを得ないであらう旨を述べた処、司令部側は極めて不満の模様であった（渉特七十六号参照）。同日は土曜であったがファイン博士は特に夜七時迄待って三党代表者に再会見したが、三党は未だ妥結点に到達して居ない旨報告した（即ち民主党及び国協党は旅客運賃を二・八五倍にする事を主張し、社会党は二・五倍を主張した）。ファイン博士は、各党が政治上の立場を固執するの余り、予算の決定を遅延せしめて居る為に日本全体としての利益を危胎に瀕せしむる事を警告し極力妥結を勧めたが、各党は容易に話合ひをつける模様を見せなかった為ファイン博士は憤懣の色を強く示した。

第二一、経済課門
二、イベント変策

国家体制の民主的整備

生産復興運動並びに労大衆の安定

(1) 連絡調整庁
(2) 民主政治教育連盟
(3) 政党結社及び労働組合
(4) 経済安定本部
(5) 食糧復興会議
(6) 地方公共団体の部外（連合軍）
(7) 総理府所管
行政簡情改革準備委員会、行政一〇〇

五八、七四六千円
四〇、〇〇〇
一、九、一五三
一一、二六、三九九
一一、五〇〇
七六、三一一

総人の部

三浮度深税定市刊

第二一、政治課門
一、ポスターの作成
の出実施行

行政簡情改革の改
革徹底化

一、行政簡情改革準備委員会、行政一〇〇

(1) 行政機構の強化
(2) 現行所得税の源泉徴収制度
(3) 政府職員の給与ベース改訂
(4) 税制の改正を行い
(5) 税制上の諸問題
(6) 税務行政の改善
(7) 税務機構の強化
(イ) 税務局及び税務署の拡充
(ロ) 税務官吏の増員
(ハ) 税務官吏の研修
(ニ) 税務官吏の給与ベース改訂
(ホ) 税務官吏の住宅問題
(ヘ) 税務官吏の福利厚生
(ト) 税務官吏の定員
(チ) 税務官吏の身分保障
(リ) 税務官吏の綱紀粛正
(ヌ) 税務官吏の教育訓練
(ル) 税務官吏の表彰
(ヲ) 税務官吏の待遇改善
(ワ) 税務官吏の増員
(カ) 税務官吏の配置転換
(ヨ) 税務官吏の昇任
(タ) 税務官吏の転任
(レ) 税務官吏の退職
(ソ) 税務官吏の懲戒
(ツ) 税務官吏の服務
(ネ) 税務官吏の守秘義務
(ナ) 税務官吏の兼業禁止
(ラ) 税務官吏の営利企業への従事制限
(ム) 税務官吏の政治的行為の制限
(ウ) 税務官吏の争議行為の禁止
(ノ) 税務官吏の団体交渉権
(オ) 税務官吏の苦情処理
(ク) 税務官吏の不利益処分に関する審査
(ヤ) 税務官吏の分限
(マ) 税務官吏の懲戒
(ケ) 税務官吏の服務
(フ) 税務官吏の守秘義務
(コ) 税務官吏の兼業禁止
(エ) 税務官吏の営利企業への従事制限
(テ) 税務官吏の政治的行為の制限
(ア) 税務官吏の争議行為の禁止
(サ) 税務官吏の団体交渉権
(キ) 税務官吏の苦情処理
(ユ) 税務官吏の不利益処分に関する審査
(メ) 税務官吏の分限
(ミ) 税務官吏の懲戒
(シ) 税務官吏の服務
(ヒ) 税務官吏の守秘義務
(モ) 税務官吏の兼業禁止
(セ) 税務官吏の営利企業への従事制限
(ン) 税務官吏の政治的行為の制限
(ス) 税務官吏の争議行為の禁止
(ル) 税務官吏の団体交渉権
(ヲ) 税務官吏の苦情処理
(ワ) 税務官吏の不利益処分に関する審査
(カ) 税務官吏の分限
(ヨ) 税務官吏の懲戒
(タ) 税務官吏の服務
(レ) 税務官吏の守秘義務
(ソ) 税務官吏の兼業禁止
(ツ) 税務官吏の営利企業への従事制限
(ネ) 税務官吏の政治的行為の制限
(ナ) 税務官吏の争議行為の禁止
(ラ) 税務官吏の団体交渉権
(ム) 税務官吏の苦情処理
(ウ) 税務官吏の不利益処分に関する審査
(ノ) 税務官吏の分限
(オ) 税務官吏の懲戒
(ク) 税務官吏の服務
(ヤ) 税務官吏の守秘義務
(マ) 税務官吏の兼業禁止
(ケ) 税務官吏の営利企業への従事制限
(フ) 税務官吏の政治的行為の制限
(コ) 税務官吏の争議行為の禁止
(エ) 税務官吏の団体交渉権
(テ) 税務官吏の苦情処理
(ア) 税務官吏の不利益処分に関する審査
(サ) 税務官吏の分限
(キ) 税務官吏の懲戒
(ユ) 税務官吏の服務
(メ) 税務官吏の守秘義務
(ミ) 税務官吏の兼業禁止
(シ) 税務官吏の営利企業への従事制限
(ヒ) 税務官吏の政治的行為の制限
(モ) 税務官吏の争議行為の禁止
(セ) 税務官吏の団体交渉権
(ン) 税務官吏の苦情処理
(ス) 税務官吏の不利益処分に関する審査
(ル) 税務官吏の分限
(ヲ) 税務官吏の懲戒
(ワ) 税務官吏の服務
(カ) 税務官吏の守秘義務
(ヨ) 税務官吏の兼業禁止
(タ) 税務官吏の営利企業への従事制限
(レ) 税務官吏の政治的行為の制限
(ソ) 税務官吏の争議行為の禁止
(ツ) 税務官吏の団体交渉権
(ネ) 税務官吏の苦情処理
(ナ) 税務官吏の不利益処分に関する審査
(ラ) 税務官吏の分限
(ム) 税務官吏の懲戒
(ウ) 税務官吏の服務
(ノ) 税務官吏の守秘義務
(オ) 税務官吏の兼業禁止
(ク) 税務官吏の営利企業への従事制限
(ヤ) 税務官吏の政治的行為の制限
(マ) 税務官吏の争議行為の禁止
(ケ) 税務官吏の団体交渉権
(フ) 税務官吏の苦情処理
(コ) 税務官吏の不利益処分に関する審査
(エ) 税務官吏の分限
(テ) 税務官吏の懲戒
(ア) 税務官吏の服務
(サ) 税務官吏の守秘義務
(キ) 税務官吏の兼業禁止
(ユ) 税務官吏の営利企業への従事制限
(メ) 税務官吏の政治的行為の制限
(ミ) 税務官吏の争議行為の禁止
(シ) 税務官吏の団体交渉権
(ヒ) 税務官吏の苦情処理
(モ) 税務官吏の不利益処分に関する審査
(セ) 税務官吏の分限
(ン) 税務官吏の懲戒
(ス) 税務官吏の服務
(ル) 税務官吏の守秘義務
(ヲ) 税務官吏の兼業禁止
(ワ) 税務官吏の営利企業への従事制限
(カ) 税務官吏の政治的行為の制限
(ヨ) 税務官吏の争議行為の禁止
(タ) 税務官吏の団体交渉権
(レ) 税務官吏の苦情処理
(ソ) 税務官吏の不利益処分に関する審査
(ツ) 税務官吏の分限
(ネ) 税務官吏の懲戒
(ナ) 税務官吏の服務
(ラ) 税務官吏の守秘義務
(ム) 税務官吏の兼業禁止
(ウ) 税務官吏の営利企業への従事制限
(ノ) 税務官吏の政治的行為の制限
(オ) 税務官吏の争議行為の禁止
(ク) 税務官吏の団体交渉権
(ヤ) 税務官吏の苦情処理
(マ) 税務官吏の不利益処分に関する審査
(ケ) 税務官吏の分限
(フ) 税務官吏の懲戒
(コ) 税務官吏の服務
(エ) 税務官吏の守秘義務
(テ) 税務官吏の兼業禁止
(ア) 税務官吏の営利企業への従事制限
(サ) 税務官吏の政治的行為の制限
(キ) 税務官吏の争議行為の禁止
(ユ) 税務官吏の団体交渉権
(メ) 税務官吏の苦情処理
(ミ) 税務官吏の不利益処分に関する審査
(シ) 税務官吏の分限
(ヒ) 税務官吏の懲戒
(モ) 税務官吏の服務
(セ) 税務官吏の守秘義務
(ン) 税務官吏の兼業禁止
(ス) 税務官吏の営利企業への従事制限
(ル) 税務官吏の政治的行為の制限
(ヲ) 税務官吏の争議行為の禁止
(ワ) 税務官吏の団体交渉権
(カ) 税務官吏の苦情処理
(ヨ) 税務官吏の不利益処分に関する審査
(タ) 税務官吏の分限
(レ) 税務官吏の懲戒
(ソ) 税務官吏の服務
(ツ) 税務官吏の守秘義務
(ネ) 税務官吏の兼業禁止
(ナ) 税務官吏の営利企業への従事制限
(ラ) 税務官吏の政治的行為の制限
(ム) 税務官吏の争議行為の禁止
(ウ) 税務官吏の団体交渉権
(ノ) 税務官吏の苦情処理
(オ) 税務官吏の不利益処分に関する審査
(ク) 税務官吏の分限
(ヤ) 税務官吏の懲戒
(マ) 税務官吏の服務
(ケ) 税務官吏の守秘義務
(フ) 税務官吏の兼業禁止
(コ) 税務官吏の営利企業への従事制限
(エ) 税務官吏の政治的行為の制限
(テ) 税務官吏の争議行為の禁止
(ア) 税務官吏の団体交渉権
(サ) 税務官吏の苦情処理
(キ) 税務官吏の不利益処分に関する審査
(ユ) 税務官吏の分限
(メ) 税務官吏の懲戒
(ミ) 税務官吏の服務
(シ) 税務官吏の守秘義務
(ヒ) 税務官吏の兼業禁止
(モ) 税務官吏の営利企業への従事制限
(セ) 税務官吏の政治的行為の制限
(ン) 税務官吏の争議行為の禁止
(ス) 税務官吏の団体交渉権
(ル) 税務官吏の苦情処理
(ヲ) 税務官吏の不利益処分に関する審査
(ワ) 税務官吏の分限
(カ) 税務官吏の懲戒
(ヨ) 税務官吏の服務
(タ) 税務官吏の守秘義務
(レ) 税務官吏の兼業禁止
(ソ) 税務官吏の営利企業への従事制限
(ツ) 税務官吏の政治的行為の制限
(ネ) 税務官吏の争議行為の禁止
(ナ) 税務官吏の団体交渉権
(ラ) 税務官吏の苦情処理
(ム) 税務官吏の不利益処分に関する審査
(ウ) 税務官吏の分限
(ノ) 税務官吏の懲戒
(オ) 税務官吏の服務
(ク) 税務官吏の守秘義務
(ヤ) 税務官吏の兼業禁止
(マ) 税務官吏の営利企業への従事制限
(ケ) 税務官吏の政治的行為の制限
(フ) 税務官吏の争議行為の禁止
(コ) 税務官吏の団体交渉権
(エ) 税務官吏の苦情処理
(テ) 税務官吏の不利益処分に関する審査
(ア) 税務官吏の分限
(サ) 税務官吏の懲戒
(キ) 税務官吏の服務
(ユ) 税務官吏の守秘義務
(メ) 税務官吏の兼業禁止
(ミ) 税務官吏の営利企業への従事制限
(シ) 税務官吏の政治的行為の制限
(ヒ) 税務官吏の争議行為の禁止
(モ) 税務官吏の団体交渉権
(セ) 税務官吏の苦情処理
(ン) 税務官吏の不利益処分に関する審査
(ス) 税務官吏の分限
(ル) 税務官吏の懲戒
(ヲ) 税務官吏の服務
(ワ) 税務官吏の守秘義務
(カ) 税務官吏の兼業禁止
(ヨ) 税務官吏の営利企業への従事制限
(タ) 税務官吏の政治的行為の制限
(レ) 税務官吏の争議行為の禁止
(ソ) 税務官吏の団体交渉権
(ツ) 税務官吏の苦情処理
(ネ) 税務官吏の不利益処分に関する審査
(ナ) 税務官吏の分限
(ラ) 税務官吏の懲戒
(ム) 税務官吏の服務
(ウ) 税務官吏の守秘義務
(ノ) 税務官吏の兼業禁止
(オ) 税務官吏の営利企業への従事制限
(ク) 税務官吏の政治的行為の制限
(ヤ) 税務官吏の争議行為の禁止
(マ) 税務官吏の団体交渉権
(ケ) 税務官吏の苦情処理
(フ) 税務官吏の不利益処分に関する審査
(コ) 税務官吏の分限
(エ) 税務官吏の懲戒
(テ) 税務官吏の服務
(ア) 税務官吏の守秘義務
(サ) 税務官吏の兼業禁止
(キ) 税務官吏の営利企業への従事制限
(ユ) 税務官吏の政治的行為の制限
(メ) 税務官吏の争議行為の禁止
(ミ) 税務官吏の団体交渉権
(シ) 税務官吏の苦情処理
(ヒ) 税務官吏の不利益処分に関する審査
(モ) 税務官吏の分限
(セ) 税務官吏の懲戒
(ン) 税務官吏の服務
(ス) 税務官吏の守秘義務
(ル) 税務官吏の兼業禁止
(ヲ) 税務官吏の営利企業への従事制限
(ワ) 税務官吏の政治的行為の制限
(カ) 税務官吏の争議行為の禁止
(ヨ) 税務官吏の団体交渉権
(タ) 税務官吏の苦情処理
(レ) 税務官吏の不利益処分に関する審査
(ソ) 税務官吏の分限
(ツ) 税務官吏の懲戒
(ネ) 税務官吏の服務
(ナ) 税務官吏の守秘義務
(ラ) 税務官吏の兼業禁止
(ム) 税務官吏の営利企業への従事制限
(ウ) 税務官吏の政治的行為の制限
(ノ) 税務官吏の争議行為の禁止
(オ) 税務官吏の団体交渉権
(ク) 税務官吏の苦情処理
(ヤ) 税務官吏の不利益処分に関する審査
(マ) 税務官吏の分限
(ケ) 税務官吏の懲戒
(フ) 税務官吏の服務
(コ) 税務官吏の守秘義務
(エ) 税務官吏の兼業禁止
(テ) 税務官吏の営利企業への従事制限
(ア) 税務官吏の政治的行為の制限
(サ) 税務官吏の争議行為の禁止
(キ) 税務官吏の団体交渉権
(ユ) 税務官吏の苦情処理
(メ) 税務官吏の不利益処分に関する審査
(ミ) 税務官吏の分限
(シ) 税務官吏の懲戒
(ヒ) 税務官吏の服務
(モ) 税務官吏の守秘義務
(セ) 税務官吏の兼業禁止
(ン) 税務官吏の営利企業への従事制限
(ス) 税務官吏の政治的行為の制限
(ル) 税務官吏の争議行為の禁止
(ヲ) 税務官吏の団体交渉権
(ワ) 税務官吏の苦情処理
(カ) 税務官吏の不利益処分に関する審査
(ヨ) 税務官吏の分限
(タ) 税務官吏の懲戒
(レ) 税務官吏の服務
(ソ) 税務官吏の守秘義務
(ツ) 税務官吏の兼業禁止
(ネ) 税務官吏の営利企業への従事制限
(ナ) 税務官吏の政治的行為の制限
(ラ) 税務官吏の争議行為の禁止
(ム) 税務官吏の団体交渉権
(ウ) 税務官吏の苦情処理
(ノ) 税務官吏の不利益処分に関する審査
(オ) 税務官吏の分限
(ク) 税務官吏の懲戒
(ヤ) 税務官吏の服務
(マ) 税務官吏の守秘義務
(ケ) 税務官吏の兼業禁止
(フ) 税務官吏の営利企業への従事制限
(コ) 税務官吏の政治的行為の制限
(エ) 税務官吏の争議行為の禁止
(テ) 税務官吏の団体交渉権
(ア) 税務官吏の苦情処理
(サ) 税務官吏の不利益処分に関する審査
(キ) 税務官吏の分限
(ユ) 税務官吏の懲戒
(メ) 税務官吏の服務
(ミ) 税務官吏の守秘義務
(シ) 税務官吏の兼業禁止
(ヒ) 税務官吏の営利企業への従事制限
(モ) 税務官吏の政治的行為の制限
(セ) 税務官吏の争議行為の禁止
(ン) 税務官吏の団体交渉権
(ス) 税務官吏の苦情処理
(ル) 税務官吏の不利益処分に関する審査
(ヲ) 税務官吏の分限
(ワ) 税務官吏の懲戒
(カ) 税務官吏の服務
(ヨ) 税務官吏の守秘義務
(タ) 税務官吏の兼業禁止
(レ) 税務官吏の営利企業への従事制限
(ソ) 税務官吏の政治的行為の制限
(ツ) 税務官吏の争議行為の禁止
(ネ) 税務官吏の団体交渉権
(ナ) 税務官吏の苦情処理
(ラ) 税務官吏の不利益処分に関する審査
(ム) 税務官吏の分限
(ウ) 税務官吏の懲戒
(ノ) 税務官吏の服務
(オ) 税務官吏の守秘義務
(ク) 税務官吏の兼業禁止
(ヤ) 税務官吏の営利企業への従事制限
(マ) 税務官吏の政治的行為の制限
(ケ) 税務官吏の争議行為の禁止
(フ) 税務官吏の団体交渉権
(コ) 税務官吏の苦情処理
(エ) 税務官吏の不利益処分に関する審査
(テ) 税務官吏の分限
(ア) 税務官吏の懲戒
(サ) 税務官吏の服務
(キ) 税務官吏の守秘義務
(ユ) 税務官吏の兼業禁止
(メ) 税務官吏の営利企業への従事制限
(ミ) 税務官吏の政治的行為の制限
(シ) 税務官吏の争議行為の禁止
(ヒ) 税務官吏の団体交渉権
(モ) 税務官吏の苦情処理
(セ) 税務官吏の不利益処分に関する審査
(ン) 税務官吏の分限
(ス) 税務官吏の懲戒
(ル) 税務官吏の服務
(ヲ) 税務官吏の守秘義務
(ワ) 税務官吏の兼業禁止
(カ) 税務官吏の営利企業への従事制限
(ヨ) 税務官吏の政治的行為の制限
(タ) 税務官吏の争議行為の禁止
(レ) 税務官吏の団体交渉権
(ソ) 税務官吏の苦情処理
(ツ) 税務官吏の不利益処分に関する審査
(ネ) 税務官吏の分限
(ナ) 税務官吏の懲戒
(ラ) 税務官吏の服務
(ム) 税務官吏の守秘義務
(ウ) 税務官吏の兼業禁止
(ノ) 税務官吏の営利企業への従事制限
(オ) 税務官吏の政治的行為の制限
(ク) 税務官吏の争議行為の禁止
(ヤ) 税務官吏の団体交渉権
(マ) 税務官吏の苦情処理
(ケ) 税務官吏の不利益処分に関する審査
(フ) 税務官吏の分限
(コ) 税務官吏の懲戒
(エ) 税務官吏の服務
(テ) 税務官吏の守秘義務
(ア) 税務官吏の兼業禁止
(サ) 税務官吏の営利企業への従事制限
(キ) 税務官吏の政治的行為の制限
(ユ) 税務官吏の争議行為の禁止
(メ) 税務官吏の団体交渉権
(ミ) 税務官吏の苦情処理
(シ) 税務官吏の不利益処分に関する審査
(ヒ) 税務官吏の分限
(モ) 税務官吏の懲戒
(セ) 税務官吏の服務
(ン) 税務官吏の守秘義務
(ス) 税務官吏の兼業禁止
(ル) 税務官吏の営利企業への従事制限
(ヲ) 税務官吏の政治的行為の制限
(ワ) 税務官吏の争議行為の禁止
(カ) 税務官吏の団体交渉権
(ヨ) 税務官吏の苦情処理
(タ) 税務官吏の不利益処分に関する審査
(レ) 税務官吏の分限
(ソ) 税務官吏の懲戒
(ツ) 税務官吏の服務
(ネ) 税務官吏の守秘義務
(ナ) 税務官吏の兼業禁止
(ラ) 税務官吏の営利企業への従事制限
(ム) 税務官吏の政治的行為の制限
(ウ) 税務官吏の争議行為の禁止
(ノ) 税務官吏の団体交渉権
(オ) 税務官吏の苦情処理
(ク) 税務官吏の不利益処分に関する審査
(ヤ) 税務官吏の分限
(マ) 税務官吏の懲戒
(ケ) 税務官吏の服務
(フ) 税務官吏の守秘義務
(コ) 税務官吏の兼業禁止
(エ) 税務官吏の営利企業への従事制限
(テ) 税務官吏の政治的行為の制限
(ア) 税務官吏の争議行為の禁止
(サ) 税務官吏の団体交渉権
(キ) 税務官吏の苦情処理
(ユ) 税務官吏の不利益処分に関する審査
(メ) 税務官吏の分限
(ミ) 税務官吏の懲戒
(シ) 税務官吏の服務
(ヒ) 税務官吏の守秘義務
(モ) 税務官吏の兼業禁止
(セ) 税務官吏の営利企業への従事制限
(ン) 税務官吏の政治的行為の制限
(ス) 税務官吏の争議行為の禁止
(ル) 税務官吏の団体交渉権
(ヲ) 税務官吏の苦情処理
(ワ) 税務官吏の不利益処分に関する審査
(カ) 税務官吏の分限
(ヨ) 税務官吏の懲戒
(タ) 税務官吏の服務
(レ) 税務官吏の守秘義務
(ソ) 税務官吏の兼業禁止
(ツ) 税務官吏の営利企業への従事制限
(ネ) 税務官吏の政治的行為の制限
(ナ) 税務官吏の争議行為の禁止
(ラ) 税務官吏の団体交渉権
(ム) 税務官吏の苦情処理
(ウ) 税務官吏の不利益処分に関する審査
(ノ) 税務官吏の分限
(オ) 税務官吏の懲戒
(ク) 税務官吏の服務
(ヤ) 税務官吏の守秘義務
(マ) 税務官吏の兼業禁止
(ケ) 税務官吏の営利企業への従事制限
(フ) 税務官吏の政治的行為の制限
(コ) 税務官吏の争議行為の禁止
(エ) 税務官吏の団体交渉権
(テ) 税務官吏の苦情処理
(ア) 税務官吏の不利益処分に関する審査
(サ) 税務官吏の分限
(キ) 税務官吏の懲戒
(ユ) 税務官吏の服務
(メ) 税務官吏の守秘義務
(ミ) 税務官吏の兼業禁止
(シ) 税務官吏の営利企業への従事制限
(ヒ) 税務官吏の政治的行為の制限
(モ) 税務官吏の争議行為の禁止
(セ) 税務官吏の団体交渉権
(ン) 税務官吏の苦情処理
(ス) 税務官吏の不利益処分に関する審査
(ル) 税務官吏の分限
(ヲ) 税務官吏の懲戒
(ワ) 税務官吏の服務
(カ) 税務官吏の守秘義務
(ヨ) 税務官吏の兼業禁止
(タ) 税務官吏の営利企業への従事制限
(レ) 税務官吏の政治的行為の制限
(ソ) 税務官吏の争議行為の禁止
(ツ) 税務官吏の団体交渉権
(ネ) 税務官吏の苦情処理
(ナ) 税務官吏の不利益処分に関する審査
(ラ) 税務官吏の分限
(ム) 税務官吏の懲戒
(ウ) 税務官吏の服務
(ノ) 税務官吏の守秘義務
(オ) 税務官吏の兼業禁止
(ク) 税務官吏の営利企業への従事制限
(ヤ) 税務官吏の政治的行為の制限
(マ) 税務官吏の争議行為の禁止
(ケ) 税務官吏の団体交渉権
(フ) 税務官吏の苦情処理
(コ) 税務官吏の不利益処分に関する審査
(エ) 税務官吏の分限
(テ) 税務官吏の懲戒
(ア) 税務官吏の服務
(サ) 税務官吏の守秘義務
(キ) 税務官吏の兼業禁止
(ユ) 税務官吏の営利企業への従事制限
(メ) 税務官吏の政治的行為の制限
(ミ) 税務官吏の争議行為の禁止
(シ) 税務官吏の団体交渉権
(ヒ) 税務官吏の苦情処理
(モ) 税務官吏の不利益処分に関する審査
(セ) 税務官吏の分限
(ン) 税務官吏の懲戒
(ス) 税務官吏の服務
(ル) 税務官吏の守秘義務
(ヲ) 税務官吏の兼業禁止
(ワ) 税務官吏の営利企業への従事制限
(カ) 税務官吏の政治的行為の制限
(ヨ) 税務官吏の争議行為の禁止
(タ) 税務官吏の団体交渉権
(レ) 税務官吏の苦情処理
(ソ) 税務官吏の不利益処分に関する審査
(ツ) 税務官吏の分限
(ネ) 税務官吏の懲戒
(ナ) 税務官吏の服務
(ラ) 税務官吏の守秘義務
(ム) 税務官吏の兼業禁止
(ウ) 税務官吏の営利企業への従事制限
(ノ) 税務官吏の政治的行為の制限
(オ) 税務官吏の争議行為の禁止
(ク) 税務官吏の団体交渉権
(ヤ) 税務官吏の苦情処理
(マ) 税務官吏の不利益処分に関する審査
(ケ) 税務官吏の分限
(フ) 税務官吏の懲戒
(コ) 税務官吏の服務
(エ) 税務官吏の守秘義務
(テ) 税務官吏の兼業禁止
(ア) 税務官吏の営利企業への従事制限
(サ) 税務官吏の政治的行為の制限
(キ) 税務官吏の争議行為の禁止
(ユ) 税務官吏の団体交渉権
(メ) 税務官吏の苦情処理
(ミ) 税務官吏の不利益処分に関する審査
(シ) 税務官吏の分限
(ヒ) 税務官吏の懲戒
(モ) 税務官吏の服務
(セ) 税務官吏の守秘義務
(ン) 税務官吏の兼業禁止
(ス) 税務官吏の営利企業への従事制限
(ル) 税務官吏の政治的行為の制限
(ヲ) 税務官吏の争議行為の禁止
(ワ) 税務官吏の団体交渉権
(カ) 税務官吏の苦情処理
(ヨ) 税務官吏の不利益処分に関する審査
(タ) 税務官吏の分限
(レ) 税務官吏の懲戒
(ソ) 税務官吏の服務
(ツ) 税務官吏の守秘義務
(ネ) 税務官吏の兼業禁止
(ナ) 税務官吏の営利企業への従事制限
(ラ) 税務官吏の政治的行為の制限
(ム) 税務官吏の争議行為の禁止
(ウ) 税務官吏の団体交渉権
(ノ) 税務官吏の苦情処理
(オ) 税務官吏の不利益処分に関する審査
(ク) 税務官吏の分限
(ヤ) 税務官吏の懲戒
(マ) 税務官吏の服務
(ケ) 税務官吏の守秘義務
(フ) 税務官吏の兼業禁止
(コ) 税務官吏の営利企業への従事制限
(エ) 税務官吏の政治的行為の制限
(テ) 税務官吏の争議行為の禁止
(ア) 税務官吏の団体交渉権
(サ) 税務官吏の苦情処理
(キ) 税務官吏の不利益処分に関する審査
(ユ) 税務官吏の分限
(メ) 税務官吏の懲戒
(ミ) 税務官吏の服務
(シ) 税務官吏の守秘義務
(ヒ) 税務官吏の兼業禁止
(モ) 税務官吏の営利企業への従事制限
(セ) 税務官吏の政治的行為の制限
(ン) 税務官吏の争議行為の禁止
(ス) 税務官吏の団体交渉権
(ル) 税務官吏の苦情処理
(ヲ) 税務官吏の不利益処分に関する審査
(ワ) 税務官吏の分限
(カ) 税務官吏の懲戒
(ヨ) 税務官吏の服務
(タ) 税務官吏の守秘義務
(レ) 税務官吏の兼業禁止
(ソ) 税務官吏の営利企業への従事制限
(ツ) 税務官吏の政治的行為の制限
(ネ) 税務官吏の争議行為の禁止
(ナ) 税務官吏の団体交渉権
(ラ) 税務官吏の苦情処理
(ム) 税務官吏の不利益処分に関する審査
(ウ) 税務官吏の分限
(ノ) 税務官吏の懲戒
(オ) 税務官吏の服務
(ク) 税務官吏の守秘義務
(ヤ) 税務官吏の兼業禁止
(マ) 税務官吏の営利企業への従事制限
(ケ) 税務官吏の政治的行為の制限
(フ) 税務官吏の争議行為の禁止
(コ) 税務官吏の団体交渉権
(エ) 税務官吏の苦情処理
(テ) 税務官吏の不利益処分に関する審査
(ア) 税務官吏の分限
(サ) 税務官吏の懲戒
(キ) 税務官吏の服務
(ユ) 税務官吏の守秘義務
(メ) 税務官吏の兼業禁止
(ミ) 税務官吏の営利企業への従事制限
(シ) 税務官吏の政治的行為の制限
(ヒ) 税務官吏の争議行為の禁止
(モ) 税務官吏の団体交渉権
(セ) 税務官吏の苦情処理
(ン) 税務官吏の不利益処分に関する審査
(ス) 税務官吏の分限
(ル) 税務官吏の懲戒
(ヲ) 税務官吏の服務
(ワ) 税務官吏の守秘義務
(カ) 税務官吏の兼業禁止
(ヨ) 税務官吏の営利企業への従事制限
(タ) 税務官吏の政治的行為の制限
(レ) 税務官吏の争議行為の禁止
(ソ) 税務官吏の団体交渉権
(ツ) 税務官吏の苦情処理
(ネ) 税務官吏の不利益処分に関する審査
(ナ) 税務官吏の分限
(ラ) 税務官吏の懲戒
(ム) 税務官吏の服務
(ウ) 税務官吏の守秘義務
(ノ) 税務官吏の兼業禁止
(オ) 税務官吏の営利企業への従事制限
(ク) 税務官吏の政治的行為の制限
(ヤ) 税務官吏の争議行為の禁止
(マ) 税務官吏の団体交渉権
(ケ) 税務官吏の苦情処理
(フ) 税務官吏の不利益処分に関する審査
(コ) 税務官吏の分限
(エ) 税務官吏の懲戒
(テ) 税務官吏の服務
(ア) 税務官吏の守秘義務
(サ) 税務官吏の兼業禁止
(キ) 税務官吏の営利企業への従事制限
(ユ) 税務官吏の政治的行為の制限
(メ) 税務官吏の争議行為の禁止
(ミ) 税務官吏の団体交渉権
(シ) 税務官吏の苦情処理
(ヒ) 税務官吏の不利益処分に関する審査
(モ) 税務官吏の分限
(セ) 税務官吏の懲戒
(ン) 税務官吏の服務
(ス) 税務官吏の守秘義務
(ル) 税務官吏の兼業禁止
(ヲ) 税務官吏の営利企業への従事制限
(ワ) 税務官吏の政治的行為の制限
(カ) 税務官吏の争議行為の禁止
(ヨ) 税務官吏の団体交渉権
(タ) 税務官吏の苦情処理
(レ) 税務官吏の不利益処分に関する審査
(ソ) 税務官吏の分限
(ツ) 税務官吏の懲戒
(ネ) 税務官吏の服務
(ナ) 税務官吏の守秘義務
(ラ) 税務官吏の兼業禁止
(ム) 税務官吏の営利企業への従事制限
(ウ) 税務官吏の政治的行為の制限
(ノ) 税務官吏の争議行為の禁止
(オ) 税務官吏の団体交渉権
(ク) 税務官吏の苦情処理
(ヤ) 税務官吏の不利益処分に関する審査
(マ) 税務官吏の分限
(ケ) 税務官吏の懲戒
(フ) 税務官吏の服務
(コ) 税務官吏の守秘義務
(エ) 税務官吏の兼業禁止
(テ) 税務官吏の営利企業への従事制限
(ア) 税務官吏の政治的行為の制限
(サ) 税務官吏の争議行為の禁止
(キ) 税務官吏の団体交渉権
(ユ) 税務官吏の苦情処理
(メ) 税務官吏の不利益処分に関する審査
(ミ) 税務官吏の分限
(シ) 税務官吏の懲戒
(ヒ) 税務官吏の服務
(モ) 税務官吏の守秘義務
(セ) 税務官吏の兼業禁止
(ン) 税務官吏の営利企業への従事制限
(ス) 税務官吏の政治的行為の制限
(ル) 税務官吏の争議行為の禁止
(ヲ) 税務官吏の団体交渉権
(ワ) 税務官吏の苦情処理
(カ) 税務官吏の不利益処分に関する審査
(ヨ) 税務官吏の分限
(タ) 税務官吏の懲戒
(レ) 税務官吏の服務
(ソ) 税務官吏の守秘義務
(ツ) 税務官吏の兼業禁止
(ネ) 税務官吏の営利企業への従事制限
(ナ) 税務官吏の政治的行為の制限
(ラ) 税務官吏の争議行為の禁止
(ム) 税務官吏の団体交渉権
(ウ) 税務官吏の苦情処理
(ノ) 税務官吏の不利益処分に関する審査
(オ) 税務官吏の分限
(ク) 税務官吏の懲戒
(ヤ) 税務官吏の服務
(マ) 税務官吏の守秘義務
(ケ) 税務官吏の兼業禁止
(フ) 税務官吏の営利企業への従事制限
(コ) 税務官吏の政治的行為の制限
(エ) 税務官吏の争議行為の禁止
(テ) 税務官吏の団体交渉権
(ア) 税務官吏の苦情処理
(サ) 税務官吏の不利益処分に関する審査
(キ) 税務官吏の分限
(ユ) 税務官吏の懲戒
(メ) 税務官吏の服務
(ミ) 税務官吏の守秘義務
(シ) 税務官吏の兼業禁止
(ヒ) 税務官吏の営利企業への従事制限
(モ) 税務官吏の政治的行為の制限
(セ) 税務官吏の争議行為の禁止
(ン) 税務官吏の団体交渉権
(ス) 税務官吏の苦情処理
(ル) 税務官吏の不利益処分に関する審査
(ヲ) 税務官吏の分限
(ワ) 税務官吏の懲戒
(カ) 税務官吏の服務
(ヨ) 税務官吏の守秘義務
(タ) 税務官吏の兼業禁止
(レ) 税務官吏の営利企業への従事制限
(ソ) 税務官吏の政治的行為の制限
(ツ) 税務官吏の争議行為の禁止
(ネ) 税務官吏の団体交渉権
(ナ) 税務官吏の苦情処理
(ラ) 税務官吏の不利益処分に関する審査
(ム) 税務官吏の分限
(ウ) 税務官吏の懲戒
(ノ) 税務官吏の服務
(オ) 税務官吏の守秘義務
(ク) 税務官吏の兼業禁止
(ヤ) 税務官吏の営利企業への従事制限
(マ) 税務官吏の政治的行為の制限
(ケ) 税務官吏の争議行為の禁止
(フ) 税務官吏の団体交渉権
(コ) 税務官吏の苦情処理
(エ) 税務官吏の不利益処分に関する審査
(テ) 税務官吏の分限
(ア) 税務官吏の懲戒
(サ) 税務官吏の服務
(キ) 税務官吏の守秘義務
(ユ) 税務官吏の兼業禁止
(メ) 税務官吏の営利企業への従事制限
(ミ) 税務官吏の政治的行為の制限
(シ) 税務官吏の争議行為の禁止
(ヒ) 税務官吏の団体交渉権
(モ) 税務官吏の苦情処理
(セ) 税務官吏の不利益処分に関する審査
(ン) 税務官吏の分限
(ス) 税務官吏の懲戒
(ル) 税務官吏の服務
(ヲ) 税務官吏の守秘義務
(ワ) 税務官吏の兼業禁止
(カ) 税務官吏の営利企業への従事制限
(ヨ) 税務官吏の政治的行為の制限
(タ) 税務官吏の争議行為の禁止
(レ) 税務官吏の団体交渉権
(ソ) 税務官吏の苦情処理
(ツ) 税務官吏の不利益処分に関する審査
(ネ) 税務官吏の分限
(ナ) 税務官吏の懲戒
(ラ) 税務官吏の服務
(ム) 税務官吏の守秘義務
(ウ) 税務官吏の兼業禁止
(ノ) 税務官吏の営利企業への従事制限
(オ) 税務官吏の政治的行為の制限
(ク) 税務官吏の争議行為の禁止
(ヤ) 税務官吏の団体交渉権
(マ) 税務官吏の苦情処理
(ケ) 税務官吏の不利益処分に関する審査
(フ) 税務官吏の分限
(コ) 税務官吏の懲戒
(エ) 税務官吏の服務
(テ) 税務官吏の守秘義務
(ア) 税務官吏の兼業禁止
(サ) 税務官吏の営利企業への従事制限
(キ) 税務官吏の政治的行為の制限
(ユ) 税務官吏の争議行為の禁止
(メ) 税務官吏の団体交渉権
(ミ) 税務官吏の苦情処理
(シ) 税務官吏の不利益処分に関する審査
(ヒ) 税務官吏の分限
(モ) 税務官吏の懲戒
(セ) 税務官吏の服務
(ン) 税務官吏の守秘義務
(ス) 税務官吏の兼業禁止
(ル) 税務官吏の営利企業への従事制限
(ヲ) 税務官吏の政治的行為の制限
(ワ) 税務官吏の争議行為の禁止
(カ) 税務官吏の団体交渉権
(ヨ) 税務官吏の苦情処理
(タ) 税務官吏の不利益処分に関する審査
(レ) 税務官吏の分限
(ソ) 税務官吏の懲戒
(ツ) 税務官吏の服務
(ネ) 税務官吏の守秘義務
(ナ) 税務官吏の兼業禁止
(ラ) 税務官吏の営利企業への従事制限
(ム) 税務官吏の政治的行為の制限
(ウ) 税務官吏の争議行為の禁止
(ノ) 税務官吏の団体交渉権
(オ) 税務官吏の苦情処理
(ク) 税務官吏の不利益処分に関する審査
(ヤ) 税務官吏の分限
(マ) 税務官吏の懲戒
(ケ) 税務官吏の服務
(フ) 税務官吏の守秘義務
(コ) 税務官吏の兼業禁止
(エ) 税務官吏の営利企業への従事制限
(テ) 税務官吏の政治的行為の制限
(ア) 税務官吏の争議行為の禁止
(サ) 税務官吏の団体交渉権
(キ) 税務官吏の苦情処理
(ユ) 税務官吏の不利益処分に関する審査
(メ) 税務官吏の分限
(ミ) 税務官吏の懲戒
(シ) 税務官吏の服務
(ヒ) 税務官吏の守秘義務
(モ) 税務官吏の兼業禁止
(セ) 税務官吏の営利企業への従事制限
(ン) 税務官吏の政治的行為の制限
(ス) 税務官吏の争議行為の禁止
(ル) 税務官吏の団体交渉権
(ヲ) 税務官吏の苦情処理
(ワ) 税務官吏の不利益処分に関する審査
(カ) 税務官吏の分限

三、生産対策
　化企業体質の促進
　　農地流動化
　　農業構造改善
　　農業生産の協同化
　　農業協同組合法改正
　　但し第三次農地改革関係経費は計上しない。
(2)　農業共済再保険特別会計
(3)　食糧管理特別会計
(4)　国有林野事業特別会計
(5)　治山及び林道事業特別会計
(6)　特定土地改良工事特別会計
(7)　農業経営改善資金融通特別会計
(8)　農業基盤整備資金特別会計
(9)　農業近代化資金特別会計
(10)　農業改良資金特別会計
(11)　漁業再建資金特別会計
(12)　漁業経営改善資金特別会計
(13)　漁業基盤整備資金特別会計
(14)　漁船建造資金特別会計
(15)　漁業近代化資金特別会計
(16)　漁業共済保険特別会計
(17)　漁船再保険及漁業共済保険特別会計
(18)　森林保険特別会計
(19)　蚕糸業特別会計
(20)　農業災害補償法の一部改正
(21)　農業災害対策特別措置法の一部改正
(22)　農業災害補償法施行令の一部改正
(23)　農業災害対策特別措置法施行令の一部改正
(24)　農業災害補償法施行規則の一部改正
(25)　農業災害対策特別措置法施行規則の一部改正
(26)　農業災害補償法施行令の一部改正
(27)　農業災害対策特別措置法施行令の一部改正
(28)　農業災害補償法施行規則の一部改正
(29)　農業災害対策特別措置法施行規則の一部改正
(30)　農業災害補償法施行令の一部改正
(31)　農業災害対策特別措置法施行令の一部改正
(32)　農業災害補償法施行規則の一部改正
(33)　農業災害対策特別措置法施行規則の一部改正
(34)　農業災害補償法施行令の一部改正
(35)　農業災害対策特別措置法施行令の一部改正
(36)　農業災害補償法施行規則の一部改正
(37)　農業災害対策特別措置法施行規則の一部改正
(38)　農業災害補償法施行令の一部改正
(39)　農業災害対策特別措置法施行令の一部改正
(40)　農業災害補償法施行規則の一部改正
(41)　農業災害対策特別措置法施行規則の一部改正

三党政策協定事項	予算上の説明
遊休宅地、家屋、高級料理店、大邸宅の公共的活用	遊休物資調査　三三、二六六千円 法務所管 1、隠退蔵事件臨時処理機構に必要な経費　一〇二、二七二 商工省所管 1、不正保有物資等特別措置特別会計を設置 歳入　七、〇三九、〇四一 歳出　三、〇六四、八四四 総理府所管 一、公共事業費 (1) 木造　三一、四〇〇戸　二、〇八一、六六九 (2) 鉄筋コンクリート　一、八〇〇戸　三一、〇五六五 (3) コンクリートブロック　一、〇〇一戸　二、三二四 計　二、四〇四、五五八 二、建設院関係 (1) 住宅事情調査に要する経費　一〇、六二〇 (2) 住宅復興資材調達に要する経費　一、八九七、三三五 (前年度資材の買上、輸送配分)　七〇〇、〇〇〇 (3) 既存建造物住宅化継続借上費補助　五、四〇〇 (4) 住宅対策費補助　七、四二四 三、公共事業費 (1) 転用　四、〇〇〇戸　一七四、五九〇 (2) 余裕住宅活用　二、〇〇〇戸　二六、七〇二
国費による庶民住宅の大規模な建設	第三　社会部門 一、住宅対策 総理府所管 一、公共事業費 (1) 木造　一、〇九一戸　一七七、〇〇〇千円 (4) 転用　一、三〇四戸　(追加分) 計　八、三九五戸　三七八、二九二 四、右の外　住宅関係予算の経費 (1) 危険建造物処理費　八、〇〇〇 (2) 機械器具整備費　五、〇〇〇 厚生省所管 (1) 海外同胞の引揚促進を図るために要する人件費、物件費　五一九、一〇七 (2) 引揚援護事業費　八七、〇九二 (3) 元陸海軍軍人軍属の給与改善に要する経費　二、七〇四、四〇五 (4) 戦争犠牲者の生活援護を図るため生活保護法による生活扶助費等　七、四〇八、三八一 (5) 引揚者の生業資金貸付補助　五〇〇、〇〇〇 厚生省所管 船員保険失業勘定へ繰入 業務取扱費財源繰入　一〇、九一四 失業保険金及び手当の財源繰入　四九、六八六 労働省所管 失業手当及び失業保険に必要な経費 (失業保険特別会計へ財源繰入)　一、九〇一、五八二 内訳 業務取扱費(全額)　二〇三、三三〇 失業保険金(1／3)　一、六八八、六一六 失業手当金(全額)　九、六三六
海外同胞引揚と戦争犠牲者の生活援護	二、海外同胞引揚促進と戦争犠牲者の生活援護
失業救済事業の確立と失業保険制度の拡充	三、失業救済事業の確立と失業保険制度の拡充

出所　大蔵省資料Z五〇一―一六、同Z五一一―七〇。

(28) 昭和二十三年度一般会計人件費節約実施要領

(昭和二三年七月九日閣議決定)

昭和二十三年度一般会計予算編成に際し措置した人件費の十五%節約は、左の要領に依り其の実行を確保することと致し度い。

記

一、警察職員、検察職員、刑務所職員、学校教員及び税務職員を除き、各省各庁所管毎に、昭和二十三年四月一日の欠員の九割とその後における新規増加定員の二割分との合計員数を、同年四月一日現在の予算定員より減少すること。その各省各庁別員数は概ね別表第一のとおりとし、その部局別及び官級別内訳等は各省各庁事務当局と大蔵省当局との協議によること、協議成立したときは右により官制上の措置を講ずること。

二、前号の措置に伴い、爰に予算編成に際し人件費において節約した金額は、概ね別表第二のとおり(昭和二十三年四月一日欠員に対する人件費の四月乃至七月分と前号による減少定員に対する人件費及びこれに伴う事務費の八月乃至昭和二十四年三月分との合計額により算出)改定するものとし、事務当局間の協議成立したときは、後日その確定額により予算上、補正の措置を講ずること。

(別紙省略――編者)

出所　大蔵省資料Z六二〇―六〇。

(29) 地方の財政に関係をもつ予算支出の件

(昭和二三年八月三日閣議了解)

地方の財政に関係をもつ予算支出に付ては、地方財政委員会と合議すること。

出所　大蔵省資料Z六二〇―六〇。

(30) 政府収支の調整に関する件

(昭和二三年八月一一日閣議決定)

政府収支の調整に関する件

一、毎四半期の財政収支は閣議決定の綜合資金需給計画に基き、各省各庁の協力の下に、計画通りの実行確保を期すること。

二、右の財政収支計画の毎月における実績を検討し、検討に基く対策を閣議に報告すること。

昭和23年上半期一般会計支払状況　(単位　百万円)

	予算	4月(実績)	5月(〃)	6月(〃)	第1四半期計	7月(推定実績)
1. 歳出	414,462	8,299	21,958	23,179	53,436	31,442
2. 支払計画承認額		16,133	28,782	24,620	69,535	54,123
3. 支払のズレ (2−1)		7,834	6,824	1,441	16,099	22,681
4. 同上累計			14,658	16,099		38,780
5. 1(t)/{4(t−1)+2(t)} (%)		51.4	59.9	69.0		45.6
6. 前年同期(%)		33.2	36.8	54.0		44.9

	8月(見込)	9月(〃)	第2四半期計	上半期計	下半期残高
1. 歳出	40,000	31,000	102,442	155,878	258,584
2. 支払計画承認額	35,000	31,000	120,123	189,658	
3. 支払のズレ (2−1)	△5,000	0	17,681	33,780	
4. 同上累計	33,780	33,780			
5. 1(t)/{4(t−1)+2(t)} (%)	54.7	58.4			
6. 前年同期(%)	49.4	58.3			

三、政府支払と一般金融との調整を図るため政府の支払が地方団体、産業界等に系列的に滲透する面の実態調査を行うこと。

右の諸項を実行するため、政府資金収支調整協議会を活用すること。

（七月中における政府収支の検討表省略――編者）

出所　大蔵省資料Z六二〇―六〇。

(31) 昭和二十三年度特別会計予算定員減少等に関する件

（昭和二三年八月二〇日閣議決定）

昭和二十三年度特別会計予算定員減少等に関する件

昭和二十三年度特別会計予算定員につき、本年七月九日閣議決定「昭和二十三年度一般会計人件費節約実施要領」に準じ左記により予算定員の減少及び予算の節約を実行するものとする。

記

一、企業特別会計（国有鉄道事業、通信事業、専売局、印刷局、造幣局、アルコール専売事業、及び国有林野事業の各特別会計をいう）に属する行政及び管理系統の予算定員、及び其の他の各特別会計の予算定員につき各会計毎に、昭和二十三年四月一日の欠員の九割と、その後における新規増加定員の二割との合計員数を、同年四月一日現在の予算定員より減少すること。

二、前号の措置に伴い昭和二十三年度の予算につき昭和二十三年四月一日の欠員に対する人件費の四月乃至七月分と前号による減少定員に対する人件費及びこれに伴う事務費の八月乃至昭和二十四年三月分との合計額を節約するものとする。

三、昭和二十三年度一般会計及び国有鉄道事業、通信事業、並びに専売局の各会計において予算案修正の際実行したる物件費五%の節約に準じて其の他の各会計においても昭和二十三年度成立予算の物件費につき五%の節約を実行すること。

四、一号による減少定員数及びその官級別内訳等及び二号及び前号による節約額は各省各庁事務当局と大蔵省当局との協議によることとし、協議成立したときは官制上の措置を講ずるとともに後日確定額により予算上補正の措置を講ずること。

備　考

本年七月九日閣議決定「昭和二十三年度一般会計人件費節約実施要領」及び本件の閣議決定による措置を完了したときは昭和二十二年十月十四日閣議決定による政府職員の定員増加及び人員の減耗補充の抑制措置を解除するものとする。

出所　大蔵省資料Z六二〇―六〇。

(32) 全額国庫補助地方公共団体職員の定員減少について

（昭和二三年九月一五日閣議決定）

全額国庫補助地方公共団体職員の定員減少について

昭和二十三年七月九日閣議決定「昭和二十三年度一般会計人件費節約実施要領」及び昭和二十三年八月二十日閣議決定「昭和二十三年度特別会計予算定員減少等に関する件」の趣旨に準じ、昭和二十三年度予算に計上した全額国庫補助地方公共団体職員の定員につき昭和二十三年四月一日現在における欠員の九割と昭和二十三年度新規増加定員の二割の定員を減少すること。

右に伴う補助金につき昭和二十三年十月以降の予算額を節減することとし別途予算補正の措置を講ずること。

出所　大蔵省資料Z六二〇―六〇。

5　昭和二三年度補正予算

(1) 政府出資及び融資特別会計の設置について

（昭和二三年一〇月二七日理財局）

政府出資及び融資特別会計の設置について（昭二三、一〇、二七理）

第一、設置の理由

一、日本国有鉄道及び専売公社の機構改革を契機とし更に復興金融金庫の改組の問題が提起された現状において、財政と金融の関連につき新しい構想を考慮する必要がある。

二、その場合、これらに対する資金の供給は、実質的には財政資金であるから、その資金の調達及び供給の過程において国庫を経由することとし、これを予算の形式により国会の審議の対象とすることが適当と認められる。

三、右の場合において、これを一般会計の所属とするよりは、独立の特別会計を設置することが望ましい。その理由は、

(一)　現下の情勢においては、一般会計は、形式的に収支均衡であって且つ歳入歳出の規模の小さい予算たらしめることが、対内的、対外的に望ましい。然るに、右の貸付金又は出資金を一般会計予算に編入するときは、相当多額の公債財源による必要があり、又歳入歳出の額も尨大化する。

(二)　右の貸付金又は出資金を公債財源によった場合、その予算執行の面においてこの支出と収入を資金的にリンクする措置が採られなければならない。独立の特別会計の設置はその点で一般会計より優る。

(三)　右の貸付金又は出資金の管理状況を抽出して監査する場合、特別会計として纒っていることが適当である。

(四)　従来の政府出資を含め、政府の投資に相当するものをまとめて特別会計として把握することが適当である。

第二、要　綱

一、政府の出資及び政府の左の法人に対する資金の融通を経理するため特別会計を設けること。

(一)　日本国有鉄道

(二)　専売公社

(三)　復興金融金庫

二、この会計は、これを出資勘定と資金融通勘定とに区分すること。

(一)　この会計に所属する従来の出資は、これをこの会計の出資勘定の所属に移し、その出資の払入金に相当する金額は、予算の定める所により、これをこの会計より当該会計に繰り入れること。

(二)　従前の国有鉄道事業特別会計の負担に属する公債、借入金及び一般会計からの繰入金で同特別会計廃止の際現に存するものは、これをこの会計の資金融通勘定の負担に移し、これに相当する金額は、これをこの勘定の日本国有鉄道に対する貸付金とすること。

右の公債又は借入金を借り換えた場合においては、その借換金額につきこれをこの勘定の日本国有鉄道に対する貸付金とすること。

前二項の貸付金の期限及び利子は、同項に規定する公債借入金及び一般会計からの繰入金について定められているものと同様とする。

三、この会計において、出資の払込、又は資金の融通を行うため必要があるときは、出資勘定又は資金融通勘定の負担において予算の定めるところにより公債を発行し又は借入金若しくは一般会計からの繰入金をなすことができる

資金調達面

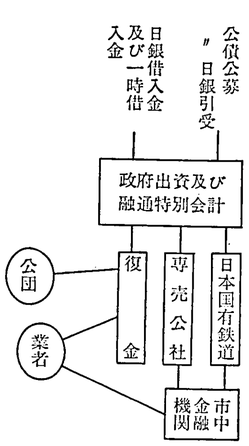

資金融通面

こと。

四、この会計の資金融通勘定において支払上現金に不足を生ずるときは、その負担において一時借入金をなし又は国庫余裕金を繰替使用することができる。

五、この会計は大蔵大臣がこれを管理すること。

出所　大蔵省資料Z五〇一―二二。

(2)　追加予算等に関し至急決定を要する事項

（昭和二三年一〇月二八日主計局）

追加予算等に関し至急決定を要する事項（昭二三、一〇、二八）

一、今次国会に提出する追加予算案は、取り敢えず当面緊要の経費のみについて編成することとするが、この場合においても、右追加予算案の編成と同時に、本年度末までの所要経費及びその財源について全体的計画（ホール・ピクチュア）を樹立する必要がある。

二、現在見透される限りにおいては、本年度末までに必要と認められる追加経費は、給与関係のものを除いて、約五四〇億程度であるが、これに対して確実に財源として見込み得るものは約三一〇億程度であって、これだけでも二三〇億の財源不足となるものと見られる。

更に予想される給与の改訂が実施せられれば、これに要する経費は、大体二二八億乃至三九七億（註参照）に上るものと見られると共に、右直接的経費のほか船舶運営会補助、公共事業費等において約二〇〇億程度の歳出増加が見込まれるので、給与改訂に伴う所得税の増加を見込んでも、なお、財源の不足は五八〇億乃至七四〇億程度となる。

（註）給与の改訂を本年十一月から実施するものとした場合の歳出増加予想額

一、五〇〇円引上の場合　二二八億

二、〇〇〇円引上の場合　三一八億

二、五〇〇円引上の場合　三九七億

なお、取引高税を廃止する場合においては、その廃止の時期によって金額には相違があるが、相当巨額の財源不足が加わることとなる。

三、右の不足財源を補塡するためには、次の方法が考えられる。

㈠　行政事務の徹底的整理・簡素化（特に統制事務の整理）及び政府職員の整理断行等による歳出の節約をはかる。

㈡　現行の物価体系の下において、極力新しい財源の調達に努める。

例、輸出滞貨の国内処分促進、味の素の放出、料飲店の再開、前年度剰余金の使用等

㈢　物価・賃金体系に著しい影響を及ぼさないと認められるものについて、価格・税率の引上を行う。

例、鉄道旅客運賃の引上、通信料金の引上、物品税の引上、住民税の引上、配給煙草の値上又は煙草配給制度の廃止等

（備考）　これらの措置は、物価・賃金全体系に全然影響を及ぼさないかどうかの点については更に検討を要する。

㈣　主要物資の価格を改訂し、これにより歳出（価格調整費）の節減をはかると共に、歳入の増加に資せしめる。

（備考）　この点に関しては、次の諸問題をも併せて、綜合的に考究しなければならない。

1　一般賃金の安定の問題

2　企業の合理化の問題

3　全般的な物価改訂の問題及びその経済界に及ぼす影響

4　赤字融資及び補給金制度の問題

5　物価改訂が一般歳出の増加を来さないようにするための対策

㈤　前各項の措置をとるも、なお財源の不足を補塡しきれない場合においては、次により公債を以てこれを補塡する。

1　交付公債

価格調整費中赤字補償的経費については、公債の交付を以て賄う。

2　建設公債の発行

(1)　財政法上の公債の発行が認められる経費（追加予算の所要見込額を含む。）は、次の通りである。

公共事業費	五八三億
政府出資金	一八八億
貸付金	八億
計	七七九億

(2)　右の諸経費を総て公債によって賄うことが、財政の実質的健全性を保持するという見地からして妥当であるかどうかについては、次のような問題がある。

イ、これらの経費のうち、既定の経費について、その財源を公債に振替えることは妥当であるか。

ロ、公共事業費のうちには、災害復旧費のように、価値の減耗を補充するに過ぎないものが多額に上っているが、かくの如きものは、建設的乃至生産的公債の対象となるか問題がある。若しこれが建設公債の対象となるとするならば、これらの事業の全体について減価償却的経費を一般財源から支出しなければならぬという問題が起って来る。

ハ、政府出資金の内には、実質上欠損と見なければならないものが含まれている。かくの如き出資金を公債を以て支弁することは、実質上赤字公債の発行と何等選ぶところがない。

ニ、貸付金についても、出資金と大体同様の意味において、公債を以て賄うことが実質上適当でないものを相当含んでいる。

(3)　右のように考えて来ると、公共事業費等三つの経費について、公債発行により差支えないと認められるものは、次の通りである。（但し、右(2)のイ、の点は、一応度外におく。）

イ、公共事業費のうち、積極的に価値の増大となる経費。

ロ、出資金のうち、赤字融資及び欠損と見込まれる融資に該当する部分を除いたもの。

出所　大蔵省資料Z五〇一―二二。

(3)　政治的、財政的、経済的、総合観点よりする追加予算対策要項（局長私案）

（昭和二三年一〇月二九日経済安定本部）

政治的、財政的、経済的、綜合観点よりする追加予算対策要項

（昭二三、一〇、二九局長私案）

取引高税の廃止、公務員給与基準の引上等を含む追加予算の編成は財政的に著しい困難に逢着し、通常の処置をもってすれば数百億の歳入欠陥を生じ、結局において巨額の公債発行を避け得ざる情勢にあり、財政及び通貨金融政策の破綻を招来する虞れがあると共に、他面これに対する経済綜合政策の準備なくして斯かる予算を実行せんか、賃金物価の悪循環等今後において収拾すべからざる事態をも予想せらるべく仍ってこの際、政治的、財政的及び経済的の要素を総合考慮し、大要左のごとき方途をもって当面の危局を乗切るほかなかるべし。

一、一般会計における赤字公債（建設公債）の発行は行わず、所謂「バランスド・バゼット」の原則又は少くともこれが形式を維持することとし、これがため左の措置を採る。

㈠　取引高税の廃止は、政治的考慮にもとづきこれに関する法律案を今次国会に提出するも、その廃止期日は代り財源又は行政整理等歳出節約との関係を考慮し明年四月一日よりとし、本年度の税収はこれを確保する。

㈡　公務員の新給与ベースについては、現に繋属中の石炭及び電気産業労務者の賃金改訂交渉並に爾余の重要産業及び一般賃金ベースに及ぼす影響を充分に考慮し、この際政府側より進んで合理的基準（五、三〇〇円乃至五、八〇〇円程度）において、これを決定する如くGHQの協力を求める。

㈢　右㈠の措置により一五〇億円、㈡により一〇〇億円乃至一六〇億円の歳入欠陥をカバーするほか、爾余の歳出、歳入両面にわたり再検の上極力歳入不足額を圧縮してこれを概ね一二〇億円以下に止める。

㈣　前記措置により尚存すべき歳入欠陥については新に国有財産特別会計を設置し現有雑種財産時価額の一定割合を限度とする国有財産証券公債を発行し、これが手取金を本特別会計より一般会計へ繰入れる建前を採用することとし、一般会計における公債の発行を回避する。

㈤　鉄道、通信特別会計における独立採算制の建前はこれを維持することとし、これがため両会計において現に生じつつある歳入欠陥見込額及び公務員給与引上げに伴う歳出所要額の一部を補塡する趣旨のもとに旅客運賃及び通信料金の補正的引上げを行う。

二、賃金及び給与ベース等の改訂に関連して一般物価の改訂は現在の政治、経済の客観情勢に鑑み、当面これを回避する。尤も旅客運賃、通信料金、電力超過使用料金、石炭特別価格など追加予算と関連し、且つ物価の一般循環に影響なしと観念せらるる特定のものについては必要の措置を講ずるもやむなしとする。

三、追加予算は右の基盤のもとに諸般の情勢を考慮してその総額又は一部を分割して今次国会に提出する。

四、政府は総選挙を通じ速かに政治力の強化を図り、明年度予算編成計画とも関連せしめて、新物価体制及び確固たる賃金安定対策を準備決定することとし、特に賃金安定の措置については物価対策の必須前提としてこの際直ちに適切なる予備的措置を検討し実施にうつす。（また今次電産、石炭等の賃金改訂を契機としてこの際可能なれば労資間賃金休戦の政治的な手をうつ）

編注　本文は経済安定本部用箋に手書きの資料であり、局長とは財政金融局長かとも考えられるが不明。

出所　大蔵省資料Z五〇一―二二。

（4）　補正予算をめぐる泉山蔵相・マーカット局長会談記録

（昭和二三年一〇月二三日渉外特報特第一号）

大蔵省渉外特報（特一）昭和二十三年十月二十三日

マーカット少将との会談要領

石田官房次長記

出席者　日本側　泉山大蔵大臣、渡辺官房長、石田官房次長、服部事務官

司令部側　マーカット少将、ファイン博士、ベーカー、コーヘン、リードの諸氏

泉山大臣より、就任の挨拶を為し、吉田総理から発表された内閣の方針を述べて、国民の信頼の上に立ち施策すべき決意を披瀝した所マーカット少将は国民の信頼を要することは勿論であるが、日本経済は崩壊の危機に瀕して居り、そこに経済と政治の不調和が生ずる。ESSとしては経済面に対しては全幅の考慮を払うが、また政治面も等閑視するものではない。

尚安本長官の暫定的兼任は適当と思うが、いづれは専任を置くべきであると述べた。次いで予算問題に入った。

泉　山　政治の目標は日本経済の再建におき、これに努力を集中したい。我国の経済は司令部の好意と指導によって、次第に回復しつつあるが、生産はのびず、インフレは止まらず、殊に財政面は苦しい状態にある。国会の議席約四五〇のうち、与党は三分の一に過ぎぬ。かかる不安定な状況にあって、各省の大きな要求に対し、非常に苦心している。根本的には慎重に研究中であるが、災害復旧其の他緊急を要するものを急拠措置せねば、国民を不幸に陥れるので、臨時国会に或程度の予算を提出せねばならぬ事情を是非御了承願いたい。

現在各省の要求は、政府職員に対する給与を除き、一、二五六億円に達する。これに対する財源の調達は困難であるが、現在確実と認められる財源の範囲で、緊急不可欠なもののみを、第三回国会へ追加予算第一号として早々に提出致したい。

先づ歳出は、㈠福井震災、アイオン台風等の被害復旧等、次に㈡政府職員に対する一ヶ月分相当額の給与である。これは全般な根本的給与改訂の前に支給したい。㈢其の他北海道の石炭手当、寒冷地手当及び金額の小さいもの若干がある。

確実なる財源としては㈠所得税の自然増収中確実なるもの、㈡原料割当増加に伴う酒税の増加、㈢節約及不用額、㈣前述の政府職員に対する一ヶ月分相当額の給与に伴う所得税である。

尚特に歳出につき説明したい。災害復旧費については、被災地は全く惨憺たる状態にあり、目下懸命に復旧中であるが、東北、北陸等は早くしないと積雪の為作業が出来なくなる。また政府職員に対する給与は、現在水準改訂を検討中であるが、臨時国会には間に合いそうもないので此の際暫定的措置として一ヶ月分相当額を出したい。

マーカット　㈠の自然増収に付ては此の前の予算で多額の自然増収を見積っているから無理ではないか。

リード　其後民間給与があがっているから、新たなる増収は見込み得ると思う。然しこの提案は当面必要とする経費の為に年度内見込み得る財源を使い果して了うことにならないか。

渡　辺　必ずしもそうではない。

泉　山　所得税の増加見込の三分の一か二分の一位しかこの予算では計上していない。

マーカット　先づ現在迄の歳入の実績を以て今後の見透しを立て、年間の当初予算を賄えるかどうかを見る必要があり、若し賄えなければ追加財源もその穴埋めに使わねばならない。また歳入が予定以上にある見込ならば、追加要求に対し検討を加え、確実な財源のあるものだけを認めることになる。

従って年度末迄の歳出見込全体と見合わねばならぬが、貴案は緊急のものだけを取り出してそれだけすぐ片付けてしまおうとするやり方である。年度末迄は此の外にまだ四ヶ月もあるのだから、それも考慮に入れねばならない。

給与についても advance payment や retroactive payment は、従来から言っている通り賛成出来ぬ。一ヶ月分だけ片付いても、あと四回同じことをやらねばならない。

泉　山　一ヶ月分だけ片付けるというのではない。如何なる政治状勢になっても、国民に迷惑をかけることがない様に緊急措置を要するものを此の際計上したのである。

マーカット　当面緊急の措置を探ることの必要性は判るが当座の措置だけやって、あとはしらないというのではいけない。此の年度末までのことを考慮して戴きたい。緊急の必要があることは分るから、至急研究しよう。尚予算編成に関する当方の五原則を提示するつもりであるからよく御研究願い度い。

泉　山　御趣旨は了承した。全般的予算については研究する。

マーカット　取引高税は廃止するつもりか。之は代り財源があるか、同額の経費節約ができるまでは廃止出来ない。私も、これを好い税だとは思っていないが、大臣も、実行可能な限り早くやめるという言い方をされて、それまでは継続するという含みを持たせる様御忠告申上げる。政治的には、誰れも納税を好く人はないのだから、税は全部やめたいと言うことになろう。

この予算案については、次の会見までに、実際的な解決のつくよう至急研究する。健全なものなら賛成するし、不健全なものならサポート致し兼ねる。然し緊急性はよく分るから全幅の考慮を払うこととする。

出所　大蔵省資料Z五〇一―二二。

（5）　補正予算等をめぐる泉山蔵相・マーカット局長会談記録

（昭和二三年一一月三日渉外特報第一〇七号）

大蔵省渉外特報（第一〇七号）（昭二三、一一、三）

マーカット少将との定例会見記録

渡辺官房長記

出席者　日本側　泉山蔵相、渡辺官房長、吉国秘書官

司令部側　マーカット少将、ファイン博士、ルカウント、リード、モス、コーヘン

泉　山　先般提出の追加予算案審議の為年度内の歳入歳出の予想を立てて見た。A案は給与を五、三〇〇円として予算のバランスをとれたものとし、B案は六、三〇〇円として計算したがこの場合は物価改訂をせぬ限り予算のバランスは困難である。

マーカット　急速に此の様な案を出されたことは有難い。此のアプローチの仕方は正しいと思ふ。

（各項目に付てリード、モス及び渡辺よりマーカットに対し説明を為す）

マーカット　電産の中労委の裁定が七、六〇〇円になるといふ記事がニッポンタイムスに出て居る。正式発表は木曜迄しないと書いてあるが、その内容が七、六〇〇円らしいと出て居たのでは何にもならない。これを正式の決定にしない様押へてもらへまいか。

泉　山　努力しよう。電産の七、六〇〇円は官吏の五、三〇〇円に該当する数字である。

マーカット　だれがこの金を払ふのか。

泉　山　この為の所要総額二十六億でその半額は財政負担、半額は消費者負担である。財政負担の分は電力使用超過料金で賄へる筈である。

マーカット　財政負担はこれが例となって石炭その他各産業に波及し、とても政府で賄ひ切れなくなるおそれがある。また、消費者負担も産業コストを引上げるからそれ程引上げられぬ。是非共経営側にも負担せしめねばならない。

泉　山　御趣旨了解したから研究しよう。

マーカット　予算に付ては此の提案に付て早速われわれの努力を集中してまとめたい。関係官の会議に渡辺君も参加して貰って今週中にも完成したい。各項目については色々問題がある。例へば船舶運営会の退職金の如きは明白に不合理である。また百億円の生活補給金も生計費と現行の水準との差額といふ説明であるが、財政上その余地があるかうたがはしい。尚この上に年末賞与をまた要求することになるのではあるまいか。

泉　山　年末賞与を出す考へはない。われわれとして出来る限り協力したい。尚衆に提出した追加第一号を至急御認め願ひ度い。

マーカット　事情はよく承知して居る。たゞ一部の歳出の為に歳入を使ひ果すことは出来ない。

渡　辺　年度末迄の計画中には勿論問題となる点があると思ふが、これは見積りにすぎないからあまり細目に立入って議論して居ると当座の歳出を計上した追加一号がのびのびになって了ふからその事のない様御協力願ひ度い。

出所　大蔵省資料Z五二六―二―一六。

（6）公務員給与引上げ財源に関する吉田総理大臣宛マーカット局長書簡（一九四八年一一月六日）

一九四八年十一月六日

経済科学局長
米国陸軍少将　W・F・マーカット

内閣総理大臣　吉田　茂殿

政府職員の俸給繰上支給に関する十一月五日附貴方書翰を確に受領した。

公務員の経済的窮迫、殊に此の数ヶ月に於ける窮迫に就て自分は十分之を認識して居る。当方の統計に基く資料によっても政府職員の給与は他の範疇に属するものの給与に比しその引上に於て遅れて居るのが判る。従って、民間事業に於ける給与との経済的関連に於て調和せるが如き、且つ政府の財政能力によって賄えるが如き公務員給与の改訂を可及的速に実現するようあらゆる努力が為されている。

俸給の繰上支給という政府職員の目下の要求はその経済的窮迫を解決する上に於て良策とは思われない。公務員に対する給与支払は必ず規則的の、定った間隔を置いて為されねばならない。給与体系が最少限度の経済的必要をも充し得ないものである時期に於てかかる支払予定を逸脱することは後日いかにその必要性が仮装されるにせよ、より大なる財政的譲歩の要求に対し危険なる先例を作るに過ぎない。政府が政府職員のかくの如き要求を、之を賄うべき財源を考慮することなくして認めることは健全なる予算措置に反するものであり、又幾多の類似の財政的便法に対して途を開くものである。

本職は貴官が公務員の福祉に関し誠意を以て事に当られて居ることに対し敬意を払うものであると共に、彼等公務員の経済的困窮の現状が正規の給与体系の適正なる調整により速に改善されることを希望するものである。

編注　原資料で欠落している個所を、書簡の原文を参照のうえ、一九四八年一月八日付、経済科学局非公式覚書「政府職員給与に関する件」の訳文（大蔵省資料Z五〇一―二二）によって補った。

出所　大蔵省資料Z五〇一―二二。

（7）予算原則（司令部提案）（昭和二三年一一月二七日）

予算原則（昭和二十三年十一月十七日）

一、昭和二十三年度本予算を調整（アジヤスト）する為、

イ、不要経費を削除し、

ロ、歳入欠陥に対応して既定経費を調整する。

二、次に政治的に許し得る範囲で、最大限幾何の追加歳入を期待し得るやを計算する。

三、かかる追加歳入はまづ二十三年度本予算の歳入欠陥を補ふ為に使用すべし。

四、追加予算に計上予定の各費目を重要度の順に従ひ配列し、

五、三、に述べた残余の歳入で賄ひ得る範囲に支出をとどめ、残余の費目は切捨つべし。

編注　本文は Budget Principles と題する署名、日付なしの文書の訳文である。

出所　大蔵省資料Z五〇一―二二。

（8）補正予算編成をめぐる泉山蔵相・マーカット局長会談記録（昭和二三年一一月二四日渉外特報第一一〇号）

大蔵省渉外特報（第一一〇号）昭和二十三年十一月二十四日

マーカット少将との定例会見記録

石田官房次長記

出席者　日本側　泉山大蔵大臣、渡辺官房長、平田主税局長、石田官房次長、宮沢事務官、吉国秘書官

（経本）中川、神田両政務次官、堀越副長官、勝部官房次長

司令部側　マーカット少将、コーヘン、モス、リード、ハッチンソン、サノーの諸氏

泉　山　時間がないので予算についての大体の方針のみを申上げたい、数字については既にリード氏へ提出してある。編成の方針は過般の㈠予算は収支均衡すべし、㈡勤労者の生活水準を維持すべし、㈢租税の完全な徴収の三原則に則った。

マーカット　生活水準を維持すべしとは、どの程度の生活水準を意味するのか。

泉　山　給与については人事委員会と相談の結果一日六・六時間の労働時間が約七・二時間になることがわかったので、五、三〇〇円よりも高い水準にならざるをえない。しかし金額としては二百六十五億円が最大限と考える。

マーカット　官吏は現在六時間も働いていないし、また労働時間を延長してもそんなに働く仕事はあるまい、給与水準を上げるための言逃れに過ぎない。むしろ払える限度は之だけと言うふうにしてそれに職員の数を調節する様にされたい。金が無いのに時間を延ばすよりも短い時間に充実した勤務をさせるようにされ度い。

泉　山　職員の数については別に考える。なお一方に於て超過勤務手当が減ることになる。

マーカット　良い例を申上げるが司令部は予算を削減されたため一月から海外勤務手当が切られることになった。それにもかかわらず、やはり働かねばならない。誰も喜ばないことであるが、予算が無ければやむを得ない。

泉　山　災害復旧費は六十億円計上してある。之は輿論であって十分ではないが是非御承認願い度い。

マーカット　災害復旧が国民のために必要だと言うことはもっともであるが、既定の公共事業費の中から学校の建築其の他の建物を取りやめるか繰り延ばすか、されたらよかろう。

泉　山　歳入についてはあらゆる財源を動員したが、インフレの昂進するのをさけるため価格改訂は行わぬ事とした。なお賃金、租税、物価等の調整については、来年度に之を行うこととし本予算案はそれまでの応急措置（stop-gap）である。

マーカット　貴案の歳入では gap を stop することにはならないであろう。

出所　大蔵省資料Z五二六―二―一六。

（9）昭和二十三年度追加予算の見透しについて予算委員会における大蔵大臣説明要旨（昭和二三年一一月二六日）

昭和二十三年度追加予算の見とおしについて

（二三、一一、二六衆、予算委員会大蔵大臣説明要旨）

一、昭和二十三年度本予算は去る七月、いわゆる健全財政の建前のもとに収支均衡をとって成立した。その基礎となった物価ベースは本年七月の補正体系であり、官公吏の給与ベースは右の物価体系に織り込まれた民間工業平均賃金に均衡をとって、三、七九一円と定められたのである。然るにその後民間工業平均賃金の上昇には相当著しいものがあり、本年八月には、既に五、四五九円（九月推定五、七〇四円）に達している。

また消費者価格調査（C、P、S）は本年六月において乙地五人世帯六、三一九円であったものが八月には八、三一七円（九月推定八、五七八円）に上昇している。ここにおいて官公吏の給与ベースについても当然再検討の声が起り、一方公務員法の改正にも関連して、給与改訂は一層その必要の度を加えるに至った。

二、官公吏の給与ベースを改訂するとなると、その予算に及ぼす影響はきわめて大きいものとなる。一般会計職員だけならば四十万人程度に過ぎないからその所要額も比較的僅少であるが、鉄道運賃や通信料金の値上げは現在の経済事情から絶対に避けなければならないので、鉄道、通信特別会計の百万人をこえる職員の人件費増加額はすべて一般会計で負担しなければならない。また地方財政においては、その財源がほとんど弾力性を失っているのでその百二十万人に達する職員の人件費増加分も、また同じく一般会計で負担せざるを得ない。こうして計算すると、かりに現在のベースを一、五〇〇円上げるとして十一月以降明年三月までの五ケ月間に要する人件費の増加分は官公吏の分だけで約二百四十億円の巨額に達するのである。先般人事委員会より六、三〇七円ベースの案が発表せられたが、これによると右の金額は約四百億円に上ることとなろう。

三、民間賃金ベースの騰貴はまた他の面でも予算に影響を及ぼすに至っている。たとえば終戦処理費の中に組まれた人件費予算は当然増額を要することになろう。また目下繋争中の石炭および電産の賃金問題についても、もし中労委裁定案のように決まれば本年度内だけで数十億円の赤字を生ずることとなり、企業努力で賄いうる僅少の部分を除いては価格の改訂又は財政の負担によって処理せざるを得ないのである。

また船員の給与増加は直接船舶運営会補助費の増として予算に響いてくるのである。

四、以上のほか当初予算に見積っていなかった経費で、追加を要するものも相当に上る見込である。たとえば数次の災害による諸種の復旧工事も極めてその必要に迫られている。食糧費の騰貴によって生活保護費や刑務収容費も増額の必要がある。軍事公債の利払停止を廃したことによる負担も新に計上しなければならない、価格調整費は生産が当初の見積りを上廻ることによってかなり増額を要する見込である。こうして給与ベースの上昇に伴う所要額を基幹とし、これに種々の追加所要額を加えて追加予算の編成はきわめて急を要するものとなっているのである。

五、以上の様な情勢に対処して新内閣は成立以来鋭意この問題と取り組んで来た、然しながら一方これに見合うべき財源はきわめて乏しい実情であって、政府は収支の調整に多大の苦心を払っている。漸く最近に至り、歳入歳出とも総額を六二五億円とする一案を作成して関係方面と目下折衝を重ねている次第である。その内容は歳出においては官公吏の給与ベースを十一月より五、三〇〇円とし、その所要額を計上すると共に災害復旧費、価格調整関係費、国債費、生活保護費、刑務収容費、終戦処理費、その他の所要額を加えている。歳入においては賃金の上昇による勤労所得税の自然増を見積ったほか、造石高の増加による酒税の増加、従来免税であった輸入砂糖に新に課税することによる砂糖消費税の増加、配給煙草の若干の値上げによる専売益金の増加、輸出滞貨や輸出用味の素の国内向放出による収入、地方税としては入場税の見積り増、住民税の引上等を計上している。また右のほか既定予算を相当程度節約削減する余地のあるものと見込んでいる。

六、もちろん右にあげた歳入計画の中には極めて困難なものが多い。したがって歳出予算もその範囲内で無理な圧縮を加えざるを得ない事態に立至るかも知れない。しかし政府としてはあくまで健全財政の本旨に立脚し一般会計、特別会計、地方財政を通じて当初の方針どおり収支均衡を得た財政政策を貫く決意であり、しかも本追加予算の緊急性に鑑みてその編成に万全の努力を払っているのである。

出所　大蔵省資料Z五〇一―一六。

（10）昭和二十三年度予算補正に関する大蔵大臣の予算委員会における説明（昭和二三年一二月二日）

昭和二十三年度予算補正に関する大蔵大臣の予算委員会における説明

（昭和二十三年十二月二日）

一、さきに成立致しました昭和二十三年度本予算は、その成立後における諸般の事情のために補正を余儀なくせられるに至り、ここに一般会計予算補正（第二号）及び特別会計予算補正（第二号）を提出致すことになりました。ここにその内容の概要を御説明致します。

二、提出を要するに至りました基本的事情の第一は、一般賃金水準の上昇であります。御承知のように本予算におきましては、物価ベースを本年七月の補正物価体系にとると共に、官公吏の給与ベースは、右の物価体系に織り込まれた民間工業平均賃金に均衡をとって、三、七九一円と定められたのであります。しかるに、その後の推移を見て参りますと、民間賃金は著しく上昇し、生計費もまた相当の上昇を来たしております。官吏については、今回の国家公務員法の改正に伴って、特殊の地位を与えられることになるのでありますが、この点にも関連してこの際官公吏の待遇を改善することが是非とも必要となったのであります。

三、補正予算提出の基本的事情の第二は、最近における災害の続出であります。わが国土は戦中戦後を通じて荒廃に委ねられておりましたために、災害の額は年を逐うて大きくなり、本年度はさきに北陸の震災があり更にアイオン台風を始めとして各地の風水害がありましたために、もしこれが復旧を遅らせるにおいては国民生活の安定と、国民経済の再建に重大な支障を来たすことは必至であります。

四、以上二つの基本的要請によって、補正予算を至急編成することと致したのでありますが、現下のわが国におきまして財政政策は経済全般に至大の関係をもっているのでありまして、財政の健全性を貫くことはインフレを収束し、又対日援助と相俟って国民経済を再建するための基本的条件であると信ずるのであります。

したがって第一に一般会計、特別会計及び地方財政を通じ厳に収支の均衡を図ることと致しました。

第二に直接物価に波及しインフレを促進せしめるような歳入に財源を求めることを避けました。

第三に財政資金全体の規模が国民負担の現情からみて過重にわたらない範囲に納まるよう極力これを圧縮することとしたのであります。

五、以上の原則に従って、鋭意研究を重ねました結果漸やく編成を終ったのが今回の補正予算案であります。さきに申し述べました給与関係及び災害関係経費の外、既定費の不足あるいは、新規事項の追加等是非とも計上したい経費は、相当多額に上ったのでありますが、以上に申し上げました原則に従って、一般会計総額において歳入歳出とも五八六億円に圧縮し、本予算に対して一割四分の増加に止めることと致したのであります。

六、まず、給与関係経費につきましては、さきに人事委員会より、六、三〇七円ベースを勧告されました次第もあり慎重に検討を重ねたのでありますが、官公吏の給与は、国民の負担限度とにらみ合わせてこれを決定しなければならないのであり、又その水準が民間の賃金水準に及ぼす影響を考慮する必要があり、更に国民の消費水準をも充分留意しなければなりません。これらの観点から綜合的に判断して、政府は、本年十一月以降の官公吏の俸給等に関する給与改善のため二六五億の予算を計上することと致したのであります。

七、災害復旧費につきましては、事柄の緊要性にかんがみ、極力多額を計上するに努めました結果財源に余裕の乏しい現情にもかかわらず、六十億円を計上することと致しました。これは必ずしも充分満足な金額とは申し難いのでありますが、これをもって当面応急の復旧には先ず支障のないものと考えるのであります。

八、これらの所要経費を賄うための財源の調達については、政府が慎重に意を用いた所でありまして、鉄道運賃、通信料金の値上げの如き国民生活に対して甚大なる影響を与える方策はこれを避けることとし、大部分の収入を一般物価及び生計費に影響を及ぼさない範囲において調達することと致しました。しかしながら、その結果租税収入の予算額は三千億円を超える巨額に上ることとなったのでありまして、納税完遂に対する国民各位の理解ある一層の御協力を切望するものであります。

以上をもって、今回の補正予算についての大体の御説明と致します。何卒速やかに御審議の上御賛成あらんことを希望致します。

出所　大蔵省資料Z五〇一―二〇。

(11)　官公職員新給与制度（六、三〇七円）実施に伴う昭和二十三年度補正予算処理方針に関する件

（昭和二三年一二月一七日閣議決定）

官公職員新給与制度（六、三〇七円）実施に伴う昭和二十三年度補正予算処理方針に関する件

今回政府においては関係方面の助言に基き、昭和二十四年一月一日から、六、三〇七円ベース官公職員新給与制度を実施することとなったが、現に第四国会に提案中の補正予算は、本年十一月一日から五、三三〇円ベースの給与を支給することを基礎として編成せられているので、この予算により支障なく新方針を実施することを可能ならしめるため、政府は左記の措置をとることとする。

記

一、電産、石炭その他価格調整費関係諸産業における労働者の賃金水準は、現在政府において予定している線を絶対に譲らないこととし、六、三〇七円水準を採用したことを理由としてこれを動かすことにより価格調整費の現在以上の増加を必要ならしめるような措置は、これをとらないこと。

二、船舶運営会所属船員及び陸員の給与改善については、補正予算計上の補助金二十五億円の内、五億円を以てする本年六月以降三割増額以外には他に確実なる財源なき限り給与改善はこれを行わないこと。

三、現在懸案となっている一般職種別賃金（法律百七十一号によるプリヴェーリングウェイジ）の改訂は、最近の労働市場の情勢、経済三原則との関係等を考慮し、本年十二月以降概ね二割増程度の改訂に止めることとし、その増加所要額が補正予算に計上の終戦処理費増加額中に見込まれた程度におさまるよう措置すること。

四、新給与体系の採用により、各所管庁或は各会計相互間において、補正予算に計上した給与予算額と、実際の所要額との間に不足又は過剰が生ずることが予想せられるが、これについては、今回はその補正を行わず、精査の上、次期国会において修正増減の措置をとるものとすること。

出所　大蔵省資料Z六二〇―六〇。

6　税制改正及び税収確保対策

(1)　税制改正に関する法律案要綱

（昭和二二年七月一〇日閣議決定）

税制改正に関する法律案要綱（昭和二二、七、一〇）

第一　方針

一　国庫収入の増加を図り、財政の強化に資するとともに、経済諸情勢等の推移に応じ、国民負担の公正を期し、徴税の簡素化を図る等のため、税制の改正を行ふこと。

二　直接税については、分類所得税の増徴に主眼を置き、特に資産所得に対して重課することとし、法人税をある程度増徴する外、地租、家屋税及び営業税をも相当増徴すること。

三　間接税中従量課税の酒税、清涼飲料税、砂糖消費税及び飴、サッカリン等に対する物品税については、最近における物価の情況に即応して課税する等のため、相当の増徴を行ふとともに、従価課税の織物消費税及び物品税についても、課税方法及び税率等を適当に改正すること。

四　最近における物価及び取引の状況にかへりみ、負担力に即応する課税を行ふ等のため、鉱区税、有価証券移転税、登録税、印紙税、骨牌税及び狩猟免許税を相当増徴すること。

五　税制をできるかぎり簡素化する等のため、配当利子特別税、外貨債特別税、建築税、特別行為税、電気瓦斯税及び広告税の課税を廃止し、なほ臨時利得税を廃止して法人の超過所得及び個人の譲渡所得に対し適当な課税を行ふ外、各種の減免税について、相当整理するとともに、賦課徴収の手続等をできるかぎり簡素適正ならしめること。

六　税制を最近における事態に即応せしめる等のため、必要な法令の廃止又は改正を行ふこと。

第二　要領

一　所得税

㈠　分類所得税

資産所得に対し重課することとし、税率を大体次のやうに改め、総税額において、二割五分程度の増徴を行ふこと。なお公社債及び預貯金の利子等に対しては、この際、課税を適正且つ簡素ならしめること。

不動産所得　百分の三十（現行百分の二十三）

配当利子所得　百分の三十（現行国債百分の十六、〃利子百分の二十三、〃配当百分の二十二）

事業所得　甲種及び乙種　百分の二十五（現行百分の二十一）

丙種　百分の二十（現行百分の十八）

勤労所得　百分の二十（現行百分の十八）

山林の所得、退職所得及び清算取引所得についても、相当税率の引き上げを行ふこと。

㈡　綜合所得税

(1)　税率を大体次のやうに改めること。

一万円超百分の三十五乃至三十万円超百分の六十七（現行三千円超百分の八乃至五十万円超百分の七十四）

(2)　源泉選択の税率を百分の四十五（現行百分の三十）程度に引き上げること。

㈢　その他

(1)　不動産等の譲渡所得に対して、分類所得税を課税し、財産税の調査期日以後に譲渡した分から適用することとし、譲渡利得に対する臨時利得税を廃止すること。

(2)　配当の計算期間を暦年に改め、昭和二十二年分から、これを実施すること。

(3)　綜合所得税の課税について、公社債及び預金の利子等に対する三割控除を廃止し、看做配当及び払込金に充当した積立金による配当は、その十分の四を控除して総所得金額を計算することとし、いづれも昭和二十二年分から、これを実施すること。

（註）　重要物産製造事業の免税等を相当整理すること。

二　法人税

㈠　法人臨時利得税を廃止し、法人の各事業年度の所得を普通所得と超過所得とに区分し、大体左の程度の税率により課税すること。

(1)　普通所得　百分の三十五（現行百分の三十三）

(2)　超過所得

資本金額に対し八分を超え一割五分以下の金額　百分の三十

同一割五分を超え二割五分以下の金額　百分の四十

同二割五分を超える金額　百分の五十

小法人については、税率をそれぞれ百分の十程度軽減すること。

㈡　法人の清算所得に対する税率を、大体次のやうに改めること。

(1)　積立金又は法人税を課せられない金額から成る金額　百分の三十五（現行百分の二十六）

(2)　その他の金額　百分の五十（現行百分の四十八）

㈢　各事業年度の資本に対する法人税が十円に満たないときは、これを十円（現行年十円）とすること。

㈣　所得の計算上繰越欠損金額の控除を一年（現行三年）以内に改め、国債利子の七割控除を廃止し、又、資本金額の計算上繰越欠損金額を控除しないことに改めること。

㈤　重要物産製造事業の免税は、普通所得に対する法人税に限り、これを行ふこと。

（註）　重要物産製造事業の免税等を相当整理すること。

三　特別法人税

㈠　各事業年度の剰余金に対する税率を、大体百分の二十五程度（現行百分の二十二）に引き上げ、清算制剰余金に対する税率についても相当程度引き上げる等の改正を行ふこと。

㈡　特別法人税の課税を戦時中の臨時立法とする規定を削除すること。

四　臨時利得税

㈠　法人臨時利得税を廃止して、これを法人税に統合すること。

㈡　個人臨時利得税を廃止し、不動産等の譲渡所得に対しては、新たに分類所得税を課税すること。

（註）　昭和二十一年分営業利得又は譲渡利得に対する臨時利得税は、これを課税すること。

五　相続税

㈠　課税最低限を引き上げ、家督相続については二万円程度（現行五千円）、遺産相続については三千円程度（現行千円）とするとともに、扶養家族控除額を三千円（現行千五百円）に引き上げる程度の増徴を行ふこと。

㈡　課税価格百万円以上の高額財産相続者に対する税率を相当程度引き上げること。

㈢　年賦延納を許可する税額の限度を引き上げ、千円以上（現行三百円以上）とすること。

六　地租、家屋税及び営業税

税率を大体次のやうに改める等の改正を行ふこと。但し、家屋税については、昭和二十二年分から、これを実施すること。

地租　百分の四（現行百分の三）

家屋税　百分の三・五（現行百分の二・五）

営業税　百分の二・五（現行百分の二）

七　鉱区税

面積千坪毎の税率を、採掘鉱区については二円程度（現行六十銭）、試掘鉱区については一円程度（現行三十銭）に引き上げ、砂鉱区についてもこれに準ずる税率の引き上げを行ふこと。

八　有価証券移転税

有価証券移転税の課税を復活し、税率適用区分を改め、有価証券仲買人を買受人とするもの万分の五程度、取引所の実物取引によるもの万分の十程度、その他万分の二十程度の税率により課税することとし、なほ課税範囲について適当な改正を行ふこと。

九　登録税

比例税率については、不動産の売買等に因る所有権の取得に対する税率を千分の五十程度（現行千分の四十）、会社の設立又は増資等に対する税率を千分の七程度（現行千分の六）に引き上げ、定額税率については大体二十割乃至三十割程度を引き上げる等の増徴を行ふこと。

十　酒税

清酒について一升壜詰の小売価格を一級酒四十円程度（現行二十三円）に、二級酒三十円程度（現行十五円）に、麦酒について大壜詰一本の小売価格を六円程度（現行三円）に引き上げる程度の増徴を行ふとともに、その他の酒類についても、品質に応じ税負担に差等を設けて、これに準ずる増徴を行ふこととし、総税額において十九割程度の増収を図ること。

十一　清涼飲料税

第二種サイダーの税率を一石について五百五十円（現行百六十円）に引き上げ、その他の清涼飲料についても同程度の税率引き上げを行ふこと。

十二　砂糖消費税

砂糖第二種乙（分蜜白糖）の税率を百斤について三百六十円（現行十七円五十銭）に引き上げ、その他の砂糖についても同程度の税率引き上げを行ひ、砂糖特別消費税は、これを廃止すること。

十三　織物消費税

織物に対する消費税と織物及び織物製品に対する物品税を統合し、税率を百分の四十とすること、但し、綿織物等に対する税率は百分の十程度とすること。

十四　物品税

㈠ 織物及び織物に対する物品税は織物消費税に統合し、その他の第一種の物品（小売課税）は、これを原則として製造課税に改め、製造課税をなすことが困難な愛玩用動物、花、花輪等に対する課税は廃止すること。

㈡ 甲類物品に対する税率を百分の百（現行百分の百二十）に引き下げ、飴類、サッカリン及び蜂蜜に対しては、砂糖に準ずる程度の税率引き上げを行ふ等税率を改正すること。（なほヅルチンに対して課税すること。）

十五 遊興飲食税

定額課税の制度及びこれに伴ふ納税切符の制度を廃止すること。

十六 入場税

舞踏場に対して、第二種の場所として、新たに課税すること。

十七 骨牌税

一組について、麻雀百円（現行二十円）、その他の骨牌十円（現行三円）に引き上げる等の増徴を行ふこと。

十八 印紙税

印紙税の課税を復活し、税率を大体十割乃至二十割程度引き上げることとし、これに伴ひ免税点の引き上げ等を行ふこと。

十九 狩猟免許税

税率を、一等二百円（現行七十円）、二等百二十円（現行四十円）、三等五十円（現行十八円）程度に引き上げる等の改正を行ふこと。

二十 その他

㈠ 有価証券移転税、馬券税及び印紙税の課税を復活すること。

㈡ 配当利子特別税、外貨債特別税、建築税、特別行為税、電気瓦斯税及び広告税を廃止すること。

（註） 戦時緊急措置法に基く税制の適正化に関する勅令を廃止すること。

㈢ 酒類業団体の民主化を図り官庁の監督事項を整理する等のため、酒類業団体法について必要な改正を行ふこと。

㈣ 終戦後における事態に即応させる等のため、次のやうに、法令の廃止又は改正を行ふこと。

(1) 昭和十二年法律第九十四号（今次の戦争のため従軍した軍人及び軍属に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律）、日満国税徴収事務共助法、所得税法人税内外地関渉法、戦時災害国税減免法、昭和十七年法律第七十四号（所得税等の日満二重課税防止に関する法律）及び昭和十八年法律第七十二号（輸出物品に対する内国税免除又は交付金交付の停止等に関する法律）を廃止すること。

(2) 間接税等の免税規定について、相当整理すること。

(3) 関税法及び保税倉庫法等の関係法令についても、必要がなくなった規定の整理等を行ふこと。

㈤ 昭和二十三年に行ふべき土地賃貸価格の改訂を、一年延期すること。

㈥ 昭和二十一年十月に施行すべき所得調査委員の選挙を、一年延期すること。

㈦ 国税の収入金については、原則として、十銭未満の端数（現行五銭毎に満たない端数）は、これを切捨てることに改めること。

㈧ 戦時納税貯蓄制度を廃止すること。

二十一 臨時租税措置法の改正

㈠ 臨時租税措置法を租税特別措置法に改め、生産の増強、国民生活の安定その他現下緊要とする諸政策の遂行に資するため必要な租税の減免又は課税標準の計算若しくは徴収に関する特例を整備存置すること。

㈡ 臨時租税措置法で定められた租税の減免等の中、設備拡張等に運用せられた留保所得に対する免税その他戦争遂行上の必要に基いて定められた租税の減免等は、これを廃止すること。

税制改正による増減収見込額（二一、七、八歳入係）

（単位 百万円）

税目	昭和二十一年度増税前予算額	増税額 初年度	増税額 平年度	合計改訂予算額 昭和二十一年度	合計改訂予算額 平年度	備考
◎租税	一三、四四三	二、三五九	三、七三五	一五、七七三	一七、七二三	単位未満の端数は各税目毎に切り捨ててある。
(経常部)所得税	七、六三三	九八一	一、八二一	八、六一五	九、七七八	
分類所得税	六、四五一	一、〇六〇	一、七三三	七、五一三	八、五一四	
綜合所得税	一、一八二	△七九	七八	一、一〇三	一、二六三	
法人税	九〇一	三三三	六四二	一、二三五	一、五七三	
特別法人税	二三	一	三	二四	二七	
相続税	一四六	△一	△三	一四四	二一五	
鉱区税	七	二六	二六	三三	三三	
酒税	一、〇五四	一、一一三	二、〇〇三	二、一六八	三、〇五七	
清涼飲料税	〇	〇	一	一	一	
砂糖消費税	三	三〇	七三	三四	七七	
織物消費税	二三五	二九一	四四八	五二六	七六一	
物品税	一、三三八	△一四五	△三四四	一、〇九二	八九三	
遊興飲食税	五一六	—	—	五一六	五一六	
特別行為税	六八	△三四	△六八	三四	—	
入場税	五二六	〇	一	五二七	五二七	
その他	二五〇	△八	△三〇	二四二	二四九	
(臨時部)臨時利得税	八一五	△二四〇	△八二八	五七五	—	
◎還付税収入	一八九	四二	七八	二三一	二六一	
地租	二八	九	一二	三八	五〇	
家屋税	三〇	—	一二	三〇	四二	
営業税	一三一	三三	五三	一六四	一八八	
◎印紙収入	二六七	五九	九三	三二七	三七八	
◎総計	一三、八八〇	二、四五一	三、九〇七	一六、三三二	一八、三七二	

出所 大蔵省資料Z六二〇—三〇。

（2） 税制改正に関する司令部との第一回会談顚末

（昭和二一年一〇月二一日主税局）

税制改正に関する最高司令部側との第一回会談顚末

昭和二一年一〇月二一日

司令部側 シャベル氏 主税局側 局長、第一課長、渡辺事務官

一 シャベル氏の総括的意見

㈠ 第一に財政的の理由であるが、来年度においても相当多額の歳入不足を生ずると思はれるので、税制を改正してその年の所得からできるだけ多くの税金をとるといふ方向に進むべきであり、又これによりインフレ防止に資することになる。

現在の税収は国民所得を大体二、五〇〇億とするとその一〇％にも足らない。現在、米国では国民所得の二〇％乃至二五％、英国ではたしか三五％位と思ふ。日本では戦時財政は大部分銀行引受による公債によって賄ってをり、税では見るべきものはなかった。

㈡ 第一の財政的理由よりも重要かと思ふが、現在の日本の税制の基調が所得を国民層に広く分配されるやうに配意されてをらず、又、分類所得税の税率が高く綜合所得税の累進の程度が緩慢である。従って、将来の税制の基調は、国民層に広く所得を分配するやうに配意し、綜合所得税の累進の程度をきつくすべきである。この問題は、極東委員会でもとりあげてゐる。

㈢ 第三に税制を納税者に判り易いものにしなければならない。これがため自分の納める税金が一目瞭然に判るやうな早見表を作成する。納税者が多くなるかも知れないので、納税に対する理解と協力とを先決とする。

二 右に関する応答

池田局長—第一及び第三については大体同感である。第二については現行制度も原則としてはその趣旨で進んでゐる。分類所得税と綜合所得税の関係については、十分研究を要すると思ふ。

前尾課長―分類所得税の税率の高いことは充分知つてゐるが現在の所得の分布状況では綜合所得税によつてはさして税収入の大が期待できないので分類所得税によつて収入を確保する必要がある。

シャベル氏―仮りに勤労所得に対する分類所得税の税率二〇%を一〇%としても綜合所得税の免税点一万円を六千円位に引き下げれば補塡はできるのではないか。

池田局長―現在の貨幣価値からすれば綜合所得税の免税点は引き上げを考慮してゐる際であつて、引き下げは適当でないと考へるのみならず綜合所得税も最低税率をさう高くできないので税収は僅少に止まる。

所得税体系をアメリカ式で行くか英国式で行くかはなほ研究の余地があり、むしろ自分としては英国式の分類所得税主義で行きたい。

渡辺事務官―英国式と米国式とではどちらが累進的と思ふか。

シャベル氏―国により又その年の所得の状況により異るから一概にはどちらともいへない。

前尾課長―国民所得に対する税収入の割合は確かに少いが国民所得の大いなる部面が闇収入によるもので捕捉が困難である。之に対する対策を考ふべきであるが良策がない。

シャベル氏―同感ではあるが二千五百億円は必ずしも闇収入ではない。

次で、来週月曜日頃シャベル氏は税制改正に対する意見をメモとして主税局側に提示するため次表の提出を要求。

一、所得の分布状況を示す綜合所得税の所得金額階級別納税世帯数

二、所得を一万円、五万円、十万円等の階級に区分し、家族数を五人とした世帯の直接税、間接税、地方税を含めたすべての租税の負担額。

シャベル氏―税制改正の要あることについては原則として同意見と了解してよいか。

池田局長―現在の程度でインフレが止まるなら予算課税は必ずしも適当としないのでなほ考究したい。なほこの機会に日本の税収入について今後直接税中心で行くべきか間接税に重点を置いて行くべきか御意見をききたい。

池田局長―近く開かれる税制調査会は両議院の議員を中心とし、学者その他の学識経験者で構成し自主的に調査することにしてゐるが、エキスパートが少い。司令部の意見を尊重して調査を進めるやうに考へてゐる。

シャベル氏―結構であると思ふ。今迄の意見は自分一個の考へを述べたものであり次回にメモを提示して日本側の御意見をききたい。日米間では間もなく課税協定の必要も生ずると思はれるので、日本の税制のレベルを引き上げるとともに、日米両国の税制の共通点を多くしたいと考へてゐる。

第二回会談は一〇月二八日（来週月曜日）。

なほ翌日資料として本年度税収見込、相続税及び法人税、酒税実績、所得階級別区分表等の追加要求があつた。

出所　大蔵省資料Z五〇七―一。

（3）増加所得税調査要綱（昭和二一年一二月一五日主税局）

増加所得税調査要綱（昭二一、一二、一五）

一、調査方針

㈠　本税の調査に当つては、負担の公正及び課税の充実を期し、現下の社会情勢に即応した民主的課税を行ふことに最も留意すること。

㈡　昭和二十二年分から実施さるべき、予算申告納税制度に対応し、増加所得税の申告についても、その正確及び徹底を期するやう適宜周知の方法を採ること。

㈢　戦時補償特別税及び財産税の調査と競合するのであるが、本税は少くとも三月十日までに調査委員会を終了し、三月十五日までには決定通知及び納税告知を発する必要があるので、従事員の配置の重点化、機動化に特に留意すると共に、課税種目の重点的調査に意を用ひ、極力事務の進捗を図り、課税の適切を期すること。

㈣　地方庁、警察署、市町村等の関係官公署及び各種産業団体と緊密な連絡を図り、その全面協力を求め、本税調査の円満適正な実施に資すること。

㈤　必要により税務協力委員の整備及び運用の強化を図ること。

㈥　調査期間等の関係上、各種の業者団体と協調し、課税の適正を図ることも已むを得ないと認められるも、今後実施さるべき申告納税制度に悪影響を及ぼさざるやう十分考慮の上、各般の事情を綜合し、適切な調査計画を樹立すること。

㈦　脱税その他の税法違反に対しては、相当処罰規定を適用する態度を以て臨むこと。

二、調査要領

㈠　不動産所得

最近において貸付けた宅地及び家屋（貸間を含む。）又は家賃等の引き上げを行つたもので、特に収入の増加したと認められるものに対し、課税する目的であるから、この点に留意し田畑等の貸付けによる所得については、出来る限り調査を簡略化すること。

㈡　甲種の事業所得

終戦後における経済事情の変遷に伴ひ、業績の特に良好と認められる左記の業種につき調査の重点を置き、就中新円所得階層の捕捉につき、一段の工夫と努力を払ふこと。

(1)　土木建築の請負（特に進駐軍関係）
(2)　ダンスホール又はキャバレーの経営
(3)　露店商、古物商
(4)　ブローカー
(5)　料理店、飲食店（喫茶店を含める。）
(6)　食料品の製造販売
(7)　鮮干魚の販売
(8)　書画骨董の販売
(9)　家具什器の製造販売
(10)　各種の修理、加工
(11)　その他の好況種目

(ニ)　乙種の事業所得

(1)　農業所得

都市近郊における農業所得（主として野菜畑等の所得）、果樹畑等の特殊田畑の所得及び普通の農業所得については、耕作反別一町歩程度以上のもの（一町歩未満のものであっても特別の収入のあるものを含む。）の調査に重点を置き、その他のものについては、調査を簡易化すること。

(2)　漁業所得

漁業所得は全面的に調査の充実を期すること。

(3)　その他

業績良好と認められる種目を厳選し、重点的調査を行ふこと。

(四)　山林の所得及び譲渡所得

適切なる調査計画を樹て、重点的調査を行ふこと。

三、調査手続

本税の課税の対象となる所得の調査については、所得税の賦課のため、既に財務局及び税務署において、各地の経済事情に即応した適切なる調査計画を樹立し、調査の進捗を図られつつあることと認められるも、左記各項については、特に留意の上、調査の万全を期せられたい。

(イ)　最近における商取引の情況に顧み、直接調査のみにより、所得の真相を捕捉することは、困難を予想されるを以て、資料の蒐集は重要と認められるが、これが調査に当っては、その性質を十分検討し、重点的且つ効果的と認められるものに主力を注ぐこと。

(ロ)　資料の蒐集については、法人税の調査の資料を充分活用すること。殊に土建請負業者の資料については、法人より提出せしめることに十分努めること。

(ハ)　本税の調査は、極めて短期間のうちに完了する必要があるので、蒐集した資料の整理、通報については、正確且つ敏速にこれを行ふこと。

(ニ)　調査の着手に際しては、各業種につき基準となるべきものを選び、これが実額を捕捉し、昭和二十一年中における所得の状況を従事員に十分認識せしめること。

(ホ)　業態良好と認められる種目を厳選し、重点的調査を行ふこと。

(ヘ)　その他

業態良好と認められる種目を厳選し、重点的調査を行ふこと。

(ト

税に際しての所得の過少評価等の理由に因り、広汎に逋脱及び回避されている現状に鑑み此等所得からの租税歳入を大に増大せしめる為の補助的手段を講ずることが必要である。しかし、実際の純所得を正確に把握することは困難であるが、法人を含む総ての営業者に対し可成実のある免許税を課せば大まかではあるが或程度の成果を挙げ得ると思われる。

昭和二十二年度の国民所得四千億円とすると本税の歳入を三十乃至五十億円と考えても非合理な面は、わずかと思われる。

一案として本税の課税標準として、総売上高、床面積、総坪、賃貸価格等或はこれらの混合的標準を設けることは、いかがであろうか。本税は最低を年三千円とすべきである。負担の累進は、次のような程度にすることが考えられる。

平均総売上	税額
五〇、〇〇〇円以下	三、〇〇〇円
五〇、〇〇〇―一〇〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇
一〇〇、〇〇〇―二〇〇、〇〇〇	二〇、〇〇〇
二〇〇、〇〇〇―五〇〇、〇〇〇	三〇、〇〇〇
五〇〇、〇〇〇超	五〇、〇〇〇

五、印紙税

税収増大の方法として

(イ)　税率税額の引上

(ロ)　課税範囲の拡張

六、遊興飲食税

此の方面に非常に金が落ちている実情に鑑み税率を五十%方引上げること。

七、入場税

最近の入場料金が他の物価に比べ安い現状に鑑み、入場税は増率すべきである。先年の改正前位の率に引戻すことが適当である。

八、馬券税

税率は少なくとも倍加すること。

九、相続税及び贈与税

税率に付ては、既に非公式に諒解に達した通りである。残った問題は公益の為の贈与を免除す可きや否であるが、現段階に於ては、免税は不適当と考える。

一〇、予算課税に伴う租税行政機構

東京に中央資料部を設け、紐育市にある同種の機構と同様の機能を営ましめること。此の結果予算課税制度下における徴税は大いに円滑になると思われる。なお、本制度の具体的内容については、色々資料を取揃えてあるから利用されたい。

一一、徴税の効率化

現在行われている広汎な脱税を防ぐ為懸命な努力を払う必要がある。所得調査委員会は、廃止し、代えるに十分熟達した特別の税務技能者の一団を高給を以て採用すべきである。

経済科学部金融課財政班　ヘンリー・シャベル
仝右　ステュアート・バロン
右承認ス　ウオルター・ルカウント
経済科学部金融課長
出所　大蔵省資料Z五二六―二一―三。

(5)　税制調査会答申（昭和二二年二月主税局）

税制調査会答申（主税局）

第一回答申

答　申　書

曩に当調査会に諮問されました「最近の諸情勢に即応すべき税制の整備に関する方策を問ふ」と謂ふ問題につきまして、本月十八日以来委員会を開催すること三回外に前後二回の小委員会を開き差当り当面緊急の事案と認めました左記事項、即ち

一　個人所得税に於ける予算課税主義採用の可否

二　同　　申告納税制度採用の可否

に付て調査審議を重ねました処

一　個人所得税に於ける予算課税主義の採用

右に関しては

(一)　現行の原則的実績課税制度に於ては源泉課税と前年の実績に依る賦課課税との不均衡を看過する能はず。

(二)　而して又予算課税なれば、課税所得の発生時期と課税期の接近に依る納税上の円滑を期し得べきも、実績課税に於ては此目的に副はない。

以上は国民経済の変動頻なる昨今特に其の利益の著しきものがある、従て此際に於て予算課税の原則的主義を採用することは極めて緊要のことと信ぜらる。

二　個人所得税に於ける申告納税制度の採用

右に関しては、我国現下の国民納税思想の実情よりすれば、時期尚早の嫌ありとの一部少数の意見もありましたが、委員多数の意見としては

(一)　予算課税主義との関係上申告納税制度採用の必要がある

(二)　所謂民主々義的基本観念からしても、自主的納税の理想を顕現する申告納税制度の採用が相当である

と謂ふ結論に達しました、但し之が実施に付ては

(一)　税務行政の刷新強化による賦課の公平適実

(二)　国民納税思想の発達向上に関する各般の施設の企図実行

(三)　申告をしない者又は不当の申告を敢てした者に対する適当の制裁規定の制定及其の適用

(四)　脱税逋税者に対する必罰主義の励行を希望条件とすると謂ふ附帯的の意見であります。

尚一般的の問題として銀行預貯金等に対する課税に付ては

(イ)　預貯金の秘密保持

(ロ)　他の所得に対比して預金課税が過重とならざる様特別の考慮を払ふこと

右は我国現下の財政経済事情下に於ける国民貯蓄勧奨上極めて重要なる関係を有する案件であるから税制上の見地に於ける一方的要求に捉はることなく深甚の考慮を必要とするものであるとの要望がありました。

以上の如く予算課税並申告納税制度採用に付ては、希望条件附ではありますが原則として之を承認即ち明年分所得税より其の実施を相当とすと謂ふ決議が成立いたした次第であります。

依て当調査会は

「最近の諸情勢に即応すべき税制の整備に関する当面緊急の方策として、先づ個人所得税に付て現行の実績課税主義を廃し之を予算課税主義に依らしむると同時に所謂申告納税制度を採用する必要ありと認む」

之を以て中間的答申といたします。

昭和二十一年十二月二十四日　　以上

税制調査会々長　苫米地義三

大蔵大臣　石橋湛山閣下

第二回答申

答　申　書

当調査会は客年末第一回の中間答申をしておきましたが、其の後引続き数次に亘り委員会を開催し、差し当り左記事項即ち

一　税制改革の一般方針

二　相続税法改正事項

三　地方税制改正事項

について審議を重ねました結果、今回別紙の通り決議が成立した次第であります。

依って当調査会は右により第二回目の中間答申をいたします。

昭和二十二年二月十五日

税制調査会々長　苫米地義三

大蔵大臣　石橋湛山閣下

税制改革の一般方針

変動期にある我が国経済の現状と将来の見透し困難な実情に鑑み、税改革については、応急対策と恒久対策にわけて攻究する必要がある。恒久対策は経済界が

やや安定したときにこれを行うこととし、まづ応急策について研究する。これに関する一般方針は次の通りである。

一、憲法改正に伴い必要となった諸改正を行う。

二、国費膨脹に対応して、租税収入の増加をはかる。

三、民生安定のため社会政策的要素を強化すると共に、インフレイション防止、生産増進、資本蓄積を助長し、我が国民経済の再建を促進する。

四、課税客体の発生の時期と徴税の時期とを近接せしめるため、できる限り予算申告納税及び源泉課税の方法を採用し、租税収入の確保と負担の均衡をはかる。

五、租税制度を簡素、明瞭ならしめ、国民納税の便宜をはかる。

六、税務機構の刷新強化を行い、新興所得者等に対する適正な課税を容易ならしめる。

相続税改正要綱

相続税法の改正その他税制改革の一般方針に即応して現行の相続税一本建制を改め相続財産に対する相続税と贈与財産に対する贈与税の二本建とし次の如く改正する。

一　相　続　税

(一) 家督相続と遺産相続との区別を廃止して一本建とする。

(二) 納税義務者、課税客体の範囲は大体現行通りとする。但し相続開始前三年以内の贈与財産は相続財産に加算する。

(三) 被相続人と相続人間の親等に応じ次の三種に区分し、何れも超過累進税率を課する。

第一種　配偶者及び直系卑属

第二種　直系尊属、兄弟姉妹及びその直系卑属

第三種　その他の者

高額財産の相続者の負担は現行制度のものよりも引上げる。

(四) 現行免税点制度を廃止し、五万円程度の基礎控除制度とする。扶養家族控除制度は廃止する。

(四) 申告納税制度を採用する。

二　贈　与　税

(一) 課税客体は個人の贈与とする。現行相続税法第二十三条の規定による課税は廃止する。

(二) 納税義務者は贈与者とする。但し受贈者をその受けた利益の限度において第二次的納税義務者とする。相続財産の課税価格に加算される贈与については贈与税を賦課しない。

(三) 特定の公益目的のためにする寄附等については贈与税を課税しない。扶養費、教育費等社会通念と贈与者の社会的義務に属するものと認むべきものについても亦同様である。

(四) 税率は相続税のそれに準ずる。

(五) 極めて小額の贈与については課税しない。それ以外の贈与についても贈与者一人につきその一生を通じて合計五万円程度の基礎控除を行う。

(六) 申告納税制度を採用する。

地方税制改正要綱

一　方　針

(一) 財政需要の増嵩に応ずる地方所要財源の充足を図ること。

(二) 地方分権の強化方針に対応する自主的地方財政を確立すること。

(三) 経済情勢の変化に基く税種間負担の不均衡を是正すること。

(四) 各種制度の改正に対応して地方団体間財源配分の適正を期すること。

二　要　領

(一) 地租、家屋税及び営業税については、還付税制度を廃止し、地方の独立税とすること。

(都道府県において本税を課し、市町村において附加税を課すること)

(二) 地租及び家屋税の課税標準は、国(税務署)において、これを決定すること。

(地籍事務及び家籍事務を含む)

(三) 地租及び家屋税の税率並びに附加税の課税は、各地方団体において、これ

を定めること。

(四) 営業税の課税標準は、所得税及び法人税の申告納税の事蹟を資料として、都道府県において、これを決定すること。

(五) 地租、家屋税及び営業税の本税及び附加税については、課税上一定の制限を設けること。地租及び家屋税については、一般に課税標準の改訂せられる迄は貸貸価格補整の措置に代え暫定的に税率の引上げを行うこととし土地、家屋、営業三者間及び土地地目別間の負担の不均衡を是正すると共に相当の増収を図るものとすること。

尚営業税の課税標準については可及的速かに外形標準主義を採用すること。

(六) 配付税の分与方法に適宜改変を加え地方団体間の財源配分につき適正を期すること。

(七) 鉱区税は、これを都道府県の独立税とし、市町村において附加税を課すること。

尚、課税上一定の制限を設けること。

(八) 遊興飲食税は、これを都道府県の独立税とし、市町村において附加税を課すること。

(九) 法定独立税目の拡張

一、都道府県の独立税として次の税目を追加すること。

(1) ラジオ税
(2) 電話加入権税
(3) 自動車取得税
(4) 船舶取得税
(5) 軌道税
(6) 入湯税

二、新に都道府県の独立税として追加せられたものには市町村において附加税を賦課し得るものとすること。

三、市町村の独立税として次の税目を追加すること。

(1) 舟取得税
(2) 広告税(新聞雑誌等に依る広告を除く)

(三) 独立税の増徴

(1) 府県民税及び市町村民税の増税

財政需要の増嵩に対応するため住民税について相当程度の増税を行うこと。

(2) その他の独立税についても物価の高騰に対応し増徴を図ること。

尚地方税制改正に関し左記少数意見のあったことをつけ加える。

一　入場税についてはその本質に鑑み地方に移譲すべきである。

二　ラジオ税についてはその課税客体が文化的施設であるから将来適当な時期を見てこれが課税を廃止すべきである。

三　営業税の外に農業税、漁業税等の新設を考えること。

以上

第三回答申

答　申　書

当調査会は前回の答申後引続き委員会を開催し、左記事項即ち

一　所得税法改正事項
二　法人税法及び特別法人税法改正事項
三　流通税及び消費税の税制改正事項

に付いて審議を重ねました結果、別紙要綱並びに左記事項につき決議が成立した次第であります。

一　所得税の補完税として、適当なる時期に於て、経常財産税を創設することを必要と認めます。

(註)　経常財産税は、毎年賦課する極めて低率の名目的財産税にして、今回の如き臨時財産税にあらず。

二　主食糧生産の増強並びに密醸防止対策に寄与するため、供出米完納者に限り、或る程度の委託醸造を認むることが現在の情勢上必要と認めます。

尚別紙所得税法改正要綱中、預貯金等の利子所得に対する源泉選択課税の税率

六〇％を四〇％程度に引下げ，国民貯蓄増強上，秘密性保持と，其の優遇に付考慮ずべきであるとの一部少数の意見もあったことを附記しておきます。

（昭和二十二年二月二十一日

税制調査会長　苫米地義三

大蔵大臣　石橋湛山殿

所得税法改正要綱

一　方針

（一）所得税

三万円超　五万円超

五万円超　七万円超

七万円超　十万円超

十万円超　十二万円超

十二万円超　六〇

六〇　七〇

七〇　四〇

四〇　三万円超

三万円超　五万円超

五万円超　七万円超

七万円超　十万円超

十万円超　百万円超

百万円超　七五

（10）公債社債及び預金の利子等については当分のうち六〇％の税率とする源泉選択課税を認める。

（11）法人の配当利子所得に対する源泉課税　二〇％　ただし一本建とし，臨時所得については，別行分類所得税額の半額を減税する。

（12）現行所得調査委員会の制度はこれを廃して広く課税上第三者通報制度を採用する。

（13）法人の申告納税制度を拡張して総合所得税法等の改正に応じ次の如くする。

一　法人税法及び特別法人税については所得税法等の改正に応じ次の如く改正する。

（1）予算課税制度及び申告納税制度を採用すること。

（2）現行分類所得税額を改め総合課税とし一本建とし，臨時所得については，非課税とする。

（3）基礎控除は現行の如くとするが年四，八〇〇円（現行勤労所得二，四〇〇円，事業所得一，二〇〇円参）とすること。

（4）扶養家族控除は一人につき税額年二回〇円（現行年七二円）とすること。

（5）勤労所得については全額の如何にかかわらず，すべて基礎控除前の所得金額三万円までの金額については二〇％の控除を行うこと。

（6）山林の所得，退職所得及び譲渡所得等（看做配当及び払込み済した積立金による配当を含む）臨時所得については五〇％の控除を行うこと。

譲渡所得の課税範囲を拡張し有価証券の処分益についても課税すること。

（7）税率は左の程度の累進税率とすること。

一万円以下　一〇％

二　法人の超過所得に対する課税は現行法による自己の不拘束の原則を尊重し，トラスト等の独占的経営体の弊害を防止するため適当な改正を加えること。

三　法人の欠損金に対する救済措置については，当年の所得のみならず，全国民が公平に即応して負担をなすべきものであるとの観点に立ち，当年の所得を計算し，納税者がその申告するところにより自ら納税額を算出して，納税するが如き申告納税制度を採用すること。

四　特別法人の免税点制度を廃止すること。

五　法人の超過所得の徴収に伴う税率の引上げ

トラスト等の独占的経営体の弊害を防止するため適当な改正を加えること。

二　法人の欠損金に対する救済措置については，当年の所得のみならず，全国民が公平に即応して負担をなすべきものであるとの観点に立ち，当年の所得を計算し，納税者がその申告するところにより自ら納税額を算出して，納税するが如き申告納税制度を採用すること。

三　相続税については，相続税の改正その他現下の情勢に鑑み，その課税を強化すること。

（一）相続税の課税範囲の増加を図ること。

（二）特別控除については，現行の基礎控除，扶養控除，勤労所得控除，事業所得控除，配当所得控除，利子所得控除，公債社債及び預金の利子等の控除，生命保険料控除，医療費控除，災害減免，寡婦控除，障害者控除，配偶者控除，雑損控除，社会保険料控除，住宅借入金等特別控除，政党等寄附金特別控除，認定特定非営利活動法人に対する寄附金特別控除，特定新株予約権等に係る特別控除，特定中小会社が発行した株式に係る特別控除，肉用牛の売却による所得の特別控除，農地等についての相続税の納税猶予及び免除，山林についての相続税の納税猶予及び免除，特定の美術品についての相続税の納税猶予及び免除，認定医療法人に対する出資に係る相続税の納税猶予及び免除，特定の公益信託の受益権についての相続税の非課税，特定の一般社団法人及び一般財団法人に対する出資に係る相続税の非課税，特定の公益法人に対する遺贈についての相続税の非課税，相続税の物納，延納，相続時精算課税，贈与税の配偶者控除，住宅取得等資金の贈与税の非課税，直系尊属から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の贈与税の非課税，教育資金の一括贈与に係る贈与税の非課税，結婚・子育て資金の一括贈与に係る贈与税の非課税，非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除，非上場株式等についての相続税の納税猶予及び免除，医療法人の持分についての相続税の納税猶予及び免除，医療法人の持分についての贈与税の納税猶予及び免除，農地等についての相続税の納税猶予及び免除，農地等についての贈与税の納税猶予及び免除，山林についての相続税の納税猶予及び免除，山林についての贈与税の納税猶予及び免除，特定の美術品についての相続税の納税猶予及び免除，特定の美術品についての贈与税の納税猶予及び免除，認定医療法人に対する出資に係る相続税の納税猶予及び免除，認定医療法人に対する出資に係る贈与税の納税猶予及び免除，特定の公益信託の受益権についての相続税の非課税，特定の公益信託の受益権についての贈与税の非課税，特定の一般社団法人及び一般財団法人に対する出資に係る相続税の非課税，特定の公益法人に対する遺贈についての相続税の非課税，相続税の物納，延納，相続時精算課税，贈与税の配偶者控除，住宅取得等資金の贈与税の非課税，直系尊属から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の贈与税の非課税，教育資金の一括贈与に係る贈与税の非課税，結婚・子育て資金の一括贈与に係る贈与税の非課税，非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除，非上場株式等についての相続税の納税猶予及び免除，医療法人の持分についての贈与税の納税猶予及び免除，医療法人の持分についての相続税の納税猶予及び免除，農地等についての贈与税の納税猶予及び免除，農地等についての相続税の納税猶予及び免除，山林についての贈与税の納税猶予及び免除，山林についての相続税の納税猶予及び免除，特定の美術品についての贈与税の納税猶予及び免除，特定の美術品についての相続税の納税猶予及び免除，認定医療法人に対する出資に係る贈与税の納税猶予及び免除，認定医療法人に対する出資に係る相続税の納税猶予及び免除，特定の公益信託の受益権についての贈与税の非課税，特定の公益信託の受益権についての相続税の非課税，特定の一般社団法人及び一般財団法人に対する出資に係る贈与税の非課税，特定の一般社団法人及び一般財団法人に対する出資に係る相続税の非課税，特定の公益法人に対する遺贈についての贈与

なお、又は予算中告示なかつた場合を仮定をなし、その分税額の納付を命ずるものとする。

（ク）過少申告税額の正当税額に対する減額については、一度の加算税を徴収するものとする。

（ケ）前各号の規定により計算した所得税及び復興特別所得税に係る控除しきれない外国税額があるときは、その控除しきれない外国税額を、当該年分の翌年分の所得税の額から控除する。

（コ）前各号の規定により計算した所得税及び復興特別所得税の額に百円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。

（サ）前各号の規定により計算した所得税及び復興特別所得税の額が千円未満であるときは、その全額を切り捨てる。

（シ）前各号の規定により計算した所得税及び復興特別所得税の額の一万分の一未満の端数は、これを切り捨てる。

（ス）前各号の規定により計算した所得税及び復興特別所得税の額の一万分の一以上二万分の一未満の端数は、これを一万分の一に切り上げる。

（セ）前各号の規定により計算した所得税及び復興特別所得税の額の二万分の一以上三万分の一未満の端数は、これを二万分の一に切り上げる。

（ソ）前各号の規定により計算した所得税及び復興特別所得税の額の三万分の一以上四万分の一未満の端数は、これを三万分の一に切り上げる。

（タ）前各号の規定により計算した所得税及び復興特別所得税の額の四万分の一以上五万分の一未満の端数は、これを四万分の一に切り上げる。

（チ）前各号の規定により計算した所得税及び復興特別所得税の額の五万分の一以上十万分の一未満の端数は、これを五万分の一に切り上げる。

（ツ）前各号の規定により計算した所得税及び復興特別所得税の額の十万分の一以上二十万分の一未満の端数は、これを十万分の一に切り上げる。

（テ）前各号の規定により計算した所得税及び復興特別所得税の額の二十万分の一以上三十万分の一未満の端数は、これを二十万分の一に切り上げる。

（ト）前各号の規定により計算した所得税及び復興特別所得税の額の三十万分の一以上四十万分の一未満の端数は、これを三十万分の一に切り上げる。

（ナ）前各号の規定により計算した所得税及び復興特別所得税の額の四十万分の一以上五十万分の一未満の端数は、これを四十万分の一に切り上げる。

（ニ）前各号の規定により計算した所得税及び復興特別所得税の額の五十万分の一以上百万分の一未満の端数は、これを五十万分の一に切り上げる。

（ヌ）前各号の規定により計算した所得税及び復興特別所得税の額の百万分の一以上二百万分の一未満の端数は、これを百万分の一に切り上げる。

（ネ）前各号の規定により計算した所得税及び復興特別所得税の額の二百万分の一以上五百万分の一未満の端数は、これを二百万分の一に切り上げる。

（ノ）前各号の規定により計算した所得税及び復興特別所得税の額の五百万分の一以上千万分の一未満の端数は、これを五百万分の一に切り上げる。

（ハ）前各号の規定により計算した所得税及び復興特別所得税の額の千万分の一以上二千万分の一未満の端数は、これを千万分の一に切り上げる。

（ヒ）前各号の規定により計算した所得税及び復興特別所得税の額の二千万分の一以上五千万分の一未満の端数は、これを二千万分の一に切り上げる。

（フ）前各号の規定により計算した所得税及び復興特別所得税の額の五千万分の一以上一億分の一未満の端数は、これを五千万分の一に切り上げる。

（ヘ）前各号の規定により計算した所得税及び復興特別所得税の額の一億分の一以上二億分の一未満の端数は、これを一億分の一に切り上げる。

（ホ）前各号の規定により計算した所得税及び復興特別所得税の額の二億分の一以上五億分の一未満の端数は、これを二億分の一に切り上げる。

（マ）前各号の規定により計算した所得税及び復興特別所得税の額の五億分の一以上十億分の一未満の端数は、これを五億分の一に切り上げる。

（ミ）前各号の規定により計算した所得税及び復興特別所得税の額の十億分の一以上二十億分の一未満の端数は、これを十億分の一に切り上げる。

（ム）前各号の規定により計算した所得税及び復興特別所得税の額の二十億分の一以上五十億分の一未満の端数は、これを二十億分の一に切り上げる。

（メ）前各号の規定により計算した所得税及び復興特別所得税の額の五十億分の一以上百億分の一未満の端数は、これを五十億分の一に切り上げる。

（モ）前各号の規定により計算した所得税及び復興特別所得税の額の百億分の一以上二百億分の一未満の端数は、これを百億分の一に切り上げる。

（ヤ）前各号の規定により計算した所得税及び復興特別所得税の額の二百億分の一以上五百億分の一未満の端数は、これを二百億分の一に切り上げる。

（ユ）前各号の規定により計算した所得税及び復興特別所得税の額の五百億分の一以上千億分の一未満の端数は、これを五百億分の一に切り上げる。

（ヨ）前各号の規定により計算した所得税及び復興特別所得税の額の千億分の一以上二千億分の一未満の端数は、これを千億分の一に切り上げる。

（ラ）前各号の規定により計算した所得税及び復興特別所得税の額の二千億分の一以上五千億分の一未満の端数は、これを二千億分の一に切り上げる。

（リ）前各号の規定により計算した所得税及び復興特別所得税の額の五千億分の一以上一兆分の一未満の端数は、これを五千億分の一に切り上げる。

（ル）前各号の規定により計算した所得税及び復興特別所得税の額の一兆分の一以上二兆分の一未満の端数は、これを一兆分の一に切り上げる。

（レ）前各号の規定により計算した所得税及び復興特別所得税の額の二兆分の一以上五兆分の一未満の端数は、これを二兆分の一に切り上げる。

（ロ）前各号の規定により計算した所得税及び復興特別所得税の額の五兆分の一以上十兆分の一未満の端数は、これを五兆分の一に切り上げる。

（ワ）前各号の規定により計算した所得税及び復興特別所得税の額の十兆分の一以上二十兆分の一未満の端数は、これを十兆分の一に切り上げる。

（ヰ）前各号の規定により計算した所得税及び復興特別所得税の額の二十兆分の一以上五十兆分の一未満の端数は、これを二十兆分の一に切り上げる。

（ヱ）前各号の規定により計算した所得税及び復興特別所得税の額の五十兆分の一以上百兆分の一未満の端数は、これを五十兆分の一に切り上げる。

（ヲ）前各号の規定により計算した所得税及び復興特別所得税の額の百兆分の一以上二百兆分の一未満の端数は、これを百兆分の一に切り上げる。

（ン）前各号の規定により計算した所得税及び復興特別所得税の額の二百兆分の一以上五百兆分の一未満の端数は、これを二百兆分の一に切り上げる。

（ヴ）前各号の規定により計算した所得税及び復興特別所得税の額の五百兆分の一以上千兆分の一未満の端数は、これを五百兆分の一に切り上げる。

（カ）前各号の規定により計算した所得税及び復興特別所得税の額の千兆分の一以上二千兆分の一未満の端数は、これを千兆分の一に切り上げる。

（ヨ）前各号の規定により計算した所得税及び復興特別所得税の額の二千兆分の一以上五千兆分の一未満の端数は、これを二千兆分の一に切り上げる。

（タ）前各号の規定により計算した所得税及び復興特別所得税の額の五千兆分の一以上一京分の一未満の端数は、これを五千兆分の一に切り上げる。

（レ）前各号の規定により計算した所得税及び復興特別所得税の額の一京分の一以上二京分の一未満の端数は、これを一京分の一に切り上げる。

（ソ）前各号の規定により計算した所得税及び復興特別所得税の額の二京分の一以上五京分の一未満の端数は、これを二京分の一に切り上げる。

（ツ）前各号の規定により計算した所得税及び復興特別所得税の額の五京分の一以上十京分の一未満の端数は、これを五京分の一に切り上げる。

（ネ）前各号の規定により計算した所得税及び復興特別所得税の額の十京分の一以上二十京分の一未満の端数は、これを十京分の一に切り上げる。

（ナ）前各号の規定により計算した所得税及び復興特別所得税の額の二十京分の一以上五十京分の一未満の端数は、これを二十京分の一に切り上げる。

（ラ）前各号の規定により計算した所得税及び復興特別所得税の額の五十京分の一以上百京分の一未満の端数は、これを五十京分の一に切り上げる。

（ム）前各号の規定により計算した所得税及び復興特別所得税の額の百京分の一以上二百京分の一未満の端数は、これを百京分の一に切り上げる。

（ウ）前各号の規定により計算した所得税及び復興特別所得税の額の二百京分の一以上五百京分の一未満の端数は、これを二百京分の一に切り上げる。

（ノ）前各号の規定により計算した所得税及び復興特別所得税の額の五百京分の一以上千京分の一未満の端数は、これを五百京分の一に切り上げる。

（オ）前各号の規定により計算した所得税及び復興特別所得税の額の千京分の一以上二千京分の一未満の端数は、これを千京分の一に切り上げる。

（ク）前各号の規定により計算した所得税及び復興特別所得税の額の二千京分の一以上五千京分の一未満の端数は、これを二千京分の一に切り上げる。

（ヤ）前各号の規定により計算した所得税及び復興特別所得税の額の五千京分の一以上一垓分の一未満の端数は、これを五千京分の一に切り上げる。

（マ）前各号の規定により計算した所得税及び復興特別所得税の額の一垓分の一以上二垓分の一未満の端数は、これを一垓分の一に切り上げる。

（ケ）前各号の規定により計算した所得税及び復興特別所得税の額の二垓分の一以上五垓分の一未満の端数は、これを二垓分の一に切り上げる。

（フ）前各号の規定により計算した所得税及び復興特別所得税の額の五垓分の一以上十垓分の一未満の端数は、これを五垓分の一に切り上げる。

（コ）前各号の規定により計算した所得税及び復興特別所得税の額の十垓分の一以上二十垓分の一未満の端数は、これを十垓分の一に切り上げる。

（エ）前各号の規定により計算した所得税及び復興特別所得税の額の二十垓分の一以上五十垓分の一未満の端数は、これを二十垓分の一に切り上げる。

（テ）前各号の規定により計算した所得税及び復興特別所得税の額の五十垓分の一以上百垓分の一未満の端数は、これを五十垓分の一に切り上げる。

（ト）前各号の規定により計算した所得税及び復興特別所得税の額の百垓分の一以上二百垓分の一未満の端数は、これを百垓分の一に切り上げる。

（ナ）前各号の規定により計算した所得税及び復興特別所得税の額の二百垓分の一以上五百垓分の一未満の端数は、これを二百垓分の一に切り上げる。

（ニ）前各号の規定により計算した所得税及び復興特別所得税の額の五百垓分の一以上千垓分の一未満の端数は、これを五百垓分の一に切り上げる。

（ヌ）前各号の規定により計算した所得税及び復興特別所得税の額の千垓分の一以上二千垓分の一未満の端数は、これを千垓分の一に切り上げる。

（ネ）前各号の規定により計算した所得税及び復興特別所得税の額の二千垓分の一以上五千垓分の一未満の端数は、これを二千垓分の一に切り上げる。

（ノ）前各号の規定により計算した所得税及び復興特別所得税の額の五千垓分の一以上一京分の一未満の端数は、これを五千垓分の一に切り上げる。

（ハ）前各号の規定により計算した所得税及び復興特別所得税の額の一京分の一以上二京分の一未満の端数は、これを一京分の一に切り上げる。

（ヒ）前各号の規定により計算した所得税及び復興特別所得税の額の二京分の一以上五京分の一未満の端数は、これを二京分の一に切り上げる。

（フ）前各号の規定により計算した所得税及び復興特別所得税の額の五京分の一以上十京分の一未満の端数は、これを五京分の一に切り上げる。

（ヘ）前各号の規定により計算した所得税及び復興特別所得税の額の十京分の一以上二十京分の一未満の端数は、これを十京分の一に切り上げる。

（ホ）前各号の規定により計算した所得税及び復興特別所得税の額の二十京分の一以上五十京分の一未満の端数は、これを二十京分の一に切り上げる。

（マ）前各号の規定により計算した所得税及び復興特別所得税の額の五十京分の一以上百京分の一未満の端数は、これを五十京分の一に切り上げる。

（ミ）前各号の規定により計算した所得税及び復興特別所得税の額の百京分の一以上二百京分の一未満の端数は、これを百京分の一に切り上げる。

（ム）前各号の規定により計算した所得税及び復興特別所得税の額の二百京分の一以上五百京分の一未満の端数は、これを二百京分の一に切り上げる。

（メ）前各号の規定により計算した所得税及び復興特別所得税の額の五百京分の一以上千京分の一未満の端数は、これを五百京分の一に切り上げる。

（モ）前各号の規定により計算した所得税及び復興特別所得税の額の千京分の一以上二千京分の一未満の端数は、これを千京分の一に切り上げる。

（ヤ）前各号の規定により計算した所得税及び復興特別所得税の額の二千京分の一以上五千京分の一未満の端数は、これを二千京分の一に切り上げる。

（ユ）前各号の規定により計算した所得税及び復興特別所得税の額の五千京分の一以上一垓分の一未満の端数は、これを五千京分の一に切り上げる。

（ヨ）前各号の規定により計算した所得税及び復興特別所得税の額の一垓分の一以上二垓分の一未満の端数は、これを一垓分の一に切り上げる。

（ラ）前各号の規定により計算した所得税及び復興特別所得税の額の二垓分の一以上五垓分の一未満の端数は、これを二垓分の一に切り上げる。

（リ）前各号の規定により計算した所得税及び復興特別所得税の額の五垓分の一以上十垓分の一未満の端数は、これを五垓分の一に切り上げる。

（ル）前各号の規定により計算した所得税及び復興特別所得税の額の十垓分の一以上二十垓分の一未満の端数は、これを十垓分の一に切り上げる。

（レ）前各号の規定により計算した所得税及び復興特別所得税の額の二十垓分の一以上五十垓分の一未満の端数は、これを二十垓分の一に切り上げる。

（ロ）前各号の規定により計算した所得税及び復興特別所得税の額の五十垓分の一以上百垓分の一未満の端数は、これを五十垓分の一に切り上げる。

（ワ）前各号の規定により計算した所得税及び復興特別所得税の額の百垓分の一以上二百垓分の一未満の端数は、これを百垓分の一に切り上げる。

（ヰ）前各号の規定により計算した所得税及び復興特別所得税の額の二百垓分の一以上五百垓分の一未満の端数は、これを二百垓分の一に切り上げる。

（ヱ）前各号の規定により計算した所得税及び復興特別所得税の額の五百垓分の一以上千垓分の一未満の端数は、これを五百垓分の一に切り上げる。

（ヲ）前各号の規定により計算した所得税及び復興特別所得税の額の千垓分の一以上二千垓分の一未満の端数は、これを千垓分の一に切り上げる。

（ン）前各号の規定により計算した所得税及び復興特別所得税の額の二千垓分の一以上五千垓分の一未満の端数は、これを二千垓分の一に切り上げる。

（ヴ）前各号の規定により計算した所得税及び復興特別所得税の額の五千垓分の一以上一京分の一未満の端数は、これを五千垓分の一に切り上げる。

（カ）前各号の規定により計算した所得税及び復興特別所得税の額の一京分の一以上二京分の一未満の端数は、これを一京分の一に切り上げる。

（ヨ）前各号の規定により計算した所得税及び復興特別所得税の額の二京分の一以上五京分の一未満の端数は、これを二京分の一に切り上げる。

（タ）前各号の規定により計算した所得税及び復興特別所得税の額の五京分の一以上十京分の一未満の端数は、これを五京分の一に切り上げる。

（レ）前各号の規定により計算した所得税及び復興特別所得税の額の十京分の一以上二十京分の一未満の端数は、これを十京分の一に切り上げる。

（ソ）前各号の規定により計算した所得税及び復興特別所得税の額の二十京分の一以上五十京分の一未満の端数は、これを二十京分の一に切り上げる。

（ツ）前各号の規定により計算した所得税及び復興特別所得税の額の五十京分の一以上百京分の一未満の端数は、これを五十京分の一に切り上げる。

（ネ）前各号の規定により計算した所得税及び復興特別所得税の額の百京分の一以上二百京分の一未満の端数は、これを百京分の一に切り上げる。

（ナ）前各号の規定により計算した所得税及び復興特別所得税の額の二百京分の一以上五百京分の一未満の端数は、これを二百京分の一に切り上げる。

（ニ）前各号の規定により計算した所得税及び復興特別所得税の額の五百京分の一以上千京分の一未満の端数は、これを五百京分の一に切り上げる。

（ヌ）前各号の規定により計算した所得税及び復興特別所得税の額の千京分の一以上二千京分の一未満の端数は、これを千京分の一に切り上げる。

（ネ）前各号の規定により計算した所得税及び復興特別所得税の額の二千京分の一以上五千京分の一未満の端数は、これを二千京分の一に切り上げる。

（ノ）前各号の規定により計算した所得税及び復興特別所得税の額の五千京分の一以上一兆分の一未満の端数は、これを五千京分の一に切り上げる。

（ハ）前各号の規定により計算した所得税及び復興特別所得税の額の一兆分の一以上二兆分の一未満の端数は、これを一兆分の一に切り上げる。

（ヒ）前各号の規定により計算した所得税及び復興特別所得税の額の二兆分の一以上五兆分の一未満の端数は、これを二兆分の一に切り上げる。

（フ）前各号の規定により計算した所得税及び復興特別所得税の額の五兆分の一以上十兆分の一未満の端数は、これを五兆分の一に切り上げる。

（ヘ）前各号の規定により計算した所得税及び復興特別所得税の額の十兆分の一以上二十兆分の一未満の端数は、これを十兆分の一に切り上げる。

（ホ）前各号の規定により計算した所得税及び復興特別所得税の額の二十兆分の一以上五十兆分の一未満の端数は、これを二十兆分の一に切り上げる。

（マ）前各号の規定により計算した所得税及び復興特別所得税の額の五十兆分の一以上百兆分の一未満の端数は、これを五十兆分の一に切り上げる。

（ミ）前各号の規定により計算した所得税及び復興特別所得税の額の百兆分の一以上二百兆分の一未満の端数は、これを百兆分の一に切り上げる。

（ム）前各号の規定により計算した所得税及び復興特別所得税の額の二百兆分の一以上五百兆分の一未満の端数は、これを二百兆分の一に切り上げる。

（メ）前各号の規定により計算した所得税及び復興特別所得税の額の五百兆分の一以上千兆分の一未満の端数は、これを五百兆分の一に切り上げる。

（モ）前各号の規定により計算した所得税及び復興特別所得税の額の千兆分の一以上二千兆分の一未満の端数は、これを千兆分の一に切り上げる。

（ヤ）前各号の規定により計算した所得税及び復興特別所得税の額の二千兆分の一以上五千兆分の一未満の端数は、これを二千兆分の一に切り上げる。

（ユ）前各号の規定により計算した所得税及び復興特別所得税の額の五千兆分の一以上一京分の一未満の端数は、これを五千兆分の一に切り上げる。

（ヨ）前各号の規定により計算した所得税及び復興特別所得税の額の一京分の一以上二京分の一未満の端数は、これを一京分の一に切り上げる。

（ラ）前各号の規定により計算した所得税及び復興特別所得税の額の二京分の一以上五京分の一未満の端数は、これを二京分の一に切り上げる。

（リ）前各号の規定により計算した所得税及び復興特別所得税の額の五京分の一以上十京分の一未満の端数は、これを五京分の一に切り上げる。

（ル）前各号の規定により計算した所得税及び復興特別所得税の額の十京分の一以上二十京分の一未満の端数は、これを十京分の一に切り上げる。

（レ）前各号の規定により計算した所得税及び復興特別所得税の額の二十京分の一以上五十京分の一未満の端数は、これを二十京分の一に切り上げる。

（ロ）前各号の規定により計算した所得税及び復興特別所得税の額の五十京分の一以上百京分の一未満の端数は、これを五十京分の一に切り上げる。

（ワ）前各号の規定により計算した所得税及び復興特別所得税の額の百京分の一以上二百京分の一未満の端数は、これを百京分の一に切り上げる。

（ヰ）前各号の規定により計算した所得税及び復興特別所得税の額の二百京分の一以上五百京分の一未満の端数は、これを二百京分の一に切り上げる。

（ヱ）前各号の規定により計算した所得税及び復興特別所得税の額の五百京分の一以上千京分の一未満の端数は、これを五百京分の一に切り上げる。

（ヲ）前各号の規定により計算した所得税及び復興特別所得税の額の千京分の一以上二千京分の一未満の端数は、これを千京分の一に切り上げる。

（ン）前各号の規定により計算した所得税及び復興特別所得税の額の二千京分の一以上五千京分の一未満の端数は、これを二千京分の一に切り上げる。

（ヴ）前各号の規定により計算した所得税及び復興特別所得税の額の五千京分の一以上一垓分の一未満の端数は、これを五千京分の一に切り上げる。

（カ）前各号の規定により計算した所得税及び復興特別所得税の額の一垓分の一以上二垓分の一未満の端数は、これを一垓分の一に切り上げる。

（ヨ）前各号の規定により計算した所得税及び復興特別所得税の額の二垓分の一以上五垓分の一未満の端数は、これを二垓分の一に切り上げる。

（タ）前各号の規定により計算した所得税及び復興特別所得税の額の五垓分の一以上十垓分の一未満の端数は、これを五垓分の一に切り上げる。

（レ）前各号の規定により計算した所得税及び復興特別所得税の額の十垓分の一以上二十垓分の一未満の端数は、これを十垓分の一に切り上げる。

（ソ）前各号の規定により計算した所得税及び復興特別所得税の額の二十垓分の一以上五十垓分の一未満の端数は、これを二十垓分の一に切り上げる。

（ツ）前各号の規定により計算した所得税及び復興特別所得税の額の五十垓分の一以上百垓分の一未満の端数は、これを五十垓分の一に切り上げる。

（ネ）前各号の規定により計算した所得税及び復興特別所得税の額の百垓分の一以上二百垓分の一未満の端数は、これを百垓分の一に切り上げる。

（ナ）前各号の規定により計算した所得税及び復興特別所得税の額の二百垓分の一以上五百垓分の一未満の端数は、これを二百垓分の一に切り上げる。

（ニ）前各号の規定により計算した所得税及び復興特別所得税の額の五百垓分の一以上千垓分の一未満の端数は、これを五百垓分の一に切り上げる。

（ヌ）前各号の規定により計算した所得税及び復興特別所得税の額の千垓分の一以上二千垓分の一未満の端数は、これを千垓分の一に切り上げる。

（ネ）前各号の規定により計算した所得税及び復興特別所得税の額の二千垓分の一以上五千垓分の一未満の端数は、これを二千垓分の一に切り上げる。

（ノ）前各号の規定により計算した所得税及び復興特別所得税の額の五千垓分の一以上一京分の一未満の端数は、これを五千垓分の一に切り上げる。

（ハ）前各号の規定により計算した所得税及び復興特別所得税の額の一京分の一以上二京分の一未満の端数は、これを一京分の一に切り上げる。

（ヒ）前各号の規定により計算した所得税及び復興特別所得税の額の二京分の一以上五京分の一未満の端数は、これを二京分の一に切り上げる。

（フ）前各号の規定により計算した所得税及び復興特別所得税の額の五京分の一以上十京分の一未満の端数は、これを五京分の一に切り上げる。

（ヘ）前各号の規定により計算した所得税及び復興特別所得税の額の十京分の一以上二十京分の一未満の端数は、これを十京分の一に切り上げる。

（ホ）前各号の規定により計算した所得税及び復興特別所得税の額の二十京分の一以上五十京分の一未満の端数は、これを二十京分の一に切り上げる。

（マ）前各号の規定により計算した所得税及び復興特別所得税の額の五十京分の一以上百京分の一未満の端数は、これを五十京分の一に切り上げる。

（ミ）前各号の規定により計算した所得税及び復興特別所得税の額の百京分の一以上二百京分の一未満の端数は、これを百京分の一に切り上げる。

（ム）前各号の規定により計算した所得税及び復興特別所得税の額の二百京分の一以上五百京分の一未満の端数は、これを二百京分の一に切り上げる。

（メ）前各号の規定により計算した所得税及び復興特別所得税の額の五百京分の一以上千京分の一未満の端数は、これを五百京分の一に切り上げる。

（モ）前各号の規定により計算した所得税及び復興特別所得税の額の千京分の一以上二千京分の一未満の端数は、これを千京分の一に切り上げる。

（ヤ）前各号の規定により計算した所得税及び復興特別所得税の額の二千京分の一以上五千京分の一未満の端数は、これを二千京分の一に切り上げる。

（ユ）前各号の規定により計算した所得税及び復興特別所得税の額の五千京分の一以上一垓分の一未満の端数は、これを五千京分の一に切り上げる。

（ヨ）前各号の規定により計算した所得税及び復興特別所得税の額の一垓分の一以上二垓分の一未満の端数は、これを一垓分の一に切り上げる。

（ラ）前各号の規定により計算した所得税及び復興特別所得税の額の二垓分の一以上五垓分の一未満の端数は、これを二垓分の一に切り上げる。

（リ）前各号の規定により計算した所得税及び復興特別所得税の額の五垓分の一以上十垓分の一未満の端数は、これを五垓分の一に切り上げる。

（ル）前各号の規定により計算した所得税及び復興特別所得税の額の十垓分の一以上二十垓分の一未満の端数は、これを十垓分の一に切り上げる。

（レ）前各号の規定により計算した所得税及び復興特別所得税の額の二十垓分の一以上五十垓分の一未満の端数は、これを二十垓分の一に切り上げる。

（ロ）前各号の規定により計算した所得税及び復興特別所得税の額の五十垓分の一以上百垓分の一未満の端数は、これを五十垓分の一に切り上げる。

（ワ）前各号の規定により計算した所得税及び復興特別所得税の額の百垓分の一以上二百垓分の一未満の端数は、これを百垓分の一に切り上げる。

（ヰ）前各号の規定により計算した所得税及び復興特別所得税の額の二百垓分の一以上五百垓分の一未満の端数は、これを二百垓分の一に切り上げる。

（ヱ）前各号の規定により計算した所得税及び復興特別所得税の額の五百垓分の一以上千垓分の一未満の端数は、これを五百垓分の一に切り上げる。

（ヲ）前各号の規定により計算した所得税及び復興特別所得税の額の千垓分の一以上二千垓分の一未満の端数は、これを千垓分の一に切り上げる。

（ン）前各号の規定により計算した所得税及び復興特別所得税の額の二千垓分の一以上五千垓分の一未満の端数は、これを二千垓分の一に切り上げる。

（ヴ）前各号の規定により計算した所得税及び復興特別所得税の額の五千垓分の一以上一京分の一未満の端数は、これを五千垓分の一に切り上げる。

（カ）前各号の規定により計算した所得税及び復興特別所得税の額の一京分の一以上二京分の一未満の端数は、これを一京分の一に切り上げる。

（ヨ）前各号の規定により計算した所得税及び復興特別所得税の額の二京分の一以上五京分の一未満の端数は、これを二京分の一に切り上げる。

（タ）前各号の規定により計算した所得税及び復興特別所得税の額の五京分の一以上十京分の一未満の端数は、これを五京分の一に切り上げる。

（レ）前各号の規定により計算した所得税及び復興特別所得税の額の十京分の一以上二十京分の一未満の端数は、これを十京分の一に切り上げる。

（ソ）前各号の規定により計算した所得税及び復興特別所得税の額の二十京分の一以上五十京分の一未満の端数は、これを二十京分の一に切り上げる。

（ツ）前各号の規定により計算した所得税及び復興特別所得税の額の五十京分の一以上百京分の一未満の端数は、これを五十京分の一に切り上げる。

（ネ）前各号の規定により計算した所得税及び復興特別所得税の額の百京分の一以上二百京分の一未満の端数は、これを百京分の一に切り上げる。

（ナ）前各号の規定により計算した所得税及び復興特別所得税の額の二百京分の一以上五百京分の一未満の端数は、これを二百京分の一に切り上げる。

（ニ）前各号の規定により計算した所得税及び復興特別所得税の額の五百京分の一以上千京分の一未満の端数は、これを五百京分の一に切り上げる。

（ヌ）前各号の規定により計算した所得税及び復興特別所得税の額の千京分の一以上二千京分の一未満の端数は、これを千京分の一に切り上げる。

（ネ）前各号の規定により計算した所得税及び復興特別所得税の額の二千京分の一以上五千京分の一未満の端数は、これを二千京分の一に切り上げる。

（ノ）前各号の規定により計算した所得税及び復興特別所得税の額の五千京分の一以上一兆分の一未満の端数は、これを五千京分の一に切り上げる。

（ハ）前各号の規定により計算した所得税及び復興特別所得税の額の一兆分の一以上二兆分の一未満の端数は、これを一兆分の一に切り上げる。

（ヒ）前各号の規定により計算した所得税及び復興特別所得税の額の二兆分の一以上五兆分の一未満の端数は、これを二兆分の一に切り上げる。

（フ）前各号の規定により計算した所得税及び復興特別所得税の額の五兆分の一以上十兆分の一未満の端数は、これを五兆分の一に切り上げる。

（ヘ）前各号の規定により計算した所得税及び復興特別所得税の額の十兆分の一以上二十兆分の一未満の端数は、これを十兆分の一に切り上げる。

（ホ）前各号の規定により計算した所得税及び復興特別所得税の額の二十兆分の一以上五十兆分の一未満の端数は、これを二十兆分の一に切り上げる。

（マ）前各号の規定により計算した所得税及び復興特別所得税の額の五十兆分の一以上百兆分の一未満の端数は、これを五十兆分の一に切り上げる。

（ミ）前各号の規定により計算した所得税及び復興特別所得税の額の百兆分の一以上二百兆分の一未満の端数は、これを百兆分の一に切り上げる。

（ム）前各号の規定により計算した所得税及び復興特別所得税の額の二百兆分の一以上五百兆分の一未満の端数は、これを二百兆分の一に切り上げる。

（メ）前各号の規定により計算した所得税及び復興特別所得税の額の五百兆分の一以上千兆分の一未満の端数は、これを五百兆分の一に切り上げる。

（モ）前各号の規定により計算した所得税及び復興特別所得税の額の千兆分の一以上二千兆分の一未満の端数は、これを千兆分の一に切り上げる。

（ヤ）前各号の規定により計算した所得税及び復興特別所得税の額の二千兆分の一以上五千兆分の一未満の端数は、これを二千兆分の一に切り上げる。

（ユ）前各号の規定により計算した所得税及び復興特別所得税の額の五千兆分の一以上一京分の一未満の端数は、これを五千兆分の一に切り上げる。

（ヨ）前各号の規定により計算した所得税及び復興特別所得税の額の一京分の一以上二京分の一未満の端数は、これを一京分の一に切り上げる。

（ラ）前各号の規定により計算した所得税及び復興特別所得税の額の二京分の一以上五京分の一未満の端数は、これを二京分の一に切り上げる。

（リ）前各号の規定により計算した所得税及び復興特別所得税の額の五京分の一以上十京分の一未満の端数は、これを五京分の一に切り上げる。

（ル）前各号の規定により計算した所得税及び復興特別所得税の額の十京分の一以上二十京分の一未満の端数は、これを十京分の一に切り上げる。

（レ）前各号の規定により計算した所得税及び復興特別所得税の額の二十京分の一以上五十京分の一未満の端数は、これを二十京分の一に切り上げる。

（ロ）前各号の規定により計算した所得税及び復興特別所得税の額の五十京分の一以上百京分の一未満の端数は、これを五十京分の一に切り上げる。

（ワ）前各号の規定により計算した所得税及び復興特別所得税の額の百京分の一以上二百京分の一未満の端数は、これを百京分の一に切り上げる。

（ヰ）前各号の規定により計算した所得税及び復興特別所得税の額の二百京分の一以上五百京分の一未満の端数は、これを二百京分の一に切り上げる。

（ヱ）前各号の規定により計算した所得税及び復興特別所得税の額の五百京分の一以上千京分の一未満の端数は、これを五百京分の一に切り上げる。

（ヲ）前各号の規定により計算した所得税及び復興特別所得税の額の千京分の一以上二千京分の一未満の端数は、これを千京分の一に切り上げる。

（ン）前各号の規定により計算した所得税及び復興特別所得税の額の二千京分の一以上五千京分の一未満の端数は、これを二千京分の一に切り上げる。

（ヴ）前各号の規定により計算した所得税及び復興特別所得税の額の五千京分の一以上一垓分の一未満の端数は、これを五千京分の一に切り上げる。

（カ）前各号の規定により計算した所得税及び復興特別所得税の額の一垓分の一以上二垓分の一未満の端数は、これを一垓分の一に切り上げる。

（ヨ）前各号の規定により計算した所得税及び復興特別所得税の額の二垓分の一以上五垓分の一未満の端数は、これを二垓分の一に切り上げる。

（タ）前各号の規定により計算した所得税及び復興特別所得税の額の五垓分の一以上十垓分の一未満の端数は、これを五垓分の一に切り上げる。

（レ）前各号の規定により計算した所得税及び復興特別所得税の額の十垓分の一以上二十垓分の一未満の端数は、これを十垓分の一に切り上げる。

（ソ）前各号の規定により計算した所得税及び復興特別所得税の額の二十垓分の一以上五十垓分の一未満の端数は、これを二十垓分の一に切り上げる。

（ツ）前各号の規定により計算した所得税及び復興特別所得税の額の五十垓分の一以上百垓分の一未満の端数は、これを五十垓分の一に切り上げる。

（ネ）前各号の規定により計算した所得税及び復興特別所得税の額の百垓分の一以上二百垓分の一未満の端数は、これを百垓分の一に切り上げる。

（ナ）前各号の規定により計算した所得税及び復興特別所得税の額の二百垓分の一以上五百垓分の一未満の端数は、これを二百垓分の一に切り上げる。

（ニ）前各号の規定により計算した所得税及び復興特別所得税の額の五百垓分の一以上千垓分の一未満の端数は、これを五百垓分の一に切り上げる。

（ヌ）前各号の規定により計算した所得税及び復興特別所得税の額の千垓分の一以上二千垓分の一未満の端数は、これを千垓分の一に切り上げる。

（ネ）前各号の規定により計算した所得税及び復興特別所得税の額の二千垓分の一以上五千垓分の一未満の端数は、これを二千垓分の一に切り上げる。

（ノ）前各号の規定により計算した所得税及び復興特別所得税の額の五千垓分の一以上一京分の一未満の端数は、これを五千垓分の一に切り上げる。

（ハ）前各号の規定により計算した所得税及び復興特別所得税の額の一京分の一以上二京分の一未満の端数は、これを一京分の一に切り上げる。

（ヒ）前各号の規定により計算した所得税及び復興特別所得税の額の二京分の一以上五京分の一未満の端数は、これを二京分の一に切り上げる。

（フ）前各号の規定により計算した所得税及び復興特別所得税の額の五京分の一以上十京分の一未満の端数は、これを五京分の一に切り上げる。

（ヘ）前各号の規定により計算した所得税及び復興特別所得税の額の十京分の一以上二十京分の一未満の端数は、これを十京分の一に切り上げる。

（ホ）前各号の規定により計算した所得税及び復興特別所得税の額の二十京分の一以上五十京分の一未満の端数は、これを二十京分の一に切り上げる。

（マ）前各号の規定により計算した所得税及び復興特別所得税の額の五十京分の一以上百京分の一未満の端数は、これを五十京分の一に切り上げる。

（ミ）前各号の規定により計算した所得税及び復興特別所得税の額の百京分の一以上二百京分の一未満の端数は、これを百京分の一に切り上げる。

（ム）前各号の規定により計算した所得税及び復興特別所得税の額の二百京分の一以上五百京分の一未満の端数は、これを二百京分の一に切り上げる。

（メ）前各号の規定により計算した所得税及び復興特別所得税の額の五百京分の一以上千京分の一未満の端数は、これを五百京分の一に切り上げる。

（モ）前各号の規定により計算した所得税及び復興特別所得税の額の千京分の一以上二千京分の一未満の端数は、これを千京分の一に切り上げる。

（ヤ）前各号の規定により計算した所得税及び復興特別所得税の額の二千京分の一以上五千京分の一未満の端数は、これを二千京分の一に切り上げる。

（ユ）前各号の規定により計算した所得税及び復興特別所得税の額の五千京分の一以上一垓分の一未満の端数は、これを五千京分の一に切り上げる。

（ヨ）前各号の規定により計算した所得税及び復興特別所得税の額の一垓分の一以上二垓分の一未満の端数は、これを一垓分の一に切り上げる。

（ラ）前各号の規定により計算した所得税及び復興特別所得税の額の二垓分の一以上五垓分の一未満の端数は、これを二垓分の一に切り上げる。

（リ）前各号の規定により計算した所得税及び復興特別所得税の額の五垓分の一以上十垓分の一未満の端数は、これを五垓分の一に切り上げる。

（ル）前各号の規定により計算した所得税及び復興特別所得税の額の十垓分の一以上二十垓分の一未満の端数は、これを十垓分の一に切り上げる。

（レ）前各号の規定により計算した所得税及び復興特別所得税の額の二十垓分の一以上五十垓分の一未満の端数は、これを二十垓分の一に切り上げる。

（ロ）前各号の規定により計算した所得税及び復興特別所得税の額の五十垓分の一以上百垓分の一未満の端数は、これを五十垓分の一に切り上げる。

（ワ）前各号の規定により計算した所得税及び復興特別所得税の額の百垓分の一以上二百垓分の一未満の端数は、これを百垓分の一に切り上げる。

（ヰ）前各号の規定により計算した所得税及び復興特別所得税の額の二百垓分の一以上五百垓分の一未満の端数は、これを二百垓分の一に切り上げる。

（ヱ）前各号の規定により計算した所得税及び復興特別所得税の額の五百垓分の一以上千垓分の一未満の端数は、これを五百垓分の一に切り上げる。

（ヲ）前各号の規定により計算した所得税及び復興特別所得税の額の千垓分の一以上二千垓分の一未満の端数は、これを千垓分の一に切り上げる。

（ン）前各号の規定により計算した所得税及び復興特別所得税の額の二千垓分の一以上五千垓分の一未満の端数は、これを二千垓分の一に切り上げる。

（ヴ）前各号の規定により計算した所得税及び復興特別所得税の額の五千垓分の一以上一京分の一未満の端数は、これを五千垓分の一に切り上げる。

（カ）前各号の規定により計算した所得税及び復興特別所得税の額の一京分の一以上二京分の一未満の端数は、これを一京分の一に切り上げる。

（ヨ）前各号の規定により計算した所得税及び復興特別所得税の額の二京分の一以上五京分の一未満の端数は、これを二京分の一に切り上げる。

（タ）前各号の規定により計算した所得税及び復興特別所得税

(ヘ) 法人税に準じて申告納税制度を採用すること。但し、各事業年度分の申告の期限は、決算確定後一箇月以内とし、又、事業年度が六箇月を超える場合における当該期間の概定申告の制度は、これを設けないこと。

(ト) 剰余金が払込資本金の年三分以下の場合における免税の制度は、これを廃止すること。

四　相続税及び贈与税

相続税

(イ) 納税義務者は、相続人、受遺者及び受贈者とすること。

(ロ) 被相続人が相続開始前二年（現行一年）以内になした贈与の価額は、相続財産の価格にこれを加算すること。

(ハ) 非課税財産の範囲は、次の通りとすること。

(1) 国及び地方公共団体に対する贈与又は遺贈

(2) 一定の公益事業に対する贈与又は遺贈のうち一定金額以下のもの

(3) 少額の贈与

(ニ) 現行の免税点（家督相続二万円、遺産相続三千円）の制度を廃止し、五万円の基礎控除を認めること。なお、これに関連して、扶養家族控除の制度を廃止すること。

(ホ) 税率については、現行家督相続と遺産相続との区別を廃止し、次の超過累進税率によること。

課税価格	第一種	第二種	第三種
	納税義務者が、被相続人の直系卑属又は配偶者であるとき	納税義務者が被相続人の直系尊属又は兄弟姉妹であるとき	納税義務者がその他の者であるとき
二万円以下の金額	百分の十	百分の十三	百分の十五
二万円を超える金額 五万円を超える金額	百分の十二	百分の十五	百分の十七
五万円を超える金額 十万円を超える金額	百分の十四	百分の十七	百分の十九
十万円を超える金額 十五万円を超える金額	百分の十六	百分の十九	百分の二十一
十五万円を超える金額	百分の十八	百分の二十一	百分の二十三
二十万円を超える金額	百分の二十一	百分の二十四	百分の二十六
二十五万円を超える金額	百分の二十四	百分の二十七	百分の二十九
三十万円を超える金額	百分の二十七	百分の三十	百分の三十二
三十五万円を超える金額 四十万円を超える金額	百分の三十	百分の三十三	百分の三十五
四十万円を超える金額 五十万円を超える金額	百分の三十三	百分の三十六	百分の三十八
五十万円を超える金額 六十万円を超える金額	百分の三十六	百分の三十九	百分の四十一
六十万円を超える金額 八十万円を超える金額	百分の三十九	百分の四十二	百分の四十四
八十万円を超える金額 百万円を超える金額	百分の四十二	百分の四十五	百分の四十七
百万円を超える金額 百五十万円を超える金額	百分の四十五	百分の四十八	百分の五十
百五十万円を超える金額 二百万円を超える金額	百分の四十八	百分の五十一	百分の五十三
二百万円を超える金額 三百万円を超える金額	百分の五十一	百分の五十四	百分の五十六
三百万円を超える金額 四百万円を超える金額	百分の五十四	百分の五十七	百分の五十九
四百万円を超える金額 五百万円を超える金額	百分の五十七	百分の六十	百分の六十二
五百万円を超える金額	百分の六十	百分の六十三	百分の六十五

同一の相続において、種別を異にする二人以上の納税義務者があるときは、当該各人別に当該種別による税率により総課税価格に対する税額を計算し、これに総課税価格中当該納税義務者の受ける利益の価額の占める割合を乗じて、その者の納付すべき税額を算出すること。

(ヘ) 相続税は、申告納税とし大体次によること。

(1) 納税義務者又は相続財産管理人等は、相続開始後原則として四箇月以内に申告をなすと同時に、その税金を納付する。

(2) 申告が不相当であるときは、政府において更正をなし、申告がなかったときは、政府において決定をなす。この場合においては、一定額の加算税を徴収することができる。

(ト) 年賦延納については、その限度（現行千円以上）を引き上げ、且つ一時に金銭で納付することが困難な場合に限ることとし、その期間を五年（現行七年又は十年）以内に短縮すること。なお、延納税額については、一定額の加算税を徴収すること。

(チ) 物納の制度を拡張すること。

(リ) 財産の評価に関する規定その他について、所要の整備を行うこと。

贈与税

(イ) 贈与に対する現行相続税法第二十三条の規定による課税を廃止し、これを拡張して贈与税の制度を創設すること。

(ロ) 納税義務者は、贈与者とすること。但し、受贈者をして、その受けた利益の限度において連帯納付の責に任ぜしめること。

(ハ) 贈与税は、親族に対してなされた贈与たると、親族以外の者に対してなされた贈与たるとを問わず、すべての贈与（寄附行為、廉価売買等贈与に類するものを含む。）に対してこれを課税すること。

(ニ) 相続税の非課税財産の例にならい、一定の贈与に対しては課税しないこと。扶養義務、教育費等で、贈与者の義務に属すべきものについてもまた同様とすること。

(ホ) 贈与者の一生を通して五万円の基礎控除を認めること。

(ヘ) 税率は相続税の第三種の税率によることとし、相続税と重複しないよう適当な調整をなすこと。

(ト) 納付すべき贈与税の税額は、当該暦年中における贈与の価額に当該暦年前になしたすべての贈与の価額を加え、その総額について税率を適用して算出した金額から、当該暦年前になした贈与の価額について税率を適用して算出した金額を控除した金額とすること。

(チ) 贈与税は一年ごとに申告納税することとし、大体次によること。

(1) 納税義務者は、前年中の贈与に対する贈与税について、翌年一月末日までに申告をなすと同時にその税金を納付する。

(2) 更正、決定等については、相続税に準ずる。（延納及び物納は、これを認めない。）

五　有価証券移転税

税率を、第一種千分の一（現行万分の五）、第二種千分の二（現行万分の十）、第三種千分の四（現行万分の二十）に引き上げること。

六　登録税

定額税については、大体二十割程度の増徴を行うとともに、贈与税との調整を図るため、不動産及び船舶の贈与等に因る所有権取得の登記に対する税率を軽減すること。

七　酒税

(イ) 清酒について一弁壜詰の小売価格を第一級酒百二十円程度（現行四十三円）に、第二級酒九十円程度（現行三十三円）に、麦酒について大壜詰一本の小売価格を二十円程度（現行七円）に引き上げる程度の増徴を行うとともに、その他の酒類についても品質に応じ、税負担に差等を設けて、これに準ずる増徴を行うこととし、総税額において二十四割程度の増収を図ること。

(ロ) 料理店、酒場等において販売する業務用酒類については、清酒第一級酒及び第二級酒の一弁壜詰一本について二百円程度、麦酒大壜詰一本について四十円程度の酒税を加算することとし、その他の酒類についても同程度の酒税を加算し、酒税の増収を図ること。

八　清涼飲料税

第二種サイダーの税率を一石について二千三百円（現行五百五十円）に引き上げ、その他の清涼飲料についても同程度の税率の引上げを行うこと。

九　砂糖消費税

砂糖第二種乙（分蜜白糖）の税率を百斤について千八十円（現行三百六十円）に引き上げ、その他の砂糖についても同程度の税率を引き上げる等の改正を行うこと。

十　織物消費税

抄繊織物等の税率を百分の十程度（現行百分の四十）に引き下げること。

十一　取引所税

取引税については、相当程度の増徴を行うこと。

十二　印紙税

税率を、大体十割乃至二十割程度引き上げることとし、これに伴い免税点の引き上げ等を行うこと。

十三　骨牌税

税率を、一組について、麻雀三百円（現行百円）、その他の骨牌三十円（現行十円）に引き上げる等の増徴を行うこと。

十四　物品税

㈠　甲類物品中化粧品等数品目に対する税率を百分の八十（現行百分の百）、乙類物品に対する税率を百分の五十（現行百分の六十）。丙類物品に対する税率を百分の三十（現行百分の四十）に引き下げるとともに丁類物品の一部の課税を廃止すること。

㈡　燐寸に対する税率を千本につき一円五十銭程度（現行二十五銭）に引き上げるとともに、飴類、サッカリン、ヅルチン及び蜂蜜に対しては、砂糖に準ずる程度の税率の引き上げを行うこと。

十五　入場税

税率の階級区分を廃止し、税率を、入場税については、百分の百（現行入場料三円五十銭未満のもの百分の五十、入場料三円五十銭以上のもの百分の百）に、特別入場税については、百分の四十（現行特別入場料三円五十銭未満のもの百分の二十、特別入場料三円五十銭以上のもの百分の四十）に、課税最低限を一円（現行五十銭）に引き上げること。

十六　狩猟免許税

税率を、一等六百円（現行二百円）、二等四百円（現行百二十円）、三等二百円（現行五十円）程度に引き上げる等の改正を行うこと。

十七　地租等の地方委譲並びに地籍法（仮称）及び家屋籍法（仮称）の制定

地租、家屋税及び営業税（以上現行還付税）、鉱区税並びに遊興飲食税（現行配付税）は、これを地方に委譲すること。なお、地籍及び家屋籍に関する事項を規定するため、地租法及び家屋税法に代え、地籍法及び家屋籍法を次により制定すること。

地　籍　法

㈠　土地を第一種地（賃貸価格を定める土地）及び第二種地（賃貸価格を定めない土地）に分けること。

㈡　地方税独立税たる地租の課税標準は賃貸価格とすること。

㈢　税務署に土地台帳を備え、土地の所在、地番、地目、地積、賃貸価格、所有者その他必要な事項を登録すること。なお、市町村においては、現行通り、土地台帳の副本を備えること。

㈣　あらたに土地の地番、地目、地積及び賃貸価格を定め、又はこれらを変更する場合の手続等については、現行地租法の例によること。但し、各種の減免租の年期地に関する規定は、これを相当整理すること。

㈤　国有地には、地籍法を適用しないこと。

㈥　地籍法の賃貸価格は、差し当り地租法による現行賃貸価格をそのまま引き継ぐこととし、今後は十年ごとに一般的にこれを改定すること。但し、第一回の一般的改定は、昭和二十五年（現行規定によるものより一年延期）において、これを行うこと。

家屋籍法

㈠　地方税独立税たる家屋税の課税標準は、賃貸価格とすること。

㈡　税務署に家屋台帳を備え、家屋の所在、家屋番号、種類、構造、床面積、賃貸価格、所有者その他必要な事項を登録すること。家屋台帳の副本については、土地台帳の副本と同様とすること。

㈢　あらたに家屋の家屋番号、種類、構造、床面積及び賃貸価格を定め又はこれらを変更する場合の手続等については、現行家屋税法の例によること。

㈣　家屋税法第三条に掲げる家屋（現行非課税家屋）については、賃貸価格を定めないこと。

㈤　国有の家屋には、家屋籍法を適用しないこと。

㈥　家屋籍法の賃貸価格は、差し当り家屋税法による賃貸価格をそのまま引継ぐこととし、今後は五年ごとに一般的にこれを改定すること。但し、第一回の一般的改定は昭和二十七年（現行規定によるものより二年延期）において、これを行うこと。

十八　その他

㈠　各税法の改正等に伴い、租税特別措置法、国税徴収法、納税施設法等につ

いても、所要の改正を行うこと。

㈡　現行の所得調査委員会、所得審査委員会及び相続税審査委員会は、これを廃止すること。

㈢　申告納税制度を採用した租税については、申告書の公開及び第三者通報制に関する規定を設けること。

㈣　訴願及び行政訴訟に関する法令の改正等に伴い、租税の賦課徴収に関する審査その他の規定を整備すること。

㈤　最近における情勢に対応し、酒類業団体法につき、強制加入制の廃止等の改正を行うこと。

㈥　各税法につき、必要な罰則の強化等を行うこと。

十九　実施期日

昭和二十二年四月一日を目途とすること。なお、所要の経過的規定等を設けること。

出所　大蔵省資料Z六二〇―四〇。

（7）酒類密造者取締りによる殉職についての大蔵省発表

（昭和二二年七月四日）

新　聞　発　表

今般川崎市櫻本町において酒類の大量密造をしている朝鮮人の集団部落に対して、去月二十三日第八軍当局の応援を得て、横浜検察庁検事指揮の下に、多数の税務官吏及び警察官吏がその部落を臨検し、密造酒類約八十石、原料の米・麦・麹等十数石、蒸溜設備その他、多数を差押えるとともに、犯則嫌疑者百余名を検束したが、右臨検に参加し抜群の活躍をして後帰宅の途にあった神奈川税務署間税課長端山豊蔵氏は、京浜線川崎駅前で数名の暴漢におそはれ、全身に数ヶ所の傷をうけ、直ちに川崎市立病院に運び入れたが、内出血のため腹膜炎を併発し遂に二十六日殉職にたをれた。この壮烈な殉職に対し東京財務局並びに全財労組の合同で七月五日午前十時より東京財務局において盛大な慰霊祭を営み、故人の冥福を祈るとともに今後各自の職務に一層の精進をちかふこととなっている。

最近、都会地近傍においては集団的大量の酒類密造が行はれ、これがヤミ市場、屋台店等に流れ込んでいる現状は目に余るものがあり、これ等の行為は単に酒税法違反といふに留まらず、主食の横流と広汎なヤミ行為を随伴しているのである。

今回、かかる尊い殉職者を出したことは返す返すも残念であるが、これを契機として政府としては、この種悪質なものに対しては徹底的取締りをなす方針である。

なお、犠牲者の遺族に対しては出来るだけの慰藉を講ずる。

出所　大蔵省資料Z五二六―一―二七。

（8）非戦災家屋等特別税（仮称）要綱

（昭和二二年八月五日）

非戦災家屋等特別税（仮称）要綱（昭二二、八、五）

一、戦災者と非戦災者との間における犠牲の不均衡を是正するとともに賠償撤去費その他緊急な財政需要に応ずるため、非戦災家屋等特別税（仮称）を創設すること。

本税は、一回限りの課税とすること。

二、非戦災家屋等特別税は、非戦災家屋税と非戦災者税の二本建とすること。

三、非戦災家屋税は、次により課税すること。

㈠　納税義務者は、昭和二十年八月十六日（調査時期）において家屋を所有していた者とすること。

㈡　課税物件は、調査時期における家屋とすること。家屋は、住宅、店舗の外、工場、倉庫等すべての家屋を含み、且つ、個人の用に供すると法人の用に供するとを問わない。

㈢　次に掲げる家屋には、課税しないこと。

イ　調査時期において国、都道府県、市町村が所有していた家屋及び旧家屋

税法第三条の規定により家屋税を課せられなかった家屋

ロ　賃貸価格が二十円程度以下の家屋等

㈣　課税標準は、調査時期における当該家屋の賃貸価格とすること。

㈤　税率は、賃貸価格の百分の三百程度とすること。

㈥　本税は、申告納税の方法によることとし、昭和二十二年十一月三十日までにこれを納付すること。但し、納税困難な者については、延納（原則として六箇月以内）を認めること。

㈦　調査時期後災害に因り家屋が滅失又は損壊した場合等については、軽減又は免除を行うこと。

四、非戦災者は、次により課税すること。

㈠　納税義務者は、昭和二十二年七月一日において独立の世帯を構えていた非戦災者たる世帯主で家屋を使用していたもの及び非戦災者たる法人で家屋を使用しているものとすること。

非戦災者とは、戦時災害に因り家屋又は動産につき一定割合（例えば三割程度）以上の損害を受けた者以外の者とすること。

㈡　左に掲げる者には、課税しないこと。

(イ)　国、都道府県、市町村等

(ロ)　調査時期後法施行地外から引き揚げた者

(ハ)　賃貸価格が四十円未満の家屋を使用していた個人等

㈢　左に掲げる家屋の賃貸価格は、非戦災者税の課税標準に算入しないこと。

(イ)　国宝又は史蹟名勝として指定された家屋

(ロ)　幼稚園、小学校、中学校、大学等において直接に教育の用に供する家屋

(ハ)　宗教法人の神社、寺院又は教会の用に供する家屋

㈡　公益法人の事務所又は直接公益の用に供する家屋等

㈣　課税標準は、課税時期における当該家屋の賃貸価格とすること。

㈤　税率は、賃貸価格の百分の三百程度とすること。

㈥　本税は、申告納税の方法によることとし、昭和二十二年十一月三十日までにこれを納付すること。但し、納税困難な者については延納（原則として六箇月以内）を認めること。

㈦　調査時期後災害に因り家屋又は動産が滅失又は損壊した場合等については、軽減又は免除を行うこと。

五、収入見込額①

欄外　鉛筆書き記入。

①	家屋税	四十億	延納除　三十億
	者税	三十六億	延納除　二十五―三十億
	合計	七十六億	五十五―六十億

出所　大蔵省資料Z五二六―二一―三。

(9)　徴税に関する栗栖蔵相・ケーディス民政局次長会談要録

（昭和二二年一〇月四日渉外特報第一九号）

大蔵省渉外特報（第一九号）昭和二十二年十月四日

渡辺渉外部長記

栗栖蔵相　ケーディス氏会談要録

栗栖蔵相は十月四日渡辺渉外部長と共に総司令部ガバメントセクションのケーディス氏に面会、大要左の如き会談を行った。先方はケーディス氏の外にリゾー氏及チルトン氏も同席した。

（ケーディス）

本日申上げたいことが二つある。その第一は中央又は地方の租税を徴収するに当って、政府又は政府機関以外のものをしてこれに当らしめてはならないといふ法律を今議会に提出せられ度いといふことである。

親分とか顔役とかいふものが租税の徴収に関与するが如きことは絶対にあってはならない。

第二の点は税務官吏の腐敗である。最近親分、ゴロツキ、クロマク、等闇の世界の手入をするに当って大きな障害となったのは、警察官の腐敗である。関根親分が長期に亘って逮捕を免かれて居たのはこの為であり、自分は警察が彼の所在を

知り乍ら逮捕を怠って居ったという証拠をもって居る。税に関しては自分はまだ確証を有して居らないけれども日本では課税に当って頻繁に妥協が行はれるやうに聞いて居る。かかることは当然に腐敗を導く原因となる。自分は税務官吏の腐敗をなくする為に必要なれば立法上の措置を、又その必要なければ行政上の措置を速に採られることを希望する。

（栗栖）

お話の点は諒承した。更に第三の問題として朝鮮人、台湾人その他所謂第三国人の課税の問題がある。今日迄この問題では殺人事件迄引おこして居り司令部の援助を煩し度い。

（ケーディス）

神奈川の殺人事件は自分も知って居る。この問題に付て司令部はあらゆる援助を惜しまない。

尚隠退蔵物資に付ては大蔵省はその報告を受けて居るか。

（栗栖）

大蔵省は金、銀等貴金属以外の問題に付ては報告を受けて居らない。唯自分は安定本部の和田氏に隠退蔵によって利得を得たものの報告を求めて居る。自分はこれ等の利得に充分課税し度いと思って居る。

（ケーディス）

非常に結構である。尚脱税者の処罰はどうして居られるか。

（栗栖）

自分はこれ迄所得税の脱税に付て一回も処罰が行はれて居らないので今後これを改めどしどし処罰する方針である。先日数件の大口脱税の追徴を行ひ之を発表したが、その中には五百万円に上るものもあった。又目下大阪に五千万円の事件が一つ懸案となって居る。更に今後は必要の場合は罰金のみならず体刑も課するつもりである。

（ケーディス）

正に自分の要望し度い所に着手せられた事を喜ばしく思ふ。一層の御努力を願ひ度い。

出所　大蔵省資料Z五〇八―五。

(10)　税制改正に関する法律案要綱及び非戦災者特別税要綱

（昭和二二年一〇月二八日閣議決定）

税制改正に関する法律案要綱

第一　方針

一　財政需要の増大に対応し、収支の均衡を図り、財政の強化に資するとともに、経済諸情勢等の推移に応じ、国民租税負担の公正を期する等のため税制の改正を行うこと。

二　所得税については、国民所得の現状及び国民生活の実情に顧み、いわゆる新円階層等一定額を超える所得者に対し重課するとともに、他面勤労所得者及び扶養親族を有する者の負担を軽減する措置を講ずること。

三　間接税中従価課税の酒税、清涼飲料税及び燐寸、飴、サッカリン等に対する物品税並びに入場税については、最近における物価の状況に即応して課税する等のため、相当の増徴を行うこと。

四　最近における物価の状況に顧み、定額税率による登録税、骨牌税、印紙税及び狩猟免許税についても、相当増徴すること。

五　戦災者と非戦災者との間における犠牲の不均衡を是正するとともに、臨時緊急な財政需要に応ずるため、別紙要領により非戦災者特別税を創設すること。

第二　要領

一　所得税

㈠　課税所得金額七万円を超えるものの税率を、次のように引き上げること。

七万円を超える金額	百分の五十七（現行百分の五十五）
九万円を超える金額	百分の六十四（現行百分の五十五）
十二万円を超える金額	百分の六十八（現行百分の六十）
十五万円を超える金額	百分の七十二（現行百分の六十）
二十万円を超える金額	百分の七十六（現行百分の六十五）

(ほ) 調査時期後災害に因り家屋又は机類が滅失した場合等について

（原則として六箇月以内）を認めること。

一日まで）に、これを納付すること。但し、納税困難な者については、延期

又は営業所若しくは事業所の所在地を物税地として、昭和二十三年一月三十

(へ) 本税は、申告納税の方法によることとし、納税義務者の住所地（居所地）

(と) 課税標準は、課税時期における当該家屋の賃貸価格とすること。

(ち) 賃貸価格は、調査時期における三百程度とすること。

(り) 公益法人等の事務所又は直接公益の用に供していた家屋

(ぬ) 宗教法人の神社、寺院又は教会の用に供していた家屋

(る) 国宝又は史蹟名勝として指定された家屋

(を) 私立の幼稚園、小学校、中学校、大学等において直接に教育の用に供していた家屋

(わ) 国、都道府県、市町村が所有していた家屋及び公用又は公共の用に供して

いた家屋

(か) 信仰を深める目的で公開されている家屋

(よ) 文化財保護法第二十七条の規定により重要文化財として指定された家屋

(た) 課税物件は、調査時期における家屋として、住宅、店舗、工場、倉庫等のいずれの家屋を含むこと。

(れ) 納税義務者は、昭和二十年八月十六日（調査時期）において家屋を所有していた個人及び法人であること。

(つ) 課税標準は、調査時期における当該家屋の生計を主として維持している者が死亡した場合の当該世帯の世帯主

(ね) 災害により滅失又は著しく損傷した家屋の価額は、非戦災者の二束程とすること。

(な) 国、都道府県、市町村等

(ら) 文化財保護法施行令第一条第四項に規定する重要美術品

(む) 調査時期後において、非戦災者の家屋の価額は、戦災者の二束程とすること。

(う) 納税義務者は、昭和二十二年七月一日（課税時期）において家屋を使用している非戦災者であること。

(ゐ) 非戦災者の税額は、次によること。

イ　戦災者と非戦災者との間における権衡の不均衡を是正するとともに、臨時緊急応急財政需要に応ずるため、非戦災者特別税額を創設すること。

ロ　本税は、一回限りの課税とすること。

ハ　非戦災者特別税は、非戦災家屋税と非戦災者税の二本建とすること。

ニ　非戦災家屋税は、次によること。

(イ)　納税義務者は、昭和二十年八月十六日（調査時期）において家屋を所有していた個人及び法人であること。

(ロ)　課税物件は、調査時期における家屋として、住宅、店舗、工場、倉庫等のいずれの家屋を含むこと。

(ハ)　課税標準は、調査時期における生計が世帯の生計を主として維持している世帯の世帯主

(ニ)　税率は、百分の三とすること。

(ホ)　本税は、申告納税の方法によることとし、納税義務者の住所地（居所地）又は営業所若しくは事務所の所在地を物税地として、昭和二十三年一月三十一日まで（原則として六箇月以内）に、これを納付すること。但し、納税困難な者については、延期

二十五万円を超える金額　百分の六十（現行百分の六十五）

三十万円を超える金額　百分の六十二（現行百分の六十五）

五十万円を超える金額　百分の六十四（現行百分の七十）

百万円を超える金額　百分の六十五（現行百分の七十五）

(ヘ)　納税義務者は、調査時期における当該家屋の用に供していた家屋

(ト)　納税義務者は、調査時期において当該家屋の用に供していた家屋

(チ)　前各号に掲げる家屋以外の家屋

(リ)　納税義務者は、調査時期において当該家屋の用に供していた家屋

(ヌ)　納税義務者は、調査時期において当該家屋の用に供していた家屋

(ル)　納税義務者は、調査時期において当該家屋の用に供していた家屋

(ヲ)　納税義務者は、調査時期において当該家屋の用に供していた家屋

(ワ)　納税義務者は、調査時期において当該家屋の用に供していた家屋

(カ)　納税義務者は、調査時期において当該家屋の用に供していた家屋

(ヨ)　納税義務者は、調査時期において当該家屋の用に供していた家屋

(タ)　納税義務者は、調査時期において当該家屋の用に供していた家屋

(レ)　納税義務者は、調査時期において当該家屋の用に供していた家屋

(ソ)　納税義務者は、調査時期において当該家屋の用に供していた家屋

(ツ)　納税義務者は、調査時期において当該家屋の用に供していた家屋

(ネ)　納税義務者は、調査時期において当該家屋の用に供していた家屋

(ナ)　納税義務者は、調査時期において当該家屋の用に供していた家屋

(ラ)　納税義務者は、調査時期において当該家屋の用に供していた家屋

(ム)　納税義務者は、調査時期において当該家屋の用に供していた家屋

(ウ)　納税義務者は、調査時期において当該家屋の用に供していた家屋

(ノ)　納税義務者は、調査時期において当該家屋の用に供していた家屋

(オ)　納税義務者は、調査時期において当該家屋の用に供していた家屋

(ク)　納税義務者は、調査時期において当該家屋の用に供していた家屋

(ヤ)　納税義務者は、調査時期において当該家屋の用に供していた家屋

(マ)　納税義務者は、調査時期において当該家屋の用に供していた家屋

(ケ)　納税義務者は、調査時期において当該家屋の用に供していた家屋

(フ)　納税義務者は、調査時期において当該家屋の用に供していた家屋

(コ)　納税義務者は、調査時期において当該家屋の用に供していた家屋

(エ)　納税義務者は、調査時期において当該家屋の用に供していた家屋

(テ)　納税義務者は、調査時期において当該家屋の用に供していた家屋

(ア)　納税義務者は、調査時期において当該家屋の用に供していた家屋

(サ)　納税義務者は、調査時期において当該家屋の用に供していた家屋

(キ)　納税義務者は、調査時期において当該家屋の用に供していた家屋

(ユ)　納税義務者は、調査時期において当該家屋の用に供していた家屋

(メ)　納税義務者は、調査時期において当該家屋の用に供していた家屋

(ミ)　納税義務者は、調査時期において当該家屋の用に供していた家屋

(シ)　納税義務者は、調査時期において当該家屋の用に供していた家屋

(ヒ)　納税義務者は、調査時期において当該家屋の用に供していた家屋

(モ)　納税義務者は、調査時期において当該家屋の用に供していた家屋

(セ)　納税義務者は、調査時期において当該家屋の用に供していた家屋

(ス)　納税義務者は、調査時期において当該家屋の用に供していた家屋

(ン)　納税義務者は、調査時期において当該家屋の用に供していた家屋

(ホ)　納税義務者は、調査時期において当該家屋の用に供していた家屋

(ヘ)　納税義務者は、調査時期において当該家屋の用に供していた家屋

(ト)　納税義務者は、調査時期において当該家屋の用に供していた家屋

(チ)　納税義務者は、調査時期において当該家屋の用に供していた

は、軽減又は免除を行うこと。

五　収入見込額昭和二十二年度六十五億円。

出所　大蔵省資料Z六二〇―四九。

(11)　租税収入確保に関する措置

（昭和二二年一〇月二八日閣議決定）

租税収入確保に関する措置

本年度租税及び印紙収入の当初予算六九五億円に加え、今回更に追加予算として六三七億余円の租税収入を計上し、合計千三百三十余億円を本年度中に徴収することとなったが、今日の税務行政は、闇取引の横行、国民経済組織の激変、納税者数の激増に伴い課税標準の調査が著しく困難になるとともに、徴税上の困難が増しており、本年度申告納税分所得税の申告済額は当初予算の二割六分にすぎず、滞納税額も亦七月末には約百億円、百三十一万件に達しており、このままにて推移せんか、租税収入の相当部分は単なる机上の空文に終る虞れがある。而して従来の未申告額を調査し、滞納を整理し更に右の追加予算計上額を徴税するに当っては幾多の抵抗と摩擦が予想されるので、これらの困難を克服し、所定の歳入を確保するためには、少くとも左の諸措置を急速に実施しなければならない。

(一)　租税危機突破運動の展開

全国民に、敗戦後の我が国民としては、荒廃に帰した国土の再建整備、敗戦に伴う義務の履行等のため、生活上、事業上の諸困難を克服しつつ旧に倍する租税負担を負わねばならぬことを理解せしめるとともに、進んで誠実な申告納税を励行せしめるために、強力な租税危機突破のための国民運動を興すこと。

このためには、国会をはじめ、政府各機関、民間諸有志の積極的協力を得ること。

(二)　税務官署の執務態勢の整備

(イ)　税務官署としては、大いに官紀を振粛して事務を刷新し、総力を挙げて滞納整理、間接税の犯則検査、課税標準の調査、未申告分の更正決定に当るとともに、直接税についても悪質な脱税者については罰則を適用するとともにこれを社会に公表すること。

(ロ)　直接税の犯則検査、直接税の課税標準の調査及び滞納処分に当っては、税務官署、税務職員の保護につき万全を期すること。

(ハ)　税務職員の人員については、十月十四日閣議決定（昭和二十二年度予算の節約等について）の二、第三項により、相当程度現員を超えて採用しなければならぬが、極力配置転換等によるよう努力すること。

(ニ)　国税の調査及び検査並びに滞納整理に従事する場合には、その職責に応ずる国税の調査及び検査手当並びに滞納整理手当を支給するとともに危険手当及び現金取扱手当を設けること。

(ホ)　当面税務職員の事務が著しく加重するので、特に多忙を極める期間税務職員に労務加配米を支給すること。

①　欄外　①留保。

編注　閣議決定にあたり、「(二)(ホ)の点は留保する」のただし書きが付された。

出所　大蔵省資料Z六二〇―四九。

(12)　税務行政の現状とその対策（昭和二二年、主税局）

税務行政の現状とその対策

一、税務行政の現状

(一)　総　説

現下の我国財政は、永年の戦禍と敗戦とに因る厖大な財政需要にも拘らず実質的な国民所得の激減に因る歳入調達難の間に苦悶しているのであるが、悪性インフレーションの進行を阻止するため赤字財政は極力回避せねばならず、このためには国民負担の増嵩を覚悟しながら、相当思い切った増税を続けねばならなかった。

即ち、昨年度においては財産税、戦時補償特別税及び増加所得税を創設し、本年度においては、所得税、法人税その他各税に渉る全面的な税制の改正を行うとともに、更に追加予算による歳出を賄うため、新税の創設及び若干の増税が予定されるにいたっている。

然るに、以上の税制の実施に当っては、闇取引の横行、経済取引の激変と納税者数の激増に伴い課税標準の調査は著しく困難となり、又国民の実質的租税負担の増嵩は、国民生活の窮迫化と相俟って徴税を甚だしく困難ならしめておるので、相次ぐ新税の創設と増税は税務行政事務を渋滞せしめ、一税の新設は他税の施行を不備ならしめ、一税の改正は他税の徴収を遅延せしめる状況であって、このまま推移せんか、予算に計上された租税収入を確保し得ざるのみならず、我国租税制度を混乱に導く虞れなしとしない。

以下、税務行政の各部に渉って、その現況を概説する。

(二)　財産税の課税状況

先づ財産税については、一年余に亘り税務職員の殆んど全能力をあげてこれが調査及び周知徹底につとめた結果申告額は当初歳入見積額四三五億円に対して三六三億一千万円で、八割三分という好申告状況を示したのであるが、無申告者、不足申告者の調査は、増加所得税の調査と競合したため相当遅延したが、第一次の更正決定は概ね九月中旬に終了し、これにより財産税の課税高は修正申告分を含めて四〇〇億円になることとなった。更にこれが第二次更正決定を十一月中に完了することを目途としているが、改正所得税法による更正決定事務と競合するので、予定時期までの完了には相当の困難が予想される。

(三)　戦時補償特別税の課税状況

次に戦時補償特別税については、当初の収入見積額六六九億円に対し本年六月一日までの申告額は約四五五億円であり、従って二百億余円不足である。本税の更正決定は、歳入確保の上からのみならず企業再建整備の進行上、又経済事情の変化が刻々変化する点からも一刻も早くこれを行う必要があるので、政府指定の機関又は金融機関等の有する資料の蒐集整理に全力をあげて来たが、何分にも本税の担当員は法人税の整理に追われているため相当遅延したが、本年度においては財産税及び戦時補償特別税の物納及び延納の許可事務がある。即ち、両税の物納申請件数は五六三、六五〇件、金額にして二〇、八四四百万円、延納申請は三七、九一七件、六、五一六百万円であったが、物納、延納の許可に当っては、現金による納付をなし得ない事情を調査し、物納物件については現実にその物が所在し担保権を附されていないことを確める等調査に相当の手数を要し、これが収納に当って各不動産証券等毎に所有権移転の手続を要するのであって、物納五〇、〇九〇件、五、一四六百万円、延納一一、三九六件、四、一七八百万円が処理未済として残っている。この物納、延納事務は、従来の税法には殆んどなかったこと、著しい手数を要することのために滞納整理事務進捗に影響するところ頗る大なるものがある。

(四)　財産税及び戦時補償特別税の物納及び延納

当遅延したが、本年中には更正決定をなし得る見込である。

(五)　増加所得税の課税状況

増加所得税については、昨年度及び本年度予算として九五億八千万円が計上され、追加予算として六〇億円が予定され合計収入見積額は一五五億八千万円の巨額に上るのであるが、これが収入未済額は約五十億円に上り、滞納激増の要因となっている。

従来の所得税においては、源泉課税をなす勤労、利子、配当所得等は、現実に支払う額に応じて課税し、賦課課税をなす事業所得税等については前年の所得実績に応じて課税していたのであるが昨年度においては異常な物価騰貴のため、前年の所得実績を基礎としたのでは極めて軽い負担となり、勤務所得に対する課税と全然権衡を失するのみならず、所謂新円層はすべてこの事業所得者中に含まれることになるので、実行上の無理を押して創設されたのである。而してこれが調査は、本年初頭より三月までの極めて短期間に行ったことと、所得階層の激変と闇所得の激増のさなかにある昨年度の事業所得を調査したのであるから、税務職員の難渋は言語に絶するものがあった。而もこれが決定に対しては、調査を杜撰なりとする異議申立、大衆課税なり

とする社会的反抗に遭い、再調査、追加決定等のため七、八月頃まで忙殺され然も五十億円の滞納を残すという状況である。

増加所得税異議申立状況（六月十五日現在）

異議申立		同上ノウチ処理済		訂正ニヨル
件数	決定人員ニ対スル割合	件数	異議申立ニ対スル割合	
五二一、六四五	〇・一六六	三九七、三五二	〇・七六二	九四六、二四六千円

(六) 改正所得税の施行状況

、右の増加所得税の調査決定及びその後の処理に忙殺されているさなかに、更に次の段階として本年四月より施行せられた所得税法、法人税法等の改正諸税法の施行に取りかからねばならなかった。即ち、今回改正諸税法の中枢をなす所得税法等直接税の改正の重点は申告納税制度にあるので、これについては納税者の所得申告が実行されるように新税法の紹介、申告納税の趣旨、申告の方法の周知徹底のため寧日なき奮闘を続けたのであるがその結果は、余りにも惨めなものに終ったのである。（中略――編者）

即ち、申告額は課税見込額に対して人員において五割七分一厘、所得金額において三割七分一厘という低率を示し、税額においては、実に一割七分に止っているのである。かくして課税見込額の八割三分に相当する三七、八二八百万円という巨額の税額は偏に税務官庁が職権を以ってする更正決定に俟つこととなったのであるがこの更正決定に当っては、増加所得税の場合と同様な困難が予想されるとともに、決定後の滞納も同様に予想されるのである。

(七) 法人税

法人税についても、税制改正を機会に本年度内に旧法人税法による未済分を一掃すべき計画をたてているのであるが、何分にも従来の未済件数は八六、〇一三件の多数にのぼりこれが目的の達成には相当の困難がある。

新法人税法による申告状況は、本年八月末において、要申告件数五二、五八五件に対し、申告未済件数三二、三六九件であって、これが無申告又は不足申告の調査に努力しており、殊に無申告の大法人の調査、闇取引を中心とする中小法人の調査の徹底は、緊急の要務であるが、これが進行状況は必ずしも良好ではない。

(八) 源泉課税分所得税

源泉課税分所得税については、明瞭な未納税額として六億六千万円、六万七千件が推定されるが、この外にも現物給与、他の実費弁償名義の給与に対する徴収洩れその他故意の徴収洩れは巨額に上ると認められ、目下特別計画を樹立して調査に着手している。

(九) 間接税

間接税についても、戦後の混乱せる経済情勢に乗じて違反件数は日毎に激増していると認められるがその検挙及び通告状況は左の如くである。

犯則処分表

	昭和二十年		昭和二十一年		昭和二十二年	
	検挙件数	罰科金（千円）	検挙件数	罰科金（千円）	検挙件数	罰科金（千円）
酒税	八、五一〇	三、九八五	二、六八六	一三、九〇二	末着	
織物消費税	一七三	三六二	四三四	三、五一九	末着	
物品税	四、一一五	一五、七三三	六、八〇二	六九、三五一	七、七五〇	一三、九一八
入場税	二四四	七五五	四九〇	三、三〇六	五六四	九、五一四

「註」　昭和二十二年の数字は、上半期分の数を二倍して掲上した。

(一〇) 滞納状況と租税収入の現況

次に滞納の状況を見ると次表の如く昨年末僅に七億六千万円であったものが本年七月末に至っては、実に百億円を突破せんとしているのであって今後所得税等の更正決定に伴って更に激増せんとする形勢にある。

滞納状況調

昨年末	七六〇、九六九千円	三七五、六八五件
二月末	七九五、一七五	四二一、五四七
三月末	八七三、九九八	四九三、二三五
四月末	一、五七一、二七三	五六四、九四五
五月末	四、二七六、七二一	七七八、五一五
七月末	九、八九三、二八五	一、三一六、七六九

税種別滞納税額表（昭和二十二年七月末日現在）

増加所得税	四、七九二、二七七千円	四九〇、一八〇件
財産税	一、二〇〇、一四六	三〇、八六八
戦時補償特別税	一、三八一、一七五	六、二三六
その他	二、五一九、六八七	七八九、四七五
計	九、八九三、二八五	一、三一六、七五九

これが対策としては、各財務局毎に夫々整理の具体的方針を樹て本年内或は、おそくとも本年度内に特別整理を完了すべく鋭意努力中であるが、かかる巨額の滞納整理が如何に困難であるかは申すまでもない。

(二) 以上を通観して最も注目を要すべき事項は

(イ) 増加所得税の決定に際し異常な社会的反抗に遭遇し、異議申立件数は激増すると共に滞納が激増したこと。

(ロ) 賦課課税分所得税、法人税等の申告状況悪く、今後の税務官庁による調査により、申告額に数倍する課税をしなければならないこと。

(ハ) 滞納件数が著しく激増していることと、今後所得税の更生決定をなす場合には、更にこれに倍する滞納が予想されること。

二、税務行政が現在の苦況に陥った基本的理由としては、次の四点が挙げられる。

(一) 国民租税負担が激増したこと

国民所得に対する租税負担（地方税、専売益金、印紙収入を含む）の割合としては、昭和十五年一割五分、昭和十九年二割五分に対し、本年度においては大約二割二、三分程度と推定され、終戦直前よりはやや少いと云い得る。併し租税負担の実質的軽重は国民所得が大なりや小なりやによって著しく異るところであって、終戦直前には国民は最低消費生活を営んでいたとはいえ尚余裕として納税額に数倍する国民貯蓄が存在していたことを想起せねばならぬ。例えば昭和十九年における国民貯蓄の増加額は、租税総額一四八億円に対し四八四億円で、三・二七倍に相当するが、本年度においては租税総額一、二六七億円（当初予算）に対し、本年貯蓄増加額（四月―八月貯蓄増加額12/5倍）は、一、三〇六億円で、一・〇三倍にしか当らない。又所得税の税率区分を、戦前戦後の物価騰貴を勘案して営業者の所得税負担額を比較すると、昭和十一年の物価を一〇〇、同十九年の物価を四〇〇、同二十二年の物価を六五〇〇と仮定すると、昭和十一年五〇〇円の所得に対しては同年の税額は零円、同十九年には二、〇〇〇円の所得に該当し税額二八八円、一四・四%、同二十二年には三二、五〇〇円の所得に該当し税額七、五七五円、二三・三%となり、昭和十一年三、〇〇〇円の所得に対する税額七〇円、二・三%に対比すると、同十九年所得一二、〇〇〇円、税額三、五七六円、二九・八%、同二十二年所得一九五、〇〇〇円税額一〇〇、〇二〇円、五一・五%となり、税負担の荷重は想像に余るものがある。

（中略――編者）

なお所得税が殆ど最低の所得にまで及んでいることは納税者を激増せしめ税務行政事務渋滞の大きな原因をなしている。

本年度における賦課々税分所得税の納税者数は、予算において七、四五二千人であるが、賦課々税分分類所得税及び綜合所得税の納税人員の合計は、昭和十五年において二、七八四千人、同十九年において五、九五九千人で、分類所得税と綜合所得税の重複分を各三割と仮定すると、昭和十五年一、九四八千人、昭和十九年四、一七一千人となり、昭和十五年の三・八倍、昭和十九年の一・八倍になっていると推定される。

(二) 現在の我が国民経済の不健全性

第二の理由として重視すべきは、終戦後の所得階層の激変、物価の異常な騰貴、闇取引の横行等を内容とする国民経済の不健全性である。

従来、営業者等の大部分は固定して居ったためこれが課税に当っても前年の課税額に準拠しその後の営業の盛衰、当該事業の商況によって比較的容易

に所得額を達観することができ長年の調査によって略正鵠を得た調査ができ上っていたのであるが、終戦後の激変により、新規営業者が簇出するとともに、旧来の営業者についても、その商況は千差万別となったので、殆ど総ての営業者事業者の課税標準の調査は、新規の調査と変らぬ状態に立到った。又かかる激変は、新規営業者をして徒らに資本の蓄積に急ならしめ将来の営業上の危険を担保するために脱税、滞納を行わしめる原因をなしていることも見のがし得ない。

又物価の異常な騰貴は、事務上の無理を押して増加所得税を強行せしめ、申告納税制度への転換を余儀なくせしめたのみならず、これにより四半期毎に所得金額が異ることとなるため、極言すれば従来年一回ですんだ調査が四回の調査となるのであって、税務行政事務繁忙の重大原因をなしている。

併し、税務行政の執行を最も困難ならしめているのは、最近における闇取引の横行である。この闇取引の横行こそ、前述の所得階層激変の重大原因をなしているのみならず、所得の調査を最も困難ならしめている原因である。闇取引の横行によって、正常な配給ルートによる取引量等の調査によっては正確な所得の権衡は図れず、所謂店舗をはらざる闇屋の調査の如きは異常な困難を伴う。のみならず、仕入、売却に闇を伴うことは、新規営業者の激増と相俟って、取引の全部を記帳せず、又は二重三重の帳簿を作成せしめる原因をなし、税務官署の調査を不正確ならしめるとともに、納税者自らも正確な所得を把握し得ない状況に導いている。更に、かかる闇取引の横行は、正常な営業を続けている者にとって、真面目に働いていれば税金まで高いとの感を与え、租税負担の不公正を思わしめる原因をなし、納税思想低下の根本原因をなしているのである。

(三)　納税思想の低下

敗戦の結果、納税に対する国家主義的信仰のなくなったことは結構なことであるが、民主主義のはきちがえに基く納税義務の軽視は顕著なものがある。申告納税制度は、各国民が自己の責任において国法に基き自己の納税額を定めるのであって、我国租税制度の民主主義的革命の第一歩であるにも拘らず、申告納税の成績は劣悪であって、依然として強権を以てする税務官署の決定に俟たねばならぬ状況である。

勿論前述の如き、租税負担が著しく重いこと、闇取引の横行等により真面目にやっては損だという考え方が流行していること、敗戦による国家活動に対する不信と放心等が主たる原因であるとはいえ、国家再建、戦争責任の履行、戦争による被害者の救済等のため、全く必要な納税に対する国民の理解なくしては、再び強権による徴税に逆転しなければならなくなるのである。

(四)　頻繁な新税の創設と税制の改正

税務行政が渋滞を生じた直接の原因としては、頻繁な新税の創設と税制の改正を挙げることができる。

財産税は、財産額に応じ最高九〇%に達する高税率を以て戦前戦時を通じて蓄積された国民の財産を課税の対象としたのであるが、これが実施は殆んど税務行政機構の全力を挙げて行われたのであり、土地、家屋、有価証券、預貯金その他あらゆる種類の財産の所有者を調査し、且物価変動の激しいなかで一応の評価をなし各人の財産額を算定し、現金又は各種形態の財産で税額を収納したのであって、この間他の諸税の事務は著しく阻害された。又戦時補償特別税は、戦時補償の打切を租税の形式で行ったのであるが、これが調査及び徴収に相当の手数を要したことは既述の通りである。

然も、これに加えて打続く物価騰貴に対処し、増加所得税が創設され、前年度においては、最も困難なる事業等所得の全面的調査の仕事が、二回に渉って行われることとなったのである。かくて、財産税及び戦時補償特別税の事務とともに、増加所得税の事務は、その大半を本年度に持ちこすに到ったのである。

併し、打続く物価騰貴に対処し、租税収入を確保するとともに官僚的色彩の濃厚だった従来の租税体系を民主主義的に改革するの必要は絶大なるものがあったので、かかる事務上の渋滞にも拘らず、税制上の大改正を行い、所得税について、予定所得を以てする申告納税制度を採用するとともに各税に渉ってこれに準ずる改正を行わねばならなかったのである。

(中略——編者)

(五)　最後に、税務行政機構が、これらの税務事務の激増に対応しきれなかったことを挙げねばならない。

上述の如き増新税の遂行に応ずるためには、税務行政機構の拡充強化が必要なので、政府は先づ第一線の税務署の分割増設を図り、従来三六九署に対し、本年度において既に八一署の増設を行った。なお、これと並行して財務局の分割又は財務局、税務署の中間機関の設置によって、税務署事務を統轄し各署間の課税の均衡と調査の充実を図る必要を痛感したのであるが、現在の住宅難、物資不足の状況の下においては徹底的な機構改革は物的設備の不足によって却って能率を害すと認められ、又中堅幹部の不足の点からも消極に解された。かくて、一応財務局長の課税上の権限を強化するとともに、直接税の課税標準の調査、間接税の犯則検挙、滞納処分の事務に従事する財務局員を相当増員することとしている次第である。

(中略——編者)

併し、これらの諸施策にも拘らず、上述の如き税務行政の渋滞を生ずるに至った理由を要約すれば左の如くである。

(イ)　物的施設の不備と整備難

戦時中に焼失した財務局税務署の再建、新設税務署の設備は不十分であることは申すまでもなく、既存の庁舎においても増加定員を収容しきれず他所分室等を設けるにいたっている。

用紙等についても不十分であり、本年度申告納税成績の悪かった原因も大半はここに存すると考えられる次第である。

又税務官庁間に在来直通電話の如き施設はなかったため、現在の通信交通事情の下においては、能率の低下著しいものがある。

予算編成時と経費支弁時との物価差からして、増加人員に対する椅子、机、書箱の整備すら困難な状況で、カード箱による資料の整理というが如き科学的方法は目下のところ単なる夢にすぎない。

(ロ)　職員の住宅難による人員配置上の不均衡

由来税務職員は地方出身者が多く、各財務局内において二、三年毎に転勤するのが例であったが、大都市の住宅難苦しきものがあるので、郷里へ転勤希望者簇出し最も課税上重点を置かなければならない大都市に必要な人員を配置し得ない状況である。殊に中堅以上の職員は相当家族を有するため、家族と離れての二重生活は現在の給与の下においては殆と不可能であり、ために大都市の大税務署が殆ど独身の未熟練者を以てうめられているが如き状況を呈している。

(ハ)　未熟練者多きこと

戦時中において薄給に耐えきれず民間会社等に移ったものが多かった上に、終戦後急激に定員増加を行うこととなったため多くの未熟練者を要するに至った。昨年七月一日現在においても財務局及び税務署の税務職員中官吏の在勤年数は五年未満四八・五%、十年未満二四・七%で十年以上は二六・六%にすぎず又年齢においても二十五歳未満四四・七%、三十歳未満一八・八%で三十歳以上は三六・五%にすぎない。従って、その後の増員を加味すると未熟練者の割合は更に増加しており、屈を含めた年齢構成が如何に低いかは恐るべきものがある。

(ニ)　大蔵省地方事務の増加

国有財務事務、理財関係事務、主計事務等において地方事務の激増し、財務局が拡大され、同地方部が設置されるに及び税務関係の熟練せる職員が、これらに吸収されたことも、窮迫せる人的事情の下にある税務関係として受けた影響を見逃し得ない。

三、税務職員の労働組合の動向と税務職員の立場

その大部分を税務職員によって構成される全国財務労働組合(全財)は、待遇の改善、生活給に対する勤労所得税の廃止等を大蔵大臣に要求し、スト準備態勢の整備を伝えられホワイトカラーの労働組合としては最も強硬なりと評されているのであるが、全財のかかる動向は、税務行政の逢着した現実の難関と税務官吏の苦悶の表情を反映するものがある。

由来、税務官吏は責任感強く、清貧に甘んじ、勤労精神旺盛なるものとし

て、大蔵省官吏の根幹をなしていたのであるが、戦時中にはその薄給と外部の好況との関係から、若干の不正事件を発生せしめるとともに多数の離職者を出し、戦時から戦後を通じて新任者の激増と相俟って事務上相当の能率低下を示すとともに、他面労働運動の急激な発展を見るに到ったのである。これが理由は、さきに述べたところと若干重複するが、概ね左の如きものである。

(一)　適正なる課税の困難と課税に対する社会的抗議

税務行政は国民経済の上に立脚するものであるから、不健全な国民経済の下において、課税の公正を期することは極めて困難である。所得階層の激変、闇取引の横行、納税義務者数の激増は適正なる課税を著しく困難ならしめているため、これが調査の徹底を期そうとすれば長日月を要し、物価騰貴の著しい今日却って巨額の減税を行う結果となる。かくて、若干の誤謬を冒しても、急速な調査決定をすることが必要である。併し、今日の租税負担は非常に高いから、若干の誤謬も各人にとっては重大な重圧に感ぜられることと、現在の高い国民租税負担の已むを得ざる点が国民に十分理解されていないため、課税に対する社会的抗議は強烈なものがある。増加所得税の課税に際して、大衆的なデモンストレーションが税務署に対して行われ、百億に上る滞納が生じたのはこれである。

かかる状況においては、税務職員の職種の正当な行使についても世評は頗る鋭敏であり、些細な落度も直にこれを糾弾の的とする傾向あり、ここに職務遂行を跼蹐せしめる原因がある。

かくて、組合の各支部等において税務署長、財務局長に対してなされる抗議は、所得税の調査決定等は予定の期限までにできないとか、このままでは滞納整理は困難であるとか、政府の方針通りやれば国民の社会的抗議を一斉に受けねばならない、という風なものが多い。かくて税務職員のヂレンマは、職務の完全遂行か苛斂誅求の非難を一身に引受けるかの点である。

又税務職員が最も憂慮しているのは、経済的誘惑と、身体的危険である。生活にあえぐ税務官吏に対し、課税を免れんがための誘惑は随所に伸べられているので、自らこの誘惑と戦い、新任の若き同僚をかかる危険から護らなければならない。又大規模な闇組織、酒類密造者等の調査に際しては屢々身体的危険におびやかされている状況である。かくて身体的保護の要請は屢々労働組合員からなされている。

(二)　待遇問題

全財の労働組合が、他の諸組合と共に現在の給与水準に対し反対していることは一応別問題とするも、税務職員の待遇が、他の官公庁職員のそれよりやや悪いということは、税務職員の誇りを傷つけ、能率を低下せしめる重大な原因をなしている。

(イ)　俸給の水準

昨年七月一日現在の給与調査によれば、学歴別勤続年数別の全官庁の各平均給与額に対し、財務局及び税務署職員の学歴別勤続年数別の給与額は平均して二十六円低いことになって居り、基本給に暫定加給と臨時増給を加算した従来の給与額は、平均一、三六〇円であり、この官庁間の凹凸を是正するためには一人当り月額百三十五円を支給しなければならないこととなっている。かくて今回の給与の凹凸是正により相当の是正はなし得ることとはなったが、過去の不足分が切り捨てられたこと、右の是正をなすも、なお、より高い給与水準の官庁が相当あること、現在の重大にして困難なる税務職員の職責よりすれば一般官庁より若干高い給与を受くべきこと等が要望されている。

(ロ)　厚生施設及び現物配給

税務職員は古くから官吏としての身分を与えられていたため、その仕事が肉体労働的要素を含むにも拘らず、現業官庁職員と異り殆ど現物給与又は現物配給を受けることができなかった。又税務官庁はその職務の性質上寄附を受けることを拒否してきたため、寄附金を以ってする援護団体の如きものを全然持っていない。従って、現物給与上の待遇の上においては、現業官庁や警察官署のそれに著しくおとると考えられる。

このことは、前述の給与水準の問題と相俟って、待遇改善の要求を推進し、労働組合の態度を強硬ならしめるとともに、事務能率の上に重大な影響を与えている。

(四)　対策

叙上の如き税務行政の現状を打開するためには、本質的には先づ国民の納税に対する理解を深めてその協力を得ることと、闇経済を撲滅し経済を常道に導くとともに国民経済組織の安定を図ることが必要であるが、これは一朝一夕にして成ることではないので、右の諸施策と並行して先づ来年度予算においては租税収入の限度において歳出を抑制し所要の税制の改正をなすとともに、税務職員の待遇の改善を図る必要がある。これらの諸措置を伴わざる単なる税制いじりは何等問題を解決せざるのみならず、問題を更に紛糾せしめる原因となるであろう。

一　納税に対する国民の理解を深めること

戦争中皇国租税理念或は納税報国というようなスローガンの下に納税思想の普及が行われて来たが、かかる信仰的抽象的なお題目が何等の意義なきことは申すまでもない。納税思想の普及は納税に対する国民の理解を深めること以外にはない。

(中略――編者)

殊に申告納税制度を採用した今日、自己の所得の記帳、特に営業者、事業者の正確な帳簿記載が励行されるようにならなければならない。同時にこの計算によって概算される税額が貯蓄されて居れば税務官吏の増員の如きは殆ど不必要になるのである。

(中略――編者)

二　闇取引の撲滅

正確な記帳が必要なることを前述したが、これを阻止するのは闇取引であり、闇取引が横行する限り正確なる記帳は馬鹿を見ることであり、又闇取引は公定価格違反とともに記帳されざる取引である。善良な国民が、租税負担が不公平であることをかこち、正常なる所得に対する課税が大衆課税の如く映ずる根源は闇所得の横行である。(中略――編者)而して闇撲滅に伴う失業者の処置こそ、これに伴い解決を要する問題となるのであろう。

三　税務職員の待遇の改善と税務官署の諸施設の整備

(イ)　給与の改善(略――編者)

(ロ)　労務加配米を給すること(略――編者)

(ハ)　旅費単価及び諸手当の問題(略――編者)

(ニ)　税務官署の諸施設の整備と、税務職員住宅の整備の急なることは三の(五)に述べたところより明かであろう。

以上の諸施策が遂行されるならば、人員の補充を或る程度中止し、給与の増額によって精鋭主義をとることも可能かと考えられる。併し、これらの施策も(一)、(二)の施策と並行せざる限り効果薄きことは申すまでもない。

(後略――編者)

出所　大蔵省資料Z五〇一―一四九。

(13)　徴税に関する栗栖蔵相・マーカット局長会談記録

(昭和二三年一月九日渉外特報第三七号)

大蔵省渉外特報(第三七号)昭和二十三年一月九日

栗栖蔵相・マーカット少将会談記録

渉外部　宮沢記

大蔵大臣は一月九日午前十時より約一時間マーカット少将と会談したが、当日の出席者は大蔵省側より栗栖大蔵大臣、渡辺渉外部長其の他、司令部側よりマーカット少将以下ルカウント、リード、バロン及びシャベルの諸氏であった。

会談中特記を要する点左の通り。

少将　過般主税局から各税務署に割当てた歳入目標が達成される為、第八軍管下の各地方軍政部をして積極的に税務署と協力し、税務官吏を鞭撻すると共に脱税者の摘発を援助せしめる為、目下成案の決裁を進めている。脱税者は遠慮なく処罰される可きであるが、職務過怠と認められる税務官吏も処断をする要がある。次に昨今岡山県下で反税運動に臨んだ群集が税務官吏

を傷害した事件を聞いたが、詳細な報告を大蔵省から求めた上、処置に必要な援助は如何なることでも行う。

ここで渡辺部長、全財発行の「大衆課税反対のために」というパンフレットを示し、反税運動が全国に蔓延せんとしている点及び全財側が之を理論づける為の努力をしつつある事を説明する。

少将　税務官吏の労働組合が、斯様なことを為す可きではない。キレンから十分云われているではないか。

次に大臣は、過般の視察の感想の一部として、税務官吏殊に経験者の不足を説明した。

少将　一定の歳入目標を立てそれを超えた部分について歩合でボウナスを与えるようなことは考えられないか。

リード　それは給与の根本政策との関係で問題がある。

少将　兎に角年度末迄は非常事態だから特別なボウナスとか例えばアメリカ煙草の如き報奨物資とかを考えてやって税務官吏の職に何か魅力を与えることが必要だろう。

大臣　早速方策を研究する。次に滞納整理に関して重要産業に融資をしてやると云う問題があるが。

マーカット少将は納税資金の融資をしたのでは税をとっても資金吸収にならぬのでこれに真向から反対し、東京芝浦だろうが、如何なる会社だろうが滞納をしているような者の財産はたたき売ってしまえと強硬に主張し、既に成案を得て大蔵省に指示した事務当局を困らせたが、結局滞納額の半分位なら一応融資してもよいだろうというような話も出たが、趣旨として少将の意見には一同異議なく、唯具体的適用の宜しきを得るという様な所で此の問題を打切った。

次にマーカット少将は、来年度の歳入計画は安本等と総合的な歳出入予算にする前に、切離して事前に示して欲しいと要求、大臣これを了承した。

大臣　租税の果敢な徴収を為す為には過誤納を速かに返還することが伴わねばならぬ。

少将　異議なし。

(14)　租税収入確保に関する緊急対策要綱

（昭和二三年一月二三日閣議決定）

租税収入確保に関する緊急対策要綱（二三、一、二三）

本年度末迄に一千億円に近い租税収入を確保し得るや否やは、現下我国における健全財政の維持、インフレーションの破局化防止の成否を決する基本問題であるから、この際政府は昨年十月二十八日の閣議決定（別紙参照）を再確認して、

税務官署における執務態勢を刷新し税務行政の執行上幾多の困難あるも敢然これを排除して所期の成果を挙ぐるため必要最少限度の措置として、差し当り左記各項を急速に実施して当面の危局打開に全力を傾倒するものとする。

記

一、税務官吏（その他の税務職員を含む、以下同じ）の職責の特殊性に対応した給与制度を制定実施すると共に、右職責の完遂に必要なる庁舎、備品、職員宿舎等の施設を急速に整備する。

なお税務官吏の調査旅費及び超過勤務手当は職務の遂行に必要なる額を確保する。

二、税務官吏の徹夜執務に対し差し当り本年度の租税収入確保に必要なる期間中の臨時応急措置として必要最小限度の主食を特配する。

三、税務官吏の大衆課税反対運動その他に付ては、それが税務行政の執行を妨害する場合には断乎これを取締る態勢を強化する。

四、前各項の実施に対応して税務官署における執務態勢を一層刷新確立する。

（別紙は、一一一四ページ資料(11)につき省略―編者）

出所　大蔵省資料Z六二〇―六二。

(15)　税制改正に関する法律案要綱及び取引高税法案要綱

（昭和二三年五月二六日閣議決定）

税制改正に関する法律案要綱

第一　方針

貨銀、物価等経済諸情勢の推移に応じて、国民の租税負担を調整、合理化するとともに、財政需要に対応して、租税収入を確保する等のため、次の方針により税制の改正を行うこと。

一　所得税については、貨銀、物価等の変動に伴う所得状況の推移課税の実情に照し、負担を軽減するため、基礎控除、扶養控除、勤労控除、税率等につき所要の改正を行うこと。

二　法人税については、産業の振興、外資の導入、株式の大衆化等に資するため、負担を軽減すること。なお、特別法人に関する規定を法人税法に統合すること。

三　物価の変動に即応して、間接税中従量課税の酒税、清涼飲料税、砂糖消費税、燐寸、飴類に対する物品税並びに定額税率による登録税、骨牌税、印紙税及び狩猟免許税について相当の増徴を行うこと。なお、物品税を課せられる物品中負担過重と認められる特定のものについて税率の調整等を行うこと。

四　有価証券移転税及び取引税について相当の増徴を行い、通行税については、従来の従料税を従価税率に改めること。

五　経済情勢の変動に即応して租税収入を確保し財政の基礎を堅実ならしめるとともに、所得税、法人税の増収の一部を補塡するため、取引高税を創設すること。

六　最近における徴税の実情に顧み加算税、追徴税等に関する規定の改正を行うとともに、直接国税に関する調査権限の拡充等を行い、脱税の防止、取締に資すること。

第二　要領

一　所得税

(一)　税率を次のように改正すること。

二万円以下の金額	百分の二十	（現行一万円以下　百分の二十 〃　一万円を超える金額　百分の二十五）
二万円を超える金額	百分の二十五	（現行百分の三十五 〃　三万円を超える金額　百分の四十）
四万円を超える金額	百分の三十	（現行百分の四十五 〃　五万円を超える金額　百分の五十）
七万円を超える金額	百分の三十五	（現行百分の五十七 〃　九万円を超える金額　百分の六十四）

十五万円を超える金額　百分の四十　（現行百分の六十四を超える金額）

十五万円を超える金額　百分の四十五　（現行百分の六十二）

十三万円を超える金額　百分の五十　（現行百分の七十を超える金額）

十二万円を超える金額　百分の五十五　（現行百分の七十二）

十一万円を超える金額　百分の六十　（現行百分の七十四）

十万円を超える金額　百分の六十五　（現行百分の七十六）

九万円を超える金額　百分の七十　（現行百分の七十八）

八万円を超える金額　百分の七十五　（現行百分の八十）

七万円を超える金額　百分の八十　（現行百分の八十二）

六万円を超える金額　百分の八十五　（現行百分の八十四）

五万円を超える金額　百分の九十　（現行百分の八十六）

四万円を超える金額　百分の九十五　（現行百分の八十八）

三万円を超える金額　百分の百　（現行百分の九十）

二万円を超える金額　百分の百五　（現行百分の九十二）

一万円を超える金額　百分の百十　（現行百分の九十四）

五千円を超える金額　百分の百十五　（現行百分の九十六）

二千五百円を超える金額　百分の百二十　（現行百分の九十八）

千円を超える金額　百分の百二十五　（現行百分の九十九）

千円以下の金額　百分の百三十　（現行百分の百）

（注）　普通所得に対する税率を当分の間、一般の法人の場合に比して百分の十二・五に相当する金額（最高五万円）とすること。但し、昭和二十三年分の所得税については、収入金額五万円又は一・四五万円に相当する金額を超える金額に対する税率は二十万円までの金額については、百分の二十五とする。

（注）　特別法人税を廃止し、特別法人に関する規定を法人税法に統合すること。

（注）　付加税等の半月額表及び旬額表を廃止すること。

（注）　資産再評価税の税率を改正し、評価益の一部を課税標準から控除すること。

（注）　法人税率の改正に伴い、個人税額表及び源泉徴収額表を改正するとともに、源泉徴収義務者の範囲を拡張すること。

（注）　その他所要の規定の整備をすること。

（五）　所得税法の一部を改正する法律（昭和二十二年法律第二十七号）の一部を次のように改正する。

第十一条第一項中「百分の十」を「百分の十五」に改める。

第十一条第二項中「百分の十」を「百分の十五」に改める。

第十一条第三項中「百分の十」を「百分の十五」に改める。

第十一条第四項中「百分の十」を「百分の十五」に改める。

第十一条第五項中「百分の十」を「百分の十五」に改める。

第十一条第六項中「百分の十」を「百分の十五」に改める。

第十一条第七項中「百分の十」を「百分の十五」に改める。

第十一条第八項中「百分の十」を「百分の十五」に改める。

第十一条第九項中「百分の十」を「百分の十五」に改める。

第十一条第十項中「百分の十」を「百分の十五」に改める。

第十一条第十一項中「百分の十」を「百分の十五」に改める。

第十一条第十二項中「百分の十」を「百分の十五」に改める。

第十一条第十三項中「百分の十」を「百分の十五」に改める。

第十一条第十四項中「百分の十」を「百分の十五」に改める。

第十一条第十五項中「百分の十」を「百分の十五」に改める。

第十一条第十六項中「百分の十」を「百分の十五」に改める。

第十一条第十七項中「百分の十」を「百分の十五」に改める。

第十一条第十八項中「百分の十」を「百分の十五」に改める。

第十一条第十九項中「百分の十」を「百分の十五」に改める。

第十一条第二十項中「百分の十」を「百分の十五」に改める。

第十一条第二十一項中「百分の十」を「百分の十五」に改める。

第十一条第二十二項中「百分の十」を「百分の十五」に改める。

第十一条第二十三項中「百分の十」を「百分の十五」に改める。

第十一条第二十四項中「百分の十」を「百分の十五」に改める。

第十一条第二十五項中「百分の十」を「百分の十五」に改める。

第十一条第二十六項中「百分の十」を「百分の十五」に改める。

第十一条第二十七項中「百分の十」を「百分の十五」に改める。

第十一条第二十八項中「百分の十」を「百分の十五」に改める。

第十一条第二十九項中「百分の十」を「百分の十五」に改める。

第十一条第三十項中「百分の十」を「百分の十五」に改める。

第十一条第三十一項中「百分の十」を「百分の十五」に改める。

第十一条第三十二項中「百分の十」を「百分の十五」に改める。

第十一条第三十三項中「百分の十」を「百分の十五」に改める。

第十一条第三十四項中「百分の十」を「百分の十五」に改める。

第十一条第三十五項中「百分の十」を「百分の十五」に改める。

第十一条第三十六項中「百分の十」を「百分の十五」に改める。

第十一条第三十七項中「百分の十」を「百分の十五」に改める。

第十一条第三十八項中「百分の十」を「百分の十五」に改める。

第十一条第三十九項中「百分の十」を「百分の十五」に改める。

第十一条第四十項中「百分の十」を「百分の十五」に改める。

第十一条第四十一項中「百分の十」を「百分の十五」に改める。

第十一条第四十二項中「百分の十」を「百分の十五」に改める。

第十一条第四十三項中「百分の十」を「百分の十五」に改める。

第十一条第四十四項中「百分の十」を「百分の十五」に改める。

第十一条第四十五項中「百分の十」を「百分の十五」に改める。

第十一条第四十六項中「百分の十」を「百分の十五」に改める。

第十一条第四十七項中「百分の十」を「百分の十五」に改める。

第十一条第四十八項中「百分の十」を「百分の十五」に改める。

第十一条第四十九項中「百分の十」を「百分の十五」に改める。

第十一条第五十項中「百分の十」を「百分の十五」に改める。

第十一条第五十一項中「百分の十」を「百分の十五」に改める。

第十一条第五十二項中「百分の十」を「百分の十五」に改める。

第十一条第五十三項中「百分の十」を「百分の十五」に改める。

第十一条第五十四項中「百分の十」を「百分の十五」に改める。

第十一条第五十五項中「百分の十」を「百分の十五」に改める。

第十一条第五十六項中「百分の十」を「百分の十五」に改める。

第十一条第五十七項中「百分の十」を「百分の十五」に改める。

第十一条第五十八項中「百分の十」を「百分の十五」に改める。

第十一条第五十九項中「百分の十」を「百分の十五」に改める。

第十一条第六十項中「百分の十」を「百分の十五」に改める。

第十一条第六十一項中「百分の十」を「百分の十五」に改める。

第十一条第六十二項中「百分の十」を「百分の十五」に改める。

第十一条第六十三項中「百分の十」を「百分の十五」に改める。

第十一条第六十四項中「百分の十」を「百分の十五」に改める。

第十一条第六十五項中「百分の十」を「百分の十五」に改める。

第十一条第六十六項中「百分の十」を「百分の十五」に改める。

第十一条第六十七項中「百分の十」を「百分の十五」に改める。

第十一条第六十八項中「百分の十」を「百分の十五」に改める。

第十一条第六十九項中「百分の十」を「百分の十五」に改める。

第十一条第七十項中「百分の十」を「百分の十五」に改める。

第十一条第七十一項中「百分の十」を「百分の十五」に改める。

第十一条第七十二項中「百分の十」を「百分の十五」に改める。

第十一条第七十三項中「百分の十」を「百分の十五」に改める。

第十一条第七十四項中「百分の十」を「百分の十五」に改める。

第十一条第七十五項中「百分の十」を「百分の十五」に改める。

第十一条第七十六項中「百分の十」を「百分の十五」に改める。

第十一条第七十七項中「百分の十」を「百分の十五」に改める。

第十一条第七十八項中「百分の十」を「百分の十五」に改める。

第十一条第七十九項中「百分の十」を「百分の十五」に改める。

第十一条第八十項中「百分の十」を「百分の十五」に改める。

第十一条第八十一項中「百分の十」を「百分の十五」に改める。

第十一条第八十二項中「百分の十」を「百分の十五」に改める。

第十一条第八十三項中「百分の十」を「百分の十五」に改める。

第十一条第八十四項中「百分の十」を「百分の十五」に改める。

第十一条第八十五項中「百分の十」を「百分の十五」に改める。

第十一条第八十六項中「百分の十」を「百分の十五」に改める。

第十一条第八十七項中「百分の十」を「百分の十五」に改める。

第十一条第八十八項中「百分の十」を「百分の十五」に改める。

第十一条第八十九項中「百分の十」を「百分の十五」に改める。

第十一条第九十項中「百分の十」を「百分の十五」に改める。

第十一条第九十一項中「百分の十」を「百分の十五」に改める。

第十一条第九十二項中「百分の十」を「百分の十五」に改める。

第十一条第九十三項中「百分の十」を「百分の十五」に改める。

第十一条第九十四項中「百分の十」を「百分の十五」に改める。

第十一条第九十五項中「百分の十」を「百分の十五」に改める。

第十一条第九十六項中「百分の十」を「百分の十五」に改める。

第十一条第九十七項中「百分の十」を「百分の十五」に改める。

第十一条第九十八項中「百分の十」を「百分の十五」に改める。

第十一条第九十九項中「百分の十」を「百分の十五」に改める。

第十一条第百項中「百分の十」を「百分の十五」に改める。

第十一条第百一項中「百分の十」を「百分の十五」に改める。

第十一条第百二項中「百分の十」を「百分の十五」に改める。

第十一条第百三項中「百分の十」を「百分の十五」に改める。

第十一条第百四項中「百分の十」を「百分の十五」に改める。

第十一条第百五項中「百分の十」を「百分の十五」に改める。

第十一条第百六項中「百分の十」を「百分の十五」に改める。

第十一条第百七項中「百分の十」を「百分の十五」に改める。

第十一条第百八項中「百分の十」を「百分の十五」に改める。

第十一条第百九項中「百分の十」を「百分の十五」に改める。

第十一条第百十項中「百分の十」を「百分の十五」に改める。

第十一条第百十一項中「百分の十」を「百分の十五」に改める。

第十一条第百十二項中「百分の十」を「百分の十五」に改める。

第十一条第百十三項中「百分の十」を「百分の十五」に改める。

第十一条第百十四項中「百分の十」を「百分の十五」に改める。

第十一条第百十五項中「百分の十」を「百分の十五」に改める。

第十一条第百十六項中「百分の十」を「百分の十五」に改める。

第十一条第百十七項中「百分の十」を「百分の十五」に改める。

第十一条第百十八項中「百分の十」を「百分の十五」に改める。

第十一条第百十九項中「百分の十」を「百分の十五」に改める。

第十一条第百二十項中「百分の十」を「百分の十五」に改める。

第十一条第百二十一項中「百分の十」を「百分の十五」に改める。

第十一条第百二十二項中「百分の十」を「百分の十五」に改める。

第十一条第百二十三項中「百分の十」を「百分の十五」に改める。

第十一条第百二十四項中「百分の十」を「百分の十五」に改める。

第十一条第百二十五項中「百分の十」を「百分の十五」に改める。

第十一条第百二十六項中「百分の十」を「百分の十五」に改める。

第十一条第百二十七項中「百分の十」を「百分の十五」に改める。

第十一条第百二十八項中「百分の十」を「百分の十五」に改める。

第十一条第百二十九項中「百分の十」を「百分の十五」に改める。

第十一条第百三十項中「百分の十」を「百分の十五」に改める。

第十一条第百三十一項中「百分の十」を「百分の十五」に改める。

第十一条第百三十二項中「百分の十」を「百分の十五」に改める。

第十一条第百三十三項中「百分の十」を「百分の十五」に改める。

第十一条第百三十四項中「百分の十」を「百分の十五」に改める。

第十一条第百三十五項中「百分の十」を「百分の十五」に改める。

第十一条第百三十六項中「百分の十」を「百分の十五」に改める。

第十一条第百三十七項中「百分の十」を「百分の十五」に改める。

第十一条第百三十八項中「百分の十」を「百分の十五」に改める。

第十一条第百三十九項中「百分の十」を「百分の十五」に改める。

第十一条第百四十項中「百分の十」を「百分の十五」に改める。

第十一条第百四十一項中「百分の十」を「百分の十五」に改める。

第十一条第百四十二項中「百分の十」を「百分の十五」に改める。

第十一条第百四十三項中「百分の十」を「百分の十五」に改める。

第十一条第百四十四項中「百分の十」を「百分の十五」に改める。

第十一条第百四十五項中「百分の十」を「百分の十五」に改める。

第十一条第百四十六項中「百分の十」を「百分の十五」に改める。

第十一条第百四十七項中「百分の十」を「百分の十五」に改める。

第十一条第百四十八項中「百分の十」を「百分の十五」に改める。

第十一条第百四十九項中「百分の十」を「百分の十五」に改める。

第十一条第百五十項中「百分の十」を「百分の十五」に改める。

第十一条第百五十一項中「百分の十」を「百分の十五」に改める。

第十一条第百五十二項中「百分の十」を「百分の十五」に改める。

第十一条第百五十三項中「百分の十」を「百分の十五」に改める。

第十一条第百五十四項中「百分の十」を「百分の十五」に改める。

第十一条第百五十五項中「百分の十」を「百分の十五」に改める。

第十一条第百五十六項中「百分の十」を「百分の十五」に改める。

第十一条第百五十七項中「百分の十」を「百分の十五」に改める。

第十一条第百五十八項中「百分の十」を「百分の十五」に改める。

第十一条第百五十九項中「百分の十」を「百分の十五」に改める。

第十一条第百六十項中「百分の十」を「百分の十五」に改める。

第十一条第百六十一項中「百分の十」を「百分の十五」に改める。

第十一条第百六十二項中「百分の十」を「百分の十五」に改める。

第十一条第百六十三項中「百分の十」を「百分の十五」に改める。

第十一条第百六十四項中「百分の十」を「百分の十五」に改める。

第十一条第百六十五項中「百分の十」を「百分の十五」に改める。

第十一条第百六十六項中「百分の十」を「百分の十五」に改める。

第十一条第百六十七項中「百分の十」を「百分の十五」に改める。

第十一条第百六十八項中「百分の十」を「百分の十五」に改める。

第十一条第百六十九項中「百分の十」を「百分の十五」に改める。

第十一条第百七十項中「百分の十」を「百分の十五」に改める。

第十一条第百七十一項中「百分の十」を「百分の十五」に改める。

第十一条第百七十二項中「百分の十」を「百分の十五」に改める。

第十一条第百七十三項中「百分の十」を「百分の十五」に改める。

第十一条第百七十四項中「百分の十」を「百分の十五」に改める。

第十一条第百七十五項中「百分の十」を「百分の十五」に改める。

第十一条第百七十六項中「百分の十」を「百分の十五」に改める。

第十一条第百七十七項中「百分の十」を「百分の十五」に改める。

第十一条第百七十八項中「百分の十」を「百分の十五」に改める。

第十一条第百七十九項中「百分の十」を「百分の十五」に改める。

第十一条第百八十項中「百分の十」を「百分の十五」に改める。

第十一条第百八十一項中「百分の十」を「百分の十五」に改める。

第十一条第百八十二項中「百分の十」を「百分の十五」に改める。

第十一条第百八十三項中「百分の十」を「百分の十五」に改める。

第十一条第百八十四項中「百分の十」を「百分の十五」に改める。

第十一条第百八十五項中「百分の十」を「百分の十五」に改める。

第十一条第百八十六項中「百分の十」を「百分の十五」に改める。

第十一条第百八十七項中「百分の十」を「百分の十五」に改める。

第十一条第百八十八項中「百分の十」を「百分の十五」に改める。

第十一条第百八十九項中「百分の十」を「百分の十五」に改める。

第十一条第百九十項中「百分の十」を「百分の十五」に改める。

第十一条第百九十一項中「百分の十」を「百分の十五」に改める。

第十一条第百九十二項中「百分の十」を「百分の十五」に改める。

第十一条第百九十三項中「百分の十」を「百分の十五」に改める。

第十一条第百九十四項中「百分の十」を「百分の十五」に改める。

第十一条第百九十五項中「百分の十」を「百分の十五」に改める。

第十一条第百九十六項中「百分の十」を「百分の十五」に改める。

第十一条第百九十七項中「百分の十」を「百分の十五」に改める。

第十一条第百九十八項中「百分の十」を「百分の十五」に改める。

第十一条第百九十九項中「百分の十」を「百分の十五」に改める。

第十一条第二百項中「百分の十」を「百分の十五」に改める。

第十一条第二百一項中「百分の十」を「百分の十五」に改める。

第十一条第二百二項中「百分の十」を「百分の十五」に改める。

第十一条第二百三項中「百分の十」を「百分の十五」に改める。

第十一条第二百四項中「百分の十」を「百分の十五」に改める。

第十一条第二百五項中「百分の十」を「百分の十五」に改める。

第十一条第二百六項中「百分の十」を「百分の十五」に改める。

第十一条第二百七項中「百分の十」を「百分の十五」に改める。

第十一条第二百八項中「百分の十」を「百分の十五」に改める。

第十一条第二百九項中「百分の十」を「百分の十五」に改める。

第十一条第二百十項中「百分の十」を「百分の十五」に改める。

第十一条第二百十一項中「百分の十」を「百分の十五」に改める。

第十一条第二百十二項中「百分の十」を「百分の十五」に改める。

第十一条第二百十三項中「百分の十」を「百分の十五」に改める。

第十一条第二百十四項中「百分の十」を「百分の十五」に改める。

第十一条第二百十五項中「百分の十」を「百分の十五」に改める。

第十一条第二百十六項中「百分の十」を「百分の十五」に改める。

第十一条第二百十七項中「百分の十」を「百分の十五」に改める。

第十一条第二百十八項中「百分の十」を「百分の十五」に改める。

第十一条第二百十九項中「百分の十」を「百分の十五」に改める。

第十一条第二百二十項中「百分の十」を「百分の十五」に改める。

第十一条第二百二十一項中「百分の十」を「百分の十五」に改める。

第十一条第二百二十二項中「百分の十」を「百分の十五」に改める。

第十一条第二百二十三項中「百分の十」を「百分の十五」に改める。

第十一条第二百二十四項中「百分の十」を「百分の十五」に改める。

第十一条第二百二十五項中「百分の十」を「百分の十五」に改める。

第十一条第二百二十六項中「百分の十」を「百分の十五」に改める。

第十一条第二百二十七項中「百分の十」を「百分の十五」に改める。

第十一条第二百二十八項中「百分の十」を「百分の十五」に改める。

第十一条第二百二十九項中「百分の十」を「百分の十五」に改める。

第十一条第二百三十項中「百分の十」を「百分の十五」に改める。

第十一条第二百三十一項中「百分の十」を「百分の十五」に改める。

第十一条第二百三十二項中「百分の十」を「百分の十五」に改める。

第十一条第二百三十三項中「百分の十」を「百分の十五」に改める。

第十一条第二百三十四項中「百分の十」を「百分の十五」に改める。

第十一条第二百三十五項中「百分の十」を「百分の十五」に改める。

第十一条第二百三十六項中「百分の十」を「百分の十五」に改める。

第十一条第二百三十七項中「百分の十」を「百分の十五」に改める。

第十一条第二百三十八項中「百分の十」を「百分の十五」に改める。

第十一条第二百三十九項中「百分の十」を「百分の十五」に改める。

第十一条第二百四十項中「百分の十」を「百分の十五」に改める。

第十一条第二百四十一項中「百分の十」を「百分の十五」に改める。

第十一条第二百四十二項中「百分の十」を「百分の十五」に改める。

第十一条第二百四十三項中「百分の十」を「百分の十五」に改める。

第十一条第二百四十四項中「百分の十」を「百分の十五」に改める。

第十一条第二百四十五項中「百分の十」を「百分の十五」に改める。

第十一条第二百四十六項中「百分の十」を「百分の十五」に改める。

第十一条第二百四十七項中「百分の十」を「百分の十五」に改める。

第十一条第二百四十八項中「百分の十」を「百分の十五」に改める。

第十一条第二百四十九項中「百分の十」を「百分の十五」に改める。

第十一条第二百五十項中「百分の十」を「百分の十五」に改める。

第十一条第二百五十一項中「百分の十」を「百分の十五」に改める。

第十一条第二百五十二項中「百分の十」を「百分の十五」に改める。

第十一条第二百五十三項中「百分の十」を「百分の十五」に改める。

第十一条第二百五十四項中「百分の十」を「百分の十五」に改める。

第十一条第二百五十五項中「百分の十」を「百分の十五」に改める。

第十一条第二百五十六項中「百分の十」を「百分の十五」に改める。

第十一条第二百五十七項中「百分の十」を「百分の十五」に改める。

第十一条第二百五十八項中「百分の十」を「百分の十五」に改める。

第十一条第二百五十九項中「百分の十」を「百分の十五」に改める。

第十一条第二百六十項中「百分の十」を「百分の十五」に改める。

第十一条第二百六十一項中「百分の十」を「百分の十五」に改める。

第十一条第二百六十二項中「百分の十」を「百分の十五」に改める。

第十一条第二百六十三項中「百分の十」を「百分の十五」に改める。

第十一条第二百六十四項中「百分の十」を「百分の十五」に改める。

第十一条第二百六十五項中「百分の十」を「百分の十五」に改める。

第十一条第二百六十六項中「百分の十」を「百分の十五」に改める。

第十一条第二百六十七項中「百分の十」を「百分の十五」に改める。

第十一条第二百六十八項中「百分の十」を「百分の十五」に改める。

第十一条第二百六十九項中「百分の十」を「百分の十五」に改める。

第十一条第二百七十項中「百分の十」を「百分の十五」に改める。

第十一条第二百七十一項中「百分の十」を「百分の十五」に改める。

第十一条第二百七十二項中「百分の十」を「百分の十五」に改める。

第十一条第二百七十三項中「百分の十」を「百分の十五」に改める。

第十一条第二百七十四項中「百分の十」を「百分の十五」に改める。

第十一条第二百七十五項中「百分の十」を「百分の十五」に改める。

第十一条第二百七十六項中「百分の十」を「百分の十五」に改める。

第十一条第二百七十七項中「百分の十」を「百分の十五」に改める。

第十一条第二百七十八項中「百分の十」を「百分の十五」に改める。

第十一条第二百七十九項中「百分の十」を「百分の十五」に改める。

第十一条第二百八十項中「百分の十」を「百分の十五」に改める。

第十一条第二百八十一項中「百分の十」を「百分の十五」に改める。

第十一条第二百八十二項中「百分の十」を「百分の十五」に改める。

第十一条第二百八十三項中「百分の十」を「百分の十五」に改める。

第十一条第二百八十四項中「百分の十」を「百分の十五」に改める。

第十一条第二百八十五項中「百分の十」を「百分の十五」に改める。

第十一条第二百八十六項中「百分の十」を「百分の十五」に改める。

第十一条第二百八十七項中「百分の十」を「百分の十五」に改める。

第十一条第二百八十八項中「百分の十」を「百分の十五」に改める。

第十一条第二百八十九項中「百分の十」を「百分の十五」に改める。

第十一条第二百九十項中「百分の十」を「百分の十五」に改める。

第十一条第二百九十一項中「百分の十」を「百分の十五」に改める。

第十一条第二百九十二項中「百分の十」を「百分の十五」に改める。

第十一条第二百九十三項中「百分の十」を「百分の十五」に改める。

第十一条第二百九十四項中「百分の十」を「百分の十五」に改める。

第十一条第二百九十五項中「百分の十」を「百分の十五」に改める。

第十一条第二百九十六項中「百分の十」を「百分の十五」に改める。

第十一条第二百九十七項中「百分の十」を「百分の十五」に改める。

第十一条第二百九十八項中「百分の十」を「百分の十五」に改める。

第十一条第二百九十九項中「百分の十」を「百分の十五」に改める。

第十一条第三百項中「百分の十」を「百分の十五」に改める。

第十一条第三百一項中「百分の十」を「百分の十五」に改める。

第十一条第三百二項中「百分の十」を「百分の十五」に改める。

第十一条第三百三項中「百分の十」を「百分の十五」に改める。

第十一条第三百四項中「百分の十」を「百分の十五」に改める。

第十一条第三百五項中「百分の十」を「百分の十五」に改める。

第十一条第三百六項中「百分の十」を「百分の十五」に改める。

第十一条第三百七項中「百分の十」を「百分の十五」に改める。

第十一条第三百八項中「百分の十」を「百分の十五」に改める。

第十一条第三百九項中「百分の十」を「百分の十五」に改める。

第十一条第三百十項中「百分の十」を「百分の十五」に改める。

第十一条第三百十一項中「百分の十」を「百分の十五」に改める。

第十一条第三百十二項中「百分の十」を「百分の十五」に改める。

第十一条第三百十三項中「百分の十」を「百分の十五」に改める。

第十一条第三百十四項中「百分の十」を「百分の十五」に改める。

第十一条第三百十五項中「百分の十」を「百分の十五」に改める。

第十一条第三百十六項中「百分の十」を「百分の十五」に改める。

第十一条第三百十七項中「百分の十」を「百分の十五」に改める。

第十一条第三百十八項中「百分の十」を「百分の十五」に改める。

第十一条第三百十九項中「百分の十」を「百分の十五」に改める。

第十一条第三百二十項中「百分の十」を「百分の十五」に改める。

第十一条第三百二十一項中「百分の十」を「百分の十五」に改める。

第十一条第三百二十二項中「百分の十」を「百分の十五」に改める。

第十一条第三百二十三項中「百分の十」を「百分の十五」に改める。

第十一条第三百二十四項中「百分の十」を「百分の十五」に改める。

第十一条第三百二十五項中「百分の十」を「百分の十五」に改める。

第十一条第三百二十六項中「百分の十」を「百分の十五」に改める。

第十一条第三百二十七項中「百分の十」を「百分の十五」に改める。

第十一条第三百二十八項中「百分の十」を「百分の十五」に改める。

第十一条第三百二十九項中「百分の十」を「百分の十五」に改める。

第十一条第三百三十項中「百分の十」を「百分の十五」に改める。

第十一条第三百三十一項中「百分の十」を「百分の十五」に改める。

第十一条第三百三十二項中「百分の十」を「百分の十五」に改める。

第十一条第三百三十三項中「百分の十」を「百分の十五」に改める。

第十一条第三百三十四項中「百分の十」を「百分の十五」に改める。

第十一条第三百三十五項中「百分の十」を「百分の十五」に改める。

第十一条第三百三十六項中「百分の十」を「百分の十五」に改める。

第十一条第三百三十七項中「百分の十」を「百分の十五」に改める。

第十一条第三百三十八項中「百分の十」を「百分の十五」に改める。

第十一条第三百三十九項中「百分の十」を「百分の十五」に改める。

第十一条第三百四十項中「百分の十」を「百分の十五」に改める。

第十一条第三百四十一項中「百分の十」を「百分の十五」に改める。

第十一条第三百四十二項中「百分の十」を「百分の十五」に改める。

第十一条第三百四十三項中「百分の十」を「百分の十五」に改める。

第十一条第三百四十四項中「百分の十」を「百分の十五」に改める。

第十一条第三百四十五項中「百分の十」を「百分の十五」に改める。

第十一条第三百四十六項中「百分の十」を「百分の十五」に改める。

第十一条第三百四十七項中「百分の十」を「百分の十五」に改める。

第十一条第三百四十八項中「百分の十」を「百分の十五」に改める。

第十一条第三百四十九項中「百分の十」を「百分の十五」に改める。

第十一条第三百五十項中「百分の十」を「百分の十五」に改める。

第十一条第三百五十一項中「百分の十」を「百分の十五」に改める。

第十一条第三百五十二項中「百分の十」を「百分の十五」に改める。

第十一条第三百五十三項中「百分の十」を「百分の十五」に改める。

第十一条第三百五十四項中「百分の十」を「百分の十五」に改める。

第十一条第三百五十五項中「百分の十」を「百分の十五」に改める。

第十一条第三百五十六項中「百分の十」を「百分の十五」に改める。

第十一条第三百五十七項中「百分の十」を「百分の十五」に改める。

第十一条第三百五十八項中「百分の十」を「百分の十五」に改める。

第十一条第三百五十九項中「百分の十」を「百分の十五」に改める。

第十一条第三百六十項中「百分の十」を「百分の十五」に改める。

第十一条第三百六十一項中「百分の十」を「百分の十五」に改める。

第十一条第三百六十二項中「百分の十」を「百分の十五」に改める。

第十一条第三百六十三項中「百分の十」を「百分の十五」に改める。

第十一条第三百六十四項中「百分の十」を「百分の十五」に改める。

第十一条第三百六十五項中「百分の十」を「百分の十五」に改める。

第十一条第三百六十六項中「百分の十」を「百分の十五」に改める。

第十一条第三百六十七項中「百分の十」を「百分の十五」に改める。

第十一条第三百六十八項中「百分の十」を「百分の十五」に改める。

第十一条第三百六十九項中「百分の十」を「百分の十五」に改める。

第十一条第三百七十項中「百分の十」を「百分の十五」に改める。

第十一条第三百七十一項中「百分の十」を「百分の十五」に改める。

第十一条第三百七十二項中「百分の十」を「百分の十五」に改める。

第十一条第三百七十三項中「百分の十」を「百分の十五」に改める。

第十一条第三百七十四項中「百分の十」を「百分の十五」に改める。

第十一条第三百七十五項中「百分の十」を「百分の十五」に改める。

第十一条第三百七十六項中「百分の十」を「百分の十五」に改める。

第十一条第三百七十七項中「百分の十」を「百分の十五」に改める。

第十一条第三百七十八項中「百分の十」を「百分の十五」に改める。

第十一条第三百七十九項中「百分の十」を「百分の十五」に改める。

第十一条第三百八十項中「百分の十」を「百分の十五」に改める。

第十一条第三百八十一項中「百分の十」を「百分の十五」に改める。

第十一条第三百八十二項中「百分の十」を「百分の十五」に改める。

第十一条第三百八十三項中「百分の十」を「百分の十五」に改める。

第十一条第三百八十四項中「百分の十」を「百分の十五」に改める。

第十一条第三百八十五項中「百分の十」を「百分の十五」に改める。

第十一条第三百八十六項中「百分の十」を「百分の十五」に改める。

第十一条第三百八十七項中「百分の十」を「百分の十五」に改める。

第十一条第三百八十八項中「百分の十」を「百分の十五」に改める。

第十一条第三百八十九項中「百分の十」を「百分の十五」に改める。

第十一条第三百九十項中「百分の十」を「百分の十五」に改める。

第十一条第三百九十一項中「百分の十」を「百分の十五」に改める。

第十一条第三百九十二項中「百分の十」を「百分の十五」に改める。

第十一条第三百九十三項中「百分の十」を「百分の十五」に改める。

第十一条第三百九十四項中「百分の十」を「百分の十五」に改める。

第十一条第三百九十五項中「百分の十」を「百分の十五」に改める。

第十一条第三百九十六項中「百分の十」を「百分の十五」に改める。

第十一条第三百九十七項中「百分の十」を「百分の十五」に改める。

第十一条第三百九十八項中「百分の十」を「百分の十五」に改める。

第十一条第三百九十九項中「百分の十」を「百分の十五」に改める。

第十一条第四百項中「百分の十」を「百分の十五」に改める。

第十一条第四百一項中「百分の十」を「百分の十五」に改める。

第十一条第四百二項中「百分の十」を「百分の十五」に改める。

第十一条第四百三項中「百分の十」を「百分の十五」に改める。

第十一条第四百四項中「百分の十」を「百分の十五」に改める。

第十一条第四百五項中「百分の十」を「百分の十五」に改める。

第十一条第四百六項中「百分の十」を「百分の十五」に改める。

第十一条第四百七項中「百分の十」を「百分の十五」に改める。

第十一条第四百八項中「百分の十」を「百分の十五」に改める。

第十一条第四百九項中「百分の十」を「百分の十五」に改める。

第十一条第四百十項中「百分の十」を「百分の十五」に改める。

第十一条第四百十一項中「百分の十」を「百分の十五」に改める。

第十一条第四百十二項中「百分の十」を「百分の十五」に改める。

第十一条第四百十三項中「百分の十」を「百分の十五」に改める。

第十一条第四百十四項中「百分の十」を「百分の十五」に改める。

第十一条第四百十五項中「百分の十」を「百分の十五」に改める。

第十一条第四百十六項中「百分の十」を「百分の十五」に改める。

第十一条第四百十七項中「百分の十」を「百分の十五」に改める。

第十一条第四百十八項中「百分の十」を「百分の十五」に改める。

第十一条第四百十九項中「百分の十」を「百分の十五」に改める。

第十一条第四百二十項中「百分の十」を「百分の十五」に改める。

第十一条第四百二十一項中「百分の十」を「百分の十五」に改める。

第十一条第四百二十二項中「百分の十」を「百分の十五」に改める。

第十一条第四百二十三項中「百分の十」を「百分の十五」に改める。

第十一条第四百二十四項中「百分の十」を「百分の十五」に改める。

第十一条第四百二十五項中「百分の十」を「百分の十五」に改める。

第十一条第四百二十六項中「百分の十」を「百分の十五」に改める。

第十一条第四百二十七項中「百分の十」を「百分の十五」に改める。

第十一条第四百二十八項中「百分の十」を「百分の十五」に改める。

第十一条第四百二十九項中「百分の十」を「百分の十五」に改める。

第十一条第四百三十項中「百分の十」を「百分の十五」に改める。

第十一条第四百三十一項中「百分の十」を「百分の十五」に改める。

第十一条第四百三十二項中「百分の十」を「百分の十五」に改める。

第十一条第四百三十三項中「百分の十」を「百分の十五」に改める。

第十一条第四百三十四項中「百分の十」を「百分の十五」に改める。

第十一条第四百三十五項中「百分の十」を「百分の十五」に改める。

第十一条第四百三十六項中「百分の十」を「百分の十五」に改める。

第十一条第四百三十七項中「百分の十」を「百分の十五」に改める。

第十一条第四百三十八項中「百分の十」を「百分の十五」に改める。

第十一条第四百三十九項中「百分の十」を「百分の十五」に改める。

第十一条第四百四十項中「百分の十」を「百分の十五」に改める。

第十一条第四百四十一項中「百分の十」を「百分の十五」に改める。

第十一条第四百四十二項中「百分の十」を「百分の十五」に改める。

第十一条第四百四十三項中「百分の十」を「百分の十五」に改める。

第十一条第四百四十四項中「百分の十」を「百分の十五」に改める。

第十一条第四百四十五項中「百分の十」を「百分の十五」に改める。

第十一条第四百四十六項中「百分の十」を「百分の十五」に改める。

第十一条第四百四十七項中「百分の十」を「百分の十五」に改める。

第十一条第四百四十八項中「百分の十」を「百分の十五」に改める。

第十一条第四百四十九項中「百分の十」を「百分の十五」に改める。

第十一条第四百五十項中「百分の十」を「百分の十五」に改める。

第十一条第四百五十一項中「百分の十」を「百分の十五」に改める。

第十一条第四百五十二項中「百分の十」を「百分の十五」に改める。

第十一条第四百五十三項中「百分の十」を「百分の十五」に改める。

第十一条第四百五十四項中「百分の十」を「百分の十五」に改める。

第十一条第四百五十五項中「百分の十」を「百分の十五」に改める。

第十一条第四百五十六項中「百分の十」を「百分の十五」に改める。

第十一条第四百五十七項中「百分の十」を「百分の十五」に改める。

第十一条第四百五十八項中「百分の十」を「百分の十五」に改める。

第十一条第四百五十九項中「百分の十」を「百分の十五」に改める。

第十一条第四百六十項中「百分の十」を「百分の十五」に改める。

第十一条第四百六十一項中「百分の十」を「百分の十五」に改める。

第十一条第四百六十二項中「百分の十」を「百分の十五」に改める。

第十一条第四百六十三項中「百分の十」を「百分の十五」に改める。

第十一条第四百六十四項中「百分の十」を「百分の十五」に改める。

第十一条第四百六十五項中「百分の十」を「百分の十五」に改める。

第十一条第四百六十六項中「百分の十」を「百分の十五」に改める。

第十一条第四百六十七項中「百分の十」を「百分の十五」に改める。

第十一条第四百六十八項中「百分の十」を「百分の十五」に改める。

第十一条第四百六十九項中「百分の十」を「百分の十五」に改める。

第十一条第四百七十項中「百分の十」を「百分の十五」に改める。

第十一条第四百七十一項中「百分の十」を「百分の十五」に改める。

第十一条第四百七十二項中「百分の十」を「百分の十五」に改める。

第十一条第四百七十三項中「百分の十」を「百分の十五」に改める。

第十一条第四百七十四項中「百分の十」を「百分の十五」に改める。

第十一条第四百七十五項中「百分の十」を「百分の十五」に改める。

第十一条第四百七十六項中「百分の十」を「百分の十五」に改める。

第十一条第四百七十七項中「百分の十」を「百分の十五」に改める。

第十一条第四百七十八項中「百分の十」を「百分の十五」に改める。

第十一条第四百七十九項中「百分の十」を「百分の十五」に改める。

第十一条第四百八十項中「百分の十」を「百分の十五」に改める。

第十一条第四百八十一項中「百分の十」を「百分の十五」に改める。

第十一条第四百八十二項中「百分の十」を「百分の十五」に改める。

第十一条第四百八十三項中「百分の十」を「百分の十五」に改める。

第十一条第四百八十四項中「百分の十」を「百分の十五」に改める。

第十一条第四百八十五項中「百分の十」を「百分の十五」に改める。

第十一条第四百八十六項中「百分の十」を「百分の十五」に改める。

第十一条第四百八十七項中「百分の十」を「百分の十五」に改める。

第十一条第四百八十八項中「百分の十」を「百分の十五」に改める。

第十一条第四百八十九項中「百分の十」を「百分の十五」に改める。

第十一条第四百九十項中「百分の十」を「百分の十五」に改める。

第十一条第四百九十一項中「百分の十」を「百分の十五」に改める。

第十一条第四百九十二項中「百分の十」を「百分の十五」に改める。

第十一条第四百九十三項中「百分の十」を「百分の十五」に改める。

第十一条第四百九十四項中「百分の十」を「百分の十五」に改める。

第十一条第四百九十五項中「百分の十」を「百分の十五」に改める。

第十一条第四百九十六項中「百分の十」を「百分の十五」に改める。

第十一条第四百九十七項中「百分の十」を「百分の十五」に改める。

第十一条第四百九十八項中「百分の十」を「百分の十五」に改める。

第十一条第四百九十九項中「百分の十」を「百分の十五」に改める。

第十一条第五百項中「百分の十」を「百分の十五」に改める。

第十一条第五百一項中「百分の十」を「百分の十五」に改める。

第十一条第五百二項中「百分の十」を「百分の十五」に改める。

第十一条第五百三項中「百分の十」を「百

十四　骨牌税
税率を、一組につき、席数千五百円（現行千円）、その他の骨牌百三十円（現行百円）に引き上げる等の増徴を行うこと。

十五　印紙税
税率を、一通につき、案件状、委託書等二円（現行一円）、預金通帳以外の通帳等（物品切手を含む。）及び入場券等千百円（現行五百円）に引き上げる等の改正を行うこと。

十六　狩猟免許税
税率を、一件三千円（現行二千四百円）、二等千八百円（現行千二百円）、三等七百五十円（現行五百円）に引き上げる等の改正を行うこと。

十七　国税犯則取締法
直接国税に関する犯則事件の調査を強力、且つ迅速に行い、課税の徹底を期するため、収税官吏の調査権限を拡充強化するとともに、国税の課税標準の申告をしないことに国税の徴収又は納付をしたくないこと等を偽計その他不正の行為により免れ、又は還付を受けること等を犯則とした者を処罰する規定を設けるため、間接国税犯則者処分法を改正して国税犯則取締法を制定すること。

十八　関税法
関税法の犯則事件に対する調査の規定を整備強化すること。

十九　その他
(一)　加算税、過怠税及び罰則を整備強化するとともに、国税の過誤納金に還付加算金を附すること。
(二)　国税徴収法の延滞金の割合を引き上げるとともに、国税の優先徴収権を整備すること。
(三)　自己の生活上消費する者（外食券食堂を含む。）以外の者に対する販売を禁止すること。
(四)　土地の賃貸価格の一般的改訂を一年延期すること。
(五)　その他各税法につき規定の整備を行うこと。

一、総則

取引高税法案綱

取引高税法における一定の物品に関する取引。但し、配給公団又は肥料配給公団のする石炭又は肥料の販売で価格調整補給金の支給をするものに限る。

(6)　価格調整公団がする価格等の調整のために行う取引には、取引高税を課しないこと。

(7)　自己の収穫した農産物（繭を含む。）、林産物若しくは木産物の販売又はその原料としての造成した物の販売。但し、特に営業所を有する者の行う販売へ。

(8)　有価証券の移転及び入場税、通行税、馬券税又は取引税を課せられる営業者との取引高税の納税義務者

三、納税義務者

取引高税の納税義務者は、取引の対価として金銭又は金銭の給付を受けることをもつて、即ち現実に代金を受けるときにおいて（以下一括して「即時」という。）、その取引の金額に対する取引高税を納付しなければならないこと。

四、課税標準

(一)　課税標準及び税率

取引高税の課税標準は、取引の対価として金銭又は金銭の給付を受ける場合においては、その取引の金額とし、これを取引の相手方に交付しなければならないこと。

(二)　一取引の取引金額が五十円未満の場合においては、前月分の取引高税を翌月十日までに納付すること。

(三)　一取引の取引金額が一万円以上の取引については、受取書等に印紙を貼用して消すべき方法によること。

五　納付及び申告

(一)　取引高税は、取引金額の百分の一とすること。

(二)　取引高税は、取引の都度、その取引金額の支払いを受ける者に相当するものをもつて、即時に代金と共に支払うべき金額の支払いを受ける者に対して課税標準及び税率を明らかにした書面を交付する方法により、納付すること。

(三)　取引高税の納付は、取引金額の支払いを受ける者において、その取引の金額を記載した申告書を翌月十日までに税務官庁に提出して、これと同時に納付すること。

(四)　銀行業、無尽業、信託業、保険業、ガス供給業、電気供給業、無線電話放送業又は運送業中鉄道業（軌道業を含む。）、海運業（本水区域内の水上運送を含む。）若しくは自動車運送業（鉱石運送業にあつては、毎月分の取引金額及び積載量を記載した報告書を翌月十日までに提出しなければならないこと。）

(五)　保険業においては、払込保険料額（生命保険においては、百分の十に相当する金額を控除した金額とし、強制加入の保険については、全額を除く。）、付金利息、手数料、信託報酬、貸付金利息、手数料、有価証券賃付料、信託業又は運送取扱業中鉄道業（軌道業を含む。）、海運業、電気供給業、無線電話放送業又は運送業中鉄道業（軌道業を含む。）若しくは自動車運送業（本水区域内のみ上陸する船舶を記載した報告書を翌月十日までに提出しなければならないこと。）

(六)　中告書の提出があつた場合において、申告に係る取引金額又は税額が過少であると認めるときは、税務官吏は、帳簿その他の物件について調査をして、その取引金額又は税額を更正すること。

(七)　その他の営業にあつては、その生ずる収入金額（利益金額を含む。）、付金利息、手数料、有価証券賃付料、信託報酬、貸付金利息、手数料、有価証券賃付料、信託報酬、貸付金利息、手数料、有価証券賃付料、信託報酬、貸

(二)　申告書の提出がなかった場合においては、政府は取引金額又は税額を決定すること。

八　その他

(一)　取引高税の納税義務者は、印紙購入通帳を備え付け、印紙を購入しようとするときは、印紙を販売する者に対し印紙購入通帳を呈示し、これに購入する印紙の金額等を証する表示を受けなければならないこと。

(二)　学校又は社会事業、保護施設等を営む者が五の(二)により交付された印紙を集めて政府に提出したときは、政府は当該印紙の額面額一円以下の場合はその百分の五、一円を超え十円以下の場合はその百分の三、十円を超える場合はその百分の二に相当する金額の交付金を交付すること。

(三)　その他収税官吏の質問検査権、罰則に関する規定を設けること。

出所　大蔵省資料Z六二〇―六二。

(16)　所得税法の一部を改正する等の法律案の司令部による訂正

(昭和二十三年六月二日)

昭和二十三年六月二日　　法制長官

内閣官房長官殿

連合軍総司令部の指示によりさきに閣議決定になった「所得税法の一部を改正する等の法律案」中別紙の通り訂正せられたい。

(別紙)

第七条消費税法の改正案中

第六十三条ノ二の改正規定の次に次のように加えること。

第六十四条第一項中「五万円」を「十万円」に改める。

第六十五条中「三万円」を「五万円」に改める。

第八条清涼飲料税法の改正案中

第十三条の改正規定の次に次のように加えること。

第十四条中「五万円」を「十万円」に改める。

第十五条の改正規定の次に次のように加えること。

第十六条及び第十七条中「三万円」を「五万円」に改める。

第九条砂糖消費税法の改正案中

第十三条の改正規定の次に次のように加えること。

第十五条中「三万円」を「五万円」に改める。

第十条織物消費税法の改正案中

第十七条の改正規定の次に次のように加えること。

第十八条中「三万円」を「五万円」に改める。

第十一条物品税法の改正案中

第一条第一項の改正規定を次のように訂正すること。

丁類第五十四号の次に次の一号を加え、戊類第六十八号を削り、第五十五号を第五十六号とし、以下第六十七号までを丁類として順次繰り下げる。

五十五　ラジオ聴取機及同部分品

第二条第二項中「第六十六号」を「第六十七号」に訂正すること。

第十九条の改正規定を次のように訂正すること。

第十九条第一項中「五万円」を「十万円」に改め、同項第二号を削り、同項第三号を第二号とし、同条第二項を削る。

第十九条の改正規定の次に次のように加えること。

第二十条中「三万円」を「五万円」に改める。

第十二条取引所税法の改正案中

第五条の改正規定の次に次のように加えること。

第十五条第一項中「三倍」を「五倍」に改める。

第十三条骨ばい税法の改正案中

第十五条ノ三第一項中「五万円」を「十万円」に訂正すること。

第十六条中「三万円」を「五万円」に訂正すること。

第十六条の改正規定の次に次のように加えること。

第十七条及び第十八条中「三万円」を「五万円」に改める。

第十五条間接国税犯則者処分法の改正案中

第十九条の改正規定の次に次のように加えること。

第十九条ノ二中「第一条第一項」を「間接国税ニ関スル犯則事件ニ付第一条第一項」に改める。

編注　この訂正は酒税、清涼飲料税、砂糖消費税、織物消費税、物品税、取引所税、骨牌税に関する罰金について、五万円を十万円に、三万円を五万円に、三倍を五倍にそれぞれ強化すること、物品税第一種の戊類に分類されている「ラジオ聴取機及同部品」を丁類に移すことを内容とするものである。

出所　大蔵省資料Z六二〇―六二。

(17)　昭和二十三年度租税収入確保対策要綱

(昭和二三年六月四日閣議決定)

昭和二十三年度租税収入確保対策要綱

本年度二千六百三十余億円に上る租税収入を、適時、適正且つ円滑に確保することは、洵に容易の業ではない。しかしながら経済復興の基盤を形成するインフレの抑制、健全財政の堅持を貫徹するためには、先づ何を措いても、又如何なる障碍を排除しても、この難問題を克服することが絶対の要請である。そしてそのためには、差し当り少くとも

一、国会その他各方面との緊密な連絡の下に、認識と理解に基く自主的納税への広汎且つ強力な運動を展開する。

二、中央及び地方を通じて、税務の執行を一貫した科学的合理性に立脚せしめる如き、常時調査と監査の機構を確立すると共に、税務行政機構の全体を通じて一段と整備強化する。

　全国税務官吏中特に優秀な者より簡抜して、新に大蔵省及び財務局に相当多数の国税査察官(仮称)を置き、専らインフレ利得等の徹底的捕捉に従事せしめる。

　税務職員の職責の特殊性に対応する任用資格、職階給与、身分その他に関する制度を確立して、益及び質において所要の人材を確保する。

　前三項に関し特別の懇談会を設けて速かに調査審議を了する。

三、税務職員に対して差し当り必要な最少限度の再教育を行う。即ち屈員及び経験年数の短い官吏に対する短期講習及び実務訓練を全面的に実施する外、既存の税務講習所制度を整備するとともに、税務職員全体を対象とする昇進制度と結び付けた通信教育制度を開設する。

四、税務職員が夜間執務その他特別の激務に従事する場合は主食その他を特配する。

五、税務官署を相当増設する。

六、税務官署の設備改善、税務職員に対する福利厚生施設の整備充実特に庁舎、備品、職員宿舎、保健施設等の整備を行い、所要の人材確保と執務能率の向上に資する。

七、実情に即し円滑適正なる税務行政の運営を図るため、地方公共団体及び各種団体等との連絡を緊密にして十分な協力を求めることとし、その反面悪質な反税運動に対しては徹底的に取締を行う。

八、納税を円滑ならしめるため、納税組合の普及発達を促進助長するとともに金融機関の積極的な協力を求める。

九、以上各項その他税務の適正円滑な遂行に必要な経費は予算上優先的に確保する。

記

出所　大蔵省資料Z六二〇―六二。

(18) 特別所得税の設定について（地方税法改正法案の修正）

（昭和二三年六月一一日閣議決定）

特別所得税の設定について

さきに閣議に提出した地方税法を改正する法律案に対し修正を加えること。

一、左に掲げる第一種職業及び第二種職業に対しては、事業税を課しないものとすること。

第一種職業

一　医業

二　歯科医業

三　助産婦業

四　その他これらに類する職業

第二種職業

一　弁護士業

二　司法書士業

三　公証人業

四　税務代理士業

五　公認会計士業

六　その他これ等に類する職業

二、前項に掲げる職業から生ずる所得に対し、新に特別所得税を課するものとすること。

三、特別所得税は、所得を標準として、従業地所在の道府県において課するものとすること。

四、特別所得税の標準賦課率は第一種職業に対するものは百分の四、第二種職業に対するものは百分の五とすること。

五、市町村は特別所得税に対し、附加税を課するものとすること。

その標準賦課率は百分の百とすること。

（備考）

本措置によって生ずる地方税の減収一億円は、国庫において負担する。

出所　大蔵省資料Z六二〇―六二。

(19) 国税査察官（仮称）制度要綱案（昭和二三年六月二四日税務機構及び税務職員に関する特別懇談会小委員会決定）

国税査察官(仮称)制度要綱案（二三、六、二四小委員会）

一、全国税務官吏の中から特に優秀な者を簡抜して、国税査察官(仮称)をおき、専ら大口利得者等の徹底的捕捉に従事せしめること。

二、大蔵省主税局及び各財務局に新に査察部（仮称）を設けること。

三、主税局査察部及び各財務局査察部の部長及び部員を国税査察官（仮称）とし、主税局査察部及び各財務局査察部を通じて約千名（差し当り五百名）の国税査察官をおくこと。

四、㈠　主税局の国税査察官は各財務局査察部の行う事務の管理及び監督を行い、併せて財務局兼務者として機動的、重点的に国税の調査、検査及び滞納処分を行い得ることとすること。

㈡　各財務局の国税査察官は財務局長の命を受けて機動的、重点的に国税の調査、検査及び滞納処分を行うこととし、併せて税務署の事務監察を行い得ることとすること。

五、主税局、財務局の査察部長には、部内における最も優秀な練達者をもつてこれにあて、部員たる国税査察官は、一定の資格要件を具えた者より選抜することとし、各々その職責に相応する待遇を与えること（一般の税務職員より職階上優遇すること）。なお、必要に応じ適宜国税査察官としての訓練、再教育を行うこと。

六、前各項の実施に関し官制その他につき差当り必要な措置を講ずることとするが、なお、税務機構全体の審議の際に併せて再検討を加えること。

編注　本要綱は七月二日特別懇談会総会に付談決定され、七月五日、国税査察官制度が新設された。

出所　大蔵省資料Z五一一―一二。

(20) 脱税その他租税犯罪に対する処罰の厳正な適用について

（昭和二三年七月三〇日閣議決定）

脱税その他租税犯罪に対する処罰の厳正な適用及び促進について

（昭二三、七、三〇大蔵省・法務庁）

脱税による税金の減収は、財政の健全な運用を危うくし、日本経済の立直りを停滞させ国民生活を一層不安定にさせる結果となるわけであるから、悪質な脱税者に対しては、この際税法に定めてある懲役罰金等の刑罰の訴追をもって厳に臨むこととし、これによって他面一般納税者の納税道義の昂揚を期待し、ひいて、納税成績の一段の飛躍向上を図ることは、現下の急務と認められる。特に、所得税、法人税等の直接税については、従来久しく処罰の実例に乏しかったが最近における税制改革により民主的な申告納税制度に改められ納税者の自覚と責任とにおいて税法に定められた税金を納税者が自発的に納める建前となり、納税の実が挙がるか挙がらないかは納税者の遵法観念納税道義の如何にかかることとなったので、税制の民主化を促進するためにも、租税負担を免れようとする悪質違反者に対しては厳にその責任を追及する必要がある。

租税罰則適用の強化及び促進については昭和二十二年以来その適切な実現について努力し来り、現に直接税の脱税についても起訴中の事件が相当数に上っているが、なお不十分なところが多いので、今後は、大体次の要領により措置し、一段とその実効を収めることとしたい。

租税罰則適用の強化及び促進方実施要領

一　最近における納税の状態に顧み、脱税者に対しては、懲役及び罰金等各税法に定める刑罰制裁を以て厳に臨むこととし、この際脱税事件の調査摘発を促進し、特に悪質な脱税者に対しては、体刑を以て臨むこととする。

二　従来は、脱税犯に対する刑罰制裁は、酒税、物品税等の間接税については実行されて来たが、今後は法人税、所得税等の直接税の脱税犯についてもその検挙に力を注ぎ厳罰方針を以て臨む。なお、会社その他の法人が脱税した場合においては、法人を罰するとともに、重役その他関係者に対しても懲役刑等を以てその責任を追及する。

三　大蔵省主税局及び各財務局の査察部においては、優秀な税務職員を相当数簡抜して国税査察官とし、機動的且つ継続的に脱税事件の調査摘発に当ることにする外、税務事務が特に輻輳している現状ではあるが、税務の重点的運営により、脱税事件の調査摘発を全面的に強化促進する。

四　悪質な脱税事件については、税務官庁において積極的に告発を行い検察庁においては、厳正且つ敏速にこれを処理する。なお、脱税事件の調査及び検察に必要な事項につき常時連絡するため法務庁及び大蔵省間並びに検察庁及び財務局、税務署間の連絡機構を設ける。

五　脱税事件の検挙及び処理を厳正且つ敏速にするため、これを専門的に担当する検察官及び検察事務官の増置その他所要の検察態勢の強化を図る。

六　納税をしないことの煽動又は強要その他の徴税を阻害するような悪質な違反行為に対しては、今回施行された国税犯則取締法及び一般刑法の規定等を適用し、この際断乎これを取り締まる。

七　租税犯に対する処罰の強化及び促進と併行して、財政経済事情の解説、租税知識の普及宣伝その他納税道義の昂揚に適当且つ有効な施設をできるだけ推進する。

八　前各項の事項に関連し、所要の予算的措置を講ずる。

出所　大蔵省資料Z六二〇―六三。

(21)　酒類密造の取締り及び酒税収入の確保に関する件

（昭和二三年九月七日閣議決定）

酒類密造の取締及び酒税収入の確保に関する件

一　酒類密造の横行は、酒税の収入及び主食の供出を阻害すること著しいので、本年産米の出廻り期を契機として、全国的かつ継続的な密造取締を徹底的に行うものとする。

二　関係各庁は一体となってこれに当ることとし、その連絡のため中央及び地方に酒類密造対策協議会を設ける。

三　正規の酒類の供給が少いことが、密造の大きな原因の一となっており、他面財政需要に応ずる酒税収入の確保を困難にしているので、酒類用原料の割当を可及的増加するよう努力する。

四　本取締に要する経費については予算上の措置を講ずることとする。

出所　大蔵省資料Z六二〇―六三。

(22)　取引高税の廃止に関しマーカット局長会見記録

（昭和二三年一一月二四日渉外特報号外）

大蔵省渉外特報（号外）昭和二十三年十一月二十四日

取引高税の廃止に関する件

石田官房次長記

泉山大蔵大臣、民主自由党政務調査会長青木孝義氏、同副会長石原登氏、渉外部長（参議院議員）一松政吉氏はＥＳＳマーカット少将を訪ね取引高税の撤廃に関し会議したが、その要領左の通りである。

出席者　日本側　神田、中川両経本政務次官、堀越経本副長官、渡辺官房長、平田主税局長、勝部経本官房次長、石田官房次長、吉国秘書官、宮沢事務官

司令部側　コーヘン、モス、リード、ハッチンソン、サノーの諸氏

泉　山　取引高税の撤廃は民自党の公約であるが、追加予算とは別に考えたい。民自党から三月一日より取引高税を廃止する法案をＧＳへ出したが会期も切迫しているので、本法案を国会へ提出することを至急御承認願い度い。本件に付いては私も同意である。民自党からその事で三人見えているが、具体的説明は青木氏から申上げる。

青　木　取引高税の廃止は国民の生死に関する重要事であり、且つ党の公約もあるので是非之を実現し度い。三月一日から廃止すると減収二、七一四百万円、之が補塡として家庭配給の一部である配給酒六万八千石を特価酒に振り向けることによって二、七二〇百万円の増収を確実に得られる。わが党の生命にも関することであるから、是非御承認願い度い。

マーカット　私は政治には興味はないし、また持つべきでもないと考える。何党であろうと税をまけてやって投票をかせぎ其の穴埋めを米国の弗を以てするということには賛成出来ない。私は如何なる税を設けるか、如何なる税を廃止するかということには干渉しないが、代り財源さえ明瞭ならば何党でも取引高税の廃止は結構である。然し御提案の酒については、現在までの売行状況から見て問題外である。酒の大増産をやるか、売行が非常に増すかしなければ増収を図ることは到底出来ない。貴案は国民をあざむくものである。大蔵大臣にも申上げたが、予算は、一方に歳出、他方に歳入があって、歳入が減れば歳出を切らなければならない。何党であれ国民の信用で政権を維持するというなら、国民のために政府を運営しなければならず、またその費用及び職員の給与を支払うことを要し、従って之に必要な歳入を調達すべきである。現に予算はかたちんばになっていて、現在までの状況から判断すると、今後も歳入に穴があきそうである。政治と経済を調整するのは日本政府の仕事であるが、私は如何なる租税措置をも主張しているわけではない。国民が犠牲を払い、

新財源を得るかまたは歳出を切るかして、予算をバランスさせさえすれば私としては何等異存はない。貴方がたは、党利のために来て居られるが私には何の関係もない事で、私の仕事は日本に於ける均衡的な経済的安定を達成することにある。

泉　山　本件は国民の輿論であるが、国民がきめ得る様に国会に提出するのであって、国会に於て廃止を可とすればそれに従わざるを得ない。

マーカット　税は皆やめる、給与は引上げる、財源はないと言う場合に大臣はどうされるお積りか。其の穴を米国から補給してもらうと言うならとても承認は出来ない。政府を運営するため納税することは国民の義務である。財源の範囲で給与をきめ、また、其の範囲で税を取ると言うことが原則であって、私は個々の税を問題にしているのではない。

泉　山　廃止するのみならばいけないが、代りの財源がある。

マーカット　此の案では代り財源にならない。現に減収を示しているではないか。

泉　山　要するに財源が確実なりや否の問題であるので、事務当局で検討して是非国会に提出することを認めて戴き度い。

マーカット　私の処では、法案を承認するとか、しないとか、言うことはないので、財政面から見て適当か否かを検討するのである。財源がリアリスティックなものであるかを検討するために、先づ事務当局へ提出して戴き度い。申上げておくが、米国から援助を受ける基本的な条件の一つとして予算の均衡を保たなければならないのである。貴案はリアリスティックな財源とは思はれないが、事務当局とよく相談せられ度い。私は確実な収入さえあれば如何なる法案であっても満足する。

真実のバランスでなければ国民をあざむくことになる。

石　原　実現不可能なことをいって国民をあざむいているのではない。酒の売行が悪いのは政府の販売方法及び販売機構が悪かったので、之については納得のゆく改革案を持っている。尚冬になれば酒の売行は著増する。

マーカット　季節的な変動を問題にしているのではなくて一年間の歳入を言っているのだ。冬になれば売行が増加する事は知っているが、一週間と五十二週間とは違う。過去の穴まで埋める程売行が増加するあては全くない、次の三ヶ月に売行が三倍になったとしても過去の穴が大きいからその穴埋めに使わなければならない。従来、収支の予想を立てると、其の収入が現実化しないにかかわらず、超過収入があると考える傾向がある。過去の穴を埋めて、始めて超過収入があると言い得る。取引高税廃止による減収二七億円と言われるが、統計によれば実際はこの倍位になろう。取引高税収月約四〇億円の予定が二〇億円しか取れてないから、酒で増収出来るなら取引高税と酒と両方とも必要であろう。

コーヘン　現在迄計画通りとれていないから、その穴埋めのためには之から年度末まで月割額以上にうんと取らなければならない。

青　木　統計から見てそうはならぬ。取引高税の年額予算は二一四億円だから月三〇億円とれば十分である。

マーカット　計数は事務当局で話し合って戴き度い。私の方で大いに御援助したいと思っているのは、予算をできるだけ早く国会へ提出できるようにすることである。司令部の係官は昼夜の別なく働くから予算について事務当局とよく相談せられ度い。

出所　大蔵省資料Z五二六―二一六。

(23)　今後に於ける昭和二十三年度の租税収入確保対策

（昭和二三年一二月七日閣議決定）

今後に於ける昭和二十三年度の租税収入確保対策

本年度租税及び印紙収入は、当初予算額二、六七七億円の処、今回の補正予算

において更に四八七億円が追加計上されることとなり合計三、一六四億円の巨額に達することとなるが尋常の方法ではこの予算額の達成は、到底困難といわなければならない。

そもそも政府は昨年度の徴税経過に鑑み、本年度に於ては当初より租税収入の適時円滑な確保を図るため納税宣伝の強力な展開、数次に亘る滞納特別整理計画の実施等により、租税収入の早期確保に努める一方、国税査察官制度の新設、財務局税務署の増設等、税務機構を整備強化して極力インフレ利得の捕捉に努め、国民負担を公正化すべく努力して来たのである。

しかし乍ら本年十月末現在租税及び印紙収入の実績は一、〇二三億円で、収入歩合は予算額に対し三二・三%（当初予算に対し三八・二%）となり前年同期の二四・二%に比し稍々改善されたとはいえ、尚低調を示して居り、特に租税収入の大宗たる申告納税分所得税について見れば、僅に二四四億円（収入歩合、予算額に対し二〇%、当初予算額に対し二二%）を収入し得たにすぎない。政府はすでに十月及び十一月に於て、農業所得の早期申告を指導勧奨し、農業以外の事業所得に対しては更正決定を行う等、所得税の早期収入確保に努めているのであるが、納税者側における相当の資金難、一部の者等による反税運動潜行の実情等に照しその徴収は容易ならぬものがあるのであり、今後における本年度租税及び印紙収入予算額の確保については非常な困難が予想されるのである。

しかしながらインフレーションを収束して速かに経済の安定を図ることは我国現在の最大の課題であり、これが第一要件たる健全財政を堅持するためには、いかなる困難を排除しても本年度租税及び印紙収入の予算額を確保しなければならない。

これがため当面の税務行政としては、

(一) 申告納税分所得税の課税の適正化及び徴収の促進
(二) 法人税の課税の充実及び徴収の促進
(三) 取引高税の印紙交付の励行徹底及び課税の充実
(四) 酒類密造の取締
(五) 各種租税の滞納の一掃

等に主力を集中して重点的に運営推進する必要があるのでその円滑な進捗を図るため必要な凡ゆる措置を講ずることとし、特に左記各項を急速に実施するものとする。

記

一、財政の均衡保持、特に租税収入確保の重要性を国民に理解せしめ、国民の自主的納税を促すため、納税宣伝を更に強力に実施し、国会その他各方面との緊密な連絡の下に、一大納税国民運動を展開する。

二、納税者の実態把握による課税の適正化に努めるとともに、地方公共団体、健全な経済団体等の積極的協力を得て、税務行政の円滑な運営を図る。

三、仮更正仮決定に伴う審査請求その他に対しては懇切迅速に処理すると共に、調査を一層充実徹底して更に確定的な更正決定を強力に実施し、税収の確保及び国民負担の適正化を図る。

四、納税督励を頻繁に実施して早期収入を図る一方、滞納特別整理計画を樹て特に強力に滞納の一掃を図る。

五、国税査察官制度の活発な運営により、インフレ利得の徹底的捕捉に努めると共に、検察庁及び警察方面との連絡を緊密にして、脱税者及び悪質な反税運動を徹底的に取締る。

六、税務職員の執務能率の急速な向上に資するため、税務職員中国税査察官並に間税監視、直税検査及び滞納処分に従事する官吏については、一定期間を限り職務執行上の所要熱量補塡のため必要な措置を講ずる。なお、税務職員の特殊性に鑑みその福利厚生施設及び自転車等の機動力を整備強化する。

七、以上各項の実施に必要な経費の外、税務の適正円滑な遂行に必要な経費、特に旅費、通信費、備品消耗品費、印刷費等は、予算上優先的に之を確保する。

出所　大蔵省資料Z六二〇―六三。

(24) 超過供出奨励金に対する課税上の取扱について

（昭和二三年一二月一〇日閣議決定）

超過供出奨励金に対する課税上の取扱については、奨励金に対する課税を免除すべしとか、又は一部分の課税を軽減すべしとかいう所見も世上に散見せられているが、公正な国民負担及び国庫財政の現状から考えて、これを減免することは、早期供出奨励金の場合と同じく適当でなく、又税法上も正しくない。そこで、超過供出農家の実情に応じて適正な負担を実現させるため、次の要領により措置することとなった。

一　主要食糧の超過供出による農家の所得に対し所得税を課税する場合において、超過供出による収入を総収入金額に加算していない一般の所得標準率により所得を計算する場合が多いと考えられるので、この場合においては、一般の所得標準率により計算した所得金額に超過供出の収入金額を加算し、もし、超過供出分を増産するために施肥、労力投下その他の農業管理の費用を特別に支出しているときは、その増加経費を必要経費として収入金額の合計から控除して、課税の基礎となる所得金額を計算する。

二　前項の増産のための必要経費は、農家の申告によることとし、申告が不当と認められる場合及び申告のない場合は、税務署において更正決定をする。

三　なお、総収入金額及び必要経費を実際の収支金額で計算することができる場合においては、この計算によることとする。

四　収穫の増加があると認められる農家で、超過供出がこれに伴わないと考えられるときは、供出外販売の収入の有無を調査して、その実情によって課税する。

出所　大蔵省資料Z六二〇―六三。

(25) 債務税或は手形税について

（昭和二四年一月二五日銀行局銀行課）

債務税或は手形税の内容

一、債務税或は手形税について（銀々二四、一、二五）

金融機関の手形又は証書をもってする貸付に対し、貸付額の一%の印紙を貼付せしめることにより課税せんとするものである。昭和二十三年九月末現在の金融機関貸出金中課税の対象となると考えられる額は四、〇八四億円であるから、二ヶ月期限の貸出が大部分を占めるとすると、税額は年間約二四〇億円となる。

二、租税としての利点、特に取引高税との優劣

(一) 現在の租税は国民所得の質的面より見れば、諸外国及吾国の過去に比較して極度に重課されており、且屋上屋を重ねて複雑化して居る現行税制に新税を更に一つ加えるということが全く好もしくないことは言を俟たないが、一定の歳出を賄うことを前提とした均衡財政の確保という終戦後のやむを得ざる財政政策を前提として、先づ「とる」という観点から考察するものとする。（吾国経済の再建復興を企図するならばこの財政政策は早急に改められなければならない）

(二) 取引高税に比較して税額がやや下廻ることになるが、その他に於ては、

(1) 税額が確定して居り且税収が確実であること
(2) 毎月平準化された税収があること

に於て優劣なく、

(1) 納税者が少数になる為徴税費が節約されること
(2) 取引高税そのものよりも、それによって、まともに過重な所得税の対象とされることを極度に恐れる為、取引高税に反対する中小商工業者の政治的攻撃がないこと

(3) 取引高税がほとんど無差別大衆税であるのに対し、銀行家の信用判断に

より税務署員の判断以上に正確に担税力を把握して課税されること
に於て取引高税に優るものと考えられる。
三、租税としての欠点として挙げられて居ること。
(一)　九原則の方向に根本的に反する事実を前提とすること。
インフレの進行過程に於ては金銭債務者は通貨価値の下落による利得が得られることが考えられるが、九原則の実施による日本経済安定への努力はかかる傾向の阻止に向けられるから、インフレ利得を前提とするが如きは、経済安定の精神と矛盾する。
(二)　現行金利体系を破壊すること。
現在臨時金利調整法による最高貸出金利は日歩二銭八厘であるが、これに年六%（日歩一銭六厘）を加算すれば年一割六分（日歩四銭四厘）の高利となり現在の金利体系を根本的に破壊することとなる。
(三)　ヤミ金利と比較することは誤であること。
十日で一割、月一割というヤミ金利が屢々世間の噂にのぼる為、正規の金利は低いという考え方は誤りである。金融は相手方の信用を第一とし、確実に返還されなければならないから、物資のヤミ取引とは根本的に性格を異にし、ヤミ資金の量は極めて少く、一般金利をこれと比較することは出来ない。
(四)　信用取引の育成助長の趣旨に反すること。
信用取引の育成強化は、正規ルートによる取引の助長とインフレ抑制の合理的手段として現在金融政策の主眼目となって居るが、手形への課税は信用取引の手段として用いられる各種の手形取引を回避し現金取引を助長することとなり、折角今日迄育成されて来た信用取引復活の基盤を破壊することとなる。
(五)　貯蓄を阻害すること。
貸出金利水準の実質的引上と預金金利の据置は、現在最も緊急とされる貯蓄意欲を阻害すると同時に現金取引、ヤミ金融の助長となる。
(六)　重要産業の経営原価の増大となること。
現在復金並に全国銀行の融資総額のうちその八〇%余りが基礎産業に対するものであるから、課税によって赤字経営に悩む基礎産業の負担は一層過重となり、九原則が企業の合理化と補給金政策の検討を要請して居るとき徒らに価格の引上を惹起することになる。
金利を軽視する風潮は、国際的視野に立った経営が必要とされる今日先づ第一に改められるべきことであろう。
出所　大蔵省資料Z五二六―二一―五。

(26)　手形税（仮称）に関する問題点

（昭和二四年二月四日主税局国税第二課）

手形税（仮称）に関する問題点（税、国二、昭二四、二、四）

一、本税の狙いをどこに置くか
イ　資金流通税的なものとする。
ロ　貨幣価値の下落による金銭債務者の利得に課税する。
ハ　正規の融資を受けている者は、閻金利を強いられるものに対し非常な利益を受けているから、その利益に対して課税する。
二、課税の対象
イ　約束手形、為替手形、証書とするか。小切手はどうか。
ロ　金融機関に関する証書、手形に限らず個人間貸借関係のものにも及ぶか。
ハ　免税の範囲について問題となるもの。
1　日本銀行の貸出に関するもの
2　コール取引に関するもの
3　金融機関相互間取引に関するもの
4　貿易手形
5　当座貸越契約
6　社債
7　庶民金庫、恩給金庫、農業協同組合、質屋業の貸出に関するもの

8　公団に対する貸出に関するもの
三、納税方法
印紙納税とするか。
四、税率及び税収見積り
イ　税率の高さとその影響。
1　金利水準に対する影響
2　税収の見積り
ロ　証書又は手形の額面金額によるとして、
1　貸借の期間によって、例えば一ケ月何%という風に決めるか。
2　比較的大区切りの期間毎に税率をきめるか。
3　期間を考えず一回限り課税するか。
五、本税の影響について問題となる点
イ　経営原価従って物価への影響。
ロ　信用取引を阻害することにならぬか。
ハ　閻金融（所謂「浮貸し」を含む）を助長することにならぬか。
ニ　金利水準を撹乱することにならぬか。
出所　大蔵省資料Z五二六―二一―五。

解　題

中村隆英

本巻は「資料(1)」編として、昭和二〇年八月の敗戦から、昭和二七年四月の講和条約発効に至る間の最も基本的な文書（基本資料）、および敗戦から昭和二三年一〇月までの間の、東久邇、幣原、第一次吉田、片山、芦田の各内閣の時期における財政・金融関係の重要資料を集録した。予算、税制等については、昭和二四年三月までの文書が収められているが、予算、税制等については、財政年度ごとに一括する方針をとったための便宜の措置にほかならない。第二次吉田内閣期以後講和に至るまでの同種の資料は、英文資料とともに、第一八巻に集録する予定である。

このうち、財政・金融関係資料の大部分は、大蔵省財政史室所蔵文書から選択されたものであるが、一部は経済企画庁、日本銀行等所蔵の分を採録した。文書ごとにその出所を明記して、今後の参照に資するようにしてある。文書集録の順序は項目ごとに、すべて日付順に配列されている。

本巻および続巻（第一八巻）に集録しうる文書の量は、紙数の関係で限定されているため、割愛を余儀なくされたものが多い。そのうち、本巻にごく一部が抄録された大蔵省渉外部長（のち財務官）として総司令部との折衝の任にあたった渡辺武日誌をはじめ、金融緊急措置の政策の立案、発動、実施の全貌を示す関係資料、昭和二三年前半における中間安定計画の立案関係資料などは、質量ともに充実しているので、むしろ将来において、本財政史とは独立の形で刊行の計画がある由と聞き、本資料集に集録することを断念した。また公刊された本財政史各巻に引用された重要文書についても、本資料集にはその旨注記の上省略したものが多いが、やむをえない措置として、読者の御諒承をえたい。

I　基本資料

「基本資料」としては、資料(1)～(10)までに第二次世界大戦期の、連合国側の戦後計画に関する基本文書、ポツダム宣言、降伏関係往復文書、降伏文書、指令第一～三号等がまず収録されているが、これらはいずれも占領期の開始に至るまでの基本文書ということができる。なお、極東委員会、連合国対日理事会への付託事項はおくれて昭和二二年一二月に決定公表されたがこれも収録されている。

「(11)　降伏後における米国の初期の対日方針」と「(14)　日本占領及び管理のための連合国最高司令官に対する降伏後における初期の基本的指令」の二文書は、降伏後の対日政策の基本となる重要文書で、受領後間もなく公表された。「非軍事化」と「民主化」という二つの基本方

針の実行が、以後後述の二三年一〇月の方針の変更に至るまで、日本占領の基準となったのである。以上の両文書にはさまれる「(12) 政治的、公民的及び宗教的自由に対する制限除去に関する覚書」「(13) 五大改革指示」、資料(15)、(16)の持株会社解体についての二文書はその方針の具体化を示す基本文書であり、「(17) 農地改革に関する司令部覚書」は、「初期の対日方針」と「基本的指令」には明示されていないが、民主化の一環として重要な第二次農地改革を導く基本文書である。「(19) 天皇人間宣言」は、前年来はじめられていた政治的民主化の中心課題である憲法改正への一道標である。その後、二一年一～三月には憲法問題とともに、政財界の追放など、激動が訪れるが、その関係資料は既刊資料集が存在するのですべて割愛した。

昭和二一・二二年の文書は、経済関係を中心とする内外の重要決定が主となっている。昭和二一年一月の「(20) 経済危機緊急対策実施要綱」は、急テンポなインフレーションと、深刻な食糧危機に対処するために、幣原内閣が採用した総合施策の要綱であり、とくに金融緊急措置の方針を決定した文書である。この前後には、重要な決定にかかわる文書の量はもとより多い。たとえばポーレー賠償使節団の中間報告（昭和二〇年一一月）、最終報告（二一年一一月）、財閥解体に関するエドワーズ報告（二一年五月）等はその代表的な事例であるが、それらをほとんど割愛したのは、本財政史の関係の巻に集録ないし集録予定であるうえ、既存資料集にも集録されているからである。その例外として、次に昭和二二年当時の極東委員会の決定のいくつか(資料(22)、(23)、(27))、をかかげたのは、本財政史にその全文があらわれていないためである。ただし、これらの決定は、当時の米ソ対立等の事情を反映して、極東委員会自体が、アメリカにとっては厄介な存在になっていたためもあって、すでに強い拘束力をもつものではなくなっていた。極東委員会との関係で対日政策をねっていた国務省の極東部では、米、ソ、中の諒承しうるきびしい平和条約案をねっていて、そのための会議を提案（二二年七月一一日）したが(資料(28))、それは実現をみなかった。むしろアメリカ政府部内では、陸軍と国務省の政策企画部とがそれぞれに対日政策の転換を考えはじめていた時期だったからである。それが表面化した最初の事例が「(26) 民間貿易再開についての司令部発表及びマッカーサー元帥談話」（二二年六月一〇日）であった。また同じ日に、総司令部の同意と助言をいれて作成・発表された「(25) 緊急経済対策」は、石炭をはじめとするいわゆる「安定帯物資」の生産と価格安定を企図したものであり、資料(24)に収めた吉田首相宛マ元帥書簡は、その契機であったとみられよう。昭和二二年は、さきの「初期の対日方針」や「基本的指令」にもとづく「非軍事化」と「民主化」の既定方針が一応達成され、かつ国際環境の変化にともなうその変更がようやく日程にのぼりつつあった。二二年八～九月に総司令部が発表した資料(29)、(30)の「日本占領二カ年の報告(経済編、政治編)」は、初期の方針の成果についての要約であり、占領前期の中間決算書とでもみなすべきものである。なお、これをいっそう拡充した“Political Reorientation of Japan from September 1945 to September 1948”(GPO Washington 1949)があることをつけ加えておく。

それ以後政策転換のあしどりはしだいに明らかになってゆく。国務省企画政策部長ジョージ・ケナンは、二二年夏以降、世界政策との関係で対日政策にとりくみ、翌年三月、再来日してマッカーサーと会談して、政策転換の大綱につき意見の一致をみる。陸軍側はポーレー賠償案の緩和をはかって、二二年以来、二度にわたってストライク調査団を派遣して小幅ながら緩和案を公表し、さらに二三年三月にはジョンストン調査団をドレーパー陸軍次官とともに来日させて大幅な賠償軽減を公表する。集中排除法の成立にさいしても、集中排除審査委員会（いわゆる五人委員会）を訪日せしめて、総司令部反トラスト・カルテル課の意図した大幅な集中排除の実行を抑制する方針も二二年一一月には決定されていた。ロイヤル陸軍長官の二三年一月のサンフランシスコにおける演説(資料(31))は、アメリカ陸軍のこうした方針転換を公けにしたものとして大きな意味をもっている。ついで、前記のようにジョージ・ケナンが再度来日したあと、「(33) アメリカの対日政策に関するケナン国務省企画政策部長の報告」がまとめられた。これをうけて、国家安全保障会議（ナショナル・セキュリティ・カウンシル）は対日政策の検討にとりくみ、ここには省略されたNSC一三を経て、二三年一〇月の「(38) アメリカの対日政策に関する国家安全保障会議の勧告（NSC一三／二）」がとりまとめられるのである。この報告は、総司令部の機構縮小と日本側への権限の大幅委譲、日本の自助努力による経済復興を骨子としたものであって、アメリカの占領政策はここに明確な転換点を迎えることになったのである。賠償の処理のみはなお持ち越され、二四年五月六日のNSC一三／三（資料(44)）によって、事実上の全面打ち切りが決定された。ケナン報告、NSC一三／二、及びNSC一三／三は、従来邦訳がないので財政史室の試訳をかかげてある。なお、「(32) わが国経済の戦争被害」は、この時期にようやく明らかになった戦争被害報告書であり、現在に至るまでこれに代わるべきものは出現していない。

ケナン報告以後、日本経済の自力による復興の方途として、一本為替レートの設定が必要であるという見解がアメリカ本国においてたかまり、その政策を立案させるために、二三年六月、ラルフ・ヤングを長とするミッションが派遣された。ヤング・ミッションの報告書は、二七〇～三〇〇円の一本為替レートの設定を考え、そのために財政均衡をはじめとする諸条件を達成することを求めていた（『エコノミスト』昭和四七年三月七日号に邦訳がある）。しかし総司令部経済科学局は、一本為替レートを早急に設定する方針に批判的で、結局その前提条件だけをマーカット経済科学局長名で、いわゆる「経済安定十原則」（資料(34)）として栗栖経済安定本部長官に提示し、「直ちに取り上げ完全に実施する」よう求めたにとどまった。その時期はまた、戦後の「民主化」の「行き過ぎを是正」して、日本の再建を妨げる条件を取り除こうとする動きが表面化した時期であり、言論界では「逆コース」批判が公然化した。その象徴的な一例として、ここには二三年六～七月の国鉄、全逓の職場離脱闘争等にともなって出された、「(35) 公務員制度改正等に関する芦田首相宛マッカーサー元帥書簡」と、それにともなうポツダム政令「(36) 政令二〇一号」をかかげた。けれども全体としての政策転換の方向のなかで、「民主化」のための制度改正のうごきはまったく消滅したのではなかった。「金融業法」制定のうごきのなかで、政府から独立の、日本銀行を含むすべての金融機関を「規制監督」する委員会をつくり、日本銀行を改組すべきだといういわゆるケーグル案、「(37) 新立法による金融制度の全面的改正」が提示されたのはその顕著な一例である。結局この案がジョセフ・ドッジの裁断によって、日本側の意向をいれて日本銀行政策委員会の形に結着するのは翌二四年春であった。

アメリカ本国でNSC一三／二（資料(38)）が決定され、具体化されつつある当時、東京の経済科学局でも賃金上昇を抑制し、物価との悪循環を絶ち切り、財政赤字を拡大せしめないための「賃金三原則」（資料(39)）が指令された。ワシントンでも、日本経済の「安定計画」が立案され、日本に送付され、発表されたのは一二月に入ってからであった。ジョセフ・ドッジが総司令部経済顧問として来日することも同時に決定されていた。ここには、総司令部渉外局の「発表文」（資料(40)）、およびこれに関する「吉田首相宛マッカーサー元帥書簡」（資料(41)）の両

者をかかげておく。それを敷衍したのが「(42)　マッカーサー元帥の昭和二四年年頭の辞」であった。

ドッジは二四年二月来日以後精力的に仕事をすすめ、いわゆるドッジ・ラインを実施した。その関係の文書のうち、ここには、三六〇円レートの設定に関する「司令部覚書」(資料(43))のみをかかげておく。

昭和二五年には、講和条約への動きがはじまり、朝鮮戦争が開始され、日本共産党が非合法化されるなど政治的な動きが慌しくなり、経済面でもドッジ・ラインにともなう不況から一転して、戦争にともなうブームが出現した。その時期を反映するかのようにマッカーサー元帥の「年頭の辞」(資料(45))は、共産主義の脅威と、講和条約の遅れについてとくに言及している。朝鮮戦争の勃発にともない、手薄になった防衛力増加のための警察予備隊創設指令が、同年七月の「マッカーサー元帥書簡」(資料(46))である。

「(47)　預金部の資金運用部への改組に関する池田大蔵大臣宛ドッジ公使書簡」は、二五年一一月のもので、現行の財政投融資制度の基礎となったものである。また朝鮮戦争下において、活気を取り戻した経済界の方向を示そうとする文書が、昭和二六年二月の「(48)　わが国産業の合理化方策について」であった。この文書に盛られた内容は、講和成立前後から急激に展開された「資本蓄積」のための諸政策そのものであり、以後の経済成長の出発を示すものといえよう。

同じ二六年四～五月には、前年来進んでいた講和条約締結の時期が急に早まり、他方、マッカーサー元帥の解任が発表された。「(49)　講和使節団ダレス大使来日声明」と、「(50)　占領管理緩和に関するリッジウェイ最高司令官声明」とは、この時期の事態の変化を物語るものである。「(51)　日米経済協力に関するマーカット司令部経済科学局長声明」は、朝鮮戦争解決の見通しが立たない状況下で、日本の産業を米国の軍需調達のために利用し、他方、そのためには借款供与や海運業発展のための援助や、技術援助や、東南アジアへの進出などを承認する態度を示していた。ただし、その多くは、朝鮮戦争の休戦とともに画餅に帰したのである。「(52)　吉田内閣新経済政策」は、このような状況下での、経済政策の基本方針を示すものであり、インフレの抑制、均衡予算、生産の増加、産業合理化などとともに、当時の環境下にあって、必要ならば経済統制を再開する可能性を示唆する反面、国際経済への復帰をうたっていた。このような状況下で、四回目の日本訪問を終えたジョセフ・ドッジの「声明」(資料(53))は、その信念を率直に吐露し、自由経済の原則と、勤勉によって日本経済が自立しうることを述べていた。

こうして結ばれた「平和条約及び関係文書」(資料(54))、「安全保障条約」(資料(55))、それに付随する「行政協定」(資料(56))は、占領の終結をつげる。なお、占領期におけるガリオア(GARIOA)、エロア(EROA)等の資金による対日援助の全貌は、当時は不明であって、昭和三七年に至って、両者の合意による確定支払額がとりまとめられた(資料(57))。アメリカ側の数字によれば、一九億五四〇八万ドル、日本側によれば一七億一六九三万ドル、その支払額は四億九〇〇〇万ドルである。その完済は昭和四八年であったが、それは占領の跡始末の一つがようやく終わったことを意味するものであった。

II　東久邇・幣原・第一次吉田・片山・芦田内閣時代

この部分は六つの項に分かたれており、それぞれがさらにいくつかの目に分かたれている。以下には便宜上、各項目ごとに簡単な解題を行なう。

一　終戦への対応

ポツダム宣言の受諾とともに、行政・財政当局は、戦争の跡始末と、戦後の応急対策の立案と処理とに取り組まなくてはならなくなった。ここにとりまとめた資料群は、これらの諸問題をめぐるものであり、その多くは終戦をめぐる混乱のなかで、ほとんど忘れられているが、貴重な内容を秘めている。

1　終戦前後措置一般

終戦前後措置は、ポツダム宣言受諾がほぼ確定した昭和二〇年八月一二日付の「(1)　時局収拾に関する諸問題」(大蔵省文書課?)において、終戦処理と復興のための課題を総観するところからはじまった。八月一九日付のその第二案(資料(3))は、賠償や占領軍の進駐などを考慮した、より具体的な内容になっている。八月一五日には、広瀬大蔵大臣の声明(資料(2))により、通貨不安を除くために、モラトリアムを行なわない、食糧増産、国民生活の安定確保、重要産業の転換のための資金供給の確保、インフレ防止などの方針が明示された。この方針は、昭和二〇年後半の大蔵省の基本方針として維持されることになる。八月一九日の内務省管理局の「(4)　朝鮮、台湾及び樺太に関する善後措置要領案」は、日本の支配をはなれる旧植民地在留邦人の問題をはじめて提起したものであり、「現地ニ踏ミ止マル」ことを期待しつつも、引揚者問題の発生をはじめて明らかにしたものであった。

このような経緯を経て、大蔵省は八月二〇日、「戦後緊急対策企画室」を設置し(資料(5))、津島大臣の指示(資料(6))にもとづいて、善後措置案を検討することになり、担当官が指名された。その内容は、国内の行政機構、国有財産、政府保証債務、喪失地域関係の債権債務等の処理と、人員・産業の復員、軍需物資の民需用への転換、食糧増産政策、経済統制方式の改変、衣料・住宅問題の処理、在外特殊会社・銀行の業務資産の処理などの国内政策と、占領軍駐屯にともなう財政金融上の措置、ポツダム宣言実施上の財政金融上の措置、賠償、貿易及び為替政策、国際通貨協定に対する方針などの対外政策の諸項であった。これらについての研究成果は急速にとりまとめられ、以後の政策の一応の基礎となったのである。また大蔵大臣から意見を求められた金融機関首脳の具申のうち、渋沢敬三日銀総裁の分(資料(7))をここに集録した。

資料(8)～(12)は、「陸海軍復員に伴う給与等処理」、本土決戦に備えての「塩の専売に関する事務の(地方専売官署に対する――引用者)委譲取止め」、「昭和二十年度預金部資金運用計画の変更」、「大東亜省及び軍需省の廃止等に伴う経費等の処理」、「塩(増産奨励のための――引用者)賠償価格改定」についての応急措置の決定である。

「(13)　戦後通貨対策委員会設置に関する件」は、「インフレ防止其ノ他戦後新段階ニ対処スベク重要ナル通貨対策ニ関シ意見ヲ具申シ又ハ参画立案」を目的として、賀屋興宣を委員長、太田正孝を副委員長とし、貴衆両院議員、学識経験者をもって同会を構成するむねの閣議了解である。この委員会は翌年春まで存続し、活潑な活動を展開した。

「(14)　連合国最高司令官の要求に係る一般命令の実施に関する件」(九月二日閣議了解)は、連合軍最高司令官の命令の実施に当たっては、「特別ノ法律制定ノ手続ヲ執ルコトナク、行政上ノ措置」によることを定め、特に必要の場合「緊急勅令ノ制定等所要ノ立法措置」をとることを定めている。いわゆる「ポツダム勅(政)令」の出発点はここにあった。

「(15)　軍事上並に産業上の復員促進の為に大蔵省として措置すべき

事項案」（九月七日金融局資金統制課）は、復員将兵への退職金等の支給と浮動化防止、経理担当将兵の大蔵省、金融機関等への採用を提案し、また産業についても徴用解除者、離職者の手当について同様の提案を行なっているほか、民需生産への転換促進のための資金の円滑な供給、農業水産業資金の供給促進を急務としている。とくに、その末段に「軍需企業ノ債権債務ノ整理、損失補償」等について述べている点は、のちの集中決済方式と戦時補償の処理問題を提起したものとして記憶されるべきであろう。

2　旧軍保有物資・旧軍財産の処分

戦後繰り返し問題とされたこの件の発端となった根本資料群である。すなわち、昭和二〇年八月一四日の閣議決定（資料(1)）によって、「軍其他ノ保有スル軍需用保有物資資材」はいったん次のように処理された。軍管理・監督工場の監理を解除するとともにその製品原材料の保管は「生産者ニ一任」し、軍保管の衣糧品等各種物資は関係庁・公共団体に引き渡し、軍需生産を直ちに停止して民需生産に当たらしめる。この方針に従って大量の物資が隠密裏に「緊急処分」されたのである。八月二五～二八日の間に大蔵省企画室は「(3)　軍需物資資材を急速に民生安定の為に転換する方策並に之に伴い大蔵省として措置すべき事項」を起案し、米麦薪炭等は正規の配給機関に払い下げて配給し、それ以外の物資も供出促進のための見返物資としたり、戦災者に優先配給するなどの方針を提出した。このため八月二八日には八月一四日付の閣議決定が廃止され（資料(5)）、九月四日には前掲企画室案が一部修正の上閣議に提出された（資料(6)）し、軍需品の監視と連合国への引渡しについても閣議了解がなされた（資料(7)）。その後、九月二四日付SCAP指令（資料(9)）によって、軍装備品は破壊されるために連合軍に引き渡されるべきこと、また民生品は返還されるが、「民間救済」のために使用すべきことが命ぜられた。一〇月一六日には引渡、返還、配給についてのいっそう詳細な指令（資料(11)）が交付され、政府はこれをうけて「(12)　特殊物件処分大綱」を決定した。しかし八月後半の二週間に、大量の物資がすでに「処分」済になっていたために、後の問題の種子となったのである。

「(2)　国有財産に関する善後措置並に今後の活用方策」（八月二五日、企画室）は、陸海軍所管国有財産の処理をはじめて提起した文献であって、その所管は大蔵省・各財務局とし、活用の方針は、「賠償又は進駐軍」用、「公共施設の戦災復旧」、「国民生活の安定・確保」、「産業の復旧及安定」などのために処分すべきもの、「財源調達購買力吸収」のために処分すべきもの等に区分できるが、これらは雑種財産として大蔵省が引き継いで、特別会計を設置して処理に当たるのが適当であるというものであった。この方針は八月二八日の閣議決定により、「陸海軍所属ノ土地兵舎其他ノ施設等ノ国有財産」を大蔵省に引き継ぎ、大蔵省はこれの「管理運用及処分」に当たることを定め（資料(4)）、九月二一日には、大蔵省に国有財産部、財務局に国有財産部、管財支所または管財出張所をおいてその処理に当たることが閣議了解された（資料(8)）。国有財産部は一〇月八日、その処理の基本方針を決定している（資料(10)）。

3　B号軍票問題

B号軍票問題は、昭和二〇年九月二日、進駐軍の来日とともに発生した問題であった。終戦とともに日本側では進駐軍の使用通貨について調査検討していたが（資料(1)～(6)）、果して来日と同時に司令部布告（資料(7)）によって円表示のB号軍票を法貨として通用させる計画であることが明らかとなり、以後その公表を食い止めるための交渉が行なわれた。九月四日付の覚書七号により、大蔵大臣は日本銀行をして占領軍の必要資金を提供せしめるよう措置することになったが、六日付の覚書八号では、B号軍票が強制通用力をもつむねを日本政府として公布するように求めてきた。その後も交渉がつづいたが、一二日付覚書（一五日接受）によって、司令部は「B式(ママ)軍票ヲ以テ法貨トスベキ旨ノ凡ユル方法ニ依ル公示ヲ為ス」ことを要求して来、政府は一六日付大蔵省声明によってこのむねを公示するとともに、一九日、枢密院に諮詢の上、二〇日司令部と最終折衝を行なって案文を確立して、二四日付大蔵省令を公布したのであった。ただし二一日付で大蔵省外資局長から日本銀行総裁、金融機関、鉄道駅、郵便局等に対して極秘裏に照会し、B号軍票を受け取った際には再流通させることなく日銀券と交換させることにして、この件は落着したのである（資料(7)～(23)）。従来くわしくは知られていなかったこの過程は、最近発見のこれらの文書によってほぼその全貌が明らかになったということができる。

4　戦後インフレについての見解

インフレについては、昭和二〇年八月一五日付広瀬大蔵大臣の声明（一―1資料(2)）以後、一面では二四日付で預貯金の無制限払出について大蔵省発表（資料(1)）を行なうとともに、インフレ必至という常識は必ずしも当たらないという考え方をとりまとめ（資料(2)）、九月一一日付で「国民貯蓄増強方針」について閣議決定を行ない（資料(3)）、同日東京銀行集会所における大蔵大臣演説（資料(4)）においては、上記の分析にもとづいて、インフレ防止は不可能ではなく、軍事支出と軍需生産資金の放出が消滅した現在ではデフレーションの傾向が生ずる惧れさえあるとして、今後の方針の大綱（その多くは一―1参照）を要約説明し、さらに一三日付放送講演（資料(5)）でも、上記の趣旨をかみくだいて説明した。この判断は、当時の大蔵省の考え方を理解する上で重要といえよう。財産税徴収、預金の一時的封鎖、新通貨への切換えという考え方が発生したのは、インフレの昂進が不可避と判断された同年一〇月末以降のことであった（本財政史第一二巻所収「金融政策」参照）。

5　金融応急措置

ここに収めた資料は、終戦にともなう金融政策の切替えを示す。八月一七日の金融局長通牒案（資料(1)（同二二日までに実施）は、軍需融資の停止、国民生活関連産業の優先、貨金給与、退職金等の確保を明らかにし、次いで退職金の定期預金、国債等による支給（資料(2)、(3)、(7)）、産業資金融通方針についての大蔵省声明、さらに事業資金調整暫定標準の設定（資料(4)、(5)）、外地預貯金の内地金融機関に対する預けかえの制度化（資料(6)）と、九月はじめまでに一連の応急措置が採られたのである。

九月に入って戦時金融金庫、資金統合銀行、外資金庫、朝鮮銀行、台湾銀行等戦時金融機関及び植民地銀行の閉鎖が指令され、そのための代行機関の検討や、指定金融機関の変更が行なわれた（資料(8)、(9)、(10)）。以後、その清算業務が進められるが、その間司令部に提出した外資金庫についての説明書（資料(11)）は、これまで不明の点が多かった同金庫の設立趣旨や業務について、もっとも詳細な資料ということができるであろう。

6　債権債務集中決済

「債権債務集中決済」とは、終戦の後における、軍需関係会社相互

問、もしくは軍需関係会社と陸海軍および航空兵器総局の間の債権債務等の決済に当たって、通常の方法で金融機関の融通によるときは、「相当多額ノ資金ノ放出ガ予想セラレインフレーション昂進ノ一因トナル」おそれがあったために考案された特殊な決済方法である。すなわち、これら会社は、取引先たる指定金融機関に別口当座預金勘定を設け、八月一五日までに支払期限の到来した買入債務、それ以前の発註にもとづいて八月一五日以後に期限の到来した買入債務、八月一五日現在の貸借対照表にかかげられた前受金等について、その決済を行なわせたのである。その方法は、債務者は支払先を記入した「特定小切手」を発行し、指定金融機関の承認をえて、㊞印を押捺し、かつ店舗代表者の記名捺印を得て、これを支払い、その受取人はその別口当座預金勘定に預金する。特定小切手は預金が存在しなくても発行することができる。手形交換は特定小切手については別個に行なわれ、九月一日から一〇月三一日までの間の各当事者の別口当座預金勘定の収支尻は、戦時金融金庫からの借入金の形で決済されることになっていた。この方法は、銀行を通ずる信用膨脹を防止するための手段として考案されたものと思われるが、戦時金融金庫の業務停止などのこともあり、その成果を示す資料は見出されていない（資料(1)～(5)）。

7　経済統制改廃方針

終戦後の九月、「戦争ノ終結ニ伴ヒ戦時経済統制ハ其ノ必要ナキニ至」ったという判断のもとに、その改廃が討議され、同一八日の閣議においては、主要食糧の供出促進、増産対策、二五〇～三〇〇万トンの穀類の輸入の要請とあわせて、「青果物及魚介類ノ経済統制」撤廃の方針がきめられた。資料(1)～(5)はこの過程を示す。とくに資料(2)、(3)にみるように、大蔵省では、労務、物資、価格、資金、経理等すべての面にわたる統制を、原則として撤廃する方針に傾いていたことは注目に値する。これに対し司令部側は九月二二日付で指令第三号を発し、生活必需品の配給統制撤廃を抑止した（資料(6)、(7)）。ここにも、インフレーションの根本要因は存在しなくなったという見解が反映されているといってよい。

8　金保有額調査

終戦当時の金保有額に関する大蔵省（資料(1)）および日本銀行（資料(2)）の調査であり、当時の実保有量についてもっとも詳細である。

9　外国為替対策

ここには、占領下にすみやかに外国貿易が再開され、外国為替取引が必要となるものと考えた木内信胤の為替相場政策および外国為替管理政策についての論稿（資料(1)、(2)）、また戦争の善後処理とブレトン・ウッズ体制までを考えた大内兵衛の講述要旨（資料(3)）がまず収められている。実際には日本は占領軍によって海外との取引が禁止されたために、これらの論考は当面の役には立たなかったが、日本における代表的な論者の当時の見解として興味深い。資料(4)は、当面の交易決済方法についての大蔵省外資局の案であるが、のちの政府貿易の大綱がすでに示されている点で興味深い。

10　対外資産・負債の調査と対策

ここには、「9　外国為替対策」とも関連し、主として戦時中の日本支配下にあった諸地域における通貨及び資金調達についての資料を収めた。資料(1)は終戦にともなう「当面の問題」を列挙し、その対策を検討するための計画を示している。資料(2)は、太平洋戦争末期における

国外払の軍費・民間資金の調達方式をとりまとめたものであって、他にみられない重要な事実が要約されている。資料(3)は昭和二〇年八月上旬に取りまとめられた文書であって、華北と日本内地のインフレーション抑制のために、金三トン程度を「時価ニヨリ支那側ニ引渡」すこと、華北から送金規制を強化することを閣議に請議した文書である。その説明資料は日中間の資金交流や現地インフレーションの状況を物語って詳細である。資料(4)は木内信胤の執筆にかかり、日本支配下各地の通貨事情と、事後の処理の見通しをとりまとめた文書である。資料(5)は南方諸地域における軍票および南方開発金庫券に関する原口武雄の論稿で、これらの発行の責任を承認した上で、今後発生すべき賠償請求に対応する方途を考究したものであるが、その間における正確な事実の記述は、当事者ならでは求め難いものといえよう。資料(6)は占領各地における現地中央銀行からの借入金および南方開発金庫券および軍票発行高の調査であり、資料(7)はこの点についての、いっそう詳細な調査であると同時に、戦後における各地域の通貨事情の一端を伝えている。資料(8)は中国との関係において、戦費調達に利用された通貨発行および預け合勘定の名目額および金塊相場による実質額を示したもので、この点についてのもっとも包括的な資料ということができる。資料(9)は「満州国」幣および蒙疆銀行券の名目、実質発行高、ならびに両通貨の対円レートの推算であり、資料(10)は、以上両地域を含めた占領地における日系通貨の名目、実質発行高の調査としてもっとも包括的なものである。これらはいずれも将来の賠償請求にそなえた準備資料であった。

11　その他大蔵省行政の計画と実施

ここには、終戦後における大蔵省の、各種施策の実施状況をものがたる資料を集めた。資料(1)は、終戦直後の大幅な政策変更を徹底するための方法を示し、資料(2)は、終戦直後の地方総監会議における財政関係の指示事項であるが、この時期の関心の重点を明年度予算編成、インフレ防止、国民貯蓄の増強、塩の増産の四点にしぼっているところが興味深い。資料(3)、(4)は戦後各省政策の実行計画・実行報告を求めた九月一一日付の内閣の通牒と、九月二八日付の大蔵省の報告であり、ここに戦後直ちに計画され、一部はすでに実施された応急措置の全貌が提示されている。資料(5)、(6)、(7)、(8)は、それぞれ、九月二九日から一〇月二〇日まで、一〇月二一日から一一月三〇日まで、一二月一日から同月末まで、および二一年一月中に処理した主要事項の一覧であり、戦後の大蔵省行政を大観するに有用である。

二　財政経済政策一般

この項は、昭和二一年から二三年末に至る財政経済政策に関係する主要文書、および二〇年九月から二二年一月までの財政経済政策に関する主要な意見、ならびに財政経済に関する一般的分析と見通しにふれた主要文書を集録する。

1　一般財政経済政策

ここに収めた資料は、昭和二一年二月の「経済危機緊急対策」に関する主要文書（資料(1)）にはじまる。現金通貨の封鎖と新円への切り換えをはじめ、食糧供出強化、工鉱業の増産、就業対策などを含む広汎な総合政策は、結局インフレーションを一時食い止める効果をあげたにとどまったが、そのさい作成されたいわゆる三・三物価体系は、賃金・物価の悪循環をおさえることを目標に、石炭等の基礎物資の価格を中心に、一般消費財の価格までを総合的に定めた画期的なものであった。資

料(2)、(3)はその基本文献である。

資料(4)は、おそらく大臣の事務引継資料の一つとして作成されたものであって、昭和二一年四月末時点において重要な財政金融面の問題と意識されていた諸点を要約した文書である。金融機関の国営化や、国債利子の処理について、利払の一定期間延期等の諸案が検討されていたことなど、興味深い事実が物語られている。資料(5)は、二一年春に表面化し、「食糧メーデー」にまで発展した食糧危機に対処するため、次官会議の提案として吉田新内閣に要望されたものであり、資料(6)はこれをうけた閣議決定と政府発表である。資料(7)は、前年秋以来深刻化しつつあった石炭危機に対処するため、この時点でとられようとした対策の要約であり、いわゆる「傾斜生産」方式の前段をなすものである。資料(8)は同年の「米価その他」についての閣議了解であるが、二一年一一月以降米麦のみで二合五勺配給を行なうなどの方針が示されていたこと、昭和二二年度からいっさいの価格調整補給金を全廃することなど大胆な方針が考えられていたことを示している。資料(9)は次回の膳安定本部長官とマーカット経済科学局長の会見のさいの議題として司令部から非公式に提案された文書の邦訳であって、当時の懸案事項が集約されている。資料(10)は、昭和二一年度第四・四半期の、すなわち「傾斜生産」計画発動時点における「基礎物資需給計画並に実施要領」であって、戦時中の物資動員計画の延長線上に、石炭増産に重点を置いた計画を示している。資料(11)から資料(15)までは、経済統制強化、経済安定本部の機構拡大に関する司令部経済科学局と石橋安定本部長官との間の往復文書である。統制によって経済危機に対処すべきだとする司令部側の構想が明示され、日本側はそれにしたがうことになった。以後の片山・芦田両内閣の時代の政策の前提がここにきずかれたのである。資料(16)は、この線上における石炭増産計画を示している。資料(17)は、片山内閣の決定した「緊急経済対策」（I(25)）にもとづく財政金融政策の大綱の参考案である。資料(18)は、前記の緊急対策の柱となった新物価体系立案のための司令部経済科学局からの指示であり、資料(19)の基本構想を示したものであった。資料(19)、(20)は、新物価体系を公示するのにあわせて、配給統制を強化し、闇取引を撲滅しようとする政策姿勢を示したものであった。

資料(21)は昭和二二年末のマーカット経済科学局長の示した予算均衡のための三原則――新企画のためには新財源が存在すべきこと、賃金は生活補償給であると同時に能率給であるべきだし、企業の赤字補給金支給には反対であること、生産回復のためには、罷業禁止も考慮すべきこと――が示されている。これはのちの〇・八カ月分生活補給金問題による内閣倒壊の遠因になったものと考えられる。資料(22)は、大蔵省による予算編成施策に関連した通貨安定施策についての政策考察であって、外資導入、賃金統制、生産公債などの問題が考慮されていたことが示されている。資料(23)は、企業再建整備のための第二会社において、石炭産業等が大きな赤字を出していたのに対する処理方針をとりあげ、前掲マーカットの三原則にもかかわらず、政府補償の方針を出している。同(24)は二三年三月現在の臨時資金調整法廃止問題、企業新勘定赤字処理、特別経理会社の資本構成是正の三つについて、この時期の実情を詳細に説明している。

資料(25)は、昭和二三年三月のドレーパー使節団と北村蔵相・栗栖安本長官の会談記録であり、この席上、銀行・保険会社に対する集中排除法の適用除外が言明され、予算均衡の可能性等について論議が行なわれている。資料(26)、(27)は司令部側と大蔵省との、ときどきの重点課題についての会談記録である。社会党左派の提案による軍事公債の利払停

止問題、主計局の内閣移管等について司令部の内意をきいたり、物価体系の全面改訂（六月二二日公表）（資料(32)）について司令部内部の意見を訊ねたりしている。資料(28)、(29)は賃金・物価の相互安定のために賃金率の上昇を抑えようとする司令部構想の閣議におけるファインの説明要旨と、その具体案についてのファイン――北村蔵相の会談記録であり、司令部側に賃金統制のための賃金安定委員会設立の考えがあったことが示されている。資料(30)は一本為替レート設定の目的で来日したヤング・ミッションと大蔵省首脳部との会談記録で、ヤングらがとくに自助（セルフ・ヘルプ）を強調し、当時期待されていた外資導入に対しても、安定が先決であるという意見を表明している点が注目される。ヤング・ミッションは、一本為替レートの設定とそのための政策処方箋を提示するが、司令部側は為替レート設定を尚早とし、政策提案のみを「経済安定十原則」（資料I―(34)）として提示した。日本側のこれに対応するための資料が、(33)である。

資料(31)は懸案の石炭企業赤字についての経済科学局長名の非公式覚書であり、企業の経営努力を求めつつも、政府による補給を承認している。その最終処理方針は同年一二月に至って経済安定本部によってとりまとめられた（資料(35)）。

資料(34)は、第二次吉田内閣成立後まもなくの泉山蔵相とマーカット経済科学局長との会談記録であり、同時に提示された「予算五原則」は当時の司令部の考え方を物語っている。

2　財政経済政策に対する意見

ここには、戦後まもなくの日米要人の広汎な諸問題についての見解を集めた。資料(1)のクレーマー経済科学局長と太田終連第三部長の会談記録（昭和二〇年九月）は、日本経済の処理についての「米国側ノ真意」を捉えるための打診であり、その詳細をつきとめることはできなかったが、ほぼその意向をさとることに成功したことを示している。当時の雰囲気を伝えるものといえよう。資料(2)は同年一〇月の渋沢新蔵相の記者会見記録であって、この時点における蔵相の一般的見解を示している。資料(3)は、二〇年一〇月一二日付の外務次官らの立案であり、占領軍からの指令を受ける前に、「自発的に統治制度ヲ初メ政治、経済、文化等各般ノ分野ニ亘リ急速ニ施策要綱ヲ樹立シ之ヲ強力ニ遂行」することによって、国家としての自主権を維持し、中正な施策を維持しようとする改革案であり、当時の政府部内の発想をうかがうに足りよう。資料(4)は、昭和二一年四月、蔵相就任直前の石橋湛山の講演の記録であって、生産回復を第一とし、そのために新収入の封鎖を廃し、貸出制限を解除し、経済統制を撤廃し、戦時補償を延期し、復興事業を特別会計で実施するなどの発想が展開されている。石橋のこの時点における真意を示すものといえよう。資料(8)は、蔵相として半年以上たった後の石橋の記者会見記録であり、その根本思想が一貫していることを示しつつ、政策の現実との関連を説いている。あわせて、「石橋財政」の性格を知るために好個の資料である。資料(5)は、二一年四月司令部経済科学局のボグダン、タマーニャ両氏の立案になる「綜合五箇年計画」の概要であって、当時のアメリカ側が日本経済の将来をどう考えていたかを示している。全体として悲観的色彩が濃く、ボーレー賠償案の制約もあって、軽工業・農業中心の産業構成が想定されている。資料(6)は自由・進歩両党のインフレ対策要望、資料(7)は一万田日本銀行総裁の通貨金融政策意見であり、ル・カウント財政課長に提出されたものである。戦時補償打切り後の状況を踏まえ、経済再建の方向として、預貯金の安全確保、財政の健全化等を要望している。

3　財政経済の現状と見通し

ここには、大蔵省当局による財政問題の全般的意見表明を集めた。資料(1)と(2)は、昭和二〇年一一月、二一年一〇月の大蔵大臣の訓示であり、それぞれの時点の主要問題についての所見を述べている。資料(3)は昭和二二年一二月時点で公表された財政事情の要約であり、納税と貯蓄とによる危機の突破を国民に訴えている。「財政白書」と銘打った文書が公表されたのはこの時のみであろう。資料(4)は、部内用として、昭和二三年七月現在の状況を経済の実情――物価、賃金、通貨及び生産、二三年度予算、税制改正、金融、外資援助と為替問題、結論の六項目に分かって詳細に解説した文書であって、別表ともどもこの時期の実態を知るために便宜である。

三　皇室財産

二〇年一〇月二二日、司令部は皇室に関する資料（皇室典範、皇室の系統図、昭和一二年以来の決算、四五年予算）提出を求め（資料(1)）、一一月一八日の覚書によって、司令部の許可がない限り、いっさいの皇室財産の取引禁止を指令（資料(2)）し、この旨総理大臣から宮内大臣に照会（資料(3)）された。また一一月一八日付覚書は、政府に対し、宮内省の提出した皇室財産記載書の審査を命じ、山際大蔵次官を委員長とする特別調査委員会は、一二月一三日、その結果を大蔵大臣に報告した（資料(4)）。宮内省の報告は「正確度高度」と判定されている。資料(5)は、同年一二月、皇室会計令の大改正が行なわれたことを示す。資料(6)は、宮内省による皇族財産の保管、皇室の皇族に対する財産の下賜、貸付、権利所有権等の禁止、剝奪、皇族のいっさいの特権および課税免除等いっさいの特典の剝奪を指令した。資料(7)は、昭和二一年八月、金融緊急措置を、宮内省関係については爾後適用しないことを定めた文書である。資料(8)は戦時補償特別措置法案、財産税法案において皇室、皇族に対する課税のための補則規程を設けたことについての法制局による説明文書、資料(9)は、皇室財産に財産税等を賦課するさいの取扱に関する司令部の見解表明である。資料(10)、(11)、(12)、(14)は皇室経済法の要綱とその原案、および改正案施行法要綱、皇室用財産調査委員会の規定であって、新憲法にもとづく皇室経済の大方針の決定を示しており、これによって現在に至るまでの戦後における皇室財産が決定された。資料(13)は、皇族の身分を離れる者についての一時金支払についての法案要綱であるが、国会には提出されないまま、その原案通りに事実上運用されている。

四　財政再建構想

この項においては、昭和二一年三月までの財政問題を取り上げる。その中心課題は戦争財政の終結と、戦後財政の再建であった。

1　昭和二〇年度実行予算及び二一年度予算編成

ここには、終戦にともなう昭和二〇年度予算の処理と、二一年度予算編成作業を含んでいる。まず前者についてとりまとめる。八月二一日の閣議決定（資料(1)）は、九月一五日までに各省が所管経費について実行計画を樹て直すことを定め、ついで九月には予算中約八百万円を節約することを閣議に説明（資料(2)）し、九月二二日と二八日には一般会計分の実行計画と節約実行額をとりまとめて閣議決定(資料(5)、(6)、(7))した。一〇月一二日には特別会計分についても、同様の閣議決定

(資料(8)、(9))が行なわれている。その実行過程において、行政機構改革が日程にのぼり、愛知揆一ら若手中堅の大蔵省書記官が意見書を提出（資料(11)）したが、結局大幅な定員削減を主とする行政整理方針が一〇月三〇日閣議決定（資料(12)）され、具体案は一二月二二日に決定(資料(14))、これにともなう予算節約額も二一年一月二五日(資料(17))決定された。この間提出された追加予算については司令部から今後の手続きについての指示を含めて承認され（資料(13)）、節約額中の復活も実施(資料(15))をみた。しかし二一年二月になると支出増加の必要は、官吏の待遇改善費、風水害復旧費、引揚者援護費、復員処理などで約五四億円と見込まれ、選挙中とあって議会の協賛をうることもできず緊急財政処分によって支出されることになった。その関連資料が資料(18)、(19)、(20)である。

昭和二一年度予算編成方針については八月二四日閣議決定(資料(3)、(4))がなされたが、以後は進展をみなかった。ただし、一〇月一六日付の「戦後財政の見透に付て」（資料(10)）は今後の財政についての問題点の包括的指摘であり、二一年度予算の特徴もここにとりまとめられている。二一年一月四日、二一年度予算の概算がようやく成案となった(資料(16))が、その成立までにはなお多くの曲折を経なくてはならなかった。

2　財政五カ年計画

「財政五カ年計画」は、昭和二〇年秋において、大蔵省において検討された財政収支見通しの試案である。その最初の案に近いものが資料(1)、(2)であり、それらにもとづいて、歳出削減と財産税、戦時利得税の賦課が必要とされるに至り、第八九議会において渋沢蔵相によって演述されるに至った（資料(3)）。これら政策的措置を考慮に入れて、五年間に、財産税や戦時利得税を考慮に入れることなく、財政収支の均衡を回復することを目指したものが、同じ議会で配付された資料(4)であった。

3　財政再建構想と司令部覚書

ここには、上記の財政再建問題をめぐる文書を集めた。資料(1)は、一般財政金融政策に関するクレーマー経済科学局長の大蔵次官に対する意見表明であり、インフレ防止、公平な課税、生活必需品を増産させるような財政政策、生活必需品の価格安定、高額利子所得者の発生の阻止、インフレ防止のための財産税の徴収、贅沢品生産の禁止ないし制限などがうたわれていた。資料(2)はこれにつづく占領軍の内意として臨時軍事費の廃止、戦時利得税徴収、財閥解体、企業補償、生活必需品等の輸入資金の手当特に金銀の処理などが示されている。こうした事態を前提して、渋沢蔵相の発意によって大内兵衛、中山伊知郎両教授の講演が、大蔵省幹部を集めて行なわれ、経済と財政の再建についての構想が論じられ、当時の空気を伝えている。ラジオ放送で有名になった大内兵衛の公債償務の打切り論はこの席でも述べられている（資料(3)）。また公債の利下げは、経済科学局に提出されたものと考えられる大内の意見書にも盛り込まれている（資料(5)）。一〇月からは大蔵省内部においての問題の論議が本格的となり、愛知文書課長のメモ（資料(4)）にあるような問題をめぐって、渡辺喜久造、西原直廉、杉山知五郎、大平正芳らの意見書が提出されている(資料(6)、(7)、(8)、(9))。これらを土台として、大蔵省（まとめ役は大臣官房か）の見解が固められてゆく(資料(10)、(11)、(12))。その成案が一一月五日付閣議了解された「財政再建計画大綱要目」、同「説明要旨」(資料(13)、(14))である。一方で財産税と（戦時利得に対する）財産増加税の新設による公債償却をはじ

め、所得税間接税の増徴による財政均衡の回復を図るが、他方で公債利払の停止や戦時補償打切りなどは行なわないというのがその主眼であり、閣議もその方向を諒承したのであった(資料(15))。資料(16)、(17)もその関連資料である。

財産税および財産増加税新設と使用目的制限つきでの戦時補償の支払を求める大蔵大臣の総司令官宛覚書は、一一月一六日付で発せられ、一一月二四日付で、その方針を承認する旨の回答が寄せられた(資料(19))。この覚書に対する大蔵大臣談話の形式で、二新税の創設と戦時補償支払についての政府の方針が公表されたのは一一月二五日である(資料(20))。(なお当初の日本の新税案は、個人及び法人に対する財産税と個人の戦時利得を徴収する財産増加税の創設であったが、司令部の意向で企業に対する戦時利得税が加えられた。)こうして戦時補償の支払方針は、インフレ防止のための二新税の創設とあわせて、いったん司令部の承認を得たのであったが、やがてそれが否定されるのは後にみられる通りである。この方針の細部についての司令部との折衝を示す文書が資料(21)～(26)である。

4　司令部による財政活動の規制

ここには、昭和二〇年九月以後に単発的に発せられた覚書とそれらについての質疑を一括した(資料(1)～(13))。それらは資料(14)に要約されており、それにもとづくポツダム命令は資料(15)にとりまとめられている。

5　臨時軍事費特別会計の終結

ここには、司令部の内意(一〇月一〇日、前掲、資料Ⅱ―四―3(2)参照)にもとづいて処理されたこの問題についての資料を集録する。資料(1)は、司令部の内意表明に先立って、臨時軍事費支払の一部(一企業者五十万円以上)を政府特殊借入金とし、これを指定軍需金融機関に譲渡させて借入金の返済に充てる措置が実行されたことを示している。資料(2)、(3)は、終結方針が決定されたのちの、主計局による具体的処理方針の要約であり、これらにもとづいて法律案、勅令案要綱がとりまとめられ(資料(4))、さらに細部の諒解(資料(5))や陸、海軍省、商工省に対しても要望が発せられた(資料(6))。資料(7)は、二〇年一一月時点における臨時軍事費特別会計の現状と処理方針についての主計局による総括である。こうした過程を経て、同特別会計は昭和二一年二月二八日付のポツダム勅令によって廃止せられた(資料(8)、(9))。

6　税制改正の立案

ここには、戦後における財産税、戦時利得税の新設をはじめとする税制改正立案資料を集録する。もっとも早い九月末の資料(1)にはまだ戦時中の諸税制の処理だけが問題とされているにすぎない。しかし、一〇月中に「全国民戦死」の意気込みで立案された財産税構想は、一一月初頭には早くも新通貨の引換えを含む具体的立案に入り(資料(2)、(3)、(5))、一方その他の一般税制改正案も取りまとめに入った(資料(4))。一一月初めには、戦時利得者に対する財産増加税が構想され(資料(6))、やがて個人財産増加と法人戦時利得を別個に課税する構想が生まれ(資料(7))、一一月末から一二月初旬にかけて司令部との折衝が進められた(資料(8))。並行して公表のための準備を進められ(資料(9))、一月一〇日原案が公表された(資料(10))。二月一四日、財産税徴収のための臨時財産調査令(勅令)案が枢密院の議に付せられ(資料(11))、二月一七日には臨時財産調査要領(資料(12))が成り、調査令も同日公表された。その後調査時期である三月一日までの間、財産税回避のための動きがはげしく、その一端は資料(13)に示されている。資料(14)は、金融緊急措置とともに設定された新価格体系(二一年三月体系)に対応する税制改正の要綱である。

7　企業補償と生産再開対策

ここには、すでにみてきたように、政府の方針とされ、いったんは司令部の諒解をも得ていた企業に対する戦時補償支払の問題と、早期に生産再開を図るための計画とをとりまとめる。

政府のいわゆる戦時補償債務が発生したのは、企業整備交付金、戦災保険金の支払などのほかに、戦時災害や企業の命令による工場疎開資金の補償、重要産業において、戦時生産に専念させるため、特定企業を指定して賞与金や五分の配当金を含む企業収入を包括的補償を行なうことを定めたものであった。資料(1)、(2)はこの後二者の内容を示している。資料(3)は、会社経理特別措置令(昭和一九年一一月一日勅令第六百二十一号)の第二条第三項、第三条の規定に関するものである。同令第二条は「戦時災害ニ因リ損失ヲ生ジタル会社及主務大臣ノ指定スル会社ハ其ノ経理ニ付左ノ特別措置ヲ為スコトヲ得」としており、その第三項は「戦時災害又ハ主務大臣ノ指定スル事由ニ因リ生ジタル損金」を資産に計上し、それを「一定ノ期間ニ償却スルコト」を認めていた。そして第三条は、この特別措置をする場合には「主務大臣ノ許可」(第一項)ないし「主務大臣ニ報告」(第二項)の義務があるとされていたが、第三項は「主務大臣必要アリト認ムルトキハ会社又ハ事項ヲ定メテ」、「許可」ないし「報告」の義務を免除するというのであった。したがってこの告示の意味は、「戦災、工場疎開、企業整備等による企業損失」を、貸借対照表の資産に計上することを認めた点にあり、さらにその形で計上しうる損金の内容を明示して、企業補償の金額をとりまとめることを目的としていたのである。資料(4)は、軍需会社の「善後処理転換」につき、指定金融機関をして政府と協力させ、企業の処理に当たるべきことを定めたものである。資料(5)はさきの資料(2)の戦後における具体化方針、資料(6)は要補償額の第一次推算、資料(7)、(9)はそれらをめぐる検討資料であって、九月一〇日付の資料(10)はその一応のとりまとめであった。

他方、金融機関からの貸出や、社債などを含む軍需産業への資本投下額の調査(資料(8))も進められ、軍需企業や金融機関に対する政府保証債務の処理についての一般的方針も、九月二〇日にはとりまとめられた(資料(11))。なお、資料(12)は、二〇年八月末、九月末の期限つきで封鎖されていたいわゆる「特殊預金」の計数である。

資料(13)は、戦後大蔵省が企業補償を急ぐ理由と、戦後の経緯が要約されている。大蔵省としては、企業を「民需生産ニ再出発」させるためにも、経理面の損失を解消させる必要があり、また軍事支出を突然停止したことによる衝撃を緩和し、さらに株主・預金者に「或ル程度ノ見透シ」を与えることを主眼としていたのであった。

こうした前提に立って補償の方式についての立案が進行する。一〇月一六日付の資料(15)は一応補償打切りを含む各種案件を羅列しているが、やがて預貯金の一部補償(資料(16))、一〇月一六日付資料(15)の第一案に基づく補償実施の具体案と要補償額の推算(資料(17))、さらに商工省と共同での閣議了解(一一月五日)(資料(22))に到達し、一一月二四日、司令部の承認を得たので、その補償額の概貌(資料(23))は、一一月二七日に公表された。この間にはその必要性、実施細目、要補償額の推算等が詳細に進められている(資料(18)～(21))。その実施に先立って、とりあえずその決済のために、日本銀行、金融機関に対して、その事務処理の方針が示された(資料(24))。一月一九日には、そのために「特別ノ整理機関」を設置することの当否を検討する文書(資料(25))

も作成されている。

その一方で、昭和二〇年末から二一年春にかけて、民需産業の生産再開が緊急な課題とされるに至った。その対策として、企業経営および資金面の対策が考究された初期の結果が、二一年一月二二日付の資料(26)であって、ここでは後に曲折の末実現された第二会社(「レシーヴァー」)の構想と復興金融金庫の構想が出現し、軍需生産時代の借入金を整理し、戦時統制を変貌せしめてゆく考え方が提示されている。復興金融金庫(会社)構想は同日付で具体化され(資料(27))、新旧会社分離構想も同日付でとりまとめられた(資料(28))。民需生産再開のための具体的施策は、二月八日付で閣議に提出され(資料(29))、復興金融、軍需融資の処理と戦時補償の実施、第二会社の設立、インフレーション防止のための金融統制の再編成を含む構想は、二月二六日付で閣議了解を得たものと考えられる。ただし閣議決定の目録には載っていない(資料(30))。

8　国庫債務負担の推移

ここに収めた資料は、戦時中の公約に係る国庫の負担となるべき債務、および戦後処理のために負担すべき支出等についての推算資料である。資料(1)は、戦争のための戦費支出、国債発行額及び借入金、政府保証債務、戦争保険等公約済の負担、軍需会社補償、旧植民地関係の事業についての負担、喪失領土および占領地の発行通貨整理の負担、その他について、計数をとりまとめた第一次推算である。資料(2)は各種の場合を並列して、今後の国庫負担額をとりまとめたもの。資料(3)は、この時点における財政負担能力と、賠償その他の動向を考慮に入れて、起りうべき各種の支出を推計したものであって、この種の資料の総まとめともいえるものである。とくに終戦時の在外資産、海外投資額等についての数字は重要なものといえよう。

五　戦時補償打切りと企業再建整備

いちどは司令部側によって諒承された戦時補償の支払が、司令部の意向が変化してその打切りを要求され、結局一〇〇%課税という決着をみるに至ったこと、それにともなって急遽企業と金融機関の再建整備を実施せざるをえなくなったことはよく知られている。この項は昭和二一年四月以降の司令部との折衝過程と、それ以後の実施過程についての詳細な資料を収めており、質量ともに充実したものということができる。

1　戦時補償と財産税の検討

ここには、税制の専門家として来日したレオ・チャーンおよびシーガルら司令部当局者と大蔵省主税局、終戦連絡部の一〇回にわたる討議(二一年四月二三日～五月一五日)(資料(1))にはじまる資料を収める。この検討の当初から、司令部側は、法人財産税徴収と軍需補償の支払をあわせ行なうことに批判的であり、この間代表的一〇社の資産内容株価等の検討(資料(2))を経たのち、チャーンに代表される司令部側の発想は、法人財産税、法人戦時利得税の課税を中止し、個人財産税、個人財産増加税のみを課する、他方戦時補償の支払は打ち切る、個人財産税は、財産一〇万円以下のものについては、一〇万円以上のものからの税額が歳入予定に充たない場合にのみ課税するという点が明らかになった(資料(3))。大蔵省はこれに対して既定の方針にもとづいてあらためて意見(資料(4)、(5))をとりまとめ、その方針で司令部と折衝する方向を定める一方、なお戦時補償が行なわれることを前提として、銀行の整理方針の検討をはじめていた(資料(6))し、軍需補償額の推算をか

ため、他方では打切りの影響についても検討(資料(7))したうえで、五月三一日には閣議了解のうえで司令部に要請を提出する準備を整えるに至った(資料(8))。ただし要請書は、同日付で、次の提案が司令部から出されたために、未提出に終わった。

2　司令部課税提案(補償打切り)をめぐる交渉

ここに収めた資料は、五月三一日付で一〇〇%課税提案(G案)(資料(1))が提示されて以後、日本側の対案(I案)(資料(13))提出を経て、七月一六日付マッカーサー総司令官宛の吉田首相書簡と同返簡(七月一九日付)(資料(42)、(43))により、G案を基調としつつI案の一部を取り入れた大綱がまとまるまでの複雑な折衝過程をあとづけている。資料(1)(G案)は、戦時補償のうち一万円をこえる分に対し一〇〇%課税する、個人財産税を三万円以上の財産所有者に対して累進的に課する、金融機関の損失は資本勘定の九〇%を負担償却し、預金者その他の債権者に負担せしめる、預金は一万円を限度として負担を免除する、国債利子には七一%の課税を行なうことを骨子とするものであった。資料(2)、(4)はこれに対する大蔵省内部の検討の記録、資料(5)、(6)は司令部との質疑応答の記録である。商工省も六月七日付の修正要望(資料(7))をとりまとめた。なお、すでに立案されていた復興金融金庫については、六月三日、司令部から予算予備金より二億円の資金を供給することにして、三年間の期限付で創立すべきむねの非公式メモが届いており(資料(3))、これにもとづく設置要綱は六月一九日に策定された(資料(15))。

六月一〇日には経済閣僚懇談会が開催され、このために大蔵省からはG案についての意見と、各方面に及ぼす影響についての詳細な調査(資料(8))、内閣審議室からも意見および修正案(資料(9))、農林省からも、その農民および供出に対する影響の懸念を示す資料(資料(10))が準備された。それらにもとづいて石橋蔵相名でG案への対案要綱(資料(11))が同懇談会に提出された。なお、資料(12)は右大臣案の準備資料と目される。こうして六月一七日、石橋蔵相の対案(I案)がまとめられ、司令部に提出された(資料(13)、(14))。I案の骨子は、総動員法、軍需会社法等企業損失の政府保証にかかわる分は一〇割の課税を行なう。個人の戦争保険金については五万円以下の金額については免税、五～一〇万円の場合は五割、一〇万円以上の金額は一〇割課税(最高受取額七万五〇〇〇円)とする。企業に対する戦争保険金は一〇割課税とするが、現存資産の時価額が外部負債の総額より少ない場合、その不足の範囲内の戦争保険金は免税とする。さらに今後の経済再建のために存続せしめる必要のある会社について、課税の結果払込資本金の七割以上を喪失する場合は、払込資本金の三割を保持できるように減税しうる。契約打切りによる半製品代金や企業の産業設備営団に対する請求権についても同様に措置する。企業の損失は、(1)積立金評価益をもって償却し、次に払込資本金、さらに外部債権者の順で負担させるが、払込資本金が上記の措置によって減税されるときは、外部債権者にも同一限度まで負担させる。金融機関については、積立金含み益の全額、払込資本金の七割、外部債権の七割の順に負担させ、それでも損失額が残る場合には後二者の残額に按分して負担せしめるが、預貯金については政府が支払不能分を補償し、国債利子七一%課税は行なわないというものであった。そして個人財産税はいっそう酷しくし、かつ財産税を法人にも課することにして、財政の収支はG案と同等におさめようとするのである。

I案が六月一七日に提出されたあと、六月一九日、二〇日には司令部側との会談が行なわれ、先方はこれに反対の意向を明らかにした(資料(16)、(17))。これに対し日本側では対案について検討が行なわれ(資

料(18)、(19))、修正I案の原案作成が進められ(資料(20)、(21))、六月二六日には修正I案が提出された。それは半製品代金や産業設備営団に対する請求権に対する補償は取り下げるが、個人に対する戦争保険金の支払条件や、預貯金の全額補償などを維持しようとするものであった(資料(22)、(23))。同日、吉田兼任外相もミューラー参謀長あてに書簡を送り、この案の検討に時日をかけてほしいこと、また経済使節団の来朝を要請した(資料(24))。しかし渡辺武終戦連絡部長が聞き込んだように(資料(25))、七月二日には、ライダー経済科学局長代理から石橋蔵相に、決定的な通告が行なわれた(資料(27))。その要点は、戦時補償に対する一〇割課税、全銀行預金に対する政府補償は不承認、ただし一万五〇〇〇円までは異議なし、財産税に対し五万円までの免税点設定の承認にあり、翌三日午後三時までの回答を要求していたのである。この時、大蔵省はG案をのむ場合の要望事項までを準備していたのである(資料(26))。なお、七月二日の会談では、個人戦争保険金は二万円まで支払を認める、預貯金の政府補償は口座当りであって一人当りでない点が緩和になっている、財産増加税は中止するなどの点が明らかになった(資料(28))。この通告に対し翌三日の閣議においては、モラトリアム施行と同時に発表する、復興金融金庫開業まで興銀の資金を供給するなどの案が出た(資料(29))が、結局、吉田首相の意見で不在中のマッカーサーが帰るまで回答を延ばすことになり、石橋蔵相は同日回答延期を要請し、八日には弁明書を提出している(資料(30)、(31))。大蔵省は七日以降手直しされたG案の実施要綱の作成に取り掛っていた(資料(32)、(33))。この間帰国したマーカットからは一〇日朝、二四時間以内に回答を求める督促があり、石橋は翌一一日マーカットと会見してさらに延期を申し入れて諒承を得た。この間一〇日には対日理事会でも補償打切り問題が議題にのぼった(資料(34)～(40))。この間吉田兼任外相はG2のウィロビー少将に事態を説明したらしく、資料(41)はその際の説明資料と思われる。

こうした曲折の後、七月一六日付で、吉田首相はマッカーサーに書簡(資料(42))を送り、(1)預貯金補償の限度、(2)個人に対する戦争保険金の支払限度、(3)企業に対する戦時補償の全面打切りか部分的支払か、(4)国債利子に七一%の課税を行なうか否か、の四点をあげて、その「指導(ガイダンス)と好意ある配慮(フェーバブル・コンシデレーション)」を望む旨を書き送った(資料(42))。マッカーサーからの返簡は、(1)預貯金補償の限度は一口座当り一万五〇〇〇円、(3)戦時補償打切りについては妥協の余地なしとしていたが、(2)個人の戦災保険金支払の限度を五万円に引き上げ、(4)国債利子の七一%課税を撤回する旨を伝え、指令は出さないがこの案が受諾されて立法されることを望んできた(資料(43))。こうして長かった折衝も終わりを告げたのである。

3　補償打切り関連法案の立案

ここに収めた資料は、以上の経過を受けての法案立案の過程を示す。まず司令部との方針についての折衝(七月二四日)(資料(1)、(2))に次いで二六日、立案方針で閣議決定をみた(資料(3))。復興金融金庫法案を含む九つの関連法案と一つの大蔵省令の立案と、司令部側との会談を折り込み、また経団連の要望などを聞きつつ急いで進められたが難航した(資料(4)～(16))。しかし、その手続きの全体が完了しないうちに、復興金融金庫の設定までの間、日本興業銀行に復興金融部を設けて融資を開始する旨が公表されているし、ついで八月一〇日には、封鎖預金勘定の第一、第二封鎖預金への分割が公表され、一世帯当り現在の封鎖預金中一万五〇〇〇円または世帯員一人当り四〇〇〇円(ただし最高三万二〇〇〇円)を越える額は第二封鎖預金とし、特別の場合以外には

引き出せないことが定められた(資料(9)、(17))。八月一二日には、戦時補償打切り、企業再建整備計画の大綱が発表された(資料(18)、(19))。ただし、戦時補償の定義、財産税法、企業再建整備法の細部の詰めはなお残されたままであり、八月から九月にかけて原案がかためられていったのである(資料(20)～(40))。その間財産税の免税点を一〇万円に引き上げるなど主要な変更も行なわれたが、結局九月末までには法案が成立し、一〇月には戦時補償特別措置法、企業再建整備法、金融機関再建整備法等が成立公布されたのである。

4　企業再建整備の実施

ここには、爾後の実施過程についての資料を収める。当初昭和二二年三～四月ごろまでに完了と予定されていたこの作業は意外に長引いた。その曲折はこれらの資料によってかなりの程度説明されうる。

実施上の重要問題の一つは資産再評価基準の設定(資料(1)、(2)、(5))であり、つづいて再建整備法により指定された特別経理会社の未払込株式徴収と減資の問題、および在外資産負債の取扱の問題であった。これらについての司令部側の検討は遅延したし、特別損失補塡のために未払込株金を徴収する問題などについても議論が出て、実施のための施行令の改正はさらにおくれ、これらの問題の処理が進行しはじめたのは二二年四月以降であった(資料(3)～(7))。その後の経過は明らかではないが、企業再建整備法施行令の政令改正が実現したのは同年六月であり(資料(9))、その経理面の認可基準大綱が閣議決定・発表されたのは九月、細部にわたる基準が発表されたのは同年一二月であって(資料(13))、そのために再建整備の実施は二三年に入ってからのことになったのである。この過程において、二二年五月には、のちに経済力集中排除法として実現した政策を、企業再建整備の基準に含めるべきだとする、司令部反トラスト・カルテル課長ウェルシュの提案がなされ(資料(8))、一応は切り離された形で進行することになったものの、後まで影響を及ぼした(資料(11)、(12))。また、企業再建整備に関しては、各方面からの意見書が提出されているので、その主要なものもここに集録してある(資料(4)、(10)、(16))。

再建整備の実施が長引いたことは、この間に新しい問題を発生せしめた。ひとつはインフレーションの進行にともなう資産価値の再評価問題(資料(17))の発生であり、また価格統制による第二会社における新勘定赤字の発生(資料(18))がその主なものである。資料(19)～(22)はこうした問題の実情と対策に関係する。しかし困難をはらみつつも、二三年に入って再建整備は進行し、それとともに、旧財閥系会社の制限会社指定解除の動き(資料(23))、再建整備後の資産再評価の検討も進められるに至った(資料(24)、(25))。資料(26)は二四年九月現在の再建整備の進行状況である。

5　金融機関再建整備の実施

金融機関の再建整備も、一般企業の場合と同様に難航した。資料(1)は、日本興業銀行債の処理の仕方によって、結果が全く異なることを述べた陳情書であるが、こうした問題が山積し、未払込資本金の徴収や資産評価方式が未定だったために、その具体的実施は二三年以降に持ち越されたのである。資料(2)は司令部ビープラット貨幣金融係長による二二年四月現在における金融事情と制度の概観である。資料(3)は、前記のウェルシュの提案と結び付くもので、集中排除政策が金融機関にも適用されるむねのビープラット言明である。しかし一〇月に至って詳細は未定であったが(資料(7))、大蔵省銀行局は分割を非とする考え方を打ち出している(資料(8))。二三年九月の資料(4)、(5)は資産評価基

準の決定であり、同(6)は興銀債の処理についての一提案である。同年一〇月までの進行状況と問題点は、資料(9)、(10)に要約されている。資料(11)は未払込資本金徴収規定の改正案、同(12)は金融機関再建促進の大蔵省案、同(13)、(14)は積立金処理方針の改訂案、および無尽会社の処理についての説明案であった。二二年一二月になって、事態はようやく急速に進行しはじめる。二三年三月末に新旧勘定を合併せしめようという司令部の意向が表明され、そのための日程が内示されたからである(資料(15)、(16))。一二月二四日には金融債の評価基準と、金融機関整備計画認可基準(資料(17)、(18))が公表され、一二月三一日は最終処理日程(資料(21))が公表され、二三年一月二日には司令部との手続についての合意も成立(資料(20))した。一月五日には、新旧勘定合併後、直ちに増資を行なう手続も「便法」として決定された(資料(22))。なお、これに先立って二二年一二月一日、第二封鎖預金の一部が第一封鎖預金に移されたが、この点について、当時の与党社会党政務調査会の反対があった事情は資料(19)に示されている。

以後具体化の過程において、帝国銀行の分離が提案され、実現をみた(資料(23)、(28))。資料(24)～(29)は再建整備実施過程における諸問題を示す。二三年一、二月の段階で司令部から未払込資本金の徴収方式及び新勘定に属していた金融債の旧勘定への移換が提案され、それをめぐっての交渉に結着がついてポツダム政令が発せられたのは三月二七日になった(資料(31))。このため、金融機関は最終処理の計算をやり直し、最終処理の認可は実際上は四月以降にずれ込んだが、遡及して三月三一日付で新旧勘定の合併が認可されることになった。

こうして、最終処理方針書についての司令部のチェックも四月中には完了し、五月一四日には最終手続が発表された(資料(32)、(34)、(35)、(36)、(38))。最終処理後の増資についても、司令部の方針(資料(37))が示され、同じ五月一四日にこれによって大蔵省から方針が発表された(資料(39))。最終処理後の手続としての法改正や、最後に増加を認められた政府補償額の処理、封鎖預金制度の廃止なども七月二〇日までには進められ(資料(40)、(41))、金融機関に対する集中排除法の適用除外も(三月に内示されていたが)、七月三〇日には公表された(資料(42))。そのあとまで残った問題としては金融機関の配当制限問題があった(資料(33)、(43)、(44)、(45))。

六　予算編成と税制改正

この項には昭和二一～二三年度の本予算・追加予算および、税制関係資料を収める。ただし、この項については本財政史の「歳計」、「租税」においてくわしく取り上げられているので、要点の記述にとどめたい。

1　昭和二一年度改定予算

ここは、内容上次のように区分されうる。すなわち、資料(1)は財政調査室討議事項として、当時の主要な検討事項が列挙されている。資料(5)、(7)は、議会が開会されなかったため、昭和二一年度予算を施行するというたて前のもとで、その後の削除・追加分をとりまとめた暫定予算に関するものであった。昭和二一年度本予算については、すでに一月四日に概算予算が閣議決定されたが(前掲四―1―(16))、その後、占領軍の住宅建設要求や公共事業費六〇億円計上の指令が出されたし、給与改訂、国債利下げの取りやめ等が生じたため、さらに改訂した五月末の計数は歳出入五五一億円となった。この予算の処理について、「既定の予算から不用とする費額を減じ又必要とする費額をこれに加へその他必要な調整を施し」た改定予算を提出するという形をとることにし、司令部の修正を経て、総額五六一億円の予算が同九月に成立した。資料(2)～(26)はこの過程に関連する。資料(27)、(28)は今後五年間の財政収支の見込、同(29)は公共事業における失業者の優先雇用の決定、同(30)は終戦処理費の節約についての進駐軍への要請である。(30)の文書は当時の財政当局の重大な決意をうかがわせる内容をもっている。

2　昭和二二年度本予算

昭和二二年度本予算は、新憲法、新財政法の趣旨を体して編成されたはじめての予算であった。昭和二一年九月からはじめられたその編成作業は、長期にわたり、しばしば変更を余儀なくされた。二二年一月一五日の閣議決定の歳出規模は六一五億円であったが、終戦処理費、価格調整補給金、地方分与税、金融機関再建補償金等の増額のため一一四五億円に変更のうえ議会に提出され二二年三月三一日に公布された。資料(1)～(13)はこの過程に関係する。資料(14)以下は、その施行関係の文書であるが、五月三日成立の地方自治法にもとづいて地方財政に対して大蔵大臣が監督権を有することになったこと(資料(16))などは注目に値しよう。

3　昭和二二年度補正予算

昭和二二年度補正予算は、インフレーションが進行する過程で、大型追加予算の編成は必至であった。その規模は一〇月末現在で九二七億円となったが、その当初の閣議決定は七月九日であり、その規模六〇〇億円とされていた。その後の経緯については資料(4)～(16)に個別資料が含まれているが、とくに資料(17)は、この間の司令部側との折衝について詳細である。また内務省解体にともなって、地方財政の監督権が大蔵大臣の権限となったことにともなう資料(9)、(10)は興味深い。

片山内閣末期の二二年一一月以降は、公務員生活補給金二・八月分の財源問題が論議の中心となった。とくに二三年一月に入ってのちは〇・八ヵ月分の財源調達のための鉄道・通信料金の引上げが社会党左派の反対にあって予算委員会で否決され、内閣は倒壊する。この間の大蔵省内部資料及び司令部との折衝記録が本書収録資料の中心となっている(資料(18)～(34))。この間国会の予算増額修正権の議論(資料(29)、(34))、集排法をめぐるアメリカ側の内情(資料(18))、日本銀行国有化論(資料(35))などは注目すべき資料といえよう。

3　昭和二三年度本予算

ここには、予算問題以外に地方財政関係の重要資料(資料(9))が含まれている。まず本予算の成立までの経緯について。予算編成の手続は二二年八月からはじめられ、編成方針も早く立案されていたが(資料(1)、(2))、実際にははげしいインフレーションのために貨金物価体系の根本的改訂の必要は同年末には明らかになっていた(資料(3))。しかし、当時の中道政権の内部抗争のために、基本的対策は立ち遅れたのである。各党の予算編成方針(資料(5))にも、この点に対する真剣な配慮はみられなかった。二三年三月に発足した芦田内閣は司令部の諒解のもとに四月～六月の三ヵ月間は、一ヵ月分ずつの暫定予算を三回成立させる窮状に立たされたのであった。資料(6)～(8)は暫定予算関係の文書であり、資料(10)～(21)は本予算関係の文書である。この時期は日本の内政に関して司令部側の細部にわたる干渉が大きかったことは、本予算編成の過程を検討すれば明らかであって、骨格となる物価体系の問題について司令部内の議論がまとまるまで予算編成は不可能だったほどである(資料(26))。結局、二三年六月の補正物価体系と三七〇〇円ベースが決定されるまで、本予算案の決定は延期され、その後は急を要

するために、二三年度予算は「一般会計予算大綱」という異例の形で国会に提出されたのであった。しかし、この提案に対しては与党である社会党、民主党、国民協同党の三党から不満が出て、社会党からは鉄道運賃・通信料金の値上げの引下げ、民主党は取引高税の減額を求めるに至り、司令部の諒解を得てようやく予算成立に至ったのである。なおこの予算編成に当たって行政整理にともなう人件費一割五分の節約が問題とされた（資料(15)、(16)、(28)、(31)）が、これは二四年度に継続する事柄であった。

地方財政については二三年四～五月の間、地方財政関係閣僚懇談会が開催され、地方財政の財源をめぐる検討が行なわれた（資料(9)）。地方財政委員会の主張は、(1)事業税の課税標準から主要食糧関係（農業所得）を除外すること、(2)地方団体中央金庫を設置すること、(3)入場税を地方委譲すること、(4)酒煙草消費税を地方税として新設すること、(5)災害復旧基金を新設することの五点であったが、五月二八日の閣議において、上記の(1)、(3)の主張が承認された（資料(20)）。

5　昭和二三年度補正予算

昭和二三年度補正予算は、第二次吉田内閣成立直後のものであり、その要点は公務員給与の引上げ、および災害復旧費の支出増加の二点であって、同年一二月二二日成立した。ここに収めた資料(2)～(11)はほぼその経緯をつくしている。

6　税制改正及び税収確保対策

ここには、この時期における税制改正に関する基本資料を集録した。

昭和財政史――終戦から講和まで――　第17巻　資料(1)
昭和56年11月20日　発行

編　者　大蔵省財政史室
発行者　中井　敨行
発行所　東京都中央区日本橋本石町1の4　東洋経済新報社
郵便番号 103　電話 03 (270) 4111（大代表）　振替口座東京3-6518

©1981〈検印省略〉落丁・乱丁本はお取替えいたします.
Printed in Japan

3333-6247-5214